昭和十一年版

蒙古年鑑

財團法人　善隣協會調查部

蒙古年鑑に序す

滿洲事變以來わが國朝野の關心は翕然として大陸に集中されてゐるが、しかもその熱烈絶大なる、今日の如きは未だ嘗てない。亞細亞大陸の東邊に位する皇國の大陸生命線が滿蒙の地に存することは既に三尺の兒童も熟知するところであるが、しかもこれが單なる口頭禪にあらずして、生々しい現實感と結びついて、深刻に認識されるに至つたのは極めて最近のことに屬する。

既に滿蒙の地はわが國の生命線である。その地における巨細の動きが、恰も池中に投じた礫石の如く、周邊にむけて震動を傳ふるは敢へて此處にいふまでもないのであつて、しかもこの一震一動はわが國の存立に不斷の影響を與へてゐる。換言すれば、よかれあしかれ大陸に繼起する事象は時々刻々わが國の國家生活に何らかの壓力となつて現はれるのである。わが國が東海の孤島であつたのは既に何世紀か以前のことで、今日では亞細亞大陸の有機的なる一部分となつた。この故に大陸、殊に滿蒙の地の動靜を解せずし

ては、一日と雖も晏如たり得ないのである。現代における社會生活の指導者は、大陸に發する震動の源泉が那邊にあり、如何なる性質を帶び、如何にしてわれに働きかくるかを解せずしては、斷じてこれを正しく導くことができない。

滿洲に新帝國が降誕してすでに六年、漸くこの地の意義乃至重要性は正しく理解されやうとしてゐる。然るにこれより西に一歩を踏みだした蒙古に關しては殆ど知るところがない。現に世上に流布する圖書のうちに「滿蒙」の二字を冠するものも多いが、その內容をみると大多數が滿洲のみに關するもので、蒙古については何ら觸れてをらぬ。卽ち蒙古は滿洲の一部であると考へてゐる者が多いのではないかとさへ思はれるのである。

尤も少數ではあるが夙に蒙古の重要性を認識して、これを唱導し來つた先覺者もないではない。唯從來それが國民の腦裡に切實に響かなかつたことは確かに認めざるを得ないのである。わが財團法人善隣協會はこの間にあつて、兄弟同朋たる蒙古人が幾多劣惡なる環境の內に呻吟しあるを傍觀するに忍びず、內蒙古の地に診療施設、敎育施設、產業指導施設を行ひ　病患に苦み、文化に落後し、產業振はざる蒙古人の文化工作に全幅

ゝ經過した。今更にその施設を擴大して、友邦指導に將來一層の努力を拂はんとするものである。

蒙古はヴェイルを被つた神祕の國ではあり得ない。滿、ソ、支の三國に挾まれたゴビの地は、亞細亞將來の運命の鍵とさへいはれ、漸く國際政治の中心となりつゝあるかの觀がある。一葦帶水のわが國としては、その一擧一動は實に存立に關する切實な重大問題といはねばならぬ。

財團法人善隣協會が本書を上梓したる所以は正にこゝに存し、これによつて國民の蒙古に對する關心と認識とを深め、更に皇國の大陸國策の正道を照さんとするものである。聊か所感を述べて、本書がその役割とするところを十二分に果さんことを祈念して止まない。

昭和十一年四月

財團法人善隣協會

理事長　井上璞

はしがき

蒙古年鑑が從來嘗て編纂されたことなく、全く新しい境地を開拓したものだけに、この昭和十一年版蒙古年鑑の編纂には多大の苦心を拂はねばならなかつた。殊に年鑑の生命とする現象の進化を示す統計的資料に於て、嶄新正確なものが得られなかつたといふことは、ある意味からすればこの種の事業に全く致命的な障礙といはねばならぬ。

それにも拘らず、敢て本書の編纂を敢行した所以のものは全く最近に於ける蒙古の政治的重要性による。

本年鑑が全く前人未踏の境地を新しく開拓したものであるだけに、編纂その他の技術にかなりの不滿があることは免れない。編輯者としては本年度が第一年版であるから、特にその歴史的な發展や基本構成の諸問題の解明に主力を注ぎ、一面蒙古百科辭典風の色彩を與へ、以て今後發行せらるべき第二年版以後の基底とならしめた。從つて今後の政治的情勢が如何に展開しても、蒙古問題解明の鍵として有する生命は遽かに失はれないであらう。

編纂の技術的方法については幾多批判の餘地があることゝ考へる。庶くは江湖の御指示に預るを得ば幸甚である。

昭和十一年四月

編輯者識

オボと喇嘛塔

蒙古女人風景

蒙古のスポーツ・相撲（バリルタ）

塞北の都

多倫の市街

多倫西廟の本堂

內蒙軍司令官李守信

と蒙古軍の精鋭

喇嘛廟さまざま

徳王と西スニット徳王府

草原の富・牧畜

ウラン・バートル・ホタ政府

蒙古人民共和國國旗

庫倫モンゴル銀行

蒙古人民共和國の郵便切手

外蒙赤軍の全貌

蒙古人民共和國
第二副總理兼總司令
軍務大臣 デミッド（上）

蒙古赤軍を検閲する
軍幹部（下）

外蒙古軍の赤き讀書家

タンヌ・トゥワ人民共和國郵便切手

蒙古古代文化（1）

（1）蒙古高原の細石器

（蒙古考古學六四五頁參照）

（2）

（3）

蒙古古代文化（2）

（2）綏遠青銅器

（3）北蒙古ノイン・ウラ古墳の棺槨と出土遺物

（蒙古考古學六五〇頁參照）

(5)

(4)

(6)

(7)

(8)

蒙古古代文化 (3)

(4) 西蒙古ウリヤスタイに於ける人物像石刻

(5) 北蒙古オルコン河畔の突厥碑文（闕特勤碑文漢文面）

(6) 興安北分省白塔子附近遼王墓の壁畫

(7) 西南蒙古額濟納カラ・ホト（黒城）出土西夏經

(8) 綏遠烏蘭察布オロン・スムに於ける文化土城北内石字十教景

（蒙古考古學六五七頁參照）

A 總說

アジアの新しき爆彈・蒙古問題

I 日ソ勢力の十字路

アメリカ、アフリカ、南洋諸島等未開または半未開地帶へ歐米の海洋勢力が殺到した。同樣にアジアへも外力は海洋勢力として進攻して來たが、他の未開地への外力と違つて、別個の力大陸勢力があつた。卽ち英・米・佛・獨等は支那において海港を掴み、海洋勢力の據點をこゝにおいて大陸の內部に向つて鐵道と武力と資本力とによつて活動した。而し一方において露國は大陸から、海洋勢力の背後をついて支那に活動し、英國又海洋勢力と聯絡すべく大陸勢力を動員してゐたのである。この關係に日本が參加し、た。事變後日本は滿洲に足場を强化しアジア安定勢力としての地歩を確立して行つた。この間日本勢力の强化と歐洲における大戰後の不安深刻化によつて、往年のアジアにおける歐洲勢力を中心とする海洋勢力の壓力は次第に弱められ、又は一時中止の形勢に置かれた。少くともこの情勢は支那および滿洲・蒙古等東北アジアにおいては決定的に進行しつゝある。卽ちこの動きに拍車を加えたのが一九三一年の滿洲事變だ。この結果日本は滿洲國に不動の地位を築き、巨大な大陸勢力を設定した。これによつて大陸勢力は海洋勢力を押えてアジア支配の中心となつた。かゝる觀點からアジアは今大陸時代にあるといへるのである。目下アジアの大陸壓力は中心地支那に向つて、印度よりする英國、新疆外蒙よりするソ聯、滿洲國を中心にアジア防衞にたつ日本の三大勢力となつて活潑に活動しつゝある。而してこの三勢力は衝突し、これが三勢力の交錯せる關係を支那邊疆問題の世界的權威たるウイルバー・バートンは次の如く暗示した。「帖木兒が頭蓋骨のピラミツドを作つたところから、成吉思汗の古戰場を橫切り『世界の屋根』を越えて揚子江に至るところに、今、大英帝國と、ソヴェート・ロシアと日本の激爭が行はれてゐる。激爭地帶は支那邊疆の地であり、世界に少しも知られてゐないところである」。この支那における大陸勢力の抗爭は、新疆方面における英ソ、蒙古方面における日ソの二つの激爭を中心に行はれ、特に蒙古民族をめぐる日ソの抗爭は、蒙古民族問題の行方とともに、刻々尖銳化しつゝあるのである。

一八〇〇年代より對峙した日ソの抗爭は心理的にも、地理的にも、戰線を海洋から大陸へ、滿洲・シベリヤの東南から西北や蒙古方面に移動し來り、日ソ現在の勢力十字路

は今や滿洲の北邊にあらずして、內蒙路線上に來ており內蒙自體の動向によつては、更に戰線を西北進せしめ、ウイルバー・バートンの云つてゐるやうに、世界の屋根の上に移動せしめる可能性さえある。

元駐支伊太利公使で、現イタリ元老院にある極東問題の權威たるカルロ・スフオルザ伯（Count Carlo Sforza）は「滿洲は今日のバルカンであり、ウラヂオは明日のサラエボである」と言つた。これに對し蒙古問題の世界的權威オウエン・ラテイモア氏（Mr. Owen Lattimore）は「スフオルザ伯はアジアの運命に關して海洋勢力に對する大陸勢力の關係を無視してゐる。伯は西洋人が海からアジアに向つたことを十分認めて、長城とシベリアの間に橫たはる領域の歷史、傳統およびその主要性を沒却してゐる。……滿洲國の創成の意義は支那にせまつた西洋の海洋勢力を、長城以北の領土に基點をおく大陸勢力をもつて置きかえんとするにある。これは要するに滿洲國のウラヂオストツク境は蒙古境に比べて重要性が少いことを意味するものであり、かりにウラヂオが明日のサラエボであるとしてもウラヂオで爆發した戰火は最も決定的に蒙古において感じられるのである……」とスフオルザ伯の言を更に深く註釋し、蒙古の重要性を强調してゐる。蒙古は、特に內蒙は日ソ兩大陸勢力爭覇のゴールであり、今や二つの勢力はそのゴールに向つて――欲すると欲せざるとに論なく――動いてゐる。ハルハ事件、ハイラステンゴール事件、最近ボイルノール附近に勃發せる滿蒙兵衝突事件は、明白にこの事實を證明してゐるのである。

◇

ロシアが海洋に據點を得んとすることは民族本能でさえある。ウラヂオを得、大連旅順を得たとき、ロシア帝國の世界に覇權を確立せんとする野望は極點に達し、帝國自體の東遷をさえ考へしめた。この海洋據點によつて西太平洋の支配者たるべく、周圍の情勢などは問題としなかつた。このロシアの橫暴なる活動は、漸く新興し始めてゐた日本帝國と衝突した。日露戰爭はかくして勃發したのである。日露戰爭の結果、ロシアの海洋政策は勿論、極東政策も破綻し、日本は大陸躍進のスタートを切つた。而し日露戰は大陸における日露兩勢力を決定的にしたものではなかつた。滿洲の南と北に日露兩勢力はしばし待機、第二の決勝戰を目ざしてゐたのである。東支鐵道とウラヂオと外蒙と、滿鐵と朝鮮と關東州と、日露の第二の戰への準備は續けられた。その中に一九一四年の世界大戰が起つた。一九一七年にロシア革命が起つた。このロシアの極東政策にとつて致命的な二大事件に引きかえ、日本にはこれが大陸躍進、國力增大

の禍音であつた。ロシア革命政府は一九一七年七月廿五日有名なカラハン宣言を發表し、ロシアの極東擾亂政策の終焉を表明した。その宣言は次の如くのべてゐる。「ソ聯政府は支那をして外國の資本と武力の束縛から脫せしめる。これがため舊帝政時代に於て露國と支那との間に締結した一切の條約を廢棄し、曾つて奪ひ取つた土地、租界及び一切の權利は何等の賠償を求めずして永久的に支那に還附す。」この宣言によつてロシアの支那における特權は多少弱められたし、少くも極東から、往年の積極政策の影を消して行つた。然し乍らモスクワ革命政府の意圖は帝政時代の極東政策を放棄したものではなく、革命の防衞と宣傳と國力の內的充實のために一歩退却姿勢をとつたに過ぎなく、スラヴ民族の本能たる海洋進出の欲望は帝政時代にもまして旺盛であり、チヤンスの到來を待機しつゝ、革命國家の成熟を計つてゐたのであつた。滿洲を支那への廊下とすること、日本の地盤を破碎すること、滿洲に對する沿海州と蒙古からの威壓の根幹として、東支鐵道と沿海州の强化と外蒙の赤化、思想的滿洲の優勝が企圖され續けた。一九二四年外蒙古はソ聯の企圖に應じて赤色共和國として、沙漠の獨立國家を形勢した。これによつてソ聯は蒙古問題に對する絕體的地步を占めるとともに、カラハン宣言によつて一時中止の體形をとつた對支關係に百八十度の轉換を斷行し支那進出に向つて再活動の指令を發したのである。かくて支那の革命成功の豫想の下にボロージン、ガレンを送り、支那を赤化し支那をソ聯の思想的な保護領化せんと企圖した。然かるにこの企圖は支那の社會的、經濟的、政治的ユニークな情勢の觀察に誤謬あり、失敗に歸した。而してモスクワ政府の期待した北伐革命軍は南京、上海において、右傾し、蔣介石のクーデタとなり、再びソ聯は支那本土から一時退却を餘儀なくされた。

一九三二年には滿洲が成立した。これはこれまでの北支、蒙古方面の日ソ關係をにはかに急迫せしめた。更らに一面において、同方面の民族を假死の狀態から、往年の華々しき歷史の記憶に奮起せしめる作用をなしたのである。一九三一年九月の滿洲事變以來日本軍は滿洲の野に活躍した。日本の滿洲における足場は强化され、巨大なる明日の大陸勢力が設定されて行つた。力學的發展が周圍を壓倒して行つた。その翌年二月、新星滿洲國が成立し、共存共亡の日滿不可分關係が樹立された。かくて東支鐵道およびこれに附帶する權益しかないソ聯は、當然日本の前に退却せざるを得ない。ソ聯の海洋進出の野望はこれによつて益々苦境に立つた。この大局的歷史の進行と反比例して、滿洲をめぐるソ領、ソ勢力下の外蒙の對日軍備は積極的となつて行つた。アムール、ウスリー等の滿ソ國境を包んでソ聯赤軍廿

五萬、飛行機八百臺、夥しい裝甲自動車、タンクが配置され、國境河川アムール河、ウスリー江上にはアムール艦隊と沿岸各地のトーチカの列陣がしかれ、國境監視兵は滿洲の國境を犯して、トーチカの列陣を更らに前進せしめ、尖々たる銃口は寸刻の油斷なく滿洲國に向つて動いた。更らにウラヂオの飛行隊と極東艦隊は日夜强化され、要塞はこゝから更らに南西方ポシエト灣にも擴大され、こゝにも强大な艦隊をおくに至つた。この形勢は恰も大戰における獨佛戰線にも似ており、日露再戰の恐怖すべき豫想が世界中を驚かせたのもこの切迫した情勢にあつた。ソ聯はこの膨大な國境軍備を「日本の在滿勢力の擴大と日本軍部の極東制覇工作の進行に對する自衞手段」と宣傳した。これは彼等の「極東の海洋へ出る日」のための遠大な工作である。このソ聯の軍備によつて深刻化された滿ソ國境の緊張感は、日ソ兩國の關係を益々惡化して行つた。ソ聯の外蒙工作は益々進行した。滿洲國建設の躍進は、永い間のソ聯の暴戾を看過しないところに來た。この關係はソ聯の東支鐵道讓渡によつて形づけられる種類のものではない。極東軍司令官ブリユッヘルの對日戰爭の豪語、日本の對ソ膺懲論、打續く、兩國の滿ソ國境問題に關する抗議戰、等々、日ソ關係は尖銳化の一途を辿つて來た。この動きは、滿洲をさしはさんでにらみあふ日ソ關係を更らに大陸の中心部に移させた。

◇

ソ聯の意圖は滿ソ國境の武裝强化によつて、滿洲を不安に陷入れ、在滿日本勢力を弱めるとともにウラヂオ方面から日本本土の攻擊を可能ならしめてゐるのであるが、更らに、滿洲の西方に進出して全面に滿洲をソ聯の武裝網に包み込むと同時に、日本の西進、北支方面への發展をチエックし日本の大陸活動を全面的に封じるとともに、ソ聯の內國的建設の完成の曉に活動すべき「海洋政策」「極東進出政策」のコースを保全せんとするのである。日本は亦、ソ聯の企圖に對應し、日本の防衞、滿洲の防衞をなすとともに極東安定のためにソ聯の進出に十字を描いて、滿洲から西進し、南進する。更に又、滿洲國內蒙古人が、同種族たる西方の蒙古人ソ聯化によつて混亂せしめられることを防ぐための、民族政策的意圖においても西方進出策を講ぜざるを得ない。從つて日ソ兩國の關心は滿洲によつて大勢を決することから大飛躍し、お互に相手國の心臟部に大打擊を與えればならぬ不幸な狀態に來てしまつた。その動きは日ソ兩國勢力の蒙古への關心を深刻にしてゐる。ソ聯の手は外蒙から內蒙へ、北支に動いてゐる。更にソ聯を祖國視する支那共產軍は內蒙古北支の一角に進出してゐる。而して、このソ聯の蒙古における活動の武力的背後關係の强化手段

として新疆省のソ聯化を完成し、外蒙の鐵道、航空、軍用道路網を充實し、その背後地たるシベリヤ方面の鐵道、航空網の完成を急ぎつゝある。卽ち外蒙古のサンベースから内蒙東北隅ウジムチン旗に向つて道路が建設され、外蒙赤軍は滿洲國領ボイルノール南方一帶に集結され、北鐵讓渡によつて得る金をもつて總延長九千二百十九キロに達する左記七本の鐵道を外蒙および外蒙境に、或ひは新疆省に建設することになり、現に技術員を現地に派して測量中である。（A）複線工事鐵道（イ）アルタイスカヤ鐵道（ノヴオシビリクスよりセミパラチンスク・アルマアタに至る二千七百キロ）（ロ）中央アジア鐵道（タシユケントよりオレンブルグに至る二千六十九キロ）（B）新設鐵道（イ）バイカルの東・ブリヤート・モンゴル共和國首都ウエルフネウチンスクより庫倫に至る九百キロ、（ロ）セミパラチンスクよりザイサンスクに至る七百キロ、（ハ）セルギオポールより新疆省塔城に至る四百キロ、（二）新疆省伊犂よりチヤリチンドゥ、クルジヤに至る四百五十キロ、（ホ）セミパラチンスクより外蒙烏里雅蘇臺に至る二千キロ。この鐵道計劃の外にウエルフネウチンスクから庫倫に至るもの、およびウエルフネウチンスクより滿洲國國境に至る二つの航空路を現に開設してゐる。ソ聯はこれまで、この軍事的にらみによる蒙古工作と併行して蒙古民族の動搖につけこみ、自國の一政治單位と化した外蒙を通じ、新疆を通じ、内蒙のソ聯化、滿洲國内蒙古人の外蒙連結運動をなし、内蒙革新運動の大立物德王一派に盛んに牽制運動を試みた一方、北支問題を利用して支那との提携運動をなし共產軍との連絡、北支の共產黨の活動、日本勢力の北支より驅逐を策謀し、駐支大使ボゴモーロフをしきりに暗躍せしめて來た。

内蒙はソ聯にとつて外蒙の如く自由になるところでない。同時に支那にとつても同方面の民族對立と國際關係から自由にはならない。日滿兩國にとつても同樣である。然るに内蒙は日滿・露・支の三勢力、特に日露勢力が、それぞれの立場からこれが反對勢力とよき關係に立つことを欲せず、且つ同地が兩勢力の對立抗爭關係に重大なポイントをなすが故に、同地の向背を中心に激しく爭つてゐるのである。同地が兩勢力の思ふまゝにならぬから、そこに巨大な武力的裝備が施され得ないから、滿ソ國境の如き武力的に尖銳な對立を表示してはゐないが、實際においては、むしろ日露勢力の激爭はこゝにあるのである。今日の情勢では滿ソ國境における日ソ兩國の武力的尖角關係の心臟部は、内蒙の歸趨如何にかゝつてゐるのである。日ソ武力對峙の支點はこゝにあるのだ。ラテイモアの言葉はこの意味の表現に外ならない。一九三五年一月のハルハ事件以來滿蒙國境問題が重大化しつゝある理由もこゝにある。

II　蒙古民族の覺醒

蒙古民族は地域的には内外蒙古、滿洲國、新疆、青海その他に分布し、その數五百萬と稱せられ、或ひは三百萬、或ひは二百五十萬といはれてゐる。五百萬說をとるオウエン・ラテイモアによれば、二百萬が滿洲國に、百萬が外蒙に、百萬が内蒙に、殘る百萬が各地に分散してゐる。この數字は事實よりは誇大なものと思はれるが、分布の割合は大體正しいと見られよう。この長城線以北シベリヤにまたがる廣大な地域の民族は曾つて英雄帖木兒を生み、成吉思汗を持ち、アジア大陸は勿論、今のヨーロツパの大半を併せ、世界史にその比を見ざる膨大な帝國を形成したのであるが、その後幾多の興亡を繰返し、清朝の時代に入つて、清朝の對蒙政策によつて去勢され、民國の壓迫政策、ロシヤ帝國、ならびにソ聯の進出により衰滅の日を待つかの如き哀れな民族となつてゐるのである。併しながら、過去の英雄民族は絕えず、過去のすばらしき帝國「元」の再建を夢見つゝ、空しくその機會を待つて今日に來た。それは依然として空しい夢であらうか。

蒙人を今日の地位に封じたものは漢人種の文化と經濟力と最後にその武力であつた。從つて蒙人の漢人に對する反感は蒙古獨立の本源であつた。然るに外蒙のソウエート化滿洲國成立後の日、滿、ソ三國關係を中心とする新しい極東東北部の國際情勢の切迫感は、更らに新なる問題――蒙古民族の行方――を提供し、蒙古民族自體の動きを複雜にしてゐる。このことは一面において蒙古民族自體の大同團結、一面においては分散的獨立、更らに何れかの勢力への合流といふ問題を發生せしめてゐる。而してその何れもが、支那との關係を益々薄め行く可能を示してゐる。この空氣の中にあつて、蒙古民族の過去を懷しむ熱情は次第に高まりつゝある。この複雜な關係は、極東の二大勢力たる日ソ兩國の勢力十字をこの民族の上に引かせてゐる。この民族の行方は逆に兩勢力の關係にポイントをなすといえるのである。今この民族は雜多な運命を切り開くべく、あがき始めてゐる。この民族の中、外蒙にあるもの、新疆にあるもの、シベリヤにあるものは完全にソ聯の支配下に入つており、滿洲國にあるものは滿洲國の國民となつてゐる。殘るは内蒙の蒙古人で、彼等は依然漢人種の支配下にある。而してこの内蒙の蒙古人のみが所謂獨立をなし得る最後のものであり、彼等の動向が蒙古問題の中心を示し始めた。

◇

蒙古族は久しきに亙る漢人の壓迫に對する反抗に燃えてゐる。且つ蒙古族は漢人を支配したことはあるが、漢人の

被治者ではなかつた。彼等は漢人が、清朝を何時のまにか內部的に、文化的に、經濟的に支配し始めるや、その武力弱きものゝ支配力を蒙古に伸ばした。蒙古が今日の地位に墮す最初は清朝創設の時にある。

支那歷史は長城線を中心となし、長城北方民族の交替、興亡によつて支那の王朝の興亡があつた。北方民族は武力强き民族で、長城以北の鬪爭で優勝したものが支那に入つて、中原を支配した。而してこの支配者は武力弱く文化高き漢人種に、いつの間にか滅され、北方の新興民族の手に覇權を奪はれるのだつた。清朝をたてた滿洲族も又同じ方法によつて支那本土に入つたが、從來の北方民族とは違つて絕體的に長城以北で優勝したわけでなかつた。滿洲族は支那本土に入つて王朝を立てる準備として、武力强き蒙古人を味方とすべく、東部蒙古人と軍事同盟を結んだ。この同盟の力で、長城以北における滿洲族の準備は成り、これによつて全蒙古民族の宗主たる地位を確保し、支那本土に入り清朝をたてた。從つて滿洲族は蒙古族が恐ろしく彼等を何時までも味方にしておくと同時に彼等の力を弱める戰術をとつた。而して、清朝末期に及んでは滿洲族の勢力は何時の間にか漢人にとつて代られ、清朝の蒙地保護政策は次第に蒙人壓迫政策の形をとり始め、漢人は蒙地に進入して來た。蒙人の遊牧性に基く土地の民族所有の觀念と漢人の土地私有觀念の對立は次第に尖銳化し、漢蒙人の衝突事件が起つた。當時なほ蒙地における漢人の地位は弱かつた。然るに清朝末期における西歐勢力と漢人の結託により、鐵道がしかれるや漢人は非常に有力となつて來た。更らに武器の移入により、蒙人は次第に漢人に屈服させられた。蒙人にとつて鐵道の威力と武器の威力は豫期せざりしところのものであつた。漢人はこの二の新銳要具によつてドシドシ蒙地に侵入し、も早や蒙人を恐れなくなると同時に新しい交通機關によつて、漢人の蒙地入りは急激に增加するに至つた。卽ち現代的武器は漢人に直接的な對蒙軍事的優位を與へ、鐵道は恒久的な利益を與へ、この結果荷馬車や隊商の時代になし得なかつた農產物の遠距離輸送を可能ならしめ、漢人の永久的蒙地居住を可能ならしめた。

この上に漢人を强くし、蒙人を弱める別の作用があつた。卽ち蒙古王公が民族を漢人に賣る行動があつたことだ。王公特に內蒙王公は清朝末期以來、當時すでに蒙古の商業を左右してゐた漢人貿易商と深い關係をもち一般蒙古人とは利害が對立してゐた。蒙古人と同盟して來た滿洲族は蒙古人を種族的に保護し、軍事的に利用するため、漢人の蒙地移民に反對したのであるが、蒙古王公は、蒙古人自身は使用すべき土地を有する上に、漢人の穀物供給と地代が欲し、同時に同盟者滿洲族と同樣に漢人の領主として安易な

生活を送らんことを希望し、漢人の蒙地侵入を歡迎した。これ等の諸理由によつて漢人の蒙地侵入、蒙人壓迫は急激な勢を以て進行し、一九一一年の民國成立以來、怒濤の如き激しさで蒙人の上にのしかゝつて來た。

この傾向に對し蒙古人は獨立運動を開始し、全蒙地至るところで蒙人の反漢獨立の騷ぎが起つた。

一九一一年の清朝崩壞に際し内蒙の反漢分子は蒙古獨立を企てたが、内外蒙古の民族的地理的間隙は俄かに鮮明となり、内蒙の獨立は失敗し、外蒙に逃亡した。卽ち内蒙は漢人の居住地に近く、早くより漢人との接觸多く且つ王公は漢人貿易商と利害を共通してゐたし、中華民國を從來の漢人國家と同一視し、時代が一轉し機械力時代の開始を知らなかつたからして、共和國支那はどうでもなるとの誤算があつた。一方外蒙は、東漸し來れる帝制ロシアの威力に押しつめられ、ロシアは漢蒙兩民族對立の間隙に乘じて魔手をのばしてゐた。この内外蒙古の間隙は内蒙と外蒙の獨立運動の統一を不可能ならしめ、外蒙は帝政ロシア勢力下に獨立し、内蒙ではその王公たちが支那共和國の顯職を得、企業家化によつて、民族の利益を裏切つた。爾來王公は自己一身の安全のために漢人に屈服し、蒙人を犧牲にする大勢となり、これを漢人は巧に利用、蒙地の反漢暴動の反動勢力化し、王公と庶民の利害相反傾向を深めた。この間蒙古民族保護の立場をとる王公たちは、しきりに蒙地獨立の運動を起したが、同民族王公の大部分が墮落しており、漢人の勢力が壓倒的となつてゐたがため全部失敗に終つた。從來滿洲國の成立まで外蒙かソ聯の外邦となつた以外、蒙古諸地方は一轉して漢人の搾取地となり、特に東方滿洲、南方北支から漢人に支配された内蒙は、成吉思汗を生んだ民族の化石となつてしまつてゐたのである。

◇

一九三二年滿洲國の成立は、内蒙の蒙古人に異常なショックを與へた。内蒙東部地方の蒙地は滿洲國に參加した。滿洲國は五族協和の國家であり、特に蒙地を以て漢人の侵入から保護する蒙古政策をとつた。これが興安四省の設定である。この興安四省は蒙政部の直轄下におかれ、他の滿洲國領土とは別個の政治を行ひ、一種の蒙古自治の形を備へ、更らに漢人の壓倒的多數地域たる熱河省などの蒙人に對しては「蒙事辦事處」を設定して蒙人の保護をなしてゐる。興安省においては蒙人は一部は世襲王公により、一部は任命による官吏の支配をうけ、漢人の干渉を卻け、蒙人自身の軍隊を持ち、蒙人學校の創設など、蒙人主義による蒙地開發政策がとられてゐるのである。

この興安省内蒙人の安定感は西方内蒙の同族に羨望の念

を與へてゐる。而も興安省內蒙人は日蒙軍並びに日滿軍によつて、外蒙支那よりするソ聯並びに支那の脅威から防衞されてゐる。更に滿洲國皇帝は蒙古民族の同盟者滿洲族の崇拜の中心であり、蒙古族にとつても宗主であるのである。

內蒙の蒙古人は、外蒙と滿洲國の同族から孤立して、不安な生活に沈淪しつゝある現狀打開の方途を獨立に見出さんとするに至るのも無理はない。まして彼等は曾て蒙古民族獨立の中心であつたのである。翻つて自己の周圍をみるに、內蒙とは俗稱で、全く支那の政治區分の中にあり、察哈爾、綏遠の二省の行政區分下におかれ、漢人主義の政治下にある支那の行政組織は移民を促進し、蒙人を壓迫するやうにしくんである。而して外蒙のソ聯邦化により、外蒙よりするソ聯の壓迫、南方より來る漢民族の壓迫に苦しんで來たのであつた。而も王公の多くは庶民と利害相反し、漢民族と利益の上から結託し階級的對立は激化しつゝある。かくて內蒙の蒙人はその本來の指導者を失ひ、彼等若し支那の支配に甘ずれば滅亡を免れず、又これより脫却せんとすれば暴動か社會革命かにくみせざるをえない立場に陷つてしまつた。王公中の反漢分子にしても若し外蒙と結合すれば、その多數は殺害せられ、殘餘の者も權力や收入を悉く沒收されてしまふ危險があるので、階級的立場から當然これに反對であつた。

乍併、興安四省の設置とともに新しい別の道が開けた。蓋し滿洲國內の蒙古人は日本人と同盟を結んでゐると同じ狀態に在て、地方自治的形態が許され、蒙人の統一と民族の復活運動に對し王公等は再びその人民の本來的指導者たるの地位を取戾し得るに至り、從つて王公等はその地位の要求から、當然敗北主義者ではなくなり、內蒙と外蒙との間には公然危機をはらむ競爭が開始されてゐる。かくて全體としての蒙古人はソ聯と結んで革命的國民主義に趨るか、或は日本に結び聖成吉思汗の後裔たる彼等自身の王公の指導下に、外蒙では舊封建組織の殘滓として激烈な彈壓下にある彼等自身の宗敎を以て武裝し、保守的國民主義に趨るか二者その一を選擇すべき立場に立つた。

現在未だ支那の主權下にある內蒙東部の地は、いち早く民族自決の新しい希望に燃え立つた。

Ⅲ　蒙古民族の動き

滅亡か、再起かの一線上をさまよふ蒙古民族の新しき救世主が現れた。それは內蒙古錫林郭勒盟西蘇呢特旗の王公德王である。彼は現代の成吉思汗と稱せられ、蒙古民族の統一、大蒙古國の建設を企圖しつゝある現代の英雄といはれる。彼は新しき學問をなし、年齡卅六歳蒙人としては新

思想の持主で、周圍に集るものは國粹的蒙古青年黨である。彼は「內蒙の蒙古人は充分なる決心さえあれば獨立することはできるし、更に蒙古民族統一國家の建設に驀進すべきである」との見解を堅持してゐる。彼は亦、全體的な復辟運動を內蒙より外蒙に風靡せしめることも容易であるとの意見を肯定する――ラテイモア――。かゝる意向の具體化したものは滿洲國皇帝登極で、これを滿人は勿論蒙古人は非常に歡んでゐる。この延長的工作を德王が望むとのラテイモアの言は一面信ぜられぬではない。その理由は蒙人が未だ嘗て滿洲諸皇帝を外國の征服者と見做したことがないことである。殊に滿洲の蒙人は滿洲族の支那征服の前から滿洲族の同盟者であつて、自ら滿洲族と同じく滿洲帝國の創設者であると考へてゐた。加之、滿洲皇帝、卽ち蒙古語のエジエン・ハガンは蒙人出身の王者よりも一層蒙人統一の力强き中心となることができる。

德王が親滿的傾向を有するといふ理由をかゝる意味において感じるよりも、筆者は內蒙の地理的、歷史的、國際政治經濟的理由にあり、內蒙が支那から離脫獨立するにはその一途しかないと考へる。この事は後で詳しくのべるが內蒙の地理的經濟的關係が滿洲國と北支に依存し、北支はすでに滿洲勢力を無視し得ない事實から簡單明瞭と云へよう。

とまれ德王の蒙古民族自決の意志は滿洲國成立のショツクによつて强化され、その第一聲は一九三三年の內蒙の最高度自治要望となつて現れた。

その結果は百靈廟の王公會議となり、折から來蒙中の班禪喇嘛をして「衆生は百の叩頭を以てしたところで成佛するものでない。離散せる蒙古民族の結束することが眞に衆生の幸と成佛を得ることゝなるのである」といはしめ、列席の王公も德王の威容に打たれ、蒙古人の蒙古支配主義に贊成するに至つた。かくて南京政府にむけて內蒙の獨立擬裝たる高度自治を要請する電報が發出された。南京政府は狼狽して黃紹雄を代表として百靈廟に急派、折衝する外、南京政府の金力と武力による壓迫によつて內蒙の要望を骨拔きにした內蒙自治辨法を制定し、烏蘭察布盟長雲王を委員長に、索王を副委員長に、德王を祕書長に、中央委員として白雲梯を加へ、內蒙自治指導長官には自治委員會の目附役たるべく何應欽を任命して、骨拔きの內蒙自治政府を成立せしめた。これが一九三四年四月廿三日のことである。しかるに內蒙側の自治企圖はことごとく南京政府の壓迫干涉に會ひ且つ南京政府は自治政府への政費をも送附せず、兩者の對立感情は次第に激化した。

自治政府成立は、第一義的には內蒙王公の今後の動きに對する結束有無の試驗であつたし、滿洲國との緊密な關係をとる以前に、滿洲國からよりも支那から好條件を獲得し

得ろか否かの試驗であつた。これによつて南京政府はこれまで以上の殖民地化を控え、省制度による監督を廢止してもよいとの意向を、一應示しはしたが、蒙古側の要求は、南京政府の辨法に滿足し得るものではない。かりに高度自治の要求を南京政府が全部容れたとしても、既に時期は遲い。蒙古問題の解決はそんなになまやさしいものではない。すでに蒙古問題は單なる支那の內政問題から世界問題に進んでしまつてゐるのだ。

◇

一九三五年夏四川省に集結してゐた支那共產軍は八月には甘肅、陝西北部に移動し始め、陝西南部の徐海東共產軍はこれが移動の先驅をなし、甘肅東部を經て陝西北部に向ひ、これ等の共產軍は陝西北部の劉子丹共產軍との合流を始めた。かくて十一月の始めにはこれ等の合流なり、その數三萬から七萬と稱せられる共產軍は爾來、陝北、寧夏、綏遠の南部の一帶に遊弋し、外蒙、新疆との連絡を計らんとしつゝあると傳へられたが、遂に一九三六年初山西に進出した。この共產軍の移動に對し、南京政府は廿萬の大軍を陝西省に集結し、北支の五省聯盟氣運、內蒙の獨立に對する牽制をなし、共產軍討伐をなすといふよりは內蒙、北への工作の要具に使用しつゝある。更らに北支の事態に恐怖する南京政府とソ聯の間には、日滿勢力に對抗する軍事密約を結び、その一條項として、この共產軍の利用を約してゐると傳へられる。

更にソ聯は共產軍利用による內蒙、西北支那への自己勢力擴大强化をはかるとともに、外蒙の武裝を强化し、滿洲國に向つて攻勢をとらしめ、內蒙獨實力を牽制してゐる。

而して別個の動きとして、日滿兩國に對する世界的反感の挑發に對するソ支の動き、支那問題で日本を敵とする英國の對日封鎖運動の動きがある。英國は蔣石介と結託してリースロスを支那に派遣し、南京政權の擴大强化に積極的援助をなし資本的に支那支配を企圖し、これによつて日本の大陸發展を押へんとの野望を進行させてゐる。更にこの企圖に米國を引き入れ、歐洲諸國を協同せしめ日本をして手も足も出ないやうにしようとしつゝある。南京政權はこの動きによつて、列國の對日牽制、南京政權信賴の空氣を誇示しつゝ、內部問題の解決をはかり、南京權力からの離脫傾向を押へんとする作戰をとりつゝある。

內蒙の經濟情勢は、蒙古の遊牧性、半原始性に基き、漢民族の殖民地的地位にある。それは地域的には滿洲、北支への依存關係である。漢民族との關係は必ずしも南京政權との關聯において考慮されないでよい。北支、滿洲への依存關係において考へられる。滿洲と北支が今や次第に日滿

經濟ブロックの支配圏化の過程を辿り始めてゐる。このことは内蒙の日滿經濟ブロック化を可能ならしめる。而して蒙古に持ちこまれる商品も、蒙古から搬出されるものも、日滿との交易を有利にする。まして日滿經濟力の進出は、北支の經濟地位の變化を可能ならしめんとしており、滿洲における日本の政策の良否は内蒙の蒙古人に、經濟的方面からも示唆するものがあらう。蒙古の領袖の問題から見れば、これは種々雜多で未だ統一されてはゐない。十年前の蒙古國民黨もゐる。青年知識階級の多くは反貴族主義である。又過去において支那に對し革命の劍を取つたものもある。事態を平穩に治め自己の保有するものを維持し、急激な變化を好まぬ王公に反旗を掲げたものもある。德王は新思想の青年達の指導者であり、蒙古のルーズベルトたらんとする風もある。彼の勢力が主に青年層にあるだけに彼は片手に急激な改革の手綱を持ち、片手に王公關係の保守的な鞭を振り、大道に立つてこの兩者を使ひ分け、ケマルパシャの精神を多分に持つてゐる。

Ⅲ　蒙古民族の行方と内外蒙古

内蒙が外蒙的行き方をせずして、別個の獨立を圖るかぎり内外蒙古は當然衝突する。又内蒙が日滿との親善關係を深めれば、深めるほど、内外蒙古の對立は激化する。外蒙とつて内蒙は同種族でありながら、外蒙に合流しないかぎりは、無力な支那の支配下にあつて、これまでの哀れな地位にあることがよいのである。かゝる狀態にさえおれば、外蒙の强化につれて、ゆつくりと内蒙の外蒙化に成功し得るからである。外蒙は何故同民族の内蒙に對しかゝる考へを持つかといふ理由は簡單だ。外蒙は蒙古人の意志をなくしたソ聯極東政策のロボットであるからである。

然るに滿洲國内蒙古から内蒙を見れば、内蒙が滿洲に親善的であればよいが、これが外蒙の延長であることは、我慢がならない。又從來の支那勢力が同地方で行つて來たやうな反滿地域であることも困る。

かくて内蒙の同民族に對する立場は外蒙と滿洲の兩者から緊張を以て眺められて來た。而してそれ等に關係深き日ソ兩國の同地への關心は極めて深い。德王を中心とする察哈爾賓内蒙の活動はこれが西方内蒙に押し進めらるべき動きを現しており、これと外蒙との對立感は、依然として日ソ兩國の關心を深刻にしてゐる。内蒙全體の完全自立による決定的情勢が生れるまでは、現狀の日ソ兩國の關係においては兩國ともに内蒙前進政策を避けることは出來ない。このことは内外蒙古の衝突を不可避とする。

内蒙は東部及び南部から外蒙を圍繞するとともに、滿洲國ならびに日滿との特殊地帶たる北支の鐵道港灣を通じ、

外蒙生產物輸出の捌け口たり得る。同時に外蒙と聯絡すれば、滿洲國に對するソ聯の包圍陣を完成し、北支に對するソ聯の絕體的通路を完成して日本を西邊より脅威する。反對に滿洲國と聯絡せば、シベリヤに對する日滿の軍略的地位を强化し得る。從つて內蒙の動きはシベリヤおよび滿洲國にとつて重大な新蒙古前線を形成すべく遠からずその强弱を驗せられる時は必然的に到來する。而して內蒙動向の與へる日ソ兩勢力への影響は日本にとつて致命的であるに反し、ソ聯にとつては前線の混亂に過ぎないことである。日本はこの點に十分考へねばならぬものがある。

而して現實においてはこの關係は察哈爾から綏遠蒙古に西行してゐるのである。元來蒙古自身は元來戰爭を待望するが如き運命におかれてゐる。けれども全蒙人が均しく蒙古統一を希求してゐることは必然であり、現在の外蒙を基礎として蒙古人の統一を實現し、滿洲王朝（淸朝）も內蒙より始めて蒙人を統一した。然るに今や滿洲國の成立により、滿洲國內の蒙古人は外蒙より多く、內蒙との關係を深くもち、內蒙東部はこれに從ひつゝあるから西方內蒙の動きこそ蒙古問題の重心となつた。最近まで大蒙古の再現に對し內蒙諸種族は利害得失の關係から猜疑逡巡して來た。換言すれば世襲王公喇嘛廟及び古來の傳統を復活せしめつゝソ化外蒙の內蒙反擊に對し更らに外蒙の反革命を成就し統一する可能性が見えて來たのである。それは滿洲國の擴大强化の進行、更らに東部內蒙の新政が、外蒙を壓する傾向があるところから、最も强く感じられる。現在外蒙政府はその基礎を固め、ソ聯支援の下に統治しつゝあるが、これは少數派の政府であり、蒙古大衆の傳統と希望とは凡そ緣遠い組織である。外蒙の政治家たちも亦往時を思ひソ聯の壓迫の强化に耐えざるものがあるべく、滿洲の出現による同國內蒙人の政策と動向の如何にはかなり考へさせざるを得ない時が來るであらうし、全然外蒙の新秩序の中に成長し來るものが、政權を完全に固め民族の大多數を代表するに至るまでにはまだ時間を要しよう。外蒙が今日の如くソ聯化してゐるのは、これまで周圍にはロシア以外の强國なく、同民族の生活が、外蒙的組織ほどのものを持ち得なかつたからでもあらう。然るに今では側近く滿洲國ができ、これが外蒙の蒙古人と親善關係を希望しつゝある。滿洲里會議の決裂はソ聯化した代表とソ聯の協力の結果で絕體的な外蒙蒙古人の意圖とは思へない。この角度から考へるとき內蒙の積極的な行動は外蒙的進行を見せるものでなからう。まして內蒙の地理的、政治的關係が次第にその東部から滿洲國に近づきつゝある狀況にあるにおいておや。

だがソ聯は蒙古の大勢の流るゝまゝには任せてはゐない。外蒙と滿洲境の瀕々たる衝突事件は外蒙におけるソ聯

勢力の强化といふよりは、ソ聯勢力の直接的對日滿包圍陣强化にあると考へられるのだ。こうした蒙古問題に對するソ聯の切迫感、日滿兩國の存立のための安全感保持の要求は、日ソ兩國の戰爭回避希望の有無に拘らず、蒙古を通じて戰爭に捲きこむ可能性を持つ。日本は日滿不可分關係から滿洲國內蒙人の組織を支援せざるを得ない。從つて日本の內蒙への關心は强化せざるを得ないし、この內蒙の動きは全蒙古の動向に關聯する以上蒙古民族の動きにも、關心をもたざるを得ないことになつて來る。ソ聯はすでに外蒙を通じて働きかけた。更に他の部分の蒙古人に對しては新疆の奪取によつて、支配權を確立した。從つて蒙古の大勢がもう少しハツキリするまで蒙古問題は日ソ戰爭の危機を誘發するに至る可能が日に深くなつてゐる。滿洲國、外蒙は戰の星の下に生れ、今その星は西方に向つて輝いてゐる。結局滿蒙兩國は、それを建設し支援する者の支配者であり極東の明日の支配者でさえあらう。

◇

外蒙とソ聯今日の關係は、ソ聯邦の崩壞せざるかぎり、外蒙のソ聯との關係離脫を許さない。ソ聯の重壓はこゝに加はるばかりである。而して滿洲國內蒙古人も、特に蒙古人にとつて好望なる蒙古民族國家が出來ざるかぎり、滿洲國からの離脫を考へ得ない。

かくて蒙古民族はソ聯勢力、日滿勢力、殘餘のものゝ三大區分の下におかれ、當分この關係は、變更し得ないであらう。而して內蒙の統一が出來れば內蒙蒙人は地域的な關聯と、周圍の國際情勢から、部分的に外蒙と滿洲に流れざるを得ず、內蒙自體の統一が出來、別個の蒙古民族國家が出來た場合はこれまた外蒙的か、滿洲的か何れかの色彩を濃厚にしやう。そこまで蒙古の問題は切迫してゐる。

以上述べて來たところによつて、內蒙が日ソ勢力の決戰地であることがわかる。而してこの決戰を平和的に解決する方法は今のところ發見しがたい。ソ聯の對日軍備は全面的に强化するばかりである。どうしても內蒙における日ソの爭覇戰は不可避であらう。この爭覇戰を激烈にするか戰爭によらざる方法において解決するかは一つに統一的內蒙の形體が完成し、これが親滿傾向の如何にある。內蒙の日滿勢力にとつての重要性は滿洲の安否、日本の大陸政策の成否の問題であり、日本存立の要點の一つでもある。今こゝに支那共產軍は進入しつゝある。反日主義の南京政權とソ聯の密約による對日滿軍事同盟の說がある。滿洲里會議決裂後、外蒙共和國の要人はモスクワに至り、ソ聯政府首腦總出の歡迎を受け、その間において外蒙ソ聯の關係を緊密化するとともに新滿洲對內蒙政策につき論議が進められた。

（田中香苗）

B 基本事象

I 地形

一 境域

パミール高原の東はカラコルム山脈によつて西藏高原につらなり、更にこれよりアルテインタツク山脈、崑崙山脈等となつて東方に伸び、新疆省の北邊に沿つては天山々脈阿爾泰山脈、唐努山脈、サヤン山脈が夫々同じく東西に走つてゐる。この兩山系の中間は高度四、〇〇〇呎、中央部に於て稍々低く三、〇〇〇呎の高度を有する所謂盆地性高原であつて、これが南北兩側に前記兩山系を負ひつゝやはり東に向つて開いてゐる。

地形上にいふ蒙古高原は右の盆地性高原の東端である。かゝる廣汎な意義での蒙古は、北緯三七度三〇分より五三度四五分、東經八五度二〇分より一二四度の間に、凡そ三、三三七、二八三平方粁の面積を有する廣大なる土地である。

この廣大な地域の北は西興安嶺及び東西サヤンの三つの山脈によつて露領シベリヤに境し、東は大興安嶺をこえて滿洲盆地に、東南は陰山々脈を隔てゝ支那本部に連り、更に西南は阿爾泰山脈を境として西北支那邊疆たる新疆、甘肅の二省に接してゐる。

この蒙古高原の中央部を略々東西に走つてゐるのが有名なゴビ（戈壁―沙漠）、漠南を內蒙古、漠北を外蒙古と指稱する。

往時はこの外に額魯特（オロト）蒙古なる名稱があつた。それはゴビの西方に存在する西北蒙古、寒因濟雅哈圖（サインチヤハト）盟、科布多（コブト）、唐努烏梁海（タンヌウリヤンハイ）を指したが、現在は西北蒙古は內蒙古の一部とみなされ、寒因濟雅哈圖盟、科布多は完全に外蒙古の境域內に入れられ、唐努烏梁海は地理的に外蒙古の一部とみなさるゝに至つた。

本書にいふ蒙古とは右の外に、シベリア、バイカル湖を中心とする所謂ブリヤート蒙古の地、內外兩蒙に屬せざる滿洲バルガの地をも含めたものである。

二 山系

蒙古盆地はその大部分が有名なるゴビ（沙漠地）よりなり、これを中心にして南北に略々シンメトリカルな地形展開をなしてゐる。卽ち中央部を純然たる沙漠とし、その南方及び北方に廣大なる草原が連り、更に高原緣邊の山脈に

及ぶ。

山系の主なるものを北方より概觀するに、まづバイカル湖の南　恰克圖及び庫倫に近く、シベリアの境界に、東にはケンテイ山脈、西には東西サヤン山脈略東西に延長し、後者と大體並行してその南へ順次、タンヌオーラ、ハンガイ及びアルタイの三山脈連り、その東端はシベリアのトランス・バイカリア州に發達するヤブロノイ山脈の南の延長と錯綜し、北西に偏して蒙古の山地を作る。これらの諸山脈中アルタイ山脈は最も高く、時に四千米を越える高峰もある。概して東西乃至北西南東に走る斷層裂開の方向に沿える並行斷層山脈である。更にジュンガリア盆地を南に隔て、天山山脈がある。トルキスタンより來るもので、時に六千米を越える峻峯を含み、その東にある南山と共に東部トルキスタン及び西藏との境界をなして略東西に横はる。南山の北側には之と平行にリヒトホーフエン山脈があつて時に五千米の高嶺を含むも南東に向ふに隨つて低下する傾向がある。是等の諸山脈も、亦著しい地質構造線と關係してゐる。黄河屈曲部鄂爾多斯の東邊からは北々東に向つて大興安嶺崛起し、大體滿蒙兩域の境界をなしてゐる。その南端は略五臺山脈に續き、黄河を隔てゝ秦嶺に接し、北端はヤブロノイ及びスタノボイ山脈と交錯してゐる。大興安嶺は概して高峻の山嶺に乏しく、最高點は二千五十米に達するが、概して二千米を越ゆるものは寧ろ稀である。

火山として知らるゝものは割合に少く、多くはゴビの縁邊に限つて分布し、ハンガイ山脈一部に中世代活躍せるものある位である。

三　沙　漠

蒙古盆地の大部分はゴビの占むるところであつて、その約半分、面積約百五十萬平方粁を越えてゐる。勿論、この間にはかなり高い山岳もあるが、主要部は古い岩層の削剝面に當り、概して低平な土地である。著しく凹陷せる部分には通常湖沼もあるが、大部分の盆地は概して偏西風のために漸次東方へ移動する砂粒の堆積する所謂砂丘の發達する土地で、大小の起伏がある。これら砂丘の東漸は白堊紀以後の地層の發達の狀況から殊に顯著である。この沙漠の主要成因は大陸の中央部に近く存在し、四方に大小の山岳重疊して、海洋から運ばれる濕潤の空氣が流入を遮斷されために降水量極めて少く、乾燥氣候なるにある。故に地表はよく乾涸して植物少く、表土裸出して風の威力を擅まにさせる結果となる。ゴビ地域のかゝる低平の盆地は、地形上自ら數區に分ち得る。バーキ及びモーリス等は、蒙古語に因んでこれをターラと呼んだ。蓋し「開豁な淺い低平の土地」の謂である。主なるターラはゴビに三つあつて、ア

ルタイ山脈の東、ゴビ中央部の南にアラシヤン・ターラ、その東にイレン・ターラ、更にその東々北方、大興安嶺西側にダライ・ターラがある。これらは多く風の破壊的營力と稀に降る急雨とに劇しく流される侵蝕作用の結果でき上つたものである。これらの土地には普通著しい河川は殆ど見えず、ターラ中央部に湖沼の一群あり、各地域の水は夫々そこに集中する。アラシヤン・ターラの中のガシユイン湖（海拔三四〇米）、イレン・ターラ中のイレン・ダブス湖（海拔九一〇米）、ダライ・ターラ中のフルン湖（海拔五三四米）、ブイル湖（海拔八三〇米）の如きこれである。かゝるターラ中の水溜りは往々蒸發して乾くことがある。この跡を中央アジアではタキールと呼ぶ。又ツアイダムともいつてゐる。

四　水系

蒙古地方は降雨少く、加ふるに蒸發量大であるため地表の流水甚だ乏しく河川の發達せるものなきを地形上の特色とする。河水はあつても水深淺く、廣い河床を細流が蛇行し、時には伏流ともなり、尻無川ともなる。降雨期以外には乾いてゐるのが普通である。

主要河川としては、先づ甘肅省境界線に沿ひ、リヒトホーフエン山脈の北側の水を集めて、北流してガシユイン湖に注ぐものにエヂン・ゴル（ゴルは蒙古語の河川）がある。次にケルレン河はケンテイ山脈地方の水を集めて、ダライ・ノールの北邊を北東流してフルン湖に入る。この外蒙古地域外に流走するもの、北にセレンガ河、ウルケム河、南に黃河がある。セレンガ河はバイカル湖に朝する重要な大河で、上流蒙古地域では二叉となり、西がセレンガ本流、東がオルチヨン河と呼ばれ、遠くタンヌ・オーラ、ハンガイ山脈地方から流水を集め、恰克圖の西を北流してシベリアに入る。ウルケム河はシベリアのエニセイ河の上流で、國境を略東西に走る西サヤン山脈と、その南側のタンヌ・オーラ山脈との中間の水を集めて、初め西流し、國境を越ゆる頃から北へ轉向してエニセイ河に入る。この流路は地體構造線による最も著しい例である。黃河は鄂爾多斯地方を大迂回する中流の一部だけ蒙古に屬し、黃土地方を流走するため、特に著しく濁るのでこの名がある。

次に湖沼はターラの中央窪地に發達するものゝ外に、蒙古最北端に近くシベリアとの國境に近くコソゴル湖（海拔一六一五米）がある。水深約二三八米に達する。尚最西端に近くハンガイ山脈とアルタイ山脈との間の地方は、ゴビ地域と地形上甚しい相違があつて、略東西に延長せる諸山脈の間には湖沼の發育著しく、所謂ピーツオフの「湖沼の谷」と命名した處で、ウブサ海（海拔七二二米）、キルギ

ス湖（海拔八二三米）、カラウス湖（海拔一一七〇米）、ドウルが湖（海拔九七〇米）その他の小湖が散點してゐて、附近の水は悉くこれらの湖中に集まる。尙ジュンガリヤ盆地の兩端に近くウルングル海（海拔五三〇米）、テリ・ノール（海拔二九〇米）、及びエビ・ノール（海拔二五〇米）等があつて、西方キルギス地方の低窪地に續く構造線地域に散點してゐる。

參考書、改造社版　地理講座第一編に據る。

II 地質

最初に新帶國太郎氏に從つて蒙古の地質の大要を表記すれば左の如くである。

	地質時代	主要なる岩石	厚さ（米）	主要なる化石
近世代	第四紀（沖積世 洪積世） 第三紀	砂、礫、粘土、湖底沈積物、黃土、 砂、粘土、礫、黃土等、火山噴出物 粘土、Silt、砂、礫、頁岩、玄武岩 （小不整合あり）	1—[illegible]0 30—300 1200 ±	舊象、馬、犀等 古象、犀、猪、等々
中世代	白堊紀	細粒赤色砂岩、粘土、砂、頁岩、 花崗岩、斑岩等 （大不整合あり）	[illegible]00—[illegible]00	淡水貝類等
	ジュラ紀	礫石、砂岩、頁岩、凝灰岩、石炭、 酸性大併發岩（花崗岩、斑岩等） （小不整合あり）	150—3.000	植物化石小片
古生代	二疊紀	礫石、砂岩、頁岩、石灰岩、 凝灰岩、花崗岩等 （小不整合あり）	15—600	Productus, Orhotychia Martinia etc.
	石炭紀（Dinantian）	礫石、砂岩、粘板岩、石灰岩、 白雲岩、花崗岩大底盤、及貫入岩 （小不整合あり）	15—300	?
原生	後紀（滸海層）	硬砂岩、粘板岩、火成岩々脈、岩瘤 （小不整合あり）	3.000	?

代	前紀（五臺層）	結晶片岩、千枚岩、石灰岩、白雲岩、珪岩、緣岩類、貫入火成岩等（小不整合あり）
太古代	（泰山層）	結晶質石灰岩、結晶片岩、片麻岩、貫入火成岩等

當地方の基底をなすものは、前カンブリア紀の變性岩である。今日これらは主に五臺（イゥ・プロタゾイック）系の片麻岩、葦石、大理石に變成してをり、これより更に古い太古代の片麻岩及び花崗岩の上表を覆つてゐる。

五臺紀の末に、東北より西南にむかつて山塊運動が開始し、褶曲を生ずると共に層疊岩に甚しい變化を齎した。ついで侵蝕作用によつて地表は殆ど平面となり、引つゞき向斜層陷沒期には南口の石灰石が堆積した。これは前カンブリア紀末のことで、アルゴンキヤン系とも名付けられ、又最近は特に支那に於て顯著であるといふので Grabau によつてシニアン系と命名されてゐる。粘土質より石灰質に變化せる南口石灰構成の特質はその沈澱運動が繼續的なものであつたことを示す。この止むことなき沈下運動の次には同じく靜穩な隆起運動が行はれたが、極めて急速であつたので通常シニアン系岩床の上をカンブリアン系地層が覆つてゐる。カンブロ・アードヴイシアン紀には相當地域が海面下に陷沒し、次いで隆起したが、これも亦極めて靜穩に行はれた。爾來石炭紀に短期間海洋の侵蝕があつたのを除き、北支は大陸たるを失はなかつた。その後暫時蒙古の中心を通じて西より東に向斜運動の生じたことがあつた。これジユラ紀以前の岩層が、『殆ど凡て、古生代前後のグレボー（A.W.Grabau）の所謂蒙古地向斜地域（Mongolian geosyncline）に及ぶ海侵による海成層と信ぜられ』てゐる所以である。

併し吾人は主として大陸的な侵蝕、沈下作用を伴ふ土地隆起を問題とせねばならぬ。北支の大石炭層の形成された石炭紀より中世代の始めまで極めて靜穩な時期を經過したが、それも軈てジユラ紀より白堊紀にかけて起つた活潑な陰山々塊運動のために中斷された。最後の山塊運動は若干地方、特に張家口近傍並に南部蒙古に於ける一時的火山運動に基くもので、之が古生代末期、中部蒙古に生じた大深岩の衰滅段階に關聯あるものか否かは未だ知られてゐない。陰山々塊運動は北東より南西に向ふ一般的傾向に押されて、軸線に沿ふ岩床の古い要素を摺抱し、凝固した。こ

の以後は靜穩な沈下運動或は張力に基く斷層運動が生じたものゝ如くである。陷沒地域は盆地となり、こゝに大陸的沈澱物が集積した。換言すれば、主として古生代末の褶曲にかゝる古い山地の殘骸が、中世代の長い間に準平原化したわけである。

この比較的靜穩な侵蝕陷沒は長い間繼續したが、軈てユウラシア大陸の中部に生じた第三紀中期のアルパイン・ヒマラヤン運動にその靜穩を破られた。これに依つて支那の中部、西部及び南西部に褶曲山脈を現出したる外、北支に於ては斷層運動が起つた。蒙古高原の南部並に東南部の緣邊に今日興安嶺及び陰山々脈等撓曲或は斷層による隆起が現出して今日の形狀をとり、東北部に於ては東方へ、西南部に於ては西方に伸長してゐるのは、恐らくこの時の所產であらう。

『今日の四近の山脈の高度は、概して白堊紀及び第三紀頃に形成せられたものと信ぜられる。故に、それ等の山脈の構造線の方向は、常に盆地内のそれ等と一致する。卽ち滸海山脈、ケンテイ山脈、大興安嶺、オルドス地方の南界の如きは、蒙古盆地の沈降に伴つて生じた隆起地方と見る』ことができる。

又この時北支全般及び蒙古、特に張家口近傍の北緯四一度線に沿つて火山の爆發が生じ、玄武岩が噴出した。以上の斷層運動によつて北方、高原の斷崖、南方、褶曲防壁山脈の中間に廣汎な內蒙古盆地が形成された。高原が徐々に隆起するに從ひ、石炭紀の頃出現した蒙古海は北極地方に逐はれ、一方右の窪地內には滿々たる水がたゝへられたと信ぜられてゐる。

黃河は山西、陝西兩省の間で大屈曲をなして南下してゐるが、元來はこの窪地に流入してゐたものであらう。かゝる假定は更に詳細な地形硏究と共に益々確信せられるのであつて、當時黃河上流ダイハ・ノール（太海―湖水群）と蘆蘆海の間に、大黑河（トウルゲン・ゴル）を通じて交通のあつたことが想像されるのである。今日大黑河と太海に地下水の分流してゐる事が發見されてゐる。

河川が山地丘陵より運んで來る堆土若くは碎屑質物を以て、盆地や溪谷その他陷沒に伴へる低地を永い年月の間に埋めて行つたことはいふまでもない。で、黃河が今日の如く南下コースをとるに至つて以來、右の淺い多島海は湖沼點綴する廣大な平原に轉化したのであらう。第四紀の初頭にこの湖水が消滅して以來、西北支那と內蒙とは專ら風化作用に曝され、一度出現した一大山間蒙古盆地は、低い部分が若い地層の被覆をうけ、高い部分は次第に削られ、一大平原を現出するに至つた。その最大の特徵は黃土が堆積したことである。

『北部支那は汎く黄土で覆はれてゐる。約十萬年以前の氷河時代にはヨーロッパやアメリカに於ては北方より巨大な氷河が流下しつゝあつたが、中部及び東部アジヤは漸進的乾燥作用に惱んだやうである。大氣中には水分が極めて少いので氷結することはなかつた。然し氣候が極めて寒冷且つ乾燥してをり、猛烈な突風が渦狀雲の如き沙塵を數百哩の地に運び、各地に吹きとばしたので、ために丘陵や平原は厚く覆はれてしまつた。

故にヨーロッパやアメリカの氷河時代は、東北アジヤでは沙塵時代であつたのである。』(Andrews, R. C.)

以上大觀した如く、蒙古地方が中生代中葉頃を劃期として、その前後に著しい岩質上、構造上の差違のある理由は、前期には、特にその終末に近い頃迄、岩漿の活動併發が劇しかつたのに反し、中生代末葉以後にはすつかり、それが落ちついたのによる爲めであらう。

內蒙古高原は最近乾燥の段階にあるやうに思はれる。これは次の如き證據によつて明らかに知ることができる。

(a) 地表一般が漸次乾燥の度を加へつゝあること。

(b) 大きな湖水が、規模の小さい湖水群に分裂し、その內あるものは既に完全に乾燥してゐること。

(c) 井泉の水位が低下しつゝあること。

(d) 沙漠の限界が擴大しつゝあること。

この乾燥作用が繼續的、發展的なものであるか、若くは一時的、週期的なものであるかは、未だ議論の餘地がある。更にこれが不斷に西北風が吹きすさび、その結果、乾燥した砂が吹きまくられ、四散しつゞけたによるものか、或は森林の濫伐等に基くものかは、これ亦未定の問題である。

參考書 Pumpelly, R, Geologial Researches in Chia Mongola and Japan.
改造社版地理講座第一卷
Andrews, R. C, Across Mongolian Plains 1934

III 氣候

蒙古の氣候は、海洋の影響をうくること少く、緯度並に高度の關係と且つ雨雲を妨げる山脈が圍繞してゐるため、その寒暑の酷烈なると共に乾燥せる點を特質とする。Richard, に據れば、庫倫に於ける年平均溫度は華氏四三度である。

寒暖計は一月に零度に下り、七月に華氏七九度に上る。ゴビ及び阿拉善地方では一層乾燥し且つ酷烈であつて、寒暖計は冬季時に華氏零下二九度に降り、七月には一〇〇度

に上る。高原南端の西灣子に於ては年平均四七度、一月零下一度、七月九三度で、鄂爾多斯北部では十月になると降雪し始め、四月までは解けない。零下二二度といふ溫度も珍しくなく、時には更に降ることさへある。

併し内蒙古では支那平原を見下す臺地懸崖に夏季季節風が相當雨量を齎し、濕氣を與へるので蒙古高原の奧地とは稍々趣を異にしてゐる。外蒙古の北部山脈も夏季多少の降雨を見るが、これは又異つた理由によるもので、中間のゴビに至つては殆ど雨の降ることはない。

内蒙古は十月より四月に至る六ケ月間、バイカル湖を中心とするアジア的高氣壓の影響をうけ殘餘は全大陸を覆ふ低氣壓の勢力圏下にある。移り變りの期間は短く、且つ目立たない。風のおだやかなことも多いが、長い冬の期間中は高氣壓圏内より寒冷な濕氣のない西北風が高原上を吹き渡り、夏季は東南より南口山脈を越えて季節風が到來し、内蒙古に年一五乃至二〇吋の雨量を齎すのである。Little の言つてゐるやうに、この地方を横貫する多くの山脈は、一方より見れば沙漠中に屹立してゐるものが多いが、短い夏の間に雨や雪の形式で充分の濕氣をうけることができるので、山腹には森林繁茂し、頂上に雪冠を戴き、之より流れ下る清水は周圍の沙漠中に沒してゐるのである。故に興安嶺、陰山々脈、南山の南及び東南斜面には密林繁茂してゐるのが見うけられるのであるが、反之、阿拉善の中部山脈は南方を高い山脈に遮られてゐるためこの程度には及ばない。Richard に從へば東南部季節風圏内なる西灣子の平均雨量は一八吋であるが、北部蒙地の典型たる庫倫では僅かに八吋である。

尤も夏季の雨量は微少だが冬季の降雪量は可成りに多い。月々のみならず、一日の内に於ても氣溫の變化が甚しい。寒暖計に記錄された所によれば氷點以下より一躍一〇〇度以上に昇ることがある。三月には曉天の零下一八度より、午後家屋内で六八度に達した由である。

また Campbell によれば三、〇〇〇呎以上の高度を占める庫倫に於ては年平均二七度、同じく一月平均零下一六度である。一月の最低溫度記錄は零下四五度、最高は六月の一〇一度であつたといふ。

併し内蒙古の平均溫度は外蒙古とはやゝ異り、一月に於て三五度年平均に於て一九度の開きを見せてゐる。即ち左表の如し。(何れも月平均、華氏)

月	北蒙古	南蒙古	度差
一	零下 五	三〇	三五
二	一〇	三〇	二〇
三	三〇	五二	二二
四	四〇	六〇	二〇

內蒙古の氣象表

20° 10° 0° -10° -20° C

70° 60° 50° 40° 30° 20° 10° F

200 150 100 50 MM

8 7 6 5 4 3 2 1 IN

一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月

五	六〇	七〇	一〇
六	七〇	八二	一二
七	七五	八五	一〇
八	七〇	八三	一三
九	六〇	七〇	一〇
一〇	四五	六七	二二
一一	二五	五〇	二五
一二	一〇	三五	二五

參考書

Richard, L. A Comprehensive Geology of the Chinése Empire. translatd by M. Kennedy Campbell, C.U., China. Japan and Siams. 1919

四 生物

特定の地域に繁茂、棲息すべき生物が當然その地形、地質、氣候等の地文學學條件に制扼せらるべきは言を俟たない。この故に、蒙古に於ける動植物も當然蒙古固有の自然環境に制扼されてゐる。

一、植物

(1) 內外蒙古

まづ植物に就てみるに關東廳東烏珠穆沁植物調査報告に

よれば『大興安嶺以東と以西とはその景觀大いに異なり、以東は山岳重疊し谷間には水あり、土地肥沃、雨量も以西に比して遙に大である。從つて植物の生育が良好で、は山岳耕作地もあり、植物の種類もまた豐富である。然るに以西に乏しく、所謂一望千里の廣漠たる蒙古平原で、雨量少なく、沙漠ではないが、礫を含める土質多く、植物の生育不良、從つて種類もまた甚だ少く、殆どシバムギモドキ、ノゲナガハネガヤの如き禾本科植物に獨占されてゐる』と。

かくの如く內外蒙古は主としてステツプ（草原）地帶であるが、然し既に述べたやうに各地區の異なるに從ひ、種々基本的條件を異にし、一部に於ては氣候、特に雨量などの點で、外部の世界と多少の類似點を有してゐる事實も否定し得ない。例へば黃河北部の大屈曲部に沿ふ鄂爾多斯の肥沃な沖積層平原は灌漑水利の便を得てゐるので、小麥、稷、大麥、大豆、胡麻等の良好な耕地であるし、又、張家口、歸綏を中心とする壤土質の河谷窪地は、何れも草地ではあるが、頗る肥沃で開墾に適してゐる。さうかと思ふと張家口以北のウルグン・タラー（錫林郭勒盟地方）は、廣汎なステツプで、前述のシバムギモドキ（Elymus Pseudo agrpyrum Trin.）、ノゲナガハネガヤ（Stipa capillata L.）等の草丈三〇糎にみたぬ禾本科植物が主要牧草となつてゐる。又、張庫街道以西の陰山々脈北方高原は更に貧弱

な乾地で、處々に藪叢をみうけるにすぎず、全然不毛な峻嶺も少なくはない。僅かに河川や井泉のかたはらには、亞寒帶種に屬する矮小な灌木がチラホラみられるのである。

黃河北部屈曲部に沿ふ後套地方にはポプラや楊柳が夥しく、亭々と青空に聳えてゐる。

(2) ブリヤート蒙古

ブリヤート蒙古共和國は、概して氣候酷寒、雨量も少い爲め、植物成長期は甚だ短いが、寒帶性植物は相當繁茂してゐる。樹木では松、落葉松を主とし、樅、蝦夷松、杜松ヤマナラシ、白楊等の密林が多い。(林業の項參照)

森林の他に植物界は、地方住民の經濟上密接な關係を持つもの多く、殊に最近數年間、高山植物たる蒙古茶を利用し、これから素晴らしいタンニン酸を抽出するやうになつた。最初それは專ら地方の皮革工業だけを日當としてゐたものであるが、その後之を乾燥してソウエート聯邦の工業中心地へ移入されるに至つた。バイカル湖沿岸のツラン・ブルガス、ムラウリン、ザガン、シーニー、フウドンの各山脈の西北斜面は、悉く蒙古茶の叢林で蔽はれ、その面積何十萬ヘクターと推定されてゐる。

野生飼料植物としてはウオストレツ、ミヤマヌカボ、ムラサキウマゴヤシ等があり、その一部はわざ〳〵栽培されるやうになつた。(例へば、ウトウジヌイ牧場に於けるミヤマヌカボの栽培の如し)然し、栽培方法は漸く研究に着手されたのみで、未だ何等進歩の域には達してゐない。

其の他櫻樹、葱、ニンニク、マンギル、マルタユリ、藥用茶等の藥用、食用植物及び果物類が相當多い。

二、動　物

(1) 内外蒙古

次に當地方の主要動物としては五種の家畜を逸することはできない。即ちステツプ地帶の何處においても、山羊、羊、牛、馬、駱駝の大群が悠々と草をはんでゐる。

また、狐、狼、栗鼠、鹿等々の有用毛皮獸類も多く、これらの動物は遊牧民の主要富源となつてゐる。この外、注目すべきは羚羊である。羚羊はこの地方で黃羊と稱せられるが、錫林郭勒地方では、少なきは數百、多きは數千に及ぶ大群に遭遇することがある。

米國の動物學者 Roy Chapman Andrews も始めてこの大群に接したときは、『最初、余は黃色の草の外には何にも見えなかつた。ところが丘腹全體が動いてゐるやうに見えた。瞬間、余は頭や脚のあるのに氣がつき、これが身動きのできない程密集し、ジツと我々に注意を拂つてゐる羚羊の大群であることが分つた』と驚いてゐる。

黃羊の快速については定評がある。恐らく哺乳動物中最

も速いかも知れない。經驗によれば五〇〇米位の先にゐた黄羊の大群が、筆者等の自動車に氣づいて、突然併行に走り出した。我々は車のスピードを早め、三五―四〇―四五とせり上げて、遂に時速五〇哩に近い速さで之を追ひかけた。然るに黄羊は我々が時速をゆるめれば同じくゆるめ、早めれば同じく早めて、どうしても一定の間隔を縮めることができない。のみならず、黄羊の一群はやがて右側より左側へ、驀進する自動車の前方を横斷し始めたのである。しかも兩者の距離は依然として縮まらない。黄羊が最高時速少くとも六〇哩を有することは、之によつて分る。

鳥類としては鷹、鷲、鴇（ノガン）等が主なるものである。鷹についてはマルコ・ポーロの旅行記にも元帝の鷹狩に關する記事がある。鴇は山七面鳥とも稱し、體量一五乃至四〇封度、大きなものは子供位の體格を有し、兩翼を擴げると一間以上もある。灰白色を呈し、肉は頗る美味で最上の七面鳥に匹敵する。

爬蟲類は比較的少いやうで、Prejevalsky が鄂爾多斯高原西部の沙漠で、「黄色がかつた灰色の蜥蜴」を見たと述べ、蛇は筆者旅行中、阿巳噶大王府（錫林郭勒盟）附近の地裂内部で白色黑斑の一尺程のものを實見したにすぎぬ。故に棲息してゐるに違ひないが、その數は多くはあるまい。

魚類に至つては黄河の外、ダライ・ノール等の湖沼に各種淡水魚がゐる。（漁業の項參照）

最後に當地方の地層中からは各種淡水貝類、古象、犀、猪等の化石が出現するから、先史時代には、これらのものが棲息してゐたに相違ないが、今日では既に絶滅せるものと考へられる。

(2)　ブリヤート蒙古

ブリヤート蒙古共和國内に棲息する動物は、何れも産業上の意義を持つものであつて、栗鼠が第一位を占め、歐洲大戰前に於けるその捕獲高は六十萬匹と算定せられてゐた。之に次ぐものは黑貂で、その捕獲高は一萬乃至一萬五千匹に達し、殊に高價なのはバルグジン黑貂である。

其の他皮革用として狐、韃靼狐（コルサケ）、熊、狼、タルバカン等がある。有蹄屬のうち工業的意義をもつものは鹿仔、鹿（ローシ）、韃靼鹿（イジユブリ）（角を採獲す）麝香鹿（主として麝香の爲めに）、等である。鹿及び鹿仔は撲殺して肉と獸皮とを採つてゐる。

禽類で廣く見受けられるものは樹鷄、鷓鴣、山鷄（グルハリ）、鷺鳥、鴨、ドルフ、白鳥等である。

バイカル湖では膃肭獸が獲れる。

魚類で一番多いのは鮭であつて、バイカル湖及び之に注ぐセレンガ、バルグジン等の諸大河で捕採され、之に次いではテフザメ、タイメン、イワナ、鱒、シグ、スヾキ、ダツ、サラガ等が採れる。

（後藤富男）

C 民族

I 住民

一 人口及人種

(1) 呼倫貝爾

新巴爾虎蒙古人	一萬六千
陳巴爾虎蒙古人	五千五百
ブリヤート蒙古人	三千
索倫族	三千八百
額魯特蒙古人	四百
鄂倫春族	六百
ヤクート族	二百
支那人	一萬
露西亞人及タ、ール族	三千
達呼爾族	六百
合計概算	四萬三千百

ブリヤート族はザバイカルのブリヤート族で、露西亞の革命後續々と移動して來たものが、海拉爾の南方のシニヘ河流域地方に集團を作つたのである。故に此種族の移住は古くとも十數年前の事であり、新しいものは極く最近のものまである。もつとも滿洲國成立以來國境の監視が嚴重となつて來た爲著しく減少して居る。其出身地はアギンスク地方のものが多い樣である。此ブリヤート族は一般巴爾虎人から區別されて居るが、此巴爾虎蒙古人が實はブリヤート族だといふ説がある。呼倫貝爾志略によると巴爾虎蒙古人は外蒙哈爾哈の蒙古人が移住せるもので「雍正十二年由外蒙車臣汗移來官兵二千四百八十」とあるから西暦千七百三十四年に當る。然るにバラノフによるとこの移動で呼倫貝爾に來た蒙古人は哈爾哈土着の蒙古人ではなくて、北方のブリヤート族が南下して哈爾哈の地方に移住したものが再び土着の蒙古人に追はれてこの呼倫貝爾に達したものであるといふのである。陳巴爾虎蒙古人も呼倫貝爾志略によると更らに古く哈爾哈から齊々哈爾に移つたものが、雍正十年呼倫貝爾に移動したといふ。その哈爾哈からの移動はソアルシムスキーによれば千六百八十年以降の事であるといふ。此種族には喇嘛教が侵潤して居ない。海拉爾河の流域から以北に居住し新巴爾虎蒙古人は同河以南の西の大部分の豐穣な草原を占居する。其東方興安嶺寄りに索倫族、鄂倫春族が見られる。額魯特族にシニヘから更らに南方の伊敏川流域地方に極く少數居りヤクート族はずつと北方黑龍江本流に近い興安嶺山中にシベリアから渡つて來たもの

が少數居り、達呼爾族は殆ど海拉爾南郊に當る南屯と西屯とに限られて居住し、海拉爾の役所に通つて呼倫貝爾の行政權を掌握して居る。公文書に支那語蒙古語を使用せずに滿洲語を使用して居る。

支那人及露西亞人（タ、ールを含む）は海拉爾、滿洲里の都會を形成して居るが、なほ露西亞農民は三河地方に集まつて居る。

(2) 內蒙古

南方よりする支那人の澎湃たる波により侵蝕せられ、今日昔日の如き遊牧生活を許す範圍は次第に狹められ來つてゐる。特に滿洲地方の治安維持せらるゝに至つて北部支那人の移住は著しきものがあり、哲里木盟の東端部地方などには既に蒙古人の影を止め得ないまでに變つてゐる。今日滿洲帝國に於て興安省なる行政區劃內に置かるゝ地方は、所謂東部內蒙古と呼ばれる地域の西北部に過ぎない。併し蒙古人が集まつてゐるのは此地方だけで、此興安省以外の蒙古人は僅少である。よし多いといふ報告があつても支那人との雜種を含んで居ると見て差支へあるまい。內蒙古として滿洲帝國內に含まるゝ哲里木盟、昭烏達盟、卓索圖盟に中華民國に所屬する錫林郭勒盟、察哈爾、（察哈爾省）烏蘭察布盟、伊克昭盟（綏遠省）を加へた地域を考ふるならば、蒙古人の人口は百萬に達してゐると考へられる。此同じ地域の支那人は單にその地域の東部及南部を占居してゐるに過ぎぬが、優に一千萬を超えて居るものと推定される。此內蒙古の百萬の蒙古人の內三十萬餘は中華民國に、約七十萬は滿洲帝國に歸屬する。此滿洲のものの內の四十五萬は興安省に含まれる。但呼倫貝爾は興安省の北分省となつて居るが、これは一般に內蒙古から區別して居る。若しこの內蒙古に寧夏省に編入されてゐる阿拉善（アラシャン）の地方を加ふるならば倘十萬餘增加する。

(3) 外蒙古

所謂外蒙自治共和國である。車臣汗盟、土謝圖汗盟、三音諾顏汗盟、札薩克圖汗盟に科布多を加へたもので、唐努烏梁海はしばらく除外して置く。其總人口六十四萬七千（千九百二十年頃）で、蒙古人五十四萬二千、支那人十萬に露西亞人五千といふ勘定になる。これはマイスキーの資料によるのであるが、千九百三十五年度中華年鑑によるとラッチモーアは蒙古人五十四萬を擧げてゐる。併し全體の人口は約八十萬に達するべしと推定してゐる。支那人露西亞人の增加が何れ位あるものか明らかでないが、ブリヤート族の移住が可なり著しいものらしい。外蒙古內にブリヤート族六旗が新たに組織されて居るといふ。此ブリヤーート族

の移動は呼倫貝爾にも見られるもので、民族移動史の一頁を成すものとして注目に價する。支那人露西亞人の大部分が庫倫―ウランハター烏里雅蘇臺、科布多、賣買城等の行政並に取引の中心たる市街地に居住せるは云ふ迄もない。

外蒙古の蒙古人は所謂哈爾哈蒙古人である。たゞ、西方主として科布多地方を占居するものは此地方から中央亞細亞にかけて見られる西方蒙古人として方言を異にする。人口約五萬。これを代表するものとして額魯特族がある。

以上内外蒙古及呼倫貝爾を包括する所謂蒙古の地全體の蒙古人口は合計百六七十萬と推定せられる。

然し蒙古人はなほこれ等蒙古の地以外の地方にも可なり擴がつてゐる。北方西比利亞のバイカル湖附近のブリヤート蒙古人及西方中央亞細亞に達する西部蒙古人とである。ブリヤート蒙古人の地は所謂ブリヤート自治共和國が結成せられてゐるが、其住民が次第に外蒙古及呼倫貝爾の地方に移動しつゝある事は既に述べた通りである。且露西亞農民との混血が増加しつゝあるが、尠くも革命前には人口約十四萬と推定される。西方では新疆省に居住するものが最も多い。其人口はネダーチンによると八十萬に達するといふ。其新疆の總人口は三百萬で、其半數以上はキルギス族サルト族等の土耳古系民族で占められ、蒙古人の大部分はカラシヤル、スイケシユル、天山南部を占め、トルグート族と呼ばれる。遙か西方歐洲のヴォルガ河下流の流域地方を占居するカルマツク族もこの西部蒙古族に屬する。尙西部蒙古族として青海に支那人西藏人土耳古人達と居住する蒙古人がある。其人口は明ではないが只二盟から成り、其各盟は一は十三旗他は十六旗を包括し、盟の結成は外蒙古よりは寧ろ内蒙古風に行なはれて居るといふ。

なほ西藏や中央亞細亞にも極く少數の蒙古人は居るらしいが、詳しい調査はない。以上全蒙古人を總計して見ると數の明らかな地方丈で二百五十萬を數へる。これに青海西藏等の不明の地方を加へても恐らくは三百萬をあまり超過する様な事はあるまいと思はれる。

二　人種的特徴

凡そ蒙古人或は蒙古族といふ言葉位人種上まぎらはしく用ひられて居る言葉は尠いであらう。蒙古的といふ言葉は決して正確に蒙古人其物の特徴として認められたものについて使用されては居ない。屢々支那人、安南人、日本人などについて觀察せるところを蒙古的といふ形容詞を用ひて居る。一例を擧げれば蒙古斑といふ言葉は日本の醫科大學創立當時獨逸から招かれたベルツ教授が日本人患者に接して居る間に氣づいた尻部の斑であつて、決して蒙古人自身について確かめた特徴ではない。然るにこれを日本斑とは

呼ばずに蒙古斑と呼んだのである。卽ベルツ教授は日本人を蒙古族と考へて居た譯である。同じ樣に支那人につき氣づいた特徵をも蒙古的と記載した例もある。つまり皆不用意にこの形容詞を使用して居るから、歐洲人の東洋人種につき記載してゐる記錄は此言葉に關しては注意する必要がある。事實に於て二・三世紀前から東洋に來る樣になつた歐洲人は露西亞人を除いては殆ど常に海路よりして陸路を通らない往古漢の時代、唐の時代に印度波斯方面への通路であつた新疆省天山の地方は今日既に重要な交通路ではなく、單に地方的な取引の通路であるか、然らずむば探險家の通路に過ぎない。從つて歐洲人は東洋に來て海岸沿ひに居る民族には容易に接するが、深く內陸に生存する蒙古人に至つては接觸する機會がない其にも不拘彼等はこの極東の民族を一括的に「蒙古」なる言葉で表はして居るのである。甚だ不可解な事だと云はなければならぬが、一面に於て「蒙古」なる言葉が如何に恐るべき極東の民族の名前であるかを歐洲人が深刻に經驗して居る事に思ひ到れば、多少理解出來る樣に思ふのである。元帝國の歐洲への侵略が如何に驚愕を以て迎へられたかは、ローマ法王の使節が數回派遣され、蒙古に關する著述が多數世に問はれ、今日に於てすら相當數をカタログに數へ得る實情に見ても想像がつくのである。蒙古なる言葉は決して舊い言葉ではない。恐らく「支那」なる言葉に較べれば遙かに新しく、全くこの元帝國の勃興に端を發して居るものと考へられる。此新しい名稱が全く歐洲人を支配し、支那的日本的と云ふ可きところに躊躇なく蒙古的といふ言葉を使用する樣にまでなつたのは、全くこの蒙古人の歐洲侵略の苦い經驗が深刻に烙印せられた結果であらうと思はれるのである。

蒙古人の人種的區別は今日までの所は單に言語學的に行はれて居る丈で、體質上の調査は少ない。東方の哈爾哈蒙古族、北方のブリヤート蒙古族、西方の額魯特トルグートなどの蒙古族の三區分は全く言語上から行なはれ、これに伴つて多少習慣にも相違があるといふに過ぎず、體質の上で明らかな相違を指摘した人は未だないのである。今蒙古族の體質に關する文獻を列記して見ることゝある。

Jaeko-Hryncewicz(1902)外蒙古北境の Kjachta 附近居住の哈爾哈蒙古人三十六人男子につき計測。身長百六十一糎、頭示數八一・八八、頭長徑百八十九粍、顴幅一五〇粍

Buxton (1926) 張家口のすぐ北方にて庫倫街 に沿ふ地方の察哈爾蒙古人男子五十二例、女子七例を調査、其男子では身長百六十四糎、頭示數八一・七三、頭長徑百八十八粍、顴幅百四十六粍

Ssergeew (1934) モスコーに集まつた外蒙古各地の代表者達男百五十六名、女六十五名を調査。その男子は身長

百六十四糎、頭示數八四・一二、頭長徑一八八・二粍、顏幅一四八粍。

横尾（1934）錫林郭勒盟の蒙古人男子六十九名の調査。頭示數八二・六八、頭長徑一九二・六粍　顏幅一四八粍

內、外蒙古の蒙古人については以上の外にはない。反之ブリヤート蒙古人については露西亞人の調査が可なりある

Jalko-Hryncewicz（1902）全部で五百六十名のブリヤート蒙古人男子を調査。其內の大部分はセレンガ地方のもので、身長は百六十三糎、頭示數は八五・六六、頭長徑は一八七粍、顏幅一五三粍

Schendrikovski（1894）セレンガ地方のブリヤート男子百八十一名につき調査。身長百六十三糎、頭示數八八・四、頭長徑一八〇・八粍　顏幅一四六粍

Porotov（1895）アラル地方のブリヤート男子百名につき調査。身長一六三糎、頭示數八二・四　頭長徑一八八粍　顏幅一四六・九粍

Icherski（193?）バイカル湖東方のホリン地方ブリヤート男七十三、女十六例計測。男性では頭示數八二・五、頭長徑一九一粍である。但此等のブリヤートは露西亞人との混血である。

西部蒙古人で歐洲によく知られてゐるのはヴォルガ河流域地方のカルマックである。これについては古くから調査した人があり、例へば Metschnikov(1876), Deniker (1883), Lowmier(1889), Worobjev(1903), Korolev(1903) 等を列擧する事が出來る。このカルマック族は千六百三十年乃至千七百三年の間に中央亞細亞地方から移住して來たものであつて露西亞人及び土耳古人との混血のある事は明らかであるから此處に紹介する事を略す事とする。

次に新疆北部で Jarbagata 山脈南方の kobok 河流域地方の蒙古族、即ちトルグート族男子百三十八名について Iwanowski の調査したものがある(1897)其身長は一六三・三糎（七三例）頭示數八四・七三、頭長徑一八六粍　顏幅一五八粍（但此顏幅は印刷の誤りかも知れぬ。頭の幅最も廣いところで一五七粍になつてゐるからである。顏幅が頭の幅より大きいといふ事は先づない事であるからである）

蒙古族の骨骼に關する研究には次の如きものがある。

Malijev (1877)-Buriat 三例、Bogdanov (1879)-Buriat 九例、Jen-Kate (188?)-Buriat 七例、Kalmücken 十二例 Denike (1884)-Kalmücken 七十八例、Sommier (?889)-Kalmücken 十四例、Fridolin (1901)-Buriat 七例(男) Kalmücken 男十二例女六例、Reicher (1913)-Buriat 二十一例 Kalmücken 三十一例、Torgout 十二例、(哈爾哈)蒙古人六例 A. Hrdlicka(1924)-Buriat男十九例(Kjachta, Orkhon 地方出) 哈爾哈蒙古人男子百十四例 (庫倫附近

出）Ischerski (1930) ホリン地方出のブリヤート頭蓋二十五例につき調査。

以上骨骼に就ての結果は省略するが、これをも參考として大體蒙古人の身體的特徴を要約すると次の通りとなる。

頭髪は剛直。禿頭の傾向乏しく、色は黒褐色乃至漆黒。鬚髭貧弱にして體毛も稀薄。前頭部後退せる傾向がある。後頭部の扁平著しいものはブリヤートの或地方にあるらしいが、蒙古族の特徴と云ふ事は出來ない。顏は顴骨の隆起が著るしく、其爲平面感が强められる。顏の輪廓は角張つて居るが、馬來人の樣に短かくはない。所謂中顏で、支那人に較べれば幅が廣い。皮膚の色は黃褐色であるが、黃色々調は著しくはない。日光にさらされない肌の色で其がよく分り、其事は Iwanowski や Buxton も特に注意して居る。眼の色は褐色であつて、時々灰青色のものがある。これは露西亞人との混血によるものと考へられるが、地方によつては一割位はあり、ザバイカルのブリヤートには更に增加して居る。眼は顏全體が大きいので小さく見えるが、その開き方を見ると左程狹いとも思はれない。たゞ歐洲人に較べれば多少狹い。大多數は所謂一重瞼で、二重になつてゐるものは尠ない。併し蒙古皺襞は多くない。これが極く明瞭に認められるものは漸く一割か二割位にしか見られないまた眼の斜につり上つてゐるものもさう多くはなく、略々半數位でそれをはつきり感じ得る程度である。鼻背が凹んでゐるものは病人の外にはなく、殆ど皆眞直で多少凸彎曲を呈して居るものもある。併し土耳古人に見られる樣な著しい彎曲のものはない。上顎と下顎との咬み合せを見ると、丁度上下のものが合つてゐるか、或は上顎の方が幾分か前方へずれて居る。併し齒の植り方は眞直で、前方に强く突出して居る事はない。肉食の爲か非常に白い美くしい齒を持つて居る。但蟲齒はある。

身長は百六十三乃至百六十四糎位で、地方的な差はないらしい。たゞ西部蒙古族に身長の高いものが報告されてゐるが、恐らく土耳古族の影響であらう。頭示數では短頭群に屬するが、特にブリヤート族で其傾向が著しい議である。其頭の鉢の徑も顏の高さや幅も割合に大きい。身長は世界人種中で高い方ではないにも不拘この頭部の徑は最大きい方である。然かし顏面中央の鼻は餘り大きくはない。其鼻の高さに對する幅の割合は餘り歐洲人と違はないけれども全體として小さく鼻背も多少低い。

身長に較べて頭部が大きい樣に、胴の部分も割合から云つて長い。手は大きく節くれだつて指がよく伸びない。下肢は日常馬に乘つて居る爲に、踵をそろへても膝が接しない。蒙古人の步行の不自由さうに見える事は旅行者の誰しも經驗するところであらう。

（横尾安夫）

II 言語

一 言語學的地位

アルタイ民族とは滿洲ツングース族、蒙古族及び土耳古族の總稱であつて、彼等の言語をアルタイ語族と云ふ。アルタイと云ふ名稱は、之等の種族の發生地或は古い根據地として、此處を中心とし分布したと考へられて附せられた名稱である。之等の種族は古來如何なる名稱で史上に現はれてゐたかと云ふと、滿洲ツングース族は肅愼、靺鞨、高句麗女眞、滿洲等で、蒙古族は匈奴、鮮卑、蠕々、契丹、蒙古等と呼ばれ、土耳其族は突厥、回紇、結骨等である。その分布の範圍も東は日本海から西はバルカン半島の一部迄に及ぶ廣大な地域である。

彼等の言語を觀察すると、その分類は大體民族の分類と一致する。乃ち滿洲ツングース族の言語は滿洲ツングース語、蒙古族の言語を蒙古語、土耳古族のを土耳古語に屬する。以上の三語には種々の共通の點があるが、特に大きな共通現象を述べれば、文の構造が日本語の如く主語、客語述語の順に綴られ、歐洲語の前置詞を用ひる場合に後置詞を用ひる。例之、蒙古語で「私は蒙古に行く」と云ふ場合に bi（私は）monggol-du（蒙古に）yabuna（行く）となる。尙アルタイ語族は膠着語に屬する。乃ち活用のある語詞は語幹と語尾から成立ち、その接續の仕方は極めて機械的である。これは支那語の如き單綴語等とは全く異るものであるが、支那語の單語は或漠然たる意義のある單音節の語よりなり文中の位置によつて始めて確定的な意義を生じ、各語は全く變化しないものであつて地域的には接讓してゐても支那語とは全く異るものであり、印歐語のやうな語尾變化乃ち曲折を持つ言語とも異る。又母音調和の現象（下述）があつて土耳其語に於て最も嚴格で滿洲ツングース語に於て不充分で、蒙古語はその中間に存在する。母音調和とは母音に種類があつて或る言葉の中の母音は皆同種類のものから成立ち異種類のものを排する。

蒙古語はアルタイ語族中重要な言葉であつて蒙古語を研究することによりアルタイ諸語の特徴を殆ど全部了解出來る。上述のアルタイ語族の共通の特徴は全部蒙古語にとつて重要な特徴である。同じアルタイ語族中にも相互に親疎の差があつて蒙古語と土耳其語とは比較的親しい間柄にあつて若しアルタイ語が一つの共通の原語から出たものとすれば恐らく蒙土兩語は滿洲ツングース語より比較的に晩く分離したものであらう。

しかしその研究も遊牧民族で各民族の移住が甚しく然かも上述の如く廣大な地域に亘り、而かもその民族の源流

未だ不明瞭であつて匈奴にしても土耳古説もあり蒙古説もあつて漠北の民族で史上によく分つて來たのは突厥以後のことであり、古文獻も蒙古語に於ては七八世紀以上には溯れないし、資料も少く非常に困難である。又一面に於てそれだけ興味ある言語で印歐語と異り全く未開拓で而も我々の手近にあり、殊に日本語と對比して考へられるやうな共通な特徵が多いと云ふことは一層興味あることである。

アルタイ語族の西の方ハンガリーからラプランド一帶に擴つてゐる東洋系民族の多數の方言がある。大體九大方言に分れ、ハンガリー語、ウォグル語、オストヤーク語、シレン語、ウトヤーク語、チレミッシュ語、モルドウイン語、フィン語、ラップ語等が之に屬しフィノ・ウグル語族と總稱されてゐる。之にサモエド語を加へて所謂ウラル語が成立してゐる。このウラル語とアルタイ諸語とを一所にして一般にウラル・アルタイ語族と云はれてゐるが、學術的には兩語族は別に見なければならぬ。何故なれば今迄の研究の結果では同一の語族だと云ふ證明がなされてゐないのであつてオリヂンの問題が未解決で、フィノ・ウグル語族とサモエド語が同一語族であることも比較的近年に證明された程でアルタイ語族との比定は尙將來の研究に俟たねばならぬ、或は全然別個のものと確定されるかも知れない。

アルタイ民族はアルタイ山以東興安嶺を中心として廣大な地域に活動し、匈奴は外蒙古を中心に西南に紀元前後盛に經略したが、土耳古族が今の新疆あたりより遠く歐洲方面に進出したのは左程古いことではない。古來アルタイ民族が接した諸民族の中最も多大の交渉を有したのは南方漢民族と西方アーリア族及び北方のスキーテンであつた。

その中のスキーテンは古代に於てアルタイ族に文化影響を與へた。スキーテンはイラン系の種族だからアーリア族と一緒に考へてもよいかも知れぬが、アーリア文明と云つてもアルタイ族に大きな影響を與へたのはイラン文化、卽ち古代西域の文明である。古代に於て西域には絢爛たる文化が隆へたがこの西域文明は單純なイラン文化ではなく印度もギリシヤもその要素が入つてゐる。之等の多くの文化影響があつたので必然の結果として言語の上にも諸種の影響があつた。乃ち蒙古語の中には之等の多くの要素が渾然として取り入られてゐるから若し蒙古語本來の性質を研究するには之等の外來の要素を充分究めて置かねばならぬ。

然らば蒙古語に於ける支那語の要素とは如何なるものか古く入つた數個の例を擧げれば

bir <筆, taiji <太子, tug <纛, yamun <衙門, bek <墨

等でその中に支那語の古い音を依存してゐる。蒙古語に

於ける「佛」burkan,「經卷」sutur,「寶」erdeni 等は印度より粟特（ソグド）語と云ふトルキスタン地方一帶に中世紀迄廣く行はれた言語に入り蒙古に輸入されたもので、「經文」nom「帙」depter 其他は粟持語より、「梵天」esrüwe,「塔」Suburgan,「砂糖」siker 等はアーリア系のギリシヤ語、波斯語其他共通の語である。其他西藏語の要素が大分蒙古語に入つてゐるが古くは餘り影響がなかつたやうである。

上述の如く蒙古語は未開拓な部分の多い言語であるが、現在の處では土耳古語や滿洲語、ツングース語と姉妹の間柄で、形態の上では膠着語とか添着語と云はれる言語で、諸種の點で日本語、朝鮮語と相似した蒙古族の言語である。

二　成　立

蒙古族は一體何時頃から文字を使用し始めたか。それは史上に蒙古として表れて以來はチンギス汗の蒙古族が勃興したその當初から文字を使用してゐたことは明かである。所が世間には動もすれば一二五〇年前後卽ち定宗グユック汗の晩年から憲宗メンケ汗の初の頃、西藏のラマ僧サキヤ・パンヂツタによつて蒙古人のため文字が制作された如く傳ふる人が多いが、之は謬りであることが證明されてゐる。

蒙古は十二世紀になつて史上に始めて現れて、十三世紀になつて全蒙古族が統一された。その蒙古族の主要な部族は乃蠻と克列亦惕であつて殊に乃蠻は一番文化してゐた。チンギス汗はこの乃蠻を征服した時に乃蠻の可汗の祕書塔（ター）塔統阿（タートゥガ）と云ふウイグル人から文字の組織を知り之を己の部内に利用した。當時已に乃蠻部等に蒙古文語が行はれてゐたらしく、文字はウイグル起源の文字で恐らくその文語も乃蠻の方言がそのまゝ利用されたものであらう。當時の文語に就てはチンギス汗石として有名なアルグン河の上流にある一二二〇—一二二五年に刻せられたと思はれる懸賞騎射のことを書いた碑銘がある。又憲宗ムンケ汗の時アルメニアの王がカラコルムに來て可汗に謁した見聞錄があるがこの中に當時の蒙古口語を寫したものがある。之と對照して見ると當時の蒙古語の如何なるものであつたか推察出來るであらう。チンギス汗はウイグル文字を採用すると同時に諸皇子をして同文字を學ばしめた。

ウイグル文字は爾來多少の變改を受け現代に至つたのである。しかし蒙古族はウイグル文字だけを使用したのではなく、金の滅亡後一二一九年頃より漢字を用ひてゐたと云ふ記錄がある。又下つて世祖フビレイ汗の至元六年（一二六九年）蒙古國字卽ち八思巴（パスパ）新文字（hPhags-pa）が制定されたが、當時ウイグル文字は全く捨てられたのではなく、双方共用ひられてゐて公文書には遂にウイグル文字を用ひてはならぬと定められたにも拘らずウイグル文字は依然とし

用ひられ却つて元朝沒落と共に消滅してしまつた。八思巴文字は四角で上から下に縱に書くので一名正方形文字とも云はれ、公文書、印章、貨幣、符牌に用ひられたものが今日でも澤山殘されてゐる。

ウイグル文字による蒙古文語はチンギス汗當時の要素をずつと持ち續けたのではなく、屡次內容的に新らしい若い言葉を取り入れられたが、比較的古形を傳へて今日に至つた。大體に於て蒙古族は十六世紀の終りまでウイグル文字殆どそのまゝで使用したのが、次第に改良され、新書體が行はれた。一時は國民言語の要素に接近したことがあつた乃ち當時蒙古族の生活に佛教が大きな交渉を有するやうになつて文化生活に大きな影響が與へられたからである。又印度西藏語の要素を寫すための特殊な文字さへ作られるに至つて之をガリツク文字と名付けられた。

斯くの如き經過を經て出來上つた現代の蒙古文語は綴字やその語詞の要素に於ては比較的新らしい影響が認められるが、文法に於ては要素をその儘踏襲して來たため、現在では蒙古文語とは讀み且つ見て理解するため書かれるものとなつて、全く口語を寫すことが出來なくなつた。

現在の蒙古文字はウイグル風のものが繼承され、表音文字で縱書に左より右へ、乃ち日本語の縱に右より左への反對に書き進められる。漢字を象形より六書に發達した義字と異り、又日本語の假名の如く子音と母音と合體してゐる所謂音節文字でなくて、ローマ字の如く子音と母音の分離した單音文字である。蒙古文字の數は子音母音合して約二十五個のものが普通使用されてゐる。その中に五個は母音文字で七音を表現する。

前節に於て述べたやうに蒙古語は母音調和の現象があつて相互に同種類のもののみが一語を形成する。然らば同種類とは如何なるものか。それは

男性（喉音）　a, o. u
女性（口蓋音）　e, ö, ü
中性（中間音—口蓋音）　i

で男性母音と女性母音は一語の中で一緒になることがない。中性母音はその何方とも結合出來る。故に irehü と云ふことは出來るが irahü や ireho 等となることは絕對にない。その語に附する接尾辭やテニヲハも附せられる語と同種の母音のものを附せられる。

子音の中でも前口蓋音の h,g は母音の e,ö,ü と、後口蓋喉音の kh と gh は a,o,u と各對應して結合する。文字に於ても以上の子音は母音と對應して各書き異へて綴る。普通用ひられる子音二十種は次の如くである。

n, b, p, m, l, r, kh, h, g, gh, k, t,
d, y, j, ch, s, sh, w, ng,

る。又蒙古語には一般的な流通性を有する言葉と云ふものがないので若し或る方言を完全に表音出來る文字が出來ても現在ある文語程の流通性がなく役に立たぬものとなる。

現今のソウェート聯邦の勢力下に含まれるブリヤート蒙古や外蒙古に於て文法の上に諸種の改善を試み、ブリヤート蒙古に於ては舊蒙古文字を基礎とした新蒙古文字を考案したりした。新蒙古文字は横書きが出來、印刷に非常に樂であつた。尙ソウェート政府は諸民族のローマ字化運動もあり、從來あつた蒙古字新聞を廢して露字新聞に代へる等の諸種の運動が企てられてゐることは我々も注意して見ればならぬ。

以上に於て蒙古語の成立ちを概説したが、現在の蒙古語は一體どんな風な組立ての言語であらうか。

（一）音　韻

イ、母音調和がある。（上述）

ロ、男性母音とkh、ghと、女性母音とk、gとの對應。

ハ、語頭にr音とü(ng)の音で始まる語がなく、外來語の場合はその上に母音を附して發聲する。例之ロシアと云ふのにオロス oros とする。之は日本語に於けると同樣である。

ニ、語尾のnをよく脫落したり、附けたりする。

（二）語の構成

イ、原則として各語に於て子音は母音を伴つて發音される。

ロ、各語の語根は大部分一綴或は二綴で接尾辭を附せられる。

ハ、最初の綴りの母音の後に二つの子音が重なる時、二つ重なる二番目の子音は次に來る母音の方に所屬する。例之

ar（欺く）→ argha（詐欺、方法）

ニ、語中に複合母音がない。

（三）文法

イ、文法的性や數を表示する記號を缺き、その場合意味が不明瞭となるときには別の語彙を附してその意味を表はす。

ロ、文法的變化も接尾辭で皆表示され、接頭辭や接胴辭（中接）がなく、之等の助詞は主たる語根の母音調和を受ける。

ハ、名詞の變化とか動詞の活用の如きは古代語に於て既に非常に多面的で、接尾辭と接尾辭とが重つて更に新らしい接尾語が生れた。

ニ、現在の蒙古語の接尾語はその大部分他語より轉化したものではなく、可成以前より接尾語として元來使用されてゐたものである。

ホ、接尾辭ばかりであるから印歐諸語で前置詞を用ひる場合後置詞を用ひる。卽ち日本語のテニヲハの如し。

ヘ、動詞の各變化は皆接尾辭により表はすので比較的簡單である。動詞の語根は命令形として用ひられる。

ト、名詞の場所格は與格と區別がない。之は日本語でも同樣である。

チ、形容詞の比較級、最上級は別に形容詞の形を變化せず別の最上、比較を意味する語彙を附して表現する。

リ、動詞の語根に接尾語を附し、名詞、形容詞を作ることが出來る。

（三）文章法

イ、文章の中の語の位置は大體日本語と同じく主語、客語、述語の順序であることは既に前述した。隨つて修飾語は被修飾語の前に置かれ、副詞は動詞の前に置かれる。動詞は文の一番最後に置かれる。

ロ、關係代名詞が缺けてその代りに動詞の語根に接尾詞を附して副詞的に加工したものを用ひる。それも文語に於ては比較的に他の言語より多く用ひられるに拘らず口語に於ては殆ど之を用ひず、文章を細かに切り離して會話するのが普通である。

蒙古族は多く見て三百萬、普通は二百萬前後と見るのが妥當であらう。蒙古族の居住する地域は極めて廣大で大部分はアジアに、その一部歐洲に及び現在では四個の異つた政治下に分屬してゐる蒙古語は蒙古族の言語と大體云へよう。勿論蒙古族でない種族、例之烏梁海（ウリヤンハイ）の一部に於て語られてゐたり、蒙古族で蒙古語を忘れ露語を話し、支那語を日常語とする地方もある。又蒙古語にも地方により種々その間に言葉の內容、發聲に差異があり、彼等には一般的な言葉、標準語と云ふものを有しない。これは政治上に歷史的に必然なことであつた。

從來蒙古語は三つの方言に分られてゐた。その一つは內外蒙古と呼倫貝爾地方、乃ち外蒙古共和國と滿洲國興安各省及び中華民國の北部に話される。普通西歐人の蒙古語と稱するのは此地方の蒙古族の言語で、一番有力な喀爾喀（ハルハ）族の名稱を冠して、喀爾喀語と呼ばれる。その二はソウエート聯邦の一部分であるブリヤート自治共和國のブリヤート蒙古族の言語で、その東方の蒙古族の言語をも含むブリヤート語、その三は新疆省や寧夏、甘肅、綏遠省の一部より西藏の東陲に至る地域とその分派であるヴオルガ河の下流域の裏海の北汀に住む蒙古族に依つて話されるカルムック語（或は歷史的な名稱オイラート語）がある。その他アフガンの一部や波斯にもその分派がある。

以上の三方言の中ブリヤート語では動詞に曲折があり、シベリヤの言語の影響で口顎音が多く、カルムック方言は品詞の各種に曲折を有する。文語に於て喀爾喀語とブリヤート語は共通であるが、カルムック語は少し異つてゐる。カルムック人のザヤ・パンヂタといふ僧侶が一六四八年に蒙古文字を基礎とした新らしいカルムック文字 todo を創作して、文語の文法の上にも新しい工夫を加へんとした。その結果カルムック文語は口語と文語と非常に接近したが、其等の文語を支持するカルムックの知識階級は無力であつたのと矢張り古體を留めた語詞を捨て切れなかつたのと今蒙古の全佛敎僧侶が西藏語を經典の上にそのまゝ利用したやうに僧侶に顧みられなかつたゝめ恐ろしく流通性の無力なものとなり僅かに形骸を止めてゐるに過ぎないが、その文字は現在廣く用ひられてゐる蒙古文字よりは發聲を寫すのに一層正確である。

蒙古語には上述したやうに一般的のものが存在しない。之は蒙古語を學習する上に非常に不便である。カルムック人とブリヤート人は露西亞人と接觸して歐洲文明の影響を受けることが多いので露語を解するもの多く語詞にその影響が多い。最近は外蒙古がソウェート政府の勢力下に入つてゐるので矢張り露語の要素が取入れられて「鉛筆」をバランダ（露語のカランダツシ）、「自動車」をアプトモビリ（露

語のアヴトモビル）等と呼んでゐる。喀爾喀語には古くからには古くから支那語の影響が多く、殊に東南部一帶は支那語を解する蒙古人が多く、熱河や綏遠或は洮南附近の蒙古人で蒙古語を忘れたものすらあつて、「自動車」は汽車、「鉛筆」は鉛筆等と發音してゐる。

外蒙古の西北部唐努烏梁海の達爾哈特族は元來土耳古系であるが、喀爾喀語を話しその習俗も蒙古族と全く同樣である。蒙古語が文化語として此方面に大きな勢力があるが、一方東南蒙古族で未だに滿洲語の影響が多く、次第に少くなつたが滿洲國の一部の蒙古族では公文書に滿洲語を利用してゐるものがある。呼倫貝爾の達乎爾人の言語は蒙古語と滿洲語の分子の混合したものである。索倫人は滿洲ツングース語に蒙古語の分子が混入したものであつて、以上二語は隣合つて住む巴爾虎人や喀爾喀人の言語とは相流通しないで達乎爾人には寧ろ滿洲語が通じるので滿洲語にも蒙古語にも分類されてゐる。東南蒙古族の中哲里木盟と昭烏達盟に住むもの丶語と喀剌沁や察哈爾の蒙古族の言語やそれより北方に住む巴爾虎人の蒙古語とは殆ど通譯なしでは相互に意思を通じるに困難で蒙古文語の讀方の上にも可成りの差異がある。

喀爾喀蒙古語だけに就ても可成り複雜であつて從來の如く簡單に三方言に分け可成り相互間に甚しい差異のある言語をその下に並列して置くことは宜しくない。殊に比較言語の史的研究の盛になつた現代では是非共從來の方言の分類に改定を加へる必要があつた。乃ち從來のやうな文章の分解研究或は文語文法、方言の獨立的研究は舊式となつて古く歷史的に言語の組成を研究し方言土語の比較研究の領域迄進まねばならぬ。この要求を充すに充分なる分類が最近色々と研究されてゐる。

先年亡くなられた蒙古の比較言語學では第一人者であつた露のB・Ya・ウラヂミルツォフの分類を次に載して見る。此の分類は極めて細かで史的には未だ不充分な點があるが諸語の細かな關係を窺ふに便利である。

現代蒙古語分類

（一）西方蒙古語

一、オイラート（Oirat）方言。

A、歐洲のオイラート語

a、アストラハン（Astrakhan）のデルベツト（Derbet）語。

α、大デルベト語。

β、ブザワ（Buzawa）語。

b、アストラハンのトルグツト（Torgut）語。

γ、オレンブルグ（Orenburg）のカルムック（Ka

lmuk）語。
β、ウラル（Ural）のカルムック語。
B、科布多のオイラート語。
B_1、北部。
a、科布多の杜爾伯特語。
γ、喀爾喀・杜爾伯特語。
b、バイト（Bait）語。
β、喀爾喀・バイト語。
B_2、南部。
c、アルタイ・土爾扈特（Altai-Torgut）語。
d、アルタイ・烏梁海（Altai-Uryankhai）語。
e、札哈爾（Zakhachi）語。
γ、喀爾喀・札哈沁語。
f、ダムビ厄魯特（Dambi-Elet）語。
g、明阿特（Mingat）語。
二、アフガン・モゴル（Afgan-Mogol）方言。

（二）東方蒙古語

三、ブリヤート（Buryat）方言。
A、北部ブリヤート語。
a、ニジネウヂンスク（Nsdjneudinsk）語。
b、アラルスク（Alarsk）語。

c、バラガンスク（Balagansk）語。
d、ツンキンスク（Tunkinsk）語。
e、エヒリト・ブルガト（Ekhirit-Bulgat）語。
f、クヂンスク（Kudinsk）語。
g、カプサリスク（Kapsal'sk）語。
h、ウンギンスク（Unginsk）語。
i、イヂンスク（Idinsk）語。
B、南部ブリヤート語。
a、クダリンスク（Kudarinsk）語。
b、セレンギン（Selenginsk）語。
α、南セレンギンスク語。
c、ツオンゴリスク（Tsongol'sk）語。
d、バルグヂンスク（Barguzinsk）語。
e、ホリンスク（Khorin'sk）語。
β、アギンスク（Aginsk）語。
四、巴爾虎・ブリヤート（Bagra-Butyat）方言。
五、達乎爾（Dagur）方言。
六、南蒙古語方言。
A_1、東北語。
A_2、東南語。
B、喀喇沁（Kharachin）語。
C、察哈爾（Chakhar）語。

D、顎爾多斯（Ordos）語。
七、喀爾喀（Khalha）方言。
A、喀爾喀語。
a、庫倫・喀爾喀語。
α、達里崗崖（Dariganga）語。
d、東部喀爾喀語。
c、西部喀爾喀語。
β、サルツル・喀爾喀（Sartul-hbalha）語。
u、庫蘇古爾・喀爾喀（Kosogol-khalrha）語。
B、和託輝特（Khotogo'i't-Khalkha）語。
γ、和託輝特・喀爾喀語。

以上の分類の中西方蒙古語の中にオイラート語とアフガン・モゴル語とが屬してゐるが、之は歴史的には何等意味のないもので恐らく西方と東方と云ふ地理的な分類を試みたものであらう。

オイラート語は歐洲と科布多の二語に分けられてある。これは元代の衞亦剌惕の裔で明末に同じ衞亦剌惕の一部に屬する準噶爾が强勢となつて、他の衞亦剌惕を壓迫した爲め他の諸衞亦剌惕部は一部は南下し、その他の或る部はヴォルガ河の左岸から、高索地方、ドン河の附近に移牧してエリザベス女帝の保護を受けた。然しこの裏海の北汀も彼等には安住の地ではなく、常にキルギスやクリミヤ人との爭鬪により牲畜を失ひ、加之露國の壓迫も次第に加はり漸く故地に歸牧せんと希ふに至つた。十八世紀大移住が決行され十七萬に達する蒙古種族は故地新疆に向つてキルギスの曠野を橫切つた。途中天災病氣やキルギス族や哥薩克兵の襲擊を受け、伊犁に到着した時は七萬餘を餘すに過ぎなかつたのを見れば、此の旅行が如何に至難なものであつたか窺はれる。斯くして新しく歸牧したものを既に準噶爾を統一した淸朝が科布多、阿爾泰に牧地を與へた。そのヴォルガ流域に殘つたものが此の歐洲オイラートで東方の科布多地方のものと玆に區別された。此の表に天山、靑海、阿拉善の各地に準噶爾に逐はれ南に淸朝の保護下に附牧してゐたオイラートは、ウラヂミルツォフはその言語がよく硏究されてゐないからと云つて分類してゐないが、以上の各オイラート方言に屬する諸語が相互に可成り關係の深いものであることが推定出來る。

尙明阿特族は元來和託輝特族の一派であるが、言語はオイラート語を話す。

同じオイラートの杜爾伯特族でもヴォルガ河との科布多の言語とは可成りの相違がある。

天山、靑海、阿拉善の各地の蒙古族はトルコ系、イラン系其他の諸異民族と混雜してゐるので一體彼等がどんな風な關係で如何なる言語を話するか、研究するにも奥地で交通

も不便で今では全く分つてゐない。

アフガン・モゴル語はアフガニスタンのヘラトとカブールの間のハサラ（Hasaras）とアイマツク（Aimaks）と云ふ種族が居り、蒙古人が此邊を占領した時の遺物であらう。

東方蒙古語のブリヤート諸語は蒙古語の中では一番よく研究された言語で、その分類は部落名によるものであつてバイカル湖の沿岸のダバイカル（北部）、ザバイカル（南部）にブリヤート自治共和國としてソウェート聯邦の一部に入る地方に話される。

巴爾虎・ブリヤート語は滿洲國の興安北省に於ける巴爾虎族（ブリヤート系）の言語と云ふ意味であらう。巴爾虎語は喀爾喀語と寧ろ東部蒙古語よりは喀爾喀語に流通すると云ふ點では近いやうである。最近露領より此地方へのブリヤート族の移住も多い。北滿の海拉爾地方の此等の種族の住所を今見れば海拉爾附近では達乎爾族それより南にブリヤート族、次に索倫族（滿洲系）、それから巴爾虎族が住んでゐるかと思ふと海拉爾の北の方にも巴爾虎族が住んでゐる。この巴爾虎族の言葉はブリヤート語と喀爾喀語と内蒙諸語との中間のものだらうと云はれてゐる。

達乎爾語の達乎爾は Dagur, Dahur, Daur 等と呼ばれてゐる。上述したやうに滿洲語の要素の混つてゐる言語で到底通譯なしでは隣接の巴爾虎や哲里木盟の蒙古族とは會話が出來ない。文語に滿洲文を用ひてゐて大概支那語を解する。普通の蒙古人よりは滿洲國ではズツと文化してゐて政治的にも優越な地位にあるので被支配的な巴爾虎族等は公文書に今でも滿洲語を用ひてゐる。

南蒙古語とは我々に東部蒙古の名に於て親しみの深い蒙古族の言語である。此の地方は漢文化の侵入を受けること甚しく興安嶺の東方は支那語を解しない蒙古族は殆どゐない位となつた。此方面の語學の研究は不充分であつて、此の南蒙古語の分類も將來改修される餘地が充分ある。尠くとも滿洲國方面は我々の手で充分に研究して見たいものである

喀爾喀語は上述したやうに蒙古語の代表的言語として從來一般に普及してゐる言語で、外蒙古共和國の殆ど全部に亘つて話される所謂喀爾喀族の言語であつて、異種族に迄交通語として大きな影響を與へてゐる。庫倫喀爾喀語の中に達里崗崖語を入れてゐるが、之れは未だ研究の餘地が充分にあるのであつて、露人としては外蒙古と關係づけて考へることは都合がよいだらうが、今少し我々は考へて見ねばならぬだらう。

尙所屬の決定し難い言語としてウラヂミルツオフは甘肅甘州府の西南に居る回紇（ウイグル）の後裔のシャラ・ユグル族の話す蒙古語や、黄河畔の蘭州よりアムドに至る所々に住むシロ

ンゴル族のダルダ語、ヂャホル族の言語を擧げてゐる。

又清代乾隆帝の時、滿洲の平倫貝爾へオイラート族の一部が移牧した、伊犂、塔爾巴哈臺（タルバガタイ）地方に察哈爾部の一部が張家口外より移され、青海の附近の喀爾喀族之も駐防のため移されたもの之等の言語及び西藏の北方ダム河畔のダムソク（Dam-sok）族、柴達木のシライゴル（Sharai-gol）族の蒙古語に他の言語の大きな影響のある言語を資料がないので不明であると匙を投げてゐる。

蒙古語はウラヂミルツォフの分類の示す如く可成複雜であるが、之が以上説明した如く諸種の政體の下に分割され、交通機關が不便で簡單に研究するため旅行することが出來ない。その上異民族と混雜して住んでゐるのでその多くの影響を受け二枚舌のものが多い。而も蒙古語では各方言、土語の差が漸進的で或る地方の蒙古語を研究するとしても常に他のものに移り易く、どれが確かな土語か、方言か全く判別出來なくなることさへあるが、一面喀爾喀語一つを習つたとしても比較的各部に通じ易いのである。又研究が困難であつて未開拓の部分の多いことは手近かな我々に取つて興味あることである。

（竹内幾之助）

Ⅲ 民族史

一 蒙古民族のホームランド

蒙古民族のホームランドが、大體興安嶺西方地域、バイカル湖一帶、克魯倫(怯魯連)鄂嫩(斡難)土拉(圖拉)の三河發源地帶に在つたことは、史家の殆ど一致するところである。

元祕史によると、八世紀の頃斡難、怯魯連、土拉三河の發源地に在る不兒罕山(今の肯特山支脈必兒喀嶺)の麓に蕃息した部族が、後世元朝の祖先だとし、又洪鈞の元史譯文證補、セー・ドッソンの蒙古史(Baron C. D'ohosson, Histoire des Mongols dupuis Tchinguiz. khan, 1834)によつても、第八世紀の中葉(唐代)孛兒特赤那(Bourte Tchina)を主長とする一族が、鄂嫩河畔に定住したが、これが元朝の本族だとして居る。(兩書は共通の資料に基いたものである後述)稍傳說に類するが、元史譯文證補及びオッソンの蒙古史を對照しつゝ、兩者共通の筋を取つて、其の部分を抄譯すると、次の通りである(元史譯文證補原文は高博彥、蒙古與中國、二九—三〇頁、オッソンの譯出部分は、前掲一八三四年版、第一卷、二一—二三頁)

『蒙兀(モンゴール)は始め文字無く、唯口碑によつて古代蒙兀の歷史を傳へた。成吉思汗の生れる二千年前、彼等と他族との間に戰あり、全軍覆沒して、僅に男女各二人を留めた。彼等は阿兒格乃袞(Ergu.éné-Coun)と呼ぶ斗絕險巇の一山に遁れた。僅に一徑に由つて出入するばかりだが、山中、壤地は寬平で、水草茂美、至つて豐穰であつた。彼等の後には二男あり、一人を腦古(頭古 Tegouz)一人を乞顏(Kiyan)と言つた。乞顏は「奔瀑急流」(Torrent)を意味し、其の膂力が衆に勝れたので、斯く形容して名付けたのである。(中略)

年と共に人密に地狹く、因つて山を出ようと思ふが、舊徑蕪塞し、思ふやうにならぬ。次いで鐵鑛に逢着し一層艱險を極めたが、木を伐り、之を山と積み、焚いて鐵石を鎔かしたので、衢路遂に闢けた。後世成吉思汗の子孫が、蒙古曆の大晦日から元旦にかけ、庭に鑪を設けて、鐵を鍛へる典禮は、これから來たのである。阿兒格乃袞から出た蒙古族の後人で、八世紀の中葉、鄂嫩河畔に定住した部族は、最も有力なものだが、其の主長を孛兒特赤那(Bourté-Tchina)と言つた。孛兒特赤那は必特赤罕を生んだ。これが元の太祖の先祖である。』

二 成吉思汗の宗祖

清洪鈞の元史譯文證補や、オッソンの蒙古史は、其の資

料の本源は、ファゼル・ウラー・ラシィド（Fazel-oulla Raschid）の Djami ut-Tévarikh=Collection d' Annales 卽ち年史に基いたもので、自然兩書記事は一致する譯であるが、其の言ふ蒙古族の主長孛兒特赤那（ボルトチナ）は、蒙古源流考に言ふ布爾特齊諾（ブルトチノウ）であり、源流考では布爾特齊諾は、西藏から逃れて騰古思（トングス）海（裏海）を渡り、東して拜噶勒（バイカル）江（貝加爾（バイカル）湖？）に至り、必塔（ビタ）（赤塔（チタ）？）地方を過ぎたが、衆之を戴いて君主としたとある。西藏説は信を置けないが、兎も角バイカル湖附近が、蒙古族の發源と密接な關係があつたとする一典據にはならう。元祕史の説は、全く神話に類することだが、倘ほ且つ元朝の祖先が、斡難（オノン）（鄂嫩）河の源頭不兒罕（ブルカン）山附近であり、其の祖を巴塔赤（バタチ）罕と喚んだとして居り、元史譯文證補、オッソンの蒙古史と同樣、場所が鄂嫩河畔であり、祖先が一が必特赤（ビトチ）罕、他が巴塔赤（バトチ）罕で、同一の事實から發生したことを思はせる。元祕史によると、當初元朝人の祖は、天生の一個蒼色な狼であり、それが一個の慘白色の鹿と配したとし、その結果生れたのが巴塔赤罕で、唐杜佑の通典に言ふ狼交説に近似して居るが、これは孛兒特赤那（布爾特齊諾）の稱とも、密接な關係があるやうに思ふ。蓋しオッソンによると、孛兒特赤那とは loup fauve 卽ち鹿毛色の狼を意味し、「赤那（チナ）」「齊諾（チノウ）」は、現代蒙古語の「チノア」「チャノア」卽ち狼であるから、一は狼交説となり、一は人名の上に狼の義が盛られることゝなつたものである。（孛兒特赤那、必特赤罕より成吉思汗に至る族譜については、卓宏謀、最新蒙古鑑、第二卷、二―八頁に亙り、系圖が揭げてある。又成吉思汗の出た宗族については後揭「蒙古部族四十餘種」の17 14等參照）

三　「蒙古」の稱呼

元の太宗（窩闊台）の時、漠北に使した宋人彭大雅の著「黑韃事略」には、其の劈頭に「黑韃之國號大蒙古」とあり、元史新編には「蒙古之先、實出韃靼。韃靼向有二種、其顏色白晳者曰白韃、黑者爲黑韃」とある。白韃、黑韃の別は後述に讓り、蒙古が韃靼族であることは、間違がない。

蒙古、蒙古斯（モグス）、蒙兀、蒙兀兒、蒙古拉、忙豁勒、モグール、モンゴールの語は、最初蒙古族中の一部族名が、蒙古民族全體の稱呼となり、更に成吉思汗、忽必烈汗等の統業により、大元帝國內の他民族に對しても、往々極めて廣義に當用されるやうになつたものである。契丹國志、卷二二「四至鄰國地理遠近」の項に、達打（タタ）（タタオ）國卽ち韃靼（後述）に關する記事あり、其の中に「蒙古里國」について、次の通り述べてある。

『正北至蒙古里國、無君長所管、亦無耕種、……不與契丹爭戰、惟以牛羊駞馬皮毳之物、與契丹爲交易、南至上

京四千餘里。又次北至于厥國、無居長首領管押、凡事並與蒙古里國同。』

茲に言ふ正北とか北とかは、契丹の國都臨潢を基點として、方位を按じたのであるが、此の蒙古里は、往時額爾古納河の河邊に居つた蒙古の一部族、卽ちモンゴールを指したものである。又「又次北至于厥國」云々の于厥は、羽厥、于厥里、嫗厥律、烏古里、于骨里及び烏骨里等と作られ、今の喀爾喀河を中心に、其の北方海剌爾河及び額爾古納河上流方面にも居た蒙古族である。（四七頁3）往時の蒙古族内部族名は、後に順次掲げる通り、枚擧に遑ないほど多種であるが、結局「蒙古里」（祕史の「忙豁勒」）が、一般的名稱として、全民族に冠せられることゝなつたことが、これにより推知出來よう。（臨潢は今の巴林附近）

四　蒙古族とタタール

蒙古族と韃靼とは、後世になつて全く同一族視同義語されるやうになつたが、嚴密に言ふと、兩者は全然同じではない。第一蒙古前史に於て、蒙古部と塔塔兒とは、累世の仇敵であり、兩者は同一種族ではあつても、部族を異にして居た。兩族が相反撥して居た事情は、蒙古部の主長鐵木鎭、卽ち後の成吉思汗が、一一九七年及び一二〇一年に、塔塔兒の諸族を征伐して居る事實によつても、これを推知することが出來る。鐵木鎭は更に翌一二〇二年、三度塔塔兒部を伐ち其の根據地に攻め入つて居るが、此の軍事につき、那珂博士の元朝祕史邦譯、成吉思汗實錄（一七四―一七五頁）によると、次の通りである。

『狗の年（西紀一二〇二年）の秋、成吉思合罕は察阿安塔塔兒、阿勒赤塔塔兒、都塔兀惕塔塔兒、阿魯孩塔塔兒それらの塔塔兒と荅闌捏木兒格思に對陣して……戰ひて塔塔兒を動かせり。……』

塔塔兒部と蒙古部とは、夙に抗爭反目する間柄に在つたが、成吉思汗の父也速該把阿禿兒が、塔塔兒部のため毒殺されてから、益々不具戴天の仇となり、成吉思汗一族は、その復讐（オース ös）を以て、一大義務と心得るやうになつた。帖木眞（成吉思汗）が、塔塔兒四部を徹底的に討伐し、殲滅的虐殺行爲に出たのは、此の復讐感に由るものである。Борис Яковлевич Владимирцов, Общественный строй монголов, стр. 53–54

成吉思汗實錄の引用文中に荅蘭捏木兒格思（Talan Nemirges）とあるのは、箭内博士に從へば、荅蘭は蒙古語で草原の意義であるから、「捏木兒格の草原」と云ふに等しく、又捏木兒格は河の名で、皇朝中外一統輿圖に、喀爾喀河の一支流としてある額爾占布爾訥黑爾根河だらうとして居られる。何れにせよ、當時の塔塔兒は、大體に於いて、今の

興安嶺の西麓、滿洲國の西北地域である呼倫泊、貝爾泊を連絡する烏爾順河の流域、及び其の南方の草地に遊牧したものである。（箭內亙博士、蒙古史研究、五八八－五八九頁）

五　タタールの意義

東西を通じて蒙古塔塔兒に關する最古の記錄とせられて居る突厥闕特勤碑は、唐玄宗の開元二十年（西紀七三二年）の建立であるが、これによつて、見ても塔塔兒が、當時興安嶺西部地域に棲住して居たことが判定せられる。塔塔兒は卽ち達打、達達、達達兒、荅荅里帶、脫脫憐、脫脫里台、韃韃、達旦、達靼、韃靼であり、最初一部族の名が、後一般に蒙古民族を指稱することゝなつたものである。尤もタタールの語は、種々濫用されて居るから、民族語としては必ずしも同一民族を指さず、例へば唐末始めて支那に知られた陰山方面の韃靼は、トルコ種に屬するもので、民族的には前掲闕特勤（Kül-tägin）に言ふ蒙古韃靼と區別すべきである。元史太祖紀に汪古惕（Onghut）の別名として擧げて居る白達達は、陰山方面のトルコ種を指したもので、蒙古韃靼ではない。他方白達達、白韃靼等の稱呼は、蒙古語「チャガン・タタール」（察罕塔塔兒）の譯名として用ひられて居る場合があり、「チャガン」は蒙古語の「白」で、丁度意譯すれば白韃靼であるが、民族としては、貝爾泊附近に住む蒙古塔塔兒七族の一である察罕塔塔が、自ら斯く呼ぶのであるから、トルコ族について言ふ白達達と同一民族ではない。西歐人の使用するタタール（Tatar）タルタール（Tartar）の語は、意味するところ殊に曖昧であるから場合々々により、個々に注意を要する。

ボーリス・ヤコウレヴィチ・ヴラヂミールツォフは、前掲の蒙古社會制度論中で、往時の蒙古族中に、塔塔兒、蔑兒乞惕、札只喇聞、客咧亦惕等と共に、乃蠻を數へて居るが（同書一〇九頁）、乃蠻は、吉利吉思族、所謂「色目」中に入るべきものであり、勿論蒙古族ではない。元史地理志の西北地附錄には、「吉利吉思者……南去大都（今の北平）萬有餘里、相傳乃滿部居此」とあり、此の乃滿は、元朝祕史の乃蠻、皇元聖武親征錄、元史等の乃滿、乃馬、國韃事略の奈蠻、中州文表の奈滿であり（箭內博士、前掲、二五－二六頁、及び同二七九頁）蒙古族とは區別さるべきものである。此の外達達が韃靼と同意義であることは、先に一言したが、元史の水達達は黑龍江下流の東古斯族であり、成吉思汗が客咧亦惕、蔑兒乞惕、乃滿の三部討滅に先立つて討伐した水蒙古（Su-Mongol）は、本來の韃靼族、卽ち蒙古族であり、（同書、五三五頁）此のやうに「タタール」が類似の名稱だけで、民族を速斷することは許されない。（此

の外尙次項「蒙古部族四十餘種」の15及び後述「術語としてのモンゴール」參照）

六　蒙古部族四十餘種

今日蒙古民族は、大別して喀爾喀（カルカ）、加爾瑪克（カルマク）（額爾特（エルート）、厄拉特（オイラート））布里雅特（ブリヤート）（新巴爾虎（バルフ））の三大部族に分類され、更に往々烏梁海（ウーリヤンハイ）族をも加へられる。これについては後述に讓り、以下史籍の上に屢々現はれる蒙古部族四十餘種につき一言し、其の一覽表を揭げることにする。其の中重要部族については、歷史的點描を試みることゝする。

蒙古民族勃興時代より、大元國の建設を通じて種多の蒙古部族が史籍に出沒する。此等は必ずしも悉くが、嚴格な意味での民族的分類ではなく、或る首長を中心として團結した部族團體、或は氏族的地域團體の稱呼である場合もあり、又同族中の支族に冠した名稱の場合もある。元末明初の人、陶宗儀の著南村輟耕錄、卷一氏族の條に擧げた蒙古部族七十二種は、重複もあり、脫漏もあり、誤解もあり、完全とは言へぬが、これを整理し、不足を補うと、大體四十餘種に達する。次に列擧するのは、箭內博士及びヴラヂミールツォフの研究を基礎とし、更に他の資料を參照して表記註釋したものである。（主として箭內亙、蒙古史研究、二七一—二七七頁、說明的事項は、同書の各所に散見するもの、及びボーリス・ヤコウレヴッチ・ヴラヂミールツォフ、蒙古社會制度論＝原名は前揭＝によつた。以下引用資料中、ヴラヂミールツォフとあるのは、同書を指す）

1　阿剌剌（アララ）（阿兒剌歹（アルラタイ）、阿嚕剌惕（アルラト）、阿兒剌（アルラ）、阿魯剌（アルラ）、阿兒蘭（アルラン）、Erula, Aru a[illegible], Aru'at, Arulad）

阿嚕剌惕は、成吉思汗時代の勇將海都（ハイド）より出た部族で、阿勒臺山方面を統轄した「右手の萬戶」としての孛斡兒出（ボオルチュ）（孛兀兒出（ボウルチュ） Bourgour'i）は、此の部族に屬した（ヴラヂミールツォフ、七七頁）

2　札剌兒歹（ジャラルタイ）（札剌亦兒（ジャライール）、札剌兒、押剌伊兒、Djelaires, Djalair, Djaliurtai）

前項「右手の萬戶」としての孛斡兒出に對し、「左手の萬戶」に任ぜられた木合黎（ムハリ）（Mukhali Moncouli）は此の部族の出である。箭內六二五—六二六頁。札剌亦兒部は、後海都一族のため「大量的虐殺（ボグローム）」に遇ひ、婦女子は、其の奴隸とされた。ヴラヂミールツォフ、六四頁）

3　瓮吉剌歹（ウオンキラタイ）（瓮吉歹、翁吉喇惕（ウオンキラチ）、弘吉剌、甕吉剌、甕吉里、瓮吉剌、雍吉烈、廣吉剌、王紀剌、烏古、烏古里（ウグリ）、于厥里、于厥里、于厥律、Coungcarates, Onghira, Onghirat, Onghiratai, Onggirad）（四四—四五頁）

此の部族は瓮吉剌歹（廣吉剌）と、烏古里（于厥里）

と二系統の名稱になつて居るが、皆同一族であり、又後揭斡勒忽訥兀惕、35及び36孛思忽兒は、其の一族である。弘吉剌、甕吉剌、甕吉里、瓮吉剌、雍吉烈等は元史に見える稱呼であり、金史の廣吉剌、遼史の王紀剌、及び遼金史上に頻見する烏古、烏古里、于厥里、于厥律等は亦同一族に對する異譯である。太祖成吉思汗の創業時代には、北は額爾古納、得爾布爾(Dorbur)兩河流域より、南は喀爾喀、烏爾順兩河流域に及んだ。蒙古勒興史上の强勢有力部族で、元を出した一族と、緣戚關係に當る(箭內、五四〇頁以下參照)

4 晃忽攤(晃豁壇、晃豁塔惕、晃合丹、黃忽荅、Kingcotans, Khonghotan, Khonghotat)

5 永吉列思(亦乞列歹、亦乞咧思、亦乞剌思、亦乞烈思亦乞列思、亦其烈思、亦乞列、Ikirasses, Ikire, Ikires)

西喇木倫河の支流哈剌木倫以東の地に居つた部族である。

6 兀魯歹(兀羅歹、兀羅羅歹、兀嚕兀惕、兀魯吾、兀魯、兀魯兀臺、Ouroutes, Urughu, Urughut, Urughutai)

7 郭兒剌思(火里剌、豁哩剌兒、割嚕剌思、豁囉剌思、火魯剌、火魯剌思、Courlasses, Khoru'a, Khorulas)

8 怯烈歹(客咧亦惕、克烈、克列、怯剌、怯烈、怯列亦怯里亦、怯烈臺、Keraites, Kerei, Kereit)

成吉思汗は、西曆一二〇二年客咧亦惕部と、合列合勒只惕(今の烏珠穆沁左翼の地)に戰ひ、翌一二〇三年遂に之を滅ぼした。時の客咧亦惕部族長は王罕で、皇元聖武親征錄に「土兀剌河上黑林」とあり、又成吉思汗實錄に「禿剌河の合喇屯(黑林)斡兒朶」とあるのは、王罕の舊營で、今の東庫倫、又は其の南汗山、汗阿林の地である。(オルドは宮殿、城郭の義、後述)

9 禿別歹(土伯夷、土伯燕。此の外禿別于も、同一と見られる)

10 八魯剌忽(巴嚕剌、巴嚕剌思、八魯剌斯、Berolasses, Barula, Barula)

世祖忽必烈は巴嚕剌思の出である。(ヴラヂミールツオフ、九〇頁脚註一一。

11 曲呂律(Keurloutes)は、曲呂律を指すものと思はれる)

12 也里吉斤(燕只吉臺、燕只吉䚟、Ildj)ikines, Ildjikin, Ild(jiki tai)

13 札只剌(元朝祕史、親征錄等の札只喇歹、札荅闌、札荅剌歹、揷只來、遼史の茶赤剌、茶札剌、Djadjirates, Djadjira, Djadjiran, Djadjirat, Djadjiratai)

此の部族は鄂嫩、克魯倫兩河上源地方附近に居つた

部族と思はれる。

14 脫里別歹（朶里別歹、禿魯八歹、朶兒邊、朶兒別惕、禿立不帶、慶禮班、朶魯班、Dourban, Dörben, Dörbɔt, Dörbetei）

蒙古族の遠祖朶奔蔑兒干（Dobun-Megen）の妻阿闌豁阿（Alan-Goa）の兄より出た一族が、此の朶兒邊で、成吉思汗の孫、世祖忽必烈汗の妻の一人は、此の族より出たものである。（ヴラヂミールツォフ、四七頁本文、及び脚註六、其の他同頁脚註七參照、倘ほ後述27八憐參照）

15 塔塔兒（塔塔歹、荅荅兒、達達兒、荅荅里帶、脫脫憐脫脫里臺、達打、達達、韃韃、達旦、達靼、韃靼、敵烈、敵刺、Tatar, Tartares, Tereit etc.）

塔塔兒の一般的意義については、先に一言したが、タタール中にも數族あり、又同一族に對する名稱にも敵烈のやうに恰も別部族のやうな稱呼あり、且つタタール、或は類似の名稱を附して、實は全然別種族に屬する場合もあるので、左に一應の說明を掲げる。（此の外前述「タタールの意義」の項參照、以下は主として箭內博士の韃靼考、前掲書五二五頁以下に據る）

（イ）塔塔兒の四族——察阿安塔塔兒、阿勒赤塔塔兒、都塔兀惕塔塔兒、阿魯孩塔塔兒、（成吉思汗實錄、一七四頁）

（ロ）敵烈、敵刺、敵烈德、迪烈、迪烈得、迭烈、迭烈德、迪烈土（Terei, Tereit, Terate, Nereit）備嚕兀惕、必烈土（Birughut, Birüt）何れも塔塔兒の一族名で、同一支族を指稱するものと思はれる。

（ハ）阻𧜟—（ニ）に述べる阻卜と共に議論があるが、高寶銓の元祕史李注補正には「塔塔兒金史稱阻𧜟」とあり、金代の阻𧜟は、元祕史塔塔兒の別名である。其の他の史書で、阻𧜟と稱するものは、往々遼代の阻卜より得たのであるが、阻卜が何物であるかについては、（ニ）を參照。

（ニ）阻卜—遼代に行はれた阻卜は、韃靼（塔塔兒）の別名であり、其の分布區域は兩者全く一致し、賀蘭山地方を本據として、漠の南北に亙つて居るが、此の時代には、漠北に在つた蒙古種をも韃靼と言ひ、漠南の土耳古族をも韃靼と言つたので、主として蒙古韃靼と區別するため、土耳古族の韃靼を指して、阻卜と言つたと思はれる。從つて多くの場合　史籍に阻卜とあるのは、蒙古族でなくて、土耳古族を意味するものと解される。

（ホ）黑韃靼と白韃靼—これは宋人の區別である。前者は漠北の蒙古種であり後者は陰山方面居住の土耳古

種汪古惕（王孤、雍古、沙陀突厥）であり、此の區別については、先に一言した。白塔塔兒、白達且、白達達等、何れも白韃靼と同義である。

（ヘ）生韃靼と熟韃靼―生韃靼は黑韃靼、熟韃靼は白韃靼。卓宏謀は元史新編を引用し「元史新編白韃部顏色稍晳、在臨潢（今の巴林附近）陰山之北盧朐河之東、亦有生熟二種、近漢地者爲熟韃靼、其遠者曰生韃靼、按白韃諸部後皆屬蒙古」として居るが（最新蒙古鑑、第二卷、一五頁）此の區別は精確でなく、且つ何れも蒙古族として分類して居るのは當らない。

（ト）察罕塔塔兒―察罕（チャガン）は蒙古語「白」で、恰も白塔塔兒、白韃靼の印象を受けるが、實は蒙古人の自稱で宋人又は遼人の白達達ではない。

（チ）水達達―黑龍江下流に居住する東古斯（トングース）族を指すもので蒙古族ではない。

（リ）靺鞨及び女眞―歐陽修の新五代史達靼傳に「達靼靺鞨之遺種」とし、司馬光の資治通鑑に註記せられた宋白の文には「達靼者本東北之夷、蓋靺鞨之部也」とあり、司馬光又韃靼を「靺鞨之別部」とし、同じく資治通鑑に註記せられた洪景盧の文にも「達靼乃靺鞨也」とし、其の他宋黃震の古今紀要逸編には「韃靼與女眞同種、皆靺鞨之後」云々、大金國志には「韃靼之先與女眞同類、蓋皆靺鞨之後也」云々とあり、靺鞨、女眞と韃靼と混同されて居るが、何れも誤謬である。（詳しくは、箭内博士、前掲、五二七頁以下。靺鞨、女眞は滿洲族であり、其の系統は、最新蒙古鑑、前掲、第二卷一九－二〇頁に表示してある。）

（ヌ）阿亦里兀惕（Ailighut）塔塔兒の一族、今の貝爾泊、呼倫泊、烏爾順方面に居住したもの。

（ル）主因（Diuin）これも同樣。

以上要するにタタールは一部族名より、全蒙古民族を指稱するやうになつたものであるが、往々にして土耳古族滿洲族等をも含んで居るから、其の語に逢着した場合は、豫め嚴密な檢討を加へる必要がある。

16 哈荅吉（合忒乞歹、合塔斤、哈荅斤、合底忻。此の外哈荅歹も、同一族を指すものと思はれる。Catakines, Khataki, Khatakin, Khatakitai）

17 乞要歹（乞顏、奇渥溫、黑顏、Kiyates, Kiyen, Kiyat）

成吉思汗の父、也速該把阿禿兒（イエスガイ・バガトール）の出た部族、元一族に對して宗族の地位に在る。（ウラヂミールツォフ、七一頁及び七九頁參照。乞顏は元先祖の名、前出「蒙古

民族のホームランド」參照)

18 散求兀歹(撒求歹、撒勒只兀惕、散只兀、散只昆、珊竹散求臺、散竹臺、珊竹帶、撒里知兀觧、山只昆、Saldjioutes, Saldjighu, Saldjigbun, Saldjghut)
　狹義の塔塔兒族と共に、貝爾泊附近に遊牧した民族で(箭内、五四五頁)蒙古民族のイヴ(Emergen)阿闌豁阿の第四子不哈圖撒里知より出た支族である。(ヴラヂミールツォフ、四七頁尚後述六三頁上欄參照)

19 滅里吉歹(滅里吉、木里乞、末里乞歹、蔑兒乞惕、蔑里乞、蔑里吉、蔑里期、蔑兒吉觧、麥里吉臺、梅里急、密里紀、Merkites, Merki, Merkit, Merkitei)
　陷虜記に見る韈刧子も亦、此の同族だと解せられる。(箭内、五三八頁)
　滅里吉歹部族は、鄂爾坤(Orkhon)色楞格(Selenga)兩河の會流地點附近に居つたものと推定せられる。兀都亦惕蔑兒乞惕(Uduit-Merkit)兀洼思蔑兒乞惕(Ouhouse-Merkit)等は、何れも滅里吉歹部族の細別である。元朝祕史によれば、成吉思汗が一九〇四年蔑兒乞惕部を破つた際、兀洼思蔑兒乞惕部長歹兒兀孫(Tairoussoun)の妻忽闌(Khulan)は、父と共に降つて、成吉思合罕の妻となつたとある。(箭内博士、三八〇頁參照。)
　更にボーリス・ヤコヴレヴィチ・ヴラヂミールツォフによれば、蔑兒乞惕族は「林の民」hoyin irgenであつたが、十二、三世紀頃、全く回鶻、回族の手に在つた商業に漸次手を染め出した部族である。(ヴラヂミールツォフ、三五頁、其の他蔑兒乞惕族については、同書三九、四九、五〇、五二、五六、六八、八五、一〇九頁參照、尚ほ35斡勒忽訥兀惕の説明參照。「林の民」については後述「狩獵部族と遊牧部族」參照)

20 阿大里吉歹(阿塔里吉歹、阿塔力吉歹、阿火里力歹、阿荅兒斤。阿荅兒斤、阿荅里急、Adarki, Adarkin, Adarkitai, 前掲オッソン蒙古史中のHiderkinesは、此の部類に入るものと思はれる。)

21 那顏吉歹(那顏乞臺、那牙勤、那也勤、那哈合兒、Nouyakines, Noyakin, Nayokitai)

22 伯要歹(巴牙兀惕、伯岳吾、伯牙吾、Bayaoutes, Bayaghu, Bayaghut, Bayaghutai)

23 別速歹(別速惕、別速、Besü, Besüt)

24 忙兀歹(忙古歹、忙兀歹、忙忽惕、忙兀、Mingcoutes, Monghu, Monghout, Monghutai)
　これは東蒙古の一部族であるが、所在は不明である。

25 忽神(許兀愼、許愼、旭申、Houschines, Khughushin, Khushin)

26 求里歹（ジユリタイ）（Djerei, Djreit 沼咧亦惕、照烈、召烈臺も、此の一族と同一のものと思はれる）

27 八憐（巴阿鄂、覇鄰、八鄰、Barines, Bargharin, Barin）

14の脱里別歹（朶兒邊）と同族で、多くの支族の宗族であり、元來大家族が、發展して數支族に分派し、その本系に當るのが、此の八憐である（ヴラヂミールツォフ、四七頁脚註七、七一頁、其の他八憐族に關する記述は四九、五〇、五二、八〇、八七、九〇、一〇六、一〇七、一〇八頁。）

28 八魯忽歹（巴兒渾、巴兒忽惕、Burgoutes, Barkhn, Barkhut, Barkhutai）

現在の新巴爾虎族、布里雅特（ブリヤート）族の先族と思はれる。元祕史には斡亦喇惕（Oirat）不哩牙惕（Buriat）巴兒渾（Barghun）兀速惕（Ursut）合卜合納思（Khabukhonas）康合思（Konkhas）禿巴思（Tubas）征伐につき、斯く列記してあるが、此の不哩牙（ブリヤード）巴（バ）族及び巴兒渾（ルフン）族は、要するに今日のブリヤート族、バルグート族であり、現在ブリヤート・モンゴル共和國乃至滿洲國興安北省の組成民族と考へられる。これについては、後蒙古四大民族につき述べる際再説する。又兀良合の語が、往々此の部族をも含む場合がある。（3.及び後述「布里雅特蒙古」並に「唐努烏梁海族」參照）

29 外剌（外剌歹、斡亦喇惕、斡亦剌、猥剌、Ouirates, Oira, Oirat, Oiratai）

これは卽ち後世の額魯特、厄魯特、衞拉特、瓦剌、（Eleuts, Oleuts）或は準噶爾族（Dzungariayns）西蒙古（West Mongols）等と呼ばれるもので、現代蒙古四大民族の一として、後に再説する。（後述「喀爾喀族と額爾特族」參照）

30 泰赤兀惕（Taidjigbut）

蒙古史上第二代の合罕とせられる俺巴孩の系統に屬する一族で、南宋嘉泰元年、金泰和元年、卽ち西紀一二〇一年、當時の鐵木眞、後の成吉思汗に滅ぼされたが、それ迄三十餘年間蒙古部とは仇敵の間柄に在つた。蒙古部族より見れば、所謂異族（ジャード jad）だつたのである。（ジャードの意味については後述「ウルックとジャード」の項參照）

31 別勒古納惕（Belgunet）

32 兀喨罕（ウランハン）（兀良罕、兀良合、嗢娘改、嗢娘罕 Uriangkan,

遼代の初には、嗢娘改、斡朗改（オランカイ）の名を以て現はれ、臨潢（今の巴林附近）の西北に居住したが、元の傳説時代より創業時代にかけて、兀喨孩、兀喨罕、兀喨合兀良合、兀良等の名で傳はり、今の鄂嫩河の上源、又

は肯特山昔の不兒罕山）下の平野に居つた。

兀喰罕は發音に於て、次項に掲げる烏梁海族と同似して居り、或は又28巴兒渾（Borgutes）を指す場合もあり、（後述「布里雅特蒙古」參照）事實史書の上では往々混同されて居るが、其の同異については一々説明を要する。烏梁罕、烏浪漢等の文字に依つて、直ちに今日の唐努烏梁海族であるとすることも出來ぬ。因つて後説「唐努烏梁海族」の項で、兩者の同異につき、稍詳しく述べることにする。

33 烏梁海（唐努烏梁海、Uriangkhai）

今日のトゥヴ族。（Touva）である、祕史では禿巴の語も見える。（28の説明參照）歐文表示では、前項兀喰罕と同一であるが、兩者は判然區別さるべきであるから、後項を改めて説明を加へる。（「唐努烏梁海族」參照）禿八、禿巴は、蒙巴族でないとの説も有力で、その點も後段に讓る。

34 斡囉納兒（Oronar）

35 斡勒忽訥兀惕（斡勒忽納兀惕、Olkhunaghut）

次項で述べる孛思忽兒と共に、翁吉喇惕（3）の一派である。斡勒忽訥兀惕は、太祖成吉思汗の母、訶額侖眞兀の外家に當る。卽ち成吉思汗の父、也速該は、19に述べた蔑兒乞惕の也客赤列都が、斡勒忽訥兀惕より奪取した婦人を途に邀擊し自分の妻としたもの、これが成吉思汗の生母訶額侖兀眞で、蒙古史上有名なエピソードである。

36 孛思忽兒（Boskhur）

孛思忽兒は前項斡勒忽訥兀惕の一支族、廣い意味で翁吉喇惕族の一分派で、獨立の部族とすることは、或は妥當でないかも知れないが、鐵木鎭、卽ち成吉思汗の皇后孛兒帖（Borte）は、孛思忽兒族の出である。孛兒帖は同族特薛禪（Dei Setsen）の女であり、元史に所謂「孛兒臺旭眞太皇后」で、「旭眞」は漢語で夫人の意、謚して「光獻翼聖皇后」と云ふのがそれで、太祖成吉思汗の創業に内助の功が多かつた賢婦と傳へられる。又同じく元史に「孛兒臺旭眞太后、弘吉烈氏」とある通り、孛思忽兒族が弘吉烈族卽ち3に述べた翁吉喇惕族の一支族であることが知れやう。

37 不荅阿惕（Budaghat）

38 不古訥台（Bugunatai）

39 主兒勤（Churkin）

40 雪儞惕（Shenit）

41 格泥格思（Geniges）

42 赤那思（Chinos）

43 達密里（Tamir）

鄂爾坤(オルコン)河に入る同名の河畔に居つたものと推定せられる。遼史に擧げた十八部中、王紀剌、烏古里、茶赤剌(13)敵剌(15)等と共に數へられて居るものである。

以下に擧げるのは、所屬、系統等不明のもの乃至以上に掲げたものと重複するかとも思はれるものであるが、史書に散見する部族名であるから、參考のため掲げる。

44 也喜　45 鼻古德
46 尼剌　47 達剌乖
48 合主　49 阻卜(賀蘭山地方、四九頁)
50 普速完　51 忽母思
52 癸的　53 紇而畢
54 顏不花歹(顏不草歹)　55 也可抹合剌(也可林合剌)
56 外抹歹(外秣歹)　57 別剌歹
58 散兒歹　59 列求歹
60 歹列里養賽　61 別帖里歹
62 外兀歹　63 扭古歹
64 許大歹　65 木溫塔歹
66 扎馬兒歹　67 別帖乞乃蠻歹(四六頁)
68 察里吉歹　69 雝古里(8の怯烈荅か？箭内、五三八頁)
70 火因亦兒干部(槐因亦兒堅)「林の民」と云ふ蒙古語を部族名と誤解したもので、部の名ではない。(後述「火因亦兒干(槐因亦兒堅)族」の項參照)

以上蒙古族について、主として史書に現はれる往時の部族、支部、氏族名を概括した。以下更に現代の人種語であるモンゴールの意義を明かにし、進んで現代蒙古四大民族につき、史的素描を試みつゝ、概説することゝしやう。

七　術語としてのモンゴール

蒙古族を指稱する歐語のモンゴール(Mongol)が、不當に廣く使用されて居ることは、諸書の指摘するところである。

『モンゴール及びモンゴリアンの語は、成吉思汗及び忽必烈汗の名聲に因り、頗る濫用され、甚しきに至つては往々極東の全住民に對して適用せられるほどである。然しモンゴールとは、純粹に言語的及び民族的意義に限らるべきで、唯蒙古語の使用者のみを指稱すべきである。』(The Encyclopaedia Britanica, 14th Edition vol, 15 p. 711)

大英百科字典には、右引用句に引續き、蒙古人とトルコ人が、文化的に或る程度迄近似し、兩者は相互に從兄弟民族であり、場合によつては、單に言語の相異によつてのみ判別せられるだけだと述べて居るが、事實東西トルスタン方面より、更に西方に行くに從つて、モンゴールの語は適

用が至つて怪しくなり、トルコ族、及びトルコ族と蒙古族等の混血族トルコ・タタール等を指稱することがあり、甚しい場合は、廣く滿洲族、遼族、卽ち契丹人等をも包括することすらある。此の誤弊は殊に西歐書に多く見るところであるが、支那書でも例へば、卓宏謀の最新蒙古鑑には、唐古特族や、突厥族をも、蒙古民族中に加へて居る。(同書、第二卷一五頁) 又國民政府蒙藏委員會出版、滿蒙政教名詞釋義には、唐代の回紇、契丹、及び突厥等が、蒙古と同族だとして居る。(同書一頁) 此の種の實例は殆ど枚擧に遑がない。

蒙古民族の別稱として、一般に通用されて居るタタール(韃靼)の語は、其の用法最も曖昧であることは、既に指摘した通りである。(前述「タタールの意義」參照)

八　喀爾喀族と額爾特族

嚴格な意味での蒙古民族は、喀爾喀、額爾特（オイラート）布里雅特（ブリヤート・モンゴル）の三大族に別けられる。以下各部族につき、一通りの說明を加へ更に唐努烏梁海族に言及しやう。

一、喀爾喀族（Khalkhas）

成吉思汗を出した部族を根幹とする言はゞ蒙古族の嫡流で、戈壁沙漠地帶、內蒙古方面に居る。既述「蒙古部族四十餘種」の大部分は、これに屬し、大體說明を加へたから、內部的說明は省略することにする。喀爾喀族は、後述西蒙古族と對比的に、地理上の觀點から東蒙古族（Eastern Mngols）とも言ふ。大元帝國を現出した種族であり、其の特質は性剛强、額面扁平、顴骨高く、皮膚の色は赭色である。大英百科字典には、「眞」の蒙古人（"tr e" Mongols）と言つて居る。

二、加爾瑪克（克爾馬克）族（Khalmacks）或は額魯特族（Elout, Oleut,）

額魯特は亦、厄魯特、衛拉特、瓦剌の文字で現はされて居る。オイラートと（Oirats）言ふのも同然である。カルマクの語は、大體キルギス人が、オイラート族を指して言ふのである。地理的理由から、喀爾喀の東蒙古に對して、西蒙古族（Westen Mongols）と言ひ、又準噶爾族（Dzungarians）の名も、屢々用ひられる。元來喀爾喀蒙古族の別派と見られ、今日科布多、阿爾泰、西套蒙古、靑海、新疆等に居住し、肉體的には、頭大、面黄、鼻低、顴黑、目小、耳大と云ふ特徵である。

オイラート族は陶宗儀の南村輟耕錄、其他多くの史書で外剌と言はれて居るが、元朝祕史では斡亦剌惕の譯字を以て原音を現して居る。親征錄や元史等では斡亦剌、猥剌等となつて居る。元定宗古余克（貴由）合罕の皇后斡兀立海

迷失(ミン)は、斡亦喇惕(オイラト)部長忽都合(クトカ)の女と言はれ、オイラート族と元の原族との關係につき、幾分の示唆を與へるものと言へやう。(尙ほ次項「布里雅特蒙古」中求赤哈撒兒の斡亦喇惕討伐參照)

今日カルマク又はオイラートの地理的所在を表示すると次の通りである。(卓宏謀、最新蒙古鑑、第二卷、一四頁)

1 青海蒙古(和碩特部、綽羅斯部、土爾扈特部、輝特部)
2 西套蒙古(阿拉善部、額魯特部、額濟納土爾扈特部)
3 科布多(杜爾伯特部、新土爾扈特部、新和碩特部、額魯特部、但し大部分は蒙古人民共和國領)
4 其の外今日の蒙古人民共和國をなす舊三音諾顏汗(新名稱の齊齊爾克滿達爾烏拉)の舊額魯特旗、及び舊札薩克圖汗(新名稱の汗臺希里烏拉)の舊輝特旗は何れもオイラート族である。

九 布里雅特蒙古

元朝祕史には、也速該把阿禿兒(イエスガイ・バガトウル)の次子、卽ち太祖帖木眞(成吉思汗)の弟求赤合撒兒(チュチ・ハサール)(拙只哈撒兒、拙赤合撒兒、Djuchi Khassar)が、斡亦喇惕(オイラート)、禿巴思(トウバス)(禿巴、禿八)等の征伐と共に、不唎牙惕(Buriat) 巴兒渾(Barghun)を討伐したことが見えて居る。(巴兒渾については、前掲蒙古部族28參照)

これは今日のブリヤート・モンゴル自治社會主義ソヴィエート共和國を組成する國民の大部分を占めて居る蒙古民族である。史上兀良哈(ウーリアンカ)の名が、往々ブリヤート族を指稱する場合がある。これは「林の民」と云ふ統一的名稱から來た誤解である。(次項「唐努烏梁海族」及び後段「狩獵部族と遊牧部族」及び「火因亦兒干部」並に箭内、蒙古史研究、一〇—一二頁參照)尤も兀良哈は、張穆の游牧記、劵二喀爾沁部の條に「初元臣有札爾楚泰(チャルチュタイ)者、生子濟拉瑪、姓烏梁罕(ウーリヤンハン)氏」とあり、又「案、爾良哈卽烏梁罕、亦作烏浪漢」とあり、喀喇沁部を指す場合、又高博彥の蒙古與中國に「烏梁海容貌近土耳其人、明初稱爲兀良哈。現今則居於唐努山、科布多一帶、爲蒙古族之別支。」(同書一八頁)の例に見るやうに、誤解ではあるが、往々トゥヴ(禿巴)族に對する稱呼と混用される場合がある。

ブリヤート蒙古族の原住地は、本來バイカル(拜喀勒)湖の東方地域で、輟耕錄の八魯忽歹、元朝祕史の巴兒渾、巴兒忽惕(Bargoutes, Barkhuns)で、バイカル湖の東方より西流して、同湖に注ぐバルグーチン(Bargouchin)河の名より來た名稱である。今日でもブリヤート人の最も多數棲住するのは、矢張り湖東地方であり、同地域をダウリア(Dauria)と云ふのは、此のバルグートの訛つたものと言はれる。

ブリヤート族又はバルグート族は、最も典型的な「森林の民」(hoyin irgen (後述)であつた。他の蒙古游牧部族が十三、四世紀になつて、漸次定住農業經濟に移行する傾向になつて來ても、ブリヤート族は依然として、森林狩獵經濟の域を脱することは困難であつた。森林狩獵の原始經濟生活から、游牧經濟並に極く小範圍な農業經濟に移行する傾向は、夙くより見えたが、冬季と夏季との生活様式を異にし、生活地域を變更する必要に迫られたブリヤート部族は、容易に定着農業に完全に轉向することは出來なかつたのである。(ボーリス・ヤコヴレヴィチ・ウラヂミールツォフ、前掲、一九一頁參照)

今日のブリヤート人は、人種學的には、可成り入組んだ混血人種だとされて居るが、肉體上及び容貌上の特徴を擧げて見ると、肩幅が廣く、體格は小柄だが、至つて頑丈で顏は頬骨が高く、鼻は扁平である。(今日のブリヤート・モンゴル(ソウエート・ロシア治下に於ける)については、本年鑑E政治Ⅲブリヤート蒙古自治共和國の項參照)

一〇 唐努烏梁海(禿巴)族

唐努烏梁海は、即ち今日のトゥヴ人民共和國の地である。その首都もキヅィル・ホト(赤い都)と言つて、全くソウエート化したが、人口七萬二百人の中、鄂拉(オラ)族(禿巴(トゥバ)族、唐努烏梁海族)は五萬八千人で、大部分を占めて居る。部族の棲住地域は、トゥヴ國の範圍より更に廣く、西は烏隆古(ウールング)、科布多兩河の上流より、東は庫蘇古爾(コソゴール)、色楞格(セレンガ)河にも及ぶと言はれるが、其の最も集中して居るのは、葉尼塞(イエニセイ)河の上流、貝克穆(バイケム)河一帶、即ちトゥヴ人民共和國の領域內である。所謂「森の民」であり、往々にして兀良哈(ウーリヤンカ)部と混同され、西洋の史書にも、明かに烏梁海族を指稱して居る場合に、Ouriaukh, Ouriankhaiti, Ouraugba, Ouraygcha 等と兀良合、兀良哈、嗢哴改等、專ら鄂嫩、克魯倫兩河地方に住む部族名と同一稱呼を適用して居る。結局此等の部族名は三種の意義を持ち、第一には最も嚴密な意味で喀爾喀蒙古中の一支族(就中喀喇沁部)を指す場合、第二には「林の民」(後述)の統一的名稱として、新巴爾虎族、即ち布里(ブリ)雅特(アート)族をも含む場合、第三には同音上の誤解から、烏梁海族を指す場合があるが、此等については、既に各支族、部族を述べた際、指摘した通りである。(蒙古族23 32 33及び前項「布里雅特蒙古」參照)

玆で「林の民」(後述「狩獵部族と游牧部族」及び「火因赤兒干部」參照)であるとしたのは、唐努烏梁海族を指して言つたので、喀爾喀蒙古の一支族兀良哈(ウーリヤンハ)を指すのではない。ウラヂミールツォフが、「ウーリヤンハト」が「林の民」でない旨特に斷つて居るのは、(ウラヂミールツォフ、前掲

五七頁）阿蘭豁阿より成吉思汗、卽ち傳説期の元より、その創業時代に至る蒙古部族の一で、不兒罕山（今の肯特山）下に住んで居た兀哴合惕（兀哴孩、兀哴罕、兀良合、兀良）を指したもので、玆に言ふ烏梁海族とは、全然別個のものである。

烏梁海族、卽ち禿巴（禿八）族は、突厥と蒙古の混血種であり、從つて嚴密な意味で之を蒙古族に入るべきかは、頗る疑問がある。言語も西部の大湖庫蘇古爾泊（庫布蘇爾湖）附近が、可成り外蒙古がかつた外は、全部獨得の言葉で、大體トルコ系である。容貌もトルコ人に近い。（王勤堉、蒙古問題、一〇九頁、高博彥、蒙古與中國、一八頁、卓宏謀、最新蒙古鑑、第二卷、一四—一五頁等參照）從つて烏梁海族を蒙古族中に入れない書もあるが、其の文化、宗教（喇嘛教）古來の行政組織等、全く蒙古的であり、一般に蒙古族として、數へられて居る。（箭内博士は、禿八、禿巴を色目中に擧げて居る。蒙古史研究、二七八頁）

一一　烏梁海五部と小史

烏梁海族は、次の五部に別れる。

一、陶蹟—陶蹟族は貝克穆の上流に居り、南は窩克穆、西は烏忒河に至る。

二、沙爾基克—沙爾基克族は、窩克穆以南より、烏魯克穆の支流である愛里格斯河一帶に亘つて居住する。

三、馬提—馬提族は貝克穆の北支流烏忒河及び烏傑克河の間に居る。

四、阿拉—阿拉族は烏魯克穆の南北兩岸、東は沙爾基克族及び馬提族に隣し、西は克木奇克族の棲住地域と接壤する。

五、克木奇克—克木奇克族は、克木奇克河の全流域を掩有し、人口の點で以上の各部族に比べ、一番多い。オッソンの蒙古史（前掲）に「森林の烏良哈部が、ケムケムジュト（Kemkemdjut）に住むとして居るのは、此の克木奇克族を指すものと思はれる。

布里雅特蒙古の冒頭で述べた通り、成吉思汗の弟朮赤合撒兒は、不哩牙惕、巴兒渾、斡亦喇惕等征伐と同時に、禿巴を討伐して居るが、爾來元朝の統制下に服して居たものの、大體民族的に喀爾喀蒙古とは異り、其の別派である布里雅特や、厄魯特（加爾瑪克）とも餘程變つたものであるから、蒙古本來とは自ら獨自の體制を持ち、元の勢力が劣へ明に入るに從つて、全く獨立狀態になつた。

唐努烏梁海に關する事項で、史籍の上で始めて顯著になつて來るのは、阿勒坦汗時代である。それは十六世紀の初頭より中葉、支那本土の時代で言へば、明の萬曆末年より天啓、崇禎等を經て、明末の永曆に至る間、阿勒坦汗クゥ

ンカチェイより、其の子ウヴァン（又はロブサン）の時代である。モスクワ政權の東漸時代には、往々其の庇護下に立つた場合がある。（此等の史實に關する詳細、並に明清より現代に至る史的發展については、入江啓四郎、支那邊疆と英露の角逐、三二三頁以下參照）

一二　狩獵部族と遊牧部族

戈壁(ゴビ)の沙漠を起點として、蒙古平原は南は支那本土へ、西はシベリヤ平原に連つて、更にバルチック海からダニューブ河に通ずる一連の大平盤を展開して居る。其の當初、鄂嫩と克魯倫兩河流域、精々バイカル湖東南部地帶を根據として居た蒙古民族が、一度機を得て一大發展を遂げたのは、實に此の蒙古平原から支那本土、シベリア、ダニューブに亙る大地域であつた。

蒙古民族の政治史的發展は暫く別とし、民族史の方面から見れば、先づ十一世紀、支那暦で言へば宋、遼の時代に於て、蒙古各部族は、それ〴〵二種の生活組織を營んで居た。その經濟生活樣式をそのまゝ部族名とし、一つは森林或は狩獵部族で、ホイン・イルゲン（hoyin irgen）と言ひ、他の一つはステップ（草原）或は游牧部族で、ケエル・ユン・イルゲン（keer-ün irgen）と呼ぶ。（ボーリス・ウラヂミールツォフ、前掲、三三頁）前者は森林地帶に住み、生活の基本として、狩獵を營むものであり、後者は草原に轉々として游牧するものである。此の二つの異る部族につき、大體の分布狀態を擧げると、先づ狩獵部族は、バイカル湖一帶、イェニセイ河上流地方、卽ち唐努烏梁海、今日のトゥヴ國民共和國地方及び西域伊爾提什(ルチシ)河流域地帶に住んで居た。これは大體今日でも、其のまゝ通用する分布であるが、必ずしも全然同じではない。例へば今日のブリヤート・モンゴル自治社會主義ソウェート共和國の構成民族であるブリャート・モンゴルは、卽ち此の狩獵民族の子孫であり、今日でも依然狩獵に長けては居るが、既に大部分游牧生活に轉移し、中には更に定住農業に移行しつゝあるものも多く、往昔と現在とに可成りの變化あることが知れやう。唐努烏梁海族（禿巴(トウワ)族、鄂拉(オラ)族）も今では、游牧と狩獵相半ばして居る。

一三　火因亦兒干（槐因亦兒堅）族

皇元聖武親征錄には、成吉思汗の弟求赤哈撒兒(ジュチハサール)が、「不困克兒、爲思、憾哈思、帖良兀、克失的迷、火因亦而干(ホインイルガン)諸部」を招降すとあり、大方通鑑には、同事實に對して、「求赤伐烏、憾哈納思、帖良兀、克失的迷、火因亦兒干(ホインイルガン)等諸部皆降之」とあるが、此の火因亦兒干は、元朝祕史には槐因亦兒堅とあり、此の「火因」や「槐因」は、先に述べた蒙古語

の「ホイン」で森林の義「亦兒干」、「亦兒堅」は、メルゲンで民のこと、卽ち前に述べたホイン・イルゲン（hoyin irgen）（林の民）であるから、草原游牧經濟を營む部族と對比し、森林狩獵經濟生活樣式を營む部族に附した名稱である。從つて部族名ではない。（今日の蒙古語では、森林はオイ Oi とか、オイ・モドォ Oi-modow であるが、ペ・ペリオ P.Pelliot の指摘するところによれば、語の頭部に來る氣音については、十三、四世紀と今日とには變化があるらしい。ウラヂミールツォフ、五頁脚註三、及び三三頁脚註一）

　オッソンの蒙古史（前掲）には、バイカル湖方面の居住兀良合（ウーリヤンハ）（「蒙古族四十餘種」23及び32參照）をラシッドによつて「森林に住む兀良合族」（Les Ourianguites silvestres）とし、游牧生活を營む蒙古人と對象して居る。且つラシッドは廣大な森林に住む「林の民」と、游牧蒙古人と全然別種族のやうに說き、林の民が都會生活や游牧生活を蔑視した事實を詳說して居る。兩者の生活樣式は、當初此のやうに極端に異つたのであるが、然し人種的には何れも蒙古人であることは、箭內博士の指摘せられた通りである。（箭內博士、蒙古史研究、一二頁、一五―一六頁、一七頁註、二七頁參照）

一四　民族史と政治史の區別

　森林狩獵部族と對象される草原游牧民族は、其の生棲地域も至つて廣く、東西は呼倫貝爾（コロンバイル）から阿爾泰（アルタイ）山脈地方に及び南は戈壁沙漠を越えて、萬里の長城線に達して居た。政治史と民族史と區別する必要は、玆にも見出されるので、政治史的には、必ずしも大元國の出現を俟たずとも、戰國の時代には、燕趙秦の三國が早くも各々其の北境に長城を築いて胡貉の侵入を防ぎ、其の防胡工作は秦の始皇、其の他歷代の王朝に踏襲されたが、而も北狄人種が、支那本土に侵入したことは枚擧に遑なく、入つて本土の主となり、漢民族に號令した實例は、非常に多い。それなら蒙古民族殊に歷史的に重大役割を演じた草原游牧部族は、その「蒙古的」「游牧的」生活樣式を、そのまゝ支那本土に移植したかと言へば、支那本土に入るに及んで、彼等の生活樣式は忽ち變つて居る。從つて蒙古民族と支那本土との交涉は、單に政治的交涉に止まり、民族史的には、蒙古民族の生棲地帶は、漢土に對する限界代、長城を以て境とすると言つて宜からう。此の點西方、ヴォル河流域、中央アジア等に遷移定着した蒙古族は、寧ろ本來の民族的生活樣式を保持し、支那本土に入つた部族が容易に漢化したのに比べ、全く對照的關係に立つものである。

拓跋氏の如きは、匈奴より出て黄河附近に進出し國を建てゝ魏と稱したが、其の都を洛陽に遷した時には、孝文帝は一切固有の言語を禁じ、漢語、漢服を用ひ、儒教を尊崇させた。蒙古民族も、支那本土に入れば、最早蒙古民族的でなくなり、少くとも狩畜と牧畜を本色とする蒙古民族史は、長城線で判然と區切られるのである。

一五　漢土に於ける斡耳朶

此のやうに、元の統制成つて漢土に君臨した時には、最早殆ど漢の制度を踏襲する蒙古人を見るだけで、民族的型體そのものゝ漢土移入を見なかつたのであるが、而もこれにも極めて少數の例外は有り得る。例へば元太宗窩闊台時代の記述である黑韃事略には、元代初期の氈帳、卽ちオルダ（斡耳朶）について、次の通り述べて居るが、文中「燕京之製」と「草地之製」と對照して居るのに見ると、漢土にも、蒙古人の行帳式生活が、絶無では無かつたことが、想像される。

『其居穹廬（卽氈帳）無城壁棟宇、遷就水草無常。……穹廬有二樣。燕京之製用柳木爲骨、正如南方罘罳、可以卷舒、面前開門、上如傘骨、頂開一竅、謂之天窻。皆以氈爲衣、馬上可載、草地之製用柳木、織成硬圈、徑用氈鞔定、不可卷舒、車上載行。水草盡則移、初無定日。』

こゝに穹廬とあるのは、卽ちオルドゥ（Ordu）で、斡魯朶、斡黑朶、斡兒朶、兀魯朶、兀里朶、兀里朶、窩裏陀等と音譯されて居る。蒙古語では宮殿陣營を意味し、行帳、行宮等と意譯されるのが、それである。通常の游牧民は、ユールタ（蒙古包）と呼ぶ蒙古式天草を以て、草原を逍うて轉々として游牧生活するのに對し、往昔の蒙古王公貴族は、或は半固定式の裝色燦然たるオルダに常住し、或は車上の移動式オルダ（嫩禿黑 Nutuk 徙帳）によつて移住、游行、圍獵したのである。

一六　勃興期の草原民族

蒙古民族は、其の經濟組織を基本とすれば、森林狩獵經濟と、草原游牧經濟に二大別されるが、民族發展史上に於て決定的役割を演じたのは、言ふ迄もなく游牧民族である。成吉思汗は卽ち今の貝爾泊、呼倫泊、烏爾順河一帶を根據とした固有の蒙古游牧民出身である。彼の興起に關聯して元朝祕史の述べる不余兒納兀兒、闊連納兀兒、兀兒失溫木漣は、夫々今の貝爾泊、呼倫泊及び烏爾順河（烏里順河）である。（納兀兒、泊は蒙古語「湖」の對譯、兀兒失溫木漣の「木漣」（木倫、門林）は、シラ・ムゥリエン（西喇木倫、失烈門林）ハラ・ムゥリエン（哈剌木倫）等のムゥリユンと同樣、蒙古語「江」の對譯である。）一二〇六年、まだ鐵

木眞と言つて居た太祖成吉思汗は、蒙古部族の聚會であるクリルタイ（忽哩勒塔、又は庫里爾泰）によつて、蒙古合汗に選擧せられ、初めて成吉思合汗と稱したが、此のクリルタイを擧行した地點は、「斡難（オノン）（鄂嫩）河源」源と史書に見えて居る。（史家の考證によると、これは鄂嫩の支流齊母（チム）爾哈（ルカ）河附近の平野とされて居る。）要するに大元の統一事業を成し遂げた蒙古民族はタラン（荅蘭—草原）の出であること、草原游牧の民であつたことは、間違ひないところである。

勃興期の蒙古民族、卽ち鄂嫩、克魯倫、土拉三河方面の民族は、草原牧畜と言つても、畜類に於て、牧畜様式に於て、まだ〳〵可成り貧弱なものであつた。畜類は精々牛、羊、山羊、小馬の類で、駱駝は至つて少く、これは當時の游牧民が、まだ餘り遠くへ馳驅したり、他の民族と頻繁に、且つ大がゝりな交渉を持たなかつたゝめであらう。駱駄が多數飼養されるやうになつたのは、成吉思汗が十三世紀の初め、滿洲族（通古斯、當時の金）征略を行つて以後のことゝせられる。（ウラヂミールツォフ、前掲三六頁）

一七　勃興期の氏族社會

十一世紀より十三世紀、卽ち勃興期迄に至る蒙古民族社會の單位、或は要素となつたものは、「族」（オボーク、オボック obog, obox）である 蒙古語のオボッーグ、又はオボッフは、古くはオバグ obag と言ひ、トルコ系語のオマグ、オマク、オバク、オバ（omag, omaq, obag, oba）等と同一語源とせられる。（ヴラヂミールツォフ、前掲、四六頁本文、及び脚註一）支那の西域、中亞細亞方面では、蒙古民族の西遷と共に、トルコ族と混血して、トルコ・タタールと言ふ民族を發生して居るが、此のオボーグ、オマグ等が同一語源に歸納されることは、先に述べたオルド（斡兒朶）が、トルコ語のオルダ（Orda）東古斯語のオルド（Ordo）等と共に、彼此對象して興味がある。（トルコ・タタールの代表的なものは新疆省に隣接するキルギス自治社會主義ソヴィエト共和國人口の六六・六%を占めるカラ・キルギスである。）

「族」は原則として、父系家長制によつた。各オボークの所屬員は、共同の父祖エブゲー（ebüge）から派生したもの、一本の骨（ヤスウ）（yasun）から分派したものであるから、同一エブューゲ、同一ヤスゥに屬する者が、結婚することは、嚴重な法度に觸れるものであつた。又後に一言する通り、同族、宗族關係（ウルック）は、異族、他族（異人ジャード）に對する關係上、極めて重大な意義があつた。往時の蒙古族に取つて、族籍を明らかに認識することは、最大の關心事だつた。のみならず、無理矢理な理由を附して

も、其の關係を筋道立てる必要があつたのである。

蒙古族のイーヴ（蒙古族の母、エメルゲン emergen）は阿闌豁阿（Alan-goa）である。阿闌豁阿は夫朶奔蔑兒干（Dobun-mergen）の生存中、彼との間に二人の子を設け更に寡婦になつてから三人を擧げ、結局五人の子供を産んだ。此の三人は、天與の結果と説明されて居る。成吉思汗は孛端察兒（孛端察爾 Bodonchar, Bedonca, Bodondjar）の出である。此の關係を知ることは、如何に往昔の蒙古人が、父系本位であつたかを知るに必要である。蓋し同一の父より出た家族、及び其の子孫同族は、絶對に相互に結婚が出來ないことになつて居るのだが、成吉思汗は他の四人の兄弟とは、母は阿闌豁阿であるが、父を同うしないので、既に父系を異にする以上、異父より出た子孫相互の結婚は差支ない、と云ふ理論の下に、母阿闌豁阿の第四子不哈圖撒里知の女で、散求兀歹族（Salji'ud, Sa'djioutes）出身の女と結婚することが出來たのだと説明されて居る（ウラヂミールツォフ、前掲、四六―四七頁、散求兀歹族については、前述蒙古四十餘族18參照）

一八　ウルツクとジヤード

勃興期の蒙古族は、其の集團的基礎は、血族關係であつた。さうした血族親戚關係のものをウルック（urux, urug）と言ひ、これに對して異族、他族をジャード（jad）と言つた。ジャードは外人扱ひである。（ウラヂミールツォフ、前掲、五九頁）同姓の親族（ウルック・サトン）が團體の中核であり、宗族關係の者（ドゥルゥル・ドゥルゥクセェット）を以て同族社會を結成した。成吉思汗の蒙古平定は、其の初期に於て同族の擴張であり、自己出身の固有蒙古族を率ゐて、同じ蒙古種内の他族、異族（ジャード）を討伐したのであつた。彼が西紀一二〇二年塔塔兒族を征伐したのは其の一例である。蒙古種内のジャード討伐により、喀爾喀蒙古を中心とする草原游牧部族（ke'erün irgen）及びバイカル湖一帶の森林部族（hoyin irgen）を先づ統一し、次いで他の西蒙古、東古斯族、漢族、土耳古族等の平定に移り、餘力を藉つて、彼の一代より孫の忽必烈に至る間、西部シベリア、中亞細亞より、更に進んで歐洲遠征と云ふ順序を踏んだ。これを地域的乃至國別的に言へば、金、宋、朝鮮より、南は緬甸、交趾支那、南洋、西はトルキスタン、ペルシャ及び印度北部を含む花剌子模（Khwarizm, Karismian Empire）を服し、遂には全印度、中央ロシア、ダニューブ流域地方にまで及んだのである。（第六項30參照）

一九　大元國の瓦解と明の出現

太祖鐵木眞が、始めて成吉思可汗を稱したのが、一二〇六年、南宋の全く滅びたのが一二七九年、此の間僅か七十餘年、太祖より其の孫世祖忽必烈に至る間に大元帝國は成り、世祖の初年既に欽察汗國、察合臺汗國、窩闊台汗國及び伊爾干國の四大汗國はアジア及び歐洲の兩大陸に跨って大元帝國の外廓を爲した。宗室の諸王を封じて、此等各分地を主宰させ、曾ての游牧氏族團體は、玆に王公封建制を根幹とする一大帝國に飛躍的發展を遂げたのである。然し素質に於て游牧民族であり、武力によつて地域的發展を遂げたに止まるのであつて、その間民族文化の向上が之に追隨しなかつたゝめ、其の統業は内部的に極めて脆弱、容易に瓦解する素因を持つて居たのである。鐵木眞が成吉思汗を稱してより、僅に十四帝百六十餘年を經過した一三六八年には、再び漢族の天下となり、朱元璋、後の太祖洪武帝が帝を稱して國を明と號した。玆に大元帝國は瞬く間に瓦解し、其の間元族は漠北の現住地に退いて北元を稱し、更に韃靼汗となり、或はバイカル湖西域には別に瓦剌（衞拉特）の勢力圏が成立し、其の他固有の蒙地は各種の民族的勢力地域圏に分裂したが、要するに最早統一國家としての蒙古民族は、全面的に解消した。唯勃興期の氏族團體に比べて、明代の蒙古民族は組織並に規模大きく、封建的王公制の色彩を帶びた地域的民族團體が成立し、漸次後世に見る内外蒙古の諸部を形成する狀態となつたのである。

（入江啓四郎）

Ⅲ 民族問題

蒙古民族問題は蒙古民族それ自體の民族としての發達段階、蒙古の地の地理的位置、それらと關連すべき民族周流の法則並に民族擴大の法則、以上諸因子の綜合として考察せらるべきであらう。

アイヌの如き血緣を以て結ばれたる低級の小集團を自然民族と名付け、ギリシヤ人、ローマ人の如き傳統を以て結ばれたるものを固有の民族――單なる民族、民族以前の民族、又は舊き民族――と稱し、日本人、獨逸人の如き勢力意志旺盛なる集團を近代民族といはう。舊き民族と近代民族を、さきの自然民族に對し、文化民族といふ。

然らば、吾等の所謂蒙古民族は如何なる發達段階を經過し、又現在如何なる發達段階に到達してゐるであらうか。まだ蒙古人が單に種族として、或は部族としての孤立的生活を營んでゐた時代に於ては、蒙古人はそれ〴〵自然民族として分裂し種族或は部族の對立より來る問題に主として關係してゐた。それらがチンギス汗によつて始めて國家に統一せられて以來、國家てふ坩堝の作用のもとに、從來の諸自然民族は統一的、國家的民族（舊き民族）に造り上げられ、又初めて蒙古民族自我が形成せられ、それは他の諸民族に對して民族擴大の作用を續けた。然し、當時の技術と

生産力の低位とは蒙古をして永くその廣大なる領土を保持するを許さず、蒙古人上流社會の利益社會化、云ひかへればその共同社會的氣風の減少、その被支配民族に對する相對的人口の餘りに僅少なりしこと、その國家が餘りに素質と文化とのかけはなれた民族を包含してゐたこと及び地域のかけはなれたところを從屬せしめてゐたこと等のために血液の混和と文化の同化に甚しき困難あり、交通不便のために一體として行動を營みがたく、殊に國家大膨脹後は共同運命に遭遇することか少なかつたため、その國家自我の強烈にも拘らず、遂に新しい一の大民族を創り上げることができなかつた。否、却つて諸汗國の分立によつて、蒙古民族の自我それ自身數個に分裂して、殆んど絕緣的にそれ〴〵の運命を辿るにいたり、支那本土と舊蒙地帶を繼承した元帝國の本國も明に亡ぼされて北歸し、爾來、蒙古人は統一的民族自我的存在を失ひ、從つてその民族は一部の例外を除いては分裂的弱少民族又は再び部族に歸つたのである。かくの如くなれば蒙古人は容易のことでは再び統一民族又は統一國家を樹立し得るものではない。他の勃興民族との協力なくしては不可能である。蒙古人が滿洲ツングースと盟を結んで、運命共同に出たことは、よき蒙古民族自我統一の方法であつた。然し盟と雖も、滿洲ツングースへの隸下である、故に蒙古人の大部分は統一民族として再生

したとは云へ、清朝政策と餘りに偏せる遊牧的單生産は蒙古人をして直接的、獨立的統一を許さず、清朝との政治、軍事ブロック内部に於ける自治、而も旗、或はせい〴〵盟制度を最高として賦與したに過ぎない。而も實質的にはその原始共産制と封建制との折衷に縛せられて、蒙古人は却つて、從前よりも、民族自我の統一を阻害せられてゐた。卽ち、生活單位は部族より更に旗にまで狹化せられたのである。而して旗的原始共産分立の儘、清朝中葉以後清國と事實的に交替した漢民族發展のための好個の培菌的存在たらしめられたのである。從つて爾來蒙古民族の受難的民族問題の内容は、分裂化せられたる孤立體（旗共同體）に於て培養せられ、支配民族たる漢民族より個々擊破的壓迫を受け、弱少民族としての苦惱を滿喫せざるを得なかつた。かゝる事情に於て蒙古人が自己集團の獨立を求むるは當然ではあるが、かゝる希望の實現は到底不可能にして現在ブリアート人、外蒙古人及びその他はソウエート・ロシアに、東部内蒙古人は滿洲國（日）に、又チヤハル、スイエンの蒙古人は德王その他の自治政府（日）に、又青海その他の蒙古人は中華民國に、それ〴〵異れる國家イデオロギーのもとに分族的に統一せられてゐる。然し、今日斯の如き民族分族的統一の狀態にありと雖も、却つて然ればこそ、かつて元帝國によつて與へられた輝かしき歷史的共同運命、言語、文字、血液、宗教、風俗等々の傳統は、彼等の現分裂生活に對し、强き同族意識を以て呼びかけずには措かないであらう。況や、社會情勢に刺戟せられるに於てをやだ。その歷史によつて與へられた一つの共同性格と、而してその運命の共同は强き共同社會的な結合觀念を呼び起し、その民族的統一こそ分屬せる蒙古人の共通的民族念願として、將來に亘る蒙古民族の民族利益亨受の基礎を打ち立つべく働きかけるであらう。だが果してこの念願は許されるであらうか。こゝに蒙古民族の希望と活動と惱みと大乘性との永き鬪爭があらう。

然し斯の如く、蒙古民族は既に民族としての客觀的特徵を具備し、又民族意識てふ主觀要素をみたされてゐるとはいへ、その民族意識は、いまだ近代民族のそれの如く、積極能働の理想にまでは進展してをらず、いまだ或る意味に於て自然的であり、受働的なりとしても、一の集團乃至結合である。以上蒙古民族としての一の集團的自我は既に立派に成立してはゐる。然し、この蒙古民族としての自我は、露支滿の三國（實は日露二國）に分屬して未だ完全に自由を亨受し得ざる現狀に於ては、その支配國の社會意識の下に壓迫されて、僅に潛在的姿に於て存するに過ぎない。蒙古民族が民族としての自我擴充のため意識的に努力し得るためには、一、蒙古民族を基礎とする統一國家といふ組織

の形成せらるゝことを要するは勿論ではあるが、二、更に各蒙古人がその單なる一部分たるに過ぎぬものとしてではなく、蒙古民族の成員として意識することを要する。卽ち蒙古民族と云ふ全體を、從屬すべきものとしてではなく、「われら」によつて構成されたものとして意識することを要する。然し、遺憾乍ら蒙古人の大部分は單に漠然たる共屬感情を有するに止まり、いまだ自覺的意志に基く作用をなさず、從つて能働的に自己と周圍の條件に働きかけんとする意識にまでは到達してゐない。從つて蒙古人の民族意識は集團的自我としての民族的自己擴充の要求をもたぬ。思ふに、蒙古人が明白な集團的意志をもたず、自我擴充の勢力意志を有しないのは、蒙古民族の社會的水準化も同質化も行はれてゐないことに起因する。卽ち、蒙古民族社會には――外蒙古人及び露領內の蒙古人を除き――いまだ身分の制度廢れず、各自の社會的地位の懸絕の餘りにも大なるが故にほかならぬ。蒙古人個人を、その社會生活に於て強く吸收したるもの、社會的態度を決定したるものは、王公、札薩克乃至は喇嘛への從屬であり、個人は社會そのものとしての一分肢として作用し、而も既成の權威への從屬によつて、そのすべての態度が決定せられてゐる。從つて蒙古民族の個々の成員は、民族といふ全體に對してたゞ受働的態度をとり、その分肢として營むべき行動をなすにとゞまり、民族的自我は能働的意志の主體となつてゐない。

更に進んで考へるに、蒙古民族の成員は、その文化的內容に於て同質性を有せざるため、民族の成員の意識は強く支配せられない。身分の制度廢れて各自の地位に於ける接近なく、又享受する文化內容に於ける共通の程度いまだ全く加はらざるが故に、いまだ同質的なるものゝ集團としての意識、卽ち民族意識は強められてはゐない。蓋し、社會の人口增加と接觸稠密に伴ふ理論化なきが故に他ならぬ。換言すれば、經濟の發達なく、統一的國家としての政治なく、文化發達せざるが故である。再言すれば、蒙古社會にはいまだ人口增加せず、從つてその稠密に伴ふ交通接觸頻繁さ、それに伴ふ各地方の封鎖的社會組織の解體、社會の傳統的拘束からの個人の解放など、要するに理論化の進行がないがために他ならぬ。然るが故に、それは一方に於ては經濟の發達を促さず、他方に於て封建的制度の實質的崩壞を招來せず、中央集權的民族國家の成立を妨げてゐる。經濟の發達と統一國家の存在のなきこととは助長的作用の缺如を意味する。

かくて蒙古民族の各人は單に與へられたる傳統による結合としてあるにとゞまつて、いまだ自覺せず、自我的欲求の中心とならず、從つて自我の擴充を求めない。從つていまだ、その民族の政治的勢力の擴大を求めず、經濟的利益

の伸張も、また文化的優越の欲求も起らない。要之、蒙古人は舊き傳統民族であつていまだ近代民族の段階にまでは進んでゐないのであるが、今やその外國の近代民族に他動的に動かされて、その水準化と同質化の洗禮をうけて次第に近代民族へ推移せんとするその單なる出發點にある。

右の如く、蒙古民族は舊き民族の段階にあつて、四圍の大民族に分屬してゐるとすれば、蒙古民族は之等の大民族と本質的に如何なる關係に立つてゐるか、而して又その關係は將來如何に展開し行くであらうか。之を社會學的に經濟學的に考察して見よう。先づ民族周流の法則より觀察し次に民族擴大の法則に照して見よう。

世界に於ける利益社會的理論化の流れは不斷の大勢である。而もそこには民族の對立がある。民族のあるものは上昇優越の運命を辿り、他のものは衰微し、滅亡する。從つて民族の對立はやがて民族の不斷の周流である。而してこの周流は民族の陶汰殘存の過程である。

一度優越せる地位に高まれる民族には、二の運命が待ちうけてゐる。一はその社會的沒落を招來する利益社會化卽ち利己主義化であり、他は人口學的沒落を齎す人口の減少である。かくて優越者となつた民族は早晩優越そのことの故に、優越せる地位から辷り落つる運命をもつてゐる。

之に反し、壓迫せられたる民族、或は從屬的地位にある民族は優越民族より受ける搾取の故に、不利なる經濟的條件に對する苦鬪により、自らその共同社會的團結を強め、その體力と果敢の氣風とを養成する。而も優越者の高き文化を吸收し又經濟的勢力も漸次蓄積する。この優越せる文化と經濟的勢力と共同社會的氣風とが相結合するに於ては軍事的に、政治的に、はた經濟的にさきの優勝民族を壓して、その地位を繼承するに至る。

とはいふものゝ總ての被壓迫民族、從屬的民族が必らずしも一樣に早晩優越なる地位に昇り得る譯ではない。優越なる地位に昇りうる民族は所謂中庸なる民族のみであり、あまりに低級な民族は優越なる地位に昇るどころか、却つて漸次消滅する悲しき運命に結ばれてゐる。殊に文化及びその民族と接觸すべく餘儀なくせられたる低級弱少民族に於て然りである。蓋し、政治的には餘りに抑壓せられ、經濟的にも餘りに搾取せられて、折角接觸せる高き文化も殆んど吸收する餘力を有しないからである。況や屢々その從來の肥沃の地を追はれて、不便且つ不毛の地に移されるのみならず文明人との接觸は惡疫を贈り、生活の困難と共にその人口を減少せしむ。從つて武力亦益々弱り、經濟的、人口的衰退と共に、滅亡するか、永久的なる壓迫の蔭に身を潜める。吾等は蒙古民族を思ふ時、この傾向（法則）の働けるを感ずることはなからうか。

かくて吾等はこの數世紀間世界の諸民族の間に君臨して來た歐米のインド・ゲルマン（白人）の一般的衰微と、その地位に代らんとする日本民族とスラブ民族の勃興の民族周流的適例を思ふと共に、同じ法則の悲しき適例の一つとしての弱少民族たる蒙古民族の運命に想到する。

而のみならず中庸民族の國家的勢力意志は、征服と併呑を通じて、領土的に人口的に擴大せんとして、必然異民族を新に包括する。國家は不斷に政治的、社會的、經濟的接觸と協働とを通じて、その國內の異民族を同化して、新しき文化と性格の新民族國家を作り上げんと努力する。加之異民族自身も亦、國家と云ふ統一的組織のもとにあつて遭遇する戰爭、國際事件、天災等の共同運命每に、國家的自我が振起され、こゝに民族同化への傾向をもつ。

民族擴大の法則は經濟的因子によつて更に强められる。卽ち今日經濟生活は、自國の內部に豐富なる資源と、廣大なる市場（大人口）とを有せざる限り、到底その繁榮は期し難い。まして國家對立の今日の如く顯著なる時代に於ては、ある十分なる大いさの人口と領土とを有することは、その存立の絕對必要條件なるに於てをやである。されば、勃興的中庸民族の國家が、その民族的、國家民族自我の欲求に從ひ、獨立國家をなし得ざる他の民族又はその斷片を吸收せんと努むるばかりでなく、後者そのものが亦自ら進んで前者に合體融化せんことを求めざるを得ない樣になる。而も技術の發達、殊に交通機關の極度なる發達と愈々進める文化的同化とは、益々上述國家民族の膨脹擴大を容易ならしめる。而して一つの國家民族の膨脹はそれと對抗せる他の國家民族をして同一の努力に出でしめる。かくして民族の對立は益々少數の、而して愈々大なる民族の對立となり、その文化の程度に於て、はた、產業軍事の力に於て愈々極度にまで發達した民族の對立となるであらう。尤も國家の吸收統一してゐる民族が餘りに血緣的に文化的に素質的にかけはなれてゐるとか、又その遠隔なる土地を從屬せしめてゐる場合には、血液の混和と文化的同化に餘りに年月をとるか又はそれが極めて困難であり、又交通の不便なため一體としての行動に出で難く、殊に共同運命に出遭ふことの少ないために、大民族の形成は遂に行はれ難く却つて異民族は文化の向上と共に分離するであらう。從つて國家擴大と民族擴大は文化に於て血緣に於て、更に地理的に相近き民族間に於て初めて容易に實現し得る。

かく見來る時、勃興的中庸民族たる日本民族とスラブ民族にはさまれたる蒙古民族は、果して如何なる民族的進路を辿るであらうか。

筆者は大膽に「蒙古民族は遂に本當の意味の獨立國家の建設も、民族統一もなし遂げ得ないであらう。また、蒙古

民族は日本民族或は露西亞民族の何れかに融け去るであらう」と結論する。

然し蒙古民族が自らのみの力を以て自己の問題を完全に解決し得ざることは、何も今更始まつたことではない。歷史の證するところ、蒙古人は未だかつて自己民族のみの力を以て解決したことは殆んどない。元帝國の燦爛たる外觀にも拘らず、靜かにその歷史を檢すれば、元帝國の樹立と完成とは、實は、蒙古民族自ら自己のみの力を以て、或は少くとも大部分己れの力を以てなしたと云ふよりも、寧ろ、他の民族との協力によつて、云ひかへれば他の民族の力を利用することによつて、遂行せられたのである。特にその主たる功勞者はツラン・ツングースの諸民族とツラン・トルコの諸民族であり、又漢民族であつた。蒙古人は多く單なる指揮者、代表者に過ぎなかつた。その外征に於て、內治に於て、文化に於て働いたのは殆んど大部分異民族であり、いはば蒙古人は一種の企業者であり、それ等の諸々の大事業がただ蒙古人と元帝國の名によつて行はれたに過ぎない。蓋し、あの僅少なる人口とその原始低級なる遊牧を出でざる產業のみを以てしては、軍事、文化、產業、政治の大部分に於て、勢ひ、異民族の手に委ねずしては不可能であつたからである。かゝる事情の故に蒙古の支配は實に根底薄弱なるものであり、一度蒙古人が利益社會化すると共に、共同者たる異民族の支援と服從がなくなれば、蒙古國も蒙古民族さへも、暴雨にたゝかれた泥人形の如く、崩壞分裂せざるを得なかつたのである。

それにしても元時代に於ける蒙古民族は全民族包括的規模であつて、その統一は自律的積極的であつた。然しそれは蒙古民族として最初にして最後のものである。その後蒙古の統一規模は部族に縮少し、その民族も寧ろ自然民族的となり、分散時代となつた。然しその人口的、經濟的基礎より考察する時は、實はこの狀態こそ寧ろ、蒙古民族としては正常なりといふべく、積極的、自律的統一の如きは一の例外的異常と見なければならない。されば蒙古民族が清朝との共同時代に於て、形式的には盟によつては全民族的に統一せられたとしても、それは清朝による他律的・受働的統一であり、從つてまた清朝沒落後如何なる蒙古人が自律的統一を希望し、また努力したとしても、それは同一の理由によつて、他の勃興的中庸大民族との共同又は援助なくしては不可能だ。故に若し清朝ツングースに代る勃興的中庸民族がただ一個、蒙古の隣族として存在する時は、蒙古はこの民族との共同又は支援のもとにこゝに他律的受働的なる全民族包括的統一をなし得るかも知れないが、二個の勃興民族に接觸せる現在、蒙古民族は必然それ〴〵その地理的接近に從つて、それ〴〵の大民族の支持の

もとに分族的統一をなさざるを得ない。要之、蒙古民族は過去より現在にいたるまでいまだかつて自らの力のみを以て自己の問題を解決したことはないが、その將來に屬する全民族包括的統一も本質上受働他律の性質を避け難からう。

かくて蒙古民族の統一が受働的・他律的であるとすれば蒙古民族は本質的に被支配・被壓迫民族たる運命を有してをり、從つてそこに蘊釀する蒙古民族問題も勢ひ弱少被支配民族としての性質を帶びる。而してこれは、蒙古民族それ自身いまだ近代化されず舊き民族の發達段階に屬するといふことゝ相俟つて、一切の蒙古民族問題を規定する。

翻つて、それ／＼の分族的統一を考察するに、外蒙古に於ては急激なる階級制度の撤廢、極端なる共産制度の採用交通の發達、文化、教育の普及發達――露領のブリヤートに於ては夙に行はれてゐる――、卽ち、社會經濟組織に於ける水準化、同質化の急進的、漸次的進行が行はれてをり、滿洲國側にあつても、特に蒙政部關係の蒙旗に於ける保護助長政策的方法並に先進民族との交渉接觸による水準化、同質化の進行あり、また西蒙の水準化、同質化も東蒙と殆んど同一過程によつて間もなく行はれるであらう。從つてこゝに蒙古民族の民族意識は、夫々の分族的生活の中に徐々成長して、從來の漠然たる共屬觀念的受働的なるものより、積極能働的なるものとなり、各成員は民族を眞に我等によつて形成せられたる全體なりとの感を深くし、民族的自己擴充の欲求もまた生じて、爰に、單に消極受働の分族的統一より、積極能働の全民族的統一への强烈なる全成員の欲求へと昇華するであらう。然し全成員の近代民族的自覺は、常に同時に、支配民族のブロック國家意識に制約されるのみならず、蒙古分族それ自體も亦、支配民族と運命を共同することによつて、自らブロック意識を强固にする傾向を有するが故に、蒙古全民族包括的統一運動は、蒙古民族意識とブロック意識との兩意識の相互作用の下に成長を續けるであらう。而してその完成は支配者たる日露兩民族の對抗の結果として初めて行るべく、而もその勝敗の如何をとはず、その決勝者によつて贈られるであらう。

かくの如く他民族の力によつて行はるべき蒙古民族の統一であり、蒙古國の成立なるが故に、蒙古民族もその國家も戰勝民族の支配より脫することは出來ない。卽ち、水準化と同質化の進行による蒙古民族意識の近代化にも拘らずその速度のより急激なるブロック國家意識の成長のため、その近代化の未だ完からざる中に、而してその近代化と共に――勿論その支配民族の日露いづれかに從つてその速度には遲速の差はあるが――蒙古民族は支配民族へ益々溶解し、遂には――長き將來ではあるが――固有蒙古民族としての姿を失ふであらう。

然し再考すれば、民族の形成、融化の周流は何も蒙古民族に限られたことではなく、また今始まつた事でもない。蒙古民族の自然民族としての形成も、その規模こそ小さいが、民族周流法則の成果であり、又蒙古民族の舊き民族への形成も、元帝國の國家自我的坩堝によつて行はれた多數の異民族との溶融による成果であり、更にその後と雖も、溶融過程は不斷に進行し、殊に清朝との運命の共同は、上流社會に於ける滿洲ツングースとの混和、下層に於ては漢民族との溶融を招來し、中華民族以後は上・下を通じて漢民族との溶融行はれ、今また一部には、露日との溶融が行はれてゐる。以上の如き變容にも拘らず、たゞその傳統と運命に於ける舊來の蒙古の繼承の行はるるが故に、連綿として蒙古民族の存續あるにすぎない。然らば全蒙古の統一は、蒙古の完成であると共に、蒙古のより急激なる溶解であり、内容變貌である。而してやがてそれは蒙古民族の解消に終らう。然し、これは、裏面より見れば、蒙古新民族の誕生だ。如何なる新要素をとり入れ、如何に變貌して、新民族が誕生するか。それはただ神のみ知る處である。

只吾々はロシアによつて統一せられた場合と日本によつて統一せられた場合とを比較考量することが出來るだけである。卽ち、民族擴大の法則に立てば、血液に於て、言語、宗教、文化型に於て、地理的關係に於て、日本と合體するを遙に容易と見らる。殊に日蒙とも同一ツランに屬することは何よりの强みであらう。更にブロック經濟の立場に立つ時は、財の交換關係は日本及びその經濟勢力との結合を絕對有利とする。たゞ問題はその社會經濟の組織だ――特にその經濟組織である。蒙古は、資本、技術、經營に於て支配民族の助力なくしてはその開發は不可能であるが、ロシアは共產的組織を以て蒙古と經濟上の相互扶助關係を計つてをり、日本も所謂王道的個人主義的資本主義の方法に基いてそれを期待してゐる。日本の對蒙政策の工夫と惱みは實にこゝに集中するが、賢明なる日本人はよく善處するであらう。誠に日本民族の賢明さと大乘性の試練である。この一點の解決さへ出來れば、日蒙民族溶融は民族更生の唯一絕對の道標として惱み多き弱少蒙古民族の前途を輝き導くであらう。而して日本の理解と蒙古の信頼は一にかかつて同族ツランとしての認識と愛着にかゝり、この認識と愛着さへあれば、日蒙兩民族をして飜然大乘的解決に出でしめ、日本は蒙古の組織を理解し、蒙古はまた自ら進んで民族周流民族擴大の法則に從ひ、固有蒙古人としての狹隘なる民族主義を棄てて、ツラン同族であり、その柱石たるべき日本を運命共同の相手として選び、その愛と力に賴つて弱少民族としての惱みの解決を希望するであらう。

（野副重次）

D 文　化

I 宗　教

一 喇嘛教

蒙古人の間で過去に於て行はれ、又現在行はれつゝある宗教として擧げらるべきものは薩滿教、喇嘛教、基督教であるが、言ふまでもなくその中で最も主要なものは喇嘛教である。

喇嘛といふのは蒙古人自身が附した名稱でなくして、彼等は單に borhan no nom（ボルハン　ノ　ノム）（佛陀の教）、若くは佛教と言つてゐる。漢譯して喇嘛、蒙古人は lama 又は blama と綴るが、元來喇は無を意味し、嘛は上の意義で「無上乘の域に達した者」即ち無上の人と言ひ、この宗教に於ける高僧を意味するものである。

⑴ 起源及び史的發展

喇嘛教は游牧民の社會的、經濟的生活と、そこに以前から存在してゐた薩滿教に適應させられ且つ單純化された北部佛教の一宗派である。

イ 起源　喇嘛教の出生地は西藏である。印度に起つた

佛教が西歷七世紀に西藏國王蘇隆贊堪布（スルツアンカンポ）によつて西藏へ移入され、西藏の社會的環境及びそこに古くからあつた薩滿教の一種『ボン派』に適應させられて西藏佛教――即ち喇嘛教となり、政治的權力と支配階級の援助の下で西藏の國家的宗教として廣汎に普及した。が既成の宗派の墮落、社會運動、支配階級間の權力獲得鬪爭等と結びついて、西藏佛教のうち幾多の宗派（十八派）が形成された。その中主要なものは紅教（ニンマバ派）、黃教（ゲルグバ派）、黑教がそれである。これら宗派の勢力關係は、西藏人口の三〇%をなす喇嘛僧のうちで、新教派たる黃教――七〇%、舊教派たる紅教――二〇%、殘る一〇%が黑教である。又現在全蒙古に紅教派は殆んど存在しない。

現在支配的勢力を持つ黃教は、舊派たる紅教の墮落に抗して、十五世紀に有名な僧宗喀巴（ツンカパ）によつて創設された宗派であつて、舊派が紅衣紅帽を着けてゐるのに對比して、新派は凡て黃衣黃帽をつけてゐる故に、舊派の紅教に對し黃教と呼ばれてゐるのである。

ロ 元朝への普及　かくして西藏に成立した喇嘛教は支那、蒙古、シベリアへ波及して行つた。

先づ第一に西歷十三世紀に喇嘛教は元朝へ入つた。蒙古の憲宗が大汗であつた時忽必烈（クビライ）は兵を率ひて西藏へ侵入し喇嘛僧扮底達（バンディタ）と和して國王を降し、部將を留め扮底達の甥

八思巴を連れて歸つて來た。忽必烈が卽位して世祖となつた後西藏支配の必要上から八思巴を帝師となして西藏を領有させ、その命令を勅令と並び行はせた。かくて八思巴は元の宮中に出入して信望を得又彼の後繼者は代々帝師となり、元の皇帝、皇后皆その戒を受け、元の宮廷及び上層階級に於ける喇嘛の勢方益々强大となり、遂には幾多の弊害を生じ、佛事供養の費が夥しく、百官人民等は喇嘛僧の跋扈に苦しめられ、喇嘛教が元朝滅亡の一因を成したといふ程迄に發展するに至つた。

が元朝時代の喇嘛教は、宮廷、上層階級に專ら行はれたもので、下層の一般大衆は喇嘛教でなくして薩滿教に歸依してゐたものと思はれる。かくて元朝の滅亡と共に、支那に於ける喇嘛教は一時姿を消した。

ハ　蒙古への普及　元朝滅亡後支那内地から退却した喇嘛教は直ちに蒙古に於て旗擧げしたものと思はれるが、蒙古に布教されたのは餘程の年代を經た十六世紀の半ば過ぎの樣である。

一五八七年に土謝圖汗部の族長阿巴岱汗によつて、外蒙古に於ける最初の喇嘛教寺院が設置された。現存の額爾德尼昭がそれである。

內蒙古は外蒙古より一步早く、鄂爾多斯方面から歸化場察哈爾地方に喇嘛教が行はれた。

ニ　清朝への普及　喇嘛教と清朝との關係は清朝が未だ滿洲に在つた時からある。太祖の時、西藏の僧斡祿打兒罕囊斯が內蒙各部へ布教し、察哈爾の人々と共に滿洲に至り、太祖の尊敬を受けたのがその最初である。

その後清朝は蒙古懷柔策として喇嘛教を政策的に利用した爲、喇嘛教は益々盛大となるに至つた。

ホ　シベリアへの普及　喇嘛教は更にシベリアに居住する蒙古種族たるブリヤート人や、カルムイツク人、サバイカル地方のツングス族等の間に普及された。

ブリヤート人の間に喇嘛教の入つたのは十七世紀末からであつて十八世紀後半にはブリヤート人一般の宗教となつた。一七八五年には旣にセレンギンスクの東南、蒙古に近いチコイといふ處に寺院が建てられたが、これがブリヤートの地に出來た最初の寺である。ツアール政府はシベリア侵略政策上喇嘛教を利用し、錫呼圖（蒙古語で僧院長の義）を任命し、又班弟達堪布喇嘛といふ總教長を任命するやうになつた。かゝるロシア政府の政策によつて喇嘛教は發展し、僧數は一七四一年の六百十七人から一八二二年に二千五百人、一八六一年に一萬人、一九一六年には一萬五千人と增加し、信教數も一八二二年に八萬、一八五〇年に十萬、一八八三年に十五萬となり、寺院は一八二二年に十、十九世紀の中頃に三十四となるに至つた。

(2) 現　勢

イ　喇嘛教普及の現狀　かくして發展して來た喇嘛教の普及の現狀は喇嘛僧、信者、寺院數より次の如く見られてゐる。

『喇嘛教研究者の調査によれば眞の喇嘛僧數の概數は十數萬で、眞の教徒は滿人百五十萬、蒙人二百萬、靑海、西藏二百萬合計五百五十萬とのことである。喇嘛寺は北平附近に二十八寺、伊犂、熱河、四川、滿洲、西安、五台山、歸化等に十數寺、蒙古、靑海、新疆三百寺、西藏約七十寺合計約五百寺と推定されてゐる。』(滿蒙全集第二卷)

又他の資料によれば、信者數が西藏四百萬、滿洲三百萬蒙古二百萬、支那本部百萬等計一千餘萬と見られてゐる。(平凡社版『大百科辭典』)

ロ　喇嘛教の三聖　喇嘛僧階級のうちで最上位に立つものは、西藏の達賴(ダライ)喇嘛及び班禪(パンチャン)喇嘛、外蒙古の哲布尊丹巴(チェプソンタンバ)であつて、これは喇嘛教の三聖と言はれた。

『達賴喇嘛』と『班禪喇嘛』の教職は神聖、無垢、不死全知、全能の法位であつて、共に政教兩教の支配者である。喇嘛教徒によれば地上に於ける活佛である達賴喇嘛は『觀世音菩薩』の權化、班禪喇嘛は『阿彌陀佛』の權化と言はれてゐる。故に阿彌陀佛は觀世音菩薩の靈父であるから、班禪は達賴の上座となる譯であるが事實は全く反對に達賴は班禪に比して非常なる尊嚴と意義とを有つてゐる。それは第一に達賴は西藏に於て廣大なる領地を有し、從つて强大なる政權を握つてゐる。第二には達賴は西藏の護國神である觀世音菩薩の化身で、西藏國に最も密接な關係を有し西藏の教化者、教法の宣傳者、國長の宗護者と信ぜられる故である。達賴は拉薩(ラッサ)と布達拉(ポタラ)山に、班禪は札什倫布(タシルンプ)にその居館を有つてゐる。

かくて達賴は今日まで十三世を傳へ、班禪は七年を傳へてゐる。第十三世は一九三三年十二月十七日拉薩に圓寂したので、その政教權は現在結澤熱振呼圖克圖が代理してゐる。

外蒙の哲布尊丹巴喇嘛は第一世より凡て外蒙古の庫倫に定住し、全蒙の政權を支配して來た。が哲布尊丹巴の法號は達賴喇嘛より授けられたものである。

ハ　喇嘛寺の財政　喇嘛寺の財政は廣大なる建築物の外大量の土地と家畜である。更に貸地よりする收稅及び家畜の賣上代は喇嘛寺經濟の基礎をなすものである。動産では(一)喇嘛寺に於ける公款を商人に貸與しこれよりする利息(二)喇嘛寺所有田地の賃貸收入(三)讀經の布施(四)大地主商人、貴族などの寄附等が收入であり、支出としては(一)喇嘛の生活費(二)各寺院の經常費、職員の俸給、慈善事業

及び歳末救濟の施餓鬼である。

(3) 喇嘛教の蒙古人に對する役割

前述の如く蒙古の支配階級たる王公貴族の政治的支配の必要と、清朝の對蒙古統治政策、ロシア・ツアール政府の侵略政策上の必要とによつて助長發展させられ、蒙古に於ける支配的宗教となつた喇嘛教は、蒙古人一般大衆の日常生活及び社會生活に於て最も重要な地位を占め、最も顯著に民衆を毒する『阿片』的役割を演じてゐる。

嘗ての殺伐勇悍であつた蒙古人は喇嘛教の害毒によつて因循懦弱となり、彼等は只管來世の福祉を乞ひ願ひ、一人出家すれば九族に佛緣があると言つて各戶長男以外の男子は必ずこれを喇嘛とし、又自己の吉凶禍福は勿論、牧畜の時疫までを佛意に歸し、鍬を以て土中の蚯蚓を切斷するのは冥福を得る途でないと言つて絕對に土地を掘らないといふ迄に至つてゐる。

實に蒙古人にとつて喇嘛教の教典は數學、地理、歷史、物理、化學、倫理、天文、易學、教育、醫學、甚しきは房事に至るまで凡ゆる事象の教典となつてゐる。かくて喇嘛は僧侶であり、學者であり、顏役であり、民衆の凡ゆる日常生活、社會生活を支配するに至つてゐるのである。

特に內蒙に於て喇嘛教は、王公貴族の封建的な政治的經濟的支配の有力な支柱たるばかりでなく、自ら一般大衆に對し、封建的支配を行つてゐる。

『喇嘛は內蒙では次の如き特權を有つてゐる。

(a) 特權階級に連り時に位王公を凌ぎ、王公をして路坐せしめる。

(b) 人民より剩貨を收納し、領有牧場又は田莊において直接人民を搾取す。

(c) 極めて富裕なるにも拘らず、一切の義務負擔を免ぜらる。

(d) 喇嘛廟の一切の經費を所屬旗に負擔せしめ得る。

喇嘛はかくの如き特權を利用し、旗署には前述の如き多額の負擔を課し間接に蒙民大衆を搾取してゐるのみならず、その所領において蒙民を使役することにより、又は人民をして多額の寄捨をなさしめることにより、直接、間接蒙民を搾取しつゝある。

しかも蒙民大衆を精神的に痲痺せしめ、愚昧なる蒙人家庭からは男子一人を殘し、他の男子をすべて喇嘛僧たらしめ、總人口の五割をも越ゆる多數の不生產的有閑人を生產し、小數勤勞者の血汗の結晶を徒費せしめ、一方蒙古人の繁殖力を減退せしめ、他方蒙古人の生產力の發展を阻害してゐるのである。かくの如く內蒙の現狀は一人の勞働を以て數人の徒費者を養はねばならぬのであるから農民が日々

貧窮化し行くのは當然である。宗教の弊害が内蒙における程甚しくなつてゐるのは蓋し稀であらう。

しかも内蒙の王公はその依據する封建的組織と封建的時代精神とを維持し、その支配を保持し行くが爲には、蒙民間に喇嘛教の信仰を維持せしめ、宗教的搾取を助長せざるを得ないのである。そこに内蒙に於ては宗教自體がすでに一種の權力となり、時として普通の王公の上にその場合さへある所以があるのである。……かくて喇嘛教は内蒙に於ける搾取關係の最も深刻なものとなつてゐる。しかし何れにしても人口半數の喇嘛教維持は容易なことではなく全く社會の基礎を破壞せしめる危險の最大なものである。」（『最近の内蒙古事情』）

(4) 外蒙古に於ける喇嘛教

外蒙古の獨立以前から、庫倫には活佛・哲布尊丹巴呼圖克圖が第一世から居住し、その勢威各王公を凌いで事實上の主權者となつてゐた。その後一九一一年十一月ツアール・ロシアの援助によつて外蒙古が支那から獨立して、活佛哲布尊丹巴を君主とする自治外蒙古が成立して以來、ウンゲルン將軍の庫倫占領を經て、一九二一年の革命により蒙古人民共和國が成立して後も、蒙古民衆の一般的後進性を顧慮して、神權君主制體が維持されてゐた。が、一九二四年五月二十日蒙古最後の活佛・哲布尊丹巴が遷化するや、蒙古青年同盟及び人民革命黨中の急進派によつて神權君主制が廢止され、蒙古人民共和國が成立し、これより喇嘛教に對する攻撃が開始された。

蒙古人民共和國憲法に於て喇嘛の尊稱及び特權の廢止、國政參加の禁止等が規定され、又一九三〇年には十八歳以下の青少年の喇嘛僧禁止法が發布され、かくして喇嘛僧のうちから壓迫により還俗し、生産に從事する者が増加し喇嘛僧は減少しつゝある。その減少を示せば左の如くである。

年度	僧侶數	總人口に對する割合	男子數に對する割合
一九一七年	一二六・五七七	二一・四八%	四一・九五%
一九二四年	一一三・六七三	二〇・六三%	四〇・五五%
一九二五年	八六・六七一	一三・三九%	二三・二九%
一九二六年	九一・二六九	一三・三四%	二六・四五%
一九二七年	九二・三一〇	一三・二一%	二六・一五%
一九二八年	九四・八五七	一三・三五%	二六・三〇%
一九二九年		—	—
一九三〇年	一一〇・〇〇〇	一五・〇九%	
一九三一年	九三・〇〇〇		
一九三二年	八二・〇〇〇		

が喇嘛教の蒙古人に對する特殊の根強い影響力を輕視した

かゝる反喇嘛教政策は逆てこれによつて彼等の存在を脅かされた喇嘛僧側のあらゆる策動と相俟つて、蒙古人民大衆の激しい反撃にあひ、却つて喇嘛教の反革命的勢力を强化するに至つた。一九二八年に開かれた蒙古人民革命黨第七回大會はかゝる點で大なる誤謬を侵した。極左的指導者は、革命が直接的非資本主義的發展の時代に入つたといふ誤つた考へから第七回黨大會後、喇嘛廟の經濟的基礎を覆す手段なりとして、廟の所有にかゝる家畜二百萬頭を沒收して貧農に引渡し、特殊の共同牧場を作らんとし又一萬二千の下級喇嘛を强制的に還俗された。

蒙古の封建制の最も根强い方面たる喇嘛教に對するかゝる方策が蒙民の實情に適合せぬ誤謬だつたことは、その後の一九三一年第八回大會の決議に於て承認された。その決議はかう言つてゐる。

『屢々行政手續を誤り、一片の行政命令を以て喇嘛を强制的に還俗させ、從はざるものは逮捕し廟を閉鎖し、廟所有の家畜を沒收し、しかもこれを欲しがらないアラート大衆に分與した。かくて反動的な上層喇嘛等、反革命的分子に對する眞面目な鬪爭をなす代りに、アラート大衆の宗教心に對して單に皮層な輕蔑をなすに過ぎなかつたため、却つて宗敎心篤きアラートをして反政府的團結を堅めしめ、多數のアラート大衆をして反動的喇嘛の側に立たしめるに至つたのである。』

かゝる誤謬は、一九三二年七月の臨時黨執行委員會總會に於て是正された。

蒙古封建制の最强部内たる喇嘛教の勢力は蒙民大衆に對する影響が深刻であることを考慮して喇嘛教に對して一定の讓歩が爲された。例へば喇嘛廟有の財産中、廟宇、宗教用具の免稅、廟に對する家畜販賣權の承認、喇嘛廟に對して家畜飼養請負に出ることの許可等。

又一九三三年末の第七回大フラルダンに於て喇嘛教に對して四十五歳以上のものの僧籍を許可するに至つた。

が勿論かゝる讓歩は決して反宗教鬪爭の中止を意味しない。只急激な手段を以てでなく、喇嘛教の物的基礎の除去と並んで蒙民一般大衆の教育、その他漸進的な方法を以て喇嘛教を攻撃せんとしてゐるのである。

(5) ブリヤートに於ける喇嘛教

ブリヤート蒙古がロシアに併合されて後、ツアール政府の援助とそこの封建的王公貴族の奬勵によつて喇嘛教が發展したことは既に述べた。一九一六年にブリアート人の間に於ける喇嘛僧は一萬五千人、換言すればブリヤート人十五人に對して喇嘛僧一人の割合であつたこと、一九一七年の十月革命後五ヶ年間にブリヤートに於て更に十の喇嘛寺

院の建設されたのはやうやく一九二九年以後あること等は、ブリヤートに於ける喇嘛教が如何に盛んであつたかを示す事實である。

ロシア革命後の内亂時代に於て、ブリヤート蒙古の喇嘛は王公貴族及び富農と結び、十月革命に反對し、舊體制の復活のために活潑な活動を行ひ、或は自ら神權君主國樹立運動を起し或は白系將軍ウンゲルンの指導の下に大蒙古國家建設運動を行つたりした。が一九二二年にはかゝる反革命的運動の失敗が明瞭となつた。

一九二三年以來、ブリヤートに於ける社會主義建設の發展と、舊社會的、經濟的基礎の崩壞と共に喇嘛教も次第に崩壞せざるを得なくなつた。革命の初めに一萬五千を數へた喇嘛僧が一九二七年には八千七百人となり、更に一九二九年には六千九百人に減少した。同時に大衆の喇嘛信者數が減少し、無神論者が增加し一九三一年にブリヤートに於ける無神同盟員數は一萬人以上となつた。

かくてブリヤート蒙古に於ける社會主義建設の發展とソウエート政權による反喇嘛教政策によつて、喇嘛教の崩壞の過程は著しく强化され、それと同時に、喇嘛僧のソウエート政權に對する鬪爭も隱然たる形態から、公然の反革命的のものとなりつゝある。

（附記）　この項のために利用した主要參考書左の如し。

善隣協會發行の著書、パンフレット。特に『外蒙古の現勢』『内蒙古』『蒙古と新疆』、矢野仁一著『近代蒙古史研究』、東亞經濟調査局發行『支那の制度より見たる蒙古』、有高巖著『蒙古史講話』、東洋協會調査部『最近の内蒙古事情』及び『最近の外蒙事情』、滿蒙全集第二卷所載多賀萬城『支那事情講座』、ロシア版『シベリア百科辭典』、スミルノフ『專制政治と搾取者に奉仕する喇嘛教』。

二　基　督　教

(1)　沿革及び現勢

基督教が蒙古に入つたのは古く、既に西紀一二四六年ローマ法皇インノセント四世の命を受けてニコラウス・アリセリンといふ宣教師が來ており、又元の世祖が天下を統一するや、ローマ法王の使節モンテユルビノが教書を齎したので、これを燕京に駐めて布教を許し、明、淸亦その方針を保持した。

更に一八二七年には張家口北東にカトリツク宣教師が派遣されたとのことである。その後熱心なる布教と宣教師達の苦心經營とによつて、漸次その勢力を内蒙に扶植するに至り、同時に西歐資本主義の勢力が内蒙各地へ侵入する途

を拓きつゝ、東は滿洲國熱河省の東北境から西は寧夏甘肅の奥地に至るまで數百の寺院と數十萬の信徒とを持つてゐる。

その宗派にはカトリツク教、希臘教及び新教がある。聖書會社は既に新舊約全書を蒙古語に飜譯出版し、その他カルムイツク語の新約全書ブリヤート語の馬太傳も發行されてゐる。

(2) 内蒙に於けるカトリツク教

基督教のうちで最も盛んなのは内蒙に於けるカトリツク教である。充分正確なものではないが、ソウエートのコム・アカデミーの次の資料は、カトリツク教の内蒙への侵入狀態、その役割をかなり明瞭に示してゐる。でこれによつて内蒙に於けるカトリツク教の狀態を語らしめやう。

察哈爾、綏遠兩省地方に於て宣教師たちは廣大なる土地に依據し、確固不拔の帝國主義的根據地を創設した。彼等は多くの寺院を建設し、周圍は防禦的築造物で堅め、武器軍隊を所有、宗教傳導學校、醫療所等の基礎を固めてゐる。彼等は二つの方法によつて土地を占有した。第一の方法は團匪事件當時の蒙古人による宣教師殺害の賠償支拂である。例へば準噶爾旗に於ては六人の宣教師殺害のため一、一〇〇項の土地が取られ、抗錦旗及び達拉特旗にては二人の宣教師殺害は三十萬ラコフの支拂に値したが、代りとして三三七、五〇〇デシヤチンの土地が取られ、八十四の寺院が建設せられた。ヘトウに於ては恰も小さい白耳義のカトリツク宣教師の王國の如きものが創られてゐる。

第二の方法は、蒙古諸侯による宣教師に對する贈與の形式における土地の分讓である。

この土地はカトリツク教へ歸依した者にのみ賃貸せられてゐる。支那人も蒙古人も一様にカトリツク教に服從してゐる。カトリツク教への歸依の代りとして貧困者は飢餓に迫られた場合、一人に對し米八プードを受取り、衣服に用ひる廉價な手工業製品も與へられるが、三年を經過すれば二五%の年利を以てこれらの總ては返還を要求されるのである。カトリツク教を信ずるものは毎週寺院へ祈禱に行かねばならぬ。故なくしてこれを怠つたものは強制勞働に服してゐる。カトリツク教に歸依せる支那人、蒙古人は支那及び蒙古侯主の支配下にあることを止めカトリツク宣教師の除外的統轄に屬してゐる。小さな訴訟は寺院に於て僧職により解決されてゐるが、殺人等の如き重要事件は支那及び蒙古當局の法廷管理に移されてゐる。

カトリツク教農民は、宣教師の土地を賃借して耕作してゐる。小作料は土地一項に對し一五―二〇洋錢であるが、このほかに尙農民は寺院守備隊維持に對して金錢、穀類等

を與へ、自ら守備隊ともなつてゐる。

教堂に於て自己の財産の維持を保證し自己の富を支那及び蒙古諸侯の掠奪と專斷から保全するため若干の富裕なる人々もカトリツク教へ歸依してゐる故に、上述せる狀態を全般的に見れば人民の顯著な部分がカトリツク教を信じ、宣教師により農奴化されてゐるのである。

察哈爾、綏遠兩省に於ては寺院の多くはそのまわりに僧侶とカトリツク信者が集中してゐる。全綏遠におけるカトリツク宣教師の首領は白耳義人であり、綏遠城市のカトリツク寺院に住んでゐる。

察哈爾に於てはカトリツク僧の首領は支那人であり、彼は察哈爾西部四旗における宣教師運動の首領となり、豐鎭城市に近い上カイスン卿のカトリツク寺院に住んでゐる。

綏遠におけるカトリツク教の普及狀態

縣名	寺院數	僧職數	信者數
臨河	一三	一一	一三、五二八
五原	一	一	九五
固陽	七	三	四、七七一
包頭	四	一	三、八四二
歸綏	四	六	一、一三七
武川	二二	五	四、〇二〇
ツアシヤン	一三	五	三、六六三
陶林	一四	五	五、一二四
薩拉齊	八一	二七	二〇、〇九二
清水河	四	一	七五一
總計	一六〇	七五	三七、六五三

察哈爾におけるカトリツク教の普及狀態

縣名	寺院數	僧職數	信者數
豐鎭	五七	一八	一三、四八七
集寧	八〇	九	六、〇八一
涼城	一三	四	四、四二五
ヒンーヒイア	二〇	五	三、三〇七
トゥルカ	六	二	一、七六一
總計	一一六	三八	四九、五六一

（不明の二縣を除き何れも綏遠省に屬してゐる）

この外鄂爾多斯の鄂托克旗には十九のカトリツク寺院があり、この寺院と前揭圖表の縣中五原と臨河の十四寺院は寧夏布教師中央部に從屬してゐる。

綏遠と察哈爾には一一三の僧職、二七六の寺院があり、カトリツク教歸依の農民（大部分支那人、殘餘は蒙古人）は八七、八八四人である。

寺院に附屬して男女の子供が學習してゐる一三六の宗教初等學校がある。綏遠城市には醫療所が一個所ある。薩拉齊縣城近きオイルーチンシンデイには男女の子供のための一

の中級布教學校がある。察哈爾省平地線にも一の中級布教學校がある。布教寺院の多くはベルギーとイスパニアを根源とするカトリック寺院であるが、察哈爾省にはカトリックに非ざるキリスト教々會もある。後者は土地を持たないがカトリック寺院は數千デシヤチンの土地を所有し、これらの土地はカトリック信者にのみ賃貸されてゐる。

カトリック農民の生活から若干の例を引用しやう。

（一）チヤナンールンーエヅ寺院は準噶爾旗の四〇〇項の土地及び千戸以上のカトリック農民を有してゐる。この農民のすべては當該寺院の土地を一年につき十五―二〇洋錢にて賃借してゐるが五〇%近くは貧窮者であり、一二の犂牛を所有してゐる。爾餘のものは家畜も犂牛も持たず、日雇勞働により生活してゐる。この寺院には、五十人の武装部隊があり、その大多數はカトリック農民出身である。

（二）オイルシイーチンーヂ寺院は準噶爾旗に於て三〇〇項の土地、土默特旗に於て三千項の土地を所有し、三千戸近き教徒を擁し、すべての農民は寺院の土地を小作してゐる三十乃至四十戸近くは犂牛十頭及び家畜を有し、人民の七〇%近くは一頭乃至五頭の犂牛を持つてゐるが三〇%は日雇勞働を以て生存の手段としてゐる。この寺院には五百人程の武装人員より成る軍隊があり、四門の擲彈砲及び二臺の機關銃を持つてゐる。

（三）シイーヤーウズ寺院は二〇項の土地を所有し、百戸以上のカトリック教徒があり、農民の五〇%は一頭乃至二頭の犂牛と家畜を所有し、寺院の土地を賃借してゐる。人民の五〇%は日雇農夫であり、軍隊はない。

（四）ハンーヌーヤズ寺院は二百項の土地を有し、七十戸以上のものが住み、二十戸近くは一頭乃至三頭の犂牛と家畜を持ち、寺院の土地を小作してゐるが、殘餘の五〇%は日雇農夫をなし、軍隊はない。

寺院所屬軍隊にはカトリック農民が動員されてゐる。馬と衣服も農民自身が調達してゐるが、或る場合は特に馬が人民より徴發される。食糧品や馬糧も人民より徴發され、軍隊のための武器は寺院により入手され、彼等の管理に歸してゐる。兵卒は一ケ月に五洋錢を受取り、軍隊の組織原則と編成は其の他の支那將軍、抑壓者の軍隊と同じであるが、この寺院附軍隊の總指揮官は寺院の院主である。この寺院附軍隊中、或るものは短波のラヂオ・ステーションさへ持つてゐる。

小集團の力弱き匪賊は寺院に侵略することが出來ないが、主要な、强大な匪賊は彼等を援助する寺院と結んでゐる。寺院は祕密に武器を買ひ、それを匪賊に轉賣してゐる。例へば彼等は天洋で彈丸百ケース附モーゼル銃を百洋錢で購入し、三百洋錢で匪賊に轉賣してゐる。プロウニン

グ銃は百及び百二十洋錢で買ひ、モーゼル銃の彈丸ケースは一洋錢で賣られ、小さな拳銃用彈丸ケースは五十仙であり、日本製騎銃の彈丸ケースは六〇—七〇仙で賣却してゐる。敗戰や兵變の場合、匪首は寺院内に潜伏して自分の身を守る。寺院内へ踏込むべき權利を支那官憲は持たないからである。匪賊は負傷した時、寺院に行つて醫療を受けてゐる。掠奪した財産で容易に暴露されるものは寺院は受けつけないが、金、銀等の如き價値があり、保管してゐても識別困難なものは保管する。寺院は賊に醫藥もまた祕密に供給してゐる。これらの理由があるため匪賊は寺院に害を加へない。敗北後、匪賊が支那軍隊と交涉する場合の仲介者は寺院の代表者である。

中國の縣長、將軍と寺院との間には密接なる關係があつて彼等は相互に客となり、相互に酒宴を設け、贈物を交換してゐる、農民大衆と縣長官の間に衝突が發生した場合は寺院は仲裁者の役割を演じてゐる。一九二八年、寧夏市に於て馮玉祥の軍隊と回教徒の間に武力鬪爭が勃發した時、寺院の僧は仲裁者として協定のために馮の側から叛亂者の方へ赴いたがこの戰つてゐる兩部隊間の道行に際し、彼等は祕密に叛亂者の側から軍事上の機密を馮の軍隊へ送達したが、その後これが發覺するや叛亂者はこの僧の仲裁者を殺害した。

寺院は又蒙古諸侯と密接なる關係を持つてゐる。例へば一九二七年に準噶旗豪紳ラパンは將軍ヤンーシーダタンとの戰鬪に於ける敗北後、カトリツク寺院にかくれたが、この外カトリツク寺院は支那語、蒙古語に飜譯された基督教出版物を廉價で配布して宣傳工作をなしてゐる。僧は國内の探査的行動に從事し、鄂爾多斯全旗の英語の地圖を編纂し探險的旅行遠征を試みてゐる。人民の間では赤化の危險に反對の宣傳、廣汎なる反革命的行動が行はれてゐる。僧侶は天津の教會と恒常的に連絡を行つてゐる。これらの寺院は上海の共同租界と同樣で何人をも許容せず、實際的に絕對的治外法權の權利を持つてゐる。質朴な農民は斯くの如き隔離性及び近寄り難きことを恐れて容易に寺院へ接近しない。カトリツク教歸依の富農は農民を猛烈に抑壓し、カトリツク教の『無抵抗』を利用して農民を打ちのめしてゐる。勤勞農民は宣教師、僧侶を『外國の鬼共』と名付けて寺院と宣教師を嫌つてゐる。カトリツクの歸依の農民は異信徒と認められてゐる。

一九二六年にはボウダツに近き寺院は落魄せる飢餓農民に掠奪された。

一九二九年の冬鄂爾多斯の烏審旗にてカトリツク教徒の蒙古人たちはカトリツク寺院に反對して暴動を始め、地方への遊牧に轉じたが、其處で「ドグイロン」の庇護を受け

て人民ソウエートが建設され、封建的抑壓が淸算された。綏遠省では農業恐慌によつて農民は飢餓に陷り零落し、カトリツク寺院に不滿を抱きカトリツク農民も非カトリツク農民も包含せる廣汎なる叛亂のための基礎が固められてゐる。

（附記）この項は『中國資料月報』から轉載された『善隣協會調査月報』一九三六年一月號所載『內蒙に於ける宗教侵略』を殆んどそのまゝ利用し、所々、善隣協會發行『內蒙古』、東洋協會調査部發行『最近の內蒙事情』によつた。

三 薩滿教

薩滿教、或はシヤーマニズムは、喇嘛教の入る以前に蒙古に行はれてゐた固有の宗教であつたが、喇嘛教の普及と共に蒙古では殆んど衰亡してしまつた。

現在では主として東はベーリング海峽から西はスカンヂナビア半島に至る迄の間に住む北方アジア民族、卽ちウラルアルタイ民族、東北シベリア、滿洲に住むツングス族、西北シベリアに住むオスチヤツク族等の間に行はれてゐる。

今日のシヤマニズムは基、佛、回教等の影響を受けてゐるが滿洲以外のツングス人は殆どシヤマニズム信者で、最もよくこれを代表してゐる。

シヤーマニズムの本質に就ては種々様々の說がある。或は韃靼人その他のアジア民族間に於ける古宗教、或は哲學と宗教を基本にした醫術、原始的多神教の一種と見られ、又シヤーマニズムは結局死靈崇拜であると同時にアニミズム風の儀禮であるとも言はれてゐる。

シヤーマニズムの特色として擧げるべきものはシヤーマンと言はれる特殊な行者―巫覡―があつて、それが或る方法によつて恍惚狀態に入り、神靈と人間との仲介者となり或は豫言をなし、占者、病氣治療等をなすのである。そしてシヤーマンとなるものは多く女性であるが、現在では男子の場合もある。

シヤマニズムを奉ずる民族によつてその教義も信仰形式も種々様々であるが、只アニミズム的な大礎石の上に概して多神教的、自然教的に築き上げられた信仰心理の中に特殊な行者シヤーマンがあつて人間界と諸神及び各種の靈魂との間の交渉に任じてゐる點では一致してゐる。

（附記）參考書―外務省文化事業部刊、石橋丑雄著『北平の薩滿教に就て』、佛教講座原田敏明著『宗教史概說』。

（秋山憲夫）

II　教　育

一、概　説

蒙古民族は元朝の創始以來世界の文化に接觸してこれを吸收したので、何時までもオノン・ゴール（敖嫩河）時代の如き姿ではなかつた。彼等は文字を有し、滿洲文字は蒙古文字を母とする。蒙古人が無學無教育なたゞの遊牧民であつたと考へるのは非常な間違ひで、彼等は滿洲人よりも三四世紀も前から外國の文化を吸收した民族であつて、實に當時の先覺者であつたのである。從つて蒙古の文學は甚だ見るべきものがあり、かの宋史四百九十六卷、遼史百十六卷、金史百三十五卷の如き元朝努力の賜といはねばならぬ。

清朝の蒙古民族に對してとつた愚昧政策は秦始皇帝の焚書坑儒にも比すべき惡政で、乾隆帝はその七年蒙古にありとあらゆる古書文獻を北京に沒收し、僅かに滿蒙合璧の廣論聖訓と蒙文の觀音經一卷の頒布を許したにすぎなかつた。文教維持の上から大に批議せらるべき壓制であつた。

蒙古人は衰殘の餘、清朝に服從しあらゆる干渉をうけた。即ち命名、服裝、學習、娛樂及び家屋の樣式に至るまで、一々禁令といふ制度の下に支配されたのである。

乾隆帝が蒙古の古文書を沒收したのは百世の遺憾である

が、學事についてはある種の機關を施設した。咸安宮の三學と稱するものこれであつた。併し普通一般の子弟を教育するのではなく、特定の階級に蒙古語、青海語、西藏語を教授した。即ち、

一、唐古特（タンゴット）學、即ち西藏語であつて、藏文の人材を養成し、卒業後は理藩院又は西藏駐在吏員とする。

二、托忒（トト）學、即ち青海語學、專ら托忒文の人材養成を目的とし、新舊杜爾扈特族の子弟に限り選拔したが、その來學が困難なので、後には高等小學校以上の、略々托忒文に通じた蒙古八旗の子弟をも收容した。

三、咸安宮蒙古學、專ら蒙古語飜譯の人材を養成するのが目的で、蒙古八旗の子弟に限り入學を許した。

以上の三學校で蒙藏の語文を教へたが、その後光緒三四年に至り更に理藩部蒙古學校を設けた。即ち蒙藏の語文飜譯に從事する人材を養成するのが目的で、學生を甲乙二班に分け、甲班は理藩部の候補人員、乙班は蒙古八旗よりはゞ蒙文に通じ、且つ漢文の心得ある者を入學せしめた。

舊制度に於ける學事の方針は右の如くであるが、民國に入りこれらは悉く廢止せられ、新設の蒙藏學校に併合された。

清朝及び民國の對蒙古文教政策は、前者があくまでこれを特別扱ひし、溫室の内に外界への眼を封じたに反し、後

者が自由平等、五族協和の美名の下に、實は優勢なる漢人文化の下に邊疆種族を同化併合せんとした點に於て異なる。

二、支那領內蒙古

次に眼を轉じて內蒙古各地に於ける現在の教育施設をみるに、所謂兒童教育は頗る不徹底で、蒙人中無學者は頗る多く、眼に一丁字のないものは恐らく九九%に上るであらうと察せられる。

今日漢人の進出して縣行政の布かれてゐる部分には漢人子弟に對し不完全ながら教育機關があるが、それより一歩足を踏み入れると殆どさういふ施設がない。

(1) 察哈爾省

察哈爾省內には省政府の施設せる小學校と天主教關係のものが多少存し、その他西灣子、張家口、豐鎭等の漢人都市に中學校、師範學校があるが、これは主として漢人に對するものである。蒙古人に對するものとしては、例へば察哈爾左翼旗に屬する正白旗には察哈爾省立正白旗高級小學校があるが、漢人本位の教育を以て蒙古人の子弟を教化してゐる。本校は民國五年の設立であるが、その歷年教育統計總表なるものによつて大體の規模を知ることができる。

察省立正白旗高級小學校歷年教育統計總表

年次	學生數	卒業生	教員	年豫算	備考
民國五	三五	ナシ	一	八三七元	區立國民學校時代
六	[illegible]五	〃	〃	〃	〃
七	三四	〃	〃	〃	〃
八	三四	〃	〃	〃	〃
九	三五	〃	〃	〃	〃
一〇	三五	一四	〃	〃	〃
一一	三五	ナシ	〃	〃	區立初級學校時代
一二	三五	六	〃	〃	〃
一三	二八	五	〃	〃	〃
一四	三〇	一二	〃	六五一	〃
一五	二八	ナシ	〃	〃	〃
一六	三三	六	〃	〃	〃
一七	[illegible]三	ナシ	〃	〃	省立初級小學校時代
一八	二六	〃	〃	〃	〃
一九	二八	七	〃	〃	〃
二〇	三三	八	〃	七〇九	〃
二一	四八	ナシ	二	二六六・五	省立高級小學校時代
二二	五三	〃	〃	〃	〃
二三	四五	〃	四	〃	〃

同校の兒童は蒙古人のみであるが、女生徒は收容してゐない、現在高級小學校となつてより六學年制に改められた

ので、その卒業生はまだない。尙、上級の授業時間表は左の如くで、蒙古語も教へてゐる由であるが、時間表には現はれてをらぬ。

	第一節	第二節	第三節	第四節	第五節	第六節
星期一	記念週	國語	國民訓練	社會	勞作	音樂
星期二	算術	國語	自然	社會	美術	體育
星期三	算術	國民訓練	衛生	國語	音樂	應用文
星期四	算術	國語	自然	社會	珠算	勞作
星期五	算術	國語	社會	自然	應用文	體育
星期六	算術	社會	牧畜	國語	作文	作文

右に於ける國語とは勿論支那語のことであるが、校長關世綱氏（河北省出身、民國一八年着任）が現在使用の教科書として示したものは何れも中華書局の出版であつた。同時に教育標準として、民國二三年二月附を以て省主席宋哲元が告示した「人民八德須知」なるものがあるが、これによれば

第一要孝　孝順父母　　第五要禮　貌和言恭
第二要弟　弟恭兄友　　第六要義　捨己救人
第三要忠　實心任事　　第七要廉　廉潔自愛
第四要信　心口如一　　第八要恥　知恥有勇

とあり、玩味すれば面白い。

民國に於ける對蒙古教育施設の一斑は以上によつて略々知られうると思ふが、その外漢人に對するもので、蒙地に於ける教育施設としては、各地天主教會堂に附屬する小學校があり、察哈爾省内に四校を數へる。（生徒の年齡は六歳乃至十六歳）

學校名	教師		生徒	
	男	女	男	女
平定堡	六	二	一一〇	四〇
七號堂	三	二	五〇	四〇

狐狸裕	一	一	四五	四〇
頭號	一	一	二四	一五
小計	一二	六	一二九	一三五
統計		一七		二六四

これは勿論、傳道の手段なのであるから、學校は全然政府の補助を仰がず、一切の經費は教會自身の會計中から調辨するのであつて、教育方針の樹立、教師の任免、何れも宣教師、さかのぼつては總堂の意圖通りに處斷されてゐる。故に校長以下教員も教徒でないものはなく、彼等は公然と「教育は傳道の最善の方法である」と稱してゐる。

學校教科書としては多く中華民國所定のものを使用し、「信禮」と稱する一時間以外は教理に關係なきが如くであるが、實際はすべての時間にその注入を行ひ、朝夕は附近禮拜堂に引率して祈禱を捧げる。教室內部も各種の宗教畫を羅列して不知不識の間に宗教情操の涵養につとめてゐる。

試みに察哈爾省寶昌縣七號堂に於ける經營學校たる寶昌縣私立模範小學校の授業時間表を示せば次の通りである。

模範初級小學一三單式四二複式日課

	上午第一時	第二時	第三時	下午第一時	第二時	第三時
星期一	算術	國語	信禮	自然	衛生	唱歌
星期二	筆算 珠算	國語	習字	體操	常識	社會
星期三	筆算 珠算 筆算	國語	作文	常識	手工	衛生
星期四	國語	注音	標點符號	體操	遊戲	
星期五	筆算 珠算	國語	繪畫	自然	常識	社會
星期六	筆算 珠算 筆算	國語	習字	習字	衛生	音樂

習字の教材等も、例へば「我願意本村的人教認識　天主教全信天主道理　必須依賴聖母這樣求　七號之母爲我等祈」（七號は七號堂村のこと）といふやうなものを用ひ、宗教々育としては完璧を期してゐる。

(2) 綏遠省

次に綏遠の教育事業は最近かなり整頓されて來た。先づ省立の諸校、包頭中學、集寧師範、歸綏師範、女子師範の如きは均しく擴充中であり、中山學院は工科職業學校と改めすでに毛織班を設け、下半年には製革科製革毛織等を添へることに決定、總て取材は當地に於てし西北皮毛業上の改良進歩を期してゐる。

職業學校が農科職業學校に改めて後農牧兩科を分設し、牧畜科は曾つて蔣委員長より五萬元の支出を受け、中央よりも年三萬圓の經費を給與され、特に集寧灰騰梁地方に牧場を設け、のち冬季氣候不順のため臨時に平綏路馬蓋圖車站北一帶に移した。

牧場を設けたことにより一面綏遠の種畜を改良し、一面には職業學校學生の實習に供し規模設計共に頗る大である。

年來本省は小學校の卒業生を多數出だすが、中等學校は全省に數校あるに過ぎず收容學生もまた少ない關係上、綏遠教育界の問題となつてゐたが、補習學校を起し此の程、新民補習學校が創立され成績頗る佳良である。

歸綏縣政府もまた目下一補習學校を設立せんとして、すでに積極的に準備中であるが小學卒業生の志願者多く、到

底收容しきれない模樣である。

故に初級中學の增設は實に綏遠教育目前の緊要事である。現狀に於て綏遠の鄕村教育はなほ遠い將來の事であらう。

下半年の綏遠教育廳義務教育計畫は、全省に五百處を設立する準備中で、また鄕村教育の補助もすることになつてゐる。

義務教育經費に關して、中央はすでに十萬元を補助してゐる。省政府は再び二十萬元を計上し、教廳は法を設けて若干の缺損も辭さない模樣で大約三十萬元の豫算である。第一期は民衆義務教育促進で大約秋末には開始し、綏遠教育史上一新紀元を劃することになつた。

また綏遠には元來幼稚園のないところから、幼稚園をも開設しこれを兩處に分ち、第一第二幼稚園とし綏垣新舊兩城に分設することになつた。

(3) 蒙旗教育

蒙古人自身の有する教育施設は假令あつても名目だけで實績は頗る擧つて居らぬ。

例へば綏遠省境内に在ては、さきに烏拉特三公旗が包頭に三公旗小學校を設立し、綏遠蒙旗教育に先鞭をつけたが、主事者賀級三氏が亡き後は學校經營が停頓してしまつた。

準格爾旗は奇子俊により同仁學校を創設し、危害に遇つても尙維持されてゐる。

達拉特旗は兩小學校を設け、土默特總管公署は土默特中學を經營してゐたが、經費行詰りにより停頓して久しい。僅かに土默特小學校が一あり、經營規模も頗るよい。

規模の最も大きいものは中央政治學校附設蒙藏學校で、包頭に分校を設け、目下簡易師範部及び小學校がある。

次に飜へつて察哈爾省北半の純蒙古地帶をみるに、その固有の兒童教育施設は極めて貧弱で、例へば錫林郭勒盟に於ては西蘇呢特及び西烏珠穆沁の兩王府に寺小屋式の小學校があるにすぎない。前者は、東營房と稱する兵營內に固定的な包を設けて、約二〇名の兒童を收容してゐるが、蒙文の習字のみを行ひ、寺小屋式の机をおいて、默々とこれを書寫せしめてゐるにすぎなかつた。又西烏珠穆沁のものも同じく蒙古包內に教師一名、生徒一二名を收容し、修業年限三ヶ年間の蒙文及び漢文を教授する規定であるが、中途で歸省する者が多く、漢文を解するものは甚だ少ない。生徒は兩者とも多く協理、章京、梅倫等の子弟で、一般庶民には全然教育の機會が與へられてをらぬ。

併し、これを以て蒙古人の學的要求を否認するのは少しく早計である。古くは東部內蒙古の喀喇沁王貢桑諾爾布の如き、日露戰爭以前他旗に先立つて育英事業に志し、わが河原操子女史、鳥居龍藏博士夫妻、伊藤少佐等を招いて、崇正小學堂、毓正女學堂、守正武學堂を開設した先例もあり、現に錫林郭勒盟東阿哈巴那爾旗の首腦部の如きは「蒙古人は學問がないから衣服から調度まで支那人に賴らねばならぬ。是非日本の手で一日も早く教育して貰ひたい。それも純日本式の教育がよい。優秀な者はドシ〳〵貴國へ留學もさせたい」と頗る熱心である。

財團法人善隣協會は昭和九年にこの地方の工作を開始して以來、專ら人畜の診療その他に當つてゐたが、蒙古人の日本式教育に對する要望が日に盛んとなり、遂に默し難く、昭和十年度より教育工作を開始し、先づ第一期計畫として錫盟東阿巴哈那爾旗貝子廟附近に錫盟第一初級學校を開設し內地より專任の校長を派遣し、この下に日蒙兩人の教師三名を配して、昭和十年十月より授業を開始した。蒙古人の歡迎期待は頗る大きく、續々入學希望者があるが、錫盟々長索王より各旗に牒して、每期優秀生四名を入學せしむることゝし、現在では四十名の生徒を收容してゐる。年齡は十歲乃至二十四歲、教科書は一切善隣協會編纂のものを使用し、規定の教育を終つて、優秀なるものはドシ〳〵滿洲國若くは日本に留學せしむることゝなつてゐる。

尙第二期計畫としては、昭和十一年度に同盟西蘇呢特旗に高等小學校を設ける筈で、目下建設に着手し、專任校長

を派遣した。更に今後蒙旗各地に大小各種の教育施設を設ける筈である。

次に、蒙古人にして日本に留學しあるものは現在約六十名、大部分は財團法人善隣協會に於て衣食住、小遣を給して、一ヶ年日本語を教育し、終つて各自希望の上級學校に入學せしめ、文理大、早大、法大、日大、農大を始め、地方農業校、鑛山學校に入學せるものあり、陸軍士官學校に在籍するものも四名ある。

三、滿洲國領內蒙古

滿洲國に在ては建國の主旨に鑑み、蒙古人教育に關しては相當の努力を拂ひ、大同三年奉天省錢家店に興安軍官學校を設け、專ら初級軍官の養成につとめつゝあつたが、その後規模の擴張と共に校址を興安南省王爺廟に移し、益々校勢の發展をみるに至つてゐる。

今その創立要覽につき大體をうかゞへば左の如くである。

設立の趣旨

滿洲帝國の獨立は着々其の形態名實共に充實したるも國防施設並に教育機構は漸く其の緒につきたるのみにして未だ世界の大勢に順應し且つ友邦日本軍に伍して行動し能はざる狀勢にあり、殊に將來戰に對し訓練の精到を期する爲め幹部の能力を向上せしむるは緊急事中の最大なるものなり。

然るに興安省は各施設中特に軍事及一般教育の普及徹底に缺くる點多きも滿蒙兩民間の能力風俗習慣等は今直ちに在來の訓練處を利用し能はざるものあり、茲に於て蒙古青年に特別軍事教育を施し以て將來蒙古軍の骨幹とし同族の復興を計り興安省をして他省と同樣の發遂を遂げしめんが爲初級士官を養成する目的を以て本校を創設せられたり、想ふに本校の使命は滿洲國、特に蒙古民族の爲めに主として初級士官たり得るものを養成し民族の復興指導者を養成するにあり。

學校編制の概況

一、本校編制の概要左の如し

軍政部大臣—校長—幹事
　　　　　　　　顧問

- 學校本部
  - 副官處
  - 軍需處
  - 軍醫處
  - 獸醫處
- 研究部
  - 部附
  - 研究部主事
  - 囑託
  - 飜譯官
- 教員部
  - 部附
  - 教官
  - 囑託
  - 飜譯官

生徒隊
隊附
第一中隊
第二中隊

學校の特色

本校は普通軍事に關する學校又は一般學校に比して其の内容特に教育法に於ては特色を有するものなれば玆に特筆したる次第なり、其の特色を擧ぐれば左の如し。

一、本校は校長以下職員生徒校兵すべて日本人又は蒙古人なり
二、軍官學校なるも卒業生中軍官とならざるものあり
三、研究部は既述せる如く將來日本及滿洲を通じ蒙古の文獻其他蒙古に關するすべての事項に就ては第一權威者たらしむ
四、本校の學風は給仕第一、修業第二、學問第三、にして所謂訓育の濃厚なる教育にある學校とすこれ特徵ある蒙古人を對照とし且つ特別目的を有する本校なればなり、而して本校の校風卽ち嚴肅・雄大・快適は本校生徒の特徵とす
五、校長の外別に顧問を配置し所要に應じ區處せられ校務を處置す
六、大日本帝國に於ける陸軍士官學校及陸軍幼年學校に準じ指導しつゝあり

教育

一、本校の教育は軍政部大臣の定むる「綱領」により校長の定めたる「教則」を以て實施す、本校教育の主體は騎兵教育とす
二、生徒教育の目的は幹部たるべき性格德操を涵養し初級軍官たるに必要の學識技能を具備せしむるの外、將來蒙古民族を指揮し同民族の復興を計り得る素地を與ふるにあつて之れが爲め精神教育は最も重要なる課目とす
三、教育上特に留意しつゝある件左の如し
イ、本校教育はすべて蒙古一般民衆の啓蒙教育たり得ることに着意す
ロ、滿洲國建國並に建軍の本旨を徹底せしめ皇軍國家と軍隊軍人との關係等軍人の本分を明瞭に理解せしむ
ハ、祖先の偉業を回想し現狀を正視して其の覺醒を促し以て民族の發奮向上を期せしむ
ニ、然れども之れが爲め他民族殊に漢民族との鬪爭の意識を培植し之を排斥するの感念を養成激化せしめざる事を嚴に注意す
ホ、東亞の大局より日滿兩國の親善の必要なることを强調し他民族との協和の精神に反せざる限り對日信

賴の傾向を助長强化す
ヘ、同民族内に於て特種族互に排し相鬪ふが如き舊來の弊風を速かに除去し種族融和相互に發展せしむ
ト、蘇聯邦の狀況を說明し其の實力を知らしめ恐蘇觀念を除去す
チ、直感性に鋭く好奇心に富む習性を利用し敎材を整備し實物本位に指導體驗せしめ自覺自習の風を奬勵し蒙古人の缺點たる怠惰性を矯む
リ、秀才敎育に留意す
ヌ、迷信打破に努力すべきも信仰心を害せざる如くす
四、既述せる本校の特色を發揮し且つ前項注意事項を達成する爲め概ね左の如く敎育實施す
（イ）　術科敎育及訓育は主として中隊附軍官之れに任ず
（ロ）　學科敎育は囑託敎官主として其の任に當り且つ其の受持班を卒業迄變更することなし
（ハ）　生徒隊を十名毎に班別し之れに互選による什長を置く
（ニ）　每朝校旗掲揚式及特設せる佛に對する讀經・禮拜及び民族振興體操を行はしむ就寢前も亦同し
（ホ）　給仕・修行すべて敎育指導を主目的とす
五、敎育課程（省略）
六、日課時限表（省略）
七、期別及試驗　本校生徒の修業年限は二個年にして第一學年、第二學年に區分し第一學年生徒は每年七月一日に入校し翌々年六月末卒業す、生徒は卒業後興安省各警備軍に配屬せられ若干月見習士官の勤務に服したる後陸軍騎兵少尉に任官するものなり、卒業の際狀況により文官として勤務に就くものあり、各學年共一年を前後期の二期に區分し七月一日より十二月末迄を前期とし一月始めより六月末迄を後期とす、試驗及其の審査は考査試驗並に成績審査規定により之を行ふ、即ち重要なる試驗を示せば期末・學末・卒業の三とす

その他蒙政部に於ては昭和十年九月より興安南省王爺廟に實業敎育を主とする興安學院を開設し、又新京に於ては同樣の目的を以て有志相集り、蒙古實務學校が開かれてゐる。

又國內蒙古人にして各地中學校、師範學校に在籍し、或は日本に留學しあるものも少くない。

四、外　蒙　古

蒙古には從來敎育無く、人民は蒙昧、文字に通ずる者極めて少かつた爲め、一九一一年の外蒙古獨立當時政府は敎育の普及に努力し、庫倫に小學校二、中學校一を開設し、

活佛の上諭によつて、少くとも一旗につき一つの小學校を開設する事となり、數十名の少年はイルクーツク及びトロイツコサフスクの中學校に留學したが、獨立政府の宣傳もその效なく蒙古民衆の教育に對する熱は冷めて、留學生は中途にして留學を中止歸國し、又經費の不足と就學兒童の不足から、國内の小學校は閉校するの止むなき狀態となつた。

外蒙古國民政府が組織されるや、憲法第三條の蒙古勤勞民の權利宣言に於いて、

「勤勞民ノ知識ヲ得ベキ途ヲ保障セシメンガタメ、外蒙古國民共和國ハ勤勞民衆ノタメニ完全ナル各方面ニ渉レル無料教育ヲ組織スルヲ任務トス。」

と聲明せる程にして、現在相當數の學校が設定せられてゐるが、財政及び教育者の不足から學校の經營に非常な困難を感じてゐる模樣である。

一九二一年十月三日庫倫に内務省附屬の小學校が建設され、一九二四年三月以降政府は賣買城、ウリヤスタイ、コブト、アルタンブラツク、ハツフイル、喀爾喀四アイマクの中心及びシヤビ管區に小學校を開設した。政府の學校建設案に依ると、大きな旗に於ては兒童三十名に對し一校、小さい旗では經費の都合で他の旗と聯合して學校を建營することゝなつてゐる。校舍は殆んど蒙古包で、本建築となつてゐるものは庫倫、賣買城、ツエツエリク、マンダリ、ウリヤスタイ及びハンヘンテイに在るものだけである。

中等學校は庫倫に一校在るだけで、同校は教員十八名、生徒約百名である。專門學校としては庫倫に人民大學があるが、一九二五年改正せられ「コオペラトル」教員及び司法官養成所となり、修業年限は一年、學生は百名で、普通學修了後その特徴に依り專門部に入れ一ケ年間修業せしめる事になつてゐた。

一九二六年は外蒙古に於ける兒童教育に一大發展をなした年次であつて、同年三月十九日小學校令を制定し、之に依り國民教育を普及せしむると共に政治教育を加味することゝし、教育施設の效果を檢討する爲教員をして其教育狀況を報告せしめ文相「バッウ、ハン」を獨逸に遣はし、教材を講ぜしめ又國民教育十年計畫を編成した。其後學校を開設し教員生徒の數は增加したが、學校數及生徒數は政府及黨の政策又は其他の狀況に依つて年に依り增減あり、一九三〇年の如きは左派の政權に依り大に膨脹した。殊に文盲退治の方面に於て甚だしい。

今最近に於ける學校其他の教育機關、學生教師等數示すれば次の如くである。

	一九三〇年	一九三三年	一九三四年
小學校	一一一	五九	五九

生徒	五、九五〇	三、一二五	三、一二五
教師	二二一	一二七	一二七
中學校	一一	五	五
生徒	八二五	六〇〇	六〇〇
教員	三六	三四	三二
幼稚園	一	四	四
兒童	三〇	一二五	一二五
教員	四	一一	一三
文盲係教師	不明	六七	七〇
被教育文盲者	一〇〇〇〇	七二〇〇	八七五〇
倶樂部	不明	一八	一八
赤　包	不明	二六	一五
巡回キネマ	不明	二八	二一
右三項巡業員	一〇〇	七五	
師範學校	一	一	
生徒	三〇〇	二五〇	
教師	二二	二一	
勞働大學附屬豫備校	一	一	
生徒	一〇〇	一五〇	
教師	五	五	

教育費中央地方共三、一〇〇、〇〇〇（30年）
一、八九五、三五四（33年）二、一九一、一四〇（34年）

次に外蒙古の學校に於いて用ひられてゐる教科書は、多くソ聯の教科書を飜譯したものである。

上述の如く外蒙古では次第に教育は普及されつゝあるが此の遲れたる文化の向上の爲めに外蒙古から派遣されてゐる外國留學生は主としてソ聯、ドイツ、フランス等に送られて居り、就中外蒙古は、ソ聯との政治經濟上の關係が密接となつた爲め、ロシヤ語通譯の必要を感じ、レニングラードの實用東方語學校に主として留學させてゐる模樣である。

然し之等教育を受けてゐる者は主として貴族階級に限られ、一般にはなかなか普及するに至つてゐない。教育狀態を人口の上から見れば、外蒙古人中、讀み書きの出來る人間の數は、

年度	讀み書きの出來る者	全人口に對する割合
一九二六年	三〇、五七七	四・四七％
一九二七年	二九、〇一五	四・一五％
一六二八年	三四、一四九	四・八〇％

となつて居り、極めて低率で、[illegible]二年現在に於ては政府機關内に在ても、完全な文盲者の割合は二七％、保健衛生事務に携はれるもの一四％、農業牧畜委員會從業員二五％、經濟的施設企業勞務者四二％に達してゐた。然しこのパーセンテーヂは、ソ聯の指導影響下に漸次向上の途を

迫つてゐる事は推察するに難くない。（後藤富男）

五、ブリヤート蒙古

(1) 舊時代の文化程度と喇嘛

革命以前のブリヤート蒙古に於ける教育、文化程度は至つて低く、例へば一八九七年、イルクーツク縣に於けるブリヤート蒙古人の教育は、全人口の僅か五・二%、ザバイカル州（オーブラスチ）では八・四%に過ぎなかつた。而も其の大部分は喇嘛僧であり、一般ブリヤート人の與り知らぬところだつたのである。一九〇八年、アギンスキー・アイマクには二年級制より成る唯一の小學校があり、男子九十七人、女子二十一人、合計百十八人の學生を收容したが、これを同アイマク內學齡兒童總數につき百分率を取ると、僅に男子一・五%、女子〇・五%と言ふ貧弱な狀態であつた。然し其の反面には、キリスト教、喇嘛教、シャーマン教等の宗教制度が鞏固であり、此等宗教が一般の文化的機關となつて居た。一八九七年當時は五十四のキリスト教傳道所があり、住民は稍もすれば强制的にキリスト教に改宗を强ひられた。他方ザバイカル地方ブリヤート蒙古人間には、四十四の大喇嘛廟があり、一萬五千人近くの喇嘛僧を擁して居た。同年ザバイカル地方のブリヤート人總數は十七萬九千四百八十七名、其の戶數二萬二千百八十六であつたから、十二人に喇嘛僧一人の割であり、更に二戶毎に喇嘛一人と云ふ率である。かほどに僧侶の多い處は、西藏や蒙古本部でも見當らない。と言はれる。

ブリヤート蒙古でも、西藏や蒙古と同樣、喇嘛が最高唯一の智識層であり、殆ど一手に民族的教育を掌握したのであるから、唯に斯く多數の喇嘛が、非生產的存在であつたばかりでなく阿拉特（アラト）（大衆）の智識的向上をも阻止することとなつたのである。從つてソヴエート聯邦中、宗教々育撲滅問題で、最大の困難に逢着したのは、實にブリヤート・モンゴルであつたとされて居る。（ヘ・ドヴミトフ、二五二頁）

(二) ブリヤート人の讀書能力

ブリヤート人の讀み書きし得る能力（グラモートノースチ）は、革命以前は全ブリヤート人口の七分に過ぎず、殆ど問題とならなかつたが、共和國建設以來、政府の普通教育振興方針が、漸次效を奏して讀書力は顯著に向上した。共和國建設年度、及び其の前三ケ年を平均した一九二〇―二三年間の平均讀書力は、八歲以上の者につき僅か一割五分餘に過ぎなかつたが、十年後の一九三四年には、七割二分に向上するに至つた。これは男女平均の百分率で、男子

だけなら更に好率を示す筈である。今やブリヤート人の文盲（ニエグラモートノースチ）乃至準文盲（マーログラモートノースチ）は、殆ど克服されたと言つても、差支へなからう。左に八歳以上の讀書力につき、百分率表を掲げる。（善隣協會、三九頁、ベ・トグミトフ、一二六頁）

年度	共和國內全民族			ブリヤート蒙古人		
	男	女	平均	男	女	平均
一九二〇 一九二三	三四・二%	八・八%	二一・七%	三五・九%	四・二%	一五・三%
一九二六	五〇・六%	一七・三%	三四・〇%	四三・九%	一〇・九%	二七・五%
一九三一	六四・七%	三四・五%	四九・七%	五七・〇%	三〇・九%	四一・三%
一九三三	七九・一%	一・九%	六五・三%	七二・八%	四八・一%	六〇・五%
一九三四	—	—	—	—	—	七二・〇%

ブリヤート蒙古人の讀書力が、一九三四年に七二%と言ふのは、八歳以上の者について言つたので、十六歳以上五十歳迄に限度して統計を取ると、一九三四年既に八二%に達して居る。

(3) 初等教育の全面的普及

帝政時代の學校は、殆ど總て喇嘛教、キリスト教等の宗教學校であつたが、ソウエート革命實現後、ソウエート當局が一般教育の普及に努力した結果、一九二三—二四年度のブリヤート・モンゴル建設當時は、初等學校四百八十五校、其の收容兒童二萬人、全學齡兒童に對する收容率は二六・九%、ブリヤート子弟の收容率は二七・一%に達した。第一次五ヶ年計畫開始當時の一九二七—二八年度には、就學兒童數三萬四千七百六十人、學齡兒童に對する百分率は四一%となつた。就學兒童數中ブリヤート人は一萬一千九百四十人で、其の割合は約三分ノ一である。第二次五ヶ年計畫當初の一九三三—三四年度には、就學兒童數六萬六千七百九十人、學齡兒童に對する百分率は九七・五%に向上した。初等教育も全般的に普及したと言へる。此の中ブリヤート人は二萬八千七百四十人で、就學兒童全數に對する百分率も四三・四%に向上して居る。學校數も一九二三—二四年度の四百八十五から、十年後の一九三三—三四年度には一倍半以上の七百九十三校に達した。

普通教育普及率のテムポでは、ブリヤート・モンゴル自治共和國は、ロシヤ社會主義聯邦ソヴィエト共和國內で、他の自治共和國及び州（オーブラスチ）中第四位を占め、更に他の地方（クライ）と比べれば殆ど第一位で、僅に極東地方（ダリネヴオストーチヌイ・クライ）に一籌を輸するだけである。（ベ・トグミトフ、一五二頁）

年度	學校數	就學兒童數	全學齢兒童に對する就學率	就學兒童中ブリヤート人
一九二三―二四	四三五	二〇、〇〇〇	二六・九%	―
一九二七―二八	―	三四、七六〇	四一・〇%	一一、九四〇
一九三二	七二一	六三、〇〇〇	九四・二%	―
一九三三―三四	七九三	六六、七九〇	九七・五%	二八、七四〇

ブリヤート子弟の教育上、ソ聯當局の取った政策で注意を要するのは、教育方式の「根元化」（コレニヅアツイア）である。卽ち出來るだけブリヤート蒙古人の教師を養成し、其の素質向上を圖り、ブリヤート語を以て子弟を教育するものである。一九二八―二九年當時は、初等學校の授業は、まだ三割まではロシア語で行はれて居たが、一九三三―三四年度には、全部完全に母語で教授出來るやうになった。

(4) 中・高等專門學校、職業教育、文化施設

中等學校は共和國建設當初は、二年級の學校十二校、生徒數千七百名、其の中ブリヤート人生徒は三分ノ一の三百六十九名に過ぎなかつたが、玆數年の間、此の方面も著しい進展を示し、一九三〇―三一年には、中等學校數四十四、收容學生數七千八十九名に達した。此の間年級も逐次增加された。一九三二―三三年には、コルホーズ青年學校六十一校、七年制度學校十四校、收容學生數九千五百二十名に達した。（此の外に高等小學程度の第一コンツエントル收容學生三千五百六十名がある）此の中ブリヤート人學生は四五・七％を占めた。更に一九三三―三四年度に至つて、學校數は八十二、學生數は殆ど一千に近い九千九百六十名に增加した。

五年制度學校の點で言へば、ロシア社會主義聯邦ソヴイエト共和國全二十五地方、州、及び共和國中第九位を占めて居る。ブリヤート子弟に對して、母語による授業も、着々と行はれて居る。（以上べ・トグミトフ、一五二頁、善隣協會、四一―四二頁）

次に高等教育乃至專門教育は、第一次五ヶ年計畫の終期、第二次五ヶ年計畫の始期である一九三二―三三年頃から、急速な發達を見せるに至つた。これは諸般の經濟產業の施設や計畫、及び其の發達と相關的關係があり、所謂幹部（カードルイ）の養成と言ふことが、高等專門教育の目標となつたのである。

一九三三年度の高等專門教育機關を一覽表で示すと次の通りである。（善隣協會、四四頁參照）

種類	學校數	生徒總數	プリヤート人	プリヤート人數の總數に對する%
高等専門教育機關 高等教員養成學校 家畜専門學校 高等化學校	三	三五八	二八二	七八・七%
工業學校	一四	一、二四四	六二九	五〇・五%
工場學校	三	五七五	一九三	三三・六%
勞働技術學校	一	五八	二四	四〇・一%
工場學校式の學校	四	二九六	一三三	四五・〇%
勞働者養成所	八	八六五	五七七	六六・七%
ソウェート黨學校	三	二五九	一八一	七〇・〇%
總計	三六	三、六五五	二、〇一九	五五・三%

一九三三―三四年度になつて、高等教員養成學校、家畜専門學校及び高等化學々校の三高等専門教育機關（ブーヅ）收容學生數は、前年度の三百五十八名より、更に百餘名增加して、四百六十五名となり、プリヤート人も其の八割を占めるに至つた。此の外八個の勞働者養成所（ラブファク）は殆どプリヤート人のためであり、更に技術學校（テヒニクゥーム）も九校に增加し、これ亦プリヤート人に對し、中等程度の職業教育、例へば農業、醫藥、組合、其の他諸般の實業教育、乃至普通教育の養成等に當つて居る。此等高等教育又は専門教育機關の總收容學生數も、前年度總數三千六百五十五人に比し、一九三三―三四年度は、更に三千八百八十三名に增加した。其の後も漸次增加の一途を辿りつゝあるが、此の外プリヤート子弟の専門知識向上につき注意を要するのは、現在千名近くのプリヤート人が、モスクワ、レニングラード、イルクーツク其の他の都市に於ける高等専門學校　又は中等職業學校に學んで居ることである。

一般文化施設並に政治教育機關も、漸次增加の傾向に在る。一九三三年には始めて國立劇場が開設された。プリヤートの作家、藝術家の手になる作品が、社會主義的建設をテーマに、次々と此の劇場で上演せられることゝなつた。「吼ろ支那」等のソウェート作品も上演された。革命前は藝術は喇嘛の獨占であり、演劇、音樂總て宗教的色彩と、宗教的内容を盛つたものであつたが、ソウェート・プリヤートとなるに及んで、質的に、内容的に根本的變革を遂げることゝなつた。（べ・トグミトフ、一二六頁及び一二八頁）

種類	一九二三年	一九二七年	一九三四年
社會文化院	八	一一	一六
農村圖書館	四三	八七	一四五
移動活動寫眞館	―	一九	一一〇
ブリヤートの家 赤いユールタ（蒙古包）	―	―	三五

(5) 文字のラテン化とモスクワ會議

ソウエート當局は、ブリヤート蒙古人の母國字である蒙古文字を以て、文化的用具として不適當であるとし、ブリヤート文字のラテン化を斷行した。尤もこれはブリヤート蒙古に限らず、東方諸民族の各土語につき行つたところで、此等民族の代表者が、ソウエート當局の指導下に、始めて集團的に此の問題を取扱つたのは、一九三一年一月十日から十七日に亘り、モスクワで開かれた蒙古民族會議に於てである。此の會議でブリヤート・モンゴル自治共和國、蒙古人民共和國、及びカルマク自治州の諸代表が參集し、これにソウエート聯邦並にロシア社會主義聯邦ソウエート共和國の中央代表が參加して、ラテン化問題につき協議した。就中問題となつたのは、ラテン化のための新アルフアベツト、蒙古諸民族間アルフアベツトの統一、新文化語への移行、單一な綴字法並に科學的術語の作成、及び出版事業計畫等々であつた。尤もラテン化問題については、既にそれ迄地方的に會議なり、運動なりが進められて居たのであるが、此等の問題は統一的解決を必要とするとの見地より、蒙古人民共和國及びトゥヴァ（禿巴）人民共和國十年記念に當る一九三一年を期して、モスクワ會議開催の運びとなつたのである。

統一アルフアベツトの作成については、大體理論として、異議ないところであつたが、各國、各地方の地方色は容易に清算しきれるものでなく、問題の統一と言ふことについては、結局モスクワ會議は、必ずしも上首尾な成果に到達し得なかつた。ブリヤート・モンゴルに關する部分を中心として、會議の結果を綜合すれば、次の通りである。

一、ブリヤート蒙古では、既に數年來トルコ流アルフアベツト、歐式アルフアベツト等々、順次試用して居たが、モスクワ會議席上、多少の變更を加へた上で、統一ラテン・アルフアベツトを使用することを承知した。

二、ブリヤート蒙古は、特殊のブリヤート方言を除き、新文學語としては喀爾喀語を採用することゝした。

III 社會

一、社會制度

モルガンは氏族制度を、古代社會組織の普遍的な基礎形態とし、人類の制度中最古の、且つ尤も普及した制度の一と云つたが(「古代社會」邦譯上卷九九頁參照)、十二世紀に於ける蒙古民族の社會組織も、正にこの氏族制度を基礎形態とした。ウラヂミルツォフ教授は當代社會を簡明に分析して、大要次の如く述べてゐる「彼等は氏族(オモツク)(Omuk)に分れて生活し、これは更に副氏族「骨(ヤスン)」(Yasun)に區分された。が時として數氏族が一部族に聯合して邦(オロス)(ulus)を形成した。斯かる聯合は種々な原因で實現され、形態もこれとひとしく多樣であつた。これは卓越した戰帥に因り、或は何等かの理由で異常な權勢を得て、數氏族乃至種族を政治的單一體に結合しえた一氏族に因つて實行された。或は又緊密な氏族が部族的聯合を形成したが、これは必然的に一定の政治形態をとらなかつた。親緣意識、方言の一致、共通な傳承と制度とは、一氏族にとり、自體はより大きい一部族單位の一員と意識せしむるに充分であつた。氏族の部族(Ulus)、或は部族聯合(Ul)に對する關係は、各個成員、家族卽ち「骨(ヤスン)」の氏族に對する關係に同じかつた。

氏族並に部族は主要な二支派に分れてゐた。草原の游牧者と森林の狩獵者とがこれである。二分派は同一の蒙古語方言を語り、主として其の生活樣式及び文化水準とで互に相異してゐた。凡てかゝる部族は共通起源の意識は有してなかつたものゝ樣である。彼等は自らを一民族とは思惟せず、共通の人種的名稱を有しなかつた。個々の氏族——特に游牧氏族——は概して貴族的家族をその頭首に戴き、この家族の身分中から、夫々の指導者がバガトル、セチェン、ビルゲ、タイヂ、ノヤンの如き稱號を以て現れた。部族又は他の部族聯合の指導者はハン或はカガンと呼ばれた。

古い貴族的家系のゆゑに著聞した氏族は容易に新しい氏族と骨(ヤスン)とに分派した。それは指導者(バガトルとノヤン)が、草原の廣大な地域に別個の獨立した放牧地を所有しようと努力したからである。蒙古游牧貴族の一大目的、バガトルやノヤンの貴族的氏族の一大目的は良好な放牧地(ノトック)(Nutuk, トルコ語 yurt)を見出し、凡ゆる勞働部門に使役すべき奴隸と家臣とを多數獲得することであつた。

森林の民(Oi-yin irgen)の間では貴族制は餘り卓逸した役割は演じなかつたらしい。屢々その頭首として精靈と交媾すると稱されたシヤマン、巫術者を推戴した。同時に一氏族又は部族の指導者であつたシヤマンはベキ(beki 別乞)なる稱號を帶びた。然し草原貴族員も往々之を有してゐた。

支配階級には貴族あり、その下にアラット（arat）或は古代トルコ語でハラチュ（barachu）と呼ばれる平民と奴隷（bogul）とが居つた（「チンギス汗傳」一四一頁―參照）。そしてモルガンの曰ふ古代社會の大特徴たる統治機關としての氏・部族會議（クリルタイ）が存在した。

抑々氏族制度は二つの基本的定型、父權制度及び母權制とそしてその多樣な變形をなして現れるものであるが、蒙古古代社會は前者卽ち父權制の範疇に屬するけれども、慣習法中には幾多の母權制の痕迹を認めうる點からして、リヤザノフスキ教授は「蒙古人に於ける社會關係の最初の形態は、今日の父權的氏族制ではなく、父權的氏族制を混へた母權制であつて、この父權的氏族制が益々發展して行つたものであることを知りえたのである」と結論されてゐる（リヤザノフスキ著「蒙古慣習法の研究」四四九頁）（東亞經濟調査局譯）

以上の古代蒙古社會に對比するものとして現代の旗（蒙文語（hosigu）に就いて知られねばならぬ。淸朝治下の滿洲旗制とは峻別さるべき此の「旗」は最小な社會單位であり氏族集團に近似し、本來土地の概念を包含せず、王公と其の部下との人的・從屬支配の關係を表す概念である。尤も後には淸朝がホショの「雪達磨的併合過程と、微少單位に分裂する反動過程を阻止する地域强調、此の嚴正な統制」（ラチモーア著「滿洲に於ける蒙古人」一二七頁）（後藤富男氏譯）の結果、新に地域的觀念が生ずるに至つたけれども。

このホショが「部」（aimak）構成の單位で「一つのホショよりなることもあるし、數個のホショを包含することもある。又後者の場合には各ホショは隣接してゐることもあり、相當離隔して居ることもある」（ラ著 前掲譯者一二三頁）。此の「部」が更に聯合擴大して「國」（ulus）となるのである。外に行政的範疇として「蒙人の種族的紐帶を弱めるために」淸朝の創造した「盟」（Čigolgan）があるが、（盟・部の行政的機能に就いては玆で論ずる限りでないから、淸朝制度の項に就いて看られたい）、要するに現代蒙古社會の基本的・種族的單位としてのホショは古代の氏族集團に對比するものである。

そして此の最小單位を構成する社會――家族は、游牧的父權的氏族關係に規定せられゐる。實にリヤザノフスキ教授の指摘した通り「蒙古人、ブリヤート人及びカルミユク人の蒙古法は、その基本的な部分において、父權的氏族關係の一定した構成體型を現してゐる。蒙古諸部族のみが唯一の游牧的父權的氏族文化の代表者ではないが、彼等においてはこれが明瞭に現れ、立派に保存されてゐるのである」（前掲書、四〇〇頁）とて、各部族について詳に例證し、その最もよく顯現してゐる點を敍べ、「蒙古オイラート法典によれば、血統はたゞ男系のみにより定められる。ブリヤ

ート慣習においても同様であつて、男系による氏族員は婚姻を禁ぜられ、女系によるそれは全く考慮されない。カルミユク法によつても、血統はたゞ男系によつてのみ定められ、母の系統による血統は婚姻を阻害しない」（同書四一〇頁）然し母權制原理の痕跡あることは已に一言したが後に更に詳說する。

ウラヂミルツォフ敎授は、蒙古が部族制社會から封建制社會に變移したと考へたやうであるが、封建制社會と觀るには薄弱に過ぎ又部族制社會たるを全面的に肯定することも出來ない。この特異な社會を解明するためには、財產制度、家族制度を更に深く掘下げればならぬだらう。

(1) 家族制度

ポズドニェフ敎授は云ふ「蒙古人の氏族社會の原始的な形態は、疑もなく三親等乃至四親等（伯父より曾孫に至る）の互に血緣を以て結ばれた個人の構成する一種獨得の家族であつた。この家族の首長は家族員一同の尊崇を受け、個々の家族員及び一切の血緣者を支配し、これらの者も亦この家長に服從しなければならぬ。家長はその息子に妻帶させ、自己のユルトの右に當る西側に順次新らしい天幕を持たせる。同じく、成長した娘にも別々のユルトを自己のユルトの左に當る東側へ作つてやる。遠い血緣の者のユルトも亦彼の作つて與へるところである。かくの如くにしてユルトの一團が出來る。これがホトンであつて、その中心には「主たる」ユルト（オルド）と呼ばれる家長のユルトが立つてゐるのである。オルドの中には家族全體の爐があり、家族全體の世帶が保たれる。これに反し、他のユルトには獨立した爐がなくて「ホチ」と呼ばれてゐた。成長して妻帶した息子は兩親及び兄弟より分離し、自己の爐を設け、自己のホトンを創立することが出來る。そこでは彼が同じやうに家長となり、自己に所屬する若い家族員及び召使を支配する。蒙古人の全種族は以上の如くにして親疎樣々の血緣關係の者が結合して出來たものである（リヤザノフスキ著「蒙古慣習法の研究」四〇一—二頁所引、ポズドニエフ——「蒙古及び蒙古人」第三卷）。これは簡明に蒙古の家族構成を敍述したものであるが、家族内部關係に於いては、われ／＼は親權の强大なのを知るが、嘗て享有したゞらう生殺與奪の權 Jus vitaeacnecis は今日見られず、決して專制的ではなくして、家族は法の保護内に在り、マイスキ、ペトリ諸家の研究によつても「相互の寬容、子供に對する兩親の配慮等」が貫いてゐることを知る（リヤザノフスキ）。

次に家族構成の基本形態たる婚姻制に就いて一瞥しよう。

(1)彼等の間には族外婚(exogamy)——同一血族間の成員は相互に婚姻することが出來ない制度——が存在した。この起源は母權制に求むべきものだらうが、この基本的な特徴は最近迄殘存され、オイラート族にも將又、ブリヤート・カルミユク族間にも保存され、男系による親族は婚姻することが出來ない。

(2)次に近親卽ち兄弟の一群が妻を共有する事實に由來する嫂婚制(Levirate)——(これは群婚制の殘滓である——があつた。嫂婚制とは父死すればその子が、兄死すればその弟が寡婦を娶る風習で、既に「祕史」にもみえ、プラノカルピニ、マルコポーロ、ルブルク、リコルト諸家の紀行に見ゆるが——これは匈奴突厥の風習で、チンギス汗の後年には、佛敎の影響により蒙古人間には消滅したとバルトルドはヂュアイニの著を引いてのべてゐるが「蒙古侵入時代迄のトゥルケスタン」參照)それは誤である ー今日大分緩和されてはゐるが、ブリヤート慣習法の中に認められるのである。

(3)一夫多妻制(Polygamy)

この根據も亦群婚に求むべきものであらうが、父權制時代に適應するもので、社會的經濟的理由に基くものであるが、一般に蒙古人は一夫多妻制と解されてゐる。古代に於いてはカルピニの記述に見られるが、チンギス汗の「ヤッサ」中には一人を正妻(主婦)とし、祖先の祭の參加者、爐火の守護者とし、他の妻を妾とし身分上の相異を規定してゐたことによつて、一夫多妻制から一夫一婦制に移行する過程の行はれたことを知る。現代蒙古親族法上普通の制度であるが、マイスキーは現代に於いては多妻は稀に見る所といふ。ブリヤート人間にも存することは存するが、すでに廣く行はれなくなつてゐるといはれてゐる。

更に婚姻儀禮を通じての古代婚姻形態を考へよう。(a)掠奪婚の遺習ともみるべきものがルブルクの報告に掲げてあるが、之は現代ブリヤート人間に尙ほ殘存してゐる。(b)又賣買婚が嘗て存在したことはプラノ・カルピニに「兩親から全く高價に婦女を購ふ」といひ、ルブルのにも「人が娘を購ふ迄手許に養ふ」といひ、リコルトの報告にも「婦人は購はれて妻となり、從つて單にその夫の財產たるのみならず、又全家族の財產となる」とあり、その代償をカリム(Kalym)と呼ぶといふ。これはブリヤート法に尙ほ見られる所である。(c)ブリヤート法には「相互婚」(南ブリヤート人は anda 相互婚といひ、北ブリヤート人は「交換婚」といふ)がある。「これは二人の父親の二組の子供が、例へば前者の息子と後者の娘、又はその反對に、互に花嫁となり、花婿となる婚姻である」(リヤザノフスキ前掲書四二五頁)。更に(d)婚資なき者が勞働力を提供して花嫁

を獲る風習が存在する。これは古くから行はれ、本邦にも見られた風習であるが、ブリヤート法典中にも發見される。(e)その他「祕史」にみゆるインヂ injis の語——花嫁に扈從してゆく男女(從つて婿家の財産となる)——やオイラート法典に規定された「子なき妻は旅客の宿泊を拒絶しえない」遇客婚(これはブリヤート族にも存在するといふ)等に就いて語るべきことは多い。が以上の諸形態を有する蒙古人の婚姻は嘗ては婚姻當事者の自由意思により決定されずして、これは全家族的のこと、全氏族の公事と見做され、他氏族と長期の婚姻契約をなし(古き一例として、モンゴル氏族とオンギラツト氏族との如き)或は婚費は氏族共同支辨であつたこと(カルマック法及びオイラート法を看よ)などは注意すべき一事である。今日は單に兩親の同意をうるか、若し兩親なき時は親戚中の長者の同意を得れば事足りるのである。

(三) 財産制度

蒙古社會の現段階が、部族制を完全に揚棄した純封建制社會であるかどうかは、曖昧模糊としてゐるが、これはこの社會のもつ財産制度の特質に基因する。動産私有は夙くから發達し、この民族が史上に浮かび出た十二世紀に於いては、家畜を主財とする富を私有し、高度の奴隷制度が餘剩價値を齎した社會であつたが、不動産——土地の所有關係は、彼等が游牧制を放棄せず、今日迄存續し來つたゝめに、「共有」の域を脱せず、私有の觀念は知られてゐない。然し漢人の移住開墾の地方は、この所有關係は一見「封建的」に變質してゐる如く見えるが、嚴密には決して左樣でない。先づ明白な動産所有から說かう。

私有財産の起源に就いては、ヴイノグラドフは先占、勞働、支配を原始的所有の三形態とし(ヴ著「慣習と權利」邦譯八九頁)、エンゲルスは、まづ男女兩性間の分業、ついでは一社會群に於ける分業の中に、所有權の發生を覓め(「家族・私有財産及國家の起源」邦譯二一七—九頁 參照)、コワレフスキ亦然りである。我々はかゝる學說を一々檢討する暇がないが、リヤザノフスキ敎授は蒙古慣習法はエンゲルス・コワレフスキの說を肯定すべき材料を提供するものとして、ブリヤート法・オイラート法を擧げてゐる。何れにせ、然らばこの私有財産の相續規定は如何なるものだらうか。古代にあつては末子相續であつたことは、諸書に明證のある所で、今更にマルコ・ポーロが「長子相續」と誤り傳へたことを指摘する迄もない。チンギス・ハンの「ヤサ」の中にも「妾より得たる子は適法にして、父の定むる所に從ひ、相當の相續分を受く。財産の分配は次の原則になる。年長の者は年少の者よりも多く得。末弟は父の家督

て相續す。子の長幼はその母の階級により之を定む、云々」とあり、また「その物の如何を問はず、適法の相續人以外の者、死者の遺物を利用するは嚴にこれを禁ず」（リヤザノフスキ所引）とみえるが、清朝理藩院規定では直系卑屬の男子が相續し、兄弟及び親族之に次ぎ、相續人、曠缺の時はアイマクの長に歸し、公共の用に充當される。直系卑屬なき時は、相續人指定を血緣者に限定した遺言が許された。ブリヤート族カルマグ族等に關して、リヤザノフスキの蒐集した豐富な資料に據れば、南ブリヤート人にあつては動產所有は一般的には家族に歸屬するが、家族の各個成員はまた個有財產を持ちうる。そしてその相續は必然的に家族員の相續（ステプ法典では妻、男の子、兄弟、孫、曾孫をあげ、女の子は與らぬ。詳細前揭書 二七二—四頁 參照）である。

北ブリヤート人の動產繼承は、親が生前財產を分配せざる時、息子の全部が妻帶せるか、または全部獨身なる場合に限り、遺產は平等に息子間に分配される。もし妻帶者と獨身者とが存する際には、後者は前者より多くを得る。蓋し此は婚資に充てるためである。生前分家せる者は、分配に與れない。

カルミュク法（一八二二—二七年）では、他の諸族が、家畜を主要動產とせるに反し、ロシア法の影響を受け貨幣も亦一部をなした。こゝにも相續人は息子であり、父が生前財產を分配する時は、兄は弟より多くを受け、娘は之に與らぬが、婚資は相續人により支辨される。夫の死後男子なく娘のみの時寡婦は、舊法に從ひ、その親族に財產と共に返される。ラマ僧は僧籍を去ることなくして相續するをえない。

土地所有に就いて、人は屢ギールケの次の語を引用する。「游牧民は、眞の土地所有權といふものを理解しない。空氣や海が我々に對すると同樣に、土地は、彼等に取て何等の價値を有しない」と。レビンスキは更にガムプロウィッテの「游牧民群が、その各員に依つて占有（寧ろ定住）せられた土地に對する關係に於いて持つと想像せられる所の此の共同所有は、實際に於いては所有權ではなくして、單に土地の共同使用に過ぎない」といへるを引用してゐる。（レビンスキー著「財產起源論」邦譯二五頁）。洵に蒙古社會では土地の所有權は存在せず、從つて封建社會構成の主要因子を缺いてゐると稱して宜しからう。しかしブリヤート人間には土地所有の萌芽を見出す。主要產業たる牧畜から部分的ながら農業へ移行しつゝあるため、開墾の目的で勞働力を加へた土地の私有、家畜の繁殖に基因して柵を設定した地域の私有森林私有等種々の形式があるが、その所有は決定的な强固のものではなく、區劃の柵を取拂つて、他の土

地に移る耕作者は、舊占有地との所有關係を失ひ、その土地は自由占有地となるものであり、開墾を中止すれば開墾を欲する者へ土地を引渡させうる（若干年月の休耕後たることあり）。森林の場合はやゝ異り、その開拓に多大の勞力を要するため、永續的に保有する權利が賦與されるといふ。（クロン）。

然し一般的に觀察して、嚴密な意味に於いては、土地の共同使用收益と云ふべきであらう。然し漢人の農業移民が多數侵入した地域――滿洲蒙旗等では、王公は封建的地主に變質してゐるかの如く見え、從つて土地の私有兼併も行はるゝものと想はれてゐる。そして土地があだかもその私有に屬する如く自由に地券を以て賣買さへしてゐた。だが表面は大部分賣買契約ではなくして、使用收益を目的とする永代借地契約である。理藩院の典例をみても、債權の擔保として土地の提供收受を禁じ、飽く迄賃借契約の設定であつて、賣買を嚴禁してゐる事は注意すべきである。

故に一般遊牧蒙民は土地の「總有」なる觀念以上には出てゐないといふべきであらう。

蒙古現代社會の財產制度特に土地所有の關係について有益な邦文論著として、

柴三九男氏稿「近代蒙古游牧制に於ける土地所有關係」（史觀・第八冊）

リヤザノフスキ著
東亞經濟調査局譯「蒙古慣習法の研究」（昭和十年四月、東京刊）

を奬める。本稿もこれに負ふ所多きを附記する。

（小林高四郎）

二　社會構成

(1) 階級制度

蒙古人の社會が特殊の制限をうけた土地總有を基礎とする氏族的社會の一變移であることは上述の如くである。この社會は勿論原始的共產社會ではあり得ない。

「人口稀薄な原始的狀態にあつて、土地や原料が豐富であつたときには、勞働に依つて如何なる部分の土地、如何なる種類の素材を利用しようとも、他人の慾望滿足を犧牲に供することはなかつた。各人がその勞働の結晶たるものを自己の手に止めんと欲するに及んで、これらのものに對する財產私有が社會的に認められた制度になる。是卽ち、最も未開な人々の間にも武器、道具、裝飾物その他が人間勞働の生產物として彼の所有を認められてゐる所以である。」(Lewinski, Jan st, "The Origin of Property)

蒙古人の財產私有觀念は既にかくの如く單純、萠芽的なものではない。彼の場合には單にその武器、道具、裝飾物のみならず、その富の大部分を占める家畜が各人の有であ

る。しかも蒙古人の社會は剩餘價値の存在を知れる社會である。換言すれば、その勞働の生産性は既に特定の程度にまでたかまつてゐる。この事實は蒙古人社會に於ける奴隷階級の存在によつて實證し得るものである。

然らば蒙古人の社會構成、詳言すればその社會形態中にみる支配、被支配の關係はこれを如何に觀察すべきか。先づ吾人は蒙古人の社會に貴族、平民、家奴（奴隷）の三階級あることを知る。

(2) 王公貴族

蒙古に於ける貴族は概ね博爾濟特(ボルヂート)及び烏梁海(ウリイアンハイ)兩系統より出たものであつて、大別すれば左の如くである。

（1）成吉思汗の子孫より出たもの、南と北に分れ、二派ある
（2）成吉思汗の弟哈薩爾(ハザル)より出た一派
（3）同弟別里克臺(ベルクダイ)より出た一派
（4）同弟斡楚因(オチユイン)より出た一派
（5）成吉思汗の功臣、烏梁海姓濟拉瑪(チラマ)より出た一派
（6）元臣翁汗(ウオンハン)より出た一派
（7）同孛汗(ボウハン)より出た一派
（8）輝特と稱する一族、伊克明安(イクミンガン)を姓とするもので、系統不明であるが、準噶爾(ジユーガル)の台吉より出たものといふ
（9）唐努烏梁海と稱する別個の一派、これはタタール系蒙古種に屬する。

これらの貴族は清朝より親王、郡王、貝勒、貝子、公（鎭國公、輔國公）の爵位を賜り、この外台吉(タイジ)、塔布囊(タブナン)なる身分があり、外蒙古及び西蒙古では汗と稱した。これらは初め家系の高下、部衆の多寡、或は功勞の大小に隨つて封を進め、何れも世襲罔替を詔りした所謂世襲制度である。

右の王公中、旗務を支配するものを特に札薩克と稱する。これを管旗王公といふ。札薩克を授けられない者は旗務に參與することができない。卽ち不管旗閑散王公である。この他功勞により世襲の職を賜つた子、男、輕車都尉、騎都尉、雲騎尉等五爵の世襲官員も下級貴族と稱するを得るであらう。

右は所謂一般貴族であるが、これに對して特殊貴族ともいふべきものは各寺廟の喇嘛で前者と同じく奴隷支配權を有する。これは一定の系統を有するものではなく、社會的地位亦多くは前者に比して低きを免れない。

これら貴族は純然たる消費者であつて、生産には何ら關與するところがない。その祖先には偉功大業をなしとげた者があつても、子孫の多くは唯安逸を求め、奢侈にふけり消費のみを知つて、生産することを辨へざる寄生階級にな

り絡つてゐる。

(3) 平　民

次に各旗札薩板及び閑散王公、台吉等の傳世の屬下人たる阿爾巴圖（アルバト）、貴族たる台吉の降下して庶民となつた者、及び家奴(奴才)が獨立して一家を構成した者の三系統よりなる一階級を平民ハラ・フン（hara humun）と稱し、特定の權利義務を認められてゐる。卽ち戸口、婚姻、傜郵、賦役、兵役等に關する定制の存在は明らかにこれを實證してゐるのであるが、これら旗下屬下人はその旗長に對しては絕對無限の服從義務を負ふものであつて、旗籍を隨意に離脫するが如きは勿論許されず、代々臣僕の義務を盡さねばならない。兵役の義務、札薩克所有の家畜牧養六歲以上十七歲に達する女兒の王府に召致掃洒給仕のための使役、或は進貢、移營、嫁娶、葬祭時に於ける賦役等々その負ふ所の義務の大なるを見るとき、吾人の所謂平民とは全く通念を異にし、封建制度下の農奴に極めて類似してゐることを認めうる。然しそれにも拘らず屬下人は奴隸ではない。蓋し彼等は主人たる貴族より「もの」として取扱はれたのでなく、寧ろ基礎的生產階級として後述の「奴才」と截然區別されてゐた。理藩院道光則例中の「阿爾巴圖餽送禁止規定」の存在、又往時行はれた阿爾巴圖の相互餽送（贈物）は奴才のそれと全然趣きを異にし、騎馬、弓術、相撲等の武藝に達した旗下屬下人が他王公に知られて懇望された場合、或は異旗婚姻の際有能の士を王女に隨行せしむるが如き場合に限られ、これを受けた他旗は適當の機會に自ら受けたと同樣の阿巴爾圖の戸口を返禮し、理藩院に報告を行つた事實があるのである。

ハラフンに對しては、かくの如く法律これが權利を定め、慣習又これが人格を認めてゐるのであるから、當然「物」なる奴隸とは觀念上區別されねばならぬ。殊に才幹あるものは拔擢され漸次梅倫等の重職に昇るものもある。

(4) 奴　隸

次に王公台吉等の貴族及び富裕者(平民)に屬する家奴なる階級がある。彼等は無戸口、無兵役義務、その地所屬旗札薩克に對して何らの義務を有せず、たゞ自己の直接屬する主人に對して無限に等しき義務を負ふものである。これらは多く戰役に依つて獲たる捕虜であつて、子々孫々、妻子眷族に至るまで主家の所有に屬し、その生殺與奪の權は全く主人の掌握するところであり、苛酷、慘虐をつくすも唯々命のまゝに従はねばならぬのである。

又、奴才は汎ねく饋送及び賣買の對象となつてゐた。

今これら三階級の從屬關係を圖示すれば左の如くであ

る。

- 一般貴族 ─ 箭丁、隨丁、陵丁、莊丁
- 特殊貴族 ─ 莊丁、廟徒

（箭丁・隨丁・陵丁・莊丁・廟徒）─ 家奴

右圖に於ける箭丁、隨丁、陵丁、莊丁、廟徒は卽ち平民階級であつて、その權利義務は次の通りである。

（A）箭丁　主人に代つて旗公署に對し一定額の稅金を納入する義務を負ひ、學識才能あるものは管旗章京以下の文官職に限り就任することを得る。

（B）隨丁　貴族の從者たるもので、主人の要求に基く差金納入の外、種々の差役に服し、且亦主人の旗公署に對して負擔する一切の義務を代つて負ふ。その權利は前者と同樣である。

（C）陵丁　所屬貴族の陵墓看守を任とし、一定の祭祀金を納め、墓所修繕等の差役に服するもので　その社會的地位は前二者に比して低く、唯陵墓管理人又はその他の下級吏になるを得るにすぎない。

（D）莊丁　一定額の稅金を所屬貴族に納入し各種差役に從ふもので、その社會的地位は陵丁と同じく低い。

（E）廟徒　所屬寺廟又は廟主に一定稅金を納め、差役に服する。下級行政官吏に任用されうる。所謂シャビナル之である。

これに據つてみるときは、その身分的束縛の甚だしいことが一見して分る。所謂認められたる權利の如きもその遂行實現は稀有のことに屬し、家奴の如く財產視されないにしてもこれに近い立場にある。これは蒙古人の社會が封建的な身分固定的の社會であるからで、奴隸制度の存在と相俟つて、蒙古の社會的生產力がある特定段階以上の發展を阻害された有力な原因をなすものである。このために蒙古に在つては生產力と生產組織との矛盾の激化することなく從つてその上部構造たる社會制度も亦沈滯して發展することがなかつたのである。

今日、內蒙古に於てはこの弊風の打破の叫びがあり、爲政者亦その解放に腐心してゐるのである。（後藤富男）

三　清朝制度と蒙古社會

蒙古は內蒙古、外蒙古及び漠西厄魯特に大別することが出來る。內蒙古は哲里木盟（科爾沁、郭爾羅斯、杜爾伯特、札賚特）、昭烏達盟（喀爾喀左翼、奈曼、敖漢、翁牛特、阿魯科爾沁、巴林、克什克騰、札魯特）、卓索圖盟（土默特、喀喇沁）錫林郭勒盟（烏珠穆沁、浩齊特、阿巴哈納爾、阿巴噶、蘇尼特）、烏蘭察布盟（四子部落、喀爾喀右翼、茂明安、烏喇特）、伊克昭盟（鄂爾多斯）等凡て六盟二十四部四十九旗に分れ、別に歸化城近傍に歸化城土默特左右二翼、察哈爾八旗、熱河近傍に厄魯特部の牧地が存在した。外蒙古は初め喀魯倫巴爾和屯盟（車臣汗部）、汗阿林盟（土謝圖汗部）、札克必拉色欽畢都哩雅諾爾盟（札薩克圖汗部）の三大部であつたが、後に土謝圖汗部から齊々爾里克盟（賽音諾顏部）が分立したために四部となり、ほかに厄魯特部及び厄魯特所屬の輝特部があつて四盟八十六旗に分れた。また科布多、阿爾泰地方に杜爾伯特部、新土爾扈特部、新和碩特部、札哈沁部、明阿特部、厄魯特部及び杜爾伯特部に附牧する輝特部等八部及び阿爾泰烏梁海、阿爾泰諾爾烏梁海の二部合せて十部三十旗が遊牧した。內外蒙古を總計して見ると十三盟百八十一旗に編成されてゐる。此等は凡て理藩院に總轄された。理藩院は太祖が科爾沁部を征し、旁近諸部にして漸次款を通ずる者が多かつたので承政、參政二官を創設したのに初まり、太宗の崇德三年に至つて之を理藩院と改めたのであつて、尙書一人、左右侍郞各々一人額外侍郞一人、堂主事（滿人二人、蒙古人三人、漢人三人）があつた。道光の理藩院則例に因れば尙書の上に管理院務大臣一人を置き、郞中員外郞に各宗室一人を置き滿洲郞中三人、蒙古郞中八人、滿洲員外郞十一人、蒙古員外郞二十四人、滿洲主事四人、蒙古主事十一人、漢軍主事一人、滿洲題署主事二人、蒙古題署主事六人、滿洲筆帖式三十人と定めてある。康熙中、院內に旗藉前司、旗藉後司、錄勳司、賓客司、理刑司を置いた。旗藉前司は內蒙古の封爵會盟及び歸化城索倫等の官員除授等の事を掌り、旗藉後司は外蒙古及び喇嘛番僧の朝貢祿賜等の事を掌つた。同部の招徠するに及んで旗藉後司は柔遠司と改められた。賓客司（王會司）は內蒙古諸部落の朝貢祿賜等の事を掌り、錄勳司（典屬司）は外蒙古及び厄魯特全部の封爵會盟、準部の屯田、察哈爾、喇嘛の承襲等の事を掌つた。理刑司は蒙古及び西藏、回部の刑罰の事を掌つた。また院內司員のほかに司員筆帖式は陝西神木縣、甘肅寧夏府、熱河、八溝、塔子溝、烏蘭哈達三座塔、張家口、殺虎口、喜峰口、古北口、獨石口、賽爾烏蘇、恰克圖、庫倫、西寧、科布多、烏理雅蘇臺、張家口隨軍臺等の各地に駐紮した。また沿邊各省の地はす

べて蒙古と交渉があつたので、盛京、吉林、直隷、山西、陝西、陝甘等に督撫を置いた。熱河都統は熱河に於ける漢蒙交渉及び卓索圖、昭烏達二盟の盟務を總管し、察哈爾都統は察哈爾游牧蒙古を管理し、綏遠城、寧夏口には各々將軍があり

又青海の咽喉を扼する西寧には西寧辦事大臣があつて青海蒙古の貿易を管理し、併せて其の朝貢祿賜の事を管し烏理雅蘇臺には定邊左副將軍が駐在し喀爾喀四部の兵馬を總統した。烏理雅蘇臺將軍は駐防兵の將でなく、喀爾喀兵を率ゐてゐた點に於いて他の將軍都統と異つてゐた。一九〇五年(光緒三十一年)科布多辦事大臣錫恒が阿爾泰地方を巡視した結果、翌年阿爾泰に獨立の軍鎭を置くことになり、札薩克圖汗部、賽音諾顔部の兩部の事務は烏理雅蘇臺將軍の管理下に留まり、車臣汗部、土謝圖汗部の兩部は庫倫の辦事大臣の管轄に移された。科布多參贊大臣は一八三八年以來辦事大臣の補佐として設けられ、後阿爾泰地方管區の長官として杜爾伯特、土爾扈特其餘の諸蒙古を鎭撫した。唐努烏梁海には元來旗の編制なく札薩克圖汗部、賽音諾顔部に屬してゐた。乾隆二十四年天山南北兩路悉く平定し伊犂に將軍を置き、或は烏魯木齊に都統を、新疆に巡撫を置いて各々その地方を統轄せしめた。以上が清朝の蒙古統治に於ける政治組織の大觀である。次に内外蒙古一百八十一旗を考察しよう。旗は蒙古に於ける唯一の自治區であり、蒙古政治組織の單位である。各旗は皆各々遊牧地を有し、山河或は鄂博を以てその境界を限り、界を越えて他處に遊牧狩獵することを禁ぜられ、王、公、臺吉等がこれを犯した場合には一年の罰俸に處せられ、また一般蒙古民の場合には本人と畜産とが發見者に給與された。これは蒙古人の大活動を抑制せんとする清朝の政策に外ならないのである。此等の遊牧地は勿論各旗の公産にして壯丁十五人に對して廣さ一里長さ二十里の割合に與えられた。旗内の男子年十八歳以上六十五歳以下の者を以て兵丁とし、百五十丁にて一牛彔を編み一牛彔に佐領一人を置き、その下に驍騎校一人、領催六人、驍騎五十人を設け、六佐領に參領一人を置き、各旗に管旗章京、副章京を置いた。此等の進退は札薩克より逐細之を理藩院に具申するを原則とした。札薩克は一旗の事務を總理し王公と雖も旗務に干渉することが出來なかつた。原則として札薩克は世襲であり嫡長子十九歳に達すれば詔に依り襲次を許された。しかし嫡子がない場合には相續が困難であるので、承襲條例によつて先づ當該札薩克より承襲者を盟長に屆け、盟長より理藩院に屆け、理藩院に於て之を調査し、後初めて勅許されるものであつた。札薩克の下には之を輔佐する協理旗務二人若くは四人が置かれてゐた。此等の官は旗内の間散王公以下臺吉以上から選ばれ、その任命權は勿論理藩院にあつた。札薩克は三年に一回(略

爾喀部に於ては毎年一囘、青海に於ては初め毎年一囘、後隔年一囘)哲里木盟は科爾沁右翼中旗境内の哲里木に於いて、昭烏達盟は翁牛特左翼境内の昭烏達に於いて、卓索圖盟は土默特右翼境内の卓索圖に於いて、錫林郭勒盟は阿巴噶左翼、阿巴哈納爾左翼兩旗界の錫林郭勒に於いて、烏蘭察布盟は四子部落境内の烏蘭察布に於いて、各旗各々一定の地に會し盟長及び朝廷より欽派された會盟大臣四人の立合の下に軍備、丁册等について檢閱を受けねばならなかつた。之を會盟と稱した。會盟には盟長、副盟長各々一人があり一盟の事務を辦理した。盟長には札薩克及び閒散王公中の賢い者が任命され、重要なる旗務及び各旗間の交渉を辦理した。會盟の際は軍裝軍器の詳細なる點檢を受け、破損殘缺があり、或は惡劣なるものがあり、成規の如くでない者があれば、違法の大小に從つて分別懲罰された。又査閲した兵丁馬駝等の全數は盟長から理藩院に報告し、壯丁が增加して佐領の添設すべき場合、或は會盟大臣から軍器の修整を命ぜられた場合などには、札薩克はその數を理藩院に具申し、兵部の信票を得て然る後に購買補修した。此等の軍器は內外蒙古人を問はず又露西亞人並に厄魯特人、回子等に賣與することを許さず、若し竊に賣與し或は贈給し或は劫奪されて他人に告發された時は王公以下が處罰された。蒙古毎戶には戶籍があり十家に什長があつて、十家內の違法を監視し、且つ毎戶の壯丁を三年に一次八旗の例に照し各佐領の下に於て其名簿を編成した。これを丁册といつた。盟長はこの丁册に據つて壯丁を審定し、壯丁の隱匿、他處の子を買つて以て壯丁となすこと等を防いだ。又毎年春季に各旗下の臺吉官員兵丁は軍裝軍器を修整し、一所に會して技藝を練習せねばならず、旗の軍紀は嚴格であつた。各旗が悉く敗退したのに一旗のみ獨り能く力戰した時には、敗退した各旗から各々一佐領の壯丁を力戰した旗に賞與し、又各旗が力戰したにも拘はらず一旗のみ獨り敗退した場合には敗退の旗は悉く平人とされ、力戰した各旗に分與される例であつた。

刑罰は之を公罪私罪に分ち、公罪とは公事に因つて罪を得た者にして、旗制軍政等に抵觸する者及び旗丁を隱匿し或は買賣する者、會盟に後れて至つた者、軍裝軍器の成規の如くならざる者等であり、多く罰俸を以て處せられた。私罪は私事に因つて罪を得た者で、殺傷、强盜、偸竊、發塚、犯姦誘拐及び雜犯等であり、罰馬匹、罰牲畜を以て處せられた。

詞訟は先づ札薩克の處に呈訴し、もし札薩克の處分公平でないと思惟された際には之を盟長に控告し、盟長も亦公平ならずと考へた時には之を理藩院に上告するを得、理藩院は稽査し盟長に再審を命ずるか、或は大臣を派して審理せしめた。如何なる事件に關するも札薩克盟長の批評を經

ずして理藩院に直ちに越訴せる者は臺吉官員によつて罰三九牲畜に處せられ、屬下の平人及び家奴は鞭一百に處せられた。控告は他人の代つて之を行ふを許さず、若し代控する者あれば馬一匹を罰せられたのである。

蒙古王公は親王、郡王、貝勒、貝子、公の五等に分たれ清朝宗室の例にならひ、前述した旗務の管理も彼等の中より命ぜられ、札薩克の名號を授けられた。但し札薩克を授けられない者は閒散王公と稱せられ、王公の子弟には臺吉を授けられた。王公臺吉等に非ずして功勞に因り世襲の爵を賜へられた者を世襲官員と稱した。親王以下札薩克臺吉以上の歲俸は親王銀二千兩、緞二十五疋、郡王銀千二百兩、緞十五疋、貝勒銀八百兩、緞十三疋、鎭國公銀三百兩、緞九疋、貝子銀五百兩、緞十疋、輔國公銀二百兩、緞七疋、札薩克臺吉銀百兩緞四疋と定められた。かくの如く清朝より支給された定額以外彼等が屬下の蒙古人から徵收し得る所は牛五頭であり若くは羊二十頭以上を有する者から羊一頭を羊四十頭以上を有する者から羊二頭を徵收するを得るのみでそれ以上に及ぶことを禁じられてゐた。又開墾地の地租は共有であるから王公は其の十分の三以上の所得を禁じられた。

王公は班次を分ち每年十二月十五日以後廿五日以前必ず輪番來京し朝覲を行ふべき義務があつた。又皇帝が木蘭圍場に行幸の時は熱河の行宮に朝せねばならなかつた。前者を年班と云ひ後者を圍班と稱した。年班圍班は皇帝に對する三跪九叩頭の禮である。貢道は山海關、喜峰口、獨石口、張家口、殺虎口等で、その貢品は喀爾喀部の土謝圖汗、車臣汗は白駝一頭白馬九匹を獻じた、札薩克各旗は每年湯羊一頭乳酒一瓶を貢した。

清朝が蒙古を懷柔し其の平和を維持し之を支那內地の人民と隔離し常に滿洲朝廷の味方として支那內地の人民卽ち漢人に對抗せしむる爲に執つた著しい政略としては、漢人の蒙古地方に出かけて蒙古の土地を開墾するのを禁じ依つて蒙古の牧畜を保護した政策を擧げればならぬ。しかしかゝる政策にも拘はらず漢人は蒙古の牧地を占耕して今や蒙古を擧げて農地をなさんとする概を示した。されど露西亞の南下は從來の方針を一變し植民實邊の政路を執る狀態となつた。清朝が第二に取つた著しい政策は喇嘛教の優遇であつた。蒙古に於いて旗界が限定され、爲に蒙古人は昔の如き大活動が不可能となり、同時に喇嘛教の信仰の盛になるに從つて彼等の殺伐勇悍の風俗は一變し、殺生を戒め武事を怠るに至つた。猶このほか蒙古人の漢字漢文の使用を禁じ、又蒙古人と漢人との結婚を禁じ、支那內地商民との貿易を制限した事等を擧げることが出來よう。かゝる政策が漸次功を奏し、ために蒙古は次第に衰退の道をたどつたのである。

（松田壽男）

四　外蒙古の社會革命

清朝の蒙古に對して採つた策には二つの目的があつた。一は蒙古を懷柔して北方からの脅威を除く事であり、一は蒙古人を漢人から引離して常に滿洲朝廷の味方とし、漢人に對抗させることであつた。清朝はかゝる目的達成の爲に種々な方法を試みた。喇嘛教の優遇、蒙古牧畜の保護は勿論、漢字漢文を禁じ、漢民の蒙古貿易を制限する外、婚姻政略に依つて蒙古王公の懷柔を圖つた。清朝の斯の如き對蒙古策は大體に於いてその目的を達成し、二百五十年間蒙古を支配した。しかしその末期に於いて端なくも清朝の脅威となつたのは露西亞の東方進出であつた。

露西亞は蒙古に關し清朝と幾多の條約を結び、其度每に蒙古に於いて種々の權利を得ることを怠らなかつた。同時に一方極力蒙古の懷柔を企て庫倫活佛の歡心を得るに努めたばかりでなく、種々の方法を講じて蒙古王公を清朝から引離して露西亞側に引着けようとしたのである。

ブリヤート人は一六二七年頃から漸次露西亞の勢力下に立つようになつた。露西亞人の中には露西亞が外蒙古と貿易を開始したのは一六五三年であり、清朝が外蒙古を征服した一六九一年より三十八年前であると說く人もある。それは兎も角十六世紀の後半、遲くとも十七世紀の始から露西亞と蒙古との貿易關係が始まつてゐた。一六八九年尼布楚條約の結果、黑龍江流域に於ける露支兩國の境界が定められ、その後露西亞の勢力が後貝加爾地方に加はるに從つて境界を正す必要が起り、一七二七年露西亞の女帝エカテリナはウラヂスラウイッチ等を使節となし北京へ派遣した。この使節は貿易の外に蒙古との境界を議定せんと欲したものである。條約の內容は、境界に就いてはバイカル湖の南、恰克圖を起點とし、その東方はブールクーテー嶺を過ぎ、キラン、チクテイ、アロキソール、アロンカンタンソン諸村を經て、チコ河に沿ひ、進んで更にエベルカダンス、ツアンアンウーラを經て、アルグン河の河堤に至つて止まり、西方はオルコクソー、ビチクト、コスゴよりドロス、ユニイン諸嶺を過ぎサビン嶺に至つて止まる。此の界約は清末に至つても尙ほ變異しなかつた。かくして蒙古境に於いては恰克圖、滿洲境に於いては粗魯海圖が兩國の互市場と定められた。恰克圖條約についで一八五一年のクルヂャ條約に於ては伊犂及び塔爾巴哈臺の無稅貿易が規定され、クルヂャ、チユグチヤツク兩地が互市場と定められ、また一八五八年天津條約の後、一八六〇年の北京條約に於いては喀什噶爾に於ける貿易が許された。一八六二年北京陸路通商條約及び一八八一年の伊犂條約の結果、露西亞人は恰克圖に於いて間接に蒙古と貿易する從來の方法を棄て

ゝ直ちに蒙古本地に入込み、旗に於て蒙古人と貿易し烏里雅蘇臺、庫倫、科布多等の蒙古の行政上、宗教上貿易の中心となるべき地に根據地を定め或は各地に入込んでその地方の言語、習慣、政治組織、生活狀態及び宗教等を研究し熟悉した。露西亞は支那と條約の度毎に蒙古に於いて種々の權利を得ることを怠らなかつたのみならず、蒙古懷柔策を講じ、庫倫の哲布尊丹巴呼圖克圖を自國の方へ引き付けて置くことは蒙古を懷柔する上に必要であると悟り、喇嘛教徒のブリヤート人を利用するばかりでなく、庫倫の領事などをして賄賂甘言などあらゆる手段を盡してその歡心を買はしめた。一方清朝の蒙古に對する支配權を利用して鑛山採掘權を得た。支那の商人は蒙古に對して暴利を貪り、支那政府の政略と相俟つて蒙古王公の財產及び其の權力を破滅せねばやまなかつたが、露西亞は蒙古との貿易に良好なる關係が生じ親密なる商業により相互に利益を來し、その上金鑛の採掘によつて蒙古の國土、人民、王公の繁榮を增進せしめ、從つてその結果は蒙古王公と露西亞帝との間柄を平和に導いた。露西亞は蒙古を清朝の主權より引き離すことに腐心し、蒙古に對し貸金政略を以て土地鑛山を抵當とし蒙古王公に金を貸し、經濟上露西亞の保護に歸せしめんと試みた。かゝる露西亞南下の勢力の壓迫を感じた清朝は從來の主義を一變して植民實邊の政策を執るに至り、成るべく多くの漢人を蒙古に移住せしめ、內地の行政に倣つて漢人移住地方に府州廳縣制を施行した。その結果支那人に典賣することを禁じられてゐた蒙古の旗地を開放して支那人に典賣耕作することを許すと云ふが如き新制度さへ設けられたのである。かゝる狀態であつたから光緒三十一年頃漢南諸部の蒙古の地は十分の七まで開墾せられ、未開墾のまゝ州縣の設立をも見なかつた地方は十分の三に過ぎなかつた。外蒙古は一八八〇年以來支那人の移住が著しく土拉河、哈拉河、伊遜河、鄂爾坤河等豐沃なる諸河谿にそれぞれ根據地を占め、露西亞の蒙古侵入に對する清朝の外壁となつた。この外蒙古人の喇嘛教迷信を認め之を利用し奬勵し優遇して、蒙古人を懷柔せんとした前代の政策を根本的に覆へして一朝に政教分離問題を解決せんとした。從つて達賴喇嘛察罕諾們罕諸は自然清朝から離れ、又蒙古人の信仰を一身に集めた哲布尊丹巴呼圖克圖も清朝に對して不平に堪へなかつた。蒙古の喇嘛教信仰を迷信なりとし之を打破せずば蒙古の積弱を救ふに由なしとし、その勢力を抑損し西歐諸國の文明を以てすら十數年或は數十年の歲月を費して漸く解決した政教分離問題を一朝に解決せんとした新政は却つて蒙古人の感情に惡影響を及ぼした。又漢文漢字の習得の禁をとき、支那人民の蒙古婦人との結婚を禁じた法律も今は許され、蒙旗と支那人民との交產卽ち土地讓

與も許可されるなど清朝の政策は籌邊興利が眼目であり、蒙古人の利益を計るが如きは全然考慮に加へなかつた。思ふに蒙古人と支那人の感情が乖離して少しも融合しなかつたのは、一つには清朝が蒙古人を支那人から隔離して滿洲朝廷の味方として置く爲に執つた二百有餘年に亘る對蒙古策の結果でもある。清末に於ては蒙古人の支那人に對する感情も露西亞人に對する感情と殆ど變りない狀態であつた。蒙古は露西亞の保護を期待することが出來なかつたならば公然獨立の旗幟を飜へさなかつたに相違ない。露西亞は西伯利亞の移民に腐心し、支那も滿洲蒙古の移民に熱心であつた結果兩國の國境關係は一層複雜となつた。かゝる際のこと故、蒙古人は露西亞の援助に依り清朝から獨立することが必ずしも不可能でないと云ふ樣な幻想を抱いた。之と同時に露西亞をして蒙古を露西亞の保護の下に獨立させることが出來れば清朝の對蒙古策など心配する必要がないとする考をさへ起させた。加へるに一層蒙古の獨立を刺戟したのは、一九一〇年以來露西亞政府が北京政府と談判しつゝあつた伊犂條約改正の問題であつた。一九一〇年から一九一一年の冬期にかけて露西亞は承化寺の支那軍隊に對抗してセミパラチンスクに少數の軍隊を出して支那に對抗し、これによつて支那の無力が暴露された。ために露西亞はいよいよ北京政府を無視し、露蒙境界に於いて採木漁獲し、またイロ河沿岸に於いては地畝を開墾し一定の謝金を蒙古王公に奉納し、更に其の承諾を得て車臣汗部の牧地に採金をなし、以て自國の貿易の利を圖つた。その頃支那本部に於いては武昌を中心として革命動亂が勃發した。一九一一年七月抗達多爾濟親王、土謝圖汗部の察克多爾禮布及び庫倫寺廟喇嘛を管理した大喇嘛二達喇嘛車林齊密特等は哲布尊丹巴呼圖克圖を議長として祕密に會議を開き露西亞皇帝の援助の下に外蒙古全部の政治及び宗敎上の獨立を防禦する爲に共同一致することを決議し、そして抗達親王、二達喇嘛海山等はこの決議を齎して露西亞に赴き一九一一年八月露都に着いて皇帝に援助を求め露西亞から公式に接遇された。この時露西亞は蒙古の爲に清朝が蒙古に於いて施行しつゝあつた新政に干渉し之を停辦することを約したので蒙古の使節は勇躍して庫倫に歸還した。抗達親王一行の都行は庫倫辦事大臣三多の少しも知らない間に祕密に行はれたものであつて、三多は北京外務部からの來電に接して初めてこの事情を知つた次第であつた。露西亞は蒙古との約束によつて騎兵、步兵及び輕重車輛を續々庫倫に送り、蒙古の保護者たるの態度を明かにした。三多は外務部の電報により商卓特巴、巴特瑪多爾濟を招き、巴特瑪多爾濟をして哲布尊丹巴呼圖克圖に竭見の勞を取らしめ、呼圖克圖をして抗達親王等の召還を求むる外蒙古帮辦大臣

綳楚克車林貝子を訪問し、補救策を相談し露兵を阻止するなど百方盡力して獨立運動を阻止した。それにも拘らず露西亞兵は續々庫倫に到着し、三多は狼狽その極に達した。こゝに於いて清朝當局者は露西亞兵の庫倫撤退を望み、露西亞の兵力干渉を畏れるあまりに蒙古に對して新政の停辦を約した。三多の懇請に依り兵備處は撤廢することになり、十一月二十六日より四日を經て遂に蒙古は獨立を宣言したのである。十一月三十日の午後外蒙古四盟の王公喇嘛等は辦事大臣三多に對して次の如く要求した。それは今支那各省は相繼いで獨立し蒙古地方を擾亂せんとしてゐる。我が外蒙は清朝二百餘年の恩惠に報ゆる爲に北京に出兵せんとする決心であるから、糧餉機械の類を發給されたいといふにあつた。三多は露西亞兵の保護に依つて庫倫を遁げ延びた。支那の革命勃發に際して口實を設け三多を苦しめ、國號を大蒙古獨立帝國と定め、十二月二十九日哲布丹巴呼圖克圖が庫倫にて卽位式を擧げた。蒙古の新内閣は五部より成り、二達喇嘛車林齊密特は總理を以て内務大臣を兼ね、賽音諾顏汗は副總理抗達多爾濟は外務大臣、土謝圖汗盟長察克都爾札布は財政大臣、達賴王棍布蘇倫は兵部大臣、那木薩賴は刑部大臣、烏泰は刑部副大臣、海山は内務部司官、陶什陶琥は兵部司官となつた。この報を傳へられた烏里雅蘇臺に於いても、また一九一一年十二烏里雅蘇臺の獨立を宣言するに至つた。科布多が支那の手を離れたのは一九一二年八月であつた。かくの如く外蒙古が獨立宣言の擧に出たのは決して自力によつたのではない。それは露西亞の援助或は援助の期待があればこそ成就し得たものである。一方露西亞は外蒙古に於ける支那の軍事上、政治上、經濟化上の勢力が増加するのを防ぎ、自國の商工業の地位を强せんために援助したと考へられるのである。

（松田壽男）

Ⅲ 文　學

一 序

蒙古文學を正しく理解するためには、十二世紀の初葉、成吉思汗がナイマン部を征討して、ウイーグルの文字と文化とを採用して以來の文學語としての文語史を知られねばならぬだらうが、今その暇は無い。此に就いては石濱純太郎學士「滿蒙言語の系統」(岩波東洋思潮講座二九頁—四四頁)に就いて看らるべく、玆ではたゞ古典文語によつて記された敍事詩、歴史・佛敎文學作品と、口碑により繼承され來つた歌謠說話の採錄について一班を敍べるのみである。主としてラウファー敎授著「蒙古文獻概要」(B. Laufer : Skizze aer mongolischen Literatur. Budapest. 1907. 及び本書の露譯增補本 ь. Лауфер: Очерк монголисий литературп, еевод В. А. Казакеича под редакцией и с предпислог ь. л. Владимир цов ленинчрод に據り、若干の知見を加へたものである。石濱學士稿「蒙古藝文雜錄」(東亞研究、六ノ九・一〇・一一・一二—七ノ六、所載」を參照しえないのを遺憾とする。

二 歴史文學

(一)「蒙古の祕史」((Morgol-un ninĕa tobĕiau)

淸の丁謙の說に、張穆以前は「元祕史」といひ、朝の字なく、張氏の連筠叢書本に至つて始めて「元朝祕史」と稱されたと云ふ。古來此が通名となつてゐる。本書は歴史文學のみならず、全蒙古文學中の大宗白眉とも稱すべく、本邦の古事記に比せられるもので、史學上、古代蒙古語學上の一大寶庫である。其の由來、異本、注疏等に關する詳細な考證は、那珂博士譯註「成吉思汗實錄」の序論及び之を敷衍せる陳彬龢選註「元朝祕史」新序に讓り、簡單に解說しよう。

本書は思ふに漠北の宮廷に仕へたウイーグルの文臣が母國の文字で蒙古語を以て記した述作で、卷末の語に據れば「大聚會に會して鼠の年七月に、客魯漣河の闊迭額・阿喇勒(アラルは河の中島の意)の朶羅安(七つの)・孛勒答黑〔孤山の意〕、失勒斤扯克兩つの間なる斡兒朶思〔帳殿の義〕に下馬して居る時、書きて畢へたり」とあり、太宗十二年庚子(一二四〇)に成り、正集十卷は、太祖成吉思汗の遠祖より說き起して、卽位後、金國征伐の前迄の事蹟を敍べ、既に太祖の朝に成立してゐたものと考へられる。續集二卷卽ち第十一、十二の兩卷は太祖六年辛未(一二一一)の金國征伐より始まり金の平定後、太宗自ら己の「四功四過」を敍べたる勅語を以て結

んでゐる。文章は古朴迺頸、まゝ頭韻を使用してゐる。ウイーグル字原本は夙に散逸して了つたが、明の洪武初年、翰林侍講火原潔、編輯馬懿赤黒等が勅を奉じ、漢字音譯、俗語傍譯、並に總譯を附したものが、永樂大典十二先元字韻中に收められ、外に元槧舊鈔本と稱し、或は十二卷本、「十五卷本もあつたらしい」も流布したものゝ樣である。此の祕史漢譯の時代に關しては、元代説、明代説並び行はれたが、王國維の考證を經て、洪武初年説に落着いた。明太祖實錄卷一四二、洪武十五年正月丙戌の條に、華夷譯語と並び見ゆるが、この華夷譯語を編類した前とする説と、同時だとする説とがあるが、祕史漢譯は「譯語」の後であり、しかも「譯語」の刊行洪武二十二年を下る幾もなく出板されたことが、一九三三年夏、内閣大庫發見洪武槧本によつて確認された。

錢大昕は永樂大典（十五卷本）より始め抄出したが、後十二卷本の舊本に勝るを知り、顧廣折は張祥雲の影元槧舊鈔本により校勘し、張穆は總譯のみを大典中から抄出し、仁和の韓氏より影鈔原本を借りて校合し、連筠穆叢書本として、自著の蒙古游牧記と長春眞人西遊記とを合して出板した（光緒二十年）。

光緒十一年文廷式は顧氏校勘本の盛昱氏の藏に歸せるを借りて李文田と共に抄寫した。李文田は張穆本を底本とし顧本の寫しと思惟される張敦仁本を參考として、かの有名な祕史註（十五卷）を著したのであるが、文廷式本の寫本は明治三十四年末内藤湖南博士にそして那珂博士に齎され、これによつて那珂博士の不朽の譯註「成吉思汗實錄」は成つたのである（明治四十年一月刊行）。

一方露西亞の僧正パラディウス（Palladiis.）は、連筠移叢書本よりロシア文に翻譯し、序論、註釋並に成吉思汗譜家を附し、「成吉思汗の古き蒙古の物語「（Cmapuhoeenonr o:sbckoe Ckazahüe ○ qührüczahüe.）と題し、一一六六年「北京露西亞傳道團報告」第四卷に載せた。後一八七二年十五卷の明槧本を獲たが、後ペテルブルグ大學圖書館の藏に歸した。この抄本の影印本六冊を一九三三年春ペリオ博士が北平圖書館に寄贈されたが、陳垣氏の調査の結果、本書は始め鮑延博が永樂大典より抄出し、のち刻本から補寫したものが、韓氏の有に歸し、再轉してパラディウス僧正の所有となつたことが明白となつた（陳垣「元祕史譯音用字攷」）。

一八八七年ポズドニェフ教授は序と本文とを石印に附し、翻譯しようと試みたが完成されたか否か審にしない。今日我々が容易に利用しうる東方圖書館刊葉德輝本は、陳垣氏は文廷式本より出づるとし、陳垣錋は顧本に基くものと推定した。十二卷本で誤脱の多いのを憾とする。

清朝の學者は精根を盡して本書を研究考證したが、蒙古文や自余の外國文に通じなかつたゝめ、卷首の標題「忙豁命紐察」の五字と「脫察安」の三字とが、撰書者の署名官職と解され（顧氏思適齋文集、祕史跋、葉本序）李文田にすら「忙豁侖」を「蒙古の」と正解されたのみで、殘の五字を解しえず、那珂博士に至つて方めて「蒙古の祕史」と釋され、更に波斯の蒙古朝の宮廷祕庫に藏されラシッド・ウッデインの「集史」の底本をなした「金冊」（Altan Deter）は修正祕史なること、「アルタン・デプテル」は書の稱號にて、「ニウチヤ・トプチヤン」はその實名なること、聖武開天記と聖武親征錄は同一異名の書で、修正祕史（卽ち金冊）の翻譯なること、今本祕史は修正なき根本のものと說かれ、爾來三十年一人として之に疑を容れなかつた。が、王國維先生先づ、親征錄は開天記でなく、既に世祖の朝に編せられたものと斷じ（王國維校註親征錄序）、次いで石濱學士は、

一、今本元朝祕史の正集は元來、成吉思汗源流と稱し後に續集を附加し、至元修史の頃に至つて「蒙古祕史」と題せられたこと
二、聖武親征錄は實錄稿本に出づること
三、アルタン・デプテルは翻譯實錄節文なること
四、實錄が卽ち修正祕史なること、アルタン・デプテルとトプチヤンは凡て實錄の節文なること

を論定された（龍谷史壇第十五號「元朝祕史考」）。

この書の蒙字還元は二、三の學者により試みられ、白鳥博士の羅馬字綴化とペリオ博士の勞作とは未だ刊行をみない。獨乙のヘエーニイッシュ氏が「元朝祕史研究」（E. Haenisch: Untersuchungen über das yüan-chao pi-shi, die geheime Geschichte der Monglei, Leibzig. 1931.）と題し、部分的に本文をローマ字に綴り、翻譯註釋を附し公刊したが新研究もなく、誤謬をさへ含む。那珂博士の譯註は今日と雖も學者の重用措かざるものであるが、尙幾多の解決を要請すべき問題がある。蒙文を修められない一般の人は、この譯注と李文田注祕史とを併せ讀まれて、宜しからう。

（二）蒙古源流（Mongyol Oksogatanu-Ok-ijagur）

第一卷第二卷は、印度・西藏に於ける佛敎史の大要、第三卷以下は蒙古の遠祖より說いて一六六二年に及ぶ蒙古諸王の歷史を一貫せる佛敎思想を以て敍述せる元、明中間の頗る貴重な史料であり、著者は薩囊徹辰（Sanang. Ssečen）一六〇四年ヤルドスの王家に生れ、右翼、庫圖克台吉徹辰洪台吉の曾孫、本來サナン・タイヂと呼ばれたが、十一歲に祖父の稱號を襲ぎ、サナン・セチエン・ホン・タイヂと

呼ばれるに至つた。五十九歳多數學者の要望に基き、(1)汗等源流（Hat-ün ündüsün erdeni-yin tobcia）(2)約路敍述（tegünčjilen üekseger utha-tu č.hula kereklekči hemehü sodoi）、(3)殊異奇絕之卷（aihamsia ügékdehüi čeče-ün čoworlik neretü sastir）、(4)講解精妙意旨紅冊（cluar čiltayan uktuksan uhayulukči ulayan debtor）、(5)沙爾巴胡土克圖編纂發明、賢哲心意之蓬花漢史（Sarba hutuktu-yin johigaksanerdem-ten-ü sethịl-i gejgülhüi seüek hemehü hcitat sastir）、(6)雜噶斡爾第汗所編、經卷源禿古（Erhiudegedü č'akravar-ün hayan-u Baipuluksannon-un čajan tegüge）、(7)昔蒙古汗等源流黃冊（Erten-üin Mongool-un hat-un ündüsün-ü yehesara togoji）の七種の資料を使用せし旨卷末に記してゐるが、その一つたも殘存しない。漢譯殿版は乾隆四十二年（一七七七年）に出た。シュミットは一八二九年、「東蒙古と其の王家の歴史」（Schmidt. I. J. : Geschichte der Ost.Mongolen ünd ihre Fü stenhauses.）と題し、ペテルブルグにて蒙獨文對照の上出版した。今日版本としては、滿洲文、シュミット本、奉天圖書館本、北平故宮博物院抄本、刻本異本と認むべきか否か疑しいカラチン本等があり、（詳細「史林」十九卷第四號所載、鴛淵一學士「北平奉天故宮所藏の蒙古源流に就いて」參照）、漢譯本の沈曾植箋證、張爾田校補「蒙古源流箋證八巻」二冊と汪睿昌譯注本一冊がある。

（三）「黄金史」（Altan tobči）

これは興味深く、特に古代神話學にとり價値多い年代錄である。一六〇四年（明、萬曆三二年）述作さる。ロシアの北京傳道團は二部の寫本を獲た。カザン大學敎授たりし喇嘛ガルサン・ゴムボイェフ（Galsan Gomboev）が、露譯して原文と共に一八五八年刊行の王室考古學會東洋學部報第六冊に掲載した（ペテルグラート）。然し原文には誤刷が多い。ブレットシユナイダーはその名著「中世紀研究」中に本書を評して「アルタン・トプチ即ち正しくはエルデニン・トプチ）殆んど同一の意義である）は十六世紀迄の蒙古史の杜撰極る記錄であつて、概して理解に困難である。書中には多數の人名や場所や事件が矛盾撞著して敍述されてゐる。そして多くの場合、此等の物語はいかなる目的をもち、いかなる時代に係るものか決定するのに困惑する。然しながらアルタン・トプチを蒙古關係の支那の史料と比較して方めて、典據の核心を看取することが出來る」と、（E. Bretschneider: Mediaeval Researches. vol. I. P. 159.）。本書の文體は「源流」に比し、難解且つ意味深長で、しかも簡潔である。語風多く、古體の表現に充ちてゐる。「源流」よりも本源的な、純粹な形態で、多數の說話が、

殘存されてゐる。「源流」には多くの古代の特質を正しく理解してないもの丶様である。本書は「祕史」と「源流」との中間的地位を占むるものである。

次に一言せねばならぬのは、北平蒙文社發行「成吉思汗傳」(Bokda Cingyis Xayan-u ChilK Peking. 1925.)である。この書の第六十二葉背には「蒙古諸汗の行爲を記し、諸汗の根源綱要(を敍ぶる)アルタン・トプチと名づくる典籍終れり」とあり、第六十三葉には「成吉思汗以降蒙古は三十五代汗の位に卽けり」と書き出す一書が附加されてゐるが、この書が寧ろ正しい「黃金史」ではないかと曰はれてゐる、故出村良一教授が翻譯し、和田清教授が歴史的註釋を附して公刊する筈の處、出村氏の業半ばにして長逝されたゝめ、未だに邦文に接しえないのは殘念である。

ラウファー教授は更に同名別種の「アルタン・トプチ」の存するを注意してゐる。ポズドニェフ氏が北部蒙古で獲たもので、彼の批判に據ると喀喇沁旗から恐らく出たものだらうといふ。本書に見ゆる「成吉思汗」に關する二個の物語は喀喇沁の遠祖ハッサルに係るものである。本旗は他の蒙古の系譜より、遙かに支那の影響下に在つた。ためにまた「アルタン・トプチ」の作者は漢文史書の物語を利用することが出來た。原文中には、元史類編、明史、並に他の漢籍の殆んど逐語譯が看取される。また著者の歴史批判の努力と、隨所に挿入した考察とはたしかに、この支那影響を示すものである。斷簡はポ氏の「選集」(一二六頁—一四八頁)に收錄してある。

（四）「金册」(Altan Depter)

この書は今日傳はらないけれども、波斯伊兒汗國合贊汗の宮廷祕庫にあつた蒙古史料(卽ち實錄の節文)で、ラシッド・ウッディン(一二四七—一三一八)の「集史」(Rashiduddin. "Djamiut-Terarikh")の根本資料をなしたものであるから、玆に附記する。

（五）「寶の珠數」(Erdeni-yin erke)

本書は一八四九年迄の蒙古民族一般史の外に、一六三六年から一七三六年の百年間に亘るハルハの史料を含むものである。著者がルダン台吉は土謝圖汗部達賴土謝圖族の協理にて、書中には「蒙古源流」や「蒙古王公表傳」を引き初め庫倫にて敍作し、後、科布多で增補訂正したといふ。ポズドニェフ教授が原文と露譯とを「蒙古年代記　エルデニ・イン・エリケ」と題し出版した(A. Позднеев: Монголская летопис "Эрдэний эрихэ" St. Pet. 1883. 421. P.)、商務印書館刊陳籙止室筆譯黃成奇峰口述「蒙古逸史」は「保權」なる蒙文史書から翻譯したと稱するが、

これが怒らくこの「寶の珠數」だらうと、石濱學士は、ポ氏校訂本と對照の上推定された。（藝文第十卷七號「蒙古逸史の原本」參照）この書は筆者の搜索の結果在北平の蒙人蒙政會北平辦事處長サインバヤル（漢名包悦卿）氏が十二冊の抄本で所有しゐることが知られた。一九三六年設立される豫定の察蒙圖書館備付のため排印するといふから、その曉には容易に入手しうるであらう。

（六）「水晶の鏡」（Bolor-tõli）

一八二〇年後に述作されたに違ひない。ルードニェフ氏が一九〇四年簡單に分析したが、第一卷は佛教の宇宙論と印度に於ける佛教の概要を敍べ、第二卷は支那並びに西藏（喇嘛の傳記を含め）、第三卷は蒙古の歴史を取扱つてゐる。ラウファ氏はこの形式より判斷して、本書はある著名な西藏の史書を藍本とするものだらうと推定し、恐らく、標題の共通なのから察して、「シダーンタの水晶の鏡」（Gsuls-...t'a bel-kyi me-lon）であらうと申してゐる。本書も前記サインバヤル氏が四冊の抄本として所有してゐる。これも亦その中に印行される由である。

（七）「四オイラート族征服記」（Dörben Oirad Monggoli daruksan tũji）

カルマックの四種族、ヂュンガル・トルグット・ホシュット及びトルボットが蒙古人に征服された歴史で、ドレスデンの王室圖書館所藏。

又ゴルストゥンスキは Ubosi-Hung-Taiji 傳のカルマック文を出版し、ガルサン・ゴムボエフは彼の露譯「黄金(アルタン)史(トプチ)」（P.198-24）に收め、自餘のカルマックの年代記についてもポ教授は研究を發表してゐる。

カルマック族間には多數の史書が存在することは注意すべきことである。

（八）「心の飾り」（Jürühen-ü Tolta）

傳承に據れば現代蒙古字母の創始者十四世紀初葉の人、西藏僧、チョッキ・オッゼル（C'os-kgi Od-zer）の作といはれる。蒙古文字の由來を敍べると共に、蒙古に於ける佛教の輸入と弘布の次第をも傳へてゐる。ポ氏は完全な原文を「選集」（三六〇頁—三七九頁）に收め、最良の蒙古文典の一と評してゐる。書中、綴字法と發音とに關する規則を論じてゐる。北京版十七葉。

（九）「蒙古佛教史」

一八一八年、ヂク・メ・ナム・カ（Jigs-med Nam-mk'a）が、「蒙古源流」及び他の蒙文史料に基いて、西藏語で著したものを、大喇嘛、ザム・ツア（Zem-ts'a）が蒙古語

譯したものである。G・フートが之を獨譯してゐる。(G. Huth, Geschichte des Buddhismus in der Mongolei, Strassburg. 1896. Band II. 446. S)。

（一〇）その他

a、「青册」(Höhe depter. or, Tenggri gajar-un angxa-a totoksan Xagäd-un ejelegsen Xag-n-gin Köke depter heme-hü častir orusibai)

蒙古年代記で、一九一二年、原文が公刊されてゐるらしいが(ラ氏著露譯本、ウ氏序文十三頁)、抄本は錫林郭勒盟長西烏珠穆沁索王府に藏する、北平ではサインバヤル氏も一部所藏してゐるが缺本のやうである。

b、「成吉思汗談話錄」(Činggis bogda-yin durasxal-un tegübüri.)

一九二四年、庫倫蒙古學術委員會出版本と北平蒙文書社刊本あり、「バガリン・ヲシフゥンチョックの編纂せる元朝の『水晶の珠數』と云へる書に曰く」と書き出し、全編韻文を主に、太祖の言行を記すもの。

c、「成吉思汗金言錄」(Sukta bogda Činggis-xagan-u altan surgal orusibai.)

一九一五年、庫倫にてヂヤムツラノ氏刊行す。

d、「大元勃興青史」(Jehe yüan olus-un mandoksan tür-ü yin hühe sodor.)

これは一九二五年(?)蒙文書社刊行四冊のみであるが、完本は三十冊であり、山西五台山の章嘉佛所有に係るときくが、北平の包維翰本は十五冊で缺本である。太祖以來清迄の蒙古史である。西蘇呢特德王府所藏本亦缺本である。

三　佛教文學

佛教が固有のシヤマン教を驅逐して了つた十四世紀の初葉から、西藏の學僧は佛典の翻譯に從ひ、佛典に含まるゝ說話が、西藏人を經て、翻案され、變型されて、この民族の間に弘通し、愛好され、文學內容は漸次豐になつて行つた。その代表的のものを瞥見するに先ち、純粹には文學的

とは呼べないが、佛教文學の源泉たる大藏經について一言しよう。十七世紀、察哈爾のレ・ダン・ホトクト・ハガン(Legs-ldan Khutuktu Xagan. 1604–1635, 統治す)の下でカンヂュル(經律、Tripitaka の西藏文百冊)の蒙古語譯が一六二四年に完成された。尤もこれよりは夙く、元の武宗(一三〇八―一三一一)の朝に、カンヂュル及びダンヂュル(論部)の一部が翻譯されてはゐた。降つて康熙帝(一六六二―一七二二)に至り、更にカンヂュルを校合排印した。

乾隆帝(一七三六―一七九五)はチャン・キア・ロル・パイ・ド・イエ(I Čan-skya Rol-pahi rdo-rje)とロ・ザン・タン・パイ・ニ・マ((blo-bzaṅ bstan-pahini-ma)とに命じて、ダンヂュルを西藏文から蒙古文に翻譯せしめたが、この事業は、內容が宏瀚な學術であるために、カンヂュル翻譯以上に困難であつた。多數學者の助力をえて、一七四〇年、十、十一月に著手、一七四一年十一、十二月に完了した。これは洵に信じ難い程の大事業で、譯經史上永く特筆されるであらう。

次に文學作品の主要なものを敍べる。

(一) ミララスパ傳

ミララスパ(Milaraspa) は十一世紀の乞食僧であり、本傳は興味津々として而かも悲慘な物語で、西藏人の最も愛好するもの。シレゲト・グシュリ・チエ・イエ (Sigetü Güsičos-rje) が、蒙古語に翻譯したと曰はれる (フート、蒙古佛敎史二四八頁)。西藏佛敎史上重要な役割を演じた Padmasambhava の興味深い西藏說話作品の蒙文改譯であり、蒙文版、藏文版は北京に於いて刊行され、ラマ印刷の最美の結晶であると曰はれてゐる。蒙文版は二九二葉(各葉三十行)あり、翻譯者はサキア・トルプ・ケレムチ(Sakya türüb kelemürči)である。佛敎特に密敎の術語が多いため、難解なものであるが、幸にも河口慧海師の譯述「苦行詩聖ミラレュパヒマラヤ山の光」(昭和六年、日本藏梵學會刊行)があり、專門外の我々も容易に讀み得られる。他にバコーの「西藏の詩人、ミラパ」(J. Bacot: Milara, Le poète Tibetain Paris 1925)、ラウアフーの選譯(ハーゲン刊行。獨文。一九二二年)及び英譯では "Tibet's great yogi, Milarepa". (London. 1928.) がある。

(二)「說海」卽ち漢名「賢愚經」
(Üliger-un dalai)

佛敎文學の數多い部門中、Jataka と Avadāun とは廣く尤も愛讀され、ゆきわたつてゐる。蒙古人間には特に二つの蒐集「譬喩の海」漢譯名「賢愚經」(üliger-un üiern dalai) と「金光明經」(Altan Gé.él) とが普遍化し

てゐる。前者は支那語から西藏文に飜譯され、カンヂュル(經部)中に含まれてゐる、有名な說話集「賢者と愚者」(mDzaṅs-blum)五十一話の改作であり、シュミットが西藏文から獨譯し、原文對照で一八四三年、ペテルブルグで出版した(Schmidt: Der Weise und der Thor. 2vols. St-Petersburg. 1843.)本書の序言中に彼は西藏文と蒙古文との關係を論じてゐる。主たる內容の上では同一だが、蒙古文では物語は屢々廣く意解され、西藏文に見られないものが添加され、一方西藏文には蒙文に無い單句が見られる。蒙古文「賢愚經」(mDzans-blun)は五二章、西藏文は五一章から成る。從つてシュミットは此の說話を考察して次の如く決論した。蒙古文版は北京版カンヂュル以外の西藏文から飜譯されたものであり、彼の參看したカルマック語譯本は西藏版カンヂュル本と凡ての點で一致すると。北京には種種の版本が在る。北京木版(二三〇葉)は康熙五十三年(一七一四)出板されたものである。

二八七葉本のカルマック語譯はドレスデンに在り、結尾には、梵文標題Damamū-Konāmasūtra 西藏文標題、mDzaṅs-blum zes-bya-ba mdo と附し、カルマック語題名、Mede-tei mede-üghaigi ilagkči hemehü Sodor といふ。

翻譯は十七世紀、ザヤ・パンディタ Dzaya Paṇḍita の手にかゝるものである。

(三)「譬喩經」(Uliger-un nom)

本書中には一部「ウリゲルン・ダライ」から取入れた物語が、簡約な形式で存する。一部分は他から附加したものである。佛敎の敎ふる諸善行の普及のため著したものである。文體は前者の簡潔暢達に比してやゝ難晦である。

〔この中四章はコワレフスキーの「選萃」一卷四一頁—九三頁所收、第一章はポズドニェフ「選萃」二二八頁—六五頁所收〕

(四)「寶石の珠數」(Cindamani eriké'
西藏題名 "Nor-bu phreṅ-ba")

有名なラマ僧ヂュー(ヂョ・ボ)アティーサ〔Jū·(Jo-bo) Atīça, 983-1055〕が Avalokiteçvara と Brom Baksi の昔の所業に就いて物語れる、極めて興味深い宗敎物語で西藏文からの蒙文改作である。コ氏は二章の原文を排印して曰く「文體は容易にして、興味あり、幾多の詩句を點綴す」と(「選集」一卷一八二頁—一九三頁所收)。シュミットは一長章を譯出してゐる(蒙古源流、四二四頁—四八八頁)。蒙文改作の鮮明ないゝ木版(三四四葉)は康熙の治世、北京で出版された。

(五)「金光明經」(Altan Gérél)

「カンヂュル」中に收めてある Mahāyāna Sūtra (Suva-

rnaprabhāsottama-sutrendrarāja)の翻譯である。その數豐富にして、印刷鮮明な版本が示す如く、蒙古人間には極めて愛讀されてゐる作品である。此は既に十六世紀に在つても左樣であつた事はヂグ・メ・ナム・カ (hJigs-med nam-mkha) の中の次の記事から知られる。一オイラート人は第三達賴喇嘛ソ・ナム・ギヤムツオ (bSod-nams rgyamts'o. 1543-1586) に對し、本書のことを畏敬の念を以て語つて居り、又はグーシュ・ハン Gusri Khan (一五八一年生誕) が本書を他の許多の書籍と共に、蒙古人に翻譯せしめた事を傳へてゐる。從つて蒙古文は十六世紀の末葉、或は十七世紀の初葉に存在してゐたと推定される。薩囊徹辰(一六六二年) は之を知り、引用してゐる (シユミット本一一・三〇七頁)。北京版は二二四葉。

(六)「魔法屍體傳」(Siddhi-Kür, or Sidintuhegür-ün cedik.)

これは東蒙古並にカルマック文學中の尤も興味ある作品の一つである。印度の「二十五故事集」Vetālapañčavimnati の蒙文改作の說話集 (一本は二十五話を收め、ラウフアー氏は二十三說話を有すといふ) で、佛敎の輪廻轉生思想を教ふるもの。印度に發し、イラン高原に入り(波斯文あり)、西藏に入り、之が轉じて蒙古に流傳したもの、北京大學俄文教授柏烈偉氏譯「蒙古民間故事」(民國二十二年、商務印書館發行) に收め、趙景深の序には西藏のそれと比較してゐる。滿文、獨文、露文があるが、蒙文にも、庫倫版・北京版により、內容が異る。印度の「二十五故事集」と蒙文改作の一致は、先づテオドル・ベンフイが論證した (Theodor. Benfeg Mélange asiatique de l'Acad de St. Pet. vol. III 1859. P. P. 170-203)

尙ユルクがカルマック文と獨譯並にカルマック・ドイツ語彙を附して出版したが、過重評價されてゐるのは遺憾である。原文は俗惡の抄本により內容は無批判に取扱はれてゐる (B. Jülg: Die Märchen des Siddhi-kür. Leibzig. 1866.) 外にゲルベルの刊行あり (A. Gelber: Kalmükische Marchen wie der Chansonzwcimel den Siddhi-kür holte nron. 1921) エマヌエル・コスカンが、本說話の比較民俗學的研究をしてをり (E. Cosquin: Les Mongols et leurs prétendu role dans transmission des contes indiens vers l'occident européen, étude du folk-lore comparé sur l'introduction du "Siddhi-kur" et le conte du Magicien et son Apprenti. 1913.)。

ウ教授亦「魔法屍體物語」と題し、序文並に註釋を附、「世界文學」に收めて出版した。

外に版本としては一九二三年庫倫、蒙古學術委員會刊「蒙古物語集、第一部、ボグト・ビダルマ・サジ汗物語、第二部、魔法屍體傳、喀爾喀部第一車臣汗傳說」と北平蒙文書社刊の存することを附記する。

（七）「獅子王座の三十二故事集」
(Simhāsana-dvāt imcati)

印度の「獅子王座の三十二故事集」の蒙文改作で、ユルクが採錄せるを、ガベレンツが獨譯した。該獨譯の寫本は伯林王室圖書館所藏となり未刊行。栢烈偉氏の「蒙古民間故事」に「ボクド・ビダルマ・サヂの故事」として支那譯して收めてゐる（同書一七頁―七七頁）。

カスナ王と木人との物語であるが、木人物語は其の起源殆んど悉く印度の材料に歸せられるものの樣であるが、決して逐語譯ではなく、蒙古風の意味に改作されてゐる。之に反して、カスナ王物語は、大部分蒙古の創作の如く思惟され、「ゲセル汗物語」（後述）と類似する英雄史譚的性質を有するものの樣である。「カスナ」は「ゲセル」の如く、神神により定められた地上に於ける佛教の擁護者であり、又斯の如きものとして、異教シャマン教を固持する中亞細亞の諸民族を征服すべき運命を負つてゐたのである。

（八）「テヴィー・マノハリが重き罪業を淨むる物語」（Kündü bilig ailgaqci Manuxari okin tengge i-yintü je)

カルマック族間には多くの佛教上の說話類が愛好され、特に寫本が弘通してゐる。この標題の「マノハリ物語」も亦多數の異本で流布してゐる。此はシーフネル氏が西藏甘珠爾から翻譯した Sudhana Avadāna の改作である（A. Schiefner: Tibetan Tales derived from Indian Sources. London. 1906. PP. 44-74.）。

本物語中には Kālidāsa の戲曲 Vikramorvaci の第四幕からの一場面の翻案が織込まれてゐることをラウファー氏は指摘した。カルマック文では非常に詩的奔放と絢爛とを以て取扱つてゐる。Vicvantara Jātaka のカルマック語改作は同じくゲッティンゲンに存する。

（九）「パンチヤンタントラ物語集」
(Pancantantra)

ウ教授の著名な「パンチャンタントラ物語蒙文選集」がある。說話研究者の一讀すべき書たるを失はぬ。

四　國民文學

蒙古民族の國民文學作品は、英雄詩、物語、歌謠、童話謎語等に分類される。露西亞の研究家は幾多の巨大な資料

を、この民族の口から採錄し、われ〲が通覽することさへ困難な程の内容を有つてゐる。次に類に分つてその代表的の二、三について敍べよう。

歌　謠

一、蒙古歌謠の特質は頭韻（Alliteration）と半諧音、（Assonance. 或は類音といひ、子音異りて母音のみ一致する韻を云ふ）との使用である。この現象は蒙古民族のみならず、滿洲、トルコ、ウイーグル、フインランド、エストニア、及び古代マギアールの諸民族間に固有のものである。從つてアルタイ及びフィノ・ウグル民族の廣大な領域に擴つてをり、その故にウラル共同財と見做されてゐる。此の現象は各個民族の精神的、歷史的關係を最も明白に示してゐるものである。

それから、現在アクセントは通常、最後の音綴に來るが、頭韻の原理が構成された時代には、フィン語及びマギァール語に於ける如く、最初の音綴に在つたに相違なく、若しそうでないならば、頭韻を戴く初語の明瞭性と實現とを殆んど考へられないだらうと、ラウファー氏は云ふ。更に語をついで、歌謠は通則として、普通四行節に區別されるといひうること、四行詩句に於いては、最初の語の初音が一致すること（時として三段句）、繰返し（Refrains）は句末に、冒頭に、又は段節中にも存することを擧げ、最後に結んで曰く、一般に蒙古の詩歌は形式上にも内容上にも、全く原始的（人種學的な意味で）性質を有するものではなく比較的進歩した藝術方法に適據して作れる詩歌たるを示してゐることが看取されると。

二、蒙古歌謠の現狀、N・ポッペ氏は云ふ「西北蒙古、オイラート族間並にブリヤート族間には英雄詩が非常に擴つてゐるが、ハルハ蒙古には、斯かる種類の國民歌謠は既に死滅に瀕してゐる。西北オイラート族間には多數の職業的歌詞者が居り、屢々偉大な英雄詩（その內容は幾千の詩句から成る）を口誦する。彼等民族間には又詩人が居り、古代英雄詩の定型によつて新しく詩作し、其の素材を過去並に現代から創出するものがゐる。かくしてオイラート族の英雄詩は今も生き又發展し續けてゐる。かゝる狀態はブリヤート族間にも見出される。然しその若干の相違點を擧ぐれば、茲では古代傳承の負擔者は單純な俗民であり、オイラート族にあつては、近い頃迄は貴族階級であつた。

ハルハ蒙古では事情は全く異る。英雄詩は將に死滅しようとしてをり、尙ほ殘存するものは、古い狀態の劣惡な殘存である。新しき英雄詩は創作されず、古きものは漸次忘却されてゐる。」（ポッペ氏稿「ハルハ蒙古の英雄詩」（アジ

ーア・マヨール、第五卷、一八四頁」

同じことが、東內蒙古（滿洲蒙旗、察哈爾、綏遠兩省蒙古）についても云はれる。地域的に、從つて文化的に支那に接續してゐるため、歌謠には著しく支那的色彩があり、英雄詩は忘却の過程をとつてゐる。急激な文化の流れが、草原に侵入し、若い人々の間には省みられなくなつてゆく。今にして採錄しなかつたら、軈ては消滅することだらう。筆者は三回の蒙古旅行にこの點に留意し、自らも蒐め、又友人にも依賴し、採集に努めてをり、必ずしも絶望でなく努力次第では相當の效果を期待しうると信ずる。

ロ、英雄詩及び英雄史譚

この二つの根源として、

一、古代年代記に傳はる史譚の斷片
二、英雄史譚の筆錄復活
三、現代語部の英雄詩口誦

を數へることが出來、『祕史』全體を一つの英雄詩とみることは別としても、その中には多分の詩的要素を含むが、ハンス・コノンとガベレンツ兩氏は「蒙古源流中の詩的要素を明白に認めて、內容豐かな論文「蒙古詩歌に關する若干の考察」（Hans. Conon und Gabelentz: Einige über mongolischen Poesie, Göttmgen. 1837）を發表してゐる。ラムステッド博士の「蒙古英雄詩に就いて」Irkuk.1902. 及びヂャムサラノ氏の「ブリヤート族國民文學試論」等あるも就中ウラヂミルツォフ教授「蒙古、オイラート族の英雄詩」中に示した蒙古英雄詩に關する見解は右も蒙古國民歌謠に關心を抱く者の必讀の價値あるものである。

（一）「ゲセル汗物語」

この敍事詩は獨り蒙古文學上のみならず、世界文學史上にも特書さるべき傑作と稱される。蒐集にはポタニン（Potanin）氏、ポズドニェフ氏の功績を先づあげねばならない。一七一六年、北京にて、康熙帝の敕命にて蒙古文（一七七葉）が出版され、後シュミットが獨譯を附して、一八三六年出版した（I. J, Schmidt: Die Taten Bogda Gesser Chans. St. Petersburg. 1836. Leibzig. 1839）が、シュミット刊は第一章より第七章迄であるが、更に第八章より第十章、及び第十二章より第十五章迄が發見採錄された。非蒙古學者は正確妥當を缺く、シュミット譯最初の第七章のみ知るに過ぎなかつたが、ヂャムツァラノ氏が一九〇六年、クディンスク管內に於いてマンシュウト・スメベインから聽取し、亞細亞博物館保存のものをウラヂミルツォフ

教授が「ブリヤート國民文學作品第一冊——敍事詩ゲセル・ボグド」と題して公刊し、ポッペ氏は「ゲセリカ」蒙文「ゲセル汗物語」の言語學的特質研究を發表し、その序言に本敍事詩の性質に言及してゐるから次に簡略に紹介して置かうと思ふ。(N. Poppe: Geserica, "Asia Major" Band. Ⅲ. 1926. erste. SS. 1-32. zweite, SS.167-194)
西藏人及びトルコ人もこの英雄について歌つてゐるが、專門外の人々には西藏文は利用しえないが、西藏起源であらうとの假定は比較研究の結果、成立可能である。蒙文詩句と西藏文詩句に於ける、チベット固有名詞の共通存在、數多いエピソードの類似からして然く云ひうる。だがまた西藏文には蒙古文に見えないエピソードも含まれてゐる。例之、ゲセルの母は西藏文ではゴ・ザ・ラ・モ (Gog-Za-lha-mo) と呼ばれる如きである。

〔西藏文のそれは立派な表紙を有する二本がレニングラート科學學士院東洋博物館に藏する。更に異本をえて、蒙藏文エピソードの比較一致をみたならば、西藏起源を確認しうるだらう〕

この敍事詩はくわしく云へば、全中央アジアに汎く行はれ、西藏の北邊、バイカル湖附近、そして滿洲からアルタイ山に至る迄傳播してをる。次にこれに關する諸說を列擧して民俗學的研究の資にしよう。

イ、シユミット——蒙古の「英雄史譚」とみ
ロ、ベ・ベルグマン——一種の「宗教書」とみ
ハ、フランケ——西藏及びラダック地方の佛教以前の宗教「春冬神話」といふ。ラウファー氏は之を否定する。
ニ、グリユーネウーデル——非佛教的起源とみた。

ペッペ氏の批判＝

西藏に於ける「ゲセル汗」に關する說話及び書物は事實上黃帽派に保存されてゐるが他派の信仰者間にも愛好されてゐる。ゆゑに「ゲセル」はたとひ、非佛教的作品でないにしても非喇嘛的作品なること、從つて西藏の最も勢力ある宗派からは擯斥されてゐる。

ホ、ポタニン——本史譚は人工的作爲の史譚と解し、之をトルコ起源とみた。この說はポタニンが說固有名詞を解した點に在る。彼の卓見は三國志との關係を考察して、相似點殆んどなしといつたことだ。

玆に注意すべきは、支那のゲセル(關帝)のことである。

清朝保護神であり、康熙年間に出版されたが、兩者一致の證明は存しない。

「ゲセル」が本來神なるや否やは決定困難である。西藏文及び蒙古文ではインドラ（Indra）の子として描寫されてゐる。尙興味あることはグリューネヴーデル（Grünewedel）はフランケ（Francke）の說を引き、ゲッセルを稱號であらうといひ、Kesar-Gesser は Casar-Kaisacr 卽ちローマの Kaisacr と比定した。R. Shaw もこの解釋に同じい。またアレキサンダ史譚の各部分とエピソードとを關係づけ、アレキサンダー大帝が印度の國境から遙か西藏に入り、そして Kaisacr なる稱號が土著の英雄に冠せらるゝに至つたと說くものがゐる。

ともあれ、英雄的なもの、ユーモアに充ちたもの、詩的なものと怪奇なことと日常の瑣事などを雜多に混じた、興味多いこの史譚が、民俗學的な解說を附して、邦文に移殖される日を翹望して止まない。

（二）「ヂャンガル王物語」（Boglo-Xan janggar）

カルマック族は、强い韻律語と、恐しく高潮した空想で詠じた英雄史譚を有してゐる。この「ヂャンガル王物語」（恐らくペルシヤ語の Jehangir から由來したのだらう）は、カルマック人が露西亞から逃亡の時代（一七七一年）のものであらう。歌中にはペルシヤの影響が現れてゐるものゝ様である。之を最初に聽き、生々とした描寫を企てたのはベルクマン氏であらう（Benjamin. Bergmann. Nomadische Streifreisen unter den Kalmüken. Band II. Riga. 1804. SS. 205-214)。それからバブラヴィコフが一八五四年露西亞譯を出し、之を更にエルトマンが獨逸譯した（F. V. Erdmann; Kalmükischer Dschanggar, Erzählung der Heldentoten des erhabenen Bogdo-chan Dschangar. Z. D. M. G. Band. XI. 1857. SS. 708-730)。ゴルストンスキ氏は此の原文を一八六四年ペテルブルグで出版したボズドニエフ氏の勞作には「カルマック文學選萃」1807. 1915:「ヂャンガル」、九三頁―一六九頁と、カルマック文「ヂャンガル——カルマック英雄詩」（1911）がある。

（三）「オショル・ボグド・フブンとフリン・アルタイ・フブン」

これはジャムツラノが一九〇六年採錄せるものをウラヂミルツォフ教授が「ブリヤート國民文學作品第二冊——敍事詩」と題し、一九三一年出版した。この兩詩篇は二萬二千六十九節からなる一大敍事詩の一部をなすものである。

（四）「エンヘ・ボロット・ハン」（Enkhe Bolot Xan）

N・ポッペ氏が土謝圖汗のノムナ・ドルヂ(NomnaDorDzi)なる青年から聽取筆錄した五八九行の長敍事詩である。トランスクリプトと獨譯を附して一九二八年雜誌「小亞細亞」第五卷に發表した(N. Poppe: Zum khalkhamongolischen Heldenepos. "Asia Major. vol. 5.SS. 183-)

(五) そ の 他

同じくポッペ氏「ハルハ蒙古の國民文學作品」には北蒙古ハラ河、イロ河盆地に於いて及びオルコン河流域に於いて、一九二七年聽取した新舊歌謠、巫歌、傳說、物語を收錄してゐる。

そのほか「成吉思汗の挽歌」(蒙古源流卷四、「史林」卷十一第一號所載、鴛淵一學士論文參照)あり、元朝最後の順帝が燕京を逼る〻際に詠じた詩(アルタン・トプチ所收)あり、なほ、ヴァン・オースト「蒙古歌謠蒐集」(Van Oost: Recueil de chansons mongoles. Anthropos. Ⅲ 1908. pp. 219-233) アラムヂ・メルゲン編「蒙古ブリヤート國民歌謠」(一)(新ブリヤート字母にて、一九一〇年)、アルマス・ナルナイ編「蒙古ブリヤート國民歌謠」(新ブリヤート字母にて、一九一一年)、パドゴルブンスキ稿「ブリヤートの物語と歌謠」(一九一五年)、ルードニェフの「ブリヤート英雄詩」(A Buriat Epic. Memoires de la Soc. Finno-ougrienne. LII. Helsinsk. 1924. pp. 238-49)などがある。未刊ではあるが筆者の「內蒙古—喀喇沁—歌謠集」と筆者並に橋本光寳氏共編「內蒙古—錫林郭勒—歌謠集」のあるを附記する。

蒙古歌謠の性質を論じたものには、イルマリ・クローン「蒙古韻律論」(Ilmari Krohn: Mongolische Melodien. Zeitschrift für Musikwissenschaft. Ⅲ.2. 1920)や、クリユキンの「蒙古及びブリヤート歌謠に於ける人種的要素」あり、他に諸雜誌に揭載されたものも多いが、多くは一般に利用し難い。

なほ國民文學の蒐集を二、三附記するに、ウ教授編「蒙古國民文學範例」序並本文(レニングラート、一九二六年)ヂャムツァラノ編「ブリヤート國民文學作品」第一冊「ペテログラート、一九一八年。科學學士院出版)、ラムステッド編「カルマック物語」(第一冊、ヘルシングフォール、一九〇九年刊。第二冊、一九一九年刊)、ポズドニェフ編「カルマック物語」(十個の物語の原文並翻譯一八八八—九。一八九一—二—五—六年)蒙古學術委員會編「成吉思汗の二駿馬物語」(第二版、庫倫、一九二二年)、「釋迦傳」(庫倫、一九一五年)等

がある。
然し右の資料の大半は露文で、しかも入手困難であるから、此の方面に趣味ある人士は、北平などの地でたやすく購ひうるもの、英獨佛の刊行（翻譯又は原文附）のものから讀まるべきであらう。

神話・小話その他

更に蒙古人の間に行はれる神話、小話、格言及び猜謎に就いて一言したい。
クルティンの「南部西伯利亞紀行（蒙古人、その宗教と神話」(J. Curtin. A Journey in Sout Semtiberia. Mongols, their religion & their myths. Londen. 1909.)の中に神話を錄し、支那人を嘲笑する一笑話はG・バランがクラウセンブルグで採錄し、(洪牙利人種學報告、第四卷一八九五年)、小逸話及び漢人の口からか、或は翻譯文學を通じて知つた支那英雄物語をテイムコウスキは筆錄して居り、（「一八二〇年一八二一年　蒙古横斷支那旅行」ペテルブルグ、一八二四年刊　第一卷）、ベルグマンはカルマックの十笑話—特に盗賊の爭に關する—を傳へてゐる(B. Bergmann: Nomadiche Streifreisen unter den Kalmüken. Band II. Riga 1864. SS. 343–352.)。

猜謎は冬の夜、源平二派に分れて行はるといはれるが、喇嘛ゴムボエフは、六十のブリヤート族の謎語をセレンギンス語で原文、翻譯してをり(Mカストレン著ブリヤート言語學試論ペテルブルグ一八五七年刊二二八—三三頁)、バザロフの蒐集をルードニエフ氏が出版し、コトヴィッチ亦カルマックの謎と諺とを出版してゐる（一九〇五年）。近くはワイマント氏がカルマック格言を王立亞細亞學會誌に出した。(A.N. T. Whymant: Mongolian Proverbs. A Study in the Kalmuck Colloquial. J.R.A.S. 1926. pp. 257-268.)。

五　支那文學の翻譯

最後に蒙古に及ぼせる支那文化の影響一斑を知るためと蒙古語學習の便のため、蛇足乍ら、蒙語に翻譯され、容易に入手しうる支那典籍を左に掲げよう。
小說では「三國志演義」(十二册)、「西漢演義」(十册)、「進士緣」(四册)「聊齋志異」選譯（七冊）あり、中に尤も驚異すべきは「紅樓夢」(喀喇沁右旗、抄本、冊數未詳）の蒙譯である。外に「四書」(十冊)、「金史紀事本末」(五冊)、「遼史紀事本末」(四冊)、名賢集、三字經、聖諭廣訓、千字文等を擧げうる。(以上大部分は北平蒙文書社刊行)。

六　結　語

以上の粗雜な紹介によつても、蒙古々典文學を貫く主流は、說話文學、歌謠はいはずもがな、歷史文學すら、「蒙古の祕史」を唯一例外として、佛敎的色彩が極め、濃厚なのを看取されるであらう。殆んど總て、西藏を媒介としての印度文藝の翻譯か、換骨脫胎である。從つて佛敎を離れては蒙古文學の存在は考へられない。しかもいまは新しい文學が生れないばかりか、古きものも・エポスも殆んど死滅に瀕しようとしてゐる。なるほど、民族意識は再燃し、草原と沙漠に激としい颱風が吹き荒びはじめた。しかし老いたる者は「オム・マニ・パド・ミ・フン」を唱へつゝ保守と安逸とに耽り、若きものは華々しい政治鬪爭に狂奔して、民族の傳承も文學をも無意識的に忘却破壞しつゝある。

われ〳〵は一面喪はれゆく珠玉の保存に努力すると同時に、他面偉れた民族文學作品の出現する日を翹望して止まない。

（小林高四郎）

V　法　制

一　蒙古部族法

この項に於いて述べんとする所は蒙古部族法の基本的體制が漸次發展して行く經路を辿り、其の共通的な特徵を抽き出すこと、卽ち部族法史の體系的な槪說である。

蒙古民族の社會には近代まで游牧的父權的氏族制度が行はれ、その社會組織の型は他の民族より遙に鮮明に現はれ且保存されてゐた。此の點に於いて研究すべき價値が高いわけである。之に關する研究は現在露西亞に於いて最も盛んで、我が國に於いては殘念乍ら殆んど行はれてゐない。本稿もハルビン法科大學敎授ウエ・ア・リヤザノフスキー氏著「蒙古慣習法の研究」に據る所が最も多い。こゝに記して以て謝意を表する。

(1)　成吉思汗時代より元末まで

現在蒙古法の研究の上限は大體蒙古の成吉思汗以上に溯つてはゐない。之はそれ以前の研究が史料不備の爲、殆んど不可能なるによる。從つて此處でも成吉思汗時代より說き起すことゝする。

蒙古部が蒙古全土を統一する以前、蒙古諸部諸氏は各地に散據し、其の族內生活に於いては地方的な慣習に從つてゐた。しかし蒙古部に成吉思汗が出て十三世紀初頭全蒙古を統一するや、慣習法の統一と全土に亘る成文法典編纂の必要を生ずるに至り、成吉思汗は一二〇六年蒙古最初の成文法典を制定した。之が有名なる大札撒（札撒克）で蒙古語、法律、法典を意味する（但しこの大札撒の存在を否定する說もある）。この大札撒は原本も寫本も傳はらず、唯その斷片が當時の史料に散見するのみである。この斷片を最も多く傳へたのはカイロの人マクリヂ（一四四一年沒）で、それは次の如くである。

一、姦通したるものは姦夫の有婦無婦を論ぜず死刑に處す

二、鷄姦をなしたるものは死刑に處す。

三、故意に噓言をなしたる者、魔術者、他人の行狀を祕かに偵察したる者、相爭ふ者の間に介入し、その一方を援助したるものは死刑に處す。

四、水又は餘燼中に放尿せる者は死刑に處す。

五、商品を仕入れて破産すること三回に及ぶ者は死刑に處す。

六、拘禁者の許諾なくして被拘禁者に食物衣服を與へたる者は死刑に處す。

七、逃亡せる奴隷・囚人を發見して、之を支配せし者に連戾さゞる者は死刑に處す。

八、獸を屠殺するときは四肢を縛り、腹を剖き死に至る迄

手にて其の心臓をしめつくべし。回教徒の如く獣を斬首して居る者はその如く居らるべし。

九、戰鬪中前進又は後退に當り、俐、弓、荷物等を落せる者あるときは、續いて馬を驅る者下馬して落したる物を所有者に返還すべし。若し下馬せず、落ちたる物を返還せざるときは死刑に處す。

十、彼(成吉思汗)はアリ・ベク、アブ・タレブの子孫にはすべて租稅及び賦役を免じ、又托鉢僧、コーランの誦讀者、司法官、醫師、學者、祈禱と隱棲とに身を捧ぐる者、ムエヂン(招樓に登つて人民を祈禱に招く回敎役僧)死體を洗淨する者には賦役及び租稅を免ずべしと命じたり。

十一、彼は凡ゆる宗敎を無差別に尊崇すべしと命じたり。彼は其の凡てを神の意に適ふものとなしたるなり。

十二、彼は人民が提供者が毒味せずして與へたる食物を食するを禁じたり。提供者領侯にして受くる者囚人なる時も同斷。彼は食事に招かざる人の前にて、その物の何たるを問はず人民の食事するを禁じたり。彼は一同僚を他の同僚以上に饗應し、炊事の火食物を盛りたる皿を跨ぐことを禁じたり。

十三、食事中の者の傍を馬にて通行する者は下馬し、その人の許可を得ずして共に食事せざるべからず。又食事中の者も之を拒むことを得ず。

十四、彼は人民が水に手を浸すことを禁じ、水を汲むには必ず器を以てすべしと命じたり。

十五、彼は未だ着古さず着用し得るにも拘らず人民がその衣服を洗濯するを禁じたり。

十六、彼は如何なるものをも不淨なりと言ふを禁じ、萬物は凡て清淨なりとし、淨不淨の差異を設くることなかりき。

十七、彼は人民が諸宗派に好惡の情を示すこと、大言壯語すること、敬稱を用ふることを禁じたり。スルタン其の他の人を呼ぶときも卒直にその名を呼ばざるべからず。

十八、彼はその繼承者達に、出陣の前にはその軍隊と武器とを自ら檢閱し、兵士が行軍に携ふべき物を凡て提出せしめ、縫針、絲に至る迄凡ゆる物を檢閱し、若し兵士中必要品を整備せざる者あれば之を罰すべしと命じたり。

十九、彼は從軍したる婦女が夫の戰より退きたるとき、夫の軍務を代行すべきを命じたり。

二十、彼は軍の征戰より凱旋したる時、軍の納むべき租稅をスルタンの收入たらしむべしと命じたり。

二十一、彼は每年の初め其の軍の娘全部をスルタンの前に提出せしめ、スルタンをして自己及びその子の妻を之より選ばしめたり。

二十二、彼はエミルを軍の首領とし、千戸、百戸、十戸のエミルを定めたり。
二十三、彼はエミルの最年長者たりとも過ありて君王が處罰の使臣を派遣したるときは、使臣が最下位のものたりとも一身を之に委ね、君王の命ずる刑の死刑なりとも、その前に平伏し刑の執行を受くべしと命じたり。
二十四、彼はエミルが君王以外の者と交遊するを禁じ、違反者は死刑に處し、且許可なくして自己の職を變更せる者も亦死刑に處したり。
二十五、彼は國內の事變を早く知る爲、常設の驛傳設置のことをスルタンに命じたり。
二十六、彼はその子チヤガタイ・ベ・チンギス・カンをして札撒の施行の監視を命じたり。

マクリヂ所傳のものは以上の如くであるが、更に他の史料に見ゆるものの內、重要なものを掲げてをこう。

二十七、殺人は贖罪金を支拂はば免じ、回敎徒を殺したる者は四十金、漢人を殺したる者は一オスロムとす。
二十八、馬を盜める者は同種の馬九頭を添へて所有者に返還すべし。この辨償不可能なる者はその子供を以て馬に代ふるを得。子供なきときは羊を屠るが如くにして之を殺す。
二十九、食物の間へたる者は天幕の內に引き入れて直に殺すべく、軍長の天幕の闕を足もて踏みたる者も死刑に處すべし。
三十、妾より得たる子は適法にして父の定むる所に從ひ、相當の相續分を受く。財產の分配は次の原則による。年長の者は年少の者より多くを得。末弟は父の家督を相續す。子の長幼はその母の階級により之を定む。多くの妻の內主としてその婚姻の時により一人は常に正妻とせらる。
三十一、父死するや、息子はその母を除く妻の處置をなし或ひは之と婚姻し、或ひはこれを他人に嫁せしむるを得。
三十二、その物の如何を問はず、適法の相續人以外の者、死者の遺物を利用するは嚴に之を禁ず。

以上の如き札撒を補足するものは成吉思汗の格言で、ラシッドの史記彙纂中に最も多く見えるところである。

札撒の內容を見て第一に感ずることは合罕(カガン)(蒙古の皇帝)の無制限な權力を確認する札撒の絕對性と、その規定の一般的な慘忍性及び峻嚴性である。第二の特徴は大部分が刑法の規範而も峻嚴な制裁規範であること。第三には私法的規定の少いこと、第四には異敎に對する寬容等が擧げられる。又全體としてはこの法典が當時の慣習法の統一確認に止まつてゐたことは注意すべきで、之は蒙古人が父權制の下に生活し、強固な氏族制度を有してゐたことに原因する

かく看じ來れば大札撒は游牧を事とする蒙古諸種族の生活の全面に對して規定したのではなく、主として成吉思汗の國家を形成する蒙古諸種族の同盟關係を圓滑にし、諸種族の慣習を共通法中に一般化して連帶性を强化するの意圖を有してゐたことも考へられる。

大札撒が效力を有してゐた期間は、單一的な全蒙古國家存立の時期より長くはなかつた。卽ち十三世紀の末には旣に其の意義は凋落し初め、それは蒙古國家の分裂其の他によつて拍車をかけられた。但し蒙古諸種族の生活樣式の變化せざりしことと英雄崇拜の心理とによつて、大札撒は其の意義を全く失つて了ふことはなく、其の後相當長期に亘り、蒙古諸種族の立法に或る程度の影響を與へた。

次に元朝に入つては、元典章、大元通制、至元新格の三つの法令集が發布せられてゐる。しかしこれらは何れも支那臭味を帶び、蒙古法と言はんよりは支那法であつて、此處に說くべき性質のものではない。

次に當時の司法制度に就いて一言する。元朝となつて忽必烈汗(世祖)及びその子孫を皇帝とし、支那本部を中心とする封建的國家の成立を見たが、蒙古地方の氏族制社會には大なる變革は起らなかつた。從つて蒙古地方に於いては一定の司法制度は存在せず、常に私刑や、罪人に對する起訴豫審裁判の手續をふまざる卽決且慘虐な刑罰等が行はれ、常設の司法制度も存在せず、事案は裁判所が審理裁判すべきものであるとの意識も存在しなかつたのである。

(2) 明以後

元朝が十四世紀中葉に明の爲に滅されて以來、一方に於いては明との不斷の抗爭、他方では蒙古各部間の內爭、之が明一代の蒙古の歷史であつた。元朝崩壞後、間もなく蒙古地方は西部の瓦剌部と東部の韃靼部とに二大分された。兩者の中、最初擡頭したのは瓦剌部で、十四世紀末頃よりその勢力は全く韃靼部を壓し、馬哈木、脫歡、也先等の時代には盛んに明を侵した。瓦剌部とはチョロス、トルグート、ホショト、ホイトの四種族を主とせる政治的同盟で、此の結成は加盟諸種族間の關係を規律する汎種族的法典を編纂するの必要を生ずるに至り、茲に生れたのが所謂「舊ツアゲン・ビチク」である。其の成立は十四世紀末より十五世紀とされてゐる。此の法典も全部は傳はらず、僅に八ケ條の斷片だけがパラスの「集史」によつて傳へられてゐるに過ぎない。それを次に記さう。

一、僧侶の同棲者(妾)との姦通は全く之を罰せず。
二、領侯の妃と關係したるものは謝罪の印として孕み羊一頭を差出すべし。
三、普通の姦通に就いては、姦夫は告發者に四歲の馬一頭姦婦は裁判官に三歲の馬一頭を差出すべし。

四、自己の奴隷中に他人の奴隷あるを見たるときは、持物の凡てを奪ひ、馬、金其の他の所持品を取上げ、裸にて追拂ふことを得。但女奴隷は罰することなし。

五、若者若し成長し自ら働き得るに至りたるときは、もはや父の權力下にあることなし。若し之をよしとせば、家畜の一部の分割を求め、全く父を離れ、領侯の直接の民となることを得。

六、カルムック人（西蒙古人を指す）にして他人の辮髪を捲り傷け又は切斷したるときは罪となる。辮髪は領侯のもの又は之に服屬するの印なればなり。然れども腦天の周に結ばれず亂れたる髪を持つ者あれば、この髪を引くも罪とならず。そはその者に屬し、領侯に屬するものに非ればなり。

七、天幕中の相當の場所、卽ち入口の右、爐の後、主人の床の足元に座したる婦女には何人と雖も觸るべからず。觸れたるときは婦女は之を叱責し、薪又は如何なる家具をも意の儘に投げつくるを得。婦女相爭ひて敢へてその場所を動き、又は全く天幕を出るときは其の權利を失ひ侮辱に對し懲罰を加ふるを得ず。

八、婦女領侯に至り、自己又は近親に科せられたる財産刑の免除を嘆願するときは、この者の性（異性）を尊敬して、通常財産刑を輕減し、重きは之を半減す。カルムック人は婦女を愛しむべく、婦女に加へられたる侮辱は嚴罰に處す。

以上の如き內容を見るとき、此の法典が成吉思汗の大札撒と著しく懸絕してゐることが看取される。その最初の四ヶ條卽ち姦通及び之に對する刑罰の規定を大札撒のそれと比較すると、舊ツアヂン、ビチクは大札撒の一部ではなく、又それを基礎とするものでもなく、慣習法の獨自的產物たることは明白となる。此の兩法典の成立した時期の間に蒙古人の慣習法は著しい變化をなしたものと認められる。全體として見るとき、舊ツアヂン・ビチクの刑罰規範は大札撒のそれよりも著しく寬大で、婦人に對する態度ではそれは殊に明瞭である。尙此の規定中、成人となつて自ら獨立の生活をなし得る息子は、父の財產の分配を要求し、獨立した世帶を立て得るといふ規定は注意すべきものである。

瓦剌部は也先以後次第に衰頽し、東方の韃靼部が代つて蒙古に威を振つたが、明の衰へた頃にはこれ亦衰微し、蒙古地方には內紛が絕えず、しかも西方から帝政露西亞の勢力が侵入し始めた。かゝる狀勢は十七世紀の前半、東蒙古及び西蒙古の諸種族をして、外敵の脅威の排除と內紛の絕滅とを目的とする强固な同盟の結成を必要ならしめた。卽ち一六四〇年喀爾喀、準噶爾、青海、西伯利亞、ボウォルジヤの蒙古諸種族の代表者達は準噶爾に集會を開き、此の

集會に於て準噶爾部のバツール汗の强力な影響により、新同盟を結成し、新蒙古法典が編纂された。此の廣汎な地域に亙る新同盟は一方に於いては內部の平和と秩序とを確立し、他方に於いては外敵防禦をなすことを目的とした。從つてかゝる任務は法典の內容に明瞭に現はれてゐる。此の法典が卽ち所謂新ツアヂン・ビチクで、之は全蒙古民族の法典ではないにしても（內蒙古には施行されず、其の他にも施行如何に就き疑はしい地方がある）、その大部分に施行すべき法律であり、大札撒以後、土俗民の手で編纂された最も一般的な蒙古法典であつた。此の法典の基本的且最も本質的な法源は蒙古諸種族の慣習法で、舊ツアヂン・ビチクも之には大きな影響を與へてゐることは勿論である。

同法典制定の集會には三人のフトクト（呼圖克圖）と二十七人の首領が參加し、その施行區域は喀爾喀、準噶爾、靑海、西藏、西部西伯利亞のステツプ、ウラル・ポウオルジヤに跨つてゐた。

此の法典は蒙古語で書かれ、その內容は蒙古法研究上最も興味あるものである。其の基本的任務は、種族間の同盟を强化し、同盟內の安寧秩序を維持し、外敵を共同的に防衞することにあつた。法典前文は佛と僧侶とに對する尊崇の念に滿され、法典を宗教的權威の下に置き、法典編纂に當つた人々の名を列擧してゐる。法典自體の中注目すべき點を擧ぐれば、先づ蒙古種族間の關係に就いての規定がある。多くの規定は軍事的な性質を帶び、攻擊防禦の關係を定めてゐる。僧侶及び宗敎關係の規定も多く含んでゐる。蒙古人の主要な平和的職業は牧畜と狩獵とであつたから、法典はその統制と保護のために著しく多數の規定を設けてゐる。驛傳及び運輸賦役に關する規定も若干存在する。氏族制度や族員の相互關係も現はれてゐる。婦人に對する態度も多くの規定中に現はれ、一方家庭內では婦人に對し、嚴格な父權制を採ると共に、他方家庭外の關係では寬大な原則で貫いてゐる。私法の規範も現はれてゐる、法典の規定の大多數は刑法關係のものであるが、裁判制度及び訴訟制度に關しての規定は僅少である、等々であらう。

新ツアヂン・ビチクは殆んどその全文が現存し、露西亞の學者によつて相當研究されてゐる。その中ゴルストウンスキー氏著「一六四〇年蒙古オイラート法」は最も著名であるが、これによると此の法典は百二十一ヶ條より成つてゐる。以下事項別に少しく內容を紹介しよう。

宗敎（喇嘛敎）に對する態度は嚴肅を極め、殊に法典前文には編纂者達の有する宗敎に對する敬虔の念を現はす語を以て滿されてゐる。法典中宗敎及び僧侶關係の規定の數は多くなく、凡てその保護を目的としてゐる。

此の同盟に加入せる諸種族間の相互關係の規定には、諸

侯が同盟加入の地域を掠奪することを禁じ、掠奪者には體刑を科し、バルグ族、バットト族、ホイト族の各族より脱走せる者は、之を蒙古人及び瓦剌にて分配すべく、外敵襲來の際に之を報告せぬ者及び動亂の際に出動に應ぜぬ者には重刑を科し、一種族より他種族へ逃亡せる者の接受及び逃亡者を殺すことを禁じ、法典を犯す者への刑罰を定める等がある。これら諸規定中には此の同盟と游牧的蒙古種族の全生活様式との戰鬪的劫掠的な性質が充分現はれてゐるが、これらは外敵に對する攻防の組織に關する諸規定中には更に鮮明に現はれてゐる。

次に牧畜と狩獵とは戰鬪劫掠と共に游牧蒙古人が生活資料を得る主要なる手段であつた。家畜は彼等の基本的財産價値で、貨幣に代つて交易の單位となり、又刑罰の場合には財産刑の單位となつた。從つて新ツアヂン・ビチクに牧畜關係の規定が多いのも當然である。家畜の放逐、窃盜に對する罰は特に嚴重であつた。又狩獵は彼等の第二の生存手段であつたが、之は卷狩又は單獨で行はれる。卷狩の秩序は嚴重で、之に關する規定も五ケ條程ある。

蒙古の驛傳制度は成吉思汗が創設したのであるが、新ツアヂン・ビチクはこれに準則を與へ、四ケ條の規定がある然しこの制度は人民にとつて決して輕い負擔ではなかつた。

氏族制度及び族内諸關係に關する規定を見るに、西蒙古人の天幕はアウル又はホシユン（旗）に、アウルはアイマク（部）に、アイマクはオトク（州、侯地）に、オトクは種族に、種族は瓦剌同盟に結成されてゐた。家族は嚴格な父權制の下にあり、家長の權力は絶大であつた。親系は男系のみを認めるが、母の實家に對しては一定の親族關係あるものとされてゐる。又家族の連座責任が認められてゐる婦人に對する態度は二重で、家庭の内外によつて相違する。父權的氏族制度は家庭内の婦人の地位を必然的に低くしたが、家庭外に於いては舊ツアヂン・ビチク同樣寛大の原則を以て貫いてゐる。

私法はあまり發達してゐない。當時既に私有財産の發生を見るに至つたので、物權法關係の規定は相當見受けられる。債權關係は未だ發達せず、債權法關係の規定は甚だ僅少である。親族法關係の規定中最も詳密であり又多數なのは婚姻關係のもので、種族維持のため義務婚姻を規定してゐるからである。相續法關係は僅か一ケ條で、父は掟により息子に財産を分配しなければならぬ。但し父貧困なる場合は家畜五頭に付一頭を取るとある。

刑法の規定は全體として大札撒に比較すると著しく寛大である。大札撒には死刑が頻繁に現はれてくるが、この法典には殆ど存在しない。之は喇嘛教の影響とされてゐる。最も多い刑は財産刑で之には犯罪の性質及び犯人の社會的、

地位に應じて著しい差異が設けられてゐる。又この法典の規定する犯罪は、宗教及び僧侶に對する罪、國事犯、行政犯及び瀆職罪、社會に對する罪、財產犯等に大別することが出來るが、法典自體では犯罪に何等の分類も行はず、材料の配置にも一定の體系を與へてはゐない。又一般原則を缺き、具體的個別的な特徵を有し、ために缺陷が多い。刑罰は犯罪の實體によつて變るのみならず、且犯罪主體によつても變り、法及び司法に於ける平等は全く存在してゐない。

裁判制度及び訴訟制度關係の規定は極めて少い。

以上新ツアヂン・ビチクの重要な諸點を見て來たが、次に之を成吉思汗の大札撒と比較すると、多くの本質的な問題に就いて著しい懸隔を示してゐる。卽ち宗教に對しては大札撒は異教寬容の主義を採り、新法典は喇嘛教が眞の支配的宗教たることを聲明し、シャマン教を迫害してゐる。前者は姦通に死刑を科するに對し、後者では姦夫姦婦に輕微なる財產刑を科し、未婚の娘には全く刑を科さない。又前者の刑は頗る重く取るに足らぬ程の過誤にも死刑を科したのに、後者では死刑は稀に見る例外で、全刑罰體系は財產刑を根幹としてゐる。しかし此の如き一面この兩者には尙共通なものが相當多いことは注意すべきである。

さて前に少しく述べた如　、この新ツアヂン・ビチクでは裁判制度及び訴訟制度の規定は頗る僅少であつた。後間もなくこの同盟の首領となつた準噶爾（ジュンガル）部の噶爾丹（ガルタン）汗はこの缺を補充する爲に二つの勅令を發布した。第一勅令は一六七七年又は八年に發布されたもので、貧困者の救護、窃盜、各ホシュン（旗）の者より新オトク及びアイマクを編成すること、裁判所、オトク及びアイマクよりの逃亡者及び逃晦者に關する諸規定よりなり、第二勅令は一六七八年に發布され、專ら司法關係の諸規定より成る。此の二勅令によると裁判所は常設的な國家的機關となり、地方（ホトン）裁判所と最高裁判所とに分れ、判決を執行する國家的强制手段、實體的手續的規範も存在する。しかし同時に前時代の原始的遺風卽ち自救行爲許可時代の遺風も殘つてゐる。又此の訴訟法には未だ不備な點が多いことは第二勅令も認めてゐる。要するに訴訟法の領域から見るとき此の時代は私的な自救專斷制から國家による司法組織への過渡期又は之が終つた時代と見ることが出きる。

以上述べきたつた法典は文書の形式で發布されたものであるが、それ以外に碑文によつて勅令が布告されたものもある。瓦剌の諸汗は多くこの形式を用ひ、崖又は岩に朱文字で刻まれたものである。之は游牧民に對する原始的で且便利な公布の方法であつた。現在發見され　るのはエニセイ河畔アバカンスコエ村にあるアバカンスコエ碑文（之は內容から見て十七世紀の瓦剌同盟時代の法令中に入るべ

きものらしい）、エニセイ河の支流ツバ河右岸のシャラボリシスコエ碑文（一六九一年建立、噶爾丹汗時代のもの）エニセイ河右岸テシ村下流の斷崖にあるテシ碑文等である。

以上で西蒙古瓦剌同盟時代の法律に關する記述を終り、次に北蒙古に移る。

北蒙古喀爾喀地方でも紛爭解決の指針たるべき慣習法を持つてゐた。其の最古のものは七ホシュン（旗）大法典であると云はれ、十六世紀後半に成立したものらしい。しかしその本文は目下のところ全然知られてゐない。

これに次いで成立したのが所謂カルカ・ヂロムである。之は北蒙古喀爾喀人の慣習法集で、未だ印刷されず、寫本の一は恰克圖近傍のシャンヂトバの衙門に保存され、一は露西亞にある。カルカ・ヂロムは各部分が時を異にして編纂せられ、全部で八編からなる。その基本的部分は土謝圖汗を戴くアイマクの蒙古人が一九〇九年に編纂したものである。その中第一編は一七二二年（又は一七一八年）に編纂された使者に關する補充規定で又僧侶に關する追則が挿入されてゐる之は一七四六年のものである。第八編は一七一八年編で、其の最後に一七三六年又は九六年の補充規定があり、之によつて車臣汗のアイマクの蒙古人がこの編纂に參加したことが明かとなる。

次に本法典の內容を見て行かう。

法典前文は蒙古人の慣習に從ひ、宗教及び僧侶に對する敬虔の念を現はしてゐる。第一編に就いては前述した。第二編は運輸、賦役、徵發に關する制度を詳細に規定する多くの條項を集めてゐる。第三編は逃隱所權に關する廣汎な條項を以て始まり、傷害、裁判等の規定を集め、第四編は財產分配、傷害、一般竊盜に關する規定を集め、第五、第六兩編は雜多な規定を集め、第七編は可汗關係、競馬及び其の賞品に關する規定其の他を含んでゐる。本法典の本文は以上を以て終り、第八編は實際は元來獨立した立法上の古文書で、條文の前には一寸した前文があり、その編纂年時と立法者の構成とを明かにし、次いで本文としては武器馬の烙印、戰爭に關する諸問題に就いての諸條項がある。本法典の最後には寺院內の生活を規律し、居住者の法律上の保護を規定する多くの條項より成る廣汎な附則がある。

この法典は頗る重要視すべきものである。即ち第一には成吉思汗の大札撒、一六四〇年の新ツアヂン・ビチクと相ならんで蒙古法の第三の大文獻をなしてゐる點、第二には大札撒は原本が傳はらず、新ツアヂン・ビチクは主として蒙古諸種族間の關係を規定するものであつたのに對し、カルカ・ヂロムは全くその內部關係を規定してゐる點、第三に大札撒も新ツアヂン・ビチクも既に全く其の意義と效力を失つてゐるのに對し、カルカ・ヂロムは最近までウルガ

のボグド・ゲゲン・フトクトのシャピナル管區の現行法であつた點等に於いて頗る重要なのである。このことは此の法典の規範に特殊な現實的意義を加へ、二十世紀初頭の蒙古人（少くとも北蒙古人）の法意識を判斷し得る又と得難い材料と云はねばならない。

以上の如き諸法典以外には現在までの所、蒙古人自身の法典は其の後つくられてゐない。但し外蒙共和國成立以後のことは、本書の他の部分に於いて説明があるから、こゝには省く。（青木富太郎）

二　清朝の對蒙法制

清朝が蒙古のために作つた法律は康煕三十五年のもの、乾隆五十四年理藩院則例、嘉慶二十年の理藩院則例の三がある。此の三法典に就いて述べる前に一應當時の蒙古の行政制度に就いて概觀する。

(1)　清朝の對蒙行政

清は十七世紀末北蒙古喀爾喀地方を領有し、十八世紀中葉には準噶爾部を平定し、全蒙古を領有するに至つたが、此の頃盛んに蒙古の行政改革を行つた。蒙古地方の行政は從來の如く軍事的性質を保有せしめ、人民は兵役簿に登錄され、その三分の二を軍務に服せしめた。蒙古の貴族は六級の爵位（王、貝勒、貝子、公で、王及び公は二位に分つ）と台吉に分れる。蒙古は内蒙古と外蒙古に分け、何れも更にアイマク（部）及びホシュン（旗、ジヤサク、侯地）に分れる。内蒙古は二十四のアイマクと四十九のホシュンに分れ、六盟に統一され、ホシュンはスムンに分れる。外蒙古は土謝圖汗、車臣汗、札薩克圖汗、賽音諾顔の喀爾喀四部より成り、八十六のホシュンに分れ、アイマク毎に四個の盟に統一されてゐた。

外蒙古の軍事及び行政の長官は烏里雅蘇臺駐在の定邊左副將軍で、その文政方面の顧問は參贊大臣（烏里雅蘇台、科布多、庫倫に各二人宛駐在）である。庫倫の辨事大臣は外蒙古東部の統治に就いて强大な獨裁權を持ち、直接北京朝廷と交渉し得る。唯全蒙古に關係のある最も重要な事項の處理のみが定邊左副將軍の管轄である。又定邊左副將軍の軍政顧問はツサラクチ將軍である。これは各アイマク毎に一人蒙古貴族から選ばれる。盟は三年一回裁判事件の裁判、各ホシュン間の現物税附加及び人口登錄のために召集される。盟長は盟の長老で、之には助役又は代理人があり盟所（衙門）が附屬する。盟長はアイマクの狀態、ホシュンの領侯の行狀を監督する權利及び蒙古に於ける滿洲政權の全權を執行する理藩院にこれを申告する權利を有する。ホシュンの長はヂヤサク即ち領侯で、之は世襲である。

以上が概要であるが、全體として清朝は蒙古の統一及び

之に伴ふ清朝への反抗を警戒して侯地細分の政策を用ひたホシュンの數は最初三十七位であつたものが、後には激增して八十六にも達したこと等は之を裏書する。

(2)　康熙三十五年（一六九六）の法典

此の法典は最近蒙古で發見されたもので、一六二六年以來卽ち清の太宗以來、一六九五年までの間に逐次發布されたものを、康熙三十五年に編輯發布したもので、全文百五十二ヶ條より成り、敍述は體系的でない。內容から見ると蒙古の法律及び慣習を基礎としたもので、又その年代から見てこれは主として北蒙古のためのものであることが判る。而して順序は相違するにせよ、此の法典の殆ど全部は次の乾隆五十四年理藩院則例に於いて反覆されてをり、此の法典が後者の基礎をなすものであることは明瞭である。

(3)　乾隆五十四年（一七八九）の理藩院則例

此の法典は前述の法典を基礎として作られたもので、其の根柢にはある程度まで蒙古人の臭味を持つてゐる。

露西亞の研究家イアキンフの分類によると二百十ヶ條に分れ、勳功に關するもの二十四、監査及び義務に關するもの二十三、參內及び進貢に關するもの九、會盟及び出征關係十三、國境及び哨兵關係十七、强窃盜關係三十五、殺人關係十、訴訟關係五、脫走者の逮捕關係二十、各種犯罪關係十八、喇嘛僧關係六、檢察事務の裁判關係二十九となる。

次に其の內容を見て行かう。

第一に行政規定を見るに、賦役、年貢及び人頭稅關係では、外蒙古の人口調査を三年一回行ひ、隱蔽せる者には嚴罰を科した。軍事賦役は一般的であるが、例外を認める。十ユルト（天幕）を以て十戶とし、中隊は百五十人、一聯隊は六中隊より成る。領侯、臺吉は每年軍隊兵器の檢閱を行ふこと。領侯は人頭稅の形で人民から現物を徵集するが、之に就いては細い規定があり、規定以上を要求する者は裁判に附する。領侯は旅行の際人民から食料を徵收し得るが、その分量に就いても夫々規定がある。凶作の時は領侯、臺吉、富豪、喇嘛僧は救濟手段を講じ、貧民の生活を扶助しなければならぬ。當時喇嘛教は蒙古の支配的な宗教となり、僧侶は尊敬を受け、且軍事賦役を免ぜられてゐたので、其の數は非常に增加した。此の法典に於いてもかやうな現象の對策を講じ、規定も相當多い。

第二に私法規定では、物權法及び債權法關係のものは甚だ僅少で、土地の利用に關し、蒙古人は割當てられた地域內で游牧し、他人の游牧地へ侵入してはならぬ。商業は主君たる領侯及び將軍の許可を得、特殊の官吏の監督の下に於いてのみ營み得る等を主とする。親族法では婚姻關係（結納まで規定す）、養子の件等を規定し、相續法關係では、遺產相續人は先づその息子及び男系の直系卑屬としてゐる。

第三に刑法に就いて見ると、其の刑罰體系には支那刑法の著しい影響が認められる。從つてそれは蒙古人の素樸な生活樣式や、ステップ生活の特異性によく適合せるものとは言ひ難い。此處に擧げられた刑罰中注目すべきものは、財産の沒收と奴隷化を伴ふ死刑、八裂刑、斬首、絞刑、家族と共に奴隷にするの刑、奴隷とするの刑、奴隷としての流刑、驛傳の苦役に服せしめるための流刑、瘴癘の地たる雲南、貴州、廣東、廣西地方への流刑、鞭・笞及び杖による身體刑、財産の沒收、財産刑（家畜九頭を單位とする家畜罰及び一年・半年・三ケ月の罰俸等）、免職、禁錮の十四である。此の外減刑、家族の連座規定、刑事犯罪を犯した蒙古人は馬九頭の九倍を拂へば自由の身となり得る、十歳未滿の者の竊盜は處罰せぬ、犯罪者が財産刑を納付し得ざるときは家畜各一頭を鞭二十五に數へて身體刑に代へ得る等の規定がある。次に此の法典の規定する犯罪は、宗教、僧侶誓の約及び戒律に反する罪、行政秩序、社會の安寧及び風俗を害する罪、瀆職罪、個人に對する罪（殺人、不法監禁、身體の毀損、傷害、言辭及び行動による侮辱）、財産犯（掠奪、强盜、竊盜）等を規定してゐる。これらの最も特徵的なものを見ると、（一）人の死んだ場合に禁ぜられる罪は馬を殺すこと、軍旗の竿を突刺すこと、登山口を塞ぐこと、ホダク（小布片）を物へかけること等で、之を犯せば重き贖罪物を支拂はねばならぬ。又同時に墳墓上で馬を殺すことも禁ぜられる。（二）他國への逃亡者は死刑に處す。（三）平民間の姦通は姦夫に本夫へ相當の贖罪物を支拂はしめ、姦婦は本夫が之を殺す。平民の妻と貴族、平民と貴族の妃との姦通にも夫々の規定がある。（四）調査の際人口を隱蔽せる貴族は罰俸三ケ月、十戶長の不注意のため十戶中に盜難のあつた場合には馬一頭の財産刑に處す。（五）他のホシュンの者を謀殺せる貴族は代りの者をそのホシュンへ返し、遺族に贖罪物を支拂ふ。犯人平民なるときは禁錮の後斬首。怨恨又は酩酊中の殺人は貴族及び平民共に相當の財産刑。喧嘩による殺人は絞刑、妻を謀殺せるものは絞刑とする。（六）蒙古人にて蒙古の男女を奴隷に賣る目的にて誘拐せる者は鞭百及び財産刑。（七）他人の身體を毀損したる者は夫々財産刑。（八）掠奪して人を殺した者は首犯及び共犯を斬首梟首、犯人の財産及び家族は被害者の有となる。（九）竊盜に對する刑は贓品の分量及び價値に應じて量刑を異にし、身體刑・財産刑が適宜行はれる。

第四に裁判制度及び訴訟制度に就いて見ると、司法は行政と分離せざるのみか、密接に結合してゐる。第一審裁判所はヂヤサク卽ち領侯又は臺吉である。其の判決に不服の時は盟長に控訴し得られ、更に不服なる時は理藩院に上告し得る。理藩院は事案を審理せる後盟長に再審を命ずるこ

ともあり、若し重大事件ならば審理のため高官の派遣方を皇帝に請願する場合もある。支那で犯罪を犯せる蒙古人は支那法で、蒙古で犯罪を犯せる支那人は蒙古法で處斷される。蒙古人は自ら訴訟せねばならぬ。他人の後援は禁ぜられてゐる。又示談は公の機關を通じてのみなさるべきである。證據方法としては疑問あるときは宣誓を命ずる。犯人の搜査には足跡追求と家宅搜索が用ひられる。次に手數料を見ると、家畜による財産刑の中から領侯は九頭につき一頭を告發人は財産刑の半分を、被告人の所屬するホシユンの使者は三歲の牡牛一頭を、被害者の所屬するホシユンの使者は十頭に付一頭を夫々取得する。但し後者は三頭を超えることは出きない。財産刑の執行者は取立てる犯人から三歲の牡牛一頭を得る。

(4) 嘉慶二十年（一八一五）の理藩院則例

本法典は康熙三十五年の康熙帝の蒙古法典に依據するものである。故にこれは後者を通じて古代の蒙古諸法典に依據するのみならず、其の後次第に變化してきた蒙古人の慣習にも依據するもので、此の故にこれは著しく進歩せる漢民族の要求を決して滿足せしめず、且又支那宮廷の蒙古統治なる一般的任務にも充分役立ち得るものでもなかつた。

次に此の法典成立の經緯を考へるに、仁宗の嘉慶十六年理藩院大臣たりし慶桂は理藩院則例改正に關する上奏文を奏つたが、その中に於いて「現在蒙古の私法制度及び刑事裁判に關しては、理藩院は今日則例の包含する二百餘條の條章を以て準則としてゐる。此の則例は高宗の乾隆五十四年に滿洲、蒙古、支那の各言語にて編纂され、既に二十餘年を經過した。此の間蒙古人の間では、則例の如何なる條章にも該當せざる刑事犯罪屢々發生し、陛下の勅裁を仰がざるの已むなきものあるに至つた。此の爲大臣の上奏も尠からず、勅令の發布されたことも多かつた。しかも今日に至るも則例中に編入されることなく、從つて未だ公布されざるの狀態にある」と述べて、未だ法たるの效力を有する乾隆三十四年以來の法令を蒐集し、これを補助として則例中に編入することを勅許されたいと請ふた。帝は之を許し、夫々編修に當る者を任命し、編纂期間を三ヶ年と定めた。然るに法典を研究するに及び、かゝる方針の下に編纂さる る法典は其の本來の使命を果すに足らざることが判明し、方針を變更し、全く新しい法典を編纂することに決定し、又完成年時も一年繰下げられた。かくて新法典が完成し、嘉慶二十年帝に上らるるや、當時の理藩院大臣托津は上奏文中に次の如く記した。「舊法典を逐條審議するに當り、嘗ては法たるの效力を具へたるも、今日に於いては新法典中に編入するを不適當と認むる二十ヶ條を發見し、之を目錄より削除したり。殘餘の百八十九ヶ條中、百七十八ヶ條は

全く之を變更するの要あり。必要に應じ之を改修せり。舊法典の右の如き條項を編入するに際し、世祖（順治帝）の御宇より本年に至るまでの理藩院判決例を審査し、此の法典に編入のため抽出すべき分は、理解し易からしむるため之を滿洲語より支那語に飜譯せしめ、かくして臣等は五百二十六ヶ條を編纂したるものなり。」と。卽ち嘉慶二十年の則例は正確に言へば舊則例の單なる改正法ではなく、獨立した新しい法典といふことが出きる。

此の則例の支那原本は編別にはなつてなく、目次もなく、亦各條項に番號もない。露西亞のエス・リポフツェフ氏がこの則例を露譯したが、それには法典の各條項を一定の體系に配分し、部及び章を設け、且つ各條項に番號を附してあつて頗る便利である。今、氏の說によつて分類すると、この法典は理藩院に關する前文と六部に分れ、各部は章に、章は節に、節は項又は條に分れてゐて、次の如くである。前文理藩院の構成（六章五十六ヶ條を含む）、第一部民事法典（二十一章四百九十四ヶ條）、第二部軍事法典（六章八十八ヶ條）、第三部刑事法典（二十章百九十一ヶ條）、第四部喇嘛敎僧侶に關する章程（十一章百十七ヶ條）、第五部西藏に關する章程（十三章六十六ヶ條）、第六部露西亞との國交に關する章程（六章二十八ヶ條）。

尙此の法典も發布以後、何度も改正修補を加へられた。

次に其の內容を觀察して行くが、蒙古の行政制度及び機關に就ては既に述べたし、西藏關係の章程、軍事法僧侶に關する章程、露西亞との國交に關する章程等はあまり關係のないことであるから、此處では省略することにする。

第一に私法の規範に入るものを見ると、物權法債權法關係では、蒙古人の基本的產業たる牧畜を保護するために土地の利用に就いての諸種の規定があり、漢人には國境を越えて蒙古游牧地帶を耕作することを禁じ、蒙古人には牧地を耕地に變ずることを禁じ、違反者には嚴罰を加へる。熱河將軍の支配する地方に於いて漢人が蒙古人から土地を賃借開墾するには將軍の許可を要し、且其の嚴重な指揮に從はねばならぬ。科爾沁、火魯剌思、アオハンの侯地內の賃貸土地の開墾は、嚴重な監督と指揮の下にのみ許される。土地の賃貸は郡長及び審査官の證明せる書面上の契約によつてのみ行ひ得られ、これを全國民に公告し、公報に掲載後、游牧地を支配する領侯が賃借人に賃借權の證明書を下附する。賃料不拂のときは土地を取戾し得る。債權契約の擔保としての土地の提供收受は禁ぜられ、既にかゝる事實の發生してゐる場合には辨濟せしめて取戾さしめる。蒙古で農業を營む漢人は借地料を支拂はねばならぬ。又自己の游牧地の境界を越えることを禁ずる前則例の規定はこゝにも收錄されてゐる。商取引關係のものでは、蒙古人はホシ

ユン當局の許可なくしてはその游牧地以外に出られない。商用の旅行も同様である。支那商人は理藩院の許可狀を携へる時に限り一定の地域を限り蒙古に入り得る。漢人が蒙古人に利息付貸金をなすことは禁ぜられる。親族法及び相續法關係では、蒙古居住の漢人は蒙古婦人と婚姻し得ず、違反者は婚姻を解消し夫婦共に處罰する。蒙古人の同族間の婚姻は禁止される。其の他結納の規定、花嫁の附添人の規定、離婚の規定等がある。又養子は自己の親族中よりなすべく、養子となすべきもののなきときはホシユン長の許可を得て他人より養子をなし得る。相續をなし得るものは直系卑屬たる男子で、兄弟及び親族が之に次ぐ。直系卑屬なきときは遺言が許される。等々の規定がある。

第二に刑法關係を見ると、此の則例の規定する主なる刑罰は、家族の奴隷化を伴ふ死刑、八裂刑、斬首（之は通常見せしめのため梟首にする）、絞刑、瘴癘の地に於いて懲役に服せしむるための流刑、雲南・貴州・廣東・廣西地方への流刑、漳南・拓城・張市・壺關・福昌地方への流刑、山東及び河南地方の驛傳苦役を課するための流刑、山東及び河南へ家族と共同の流刑、首械［鞭刑及び財産刑、笞刑、鞭刑、棒刑、禁錮、僧籍・官職・位階勳等の褫奪、全財産の沒收、不動産の沒收、領民の褫奪、財産刑（家畜罰）及び罰俸、贖罪身受金等の二十一である。これらの條項を以て科刑し難いものがあるときは、一般法たる國家の刑法によつて事件を審理する。蒙古に於いて犯罪を犯せる支那人及び支那に於いて犯罪を犯せる蒙古人は、何れもその住居地法によつて處分される。數個の犯罪を犯せる者は之を併合せず、又個々の罪につき判決せず、重きに從つて處斷する。竊盜犯の十歳未滿の者は責任を問はず、十五歳以下の者は科刑せず贖罪身受金を支拂はしめる。死刑又は流刑の判決を受けた者に扶養すべき父母祖父母あれば、犯人の屬する聯隊の長が其の將來を引受けたるときに限り刑を免じ四十日の首械と鞭百とを以て之に代へる。故殺により死刑の宣告を受けたものは國庫へ馬八十一頭死者の遺族に二十七頭支拂へば身受を許す。刑の變更は笞刑及び棒刑は鞭刑に、懲役は五日を一日の首械に換算し代へ得る。一切の有給官吏は財産刑及び贖罪物を國庫へは罰俸の形で、個人へは家畜を以て支拂ひ得る。平民は何れも家畜を以てす。財産刑を支拂得ざる者は鞭刑に代へ、一頭は鞭二十、二頭は五十、三頭は七十五、四頭以上は百で、百以上なるを得ない。等の諸規定がある。次に犯罪に就いて見ると此の法典には、宗教、宗教上の誓約及び戒律に反する罪、國事犯及び瀆職罪、個人に對する罪（不法監禁、殺人、傷害及び身體の毀損、言辭及び行動による侮辱）、財産犯（掠奪、强盜、竊盜、放火、器物毀棄）等を規定してゐる。是等の中最も

特徴的なものを擧げよう。先づ墳墓に就いて詳細な規定がある（例へば諸侯及び臺吉の墳墓を發掘せる者は死刑、平民の墓を發掘せる者は鞭刑及び家畜刑に處する等）。登錄された者以外の喇嘛僧を寺院へ入れ、定員外の弟子を採ることは禁ぜられ、違反者は僧職を免黜し財産刑に處す。奴隸や兵士を僧とするを禁ず。寺院を脱走せる喇嘛僧及びバンデイは僧籍を奪はれ鞭百に處さる。他國へ脱走せる者は死刑に處す。出征の命を受けて之に從はぬ諸侯及び貴族は位階勳等を奪ひ出征せしむ。下位の軍人が出征を拒めば死刑出征の期に遲れたものは財産刑に處す。十戸中に盜賊あれば十戸長は監督不行屆の科により馬一頭の財産刑に處す。（十戸長の自ら告發せる場合は問はず）。惡性にして共同生活を許容し得ざる者は山東及び河南地方へ驛傳苦役に服せしむるために流刑とする。特に冬期に於いて旅行者の宿泊を拒みたる者、又かくして凍死するに至らしめた者は財産刑に處す。平民の妻と姦通せる領侯及び貴族は夫に對し贖罪物を支拂ひ、平民が領侯の妃と姦通したときは姦夫は八裂刑、姦婦は斬首に處す。平民階級者間の姦通は男は一ヶ月の首械と鞭百、女は鞭百と贖罪金を拂ふ。誘惑又は欺罔により自由民たる蒙古人を奴隸、妻又は妾に賣り、又養子緣組に際し子又は孫の代りに養子とせしめたるものは笞百及び財産刑、賣られたものゝ惡意の場合は同罪である。軍籍にある人民（農奴）を賣ることを禁じ、軍籍にないものも其のホシュン外へ賣ることを禁ずる。他のホシュンの者を謀殺せる貴族は財産刑に處す。ホシュンの行政を行はぬ臺吉・タブナングは財産刑、平民は一般法たる國家の刑法に基き死刑とす。貴族が自己の人民及び奴隸を殺したときは動機を論ぜず、第一位の領侯は馬にて財産刑を支拂ふ。普通の殺人では官吏及び平民は絞刑、妻を虐待し死に至らしめた夫も同罪である。妻を故殺せる夫は妻の父親へ贖罪物を支拂ふ。人を傷害し五十日以内に死に致らしめた者は絞刑に處する。傷害は何れも財産刑とし、官吏は罰俸とする。齒を拔き、辮髮を引拔いた者も同じく財産刑に處す。蒙古で行はれた掠奪及び强盜は犯人が全部蒙古人なるときは蒙古法によつて處斷し、全部漢人なるときは支那法によつて處斷し、若し兩民族合同なるときは重きに從つて處斷する。官有財産の竊盜と私有財産の竊盜とは區別せられ、前者は後者に比し刑を加重する。私有財産の竊盜は贓品の量又は價値によつて其の刑に輕重を設け、大家畜三十頭以上のときは主犯及び從犯を絞刑に、教唆犯等は遠隔地への流刑に處し、小家畜に就いては仔羊、仔牛、仔馬、仔駱駝各四頭は成長した家畜一頭と同等と見做し、四頭以下の竊盜に就いても鞭八十乃至百の刑に處する。銀器一兩乃至十兩を竊盜した者は主犯は鞭九十、從犯は鞭七十乃至八十に

處し、十兩乃至四十兩のときは夫々鞭百、八十乃至九十に四十兩乃至七十兩のときは主犯は流刑、百二十兩以上のときは主犯は絞刑、從犯は流刑に處する。怨恨又は報復のため住居に放火し人を死せしめたる者は死刑に處し、加害者の財産は被害者に交附する。死に至らざるときは官吏は免官、平民は鞭百に處し、財産を被害者に交附する。以上の外、種々な事柄に就き詳細な規定がある。

第三に裁判制度及び訴訟制度に就いて見ると、司法と行政とが密接に結びついてゐることが先づ注意される。第一審裁判所は札薩克（師團長）で訴人は之に對し告訴狀を提出すべきである。其の決定或ひは判決に不服の場合には、之を軍團長が處理する。卽ち第二審裁判所は軍團長である更に此の判決に不服なる場合には、訴訟事件は兩裁判の一件記錄の謄本を添附して理藩院へ送附される。此の兩裁判を回避して理藩院へ直接出訴することは禁ぜられ、違反者は處罰される。理藩院は事件を再審理する義務があり、これを裁判はするが、事件を通常のものとするときは、裁判指導の敎書を附して、札薩克又は軍團長に差戻して、再審を命ずる場合もあり、事件を重大なりと思考した場合には事件審理のため特命辦理大臣の差遣を皇帝に請願することが出きる。理藩院は札薩克及び軍團長の判決又は決定せる上訴事件を審理する權利を有すると共に、右の裁判が偏頗なりと思考せる場合には、之を改めて裁判する權利を有してゐる。死刑の宣告をした事件は之を理藩院に回附する。事件によつては秋審（後述する）を行ふが、それは多くは重大ならざるものに限られてゐる。秋審の必要を認めざる重大事件に就いては、理藩院は中央政府の刑部及び都察院の民刑事司官を召集し、事件の合同審理を行ひ、皇帝に判決執行の裁可を仰ぐ。秋審を經べき死刑の事件は理藩院より刑部に回附し、事件は六部及び都察院の合議に附せられる。此の會議は事件の審理と最終的勅裁の上奏のため秋期に召集された（之を秋審と稱するのである）。示談をなす場合には蒙古人自ら出延して法廷で行はねばならぬ。法廷以外で示談をなせる場合は馬一頭の財産刑に處する。當局者の裁判を偏頗なりとして更に上告し、再審理が行はれて、この訴願そのものが不當なりとされたときは、訴願人は財産刑に處せられる。竊盜の搜查は足跡追求の方法によつて行はれる。或る游牧地から鞍弓一射程以內に足跡があるときには、その游牧地の所有者は宣誓を命ぜられ、此の宣誓によつて事件が裁決される。若し足跡が鞍弓一射程以外にあるときは嫌疑は晴れ、宣誓を命ぜられることはない。被疑者に對し家宅搜索を行ふことはできるが、之には立會人を必要とする。家宅搜索を拒否したものは竊盜犯として審理する。又證人の證言は一層有力な證據となす。若干の場

合、事件は宣誓によつて裁決される。卽ち直接的證據がなく、而も嫌疑を受けてゐるものは、自已の無罪を宣誓することを許され、宣誓すれば追訴を解くが、之を躊躇し又は拒絶した場合には有罪とされる。特に重大なる事件の場合を除き、貴族には宣誓を命ずることは出きない。又犯罪の證明手段としては九種に亙る拷問が廣く用ひられてゐた。

却説、以上主として乾隆五十四年及び嘉慶二十年の新舊の兩理藩院則例中、最も興味ある部分を觀察し來つたが、何よりも先づこゝに指摘すべきは、此の兩者は共に清朝が蒙古のために制定せるもので、蒙古民族の法的創造の產物卽ち慣習法集ではないといふことである。卽ちこれらには支那の影響が強く反映してゐる。とはいへ同時に指摘すべきことは、此處にも又蒙古慣習法の諸體制が太く織り込まれてゐるといふことである（此の點では乾隆五十四年の舊則例は特に重要である）。これは從來の古文書中の不明瞭な部分を明瞭にし、若干の點では蒙古慣習法中、未知の部分をさへ補充してゐる。行政法に支那の影響が強いことは當然であるが、之を除いて最もよく影響の現はれてゐるのは刑法である。前項「蒙古部族法」に於いて述べた新ツアヂン・ビチクの比較的寛大な罰則とは反對に、これらには游牧蒙古人の生活樣式乃至民族性とは必ずしも合致せぬ多くの峻嚴な刑罰が見られ、死刑が濫用され、八裂刑、絞刑、首械刑、各種の流刑、梟首等も存在する。しかし此處にも蒙古慣習法の體制は嚴然として現はれてゐる。卽ち鞭刑、九頭を單位とする家畜による財產刑、家畜の竊盜に對しては刑を加重すること、喧嘩による傷害の後五十日以內に致死の結果を生ずれば之を殺人と見做すこと、足跡が或る人の游牧地から一定射程內にある場合には、足跡追求に際し宣誓が用ひられること等はそれである。更に私法に於いては支那法は更に多く慣習法に讓步してゐる。最も遺憾なことには兩則例共に私法規範を含むことが極めて少い。それは兩則例共に民事取引に最も必要な規範を含んでゐないため、私法規範が尠くなつてゐるのである。卽ち兩法典共に支那人と蒙古人との間の諸關係を規定するのみで、蒙古人相互間の私法的諸關係は之を規定してゐない。故に讓步を示すに足る確實な證據はあまり多くない。但し嘉慶二十年の新則例ではそこに擧げられた刑法關係の諸規定中にも規定してゐない犯罪は、一般法たる國家の刑法典に據ることを規定してゐるのにも拘らず、私法方面に於いては、かゝる規定は存在しない。故に私法の諸問題に就いては、蒙古人は先づその固有の慣習法の規範及び古い諸法典の規定に從つたものであらうと推測することが出きるのである。

（青木富太郎）

三　中華民國ノ蒙古法令

中華民國に於ける蒙古關係の法令は相當多數あり一々之が內容を記述することは紙數の都合上許されないから參考迄に左に重要なものを一部列記するに止める。

一、修正蒙藏委員會組織法　民國二十一年七月
二、蒙藏委員會駐平辦事處規則
三、蒙藏委員會設計委員會組織規則
四、蒙藏委員會邊事研究會組織規則
五、蒙藏委員會派駐各地專員條例
六、蒙藏委員會招待所組織規則
七、蒙藏旬報者章程
八、待遇蒙藏學生章程　民國十八年七月
九、蒙藏委員會保送蒙藏學生辦法
十、蒙藏委員會北平蒙藏學校組織大綱
十一、國立南京蒙藏學校組織大綱
十二、國立康定蒙藏學校組織大綱
十三、國立麗江康藏師資養成所組織大綱
十四、蒙古喇嘛寺廟監督條例　民國二十年六月
十五、北平喇嘛廟整理委員會組織規則
十六、邊疆政教制度研究會章程
十七、蒙古救濟委員會組織章程
十八、蒙藏公文程式　民國十八年
十九、蒙古盟部旗組織法　民國二十年十月
二十、蒙古盟部旗組織法施行條例　民國二十一年九月
廿一、蒙古盟部旗組織法施行步驟　民國二十一年八月
廿二、卓盟錫埒圖庫倫旗政教分治辦法　民國二十年三月
廿三、蒙古各盟部保安長官公署組織大綱
廿四、蒙旗保安隊編制大綱　民國二十年十月
廿五、西陲宣化使公署組織條例　民國二十二年五月
廿六、蒙旗宣化使公署組織條例
廿七、行政院訓令內政部軍政部蒙藏委員會保障佛教徒約法上所許之國民權文　民國二十年七月
廿八、行政院訓令內政部蒙藏委員會擬具招待蒙藏來京領袖辦法文　民國二十年七月
廿九、行政院訓令教育部蒙藏委員會妥定獎勵興辦蒙古教育辦法文　民國二十年六月
三十、司法院訓令司法行政部理藩院則例對於蒙番人民仍准援用文　民國十八年八月
卅一、國民政府加給班禪額爾德尼爲護國宣化廣慧大師令文　民國二十年六月

（大場辰之助）

一、一般衛生狀態

蒙古人は零下數十度の酷寒にさらされ、夏は炎熱灼くが如き沙漠地帶に生をうけてゐるので、先天的に蒲柳脆弱の體質を有するものは、到底これらの最惡なる天然の試錬に堪へ得ないで夭折する。一種の自然淘汰であり、適者生存の理法である。頑强な體質の者のみが自然の生を完うすることができる。汪長洲の隨鑾紀、八月十五日の項に『興安嶺は三月前已に雪深さ一尺、而して人、其の間に生れ、多く寒を畏れず、五穀の食を得ず、乳酪杯許を得ば即ち一日を度る、女人曾て墮胎の患なく、男女從つて疾に沾まず、一度疾めば即ち復た起つなし』とある通りである。それも上述の如く完備した醫療機關なく、衛生思想が皆無であるので、一度病魔におかされるならば忽ちにして病勢亢進して死亡する。病弱なる者の生存が許されない環境にある。生存してゐるものはすべて自然の錬磨に堪へ得た優秀な體質ばかりで、これにより蒙古人は概して風貌魁偉、榮養發育共に良好で、血色好く、身長高く、毛髮も亦濃い。彼等はすべて內科的疾患に對しては相當强い抵抗力を有してゐるものと考へられる。

二、衛生施設

元來蒙古人の間には特殊の禁呪的療法も傳はつてゐるけれども、主として各地喇嘛廟にゐる醫喇嘛（ウムチー・ラマ）の診察をうける。何れの廟にも少くも一、二名の醫喇嘛がゐて、附近住民の保健衛生に任じてゐる。

醫喇嘛は本來西藏醫術を行ふもので、多く鍼術を行ふ。又種痘法は古く蒙古に行はれたもので、醫喇嘛中には之を專門とするものもある。即ち春季痘症に罹つた牛より痘漿をとり、一年間保存の後父兄の請によつて四、五歳の子供に施すのであつて、蒙古人が一體に種痘をいやがらないのはかゝる經驗があるからである。醫喇嘛は西藏又は內蒙古五台山塔爾寺で習得し來るのを正規とするが、實際にはかかるものは稀で、多く支那商人から漢法藥劑を購入し、治療方法も極めて低級幼稚である。

然るに蒙古人自身は半ば信仰を以て之にたより、醫喇嘛を唯一無二のものと確信してゐるので、その貴重な生命を託して更に顧るところがない。

財團法人善鄰協會は昭和九年度より察哈爾省內に診療班數個を派遣してゐるが、その經驗によつても明らかに蒙古人が醫喇嘛を信賴してゐることが分る。例へばある患者の瘤を切開しようとすると『一寸待つてくれ。喇嘛に切開し

てよいかどうかきいてみる』といつて、その日は切開を中止し、翌日になつて『切開してもよいといはれたから』と改めて手術が要求したものもあつた。

一方喇嘛にとつては醫療は相當の報酬を約束し、かつ自らの權威をたかめる手段であるので、外來醫術の侵入に對してはこれを白眼視する傾向がある。例へば西烏珠穆沁旗の如きその位置の關係上、外界の刺戟をうけることが比較的少なく、有識者たる役人の如きも頗る保守的で新來の文化吸收に吝かである。何れにもせよ、かくの如き狀態であるので衞生狀態は良好とは稱し難く、その證據として子供の數と老人の數とは非常に少ない。蒙古人の出產率と平均壽命とはどの位であるかこれを明かにする資料はないが、人口の自然增加率低かるべしと思惟せらるゝ關係上、極めて出產率低く、かつ比較的短命なのではあるまいか。

この點に鑑みて、先進國では診療機關を蒙古に施設して、これに近代的醫術の恩惠を與へてゐる。

ソ聯邦の一をなすブリヤート蒙古共和國に於ては、國民の保健運動を反宗敎運動に結びつけて、西藏醫術と喇嘛敎とより解放せしめるために、多大の努力が拂はれてゐる。

第二次五ヶ年計畫の初年度たる一九三三年度に於ける計畫遂行狀態をみるに、病院の入院患者收容數は計畫の九九〇名に對して九七五名、醫療機關は一一六に對して一〇八、企業內保健部は計畫の八に對して四、託兒所の收容力は計畫の二、一四〇名に對して一、二二五名であつた。

また醫師が不足して、病院經營には非常な困難を生じたやうである。アイマク共產黨書記が病院、醫院、醫療部の監督を怠り、概して好成績を擧げてゐるとはいはれないと批判されてゐる。

トゥワ人民共和國及び蒙古人民共和國に於ける衞生機關に關しては何等資料がない。從つてこれを知ることはできぬが、外蒙古人民共和國政府は百の失政ありとしても、蒙古民族を滅す唯一の敵、黴毒と鬪ひ、これをある程度まで撲滅したことは、唯一最大の功績であるといはれてゐることによつても、この方面に對しては相當の注意を拂ひ、努力をしてゐると考へられる。

中華民國はその主權下にある內蒙古の地に對して、何らの診療機關を有して居らぬ、蒙藏院（邊政部）や內蒙自治政務委員會の決議ではかなり大規模の蒙古人醫療施設計畫が現はれてゐるが、何れも空聲に止つて、實現されたものは一つもない。反之、天主敎及び新敎各派の基督敎は、內蒙各地に於ける傳道所、敎會の內部に大なり小なりの診療機關を有してゐる。察哈爾省平地堡、頭號、七號堂、胡盧楡、西灣子、綏遠省の平綏沿線各都市、さては鄂爾多斯方面の奥地にまで入りこんで、傳道の一手段として醫療を行

つてゐる。錫林郭勒盟西蘇呢特旗に近い察哈爾盟牛群旗にハダンスムといふ喇嘛廟の址がある。この地に瑞典人の經營するユニテリアン派と目せられる新教々會があつて、相當大規模な病院を經營してゐる。附近には大分蒙古人が集つて聚落をなしてゐるが、こゝでは信者に對して無料で施藥施療を行つてゐる。但しそれ以外のものからは藥價をとり、六〇六號一本十八元といふ話であつた。

次に日滿側の施設として主なるものは滿洲醫科大學が夏期に實施する蒙古地方診療團と財團法人善隣協會の察哈爾蒙古各地に於ける常設診療機關とであらう。

前者は昭和十年度に於て第十二回の巡廻診療を擧行したが、主としてその範圍を興安四省に限る。その初めて實施したのは大正十二年であつた。

第一回（大正十二年）通遼、達爾罕王府、バチル・スム、大板上、林西地方

第二回（同十三年）洮南、葛根廟、瓦房、開通、鄭家屯、八面城地方

第三回（同十四年）茂林廟、サリコトカ、綏東、餘糧堡、鄭家屯地方

第四回（同十五年）白城子、泰來、江橋、チ、ハル

第五回（昭和二年）（第一班）達爾罕王府、東西札魯特ハルモト、開魯、頭道營子地方（第二班）サリコトカ地方

第六回（同四年）海城、岫巖、大孤山、安東地方

第七回（同五年）大石橋、新民屯、彰武、通遼地方

第八回（同六年）通遼、サリコトカ、餘糧堡、茂林廟地方

第九回（同七年）（第一班）北鐵西部線（第二班）齊克線

第十回（同八年）齊克線及濱海線

第十一回（同九年）熱河省一帶

第十二回（同十年）海拉爾、シニヘン・スム、ホイン・ゴール、甘珠爾廟、ハンダガヤ、ハロンアルシヤン索倫、葛根廟地方

昭和十年度に於ける同巡廻診療團の陣容は班長醫學博士久保田晴光氏以下十七名、部科は內科、外科、皮膚科、耳鼻科、眼科に分たれ、その外調査項目として藥草、溫泉、一般衞生、性病、傳染病、寄生蟲並に昆蟲、內科的疾病、絲狀菌、水質の九科を各自分擔し、別に調劑、記錄、ムラーヂ、寫眞、通譯、炊事及雜役を擁する周到なものである。

人跡未踏の衞生の何たるかを解しない奥地の民に同團が眞摯の努力をなし來つた功績は、眞に莫大なもので、人類文化史上に特筆すべきものがある。

次に財團法人善隣協會は既述の如く內蒙古診療班を派遣

してゐるが、昭和九年夏より同十年夏に至る約一ヶ年間の實績を綜合すれば、左の如くである。診療を實施せる地區は興安西省經棚（昭和九年七月十一日より同二十日まで）、錫盟西烏珠穆沁旗ホルトスム（昭和九年八月二十二日より同九月二十七日）、錫盟東阿巴哈那爾バンディット・ゲゲン・スム（昭和九年十月七日より現在）錫盟西蘇呢特旗（昭和九年八月十三日より現在）、察哈爾部廂白旗ボルトロガイ・スム（昭和十年十月七日より）の五ヶ所であつて、貝子廟（バンディット・ゲゲン・スム）診療班の醫學士半田政人氏を長に各地に二名宛の醫員を派し、昭和十一年度には更に西方烏蘭察布盟に一ヶ所增設の筈である。

設置以來、日尙淺いが、その成績は大に見るべきものあり、着々として功績を擧げつゝある。

三、主なる疾病

蒙古人の有する主なる疾病としては、前記善隣協會診療班が過去三年間に取扱ひ來つた患者疾病表によつて、大體これをうかゞふことができる。地域的には察哈爾一省に限られてゐるので、これを以て全般を推すことは如何かと考へられるが、蒙古全體の環境的類似性に鑑みて、各地とも大體似たりよつたりとみて大差あるまい。

本表は昭和十年九月三十日附の報告を以て〆切つたる資料に基いて作成したものである。

（一）外科

病名	患者數 ホルトスム	貝子廟	西スニット	經棚	計
ヘルニヤ	一	二	二		四
肛門疾患	四	八二	一〇		九六
外傷	一	五四	五三	一〇	一一八
潰瘍	一一	一一〇	二〇	六	一四七
蟲樣突起炎					一
兎唇					一
顎下下腺炎					一
腰痛					一
瘭疽			二		二
護謨腫			五		五
丹毒			一		一
火傷		二	六		八

筋炎		一			一
疲勞性筋炎		一			一
フルンケル		六	四		一〇
腫瘍		一四	二二		三六
動脈瘤		一			一
癌腫		二	三		五
囊腫		二			二
關節疾患		九	三四		四三
骨及骨膜疾患		二九	三		三二
瘤腫		一	三		四
峰窩織炎		二	二一		二三
熱性腫瘍			一四		一四
淋巴線炎		一	八		九
扁平徽疾			四一		四一
計	一七	三二二	二五二	一六	六〇七

備考　右の外、經棚に於ては徽毒性疾患七、結核性疾患二一を數へるが、上記と分類標準を異にするので除外した。

(二) 内科

病名	患者數 ホルトスム	貝子廟	西スニット	經棚	計
神經系疾患	五	七	一	五	一八
心臟辨膜症			四	二	六
脚氣	二				二
不眠症			一		一
腹膜炎	三	三	一		七
消化器疾患	二	二九	三〇	四九	一一〇
肺結核及呼吸器疾患	五	七	四一	一六	六九
動脈硬化症		二			二
寄生性疾患		四	三	一〇	一七
神經痛及ロイマチス	一二	三三	二〇	三一	九六
肝臟徽毒			一		一

病名＼患者數	直腸黴毒	感冒	膀胱炎	糖尿病	躁病	腦溢血	偏頭痛	癲癇	種痘	甲狀腺腫	計
ホルトスム											二九
貝子廟		二			一		二			一	九一
西スニツト	二	五	一	一		一	一	五			一一八
經棚									二	四	一一九
計	二	七	一	一	一	一	三	五	二	五	三五七

(三) 皮膚科

病名＼患者數	梅毒性皮膚疾患	皮膚角化症	糸狀菌病	頑癬	狼瘡	水痘	角質增殖	蕁麻疹	濕疹	痒疹	丘疹	汗疱	紅紫斑	疥癬	苔癬	白癬
ホルトスム	九								一二					六	二	
貝子廟	二八	一				一	一		一三九		一			六八	一〇	五
西スニツト	四一	四		一	一			一	三九	四		二一		四九	五	四一
經棚	一		六						二三		一		八	四九	二	
計	七九	五	六	一	一	一	一	一	二一三	四	二	二一	八	一七二	一九	四六

病名	ホルトスムト	貝子廟	西スニツト	經棚	計
乾癬			四		四
黄癬			六		六
禿髪			二		二
頭虱		三	九	三	一五
粉瘤			一		一
面疱		一	二		三
腋臭		一			一
癤腫			九		九
疣贅		一	一〇		一一
膿痂疹		二	四七	一六	六五
計	二九	二六二	二九七	一〇九	六九七

(四)眼科

病名	ホルトスムト	貝子廟	西スニツト	經棚	計
前房水脱出	一				一
白内障			三		三
トラホーム	三	三五	五九	三八	一三五
霰粒腫		一	七		八
眼球異物混入		一			一
水晶體溷濁		一			一
麦粒腫			二		二
四粒腫			四		四
淋毒性濃漏眼			一		一
角膜疾患	二〇	一七	一五	六	四八
結膜炎	四	一二	六四	三	八三
光彩炎	四	一〇			一四
翼状贅片	一		五		六
眼瞼縁炎		一	二二	五	二八
夜盲症		二	一		三
緑内症				一	一

計	二三	八〇	一八三	五三	三三九

（五）泌尿科、花柳病科及婦人科

病名	患者數 ホルトスム	貝子廟	西スニット	經棚	計
尿道炎	一	一	三〇		三一
尿道狹塞	一	二	四二	二三	四五
淋疾	四	二六	一八	一	六八
軟性下疳	五	五九	八〇		一四四
硬性下疳		九三	二三		一二一
横痃		五七	四		六一
扁平コンヂローム		一四	二八		四二
尖圭コンヂローム		一九	四		二三
子宮内膜炎			五		五
子宮頸管カタル		六	五		一一
月經困難症			三		三
膣瘻			一		一
睾丸炎		一	八		九
黴毒		八一	二一	一九	一二一
膣炎			一		一
乳腺炎			二		二
ヒステリー			二		二
妊娠			二		二
計	一一	三五九	二七九	二四	六七三

備考、黴毒及淋疾は症狀により他科に分類したものもあるから右揭數が全部ではない。

（六）耳鼻、咽喉、口腔科

病名	患者數 ホルトスム	貝子廟	西スニット	經棚	計
扁桃腺炎		六	一四	二	二二

疾患					
咽喉カタル		四	一	二	二二
喉頭結核			三	(潰瘍)二	五
口蓋扁桃腺腫		一			一
歐氏管炎		一			一
嘔氣管狹窄			一		一
內耳疾患		二			二
耵聹栓塞		二		二	四
耳下腺炎			二		二
耳硬化症		二			二
鼓膜疾患				五	五
外聽道炎			二	二	四
中耳炎		六	八	一〇	二四
蓄膿症		一		一	二
肥厚性鼻炎			二二	一	二三
鼻內濕炎		五	二		七
梅毒性耳疾患		二七			二七
アフタ			六		六
齒疾患	三	二	五	一一	二一
梅毒性口腔疾患		一五	一		一六
急性鼻カタル		一	二		三
齒齦炎			五		五
慢性鼻腔濕疹		一			一
計	三	七六	七四	三六	一八九

備考 各疾患の分類は元來必ずしも同一標準に據つてゐないので、表作製上妥當を缺いた部分のあるを免れぬ。

科	人數
總計	二八六二名
外科	六〇七
內科	三五七
皮膚科	六九七
眼科	三三九
泌尿科、花柳病科及婦人科	六七三
耳鼻、咽喉、口腔科	一八九

卽ち右表に示すが如く、患者總數二八六二名の內、皮膚科の六九七名最も多く、泌尿科、花柳病、婦人科及び外科これにつぎ、耳鼻咽喉科及び口腔科最も少い。この表は前にも一言したやうに元來の分類が同一標準によつてゐないので、例へば花柳病の一項目を存置してあるにも拘らず、これが性病の全部ではなく、外科、皮膚科等に散在してゐる數もかなり多い。

これによつて考ふるに、蒙古人の疾患としては第一花柳病、第二眼疾、第三結核性疾患の順位になる。

蒙古人の性的放縱については定評がある。その社會的原因としては私有財產制度の未發達が根本條件であると考へられるが、近因としては喇嘛敎の影響、娛樂の缺除、性的知識の欠缺をあげることができる。この結果、一般に蒙古婦人は貞操觀念に乏しく、殊にその崇拜してゐる喇嘛僧に對しては、未婚者は勿論、有夫のものでも彼等の貞操を提供するは一つの奉仕のやうに考へ、夫も亦之を當然のことと默許してゐる。從つて經棚に於ては僅か十四歲、西蘇尼特に於ては十六歲のいたいけな少女にして、旣に第三期黴毒にをかされてゐるものもあつた。蒙古人は又淋疾の性病なることを知らない。蒙古語では之を「フイトゥン・ウブツチン」(寒き病)といふが、淋疾は一定の急性期をすぎると大なる苦痛を感ずることなく、冬季嚴寒の候に之を意識するので、然く呼ぶものであらう。彼等は之を乘馬に依つて生ずるものと考へ、青年に達すると一度は必ずこれに罹患するものとしてゐる。

次に注目すべきは眼科疾患中のトラホームである。トラホームは滿洲醫科大學の蒙古診療班に於ても全眼科疾患の六一%(昭和八年)を占めてゐるが、彼等は輕症の場合に比較的障碍を自覺しないので、何れも受診に來るものは治癒期を脫した重症者で、なかには合併症を誘致し、パンヌスを發したものも見うけられる。これらは當地方に砂塵多く、夏は大陸的光線の刺戟はげしき上、傳染病たることを自覺せず、極めて不潔な狀態を放任しあるに基くものと思はれる。

結核性疾患の多いのも、空氣の乾燥、萬丈の風塵、晝夜に於ける氣溫の激變、室內の採光通風不完全等その原因であるが、就中冬季長時日の蟄居的生活は最も重大な因をなすものであらう。

その他、內科に於て消化器疾患が斷然その首位を占めてゐるのは主として生活程度低く粗食の結果と考へられ、外科に於てロイマチス、神經系疾患の多いのは結核性疾患と同じく住居の關係であらう。皮膚科の疥癬は蒙古人の七%に蔓つてゐるが、元來トラホームと同樣、日本內地に於ても主として貧民層に多くこれが蔓延をみるを例とし、之に

依つて推察するも一般に入浴の習慣なく、垢にまみれた彼等の間に皮膚病の發生しないのが却つて不思議である。

以上通觀して、蒙古人がよき體質を有しながら、無知と迷信のためにあたら病魔の跳梁にまかし、自然增加率低く短命に終る事實は洵に寒心に堪へない。

乍併、疾病に對する診療もとより結構、一日も忽せにできぬ緊要事であるが、これだけでは水に字を書くやうなもので何にもならない。これと同時に醫事衞生上の心得、保健思想の普及並に敎育、正しき貞操觀と結婚觀、かうした努力を行つてその豫防觀念を注入確立することが先決問題である。洵に豫防にまさる治療なしであつて、この觀念の養成こそ將來の蒙古を左右する一要素であると確信する。

（後藤　富男）

VII　風　　俗

一、序・蒙古風俗研究の資料

廣漠たる地域に亘る蒙古民族の多樣な習俗を、地域的歷史的に把握することは容易でない。古代社會ではウイーグル文化の影響を受くること多い一面、シャマン的な觀念、迷信に支配されてゐたのが、軈て喇嘛敎——從つて直接には西藏の、間接には印度の——文化——の輸入となり、稀薄乍ら漢文化の浸潤となり、近代に至つては、交通の發達と、邊疆の經略とが、相俟つて、露西亞に近接するもの、ブリヤート族の如きは露西亞文化を、中國に隣接するもの內蒙諸旗は中國の文化、生活樣式を多く取入れた。然し內部的に、生產力の發展・矛盾の殆んど絕無な游牧制のこの社會には、古來の基本的な習俗が尙ほ根强く殘存されて來た。從つて現代風俗の理解は、十二世紀以降の風俗史探究とも稱されるだらう。玆でも務めて史的瞥見を怠らぬが、委曲を盡くせぬので、豫め研究資料の一班を揭げて、進んで調査される便宜に備へて置かうと思ふ。

元初漠北のそれに關しては「元朝祕史」（正集拾卷は已に太祖の時に成り、續集二卷は太宗十二年に著さる。詳細「文學」の項參照）、太祖の頃漠北に使した趙珙の「蒙韃備錄」、太宗の朝廷に使した彭大雅が著して徐霆が疏證した「黑韃事略」（一二三七年編纂）、太祖に扈從侍講した長春眞人の「西游記」（以上三書王國維箋證本あり）波斯伊兒汗國の史家ラシッド・ウッディン（一二四七—一三一八）の「集史」（Rashid-ud-din : Jami, ut Tevarikh.）それから主として本書に基いたドーソンの「蒙古史」（田中博士譯本）やホワースの「蒙古史」（英文四冊）を讀む必要もあらう。一二四五年羅馬のインノケント四世の使節として定宗の卽位に臨んだカルピニの紀行、一二五三年佛國のルッイ九世の命を奉じて卽位直後の憲宗に謁したルブルックの紀行（註1）、時代を降つては、有名なマルコ・ポーロの旅行記、或はユール氏譯註本「契丹及到契丹之路」に收められた、オドリック・イブン・バッータ諸家の紀行（註2）、元の大都の軼事、風俗を詠じた元人、楊允孚の灤京雜詠一百八首、明初の著ではあるが、間々風俗資料を含む葉子奇の「草木子」四卷や、陶宗儀撰「輟耕錄」三十卷等を擧げ得るだらう。近代に至つては、內外の學者、旅行家の報告、紀行は僕を易ふるも數へ盡くせぬが、就中露國のベルクマン、ラドロフ、パラス、ティムコウスキ、プルシェワルスキ、ポズドニェフ（ポ氏の著「蒙古及蒙古人」二卷、東亞同文會譯あり）の諸氏、瑞典のスウェン・ヘディン氏佛のユックのものがよく引用され、この國では鳥居博士夫妻の諸著「蒙古旅行記」、「土俗學上より見たる蒙古」を繙いて

中に散見する土俗を知ることが出來よう。

註1、カルピニ並びにルブルックの譯註本には

1. Beazley.R: The Texts and Versions of gohn de Plano Carpiquis. London. 1903・
2. Rockhill. W. W. : The Journey of william of Rubruck to the Eastern Parts of the World, 1253- 5. London. i900.
3. Risch. F; Johann de Plano Carpini, Geschichte der Mongolen und Reiseberichte 1245-1247 1930.
4. Risch. F, ; Wilhelm von Rubruk. Reise zu den Mongolen. 1253-1255. 1934.

註2、マルコ・ポーロの紀行には異本が多く、ベネデットの校勘本（伊文）や、シャリーニョンの註釋本など最近刊行されたが、一般讀者は英のユール大佐譯註、佛のコルドィエ教授の增註本なる左記の書を推す。

1. Yule & Covdier : The Book of Ser Marco Polo, the Venetian. 2. vols. Londen, 1903.
2. Cordier, H; Ser Marco Polo .Notes and Addeda to Sir Henry. Yules edition. London. 1920.

オドリック紀行にはコルヂエ氏の譯本（巴里一八九一年刊行二冊）あり、イブン・バッータのそれにはDefrémery et Sanguinetti の譯文原文（巴里、一八五三―五八年刊、四冊）や Lee の譯本（倫敦、一八二九年刊行）あれど、一般の人は便宜なものとし、又價値ある註釋本として左記の書を利用さるべし。 Yule Cordier: Cathay and the Way Thither London. 1913-16, 4vols.

二、衣・食・住

漠北時代に於ける衣服に就いては、トルコ人の左衽と異り、蒙人は右衽し、夏は支那、東方ペルシヤ南方地方から絹絲金襴の衣料、綿花とを輸入して作つたものを著し、冬は尠くとも二件の毛皮を著し、一件は毛側を內方に向け、上に著るものは毛側を外方に向け風雪を防ぐ。大部分は狼狐、大野猫（バピオエス）の皮で製する。帳幕に滯留する時は、別種の纖細な毛皮を著した。貧者は犬や山猫の毛皮で上着を作り、褲子も亦皮製である。富者は絹製の塡物をする。これは輕く、柔く且つ溫い。貧者は佝布、綿花、他の羊毛を使用した。氈毛から鞍敷や、雨合羽を作るが（袖がない）、後者は今日でもカルミユク人間に見られるといふ。領（えり）は方領で衣服の色彩は紅紫紺綠をあげうるが、白色が尤も貴ばれた。紋樣に

は日月龍鳳を用ひ、貴賤等差が無いと記されてゐる。婦人の服裝として奇異なのは、結婚の翌日頭部の中央から前額部迄頭蓋を剃り、尼僧帽の如き被物をした。これは廣く長く、前が裂けて右側の下方で結ぶものといふ。今日では喇嘛以外は男女共に髪を剃りも刈りもせぬ。また黒韃事略には「狼糞をもつて面を塗る」といひ、蒙韃備錄には「黄粉を以て額に塗る」と見えてゐるが、今日尙ほカルマック族間に行はるゝことをベルクマンは指摘し、パラスはヤクート人間にも行はれてゐるのを目睹したといふ。更に既婚婦人はボクタック（この語は恐らく波斯語に由來するものだらう。支那側の記錄には悉くククの音を以て寫してゐる）と呼ぶ特異な形狀をした冠——一言では說明し難いが、冠上に長二、三尺の杖狀のものある冠、プローシェの「蒙古史」波斯文所收ペルシャ所傳の繪畫を看らるべし——を戴いた。今日は銀を嵌めた瓔珞を以て首飾としてゐる。處女にはこの首飾は稍少く、後方に辮髪するもの多い。男女共今日と同じく辮髪（今日は givčik といふが古代語では Sibüger といふ）し、兩耳の上に曲げて垂れ、前頭後頭にも少しく髪を搔き下げてゐた。帶は男女とも締めてゐた。が現今錫林郭勒盟では俗語「帶無き人」(büse-küi hün）と云へば、主として人妻を意味する。現代は懷中に椀(ayaga)を容れ、右腰には蒙古刀（hotoga）を佩びる。これは食事に使用する小刀と箸（Sabaga）とを鞘に收めたもので金銀珊瑚を以て美しく裝飾したものもある。左腰前部には嗅煙草（儀禮用のもの、面識の折相互に嗅合ふもの）をいれた刺繡のある袋を挾み、燧石袋や荷包、左後部に下げる。首には護符としての小佛像（ボルハンジョー）（或は珠數（エリヘ））をさげてゐる。靴は獸皮で作られ男女共長靴（gutu）であるが、微細な形式は、同じ錫林郭勒盟內でも、烏珠穆沁、阿巴噶、蘇尼特で異る。婦人の服裝としては袖、胸に刺繡を施し（古も然り）その上に短衣（オーヂ）（oji）を著、襟には天鵞絨を用ゐる。帽子は形狀種々あるが、支那式のものも尠くなく、且つ男は布で纏頭するものも往々にみられ、女子では又布を被るものもある。

以上は古今男女の便服について記したのだが、外に禮服禮帽の制あるが、言及しない。原色の濃厚なものを喜んで用ゐるが、決して洗濯せぬことは今も昔しも變りなく、脂と垢とで黑光さして平然たるのは、水を神聖視する宗教的なタブーの故である。

× × × ×

古代に於いて食用に供する動物に就いては、ルブリック、黑韃事略等に名稱を擧げてゐるが、猪（ぶた）肉を除いては殆んど凡ての動物稀には人肉さへ（祕史）も喫用した。中に土撥鼠（tarbagan）野鼠または今日佛教上の戒律から口にしない魚さへ喫したことは、支那の文獻にも

蒙文の史料にも明記してある。常食は今日とひとしく羊であり、彭大雅は牛之に次ぐといひ、屢喫せられたが、徐霆は一ヶ月餘の滯留に一度も目擊しなかつたと云うてゐるがとにかく外に米、黑黍、小麥をも併用した。羊肉（去勢羊を五十乃至一〇〇片の細小に刻んで水と鹽とで壺中に容れたもの、馬の內臟から腸詰を作り、新鮮のまゝ喫したことが傳へられて居る。或は富者は南方に土地を占め、冬には黍と穀粉とを得、貧者は羊と毛皮との交易でこの食糧をえ奴隸は麥粥（正しくいへば乾酪の汁）を啜つた。飲用として特筆されるのは馬乳である。「一牝馬の乳は三人を飽かしうる」といふ。が此は所謂クミズ（Kümis. トルコ語で「銀」の意なる gümüsch、馬嬭子）と呼ばれたもので、ルブルックや徐霆はその製法を詳に錄してゐる。外にハラ・クミズ（haraküimis. 黑馬嬭といひ、前者が白色混濁酸味あり羶（なまぐ）さいのとは異り、清色にして味甜なるもの、卽ち精製したものである。外に「密（バル）」から製した水の如き透明な飲物、馬乳から製した酒熟馬乳を古代語で esük, üsük といひ、今日この語は聞かず、牛馬の乳酒は通稱して arihi と呼ぶが、元代にもこの名稱あり、「極めて濃烈。その清きこと水の如し。蓋し酒露なり」と前記の草木子卷三に見えてゐる。（また同書に tarak の名もあげてゐる）。ルブルックは遠隔の地から齎される飲用（恐らくは茶か）の在ることを告げてゐるが、今日見る磚茶に牛乳を混じた乳茶（Sü-tei cai）の如き類か審でない。時代は少し降るが、上都には納石（ナシ）と呼ばれる茶のあつたことも記錄に見えるが（灤京雜詠下自註、韃靼茶といふ）、どんなものだらうか？。

彼等は冷水を飲まなかつた。ティムコウスキは今日尙ほ然ることを報告してゐる。更に他の生活資料を擧ぐれば冬日のために牛乳から製したバターあり、ホロット（horot, トルコ語 qorot. 奶豆腐乾燥乳漿である）、奶渣（bisilok）奶酪（jühei）乳皮（ürümé）酸乳（airak）等あり、一一說明し難い（「產業」の項參照）。特書すべきは古代でミソ（Misu）と呼ばれるものを喫用したことである。

今日の蒙人は主食穀としてモンゴル・アムまたはホウラクスン・ボダ（炒米（チャオミー））といひ、半透明・淡褐色の糜子を炒つたものを喫する。阿片は熱河蒙旗土默特蒙古を除いては、全く喫用しないが、煙草（tamhi 又は dambo）は愛好甚しく、幼少の者ですら時に之を喫する。煙管を左腰にもさすが、屢長靴（ゴトル）にもさしてゐる。菓子類（bogorsak, bobo）も多くは乳製である。

× × × ×

王府、喇嘛廟及び內蒙一部（熱河全部、察哈爾、綏遠の一部）を除いては依然昔の儘の帳幕（所謂蒙古包 monggolgér と云ひ固定式と移動式との二種ある）の生活である。水草を逐ふて常なしといふも大體地域は一定し、春夏秋には湖沼、水流に近

い牧草の豊かな地方、冬季は凛烈たる朔風を避くるため、南面せる丘陵山腹の陰に移動する。昔はオルド（ordu）またはゲル（ger）と呼ばれ、構造今日と異りなく、柳條（徑一寸內外長さ七八尺）を網狀に編み、要處を皮革で縛し、側壁（高約四尺餘長七尺程）を四個乃至十二個繫いで圓形に圍み、柳條を傘骨形に編んだものを屋根とし、內部に柱なく、外部を毛氈（フエルト）で覆ひ、冬季は之を二重にして防寒とする。これを固定さすため、獸毛製の繩を張廻す、屋蓋の頂に一竅を開き、通風採光、炊煙排出の便とし、二條の紐をつけた方形の毡子（フエルト）を、時に應じ適宜開閉する。之を天窓（ソラマド）（erüge）といふ。入口は南々東面し、幅三尺五寸高さ側壁にほゞ等しく、木製の扉二枚で觀音開か、毡子を垂れ懸くるか、または兩者併用である。包の大きは直徑最大二〇尺內外、最小九尺前後、價二、三百元を普通とし、支那商人の製に係る。色は一般は白色だが、王爺のは頂上赤色、福晉のは綠色とする。古太宗の頃和林（カラコルム）には數百人を容れ、金で裹んだ壯麗なものがあつたといはれ、且つその形式には草地制と燕京制との二種があつた（徐霆）。

昔は、主帳は南面獨居し、列妾婦之に次ぎ、更に百官がその次に位置し、一書には又、入口は南面し、主人は右に占め、東側（主人の左）より順次正妾の身分に應じて婦女が駐營し、主人の寢臺は北側に在りと見えてゐるが、今日一包內では中央に爐があり、正面北側には主人の寢臺、正面及び左側は主人・男子の席、その稍左方には佛壇、續いて衣櫃、右方には食器棚の類が在る。土間には高さ約五寸程の板床をおき、床上には毛氈を敷き、爐には鐵製の五德（直徑一尺乃至一尺五寸高さほゞ之にひとし）を据ゑ、暖用、煮炊に獸糞（アルガル）（argal（羊糞を上とし、牛糞之に次ぐ。古く草炭などと書かる。火氣強く無臭）を用ふる。爐邊には小さな經机式のものを設けておく。夜に至れば羊脂を油として明をとる。

漢人の植民開墾した地方では包と固定家屋を（baising）併用してゐるが、奧地ではこの非衞生な包を放棄しえずに却つて愛著さへしてゐる。移動式包は牛馬――牛は古くは鼻を穿たず、馬はいまも蹄鐵を打たぬ――や駱駝が曳く。その解體組立の早さには一驚する。二・三人で二時間位で完了して了ふのである。

三、生・病・死

出產は文明の高度となるに伴れて、困難となるといはれるが、蒙古人は概して簡易なものである。已にルブルックの報告にも、分娩に臨んでも產褥に就かぬと見え、徐霆は產婦が野地に在つて子を產む狀を敍して云ふ。分娩し終れば單に羊毛で汚物を拭ひ淸めて、嬰兒を羊皮で裹（つつ）み、長さ四尺廣さ一尺の小車內に置き、自ら之を挾んで馬で立去る

と、バラスはカルミュク族の婦人が產褥に就くと先づ喇嘛を招じ、帳幕の近くにあつて祈禱させ、主人は帳幕の附近に網を張り、空中を太い棒で振り廻り、絶えず「惡魔よ、立去れ！」と叫び續け、子の生れるや始めて止むと語つてゐる。ラドロフはアルタイ山地の土人及びキルギス人の分娩の狀について報告してゐるが、此はカルミュク族と小異であり、「分娩の際は女親類がこの產婦の帳幕に集り、男子は帳幕の周圍に在り、外部の男子はこの附近から惡靈を驅逐すべき任務あり。陣痛が始るや、恐しき叫喚をあげ、帳幕の周圍を驅け巡り、發砲する。帳幕内では產婦は凡ゆる苦しい姿勢に壓迫。按摩をされて苦み續ける」とのことであるが、かゝる風習は一の迷信に基くものだらう。古代ではその出產と同時に起つた特殊の事件に因んで命名する習慣がトルコ・蒙古族の間に行はれてゐた（テムチンの場合を看よ）。今日では最早左樣なことは忘れられ、嬰兒は單に蒙古風か時には西藏風の佳名を與へられ、襁褓（裘製（かはごろも）のものあるは注意に値する。古代語で nëlk と呼ばれ今は hucilga）につゝまれ、ウルギ（古代語では ülügei）といふ搖車に寢かせ、母の坐側で守られて成育してゆく。

× × ×

凡ゆる未開游牧民族と等しく、古くは老を賤んで壯を喜び、老人遺棄の風も行はれた。水草を逐ふて移動する彼等には自然の歸結であらう。寒暑の差甚しく、自然の脅威の烈しい草原・沙漠に生くる者は、自然淘汰をされ頑强なものゝみ生存を完ふする。然し一たび疾めば、文化的・醫療上の諸設備から見棄てられた地の常として、殆んど死亡して了ふ。

古くは病者のある帳幕では一つの印（しるし）（一に槍と傳へられる）を立てる。さうすると他人は訪問しえない。巫術者を請じて平癒の禱りを行ふ。この印についてはカルピニ所傳では黑い氈毛で掩ふた槍を帳幕に樹て、病者が將に息を引きとらうとする際には、凡ての人は之を見棄て立去る。それは人の死に立會つた者は第九ケ月迄は汗や貴人の帳殿に入ることが許されないからだと云ふ。今日では依然包の入口に印（大抵、西藏文陀羅尼を記した白布）を立て、喇嘛を請じて祈禱する外、醫喇嘛（émci blama）の治療を求める。これが又絶大な信頼を負ひ、現代醫術を却つて蔑視する風すらある。

× × ×

死亡、葬儀の風習に至つては頗る特異のものがあり、記すべき事も多い。靈を尊び、肉を輕んじ殺生戒からして土地の發掘を禁ずる喇嘛教義と、游牧生活の自然的條件に制約され、札薩克王公以外は一般に風葬である。屍體を單衣に裹み、牛車に載せて疾驅せしめ、遺體墮落の地を以て、

安眠の淨土と觀じ、そこに放置し、犬、狼、鷹等の啄むに委かせる。數日を經て猶ほ鳥獸の餌と化してない時は罪障多いためと信じ更に喇嘛を請じて讀經供養し、その冥福を祈る。王公貴族は流石に棺槨に納め、三年乃至七年邸内に安置供養した後、陵（石材土室）を作り、陵丁を置いて、盜陵を看守させる。從つて蒙古には墳墓がない。

古、シャマン教がまだ弘行してゐた漠北時代にはどうだつたらうか「軍に從ふて死すれば、其の屍を駝して歸り、否らざればその資を罄くし槀して之を瘞む。其の墓は塚なく、馬を以て踐蹂し、平地の如くならしむ」と彭大雅は志しくゐるが、カルピニは高貴の人の埋葬に就いて、一層詳して報告をしてゐる。それに據ると高貴の人が死亡すると彼が生前愛着した草原の一地點に祕かに葬るのであるが、帳幕の中央に屍體を安置し肉を盛つた器皿、馬嬭子を滿した壺を備へた食卓、牝馬とその駒、鞍、手綱が金、銀と緒共、帳幕に掩ひ裹んで埋められる。これは來世に於ける使用に供するためである。生前使用の黑車は壞される。埋葬に際しては馬骨が燒かれる。これは靈魂の安息の爲である。草木子（卷三、雜制篇）にも「元朝、人死すれば祭を致す。燒飯と曰ふ。其の大祭には則ち馬を燒く」とあるが、燒飯といふのは契丹女眞來の風習であるが、燒馬とあるのがこれに當るのだらう。また死者の名は何人と雖も三代の間は口に上すことの出來ないタブーがあつた。更にこの民族にも古代游牧民族とひとしく、殉死の遺風ともみるべきことが傳へられてゐる。高貴の死者ある時は、祕かに草原の一地點に赴き、草を根ごと引拔き、大きな坑を掘り、その側に一個所を作る。こゝに死者が生前寵愛した奴隸を絶息する迄埋めおき、それから曳出し、暫し呼吸させ、かくすること三度、倖にもこの試錬に堪へ得て方めて解放され、その欲する所に委せられる。この奴隸は帳幕で生活し、死者の親緣者から尊敬されるといふ。

古代人は死を恐怖し、且つ之を不淨視したゝめ、死者ある家は彼等の崇拜した火（そして水と）で潔めねばならなかつた。その詳しい方法をカルピニは叙べてゐるが餘りに煩しいから今は紹介しない。

因に「草木子」卷三雜制篇には元朝宮廷の葬法を詳記してゐるが、洵に「曠古無き所の典故」にして、游牧民族の特質といひうべく、右に掲げたと大同小異の、簡單極るものであつた。

四、日常生活

草の青きを以て一年となし、月の圓きを以て月を定め（十干なく十二支のみ）、月の虧くる日（祕史にいふ「第十六日の赤く照る日」）が滿つる日に事を行つた彼等は、今以て昔

乍らの放牧生活をなし、男は、狩獵、軍事に從ふ外、弓矢鐙、轡（たづな）、鞍を作り、牛、馬、羊、駱駝の看守、黑車の組立馬嬭子の搾取と製造、酸性の濃い山羊乳に鹽を加へて、皮を鞣したり、皮嚢を製したりした。女は黑車の牽引、帳幕を黑車上に運ぶこと搾乳、牛酪ホロットから靴、靴下、衣服の製作に從事した（ルブルック所傳）今日皮革を鞣すことは婦人の仕事となり、牛車で遠い井戸迄水汲みにもゆく、獸糞拾ひをも司る、毡子の製造は今日では全家族共同の仕事であつて、惟り女のみのことでないことは諸家の紀行に明である。昔は金銀細工その他の手工は奴隸に委し、商業は夙くより回々（ウイーグル人）の獨占する所でありその貪婪な搾取に甘じてゐたが、本來商業を輕蔑するこの民族は今尙支那商賈（出撥子）ロシア人の好餌となつてゐる。

　幼童は三、四歲母に隨ふて馬上に馳騁し、自然に騎馬に長じ、四・五歲にして小弓短矢を挾み、射擊を習ひ、長ずるや田獵を事とし一部は、喇嘛廟又は王府の衙門に通學（今日は各蒙旗に學校の設けあり）し、蒙古文字を習得するが大分は草原の間に牛馬の群に伍し一竿の馬捕竿（orga）を携へて成長し、早くは十六歲位に至り結婚する。女子は十二・三歲に至れば辮髮を組んで總髮として後方にお下げとなし、裝飾し三個の耳飾をなす。

　斯うした自然の間に彼等は時に馬頭琴（ホル）で戀歌を吟み、時としては角力、競馬競射——今は恐らくないだらうが、マラソン競爭がフビライの頃行れたことが「灤京雜詠」元の楊〓撰「山居新語」「輟耕錄」などに見えてゐる——を娛しむ。索莫蕭條とした砂漠・草原の生活に、殆んど唯一の樂しい行事は、オボの祭—廟市—である。オボ（鄂博）は大小あり、單に石を堆疊ねたもの、その上に樹を植ゑたものとり〳〵であるが、後者は地祇を祀り、前者は境界標の役をもつ。これは廣漠たる沙漠の燈臺である。舊曆七月十三日喇嘛が犧牲を供へ、陀羅尼をオボの樹に掛け讀經し、跑馬賽（十歲位の童子が裸馬で纛を轡として競驅する）競射、角力が行はれ、一方オボ廟の附近に市が立つ、美しく着飾つた男女の集ふ樂しい日だ。その他喇嘛敎の行事——舊の六月一日から十五日まで引續く最も盛大な廟法會、それから法會、十二月二七・八・九の三日に行はれる除炎會、各家庭にも行はれる舊八月又は九月の吉日に行はれる荒神會（ジサ・ホル）——から、新年、三月三日の祖先祭など數へられる。

　最後に彼等の社交の一斑をのべて此の項を結ばう。人の包を訪れる時は遠くから「犬を看よ」（nohai üje）と叫び、家人が取抑へてくれるのを待つて近づく。決して犬を傷害させてはならぬ。鞭を入口に立て左手に入る。「ご氣嫌如何」（內蒙ではamorhan saiur bainu, méndö méndö　ともいふ）と挨拶する、始めての訪問又は長上高貴に面謁の時

は、左足を折つて立膝をし、(古亦然り) 主人に哈達(ハタツク)(hatak) を献じ、次に嗅煙草をまづ目下から呈して交換して嗅ぎ合ふ。そして「家畜の様子如何」(maral sürük sain bainu) などの語をいひ、茶を戴くのである。古來から旅人を優遇し、宿泊を拒絶しえず、否、筵會を催してゐる傍を偶然通り合せた者は許しなくとも之に加はらねばならぬ慣習が、チンギス汗のヤッサの中に見えてゐる。蓋しその遺風であらう。でその哈達といふのは西藏に起源を發するのであるが、白帛或は籃綱で、長短一定しないが、兩端半寸程には拔絲があるもので、尊敬・親密を表すための贈物で、面謁婚禮に用ひる。

五、迷　信

迷信は信ずる者にとつては儼然たる眞實であり、慣習を生み、儀禮に融け込んで、けじめが定かでない。現代文明社會に於いてすら尙ほ根強く支配して、時に眞理の假裝で科學をすら欺瞞眩惑せしむるのだから、況んや文化から隔絕された游牧社會には幾多の迷信が支配的となつてゐる。玆では通俗的意義のそれについて若干を列擧してみよう。

古代の彼等が生活を支配したものはシャマン教的な世界觀であり、悉くは之に基いて行はれた。天を父とし地を母とし、月を大帝と呼び太陽をその母とみ、萬象に精靈の宿るとみるアニミズムの崇拜。吉凶進退、殺伐を占ふに羊骨を燒いて、その文理(あや)の順逆を驗して可否を決し(之を燒琵琶といつた)、偶像を禮拜した。氈子(フエルト)から人形の神像を作り帳幕の入口兩側に立て、下方に同じく毡子の偶像(牛の乳房狀のもの)を供ふ。此の神は竈を守護し、家畜の富を司る。更に絹帛で神形を作り、非常な尊敬を拂ひ、黑車上の帳幕の入口に立てゝおく(カルピニ)。神の中の地の神をマルコポーロはナティガイ(カルピニはイトガ)といひ、犧牲を供へて畏敬すること甚しと傳ふ。雷に對する恐怖は注目すべき一迷信である。徐霆・彭大雅・趙珙・ラシッド・ウッディン・ルブルック・カルピニ悉くこの奇習を傳へてゐる。雷鳴するや客を帳幕の外に放逐し、己は黑き、氈蓋で身を捲き、止む迄隱れ潜む(ドーソン蒙古史)といひ、「盡くその資畜を棄てゝ逃れ、必ず期年(ひとゝせ)にして後返へる」(彭大雅)ともみえ、若し人か雷電に擊たれて死ぬ時は、同一帳幕内に住む人は火で身を潔めねばならず、帳幕・寢臺・黑車・氈蓋・衣服等悉くは不淨のものとして、「火で淨められぬ限り」人々は憚つて之等を棄却し、之に觸れることがないといふ。(カルピニ)。

尙「蒙古の祕史」を丹念に探せば迷信(習俗)が多いのであるが、要するに古代史上ではシャマン(巫覡、今は俗語 bö といふ)とその敎義が絕大な勢力を占めてゐたので、

その知識なくしては古代風習は理解出來ないであらう。

白色を尊び吉とし、九の數を喜み（これはトルコ・タタル共通の風である）中央を尊とし右之に次ぎ、左を下とすること、來世を信じ、死者の名を口にせぬこと、水や火を神聖視し、嚴格なタブーを設けたこと（「ヤッサ」を看よ）等は本來の習俗であるが、今日一部の蒙古人（例之ダグル）を除き、そして多分の要素を殘しつゝ、シャマン教が衰退し、喇嘛教が之に代るや、魚肉豚肉を食用とせず、穴を掘ることを忌む殺生戒上の迷信、西方淨土の思想から、廟の西方に商人は市を立てえないといふ掟などを産んだ。

古も今も行はれる迷信に札荅（Jada）の呪法のあることを附記しよう。この語は「祕史」にも見え、ラシッド・ウッディンも傳へてゐるが、廣く北方亞細亞民族に行はれる石を水中に置いて雨禱する法である。

詳説する暇がないからよく引用される輟耕錄四卷の記事を掲げるに止める。「往々、蒙古人の雨を禱る者を見る。ただ淨水一盆を取り、石子數枚を浸すのみ 其の大なる者は鷄卵の如く、小なる者は等しからず。然る後、默して密呪を持し、石子を淘漉玩弄す。かくの如きこと良久ふすれば輙ち雨あり、石子は、名づけて鮓荅と曰ふ。乃ち走獸の腹中に產する所なり。獨り牛馬の者最も妙。恐らくは亦是れ牛黃狗寶の屬のみ」と。

（小林高四郎）

E 政治

I 蒙古人民共和國

一 沿革

(1) 蒙古國民革命黨の結成と臨時革命政府の樹立

一九二〇年ウンゲルン將軍の第一回庫倫攻擊の時分已に蒙古をして列强の政治的經濟的桎梏より完全に解放せしめ蒙古大衆を王公貴族僧侶に對する奴隷的狀態より解放すること、民衆主義に基く新國家制度の樹立、國家生產力の向上、牧畜及天然資源を外國人の掠取より保護すること等を使命とする蒙古國民革命黨（略して蒙古國民黨と稱す）なるものがスーヘ・バートル（一兵卒）、タンザン（平民出の書記）、ボド（元庫倫露西亞領事館タイピスト或は喇嘛に）等の蒙古靑年革命家にして當時新聞記者なりしとも云ふ）等の蒙古靑年革命家に依つて結成されてゐたが、彼等は國民解放運動の先驅となつて團結を固め、要員を蒙古の各村落に密派し、潛伏運動裡に支那人排擊、白黨打到の煽動を試み、反面には世襲的蒙古王公貴族に向ても反擊を加ふるの處置に出た。而してウ

ンゲルン一派の白系露軍を一掃することは彼等蒙古靑年革命家及ソウェート露西亞兩者に取つて共同の使命であつたので、國民革命黨員の一部の者は窃に西伯利亞に逃れイルクーツク、オムスク、モスクワに赴き蒙古革命に對してソウエート側の援助を求める一方第三インタナショナル及露西亞共產黨との連絡を得、一九二一年二月ウンゲルン軍の庫倫占領直後卽ち同月二十二日キヤクタに於て第一回蒙古國民革命黨會議を開催したのである。參集する者二十三名大部分は貧民階級出であつた。後になつてこの會議は第一回國民革命黨大會と名付けられるものである。翌三月十三日同地に於て蒙古人民臨時革命政府を組織し庫倫の活佛政府に對抗したが、大臣會議々長卽ち國務總理にチヤクドルヂヤプ、軍務大臣兼蒙古革命軍總司令官にスーヘ・バートル、財務大臣にラソール、司法大臣兼內務大臣にビリク・サイハンの革命黨員が夫々就任した。國民革命黨及臨時革命政府の眼目はウンゲルン軍の討伐にあつたので、蒙古革命軍パルチザン隊は人員六百名を糾合し、臨時革命政府の成立後間もなく買賣城に進擊、こゝに殘存せる支那軍隊を驅逐し之をアルタン・ブラクと改稱し、革命政府もこゝに移つた。革命蒙古の最初の首都と言ふべきであらう。時に庫倫のウンゲルン將軍はバイカル湖進出を企だて、アルタン・ブラク及トロイツコサウスクを包圍せんとしたので、蒙古

革命軍は白系露軍討伐の爲ソウェート政府並に極東共和國に共同作戰を提議し、間もなく革命軍はソウェート軍の援助を得て、アルタン・ブラクより蒙古內地に侵入、ウンゲルン軍と幾度か激戰を交へて遂に之を敗り、一九二一年七月六日（陰曆六月六日蒙古人民共和國紀念日）蒙古革命軍及ソウェート軍は萬歲歡呼の裡に庫倫に入城した。一方アルタン・ブラク附近に敗れ、白黨帝政の理想に一頓挫を來たしたウンゲルン將軍は烏里雅蘇臺、科布多地方に根據地を移さんとしたが、時已に烏里雅蘇臺に於てはハトン・バートル・コクサルドジャップの反旗（註）に依つて白黨の勢力は覆へされてゐて目的を擧さず、加之、麾下に猛烈なる動搖分裂を來し、遂に六月二十二日裏切りたる部下の爲に捕へられ、ソウェートの裁判に附せられ、ノヴォシビルスクに於て死刑の露と消えた。

（註）　彼はウンゲルン政府に陸軍大臣として名を列ね、西部地方鎭定の名目の下に派遣軍指揮權を與へられてゐたが、蒙古臨時革命政府と通じ、烏里雅蘇臺に於ヴアンダーノフの白軍を潰滅せしめ、科布多、烏蘭固木（ウランコム）地方に根據を有してゐたバキッチ將軍、カイガロードフ哥薩克大尉等の白系諸軍とウランゲルン軍との連絡を中斷したのである。

⑵　蒙古人民政府の國內統一と反政府運動

一九二一年七月六日庫倫に入城した國民革命軍及臨時革命政府はウンゲルンに依つて支持せられてゐた活佛政府を潰滅せしめ茲に改めてボドが總理兼外務大臣として首班となり、財務大臣ダンザン、軍務大臣スーへ・バートル其他司法大臣內務大臣にマハサライ及スク等の國民黨員に依つて人民革命政府が成立つたわけである。（次長級には大槪貴族出や高級喇嘛を据ゑてゐる）注意すべきはこの人民革命政府は活佛即ち哲布尊丹巴呼圖克圖（チエブツンタンバホトクト）、額晉汗（エチンハン）を外蒙古の政體が追つて國民議會に於て決定せらるゝまでの立憲君主政體の元首としてゐることである。革命政府は成立したが決して安固なものでなく西部地方には尙ウンゲルンの殘黨とも見るべき白黨の勢力があり、それを平定せねばならなかつた。故に早速ソウェート政府に對して蒙古革命の徹底を見るまではソウェートの軍隊を撤退しないことを請ひこれと共同して西部平定を行つたのである。先づ前述せる烏蘭固木附近に西部蒙古地方革命政府を組織しダライ・トルベト・ハンを首領に推し、科布多を中心に勢力を占めてゐた前述のバキッチ、カイガーロフ、カザンツェフ其他の諸軍と相對抗せしめ科布多山の西方百露里のトルボと云ふ山では政府軍は白黨軍に包圍されること四十日に及んだがソウェート軍の應援を得てやつと拔け出したこともあつた。結局白黨は地方蒙古人の反感を買ひ一九二一年末頃までに

は大體西部蒙古は平定され一九二二年初頃には所謂外蒙古(車臣汗、土謝業圖汗、三音諾彦汗、札薩克圖汗の諸部)は人民革命政府の政權下に統一されたのである。

玆に於て人民政府(人民革命政府を改稱す)の當面の問題となつたのは國民黨綱領の一たる封建神權制度の漸廢と其の實現であつた。先づ政府は正式に奴隷制度を廢し法律的に奴隷階級と平民との權利を平等ならしめ王公僧侶の從來の特權を剝奪した。之に續いての特權階級への打擊は地方行政整理及地方民主自治制に關する法律發布と平民階級の王公に對する經濟的隷屬の清算に關する法令で從來王公が住民に課してゐた金錢又は自然物及勞役等を以てする課税權を剝奪した。之に依て地方政權及經濟的支配力を失つた上級階級の一部は新政權に對する憎惡反感は相當深刻なものがあつた樣で支配權恢復の理想を捨てず革命成就後第一年に於て早くも暴動が起つた。この暴動には國民黨員及國民政府要路者を含み西藏喇嘛の力を藉りそれに庫倫在住の支那商人及白系露人が加擔してゐる。重なる者はボド、(國民黨組成者の一人で現大臣會議々長)チヤクドルヂヤップ(恰克圖に於ける人民革命臨時政府時代の大臣會議々長)外十五名で一九二二年九月九日死刑に處せられた。この反政府運動に呼應したのが科布多のジヤ・ラマ(サジ・ラマ?)であつたがこれも一九二三年二月に政府軍に謀殺

され國内の反革命派の影は薄くなつたと思はれたが次でこれも國民黨組織者の一人で蒙古國民革命軍の編成者にし且現總司令官たるスーヘ・バートルが變死を遂げた。活佛に毒殺されたとも言ひ又反革命派に謀殺されたとも噂された。然しこの有名なる指導者の死は黨内に動搖を來すことなく却て蒙古大衆の團結を促し其葬列は延々一露里に及んだと云ふことである。要するに以上の如き反革命的事象は蒙古國民黨なるものが雜多な構成分子卽ち貴族、平民僧侶から成り立ち先づ全民族的戰線を維持するため活佛を元首とし封建神權分子を混入せる聯立内閣を組織しなければならず當然勤勞階級獨裁制と王公僧侶を代表する專制とは到底平行し得るものでなく殊にソウエートの勢力を背景として動く國民黨の行程はソウエトーの對蒙政策が次第に積極化するに對して斷じて超然たるを許されず、卽ち一九二一年十一月五日の露蒙修好取極に依つてソウエートと外蒙古とは益々親密を加ふると共に人民政府の財政顧問として庫倫に乘込んだブッケヴィッチの苛酷なる財政改革は國民黨の王公僧侶の特權剝奪封建神權制度の漸廢に拍車をかけ未だ尚上級階級としての觀念を失ひ切れない前記政府大臣等は自己の特權に不安を感じ又ソウエートの專横に憤り新政權に反抗して立つたものであると見るべきであらう。(ボドは日本及米國に通じて舊王公政權恢復を圖つたものとし

て處刑されてゐる）

(3) 蒙古人民共和國樹立と國家組織

イ、共和國の宣言

一九二二年初春より同年秋にかけて起つた反新政權派暴動は幾分國民黨の政策に影響を與へたものかボドに續いて（一九二一年十二月瓦解）外蒙高僧の一人たるチャチャ、ホトクトが其後繼者となり內務大臣に車臣汗を据ゑ往年外蒙自治時代の車林多爾濟(ツェレンドルヂ)も外務大臣として閣員に列してゐる。又ブッケヴィッチが蒙古側の要求により本國に召還されリバルスキーなるものが新に顧問として庫倫に赴任して來て人民政府は溫和的色彩を帶びて來た。然しこれは表面的で裏面に於ては國民黨內の共和分子は共和政體確立の氣運の熟するのを待つてゐたのである。一九二四年五月二十日（陰曆四月十七日）蒙古に於ける神權君主活佛（註）が世を去つた。

（註）彼は一八七〇年西藏に生れ五歲にして第八世庫倫活佛となり一九一一年外蒙獨立と共に皇帝（額哲汗(イチンハン)）となつた。その時分已にいまはしい病魔に犯され人を謁見しなかつた由で其妻額爾德尼(エルデニ)に實權は移つてゐた。この額爾德尼も一九二三年に死んでゐる。活佛は毒殺されたとの噂があつたが眞疑の程は不明である。

玆に於て有力者間に蒙古は共和政體にすべきか君主政體にすべきか兩派に別れて論爭が起つたが國民黨內の急進派勝を制し六月三日國民黨中央委員會は滿場一致を以て「蒙古に共和政體を確立する」旨決議した。この際大統領問題も起つたがツェレン・ドルヂの議に從ひ大統領は置かないことにし續いて人民政府は左の如き決定を公表した。卽ち共和國宣言である。（七月六日各國に宣言）

一、活佛の邦璽は政府に移管する

二、元首としての大統領を置かざる共和制度を布き全主權を大「ホラルダン」（大國民議會）及その選任する政府に委任す

三、蒙古人民共和國記念日を蒙古建國の日と同時に每年六月六日に祝祭す

四、共戴の年號を改めて蒙古民國年號とし今年十四年より繼續す（註、共戴元年は外蒙第一次獨立宣言の年卽ち一九一一年なり）

ロ、第一回大「ホラルダン」（大國民議會）

大「ホラルダン」は蒙古革命運動史上特に重大なる地位を占むるものであるが蒙古人民政府に於ては內外反動派との鬪爭に全力を注がればならなかつたのと白黨討伐の爲大ホラルダンの召集を實現することが出來なかつたのである。人民政府組織後政府は憲法議會たる大ホラルダン召集

準備に着手したが當時地方自治制の施行なく選擧困難であつたため一九二一年九月臨時ホラルダンを代行議會として召集することにした。アイマク（四汗部）及シャビ管區活佛領の代表者を以て議員として同ホラルダンは立法權を有し重要國務に關し意見を述ぶる權能を有したが同ホラルダンの重なる事業は一九二二年の王公の權限を定めたこと、地方自治制及大ホラルダン選擧法の制定などで事業完了と共に解散して緊急の場合には又召集することになつてゐた。其後準備なつて一九二四年十一月八日を期して大國民議會が召集されたのである。この日庫倫に參集した議員數七十七名にして、黨派別にすれば四十六名が國民黨員、四名靑年革命黨員、十四名が國民黨靑年革命黨に席を有するもの、十三名が無所屬で外蒙四アイマク（卽ち車臣汗、土謝業圖汗、三音諾彥汗、札薩克圖汗の四部）シャビ管區（舊活佛領）科布多地方のトルベト及キルギス族、蒙古軍隊並に蒙古國籍のブリヤートを夫々代表したものであつた。大ホラルダン議長にはジャタンバ、副議長にトルベト人バダルホ選出せられ、名譽幹部會員にコミンテルン書記長ジノヴィエフ、ソウエート聯邦中央執行委員長カリーニン、ソウエート政府外人務民委員チェチェリン、在蒙古ソウエート聯邦全權代表ワシーリエフ、ブリヤート・モンゴル自治共和國人民委員會議長エルバーノフ、在蒙古コミンテルン代表ルイスクウロフ及蒙古國民黨中央委員會議長タンバドルヂを夫々選擧した。而して政府、軍隊、在蒙ソ聯邦全權代表、コミンテルン、ブリヤート、キルギス自治共和國、西藏、呼倫貝爾、鄂爾多斯等代表の祝辭があつた後政府及各省の業務報告を聽取し夫々政策を決定し憲法及宣言を協賛し國旗（赤地に國の紋章を付したるもの）國璽（活佛第一世哲布尊丹巴呼圖克圖卽ウンドル格根（ゲゲン）が全蒙古のシンボルなりと言へる梵字ソユンバー獨立を意味す――の下に蓮花（パドマ・リンホウ）を現はし其兩側に國號を刻したるもの）を定めコミンテルン代表ルイスクウロフの提議に依り首都庫倫を國民的英雄成吉思汗の都の意を含むウラン・バートル・ホタ（赤英雄の都）と改稱し十一月二十八日閉會した。之を以て蒙古人民共和國は完全に建設せられたのである。

この大會に於て決議せる主要事項は次の如きものであつた。

一、軍事及軍組織の重要なるに鑑み總司令を設け軍の行動及國家の任務と軍務との關係を監視する最高機關として軍務者の上に立つ軍事會議を設く

二、國事犯の搜査及內外の敵に對する豫戒は內防處之を管掌す

三、外國資本の蒙古人民搾取豫防の爲コペラチーブを組織す

四、蒙古商工銀行の設立
五、國民經濟の改善を圖り工業の發展を圖る爲經濟會議を設く
六、財務省より經濟省を分立す
七、ハムジルガと稱する王公臺吉の奴隷を解放す
八、蒙古牧畜產業振興の爲每年糧秣の國家買付、模範牧場の創設、獸醫事業の改善を圖ること
九、シャビ管區（活佛領）廢止を留保し同管區にアイマクの權利を與へ一行政機關として保留す
十、住民の寺院に對する納稅義務を廢しシャビ管區住民も他の住民同樣國家的義務を課すること

對外的決議事項として見るべきものに
一、一九二一年のソ聯邦との條約を裁可す
二、支那人の移住を制限する方策を適當と認む
三、一九二三年ソ聯邦との電信條約を裁可し電信線を改善すること
四、ブリヤート・モンゴル人の歸化を奬勵し之が移住を援助すること

この他蒙古民國の改善事項は憲法中蒙古勤勞民の權利宣言の中に列擧してあるが其重なるものは左の如し。
一、立憲君主政體を民主的共和國としたること
二、土地、地下埋藏物、森林、水等の各富源を國有とせること
三、一九二一年以前に締結せる國際條約及公債の破棄
四、外國人に對する個人及各官廳機關の債務破棄並に連帶責任の制度を撤廢せること
五、經濟の國營、外國貿易の專賣制
六、徵兵
七、政教分離
八、言論の自由
九、集會結社の自由
十、男女民族及宗教の同權
十一、王公貴族の稱號特權廢止
（次に揭げる蒙古人民共和國憲法參照）

二、國家組織

(1) 蒙古人民共和國憲法

第一章　共和政體制定に關する原則

反抗シテ起テル人民カ外國壓迫者ヲ驅逐セル十一年ノ革命ニ於テ自己ノ熱誠ヲ披瀝セル民衆ノ利益ニ照應シ又本年陰曆四月十七日國家ノ元首タル「ボクト・ハン」ノ死ニ依リ革命人民ノ爲ニ選ハレタル政府ハ左ノ通リ決定ス
(一)「ボクト・ハン」ノ印璽ハ之ヲ政府ニ移管ス

(二)國家ノ元首トシテ大統領ナキ共和制ヲ施キ全主權ヲ大「ホラルダン」及其選ノヘキ政府ニ移スコト

(三)蒙古人民共和國ノ記念日ヲ蒙古建國ノ日ト共ニ毎年陰曆六月六日ヲ以テ之ヲ祝祭スルコト

(四)共戴ノ年號ヲ改メ同日ヨリ「蒙古人民共和國」(何年)ト稱シ本十四年ヨリ之ヲ繼續スルコト

今初メテ集會セル大「ホラルダン」ハ前記ノ政府ノ原則ヲ確認シ左ノ蒙古人民共和國根本法ヲ認可ス

同法律ハ中央及地方官憲ニ於テ公布シ各官廳内ニ掲示スヘシ

大「ホラルダン」政府ニ對シ學校及軍隊ニ於テ本憲法ノ原則ヲ研究セシメンコトヲ委任ス

第二章　蒙古勤勞人民權利の宣言

第一條

蒙古ハ獨立セル人民共和國ニシテ一切ノ權力ハ勤勞民ニ屬ス人民ハ其統治權ヲ大「ホラルダン」及其選擧スヘキ政府ヲ通シテ行使ス

第二條

蒙古共和國ノ根本任務ハ封建神權制度ノ殘骸打破及完全ナル民主化ノ基礎上ニ新共和制ヲ鞏固ナラシムルニアリ

第三條

國家統治上及前記政體ヲ鞏固ナラシムル爲眞ノ民權實現ノ爲左ノ根本原則ヲ確認ス

(イ)總テノ土地地下埋藏物森林水等蒙古人民共和國版圖内ニアル共富源ハ現行制度ノ主義ニ適合スル蒙古ノ現行慣習法ニ據リ一般人民ノ所有トス之ニ對スル私有權ハ許容セス右ハ全部勤勞人民ノ自由ニ處分スヘキモノトス

(ロ)十一年(一九二一年)ノ革命前ニ蒙古政權ノ締結セル總テノ國際條約及債務ハ强制セラレタルモノトシテ之ヲ廢棄ス

(ハ)外國人ノ主權時代ニ連帶責任ヲ以テ成立セル外國高利貸ニ對スル個人及機關ノ債務ハ國及民衆ニトリ甚タ重キ負擔ナルヲ以テ右債務殘部廢棄及連帶責任制度廢止(十一年)ニ關シテ本十四年ナサレタル政府ノ決定ヲ確認スヘシ

(ニ)國家單一經濟政策ヲ國家ノ手中ニ收メ民衆開放及民權確立ノ一條件トシテ外國貿易國營ヲ實施ス

備考　外國貿易國營ハ可及的ニ順次之ヲ施行ス

(ホ)勤勞人別ノ爲權力ヲ保護シ内外搾取者ノ權力復古ノ凡有可能ヲ排除スル爲蒙古人民革命軍ヲ組織シ並ニ勤勞青年ニ全般的軍事敎育ヲ施シ以テ勤勞民武裝ヲ確認ス

(ヘ)勤勞民ノ信仰ノ自由ヲ保障スル爲寺院ヲ國家ヨリ分

離シ宗教ハ各公民ノ私事タルコトヲ宣布ス

(ト)勤勞民ノ意思發表ノ眞ノ自由ヲ保障スルタメ蒙古人民共和國ハ新聞雜誌事業ヲ組織シ之ヲ勤勞民ノ爲ニ提供ス

(チ)勤勞民ノ集會行列等開催ノ眞ノ自由ヲ保障スル爲人民集會用ノ家屋ニ相當ノ設備ヲ施シ以テ勤勞民ノ使用ニ提供ス

(リ)勤勞人民ノ結社ノ自由ヲ保障スル爲蒙古人民共和國ハ貧困勤勞民衆(「アラト」及職工)ニ其合同及組織ノ爲一切ノ物質的及其他ノ援助ヲ供與ス

(ヌ)勤勞民ノ眞ノ知識啓發ヲ保障スル爲蒙古人民共和國ハ勤勞民衆ノ爲ニ完全ナル無料普通教育組織ヲ其任務トス

(ル)蒙古人民共和國ハ民族宗教及男女ノ如何ニ不拘各公民ノ同權ナルコトヲ承認ス

(ヲ)蒙古人民共和國ハ勤勞民ノ利益ヲ顧慮シ若シ各個人又ハ團體カ共和國ノ利益ヲ侵害スル爲其權利ヲ行使スルトキハ其權利ヲ剝奪シ若クハ制限スルコトアルヘシ

(ワ)前支配階級卽チ王公、貴族(臺吉)ノ爵及稱號並ニ呼圖克圖(ホトクト)及呼弼勒罕(ホルビガン)ノ支配權ヲ廢止ス

(カ)全世界ノ勤勞民ハ資本主義ノ根絕及社會主義(共產主義)ノ成就ニ向テ努力スルヲ以テ勤勞民ノ人民共和國ハ其外交ヲ全世界ノ被壓迫小民族及革命勤勞民ノ根本任務ハ合致スル様行フヘシ

備考　然シ事情ノ如何ニヨリ必要アルトキハ彼我ノ外國ト親交關係設定ノ可能ヲ排セス但シ蒙古人民共和國ノ獨立ヲ侵害セントスルモノニ對シ如何ナル場合ニ於テモ斷然タル抵抗ヲナスヘシ

第四條

蒙古人民共和國ノ最高權ハ大「ホラルダン」ニ屬シ大「ホラルダン」閉會中ハ小「ホラルダン」ニ小「ホラルダン」閉會中ハ其幹部會及政府ニ同時ニ屬ス

第五條

蒙古人民共和國ノ最高機關ノ管掌ニ屬スルモノハ左ノ如シ

(イ)國際關係上共和國ノ代表外交上ノ交涉外國トノ政治通商其他ノ條約締結

(ロ)蒙古國外、國境ノ變更宣戰講和及國際條約ノ批准

(ハ)內外公債ノ募集其利子元金ノ利拂右公債ノ延期問題並ニ外債募集

(ニ)外國貿易ノ監督及內國貿易制度ノ設定

(ホ)共和國々民經濟計畫ノ組織利權(コンセッション)的專賣權ノ許與變更及破棄

(ヘ)運輸及郵便電信事業ノ組織
(ト)蒙古共和國ノ軍隊ノ編成及指揮
(チ)共和國歲計豫算ノ認可租稅及收入ノ設定
(リ)通貨及金融制度ノ設定紙幣發行及貨幣鑄造
(ヌ)土地使用一般的原則ノ設定「アイマク」及「ホシユン」ノ境界設定地下埋藏物森林其他富源使用規則ノ制定
(ル)共和國內ニ於ケル裁判所構成法及訴訟法並ニ民刑法ノ基礎制定
(ヲ)國民教育法ノ制定
(ワ)國民保健ノ一般的方策制定
(カ)度量衡法ノ制定
(ヨ)共和國ノ統計ノ組織

第六條

共和國根本法律ノ認可及變更ハ大「ホラルダン」ノ專管スル所トス

第三章　大「ホラルダン」

第七條

大「ホラルダン」ハ「アイマク」及市住民並ニ軍隊ノ代表者ヲ以テ之ヲ組織ス但シ其議員ノ數ハ選擧區ノ人口ニ比例シ決定セラレ議員ノ任期ハ一ケ年トス

備考　(一)何等カノ原因ニ依リ「アイマク」大會成立セサル場合ニハ「ホシユン」ヨリ代表ヲ送ル

(二)大「ホラルダン」選擧ハ大「ホラルダン」選擧法ニ基キ之ヲ行フ

第八條

大「ホラルダン」通常會議ハ小ホラルダンノ決定ニ依リ一年一回召集ス

第九條

大「ホラルダン」臨時會議ハ小「ホラルダン」ノ發意又ハ大「ホラルダン」議員三分ノ一ノ請求ニヨリ若クハ共和國人口三分ノ一ヲ有スル諸「アイマク」ノ選擧人ノ請求ニ依リ召集ス

第十條

大「ホラルダン」ハ三十名ヨリ成ル小「ホラルダン」議員ヲ選出ス

第十一條

小「ホラルダン」ハ全然大「ホラルダン」ニ對シ責ニ任ス

第四章　小「ホラルダン」及小「ホラルダン」幹部會

第十二條

小「ホラルダン」ハ法律決定及命令ヲ發布シ政府ノ最高機關監督事務ヲ統括シ小「ホラルダン」幹部會及政府ノ

業務ノ範圍ヲ決定シ政府業務ノ一般方針ヲ示シ共和國根本法律及大「ホラルダン」ノ各決議ノ實施ヲ監督ス

第十三條

小「ホラルダン」ハ一年二回以上召集ス

第十四條

小「ホラルダン」臨時會議ハ小「ホラルダン」幹部會ノ決議政府ノ提議又ハ小「ホラルダン」議員三分ノ一ノ請求ニ依リ召集ス

第十五條

小「ホラルダン」ハ其會議ニ於テ五人ヨリ成ル小「ホラルダン」常任幹部會ヲ選出シ政府ヲ選出シ又必要ノ場合ニハ實務委員會ヲモ選出ス

第十六條

小「ホラルダン」ハ其業務成績報告及一般政務並ニ各問題ニ關スル報告ヲ大「ホラルダン」ニ提出ス

第十七條

小「ホラルダン」議員ハ幹部會ノ委任ニ依リ幹部會又ハ其他ノ職務ニ從事ス

備考　小「ホラルダン」議員ノ權限ニ就テハ幹部會ニ於テ特別規定ヲ發布ス

第十八條

小「ホラルダン」幹部會ハ小「ホラルダン」ヲ指導ス

第十九條

小「ホラルダン」幹部會ハ小「ホラルダン」ノ爲資料ヲ準備ス

第二十條

小「ホラルダン」幹部會ハ小「ホラルダン」ノ審議ニ附スル爲命令案ヲ提出ス

第二十一條

小「ホラルダン」幹部會ハ小「ホラルダン」決定ノ實施ヲ監視ス

第二十二條

小「ホラルダン」幹部會ハ地方及其他ノ問題ニ關シ政府ヲ指導シ政府ヲ經テ當該機關ト又緊急ノ場合ニハ直接之ト交渉ス

第二十三條

小「ホラルダン」幹部會ハ大赦及特赦問題ヲ解決ス

第二十四條

小「ホラルダン」閉會中幹部ハ法律及決定ヲ認可シ併テ之ヲ改正スル爲回付シ又政府ノ決定ヲ中止シ之ヲ次回ノ小「ホラルダン」總會ノ審議ニ廻付ス幹部會ハ各大臣ヲ任免ス

第二十五條

各省間ニ發生セル問題及紛爭或ハ各省ニ對スル訴願ハ小

「ホラルダン」幹部會之ヲ解決ス

第二十六條

小「ホラルダン」幹部會ハ小「ホラルダン」ニ對シ責ニ任シ自己ノ義務ニ關シ之ニ報告ヲナス

第五章　政府（大臣會議）

第二十七條

政府ハ蒙古人民共和國ノ一般行政ヲナス政府員ハ政府總理（大臣會議長）副總理（大臣會議長代理）、軍事會議長經濟會議長、總司令官、國務檢査官（國家監督官）內務、外務、軍務、財務、經濟、司法及文部各大臣ヨリナル

第二十八條

政府ハ其權限ニ屬スル問題ニ關スル法律ニ揭ケラレタル總テノ問題ヲ管掌ス

第六章　經濟會議

第二十九條

經濟上及産業上ノ方策ノ協調ヲ圖ル爲ニ政府直屬トシテ特別規定ニヨリ蒙古共和國經濟會議ヲ設ク

第七章　地方自治

第三十條

「アイマク」「ホシュン」「ソモン」「バク」及「アルバン」、十戸）並ニ「市」等ノ地方「ホラルダン」ハ地方自治ニ關スル法律ニ基キ之ヲ構成ス

第三十一條

當面ノ行政經濟事務ノ爲地方「ホラルダン」ハ「アイマク」「ホシュン」「ソモン」「バク」及「アルバン」機關等地方權力ノ執行機關ヲ一年ノ期間ヲ以テ選出ス

第三十二條

執行機關ハ之ヲ選出シタル地方「ホラルダン」ニ對シ責任ヲ有ス

第三十三條

「アイマク」「ホシュン」「ソモン」「バク」及「アルバン」ノ會議及其執行機關ハ地方自治制ニ記載セル權利義務ヲ有ス

第八章　選擧權及被選擧權

第三十四條

「ホラルダン」（大、小及地方）ニ對スル選擧權及被選擧權ハ選擧ノ日迄ニ十八歳ニ達シタル男女兩性ノ左記共和國公民之ヲ有ス

（イ）自己ノ勤勞ニヨリ生活ノ資ヲ得ル者並ニ自己ノ勞働經濟ニ從事スル者

（ロ）人民革命軍ノ「チリク」（兵卒）

第三十五條

左ノ者ハ選擧權及被選擧權ヲ有セス

（イ）明カナル營利ノ目的ヲ以テ他人ヲ搾取シ之ニ依リテノミ生計ノ資ヲ得ル者

（ロ）他人ノ勤勞ニ依リ並ニ資本及收入ノ利子ニ依リ生活スル商人及高利貸

（ハ）舊王公及呼圖克圖並ニ事實上寺院ニ常住スル僧侶

（ニ）既定ノ手續ニ依リ精神病者及不具者ト認メラレタル者

（ホ）利己的及破廉恥罪ニヨリ裁判ノ宣告ヲ受ケタル者

第三十六條

選擧ハ特別ノ選擧法ニ基キ之ヲ行フ

第九章　豫算編成權

第三十七條

蒙古共和國ノ歳入及歳出ハ一般國家豫算ニ統一ス

第三十八條

國家豫算ハ大「ホラルダン」或ハ特別ノ場合ニハ小「ホラルダン」ノ認可ヲ受クル爲提出セラルヘシ

第三十九條

國家豫算ハ會計期開始前二ケ月以内ニ統治機關ノ認可ヲ受クル爲ニ提出セラル

第四十條

若シ國家豫算カ會計期前ニ確認セラレサル時ハ政府ハ同案ノ認可セラル丶迄ノ間前年ノ豫算ニヨリ支出ヲナス但シ新會計年度ノ四ケ月以上ニ亘ルコトヲ得ス

第四十一條

國庫ヨリスル如何ナル支出ト雖モ其ニ對スル項目ノ設定及國家豫算表ノ設定又ハ特別ナル法律ノ發布ナクシテ之ヲ爲スコトヲ得ス

第四十二條

國家豫算表ニヨリ支出セラレタル費目ハ確定豫算及豫算ノ項目ノ範圍ニ於テ其直接ノ項目ニ對シ支出セラルヘク政府ノ特別ノ決定ナキ限リ他ノ如何ナル項目ニモ流用スルコトヲ得ス

第四十三條

大及小「ホラルダン」ハ一般國家豫算ニ入ルヘキ收入及租税ト地方自治ノ經費トシテ充當スヘキモノトノ種類ヲ定ム

第四十四條

一般國家ノ經費ハ一般國庫資金ヨリ充當ス地方自治機關ハ當該地方ノ經費トシテ中央政府ニ依リ決定セラレタル規定ノ範圍内ニ限リ人民ニ課税スルコトヲ得

第四十五條

地方機關ハ地方費ノ半年度及一年度ノ豫算ヲ編成ス「ソモンノ」豫算ハ「ホシユン」ノ委員會ニ於テ「ホシユン」行政廳ノ豫算ハ「アイマク」委員會ニ於テ「アイマク」委員會豫算ハ政府ニ於テ年度及半年度一般國家豫算トシテ認可セラルモノトス

第四十六條

豫算外支出ニ不足ノ場合ニハ地方機關ハ追加額ヲ當該大臣ニ申請スヘシ

第十章　國家紋章及國旗

第四十七條

大「ホラルダン」政府各省及其他官廳ノ邦章ハ地形ニシテ其邦章面中央ニ「ソユンバ」ノ記號ヲ又兩側ニ當該官廳ノ名稱刻セラレタルモノナラサルヘカラス

第四十八條

國家ノ紋章ハ前掲「ソユンバ」ノ記號ヨリナリ其下ニ「バドマ、リンホワ」ノ花ヲ象リ置ク

第四十九條

國旗ハ赤色ニシテ中央ニ國家ノ紋章ヲ有スルモノタルヘシ

第五十條

大、小「ホラルダン」ハ「ウランバートル・ホタ」ニ之ヲ召集ス

（本憲法ハ共戴十四年十月三十日卽チ陽曆十一月二十六日四時十七分蒙古人民共和國第一回大「ホラルダン」第十四次會議ニ於テ認可セラル）

(2) 中央官制

蒙古共和國の一切の權力は勤勞人民に屬し其最高權を大ホラルダン及大ホラルダンに於て選擧する政府を通じて發動せしむることになつてゐるが憲法第四條に蒙古人民共和國の最高權は大ホラルダンに屬し其閉會中は小ホラルダンに小ホラルダン閉會中は同幹部會及政府に同時に屬することを規定してゐる。

大ホラルダン

大ホラルダンは成吉思汗以後汗位（皇位）を決定する成吉思汗の一族及重臣の會議を言つたもので（契丹の遺制である）現蒙古民國はソ聯邦の制度に倣ひ之を復活したものでソ聯邦のソウエート大會に相當し蒙古人民は其最高權を大ホラルダンを通じて發動せしむるものである。この最高權力機關の管掌に屬する事項は憲法第五條に規定す（憲法參照）

小ホラルダン

蒙古人民共和國紋章

小（バガ）ホラルダンはソウエート聯邦の中央執行委員會に酷似して居り、大ホラルダン閉會中は國家最高機關で、その業務につき大ホラルダンに對して責に任じ（憲法第一一條）その管掌事項は憲法第一二條に規定がある。

その議長は總理大臣と共に蒙古人民共和國の政治的指導者の地位にあるが、歴代の議長を列擧すれば左の如くである。

一、ゲンドゥン　一九二四年十一月當選
二、ダムヂン・スルン　一九二七年十一月當選
三、チョイバルサン　一九二九年一月當選
四、ラガン　一九三〇年四月當選
五、アモル　一九三二年七月當選

小ホラルダン常任幹部會

小ホラルダン常任幹部會はソ聯邦の中央執行委員會幹部會に相當する。小ホラルダンは通常一年に二回約十日位宛の間開會せられ其開會中は幹部會之を代表し常務に當り共に國家最高機關として存在し其業務に就ては大ホラルダンに對して責に任じ之に業務成績を報告する義務がある（憲法第二六條）幹部會は五人より成り小ホラルダンの總會に於て選擧せらる（同一五條）幹部會の管掌事項は憲法第一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五各條に規定す

政　府

政府は國家の一般行政を行ふ所で憲法第二七條の規定に依り左の政府員を以て組織す。

（一）總理（二）副總理（三）軍事會議長（四）經濟會議長（五）軍總司令（六）國務檢査員（七）內務大臣（八）外務大臣（九）軍務大臣（十）財務大臣（十一）經濟大臣（十二）司法大臣（十三）文部大臣

政府員の任免は小「ホラルダン」幹部會がすることになつてゐる（憲法第二十四條）軍事會議は軍務省の上級に在り軍の行動及國家の任務と軍務との關係を監督する軍事上の最高機關でソウエトの革命軍事會議に倣たものである。外務省は一九二一年以來總務、南方及北方の三課と其他に郵便電信廳より成つてゐた。經濟省は一九二四年財務省より分離し同時に經濟會議も設置せられた。

政府直屬の機關として國事犯の捜査及內外敵に對する豫戒の爲內防處なるものがあることはソ聯邦のゲ・ペ・ウに倣たものである。

一九二四年現在における初代の政府閣員を參考の爲列記すれば次の如し。

總　理　ツエレン・ドルヂ
副總理　アモル
軍事會議長　リンチノ

經濟會議長	――
軍總司令	チョイバルサン
國務檢査官	ブルナ・バートル
內務大臣	ナワン・ナリン（前車臣汗（チエチエンハン））
外務大臣	アモル
軍務大臣	アルダン・ハタン・バートル
財務大臣	ドルヂ
司法大臣	ソンノム・ドルヂ
文部大臣	ジャミアン・グン
經濟大臣	――

尙歴代總理大臣をあげれば、

一、ツエレン・ドルヂ　一九二四年十一月當選
　　一九二八年二月病死
二、アモル　一九二八年二月當選
三、ヂゥヂット・ジャップ　一九三〇年四月當選
　　一九三二年五月自殺
四、ゲンヅン　一九三二年七月當選

（八）現　政　府

政府卽ち大臣會議は一九二四年共和國建國の憲法に依り當初（一）總理（二）副總理（三）軍事會議長（四）經濟會議長（五）軍總司令（六）國務檢査官（七）內務（八）外務（九）軍務（十）財務（十一）經濟（十二）司法（十三）文部の七大臣計十三名を以て組織せるが其後左の變更を見たり。

一、軍關係

蒙古民國軍は國民革命軍と稱したが一九二八年國民赤軍と改稱一九三〇年四月二十五日軍務省總司令の職制を廢止し之を軍事會議に移した。一九三二年六月の大改革に依り軍務省を復活し之に軍事會議を服屬せしめ軍總司令の職も復活した。其後一九三四年三月軍事會議は廢止せられた。

二、經　濟

一九二九年末左翼主義の政策强行と共に經濟省を分ち（一）牧畜農務（二）商工の二省とした。經濟會議は一九三〇年六月廢止された。

三、內務省は一九三〇年四月廢止された。
四、一九三〇年四月保健省新設されたが一九三四年五月二十五日文部省と合併して文部保健省の一省となつた。
五、國務檢査官は一九三二年六月廢止
六、左翼派の改革に依り設けられた勞働事務取扱の勞働事務中央委員會は一九三二年六月廢止となつた。

右の如く各省の廢合は主として一九三〇年の左傾時代と一九三二年六月の改革時代に行はれたるものにして現在の政府は（一）總理（二）副總理（三）外務（四）軍務五總司令（六）財務（七）司法（八）文部保健（九）牧畜農務（十）商工交通郵電

（十一）内防處より成立つてゐるが政府員は兼任が多く一九三五年十二月現在の政府員は左の九人である。

總理兼外務大臣　ゲンヅン
副總理兼財務大臣　ドブチン
軍務大臣兼軍總司令　デミド
司法大臣　ジンジプ
文部保健大臣　ゴンジョン
牧畜農務　チョイバルサン
商工交通郵電大臣　メンデ
内防處長　ナムサライ
小ホラルダン議長　アモル

右各大臣中ゲンヅン、アモル、チョイバルサン、ナムサライ等は共和國建設以來大臣又は黨部其他の要職に在り軍務大臣兼總司令デミドの經歴は一九〇〇年頃の生れでスーヘ・バートルの隷下に活動し赤軍の庫倫占領後ウンゲルン軍をケルレン河方面に追うて名を擧げ其の後ブライデルギル（軍政治部長にして一九三〇年ウランコム反亂鎭定の際戰死）の下に在つた。一九三〇年軍事會議長、一九三二年軍務大臣總司令現職に至る。

(3) 地方行政

蒙古人民共和國にあつてはソウェートト制度に倣つて地方

自治を採用してゐる。自治制はハルハ即ち舊四汗部を改稱した「チチルリツク・マンダリ・アイマク」、（舊三音諾彥汗部）「ハン・タイシル・アイマク」、（舊札薩克圖汗部）「ボクト・ハン・ウラ・アイマク」、（舊土謝業圖汗部）、「ハン・ヘンテイ・ウラ・アイマク」、（舊車臣汗部）に於ては一九二三年施行せられたが、科布多區は特殊の狀態に在るを以て一九二四年三月、達里岡崖（ダリカンガイ）地方はそれより少し後れて施行された。地方自治行政の單位は「アイマク」「ホシュン」「ソモン」「バク」「アルバン」（十戶）並に「市」で孰れも自治制の規定に從ひホラルダンを設けホラルダンは其執行機關を選擧す、執行機關の任期は一ケ年にして執行機關は其行爲に關し其選擧せるホラルダンに對し責を負ふことになつてゐる。（憲法第三〇、三一、三二、三三各條）これに依つて見れば淸朝時代或は民國下つて外蒙獨立自治時代の自治制に於けるチゴルガン・ダルガ（盟長）、ヂヤサツク（札薩克郎旗長）ソモン、ジヤンギン（管箭章京）、屯達、什長（十戶長）の職務は人民共和國に於ては各自治區のホラルダン執行委員會長或は各自治區の長（ダルガ）となつたとみるべきであらう。

一九二四年共和國建設當時四アイマク（車臣汗部、土謝業圖汗部、三音諾彥汗部、札薩克圖汗部）シヤビ管區及科布多附近のトルベト部（アイマク）に新名稱を附して改稱したことは

上述の通りであるが一九二五年シャビ制度を撤廢し一九三一年二月六日行政區劃の大改正をなし旗制を全廢し従來の四アイマク及シャビ管區を左の十三アイマクに分つた。

アイマク名稱	行政廳所在地	ソモン數	人口
1、東	バイン・ツメン(桑貝子)	二七	七五、八〇〇
2、ヘンテイ	ウンドル・ハン(舊車臣汗王府)	二七	三六、八〇〇
3、中央	ウラン・バートル・ホタ(庫倫)	三二	一五、八〇〇
4、セレンガ(農業)	アルタン・ブラク(買賣城)	一四	四一、九〇〇
5、コソゴル	ハトフイル	二五	六二、七〇〇
6、アル・ハンガイ	ツエツエリツク	三五	八〇、六〇〇
7、ウブル・ハンガイ	ラマ・ゲゲネ(臨時廳)	三六	八三、二〇〇
8、ジプフイン	ジプホラント(烏里雅蘇臺)	二一	五五、五〇〇
9、トルベト(ウブサン・ゴール)	ウランコム	一五	四四、八〇〇
10、科布多	ジャルガラント(科布多)	二三	四八、一〇〇
11、アルタイ	ハン・タイシリ(臨時廳)	一七	三八、四〇〇
12、南ゴビ	ダリギル・ハンガイ(臨時廳)	二六	四〇、五〇〇
13、東ゴビ	サイン・ウス	二六	三九、九〇〇
		計	七六〇、〇〇〇

其後アルタイ部は一九三四年ジプフイン部と合併したので現在は十二アイマクとなつてゐるわけである。

前述の如く一九三一年ホシユン制を廢止し一九三三年ニアルバン(二十戸)をバクに改組したので地方自治區はアイマク、ソモン、バク、となつてゐるわけでアイマク行政機關としては外交署(ガタガト・ヤメン)内防處(ハムガラフ・アンガイ・ヤメン)及法院等があり實權はアイマク黨執行委員會にあることは已に述べた通りである。

（古川國重利）

(4) 財政

イ、政府豫算

蒙古人民共和國政府は初め國家の收支豫算を編成せず、其の必要に應じ支出する事としたが、之は國家の收入科目も調査し難い狀態にあつた爲めと思はれる。一九二三年に至つて歲計豫算を編成する事としたが外蒙古の歲出入は國費と地方費に分れ、兩者の區別は明確でなく、驛遞費の如き一般國家的事業は舊來の習慣に從つて地方費で支辨してゐる。費目は非常に簡單で、各官廳とも一、俸給　二、事務所費　三、家屋維持費　四、修繕及び物品購入費　五、交際費　六、雜費　七、豫備費の七種目に分けてあり、雜費は馬糧から調査費に至る迄他の費目に入らないものは全部之に入れる事となつてゐるので最も雜多である。

豫算の編成は錯雜で統一がなく、各官廳が收入を別々に計上して之を直ちに豫算委員會に提出するが、該委員會は各省の代表者より成つてをり、根本から査定しなければならない事があり、其の事務は數ヶ月の長きに亘る事もあるといふ。

出納は中央集權主義であるが、豫算の七割位は庫倫で地方は殘りの三割程度である。會計年度は從前は舊曆三月一日から始まり一ヶ年であつたが、一九二五年以降陽曆を採用する事となつた。

ロ、租稅

外蒙古政府の收入の約半分は租稅であるが、政府は直接稅の設定を避くる方針を採り、主なる財源を間接稅に求めてゐる。間接稅中最も重なるものは輸出入關稅であるが、關稅率は普通貨物は從價六分、タルバカンは九分、煙草製品は一割二分であるが、其の他市稅として五厘を附加する。

一九二五年の大フラルダンは關稅を改正して差別稅率を定め、自國產業保護主義を加味する事とし商品によつて等級別を設ける事を決定してゐる。尙この大フラルダンでは關稅は原則として重量又は品物の單位に依り課稅し、從價稅は特別の場合に限る事を決定した。

稅關は稅關法の規定に依れば四十一ヶ所であるが、未だ全部完成してゐない。

國民政府は關稅の外、初め商工業に關する稅として商工業鑑札（營業稅）、基本資本稅、收益稅、商店員稅等を設定したが、一九二二年商業發達を圖る爲め收益稅及び店員稅を廢止した。租稅に關する政策として一九二四年の大フラルダンは、一、直接稅は人民の重荷たらざるやう考慮し、二、累進課稅は實際に貧民の狀態を救濟するを旨とし、三、個人商業は之を抑壓するを必要とする事情にあるから重稅を

課すべき旨を決定した。

外蒙古人の最大の財産は家畜である。租税も家畜に對するもの多く依て財務省は一九二五年秋、單一家畜税法案を建て其の根本原則を同年の大フラルダンに於いて決定し、一九二六年の大フラルダンは一九二七年より之を實施する事の認可を與へた。同法の原則は左の如くである。

一、地方自治機關の獨立課税權を廢止す
二、税率は一切政府に於て決す
三、累進課税の最高税率は單位の二倍半とす
四、寺院所有家畜も一般と同樣に課税す
五、貧困者に對する特典、五ボド以下は免除とす
六、驛遞に從事する馬匹は本税を免除せず
七、徵税期は二月七月の二期とす

（後藤富男）

三、國　防

(1) 外蒙國防の意義

外蒙古の國防は、外蒙がすでにソ聯邦の一聯邦化してゐる事實からも判る如く、ソ聯邦の國防陣營の滿支方面に對する第一線である。換言すればソ聯邦の滿洲、日本、支那へ進出せんとする軍事的根據地であり、ソ聯邦防衛のトーチカをなしてゐる。この意味は一九三一年の滿洲事變以來強化され、外蒙内のソ聯の軍事的諸設備は、アムール、ウスリー等滿ソ國境方面の軍事施設の強化と併行的に重要性を持つてゐる。而してソ聯邦の外蒙境よりする滿洲への脅威の進行は、外蒙の侮滿行動となり、一九三五年一月以來の滿蒙國境事件となつて現れた。この事件の結果は滿洲國の同方面に對する國防の強化を刺戟し、同時に外交的折衝による解決方式として滿洲里における滿蒙會議となつた。同會議は蘇聯の外蒙に對する關心を深め、ソ聯は更らに更らに積極的に外蒙に乘り出し、その國防の重點を對日滿干係におき、滿蒙接近を阻止、滿洲里會議を決裂せしめた會議決裂後蘇聯は對外蒙工作を早めゲンドゥン首相以下外蒙政府の要人をモスクワに招待し前例を見ざる歡迎裡に、着々その工作を進行せしめその後遂にソ蒙相互援助協約を締結した。ソ聯の意圖は、外蒙の對内外政策を全的にモスクワ政府の意志通りにし、滿蒙境をソ滿國境化するにあるといはれてゐる。

かくの如く蒙ソ關係の深化は、外蒙國防の眞意たるソ聯の對日滿最前線としての地位を強化せしめつゝあるものであり、更らにソ聯邦の欲するまゝに、滿蒙國境にソ聯兵の配備、トーチカの構築等、滿蒙境を第二の滿ソ國境化の實行を可能ならしめ同方面を事實上の滿ソ戰線化してしまつたのである。

このソ聯國防の第一線的任務のためのみならず外蒙古の反ソ運動に備えんがため、ソ聯邦はこゝに自國の軍司令官を派遣し、多數の赤軍を駐屯させ、この目的のための交通網の完成に努力しつゝあるのである。

而して一九三五年六月の北支事件、同年末の北支自治獨立運動、內蒙の獨立的動き等から、在外蒙ソ聯の南方內蒙に對する關心は、從來の攻擊線一點張りの武裝は、更らに尖銳化し、最近はそのための諸施設に着手することになつたとさえ傳えられるに至つた。

卽ち外蒙國防の特殊性はソ聯邦の對日滿、內蒙に對する第一線であり、外蒙兵と雖も實質的にソ聯軍であることである。而してその意圖は對日滿、對內蒙の二つの對外的目的と外蒙內の反ソ運動暴壓の對內的目的とにあり、究局的に日本の大陸勢力對峙のために全面的に活動しつゝあるのである。

(2) 軍事情況

イ、蒙古赤軍

ソ聯邦は外蒙古に指道將校及び多數の赤軍を駐屯せしめており、外蒙赤軍といふも實體はソ蒙混成軍とも稱すべく、その指揮はソ聯人又はソ聯的外蒙人である。外蒙赤軍中のソ聯人は巧にその實體をかくし、全く外蒙人の部隊的表現

をなしてゐることはソ聯政策の妙味であり、注目すべき點である。而して外蒙赤軍の化學化はソ聯同樣のテンポをもつて進められ、その任務はモスコー政府派遣の赤軍士官の手でなされてゐる。從つて蒙古赤軍の情勢記述に當つては隨所にソ聯軍人の名が現れ、全くソ聯赤軍編成の感を與へさえするほどである。目下蒙古赤軍の總兵力は約五ケ師團で、主としてサンベース方面よりボイルノールの全南岸一帶、ハルハ河西南の地一帶に配置されてゐる。而してその兵力は次第に增加しつゝあり且つ滿洲境の諸要地の軍事施設をしきりに强化しつゝある。蒙古赤軍配置情況は大要左の如くである。

(イ)庫倫

外蒙古の首都であるとともにその軍備上の中心點でもある。

(A)兵力……騎砲機關銃隊混成兵一萬八千名、砲大小四門高射砲七門、重機關銃百三十、輕機關銃二百四十、戰車八、裝甲自動車十八。

(B)空軍……大なる格納庫あり、各種の飛行機十二臺を有してゐたが、最近更らに收容能力二百臺の大格納庫完成し、一九三四年末蒙古空軍强化のためソ聯空軍第九大隊長ポラフが爆擊機廿一臺偵察機廿三臺を卒ひて着任しており、一九三五年末以來、飛行機もその他の軍關係裝備

强化が逐時進行してゐる。

(C)科學兵器製造所…一九三四年七月廿六日エリウエドモフ少將が技師三十餘名を卒ひて着任した。

其他陸軍大學校、士官學校等あり現在三千五百名の生徒を收容してゐる。

(ロ)サンベース

赤軍駐屯地として有名なサンベースの飛行場には、從來約百機の軍用機が常置されてゐるといはれたが、地方住民は四百五十機ありと稱してゐる。最近庫倫駐屯の赤軍の大部隊は漸時サンベースに移動しつゝある。

(ハ)ケルユルン河左岸

ツエツエハン飛行場には約三十機よりなる爆擊隊が配置されてゐる。

(ニ)ハルハ廟よりウルシユン河下流右岸には赤軍の自動車隊及び騎馬隊の巡邏兵が派遣されてゐる。

又ボイルノール附近ウオタコフ漁場、イワルブルフン廟内には、騎兵旅團並に步兵兵團が駐屯してゐる。

(ホ)ハンヘンテイ、騎兵隊五百、砲兵部隊、機關銃隊戰車六臺、裝甲自動車若干、新築木造の兵舍及び八十餘の包。

(ヘ)烏里雅蘇臺、獨立派遣軍に補給する赤軍經理部

(ト)ツヂアン　シアビ　一ヶ聯隊

(チ)エルデニツズウ　一ヶ聯隊

(リ)フンザール　バルチザン部隊

(ヌ)賣買城　兵營七、軍需工場三、飛行場及び格納庫、陸軍學校

(ル)滿洲國西部國境線附近、同地方總指揮官ロツチラ中佐以下正規軍指揮官二千二百名は

第一線――オレンサブよりハイシトロガイに至る三百里(日本里)を繫ぎ、この間に駐屯する。

第二線――ゴルフンバインよりホルンデルスに至る二百里の間には駐屯地十ヶ所。

第三線――ウゴームルよりタムスクに至る百里…ウゴリムルの兵數五百、野砲二十、タンク五、先方には障害物により防禦線を廻らし、タムスクの兵數五百、野砲十八、タンク三あり、斯くてウゴームル及びタムスクには目下築城工事を急ぎつゝある。最近の情報ではもう完成したとも傳へられてゐる。

以上の諸線を統べるに後方サンベースに主力兵一ヶ聯隊を駐屯、同所より更らに庫倫總指揮部へ坦々たる自動車道路を以て密接なる連絡を保ち、軍需輸送をなしつゝある。更らにサンベース赤軍を二萬に增員すべく、着々準備をなしつゝあるといはれる。かくの如き外蒙東部國境線の水も洩らさぬ警備は內蒙古人をして戰慄せしめ、出入絕對不可能の現狀にあり、交通又杜絕し無人の境である。(以上、

「外蒙古の現勢」を中心としての記述である)。

他の資料による記述に從へば蒙古軍は大體左の如きものであり、これは全然ソ聯赤軍の介在に觸れておらぬ。これによると蒙古軍は從來約五萬と稱せられてゐたが、現在は義勇兵、召集兵の增加に依つて總數七萬五千となつてゐる。徵兵檢査は每年八月滿二十一歲の壯丁全部に對して行はれ、兵役年限を二ヶ年とし又每年四月滿三十一、三十二、三十三歲の壯丁を召集して三ヶ月の間の軍事訓練を施してゐる。その編成は

1、五ケの師團より成り、一ヶ師團は四ヶ兵團に分れ、一ヶ兵團の兵力は二千五百。

2、各兵團は四ヶ支隊より成る。

3、各支隊は四ヶの小部隊より成る。

尙赤軍に於てはサンベース居住の優秀外蒙古青年五百名を選拔しこれに共產主義の速成教育を施し、以て萬一の場合に際し興安省一帶に派遣の日滿軍の後方攪亂に利用せんとする意圖に出でつゝある。

而して廿數年來外蒙古共和國首都ウランバートル・ホタ(庫倫)に滯在。同國に於ける政治的變遷を具さに親察した一支那人が最近新京に歸還したが、同人の語る秘密境蒙古共和國の軍備狀況は次の通り

一、外蒙古の兵役制

蒙古共和國の現在人口は約百萬、兵役制はソウエート聯邦と殆ど同じ國民皆兵主義で十八歲以上の青年から四十五歲迄の壯年を含む、現有兵力は約十五萬と稱せられる。

二、外蒙古に於ける國防軍配備

(イ) 庫倫(ウランパートル・ホタ)

常駐五萬＝騎兵二ヶ國、步兵一ヶ團、砲兵一ヶ團、機關銃兵一ヶ團、飛行隊二隊(一隊は五十機編成)自動車隊二隊(自動車は各兵團合計二千輛)通信隊一隊、工兵隊一ヶ團

飛行隊長はソウエート將校で、飛行士の一割は蒙古人、自動車隊運轉手の三割は蒙古人、二割は中華民國人でその他はソウエート人である。

(ロ) ユクジユル廟駐屯部隊

騎兵、步兵各一個團、飛行機二十機、裝甲自動車二十輛

(ハ) サンベース駐屯部隊

騎兵、步兵各一個團

(ニ) 達里崗崖駐屯部隊

騎兵、步兵各一個團

庫倫、洽克圖間の自動車の交通は甚だ頻繁で且飛行機は每日二機宛往復しユクジユール廟、桑貝子、達里崗崖の各地と庫倫とは飛行機の聯絡がある。

三、軍事教育

庫倫には士官學校あり、校長は蒙古人だが教官の大部分はソウェート人である、學生中成總優秀な者はモスクワに留學させ本格的共產主義敎育訓練を行ふ。

四、兵　器

外蒙古國防軍の兵器、電氣器具の大部分はソウェート聯邦から購入してゐる。

ソウェート政府は昨年六月外蒙古政府に飛行機二十機を寄贈、同時に操縱士、飛行敎官多數を庫倫に派遣した。

五、外蒙古兵の素質

外蒙古兵は一見行動鈍重なるかの印象を與へるが支那兵に比較すれば優良で乘馬に巧なことは勿論、自動車の運轉、電線架設等の工作をも理解してゐる。

以上三個の記述によつて、蒙古軍の情況は大體窺知出來よう。この中第一の記述によつて、配置と裝備を第二の記述によつて編成を、第三の記述によつて、前二者に對する參考を與へることゝなり、三つの綜合によつて蒙古軍の全貌を眞相に近く備れることが出來ると考へる。

ロ、そ　の　他

なほソ聯の外蒙古に對する軍事的支援として「ブリヤート」人よりなる軍隊を以て適時これに充つべく準備し、その他七千名のソ聯指導員、五百名のソ籍勞働者及び農業建設のため一千五百名のソ聯人を入蒙せしめてゐることは、外蒙軍隊のソ聯化の上にも看過出來ない大きな問題である。

(3) 外蒙兵制と特徵

外蒙共和國は全國に徵兵令を施行し滿十八歲以上四十五歲までの男子は兵役の義務がある。軍隊の編成、敎練、兵器、被服等は悉くソ聯邦式にして軍の要職にはソ聯軍人が敎官として招聘されてゐる。その他のものにもソ聯兵がゐる。その傾向は年とともに深く、外蒙國防のソ聯化は着々進行しつゝある。

外蒙の軍隊には徒步の步兵はない。蒙古の如き廣漠たる沙漠地帶では徒步の步兵は用をなさないからである。兵種は(一)國境聯隊、(二)步兵、(三)騎兵、(四)機關銃隊、(五)砲兵、(六)航空隊、(七)工兵で、何れも騎馬である。

ソ聯邦の赤軍と同樣に外蒙の軍隊には政治思想の普及と監督のために政治部が特設されて、外蒙人民革命黨本部から軍隊付きとして黨員を派してゐる。

軍隊の幹部養成の機關としては庫倫市に士官學校があつて、步騎兵科、砲兵科、交通科、工兵科、黨勞科（政治科）の五科を設けて幹部將校を養成しつゝある。陸士出身の偉材を訓練し、外蒙軍事の指導者たらしむべく、同地には陸

軍大學校もあり、且つ優秀なるものはモスコーにおいて訓練を受け歸來蒙古軍の中心勢力となつてゐる。なほ最近軍用飛行機採用の結果、士官學校、陸大に航空科をも增設してゐる。こゝの敎官はほとんど蘇聯軍人若しくはソ聯國籍ブリヤート・モンゴールであるこの外七ヶ年の陸軍幼年學校もある。

(4) 國防目的の交通

外蒙古の道路は總て庫倫を中心として各方面に通じ、その主要なものは左記であり、何れも軍用を主としたものといはれてゐる。

1、A庫倫—張家口
　B庫倫—平地泉
　C庫倫—歸化城
　D庫倫—五原

これ等は何れも一千二百キロ前後、この中庫倫張家口線は古來より外蒙から支那に出ずる重要軍用幹線で、ソ聯邦の對支進出路としてあまりにも有名である。而して最近ソ聯邦は外蒙を通じこの幹線に沿ふて諸軍事施設をなし、沿道のソ聯化に懸命になりつゝあるとともに、この幹線によつて日滿勢力對峙の氣戰を進めつゝあると傳へられてゐる。この外前記各路は支那特に內蒙への軍事的、政治的工作路として重要なる意義がある何れも自動車を通じてゐる。

2、庫倫—恰克圖（アルタンボルグ或はアルタンブラック三百二十キロ（外務省情報部發行の國際事情四五七號によれば三百六十九キロ）、貨客自動車が往復してゐる。

3、庫倫、ウエフネウーチンスク、三百四十キロ

4、庫倫からヂブホラントゥ（ウリヤスタイ）を經てヂルガラントゥに至るもので、更らにヂルガラントゥから西方ソ聯のコシヤガチ村に通ずる。距離は庫倫ヂブホラントゥ間千六十粁、ヂブホラントゥ、ヂルガラントゥ四百四十五粁、ヂルガラントゥ、コシヤガチ間三百七十間粁。

5、庫倫から東方サンベースに至る七百二十キロ。この道路はサンベースから滿洲里驛に通ずるもので、自動車を通じており、外蒙の滿洲國ホロンバイルに對する軍用幹線路をなし、外蒙本部軍事の中心サンベースの軍事的發展線として注目すべきものである。

6、ヂブホラントゥ（ウリヤスタイ）からサイルウス（塞爾烏蘇）を經て張家口に至る千七百キロの道路。

7、ヂブホラントゥ、イルクーツク間九百キロ。

8、ヂブホラントゥ（ウリヤスタイ）ヒメンベチル間五百キロ。

9、ヒメンベチル・ミヌチンスク間二百五十キロ。
10、ヂブホラントゥ（ウリヤスタイ）古城間八百キロ。
11、ヂブホラントウ（ウリヤスタイ）科布多間四百キロ。
12、科布多ビイスク間五百キロ。
13、科布多、セミパラチンスク間一千キロ。
14、科布多、古城間六百五十キロ。
15、科布多、烏蘭克穆間二百キロ。

以上道路は同様に自動車を通じ又は自道車道路として改築しつゝあり、特に庫倫、ウリヤスタイ、ザンベースの三要地とシベリヤと連絡する道路はソ聯の外蒙支配幹線路である。又對滿軍用路、ソ聯の北支進出路、ソ聯の日滿勢力西進遮斷路としてサンベース、滿洲里路、庫倫張家口路、庫倫、ウエルフネウーチンスク路の重要性は吾人の注意を呼ぶ。

ロ、鐵　道

大正十四年夏、外蒙古政府はその中央執行委員長タンバドルヂを全權として、ソ聯邦技術員會全權ウラムニフ及びクキスキーと恰克圖、庫倫、滂江鐵道條約を結んだ。この條約によれば外蒙古は三期に亘りソ聯より、一億元の借款を得て、これが擔保には鐵道に屬する一切の財産を以てし又材料の多くは露國から購入することになつて第一期には土工費二千萬金ルーブル、第二期には運轉材料代六千萬金ルーブルを借り、第三期は第一期と同樣二千萬金ルーブル償還期限二十年、第一回は無利息、第二、第三回分は六分二厘の低利である。この鐵道中庫倫、恰克圖、ウエルクネウーチンスク間はすでに完成してゐる。その他目下工事に着手し又は計劃を進行しつゝある路線は

（1）、ミヌシンスク（ウーリヤンハイ首都）ヒメンベチル間（2）、ビイスク、科布多間（3）、ヒメンベチル・ウリヤスタイ間（4）、科布多、ウリヤスタイ間（5）、チタ若くはダウリヤ・庫倫間（6）庫倫・サンベース間。

以上の諸鐵道計劃の着工ならびに計劃は、外蒙の要地間ソ聯と外蒙の要地連の絡であり、外蒙がソ聯國防の第一線的存在であることならびにその方向の對日滿的なることから、極めて重要なる意義がある。而して北鐵讓渡交涉成立によつて、滿洲國よりソ聯が得る金を對日滿包圍鐵道政策に投じることになつたが、その一部として外蒙、シベリヤを絡ぐ諸鐵道のあることは、外蒙の對日滿武裝强化として併行して看過出來ぬものである。

ハ、航　空

一九二六年以來ソ聯邦の手でウエルフネウーチンスクーアルタンブラツクー庫倫間の定期飛行が完成したのを始めとして、庫倫、ザンベース間の定期航空路も出來てゐるといはれる。更らにザンベースとシベリヤ國境を經、チタに

出でシベリヤのウエルフネーウーチンスクより滿洲國ホロンバイル境に至る航空路との連絡など、航空路の建設は蘇聯の對日滿航空政策と關聯して、近來とみに進行しつゝある。

二、有線無線電信

無電は烏蘭哈達（五百キロ一臺）明安（一千キロ一臺）伊林霍羅期（一千キロ一臺）烏得その他に蘇支連奈の中心をなすため十八の無電臺がある。有線電信はアルタンブラツク、庫倫、庫倫。張家口。庫倫、ザインシヤビ。庫倫、ウリヤスタイ、ウリヤスタイ・ウランホム間を始め、外蒙の要地間、外蒙とシベリヤの要地間は完全に連奈し、最近は内蒙の要地にも手をのばしつゝある。而して東部國境方面の軍事要點たるザンベースに作られた無電臺は相當强力にして、對滿戰線とモスコー庫倫との重大連絡をなすものといはれる。

最近支那共産軍の内蒙西南部進入に對し、第三インターは外蒙の各無電臺と共産軍の無電との連絡により、或ひは飛行機によつて、共産軍と連絡しつゝあるといはれてゐる。

（田中香苗）

四、外　交

一九二四年十一月八日蒙古人民共和國卽ち外蒙古の第一回大ホラルダン第一回會議に於て政府總理チエレン・ドルヂは「對外關係に付て言へば蒙古はソウエート聯邦及コミンテルンの援助保護なかりせば決して今日の盛典を見ざりしなるべし。將來に於ても其支持なくして永く存在し得るか否や問題である。蒙古は斯の如くソ聯邦及コミンテルンの外他に誠實なる親友を有しない。」と述べ又國民黨中央委員會議長にして第一回大ホラルダン議長たりしタンバ・ドルヂも決議案を朗讀した其中に「ソ聯邦との親善及同胞的關係を增進しこの關係を政治的經濟的の提携に凡ゆる手段を以て導くこと」を提議し滿場一致の可決を見てゐるが外蒙古と蘇聯邦との關係は純然たる保護國と云ふよりも蘇聯邦内の一自治州乃至一自治共和國と大差なく表面上獨立自治國家をなしてゐる如く裝つてゐるのは唯支那及世界に對するカモフラージに過ぎないことは明瞭である。今年代順を追つてソ聯邦及支那との關係を見ることにする。

一九一八年

ソウエート政權と蒙古との關係は一九一八年八月ソウエート政府が蒙古人民及自治蒙古政府宛左記聲明を發したるに始まる。

「露國は蒙古に關する日本及支那政府との一切の條約を廢棄したるを以て蒙古は自由にして何國と雖も其内政に

干渉するを得ず露國は蒙古が速に露國と外交關係を結ぶ爲其使節を莫斯科に派遣せんことを提議す」

尙同年十一月末莫斯科に開催せられたる東方諸國の共産黨團體大會も亦右と同趣旨の公開狀を自治蒙古政府に發した。

一九一九年

七月二十六日ソウエート政權は支那に對し舊條約の破棄及特權拋棄を宣言せり尙同趣旨の宣言は一九二〇年九月二十七日ソウエート政府に依りて繰返へされた。

一九一九年來支那はボルシエヴイキ排擊を名とも軍隊を外蒙に入れ、蒙古政府をして自治撤回の請願をなさしめた。一九一九年十一月七日西北籌邊使徐樹錚庫倫に入り十二月二十二日支那大總統は外蒙が完全に支那に隷屬する旨を布告せり。

一九二〇年

ボリシエヴイキに敗れたコルチヤク配下のウンゲルンは一九二〇年十月蒙古に入り翌一九二一年二月四日庫倫を占領せり。一九二〇年十月下旬蒙古人民革命黨代表者は蒙古勤勞民及活佛を初め有志の名に於てソウエート政府に對し右白系露軍掃討及蒙古自治權復活の爲援助を求めた。之に對しソウエート政府は武力援助を約し且蒙古自治權復活の爲支那及蒙古間に斡旋の勞を約した。玆に於て蒙古人民革命黨員及其與黨（青年團）は蒙古境のソウエート領內に於て蒙古人民革命軍を組織し出動の準備に着手した。

一九二一年

ソウエート軍、極東共和國軍及蒙古革命軍は白軍を擊破し一九二一年七月六日庫倫を占領し玆に蒙古人民革命政府が成立した。七月十二日蒙古人民革命政府は外部の危險解消する迄ソウエート軍隊を撤退せざらんことを請求しソウエート政府は八月十日之に同意を表し又九月十日蒙古政府はソウエート政府に對し支蒙間相互關係設定方に付斡旋の勞を請願した。九月十四日ソウエート外務人民委員チチエリンは蒙古總理大臣ボドに對し右蒙古の對ソ親賴を謝すると共にソ政府の斡旋が蒙古民族の自決權の實現となりて成功すべきを期待する旨回電した。同年十月蒙古政府は莫斯科に代表ヤポネ・タンザン其他の者を派遣し交涉の結果翌十一月五日友好關係設定に關する協定の締結を見た。（條約の項參照）右協定第四條に基きソ政府は庫倫に全權代表、アルタン・ブラク（買賣域）、科布多、烏里雅蘇臺に領事を任命す。

一九二二年

一九二一年末より一九二二年初に亘り蒙古に政變あり卽ち蒙古人民革命黨を援助し外蒙より支那及反ソ勢力を驅

逐せしめたるソ側は同黨首領にして政府總理ボド（註、ソ側の專横を憤りたるものと傳へらる）が日本及米國と通謀せるものとなし同人は銃殺され親ソ派ジャハンツイ・ホトクト之に代つて總理となり内務大臣にツェッツェン・ハン、外務大臣にはツエレン・ドルヂを任命せり。外蒙政府は前述の通り對支關係調整の爲ソ側の斡旋を要請したが他方支那は直接外蒙と交渉せんとした。内蒙諸王公の代表者は一九二二年一月十七日庫倫に來り蒙古の外交權國境保護權を北京政府に移讓すべき旨の同政府の提議を傳へたが右提議は一月二十四日庫倫政府に依つて拒絕された。尙庫倫政府はソウエート政府が外蒙と條約を締結し居り蒙古に於ける權利及特權を放棄し蒙支交渉の仲介者たることに同意せる旨を支那政府に通報す。

　五月六日在張家口米國領事サコビンは庫倫に來てソウエート露國に對する蒙古人の不信任を釀成せんとして策動する所があり同人は蒙古總理に對し在北京ソウエート代表パイケスがソ蒙間には何等條約締結せられ居らざるを以て支那は直接外蒙と相互關係を調整するの外ないであらうと語つてゐる旨を述べた。又同領事は米國が蒙古に對し其外交上の地位を形式化することに助力する用意があるが未だその時期でないと他の蒙古政府閣僚に述べた。五月三十一日ソウエート政府は外蒙政府と財產の歸屬に關するプロトコールを締結した。

九月十日ソウエート代表ヨッフエは支那外交部長顧維鈞と蒙古問題に關し覺書を交換したが其際顧部長は先づ第一に蒙古問題を解決することを求めたに對しヨッフエは反對に支那と一般條約を締結の上蒙古問題の如き枝葉問題を議すべしとした。尙顧部長は蒙古に於けるソウエートの橫暴を指摘したがヨッフエは蒙古は蒙古政權の統治する所であつてソウエート軍隊が滯留してゐるのは蒙古が再び白軍の根據地となるのを避けてゐる爲だと說明した。前記の如き支那側の工作は何れも成功せずソ蒙關係は益々發達し、蒙古公使ダワは一九二二年五月二十八日莫斯科に到着し、リエバルスキーは六月二十二日在蒙ソウエート代表に任命された。

一九二三年

一九二三年に至りソ蒙關係は經濟的にも進展し、ソ側は對蒙通商をツエントロ・サユーズの機關に集中することとした。

四月革命軍事會議議長をソウエートに派遣し、武器の供給と熟練せる軍事教官を新に招聘方交渉せしめた。

又外交方面に於ては間もなく露支會議が開かれるので、蒙古人民革命黨中央委員會議長ダンザンは同年十一月北京に赴き、蒙古將來の政治組織に對する支那政府及輿論

の態度を究めんとした。當時蒙古の進歩的輿論とする所は舊支那帝國の各民族が聯合して自由な支那共和國を作るにあつた樣である。

一九二四年

一九二四年二月より王正廷カラハンの間に開始せられたるソ支交涉は同年三月十四日に至り一つの成案を得たるも、支那政府の承認する所とならず、支那側は外蒙の急進派に對するソ側の同情を目してソ側が蒙古を支那より分離せしめんとしてゐるものなりとし、露蒙協定及赤軍の外蒙駐屯の事實に對し度々抗議を繰返したが、ソ聯政府は外蒙を以て支那の一構成部分と認むるものなること、及ソ支會議に於て撤兵の條件設定さるゝに於ては直に外蒙よりソ側軍隊を撤退する用意あること、支蒙間の相互關係は結局に於て之等兩國民の間に決定せらるべきものなることを聲明した。右の趣旨は前記蒙古代表タンザン（露支交涉には參加の資格を與へられてゐない）に依つても聲明せられ、タンザンは北京に於ける演說中蒙古人民は支那人民が自國に於て眞正なる民主主義を確立し、且外國の帝國主義者及自國軍閥の横暴より脫却した場合に於てのみ任意に支那と合併すべき旨を述べた。王正廷カラハン間に成立せる協定案は其後顧維鈞カラハン交涉に依り若干の修正を加へたる上、五月三十一日正式調印を見ソ政府は該協定第五條に於て（條約の項參照）

露國は外蒙古が支那の構成部分たることを承認し且外蒙古に於ける支那の主權を尊重すること

露國は本協定後一ヶ月以內に開催せらるべき細目會議に於て在外蒙赤露軍撤退に關する協定成立するを俟ち直に該軍隊の完全なる撤退を行ふこと

を聲明した。

右のソウェート政府の見解は一九二五年三月チフリスに於けるソ聯邦中央執行委員會總會に於てなせるチチェリンの演說中に最も詳細に述べられてゐる。曰く「吾等は蒙古人民共和國（一九二四年共和國と宣言）が支那共和國の一部分たることを認むるものなるが同時に蒙古の自治も亦認むべきなり卽ち蒙古が支那をして自己の內政に對し何等の干涉を行はしめず加之自己の外交政策をも獨立的に行ふべき程度の廣汎なる自治ならざるべからず」と。

一九二四年五月二十日蒙古元首活佛（ボグト・ホトクト・ハン卽ち哲布尊丹巴呼圖克圖（チエブツンタンバホトクト）額晉汗（エチンハン））歿するや六月十三日蒙古人民革命黨及蒙古人民政府は大ホラルダンを最高機關とする人民共和國を樹立することに決し六月二十八日之をソウェート政府外務人民委員チチェリンに報告した。チチェリンは右に對し七月九日ソ聯政府並に聯邦勞農民衆の名に於て蒙古人民の樹立せる新國體を歡迎し、

且蒙古人民政府に對しその聲明に係る人民主權の基礎が平和的幸福なる發展あらんことを祈る旨の回答を發した。十一月開催の大ホラルダンは右政府の決定を承認し憲法其他法律案の採擇及一九二一年の露蒙條約の再確認等をなした。尙大ホラルダンはチチエリン、コミンテルン書記長ジノヴイエフ、ソウエート聯邦中央執行委員會長カリーニン、在蒙ソウエート全權代表ワシーリエフ、在蒙コミンテルン代表ルイスフウロフ等を夫々名譽幹部に選擧した。大ホラルダン閉會後在莫斯科公使ダワを更迭しタンザンを新に公使に任命した。新公使と共に經濟使節莫斯科に來り經濟協定成立す。

一九二四年の支那に於ける奉直戰爭は外蒙の經濟生活に大なる障害を與へたが、右に關聯し同年十月二十三日在ソ外蒙代表部はソ聯外務部に對し蒙古輸出入商人のソ聯邦トランジットに付特典附與方を申入れ、外務部はソ政府が蒙古人民コオペラチーブに對し豫め協定したる商品はソ聯邦經由輸入するの權利を與へ、又輸出を容易にし特惠稅率に付ても滿足を與ふる旨通告した。

十月三日在蒙ソウエート代表ワシリーエフ及蒙古外相アモル間に一九二七年一月一日を有效期間とする電信協定調印せられ、之と同時にソ國籍離脫及蒙古國籍取得を願出たるブリヤート人に對し蒙古國籍を取得したるものと認むる旨の協定が調印された。

一九二四年夏、烏梁海政府及露國自治勞働居留民團に對する反亂が生じたが、これに就てソ蒙間にノートの交換が行はれ、其結果兩政府は反亂原因調査及鎭定の爲烏梁海に代表を派遣し外交々涉により事件を處理せられたが、右代表の離烏後人民大會開催の上烏梁海自治共和國の成立宣言せられたり。

一九二五年

一九二四年の露支協定に於て勞農政府が外蒙に於ける支那の主權を尊重することを約し、又一九二一年以來蒙古に駐屯せしめ居る赤軍は、同協定第二條に依り協定署名後一ヶ月內に開催せらるべき細目會議に於て撤退の期限及國境の完全のためにとるべき措置を協定したる上、直に完全なる撤退を實行すべきことを宣言したのは同協定第五條の通りであるが、右細目協定はそのまゝ開催さるるに至らなかつた。然し在支勞農大使カラハンは三月六日支那政府に對し

右軍隊は露支細目協定の成立せざる今日撤退の義務なきも、勞農政府は曩に蒙古官憲と協議の上同地方の撤兵に着手し今回之を完了したり、就ては支那政府に於て右の友好的措置を認めらるゝと共に此の機會を利用して蒙古國民との相互關係を平和的諒解により解決せ

られんことを希望す。右の相互關係は勿論支蒙國民間の問題なるも、勞農政府は右兩國民の關係が公正及民族的希望を基礎として樹立せられんことを切望する旨申入れる所があつた。而して赤軍中在蒙ソ聯代表署護衞として庫倫に一個大隊（約二百五十名）の兵を殘し他は全部撤退せしめた模様である。

一九二六年

一月露蒙有力者を以て庫倫に露蒙實業倶樂部を組織したがその目的は兩國經濟關係の增進、兩國經濟事情の調査研究、兩國官吏の親睦を計るにあつた。

二月八日軍事會議議長ジヤタンバ及經濟大臣アモルはソ聯邦の軍事及經濟事情視察のため莫斯科に到着す。

六月六日庫倫に於てソ聯代表ニキフォロフ及蒙古外相ドルリクジヤプ間にセレンが河航行に關する協約締結せられ、露國船舶は蒙古内河川を航行するの權利を獲得した。其條件左の如し

一、蒙古政府はソ聯邦國營汽船部に對し埠頭及倉庫敷地を十年間貸與す

二、汽船部は蒙古政府に運賃の一〇%を支拂ふ

三、期限滿了後は建物及埠頭は蒙古政府に移讓す

十一月一日第三回大ホラルダン開催せられ、名譽幹部としてソ聯邦中央執行委員會長カリニン、在蒙ソ聯邦全權代表ニキフォロフ及コミンテルン代表アマガエフを選擧した。

尙ウエルフネウヂンスク及庫倫間にはこの年よりソ側飛行會社及外蒙陸軍省の飛行機就航す。十一月七日蒙古總理大臣ツエレン・ドルヂ及國民黨中央委員會長代理ジヤタンバは在蒙ソ聯代表ニキフォロフを訪れ、露蒙獸醫協約、ソフトルグフルト及蒙古運輸部間共同協約等の主義的問題を解決す

尙同日はソ聯邦國祭日に相當し、又蒙古第三回大ホラルダン開會中で、同夜ソ聯全權代表は盛宴を張り、多數の蒙古大官を招待せるが、其の重なるものは大ホラルダン議長トクトホ、國民黨中央委員會長代表兼軍事會議々長ジヤタンバ、總理ツエレン・ドルヂ、軍司令官チヨイバルサン等であつた。

十一月十一日、蒙古外相ドルリクジヤプは新任の在アルタン・ブラク、ソ聯領事ソルキン及在コブト領事リエビンを接見す

一九二七年

ソ蒙電信に關しては一九二四年十月三日ソ蒙間に協定成立せる所、一九二七年一月一日期限滿了の爲改訂をなし、一九二九年一月一日迄其效力を延長した。尤も右協定は一九三一年外務部發行條約集第六卷に依れば效力を

失へるものとして取扱はれ居る趣、
在蒙ソ聯代表ニキフォロフは莫斯科への途次、二月二十一日ウエルフネ・ウヂンスクに於て現に二百名以上の蒙古青年がソ聯邦に留學してゐると語つた。
三月七日露國の對蒙貿易の四會社合併して、對蒙ソ聯貿易株式會社（ストルモング）（資本金百五十萬留）を組織した。
八月八日晨報の報ずる所に依れば、勞農政府、外蒙古政府間に共同防守密約締結せられた趣で、駐ソ支那代理公使鄭延禧は八月七日右に關し本國政府宛て
　外蒙古代表タンザンは屢々莫斯科に來り露國と共同防守密約を締結したるが、其目的は露蒙共同防備に籍口して露軍の赤衞軍一萬をトロイツコサフスクに駐屯せしめて第三國の外蒙古侵入に備へんと云ふに在り。露國は即ち兵力を以て外蒙政府を援助せんとするものなり。外蒙古は支那の領土なるを以て第三國が外蒙古に付條約を締結するには事前に支那政府の承認を經べきに、之無くして右條約の成立せることは支那主權を無視するものと言ふべく、充分警戒し右密約詳細調査の上露國政府に嚴重抗議すべきものと思考す
との趣旨を電報し、九月二十六日黑龍江省長公署よりチタ駐在密偵よりの報告なりとして、奉天上將軍公署に到

着したる密電によれば、ソウエート政府は九月上旬庫護(クウ)什克(シク)を外蒙に派し左記密約を僞せりと云ふ。
一、外蒙古は至急歩兵兩師、砲兵一旅、騎兵二旅を編成し其銃砲彈丸等は露國政府より供給す。該新編軍隊の軍官は露蒙双方より選出し、教官は露人を以てす。露蒙國境の要處に駐在せしめ砲臺を構築す
二、外蒙は露國政府より派遣する共産主義宣傳の人員入國に同意す
三、蒙古より青年學生百名を露西亞軍政學校に派遣し三年間修業後蒙古の軍政官に任用す
九月二十六日新任ソ聯全權代表オフチン庫倫に到着し二十八日小ホラルダン議長ゲンヅンに信用狀を捧呈す、新任通商代表ボトヴニクも右全權代表と同行し着任した。斯る折柄蒙古國民革命軍幹部にして軍政治部長たるデンデブを首班とする蒙古使節の一行、同軍政治部教官たるソ聯人セメヨノフの案內にて十月三日莫斯科に到着したが、之に關聯してソ蒙軍事協定締結の交渉をなしたるもので、右交渉は蒙古側の讓歩により成立に近づき、蒙古軍はソ聯邦の指揮下に置かれ、マルゴーリンを蒙古軍最高指揮官に、ボロヂンを蒙古軍政部顧問に招聘することになつたとの風說が專らであつた。
十二月下旬外蒙庫倫發露字新聞の報導に依ればソ聯政府

は左の如き支那邊疆六大鐵道を劃策したと。

第一線　タシケントより新疆省廸化に至る
第二線　廸化、科布多より烏里雅蘇臺を經て、庫倫に至る
第三線　セミパラチンスクより科布多に至る
第四線　ビイスクより烏里雅蘇臺に至る
第五線　クルトクよりビイスクを經て、烏里雅蘇臺に至る
第六線　ウエルフネ・ウヂンスクより恰克圖を經て、庫倫に至る

一九二九年

一九二五年來駐ソ蒙古公使たりしバヤン・チユルガンの後任として、親ソ的なるゴンボジヤブ新に駐ソ公使に任命せられ、二月十七日莫斯科に着任す

一九三〇年

五、六月庫倫でソ蒙間に衞生に關する條約、獸醫流行病豫防に關する條約、ソ蒙兩國民の國境通過簡易取扱に關する諸條約が調印された。これ等條約は九月十八日ソ聯邦中央執行委員會幹部會に依つて批准された。十二月蒙古人民革命黨會議がスターリンに送つた祝辭中に、蒙古人民革命黨はソ聯邦國民と蒙古國民との間に存する同胞的楔が益々强固ならんことを誓ふものなり。革命蒙古はソ聯邦に依らず又同國の支持を受けずして社會主義に向つて前進すること能はざるなりと述べてゐる。

一九三二年

三月二十七日蒙古小ホラルダン議長ラガンはブリヤート・モンゴル共和國の首都ウエルフネ・ウヂンスクを訪問したが、其歡迎會席上ブリヤート共產黨有力黨員フンキンはブリヤート共產黨及政府を代表し歡迎の辭を述べたる中に、蒙古人民革命黨及コミンテルンの指導の下にある蒙古云云の字句あり、又滿洲事變に關聯して今や蒙古とソ聯邦とは日本帝國主義者及白系露人の企圖する軍事的侵略の危險に直面す、依つて兩國の親善を强化し國防の充實を期せざるべからずと述べた。右に對するラガンの答辭中には我等はコミンテルンの命令執行の爲奮鬪して來た。吾人はソ聯邦の支援とコミンテルンの指導下にあつて非資本主義的發展の爲に鬪爭を敢行せんとする。吾人は滿洲を摑める日本が反ソ戰を準備し、更に外蒙を植民地化せんと企てつゝあるを知つてゐる。吾人は國防充實の爲萬全の策を講ぜん云云の一節がある。

一九三四年

七月十一日外蒙人民共和國十週年記念に當り、ソ聯邦はカラハン一行を庫倫に派遣し記念祭に參列せしむると共に、外蒙政府に飛行機及自動車を贈り、ソ蒙交歡を行つた

が、カラハンは記念祭の折祝辭を述べ（一）政府、黨及人民の團結（二）文教、藝術の發達（三）近代的軍事技術を習得し國防及文化の中心勢力を爲す蒙古赤軍（一九二八年改稱）の組織等を以て共和國のかち得たる三大成功なりなどとほめ立て、十八日庫倫發歸國した。右に對する答禮として十月二十四日外蒙總理兼外相ゲンヅンは外務次官及陸軍次官同伴、莫斯科に到着、次いで牧畜農務大臣チョイバルサン、商工交通郵電大臣メンデ、司法大臣ジンジプ等來着したが、十二月一日莫斯科に於てゲンヅンとソ聯邦外國貿易人民委員代理エリヤヴアとの間にソ蒙通商及貿易決濟條約の調印を了し、翌二日莫斯科發歸國した。

十月蒙古國民黨第九回大會にはコミンテルン執行委員會はハンガリヤ共產黨代表コラロフ及チエコ・スロバキヤ共產黨代表シユメラリー兩名を特派し、同大會に對して祝辭を述べさしめた。

一九三五年

九月ソ蒙密約說流布されたがその內容左の如し

一、ソ聯は外蒙古に對して無利子にて一千萬留の借款を許す

二、外蒙古赤軍を改編してソ聯將校を入隊せしめ且ソ聯赤衞軍を外蒙地區に自由に出入せしむ

三、チタ、ウラン・バートル・ホタ間に航空路を開設し一週四回定期連絡を行ひソ聯機十基を充當す

十二月十一日外蒙共和國首相ゲンヅン及陸相等は「ストモニヤコフ」及參謀次長を始め蘇側文武官憲玆に外蒙、「トウヴア」兩共和全權代表等多數の出迎裡にモスクワに到着したが、一行の使命は滿洲里に於ける滿蒙會商が不成功であつたのに鑑み、蘇聯と何等か外蒙古の强化策を講ずるのではないかと云はれてゐる。

一九二二年來現在に至るソ蒙兩國間の外交代表。

一、在ソ外蒙外交代表

1、ダワ　（一九二二年—一九二四年）
2、ヤポン・ダンザン　（一九二五年）
3、バヤン・チユルガン　（一九二六年）
4、ゴンボジヤブ　（一九二九年）
5、サンボ　（一九三二年）
6、ダリザブ　（一九三四年）

二、在蒙ソウエート外交代表

1、リユバルスキー　（一九二二年任命）
2、ワシーリエフ　（一九二三年任命）
3、ニキフオロフ・ペ・エム　（一九二六年）
4、オフチン・ア・ヤ　（一九二八年）
5、チユツカーエフ・エス・エ　（一九三四年）

(2) 滿洲國との關係

イ、第一次滿洲里會議

滿洲里會議開會の契機となつた直接の原因は外蒙兵の滿洲國領域不法越境占據に起因した哈爾哈廟事件に在るのであるが外蒙兵の不法行爲は或は領土侵犯或は滿洲國蒙古人不法殺傷拉致となつて滿洲國建設以來頻發してゐるが殊に一九三三年頃より其の著しいものがあり、一九三五年一月八日外蒙兵は我が貝爾湖東北岸オランガンガ哨所に出現し卽時退去すべしと監視兵を脅迫し之を撤退せしめこの機に乘じて滿洲國領たる哈爾哈廟及其附近の土地を占據且つ哈爾哈廟に銃眼の構築、望樓の修築等の軍事上の施設を施すなど暴戾なる行動に出たので、興安北警備軍は事情調査の爲指導官本多少佐を現地に派遣することになつた。一月二十四日同派遣部隊瀨尾中尉が若干の部下と共に哈爾哈廟に接近せんとするや、突如十數名の外蒙兵の爲めに一齊射擊を加へられ、瀨尾中尉外一名戰死し、尙若干名の負傷者さへ出した。急報に接したる北警備軍騎兵第七團の主力は國境線の確保を期するため現地に向ひ、尙日滿議定書に基き日本軍の應援を請ひ哈爾哈廟に於ける外蒙軍に對し二十七日正午迄に國境外撤退を要求したが、之に應ずる色がないので、遂に領土保全のため日滿部隊は該廟を包圍し實力を以て之を追放したのである。以上は哈爾哈廟事件の大略であつて、目下同廟は興安北警備軍が駐屯してゐる樣である。

一月二十四日發生の兩國軍の衝突事件の報が一度庫倫政府に達するや、同政府はタス通信を以て日本軍は外蒙を侵占し外蒙兵を不法殺傷せりとの逆宣傳をなし、且つ同地方が古來の文獻地圖に依つて外蒙領なることを首相ゲンゾンの名に於て中外に聲明した。滿洲國に於ては該事件を平和裡に解決せんとする意圖を以て一月下旬より二月上旬に亘り種々辦法を講じて交涉の端緒を得ることを努力し、又一方外蒙側は飽まで哈廟附近の土地は自國領なることを確信したものか、二月六日附興安北警備軍司令官宛正式交涉開催に關する外蒙側の意圖を表明する公文を送附して來た。その公文の內容は第一に會議地點をウラン・ウデ(ウエルフネ・ウヂンスク)とし、更に外蒙側代表として同國外務部次長トゴルヂヤプ其他二名を派遣し、並に同會議に蘇聯代表をオブザーヴアーとして出席せしむることを要求して來たものらしい。之に對し滿洲側は會議地點をウラン・ウデとすることに反對し、外蒙內或は滿洲國內の一地點を選ぶべしと主張し、ソ聯の介入を排擊した。そして尙滿洲側の交涉委員を興安北省長凌陞、興安北警備軍司令官烏爾金、外交部政務司長神吉正一、軍政部員齋藤正銳及隨員若干とする旨を通告した。所が外蒙側はこの回答として、會議

地點を哈爾哈廟とし、烏爾金司令官の代表派遣を忌避し、自國代表として軍務部次長サンボー、東邊軍長タンバ、東部衙門代表ハトトポタシ、政府事務官トクソムと決定した旨通告して來た。滿側は哈爾哈廟とすることは事實上各種の不便があるから、もつと便利な海拉爾、新京乃至は庫倫等の地點を適當とする、尙烏爾金司令官に關する忌避は承服出來ないと應酬し、結局會議地點を滿洲里とし左記代表委員に於て會議を開くことになつた。(初め外蒙側は五月二十五日より開催すると通知した樣である)

滿洲國側委員
興安北省長（首席）凌陞
興安北警備軍司令官　烏爾金
外交部政務司長　神吉正一
軍政部員　齋藤正鋭

外蒙側委員
軍務部次長（首席）　サンボー
東邊軍長　タンバ
政府事務官　トクソム

（註）東部衙門代表ハトトポタシは病氣の爲途中より引返せる由

かくて外蒙代表は五月三十日滿洲里に着いたが、かねて滿側に於て滿洲里ニキチン・ホテルを外蒙代表の宿舍に斡旋してゐた好意に反してザバイカル鐵道列車內に起居する事になつた。三十一日外蒙代表は在滿洲里日本領事館後藤領事代理を訪問、日本及外蒙の有史以來の正式會談をなしたが共席上外蒙代表は「外蒙は建國の精神に從て何れの國とも親善關係を希望するものであるが哈爾哈事件の無事解決を期待して日本との間にも友好關係を增進し東亞民族の提携を實現することは相共に期待する所である」と述べた。

第一回會議（六月一日）

滿洲國及蒙古人民共和國代表の歷史的第一回會議は六月一日午後二時滿洲里舊北鐵第六中學校の一室に於て開かれた。實に外蒙古が一九二一年人民革命政府を樹立して以來外國と國際的の交渉を開いた唯一の會議であると言へよう。會議の劈頭滿洲國首席委員凌陞は外蒙代表の遠路來滿の勞を謝し滿洲國の友好親善の誠意を披瀝し併せて「貴蒙古國と我々は同一民族にして其親善を計るは大命の存する所なり」と說述した。外蒙代表首席サンボーは滿洲國の各方面に於てなされたる厚意を謝し併せて哈爾哈廟問題の平和的解決の成功を期待すると述べ更に「當國としては勿論滿洲國との友好的關係の設定を熱望するものなりと雖も我々は唯哈爾哈廟案件の解決に關する權限のみを有し一般的平和關係の樹立に就ては權限を有せず」と說明し會議の將來に一抹の暗影を投じた感が

あつた卽ち兩國の權限委任狀は滿側代表には廣汎なる權限が附與されてゐるに對し外蒙側代表には唯哈爾哈廟事件にのみの權限を附與されてゐたもの如く、それがずつと會議の障碍をなしてゐる樣である。この日最後に祝杯を擧げて會議の前途を祝し記念撮影をなして閉會した。

第二回會議（六月三日）

外蒙側は左の如き提案をなした。

（イ）會議用語を蒙古語とする

（ロ）會議は哈爾哈事件のみの論議に止む

（ハ）會議の進行は滿側之に當り第一提案は外蒙側之をなす

（ニ）會議時間を午後一時から三時頃迄とする

（ホ）會議日と會議日との間は一日以上の休會日を設ける

（ヘ）會議に於ける發言は首席委員のみとす

（ト）規定事項は嚴守する

以上の提案に對し滿側は第二項及第三項後段に關して絕對反對を固執して閉會

第三回會議（六月四日）

外蒙側は前日第二項の主張を翻さないので滿側は兩國親善の根本問題商議の必要を力說し之を說得したが、外蒙側は頑强に反對し、結局哈爾哈廟案件以外の諸事項を論議すべき權限賦與に付て本國政府に請訓することを約した。而して外蒙側回訓到着迄休會となつた。

第四回會議（六月十三日）

外蒙政府の回訓があつたとして外蒙側は哈廟事件の平和的解決後、兩國親善關係に關して商議するの用意があると述べた。滿側は「哈廟案件のみ」の字句を挿入することは絕對反對であるが、「第一に哈廟案件を論議す」とする讓步案を提出したが、外蒙側の容るゝ所とならず考慮を約して散會。

第五回會議（六月十五日）、**第六回會議**（六月十七日）、**第七回會議**（六月十九日）に於て會議內規の第二項卽ち「哈爾哈事件のみを論議する」と云ふことが引懸り、會議は一向に進展しなかつた樣である。滿側の意向は「滿蒙兩國間に何等意思疏通の途がないため哈爾哈事件等も起つたのだから、今次の會議に於ては哈爾哈事件の解決もさることながら更に一歩根源に遡つて兩國の意思疏通融和の方法を講じ永久に不祥事の再發を避くべきだ、從つて會議は範圍を哈爾哈事件のみに限定することは餘りにも意味ないことだ」と言ふにあるのである。

第八、九、十回會議（六月二十四、二十六、二十九日）及第十一、十二、十三、十四回會議（七月三、六、十一、十三日）に於ては會議內規の一部變更（双方の代表は全部發言權を有す、第一次提案は文書を以て交換す等）があり、

會議の實質的討議に移り、外蒙側は哈爾哈廟を雍正十二年ジャクドン大臣及咸豐八年吉林將軍景隆の作製に係る二葉の地圖を根據として自國領なりと言ひ張り、逆襲的に滿側こそ哈爾哈廟不法占據なりとし之が還付を要求した。滿側は勿論之を一蹴し、諸種の文獻に依據し外蒙側の論據たる地圖の不正確なることを指摘したが、結局會議に光を見出し得なかつた。

ホロステン・ゴール事件の發生と該事件に關する交渉

六月二十三日滿洲國政府の依囑による日本關東軍測量班一行（日本人山内、犬飼、露人二名）はホロステン・ゴール南方十粁、ジャンジュン廟西方五十粁のハルハ河北方に於て滿洲國内領域測量に從事中外蒙兵十二名越境一齊射擊を加へ、山内及露人一名は甘珠爾廟に歸還したが、犬飼及露人一名は測量機械と共に外蒙兵に拉致せられた事件が發生した。外蒙兵は右兩名を拉致後之を强迫して越境の確認及び蒙古政府の寛大な處置に對する感謝の表示等の內容を有する蒙古文の始末書に强制的に署名をさしてゐる。

右の事件は日本軍のみならず滿洲國に對する重大なる不法侮辱行爲なるを以て六月二十六日滿洲里會議に於ける神吉、齋藤兩委員は外蒙代表を往訪、被拉致者の至急返還及此種事件解決の常設的方法設定を申出で、翌二十七日再び右兩委員は本回の測量班は滿洲國政府の依托に依り測量中の日本軍測量班にして日滿兩國とも極めて重大視し居る旨を說明し、身柄及掠奪品の迅速なる返還を要求すると共に外蒙側の謝罪責任者の處罰、將來類似の事件發生防止方法設定等を要求した。外蒙代表は二十六日の申入は本國政府に傳達したと述べたが、六月二十八日身柄及掠奪品の一部は境界地方で返還された。

七月四日滿側委員は外蒙側委員に對して外交部大臣の名に於て左の如き正式抗議をなした。

一、謝罪
二、責任者の處罰
三、此種事件の發生擴大防止策として外蒙領域內に於ける滿洲國代表機關の設置の容認

尙第三項は滿洲國側の最も重要視する一項にして若し之を容認せざればタムス・クスム以東の蒙古軍の完全なる撤退を絕對必要と認むるものなり。

七月六日になつて七月三日附外蒙外務部次長より東邊警備軍團を通じて滿側に抗議文を提出して來た、それには上述の測量手は外蒙領內を測量してゐたもので彼等もそれを認めて居り、又外蒙側の處置待遇に感謝してゐる旨の署名捺印してゐること等の內容を持つたものであるが、明かに外蒙兵が兩名を脅迫して署名捺印せしめたものである。

七月九日外蒙代表は此種事件解決のため滿蒙兩國の委員會設置に同意し、測量手の越境の有無は該委員會に附議し調査決定することを滿側へ提議して來た。

七月十三日外蒙代表は七月四日附の滿洲國抗議公文に對する庫倫政府の回答として第一、第二項に關しては將來設置すべき兩國の共同委員會に附議し、調査の結果若し外蒙側が越境して測量手等を拉致せるものなること判明せば謝罪責任者の處罰をなす用意ありと述べ、第三項に關しては外蒙共和國の獨立を侵害し之を侮辱するものであるから承認出來ないと云ふのにあつた樣である。そこで滿洲國側に於ては七月十七日再び代表機關の交換を要求する旨の公文を提出した。これに對し七月二十九日庫倫政府の回答なりとして外蒙代表は國境紛爭のみの解決のため權限を有する代表機關を相互に「國境附近に駐在せしめ各代表をして自國側國境紛爭處理委員を統轄すること」を提議した。

八月六日滿洲國外交部發表に依れば八月五日滿側代表は外蒙側に對し「代表機關の權限を國境紛爭處理に限らんとする先方の希望を容れると同時に彼我兩國に於ける代表の駐在地を具體的に指示し且中央代表を交換して地方的に解決し得ざる事項を處理せしむべく」提議した。

即ち右の滿側の提議は中央代表をウラン・バートル・ホタ及新京に地方代表を滿洲里、海拉爾、桑貝子、タムスクス・ムの各地に常設せんとするものであつた樣である。これに對し外蒙側は外蒙政府の回答として、國境紛爭處理委員會の設置代表機關の交換に關しては九月上旬滿洲里に於て再び交渉を開きたい意向を表明し、尙交渉委員代表もサンボー以下現在の各代表をして之に當りたい旨を述べたので、滿洲國側に於ても八月十五日附を以て之を了とし、滿側の代表も從來のまゝなることを通達した。而して八月二十六日外蒙代表は一旦滿洲里を引上げることとなつた。

ロ、第二次滿洲里會議

國境紛爭處理委員會及代表機關交換に關する滿洲國と外蒙人民共和國兩國の第二次會商は前述の如く九月上旬滿洲里で開かれることになつてゐたが、九月二十九日午後二時外蒙側サンボー首席代表外委員二名及隨員六名はザ鐵列車にて來滿、前回同樣ザ鐵構內の列車生活をすることになつた。滿側代表はすべて前回と同樣である。

第二次第一回會議（十月二日於舊北鐵第六中學校）

午後一時より第二次第一回會議開催、兩國代表及隨員顏揃ひの上記念撮影後、首席代表間に於て全權委任狀の相互的確認を了し、次で滿洲國側首席代表凌陞は、兩國代表機關の設定並に國境紛爭處理委員會が兩國親善關係に如何に重大なるかを述べ、これに關する協定は容易且短時日に成立を見るを要する旨を力說し、外蒙首席代表サンボーは、

兩國和平親善關係保持のため速かに會議の成功を收むべき希望を有する旨を言明し、同時に前回同樣の會議內規七ヶ條を提議し、滿側之を諒して散會した。

第二回會議（十月四日）

兩國代表より代表機關の駐在地及組織に關する提案を示し融意ない意見の交換を行つた。外蒙側は一九二一年建國來曾て他國と事を構へたことなく、國是として親善和平の態度を堅持するものであると熱心に兩國間紛爭問題の禍の絕滅を期待する旨を强調した。玆に於て滿側は代表機關の駐在地として外蒙桑貝子、タムスク・スム、庫倫、滿領滿洲里、海拉爾、新京の六ヶ所を希望したに對して外蒙側はタムスク・スム及滿洲里に限定したい旨を强調して相讓らず閉會す。

第三回會商（十月五日）、第四回會商（十月七日）に於ても上述の點で折合ふことがなかつたが、十七日莫斯科露字紙は十六日ウランバートル發タス電として二、四、五及七日の滿洲里會議の概要として、滿洲國側が其主張を固持し且壓迫的手段として九日の會議に出席しなかつた等と皮肉り次で二十日の莫斯科各新聞は十九日ウラン・バートル發タス電として神吉代表が蒙古側代表を訪問し「蒙古側にして滿洲側提案を容れざるに於ては國境に於て何等か不祥事件發生し得べく蒙古側讓步せざれば强制的解決の外なしと恫喝的に述べた」云云と煽動的記事を記載してゐる。而して又二十八日のウラン・バートル發タス電の露字紙に掲載された記事に依れば「蒙古側提案は國境紛爭調節の方法として二個の小委員會を設け其一は滿洲里に他をタムスク・スムに置かんとするもので前者は國境北端よりケルレン河迄を管轄し蒙古側全權及滿側地方官憲代表より成り後者は爾餘の兩國々境を管掌し滿側全權及蒙古側地方官憲代表よりなる、兩者とも現地に於て急速完全なる國境紛爭の處理を行ふものとす、蒙古政府はこの二委員會を以て事充分なりと認むるに依り拉爾海及バインツメン（桑貝子）に委員派遣の事務的必要を認めず況や國境を去る遠き兩國首都に常設機關として全權を置く如きに於てをや」と述べ蒙古側の主張を言ひ盡してゐる樣であるが滿洲國側が外蒙人民共和國との友好親善關係確保の爲庫倫新京に全權代表機關を指定したることを强制的而も最後通牒に均しきものと故意に問題を曲解してゐる樣で會議は遂に暗礁に乘上げた感があり十一月三日滿洲の最後的申入に對し十一月二十日外蒙代表は滿側の熱誠なる要望を一蹴したので十一月二十五日ニキチン・ホテルに於ける會商を最後として六月一日より半載に亘る滿洲里會議は決裂のやむなきに至つた。而して外蒙代表は十一月二十六日零時四十分滿洲里を引揚げた。

以上の會議經緯乃至外蒙側代表の態度より見ればソ聯邦

の意圖がひそんでゐることは充分窺はれることであるが、代表機關を置くことを承知しない所など其の一端である。滿洲里會議の決裂は滿洲國と外蒙古との前途に一沫の暗影を投じたものであるが其責任は何れにあるや、今十一月二十六日滿洲國外交部の發したる聲明はそれを如實に指示してゐるから左にそれを掲げる。

「滿洲國及び外蒙の境界は約七百キロの長距離に亘り而も不明瞭なる箇所多く、從來屢々紛爭を惹起し遺憾に感じ居りたる所、本年一月二十四日ハルハ廟事件發生したるため右が契機となり、六月一日以來滿洲里において滿蒙兩代表會同し、本件の處理につき商議を開始したるが六月二十三日ハイラステン・ゴール附近滿洲國領内において滿洲國の依囑に係る關東軍測量班一行を外蒙兵が不法拉去したる事件惹起し、ために會議は一時中止の形となつた、その後右事件に關聯し、九月二日より境界事件處理のため兩者代表機關の交換常駐及び境界紛爭處理委員の設定に關し會議を再開し、當方は中央代表をウラン・バートル、庫倫及び新京に、地方代表を國境に近きタムスク・スーム及びサイベイズ(外蒙側)並に滿洲里及び海拉爾(當國側)に設置し、右地方機關において解決し難き問題生ずる時には中央において處理し、以つて、滿蒙間の親善關係を增進せんことを提議せり、然るに外蒙側はタムスク・スーム、滿洲里各一箇所に代表を交換すれば十分なりと主張して譲らず、當方としてはタムスク・スームの如き僻地にのみ代表を設置するも境界紛爭の處理及び兩者間の友好關係增進に何等稗益するところなきに鑑み極力先方の反省を促したるも、先方は我方の態度につき中傷的惡宣傳を逞しうするのみならず、頑として自說を枉げず非妥協的態度を示し、我方の友好善隣の大義に基づく努力も水泡に歸し、十一月二十五日遂に會議の決裂を見るに至れり。

抑々外蒙は自ら獨立國を以て任ずるも、他國殊に當國の如き同胞的關係を有する隣接國に對してすら固く門戶を鎖し窺知を許さざるのみならず、その軍警はしば〱當國內に侵入して滿洲國人を拉致又は射擊し當國に取り極めて不安なる存在たり、以て當國は右會商を契機として右祕密境の門戶を開いて同胞善隣關係を設定し、他は境界紛爭の平和的處理を圖らんがため合理的提案をなし、隱忍自重その貫徹に努めたるも、外蒙側代表の態度は終始頑迷不誠意を極め當方の友好的態度を無視し、今日の決裂を見たる次第にしてその責任の外蒙側にあるは自ら明白なり、由來外蒙はその排他的祕密的なる閉鎖主義のためその本質不明なりし所、今次の會議に於ても何物かによりその自由を束縛されたる如き態度に鑑み、同國は到底國際上及び國際慣例上國家の基本的權利として例外なく認められたる使節交換等

の交通權すらも容認を肯ぜず、之れを通例の國家と認むること能はず、依つて我方は今後之れを我國に隣接せる不可解にして危險なる地域と認め、會議決裂のため解決の機を失ひたる從來の懸案及び將來惹起すべき問題は自主的に之れを處理する決意あることを玆に聲明す。」

上記滿洲國外交部の聲明に呼應して十二月九日「プラウダ」紙は滿蒙交渉の決裂と題する左記論説を掲げ、ソ聯一流の論法で之を反駁した。

「本交渉は元來國境事件解決を使命とせるものなるに拘らず滿側は兩國國交樹立を求めた、其の底意は關東軍に於て北支及內蒙方面に於けると同樣外蒙各地に於て滿洲國代表部なる名稱の下に特務機關を開設し、依て以て日本側の外蒙古に於ける破壞工作の實施法を合化せんとするにあり、又滿洲國外交部の決裂に關する發表文に述べて來る所に頗る意味深長で明かに威嚇的のものだから外蒙國民革命黨及近東民衆はセミョノフ援助以來過去三回の經驗に顧み、須く日本軍の第四回の新侵略計劃に備へなければならない」云云。

ハ、ボイル湖西方に於ける滿蒙兩軍の衝突

十二月十九日、興安北警備軍大山上校の指揮する滿洲國國境監視隊約二ヶ小隊がボイル湖及ブランデルス附近に監視哨を配置するため、この方面に前進した際オラン・ホトク附近で不法越境して來てゐた外蒙兵約十名と衝突交戰し外蒙は小銃等を遺棄して南方國境外に潰走し、又更に進んでジャミン・ホトクでは約七十名の外蒙兵陣地を攻擊之を占領、之を國境外に驅逐した。右は滿洲國として國境確保の見地から當然の措置であるが、ソ聯邦外蒙では過般の滿洲里交渉の決裂に依り、日本が滿洲國をバックにして外蒙に事を起さんとしてゐるのであるなどゝ誇大に放送してゐる樣である。

右衝突事件勃發するや外蒙政府は早速十二月廿一日附公文（英文）を以て外蒙共和國首相代理兼外相代理チョイバルサン（首相兼外相ゲンヅンはモスクワに行つて留守）より滿洲國外交部大臣宛長文の抗議を電報して來た。

その內容は十二月十九日午前五時ボイル湖西南方滿洲國國境より約八粁の地點にある外蒙領ブルンデルス前哨所が突然三百名の日滿軍に攻擊を受けた不當を難詰し、該地點が明瞭に外蒙領たることを强調し、外蒙共和國は日滿軍の外蒙前哨兵攻擊及外蒙財產の掠奪に付最も强硬なる抗議を提出するものと稱し、滿洲國政府が直に被逮捕者蒙古兵の釋放、眞相調査の上責任者の處罰及ブルンデルスに於ける破壞掠奪に依る損害の賠償等を要求してゐる。

右抗議に對して廿五日滿洲國外交部は張燕卿外交部大臣の名を以て左の如くこれが反駁の抗議をなし、外蒙側の反

省を促す所があつた。
「問題發生の場所は滿洲國領域に屬し從來貴方軍隊により侵入占據せられたる地點の一にして、外蒙軍隊は滿洲國監視隊の警告に拘らず撤退を肯んぜず却て攻擊的態度に出でたるため、我監視隊はこれを排除するのやむなきに至つたもので事件の責任は一つに外蒙側にあり、先に哈爾哈廟事件及び關東軍測量手被拉致事件など外蒙兵の犯せる不法事件が今尚未解決のまゝ放任される際、重ねて今次の事件發生を見たるは我方の極めて重大視するところであり將來本事件解決のため必要の要求をなす權利を留保するものなることをこゝに明言す、先に我方はこの種紛爭を有效に處理し且根本的にその發生を防止する方策を設定することの必要を認め、過般滿洲里會議で極力これが實現を期したるに拘らず貴方は我が方との接觸を避け非實際的なる原案を固持して一步も讓らざりしため會議は決裂のやむなきに至つた、外蒙が我が誠意を無視し我に對し排外鎖國の方針を固持しつゝ他面各種隱密危險の策動を續ける限り我が方は結果の如何に拘らず斷乎として是正の行動に出づる外なし」

所が其後尚關東軍の發表する所に依れば廿四日午前十一時又もや突如自動車に乘れる外蒙兵五、六十名が越境攻擊を加へたので滿洲國軍はこれと交戰多大の損害を與へて敵を南方に擊退し、この戰鬪において日本軍負傷三名、滿洲國軍戰死一名を出した、更に二十四日午後十一時半外蒙乘馬兵約二十名がボルンデルスに來襲し來つたが、同地守備隊はこれを擊退したと報じ同方面の事態は益々重要性を帶びて來てゐる。

（古川國重利）

五、政　黨

(1) 蒙古革命國民黨（Mongol Hutisgaettu Arat Nam）

イ、沿　革

一九一九年十一月支那軍閥の獨裁下に蒙古を隸屬せんとすることに反對し、全蒙古國民は擧國激憤に投じて全民族的戰線を結成したのが卽ち蒙古國民革命黨出現の動因をなすものである。當時一般人民も上流階級（王公喇嘛）共に、徐樹錚を總司令とする支那軍に對抗して武力抗爭を企て一致團結して對支戰線を組織したのであつた。この反支運動の中心勢力をなしたものは之を動機に結成されたスーヘ・バートル（一兵卒）、タンザン（平民出の書記）、ボド（喇嘛、或は庫倫露國領事館のタイピストたりしとも言ふ）、チョイバルサン、クンバ等の平民階級出の幹部であつたのである。

右の情勢下に於て國民革命黨首腦部が全力を注いだのは武裝暴動の準備工作で、一九二一年二月二十二日恰克圖に於て開催された黨の第一回大會（タンザンを議長とす）に附

議された問題は主として軍事問題であつて、同會議で可決された黨の十綱領も蒙古封建神權制度の根絶問題の如き國內制度の改革には殆んど觸れなかつたため、極めて妥協的なものであつた。卽ち黨の主要任務としては

綱領第一項　政權及法律の確立により蒙古勤勞民の苦難を除去し、他の文明國民同樣に平和的發達更生を遂げしめ、勞働を基調とする新文化を建設し、社會的政治平等及福祉を實現すべく邁進することを以て黨の主要任務とす

綱領第二項　黨は蒙古國民が特殊の國家生活樣式に於て民族自決の自由を贏ち得べきこともまた何れにもせよ蒙古民族は外國壓制者及帝國主義の奴隸的桎梏下に置かるべきものに非ざるを信ずるが故に全蒙古民族を統一して國家的に一體とする目的を以て當面の緊急事とし反動的支那政權及蒙古に侵入せる他の反動壓制者より蒙古を解放せんとす

と決定し國內政策と宗教に關しては

綱領第六項　黨は全然無益なるか或は時代精神に適合せず永久に死滅し有害となりたるが如き習慣傳統法制に限り之を除去撤廢すべし

同第七項　黨は帝國主義打倒勤勞民の政權確立のため革命鬪爭を目標とし且つ着々革命を實行しつゝある支那ロシヤ及其他諸國の革命黨との密接なる連絡を設定するため凡ゆる手段を講ずべし

と、一方に微溫的態度を持し他方にはロシヤ十月革命の影響を受けて起つた國民黨として當然國際運動の連絡を主張せざるを得なかつたことも窺はれる。又國民黨の社會的基礎に關しては

綱領第十項　社會の上層下層に亘り僧侶上流階級男女を問はず我黨に入り勤勞蒙古民の偉大なる將來のために活動せんとする者にして黨の決議及黨則を承認するものは總て黨員たり得るものとす

右の如く制定したものである。

かくて革命運動の勝利は國家の大權を國民革命黨の手に歸せしめ先づ全民族的戰線を維持するため活佛を元首とし封建神權分子を混入せる聯立內閣を組織した時に一九二一年七月である。其後間もなくモスクワに開催された極東民族大會には黨より代表を參加せしめたが該蒙古國民黨代表ヤポネ・タンザン（國民黨組織者タンザンと同一人？　嘗て日本にゐたことあり）が右大會（一九二一年末より一九二二年一月にかけ召集）の席上に於て述べた演說中に「蒙古國民革命黨は其の課程の內容からすれば共產黨に非ざるのみならず社會主義的存在でもない黨の目的は蒙古を外國の經濟的及政治的壓迫より解放し民衆を封建的並に神權的

理論及搾取より救出して民權を確立し生産並に國民教育の發達を計るに在る云云」と言ひこれに關して次の如き概要の黨方針を擧げた。

一、政府は封建制度を根絶する目的を以て新法律を制定施行し特に之が爲階級の差別なく全國民をして一律に兵役の義務及裁判の判定に服せしむること

二、全國民各階級に亘り均一納税義務の制度を施行すること

三、奴隷制度を廢止す

四、小國民議會（小ホラルダン）を速開し憲法議會開會までの臨時立法機關とす

五、活佛を立憲君主として保存するも政府はその下に在て極力民權の擴張を圖ること活佛は不認可權を有せず政府は國民議會と共に法律を制定し之を活佛に服告し國民の名を以て發布す宣戰講和竝に豫算權は政府及大小國民議會に屬す

これを以て見れば黨の政治的特徴の輪廓が明かである之は雜多な階級を構成分子としてゐた當時の國民黨としては止むを得ざる政治方針であつたけれども勤勞階級獨裁制と資本主義制とは到底並行し得るものでなく殊にソウエート露國の革命に刺激されて誕生した國民黨は畢竟無産獨裁を目標とするものであり加之ソウエートの對蒙政策が積極化するに從ひ自然黨内の對立が生じて來ることになつたのである。外國壓制者との鬪爭時代に入黨した王公貴族高級喇嘛等は舊行政機關の根絶及特權階級と遊牧民との間の隷屬關係の全廢に反對し且彼等は一九二一年の革命は既に全く目的を達したるものとして封建及神權制度の根本改革に關する手段に極力反對してその實施を阻碍する態度に出て漸次政府内に於ても勢力を占め遂には政府員すら黨中央委員會を政府に從屬せしむべしとの主張に追從し玆に國民黨は聯立政府に隷屬する一事務的機關化せんとする立場になつたのである。即ち一九二一年十二月代行議會たる小ホラルダン開會に際して政府は武力を以て急進派たる青年團を壓迫せんとしたが反つて青年團に反撃されボド政府は瓦解しボドは陰謀の故を以て射殺された。

ボド政府瓦解善後と共に黨自身の改革を必要とするに至り一九二三年八月庫倫に第二回黨大會を開催し黨及革命の根據は勤勞民を以てすること非革命的の道伴を除外するため黨員の淘汰を行ふこと等を決定したが一九二四年五月活佛死し政教の首長を失つたため之が承繼者決定問題は政界に波瀾を捲起し黨の本部長にして軍總司令たるダンザン（前述ヤポネ・ダンザンなるべし）を頭とする右翼は從來通り立憲君主政體を主張し又活佛の後繼者を西藏より招かんとするものもあつたが國民黨多數派たる左翼は青年團と提

携しコミンテルンの力を藉り遂に六月三日共和國を宣言するに至り之に不平なりしタンザン一派はクーデターを行はんとして事露はれ七月五日左翼派軍のために撃滅せられた。この事件を一九二四年十月に開かれた第三回大會に於て吟味して見るとタンザンが

一、支那反動派と通じて經濟的反革命の行動を執りたること

二、彼はツエツエリツク・マンダリ・アイマク（三音諾彥汗部）住民をして高利貸的支那商人商社に對し已に自治時代に破棄された舊債務を支拂はしめたこと

三、更に支那商人と結托して商業を營み蒙古遊牧民を搾取したること

四、支那人間諜一派と協同して庫倫張家口間に自動車運輸を開始し蒙古に不利な外國資本家を擁護したること

右の如き反革命的行動をとり來つてゐたことが明瞭となつたので同大會に於て彼を死刑に處し財產を沒收しこの際黨內の灰色分子野心家及社會的異分子を驅逐する目的を以て黨の廓清を行ふことを議決して且つこれを斷行した。そしてこの決議斷行に依つて黨はその社會的基礎を貧、中勤勞民階級に置くことを確認し玆に蒙古國民黨は甫めて黨本來の旗色を鮮明にしたのである。（タンザンの反黨的行動が革命青年團に支持されてゐた極左派に依つて支援されてゐた事實があるが青年團は黨の日和見的政策に對する不滿からタンザン一派を利用して黨の廓清を計らんとしたまでのことであつた。）

ロ、綱領及規則

第三回黨大會後間もなく一九二四年十一月大ホラルダンが召集された。その結果封建神權制度及從來の封建的關係は完全に廢棄され黨の活動は玆に初めて革命理論に卽して現實に解放されるに至つた。そして恰克圖會議（一九二一年）に於て作成された十大黨綱の不充分なるを認めて第三回黨大會に於て黨指導者の一人デ・エ・ソンチノは恰克圖綱領追補として黨の究極目的勤勞民獨裁手工業者勞働組織其他に關する六項の新項目を提出し更に黨首腦部は黨中央委員會全體會議に於て黨の新綱領を詳細に審議したる上第四回黨大會（一九二五年九月二十三日）に之を上程して可決したのが卽ち現在の國民革命黨綱領であつて同時に黨規則（附記參照）も協賛を與へられた。卽ち新綱領の要點を摘記すれば次の如くである。

第一章　綱領の沿革

第二章　世界情勢に對する資本主義制度の發達及西歐無產階級を東方諸國勤勞民との反帝國主義鬪爭の歷史的必然性に對するマルキシズム的分析

第四項　資本主義がその帝國主義的形態の根據地たる植民地に於て益々權力伸張を計りつゝある今日勞働階級及全被壓迫小民族の完全なる解放はたゞその世界的規模に於ける團結と現代資本主義制度の倒壞に依りてのみ到達し得るのである

第五項　世界大戰の結果東方植民地諸邦に於て民族解放の革命運動が强烈となり數百年間帝國主義者並にその同類たる封建及有產階級分子の裏切的支配階級に搾取され來りたる東方被壓迫民族は今　この憎むべき壓迫より脫せんと苦鬪しつゝある。

第九項　民族解放運動が勤勞大衆獨裁を基礎とする國家的獨立獲得の勝利を以て成就したる蒙古の如き植民國に於ては今後の經濟及文化發展の道は國家資本主義と同時に集團主義の實現に依り資本主義的發達の階段を跳越えて共產主義の達成に向けらるべきものである。

末項の結論　蒙古勤勞民は十月革命及ソウエート政權の極東に於ける帝國主義との鬪爭の結果解放せられたるものなる事を自覺したるが故に現代の世界情勢に對する關係に於て蒙古勤勞民は嚴然第三國際及ソウエート聯邦と步調を一にするものである之は蒙古勤勞民の言葉であり且その前衞たる蒙古國民革命黨の言葉である

第三章　極東政局に於ける蒙古の地位

第二十一項　（極東諸國の一般政情蒙古の役割は日支兩國の侵略的野心米日兩國の帝國主義的利益の撞着極東諸國に對する日本の政策支那の內政狀態などを說きたる後）眞に支那の民族的利益を保護するものは孫逸仙の國民黨と支那共產黨あるのみなるが故に蒙古勤勞大衆は帝國主義及富裕階級に反抗する支那國民の解放運動に滿腔の同情を表して之を支持しなければならぬ。

第二十三項　蒙古は特殊の地位を占むるものにして廣大なる領域と天然資源を有し過去に於て又現在に於て特に世界帝國主義諸國就中日本及支那軍閥にとり好個の獲物たるの觀がある。

（尙十項に亘り蒙古の歷史的發生並に大ホラルダンの業績を述べたる後この章の結論として）

第三十三項　全蒙古勤勞民の意志に從ひその前衞たる蒙古國民革命黨は共產國際の指導の下に支那日本朝鮮の各勤勞階級と密接なる關係を保ち世界帝國主義の桎梏を粉碎するために極東被壓迫民族解放の旗幟を高揚するであらう。

第四章　黨の實際的課題

第一項　蒙古共和國の獨立强化政策を實行すること

第二項　封建神權制度遺物を徹底的に淸掃し新制度の基礎を確保して國家機關の完全なる民主化を行ひこれに

勤勞大衆の各層を誘引すること

第三項　前項の目的を以て黨は大ホラルダンを通じて勤勞階級がその政權を行使するに至れる蒙古の現狀を維持すべく努力すること

第四項　支那其他外國の貿易資本を徹底的に驅逐すべく全力を傾注すること

第五項　革命前の債務廢棄を實現すべく期し國民的經濟事業たる國家貿易コペラチーブ銀行金融業其他により外國勢力に對する隷屬服從の原因を打破すべく努力すること

第七項以下　國際關係に於ける黨の要求としては

一、蒙古共和國及ソ聯邦間の政治的經濟的提携並に友好關係を强化すること

二、支那朝鮮日本其他極東諸國に於ける勤勞大衆の解放運動を援助すること就中支那國民黨及極東諸國の共産黨との間に密接なる思想的關係を設定すること

三、蒙古共和國領域外にある蒙古民族に對してはその外國政權よりの解放を支援すること

第十四項　國家及經濟建設に關しては黨は唯一の正しき政策として將又國家の行政機能上最も重要なる要求として次の實行を期す

一、經濟政策を國家の手中に歸せしめ國家資本主義及

經濟の社會的集團經營を實現し以て壓迫者も被壓迫者も存在せざる社會組織卽ち共産主義に國家を導くこと

二、貧、中アラト階級よりの勞働者を拔擢すること

三、中央集權を漸次に制定すること

第十五項　民族關係に於ける黨の要求として共和國内に於ける種族的及民族的孤立の傾向並にその經濟的領土的特性固執を打破すること

第十八項　裁判に關しては體刑廢止及革命分子に備ふる臨時革命裁判は當分これを存置してその下に人民陪審員を參與せしむる人民裁判を組織すること

第十九項　軍事關係に於ては一般勤勞民殊に革命青年團の軍事敎育を實施し指揮及勤勞階級の利益に忠實なる分子中より軍隊の政治的指導者を養成すること

其他經濟政策及その他の分野に於ける國の要求

一、外國貿易及國内商業の完全なる國家的調整を實施すること

二、財政々策を國家に歸屬せしむること

三、牧畜業の發達改善を圖ること

四、大ホラルダンの決議を實現すること

五、施療院を設立すること

六　勞働法令を制定し市及近郊區域に於ける八時間勞働制を制定すること

七、遊牧經濟狀態に於ける雇傭勞働法を制定すること

八、職業組合の組織發達を擁護すること

其他黨組織に關しては黨則規定中（附記參照）に述べるが其後一九二八年には黨本部即中央委員會長制を廢止し同權の三名の書記を置くなど規定に變化を來してゐる。

(2) 蒙古革命青年團

蒙古革命青年團は蒙古國民革命黨の一部で普通二十一歳未滿の黨員を以て成り國民黨の豫備團體の役目をなすものである。

何れの地何れの時代に於ても然うである如く蒙古に於ても亦感激性に富む青年が革命の最尖銳分子として活動した。彼等蒙古青年の一部は徐樹錚の庫倫占據當時及ウンゲルン軍の支配時代已にこれ等の反動的壓迫に抗して赤露に亡命し親しく十月革命の思想に觸れ或る程度の政治的經驗を得たのであつて一九二一年の革命にはこれ等青年は擧つて蒙古青年の先鋒となつて政治的活動に參加したのである。

青年團の成立は一九二一年八月青年三十名が庫倫團體を組織し蒙古革命青年團の基礎を作つたに初まる。青年團は當初人民政府及國民黨と共同してウンゲルン軍の掃蕩に從事したが人民政府が實權を握るに及んで政府及國民的の改革政策が妥協的のもので殊に舊王公高僧等の特權存置に對し反對し直に大改革を行ひ國民革命を階級革命の域に進むべしとの急進的なる主張をなし政府を攻擊しソ聯邦の援助の下に一九二一年末ボド政府を崩壞せしめ其の善後會議に於て國民黨側に對し青年團の獨立團體たることを承認し黨より干涉せざることを要求し遂にこの要求を貫徹し團員より官吏を出し又軍の政治部長は青年團中央委員會長が兼務することになつた。一九二二年七月第一回蒙古青年團大會を開催して以來今日迄革命青年團は蒙古革命の先端を切り重要な役割を演じて來てゐることは注目に値する、現在に於ては黨員四萬を數へ其の綱領及規則は一九二五年四月に開かれたる革命青年團中央委員會全體會議で可決されたもので大體國民黨綱領及規則と類似せるものであるがあくまで國民黨と對立し之を政治的提携を保持して活動すべきことを高調してゐる。後一九三二年青年團は國民黨に服屬することになつた。

（古川園重利）

六、最近の政治動勢

(1) 積極政策とその反動

一九二四年憲法制定以來蒙古人民共和國に於ては表面上さしたる事件は起らなかつたが一九二七年頃になると國民

民黨內では依然として左右兩派の對立があつた。國民黨中央委員長ダンバドルヂ青年團中央委員長ジヤタンバ（軍事會議長）及ジヤムツアラノ等黨の大幹部は右翼とせられ之に對し小ホラルダン議長にして全蒙職業組合本部長たるゲンヅン一派は反對派卽左翼派とせられた。然し右翼派の幹部の勢力強く之が爲同年十一月開かれた第四回大ホラルダン（第一回大ホラルダンは一九二五年十一月開かれ、九十名出席內五名は婦人の參加あり、小ホラルダン議員は從來の三十名を改めて四十五名に增加。時の總理はツエレン・ドルヂであつた。第三回大ホラルダンは一九二六年十一月一日開催これが議長はトハダホ・小ホラルダン議長はゲンヅンであつた）に於て改選の結果小ホラルダン議長はゲンヅンの代りに前職業本部長たりしダムジン・スウルン當選し次で一九二八年二月十三日總理ツエレン・ドルヂ死亡したので其後任に副總理兼經濟大臣アモルが任命された。之に對し反幹部派たる左翼派と雖も漸次勢力を得一九二八年の第七回黨大會は十月廿三日より十二月十日迄未曾有の長期間開會兩派互に抗爭したが遂に幹部派破れ反對派たる左翼が勝利を得ることになつたことは同大會の決議を見ても明瞭である。卽ち

一、蒙古發達に資本主義を否とする標語は依然確守す
二、僧俗王公の財產沒收

三、農業生產組合の設立
四、黨組織中黨本部（中央委員會）長の制を廢し三名の同權なる書記を置く右書記としてゲンヅン、バダルホ及エリヅイブオチル當選
五、國民革命軍を國民赤軍と改稱

其他新政策に依り僧俗の王公に對し政府及幹部の經濟的攻擊初まり又活佛後繼者探索問題は曩に一九二六年九月三日の法律に依り政府の許可があつた場合活佛の探索を許す筈であつたが民間にその氣配が現はれるや之を禁止した。一九二八年十二月十四日より翌一九二九年一月二十三日に亘つて開かれた第五回大ホラルダンには小ホラルダン議長ゲンヅンの後任としてチヨイバルサンが當選した。而して右翼幹部派を倒して政權を握つた左翼派は益々左傾し一九二九年七月喇嘛征伐に均しき訓令を出し同月十五日には社會主義的建設のコルホズ創立に關する訓令を發し第一着に貧民を主體としてコンミユンを組織せしめ十一月に至りコルホズの中央機關としてコルホズ・ツエントルを設立し官制上に於ても從來の經濟省を（一）牧畜農務省及（二）商工省の二省に分割して農業重視を實現した。

一九三〇年に入り左翼的傾向は益々發展、二月二十一日より四月三日迄開催の第八回黨大會は本部書記の改選を行ひエリヅイブオチルの代りにナジヤを選擧し他の二人は再

選した同大會は蒙古の社會主義的建設五年（一九三一年—一九三五年）計畫を立て貧民七〇%中農五〇%をコルホズ化すべき旨を決議し當時蒙古內農牧家數一六五、〇〇〇戸の中、貧農七九、〇〇〇戸、中農七三、〇〇〇戸なりし所一九三五年には貧中農共九二、〇〇〇戸卽ち全體の五五%をコルホズ化することとした。而して人民を財產に依つて區別し二〇フビ（一フビは三十ツーリク課稅單位）以下を中農二〇—一〇〇〇フビの者を中農夫以上を富農（クラク）と定め事實上中農富農を壓迫したのである。

四月七日から二十八日迄開催の第六回大ホラルダンは右黨大會の決議を採擇し小ホラルダン議長にラガン總理にチクジツトジヤツプ當選し五月よりコルホズ運動を強化し六月には國營の耕作農場をボム（ウブス湖とキリギス湖の中間）及ウランコム地方に牧畜農場をイユヘリタ及ウリゼ河（セレンガ河の支流）に開設した。實際に於て同年十月に於けるコルホズ加入戸數は一五、九〇三戸一〇〇〇、五七人に達し全蒙古住民の一四、二%を集團化したと云ふ。

前述の如く左翼派の天下となりその黨及政府はコルホズ運動の擴大と共に喇嘛及寺院に對する壓迫をも倂合し黨本部は一九三〇年六月二十三日の訓令を以て寺院所有家畜を國有とし之を以てコルホズを作り契約で寺院をしてコルホズを扶養せしむることゝした。一九三一年に入り此の運動は益々擴大し各地に亘つて全面的に之の方針を施行したので中農富農階級は大半清算せらるゝことになつた。一九三〇年十二月十二日の法令を以て外國貿易は政府の專賣となり其結果支那との貿易は杜絕し一九三一年に至り個人商業も全面的に禁止さるに至つた。工業に於ては重工業重視せられ一九三一年庫倫に工業コンビナート建築及ハトフイル（コソゴル湖南岸）に蒸汽洗場の建築に着手し家內工業組合の制度を設けた。

文化政策の上に於ては一九三〇年九月より青年團に於て文盲撲滅施行の所謂文化行軍なるものを行ひ同年中八千乃至一萬人の文盲者を教育し學校を增設し一九三一年建國第十週年記念としてローマ字を以て新國字として公布、宣傳文學小學校教育及一切の書籍は一律にローマ字を使用することとした。國民保健の上に於ては一九三〇年四月保健省を新設し從來の西藏醫術を國家としては承認せざるに至つた。

以上の如き左翼派の政策殊に王公寺院の財產沒收之に次いて一九三〇年三月喇嘛に對して行政處分を以て還俗せしむる運動（一九三〇年夏より秋にかけて一七、〇〇〇名の喇嘛を還俗せしめた、因に一九三〇年の外蒙に於ける喇嘛數は一一〇、〇〇〇にして總人口の一五%に當る）を行ひ其結果ウランコム地方に舊王公の煽動に依り喇嘛の暴動が

起つてゐる之は軍隊の力で鎮定し主謀者三十八名は同年九月末死刑になつた。これに次いで起つたのは西部地方の大反亂である。

卽ち過激なる黨及政府の政府强行は當然の成行として民間に不平を喚起し舊王公及喇嘛の反動的煽動は續いて行はれ殊に一九三一年九月滿洲事件の影響が右の不平と煽動とに拍車をかけ一九三二年五月西部コソゴル、アラ・ハンガイ、ウブル・ハンガイ、ジヤブフイン・アルタイの四アイマクに涉り舊王公及高級喇嘛首班となり反亂を起し不平の人民之に響應し反徒の團體實に二十萬に及び其行動は慘忍を極めたが軍隊の出動に依り八月に至り鎮定され反徒を統卒せる(ジヤンジユン)將軍は逮捕され庫倫に送致された。反徒の一部は同年十月特赦を受けたが首領等は一九三三年四月から五月にかけ公開裁判に依り審理見せしめの爲夫々處刑された。これに依つて見るとき外蒙古は成程一部のソ聯邦式に鍛へられた革命分子に依て政治的經濟的統一が强制度に行はれ相當の成功を見たとは云へ未だ尙反革命分子卽舊王公富豪喇嘛等の封建的思想は拭ひ去らるべくも非ず衝動次第に依つては舊態は蒙古卽ち宗敎的或は封建的統一に還元する可能性が充分あると言ひ得るのである。

(2) 政策の轉換と最近の反亂

黨及政府部內に於ても左翼幹部の過激なる左傾方針に反對する一派があつてチヂヤ、ヂクヂツトヂヤプ及バダルホ等がその重なる者でこれに對抗するものにゲンヅン一派があつた。上述せる一九三二年五月西部地方の反亂發生の責を引いて總理ジクヂツトヂヤツプは五月二十二日自殺したる等時局紛糾し之が收拾の爲黨部に於ては六月二十九、三十の兩日黨本部及中央統制委員會の第三回臨時總會を催し之に次いで七月二日小ホラルダン第十七回臨時會議開催されその結果從來の施政方針の過誤を認め之を激轉することとなり七月十日より二十一日に亘つて開催せる第一回無黨協議會なる從來の權力團體を除外したる一種變態の憲法議會とも稱すべき會議は右兩會議の決議を採擇して愈々新政策を實行することとなつた。其變換事項の重なるものは次の如し、

一、黨部は國政の指導より分離し國權は全部政府に集中

二、黨に於ては

(イ)黨本部幹部會更迭、書記としてエリヅイブオチル、ルプサン・シラブ、ルンボ當選し

(ロ)黨中央會制委員會の廢止

(ハ)青年團は從來黨と獨立の團體なりしが爾後國民黨に服屬することとなり

(ニ)反亂地方に於ける黨及青年團各機關は廢止ホ黨及

青年團員淸掃を行ひ其結果黨員四萬二千人より一萬二千人となる

三、政府更迭し小ホラルダン議長にアモル總理にゲンヅン當選

四、蒙古人民共和國は新型の國民革命、有産民主反帝國反封建主義の共和國とし漸進的に非資本主義的發達の途に移るものなりとの基礎を定め

五、實行すべき政策としては

(イ)個人經濟自發心奬勵の方針を建て

(ロ)フビ(課税單位)に依る勤勞民の社會的財産的區分の廢止

(ハ)コルホズ及寺院所有家畜に關する政策の批難

(ニ)行政手續に依る反宗敎措置の停止

(ホ)驛遞制度の課役廢止

(ヘ)個人內國商業の許可

(ト)官制改正

(a)一九三〇年四月二十五日廢止せられたる陸軍省及總司令職の復活

(b)經濟會議、勞働事務中央委員會、コルホズ・ツエントル等廢止

卽ち一九三〇年以來の政策は革命の活動力及權力の性質の評價を誤り現地特殊事情を認識せずコルホズの機構に對する決定不確實を極め蒙古の國民經濟が遊牧的なることを認識せず寺院家畜の國有の如きは尙早にして其實施條件苛酷に過ぎ喇嘛の民間に於ける勢力を無視し商業及税法に於て多くの過誤を認め之を是正せんとするに至つた。

其後の新政策に於て重なるものは一九三三年六月二日牧畜に關する新法を發布し累進主義を廢し同月三十日寺院家畜に對する税法を改め寺院を無視せざるものとして十二月八日大寺院に政府代表設置を見た。一九三三年十月の第四回黨本部總會に於て新黨則を採擇した一九三四年三月二十六日軍事會議を廢止した。黨は同年三月の第十八回小ホラルダン會議に於て十八ヶ月間の新政策は成功であつたとの報告を聽取してゐるが一九三三年夏東部及ハンテイ並に中央諸部に大規模の反亂組織あることが發見され、一九三四年十一月ソ聯邦の對蒙態度に不平を有する分子が桑貝子に於ける蒙古軍隊と合流し(約八百)同地のユダヤ系ソ聯人約二十八名及ソ聯共産黨員十三名を慘殺し暴動化したとの報があり同月十四日庫倫より三臺の飛行機が飛來し又恰克圖より自動車にて急派せる六百のソ聯邦軍隊に依つて鎭定されたと言はれるが右反亂は國民黨の極左派の政策に對して舊王公喇嘛の不平分子が反抗したものと見るべく前項に述べたる如く外蒙人民共和國の前途は決して安固たるものでないことが立證されるのである。

(古川園重利)

II　トゥヴァ人民共和國

一、概　　説

トゥヴァ人民共和國（舊唐努烏梁海）は外蒙古の北西隅北薩彦(サヤン)山脈を以てソ聯邦に境し南方は唐努山脈を以て外蒙古に接する即ち北緯五〇——五三度東經八九——一〇〇度に亙る面積十七萬平方粁の地方といひ、人口五萬八千餘、住民の大部が所謂烏梁海人で土人自らはトゥヴァ人ロシア人はソヨートと稱するフィン種族、トルコ種族、蒙古種族の混合種族で言語も庫蘇古爾湖附近の者が蒙古語に近い外、大體はトルコ語系に近い言葉を用ひてゐて宗教は蒙古人と同樣喇嘛教を信じてゐる。

同地方は古來所屬が甚だ曖昧な所で十七世紀中この地方に帳幕があつたアルタン汗がロシアに臣禮を執つたといふ理由でロシアは烏梁海地方に對し自國の特種關係を主張した。本當に臣禮を執つたか否か歴史上色々問題になつてゐることでロシアの有力な主張とはなつてゐない。一方支那の同地方に對する關係もさほど遠く且深い根據のあるものでない。同地が支那に隷屬するやうになつたのは十八世紀清朝の康熙の末から雍正の初にかけ準噶爾部征討のついでに烏梁海征伐をやり、この地方は初めて清朝の版圖に歸し

その結果支那（清朝）はロシアと雍正五年即ち一七二七年露支恰克圖條約を結び薩彦山脈を以て露支兩國の國境を定め條約明文上支那領蒙古に屬することとなつたのである。以來同地方は大體に於て二十世紀の初期までは駐蒙支那官憲の支配を受けることになつてゐたのである。

二、その成立と憲法制定

一九一一年、支那革命の際烏梁海地方にも外蒙古と呼應して國民運動が起つた。勿論十九世紀以後烏梁海に侵入して烏梁海の經濟或は牧畜上の權利を牛耳つてゐたロシア人の使嗾に依つて支那の勢力を追ひ、支那から獨立したものなることは明である。一九一三年にはロシアは已に烏梁海をエンセイスカヤ縣に遍入、一九一四年秋正式にロシアの宗主權下に隷屬することが宣告されたが一九一五年恰克圖における露支蒙三國協商の結果烏里雅蘇臺駐箚佐理專員に唐努烏梁海の事務を兼營せしむることが出來た。一九一七年のロシア革命は同地方にも影響し、同地白黨と赤系ロシア人との鬪爭地と化し、この隙に乘じて支那國政府は失地恢復を圖り一九一九年軍を烏梁海に進め、同年七月武力恢收に成功し、同時に嚴式超が唐努烏梁海駐箚佐里員となつて善後策を講ずることになつたが、翌一九二〇年再び白黨の蜂起は支那軍隊を驅逐し烏梁海人民は勢ひ外蒙古と同樣

赤系勢力に援助を求めなければならなくなつたのである。玆に於て一九二一年八月十三日より十六日に亙り烏梁海人はソウエートの援助を得てスグ、バシヤなる地に烏梁海各ホシユン(區)代表者よりなる第一回大ホラルダンを開催しソウエート政府からはシベリア革命委員會より十八名の特別代表が派遣され、蒙古人民共和國政府よりも形式的陪席の爲三名の代表が參加した。この大ホラルダン議長に舊王公バヤン、バダラホが選任され全會一致を以て獨立國家を組織するの決議をなし卽時人民政府を成立し內閣總理としてソドーム、バリジル貝勒公が選出せられた。諸大會は最終會議に於て共和國臨時憲法を採擇したがこれは一九二六年制定せられた同共和國憲法の先驅をなすものである。一九二一年九月ソウエート政府はチチエリン外相の名を以て「帝政露西亞時代の不法行動を一切否認し、烏梁海地方を長く保護領視したる事實を放棄すると共に「タンヌトウヴア共和國を獨立國家として承認する」の公式通牒を發しロシア帝政時代の保護權を拋棄した。然しこの第一期の人民革命政府は溫健的の性質を帶び人民の人氣を吸收するに專念せるものと覺しく政府の如きも貴族出身乃至土豪を以て組織してゐるが、ソウエートの積極政策次第に濃厚になるにつれ無產階級獨裁政治への歩を進めたことは當然である卽ち一九二三年八月五百餘名の黨員參集せる第二回國民黨大會は平等の原則を徹底化するため王公貴族の稱號位階を剝奪することを決議すると共に獨立を宣言しタンヌ、トウヴア人民共和國と稱し庫倫の蒙古人民政府に對し獨立建國の由來を述べその承認を求むる所があつた。右國民黨第二回の共和國宣言は翌一九二四年開催せられたる第二回大ホラルダンに依つて決定され、蒙古人民共和國に於てもトウヴア人民共和國人民の意思を尊重する方針を以てトウヴア人民共和國を承認することに蒙古第一回大ホラルダンに於て決議を與へてゐる。

一九二六年十一月十八日から二十四日に亙り開かれたるタンヌ、トウヴ第四大ホラルダンに於ては一九二一年人民政府が採擇した憲法は臨時のものであつたので改めて蒙古人民共和國憲法に倣つて新憲法を制定議決した。大體外蒙古の憲法に類似してゐるが少し異る所もあるので比較研究のために附記する。

尙この第四回大ホラルダンに於て一九二六年七月蒙古人民共和國との間に締結された親善關係を律すべき條約を確認し蒙古側が烏梁海を自國領としようとしてゐた關係上この條約の確認は重大意義があるとされてゐる。

三、國家組織

國家の最高權が大ホラルダンに屬し大ホラルダン未召集

期間は小ホラルダンに又小ホラルダン會期と次會期との過渡期間には小ホラルダン幹部會と政府に主權を委ねられること皆蒙古人民共和國の國家組織と同樣である。而して政府機關は大臣會議長（總理）同副議長（副總理）內務、外務、財政、司法の各部門に分れ、地方自治の行政區劃が蒙古人民共和國と當然異つてゐる。卽「トゥヴァ」人民共和國に於ては左の六ホシユンと以下ソモン、バク、アルバン（十戶）とに區劃されてゐる。

ホシユン名	ソモン數	バク數	アルバン數
バヤンハン、タイガ	一二	四三	一五二
ウランハン、タイガ	一三	四八	一八〇
イヘ、ケムスク	一〇	三五	一六三
カ、ケムスク	一〇	三二	一三〇
テ、トンゴール	七	二三	一〇四
トツジフウル	二	八	二八
合計	五四	一八九	七三〇

以上の地方自治區行政も執行機關に依つて行はれること亦外蒙古のそれと同樣である。（附記憲法參照）

（註）タンヌ、トゥヴァ人民共和國の現在の政府閣員及其他國民黨關係主要人物を知る資料なきを遺憾とす現在の在ソ聯邦タンヌ・トラヴァ共和國全權代表はロブウシと稱す。

四　トゥヴァ人民共和國憲法

第一編

往古各種族ノ指導者トシテ其種族中ヨリ最モ有能傑出セル者出現シ漸次世界大小國民ノ專制君主（帝王）トナレリ其統治ハ各國ノ數千萬勤勞民衆ヲ奴隸的壓迫搾取ノ狀態ニ置キタリ最近數十年間支配階級ノ壓迫及搾取ニ反對セル革命運動ハ世界各國ニ發達シ多數國ニ於テハ立憲君主國又ハ有產階級的民主共和國興リタリ

勤勞民衆ノ狀態ハ依然舊ノ如クニシテ依然有產階級及地主ニ搾取セラレツヽアリ立憲君主ハ無限ノ權力ヲ得ント欲シ有產民主共和國ニ於ケル大統領及大臣等ハ無辜ノ貧民ノ權利ヲ蔑視シ百萬有產階級及地主ノ利益ヲ保護ス之等總テノ世界各國ノ勤勞民衆ハ彼等ヲ壓迫スル支配階級ニ決然トシテ自己ヲ犧牲トシ爭鬪スルコトニ依テノミ自由ヲ獲ラルヘキコトヲ漸次信スルニ至レリ

此爭鬪ノ最モ英雄的事例ハロシヤノ勞農民ヲ專制ノ壓迫及有產階級及地主ノ支配ヨリ解放シタル十月革命ナリ

「ロシヤ」ノ勤勞民衆ノ大勝利ハ西方先進資本主義國ノ勞農民ノミナラス東方ノ被壓迫國民ヲモ刺激シタリ

數世紀間內外國征服者ノ壓迫搾取ノ下ニアリタル「トゥヴァ」人民ハ一九二一年白賊「アタマン、カザンツエフ」

及之ヲ支持セル封建神權分子ノ統治ヲ覆滅シ勤勞國民ノ權力ヲ代表スル人民政府ヲ創設セリ

「トウヴァ」人民共和國第四回大「ホラルダン」ハ國民革命ノ所得ヲ保護シ現政府ヲ鞏固ニスルタメ廣キ階級ノ人民ノ利益ニ顧ミ左ノ「トウヴァ」人民共和國根本法ヲ認可ス

認可セラレタル共和國根本法ハ中央及地方官憲ニ於テ公布シ之ヲ全官廳ニ於テ掲示スヘシ

「トウヴァ」人民共和國第四回大「ホラルダン」ハ政府ニ對シ學校及軍隊ニ於テ本憲法ノ原則ノ研究並ニ解釋ヲ行ハシムヘキコトヲ委任ス

國ノ最高權ハ共和國大「ホラルダン」其ノ閉會中ハ小「ホラルダン」及政府ニ屬ス

毎年一月十九日ハ人民政府組織ノ日トシテ國際日タルヲ以テ官廳及人民並ニ一般勤勞民衆ハ國民的祭典ノ日トシテ此ノ日ヲ記念スヘシ

第二編

第一章　勤勞人民ノ權利宣言

第一條　自今我國ハ獨立ナル「トウヴァ」人民共和國タルコトヲ宣言ス

人民ノ最高權ハ共和國大「ホラルダン」及其選擧スヘキ政府ヲ通シテ實現ス

第二條　「トウヴァ」人民共和國ノ根本任務ハ國家機關ヲ全然民衆化シ之ニ勤勞民衆ノ廣キ階級ヲ參加セシメ以テ共和制ノ基礎ヲ鞏固ニスルニアリ

第三條　「トウヴァ」人民共和國第四回大「ホラルダン」ハ民主制ノ最高主義ニ從ヒ之ヲ鞏固ニセシカタメ左ノ根本主義ヲ宣示ス

イ、「トウヴァ」人民共和國ノ土地及土壤森林水利ハ全部一般國民ノ財產トス

ロ、人民政府ノ組織前即チ一九二一年以前ニ行ハレタル債務ハ一切人民ノ國民經濟ニ於ケル不當ノ負擔トシテ廢棄ス右債務ノ支拂ハ絕對ニ禁止ス

ハ、國ノ單一經濟政策ハ國家ノ手ニ集中シ又共和國現政體ハ經濟的保護ノ手段トシテ出來得ル程度ニ於テ外國貿易ノ國家專賣制ヲ施行ス

ニ、勤勞民衆ノ權力ヲ一切完全ニ保障シ外國ノ征服者及內國ノ搾取者ノ權力復古ノ如キコトナカラシメンカタメニ人民革命軍ヲ編成シ勤勞民衆ノ武裝ヲ確認ス

ホ、勤勞民衆ノ信仰ノ自由ヲ保障スルタメ寺院ヲ國家ヨリ分離シ宗教ハ各公民ノ私事トス

ヘ、勤勞民衆意見發表ノ實際上ノ自由ヲ保障スルタメ「トウヴァ」人民共和國ハ出版業ヲ組織シ勤勞人民ノ手ニ新聞冊子書籍及其他一切ノ印刷物出版ノ技術的及

物質的資料一切ヲ提供シ其全國ニ於ケル自由配布ヲ保證ス

ト、勤勞民衆集會ノ實際的自由ヲ保障スルタメ「トゥヴア」人民共和國ハ自由ニ集會ヲ開催スヘキ人民共和國公民ノ權利ヲ承認シ勤勞人民ニ家屋並ニ相當ノ施設ヲ提供ス

チ、勤勞民衆ノ智識ノ實際的修得ヲ保障スルタメ「トゥヴア」人民共和國ハ勤勞民衆ノタメニ完全ナル各方面ノ無料教育ヲ組織スルヲ任務トス

リ、勤勞民衆ノ結社ノ自由ヲ保障スルタメ「トゥヴア」人民共和國ハ勤勞民衆ニ對シテ各種ノ組合協會組織ニアラユル便宜ヲ供與ス

ヌ、勤勞民衆ノ利益ニ鑑ミ「トゥヴア」人民共和國ハ民主制ノ根本主義ノ毀損ヲ與フルカ如ク各人カ其權利ヲ行使スルトキハ其權利ヲ剝奪又ハ制限ス

ル、「トゥヴア」人民共和國ハ自國公民ノ民族宗教及性ノ如何ニ不拘其同權ヲ承認シ其共同ノ敵トノ闘爭ニ於テ各民族勤勞者ノ利益共同ノ精神ニ於テ國内勤勞民衆ヲ教育センコトヲ期ス

ヲ、勤勞民衆ノ利益ニ鑑ミ「トゥヴア」人民共和國ハ其對外政策ニ於テ各小國民及東方諸國政府ト密接ナル提携及親善關係ヲ設定センコトヲ期ス

第二章　最高權力機關ノ構成

第四條　「トゥヴア」人民共和國ノ最高權ハ共和國大「ホラルダン」其閉會中ハ小「ホラルダン」又小「ホラルダン」ノ閉會中ハ其幹部會及政府ニ屬ス人民共和國ノ最高權力機關ノ管掌ニ屬スルモノ左ノ如シ

イ、國際關係ニ於テ共和國ヲ代表シ外交關係ヲ處理シ他國家ト政治的及通商上ノ條約ヲ締結批准スルコト

ロ、國境ノ設定及變更

ハ、内外公債ノ募集元金利子ノ支拂並ニ内外貿易ノ指導

ニ、共和國人民經濟ノ「プラン」運輸及郵便電信事業ノ組織

ホ、共和國軍隊ノ編成及指揮

ヘ、共和國豫算ノ確認租税及收入ノ設定

ト、人民保健ニ關スル一般的方針ノ制定

チ、土地使用ノ一般原則ノ制定並ニ「ホシュン」及「ソモン」ノ境界設定土壤森林及其他天然資源利用法ノ制定

リ、國民教育法ノ制定

ヌ、裁判所構成ノ基礎制定並ニ統計ノ組織

第五條　共和國根本法ノ確認及變更ハ專ラ共和國大「ホラルダン」之ヲ行フ

大「ホラルダン」

第六條　共和國大「ホラルダン」ハ「ホシュン」及「ソモ

ン」並ニ軍隊ノ代表者ヲ以テ組織シ代表者ノ數ハ選擧區ノ人口ニ比例シテ之ヲ定メ其任期ハ一ケ年トス

附則一　「ホシュン」大會カ何等カノ原因ニ依リ成立セサル場合ニハソモンヨリ代表者ヲ送ル

附則二　大「ホラルダン」ノ選擧手續ハ大「ホラルダン」選擧法ニ基キ之ヲ行フ

第七條　大「ホラルダン」ノ通常會議ハ「小ホラルダン」ノ決定ニ依リ一年一回之ヲ召集ス大「ホラルダン」ノ臨時會議ハ小「ホラルダン」ノ發意又ハ大「ホラルダン」議員三分ノ一ノ要求アルトキ若ハ共和國人民ノ三分ノ一ヲ有スル諸ホシュンノ選擧人ノ要求アリタルトキ之ヲ召集ス

第八條　大「ホラルダン」ハ小「ホラルダン」ヲ選擧シ小「ホラルダン」ハ共和國大「ホラルダン」ニ對シ一切ノ責ニ任ス

小「ホラルダン」

第九條　共和國小「ホラルダン」ハ法律決定及命令ヲ發布シ政府行動ノ一般方針ヲ示シ共和國根本法及大「ホラルダン」ノ決議ノ實行ヲ監督ス

第十條　共和國小「ホラルダン」　一年二回以上召集ス小「ホラルダン」ノ臨時會議ハ小「ホラルダン」幹部ノ決定政府ノ提議小「ホラルダン」議員三分ノ一ノ要求ニ依リ召集ス

小「ホラルダン」幹部會

第十一條　小「ホラルダン」幹部會ノ業務ノ範圍左ノ如シ

イ、小「ホラルダン」會議ノ指導

ロ、小「ホラルダン」議員ノ右機關配屬及其事務ニ關スル特別規定ノ制定

ハ、小「ホラルダン」會議ノ議事々項ノ準備

ニ、小「ホラルダン」總會ニ對シ法案ノ提出

ホ、小「ホラルダン」決議ノ實行ニ對スル監督

ヘ、法律及決定ノ確認並ニ政府ノ決定ヲ變更スルタメ還附シ又ハ停止ス

ト、恩赦問題ノ解決

チ、大臣ノ任命及更迭

リ、各省間ニ發生スル爭議ノ解決並ニ行政官ノ不當行爲ニ對スル人民訴願ノ審議

政　府

第十二條　政府ハ各省行動ノ一般的指導及共和國ノ一般行政ヲナス

政府員ハ總理副總理内務外務財務及司法・各大臣トス

第十三條　政府ハ其事務上共和國根本法及大小「ホラルダン」ノ決定ニ依テ指導セラル

第三章　地方自治行政

第十四條　地方自治ノ大會(「ホシユン」「ソモン」「バク」及(十戸(アルバン))ハ地方自治ニ關スル法律ニ據リ組織ス地方自治體大會ハ平常ノ行政經濟事務ノタメ執行機關(ヌツグンザキロガ)ヲ一年ノ任期ヲ以テ選擧ス(「ホシユン」及「ソモン」役所、「バク」及「アルバン」ノ長)

第十五條　地方自治體大會及其選擧スル執行機關ハ地方自治行政ニ規定セル權利及義務ニ依テ指導セラル

第四章　公民ノ選擧權

第十六條　大小「ホラルダン」並ニ地方自治體ニ對スル選擧權及被選擧權ハ共和國公民ニシテ選擧ノ日迄ニ滿十八歲トナリタル左ニ該當スル男女之ヲ有ス

イ、自己ノ勤勞ニヨリ生存ノ資ヲ得ル者並ニ其勤勞的生業ニ從事スル者及

ロ、人民革命軍ノ「チリク」(兵卒)

第十七條　左ニ該當スルモノハ選擧權及被選擧權ヲ有セス

イ、規定ノ手續ニヨリ精神病者ト認定セラレタル者

ロ、寺院ニ常住スル喇嘛及

ハ、私慾及破廉恥罪ノ爲刑ノ宣言ヲ受ケタル者

第十八條　選擧ノ施行審査等ハ特別ノ選擧法ニ基キ之ヲ行フ

第五章　豫　算

第十九條　共和國ノ國家收支ハ國家豫算(一般歲計豫算)ニ統一シ大「ホラルダン」ニ特別ノ場合ニ於テハ小「ホラルダン」ノ確認ヲ經ヘキモノトス

第二十條　國家總豫算ハ豫算年度ノ開始前一ケ月迄ニ共和國ノ關係最高機關ノ確認ヲ得ルタメ提出スルモノトス

第二十一條　國家ノ豫算カ會計年度ノ開始迄ニ確認ヲ經サルトキハ政府ハ其確認迄前年度ノ豫算ニ依リ支出スルコトヲ得但シ新會計年度ノ二ケ月以上ニ渉ルコトヲ許サス

第二十二條　國家豫算ニ計上セラレス又ハ特別法ノ制定ニ依ルモノニ非サレハ一支出タリトモ國費ヨリ之ヲナスコトヲ得ス經費ハ確定セラレタル豫算及豫算科目ノ範圍內ニ於テ直接ノ費途ニ對シ支出セラレ特ニ政府ノ許可ヲ受ケサル限リ他ノ用途ニ向ケルコトヲ得ス

第二十三條　大小「ホラルダン」ハ一般國家總豫算ニ入ルヘキ收入及租稅ノ種類ト地方自治體ノ收入トナルヘキモノトヲ區別ス

第二十四條　一般國家ノ經費ハ國費ヲ以テ支辨ス地方官憲ハ政府ノ定メタル規定ニ依ルモノニ限リ其地方費トシテ人民ニ課稅スルコトヲ得

第二十五條　地方官憲ハ地方費ノ半年及歲計豫算ヲ編成ス「ソモン」ノ豫算ハ「ホシユン」役所ニ於テ「ホシユン」役所ノ豫算ハ內務省ニ於テ之ヲ認可ス

第二十六條　豫算外支出並ニ不足ノ場合ニハ一般國費ニ對

スル追加支出ハ地方行政機關ヨリ關係省ニ之ヲ申請スヘシ

第六章　國璽紋章及國旗

第二十七條　大「ホラルダン」政府各省及其他ノ機關ノ印ハ四角トス印形ノ中央ニ「ホルロ」ヲ「ホルロ」ノ内ニ日光中ニアル地球上方ニ穗ノ飾ヲ以テ縁取リタル鎌ト熊手ヲ有シ兩側ニ當該機關ノ名稱ヲ刻シタルモノトス

第二十八條　國家ノ紋章ハ第二十七條ニ記載セル圖章トス

第二十九條　國旗ハ赤色ニシテ中央ニ國家ノ紋章ヲ有スルモノトス

第三十條　大小「ホラルダン」ノ會議ハ「キズイル」ニ之ヲ召集ス

本憲法ハ「トウヴア」人民共和國六年十一月二十四日（西暦一九二六年十一月二十四日）「トウヴア」人民共和國第四回大「ホラルダン」ニ於テ之ヲ確認ス

「トウヴア」人民共和國第四回大「ホラルダン」幹部會
「ドントク」、「キムチエゴル」、「ニマヂヤツプ」、「マンザイ」、「ザンダン」、「トスモオル」、「ソトボオル」、「ドプチン」「ロプソン」

（古川園重利）

Ⅲ　ブリヤート蒙古自治共和國

一、概　説

ブリヤート・モンゴル自治社會主義ソウエート共和國は、ソウエート聯邦の加盟國として其の母體の地位に在るロシア社會主義聯邦ソウエート共和國の一地方自治區である。ブリヤート・モンゴル共和國と言へば、名は共和國であるが、ソウエート聯邦の加盟共和國とは、國法上其の地位に甚しい相違があり、自治共和國は、國家としての獨立性なく、單にソウエート式共和國類似の組織の下に、比較的廣汎な自治權を享有するに過ぎない。恰もドイツ憲法上、各邦(Land)が共和制を採用すべきことを規定されて居り、各邦憲法、例へばプロシヤ憲法では、劈頭「プロシヤは共和政體にしてドイツ國の一邦とす」と規定されて居るが、然し各邦は最早獨立共和國ではなく、單に高度の地方自治體であるとするのが通說であるやうに、ブリヤート・モンゴル自治共和國は、カザク自治共和國、キルギス自治共和國等と共に實質的には殆ど地方自治團體と言ふに等しい。然し自治權の行使は、飽迄ソウエート式であり、ソウエート聯邦及び同加盟共和國の型を大體に於て踏襲したものである。唯權限に於ては甚しく縮少され、所屬共和國の監督指導下に地方的事項の行政を行ふものである。

ブリヤート・モンゴル自治社會主義ソウエート共和國の面積は、四十一萬九千平方粁、人口は共和國建設當時の一九二三年には、四十八萬二千餘名で、革命前に比べれば、三・九%の增加率を示して居る。革命前にはブリヤート人の人口は漸減の傾向を辿り、革命前三十年間に一割の減少を示して居た。共和國建設後は增加の一途を辿り、現在既に六十萬近くに達して居る。人口の大部分はブリヤート蒙古人及びロシア人で、此の外少數の通古斯人、ユダヤ人その他の歐洲人がある。最も多いのはブリヤート蒙古人であり、全人口の約半分を占めて居る。ブリヤート蒙古人の特長については、先に民族史の八、布里雅特蒙古の項で述べたから、茲で再言しない。

二、ロシア人のブリヤート遠征

ロシア人のブリヤート征服は、明末に近い一六二〇年に始まつた。彼等はブリヤートの地が、銀鑛に富むとの風說に引かれて、遠征の擧に出たのだが、此の第一回遠征は失敗に歸し、更に第二回の一六二七年(明熹宗の天啓七年、清太宗の天聰元年)ピエルフイリエフの遠征も不成功に終つた。翌一六二八年、ピョートル・ベケトフの第三回遠征により、漸くブリヤート人に接觸し、ヤサーク(皮貢稅)を

取り立てることが出來た。當時のロシア人は　ブリヤート人の身につけた銀の裝飾、武器や什器に施した銀飾に刺戟され、ブリヤート人の故地には豐富な銀鑛あるものと考へ屢々遠征を企てたのだが、事實はブリヤート人の持つて居た銀器類は、總て支那又は蒙古の生産物だつたのである。其の後ロシア人が、最終的にブリヤートを征服したのは、一六五二年(明永曆六年、淸順治九年)アンガラ河畔にイルクーツク冬營を、更に後二年の一六五四年バラガンフスク城邑を建設してから後のことである。爾來アンガラ河畔及びウド河畔のブリヤート人を始め、バイカル地方は、漸次ロシア人の手に歸した。更に翌一六五三年から五四年にかけ、ネルチンスク城が建設されたが、これはロシア人のザバイカル地方經營に對する政治的根據地ともなつた。(ヴエ・ペ・サツヴイン、一一一—一一二頁)

ロシア人がバイカル地方に勢力を張つた當初は、ブリヤート人の行政的所屬、及び同地域の領土的所屬は、到つて曖昧であつた。例へばロシア人がブリヤートの地域に政治的實勢力を確立するに及んで、ブリヤート蒙古王公の封建的支配權は、少からず弱められたが、而も之を根絶するものではなかつた。ブリヤート王公は、依然として蒙古本土の汗より自己の采邑に對する封建的支配權を授かる形式を續け、王公は本土の汗に對して、從前通り納貢關係を保持して居た。ロシア政權がブリヤートの地域に浸透し、土地の國有を斷行した後も、これは單に形式上、法制上の關係に止まり、實際上はブリヤートの內部的政治問題に干涉せず、王公の地位を間接に保障して居た。(エヌ・ペ・コーヅイミン、一三五頁)

ブリヤト・モンゴルの地域は、一六八九年のネルチンスク條約、及び一七二七年の布拉(ブラ)條約で、完全に帝政ロシアの領土となり、領土的には支那乃至蒙古本土との關係は完全に切斷されたが、人文的、社會的には依然として舊來の蒙古的傳統を維持し、ロシア政府も亦、政治的考慮より、必ずしも徹底的なロシア化政策は行はなかつたのである。

三、革命より共和國成立まで

一九一七年帝政ロシアが顚覆し、ソウエート政權が之に代つてより、其の後新政權の實力が東方に及ぶまでの中間期間は、東部シベリヤは極めて混亂複雜な事態を現出し、ブリヤート蒙古の地域も、屢々紛糾の舞臺に提供された。一九一八年四月十六日には、ホルワット及びコルチヤック兩將軍を首班として、北京に「極東政府」(プラヴイーテルストヴオ・ダリニエヴオ・ヴオストーカ)が組織された。同年十一月には、オムスクでコルチヤツク政權が成立し

た。これより先ザバイカル地方では、「アタマン」セミョーノフが、「大蒙古」(ヴエリコエ・モンゴリスコエ・ゴスーダリトヴオ)の結成をスローガンとして、ブリヤート人知識層の間に盛に運動して居た。一九一九年二月、セミョーノフの發議で、ブリヤート人がチタに大蒙古結成會議を召集し、セミョーノフ及びブリヤート人の外、蒙古及び呼倫貝爾の代表者も參加した。會議の結果、四人より成る臨時政府を組織した。然し大蒙古結成計畫は、外蒙古、内蒙古呼倫貝爾蒙古及びブリヤート(布里雅特)蒙古の足並が揃はず、他方赤軍の積極的行動に抵抗出來ず、結局一九一九年九月七日、遂に瓦解するに至つた。

赤軍は更に同年十月中旬決定的攻擊に移り、その結果コルチヤツク軍をも徹底的に潰滅した。同年十二月二十七日にはコルチヤツク提督は逮捕され、同日イルクーツクに革命政府が組織された。新政府は翌一九二〇年二月七日、コルチヤツク提督を銃殺に處した。

一九二〇年九月下旬、ヴエルフネ・ウヂンスク(今のウラン・ウダ)で各地方政權の聯合大會が開かれ、其結果この地を本據として、極東共和國政府(ダリネヴオストーチナヤ・レスプブリカ)が成立した。一九二一年の初めに、極東共和國の憲法制定會議が召集され、共和國憲法が制定された。(ヴエ・ペ・サツヴイン、七八―八四頁)

極東共和國は、西はザバイカル州よりアムール州、東は沿海州の一部、カムチヤツカ州及び樺太をも包含して居た。其の後モスクワ政府の勢力が確乎となつてより、極東共和國政府は自ら解消し、其の管轄地域も、モスクワ政府の下に、ヤクーツク自治共和國(一九二二年)、極東自治州、並にブリヤート自治共和國(一九二三年)に分割された。最もブリヤート自治共和國は、一九二三年一つの行政區劃とされたのが、翌年になり自治共和國に昇格されたので、これが現在のブリヤート・モンゴル自治社會主義ソウエート共和國である。

(入江啓四郎)

四、共和國成立後の財政

(1) 地方豫算

一九二三二四年度に於いて、ブリヤート蒙古は、獨立的經濟を立て獨自の文化活動を遂行する爲めに、先づ財政經濟の確立を必要とする意味から、この方面に多大の努力が向けられた。地方豫算が設定されたのはこの時期である。

共和國の全國民經濟、殊に第一次五ケ年計畫の時期に於けるその物凄き膨脹と、且つ社會文化的諸問題解決の爲めに、人民側からの要求が益々增大しつゝあるといふ事情から、地方豫算を增大する必要が生じて來た。

地方豫算の構成内容は、次表によつてこれを窺ふことが出來よう。

		絶對數（單位千留） 一九二三―二四	一九二七―二八	一九三二	比率 一九二三―二四	一九二七―二八	一九三二	對一九二三―二四年增大率 一九二七―二八	一九三二
收入	非租税	六九五・三	八四七・三	二、九九四・九	三三・四	一五・〇	一一・六	一・二倍	四・三倍
	租税	一、一六二・九	二、二〇五・九	九、〇三八・七	五六・〇	四四・三	三四・九	二・一倍	七・八倍
	國家補助企業	二〇三・七	一、八六二・一	六、二三五・四	九・八	三二・二	二四・〇	九・一倍	三〇・五倍
支出	生産的支出	三五一・七	一、四二九・〇	七、〇四七・八	一五・二	二五・六	三二・五	四・一倍	二〇倍
	社會文化的支出 總額	九八八・八	二、五九二・七	一〇、一五四・一	四二・八	四六・五	四六・六	二・六倍	一〇・三倍
	社會文化的支出 教育	六六五・六	二、〇一九・七	七、一一三・九	二八・八	三六・二	三〇・六	三倍	一〇・七倍
	社會文化的支出 保健	二七八・三	四三一・五	二、七六〇・一	一三・〇	七・七	一〇・七	一・六倍	九・九倍
	司法行政	六四七・二	一、〇六三・四	二、七四六・七	二八・〇	一九・〇	一三・〇	一・六倍	四・二倍

收入の財源は、共和國の經濟的發展と相應じて增加してゐる。此等財源の變化を見ろに租税收入は低下し、國家補助企業による部分は激增してゐる。然し、尙ほ租税が最も大きな收入源をなしてゐる點を一般住民の富の平均が非常に低い事と合せて考察するならば、國民の租税負擔は相當苦しいものである事が想像される。嘗て、舊帝政時代、ロシアの不當な財産剝奪と現物税によつて苦しめられたブリヤート人達は今は過重の租税と勞働力徵發によつて、依然辛酸をなめつゝあるのだ。

支出方面に於いては、生産の爲めの支出、社會文化的支出が增し、これに反して司法、行政上の支出が減少しつゝある。

地方豫算に就き重要な問題は、一九二八―二九年以後、村落ソウエートに對して經濟的權利を賦與し、これを獨立豫算へ移す事によつて、村落ソウエートを財政的に確立する方策が採られて來たことである。この獨立豫算への推移は、村豫算の比率が年々增加するにつれて行はれて來た。斯くて一九三二年には村落ソウエートはすべて獨立豫算へ移され、各アイマクの經濟を確立するためには、之れ亦、アイマク豫算をも增加するやうになつて來てゐる。一九二四―二五年度の區及び鄉豫算が共和國總豫算の三七・三%であつたのに對し、一九三二年度に於いては、區豫算は村豫算をも含めて既に五三・一%に達してゐる。

豫算部類	總計に對する各豫算額の百分率						
	一九二四―二五	一九二五―二六	一九二七―二八	一九二八―二九	一九二九―三〇	一九三一	一九三二
共和國豫算	四二・八	三〇・四	三五・五	三八・五	四八・七	三四・一	三三・五
ウラヌ・ウダ市豫算	一九・九	一八・〇	一五・四	一六・四	一二・六	一一・五	一二・五
區豫算	二四・九	二三・四	四六・一	四〇・〇	三三・一	三八・九	三七・一
鄉豫算	一二・四	二八・二	―	―	―	―	―
村豫算	―	―	―	三・〇	四・二	一四・六	一六・〇
其の他各都市の豫算	―	―	三・〇	二・一	一・四	〇・九	〇・九
總豫算	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

(2) 勤勞者貯蓄局

貯蓄事業は一九二三年の後半期、卽ち、共和國創建の第一年度から始められた。貯蓄事業はその發展に於いて二つの段階を經てゐる。その第一の段階は組織の段階であつて

共和國々民經濟の成長に基くところの復興期で、この時期は貯蓄事業の發展及び組織上の無經驗といふ見地から、甚だ不完全なものであつた。最初の數年間、貯蓄事業の發展は主としてウラヌ・ウダ市の勞働者及び從業員の預金吸集によつて行はれた。

第二の段階は一九二七—一九三〇年で、復興過程の完了期及び再建への過渡期に當つてゐる。都市に於いても農村に於いても預金ペルレーションは急速に發展し、國家の勤勞貯蓄局は大衆的預金勸誘、勤勞民衆の間で遊んでゐる基金の蓄積强化によつて、その活動を農村にまで擴大した。

然しながら、貯蓄局の活動部面の擴大、預金及び預金オペレーションの著しい發展にも拘らず、預蓄局網の質的狀態はまだ本來の要求に添ふものと見做す事は出來ない。最近は農村に主としてその主力を注いで來たが、これは貯蓄事業發展に於ける第三の段階をなすものである。

(3) 國債

共和國に於ける募債は、既に、一九二二年に開始されてゐる。

國債募集に於いて一轉機をなすものは、一九二七—二八年度である。國家クレジットを普及化すべき最初の大衆的運動は、主として勞働者及び從業員間に於ける第一回工業化債の募集であつた。農民間に於ける此の工業化募債額は四萬五千六百三十ルーブル、即ち募債總額の二三・五%に達してゐる。國債募集のうち農民經濟確立の爲め國債が村落及び部落に於いて最も多く應募せられ、その八〇・八%までが農民によつて占められてゐる。

ブリヤート蒙古共和國の創建以來十年間に實現された國債總額は、一千六百四萬三千九百ルーブルで、そのうち一千四百六十六萬一千ルーブル、即ち、その九一・四%は四ヶ年に於ける第一次五ヶ年計畫の國債である。(後藤富男)

IIII　滿洲國領內蒙古

一、概　說

(1) 總　論

滿洲國內の蒙古とは南長城より北アムールに至る同國西部一帶の地で、所謂東蒙古地方を指していふ、これを從來の通念によつて云へば北方呼倫貝爾、南方熱河、舊奉天省內通遼、洮南の一帶に亘る廣大の地域である。歷史的には滿洲の蒙古は漢人の入滿以來非常に地域を狹められて來たものである。蒙古民族の最盛時たるチンギス・ハン時代には興安嶺を越え東方に、更らに南方に伸び、滿洲の中央大平原は悉く蒙人の手に收められ、これが更らに東方並びに北方に擴がつて行つたが、この廣大な蒙人の征服は、征服の原動力たる蒙古騎兵の行動と、蒙人の永久占領とに滿洲東部、北部一帶の鬱蒼たる大森林が妨害をなした。かくて征服者蒙古人の政治的支配は彼等の占領地域より遙かに遠く、即ち彼等の行手を阻害した大森林を超えて遠く及んだのであるが、種族民の植民はその支配努力程遠方には達しなかつた。この時における蒙古人の植民地は南は遼陽、奉天附近、東は新京附近からハルピンの東方にかけたる線以西の滿洲であつた。かゝる膨大な滿洲の蒙古は漢人の興隆、

滿洲侵入、並びに滿洲における諸王朝興亡によつて變化し、清末に至つては漢人の蒙地侵入が加速され、前述の如く滿洲西方の一帶に狹められてゐた。この勢ひは民國になつて更らに甚しく、蒙地の觀念は存在しても政治的に滿洲蒙古は滅亡に瀕してゐた。一九三二年の滿洲國成立は滿洲蒙古の保護をなす重大な役割を果し、漢人の蒙人滅亡政策を完全にチェックした。

現在滿洲蒙古は呼倫貝爾、嫩江流域の一部、哲里木盟、卓索圖、照烏達兩盟よりなる全內蒙の約二分の一に當る地域を占めてゐる。滿洲國が成立して蒙人蒙治政策の實施のために設けられた興安四省は哲里木盟の三分の二、卓索圖盟の全部、照烏達盟の半分に漢人の人口稠密なるため、これを含んでゐなかつた。然るに大同二年(一九三四年)末における地方區劃の改革によつて、興安四分省は四省に、熱河省內十四旗は三旗に改編されて興安西省に編入され、熱河蒙古に對しても特殊政治が行はれるに至つた。かくて滿洲蒙古中、蒙地として蒙人蒙治政策が行はれてゐるのは蒙古の呼び方から云へは哲里木盟の三分の二、卓索圖盟の大部(これは熱河省の蒙治であるが)、照烏達盟の大部(翁牛特部、奈曼の興安西省編入)であり、現行政區劃から云へば興安四省および部分的に熱河省といえる。即ち滿洲國はその成立と同時に興安總署を作り大同二年末の地方改革と同時にこ

れを蒙政部に改め政府各部と同樣內閣の一部となし、その所管區域を國內の有ゆる蒙旗に擴張して、一般蒙民の現況に適する行政の指導中央機關とし、地方行政に對する民政部とほゞ同樣の組織をとり、七十七萬四千餘人の蒙古民族に對し、組織的に且つ徹底した屬人的政策を行ひつゝある。

以下蒙政部所管蒙地たる興安四省ならびに特殊蒙人政策を行ひつゝある熱河蒙地政策を中心とし、失地蒙古たる哲里木盟の一部、熱河省內の卓索圖盟の大部につき概說して行こう。

（田中香苗）

(2) 興安北省

興安北省は滿洲國成立後は興安北分省として誕生し、一九三四年の地方行政區劃の大改革後興安北省として獨立の省となつたものである。

同地方にある呼倫湖及貝爾湖の名を取り支那人及蒙古人に呼倫貝爾と呼ばれていたもので、興安嶺を以て黑龍江省に、黑龍江上流を以てソ聯邦後貝加爾地方に、西南部を外蒙に接する一六〇、三九六平方粁（滿洲國面積は一、三〇三、一四三平方粁）、雜多な蒙古種族 約二萬七千）と支那人、白系露人等人口約四二、〇〇〇人を包括する地域である。明朝末期清朝初期呼倫貝爾地方には已に蒙古人種と滿洲族の混血種なるソロン、ダホール、ピラール等の種族が北興安嶺から額爾克納（アルグン）河流域一帶にかけて遊牧してゐたが康熙二十九年頃朔北の蒙古種族準噶爾が枯倫（コロン）、波衣倫（ボイル）（呼倫、貝爾湖）兩湖に侵入し、其征討の結果として額魯特（エルト）が呼倫貝爾地方に遊牧する樣になつたが、同樣に外蒙古方面よりバルガ（或はバルグート）が移動して來た。バルガには舊バルガ及新バルガの二種あり呼倫貝爾の代表的蒙古人種であるためこの地方をロシア人がバルガ地方とも呼ぶのである。

バルガ卽ち呼倫貝爾は清朝初期に呼倫貝爾副都統（黑龍江省七副都統の一）の支配を受け黑龍江將軍の節制の下に立つたもので、純然たる滿洲旗制卽ち八旗の制度に從つて編成され、副都統制は五翼十七旗（各翼總管（ウグルダ）一、副總管（ガルダ）二、各旗佐領（ザンギン）三、但し額魯特一翼一旗二佐領、副總管なし）を統轄し、內外蒙古の如く汗、王、公、貝勒、貝子及札薩克乃至は盟長、副盟長等の如き封爵制度の蒙古地域と趣を異にしてゐた。而してこの制度がこの地方に自治或は獨立の變動はあつても大體滿洲國成立迄續いてゐた。

呼倫貝爾の地勢はどちらかと言へば外蒙古に接續し同時にロシアのザバイカル地方に接續してゐるのみならず、住民も蒙古種族が多い。だから呼倫貝爾とロシアとの關係は唐努烏梁海とロシアとの關係と同樣であつて、たゞ唐努烏梁海に對して支那の權力の及んでゐる範圍程度は頗る狹少でロシアは支那の主權を無視することも出來た樣なわけであつたに反して、呼倫貝爾は黑龍江省內にあつて黑龍江省

七都統の一たる呼倫貝爾副都統の支配に屬し純然たる清朝の勢力下にあつたため如何なロシアも之を爭ふべき口實を持たないだけの差はあつた。然し清朝末期には呼倫貝爾地方に於けるロシア人の進出は眼覺ましく呼倫貝爾兩湖と之をつなぐ烏爾順河の漁業の如きは凡んどロシア人の獨占と稱してよい位であつた。

即一九〇八年黑龍江省額爾克納河沿邊伐木採石章程（露國人の呼倫貝爾管轄內同河沿岸に於ける伐木採石に關する特權を定めたもの）、一九〇八年露國人鄂倫春人間貿易暫行章程（露國人の呼倫貝爾境內の鄂倫春人との貿易に關する特權を定めたもの）、一九〇八年呼倫貝爾地方露國人土貨購買章程（露國人の呼倫貝爾地方物產購買に關する特權を定めたもの）、一九〇九年呼倫貝爾地方露國人刈草章程（露國人の呼倫貝爾地方に於ける牧草刈取に關する特權）等の如き清朝末期時代に出來た諸種の章程取決めはこの關係を如實に語つてゐると言ふべきである。この頃清朝に於ては呼倫貝爾改革に手を染め出した。即ち一九〇七年光緒三十三年黑龍江省に始めて省制を布きて巡撫を創設し、次の年一九〇八年呼倫貝爾副都統を改め呼倫兵備道となし、道臺を置き一府三廳を隷屬せしめた。即ち臚濱府（滿洲里）、呼倫廳（海拉爾）、室韋廳（吉拉林）、舒都廳（免渡河）とし、臚濱府及呼倫廳は直に設置された、吉拉林には設治局を設け、舒都廳のみ未だ設置の運びに至らないで清朝は亡びたのであるが、右の如く府廳を設けて支那人移住開拓地域を設定して各種の新稅を賦課するなど同地方の支那人の勢力を增進するに努めた爲、從來清廷の放任的方針に安住してゐた呼倫貝爾地方土民をして著しく不安を感ぜしむるに至つた。而して遂に呼倫貝爾人心動搖の結果は一九一一年九月の支那政府に對する五ケ條の要求となつたのである。即ち呼倫兵備道及府廳の取消が根本をなすものであるが（一）支那官吏の退去及地方行政の引渡（二）支那軍隊の撤退（三）支那移民の禁止等が重なる要求で一方呼倫貝爾代表は奉天、北京で之が側面運動をした。右は固より支那側の容るる所とならなかつたが、時偶々十月支那に第一革命勃發し、外蒙に於ても滿清離脫の烽火を擧げてゐたので、呼倫貝爾も露國の煽動と外蒙の連絡とにより額魯特總管勝福（達呼爾人）を首領とし各旗々兵の海拉爾進出となり、同年十一月二十七日呼倫貝爾獨立宣言し、民國の黑龍江省と離れ滿清時代の副都統衙門恢復となつた。時はこれ一九一二年の初めである。

呼倫貝爾の獨立が露國の使嗾に依つて企てられ又露國軍隊の直接間接の援助で成立し、而して又露國の局外中立及東清鐵道保護なる好名目に依つて支那の呼倫貝爾討伐を不可能にしたことがこの獨立を成就せしめたものと言へる。

然し翻つて獨立後の露國の呼倫貝爾に對する政策は頗る靜で札賚諾爾炭坑擔保借款、吉拉林金礦の租借經營、呼倫湖穩及貝爾湖竝に該地方河川に於ける漁業權獲得、滿洲里に於ける蒙古定期市場の設置、海拉爾領事館の新設等の事實はあつても積極的の經略の步を進めなかつたのは日本の東蒙古經營を活潑ならしむる口實を提供することを心配したのかも知れない。積極的でなかつた一例として次の樣な事實がある。外蒙の庫倫獨立政府は露國の援助に對し謝意を表するために外務大臣杭達多爾濟(ハンダドルヂ)を首班とし、外蒙有力者十數名は露都を訪問することになり、一九一二年十一月二十五日庫倫を出發し、翌一九一三年一月九日露都ペトログラードに到着してゐるが、この一行に呼倫貝爾蒙古交涉代表ランボ(成德)が加つてゐる。彼の目的は呼倫貝爾を以て喀爾喀外蒙古に合併せんと欲し、外蒙庫倫政府と共同して運動を試みたものであるが、露國政府の許可する所とならず、頗る不滿で一九一三年二月露都を辭し庫倫を經て歸國したことがあつたと言はれる。そのもつと具體的現象は外蒙古に對する一九一三年十一月五日の露支共同宣言、次いで一九一五年五月二十五日締結の恰克圖會議に於て外蒙古の獨立を取消し、支那の宗主權下に置くことを露國が是認し、更に一九一五年十一月六日北京に於て呼倫貝爾自治條件八ヶ條が締結されたことである。

今その條項を示して見ると次の如くである。

一、呼倫貝爾は支那中央政府直轄の特殊地域にして(第一條)同副都統は大總統令に依り任命せられ且省長官の權力を行使す(第二條)

二、副都統衙門は左右兩廳より成り各廳の權限は副都統之を定む、兩廳の中の一廳の廳長は副都統、又他の一廳の廳長は內務部之を任命し、各廳長は副都統の監督下に在りて原則として中央及他省官廳と直接交涉するの權利を有せず(第三條)

三、呼倫貝爾官憲が自ら防遏し能はずと認むる紛擾生じたる場合には中央政府は豫め露國に通牒を發したる後、其軍隊を派遣することを得るも秩序回復の後之を撤退すべし(第四條)

四、呼倫貝爾に於ける稅金其他一切の收入は中央政府に歸屬すべき海關稅及鹽稅收入を除く外、地方的經費に充當すべし(第五條)

五、呼倫貝爾人及支那內地人にして農工商を業とするものは呼倫貝爾及支那に於て均しく居住移轉の自由及平等の權利を有し、何等差別的取扱を受くることなし、尤も呼倫貝爾に於ける土地は同地人民の共有財產なるに鑑み支那人は借地權を得るに止まるものとす、但し右借地權を取得し得るは同地官憲に於て支那人の開墾が同地人民の牧

斋に障礙なしと認めたる場所に限る（第六條）

五、將來呼倫貝爾に於て外國資本に依り鐵道を敷設する場合、支那政府は第　に之を露國に提議すべし、又東支鐵道會社及呼倫貝爾に於て採礦採木の利權を有する露國人が其材料及利權事業生產品の運輸の爲鐵道支線を敷設すべき場合、支那政府は特別の事由なき限り之に許可を與ふべし（第七條）

六、支那政府は露國資本家及呼倫貝爾官憲間に既に締結せられ且露支委員會の審查せる契約を確認す（第八條）

この協約で見るとロシアが呼倫貝爾に於て礦業漁業等の實際の利權を自國の手に收むることが出來れば表面政治上の責任を支那に讓るも差支へがない、當時の事情としてはそれが却つて利益であると考へた結果であることは明かである。茲に於て外蒙と同樣呼倫貝爾も中華民國の宗主權下に獨立を取消すことになつたのは袁世凱の懷柔が功を奏したと云ふよりもロシアが呼倫貝爾から手を引いたと考へる方が至當かも知れない。以上の如く呼倫貝爾は自治區域となり副都統は各翼總管中より大總統が任命し外交上の重大事件は支那中央政府から決定することになつて、これが大體一九二〇年頃迄續いたのである。然しこの間巴布札布(パプチャプ)殘黨の海拉爾占領がある。即ち巴布札布（內蒙東土默特旗人、彰武縣警察隊長たりしことあり、外蒙獨立に投じ一九一五年

恰克圖會議の時は錫林郭勒盟濟浩特旗地方に盤踞してゐたが、支那に於て一九一七年張勳の復辟運動と呼應し、大蒙古建設を志し、のち林西に於て支那軍の爲に戰沒す）の殘黨色布錚阿(セノテエンガ)等は巴布札布の失敗後、呼倫貝爾以南に退き呼倫貝爾と連絡し滿清恢復を謀つたが、呼倫貝爾當局の逡巡してゐる間に兵を進めて海拉爾を奪つた。これが一九一七年の出來事である。副都統勝福は齊々哈爾に逃げた。

當時露國に於ては赤系の天下となり、呼倫貝爾にロシアの勢力減退すると見るや、支那政府は之に乘じ色布錚阿の一黨を掃討し、一九一九年副都統を黑龍江省督軍の統制下に歸せしめ、翌一九二〇年一月二十八日附大總統令を以て呼倫貝爾の自治を取消すと共に、一九一五年露支協定以前の民治制を回復して善後督辦を置き且つ露支協定を廢棄した。次で一九二五年三月二日の臨時執政令を以て善後督辦を呼倫道尹に改めた。かくて呼倫貝爾の外交、國防等の權限を黑龍江省に讓り唯蒙旗の管理權を掌握するのみとなつた

一九一二年から一九三一年に至る迄呼倫貝爾は自治とか半獨立とか言はれてゐるが勿論表面上のみで實際上は露國と支那の間を右に左に動いてゐたに過ぎず、何等彼等の間に定見ありて內部發展工作をなしたものでない。徒らに滿清時代の夢を追うてゐたに過ぎないのである。一九一七年の事件以來、呼倫貝爾青年は政治問題を論ずる樣になり、

呼倫貝爾當局の腐敗打破と呼倫貝爾獨立を目的とし各國の留學生が呼倫貝爾學生會を組織し、一九一八年にはウェルフネウヂンスクのブリヤート民族大會に代表を參加せしめ一九二一年外蒙が完全にソウエート政權の下に獨立國家を形成するや、內蒙一帶も之と連絡する樣になつた。これが一九二三、二四、二五年頃の情勢で張家口に內蒙國民革命黨が發生したのも此頃で、勿論呼倫貝爾問題もこれ等革命青年の討論の中心をなしたものである。而して一九二五、二六年の自治恢復の運動は外蒙庫倫政府の指導を受ける樣になり、一九二八年東北政局(張作霖の爆死事件、東三省易幟實行其他)の激變に乘じ、外蒙國境から海拉爾、興安嶺、滿洲里三路を目指して武裝革命呼倫貝爾全自治を標榜して革命軍の進出となつたのである。この首領が郭道甫(メルセ)である。革命軍はハンダガヤを本部として進出、東支鐵道察干、烏努爾兩驛にて支那軍と衝突したが、海拉爾占領に至らず馬占山軍に敗られた。時の東三省保安總司令張漢卿は呼倫貝爾青年の政治運動を了解したものか、副都統衙門に參議廳を設け青年をこれに入れるか、呼倫貝爾の行政教育に力を注ぐとかで表面上郭道甫の革命運動を抑壓して、この運動は終末を告げた。勿論以上は實行されず意に滿たざる青年黨の領袖は皆庫倫に逃げてゐる。(其後郭道甫は奉天邊に現はれ蒙旗師範學校長などになつたりしてゐたが多分海拉爾か滿洲里邊りで行衛不明を傳へられ爾來消息を絕つてゐる)以後海拉爾にソウエート政權の一派が蠢動してゐることは噂に上つたが、表面何事もなく翌一九二九年の露支紛爭の時にも呼倫貝爾當局は中立の態度をとり、一九三二年の蘇炳文事件にも大體に於て關係せず、現在滿洲國の治下に王道の建設に力を入れてゐる。(古川閑重利)

(3) 興安東省

興安東省は地方改革までは東分省の地で、喜札嘎爾、布特哈、阿榮、莫力達瓦及巴彥各旗の嫩江西方蒙地である。興安東省は所謂嫩江地方蒙古を現在の漢蒙人居住分野によつて、蒙地主義政策を實行し得べき地帶に設定してある從つて嫩江地方蒙古は遙か廣大で、興安東省蒙地を概說する順序して嫩江蒙古を語らう。嫩江蒙地とは北境は伊勒呼林阿里山脈(イルフリアリン)區劃り、從つて同山脈とアムールとの間の少數通古斯部落を除外してゐる。イルフリ、アリンより嫩江市街(墨爾根(メルゲン))に至る間を嫩江上流、又墨爾根より興安長柵に至る間を同じくその本流を以て東境となしてゐる。南境はそれより興安長柵に沿ふて南西に向ひ洮河上流に達する。更らに大興安嶺は興安東省(嫩江地方)と同北省(呼倫貝爾)とを分ち本地方の西境を形成してゐる。この概念は滿洲國成立前までの同方面蒙古で、これが滿洲國成立後は更らにせばめられて、興安東省となつてゐる、

即ち蒙人居住の分野から問題となる興安東省東境はメルゲン、布西、甘南西方の線を南北に走つてゐるのである。この結果、北東部では往古の蒙人守備隊屯營地であつた愛琿即ち黑龍江城、東部即ち齊々哈爾地方では重要なダゴール聚落の大部分を除外してゐる。

歷史上から云へば嫩江地方の地形は嫩江以東呼蘭河に注ぐ群小河川地帶にまで伸びてゐた。嫩江と呼蘭河の間の大平原は十七世紀の末葉政治的國民としての滿洲族の出現以前には、滿洲の種族運動の有力な中心地であつた。こゝは蒙古系種族と通古斯系種族との爭闘の舞臺であつた。こゝで蒙人は滿洲系諸種族と相會し、又後世松花江上流の城市にたてこもつて半ば漢人化せる舊滿洲族を始め、種々の新滿洲族、山岳の森林中に棲んだ原始通古斯に至るまで、總てが合して一の滿洲—通古斯的要素を生み、全滿洲國民の種族的素材を作り上げてたのもこの平原であつた。

蒙人は西方および南方の地からこの一帶を占領した。この蒙人境域の外には通古斯と融合し初めた蒙人、周圍の山岳森林帶を出でて蒙人化するに至つた通古斯が蒙古的組織の下に棲息してゐた。然るに十七世紀の初、滿洲族が確固たる政治勢力となり、漢人に拮抗し始めるや滿洲族は强力な蒙人を以てその族を構成する種族的單位となし、これを自らの指導下に置き、一方蒙人はこれに依つて自己の社會

的、政治的組織を保持することを得た。而して滿洲族の旗制はこれを行ふに頗る適當してゐたのである。滿洲族は劃一的な滿洲族制度を布き、呼蘭河、嫩江、アムール河、大興安嶺を支配すべく企圖した。この旗制の實施にあたつて滿洲族は支配下の諸種族の文化に關しては何等拘束を加へなかつた。彼等はその政治勢力下の種族に對し上は農業部落民より、下は森林の狩獵遊者、牧民に至るまで雜然と包含した。滿人の種族民支配强化とその建軍單位たる旗制は、内部的强化によらず外部的に動いた。この方向が完成してゐないときにアムール河の露人と衝突した。この形勢は滿洲族統一强化の前途に大きな暗影を投じ、支配下の種族が滿露兩種族間に立つて去就に迷ふ結果となり、滿洲のアムール國境の大黑柱ダゴールですら一部は露の側についたのだつた。かくの如く滿洲族制による蒙古諸族、とくに重要なダゴール族ならびに諸種族を打つて一丸とし、滿洲族の政治勢力の擴大强化策は非常な惡影響を受け、支配下の諸種族の混亂が始まつた。これが一六八九年ごろの滿露紛爭後の形勢である。

十九世紀の末葉に至つて漢人植民は壓倒的に夥しくなり滿洲族の政治的支配も漢人に搖がされる至つた同時に滿洲人が建國の單位としてゐた蒙古人保護政策も漢人のために力を失はしめられ、漢人と蒙人並びにその他の種族との事

實上の境界は西方呼蘭河及び嫩江兩溪谷の中間の一線まで後退するに至り、呼蘭地方は最早や種族問題の發生を見るやうな地域でなくなり、蒙人の中心地は嫩江岸地區から更らに後退の兆を示すに至つた。

嫩江を中心とする蒙古地帶の種族の主なるものは滿洲族中の一部たるダゴール、オロチョン、ソロン人であるが、これ等は滿洲人の漢人化せるものからは蒙古的種族とされてゐる。この中ダゴールは同地方の現在滿洲族中最も重きをなすもので彼等自身の推算に從えば十萬を突破してゐる。彼等は今日でも富裕であるが、土地投機や穀物トラストの結果生活標準が低下したので昔時に及ばない。ハイラルのダゴールと同樣、彼等も進歩的な一面、その言語や種族傳統を保持してゐる。彼等は政治的行政的に優れた機能を有してゐるので、よく漢人の同化を斥け得たが、最近十數年間の漢人統治時代には經濟標準の低い漢人のために故地を侵され、從來の優越的地位は昔日ほど安固なものでなくなつた。ダゴールは齊々哈爾よりメルゲンに至る嫩江溪谷に分布してゐる。その中心地はこれ等兩都色の中間と興安東省の外なる嫩江東岸の地であるが、アッール沿岸、露領にも住んでゐる。現在の興安東省長もダゴール出身者である。蒙人學者の意見に依ればダゴールはチンギス・ハンの兄弟ハブト・ハサルの後裔であるといふ。卽ち滿洲最大の蒙人グループたる哲里木盟の蒙人と關係あるもので、嫩江を遡り、アムール溪谷なる通古斯の故地に分け入り、多くの森林諸種族を從え、自ら通古斯に同化した。種族的融合は言語の融合を伴ふがダゴールの場合も、この通りで彼等は今その言語の中に蒙古語的要素を失つてゐる。

嫩江地方蒙地は蒙古擴大における東北方の最前線蒙人の地帶であり、蒙古衰退における漢人に最も壓迫された地帶である。而して漢人、滿人との鬪爭、滿洲族覇權の北邊防備の要素、現實においては滿洲古と漢人區域との境界地帶である。その一部が蒙政部諸管の蒙地たる興安省に入つてゐないのは、すでにその地帶が漢人化され、蒙人集團地として、特殊政治を行ふ理由が喪失してゐるからである。

これまでのべて來たことを要約すれば、興安東省は綜合的な政治的所產であるといえる。現在の領域は歷史的の領域よりずつと縮少され、森林地帶は僅かしか包含されてゐない。併しこの狹少な森林地帶の內部ではこれによつて漢人植民を阻止し、土着の人々は自力を以て進化する餘裕が與えられてゐるのである。これ等の人々には一種の自治が許され、他方ダゴールの如き重要分子がこの自治區域で活躍發展の積極的役割を果すやうに彼等の經濟的復活を目的とする手段がとられつゝある。札蘭屯はその中心地なのである。

(4) 興安南省

興安南省は哲里木盟の大部分をしめるもので、この中一部は永き漢人政治の下に蒙地的素質を歪められ、漢地化し、奉天、吉林、黑龍江の諸省に分轄されて來り、滿洲國が興安省を設置の際においても、一部は哲里木盟中心の興安南省に入つてゐない。今日興安南省に包含されるものは庫倫（舊錫埒圖庫倫、舊喀爾喀左翼及舊唐古特喀爾喀各旗の區域）科爾沁左翼前、科爾沁左翼後、科爾沁左翼中、科爾沁右翼中、科爾沁右翼前、科爾沁右翼後、札賚特各旗及通遼縣の區域でその政治中地たる省公署は王爺廟に置かれてゐる。哲里木盟蒙人は蒙古人中最東端の蒙人で、最も早くより滿洲族との交渉を持ち、極東歴史殊に支那史上に極めて重要な位置を占めたものである。滿洲族が萬里の長城北方の諸種族との抗爭において優勢な地位を得たのは、これ等東部蒙古人との軍事同盟によつたが故である。野心に燃えた北方民族の指導者が支那中原に覇を唱へるためには支那本土を略奪することよりも北方諸民族の支配者とならねばならなかつた。支那を武力的に摑むことは北方民族にとつては何等苦しいものではなかつた。彼等は北方民相互間の抗爭が恐ろしく、これを收めることは支那支配の前提であり、從つて支那を永續せしめるためには北方民族即ち自己の出發し來れる長城以北の地で自己の支配的地位を維持し第三者に奪略されぬことを必要とした。滿洲民族の中原支配においてもこれが最も大きな問題であつた。明末の混頓が始まるや清朝の始祖が行動を起して滿蒙地方において種族鬪爭を繰返してゐたとき、滿洲族は優勢ではあつたが、決定的地步には達してゐなかつた。彼等はそこで巧に蒙古族懷柔策を講じた。彼等は先づ東部蒙古人と軍事同盟を結んだ。その結果滿洲族はこれを樞軸に内蒙支配の步を進めつゝ中原に入り清朝を建てたのである。即ちチンギス・ハンの兄弟たるハプト・ハサルの後裔たる哲里木盟の蒙古王公は同地蒙人を率いて滿洲側から滿洲族を輔けて支那を征服せしめ全蒙に滿洲力を及ぼさしめたのである。

清朝末期に至り漢人の滿洲植民の加增と同方面蒙地侵入はにはかに激增した。清朝は當時すでに崩壞の兆を示しつゝあつた上、蒙古王侯の漢人との利益結托があり、清朝の蒙古保護策は破れて、哲里木盟は先づ滿洲諸省の内に加へられ始めた。當時科爾沁六旗は奉天省の管轄となつた。郭爾羅斯二旗中一旗は吉林に編入され、他の一旗は札賚特及び杜爾伯杜各一旗とともに黑龍江省に包含された。

興安南省内の哲里木盟はその歴史的領域よりも遙かに小さい。その理由はすでに今日興安南省外におかれた地方は蒙人が驅逐され、漢人の植民が蒙古性を大部分踏みくだいてゐるからである。（以上の奉天、吉林、黑龍江省なるもの

は滿洲國が現行地方區劃を實施以前の區劃である）哲里木盟中の各部旗を歴史的に概説すれば左の如きものである。

（A）札賚特部——元來科爾沁族の一部だつたが十七世紀の初頭に分離した。旗は一六二四年滿洲族に參加、もともと面積は南北百三十三哩、東西二十哩であつた。滿洲國が興安省設置以前には全部黑龍江省の管轄下にあつたもので地域はチチハルの西南、嫩江下流の西方。今日旗の半ば以上は興安南省より除外されており、南半分の開拓地には四平街、齊々哈爾鐵道の一部が縱斷しており、その故地には泰來の町がある。漢人植民が行はれたのは近々二十年のことである。最初農業を始めたのは熱河より漢人に驅逐された蒙人移住者だつた。旗内の興安省に編入された部分にもこれ等農業蒙人が多い。

（B・杜爾伯特（ドルペト）部——札賚特と同じく科爾沁の一部だつたが一六二四年滿洲族と接觸するとともに札賚特とも結合した。元來は東西約五十七哩、南北約八十哩の面積を有してゐた。（面積は全部蒙古遊牧記によつた）地域はチチハル東南、嫩江の東方に位し、域内中央部を北鐵濱洲線が走つてゐる。全部興安省外になつてゐる。

（C）郭爾羅斯（ゴルロス）部——二旗南北に分れてゐる。種族身體は一部非蒙古系の女眞族、卽ち滿洲族の系統をひいてゐる。兩旗共一六二四年滿洲族に加つた。もと〳〵の領域は東西百五十哩、南北二百二十哩である。その地域は呼蘭地方、松花江、嫩江、杜爾伯特部にかこまれたる北郭爾羅斯と、南郭爾羅斯卽ち北は松花江、東は柳條邊墻に限られ南および西は科爾沁諸旗に接し、北西は北郭爾羅斯に續く地帶で現在の新京はこの中にある。南郭爾羅斯内には南滿鐵道および新京、吉林鐵道が走つてゐる。この地帶は全く漢人化されており、南北郭爾羅斯ともに興安省内に含まれてない。

（D）科爾沁（コルチン）部——東西二百九十哩、南北七百哩に亙る面積で、六旗よりなる。當初の六旗は東西兩翼に分たれてゐる最東南の地方を除いては漢人の侵入を受けてゐることは郭爾羅斯より遙かに遲く、且つ自然發生的な利益多き舊來の植民に接したこと少なく、現代の搾取的な過酷な植民を見せつけられてゐるため、漢人に絶大の反感を有してゐる。部内六部は左の如くである。（イ）科爾沁左翼前旗（東翼南旗）は東南柳條邊墻、西南熱河に接してゐる。滿洲族の淸朝樹立にあたり最も重大な役割を果した。打虎山、通遼鐵道はこの中を貫通してゐる。地域内の彰武　興安省外になつてゐる地域にある）はこの故地にある重要都色。漢人の侵略ははげしく、北部の瘦地のみが滿人に殘されたといふ。旗の半ばほどは興安南省に編入されたが他は錦州省に入つてゐる。

（ロ）科爾沁左翼後旗東翼北旗は（東翼南旗）の北方にあり

奉天、遼河下流地方より蒙地に入る要地であつた。法庫門、昌圖の西南一帶で、蒙人として强烈な反漢意識と國民的自覺を持つてゐる。すでに大分は興安省に入つてゐる。當旗王公の祖先は淸の太祖奴兒哈赤に抗してイエホナラーを援けたが、敗亡し、後奴兒哈赤が皇帝と稱するに至つた。一六一七年蒙古王公に率先して滿洲族に歸順した。(ハ)科爾沁左翼中旗(東翼中央旗)は科爾沁左翼後旗の北方にあり科爾沁諸旗中最大且つ最重要なものと思はれてゐる。鄭家屯(興安省外)通遼方面一帶の地で、滿洲族との融合は最も早いのでないかと思はれる。一六三六年の滿洲族の察哈爾攻擊に同盟者として參加してゐる。興安南省に大部分包含された。(二)科爾沁右翼中旗は圖什業圖王旗と俗稱され、科爾沁右翼における頭位を占めてゐる。境域は四洮線附近の遼源、洮南の中間の地より滿洲の西北境に延び、錫林郭勒盟の東烏珠穆沁に接してゐる。その故地(興安省外)には突泉がある。旗內の四分の一を除く外は興安南省に入つてゐる。(ホ)科爾沁右翼前旗は所謂洮河地方で、王爺廟一帶の地である。同地方に漢人が定住し初めたのは一九〇〇年の數年前で、その居住を公認し、政府がこれに援助を與へたのは遙かに後のことである。當時は無秩序と「流血と蒙人暴動」の連續であつた。日本に有名な巴布札布の蒙古獨立運動はこの方面で行はれ、彼等が敗亡したのも現在新京の北西方であつた。同地方の蒙人對策は舊東北政權の重大な問題であつた。學良は同地方に趙作華を首班とする興安屯墾軍をおいて蒙人を抑へるとともに、同地方の開發を進めたが、これは未曾有の積極的漢人の拓殖計畫であつた。中村事件の發生した蘇鄂公府はこゝにある。本旗の約半分を占める北西部は蒙人の手に殘されており、興安南省に入つてゐるが、他の半分は興安省外にある。(ヘ)科爾沁右翼後旗はゐ洮昂線の貫通する地帶で、南半(興安省外)には安廣、鎭東がある。本旗の蒙人の七〇%は熱河より移住の蒙人である。北半は興安省に包含されてゐる。

前述せるところによつて分明する如く哲里木盟中興安南省に入つてゐないものは郭爾羅斯部、卽ち南北郭爾羅斯の全部、杜爾伯特部全部、札賚特部の一部、科爾沁部各旗の半ば乃至一部である。卽ち興安南省は札賚特部の半分、科爾沁部各旗の大部である。これ等の地帶は大體において漢人との歷史的接觸から農業化されてゐる。特に注目すべきこの蒙人中最も農業化せる興安南省の蒙人は遊牧性が少く所謂蒙人の性生活の亂脈さが少く、私有財產制度の觀念を有し法定の男相續人を重ずる風のあることである。蒙古の社會的滅亡の概念とは違つたものが、これ等蒙人の生活に多少見られることである。デカタンな、死滅しつゝある蒙人に對し、同じ民族の間から、甦生の力を與へ、歷史的な

悪い社會制度や悪い生活を民族同生の道に轉回せしめ得るものは、案外興安南省の蒙人であるだらう。農業化せる蒙人の問題は蒙人の遊牧性とともに非常に研究を要するものであらう。

⑸ 興安西省

興安西省は照烏達盟中の札魯特左翼、札魯特右翼、阿魯科爾沁、巴林左翼、巴林右翼、克什克騰、翁牛特左翼、奈曼の各旗および開魯、林西各縣を包む蒙地である。この中西喇木倫河以南の地は興安省が各分省から獨立の各省となつた時興安西省に包含されたものである。この地域は分り易く云へば開魯、奈曼、林東、林西、經棚などの都邑ある地帶で、南は熱河省、東は興安南省および錦州省の一部、北は興安南省に接し、西は察哈爾省に接してゐる。この省内蒙人はその地理的理由に基き漢化されたる部分少く蒙人の色彩が頗る濃厚である。奈曼、翁牛特方面各旗内には若干の漢人部落があるので、漢人の植民が多少行はれ、又通遼方面から侵入する漢人の勢もしば〳〵見られたので、同地方蒙人の反漢的意識は强烈である。これ等の地帶は一九三四年末まではこの省に包含されず、蒙地政治が行はれてなかつたが、前述の如く、地方改革の結果蒙地となつた。過般の奈曼事件は蒙地主義に對する漢人種の反感を中心に出來した事件であり、同地の漢蒙兩民族の複雑さを物語るものであらう。然しながらこれらの地帶をのぞけば、蒙人は全くその蒙古性を發揮しおり、省内蒙人の大部は遊牧をこととし、農業に從事するものは少い。省内各旗につきて述ぶれば左の如くである。

（A）翁牛特部――一六三二年滿洲族に附庸するまでは察哈爾部に臣屬してゐた。この部域の中、烏丹城以西三十二哩及査干套海を除きたる區域は未だ興安西省外におかれてゐる。部は東西兩旗につき詳述しやう。（イ）翁牛特西翼旗は一六三五年東翼旗より分離獨立した新旗である。旗地の一部を奪はれて王室狩獵場に配屬された。旗は現在もなほその大部分は漢人の手中にある。赤峯（興安省外にある）は旗内の重要都市だ。（ロ）翁牛特東翼旗は地味まづしく西翼旗ほど漢人の數は多くなく、大分が興安省に入つた。烏丹城を基點に東方へシラムーレンとその南方主要支流老哈河とのなす角の間に廣々とした牧地が殘存し（興安蒙古となつたところだ）、翁牛特、敖漢（アオハン）（漢字的讀み方だ）、奈曼蒙人等が遊牧してゐる。

（B）奈曼部――成吉思汗が蒙古諸部を合併してゐたときこれに挑戰したと傳説にある。察哈爾に臣伏してゐたが一六二七年に滿洲族に附き察哈爾に叛いた。旗は一旗で、東西約三十一哩、南北約七十三哩の地域である。一九三四年末興安西省に入つたところで、奈曼事件で有名だ。一九一

三年バインテイードの記述によれば當時、同地の半分は漢人であつた。漢蒙人の部落は雜然と入り交つてゐるが、その南東部は廣い純粹の蒙地があり、この地帶に遊牧民がかなりゐる。漢蒙人雜居し然し蒙地生活が行はれてゐるので蒙人意識強く、漢人とは激しく抗爭の歷史を有し、獨立自尊の氣風が強い。

(D)克什克騰部――一時察哈爾部に屬し、滿洲族が察哈爾部を征服したる後一六三五年滿洲族についた。地域は東西百十一哩、南北百十九哩に亙つてゐたが、のちその一部は奪はれて王室狩獵場に編入された。位置は興安西省の最西南端經棚の一帶で、察哈爾と滿洲國の紛糾にしばしば南方熱河とともに登場して來たところだ。旗は一旗で、その南部地方は漢人のために蠶食されてゐるが、王公の强硬政策に則つて當旗蒙民は第一線となつてよくこれを阻止し、主に北部に集中し、漢人の進出を斥けて來た。北端は遊牧生活者多く南下するにつれ定住農民が多い。克什克騰蒙人は從來の熱河における蒙人中最も强力、非妥協的、進歩的なものと見られ、盟烏達盟中の最有力な存在である。而して同地は蒙古政策の發展において最も重要なる地域であり、滿洲國の戰略から云つても重要地位を占めてゐる。

(E)巴林部――巴林東翼、同西翼の二旗に分れ、東西八十三哩、南北七十哩の面積を有し、一九〇〇年初頭には漢人の姿を認めなかつたところである。その後シラムーレン河傳ひに多少漢人が入つて來たが、その數は大したものでない。彼等は西翼旗に散在してゐる。巴林部の地域は西翼旗たる林西一帶、同東翼たる林東の一帶で、とくに西翼旗南部では漢人と蒙人の激爭くりかへされ、所謂蒙匪の勃發は有名である。愛國者巴布札布の殺されたのはこの西翼旗であつた。巴林部は滿洲族に附庸するまでは全一旗であつた。始め外蒙より來れる喀爾喀に從屬したが、一六二八年察哈爾部の攻擊を受けた際、轉じて哲里木盟科爾沁部に援助を求め、これに從つて滿洲族に附庸し、一六四四年支那征服に從軍、同四八年二旗に分組されたものである。

(F)阿魯科爾沁部――東西四十三哩、南北百四十哩の面積を占める崑都、天山の一帶である。旗は一旗で、一時巴爾虎(バルガ)即ち呼倫貝爾地方と外蒙との境界に建設されたことがあるので北科爾部と呼ばれてゐた。阿魯(アル)とは蒙古語で後部又は北部の意味であり、阿魯科爾沁(アルコルチン)即北科爾沁部である。阿魯科爾沁部は一時察哈爾の屬領となつたが、一六三〇年滿洲族に附庸した。このとき兩旗に分組されたが、のち一旗に還元した。當旗蒙人の大多數は遊牧を營み、漢人植民の影響は少く、農業さえ餘り見受けられない。

(G)札魯特部――興安西省北部の魯北、桃兒山一帶の蒙地、東西約四十一哩、南北百五十三哩に及ぶ地域である。

元來一旗であつたが、一六二三年滿洲族との戰ひ敗れ、これに附庸し、一六五〇年滿洲の支那征服後遂に西翼と東翼の二旗に組織された。札魯特部はハルハ族に從つたことがあり、その後滿蒙兩族合作前滿洲族と婚姻政策によつて誼を通じてゐたが、一六一九年彼等はこの友好關係を破つて漢人明朝に貢を獻じ、滿洲族と敵對した。その後察哈爾部が强大となつたので、科爾沁に賴り滿洲族に從つてゐる。

西翼旗內においては開魯縣の漢人屯墾地以外に農業はあまり行はれておらず、漢人農業さえ開魯に限定されてゐる。東翼旗の方は西翼旗と類似してはゐるが農業蒙民はかなり多い。この中には隣りの哲里木盟達爾汗王旗から驅逐された農業蒙民がゐる。東西兩翼ともに蒙民は貧困であるが、東翼旗は農耕に適するところやゝ多く、漢人の進入も多かるべく、農耕は次第に進行すると見られてゐる。

(6) 熱河蒙地—卓索圖盟

(A)熱河蒙地、漢蒙關係——從來の熱河は五分の四までは卓索圖並に昭烏達兩盟蒙人の地で、殘餘の五分の一が灤河溪谷地方及び王室狩獵場であつた。これとてももとは蒙地であつた。滿洲國成立による蒙人蒙治主義確立の結果、興安四省の新設となり、蒙人を壓迫する漢人と蒙人との政治的區分を作り、熱河において漢人化せる熱河と蒙人多き熱河を區別した。卽ち滿洲建國當初において熱河西北部の昭烏達盟中の克什克騰旗を西南の旗とし、シラムレン河北部の熱河を興安西省となした。更らに一九三四年末の地方區劃改革に當つては興安各分省を獨立の省となし、獨立せる蒙政機關たる蒙政部下においたが、このときまでなほ熱河に屬してゐた昭烏達盟は大部分熱河省を離れた。卽ち翁牛特、奈曼等の旗の大部ならびに全部を興安南省に入れて、蒙人蒙治政策を行ひつゝある。更らに熱河省は興安各省外の各省と同樣に民政部に屬してはゐるが、特に同省のみは蒙政が實施され、九旗約四十數萬の蒙古人保護政策が行はれてゐる。卽ち熱河省は現在十二縣に分轄され縣政治下にあるが、その內昔蒙古王府より淸朝皇帝に獻上したといはれる承德（豐寧）隆化、圍場の他は悉く蒙古領であつて、現在省內にある舊蒙古王旗下の蒙人は興安各省並びに察哈爾十旗と一聯の相關せる紐帶をなすものであり、熱河縣政下において興安各省と同樣の政策がとられてゐる。こゝを蒙地政治區にしなかつたのは、漢人が多き故であり、又完全なる縣政によつて漢人地域の行政を行はなかつたのは多數の蒙人を考慮したことならびにその地理的關係にもあるのである。現在熱河省の蒙人は土默特部等錦州省に入れるものを除く卓索圖盟に屬する。

熱河蒙人を歷史的に見れば、淸朝初期時代において漢蒙兩地域は劃然と區別され、蒙旗は各その王公の統轄する處

であつて、漢領は漢人これを自ら治め、相混淆するところがなかつた。後漸次漢人種の進出に伴ひ蒙人の土地は減少したのであるが、當時は尚土地も廣大で經濟的には何等の影響もなく、無關心に過ごし、清朝二百年間干戈を交えることもなかつた。これは清朝が蒙古人の保護者であり、蒙古人の同盟によつて、その王朝をたてたことに對し、蒙人に種族的親善感を保持してゐたからであつた。而もこの間において漢人の蒙地進入は大いに行はれ、その勢ひは熱河に向つても動いた。特に熱河東部地方では鐵道が近接地帶に走るやうになつてからその勢ひが盛となつた。清朝亡び中華民國となり更に國民黨政治の南京政權樹立さるゝや、漢人の蒙地進入傾向は益々甚しくなり、この勢ひは熱河の漢蒙關係に惡影響を與へるに至つた。蔣介石の北伐革命完了に伴ひ、熱河にもつひに漢人政治たる省政が布かれ、縣治をもつて蒙古領下における蒙古旗制と併存せしめ逐次侵略の魔手を延ばすに至つた。爲に蒙古王公の權利は次第に蠶食され、蒙民の生活は非常な脅威を受けるやうになつた。爾來墾務局、經界局の機構を設置して蒙旗固有の土地を强制的に區分支配し漢人に分讓耕作せしめるに至り、かくして蒙旗は些細な代償の代りにその鄕土を永久に蒙人の手から喪失するの餘儀なきに至り、蒙人の牧場は次第に狹るに反し漢人の耕地は日に擴張せられ、從つて縣治の漢人政權は次第に强大となるに反し、蒙旗の勢力は愈々縮少されて行つた。これより先湯玉麟治下に入るや熱河省に於ける蒙古王公の權力並びに蒙古民族の生計は輕視せられ、漢人をして動もすれば蒙古領たる熱河を支那內地における各省と同一視するが如き誤つた觀念を抱かしめるに至つた。曾つて湯玉麟の命を受けた經界局が各旗に赴き蒙古領を處分せんと企圖し、蒙古王公は湯が蒙古民族を輕視するは非道なりと遂に憤然立つて反抗したことは有名な話であるが、大勢は如何とも仕難く蒙古人は他旗に移住するもの續出し、熱河蒙地の寂漠を來してゐるのである。

（B）卓索圖盟（蒙古の失地）――滿洲國內で蒙古失地といふべきものは哲里木盟中の札賚特部、杜爾伯特部、および同盟他部の一部、ならびに卓索圖盟である。卓索圖盟以外は全く漢人化せる地帶であり、蒙人も漢人と雜居的で、地域的にも漢人居住の中心地區にあることはすでに述べて來たとほりであるが、卓索圖盟は遙かに蒙古的であり、一部錦州省にあるを除いては大部分熱河省內にあつて、熱河が特別に蒙古保護政策をとらねばならぬところとなつてゐるが、蒙古失地中特に蒙地として注意を呼ぶ地域であらう。

卓索圖盟は喀喇沁、土默特、喀爾喀の三旗ならびに特殊地位にある獨立の喇嘛旗と包含する。この內喀喇沁は土着のものと見做し得べく、土默特は十七世紀の初め、綏遠よ

り來り、喀爾喀は十七世紀中葉外蒙より來たものである。獨立喇嘛旗は準種族的組織を有し、當初は主として土默特族よりなつてゐたが、今日では各種族から入り込んでゐる。卓索圖はこれまで述べた如く全部興安省より除外され一部は錦州省に、大部は熱河省に含まれてゐる。同盟の蒙人は漢人中に雜居せるもの極めて小數である。盟各部の概況を示せば左の通りである。

(1)喀喇沁部——東方柳條邊墻より後世の所謂王室牧場を經て察哈爾諸族中最東端の正藍旗に至り、東西百六十哩、南北百五十哩に互つてゐた。喀喇沁は滿洲族と誼を通ずる以前は一旗となつてゐたが後、三旗に分組された。滿洲族と通じたのは一六二七年、察哈爾蒙人に服從することをさけるためであつた。(イ)喀喇沁西翼旗は喀喇沁諸旗中最も重きをなすもので、承德の東北にあたる。彼等は漢化の度甚しく殊に他の喀喇沁蒙人と同樣最近十五年間に急速度をもつて漢化したから、蒙古語を解さぬ青年が非常に多い。旗內は全部數個の縣に分屬し、平泉は旗內の有名な都邑で、こゝに縣治が設けられたのは遠く一七七八年の昔であるといふ。(ロ)喀喇沁中旗は元來一旗であつたが、本旗は一七〇五年、人口增加のため分離せるものである。本旗は東、西兩旗の中間にあり、在住蒙人は喀喇沁部中最も漢化しておらぬ。(ハ)喀爾沁東翼旗は滿洲族に附庸後一六三五年、元來の旗より分離獨立した。地域は山海關より東方に至る沿海廻廊地帶を俯瞰し、大凌河が域內を流れてゐる地域で凌源はその都邑である。この地域蒙人は完全に漢人の包圍の中にあり、近年は急速に蒙古語がその地步を失ひつゝある。

(2)土默特部——土默特西翼、東翼の兩旗からなつており綏遠地方から移動せる蒙人の子孫である。その面積は東西百五十三哩、南北百三哩に及ぶ。西翼旗は朝陽、北票方面で喀喇沁よりも支那化されており現在は錦州省に包含されてゐる。東翼旗はモンゴルチンと俗稱され、湯玉麟の生地たる阜新の一帶で、反支運動の甚しかつたところで巴布札布はこゝの出身である。

(3)獨立喇嘛旗たる錫喇圖庫倫旗は喇嘛の寺領的なもので土默特東翼旗の北方にある南北約七十哩東西約三十哩の小地域で、人口は喇嘛及び俗人を合して一萬二千に過ぎない小旗である。喇嘛領であるから、一種の自治的寺領で、蒙古各地にはかゝるものが散在してゐたといふ。こゝでは蒙人の風習によれば僧院や喇嘛廟は俗法の束縛を受けないから、その點で何れも自治的であり、一種の聖地として近隣の諸種族が集り來るものが多い。當旗蒙人は殆どが土默特より來れるものである。この地の王公喇嘛は昔より漢人の進出に反對的態度を持し、如何なる理由たるを問はず漢人

の旗內定住を嚴禁したのであるが、今日ではそう云ふわけにも行かないやうである。旗內蒙人は農業に從事し、漢人化し、教育程度は高い。

(4)唐古特喀爾喀部は便宜上東翼土默特旗卽ち蒙古鎭に從屬してゐる。十二世紀の頃青海から甘肅を經て寧夏に至る地に夏（或ひは西夏）王朝を樹立し、十三世紀の初頭成吉思汗のため擊破された人々をタンゴット・ハルハと稱しおり、この旗のものは青海方面から移動して來たものと思はれる。その面積は東西七、八哩、南北十二乃至十五哩に過ぎず住民五百名といふ。周圍が何れも蒙人であるので旗內に漢人はゐない。本旗は蒙古鎭旗、錫喇岡庫倫、東翼哈爾哈旗とともにその殆どが錦州省內にあり、且つこれ等と興安西省內の奈曼旗南東部とともに漢人包圍中の純粹蒙地ブロックを形成してゐるのは面白い。

（田中香苗）

二、政治機構及びその行政

(1) 蒙古行政制度の確立

滿洲國内に於ける蒙古民族に對してはその民族的、經濟的、文化的理由に基き特殊行政を施すことゝなり、大同元年三月九日興安局の設置を見た。同年八月三日興安總署と改稱せられたるも單に名稱の變更に止り何等質的變化を伴つたものではない。

卽ち建國と共に國内に興安省なる特殊行政地域を劃定し興安局總長をして省内一般行政を管掌せしめ竝舊蒙旗(註)旗務に關して國務總理大臣を輔佐せしむることゝした。

(註) 舊蒙旗とは左の舊三省内十四旗を指稱するも總長の之等各旗々務監督上の諮問機關として舊蒙務整理委員會を組織(大同元年六月二十七日)せしめた。

一、奉天省内
科爾沁左翼前旗
科爾沁左翼中旗
科爾沁左翼後旗
科爾沁右翼前旗
科爾沁右翼中旗
科爾沁右翼後旗

二、吉林省内
郭爾羅斯前旗

三、黑龍江省内
札賚特旗
郭爾羅斯後旗
杜爾伯特旗
依克明安旗
東布特哈八旗
齊々哈爾八旗
墨爾根八旗

(以上各旗と雖も興安省内に劃入されたる地域は之を除く)

興安總署長官(興安局總長の後身にして全く其内容を一にするもの)は興安各分省長を指揮監督して、蒙政運用の圓滑發展を期したのであるが、飽く迄國務院の外局たる立場を脱却しなかつた。興安省に分省を設けたのは大同元年三月九日であり、東、南、北の三分省に過ぎなかつたものを、大同二年五月十日更に西分省を設置して茲に四分省に劃分せらるゝことになつたが、康德元年十二月一日興安總署の蒙政部への昇格と同時に、分省は之に隣接地域を加へて省に昇格し、興安東省、興安南省、興安西省、興安北省と

なし、行政區劃としての興安省の名は消滅したのである。

興安局竝興安總署時代に於ける興安省は特異な蒙政地域として認識されたのであるが、蒙政部の成立に際し興安各省内にも縣をも包含し、其行政に關する限り民政部、大臣の權限が第二次的に介入するに至つたと共に、他面興安各省外の旗制を施行せる四蒙旗(吉林、龍江、濱江省下)を蒙政部管下に置く樣になつた次第である。

遡つて、建國直前に於ける興安省内の行政制度を觀るに一般には封建制度に依る王公政治たる各旗があり、札薩克(旗長)に依る自治行政が行はるゝと共に舊蒙地の開放地區は漢民族移入雜居し、各旗行政と錯綜して縣行政が行はれた。而して之が監督機關としては形式的には南京政府の行政院、蒙藏委員會の統轄下に在りし如くなるも、盟長を通じて省政府に統轄せらるゝものあり、或は省政府の旗務處に隷屬するものあり、又呼倫貝爾の如く特定地域は省政府に屬する副都統公署の管轄するものある等、極めて複雜なる狀態なりしを以て專ら地方行政區域の劃分竝に之等地方機關設置に着手し、先づ黑龍江省、奉天省の蒙地中より東北、南の三分省を劃分したることは前掲の如くなるが、管内に於ける、旗、縣の錯雜重複せる狀態を整備するに努め縣を廢して旗行政を擴充したるもの七、其一部を接收して旗に編入したるものは十數縣に及んでゐる。大同元年六月には齊々哈爾に興安東分省臨時辦事處を設置すると共に、南分省公署を遼源に、北分省公署を海拉爾に開設した。後大同二年一月東分省公署を札蘭屯に移し、正式に開廳する運びに至つた。

大同二年度に於て呼倫貝爾事變の終結と熱河討伐の完成に依り治安稍々恢復するに至るや、錫拉木倫河を境界とする興安西分省の劃入を行ひ、縣を廢するもの四縣に及び、同年五月開魯に西分省公署を開設し、玆に興安四分省公署の整備を見るに至つた。

旗行政に關しては大同元年敎令第五十六號を以て公布せられたる旗制に則り、先づ王公に依る封建制度を廢し、公私經濟の混淆を矯正し、舊慣の是正誘掖には漸進主義を以て之に臨み、分省長、旗長等は新政に理解を有し、手腕德望を有する王公中より選定し、逐次庶民中心の政治に轉換せしむることに努め、之が爲には可及的速かに各旗に日人參事官を配屬する方針を樹立し、現在三十旗中、參事官十名、代理參事官十六名、屬官三十三名を數へ、殆んど全旗に網羅せられ、僻遠の地に在りて旗行政の刷新改善に努力しつゝあるの外、特殊勤務として各旗に二、三名(總計六十七名)の日人警察官吏を配し專ら警察行政の指導に任ぜしめてゐる狀態であり、今や旗行政運用上劃期的な進歩を遂げ、建國當初に比し隔世の感がある。

國內の蒙古民族は單に興安省の地域のみに止らず、舊熱河、黑龍江、吉林、奉天の各省地域に及び、之等興安省外に約八十萬の蒙古人を算するに拘らず、之等に對する行政は全く放擲せられたるが如き觀あり、就中、之等各省內に於ける旗行政と縣行政とは其の行政の主管權限に於て極めて明確を缺き、剩へ之等旗行政に關しては全然無統制下に在りたるを以て、康德元年十二月の地方制度改革に際し、旗民の宿望と其行政の沿革並に實情とに鑑み、蒙地圈內にして地域的に劃分し得る區域に旗制を施行し、先つ省外の郭爾羅斯前、後旗、依克明安、杜爾伯特の四旗を劃分して獨立旗となした。又地域的劃分の比較的困難なる雜居地帶に在りては、蒙人保護助長の行政方針を樹て、省公署に旗務科又は旗務股を設け特別の留意を爲して居るのである。

(2) 蒙古行政機構

國內蒙政は、中央行政官廳として蒙政部、下級地方行政官廳(同時に地方自治機關たり)として旗が存在し、此の兩者の中間機關として上級地方官廳たる興安各省公署があつて、蒙政の正統なる指揮命令系統を形成してゐる。

之を圖示すれば左の如く以下蒙政部、興安各省公署、旗公署につき略述する。

- 皇帝
  - 參議府
  - 國務院
    - 總務廳
      - 秘書處
      - 企劃處
      - 主計處
      - 人事處
      - 法制處
      - 情報處
      - 統計處
    - 國都建設局
    - 國道局
    - 大同學院
    - 民政部
      - 省公署
      - 興安各省公署(南、西、北、各省)
        - 縣公署
        - 市公署
        - 市政管理處
        - 警察廳
    - 實業部
    - 文教部
    - 財政部
    - 軍政部
    - 司法部
    - 外交部
    - 交通部
  - 立法院

- 監察院
- 最高法院
- 最高檢察廳
- 營繕需品局
- 大陸科學院
- 恩賞局

イ、蒙政部

蒙政部は蒙政の中心であり、中央行政官廳である。蒙政部大臣は他の各部大臣と同樣、國務總理大臣の統轄下に置かれてゐる。又國務大臣に非ざれば皇帝輔弼の責を負ふ者ではないが、行政大臣として其の主管事務に付き行政上の責任を負ふべきことは自明の理である。

蒙政部大臣は旗制を施行する地域に於ける「地方行政、警察、土木、衞生、農村、畜產（馬に關する事項を除く）水產、鑛山、商工、教育及宗教に關する事項」を管掌し、各省長を指導監督する。此の主管事項は例示規定に非ずして列擧制限規定たるは勿論であるが、茲に注意すべきは、他の各部の場合と異り、旗制を施行する地域と云ふ地域的な制限を受けてゐることであつて、蒙政の特殊行政たる所以が此處に存する。他面、主管事務の内容に付て見る時は實に其範圍が廣汎なるを知り得るであらう。即ち民政、實業、文教の各部の主管事項に就て「旗制を施行する地域」に於ては蒙政部の權限のみ行はるゝのである。

- 蒙政部（民政、實業、文教各部に對立）
  - 興安各省公署
    - 省公署（吉林濱江龍江）
      - 旗公署
      - 警察署

蒙政部は三司、十一科制を採つてゐる。即ち總務司に文書、人事、經理、調査の四科、民政司に行政、財務、警務、文教の四科、勸業司に畜產、農鑛、工商の三科を置いてゐる。而して蒙人大臣の下に次長、總務、勸業兩司長は日人であり、民政司長は蒙人を以て之に充てゝゐる。科長に至つては文書、人事、經理、財務、警務、畜產、農鑛の七科は日人理事官を以て、調査、行政、文教、工商の四科は蒙人理事官又は事務官を以て充て、其の下に日蒙兩系の事務官以下を配してゐる。

ロ、興安各省公署

興安各省長は大臣の指導監督を承け、管內旗長、縣長、市政管理處長、警察廳長、警察署を指揮する。只注意を要するは、縣長、市政管理處長、警察廳長に對する監督は民政部大臣の下級官廳としての資格に於て、爲さるべきことである。元、興安各分省に興安警察局を設け、分省公署の指揮下に入れたるも、興安省警務機構の整備を計畫し之を廢止し、省公署の組織の中に融合せしめ、省公署に警務廳

(又は警務科)を置くことゝしたのである。省公署の組織は東、西兩省と南、北兩省間に差がある。前者は總務廳(總務科、經理科)民政廳(地方科、勸業科、文教科、警務科)の二廳六科制であり、後者は總務廳(總務科、經理科)、民政廳(地方科、勸業科、文敎科)、警務廳(警務科、保衞科)の三廳七科制である。尙各廳の外に在つて、省長を輔佐し、機務に參畫する日人參與官があり、各省各一を配し、省行政の實際的輔佐に任ぜしめてゐる。

ハ、旗

旗は下級の地方行政官廳たる立場と自治團體たる立場とを有するが、前者の立場に於て旗長省長の指揮監督を受け旗內行政を掌理し、旗令を發し、所部の官吏を指揮監督するものであるが、旗長の下に總務科、內務科、警務科の三科を置く。旗長の輔佐官たる日人の參事官及び屬官並に警察官を配屬し、現地に於ける直接行政指導の任に當らしめつゝあることは既に述べた。

次に露西亞勢力の遺物たる北滿鐵路の買收後、尙存續してゐた北滿特別區は愈々本年初頭に於て廢止され、而して從前に於ても特區は興安東、北、兩省內にも存在してゐた爲に、原則として夫々近くの各旗に編入されたが、特別の理由に基き、海拉爾鄕及滿洲里市二處に市政管理處及警察廳を開設し共に興安北省長の指揮下に置き、第二次監督は依然として民政部で行ふ事になつた。

(3) 蒙政方針

イ、地方行政

蒙古行政に於ける最も根本的なものであり且つ最も複雜なものに蒙地の處理、稅制處理、財政基礎確立問題或は喇嘛敎對策、王公の待遇問題等を舉げることが出來る。

元來蒙地は未開放蒙地と開放蒙地の二と爲すことが出來る、前者に付ても權利關係より見て旗民總有、屯民總有及原有旗人私有地等に分類することを得るのであつて、私有地の觀念は資本主義的、個人主義的思想の相當發達した農耕地帶に於てのみ之を見ることが出來る。

然し乍ら實質的には旗民は殆んど外來旗人又は外來の漢人を招墾し、之等に小作せしめて地主的立場にあり、相互依存の關係にあるとは言へ寧ろ之等外來人に對し寄食してゐる關係にある。

未開放蒙地に就きては蒙地保全に關する敎令を發布し、外來人の自由なる開墾耕種は之を禁止し、必要ある場合に於ては蒙政部大臣の許可を條件として之を認むる方針である。然し乍ら實狀は右に述べた關係に置かれてゐる。之等本旗人對外來旗人或は外來旗人相互間に於ける權利關係は不確定複雜性を持つてゐる。之が確定と地籍整備の要は一律に認むる所であるが、土地行政を離れては蒙政は有り得

ないと迄極言せらるゝ程重要な根本問題なるが故に、周到なる調査と綿密なる研究を遂げ、明確なる將來の見透しをつけると共に之に向つて精進すべきものであり、徒に即急なる解決をのみ期待するが如きは最も危險な事と言はなければならない。

開放蒙地の性質に付ては別に之を論述する處あるを以て今は之を略す。

次に地方財政の確立は特に急を要するを以て、複雜多岐に亘る地方稅制の合理的解決策に腐心してゐるのであるが特別稅は極く小範圍に止め、寧ろ雜稅に特異性を持たしめ、之に依つて劃一制度の缺陷を是正し、且つ各地の實情に則した制度を確立する方針である。之は民政部管下に於けると異り、東、西、南、北四省各々その經濟、文化の形態を異にし、或は農主牧從、林農相半し、殆んど牧畜形態にあるもの等各地域に劃分し得らるゝ情況にある必然の結果である。

土地制度と關聯して研究を要するものは舊蒙古王公の善後處置である。

これに付ては閑散王公の旗行政への干涉は訓令を以て既に嚴禁したる處にして、又舊王公の爵位及建國以前に於ける優遇條例は之を認めないのである。

地法制度の確立に付きては最も意を用ひつゝある處なるも、努圖克(區)、嘎査(村)制度の確立並にその圓滑なる運用如何は直に以て蒙政一般に影響するものであるが、全然日本に於ける町村の制度に慣ふことに付きては尠からぬ疑義を有するものである。

即ちその文化の程度より見て町村に於けるが如き廣汎なる自治を認めるが如きは困難なる情況にあり、旗の立場と同じく官治自治の性質を併有せしめ以て一面之が監督に勉むると共に旗行政の補助的作用を營ましむる方針である。

ロ、宗教行政

管內に於ては宗教即喇嘛教と稱するも敢て過言に非るが如き狀態にして、深く蒙古人の腦裡に感染し牢固として拔くべからざる根强き勢力を有し居るも、その歷史の示すが如く治蒙政策の巧具に供せらるゝに及び、事實の推移は漸次神聖なる教義を沒却し、末葉に走りて本義を忘れ、迷信に流れてその腐敗の極に達し、遂に蒙古民族を去勢するに到つた。從つて之が對策として大同元年には喇嘛僧の政治干與を禁じ、且つ康德元年には喇嘛僧たらしめんとする者は旗長の許可を要することゝし、年少喇嘛に義務教育を課し、喇嘛僧の日本留學を實施し、廟產の整理、喇嘛の覺醒を企圖する等鋭意その政策善導に萬全を期してゐる。

ハ、教育行政

蒙古の教育は地域的、政治的の影響を受け、極めて不振にして、その施設の認むべきもの殆んどなかりし爲、興安省成

立以來極力蒙古文化の促進を計り、教育施設の普及發達を計ることゝし、特に蒙古人の民度、言語及習慣、特異性等を考慮し、實生活に則したる特殊教育を施行する方針とした。

その具體的對策として勤勞教育、實行教育、民族精神の作興と協和主義との調和に重點を置き、産業政策の强調を旨とするものである。

社會教育に付きても專ら映畫其他の方法に依る實物教育を重視し、品性の陶冶、勤勞心の作興、民族精神の覺醒に重點をおいてゐる。

先づ建國後治安の回復と共に各種小學校の充實を計り、中等學校としては奉天及び齊々哈爾における二蒙旗師範學校を補助し之が發達進展を企るの外、日本留學の制度を設け、毎年之を選送することゝし現在に到つてゐる。

而して各蒙旗小學校の擴充に伴ひ、之に要する教科書の制定に迫られ、興安總署に蒙文教科書編纂委員會を設け、專ら之が編纂に當り、近く完成の域に達してゐる、一方蒙文雜誌「蒙古報」を刊行し、蒙古人の社會教育に務め、更に一般智識の涵養に資すべき各種蒙文印刷物を刊行し廣く之を配布してゐる。

又管内に於ける小學校生徒數は當初二千五百名に過ぎざりしものが、現在に於ては一萬五千人に達し、更に小學教育の普及發展に務めつゝある結果、遂に教員に不足を來す狀態にあり、此處に愈特種教育の第一歩として中學制度の興安學院を王爺廟に開設し、專ら現地に於て蒙古大衆を實際に指導する者に必要なる知識と技能を授け、同時に實業教習を主體とする初等學校教員たるべき者に必要なる師範教育を授け、文化の向上と産業開發の指導に當るべき人材を養成することゝしたるが、近く之が社會に送り出さるゝ曉には蒙古開展に大きな役割を演ずべく期待をされてゐる。

ニ、産業行政

蒙古開發に於ける根本對策は、迂遠なるも最も確實なる教育に待つべきことは贅言を要せざるも、現實の産業政策につきては看過することを得ない。蒙古の産業行政に當りては多角型的な經濟狀態を形成せしめ、且つ劃一主義を打破し、各地域別に依る文化、經濟、地理の特種性を考慮し、地方色の助成に重點を置くべきも、蒙古人經濟生活の沿革竝に環境上、畜産業の助長發達は第一義的に考慮し、適當に他の鑛、林、水産業を加味强調せしむる方針の下に現在各旗に産業指導官を派遣し、その指導開發に務めてゐる。

(4) 結論

以上各部門に亙りて概述を試みたるも、要するに文化及び經濟の進歩發達とを企圖し、漸進的改良に依る民族保護政策竝に民族共和主義との調和と地方に殘る封建的色彩より近代社會への誘導とは本部の最も大なる使命とする所で

ある。之に對しては日滿不可分の關係に鑑み、滿洲國の本質を、把握しよくその重大使命の遂行に遺憾なきを期してゐる次第である。（關口保）

三、地　方　行　政

(1) 序　說

國內蒙古の行政と云へば直ちに蒙政部、興安各省を聯想するのが普通であらう。然し乍ら蒙旗の歷史と實體を持つてゐても旗制を施行せられてゐない爲に、蒙政部の施政と緣遠いものになつてゐる旗が相當數に上つてゐる。旗制をかかる地域に施行したら好いではないかと云ふなら、それは別問題である。又旗制を施行した地域は興安各省內に限られた譯ではない。吉林、濱江、龍江各省內に四つの旗が存在してゐる。之を省外蒙旗と普通云つてゐる。之らの省長は所屬旗の監督官廳としての立場に於て、蒙政部大臣の下級官廳たる地位を有し蒙旗行政に參劃するのであつて、蒙政の地方上級官廳は興安各省長に限つたことではない。而し乍ら吉林、濱江、龍江の各省長が蒙旗行政に參劃し、所屬旗の行政を監督するのは、決して民政部大臣の下級官廳たる省長としての資格に於て爲されるのではない。卽ち旗制を施行する地域に於ける「地方行政、警察、土木、衞生、農林、畜産（馬ニ關スル事項ヲ除ク）、水産、鑛山、商工、教育及

宗教ニ關スル事項」は蒙政部大臣の主管掌理する處であり、（國務院各部官制第六十八條）、且つ其の主管の事務に付いては各省長を指揮監督する權限を有する（同六條）のみならず、省長は蒙政部大臣の所管事務につきその監督を受けねばならない（省公署官制第三條）からである。

又反對に興安省內にも縣、市、鄕等があり、管內に縣、市、鄕を有する興安南、西、北各省長は縣市鄕の行政に參劃するが、之れ又蒙政部大臣の下級官廳たる省長の資格に於て爲されるのではない。

要するに以上揭げた六省長の地位は二重人格的立場に置かれてゐるのであつて、行政の實際運用に至つては複雜多岐に亙り大いなる障害を來し、將來何等かの方法を以て至急解決を要する問題の一つであり、康德二年一月十一日蒙政、民政兩部の共同訓令（蒙政部訓令第五號 民政部訓令第二號）「各省內各旗縣ノ監督機關ニ關スル件」を以て趣旨を明かにしたるも依然として、本質的解決の要は解消したものではない。

今現行の部、省、旗、縣間の正統命令系統圖を示せば次の通りである。

蒙政部
文教部
實業部
民政部
興安省公署
旗
省公署
縣

（興安各省外蒙旗）

郭爾羅斯前旗	吉林省
郭爾羅斯後旗	濱江省
杜爾伯特旗 依克明安旗	龍江省

（興安各省內縣、市、鄉）

通遼縣	興安南省
開魯縣 林西縣	興安西省
海拉爾鄉 滿洲里市	興安北省

(2) 省行政

省は地方最高の行政區劃であり、康德元年十二月一日を以て全國的に行政區劃の變更を見た。それ迄興安省は東南西北の四分省に分れてゐたが、奉天、吉林、黑龍江、熱河の四省が十省に改められると同時に、從來の二十四旗二縣一市を含む興安省は翁牛特右翼、奈曼、庫倫の三旗を加へて、興安東、南、西、北の四省に改められた。

蒙政に關する地方上級行政官廳として興安各省長の外に吉林、濱江、龍江各省長があることは前述した通りであるが、之は特殊例外的のものなるを以て玆には一般的な興安各省長のみを論述の對象とする。

省は自治區ではなく、官治行政の區劃である。

省公署には長官たる省長の外、參與官、廳長、理事官、秘書官、事務官、警正、技佐、屬官、技士、警佐、巡官等の職員を置く。省長は蒙政部大臣の指揮監督を承け、法律命令を執行し、省內の行政事務を管理する。國務院各部大臣の所管事務に付ては又其の監督を承けねばならない。省長は（一）所部の官吏の指揮監督權（二）職權又は特別に依り省令を發する權（三）省內の旗長、市政管理處長、警察廳長及び警察署長を指揮監督し、其等の爲した違法、越

權又は公益を害する命令又は處分を取消し、若は停止するの權限を有し、職權事項の一部を旗長、縣長、市政管理處長、警察廳長又は警察署長に委任することが出來る。若し省長事故ある場合には廳長の一人が之を代理する。玆に所謂「警察署長」は民政部所管の夫れと異り省長に直隷し、旗長其の他警察廳長と對立する機關である。現在海拉爾警察署一箇所のみである。警察廳は市政管理處と同樣、海拉爾及滿洲里の二箇所であり、康德二年末實施せられた北滿特別區の廢止に依り誕生した機關であり、縣公署同樣第二監督機關は民政部である。

參與官は有能なる日本人官吏を以て之に充て、機務に參劃する省長の輔佐官である。この參與官制度は縣や旗に於ける參與官の制度と同樣の意味を持つものであり、省行政の適否、進展は一つにその双肩に在りとして多大の期待を懸けられてゐる。

省公署に總務、民政、警務の三廳を置くを原則とするも警務廳を置かないことが出來る。現在の所東及西の兩省を指定して警務廳を置かず、民政廳をして其の事務を管掌せしめてゐる。

今蒙政部各省公署、旗公署間の組織並系統略圖を示せば次の通り。

- 蒙政部
  - 總務司：文書科、人事科、經理科、調査科
  - 民政司：行政科、財務科、警務科、文教科
  - 勸業司：畜産科、農鑛科、工商科
- 民政部
- 興安各省公署
  - （參與官）
  - 總務廳：總務科、經理科
  - 民政廳：地方科、勸業科、文教科
  - 警務廳：警務科、保衛科
  - 縣公署：（參事官）、總務科、內務局、警務局、財務局、教育局 ― 縣自治委員會
  - 旗公署：（參事官）、總務科、內務科、警務科 ― 旗自治會
  - 警察署
  - 市政管理處
  - 警察廳
- 吉林　濱江　龍江省公署
  - 總務廳
  - 民政廳
  - 警務廳
  - 教育廳
  - 實業廳
  - 警察廳
  - 縣公署
  - 市政公署
  - 旗公署

前表中省公署組織は興安南、北兩省公署組織（三廳七科制）

（註）警務廳を設けざる興安東省及西省公署の內部組織は左の通り二廳六科制を採る。

- 省公署
  - （參與官）
  - 總務廳
    - 總務科
    - 經理科
  - 民政廳
    - 地方科
    - 勸業科
    - 文教科
    - 警務科

尙省の名稱、區域、省公署の位置に付ては後に示す「興安各省內外各旗（縣市鄕）公署所在地名稱表」を參照せられたい。

(3) 旗行政

旗は國の行政區劃たる旗を以て其の區域とする地方自治團體である。而して (1)地域 (2)住民 (3)自治權能の三要素を以て、其の成立の要件とする。卽旗は一定の地域を有することは勿論であるが其區域は從來の地區を踏襲したものであり、且つ任意に變更せざるを原則とする。行政、財政司法其他の理由に基き旗の廢置分合、又は境界變更を必要とする場合には法律を以て之を定むべきものとする。旗は法人格を有し、法人格の承認は行政權の範圍に屬せざるを以て命令に依ることが出來ないのである。旗內に住所を有するものは旗住民となし、均しく住民として權利義務を有する。其の蒙古民族たると、漢、滿、露又は其の他の民族たるとは問ふ所でない。又昔日實在した貴族、平民の如き階級に依る差別は完全に撤廢せられ今や其の權利義務の關係に於て、一視同仁となつたのであり、五族協和、仁政の上に立脚した王道主義の理論は周到なる注意を以て盛られてゐる。旗は公法人であり地域的公共團體の一種である。從つて國家に對して人格者として獨立の存立を爲すものである。旗官制は未だ制定せられてゐないが現行旗制中第二章「旗ノ行政」は旗制中官制部令として取扱はれてゐる。旗長參事官、事務官、技正、警正、警佐及屬官は公吏に非ずして皇帝の任官大權に基き任命せられたる國家の官吏である。唯一面公法人たる人格を有する地方團體の理事機關たる旗長の輔佐者又は補助者として、公共事務に參與するものである。現在の所正式に國家より任命を承けてゐるものは參事官以下の日本人官吏のみであり、旗長、科長の正式任命は諸種の事情の爲に遲れたが近く實施せらるる筈である。兎もあれ旗は國の行政機關たるの反面を有してゐる。斯くの如く旗が國の行政機關であると同時に「法人」として「人格」

を有し國家に對し獨立の立場を有する（旗の二重性）關係上、自ら其の團體の固有事務を處理する所謂自治の權利（義務）を有し、旗が自ら其の事務を處理する必要上、住民の權利義務及自治事務に關して「旗條例、旗規則」等の自治法規を制定する權能（自主權）を認められてゐる。然し乍ら其の自主權は完全なる獨立性を有する國家の夫れとは自ら趣を異にし、廣汎なる制限を附せられてゐる。卽法令の範圍を逸脫するを容されない。旗の事務は性質上其の公共事務卽旗固有の事務と法令に依り旗に屬する事務卽國家の委任事務とに分類することが出來る。此固有又は委任事務を處理するに當つては旗は常に國の監督を承くると共に前述「法令ノ範圍內ニ於テ」のみ可能である。加之「旗條例、旗規則」等の自治法規の制定、改廢に付ては蒙政部大臣の認可を必要とし、且つ一定の公告式を以て公示するを要する等嚴重なる制限を設けられてゐる。而して此の公告式は最近「地方官署命令程式令」を以て明示せられた所である。

旗には旗自治會を置くことが出來る。但し自治會を置くべき旗は蒙政部令を以て指定する定めである。自治會は卽ち法人たる旗の意思を決定表示する議決機關に、外ならない。唯蒙政部が未だに自治會を置くべき旗を指定してゐないのは現在の所自治會の運用が旗行政に不適當であるか又は尠くとも効果的でない證左であり、玆にも封建的色彩の濃厚な旗に急進的デモクラシーの思想を取り入れんとした努力の跡が窺はれる。此の事の是非適否は別として現在の旗が地方自治團體としての本質を如何なる程度に具有するやは問はず、苟くも地方自治の制度を確立する趣旨より見れば自治會の設置も亦必然であらう。然し乍ら自治に對する訓練に乏しい、文化程度の低い旗住民に對し高度のデモクラシーを要求することは無理な注文である。從つて現行旗制は旗自治會委員の選擧制を排し選任制度を採用してゐる。旗自治會は五名乃至二十一名の委員を以て組織し委員の互選に依る委員長を置く。委員は

一、相當の知識經驗を有し德望高き者
二、旗內に引續き三年以上居住せる者
三、年齡二十五歲以上の男子
四、獨立の生計を營む者

の中より蒙政部大臣の認可を承け、旗長之を選任する。而して（一）現に官吏たる者（二）現に僧道又は巫たるもの（三）刑の宣告を受け其の執行を終りたる後三年を經過せざる者は委員に選任することが出來ない。

委員は名譽職とし、任期は三年とする。旗自治會は旗の公益に關する事項に付き旗長其他關係行政廳に意見を提出するの外、

一、旗の歲出入豫算及決算

二、旗税及使用料、手數料、夫役並に現品の賦課徵收
三、豫算外の支出
四、旗條例の制定及改廢
五、基本財產及備荒設備管理及處分

其の他旗長に於て必要を認め旗自治會に附議したる事項に付議決權を有すると共に、右五項に付ては旗は自治會に附議する義務を負はされてゐる。

右の如くなるも上述の如く自治會を置くべき旗の指定なく且つ蒙政部令に委任せられたる「自治會選任規則」の制定も見ざるを以て、事實上自治會は運用せられず、地方團體の意思表示並に執行は國の監督下にありて、地方團體の執行機關たる旗長の手に獨占的に一任せられてゐる形である。

自治團體たる旗の執行機關は旗長である。旗長は公共團體たる旗の理事機關たると同時に國の行政區劃たる旗の行政を統轄する獨任制の地方下級行政官廳である。前者の資格に於て地方團體たる旗を統轄し旗を代表するが、後者の資格に於て、旗長は省長の指揮監督を承けて法令を執行し旗一般の行政事務を管理し、其の主管事項に關し職權又は特別の委任に依り旗令を發し部下の官吏を指揮監督し、非常事變に際し地方駐剳の軍隊の司令官に對し出兵を請求し、管內自治團體、公共組合を監督する等の權限を有する他特別法令に基く旗長の權限は甚だ廣汎に亙つてゐる。

旗公署の組織及分掌は左の通り。

旗長
- 總務科(科長)─人事、文書、會計其他科の主管に屬せざる事項
- 內務科(科長)─自治團體、公共組合の監督、教育、宗教、勸業、土木、交通其他の地方行政
- 警務科(科長)─警察、衛生及自衛團に關する事務
- 參事官

參事官は旗長を輔佐し機務に參劃するもので、滿洲國旗制縣制を通じて重要なる特色であり、興安各省公署に於ける參與官の制度と一貫した流れを持つものである。參事官の起源は自治指導部に求むることが出來る。自治指導部成立するや多數有爲の青年が自治指導員として各縣に入り込み地方自治の指導に任じたが、滿洲建國、縣旗制確立し參事官制度は體系付けられたのである。元滿洲の地方行政は制度の缺陷と貪官汚吏と相俟つて腐敗、墮落の極に達してゐたものであるが、王道政治の徹底は直接民衆生活に觸るゝ地方行政を明朗化し、人格、識見共に優れ熱意に滿ちた有意の日人官吏を現地に派遣し王道主義の實踐宣布に任ぜしめ民心を收攬せしむるは最も有意義とされたのである。旗參事官の立場は縣參事官の立場の上に更に少數未開民族

の特別指導と云ふ過重の負擔を負はされてゐると云ふべく共に國策遂行の第一線を承つてゐるものである。如何に中央に於て適切妥當なる法令を制定し周到なる計畫を樹立するも直接民衆に接する參事官にして方法を誤らむか施政の効果は蓋し明白である。玆に參事官制度並に其の運用の重要性が存する。

イ、旗の財務

旗は其の公共事務（即固有の事務）及法令に依り旗に屬せしめられたる事務（即委任事務）を處理する爲に要する費用を負擔する義務を課せられてゐる。而して此の義務を果す爲には收入の道を認められねばならない。此の爲に旗は旗住民より旗税、夫役及現品を賦課徴税することを許されてゐる。然し無制限に之を認めるのでは苛斂誅求其の他の弊に陷る危險があるから國家は之につき嚴重なる監督をしてゐる。即ち旗税、夫役、現品の課徴は第一次に法律に依つて之を定めることゝしており、之は人權保障法に依つて附與せられた國民の當然の權利に過ぎない。而して之が課徴に關しては法律に定むるものゝ外、旗令即ち命令を以て定むることを得る仕組みであるが、此點は自治行政に對する官治行政の介入と稱すべく、旗の自治立法權に基く自治法規たる旗條例に依ることゝするを至當とするを以て、旗制、旗官制の問題一般として總括的に目下折角調査研究中に屬する。又一般の立法例と異り、一定期間以上旗内に滯在する者に對する旗税負擔義務を認めないのであるから、負擔の均衡上不都合を生ずるので一定期間以上の滯在者に對しても旗税負擔義務を課することに改める必要があらう。

旗は上述一般住民に對する賦課の外、營造物若は公共財產の使用に付使用料を、特定人の爲にする事務に付手數料を徴收することが出來る。

旗は又固有の財産を所有することが出來る。

以上旗の有する財政權は滯納處分、代執行等の命令强制權を伴ふものであるが、之れなくしては財政權能を遂行することが出來ないからである。然し乍ら之らの命令强制は共に法律の定むる手續に依らねばならないのであるが、現在之等に關する法規を缺いてゐる爲に實際は實行不能であつて、放任せられるか又は保安隊其他の實力機關を以て督促する等の止むなき現狀である爲、近く地方税法を制定し地方財政一般の整備確立を期することになつてゐる。試みに現行旗税の種目を擧げれば畝捐、牧畜捐、車牌捐、犂捐、漁捐、舗商捐、牲畜捐、粮捐、牧場捐、門牌捐、皮毛捐、屠宰捐、木捐、甘草捐、淸潔捐、小腸捐、營業地皮捐、屠宰場捐、蘑姑捐、車捐、經紀捐、窑捐二成契税附加捐、瓜子捐、木炭捐等實に多種多樣になつてゐる。之は純農耕地帶、半農半牧地帶、純牧畜地帶、山林地帶等地域に依つて經濟

形態が多岐に亙つてゐる結果劃一的な稅制の上に置く事は事實困難な事情があるのである。旗債の募集に關しては明文を缺けるも、止むを得ざる事情ある場合に限り、蒙政部大臣の許可を受けて中央銀行より借款することゝしてゐる。

ロ、旗の歲入出豫算決算

旗は每年度の開始前に「歲入出豫算」を作成し、旗自治會の議決を經たる上、蒙政部大臣の認可を受くることを要するも、自治會の運用を見ざる今日に於ては單に省長、蒙政部大臣の認可を受くるを以て足りる。豫算外の支出其の他自治會の議決を要する總ての事項に付き又同樣である。會計年度は國の例に依る立前である。國の豫算は從前七月より翌年六月迄となつてゐたが、康德二年度より一月一日より十二月三十一日迄、卽曆年に合致する樣改正を見たので旗の會計年度も之に倣つた。決算に付いては每年會計締切後三月以內に決算表を作成し、省長經由蒙政部大臣に提出しなければならない。

ハ、旗行政の監督

旗行政は第一次的に省長、第二次的に蒙政部大臣之を監督するも、財政、司法、交通、軍政の各部大臣亦其主管事務に付省長を監督することに依り間接に旗行政を監督するものである。

卽旗條例及旗規則の制定、改廢、歲入出豫算其他の重要事項に付き大臣の認可を要することゝし、以て其の豫防的監督に便ならしむると共に、違法、越權又は公益を害する命令又は處分に對し省長は之を取消し又は停止することを認められ、矯正的監督作用を發動する。旗の行政に對する國家の監督は建國前に比して一段嚴重さを加へた次第である。

玆に興安各省內外各旗(縣市鄕)公署所在地名稱を擧ぐれば左表の通り、但し市及鄕は市政管理處となし、縣と共に所轄省長を第一次、民政部大臣を第二次監督官廳とし、蒙政部所管外とす(反對に興安各省外の旗は所轄省長を第一次、蒙政部大臣を第二次監督官廳とする)。

興安各省內外各旗(縣、市、鄕)公署所在地名稱表

省別	旗、縣、市、鄕別	所在地名	摘要
興安	喜札嘎爾旗	索倫	
	布特哈旗	札蘭屯	省公署所在地

省	旗名	所在地	備考
興安東省	阿榮旗	紅花樑子	
	莫力達瓦旗	布西	
	巴彥旗	和禮屯	
興安南省	庫倫旗	庫倫	
	科爾沁左翼前旗	後新秋	
	〃後旗	吉爾嘎朗圖塔拉	
	〃中旗	巴彥塔拉	
	〃右翼中旗	代欽塔拉	
	〃前旗	王爺廟	省公署所在地
	〃後旗	察爾森	
	札賚特旗	巴彥哈喇	
	通遼縣	通遼	省公署……民政部所管
興安	札魯特旗	魯北	
	阿魯科爾沁旗	昆都	
	巴林左翼旗	林東	
	巴林右翼旗	大板上	省公署所在地（現在臨時的に開魯に置く）

省	旗縣	所在地	備考
西省	克什克騰旗	經棚	
	翁牛特左翼旗	朝根德山	
	奈曼旗	大沁塔拉	
	開魯縣	開魯	縣公署……民政部所管
	林西縣	林西	
興安北省	索倫旗	南屯	
	新巴爾虎左翼旗	阿穆古朗	
	〃右翼旗	阿爾坦敖喇	
	陳巴爾虎旗	巴彥庫仁	
	額爾克納左翼旗	奈勒穆圖	
	〃右翼旗	吉爾穆圖	
	海拉爾鄉	海拉爾鄉	省公署所在地 市政管理處……民政部所管
	滿洲里市	滿洲里市	市政管理處……民政部所管
吉林省	郭爾羅斯前旗	哈喇茂都	
濱江省	〃後旗	肇源	

龍江省	杜爾伯特旗	巴彥査干
	依克明安旗	大泉
合計	三十旗	三縣一市一鄉

（註）舊蒙旗中旗制を施行せられざる地域（熱河、錦州、龍江各省內）は事實上獨立を維持してゐるものもあるが、形式上は縣政下にあり民政部所管となつてゐる。（平野眞）

四、立法

本論に入る前に一應現在の蒙政部の立法上の地位を簡單に述べておく必要がある。蒙古地方は滿洲國內の他の地域と何等法律上の取扱を異にしない。卽ち蒙政部自體に、朝鮮又は臺灣の總督府の如く法律に代るべき制令又は律令を獨自に立法することの權限は無い。唯官制に基いて部令を制定し得る。卽ち行政立法權は他部と同樣に持つて居る。從つて法律（敎令及組織法第四十一條に依る勅令）及勅令は特に明規の無い限り一般に蒙古地域にも適用せらるゝことになつてゐる。但し蒙古地方に對しては民政、產業及文敎の事務に關しては蒙政部のみ部令を發し得る權限があつて、民政部、實業部及文敎部はこの地方に部令を發し得ない。而して軍政部、財政部、交通部及司法部は獨自の見地から蒙古地方に對して部令を發し得るのである。斯くして、蒙古民族に關係の深い法令規則はこの行政立法たる各部部令に依り規定せらるゝことが實際上は非常に多いと言はなくてはならぬ。

嚴格な意味から言へば滿洲建國と同時に、從來施行せられつゝあつた舊國家の法令にして、滿洲國の建國の精神に悖り國情に反するが如きものは、公法たると私法たると將又施行地域が蒙古であると否とを問はず、當然全部消滅すべきであるので、所謂「敎令第三號」を以て從前施行せる法令は建國の主旨國情及法令に牴觸せざる範圍內に於てのみその條項の內容を援用することを宣布したのである。

（參　考）

暫ク從前ノ法令ヲ援用スルノ件

第一條　從前施行セル法令ハ建國ノ主旨國情及法令ニ牴觸

セサル條項ニ限リ一律ニ之ヲ援用ス

第二條　前條ノ規定ニ依リ尚援用スルモノナキトキハ從來ノ習慣及慣行ニ依リ習慣又ハ慣行ナキトキハ條理ニ依ルベシ

右の「敎令第三號」に依る迄もなく從前の官制や公法は建國と同時に消滅して了つて、唯從前通り施行しても差支へない事務取扱に關する法令規則や私法關係の法令の內容がこの敎令第三號に依り暫時援用せらるゝことになつた。從つて中央政府は建國の主旨に則り、蒙古地方を國の領域として保全する爲の官制其の他の公法を取敢へず急ぎ制定し民心の安定を圖つたのである。

1　興安局官制（蒙政中央機關）　（大同元年三月　敎令第一一號）

其の後同年八月敎令第六八號を以て改正せられ「興安總署」となり、更に康德元年十一月二十九日改正せられ「蒙政部」となり、國務院中の一部に編入され現在に至る。

2　興安省行政區劃に關する件　（大同二年七月　敎令第五九號）

（但し本件は康德元年十一月勅令第一六四號に依り之を廢止す）

2　興安分省公署官制　（大同元年四月　敎令第一七號）

蒙古地方を四分し東南西北分省に行政區劃を定む。旗縣を監督せしむ。

其の後康德元年十一月興安總署が蒙政部に改められるに際し、勅令第一六四號に依り「興安各省公署官制」となり現在に至る。

4　興安警察局官制　（大同元年十二月　敎令第一二五號）

興安各省長の下に分省の區域內に於ける警察事務を執行す。其の設置せし箇所は王爺廟（南分省）、札蘭屯（東分省）、海拉爾（北分省）、開魯（西分省）とせり。

其の後康德二年九月警察機構の改變に依り廢止され各省又は旗の警務廳若は警務科に編入せらる。

5　旗　制

旗は縣と同格にして等しき組織を有する地方關係にして唯蒙古人が自治權を有する點に於て縣と異る。

管內に旗は三十ありて旗長は蒙人のみ日系參事官之を輔佐す。

6　興安各分省各旗旗地ノ保全ニ關スル件　（大同元年十一月　敎令第一〇五號）

蒙古の土地を私に賣買したり、原有蒙古旗民以外をして勝手に耕種せしめることを禁止して、一應蒙古人以外の民族に依る蒙地侵略を防止せり。

7　參事官ヲ設置スル旗ヲ指定スルノ件　（大同三年一月　總署令第一號）

8 興安北分省各旗聯合辦事處組織及辦事規則
9 各旗閑散王公及土豪ノ旗政干涉取締ノ件　（大同二年十月　總署令第七六九號）
10 吉林省郭爾羅斯前旗等四旗ニ旗制ヲ施行スルノ件　（康德元年十一月　勅令第一六八號）
11 滯納田賦及營業稅並ニ附加雜款免除令　（大同元年十二月　教令第一一八號）
12 滯納蒙古各旗特種徵收及田賦營業稅並ニ附加雜款免除令施行辦法　（大同二年二月　總署訓令）
13 熱河省及興安西省ニ於ケル滯納田賦及其ノ附加雜款免除令　（大同二年十一月　教令第九二號）
14 田賦及附加雜捐稅率半減令　（大同元年八月　教令第一一九號）
15 食鹽ノ鹽稅率ニ關スル件　（大同三年二月　教令第八號）
16 貨幣法　（大同元年五月　教令第二五號）
17 舊貨幣整理辦法　（大同元年六月　教令第三八號）
18 古蹟保存法　（大同二年七月　教令第五六號）

右の如く蒙古地方の統治に關する法令は、其の他の細部に亙る法令の制定發布に依り漸次整備せられつゝあるが、其の法令を通じて觀取される一貫せる立法上の指導精神は卽ち、蒙古舊來の社會制度、經濟組織及文化は國是國情に反せざる限り之を保護し、且長所は之を助長せしめるやうに立法上注意したことである。

其の後中央行政機構の變革あり、或ひは日滿統制經濟、或ひは國防上の必要から蒙古地方にも共に適用ある多くの法令が制定發布せられた。

今此等を參考迄に揭げて見ることにする。

「官制の部」

1 國務院各部官制中第十章（蒙政部設立）追加　（康德元年十一月　勅令第一六二號）
2 興安各省公署官制（康德元年十一月　勅令第一六四號）
3 興安各省公署定員制定ノ件　（康德二年四月　蒙政部令第二號）
4 興安綿羊改良場官制　（康德二年五月　勅令第三九號）
5 興安學院官制　（康德二年七月　勅令第八二號）
6 林場權審査委員會官制（康德元年六月　勅令第五〇號）

「地方制度の部」

1 札魯特左翼旗及札魯特右翼旗ヲ廢止シ新ニ札魯特旗ヲ設置スルノ件　（康德二年五月　勅令第四二號）
2 北滿特別區ノ區域中旗ノ區域ニ編入サルヽ區域決定ノ件　（康德二年十二月　蒙、民政部令）

「產業關係の一部」

1 產金買上法　（大同二年六月　教令第四七號）

2 商標法（大同二年九月 教令第七七號）
3 商標登錄令（大同二年十一月 實業部令第九號）
4 度量衡法（大同三年一月 教令第五號）
5 滿洲採金株式會社ノ事業區ニ域關スル件（康德元年五月 勅令第三九號）
6 林場權整理法（康德元年六月 勅令第四七號）
7 石油類專賣法（康德元年十一月 勅令第一四九號）
8 漁業保護區域設置ニ關スル件（康德二年二月 勅令第八號）
9 計量法（康德二年七月 勅令第八一號）
10 鑛業法（康德二年八月 勅令第八五號）
11 鑛業登錄令（康德二年八月 勅令第八七號）
12 家畜交易市場法（康德二年十二月 勅令第一六一號）

「稅制の一部」

1 出居糧石稅法（大同二年十一月 教令第九四號）
2 捲菸納法（康德元年六月 勅令第四九號）
3 木稅法（康德元年八月 勅令第一〇八號）
4 地方稅木捐規則（康德元年八月 民、財、總署令）
5 徵稅交付金法（康德元年九月 勅令第一一〇號）
6 消費稅課稅物件製造取締法（康德元年十一月 勅令第一四八號）
7 酒稅法（康德二年七月 勅令第七一號）
8 家釀自用酒稅法（康德二年七月 勅令第七二號）
9 鑛業稅法（康德二年八月 勅令第八六號）
10 鑛業登錄稅法（康德二年八月 勅令第八八號）
11 商業登錄稅法 康德二年十二月 勅令第一五三號）

「警察の部」

1 警察管轄權ノ歸屬ニ關スル件（大同元年四月 院令第三號）
2 私帖及紙幣に類似せる證券取締暫行辦法（大同元年七月 教令第五三號）
3 治安警察法（大同元年九月 教令第八六號）
4 出版法（大同元年十月 教令第一〇三號）
5 阿片法（大同元年十一月 教令第一一一號）
6 阿片緝私法（大同元年十二月 教令第一一五號）
7 查獲私土獎勵規則（大同元年十二月 教令第一一六號）
8 阿片法施行令取扱手續（大同二年五月 總署訓令第二三一號）
9 外國人入國取締規則（大同二年六月 民政部令第七號）
10 民政部制定ノ外國人入國取締規則ヲ適用スルノ件（大同二年六月 總署令第三號）
11 興安總署令第三號ニ依リ官署ヲ指定スルノ件（大同二年六月 總署令第四號）
12 指紋事務取扱規程及指紋原紙記載要則並ニ指紋分類式

（大同三年二月　民、司、總署訓令）

13 興安省公醫規則　（康德元年三月　總署令第一號）

14 暫行滯留外國人屆出規則　（康德元年三月　總署令第四號）

15 暫行武器彈藥取扱規程（康德元年五月　總署令第六號）

16 活動寫眞フイルム取締規則　（康德元年六月　民、總署令）

17 興安省自動車取締規則（康德元年六月　總署令第八號）

18 火藥類取締法　（康德二年十一月　勅令第一二七號）

19 火藥類原料取締法（康德二年十一月　第令勅一二八號）

20 煙火爆竹取締規則　（康德二年十一月　民、蒙政部令）

21 外國人居留證明書發給規則　（康德二年十二月　蒙政部令第二五號）

「司法の一部」

1 興安省處理司法事務暫行辦法　（大同二年十月　敎令第八一號）

「文敎の一部」

1 興安省學校學年學期休業期日暫行規程　（大同二年十一月　總署令第七號）

2 師範教育令　（康德元年八月　勅令第九九號）

「會計の一部」

1 興安分省公署會計事務處理臨時辦法章程　（大同元年八月　總署令第三號）

2 物品會計規則　（大同元年十一月　敎令第一〇六號）

3 國有財產法　（大同二年七月　敎令第五七號）

4 雜種財產處理規程（大同二年七月　財政部令第一六號）

5 政府契約規則　（大同二年七月　敎令第五八號）

6 會　計　法　（康德二年十二月　勅令第一六〇號）

以上列記した法令は孰れも公法の部類に屬するもので、私法殊に民商法については新らしく制定を見てゐない。又一方法律生活上重要なる刑法も制定せられてゐない。併し民商法及刑法が全く無い譯ではない。卽ち前述した敎令第三號に依り暫く舊來の法令が援用せられて、民衆の法律生活を規律してゐる。勿論斯うした事態を永續せしむべきでないことは明らかであるので、中央政府當局に於ても刑法及私法一般法典の制定に付き研究中である。

之を要するに、滿洲國に於ては前述した對蒙古法制の指導精神に依り着々法令制定を進めてゐるが、徒らに理窟に流れて、ぎごちない法律生活を未だ文化程度の低い蒙古民族に押し付けることなく、國家運營上の最必要性より出たる官制・地方制度及產業關係公法等を制定し、他の私法關係の法令は從來の法律並に慣習を地方の實際に付き調査研究の上制定することになつてゐる。

以上大體蒙古に關する法制の一般を述べ各位の參考に供

する次第である。終りに臨み本稿執筆に當り種々御援助下さつた蒙政部員田沼義男氏の勞を深謝する。

（大場辰之助）

五、司　法

滿洲國は王道を政治理念として出現し、五族協和を標榜した。五族中の一大民族に蒙古民族が含まれる。蒙古民族は今や民族的盛衰周期の上から不幸なる地位に置かれてゐる。そこで實質的五族協和の具現を計り、蒙古民族の安住すべき地域として、興安省（現在の興安東南西北省）が劃立せられ、興安局（後に興安總署、更に蒙政部）なる行政官廳が設けられたのである。

司法に於ても、行政に於けると同じ理由によつて特別なる制度が設けられたのである。

由來滿洲國に於ては、大同元年敎令第三號に依つて援用せられたる法院編制法に基き司法機關は構成せられてゐた。然るに興安省に於ては、該法より全く獨立して司法制度が樹立せられた。其の基礎法が卽ち大同二年十月五日に公布せられたる敎令第八十號の興安省處理司法事務暫行辦法である。本法に依つて民事訴訟、刑事訴訟、其の他の司法事務一般は處理せらるゝことになつてゐる。

左に順次說明することゝする。

(1) 所に關する効力

本法の適用せらるべき地域は興安省（現在の興安各省）に限られてをり、他省には適用なきことゝなつてゐる。然し本法は蒙古民族を對象として制定せられたるものであり、而して蒙古民族の居住する地域は興安省內に限られず省外、例へば熱河省、錦州省、龍江省、吉林省、濱江省等にも居住することであるから、理論的には其等の地方にも適用すべきではなからうか。

興安總署は康德元年十二月に蒙政部に改編せられ、行政管轄地域も屬人主義的に擴張し、既に熱河省內の一部の蒙旗を興安南、西省に劃入し、又依克明安、杜爾伯特、郭爾羅斯前旗、郭爾羅斯後旗等をも其の所管としたのであるから司法も行政と並行して屬人主義的に處理せられねばなるまい。

(2) 審判機關の構成

滿洲國一般の審判機關の構成は最高法院、高等法院、地方法院、區法院の四級三審制である。（康德三年一月四日法院組織法）

然るに興安省に於ては目的的に別個の系統に屬する審判機關が存在する。

審級は三で、第一審は縣公署又は旗公署、第二審は各分省公署（現在は興安各省公署）、而して第三審卽ち終審は最

高法院である。

最高法院は前記滿洲國一般司法の最高法院である。最高法院の構成は法院組織法に依つて定めらるゝが玆には省略する。第二審即ち分省公署（省公署）の審判機關は「分省公署審判庭」と呼稱せられる（康德元年五月十一日司法部訓令及指令）分省公署が省公署と改められたので、從つて名稱も變更せられた。

省公署審判庭の編成は分省長（現在は省長）分省公署理事官（現在は省公署廳長）及び事務官各一人を以て合議庭を構成する。（第二條第二項）

分省長（現在は省長）は行政官であるが、同時に司法事務を兼理するものである。理事官と稱するは廳長を意味するものであり、立法當時にあつては廳長は總務廳長と民政廳長とであつたが、現在では此の外に興安南北省にあつては警務廳長が加はり、此等の廳長が何れも審判官たる資格を有するものである。

省長及廳長が兼理司法官たることは恰かも縣長、旗長が兼理司法官たると同趣旨である。然るに合議庭を構成すべき事務官は推事（判事）の資格を有することをその必要條件としてゐる。（推事の資格に關しては別に規定あり）

省長及び廳長が共に行政官であり、司法に關しては謂はゞ素人であるから、せめて專門家である所の法官を一人でも入れておいて、法律家的判斷の色彩を附與せんとしたのであり、又第一審に於ける司法、行政の混淆から司法權の獨立を要求したのである。

而して省長は庭長の職務を、廳長及び事務官は推事の職務を執行する。（第二條第三項）

第一審たる縣公署又旗公署に在つては裁判所は一人の裁判官を以て構成し、所謂單獨裁判所である。此の審判機關は縣公署審判庭又は旗公署審判庭と稱せられる。而して審判官とは行政官たる縣長又は旗長を以て充當する兼理司法である。

第一審及び第二審々判機關がその構成員の全部又は一部に行政官を以て充てたことは近代的三權分立の原則から奇異の觀を呈する。

本法に於ては何故に兼理の形態を採つたかに付ては種々の理由が存する。その一は蒙古の歷史である。蒙古に於ては元來三權は殆んど分立せず、行政官たる札薩克（旗長）及び盟長が同時に裁判官であつた。民衆はそれに對して何等の不平を持たなかつた。絕對的專制君主たる旗長又は盟長の裁判を行ふのに何の不思議があらう筈がない。この信念に反して俄かに新しい形式の分立をなす必要が少いと言ふのである。そうして旗長又は盟長は旗内では一般に知識的にも水準が高かつたのである。其の二は蒙古に於ては法

律上所謂推事の資格を有する者の少いことである。
この兼理司法の形態も將來は漸次改革せられねばならぬであらう。行政官が司法官を兼ぬることは公正の保持が困難なることは勿論であり、而も其等の行政官が封建社會の遺物的存在である場合には特に弊害が大なりと云はねばならぬからである。從つて司法官の養成は蒙古司法に於て急務なりと云はねばならぬ。

(3) 檢察機關の構成

最高檢察廳が同時に蒙古司法の最上級檢察機關であることは疑ひがない。次位の檢察機關に省公署檢察署が存する。高等檢察廳に該當すべきものである。該署は興安警察局警正(現在は省公署警正)一人を以て構成せしめ、檢察官の職務を執行せしめてゐる。

各省公署には警正が三人若は二人居るが、何れも檢察官の職務を執行する資格を有する。

斯の如く、第二審及び第三審に於ては、彈劾式訴訟形式を探つてゐるにも拘らず、第一審に於ては、糺問式訴訟形式を採つてゐる。卽ち第一審に於ては、審判機關のみ存在し、訴追機關たる檢察機關を缺如する。(修正縣知事審理訴訟暫行章程を準用すべき時は凡て檢察官の職權は本章程第六條の規定に依る)

之は從來蒙古に於て行はれてゐた訴訟形式を第一審に於て踏襲したことになつてゐるが、此の制度は糺問式訴訟形式に內在する弊害をそのまゝ伴ふのみならず、審判官が封建制度の遺物である場合には特に其の弱點を曝露する。(賞給制度は犯罪摘發に著しき改果があり注意に値ひする)

檢察官一體の原則の適用は當然である。

檢察補助機關としては、省公署に警務廳(又は警務科)があり、其に下に各旗公署及び縣公署に警務科がある。又省公署官制中には省長必要ありと認むる地域に警察署を置くことが出來る旨の規定があり、警察署は都市地方に設置せらるべきことを豫想してゐるものであり、現在に於ては海拉爾に其設備あるのみ。

警察官吏の階級は警正、警佐、巡官、警長、警士の五に分たれ、警正、警佐、巡官は刑事訴訟法第二二八條に所謂司法警察官に、警長及び警士は同法第二二九條に所謂司法警察(司法警察吏)に該當するとせらる。

(4) 適用法規

檢察に關する法規には、刑事訴訟法、檢察廳指揮司法警察證暫行細則、增定檢察廳調度司法警察章程、檢察廳調度司法警察章程、檢察官與司法警察官吏合作辦法等があり、之等は本法第三條に依り準用せらるゝのである。

興安四省に於ける民事訴訟、刑事訴訟其の他司法事務に付き適用すべき實體法規及び手續法規に關しては、第一條

に規定せられてゐる。それに依ると、(一)原有旗民のみに關する案件と、(二)原有旗民と其の他の者との双方に關する案件及び原有旗民以外の者のみに關する案件とに分つて適用法規を區別してゐるのである。

玆に原有旗民と稱するは、蒙古人を主とすること勿論なるも、其の外原住民族たる滿洲族、通古斯族が包含せらるゝことを忘れてはならぬ。興安四省内には、達呼兒（蒙古族との混血）、索倫、錫伯、鄂勒春等の通古斯系民族が住するが、之等は蒙古族と同系のウラルアルタイ民族に屬し、言語、宗教、人情、風俗等近似する所あり、殊に歴史的には常に交渉があり、接壤或は混然雜居してゐたので民族性も同化してゐる點が少くない。

原有旗民以外の者とは、前者以外の者を指すのであつて、卽ち漢民族等である。

漢民族と原有旗民とは言語、人情、風俗、習慣、宗教等あらゆる方面に差異があり、從つて法的確信に於ても差があるので、此の兩者の法的正義要求を充足調和せしめんとして適用法規を異にしたのである。

一、訴訟當事者が原有旗民のみなる案件

訴訟の當事者がすべて原有旗民である案件、換言すれば、訴訟の當事者中に原有旗民以外の者の介入せざる案件に於ては

(一)　前淸理藩院則例
(二)　番例條款
(三)　其の他從來原有旗民のみの案件に關して施行せられたる成文法及慣習法

が適用せらるゝことゝなつてゐる。然し以上の三者が適用せらるゝに當つては、一の制限が存するのであつて、卽ち右の成文法及び慣習法等は「建國ノ主旨國情及ビ法令ニ牴觸セザル範圍」に於て適用が許されるのである。

二、原有旗民と其の他の者との双方に關する案件、及び原有旗民以外の者のみに關する案件、卽ち訴訟當事者の一方或は双方が原有旗民以外の者なる案件

之等の案件に於ては、旗公署審判庭又は縣公署審判庭に在りては、民政部大臣所轄の縣長が司法事務を兼理する場合に適用すべき法令を準用し、省公署審判庭にありては高等法院が適用すべき法令を準用することになつてゐる。

本號の規定は之を要するに原有旗民以外の者の保護の規定であり、原有旗民以外の者の利益と蒙古社會に於ける法的利益との衡平が將來の蒙古司法改正に際して考慮せらるべきではあるまいか。

（坂野　龜一）

六、財　政

(1) 概　説

滿洲國內蒙古に於ける財政を述ぶる前に蒙古地方が日滿兩國にとつて如何なる意義を有するかといふことに付て、檢討して見たい。

蒙古が日滿兩國にとつて最も重要視される第一の點は軍事國防上に密接なる關係を有するといふことにある。卽ち蒙古は實に日滿露支四國の軍事上の折衝地帶であり、もつと露骨に云へば日支露三國の爭覇地である。地理上から見ても、經濟上から見ても、若し第二次日ソ戰爭は實に蒙古問題に端を發し、蒙古國境地帶に於て行はるべきは豫想するに難くない。日滿人にして、しかも指導的地位にある者の口から「蒙古は小さい、取るに足らぬ」といふ愚論を屢々聞くのであるが謬れるも亦甚だしい。これは蒙古が日滿兩國國防の第一線であることを意識してゐない者の言である。

國內蒙古人に依つて領有せられてゐる地域は實に四十四萬二千六百四十七平方粁もあつて、滿洲國全面積の三分の一に達し日本內地に臺灣、關東州、南洋を加算せる面積よりも稍大である。然もこれは民政部主管に屬する熱河地方の蒙旗八旗の蒙古人四十萬人の住居する地域を除いての話である。この尨大なる地域には滿洲國內森林の三分の一以上の森林を有してゐるし、且つ又砂金石炭羊毛皮革等實に莫大なる原料の生産地でもある。其れと同時に地續きの彼方には同族の察哈爾省、外蒙共和國、ブリヤートモンゴル共和國等があつて國內蒙古の統治の良否は直ちに國境の一線を越へて是等の同族國家に波及し、彼等は常に日本が如何に蒙古を治め、蒙古を遇するかと注意深く眺めてゐるのである。從つて國內蒙古の財政が充實し、經濟が良好となつて、蒙古大衆が眞から王道樂土を謳歌し、日本及日本人に全幅の信賴と感謝の念とを持するに至れば、一朝有事の際に於ては、蒙古大衆は我々と生死苦患を共にするであらうし、又外蒙も察哈爾もブリヤートモンゴルも風を望んで來り盟するであらう。故に國內蒙古の財政の基礎を確立し充實せしめることは目下の急務であり、且つ指導の任にある日本及日本人に課せられた重大なる責務であらねばならぬ。

(2) 過去に於ける滿洲國內蒙古の財政

過去に於ける滿洲國內蒙古の財政狀態を見るに、勿論蒙古全般に亙つてこれを統一するの機關は無く、各種各樣の制度組織を有してゐたに止るが、各旗とも行政組織、地理的環境、文化の程度等其の規を一にしてゐる關係で、財政の內容及變遷の過程は大體同樣であるといふことが出來る。

各旗の札薩克たる王公は、旗の最高權力者として土地並に旗民を支配してゐた結果、旗の財政も亦王公の管理する所であつた。而も旗財政と王公の私經濟とは劃然區別されることなく、旗の收入は王公の收入であり、王公の支出は

卽ち旗の支出であつた。旗民は王公に對しては絶對無限の服從義務を負ひ、旗內行政の辦事者は均しく義務職であり、保安警備の壯丁は凡て徵兵制度に依り召募された。又旗民は必要あれば夫役に應じ、牛馬羊等の現品徵發にも應じた。卽ち當初に於ける旗の財政は全く原始的で凡て夫役現品に依つてのみ賄はれてゐたのである。

淸朝の初期、借地養民制が實施され、蒙地の開墾に從事せんとする漢人に對しては押荒銀を徵して小作權を設定し糧租を徵收したが、其の後納租の不便を除去するため、糧租を錢租に改めるに及んで始めて旗財政に貨幣の登場を見るに至つた。

借地養民制は、蒙古の社會的經濟的狀勢の變化及び政府の政策變換等の結果、光緖年代に到り所謂荒地開放に變換するに及んで、旗財政の內容も著しく變化せざるを得なくなつた。荒地開放に當つて徵收せる荒價は二分して、其の一を接濟餉と稱して國家に納入し、其の一を旗有とした。旗有の荒價は更に其の六割を旗民に分與し四を札薩克王公の辦公費に充當した。又開放地より徵收する地租は其の四割を國家に納め、六割を旗の收入として辦公費に充て、且つ地租徵收機關として地局を設置し人員を整備するに及び、旗財政は收入支出とも著しく膨脹するに至つた。

淸末に到つては一般旗民に對する夫役現品制度も漸次廢除され、これに換ふるに科銀制を實施し、旗民の貧富を區別して科銀を徵收することゝなつた。而して是等の旗收入は王公の私經濟を賄ふと共に、一面警察、教育等の制度實施に伴ふ行政費に充當せられた。

しかし是等の財政制度は、漢人移民に對する中央政府との徵稅分配の不公平等のため度々破綻を來したのみならず、經濟組織の變化や、天災人禍に因る旗民の疲弊に依つて租稅收入の激減に遭ひ、且つ又王公の節度無き財政經理の結末借欵相次ぎ、建國當時に於ては各旗の財政は甚だしき難局に陷つてゐるものも尠くなかつた。

(3) 建國後に於ける蒙古の財政

イ、豫算の集成

蒙古の財政といつても別に特別會計がある譯ではなく、國の豫算として一本に集成されてゐるため、蒙古だけの歲出歲入といふものを判然區別して數字的に記述することは出來ない。滿洲國に於ては、豫算の集中編成といふ財政上の最大中心的行政は、財政部主管に屬せずして國務總理直屬の總務廳に於て掌ることになつてゐる。財政部は唯國庫の收入に付て、官制に從ひ蒙古の地域たると其の他の地域たるとを問はず滿洲國全土に及んで、國稅徵收、專賣、貨幣、金融統制及び國有財產に關する事項を司る。從つて財政部は蒙古地方にも、各地に國稅徵收機關たる稅捐局及び

蒙政部と協調しつゝ徴税事務を行つてゐる。

ロ、蒙政部豫算の內容

蒙政部豫算の內容を說明すれば左の通りである。

蒙政部所管歲出豫算(康德三年度)

合計	三、二三〇、七四七圓
經常部合計	二、二四七、三二九
第一款 蒙政本部	四五二、五七二
第二款 興安省公署	一、三〇五、〇一八
第三款 旗公署	二一六、六〇四
第四款 興安綿羊改良場	七六、三六四
第五款 興安學院	三八、六〇八
第六款 衞生費	四八、三〇〇
第七款 偵緝費	一五、〇〇〇
第八款 各項支出款	九四、八六三
臨時部合計	九八三、四一八
第一款 補助費	五二一、七四八
第一項 補助旗費	四七三、〇九二
第二項 補助喇嘛費	九、六〇〇
第三項 補助蒙民教育費	三九、〇五六
第二款 家畜防疫費	六九、九五〇
第三款 調査費	一八、五〇〇
第四款 講習及訓練費	一七、四〇〇
第五款 産業振興費	一〇〇、八八〇
第一項 家畜貸付費	六七、〇〇〇
第二項 補助旗畜場設置費	二七、〇〇〇
第三項 補助旗苗圃設置費	六、八八〇
第六款 臨時警備費	二五四、九四〇

滿洲國歲出豫算總計は二億一千九百四十萬五千圓で、これに比較すれば、蒙政部の豫算は洵に微々たるものであるが、實は國內蒙古の爲めに國政を行ふものは單に蒙政部のみに限るのではなく、司法部、財政部、交通部、軍政部馬政局、國道局、地籍整備局等多數あつて、其等の蒙古の爲めに支出する金額は又莫大なものである。

次に蒙政部の歲入豫算を示せば左の通りである。

蒙政部所管歲入豫算

合計	二六二、三〇三圓
經常部合計	二三七、三〇三
第一款 官業收入	二二一、八三〇
第二款 雜收入	一五、四七三
臨時部合計	二五、〇〇〇
第一款 雜收入	二五、〇〇〇

右の歲入豫算は滿洲國歲出豫算總計二億一千九百四十萬五十圓に比較すれば實に僅少であるが、勿論これを以つて蒙古地方より生ずる歲入の凡てゞあると考へるのは大なる

謬りであることは後述する通りである。

ハ、國內蒙古より徵收する關稅

興安四省內の國稅徵收機關は總て財政部の統轄するところであつて、これは民政部管內の國稅徵收制度と何等異るところは無い。而して興安省內の國稅の一部は財政部直轄の稅捐局で直接徵收する。卽ち統稅、菸酒稅、營業稅が是れである。他の一部は旗公署が代徵してゐる。田賦、牲畜稅、魚稅、印紙稅等が是れである。稅率は現在のところ省により不同であるが、種々な事情で急に統一することは困難である。目下財政部では、鋭意國稅の統制を行ひつゝあるから、漸次蒙古地方にも根本的な稅制改革が具現するものと思はれる。

今、試みに康德元年度の國稅徵收表を左に揭げるが、尙此の外、鹽稅、火柴、煤、石油等の專賣收入、滿洲里稅關收入等の存することも考慮に入れなければならぬ。又近く興安四省內にも鑛業法が施行せられる豫定であるし、一方國有森林の計畫的伐採が開始せらるゝに至れば、鑛業稅及木稅も相當多額に上るものと見られる。

康德元年度興安省關係國稅徵收表

稅目	金額
一、田賦	二八、五七〇圓
二、禁煙特稅	一六四、五一六
三、出產稅	六八三、二〇三
四、鑛業稅	二五、八七六
五、營業稅	三二〇、八三四
六、牲畜稅	二四〇、一七二
七、統稅	四一三、八二四
八、菸酒稅	六二、八七二
九、雜稅	六三、九一八
十、印紙收入	二八六、二一三
十一、雜收入	四、九四八
計	二、二九四、九四六

(4) 國內蒙古の地方財政

イ、總論

(a) 豫算制度の採用實旋

旗及縣は共は地方自治團體なるを以つて地方財政權を持つてゐることは言ふを俟たない。しかし最近までは現在施行してゐる如き嚴格な豫算制度といふものは蒙古には無かつた。旗公署の收入支出は凡て專制王公たる旗長札薩克の收入支出であり、財政經理は目茶苦茶であつた。從つて旗長たる王公の名義で借財をなしこれが自治體の負債となつた例が少くない。

然るに建國後は各旗共一齊に豫算制度を實行した爲め從來の混沌たる旗の財政は多少不手際ながら形式を整へて來た。旗長其の他旗職員幹部の個人經濟と自治團體たる旗の

經濟とは劃然と區別され、豫算の編成から實行に付ては日系職員が之を指導して間違の無いやうに注意してゐる。

建國後に於ける蒙古地方の各種變革中、この豫算制度の採用實施こそは、最も重大なる變革として指摘される。その結果として蒙古地方の社會に及ぼした影響を概略述べて見れば、

(1) 旗の財政に劃然たる公私の區別をつけた爲め王公の搾取が停止せられた。その結果逐日封建制度の退消が期待せられる。

(2) 各種の徴税事務が公然且つ公平に行はれ徴收金がみだりに經理せられない。

(3) 各般の行政事務が豫定の通り進行する。(舊來の蒙古には人民の爲めの保育助長行政が旗公署に依り行はれた事無く、旗公署は單なる徴税機關であり、しかも王公の生活費供給機關に過ぎなかつた。尤も寺小屋式の教育行政を行つて居た例は二三あるが、それ等は旗長たる王公の王府の仕事であつた。)

(4) 旗職員が國庫より支給せられる俸給以外に人民より公課負擔の名を以つて私利を策することが出來なくなつた。

(5) 旗内公民も安心して公課負擔に應じ得るやうになつた。

(6) 日系職員が豫算制度を通じて、稅制整理の斷行、無駄の排除、土地整理の着手等を行ふに至つた結果、旗職員並に旗内一般住民より日本人の清廉實直なる性格を認められ日蒙間をして益々親密ならしむるに至つた。

(b) 地方財政の現狀

地方財政の現狀を極めて概括的に數字を以て表せば、康德三年度に於ける歲入總額二百三十五萬六千七百九十五圓、歲出總額二百九十七萬七千五百三十三圓、同差引不足額は國庫より行政補助費、產業振興費、或は警務補助費として補助せられてゐる。

地方財政は建國後各年度を比較して觀ると、歷然たる飛躍的進步の跡を見ることが出來る。即ち收入支出とも非常な增加を示してゐる。今左に興安各省内各旗の年度別歲出入一覽表並に其内譯を揭げて見る。

興安全省各旗年度別歲出入一覽表

年度別	歳出	歳入	國庫補助
大同二年	一、一二七、九九一・六五円	八三六、三八六・〇九円	二〇六、〇二〇・三一円
康德元年	一、五六九、〇四〇・〇〇	一、三五五、七四七・〇〇	二一三、二九三・〇〇
同二年	一、九九六、二三四・〇〇	一、八三六、一三四・〇〇	二〇〇、〇〇〇・〇〇

（註）康德二年度豫算會計制度變更に際したる爲め實際は半年度分の豫算を計上したるを以て一覽の便宜上之を二倍して記載せり。

歳出内譯

年度別	旗公署費	警務費	教育費	務圖克費	其の他
大同二年	四五三、四六二・九七円	三三〇、一二三・〇七円	六二、一一〇・〇九円	四〇、三六八・〇〇円	二三〇、八五八・六二円
康德元年	四五六、一九九・〇〇	三六四、七七六・〇〇	一五、四九〇・〇〇	—	七五〇、九四三・〇〇
同二年	三八五、一八〇・〇〇	七二一・八七八・〇〇	二三一、六一四・〇〇	一四〇、六〇〇・〇〇	七一六、八五二・〇〇

歳入内譯

年度別	旗税	雑收入	財産收入	特別收入	其の他
大同二年	円 五七〇、三三七・七七	円 一三、四三三・〇三	円 八〇、七四七・六一	円 五〇、四二一・八七	円 五七、〇〇七・〇六
康徳元年	一、二一六、四二六・〇〇	六二、二七八・〇〇	一〇四、五二〇・〇〇	―	三二、三六八・〇〇
同二年	一、二一三、二七二・〇〇	一五・五一七・〇〇	九二、三五二・〇〇	二四、一一三・〇〇	三一三、〇〇〇・〇〇

興安東・各旗年度別歳出入一覧表

年度別	歳出	歳入	國庫補助
大同二年	円 一〇八、六二〇・七六	円 四九、七一〇・三一	円 六一、一七八・三四
康徳元年	一〇、八一九・〇〇	四五、〇三五・〇〇	五九、七八四・〇〇
同二年	一三一、一六二・〇〇	九五、六一四・〇〇	二五、五四八・〇〇

歳出内譯

年度別	旗公署費	警務費	教育費	務圖克費	其の他
大同二年	円 一〇八、六二〇・七六	円 —	円 —	円 —	円 —
康德元年	七六、〇二〇・〇〇	二、一八七・〇〇	一七、六一二・〇〇	—	—
同　二年	三八、四九〇・〇〇	一三、八一二・〇〇	二八、六九六・〇〇	三、七一六・〇〇	一七、四四八・〇〇

歳入内譯

年度別	旗税	雜收入	財產收入	特別收入	其の他
大同二年	円 三〇、七九二・七五	円 一、八七七・二	円 —	円 —	円 二〇、四〇五・九四
康德元年	四三、九七四・〇〇	八六〇・〇〇	—	—	—
同　二年	九〇、二〇〇・〇〇	五、四一四・〇〇	—	—	—

興安南省各旗年度別歳出入一覽表

年度別	歳出	歳入	國庫補助
大同二年	六八九、六四〇・一三円	五九七、五四六・九〇円	四三、七七三・九七円
康德元年	一、〇三一、三六一・〇〇	九六六、四三三・〇〇	六四、八二四・〇〇
同　二年	一、三三一・九〇六・〇〇	一、二九三、九〇六・〇〇	五三、二〇〇・〇〇

歳出內譯

年度別	旗公署費	警務費	教育費	努圖克費	其の他
大同二年	二〇八、五八〇・〇八円	二三五、八八九・八〇円	二七、〇五七・四五円	一〇、九四六・〇八円	二〇七、一三一・七一円
康德元年	一四五、九九二・〇〇	二〇五、七八七・〇〇	八三、〇二〇・〇〇	—	五九六、四六二・〇〇
同　二年	一五四、〇二〇・〇〇	三一六、〇二六・〇〇	一〇七、〇四〇・〇〇	八一、三〇〇・〇〇	六六三、五二〇・〇〇

歳入內譯

年度別	旗税	雜收入	財産收入	特別收入	其の他
大同二年	三七、九七一・三七円	一、九二五・二五円	六九、八二六・六一円	四三、四一八・〇〇円	三六、六〇一・二三円
康德元年	九〇三、六七六・〇〇	五一、一〇二・〇〇	七一、七〇五・〇〇	―	―
同二年	八二一、五六〇・〇〇	一四、三三六・〇〇	七〇、〇八六・〇〇	―	二九八、〇〇〇・〇〇

興安西省各旗年度別歳出入一覽表

年度別	歳出	歳入	國庫補助
大同二年	一九〇、五九六・七〇円	六五、二四三・六四円	七六、二六〇・〇〇円
康德元年	二〇一、三六七・〇〇	一五一、二〇〇・〇〇	五一、二四七・〇〇
同二年	三二三、二〇〇・〇〇	二五八、八七〇・〇〇	七一、九三〇・〇〇

歳出內譯

年度別	旗公署費	警務費	教育費	務圖克費	其の他
大同二年	七八、〇五七・七七円	七四、〇三〇・七六円	一四、七七一・二六円	—円	二三、七三六・九一円
康德元年	九五、四三五・〇〇	六六、四八二・〇〇	一九、七二七・二九	—	一九、七三二・〇〇
同二年	八九、二一八・〇〇	一五四、九四二・〇〇	二八、五六六・〇〇	三、九七四・〇〇	一七、五三〇・〇〇

歳入內譯

年度別	旗税	雜收入	財産收入	特別收入	其の他
大同二年	三八、六七三・五三円	八、六四五・二四円	一〇、九二一・〇〇円	七、〇〇三・八七円	—円
康德元年	一〇〇、六三一・〇〇	一〇、三一六・〇〇	三二、八一五・〇〇	—	六、三六八・〇〇
同二年	一三八、八八六・〇〇	一一、二八六・〇〇	三一、二六六・〇〇	二四、一一三・〇〇	—

興安北省各旗年度別歳出入一覽表

年度別	歳出	歳入	國庫補助
大同二年	一二九、一三四・〇七円	一二三、八八五・五五円	二四、八〇八・〇〇円
康德元年	二三一、五九三・〇〇	一九四、一五五・〇〇	三七、四三八・〇〇
同二年	二〇九、八五六・〇〇	一八七、七三四・〇〇	三一、一三二・〇〇

歳出內譯

年度別	旗公署費	警務費	教育費	務圖克費	其の他
大同二年	五八、二〇四・三六円	二〇、二〇二・五一円	二〇、二八一・三八円	二九、四三二・七三円	—円
康德元年	八七、七七五・〇〇	二八、六八九・〇〇	一六、〇〇〇・〇〇	—	九九、一二九・〇〇
同二年	八三、四五二・〇〇	三七、〇九六・〇〇	五七、三一二・〇〇	一三、六四〇・〇〇	一八、三五六・〇〇

歳入内譯

年度別	旗稅	雜收入	財產收入	特別收入	其の他
大同二年	一三、九〇〇・一三円	九八五・四三円	─円	─円	─円
康德元年	一六八、一五五・〇〇	─	─	─	二六、〇〇〇・〇〇
同二年	一七二、六二六・〇〇	一〇八・〇〇	─	─	一五、〇〇〇・〇〇

右に依れば西、南兩省内に於ける警察費は行政費の大部分を占めてゐるが、これは事變後兩省管内に匪賊が逃げ込んだ爲めに急增したものである。以上の財政飛躍の跡を觀れば、將來に於ける地方財政の基礎確立は左程困難ではない。既に現在に於ても、郭爾羅斯前旗、後旗、東科中旗、後旗、布特哈旗、克什騰旗等の各旗の如きは、國庫より補助を受くることなくして獨立獨歩し得る狀態にまで進展しつゝある。

ロ、地方稅政

蒙古地方に於ける國稅は、蒙古が他の地域と異る社會事象を有するため、多少異つた國稅の存在を必要とし、今直ちにこれを整理し得ざる實情にあるが、地方稅制については一層特殊的なる地方事情に支配せられ、東、南、西、北各省とも實に多種多樣であつて統制上甚だ不便を感ずるを以つて、當局は近く稅制整理を斷行する方針で鋭意調査研究中である。しかし又一方、地方稅制の改革は國稅整理及び中央地方の行政機構の改變と相伴ふべきもので、單獨に之が改革を實施し得ないためこれ迄遲延してゐるといふ理由もあるが、兎も角、蒙古に於ける地方財政の基礎確立は國防上より觀るも急務であるは前述した通りである。

蒙古地方に於ける稅制の現狀は、舊慣舊令を其の儘、或は國情に合致せぬものは之を改めて援用し、地方財政の急激なる動搖を防いでゐる。今興安各省内に實際施行せられてゐる稅目を拾ひ擧げて見る。

税目	説明
蒙租	放荒地域內の既開墾地に付き漢人より徴收する小作料の性質を有する租金
科銀	性質同右（興安西省に於ては蒙租を科銀と稱す）
街基租	放荒區內城鎭基（城又は市街の基地）より徴收する一種の地租
墾植捐	旗民より徴收の地畝捐
牲畜捐	牲畜を賣買する時買主より徴收する税捐
牧畜捐	牲畜の頭數に依り牲畜所有者より徴收する税捐
特別牧畜捐	牲畜の頭數に依り俄僑より徴收する税捐
舖商捐	資本額に依り商店より徴收する税捐
行商販賣捐	從價又は人に就き移動商（行商）より徴收する税捐
鍛冶工捐	戸に就き鍛冶工人より徴收する税捐（鍛冶工は卽ち鐵匠業者等なり）
皮革工捐	戸に就き皮革皮工人より徴收する税捐（皮革工卽ら鞣革工なり）
磨捐	臺數に就き磨房業者より徴收する税捐（製粉用）
木植捐	森林伐採の際の木捐
糧捐	從價に就き營業者より徴收する税捐
瓜子捐	同上
車商捐	入山樂々車（木造車）を製造する者より徴收する税捐
車捐	輛數に就き馬車業者より徴收する税捐（人乘馬車營業者）
經紀捐	紹介業（仲立業）者より徴收する税捐
妓女捐	妓女より徴收する税捐
妓女門戸捐	妓舘（女郎屋）業者より徴收する税捐
汽車捐	車輛に就き自動車業者より徴收する税捐
營業地皮捐	場所賃貸業者より徴收する税捐（例、門口を夜市に賃貸するもの）
小腸捐	請負額に就き小腸販賣業者より徴收する税捐（請負とは年額のこと卽ち一年に付賣買の多寡に拘らず一定の額を徴收すること以下此れに準ず）
木炭捐	從價に就き販賣者より徴收する税捐
炭捐	座（窯）に就き木炭製造業者より徴收する税捐
魚捐	從價或は請負額に就き販賣者より徴收する税捐
魚網捐	網數に就き魚網所有者より徴收する税捐
渡口損	艘數に就き人渡舟營業者より徴收する税捐

窰捐　窰數に就き磚、瓦、盆の窯窰業者より徵收する稅捐

山貨皮張捐　從價に就き販賣業者より徵收する稅捐（山貨は推茸、木耳等山產物、皮張は獸皮等）

皮毛捐　從價に就き販賣業者より徵收する稅捐（皮毛は羊、牛、馬等の皮毛を指す）

甘草捐　從價又は斤量に就き販賣業者より徵收する稅捐（甘草は藥材なり）

秧草捐　從價又は車數に就き秧草刈する者より徵收する稅捐

刀把捐　刀把數に就き客籍人（蒙旗以外の籍民）秧草刈する者より徵收する稅捐（或は放荒區に居住し未放區內の秧草を刈者より徵收す）

門牌捐　戶に就き戶主より徵收する稅捐（門札稅）

百貨捐　從價に就き商店より徵收する稅捐

屠宰捐　頭數に就き屠宰業者より徵收する稅捐（屠畜稅）

水田捐　垧數に就き水田耕種者より徵收する稅捐

鑛丁捐　人數に就き鑛區採掘工人より徵收する稅捐

娛樂捐　賭博業者より徵收する稅捐

棲林捐　俄人入山獵者より徵收する稅捐

槍租捐　挺數に就き獵銃所有者は他の獵師に銃を賃貸したるとき徵收する稅捐

柳叢捐　面積に就き柳條刈（柳枝を刈る）る者より徵收する稅捐（未放區域の柳條を刈る者）

黃菸捐　菸に就き耕種者より徵收する稅捐（黃菸は煙草なり）

燒商捐　請負額に就き燒酒釀造業者より徵收する稅捐

魚股抽份　未放荒區域內の江河にて漁獵者より徵收する稅捐（捕獲步合に就き徵收す）

土鹽捐　未放荒區域內の土鹽を採收する者より徵收する稅捐

草刀捐　刀把捐に同じ

刀鋸捐　刀鋸捐は草刀捐、鋸頭捐の總稱にして草刀捐は放荒區內に居住し未放荒區內の秧草を刈るもの刀數に就き徵收す鋸頭捐は入山し藥材即ち防風等の類を採取するものより徵收す

屠宰場費　頭數に就き營業者より徵收する稅捐（屠畜場費場所使用料の意）

尙參考の爲め各省各旗別の、重要なる財源をなす稅目率金額を左に掲げて見る。

興安東省

旗別	稅目	稅率	金額
布特哈旗	墾植捐	垧 ・四八	四、二七七円

旗別	税目		税率	金額
	木植捐			三、四八〇
	入山執照	張	一・〇〇	二、〇〇〇
	娛樂捐	不定		二一、五二六
莫力達瓦旗	墾植捐	垧	・六〇	三、三二二
	百貨捐	元	・六〇	二、八〇〇
	木植捐			二、四七〇
巴彥旗	墾植捐	垧	・五〇	二、一〇〇
	木植捐			五、二〇〇
	入山執照	張	・九〇	一、一七〇
阿榮旗	墾植捐	垧	・七〇	五、七一二
喜札嘎爾旗	娛樂捐	不定		一二、六〇〇
	百貨捐	元	・〇四	四、八〇〇
	木植捐			三、八四〇
	入山執照	張	一・〇〇	一、五〇〇
	營業捐			二、八八〇

興安南省

旗別	税目		税率	金額
東科前旗	蒙租	畝	上・一五四 中・一一〇 下・〇六六	二九、一〇四円
	墾植捐	垧	上一・二〇 中・九〇 下・六〇	四八・六四四
東科後旗	蒙租		東科前旗に同じ	二六三、六三〇
	墾植捐		同	四八、六一〇
	税捐津貼			四〇、〇〇〇
東科中旗	蒙租		東科前旗に同じ	六七七、四〇七
	公地租	垧	上一石 中八斗 下六斗	七〇、二九二
	墾植捐		東科前旗に同じ	二〇、〇〇〇
	税捐津貼			六〇、〇〇〇
西科中旗	蒙租	畝	・〇三	一九、〇〇〇
	墾植捐		東科前旗に同じ	一八、七八三
西科前旗	蒙租	畝	・〇三	五四・三三三
	街基租	號	一六・〇〇	一五、〇〇〇
	墾植捐		東科前旗に同じ	一一、四〇〇
	説捐津貼			三〇、〇〇〇
西科後旗	蒙租	畝	・〇三	一九、〇一八
	墾植捐		東科前旗に前じ	一五、一五七
札賚特旗	蒙租	畝	上・〇五 中・〇五 下・〇三	六四、二〇一
	墾植捐		東科前旗に同じ	一五、九四〇
庫倫旗	公地租			一、四五〇
	墾植捐	畝	・〇七五	二三、二三八

興安西省

旗別	税目	税率	金額
克什克騰旗	墾植捐	項上一〇.〇〇	一一、二〇〇円
	特税提成		一五〇〇〇
	牧畜捐	牛.三〇 馬.三〇 羊.〇三	六、四〇〇
	公地租		八、八二〇
巴左旗	墾植捐	項 上七.〇〇 中七.〇〇 下三.五〇	九、八五〇
	科銀	項 上五.四〇 中三.九〇 下二.四〇	七、一〇七
	牧畜捐	牛.三〇 馬.三〇 羊.〇三	四、〇〇〇
巴右旗	墾植捐	把左旗に同じ	一、九三二
	牧畜捐	同	一一、〇〇〇
	科銀	項 上四.五〇 中三.〇〇 下二.二五	四、八〇〇
阿魯科爾沁旗	墾植捐	項 上三.五〇 中三.五〇 下一.七五	一〇、四八〇
	牧畜捐	巴左旗に同じ	九、〇〇〇
	科銀	項 上四.五〇 中三.〇〇 下一.五〇	六、〇三四
札魯特旗	墾植捐	阿爾科爾沁旗に同じ	三、四三〇
	科銀	同	四、〇五〇
	牧畜捐	同	二、九八八
翁牛特左旗	公地租		四、三〇〇
奈曼旗	墾植捐		二七、八一四
	公地租		一四、二八六
	牧畜捐		四、六三六
	科銀		三、七九二

興安北省

旗別	税目	税率	金額
索倫旗	牧畜捐	牛.二〇 馬.二〇 羊.〇三 駱駝.四〇	一六、九三八
	秧草捐	市.〇一五	二三、〇〇〇
	木植捐		一八、〇〇〇
	墾植捐	畝.五〇	二、〇〇〇
東新巴旗	牧畜捐	索倫旗に同じ	二九、二七四
	木植捐		一、〇〇〇
	域捐	包額	二、〇〇〇
西新巴旗	牧畜捐	索倫旗に同じ	二二、七九二

旗	税目	單位	税率	金額
陳巴旗	牧畜捐	同		一五、三五六
	秩草捐	市	・〇一五	一、九五〇
額右旗	墾植捐	垧	三・〇〇	一、三五〇
	鑛丁捐	人	・七〇	二、一〇〇
	賭捐	紙片 寶局	・七〇 三・〇〇	一、五〇〇
	秩草捐	市	・〇二	一、〇〇〇
額左旗	秩草捐	市	・〇一	四、六六〇
	牧畜捐			四、一三九
	營業捐			三、七〇六
	墾植捐	垧	二・五〇 五・〇〇	六、一五一
	魚股捐份		一等・一五 二等・〇七 三等・〇三 四等・〇一五	三、四四八
依克明安旗	蒙租		中・二二七二八	三一、七五一

省外四旗

旗別	税目	税率	金額
郭爾羅斯前旗	蒙租	垧三・七八	一三九、九〇五円
	税捐津貼		五九、五〇〇
郭爾羅斯後旗	蒙租	中・二二七二八 下・一三六三五	五五、二〇〇
	墾植捐	上一・〇〇 中・七〇 下・六〇	四七、一八二
杜爾伯特旗	蒙租	郭後旗に同じ	六、九四九
	墾植捐	中・七〇 下・五〇	八、四〇〇

以上を仔細に見れば國税と同じやうに消費税級のものが多いことは遺憾であるが徵税方法や各種取締が充實してゐない現在の蒙古では又無理からぬことでもある。勿論可及的速かに、徵税方法及び之が取締の改善充實を行つて、國税地方税制の根本的改革を爲さねばならぬことは、我々當局者として日夜痛感して居るところである。

八、地方財政調整問題

國内蒙古に果たして財政的獨立能力有りや否やについては、議論の別れる所であるが、些細に點檢するときは財源も相當多く、中央行政費及び地方行政費を合計した程度の收入は充分計り得るものと思料せられる。しかし蒙古の地方治安費及び長大なる國境線に於ける國防施設費は到底獨自にては支辨出來ない。卽ち滿洲國の地方自安と國防とが日本帝國の國帑を以つて維持されてゐることは、取りも直さず、蘇聯、外蒙、察哈爾と實に滿洲國々境線の二分の一以上に亙る長大なる蒙古其のものゝ國境線上に於ける國防と治安が、日本帝國に依り維持されてゐるといふ結果になり、流石の蒙古大衆も友邦日本のこの絕大なる援助に對し

て全く感謝の外は無いのである。日本が若し地方治安の維持より手を引いたと假定せんか、翌日から旗公署の行政に支障を來す地方は甚だ多い。殊にこれは興安南西兩省に於て實際見るところである。斯の如く莫大なる地方治安維持費及び國防費が友邦日本に依つて負擔せらるゝ結果蒙古の地方財政が比較的良好に運營され管內の住民は共に倶に生業に從事し、安穩に其の日を樂しむことが出來るのである。

地方財政の基礎は如何にして確立するか、其の方法として誰にも考へられる事項は

1. 稅制を整理すること
2. 蒙旗の舊債を整理すること
3. 金融の圓滑を期すること
4. 土地整理を實施すること
5. 綜合的產業開發を行ふこと
6. 公平なる販賣購買機關を設置して蒙古大衆よりの搾取を防止すること
7. 警察費、及び敎育費の國庫補助を增額すること

等であるが其の具體的方策に付ては本部も鋭意研究中である。

之を要するに蒙古に於ける財政は漸次充實されつゝあるが全般的に其の基礎を確定せしめることは日滿兩國にとつて絕大なる意義を有し且つ當面の急務であらねばならぬ。

以上、大體蒙古に於ける財政狀況を記述したが何分蒼々の間に筆を執つた爲め盡さゞる點も多々あるが其の補足は他日に讓ることゝする。終りに本稿を草するに當り御多忙中種々御協力下さつた蒙政部員田沼義男君の勞を深謝する次第である。

（大場辰之助）

七、國　防

滿洲國內蒙古とは興安四省並びに熱河であるが、滿洲國の對蒙人特殊政策から、その政策の範圍を興安四省に限定（蒙地をこの四省にしており、從來の熱河も、蒙人多き地帶は興安省內に編入してある）この地帶の防備は日本軍、滿洲國軍で行ひつゝある。日本軍は日滿議定書により、滿洲國の國防の義務があるので、必然的に內、外蒙古との接壤地たる興安省方面に向つても、時に應じ活動する。滿洲國軍については、漢人種たる滿洲國軍はこの地帶よりは他の部分の治安、警備に任じ、興安省は蒙古人軍隊をもつて警備にあてゝ、蒙人蒙治主義をとりつゝある。

これは一九三五年の滿洲國軍政改革の結果であつて、この改革により滿洲國は興安四省をのぞく地區を五ケの軍管區に分ち、興安四省を四ケの軍管區に分つたのである。興安四省の區分はその政治區分と同じで、興安東南西北四省に分ち、各警備司令官を任命し、その下に蒙古騎兵を中心と

する近代的蒙古軍隊の結成にのり出したのである。現在興安四省各警備司令官は左の通りで、この四省の各警備司令官は軍政部大臣に直屬するものである。

興安東省警備司令官(代理)　綽羅巴圖爾
興安西省警備司令官(代理)　烏古延
興安北省警備司令官　烏爾金
興安南省警備司令官　巴特瑪拉布理

以上各軍の編成は二個乃至三個の地區警備軍及び旅を置いて地方の治安維持に任じてゐる外、司令部直轄部隊として砲兵隊、自動車隊、軍樂隊、病院を有し、別に模範隊として教導隊を有してゐる。警備軍は步及騎、砲兵よりなつてゐるが主として步騎兵である。戰略單位としては混成旅及び騎兵旅の二種がある。

この興安警備各軍の特徴は蒙古兵をもつて組織されてゐることで、而も、これ等が日本軍人によつて極めて熱心な訓練を受け、短日月に非常な良成績を收めつゝあるのである。彼等は過去の沙漠の、文明から取りのこされた軍隊ではなく、今や近代軍隊として甦生し、化學兵團化しつゝあるのである。且つてホロンバイル事變當時、蒙古兵は重砲キヤノンに驚き、飛行機に目を見はり、爆彈の威力に嘆をもらし、戰車を物珍らしく見て、これに爭つて乘つたはよいが、たちまち嘔吐を催したといふ愉快な原始的兵隊さんであつたのである。然かるに今や精悍な蒙古人は成吉斯汗への憬れを現代化し、颯爽たる近代組織の上に甦生しつゝあるのである。銃劍の取扱ひ、大砲の取扱ひ等々に、もう數年もすれば滿人種を壓倒するほどのすさまじさを見せてくれるのだ。

これ等の訓練に、滿洲國軍政部は懸命の努力を拂ひ、興安軍專門の統率者卽ち蒙古人の指導的軍人養成のため王爺廟に興安軍官學校を開設して、將來蒙古軍の基幹たるべき軍官學生に特殊訓練を行ひつゝある。

滿洲國內蒙地の防衞、治安はこれ等蒙人軍隊に專念せしめつゝあるが、最近外蒙方面よりする外蒙、蘇聯赤軍のあくなき滿洲國領域侵犯ならびに、滿洲國攪亂の激化は、國境方面に滿洲國國防の强力な軍政日本軍の駐屯又は隨時派遣を要するわけであるが、かゝる事情に對しては、國境警備隊、並びに軍隊移動の方法により、機宜の處置をとり萬全の策を講じて來た。

滿洲國內蒙古軍の訓練とその向上の結果は、蒙地に對する滿洲國の善政と相まつて、蒙人の啓發の效果をあげ、これを羨望する內蒙古の蒙人の瞳は、次第に熱を帶びつゝある。興安四省の政治と興安四省の蒙古軍は國防の任よりは遙かに大きく蒙古民族啓蒙の大役をなしつゝある。

（田中　香苗）

V　支那領内蒙古

一、自治運動前史

(1) 成吉思汗への思慕

内蒙古は漢土に近く、漢民族との折衝も緊密で、その文化に觸れることも濃厚であつたから、自然漢化する可能性が多い筈である。ところが事實は、それにも拘らず、依然として民族意識は熾烈であり、且つ政治、社會、宗教、經濟等生活の全面に亘つて、獨特の傳統を維持して居り、時に觸れ、折に連れて、成吉思汗への思慕が、蒙古民族再興の要求となつて爆發する。偶々近年の内蒙古自治運動、或は準獨立運動によつて、恰も卒爾の出來事のやうに、世の注目を惹くやうになつたが、内蒙古世史の上に、斷續的にではあるが、點綴せられる自主結成作用を見る時、其の基調には一貫した民族意識が潜んで居る事實が認められるのである。これは本土の識者も夙に認識して居たところで、其の一例證として、清末民初洮錫光の言を引用しよう。

洮錫光は、光緒三十三年(一九〇七年)七月陸軍部丞を代理し、宣統元年(一九〇九年)春殖邊學堂監督に轉じ、翌二年陸軍部右侍郎に昇任し、民國成立後、蒙藏事務局副總裁に任ぜられ、一時總裁代理もやつた經歷の人物で、蒙古事情には、一通りの知識を持ち、爲政者としての見識を備へて居た人である。彼は光緒三十二年(一九〇六年)肅親王に隨つて蒙古を視察した後、學部に對して對蒙教育條議を獻議したが、其の中に次の語がある。「蒙漢積憤」云々の語や、「成吉思汗の業を恢復するを以て、其の三百萬同胞を驅し、以て相鼓舞す」等の字句を注意せられたい。

前者光緒十六七年間、熱河境内、金丹匪徒之役、實由蒙漢積憤而起、而互相嫌怨、至今未泯、宿根不除、隨時可以暴發……上年及今歳間、兩次出邊攷蒙古、見州縣與蒙古王府、各立學堂……州縣學堂中無蒙民、蒙古學堂中無漢民、既無同化之望……至蒙古學堂、則率以提倡兵操爲主、而其授課所引譬、暇日所演説、則時以恢復成吉思汗之事業、驅其三百萬同胞以相鼓舞、而我朝聖武神功、未泯一間、則其心蓋可想見。

清朝が理蒙政策に着手して三百年、其の最も近い關係に在る東蒙に於て、此の通りである。以下蒙漢の積憤、相互の嫌忌、それが容易に泯びず、隨時暴發する歷史的事實につき、一斑を述べよう。

(2) 活佛の内蒙操作

清末民初外蒙古の第一次獨立運動に當つて、時の最高主權者であつた活佛哲布尊丹巴呼圖克圖以下外蒙古政府首腦者は、その自治乃至獨立運動を内蒙古にも及ぼし、自己の

統治權下に內蒙古を合一しようと企てた。外蒙古當局は、熾に內蒙古各旗に向つて檄文を飛ばし、獨立運動への合流を煽誘した。恰も清朝倒れて民國になり、支那本部も動搖して居た時であるから、內蒙古各旗も歸趨に迷うて居た際であり、動もすれば外蒙古の煽動に乘ぜられる氣配が見えた。就中烏蘭察布、伊克昭の二盟各旗に於て、其の機運濃厚であり、殊に時の烏盟盟長四子旗札薩克郡王勒旺諾爾布は、獨立合流の急先鋒であつた。そこで時の綏遠將軍張紹曾は、一九一三年(民國二年)一月二十日、西盟會議を召集して、極力旗部の招撫に努めた。

一方外蒙古政府は、熾に內蒙古に煽誘の手を伸ばしつゝも自己の獨力で、內蒙古合併の希望を達成し得る自信はなかつたので、それについて日本政府及びロシア政府の援助を求めた。そのために活佛は、日本政府宛て、一九一三年(外蒙古の洪戴元年)一月十九日附親翰を認め、ロシア政府の斡旋によつて、これを日本政府へ通達しようと試みた。外蒙古外務大臣杭達多爾濟は、ロシア・ブリヤートのパドマヂヤポフを使者とし、活佛の日本政府宛親翰を托して、露都ペテルブルグに乘り込ました。

當時ペテルブルグでは、丁度外蒙古總理大臣三音諾顏汗那木囊蘇倫が、外蒙古の獨立確保、及び聽て恰克圖で開かるべき露蒙支會議の下打合せ、其の他財政上、軍事上等の援助を要請するため、親しくロシア外務大臣セルゲイ・ドミトリヴイチ・サゾノフと折衝中であつた。一九一三年末より、翌一九一四年初めにかけてのことである。

三音諾顏汗は、本國政府よりの使者パドマヂヤポフより、活佛の日本政府宛親翰を受け取り、直ちにサゾノフに對して、日本政府へ傳達方を交渉した。サゾノフは醉翁之意不在酒の立場から、一應東京駐剳公使マレフスキー・マレヴイチに訓令して、活佛の書翰を日本政府へ手交すると共に、日本政府の外蒙古政府へ接近することに反對の意を表明して、活佛の書翰を突き返へさせることに成功した。

これで外蒙古政府が、日本政府の援助により內蒙古を獨立運動に合流させようとの企圖は水泡に歸し、ロシア政府自身も、對支外交を考慮して、內蒙古問題に觸れることを好まず、結局此の企圖は失敗に歸した。

(3) 內蒙古國民黨活躍

外蒙活佛の意圖は、內蒙古を外蒙古の獨立に合流させようとしたもので、內蒙民心の自發的作用とは、大して緣故がなかつたが、其の後呼倫貝爾を中心として、現在の支那領內蒙古に及んだ獨立運動には、蒙民の自主的意圖が動いて居た。呼倫貝爾では、既に一九一一年十二月から翌年正月にかけ、第一次の獨立運動あり、一九一五年から二十年にかけ、殆ど完全な自治時代を出現した。一九二一年以後

は、外蒙古方面に於けるソウェート流の革命運動に刺戟されて、呼倫貝爾でも青年會の活動が組織化され、殊に一九二三―二四年の頃は、蒙古國民革命黨(外蒙)との關係が、極めて密接になつた。更に一九二五年(民國十四年)には、呼倫貝爾の青年黨が、內蒙古方面の革命分子と結合蹶起して、內蒙古國民黨を組織し、內蒙古の獨立を標榜した。然し其の後黨內に共產主義を奉じて、蒙古人民共和國及びソウェート聯邦に接近しようとする急進派と、孫文の三民主義に則つて、內蒙古の自治を實現しようとする穩健派とあり、對立著しかつた。此の外吳鶴齡等の反國民黨運動も相當熾烈であつた。(後述、自治運動直前の情勢中、「蒙古領裂間の內訌」參照)而も此の期間は張作霖が東北に君臨した時代で、一九二五年一月には東北邊防事宜督辦として東三省の軍事政治を管理し、翌二六年二月東三省保安總司令として、治安事項を獨裁したから、勢ひ內蒙古國民黨に對しても、峻烈な彈壓を加へた。

斯く內蒙古國民黨は、內は左右兩派の對立あり、外は張作霖の彈壓によつて、獨立は勿論、自治すら達成し得なかつた。其の後共產主義を奉ずる一派は、別に內蒙古青年黨を組織し、支那本土よりの分離獨立を目標に潛行運動を進めた。一九二八年(民國十七年)安國軍總司令として北京に在つた張作霖が、北進する國民革命軍との戰で利あらず、關外に撤退を決意して、奉天へ引揚げに當り、爆擊事件に遭遇、幾もなく遂に死亡してより、東北政局に動搖あり、此の機に於て內蒙古青年黨は、呼倫貝爾を中心に、烏蘭札布、錫林郭勒方面にまで手を伸し盛に獨立運動を擴めたために海拉爾方面では、一時獨立騷擾表面化し、事態急を告げるに至つたが、張林霖の後を繼いで東三省保安司令となり、次いで東北邊防軍司令長官となつた張學良の懷柔により、間もなく平靜に歸するに至つた。(呼倫貝爾問題は、郭道甫著、呼倫貝爾問題、中華民國二十年、上海東書局出版に詳しい)

4) 巴府札布將軍の東蒙進出

內蒙古自治運動前史の異色は、民國初年、蒙古の巴府札布將軍が、麾下の蒙古兵を率ゐて東蒙に入り、蹶然民國政府に對して、叛旗を樹てたことである。これは民國二年(一九一三年)春より、民國五年(一九一六年)十月に至る間で、此の前後は、蒙古兵が隨所に民國軍を惱したことを夥しく、支那史に所謂蒙匪の亂はそれである。然し注意を要することは、巴府札布將軍を中心とする蒙軍の活動は、衰滅に喘ぐ清朝の復活を目指して、義旗を揭げたことにあり、當時滿洲を舞臺に、澎湃として起つた清室宗社黨の活動に對し、率先仁義の師を興したことである。巴府札布將軍は、蒙古軍を率ゐて長驅、長春(今の新京)南方郭家店に

突進し、直に一旦後退、開魯に向ふと豫言しつゝ、同方面の人心戰々兢々として、民國軍の神經がこれに集中して居るのに乘じ、疾風迅雷俄然林西の東北方に現はれ、時の前蒙總司令林西鎭守米振標の軍隊數百を掩擊して、これを苦戰に陷らしめた。巴軍は勝に乘じて林西を攻擊し、米振標軍は將に林西を退去するの餘儀ない狀態に立到つたが、此の時巴府札布將軍自ら陣頭に立ち、猛進する刹那、城壕内より發した米振標軍の狙擊彈に中つて斃れた。時に一九一六年(民國五年)十月十二日、其の後蒙古軍は、或は烏珠穆沁旗を進占し、或は科爾沁を攻略する等、多少の活躍はあつたが、大勢は巴府札布將軍の戰死で、急轉廻を示し、蒙古軍は殆ど四分五裂、遂に何等の成果なく終つたのである。

二、自治運動直前の情勢

(1) 内蒙古自治運動の基調

一九三三年(民國二十二年)國民政府に宛て自治要請として表面化した内蒙古自治運動は、蒙古の自覺した青年會を中堅とする自主的運動で、精神的な民族解放運動と、經濟上の「蒙地還蒙」及び財政權擁護に關する生活上の要求が基調となつて、政治運動化したものであつて、極めて根底の鞏固なものである。それに外蒙古の獨立を眼の邊り見て

民族精神に目覺めつゝあつた内蒙古の先覺的分子は、今又滿洲帝國の成立を見て、獨立の熱望が一氣に爆發するに至つたものである。

國民革命は五族共和を高唱し、民族主義を三民主義の一に加へたが、實際上は漢民族中心主義であり、蒙古民族に對する啓蒙、生活利益の向上、社會福祉の增進等には、何等實質的に寄與するところか無かつた。漢民族は深く蒙地に入つて開拓を行ひ、殊に支那本土に近い察哈爾、綏遠等の南部方面には、漢人の進出著しく、隨所に漢蒙雜居地帶を現出しつゝあつたが、これは蒙古人との經濟的提携、乃至は共通の利益增進、平等互惠條件による經濟的利益の交換を意味するものではなく、漢人が蒙古人の生活區域へ植民し、蒙古人の生活利益を侵蝕する結果となつた。内蒙古の自主運動は、强い民族意識に指導されて居ることは勿論であるが、其の根底に於て、こうした生活權の保障、蒙地還蒙の主張が流れて居るのであり、それが自治運動の結果蒙古人の自主墾殖、及び旗制の尊重、縣制、設治制の排擊となつて具現したことは、以下順次述べる通りである。但し自治運動史を述べるに先立ち、第一には自治實現以前の内蒙の政治組織、第二には此の種自治運動の機緣を作つた内幕の事情について、今少し檢討する必要がある。

(2) 蒙古盟部旗組織法

前清時代より民國に至る蒙古の行政組織については、別に記述されて居るから、玆では內蒙古自治運動勃發直前の制度として、民國二十年(一九三一年)十月二十日公布、即日施行の蒙古盟部旗組織法について、概要を記することにする。蓋し內蒙自治運動の成果として、民國二十三年(一九三四年)一月二十八日、中央政治會議を通過し、自治構成の基本となつた蒙古自治問題辦法原則八項令は、民國二十年の蒙古盟部旗組織法の一部を踏襲したところもあり、或は單に機關名稱を變更したゞけで、其の實質に變化ないもの等、一應此の盟部旗組織法を知つて置く必要があるからである。且つ自治運動によつて發展成形した內蒙の自治形體が、此の盟部旗組織法より、如何ほど飛躍したものであるかを比較する上にも、豫め其の內容を知る必要がある。個々の比較、改正事項　踏襲事項の檢討は新自治制度の成立を述べる際に讓ることゝし、以下盟部旗組織法の要點を摘記し、多少の說明を附することゝする。

一、蒙古各盟部旗は、現行の區域を以て、其の區域とし必要のときは法律を以て之を變更する。

これは各盟部旗の現狀維持を保障し、支那本部の縣制を蒙部に擴張しないことを、規定したものである。蓋し民國十七年(一九二八年)中央政治會議は、察哈爾、綏遠等の建實省施を決定し、爾來此等地方には支那本部の制度に則り、省制縣制等の地方制度が布かれた。

中華民國所屬の所謂內蒙古は、察哈爾省內錫林郭勒盟十旗、綏遠省內烏蘭察布盟六旗、伊克昭盟七旗、それに察哈爾省所屬の察哈爾部及び綏遠省所屬の歸化城土默特等を指稱するのであるが、此等の地は三百年來旗制を布き、蒙古人獨特の政治樣式で固められて居るから、遽に縣制に改めるのも至難であり、又縣制に改めることも、蒙民は甚しく反對である。そこで蒙古各盟部旗の現有區域を保障し、縣制未施行地には、新に縣制を布かず、旗制を保有することを規定したのが此の第一項の主旨である。

一、蒙古各盟、及び各特別旗は、行政院に直屬する。

これは蒙部對中央の統制關係を規定したものである。前清時代には中央の蒙藏部統制機關として、理藩院を設け、內蒙六盟四十九旗を直轄した。乾隆二十七年(一七六二年)の理藩院則例は、凡そ旗內官吏の任免は理藩院に呈請し、核奪准許を經て後施行することゝした。但し後、蒙古沿邊地方に於ける漢人との關係が密接となるに及んで、別に現地機關として都統とか、將軍とかを設け、各旗、盟の軍民要政を辦理監督させた。例へば察哈爾、熱河の兩都統、綏遠、盛京の二將軍これである。

民國が成立して後　理藩院を改めて、蒙藏院とした。但し蒙藏事務を管理する權限は、前淸の理藩院と別段の差異はなかつた。前項で述べた民國十七年の省制實施以前は、內蒙古を劃して、熱河　察哈爾、及び綏遠の三特別區とし、蒙藏院の現地機關として、三都統を設け、各區內の軍政民政及び旗務を總理させた。（尤も錫林郭勒盟、烏蘭察布盟、伊克昭盟及び察哈爾部に對しては、實際上都統の行政權が完全には及ばなかつたことは、內蒙自治運動の地域的範圍が、此等の盟旗である點と照合し注意すべきである）。

國民政府になつてから、政府直屬の下に蒙藏委員會を設け、蒙藏の行政事項に關する審議、及び蒙藏の各種興革事項に關する計畫を掌理させることゝした。其の組織は秘書、蒙事、藏事の三處に分れ、蒙事處が卽ち蒙古事務を專管する譯である。修正前の舊組織法、卽ち民國十七年（一九二八年）三月三十日公布の國民政府蒙藏委員會組織法第十四條によると、「本法稱蒙藏者指未曾改設行省及特別區之蒙古西藏地方」であり、從つて新に省份を設けた察哈爾、綏遠、卽ち所謂內蒙は、其の管掌外に屬する譯であるが、外蒙古や唐努烏梁海が完全に分離獨立した今日、此の規定は死文に歸した。從つて其の後民國二十一年七月二十五日公布施行の修正法では、此の條項が削除された。結局蒙藏委員會の管掌地域は、蒙古に關しては內蒙　而も滿洲國の熱河省　興安省等所屬蒙部を取除いた前記の察哈爾、綏遠、其の他寧夏等の蒙部を指すことゝなるのである。

民國二十年の蒙古盟部旗組織法で、蒙古各盟及び各特別旗が、行政院に直屬すと規定したのは、盟に關しては單に既定の事實を確認したに止まる。

各特別旗を行政院の直隷下に置いたのは、普通の旗は其の所屬盟の管轄に屬すること、前淸以來の成例であるが、恰も本土の制度に於て、特別市が省政府の下に屬せず、行政院に隷屬すると同樣、特別旗は行政院の直屬としたのである。

自治運動に於ては、各盟及び特別旗が、各個に行政院に直隷關係を打破し、各盟旗及び察哈爾部（後述）の如き特別の存在が打つて一丸となつた組織體となり、獨自の最高政府を樹立し、行政院は形式上、此の最高政府の上に位することを容認するが、これは內蒙が中國より分離獨立せず、國民政府主權下に高度自治を享有するに限ると云ふ主權統治關係を表示するに過ぎぬ程度にしたかつたのである。此の理想が幾何實現したかは、後述自治運動の經過に讓る。

三、蒙古各盟及び各特別旗と、省との關涉事項、若くは盟

直屬の各旗と、各縣との關渉事項は、省政府若くは縣政府と、盟旗官署と商議辨理する。

第一項で述べた通り、民國十七年(一九二八年)の新省制實施で、察哈爾、綏遠等の蒙地には、縣制を布いた地域もあるので、新制地區と舊來の蒙部との間には、行政管轄、稅務關係、放地墾地問題等幾多複雜な問題を生じ、紛糾を惹き起し易かつた。本項は斯うした場合に處するため、新制度地區と、舊來の自治的盟旗との關渉事項處理の準則を規定したものである。

四、蒙古地方の軍事、外交及び其他の國家行政は、均しく國民政府に統一する。

一般地方自治團體に對する權限の制限としては、極めて普通のものである。但し自治にも程度に差異あり、例へば英國の自治領に見るやうに外交、軍事等に於ても自主權を享有して居るものあり、內蒙古の要求する自治は、單純な支那本土の一地方自治團體と言ふのではなく寧ろ本土の構成よりは別立した高度の自主的政府の樹立が理想であつた。從つて國民政府の留保權限問題を廻つて、自治派と國民政府の間に、猛烈な折衝が繰り返されたが、中央權限事項は、大體國際軍事(國防)及び外交方面に限定され、蒙旗部內の軍事、稅務其の他、可成り廣範圍に亘り、內蒙自治權に委ねられることゝなつた。(國防及び外交については、自治派も始めから、中央權限に委ねる方針であつた。此等の經緯は、自治運動の發展で個々に述べる)。

五、各盟に盟長及び副盟長を置く。盟長公署に總務、政務の二處を設け、各處長を置く。處務規程は、蒙藏委員會が擬訂し、行政院が之を核定する。盟長は公署事務の必要によつては、蒙藏委員會に咨請し、行政院に呈請准可を經て專管機關を設けることが出來る。

盟長を置くことは、單に在來の制度を確認したに止まる。其の他は概ね、盟務について、蒙藏委員會が介入する關係を示したものである。

後に指摘する通り、內蒙自治の基本となつた民國二十三年三月公布の蒙古自治辨法八則第二項では、各盟公署は盟政府と改稱し、旗公署は旗政府と改稱することゝなつた。但し名稱の變更に止まり、其の組織は舊の儘である。

六、各盟には盟旗代表會議を設ける。其の代表は本盟所屬各旗の旗民代表會議から推選する。大體大旗は三人、中旗は二人、小旗は一人とし、任期は一年とする。盟民代表大會の職權は、盟務の立法、設計、審議、監察、其の他特に規定する事項に及ぶ。盟民代表會議は、常任代表五人乃至九人を置き、全體代表から之を互選する。

七、各旗に札薩克(旗長)を置き、其の下に旗務委員を設け重要旗務は札薩克及び旗務委員を以て組織する旗務會議で決定する。茲で旗務委員と言ふのは、從前の協理、管旗章京、副章京等を改稱したものである。但し實際上は、依然として、此の舊稱が其のまゝ愛用されて居るやうである。

旗公署に對しては、盟公署及び蒙藏委員會が上級官廳の地位に立つ。唯特別旗公署に對しては、盟公署を經ず、行政院乃至行政院の直屬機關である蒙藏委員會が、直接指揮命令監督することは、第二項で說明した。自治運動の結果、此等の關係は修正され、蒙古地方自治政務委員會が、盟旗の最高機關となつた蒙古地方自治政務委員會(及び綏遠省境內蒙古各盟旗地方自治政務委員會)は、形式上行政院に直屬し、又別に自治指導長官の指導を受けるが、單に法規上の隸屬關係を示したに止まり、殆ど實質的意義ないことは、後に指摘する通りである。

旗に旗民代表會議あることは、盟に盟民代表會議があるのと同じく、其の機限も同樣であり、且つ五人乃至九人の常任代表を全體代表中より互選することも、盟の場合と同然である。

(3) 政治組織、法制、その他

內蒙古自治制度成立迄の政治組織、法制、宣化制度等につき、極めて總括的な說明を試みる。

一、政治組織

國民政府、行政院、蒙藏委員會の各段階より、盟旗に至る關係は、前項蒙古盟部旗組織法の所で指摘した。蒙藏委員會の外、財政部、軍政部等も亦、夫々行政上の主管事項について、監督命令權を持つて居る。特別法規中には、特に其の上級主管機關(行政院各部)を指摘して居るものも少くないが、其の一々については省略する。尙ほ教育部の中には、蒙藏教育司がある。(民國二十年四二月二十二日公布、修正教育部組織法、第四條)。

內蒙古自體の政治形態は、盟旗を骨格とするもので、其の梗概については、盟部旗組織法のところで述べた。數旗會盟して盟をなし、旗は更に小行政單位に分れる。盟部旗組織法は單に基本的形態を規定したに止まり、各盟旗には夫々固有の制度、機關が有つて、實際政治の運用に當つて居る。盟長及び特別旗長の選任等も、形式的には國民政府が最後の決定權を持つて居るが、實際は專ら各盟旗內の傳統、慣習によつて居る。(後述 西公旗事件參照)盟部旗組織法によれば、札薩克(旗長)の下に旗務委員を置き、札薩克と旗務委員とを以て旗務會議を組織し、重要旗務を決定することになつて居り、旗務委員とは、同法第二十三條によれば「蒙古各旗協理管旗章京

副章京均改爲旗務委員佐理旗務」云々として居るが、實際は未だ札薩克の下に東協理台吉、西協理台吉等の舊名稱そのまゝの補佐員を置き、更に協理台吉の補佐役として、正副管旗章京、又は甲克氣を置いて居る。管旗章京の下には、東西梅倫あり、梅倫の下に參領（札楞）あり、佐あり、佐に佐領あり、領催あり、驍騎校あり、萬事封建的色彩の強い傳統、世襲制によつて居る。役名、職掌員數等は、各旗によつて多少の異動あり、更に此等の下には、多少の職務系統が分屬して居る。

清代に設けた親王、郡王、貝勒、貝子、鎭國公、輔國公等の王公封爵は、今日も其のまゝ踏襲されて居る。

二、立法司法制度

盟務の立法事項は盟民代表會議で、旗務の立法事項は旗民代表會議で決定することは、蒙古盟部旗組織法のところで指摘した。實際は盟長及び旗長（札薩克）を中心とする盟又は旗の政治首腦部が、立法に當ることは永い間の傳統である。

札薩克は政治、軍權を總攬する外、旗内通常の司法權をも掌握するのを例とした。旗と旗との紛糾は、政治上のものも、司法上のものも、管轄盟に於て處理する成例であり、盟旗と省縣間の關渉事項は、盟部旗組織法第六條乃至第八條に特別規定あり、其の大樣は既に說明した。

蒙部の司法については、幾多の特別法がある。そのうち一九三〇年（民國十九年）一月十七日、司法行政部指令「熱河省各縣承審處暫行規定」は、滿洲國の成立により、其の效力は消滅したから、茲では觸れない。蒙古全般については、同民國十九年十二月六日、司法院訓令、司法行政部第五七一號として發令された「改進蒙古司法辨法大綱」八項がある。要點次の通り。

（一）蒙古地方旗治或は其の他適宜の地點に獨立司法機關を設けるやう司法院に於て積極的に籌備する。但し獨立司法機關の成立せぬ間は、蒙古地方の司法事務は暫く舊に仍る。

（二）蒙古地方獨立司法機關の管轄區域は、各該地方の情狀により、別に之を劃定する。

（三）蒙古地方で現に設立し、及び將來設立すべき獨立司法機關は、蒙古人を參用し、推事（判事）及び檢察官とする。更に蒙文譯員及び訴狀代筆處を設け、蒙古人の便宜を圖る。

（四）國民政府頒布の民事調解法に基き、蒙古地方にも民事調解處を設けることが出來る。（民事調停）

（五）蒙古世爵喇嘛等の私人は、司法案件に關し、受理或は處理することは出來ぬ。

（六） 蒙古各旗は、漢蒙兩語に通ずる蒙古人を選んで、法律學校で修業させる。

（七） 遊牧地方は、事情により巡廻審判制度を採用することが出來る。

（八） 蒙古司法機關は、蒙古人を召喚する場合は、該管旗署或は旗員に對し、協助を請うて之を辨理することゝする。

此の外一九三一年（民國二十年）十一月二十一日司法行政部指令、察哈爾高等法院第一九八四一號「察哈爾高等法院暫行組織條例」十ヶ條あり、從來の都統署審判處を改組し、初めて整個な法院の組織を見るに至つたが、其の詳細は省く。

更に又司法機關未設立前の蒙民司法につき、同民國二十年七月十七日、司法院訓令、司法行政部第四三六號「蒙民互控民事案件在司法機關未設立前暫仍舊例處理令」があるが、熱河高等法院の管轄につき、中央部の與へた指令であるから、これも省略する。

新蒙古自治運動では、專ら政治問題に急にして、司法問題には殆ど手が廻らなかつた。其の點、運動經過を個々に述べる際關說することゝする。

二、宣化制度

清朝及び民國を通じ、中央政府の蒙古其の他藩部に對する政策は、宗教利用による懷柔と宣化を以て、最も主要なものとした。一九三三年（民國二十二年）九月十八日國民政府公布同日施行の西陲宣化使公署組織條例十一ヶ條及び同年七月十四日公布施行の蒙旗宣化使公署組織條例十一ヶ條は、宣化制度を法制化したものである。前者は主として西藏を對象とするものと考へられるが、而も蒙古自治運動の勃發を見るや、國民政府西陲宣化使班禪喇嘛を蒙地に急派して、蒙民の懷柔に當らしたことは、後揭「班班喇嘛の宣撫」「班禪の宣撫報告」其の他で述べる通りである。自治運動當時は、班禪喇嘛の外、蒙旗宣化使章嘉呼圖克圖を使役したことも後述に讓る。

西陲宣化使公署、蒙旗宣化使公署は、夫々總務、宣傳の二處より成り、共に行政院には直隸し、宣化事宜を辨理する機關である。其の辨事細目は、蒙藏委員會か擬訂し、行政院の核定を經て實施することになつて居るが、實際上の機能は殆ど停止して居る。

(4) 蒙民離叛の副因

蒙古自治運動は蒙古民族の自主的反撥作用ではあるが、而もそれを誘致するに至つた經緯には、遠因近因等種々錯綜した事情が伏在して居る。左に其の要點を摘記しやう。

一、國民政府の理蒙政策が、措置宜しきを得なかつたこと

は、蒙民離叛の第一遠因として擧ぐべきである。蒙古は言語、文字、風俗習慣、宗教等、皆支那本土と異り且つ各盟各旗に分れ、夫々特徴があるのだから、中央政府としては、十分其の特殊事情を顧慮し、それに適合した措置を取るべきであつた。南京には中央の機關として、行政院直屬に蒙藏委員會あり、蒙旗宣化公署あり、少數の蒙旗出身政府委員、中央黨部委員あり、又蒙古王公駐京辦事處があるが、何れも空位を擁して居るに過ぎず、殆ど中央の施設に對して、有效な發言權がない。偶々中央で何等かの措置を講ずるとしても、一、二蒙藉要人の言を採納するに止まり、從つて其の政策は悉く隔靴搔痕の感を免れず、況は蒙地蒙民の總意が、中央に反映する等は思ひもよらぬことであつた。蒙民の不滿が茲に胚胎するのも當然のことである。

二、蒙古王公の子弟、及び富家の青年は、多くは黄埔軍官學校、中央軍官學校、日本の士官學校、其の他北平、南京等の學校に留學して、新知識、新訓練を習得して歸る。彼等の熱望するところは、新しく習得した知識、技能を以て故鄕に歸り、蒙民啓發のために、指導的役割を演ずることである。ところが一度び故土に歸つて見れば、依然として、封建的凝殼は固く、彼等を容れる餘地に乏しい。斯くて彼等の十中八九は、投閑置散の外はない。縱つて支那本土内各處の蒙古關係機關を見れは、其の職員は多くは四川、雲南、貴州等省籍の漢人が勢力を張つて居る。茲でも身を容れる餘裕がない。そこで彼等の不滿は自然、打倒封建制度から蒙古解放、自治促進となり、進步的な王公を動かし、王公又青年の新知識、又は其の軍事的習得を利用して、自家の勢力擴張を期することにもなるのである。

(5) 蒙古領袖間の内訌

國民政府の理蒙政策が當を失し、又進步的な蒙古青年層が所を得ないで其の熱と力を蒙古解放に向けることゝなるのは、言はゞ自治運動の政治的、社會的原因であるが、更に此の外、蒙古領袖間の内部訌爭、或は蒙古關係機關内の確執が絡みつき、自治運動へ點火した一面をも見逃すことが出來ない。就中中央の最高理蒙機關である昔蒙藏院、今の蒙藏委員會を廻つて、蒙古領袖間、或は蒙民對漢藉人間の勢力爭ひが原因となり、其の爭ひに破れた一派が、蒙古の獨立或は自治の別戰法に訴へることゝなつたとも考へられる。これは決して蒙古自治運動の本格的な部面でなく、又運動自體に對する正確な理解にはならぬが、一面の事實であるから、參考のため、左に要點を摘記しやう。

其の第一は、吳鶴齡と白雲梯の不睦である。蒙古王公代表團駐京辦事處處長兼蒙藏委員會委員吳鶴齡及び蒙藏委員

會、常務委員白雲梯は、共に蒙古人であるが、頗る反りが合はない。白雲梯は一九二四年(民國十三年)一月選出の第一屆國民黨中央委員に、候補執行委員として選出されて以來、一九二六年(民國十五年)一月選出の第二屆中央委員、一九三一年(民國二十年)十一月の第四屆中央委員に引續き選任せられ、中央色が至つて濃厚であるのに比べ、吳鶴齡は同じく中央機關に席を列し、又後には矢張り中央系の人物に成つてしまつたが、而も最初は、餘程趣きが異つて居た。吳鶴齡は、現北平大學法學院の前身、北京法政專門學校の卒業生、白雲梯は前蒙藏院附屬蒙藏學校の卒業生であるが、白は早くより支那本土の革命運動に呼應し、一九一八年(民國七年)の廣東非常國會の議員となつたほどの人物、打倒封建制度を倡へて、國民黨の事業に參加した。白が打倒の目標として居るものに二つあつた。一つは「打倒封建餘孽」卽ち蒙古王公、延いて旗制の改革であり、其の次は前清以來の「封建遺物」蒙藏院の廢止であつた。ところが一九二八年(民國十七年)北伐の十年前、一九一八年(民國七年)以來及び其の後を通じて、蒙藏院總裁の職に在つたのは、東蒙卓索圖盟盟長喀喇沁旗札薩克で、一九三一年(民國二十年)亡くなつた貢桑額爾布であつた。從つて貢王は封建餘孽としても、封建遺物機關としても、共に白雲梯から攻擊の對象となつて居る。白、貢王兩者の反感反目は、頗る深刻であつた。(序でだが、貢王は清朝の故肅親王の義弟で、曾て日本を視察、歸國後日本教師を招聘して學校を設け、日本に留學生を派遣する等、日本文化の輸入に努めた人である)。

一方吳鶴齡は、北京法政專門學校を卒業後、貢桑額爾布の下に、蒙藏院に供職した關係もあり、又貢王主宰下喀拉沁旗の出身でもあり、自然白雲梯に反感を持つやうになつた。殊に北伐當時、白雲梯が蒙古の黨務を指導し、打倒封建遺物の口號によつて、蒙藏院廢止に成功し、貢桑額爾布が北京(北平)から天津に逃亡した事件を契機とし、吳鶴齡は猛然「擁貢倒白」の運動を起した。吳は貢王の斡旋で東蒙哲里木盟、昭烏達盟等の盟長に呼びかけ、蒙古王公代表團駐平辦事處を組織し、自ら處長となつて劃策した。當時內蒙には蒙古國民黨人の活動目覺しく(「內蒙古國民黨の活躍」參照)、吳はこれに反對して、國民政府との接近を圖つて居た。偶々一九二九年(民國十八年)一月の第三屆中央執監委員選擧で、白雲梯が選に洩れたのを機會に南京に進出し、遂に蒙藏委員參事となり、始めて中央に乘り出した。其の後第三屆國民黨全國代表大會で、白雲梯は歸り咲き、以後益々其の中央色は鮮明となり、吳鶴齡はそれと對蹠的に、蒙古に何等か運動が起れば、寧ろそれに加擔して白雲梯を牽制すると言ふ立場に立つやうになつた。

尤も白、吳兩人とも、共通の大敵を控へて居た。それは次項で述べる德王である。自治運動の成功する迄は互に反撥したが、自治の成果を德王に歸することは、吳鶴齡も反對であり、後の蒙古地方自治政務委員會に對しては、吳鶴齡は白雲梯と共に寧ろ中央の目附役と言ふ立場を取ることゝなつた。

(6) 德王の登場

國民政府が、行政院直屬に蒙藏委員會を設けたのは、理蒙政策の完璧を期すると共に、蒙藏民の聲を中央に反映させる趣旨であつた。ところが初めから蒙藏委員會は、單に數名の西藏又は蒙古の高級閑員を擁するに止まり、遂には僅かに政治上の酬庸機關になつて了つた。現在委員長である四川人の石青陽が、委員長になつてからは、委員に採用するものも、兎角四川、雲南貴州等の漢人が、俄に多くなり、蒙古人の聲など、殆ど問題にされぬと云ふ狀態になつた。石青陽その人は、後に發展した內蒙古自治運動に對しても、極めて冷淡な態度を取つた。

中央の理蒙機關が、蒙古に關して全く無爲無能と化したのに對し、先づ革正の志を抱いたのは錫林郭勒盟副盟長、蘇尼特右旗札薩克の德穆楚克棟魯普、所謂德王である。德王の初志が、先づ中央に對して理蒙機關の改革を要請し、其の容れられなかつた場合に、蒙地の自主的政治を圖るか、乃至は最初より短刀直入に、蒙民自治に邁進するか、其の何れに在つたかは、幾分不明であるが、兎に角彼が一九三二年（民國二十一年）冬十餘名の代表者を引見して、南京に乘り込んだ時には、一には蒙古王公代表團駐京辦事處を整理し、二には中央に對して、蒙藏委員會の改革を獻言して、自ら其の委員長に就く意嚮であつたと傳へられる。國民政府は既に德王の獻言を容れ、德王を委員長に任命する內諾を與へたのであるが、其の事情を聞いた蒙古王公代表團駐京辦事處處長、兼蒙藏委員會委員吳鶴齡は、忽ち心中不安を感じ、委員長の石青陽と結托して、德王の計畫を覆して了つた。德王等一行は、袖を拂つて南京より引揚げた。

(7) 德王愈々自治を決す

德王の試みた中央改組は、遂に失敗に歸し、愈々豫て抱懷する蒙古の高度自治へ向つて邁進する決意を固めた。假に德王が、蒙藏委員會委員長の職にでも就けば、內蒙古の自治運動は、又多少變つた形式、或は緩漫な方法を取り、若くは暫時全く停止したかも知れない。然し德王は今や全然中央に脈がないと見て取つて、直ちに自治の自力實現と言ふ直接手段に訴へることゝなつた。

德王の準備は、既に早くより出來上つた。元來が內蒙古青年會中での新知識の所有者、先覺者であり、齡漸く三十

を越した蘇尼特右旗の靑年札薩克(旗長)であり、兼ねて錫林郭勒盟の副盟長と云ふ風に、地位と知識と若き情熱を兼ね備へて居るのであるから、一度民族的意識に目覺めて、內蒙古の大同團結、漢人の羈絆脫離と云ふ思想が閃けば、直ちに其の實行に移り得る力量があるわけである。

德王は早くより、諸般の準備を進めて居たと解せられる。時に麾下軍隊の訓練と、靑年會の養育には、最も努力して居た。德王は親しく烏滂警備司令に任じ、自ら基本騎兵團の訓練に當り、又中央に請准して、滂江に中央軍官學校內蒙分校籌備處を設け、靑年を收容して、各盟旗子弟の教導に當つた。日本士官學校出身雲繼賢を總隊長とし、黃埔軍官學校卒業の韓鳳林(後に暗殺)を分隊長として、靑年の訓練に當らせた。雲繼賢、韓鳳林、ともに蒙古人である。自治運動に入る直前、德王の兵力は、既に五、六千に達し面も高度教練と、思想的訓練を受けて居たので、團結至つて固く、隱然內蒙古の一大壓力を形成することゝなつた。

外部的には滿洲國の成立、內部的には之に刺戟された蒙古靑年層の自覺、及び德王を中心とする指導力、組織力が相俟つて、愈々自治の機運は着々と釀成された。これが一九三二年より三三年に至る內蒙古の情勢である。

(8) 班禪喇嘛の宣撫

內蒙古に革新運動が起り、高度自治、準獨立を求めて、不穩の形成あることは、國民政府、察哈爾及び綏遠兩省政府も早くより之を看破した。然し徒らに狼狽無策、唯其の場の彌縫策、慰撫策を講ずる以外、何等根本的解決方法を講じなかつた。國民政府が內蒙古自治運動の前後に試みたことは、蒙民の宗教心に訴へて、これを宣撫すること、即ち西陲宣化使班禪喇嘛及び蒙旗宣化使章嘉呼圖克圖を動かし、蒙民を懷柔することであつた。これは支那歷朝が邊疆喇嘛教徒に對して用ひた常套手段を踏襲したものに外ならない。

國民政府が、內蒙古自治運動の初めに蹶起を促したのは班禪鄂爾德尼である。前藏拉薩、布達拉の居主達賴喇嘛と對蹠的地位に在り、夙に其の勢力に壓倒されて支那本土に逃亡し、國民政府に依つて潛かに勢力挽恢の機を待つて居たのが、後藏の主宰者、日喀則の宗主班禪(札什)喇嘛である。國民政府は、故達賴十三世が、英國の勢力を背景に西藏を獨裁したのに對抗し、班禪喇嘛を西陲宣化使に任命し、全國各地喇嘛教徒の宣撫に當らして居たが、內蒙古の自治運動に對しても、さし當り彼を蒙地に派遣して、極力慰撫工作に當らした。

班禪鄂爾德尼は、百靈廟自治準備會議の直前、即ち一九三三年五月下旬から、二ヶ月に亘り、察哈爾、綏東地方の盟旗を宣撫行脚したが、彼が蒙民に訴へた方法は、大樣二

つあつた。一つは宗教による懐柔策、卽ち喇嘛の最高位に在る自己の地位を利用しての懐柔策であり、他の一つは、蒙民の心を外へ轉換する方法、卽ち國難來を訴へて、蒙民の中央擁護を確保することである。一九三三年三月は皇軍の熱河肅淸あり、五月には更に長城戰が一大展開を示し、同三十一日塘沽停戰協定の歷史的調印があつた時である。班禪喇嘛が、國民政府の意を受けて「暴日」の行動を指摘し蒙民の心理轉換を圖つた事情は、容易に肯かれよう。

(9) 班禪の宣撫報告

班禪鄂爾德尼は、察哈爾、綏東盟旗の宣撫行脚について自ら時の綏遠省政府主席傅作義に對して、詳細報告して居るから、左に之を採錄する。

「省政府傅主席勛鑒、熱河が失陷してより此の方、日本人は積極的に察哈爾、綏遠方面に陰謀し、內蒙の存亡危急旦夕に逼つた。余は之を目擊して心傷み、滅亡を坐視するに忍びず。故に上は中央宣化の意を奉じ、下は盟旗誠摯の請に應じ、特に五月二十三日、隨員護士八十餘人を率へ、自動車を驅つて、二ヶ月餘に亘り、綏遠省の烏蘭察布盟、堤爭貝勒及び爭熱布圖等の各旗、察哈爾省の錫林郭勒盟、左右兩蘇尼特、阿巴噶、東西浩齊特、西烏珠穆沁旗及び外蒙邊境のブリヤート等を歷訪し、區に按じて宣化に努めた。達爾罕王、四子王旗王、蘇尼特の德親王、任王、熊王、楊王、宋王、錫林郭勒盟盟長兼烏珠穆沁右旗札克索諾木拉布坦親王、其の他烏珠穆沁、阿巴喀等各旗の貝子、貝勒、札薩克、並に阿香寺、貝子廟の堪布等二十餘寺の堪布呼圖克圖、班直達等、相前後して會見を遂げた。讀經祈禱の餘には、當地の僧俗首領を召集して、剴切に宣慰し中央の德政及び暴日の陰謀を詳述し、且つ切實に自衞工作を指導し、人心を撫循し、民氣を激勵した。近くは又余個人私有の牛馬、羊群、現金を分與し、靖國宏法の大經を誦させた。更に隨所に佛經を編發し、團結禦侮に參し、黨國の要旨を擁護した。幸に各旗領袖何れも大義に通じ、誠心中央を擁護し、鄉土防衞に遵進する旨誓願し、政府の統籌協濟を待ち、以て我が山河の保持を期して居る。爰に宣化工作も一段落を告げ、八月九日西蘇尼特に抵り、德王と面會、一切を商議し、公用終了後百靈廟に歸り、秋冷を待つて再び伊克昭盟に往き、宣化を續け、更に便道靑海に廻りたいと思ふ。特に報告する次第である。班禪額爾德尼、敬具」

(10) 德王と班禪喇嘛

國民政府は、班禪喇嘛を自己の味方とし、之によつて內蒙古自治の火勢を鎭めようと考へた。ところが自治運動の指導者德王も亦、班禪喇嘛の宗教上の勢力に訴へて、蒙民の心を收めようと試みた。班禪自身は、何れにしても利用

される媒介機關で、之を利用する國民政府も、徳王も、ともに其の目的は蒙民の教化に在るのではなく、互に異つた立場から、蒙民の歸趨を夫々自己に有利に導かうとするに過ぎない。班禪喇嘛その人は、西陲宣化使であり、蒙藏委員會委員であり、且つ國民政府委員であるが、內蒙古自治運動の渦中に立つ彼の存在は、單にドンキホーテの役割を務めて居るに過ぎない。

徳王も班禪の蒙民に對する信仰上の勢力を、無視するほど、非政治家的ではない。班禪の入蒙と共に、徳王は出來るだけの好意を示して、其の歡心を買ふに努めた。先づ滂江に莊嚴な佛寺一座を建立した。滂江は錫林郭勒の西境、烏蘭札布盟近くに在り、徳王等自治派運動の根源地である。佛寺建立の費用十餘萬元と言はれる。其の外徳王は、班禪のために資金を作り、特に衞隊を附けたり、讀經布敎に便宜を圖つたりした。內蒙古では、まだ喇嘛敎の信仰が至つて根强いから、敎徒に取つて至高の存在である。班禪を通じ、自治を高唱することは、頗る便宜がいゝ。固り班禪自身は、自治の何物か、殆ど理解なく、寧ろ國民政府の使命を奉じ、蒙民の離叛を慰撫するため、蒙地に乘り込んで居るのだから、自ら自治を高唱する所以はないが、徳王の一統が、班禪は蒙民の福祉を切望し、蒙民の自主的蹶起に贊成して居ると作爲することは、無論可能であり、又事實其の手を用ひた。班禪も亦、徳王の知遇に對して、眞向ふから反對することも出來ず、徳王等の運動に對しては、默認する形となつた。從つて國民政府と、徳王等の班禪喇嘛利用に於いては、完全に徳王の勝利に歸したと見ていゝ。班禪、自身の報告によれば(前揭)彼は一九三三年、五月末から二ヶ月に亘り、察哈爾、綏東地方の宣撫行脚を終へて、八月九日西蘇尼德に至り、徳王と會見したとあるだけで、自治運動に言及して居ないが、事實班禪は、恰も木乃伊取りが木乃伊になつたやうに、其の間七月十五日より開かれた百靈廟自治準備會議にも出席し、不本位乍ら蒙古民族の結束を唱へて居る。

三、內蒙古自治運動本紀

(1) 百靈廟の自治準備會議

錫林郭勒盟副盟長徳穆楚克棟魯布親王の、目指すところは、內蒙古東四盟中、滿洲國の組成に參加した哲里木「卓索圖、昭烏達の三盟を除く錫林郭勒盟(察哈爾省所屬)、及び烏蘭察布盟及び伊克昭盟(綏遠省所屬)、此の三盟所屬二十三旗を根幹とし、更に察哈爾省所屬で後盟に改められた察哈爾部、綏遠省所屬歸化城土默特、寧夏省に屬する阿拉善霍碩特、額濟納舊土耳扈特等の特別旗を加へて打つて一丸とし、國民政府乃至省政府の統治を脫した高度の自治政

權を樹立することに在つた。無論德王の理想を支持する新進氣鋭の青年層と、保守退嬰の蒙古王公一部の間には、主義に於いて、感情に於いて相容れぬものあり、又中央系勢力の切崩し的策動、班禪喇嘛の慰撫工作、更に自治運動首腦部間の個人的對立、勢力爭奪戰等、複雜な事情が纏綿し種々の困難に逢着したが、革新運動の大勢は、最早何等の障碍も之を阻止し得ず、遂に一九三三年(民國二十二年)七月十五日、關係各旗王公三十餘名以下各旗の代表者數十名會同の下に、百靈廟會議の開催となつた。前段に述べた宣化使班禪喇嘛も特に會議に出席した。

百靈廟は元來貝勒廟が轉音したもので、本名を鴻厘寺と言ひ、清朝康熙帝の賜名である。綏遠城西北方四百五十支里、自動車で一日の距離に在り、北は蒙古人民共和國の首都ウランバートル・ホタ(庫倫)に通じ、西は甘肅、新疆に至る必經の地、後に蒙古地方自治政務委員會の地址に選定されたのも、自治加盟各旗の中心に當るからである。

百靈廟會議は前後二週間續き、內蒙古民衆の解放、高度自治權の確立につき具體的工作を進めた。更に八月十九日より引續き第二回會議を開き、自治斷行の爆彈的宣言を起草し、九月二十八日の第三回會議で、愈々此の自治通電草案を可決した。

(2) 自治通電の內容

百靈廟の自治準備會議で、表面會議の主宰者的地位に立つたのは、後の蒙古地方自治政務委員會委員長で、烏蘭察盟布盟長、喀爾喀右翼旗札薩克の雲端旺楚克郡王(雲王)であり、之を動かして事實上會議を指導したのは、革新運動の急先鋒德王である。德王の要望が、漸く具體化したのが第三回會議で可決、國民政府宛て發せられた自治斷行通電である。其の內容は、同年十月二十日になつて、漸く南京で發表された。大要次の通りである。

「年來我國は兵荒飢饉のため、紛擾已む時がない。邊疆は困窮し、外患日に深く、我が蒙古地方は、日本及びソウェート・ロシアに近く、痛苦は更に甚しい。廣漠の地に弱少民族を以てしては、抵抗の力もなく、固執の方もない。恰も俎上の肉の如く人に任せて宰割せられる外はない。民國十年(一九二一年)以來、外蒙古はソウェート・ロシアに剝奪され、哲里木盟、呼倫貝爾また日本に併呑され、近くは昭烏達盟、卓索圖盟等相繼いで覆滅し去つた。更に西蒙牽動し、華北は動搖しつゝある。中央は扶持救濟の責が有るが、內亂に忙殺されて、其の責を完全に遂行し得ぬ狀態だ。而も現在强隣の進出急にして、覆亡の禍既に迫り、最早因循偸安を許さぬことゝなつた。蒙民のため三思すれば、自治の外、之を救ふべき道がない。

伏して思ふに、孫總理は人民の自治を以て基礎とし、弱小民族を扶植することを以て職志とした。煌々たる遺訓は、萬世遵守すべきところ、而も中央は軍事に鞅掌し邊疆を憂ふに遑がないから、即ち我が蒙古は、袂を投じて起ち、總理の遺訓を遵奉して、自治自決、以て策勵しやうとするのである。

盟長、札薩克等謹んで査するに、民國二十年（一九三一年）國民會議の決議を以て、外蒙古に自治を許可した先例がある。即ち我等は、本年（一九三三年）七月二十六日、烏蘭察布盟の百靈廟に、内蒙全體長官會議を召集したところ、皆高度の自治を採用し、内蒙自治政府を建設し、速に團結促進を謀り、以て中央の及ばぬところを補ふべきであると主張した。民意諄々、亦これを請うて居る。是に於て乎、毅然として斷行し、氣象これがために一振した。民意に順應し、環境に適應して施行した自治狀況に就いては、別に正式に呈報するが、玆に我蒙古に自治を推行した眞相を、先づ謹んで打電呈報する。自治斷行の眞意は事急にして、日暮れて途遠きに因り、志が自救救國に在る以上急に自決を圖り、以て急亡を救はぬ譯に行かなかつたのである。たゞ軍事外交は、國家の體制に關し、且つ我が蒙古は、これを負擔する能力に乏しいから、平時中央の多助に仗る外はない。況や此の存亡の關頭に當つては、一切の對外措施は、一層中央に賴るのみである。

願くば當局諸公は、總理の民胞物與の旨と、天下爲公の意に基き、此の苦衷を諒し、此の愚を憐み、其の闕を彌縫して、及ばぬところを教へ、其の自決の精神を策勵し、其の發憤の苦心を促成し、上は中央殷々の治政を讃成し、下は我が蒙民望治の意を慰め、五旗の民衆一體となり、以て危殆を挽救し、邊疆を保守されたい。これ蒙民の至幸、又國家の至幸である」

(3) 自治通電の意義

德王を指導者とする内蒙古の自治運動は、漸く國民政府に對する自治要請電、事實に於て自治の一方的宣言電となつたが、其の内容について、更に次の數點を吟味する必要がある。

一、蒙古人民共和國及び滿洲國の成立と、これによる内蒙邊疆の危急を强調し、其の緊急對策を口實として、内蒙古の自治を要求した。哲里木盟、呼倫貝爾、及び昭烏達盟、卓索圖盟等を擧げて居るのは、舊省份による奉天省、黑龍江省及び熱河省等所屬蒙部が、滿洲國に編入された事實を指したものである。

二、自治の合理的根據として、孫文の遺訓を援用し、建國大綱（三民主義、五權憲法）、其の他に説かれた人民自決

主義を引き、自治の妥當性を强調した。更に孫文哲學の基調である齊物論、及び大同主義を引用し、「民胞物與」（民吾同胞、物吾與也）や「天下爲公」（大道之行也、天下爲公）を說き、邊疆民族に對する一視同仁を求めた。此等は蒙民自治の妥當性を說くと共に飽迄孫文主義の下に行動することを闡明したものであり、一方に軍事外交に關する事項が中央に專屬すべきことを自發的に確言して居ることゝ共に、內蒙古の自治が、支那本土より獨立分離することを意味しないことを指摘したものである。

三、蒙民自治の先例として、一九三一年國民會議の外蒙自治決議を引用して居る。此の國民會議は、同年五月五日、時の行政院長蔣介石氏司會の下に、南京中央大學に開かれたものであるが、五月十五日、其の第七次正式會議に於て、外蒙古に對する自治の許容決議を採擇した。自治の範圍は、其の三日前、五月十二日、第四次正式會議で通過（六月一日國民政府公布）した「約法」（臨時憲法）第八十條に據り、地方の特殊情勢に基いて行ふと言ふのである。約法第八十條は「蒙古西藏の地方制度は、地方の情形により別に法律を以て之を定む」と規定してゐる。外蒙古は國民政府より、自治を許容せられる迄もなく、既に完全に支那本土より離脫して居たのであるが、內蒙古自治通電に於て、特にこれを引用したのは、既成事實に照らして、內蒙自治の必然性を强調し、且つ反面には外蒙古に準じて、實質上高度、廣範圍の自治を期待したものである。

四、最も注意を要するのは、此の自治通電は、形式の如何に拘らず、環境事態の危急に藉口して、先づ自治を宣言し、然る後に中央政府の事後承諾を求めたことで、多分に中央政權無視の跡がある。（これは次項で述べる百靈廟自治會議に進展した事態と、直接關係あることである。）

此の四點を綜合すれば、要するに內蒙古の自治は、環境の事態に刺戟されて、自發的に活動したものであり、出來るだけ支那本土政府の諒解を求めつゝも、而も內蒙先覺層の間に內醱しつゝある反撥精神は蔽ひ難い。永い間本土に隸屬附庸して居た關係上、簡單に獨立分離し得る狀態にはないが、而も一面中央政府の實力如何と、他面外界の迫力如何により、容易に其の政治的地位を左右される可能性に在ると言へよう。

(4) 百靈廟自治會議

國民政府に對する自治通電によつて、第一段の工作を了した內蒙古領袖は、引續き自治政權の結成に向つて、組織的工作に移つた。卽ち錫林郭勒盟副盟長德穆楚克棟魯布親王は、自治通電の發出と同時に、百靈廟自治會議を召集し關係各盟旗及び支那各地在住の蒙古人に對して、自治會議

參加の招請狀を發した。此の自治會議は、一九三三年（民國二十二年）十月九日より二十四日に亘り、烏蘭察布盟盟長雲端旺楚克郡王及び德王主宰の下に、前後五回の會議を擧行し、內蒙自治政府組織大綱五章三十六條、及び自治政府の人選等重要決議を行つた。

・・・
會議參加者

烏盟々長（喀爾喀右翼旗札薩克）雲端旺楚克郡王、喀爾喀旗札薩克根敦札布郡王、貝子協理台吉沙拉布多爾濟、前管旗章京郡孫鄂齊爾、管旗章京朝克德勒格爾、委管旗章京林沁多爾齊、委梅倫拉布色楞、齊如克多布珠爾、管旗章京阿廸雅、烏盟副盟長（烏拉特中公旗札薩克）鎭國公巴寶多爾濟（巴布多爾濟）、中央旗札薩克貝子林沁僧格、協理台吉郡孫瓦齊爾、協理台吉包彥巴達爾呼、根敦朝克、前旗代表梅倫章京騷德那木、陶呼齊、後旗代表梅倫章京朝伊如克、杜特格爾勒、烏盟四子王旗札薩克・潘弟恭（潘廸公）札布親王、協理台吉札瑪巴拉、梅倫章京拉希多爾濟、烏盟茂明安旗札薩克齊密都爾林沁胡羅瓦（齊米特林沁高爾羅、協理台吉襲孫榮札布、沙克達爾、烏珠穆沁右旗台吉都布敦昵瑪、米達嘎、錫盟副盟長（蘇昵特右旗札薩克）德穆楚克棟魯普親王、梅倫章京齊未德、札蘭章京阿拉垣格爾勒、忽克拔都爾、賽吉爾呼、烏勒吉博彥、賽伊巴嘎圖爾、朝克巴達爾呼、佈林巴雅爾、翁呼爾多爾濟、札拉嘎木濟、巴拉沁多爾濟、帕凌栗、蘇昵特閑散王公郭爾卓爾札布達爾罕郡王、梅倫章京沁板、敦爾札布、阿巴噶右旗札薩克雄諾敦都布郡王、管旗章京旺濟勒、管旗章京賀齊業勒圖、管旗章京色登札布、管旗章京巴嘎圖爾、阿巴噶左旗協理台吉貢桑、敏珠爾、烏珠穆沁左旗札蘭章京伊慶阿、阿巴噶郡旗爾左札薩克貝勒巴勤恭蘇榮、協理台吉巴濟爾達、協理台吉馬爾棍濟木畢、梅倫章京已拉精尼瑪、司儀長史訥欽、拉達孫潤、阿巴噶右旗協理巴吉高爾達、拉達瑪孫潤、浩齊特左旗協理台吉黎克登、連蘇爾、察哈爾盟八旗代表商都牧群總管特穆爾博魯特、布呼巴圖爾、同八旗特派代表哈斯瓦齊爾、錫盟駐張辦事處處長補英達賴、察哈爾盟正黃旗代表棍布札布、駐平土默特旗代表蘇魯岱、巴雅爾、薩木騰、內蒙各盟旗駐平代表會代表薩彥巴雅爾、蒙古救濟委員會代表趙郡薩圖、吉爾格郎、內外蒙古旅平同鄉會代表賀什格圖、馬星南、蒙古留平學生會代表罍勒賡巴圖爾・拉希・蒙古旅平同鄉會代表集賡巴圖爾、巴圖。

⑸ 出席代表者の分派

百靈廟自治會議は、大體に於て德王の指導的役割の下に取り運んだが、必ずしも全員一致の協調を以て、議事が進んだ譯ではない。殊に表面は自治に賛成して出席しては居るが、事實は中央の意を帶して、自治の切り崩しに乘り込

んで居る者もあり、又自治に贊成でも、自治の度合について、見解の相違があつた。此等を大別すると、次の通りである。

一、急進派　德王一統及び其の青年層がそれである。高度自治を標榜し、形式的には中華民國主權下に立つ自治組織ではあるが、實質的には中央政府の統制を離れ、或は體制上、中央の形式的統制權を許容しても、實際の自治行政に當つては、飽迄蒙民の自主自立で行かうとするものである。但し此の一派でも、中央より自治行政機關に關する費用、蒙古開發に要する費用を出すと云ふ條件と交換的に、中央政府に或る程度まで實際的統制權を許容する用意は、多分に在つたと見られる。

二、中央派　蒙藏委員會委員白雲梯、吳鶴齡等も夫々代表を派遣、百靈廟自治會議に參加した形になつては居るが、元來德王一派と對立する立場に在り、自治運動が德王を指導力として行はれて居る關係上、自然消極的態度を取り、寧ろ中央、卽ち國民政府に利用せられ、急進的自治派を牽引する役目に廻つた。白雲梯、吳鶴齡等は、表面的には「可親中央、亦可親德王」の何れにも附けぬ態度を示しては居るが、事實は正しく中央御用派の役割を務めたものである。中央委員の恩克巴圖、克興額一派も亦此の分類に屬する。

三、中間派　後に蒙古地方自治政務委員會駐平辦事處主任になつた包悅卿(蒙古名賽音巴雅爾)は、その代表的なものであるが、大體蒙古人の多くは此の部に屬する。渾渾噩噩の一般蒙古民衆は別とし、凡そ冷靜に蒙古の解放を考へるほどの指導者層は、固り自治そのものに異存はなく、從つて德王等の主張に贊成もし、支持協力もするが、さればと言つて中央政權よりの離脱を意味する急進的な自治運動に邁進する意思は先づない。自治に關する其の主張は、中央政府の指導下に之を實現しようと言ふのであり、極めて穩健である。但し穩健ではあるが、中央の指導下に飽迄で一定限度内の蒙古自治を實現しようと言ふのであるから、表面自治運動に合流しつゝも、其の實自治運動の牽制役を務める中央派とは、十分區別することを要する。

以上蒙古領袖中にも、自治運動に對する態度に可成りの相異があつたが、然し何と言つても原動力であり、主動力であり、支配力であつたのは德王一派で、大勢は言ふ迄もなく、德王等の主張に引きづられて行つた。以下會議の討論經過を逐一記録する煩を避け、決議中の重要事項である自治會議組織大綱、內蒙自治政府組織法、及び自治政府の人選等を掲げる。

四、內蒙古自治政務委員會

(1) 自治會議組織大綱

百靈廟の自治會議は、內蒙古に取つての言はゞ憲法會議であり、ドイツ共和國のワイマール憲法會議、中華民國に於て行ふべき國民大會に相當する。百靈廟自治會議の場合は、蒙古王公其他領袖、各方面の代表者は集つたが、未だ法理的には個人の集合に過ぎない。よつて之に法的組織を與へるに必要な基本法となり、同時に手續法となつたのが、此の自治會議組織大綱である。十月九日の第一次會議で附議可決された。全文八ヶ條次の通りである。

第一條　內蒙各盟旗長官は、內蒙自治實現のため、百靈廟に內蒙自治會議を召集す。

第二條　本會議出席者は、各盟部旗長官、或は其の代表、蒙古各團體代表及び各長官の秘書等とす。

第三條　本會議は五名を推薦して主席團を組織し、會議一切の事務を處理せしむ。

第四條　本會議は秘書處を設け、左の各組に分つ。
文書組、宣傳組、編譯組、財務組、事務組、交際組、警衛組。

第五條　秘書處は秘書長一名を置き、主席團の命に基き秘書處の事務を處理す。
秘書處には秘書、幹事、書記各若干名を置き、各組の業務を分擔せしむ。

第六條　本會議議事規則は、別に之を定む。

第七條　本會議は內蒙自治實現後解散す。

第八條　本大綱は大會通過の日より施行す。

自治會議組織大綱の通過に次いで、同じく第一日、同大綱第三條に基き、主席團の構成に當つた結果、烏蘭察布盟盟長雲端旺楚克、同副盟長巴布多爾濟、錫林郭勒盟副盟長德穆楚克棟魯普、以下根敦札布、雄諾敦都布の五名を推薦これを組織することになつた。これによつて見ても、會議が終始德王派によつて指導されたことが想像されやう。

(2) 自治政府組織法

內蒙自治政府組織法の起草については、先づ十月九日の第一次會議で、德王以下の起草委員が任命せられた。其の顏觸れは次の通りである。

德穆楚克棟魯普、根敦札布、雄諾敦都布、郭爾卓爾札布、林沁僧格、沙拉布丹多爾吉、色林敦札布、包彥色達爾呼、那孫瓦爾齋、蘇魯岱、巴音爾、索德那木貢桑、巴濟爾高爾達、達熙特魯布、巴札爾敦爾達、特木爾博勒特、朝伊如爾、札瑪巴克、拉希襲楚榮札布、圖敦呢瑪、卜庫巴圖爾。

自治政府組織法案は、德王等の下に腹案があるのである

から、成案提出、討議可決に至る次第も至つて順調で、第一次會議より約一週間後の十月十五日の第二次會議には、起草委員會提出の原案を修正可決、直ちに中央へ報告する段取りとなつた。全文五章三十六條、第一章自治政府、第二章政務廳、第三章制法委員會、第四章參議廳、第五章附則より成り、其の前文及び本文の要點は次の通りである。

内蒙各盟部旗長官は、内蒙現實の需要に應じ、國民政府建國大綱中の國内各民族自治自決の規定に據り、内蒙各盟部旗長官全體會議を召集し、國民政府指導の下に、内蒙自治政府を設立し、内蒙自治政府組織法を制定頒布す。

第一章　自治政府

一、内蒙自治政府は、内蒙各盟部旗の治權を總攬す。

二、内蒙自治政府は、原有の内蒙各盟部旗の領域を以て統治範圍とす。

三、内蒙自治政府は、國際軍事及び外交事項を中央の處理に委ねる外、内蒙一切の行政は、本自治政府の法律命令を以て之を行ふ。

四、内蒙自治政府は、政務廳、制法委員會、參議廳及び秘書處、總務處を以て之を組織す。

五、内蒙自治政府は委員長一名、副委員長二名、委員九名乃至十五名を置く。

六、内蒙自治政府正副委員長、委員は、各盟部旗長官之を公選す。各廳長及び各委員會委員長は、政府委員之を兼任す。

七、内蒙自治政府は、政府委員會を以て一切の政務を處理し、委員長を主席とす。

第二章　政務廳

一、政務廳を以て内蒙自治政府の最高行政機關とし、廳長一人、副廳長二人を置く。

二、政務廳に左の各處を置き、行政の職權を分掌せしむ。

一、内務處　二、警務處　三、財政處　四、教育處　五、司法處　六、建設處　七、實業處　八、交際處

第三章　制法委員會

制法委員會は、自治政府の最高立法機關とし、委員長一名、副委員長二名及び委員十七名乃至二十九名を置く。制法委員會の決議は、更に政府會議の決議を經たる後に之を公布す。

第四章　參議廳

參議廳は内蒙自治政府の最高諮詢建議機關とし　廳長一名、副廳長一名、參議二十一名乃至四十一名を置く。

第五章　附則

本組織法は公布の日より施行す

(3) 自治政府の人選

内蒙自治政府組織法の決定に次いで、愈々人的構成に移ることゝなつたが、十月二十二日第四次會議で、正副委員長以下次の通り決定を見た。

一、委　員　長　烏蘭察布盟盟長雲端旺楚克
二、副委員長　錫林郭勒盟盟長索諾木拉布坦
　　同　　　　伊克昭盟盟長沙克都爾札布
三、委員　烏盟正副盟長、伊盟正副盟長、阿拉善親王、達里、察哈爾盟二名、土默特旗二名
四、政務廳長　錫林郭勒盟副盟長徳穆楚克棟魯普
五、參議廳長　伊克昭盟副盟長阿拉坦鄂齊爾
六、制法委員會委員長　烏蘭察布盟副盟長巴寶多爾濟

内蒙自治政府組織第十五條によれば、「政務廳を以て内蒙自治政府の最高行政機關とす」とあるが、その政務廳長に徳王自ら就いたことは、自治運動の重心、更に新政府今後の中心が、何人に在るかを、此の場合に於ても判然と示して居ることが伺へやう。

(4) 中央政府の對策

内蒙自治組織法は、自治會議で可決されると共に直ちに國民政府に報告された。形式に於て其の承認を求めるのであるが、實際に於ては、事後承諾の强要にも等しいものである。而も自治の内容は、組織法第三條に規定する通り「國際軍事及び外交事項を中央の處理に委ねる外、内蒙一切の

行政」に及ぶもので、最早單純な地方自治ではなく、宛然一の「自治邦」を形成する態のものである。軍事に於ても、特に「國際軍事」と指摘する以上、對外軍事が中央政府に歸する外、自治領内軍事は、固り獨自の處理に留保する意嚮である。事實百靈廟自治會議、十月十九日の第三次會議でも「自治政府の警衛隊編成案は、各旗より騎兵計千名を派遣し之を編成す」と決定し、獨自の警衛隊を有すべきことを定めた。自治政府の軍權については、直接の明文はなく且つ政府の組織にも軍政機關に相當するものはないが、これは蒙古旗制の傳統上今直ちに自治政府が、統轄軍權を掌握し得ず、又其の必要ない事實上の理由によるので、對内軍權の中央歸屬を意味するのではない。

半獨立にも等しい高度自治の要求を叩きつけられて狼狽其の極に達した國民政府は、十月十七日、卽ち自治組織法が會議を通過した二日後、行政院院長汪精衛氏主席の下に行政院會議を開き、急遽對策を凝議した。其の結果、解決原則として、次の諸項を決定した。

一、蒙藏委員會の組織を變更し、行政院に邊務部又は蒙藏部の如きものを設置すること。
二、蒙古地方行政系統を改革すること
三、蒙古行政に蒙古人を採用すること。
四、内政部長黄紹雄、蒙藏委員會副委員長趙丕廉を内蒙に

派遣し、德王等自治運動派と妥協策を講じさせること。

行政院の決定は、喇嘛敎徒懷柔の常套手段より、始めて理蒙の政治的方策に向つたものであるが、尙ほ且つ蒙民知識層の要求する自治そのものには、何等具體的に觸れて居ない。一に黃紹雄、趙丕廉の現地妥協工作に俟つと云ふ形である。

(5) 黃紹雄、趙丕廉の出動

黃紹雄、趙丕廉は、十月二十一日(一九三三年)南京を出發北上し、北平、張家口を經て二十八日綏遠に到着した。綏遠で先づ各盟旗王公代表と接洽し、次いで十一月十日目的地百靈廟に到着した。翌十一日より雲王、德王等內蒙自治運動の主腦部と、黃紹雄、趙丕廉等中央代表との間に折衝が行はれた。中央代表の主張は、先づ次の二點に歸する。

一、百靈廟自治會議で可決し、國民政府へ呈報された內蒙自治組織法は、中央として承認することは出來ない。

二、然し中央としては、出來るだけ蒙民の自治要望に添ひたいから、中央の統一權限と相容れる範圍で、蒙民に地方自治を許すに吝でない。且つ蒙地の特殊事情をも考慮に入れた自治制を容認する。

之に對し雲王、德王等の態度は、初めより極めて强硬であつた。必ずしも內蒙自治組織法を原型の儘貫徹しようと云ふのではないが、其の根本方針は絕對に讓らぬ慨があつた。德王等の主張を要約すると、次の通りである。

一、內蒙を打つて一丸とした最高自治機關を設け、蒙古自治政府と名づけること。

二、蒙古自治政府は、國民政府行政院に直屬し、內蒙各盟部旗の治權を總攬し、其の經費は、中央から之を補助すること。

玆に於ても國民政府へ對する隷屬關係は、殆ど形式に止まり、其の眼目は高度自治の實現、半獨立地位の獲得に在つたことが關知されやう。

(6) 內蒙自治解決大綱

內政部長黃紹雄、蒙藏委員會副委員長趙丕廉の妥協交涉にも拘らず、自治會議派の主張は頑として强く、寧ろ中央代表が引き摺られ氣味で、十一月十七日に至り辛うじて內蒙自治解決大綱十一ヶ條の妥協辨法が成立した。其の根本主旨は、內蒙に二箇以上の自治區を設け、自治區政府は行政院に直屬、區政府主席は蒙古人とし、經費は中央から支給すると言ふのである。複數自治區制としたことは、單一自治政府制に比べ、自治の强弱に可成りの相異があるが、尙ほ且つ「蒙地還蒙」「蒙古人の蒙古」の主旨を多分に貫徹したものと言へる。自治解決大綱十一ヶ條要點は、次の通りである。

一、烏蘭察布盟、伊克昭盟及び土默特、阿拉善、額濟納各

旗を合して蒙古第一自治區とし、錫林郭勒盟及び察哈爾部八旗を同第二自治區とし、各區に自治政府を置く。其の他之に準ずる。

蒙古各自治區政府は、行政院に直屬し、各區内各盟旗一切の政務を管掌する。省と交渉關係ある案件は、省政府と商議の上處理する。

蒙古各自治區政府の經費は、中央より毎月支給する。蒙古各自治區間に一聯合會議を設け、各自治區間の共同事項を協議決定する。

二、蒙古各盟旗の管轄治理權は、一律に舊制に準ずる。

三、蒙古各盟部旗の境内には、自今縣或は設治局(後説)を再設するを得ず、現存の縣或は設治局にして、不完全のものは、一律に之を取消す。

四、蒙古現存の荒地は、一律に區劃し、蒙古牧畜區とし、永久に開墾するを得ず。現在牧區内に侵入せる小面積の墾地は、都て牧區に還元する。

五、蒙古牧區内に於ける各項の税收は、都て辦法を詳定統一、之により徴集し、省縣政府が、牧區に設けた各項の税收局支局は、一律に取消す。

六、蒙古既墾の土地は、別に適當な辦法を設けて之を整理し、其の所得の臨時收益及び毎年の税收は、蒙古自治區政府と、各關係省政府と平分するのを原則とする。

七、蒙古既墾の土地で未整理のものは、次の辦法によつて處理する。

(イ)蒙旗境域内の土地、礦産、山林、川澤等に對しては、一律に舊制に準じ、蒙旗に於て徴集等を行ふ。

(ロ)蒙旗境域内に設置した省縣局にして、土地、礦産、山林、川澤の租税を徴收する場合は、蒙古自治區政府より役員を派し、共同して之を徴集し、既收の金員は都て平分することゝする。

(ハ)蒙古官廳及び蒙古原有の私租は、都て之を保障する。

(ニ)蒙民に對しては、所屬旗に對する負擔の外は、省縣政府に於て更に何等かの負擔を加へることを得ない。

八、凡て蒙旗境域内で、土地關係以外、省縣政府によつて設けらた各項税收機關の徴税に當つては、一律に蒙古自治區政府より役員を派し、共同して徴收し、既收の金員は都て即時平分するものとする。

九、凡て蒙古境域内既設の各級司法機關には、蒙古自治政府より、專門員を選任派遣し、漢蒙訴訟事件に對して、參審制度を實行する。

十、蒙古自治區政府の各種收入は、衛生、教育、實業、交通等の各種事業費に充てる。

十一、蒙古自治區政府は、關係省政府の所在地に在つては

辦事處を設置し、相互の聯絡に便ずることゝする。

(7 黃、趙の復命と中央案

内蒙自治解決大綱十一ヶ條の成案を得た黃紹雄、趙丕廉一行は、曲りなりにも漸く使命を果して百靈廟を出發、十月二十八日、九兩日は、綏遠に於ける蒙漢聯歡大會に出席した後、十二月三日綏遠を出發し、太原、北平、濟南を經て、十二月十六日南京に歸着した。

國民政府は、黃、趙兩氏の復命に基き、自治解決大綱の採否、自治實施の細目等につき檢討を遂げたが、黃、趙の復命案に對しては、自治の限度廣汎に過ぎ、中央の統制を離脫するとの危惧より、之を承認することに相當の難色があつた。其の結果、翌一九三四年(民國二十三年)一月十七日、中央政治會議は、内蒙自治區實施辦法十ヶ條を決議したが、其の内容は黃、趙の復命案とは、甚しく懸隔のあるものとなつた。先づ相違點を摘示すると次の通りである。

一、自治區政府の地域的範圍は、縣治未設地方とし、察哈爾、綏遠兩省内に各々二區を設け、これを中華民國第一自治區政府、第二自治區政府と稱し、以下之に準ずる。

原案は事實上、二大自治區制であつたが、新辦法は自治區を更に小單位とする方針を取り、内蒙統一の總勢を阻止する策に出た。雲王、德王等が、内蒙を打つて一丸とした高度自治を實現しようとして居るのに對し、これは全く地方的、小自治區制で、飽迄内蒙古の中央分離を遮げようとするものである。名稱に於ても、原案が内蒙自治區政府としたのに對し、中央案は中華民國自治區政府とし、努めて蒙古色を避けようとして居る。

二、自治區政府が正式に成立する迄、自治籌備所を設け、中央より委員を派遣して指導させるか、或は關係省政府主席を指導專員に任命する。

此の規定は二つの意義を有する。一つは自治準備の名により、自治の即決を遷延する策である。他の一つは自治に對して、飽迄中央の干與する機會を留保しようとするものである。此の後者の思想は、尚ほ次項で一層明瞭である。

三、中央は省政府に委任し、中央の代表として、蒙古自治區政府を指導し、地方の自治を處理せしめることが出來る。

此の方策は終始國民政府當局を支配したもので、後に終局的決定として、蒙古地方自治政務委員會を設置するに決した時も、蒙古地方自治指導長官を設けて、中央の統制を加へようとの方法を具體化した。自治籌備辦事處に對する中央指導委員、又は省政府の指導委員も、主旨に於て類似のものである。

四、中央政府又は省政府の自治行政に干與する機會は、極

めて各方面に及んで居る。其の主要なものを擧げれば次の通りである。

(イ) 各自治區間の共同事宜を協商するため、毎年一回各自治區聯席會議を開くが、其の場合中央より委員も派遣する。

(ロ) 區政府の所在地は、中央で裁定する。

(ハ) 各自治區政府が行政院に直屬することは、原案とても同様であるが、中央案では更に自治區政府は此の外、中央各主管官廳、委員會の指揮監督を受けることゝした。

(ニ) 自治區政府は、中央及び當該政府の法令に牴觸せぬ範圍に於てのみ、區令を公布、單行規則を制定し得る。

　區令が中央の法令に牴觸し得ずとすることは當然であるが、其の外省政府の法令に拘束されることは、蒙古自治派の甚しく不滿とするところである。蓋し行政區劃的には、蒙地は省區劃内に在り、例へば錫林郭勒盟や察哈爾部は察哈爾省内に、烏蘭察布、伊克昭兩盟は綏遠省内にあるが、問題は是等盟旗に自治制を布き、省政府の統制より離脱しようとするので、省政府の法令が尚ほ且つ蒙地に及ぶとすることは、自治區の行政院直屬、省政府よりの離脱と云ふ理想と相容れないものである。

(ホ) 區政府は人民の自由を制限し、或は人民の負擔を増加する場合は、中央政府の裁可を經ることゝする。

　區政府は蒙民の利益のために施政し、必要によつては蒙古の自由を制限し、その負擔を増加し得べきであつて、蒙地蒙民の特殊性は、蒙古自治區政府獨自の判斷に委せらるべきである。人民の自由制限、負擔増加を中央政府の裁可に俟つとすることは、通常の地方自治には極めて一般的の規定であり、當然且つ必要の規定であるが、内蒙自治に關する限り、其の特殊性に鑑み不當の中央干與規定である。

(ヘ) 中央政府は、蒙古自治區内諸般の蒙古行政につき省政府に委任し　總括處理せしめ得る。

　中央の専屬權として留保した國防、外交等の處理、或は國稅の徴收等につき、省政府に委任するなら格別漠然と諸般の蒙古行政を委任、處理せしめ得ることは兎角弊害を惹起し易い。

五、中華民國人民は、種族の如何を論ぜず、凡そ自治區内に滿一ヶ年以上繼續居住するものは、均しく遊牧開墾の權利を有する。

　種族の如何を論ぜずとあるが、實際問題としては、これは漢族保護の規定であり、原案には固りないものであ

る。抑々内蒙自治運動は、一面經濟的には、漢人の蒙地開墾、卽ち漢人の蒙地植民に反對して立つたものである。而も尙ほ且つ國民政府が、斯うした規定を設けるのは、如何に自治運動に無理解であるかを如實に證明するものである。漢人の經濟的進出排擊の問題は、蒙古自治運動と關聯して、極めて重大性あり、後に更に再言する。

六、森林礦產は國有とし、實業部に於て開發を計畫する。

本項については、原案第七項と對照すれば其の著しい差異は一目瞭然であらう。

七、蒙古人教育制度の改正は、教育部及び蒙藏委員會に於て具體的辦法を立案する。これも中央色を加味したものである。

八、自治區の司法問題は、司法行政部及び蒙藏委員會に於て、具體的立案を行ふ。これも同樣である。原案第九項と對照されたい。

九、寧夏省所屬阿拉善霍碩特、額濟納舊土耳扈特の各特別旗は、自治區の構成より除外する。これにも自治派は甚だ不滿足で、後の蒙政會管下には、此等二旗も含まれることになつた。

（此等は元來內蒙各部及び外蒙喀爾喀とは別種をなし、元代の衞亦刺、明代瓦刺の苗裔と言はれる。）

以上中央案である內蒙自治區實施辦法の內容につき、原案と著しい相違點を摘記した。以下同辦法の全貌を揭げやう。

(8) 內蒙自治區實施辦法

（一） 內蒙自治の限度

蒙古代表が最後に提出した各種法案、自治區政府設置の件は、中央所定の原則と大差ないから之を裁可するが各區域の隷屬、組織、權限、經費等に就ては以下の原則により、別に法令を以て頒布施行する。

（二） 蒙古自治實施の順序

自治區政府の正式成立前に於ては、籌備處を設け、中央より委員を派して切實に指導せしめ、或は中央に於て當該省政府主席を指導專員に任用派遣する。其の人選に就ては別に之を定める。

（三） 蒙古自治區の範圍

蒙古自治區の範圍は、未だ縣制を布かぬ地域に限り、察哈爾省、綏遠省內に各二區を設け、其の名稱は中華民國第一自治區政府、第二自治區政府とし、以下之に準ずる。但し盟旗にして察哈爾省或は綏遠省內に設けた兩自治區に合併を希望を有する場合は、各當該省より內政部、蒙藏委員會を經て、行政院の裁定を要する。又察哈爾綏遠兩省の既に縣制を實施した地方は、完全に省政府の行政に屬するか、或は區域錯綜し、詳細に區劃を必要と

する場合は、省政府立會の上之を區分し、内政部蒙藏委員會を經て、行政院の裁定を俟つべきものとする。

從來寧夏省管轄の阿拉善、額濟納兩旗は、自治區の範圍に編入しない。

（四）自治區政府の組織

（イ）自治區政府委員は五名乃至十五名とし、委員長一名、副委員長二人を置き、原則として所在地の人民を任用し、中央より之を任命する。

（ロ）區政府に各科を設く。

（ハ）各自治區間の共同事宜を協商するため、毎年一回中央より委員を派遣し、各自治區聯席會議を召集する。

（ニ）自治區は區及び旗の二級制とし、區、旗には、夫々自治組織を設ける。その詳細は法令を以て規定する。

（ホ）區政府所在地は、中央に於て裁定する。

（五）自治區政府の隷屬

蒙古各自治區政府は行政院に直屬し、且つ中央各主管官廳・委員會の指揮監督を受ける。

（六）自治政府の權限

蒙古自治區内國防上の軍事支配權・及び外交等に關しては、中央に於て總括處理し、或は當該省政府に之を執行させる。

中央に於て既に其の特殊權と認めたものは、省政府に

處理させることは出來ない。中央より省政府に對して處理を命じない蒙旗の行政は、總て區政府に處理させる。

區政府は、中央及び當該省政府の法令に牴觸せぬ範圍內で、區令を公布し、單行規則を制定し得る。但し人民の自由を制限し、或は人民の負擔を增加するものに關しては、國民政府の裁可を經ることを要する。

（七）省政府と自治區政府との關係

蒙古自治區内に於ける諸般の蒙古行政にして、中央より省政府に委任したものは、省政府に於て總括處理し、中央が省政府に委任せずとも、區政府が中央の意を體して處理し、省の行政範圍に關するものは、依然區政府と省政府と立會の上處理する。

既に縣制を布いた地方に於ける一切の蒙旗行政及び蒙漢民間の紛糾は、依然當該政府を經て處理する。必要の場合は專門委員會を設け、省區間の爭議事項を責任を以て解決させる。

中央は省政府に委任し、中央の代表として、蒙古自治區政府を指導し、地方の自治を處理せしめ得る。

（八）自治區政府の政費

自治區政府の行政經費については豫算を制定し、中央は之を審査の上、補助を與へる。

各種の稅收は、中央政府の標準に基き、國稅、地方稅

の二種に分ち、國稅に該當するものは、中央に於て直接徵集し、或は當該省政府に徵稅を委任する。

地方稅に屬するもので、縣政府の區域內にあるものは、省政府に於て徵稅し、未だ縣治を設けぬ區域內では、自治區政府が徵集する。

（九）自治區の經濟問題

在來の開墾地域で、既に縣治を設けた地方に於ける蒙漢人固有の土地權は、一律に從來通りとする。未だ開墾せられず、且つ縣制を布かぬ蒙旗地方で、牧畜を主業とし、耕作を副業とする場合に於ても、中華民國人民は種族を論ぜず、凡そ當該區域內に滿一ヶ年以上繼續居住するものは、均しく遊牧開墾の權利を有する。

區政府は、自治區內の土地に對して、開墾の必要があると認めた場合は、隨時中央に具申し、准可を經た後蒙漢民に對して自由に耕作させる。未開墾地の牧畜は改良を必要とし、且つ中央に於て適當の地方に、牛羊防疫處及び血精製造分析所を設立する。

森林鑛產は國有とし、實業部に於て開發を計畫し、又財政部は、各自治區地方に銀行支店を設置し、金融運用の機關とする。

（一〇）自治區の教育問題

蒙古人教育制度の改正、及び蒙古人教育費補助の件は教育部に移牒し、蒙藏委員會と共に全般の具體的辦法を立案する。

（一一）自治區の司法問題

自治區の司法問題は、司法行政部に移牒し、蒙藏委員會と共に、具體的辦法を立案させる。

(9) 蒙古自治辦法八原則

中央政治會議を通過した內蒙自治區實施辦法十一ヶ條が、內蒙自治派より見て甚しく不滿足なものであることは、先に指摘した通りである。その一度發表せられるや、在南京蒙古代表は激怒し、曩に百靈廟で德王等內蒙各旗王公と黃紹雄、趙丕廉の間に成立した內蒙自治解決大綱と著しく逕庭ある事實、並に此の中央案では、蒙民の要望する內蒙高度自治は全く骨拔きとなる結果を指摘し、斷乎反對の氣勢を擧げ、一月三十日には、南京に代表會議を開いて、中央案拒否の意思を表明し、且つ中央政治會議に向つて强硬な要求を叩きつけ、當時開會中の第四次中央執監全體會議で其の取消しを求めた。「萬一不蒙明察、只有泣血歸家、靜候宰割」即ち若し容れられなければ、一同連袂退京する外ないとの斷乎たる態度を示した。國民政府も事態の惡化に頗る狼狽し、急遽對策を錬つた結果、自治辦法の再審議と云ふことになり、二月二十八日の第三百九十七次中央政治會議に於て、新に自治辦法八原則を決定した。內容次の通り

である。

(一) 蒙古に適宜の地點を選び、蒙古地方自治政務委員會を設ける。同委員會は行政院に隷屬し、並に中央主管機關の指導を受け、各盟旗の政務を總理する。委員長及び委員は、原則として蒙古人を用ひる。經費は中央より發給し、中央は別に高官を派して、同委員會の所在地に駐在、之を指導させ、又盟旗及び省縣の爭議を調解せしめる。

(二) 各盟公署は盟政府と改稱し、旗公署は旗政府と改稱する。但し其の組織は變更せず、盟政府の經費は、中央より補助する。

(三) 察哈爾部は改稱して盟とし、一律盟制に照し、其の系統組織は舊による。

(四) 各盟旗の管轄治理權は、一律舊による。

(五) 各盟旗にして、現に牧地を有し、放墾を停止して居るものは、以後牧畜を改良し、並に附帶工業を興辦し、地方經濟を發展させる。(尤も盟旗自ら墾殖を希望するものは、これを許す)

(六) 盟旗原有の租稅、及び蒙民原有の私租は、一律保障を與へる。

(七) 省縣が盟旗地方に徵する各項の地方稅收は、若干割を盟旗に支給し、その建設費とする。その割當辦法は、別に之を定める。

(八) 盟旗地方は、以後再び縣治、或は設治局(後說)を增設せぬ。(但し必ず設置を必要とする時は、須く關係盟旗の同意を得ることゝする。)

(10) 自治八原則の意義

行政院長汪精衞は、三月一日、蒙古代表と會見し、中央政治會議で通過した內蒙自治辦法八原則を提示說明して、其の意見を徵した。これに對し、蒙古代表は何れも贊意を表明し、茲に漸く直接國民政府と蒙古代表との間に原則的諒解が出來た譯で、本辦法は民國二十三年三月六日國民政府訓令行政院第一三一號「蒙古自治問題辦法原則八項令」として公表された。今後內蒙自治制度の進展は、專ら此の八項原則を基礎とすることになつた。以下此の八項原則が、內蒙自治權確立の上に、幾何の意義があるか、要點を摘記しよう。

(一)內蒙自治の最高機關として、蒙古地方自治政務委員會を設ける。民國二十年(一九三一年)十月十二日公布の蒙古盟部旗組織法によれば、蒙古各盟、及び各特別旗は、行政院に直屬することになつて居る。從つて從來蒙古では、盟公署が行政院に直屬する最高の機關であり、且つ各盟、各特別旗は、夫々別個のもので、其の間何等の統制がなかつたのだが、茲に始めて各盟をも合せ、蒙地を

打つて一丸とした最高行政機關が出來ることゝなつた。徳王等自治派及び黄紹雄、趙丕廉等中央代表の間に出來た現地妥協案、及び之を覆した中央案が、單に自治區制を認めたのに比べ、これは百靈廟自治會議の原案に近く、これにより纔めて蒙地が、全的に統一的行政組織體となり得る譯で、長い間の蒙古史を通じ、正に劃期的な制度である。

（二）蒙古地方自治政務委員會委員長及び委員は、原則として蒙古人とする。これは人的構成の方面より「蒙地還蒙」の實を擧げようとするものである。凡そ自治領、自治體が、眞に自治權を享有して居るか否かは、一面自治領民自身が統治權を行使して居るか否かにより、判定されるので、これは先に述べた自治區制案にも、保障されて居た人的要件である。

（三）蒙古地方自治政務委員會は、行政院に直屬し、中央の主管機關（蒙藏委員會其の他）及び新制度により設けられる指導長官の指揮 監督、指導を受ける。行政院及び中央の主管機關は、單に組織系統上の上級機關に止まり、直接に自治委員會の行政に關係するのは、蒙古地方自治指導長官である。然し指導長官は、植民地に於ける本國の總督のやうに、廣汎な權限はない。（後述）内蒙に關する限り、蒙古地方自治委員會が、最高の統治機關であり、恰も西南政務委員會と同様、實質的には、殆ど中央政府の干與なく、萬般の施政を行ふものである。

（四）國民政府の下に、省政府、縣及び市政府等上下の系列をなすやうに、蒙古地方自治政務委員會の下には、盟政府、旗政府が置かれることゝなつた。但し從來盟公署、旗公署と稱して居たのを、斯く改稱したに過ぎず、管轄治理權は、從來と何等變りはない。

盟部の政府組織については、民國二十年（一九三一年）十月十二日公布の蒙古盟部旗組織法あり、これが其の儘盟政府及び旗政府、其の他盟旗の統治構成に適用せられる譯である。

盟政府、旗政府の外 立法、計畫、審議、監察等の機關として、盟民代表會議、蒙民代表會議がある。（前述「盟部旗組織法」參照）

（五）察哈爾部は錫林郭勒盟の南に續き、察哈爾省南部約三分の一、及び綏東五縣（豐鎭、興和、集寧、凉城、陶林）を占めて居るが、清朝勃興當時、此の部に君臨した林丹汗は、元の嫡裔を以て可汗を稱し、蒙古全部を統轄する氣慨を示して居た。因つて清太宗の一朝だけでも、三度察哈爾を征討し、容親王多爾袞は、遂に一六三五年（清太宗の天聰九年、明毅宗の崇禎八年 林丹汗の子、額爾克孔果爾汗を降し、察哈爾部全土を收服した。清朝は

察哈爾部を重視し、爾來同部は內蒙二十四部の上に位し、特殊地位を保持した。部內は滿洲の八旗制に則り、正藍、鑲白、正白、鑲黃の左翼四旗(張北縣、獨石縣、多倫縣)及び正黃、正紅、鑲紅、鑲藍の右翼四旗、(豐鎭縣、涼城縣、興和縣、陶林縣)其の他商都、明安、左翼、右翼の四牧群あり、他の盟旗と異つて、札薩克を置かず、旗總管及び群總管を置いて、張家口に駐箚する都統をして軍政を總理させた。別に直隸總督に直屬する府、州、縣、廳を設けた。民國になつても、察哈爾部は依然特別扱ひとし、大體清の遺制を踏襲したが、省制を布いてより、設縣に努力し、又總管の任命は省政府が行ひ、省政府は總管の推薦によつて、其の下に正副參領を任命することゝした。

察哈爾部八旗四牧群の改盟は、漸く一九三六年(民國二十五年)一月二十二日に至り正式に成立し、蒙古地方自治政務委員會管轄の下に、蒙古保安隊長卓什海(卓世海)を盟長に任命した。察哈爾盟を蒙政會の統制に歸することゝしたことは、蒙古自治、蒙民大同團結への一進展を約束するものである。

(六)　各盟旗の牧畜を保障し、墾植を抑止することゝしたことは、牧畜本位の蒙民の生活權を確保し、漢人の植民地的進出を阻止する方針に出たもので、經濟的には極めて重要な規定である。蓋し近來支那人の內蒙開拓著しく、而もそれが蒙民との經濟的提携乃至は共通利益の增進、平等條件の下に於ける利益交換を意味するものでなく、漢人が蒙民の生活區域へ植民して、蒙民を追ひ出し、蒙民に取つて代ることであつた。而も蒙古人と支那人は、全然經濟生活樣式を異にし、蒙古人の遊牧生活と、支那の農商業生活とは、性質も異り、文化水準も違ひ、經濟的に兩立せぬところであつた。內蒙自治運動に所謂「蒙地還蒙」は、經濟的には支那人の植民的進出防遏、蒙古遊牧地の防衞と言ふ意義があつたのである。自治區設置に關する中央案中「中華民國人民は、種族を論ぜず、自治區內に滿一ヶ年以上繼續居住するものは、均しく遊牧開墾の權利を有する」と規定し、其の主要な目的として、漢人の蒙地開墾を引續き認めたことが、如何に蒙古人の反對を招いたかは、先に其の項で指摘した通りである。

(七)　省政府及び縣政府が、盟旗地方に徵する地方稅は、その若干割を盟旗に支給し、その建設費とすることゝした。これは地方稅の盟旗還元であるが、從來省、縣政府は、盟旗地方に局卡を設けて、種々の徵稅を行つた。これは當然盟旗の收入に歸すべきものであるから、徵稅問題を挿んで、盟旗公署と省縣政府の間に紛糾が絕えなかつた。

蒙民としても、往々にして盟旗と省縣の二重課税に遭遇する譯である。それを今回省縣の蒙地に於ける課税を一律撤消とは行かぬが、部分的に蒙旗に還元することゝなつたのは、蒙古自治制の一勝利である。(但し此の項目の實施は頗る困難であり、其の後も屢々紛糾を釀して居る)

(八) 蒙古自治の地域的限界は、察哈爾及び綏遠兩省の蒙地で、未だ縣制の實施せられて居ない地方である。此の兩省は民國十七年(一九二八年)中央政治會議の決議で、熱河、青海、寧夏、及び西康等と共に、新に省制が布かれた地方であるが、その中比較的漢人の利害關係密接で、本土的色彩の多い地方には、縣治が確立された。言ひ換れば、縣治地域は、漢人の植民地帶、その勢力地帶である。(これに對して、蒙古人の奪還運動が行はれた。)本土式の縣治縣政が布かれない地域が、卽ち內蒙自治政府―蒙古地方自治政務委員會の地域的管轄範圍である。

從來國民政府の方針としては、漸次縣制を擴張して、蒙地の漢土化を實現する積りであつたが、內蒙自治運動の結果、これが阻止されることゝなり、新自治辨法の第八項では、原則として、新に縣治又は設治局を增設せぬ保障を與へた。設治局と言ふのは、各省で未だ縣治を設けない地方に、これに相當する暫定的地方機關、且つ縣制施行の過渡的辨法として設けたものである。(設治局長は、省政府の指揮監督を受け、管區內の行政事務を處理し、中央及び地方の法令に牴觸しない範圍で、法令を發布し、單行の規定を制定することが出來る。)

(11) 自治政務委員會組織條令

中央の制定した蒙古自治辨法八ヶ條が、蒙民代表の承認受諾により、愈々確定的となつた結果、これに基いて二個の具體的法規が制定され、更に人員の任命もあつて、內蒙の自治構成は、其の後は極めて順調、且つ急速に取り運んだ。卽ち一九三四年(民國二十三年)三月七日、中央政治會議は、行政院長汪精衞氏司會の下に第三九八回會議を開き、蒙古地方自治政務委員會組織大綱十一ヶ條、並に蒙古地方自治指導長官公署暫行條例九ヶ條を審議決定し、同日國民政府の名に於て公布、更に兩條例に基き夫々人員の任命を了した。其の後蒙政會組織大綱は些少の修正あり、同年四月二十日、國民政府より修正公布された。これにより內蒙自治の態樣は、一通り整備された譯である。

先づ蒙古地方自治政務委員會組織大綱十一ヶ條を揭げると、次の通りである。

第一條 蒙古地方自治政務委員會は、國民政府頒布するところの蒙古地方自治辨法原則により之を組織する。

第二條 本會は行政院に直屬し、中央主管機關及び中央指

導大員の指導を受け、各盟旗の地方自治政務を辦理する省に關聯する事件については、省政府と會商辦理する。

第三條　本會會址は貝勒廟に設ける。

第四條　本會は委員九人乃至二十八人を設け、行政院より國民政府に呈請して、之を任命する。委員中より委員長一人、副委員長二人を指定する。

第五條　本會は二週毎に一回開會する。必要の場合は臨時會を召集することを得る。

前項の會議は委員長を主席とする。

委員事故あり、出席不可能の時も、代表を列席せしむることを得る。

第六條　本會委員長は、前條會議の決議を執行し、並に政務を處理し、所屬職員及び機關を監督する。副委員長は委員長を補佐し、政務を處理する。委員長職務を執行すること能はざる時は、副委員長一人を以て、之を代理する。

第七條　本法に左の廳、處、局を設け、一切の政務を分割承辦する。

秘書廳は文書、記錄、統計、編譯、會計、庶務等の事項を處理する。

參事廳は本會の計畫、法案、命令を撰擬審核する。

民治處は民治に關する事項を處理する。

保安處は保安に關する事項を處理する。

實業處は實業に關する事項を處理する。

教育處は教育に關する事項を處理する。

財政委員會は財政に關する事項を處理する。

前項の廳、處、會は、參事廳を除く外、均しく科に分けて執務する。

秘書、參事兩廳を除く外、各處會は事情を斟酌して、夫々申請の上これを設立する。

第八條　本會の各廳、處、會には、左の職員を置く。

秘書廳　秘書長　一名（簡任）
　　　　秘書　四名（薦任）
參事廳　參事長　一名（簡任）
　　　　參事　四名（薦任）
　　　　參議　（簡任）

參議は所屬各旗より各一名を推薦する。任期は一年とし、重任することを得る。必要の時は、各處々長各一人を支聘任俸することを得る。

財政委員會　主任委員　一名（簡任）
　　　　　　委員六名乃至十名（薦任）

委員は蒙政會委員長より、秘書、參事、參議中より指派兼充する。各處長は何れも當然委員とする。

各廳處會科長　十二名乃至十六名（薦任）

各廳處會科員　四十名乃至六十名(委任)

本法は各種の技術員及び雇員を、必要に應じ採用することを得る。

第九條　本會委員は、蒙古人を任用するを以て原則とする本會所屬各廳、處、會職員は、行政院より國內の蒙古情勢を熟知する者、及び專門知識を有する者を選んで任用する。

第十條　本會議事規則及び辦事規則は、本會議より議定し、行政院に呈請核准を經て、これを行ふ。

第十一條　本大綱は、公布の日より施行す。

(12) 蒙古地方自治指導長官暫行條例

第一條　蒙古地方自治指導長官は、國民政府公布の蒙古地方自治辦法原則に基き、行政院の命を受け、蒙古地方自治政務委員會を指導し、並に省縣對盟旗の爭執を調停する。

第二條　指導長官一名、副長官一名、行政院より國民政府に呈請して之を特派する。

第三條　指導長官公署に參贊二名を設け、指導長官より行政院に呈請して之を簡派する。

第四條　指導長官公署、其他の職員に就ては別にこれを定める。

第五條　蒙古地方自治政務委員會會議に際し、指導長官、副長官は參贊を出席せしめ、之を指導せしめることを得る。

第六條　蒙古地方自治政務委員會が、行政院及び蒙藏委員會に呈請する公文は、均しく同時に指導長官公署に呈報することゝする。

第七條　蒙古地方自治政務委員會の處理する事件、並に其の發布する命令は、指導長官これを不適當と認めた時は之を糾正撤銷することを得る。

第八條　蒙古地方自治政務委員會の經費は、指導長官公署より轉發する。

第九條　本條令は、公布の日より施行する。

(13) 自治法規の意義

蒙古地方自治政務委員會組織綱、及び蒙古地方自治指導長官公署暫行條例は、單に蒙古自治辦法原則八ヶ條を具體化したものであり、特に說明を必要としない。唯玆には總括的に二、三注意を要する點を摘記することにする。

(一)蒙古地方自治政務委員會會址については、德王は始其、その勢力圏內である錫盟の滂江に設けたい意嚮と解せられたが、結局地理的便宜から、貝勒廟に設けることゝなつた。貝勒廟は卽ち百靈廟である。

(二)蒙古地方自治政務委員會の委員は、原則として蒙古人を任命する。これは「蒙古人による蒙古の支配」上、當

然且つ必要な規定で、後掲委員表にある通り、其の主旨は完全に徹底した。唯蒙古人にも「純粋の自治派もあり、中央御用派もあり、相互の内部的反撥對立もあり、蒙古人の故に一律に斷定出來ぬこと、百靈廟會議代表者について述べた場合と同樣である。遂に綏遠境蒙政會の成立するに至つた事情については別に後述する。

(三) 蒙古地方自治政務委員會は、行政院に直屬し中央主管機關(蒙藏委員會其の他)及び中央指導長官の指導監督を受ける。行政院は上級官廳として、單に委員の任命、其の他形式上の權限を有するが、又は自治法規の改正等、根本組織に觸れる場合の外は、委員會の權能、行動に直接干與するものではない。蒙藏委員會は元來直接盟旗事務を指揮する立場に在り乍ら、殆ど空位に歸してゐたことは、屢々指摘した通りであるが、自治委員會並に中央指導長官の出現によつて、蒙藏委員會の存在は、益々形式的なものとなつた。蒙古自治に對し、直接の中央指導機關は指導長官であるが、これは一に其の人を得ることであり、且つ自治が圓滿に進捗し、若くは蒙民の中央勢力に對する反撥が强ければ、自然無用の長物に歸する可能性が多い。現に指導長官に任命された當時の軍政部長兼北平軍事分會委員長何應欽は、遂に就任せず、爾來此の制度は何等機能を發揮して居ない。更に制度上指導長官は、省縣及び盟旗の爭執を調停することになつて居り、而も此の種紛糾は極めて多いのであるから、此の點だけでも重大な役割を演じ得る地位にあるが、實際問題としては、餘り其の活動に期待出來ない。要するに指導長官の制度は、昔日の蒙地中央機關であつた都統、將軍或は籌邊使、鎭撫使等の重要性はなく、又本國の植民地に於ける高等辨務官と言つた事務的有用性もない。

(四) 蒙古地方自治政務委員會の權限については、直接の規定がない。恐らくこれは最もデリケートな問題で、中央及び蒙古自治派の主張に懸隔あり、明文化することが困難であつたため、故意に之を避けたのであらう。唯委員會の構成規定上、民治、保安、實業、財政、教育等に限定せられるものと考へられ、(委員會組織大綱第七條參照)德王一派の自治急進論者は、最初より甚しく之に不滿を唱へた。自治機關であるから、原則として獨立國のみ有すべき國防、軍事、外交等に關する事項は、當然中央政府に留保せられたと解すべきであるが、實際問題として、支那では地方政權が鞏固で、中央の實力及ばぬ地域では、地方政權自ら國防、軍事、外交等を處理した例は、決して珍しくない。民國二十三年(一九三四年)一月十七日、中央政治會議を通過した蒙古自治辦法第六項は、特に國防、軍事、外交等に關する權限を中央に留保した

が、同二十八日通過の修正辦法では、特にこれが削除されたことは、蒙民の意嚮を斟酌した結果であり、注意を要する。結局制度の上では、委員會は必ずしも自治の最高表現とは思はれないが、反面には相當融通性、伸縮性もあるから、主宰者が十二分の實力と手腕を以て當れば、最高度の自治、半獨立的地位を獲得し得る可能性がある譯である。

（五）蒙古地方自治政務委員會の管轄盟旗については、これも直接の明文はない。然し固有の內蒙を對象とすることは、自明の理であるから、錫、烏、伊の三盟、察哈爾盟（舊察哈爾部）、歸化城土默特は當然之に入るが、此の外寧夏省の阿拉善額魯特、額濟納土爾扈特等の特別旗もこれに合流し、夫々委員を出して居る。

(14) 蒙政會委員及び指導長官

蒙古地方自治政務委員會の委員名、及び指導正副長官は一九三四年三月七日、左の如く公表せられた。其の後一九三六年一月十五日、蒙政會一部の異動が發表せられたが、異動部分については、別項「蒙政會の改組」で述べる。（括弧內は原職及び封爵）

委員長　雲端旺楚克（烏蘭察盟盟長、喀爾喀右翼旗札薩克、郡王）

副委員長　索諾木拉布坦（烏珠穆沁右旗札薩克、錫林郭勒盟盟長、和碩車汗親王）

副委員長　沙克都爾札布（伊克昭盟盟長、鄂爾多斯右前末旗札薩克、貝子）

委員　德穆楚克棟魯普（錫盟副盟長、蘇尼特右旗札薩克）

阿拉坦鄂齊爾（伊盟副盟長、杭錦旗札薩克、親王）

巴寶多爾濟（烏盟副盟長、烏拉特中公旗札薩克、鎭國公）

那彥圖（在京王公）

楊桑（阿巴噶右旗閑散王公）

恩克巴圖（察哈爾旗人、中央委員）

白雲梯（東盟人、中央委員、蒙藏委員會常務委員）

克興額（卓索圖盟人、中央委員、蒙藏委員會委員）

吳鶴齡（卓索圖盟人、蒙古駐京聯合辦事處長）

卓特巴札布（察哈爾八旗保安長官）

貢楚克拉什（察哈爾右翼總管）

達里札雅（阿拉善札薩克）

圖布陞巴雅爾（額濟納土爾扈特札薩克）

榮祥（土默特代理總管）

尼瑪鄂特索爾(察哈爾明安總管)
伊德欽(元卓索圖盟喀喇沁右翼旗王公)
郭爾卓爾卓布(蘇尼特閑散王公、達爾罕郡王)
托克托胡(錫盟協理、阿巴噶右旗閑散王公、輔國公)
潘弟恭札布(烏盟四子王旗札薩克、親王)
那木濟勒色楞(元哲里木盟副盟長科爾沁左中旗札薩克、和碩達爾漢王)
阿育勒烏貴(元卓索圖盟副盟長)

蒙古地方自治指導長官　何應欽(軍政部長、北平軍事分會委員長)
同　副長官　趙戴文(國民政府委員)

(1)蒙政會成立と重要職員の決定

蒙古地方自治政務委員會は、法制上成立し、委員の顔觸も揃つたので、愈々成立大會を開催する段取りとなつた。一九三四年(民國二十三年)四月二十三日、全體委員は百靈廟に集合し、宣誓就任した。何應欽、趙戴文は政務多端の故で出席せず、別に參議を派して、代理常駐させる形を取つたが、結局兩氏は未就任に終つたと言つて好い。

此の蒙政會第一次大會に於て、委員會内部構成の職員が選任された。重要職員次の通りである。

秘書廳
秘書長　德穆楚克棟魯普
秘　書　吉爾各郎、包文昇、趙文儒、丁我愚
科　長　張炳光、薩儒文、陳賡楊、巴雅爾

參事廳
參事長　吳鶴齡
參　事　寶道新、陳紹武、康濟民、關翼卿

民治處
處　長　沙拉布多爾濟
科　長　趙福海、乾永忠

保安處
處　長　補英達賴
科　長　韓鳳林、朱實夫、白海峯

實業處
處　長　阿拉坦鄂齊爾
科　長　賀雲章、蘇寶豐

教育處
處　長　富齡阿
科　長　昌森、暴子青

財務委員會
主　任　包悅卿

五、蒙政會事業とその後の諸情勢

(1) 民國二十三年度蒙古自治實施方案

蒙政會が成立第一年度の事業計畫として決定したものは民治、保安、實業、教育、財政の各項に亘り、次の通りである。

(一) 民治事項

甲、地方自治人員訓練班の辦法を釐定する。
乙、蒙政會より各盟旗に派員し、自治の意義を宣傳する。
丙、各盟旗の確實な戸口を調査する。
丁、各盟旗既墾の土地、及び其の租税狀態を調査する。
戊、各盟旗に流入せる外蒙古人亡命者の實數、及び其の生活狀態を調査する。
巳、各盟旗に通令して、鴉片禁止を勵行させる。
庚、小規模の病院を籌設する。
辛、警察訓練班を籌設する。
壬、蒙政會所在地百靈廟に公安總局を設立する。各盟旗に公安分局を設立し、並に警政區域を劃分する。

(二) 保安事項

甲、各盟旗に通令して、保安隊の實數、及び官佐の姓名を具報させる。
乙、保安隊の銃器を考査する。
丙、保安隊の編制を劃一する。
丁、期を分けて、現在の保安隊官佐を訓練する。
巳、現有軍隊一切の狀態を調査する。
壬、蒙政會所屬衞隊を編練する。

(三) 實業事項

甲、人民の造林辦法を奬勵する。
丙、營業自動車會を官營する。
丁、既に採掘中の鑛產業につき、現狀を調査する。
戊、各盟旗間の台站を測量する。
巳、牧畜改良辦法を奬勵する。

(四) 教育事項

甲、各盟旗に對して、學齡兒童の調査を通令する。
乙、教育方案を規定する。
丙、學校私塾の現狀及び學生の數目を調査する。
丁、兒童の强制入學辦法を規定する。
戊、地方原有の教育經費を調査する。
巳、印刷物の創辦辦法を擬定し、宣傳に資する。
庚、各盟旗の卒業學生を、蒙政會に任用する辦法を擬訂する。

(五) 財政事項

甲、各盟旗各機關の經費收支を調査する。
乙、各盟旗の現有財政狀況を調査する。
丙、各省政府に交渉し、縣治施行地方に於ける地方税收の分割方法を擬訂する。(本項の意義については、前述

一五、自治八原則の意義、七項參照)

丁、各盟旗の税捐徴收辦法を擬定創設する。

(2) 蒙政會第二次大會決議事項

蒙古地方自治政務委員會は、一九三五年(民國二十四年)六月の第二次大會(全體會議)に於て、議案二百餘件を可決した。其のうち主要事項は、次の十二件である。

(一) 自治促進のため、蒙政會直屬に蒙古自治講習所を設置する。自治講習所は、各盟旗の公務員を訓練し、自治人材を養成することを以て本旨とする。

(二) 蒙政會直屬の下に、蒙古保安教導隊を編成し、蒙政會管下盟旗內保安の統一を圖る。

(三) 蒙政會直屬の下に、蒙古衞生院を設け、公衆衞生の處理、疾病の診療に當らせる。本院に巡回醫院を設け、各盟旗を巡回診療せしめる。

(四) 蒙政會直屬の下に、蒙古實驗新村を創辦する。本村は蒙政會附近に設け、實驗的に鄉村の新建設を行ひ、其の得た經驗を以て、各盟旗に於ける新村建設の基準とする。

(五) 蒙政會直屬に蒙古文化館を設ける。本館は蒙古固有文化の發揚、現代新文化の輸入を以て主旨とする。本館に總務部、圖書部、博物部、體育部、藝術部、編譯部及び巡回講演隊を置く。

(六) 蒙政會直屬の下に、蒙古師範學校を設け、各方面の教育に當る人材を養成し、蒙古地方教育の振興に當らせる。學科は簡易師範科、鄉村師範科、幼稚師範科、特別師範科に別ける。

(七) 蒙政會直屬に、蒙古產生合作社(生產組合)を組織し、各種の生產事業を經營させる。本合作社は、牧場、農場、工場を經營する。

其の他蒙古貿易合作社、蒙古信用合作社を設け、前者は輸出入、後者は貯蓄、金融事業に當らせる。

(八) 蒙政會直屬の下に、蒙古道路管理局、蒙古電業管理局(電信、ラヂオ、電燈、電話、其他の電氣事業)及び蒙古驛遞管理局(驛遞通信)を設ける。

(3) 蒙政會第三次大會

蒙古地方自治政務委員會は、一九三五年、內蒙自治動議の紀念日である十月九日を期して、百靈廟に紀念大會を開き、引續き翌十日より第三次大會を開催する豫定であつたが、種々錯綜した政治的理由で、豫定の九日には來會者が法定數に足らず、僅に開幕の典禮を行ひ、談話會の形式で數日を經過した。表面平靜に兩次の大會を經過し、蒙政會の統制作用も圓滿に進捗して居るかの如く見えたが、內部には成立の當初より、高度自治派と中央派、德王派と反德王派の對立、地方税徵收に絡る盟旗と省縣の確執、此の間

に發生した西公旗事件等、複雜な爭因を藏し、第三次大會前後に至つて、蒙政會は漸く統制的機能を阻害される事情に當面した。

蒙政會は斯うした事理で、豫定より遲れ、十月二十一日、委員長雲王以下委員十九名出席の下に開催の運びとなつたが、第一次、第二次の會議が、異分子、反撥要素を藏しつゝも、尙ほ且つ新制度を創辦すると云ふ斬新な空氣の下に、比較的協調を得て、具體的案件が多數附議決定されたのに比べ、第三次大會は明朗と安定を缺いた雰圍氣の裡に極めて平凡に終つた。これは會內の結束が破れかゝつたと云ふ事情の外、他方では、第一次及び第二次の大會で、大體必要な案件は決定され、而も蒙政會成立後一年有餘の短期間であるから、會の本格的事業に關する限り、更に屋上屋を架する新決議の必要はなかつたためで、第三次大會では、前大會の諸決議を執行すると云ふ方針を決したに止まる。斯くて第三次蒙政會大會は、會期一週間、十月二十八日に閉幕した。

唯第三次大會の當面した臨時の重要案件が、二、三あつた、一つは各盟旗の防共問題で、綏遠西境に逼つた共產軍に對し、防禦陣を張ることが緊要事であり、大會に於ても眞劍に討議された模樣である。但し內蒙赤化防止問題については、本年鑑に別に取扱はれて居るから、本稿では後に重要職員を列記する際、劉匪司令其の他の關係職員名を掲げるに止める。

防共問題の外、重要案件としては、西公旗の紛糾之に關聯する蒙綏特稅問題等があつたが、此等は蒙政會の統制結束が完全な場合にのみ、圓滿な解決を期待されるもので、內訌醞釀しつゝあつた第三次大會では、何等本質的討論も行はれなかつた模樣である。此等の問題については、以下に其の梗概を述べる。

(4) 西公旗問題の發端

烏蘭察布盟西公旗に關する紛糾の近因は、一九三五年八月末、時の烏盟々長で蒙政會委員長である雲端旺楚克が、西公旗札薩克石拉布多爾濟を免職したことである。

元來西公旗の札薩克、卽ち旗長については、玆數年來持ち越しの紛糾があつた。石王は今の綏遠省が、まだ特別區として都統制を布いて居た時、時の綏遠都統馬福祥(一九三二年死)が、石王の前任者で、後に隱退して「老王」と呼ばれた人の推薦に基き、中央に保護して薦中央より任命されたものであるが、盟長雲王は甚しく之に不滿であつた。蓋し老王其の人は、其の前任者の遺囑により、其の嗣子が成人する迄、暫定的に札薩克の職に在つた人であるが、先代の嗣子は、札薩克を繼がずして夭死し、其の遺子二人の中、依喜達克登爾根は喇嘛で旗長になれず、他の一人は幼少だ

との理由で、「老王」の後が石王に廻つて來た譯である。これに對し雲王、及び依喜喇嘛は、飽迄旗長正統論の立場から、強く石王に反對して居たのである。就中依喜喇嘛は、石王の札薩克繼承に對して、其の甥巴圖百益爾を使嗾して、紛糾を起させたほどである。其の後石王が巴圖百益爾を西協理に任命して、紛糾は一時鎭靜したが、次いで東協理額寶齊父子は、石王排斥を企てゝ、却て石王から罷免され、大いに含むところあり、一九三四年末の如き、刺客を放つて石王暗殺を企てた事實がある。

(5) 石王府圍攻と石王の提訴

額寶齊は秘かに復讐の機會を狙つて居たが、一九三五年春、德王が石王反對派である曼頭を哈德門稅局々長に任命するに及び、遂に之と謀つて、四月十七日、突如步騎兵約百名を以て、石王府を圍攻し、且つ情を具して、事情を雲王に訴へた。曼頭及び額寶齊の背後には、前述大喇嘛依喜克登爾根との密携もあつた。一方石王は難を逃れて歸化城に走り、急を綏遠省政府主席傅作義に報じて、救援を求めた。斯くて蒙政會と省政府とが調停することゝなり、省の方では、主として包頭駐剳第七十師長王靖國が斡旋に當つた結果、雲王との間に諒解成立して、石王は一應西公旗王府に復歸することゝなつた。ところが其の後も事態は依然として改善せられぬので、雲王は紛爭の根本的解決、且つは曼頭の提訴に基いて、眞相を質すためと稱し、石王に對して召喚命令を出した。石王これに應ぜず、雲王は憤然之を罷免する擧に出た。一九三五年八月のことである。

石王は雲王の罷免に承服せず、直ちに國民政府に對して、札薩克の職が世襲であること、其の地位は大逆行爲がない限り、保障されて居ること、札薩克を革職する權限は中央に在ること等を擧げて、これを提訴した。蒙古王公も、其の世襲的、封建的地位を固守しようとの欲求は、石王と同じであるから、石王の提訴に對しては、相當共鳴者を出した。就中蒙政會委員烏盟四子王旗札薩克潘弟恭札布 同じく委員で、伊克昭盟々長鄂爾多斯旗右前末札薩克沙克都爾札布、同副盟長杭錦旗札薩克阿拉坦齊爾以下、烏、伊兩盟各旗札薩克は、一九三五年九月二十六日、聯名で南京政府に打電し、舊制の保持を要求した。

初め蒙政會は、石王の反抗的態度に對し、百餘名の軍隊を出動、西公旗梅力更に派遣して 石王を牽制する策に出で、之に對し綏遠省軍第七十師王靖國軍の兩連は、甲格爾齊に進駐、對峙する形勢を示した。

(6) 旗長任免權と中央の解決辦法

西公旗問題の重要性は、第一に旗長繼承問題を運つて、蒙政會所屬盟旗の不統一性を暴露したこと、第二に旗長任免に關して、蒙政會と中央とに權限問題を發生したこと、

第三に此の兩者を通じて、眞正の內蒙古高度自治權の運用に對し、秘かに中央の妨害的操作が加へられたことである。

清朝の初めより、旗長は原則として世襲ではあつたが、形式上の手續は、承襲條例に基き、先づ當該札薩克より承襲者を定めて、之を管轄盟長に屆出で、盟長より更に理藩院に呈報、理藩院が之を適當と認定した時、纔めて皇帝に奏請し允可を下すと云ふ順序であつた。此の原則は其の儘國民政府に移され、理藩院の地位に蒙藏委員會が代つたまゝで、國民政府は形式手續上の任命權を有したに止まる。蒙政會が、旗長の任免權を持つか否かについては、蒙古地方自治辦法八項原則にも、蒙政會組織大綱にも、直接の明文なく、種々論爭を惹起した譯である。結局法理的解決よりも、政治的解決によるの外なかつた。言ふ迄もなく、政治的解決は、妥協的辦法である。

國民政府行政院が、一九三五年十一月十日前後に至り、漸く到達した妥協的解決辦法は、次の通りである。

(一) 國民政府は、石拉布多爾濟に對し、札薩克の職務を八ヶ月間停止する。石王の停職期間、札薩克の職務は、西公旗記名の協理、薩克都爾札布に代理させる。

(二) 蒙政會が八月末、西公旗樞力更に開入した軍隊は、即日悉く百靈廟に撤退する。

(三) 大喇嘛依喜達克登爾根の生命財産は、西公旗政府に於て保障する。

(7) 蒙綏特稅問題

石王罷免問題と絡んで、省政府蒙政會との間に徵稅に關する爭執を惹き起した。然し稅捐問題については、尙ほ根本的檢討を要するので、石王罷問題とは別個に、一般稅捐問題と合せて、玆に梗概を述べる。

蒙地の稅務問題に關しては、次の通り、三つの場合を考慮する必要がある。

(一) 盟旗原有の徵稅權

これは一九三四年(民國二十三年)三月六日公布の蒙古自治辦法原則八項令第六項に「盟旗原有租稅及蒙民原有私租一律予以保障」とあり、舊來の徵稅を、其のまゝ保障して居る。從つて各盟旗が、原有の徵稅權を行使する限り、何等問題はない。

(二) 蒙政會の財政監督權並に中央の財政補助

蒙政會には財政委員會があり、財政事項を辦理する。これは蒙政會自身のためにする財務の外、各盟旗の財政に關する監督權をも含むもので、蒙政會第一年度財政事業として、右盟旗機關經費の收支 各盟旗現有の財政狀況、各盟旗の稅捐徵收辦法創設等を決定したことは、先に指摘した。(前揭、民國二十三年度蒙古自治實施方法、五の財政事項參照)

斯く蒙政會は唯に各盟旗に對する財政監督權を有する外、各盟旗の税捐徵收辨法を創設し得ることは、卽ち新税をも徵收し得ることで、其の方法、税卡の所在等によつて問題を起すことゝなる。蒙綏特税問題は、省府對蒙政會の爭となつたもので、其の內容は後に述べる。

中央政府は蒙政會に對して、一定額の財政補助を爲すことになつて居る。前揭自治原則八項令第一項中にも「經費由中央發給」とあるが、其の額は每月五萬元と暫定された。其の後減額された模樣あり、不足部分は、蒙政會自身調達する外なく、これ又徵税權を行使する必要に逼られる譯である。

(三)　省縣税收に對する割當

盟旗地方に省縣制を施行した結果、省政府又は縣政府の徵税權と、盟旗の徵税權とが競合することになり、殊に蒙漢接觸地域、卽ち實眞に本土の制度に倣ひ、省縣の實際政治を布いて居る地方と、本來の盟旗制度を保存して居る地方の境界地域に於て、徵税問題は、極めて微妙である。前揭八項原則は、其の第七項に於て「省縣存盟旗地方所徵之右項地方税收須劈給盟旗若干成以爲各項建設費、其劈税辨法另定之」と定め、此の種地方で、省府又は縣府税收は、盟旗に分與すると云ふ方法を定めた。其の實行方法が、問題となつたのである。

所謂盟旗對省縣の税捐問題は、第二項と第三項の場合である。最も問題となつたのは蒙政會が、一九三四年末伊克昭盟鄂托克旗察漢淖爾税卡を設けたことである。漢人との接觸地點であるから、包頭商會を筆頭に、綏遠省政府に向つて、猛烈な抗議を提出した。本問題は一九三五年十一月十日前後に至り、西公旗盟問題の解決と同時に、且つ蒙政會の經費補助問題をも合せて一括解決された樣子である。但し內容は判明せず、左に紙上傳へられる儘を記載する。

(一)　綏蒙税收問題は、税收二分の一を特別税として、綏遠省と蒙政會で平分する。他に中央に於て百貨税を辨理し、その中若干を蒙政會に支給して、蒙古の建設費に充てる。

(二)　綏遠省は蒙政會に對し、建設費として、每月一萬餘元を協助する。

(8)　蒙政會の改組その他の異動

蒙古自治政務委員會は、一九三六年一月十五日國民政府により一部改組が發表され、其の他これと前後して委員の死亡、蒙部の新職制等があるから、一括して左に列記する。

蒙古自治政務委員會委員長、烏蘭察布盟盟長

雲　瑞　旺　楚　克

免本兼職（一九三六年一月九日中常會決議により、程潛辭職の後を受けて、國民政府委員に任命せらる）

蒙政會副委員長、錫林郭勒盟盟長
索諾木拉布坦
任蒙政會委員長
蒙政會委員兼秘書長、錫盟副盟長
德穆楚克棟魯普
兼任蒙政會副委員長
蒙政會委員、烏盟副盟長
巴寶多爾濟
任烏蘭察布盟盟長兼保安長官
蒙政會委員、烏盟四子王旗札薩克
潘弟恭札布
任烏盟副盟長

最後の潘弟恭札布は、別に蒙旗剿匪區司令に任命され、烏盟副盟長昇任に先立ち、一九三六年一月三日、綏遠に於て綏遠省政府主席傅作義監誓の下に、宣誓就任した。綏遠に蒙旗剿匪區司令部を設け、剿匪指揮に當つて居る。

此の外、一九三六年一月現在、蒙政會或は盟旗關係の重要職員を擧げると、次の通りである。

伊克昭盟防共總指揮兼達拉特旗剿匪司令
達拉特旗札薩克　康達多爾濟
（綏遠省包頭に伊盟七旗防共總指揮部、及び達拉特旗剿匪區司令部を設く）

綏北護路副司令官
烏盟盟長兼保安長官　巴寶多爾濟
察哈爾盟盟長
救國軍蒙古保安隊長　卓世海
（一九三六年一月二十二日就任但し中央の承認を得ず）
蒙古地方自治政務委員會駐平辦事處主任
蒙政會財務委員會主任　包悅卿
（駐平辦事處は、一九三五年十月四日、正式に成立）

蒙政會委員、六届候補委員、兼軍政部明安牧場場長の尼瑪鄂特索爾は、一九三六年一月十七日、張北に於て德王、卓世海等と會商を遂げて、張家口へ向け歸還の途、反對派のため暗殺された。彼は中央色濃厚な人物であつた。

(9) 綏境內蒙自治政務委員會成立

國民政府は一九三六年一月二十五日、綏遠省境內蒙古各盟旗地方自治政務委員會暫行組織大綱全十四ヶ條を發布、即日實施を命じ、同時委員長沙克都爾札布以下委員を任命した。百靈廟の蒙古地方自治政務委員會に對し、更に又綏遠省內限りの委員會を設置したことは、國民政府の內蒙統一妨害方針を實行したものであり、一九三三年十一月、中央特使內政部長黃紹雄、蒙藏委員會副委員長趙丕廉及び德王等との間に決定された蒙古自治草案及び一九三四年一月、中央政治會議で決定した內蒙自治辦法に試みた「自治

區政府制」「劃區分治主義」を再現したもので、察哈爾蒙古方面の情勢に刺戟され、急遽之を決定したものと解される。
綏遠蒙古が、最初から察哈爾蒙古と對立的情勢に在つたことは、屡々指摘した通りであり、殊に伊克昭盟の如きは、河套の僻遠に處し、向來閉關主義を持して、自ら別個の存在を有して居た。蒙政會には三名の委員を出して居るが、極めて冷淡だつた。伊盟が別個の自治政府を組織したいとの考は前々からあつたのである。これについては國民政府の代辯者黃慕松が、組織大綱發布の當二十六日、南京に於て、次の如く釋明して居るのによつても推知出來る。

「綏遠省境内蒙古自治政務委員會は、元來綏遠省内各盟旗官民の要望に基いて、組織されたものである。中央では初め蒙政會を組織した當時、蒙古の自治を完全な統一組織の下に進行しようと考へたのであるが、近來試驗の結果、困難が非常に多いことが判明した。そこで始めて、劃區分治の要請を允すことゝしたのである。各盟旗の制度は、もと〳〵分治に據つて居たので、强いて之を合一すれば、事倍功半の嘆を免れない。今綏境蒙政會が成立し、地に因り宜しきを制すべく、進行も較々便利である。從前の蒙政會は、亦專ら力を錫盟及び察哈爾盟旗群の事務に致すことが出來、效を收めること、自ら大であらう。今後は同じく中央の領導下に分工合手、蒙古地方自治の前途發展は、大いに樂觀すべきものがあらう。」

これは如何にも中央の代辯者らしい見解であるが、德王采配下の蒙政會を錫盟及び察盟方面に敬遠し、綏境蒙旗を其の埒内に切り離して置こうとする國民政府の魂膽は、これで十分窺知出來よう。

(10) 綏境蒙政會暫行組織大綱

綏境蒙政會は、蒙政會の組織を其の儘取つたものである。會址は成吉思汗の墓地と言はれる伊克昭盟の伊金霍洛（埃錦赫洛、楡林の北西、綏遠城より五百支里）に設けることゝなつた。以下大綱の全文を掲げる。

第一條　國民政府は、綏遠省境内蒙古各盟旗地方の事業を促進するため、綏遠省境内蒙古各盟旗地方自治政務委員會を設立する（以下本會と簡稱する）

第二條　本會は左記各盟旗の地方自治事務を辦理する。
烏蘭察布盟所屬各旗、伊克昭盟所屬各旗、歸化土默特旗、綏東五縣右翼四旗。

第三條　本會は行政院に直隸し、並に中央主管機關及び中央指導大員の指導を受ける。省に關渉する事件あれば、省政府と會商辦理する。

第四條　本會の所在地は伊金霍洛とする。

第五條　本會に委員九人乃至廿四人を設け、行政院が綏遠省境内各盟旗の盟長、副盟長、札薩克或は總管、及び其

の他資格相當の人員中より遴選し、國民府政に呈請之を任命する。且つ委員中より委員長一人、副委員長三人を指定する。

第六條　本會は毎月一回開會し、必要の時は臨時會を召集する。前項の會議は、委員長を以て主席とする。委員都合により出席出來ぬ場合は、代表を派遣出席させることが出來る。

第七條　本會の委員長は、前條會議の決議を執行し、かつ會務を處理し、職屬職員を監督する。各副委員長は、毎年四ヶ月づゝ交代して、會に止まり、委員長を補助して會務を處理する。委員長事故あり職務を執行すること不能の場合は、當番の副委員長一人が之を代理する。

第八條　本會に左の各處を設け、各項の事項を分掌する。

秘書處は樞要文電、會議記錄、文書編譯、統計、會計、庶務等の事項を管掌する。參事處は本會の行政計劃、及び法案章規命令等の事項を撰擬査核する。

民治處は民治に關する事項を管掌する。

實業處は實業及び交通等に關する事項を管掌する。

教育處は教育に關する事項を管掌する。

保安處は保安に關する事項を管掌する。

衞生處は衞生に關する事項を管掌する。

前項の各處は、參事處を除く外、何れも科を分つて辨事する。秘書處の科長は秘書を以て充任し得る。秘書、參事兩處の外、其の他の各處は、事情を斟酌し、中央主管機關に呈報、其の核准を經て、之を設置する。

第九條　本會各處に左の職員を設ける。

各處々長各一人（簡派）秘書四人（薦派）參事四人（薦派）各處科長十二人乃至十六人（薦派）科員四十人乃至六十人（委派）

第十條　前條の各職員は、科員を除く外は、委員長より相當の資格及び學識能力ある者を遴選し、中央主管機關に呈報、核准を經て任命する。

第十一條　本會に參議十八人を設け、委員長より、各盟旗の佐治人員中から任命し、本會に常駐し、各盟旗を代表して折衝し、並に一切の事務を辨理する。

第十二條　本會は實際の必要に應じ、適宜技術員及び傭員を設け得る。

第十三條　本會の經費は、本會より會計年度に照らして、豫算書を編製し、中央主管機關を經て中央に呈報核定し中央より國庫或は地方税收中につき、指定支給する。

第十四條　本會議規則、及び辨事細則は、本會より草案を擬具し、中央主管機關を經て行政院に呈請核准の上施行する。

第十五條　本大綱は公布の日より施行する。

(11) 綏境蒙政會委員顔觸

國民政府は、綏遠蒙政會組織大綱の發布と同時に、委員長以下各委員を次の如く發表した。委員長、副委員長等、何れも原有の蒙古地方自治政務委員會委員である。

委　員　長　伊盟盟長、鄂爾多斯右前末旗札薩克
　　　　沙克都爾札布

副委員長　烏盟盟長、烏拉特中央公旗札薩克
　　　　巴寶多爾濟

同　伊盟副盟長、杭錦旗札薩克
　　　　阿拉坦鄂齊爾

同　烏盟副盟長、四子王旗札薩克
　　　　潘弟恭察布

委員　沙克都爾札布、巴寶多爾濟、阿拉坦鄂齊爾、潘弟恭札布、齊色特巴勒珠爾、齊奕特凌清胡爾羅瓦、額爾和色沁札木巴拉、凌慶僧格、石拉布多爾濟、噶勒藏羅勒瑪、旺札勒札蘇、康達多爾濟、圖布新濟爾噶勒、特固斯阿木固朗、鄂齊爾呼雅克圖、榮祥、沙拉布多爾濟、達密凌蘇龍、巴拉貢札布、孟克鄂奇爾。

委員代理　烏勒濟百雅爾　（入江啓四郎）

六、軍　事

內蒙は中華民國の一地方であり、行政區劃から見れば察哈爾、綏遠、寧夏の一部に亙つてゐるので、軍事の上からはこれ等の政治區劃と關係深き民國の軍管區內にある。從つて內蒙軍事は中華民國國防の地方單位としてあるわけで、目下內蒙の軍事を記述するならば所謂支那軍隊と蒙古軍とに大別せねばならない。而して蒙古軍といふも目下のところは、百靈廟の蒙政會衞隊ならびに地方治安維持にあたつてゐる蒙古人をさして云ふ程度のものである。たゞこゝで注意せねばならぬことは常に蒙古人は近代的意味における軍隊でないが、民族の危機に際して、自ら矛をとり一種の蒙古の法的慣習によつて行動自衞してゐるのである。而して今日內蒙が漢人支配を嫌惡してゐる事實から、支那軍隊たる漢人の軍隊が、眞に內蒙の國防を荷ふものとはいひがたく、內蒙を守るものは內蒙の蒙古人であらねばならぬ。蒙古人は一旦危難に臨めば老若男女を問はず、銃をとり、馬を驅るのであり、眞の內蒙の國防は全內蒙の蒙古人が荷なつてゐるのである。內蒙における軍隊とその軍事情況をのべれば左の如くである。

(1) 支那軍隊

イ、察哈爾省　元來宋哲元の第廿九軍がゐたが、一九三五年六月の察哈爾事件の結果、察哈爾東部の所謂察哈爾非武裝地帶には入るを得ないので、これをのぞく關門にゐるわけである。而してこの支那の軍隊は蒙古人とは常に民族的

對立を續け、蒙古族の搾取を續けるのを常とし、蒙古族の少き地帶に多く駐屯し、察哈爾北部卽ち外蒙よりにはゐないのである。從つてこの軍隊は外蒙の脅威に對する內蒙の防衞など思ひも寄らない。こんな關係から察哈爾における彼等の國防的任務は全然効果なく、無用の長物となつてゐる。察哈爾省內宋哲元軍は三千から五千ともいはれたが、多くは張家口以南一帶にゐる。

ロ、綏遠省　傅作義の山西軍が頑張つてゐる。その數八千乃至一萬といふもあてにならぬ。包頭を中心に綏遠南方地區に蟠居してゐる。これも蒙古人の壓迫のための軍隊のやうなもので、內蒙の防衞者ではない。過日來同省內伊克昭盟の石王事件で、內蒙自治政府とにらみ合ひ、自治政府の蒙古人警備隊と對峙してゐた位である。

要するに支那軍は地盤關係で內蒙地區にゐて、蒙人搾取をなす一方で、南京政府の內蒙獨立阻止の任務をのみ逐行しつゝある狀態で、內蒙防衞の軍隊ではない。

(2) 蒙古軍

蒙古王公は蒙古人の生命、家畜に對する生殺與奪の權を持つてゐる。蒙古の庶民が各盟各旗の王公に服從することは一種の觀念となつており、全く奴隷に等しい。だからして蒙古の社會組織は一見極めて疎散であるが、これ等の政治勢力が結束してゐる結果、實に强固な力を具備してゐる。で王公が、他の王公や他民族の侵犯に對して立つとき、これに隷屬する庶民の一切は戰爭に赴き、攻擊し、防戰するのである。この風習は蒙古人社會に戶籍制度がないに拘らず、各自の兵役義務を慣習法的に命じてゐる。蒙古は民族皆兵であるのである。從つて王公は所屬各旗など單位に應じて、その單位內の壯丁を私兵として持つてゐるわけである。而しながら近代の意味の軍隊としての組織は持たず、王公の警兵として小數の騎兵を持つてゐる。

內蒙の蒙古軍として代表的なものは百靈廟蒙政會の蒙人警備隊であらう。これは一九三三年德王の首唱によつて內蒙自治のため百靈廟で王公會議が開かれた際、自治政府に政府警備隊として各旗の騎兵を集め千名を以てこれを組織したものである。然かるに蒙古王公の自治案に對し南京政府は彈壓を加え、軍事、外交權を與えず、蒙古軍の編成には極力反對した。かくて現行の內蒙自治辨法下の自治政府が樹立されるやわづかに百靈廟政務委員會としての蒙人軍隊五百名限度のものが許されたのである。然しながらこの五百名の警備兵は南京政府によつて公認され、經費を支給されるといふだけで、何等王公の所有する警備兵と違つたものでなく、現實に王公の警備長は各王公が持つてゐて、一つの新しい蒙古軍を自然的に編成しつゝある。

（田中香苗）

VI 內蒙赤化運動

一 內蒙國民革命黨

外蒙古が赤化し、赤露の、東方進出のための、最重要な根據地となつた。進出の、主たる目標は何であるか？　外蒙古に隣接し、その影響を、直接に受ける內蒙古でなければならぬ。外蒙古を根據とする、支那赤化の魔手は、かくして內蒙古に伸ばされた。その工作は？　工具は？——かつて馮玉祥があり、內蒙國民革命黨があつた。今や內蒙靑年黨があり、德王の自治運動以後、その尖鋭分子は、蒙政會に潛入して、恣まなる攪亂工作をつづけてゐる。かく要約し、以下、更に詳析すれば——

外蒙古に於ける革命が、最後的に成功すると、その影響は、ただちに內蒙古に現はれ、白雲梯、郭道甫、福明泰等少數知識階級分子に依つて、『內蒙國民革命黨』といふ秘密結社が組織せられた。

（一）內蒙自治・自決を完成する
（二）平民政治を確立する
（三）中國の軍閥政治を打倒する
（四）封建制度を除去する
（五）蒙古侵略・壓迫に反對する
（六）蒙古を賣る王公を排除する

これが黨の政綱であり、スローガンであつた。黨は、組織成るとともに、『外蒙國民黨』との聯絡を策し、白雲梯自づから庫倫に赴いた。『打倒王公』のスローガンは、外蒙側から提出せられたものであつた。白か外蒙から歸つた後、知識階級の入黨者も、俄然增加した。

黨成立のハッキリした期日は、明白でないが、一九二四年中と推測される。

そこへ、馮玉祥が現はれて來た。直隷派の驍將だつた彼は、一九二四年の第二次奉直戰に於いて、ひそかに張作霖孫文と通じ、軍を、古北口から北京にかへし、有名な『倒戈』の一幕を演じ、大總統曹錕を逐ひ、吳佩孚を擊破し、察哈爾、綏遠兩省をその手中に收めたのであるが、ここに至つて、內蒙國民革命黨との關係を生じ、その仲介に依つて、同黨と、『中國國民黨』との提携が成立した。黨勢俄然振ひ、內蒙各旗に黨部が設立せられ、庫倫へ七、八十名、黃埔軍官學校へ十餘名の學生黨員が留學した。

翌一九二五年春、馮勢力下の張家口に於いて、黨第一次全國代表大會が開かれた。出席者は、內蒙各地から參集した代表四十餘名、外蒙黨・政代表・中國國民黨・コミンテルン、馮玉祥代表等であつた。大會は、中央執行委員二十一人、常務委員七人（白雲梯、郭道甫、福明泰、李鳳崗、包

悦卿、欒景濤、伊徳欽）を選出し、内蒙國民革命軍組織を決議し、大會宣言を發出した。

同年馮玉祥軍熱河に進出するや、經棚、開魯、林西諸縣に、蒙旗民軍八千が組織せられ、欒景濤がその司令となつた。察哈爾、綏遠には、蒙旗民軍訓練處（處長奇子俊）が設けられた、經棚には軍官學校が出來て、七八十名の學生を收容した。軍費の三分の二は、地方の醵出に待ち、三分の一は馮から支給せられ、兵器は外蒙及びロシアから供給せられた。

黨員數は、このとき一萬數千人。盟・旗・區各級黨部の組織も備はり、張家口に週刊、經棚に月刊機關誌の創刊を見た。政策としては、學校の設立、旗制改革、國民代表會議の期成、王公優待條件廢除、自治實行等。

これが黨の全盛時代であつた。

二　黨の分裂

黨は、外蒙及びロシアの後援、並びに馮玉祥の卵翼の下に發達したものである。從つて、馮軍の失勢とともに、黨勢失墜を見るべきは、當然の成行である。馮軍南口に敗戰し、寧夏、甘肅に退くや、蒙旗民軍も察哈爾を退出し、司令欒景濤はロシアから免職せられ、赤露教官多數の監視下に、白雪梯が内蒙國民革命軍總司令となり、四旅六千人を以て殘局を收拾しやうとしたが、更に山西からの壓迫が來て、寧夏、阿拉善に退却した。殘兵僅かに千餘。

そのうちに、友黨である中國國民黨の内部に、共産、非共産の爭ひがはじまつた。その影響を受けて、内蒙國民革命黨にも、同樣の內訌が起つた。黨中央は、この問題を、最後的に解決すべく、寧夏から、各支部に通知を發し、一九二六年秋、庫倫に緊急大會を召集し、白雲梯、欒景濤、郭道甫、コミンテルン、外蒙各代表、赴露學生代表三十餘名が出席した。コミンテルン代表は、赴露學生代表を指揮し、黨中央の工作失敗を指摘し、幹部改選を主張した。舊幹部を驅逐し、清一色の親露分子を以て、新中央を組織しやうとしたのだ。これに對し白雲梯等は、各地支部の反共、排露決議（緊急大會未了の際、各地支部は反共決議を行つた。）を後楯として、極力コミンテルン代表に反對したため大會は遂に決裂。白、欒等は寧夏に歸つて、舊幹部の會議を開き、排露、反共と決議し、清共宣言を發出した後、白雲梯が代表となつて南京に赴き、蔣介石及び國民黨右派と妥協し、内蒙黨務指導委員會を成立させ、專ら内蒙自治運動に努力することとなつた。一方、内蒙國民革命軍（總司令伊德欽、實力七百人）を組織し、旗保安隊とし、馮玉祥から賄つて貰ふこととなつた。

反共産派が國民黨右派と結ぶや、親露派分子郭道甫及び

學生代表は、コミンテルン及び外蒙の指導下に、庫倫に新中央を組織した。しかし一向微力なもので、肝心の內蒙各地に勢力なく、コミンテルンに養はれる百餘人の一小團體に過ぎなかつた。さうして、いくばくもなく又二つに分裂し、一派は走つて呼倫貝爾獨立を策して失敗し去つた（この一派のうちから、後述する內蒙青年黨が産れたのだ）。

南京と合作した反共產派は、前述の通り、黨務指導委員會を北平に成立せしめ、樂景濤、伊德欽、包悅卿、金永昌、李永新、李鳳崗、于蘭澤、暴子靑、王惠民が委員となり、白雲梯を南京代表とし、每月九千元の經費を得て、黨務を進行させやうとしたが、間もなく南京政府と、內蒙王公との間に因緣を生じ、白一派は、袖にせられる形勢となつたので、彼等は憤然として南京を離れ、反蔣の側に廻り、北平に新組織をつくり、閻錫山、馮玉祥、汪兆銘等が一九三〇年反蔣大團結を形成し、いはゆる擴大會議を開くや、白等は內蒙各盟旗聯合辦事處を北平に設け、一時は六十餘旗の代表を網羅したほどの勢であつたが、張學良の武裝調停に依つて、反蔣派閉熄するや、白等一派も亦散り散りになつてしまつた。

三　內蒙青年黨及びその政綱

翻つて說く、共產派中の一派は、阿明泰（モスクワ東方大學出身）これを率ゐ、一九二九年八月十五日呼倫貝爾に於いて大暴動を起し、一氣に內蒙共產政府を樹立しやうとしたが、實力これに伴はずして失敗、海拉爾に退き、ブリユーヘル將軍指導下に、形ばかりの內蒙共產政府を建て、はじめて『內蒙古青年黨』の名を定めた。時に一九二九年十二月二十五日。翌一九三〇年一月、張學良が都統貴福に命じ、蒙古騎兵を進駐せしめたので、阿明泰等は本據を外蒙古車臣汗部に移し、そこから內蒙に働らきかけることとなつた。（本據の正確な地點は指摘することが出來ないが、多分サンベースだつたらうと想はれる。間もなく烏得に移つたとも解せられる。）

一九三一年九月、滿洲事變勃發後、コミンテルンの內蒙青年黨に對する經濟的援助は俄然積極的となり、同年十二月中旬、交通指導委員ホプラモンコ、軍事指導委員ハリコフ、政治指導委員リロレコフ、軍事顧問ポスコフ、人民運動指導委員フロクシ、黨顧問兼內蒙軍事政治學校長リスウキックを派遣し、その指導の下に阿明泰、成德、拉靜圖彥魯、巴希克、蘇克彥克圖、白金特魯、麗特餘魯圖、郭壽峰、吐希拉胡克等二十五人が中央執行委員となり、全蒙青年黨代表大會―中央執行委員會―常務委員會の命令系統中に、中央政治、革命軍事、勞働大衆指導、靑年革命教育、交通、勞働各級訓練、糾察各委員會が設けられ、又地方支部とし

ては、各旗・區に委員會が置かれた。ここに注目すべきは内蒙青年黨なる黨名が、いつの間にか『全蒙青年黨』とかはつてゐることである。内外蒙古を打つて一團とする共産國を實現しやうする黨のことであるから、これは當然『全蒙』と名乘るのであらう。阿明泰等九人は、いづれもモスクワ東方大學出身で、『蒙古九太保』の稱があり、在學中、東方各國學生に畏敬せられてゐた連中だつたさうで、阿が首領格、成德がその副たる地位を占めてゐる。

内蒙青年黨の政綱は、一九三三年十一月モスクワで開かれた黨三全大會で決議した『内蒙共和國政治組織案』に依つて窺知される。その大要左のごとくである。

（一）民族自決主義に據り、内蒙古に獨立國家を創成する。

（二）國體は民主共和國とし、主權は勞働者に屬す。黨より國民代表會議を召集して政府を樹立し、それに政權を行使せしむ。

（三）内蒙古共和國の使命は、君主専制の遺物及び中國の統治を排除し、各國の侵略を防ぐに在る。

（四）眞の民權を實現し、國家組織の鞏固を圖るために次ぎの原則を定む。（A）土地及び地中埋藏物、森林、水路等の資源は國有とす。（B）内蒙古革命前舊蒙古當局の締結した對外條約、債務は一切無功とす。（C）内蒙革命軍及び黨中央が、政府成立前締結した條約は、國民代表會議よりこれを追認す。（D）經濟政策を確定し、實業を振興し、對外貿易は國營とす。（E）勞働者擁護、國民革命軍組織、軍事教育實行、全國民武裝。（F）政教分離、勞働者の信教保障。（G）出版事業振興。（H）集會及び示威遊行の自由を保障す。（I）勞働者は結社の自由を有す。（J）勞働者の修學を保障す。（K）王公の尊號を削り、活佛の支配權を廢止す。（L）社會主義實行。

黨の最近に於ける活動としては、東方大學出身の白海峰、中山大學出身の朱實夫なるものが、蒙政會に盤據し、蒙政會内職員の半數までが、共産黨員であると傳へられてゐる。白・朱の來歴を詳かにしないが、恐らく前記蒙古九太保中の二人の變名ではあるまいかと思はれる。或は後起の尖鋭分子であるかも知れない。いづれにせよ、内蒙赤化を防衞する『嚴の城』であるべき蒙政會内に、かかる分子の潛入してゐるといふことは、一大寒心事でなければならぬ。（一九三五年十一月上旬滿情報に據れば、内蒙ソウエート共和國組織の事、コミンテルン七全大會で可決せられ、内蒙代表團主席胡克拉曼なる者、巨額の運動費を携さへて庫倫まで歸來したと。）

四　内蒙に迫る支那共産軍

上述は、蒙古人自體の共産運動であるが、今一つ内蒙赤化の因子として、支那共産軍の内蒙肉迫を逸してはならぬ。一九三四年十一月の赤都瑞金拋棄後、滿一ヶ年にして、支那共産軍は、西北赤化の第一段階を完了した。すなはち、一九三五年十一月上旬に於けるその配置は、左のごとくなつてゐる。

（一）毛澤東・徐海東軍。甘肅東部の漳縣地方に集中してゐる。すなはち蘭州の南部である。毛軍には林彪、彭德懷が居り、ロシア軍事顧問リトロフ少將が指揮し、推定兵力二萬。

（二）朱德・徐向前軍。四川松潘地方に集中してゐる。推定兵力四萬。朱は毛澤東と意見を異にし、四川赤區再建を主張し、徐向前とともに甘肅から引返して來たのである。

（三）劉子丹・黄子文軍。陝西北部の延川（劉）、中部の旗縣（黄）を中心とし、二十餘縣に遊擊してゐる。推定兵力一萬。

右のごとく、少く見積つて七萬の共産軍が、四川西北、甘肅東部、陝西中・北部を荒らして廻つてゐるのである。現在（一九三五年十一月）の配置に於いて、内蒙を脅威する共産軍は、劉子丹軍がその最たるものであるが、四川の朱・徐（向前）軍は、早晩討伐軍に迫はれて、再び甘肅に入るであらうし、蘭州から新疆への路線開拓を企圖してゐる毛・徐（海東）軍も、行路難（甘肅の肅・甘・涼路線を突破して新疆に入ることは、かつて馮玉祥その他の失敗したところで、軍事上ほとんど不可能といはれてゐる。）に因り、再び東進する危險性がある。三軍合流し、抵抗最弱き内蒙伊克昭盟に侵入すべきは、けだし當然。防共措置は、内蒙當局の一日も忽がせにすべからざる要著である。（波多野乾一）

VII　蒙地開放と漢人移民

一、蒙地開放とは公認された漢人の蒙地移住である。そう謂へば別に不粹も無い樣であるが、所謂蒙地とされてゐる所が通古斯族の一分派の定住地であつたりするので、細かい詮索をすれば限が無いから、極く常識的に滿洲國内の西部一帶にある漢人と異つた民族の部族的定住地域の開放と心得て置くことにする。この地域を今の興安各省内の地域と考へてもいゝが少し注意を要する。今の興安各省内の地域は、そうした定住地域から開放された地域を差引いた殘りで、寧ろ問題の中心はこの地域外に出る。尙舊熱河省卽ち今の熱河省及び錦州省の西部一帶は興安各省には入つて居ないが、等しく蒙地であることに變りはない。又興安各省の外に出てゐる四つの旗及びその附近の開放地域も蒙地であることは勿論である。

此等の地域は前清以來各旗に分れて、王公その他がその領域内の行政をやつて來てゐた。其の成定の歷史、組織等は地方により相當異なつて居り且つ漢人に對しては永く封禁の地となつてゐたのであるが、時代の變化と共に次第に漢人に向つて開放せられた。その大體を述べてみよう。

二、蒙古王公の名目上の册封こそ清朝の初期であれ、その定住の歷史及びその政權の樹立は遠く元代に遡り、以來時に幾多の變遷は有つたとしても、その政治的勢力は牢固として拔くべからず。清朝の强大を以てしても恩威兼ね行つて僅に事無きを得たのであり、民國の威力を以てするも未だ之を亡ぼすに足らず、宣統三年の滿蒙回藏待遇條件、民國元年の蒙古待遇條例、及び民國二十年の蒙古盟部旗組織法を以て辛じてその人心の離反を防ぐことを得たのである。こういう風な事情であつたから、この地域に漢人の殖民をせんとする場合にも中央政府の獨斷專行は出來なかつた、勿論一面王公の獨斷的殖民も確く取締られてゐた、それは清朝の對蒙政策に抵觸するからである。かゝる間に、王公所領地は漢人移民の爲に次第に開かれて行つた、これが卽ち蒙地開放である。

三、蒙地は何故封禁されたか、蒙古は元來原則として遊牧の民である。草の茂る所五穀も亦繁る。農耕適地は遊牧適地であろう。耕作は土地の獨占を結果する、從つて遊牧地はそれだけ狹められて行つた、漢人の好む所は蒙人の厭ふ所である、この事實だけを以てしても二者の氣持は對立する、蒙人の希望を容れ之を懷柔する意味に於ても封禁はやがて起る問題である。清朝が僅かに二七萬五千の同族兵を以て四百餘洲を擊ち平げたのは、蒙古の力多きに居るものがあつた。清朝は自分の爲に好く戰つてくれた蒙古の賞讚しつゝも、一面その好戰的氣象と當千の武勇とに怖れを

なした。殊に蒙古の有する燦然たる過古の越武の歷史を想ふとき、その怖れは假初めの怖れに止る筈がない。蓋し清朝の怖れは賢明の怖と謂はなければなるまい。故に清朝對蒙政策の基調がこの好戰的氣象を和げる事と親善を永劫ならしむることゝに始ることは無論のことである。現はれては王公の册封となり、宗教政策となり、年班參覲の儀となり、表はれては婚姻政策となり、化しては漢文字使用の禁止となり農耕に對する消極政策となつた。尙漢蒙の接近は清朝の痛く氣に病む所であつた。由來蒙漢はその生業方法に於て相容れない所があることは上述した、殊に蒙漢はその歷史に徵して考へるも吳越の仲である、二者相觸れゝば邊境に事を繁くするの懼れあり、又假に相和するとするもその合して一勢力となることは清朝にとつてはより以上に心配の種であつた、故に蒙古をしてその領域内に於てその生を全うせしめ、敢て漢人の之に入るを許さざることは清朝の重要政策の一つでなければならぬ、而して之が成文法として初めて明にされたのは乾隆年間であつた、その規定には「現存の民人以外今後漢人を留めて墾すこと及漢人に出典することは許さざるものとす」となつてゐる、尙續いて乾隆三十七年には「國内居住の漢人等は邊を出でて蒙古地方に行き、土地を開墾することを許さず、違ふ者は法に照して處罰す」との一般的封禁の法令を作つた。先王の氣持既に然り、その教ふるところ亦斯くの如し、遺訓を遵ぶを以て道なりとし、政治の要諦なりと考へるのが支那の傳統の考である。歷世の王亦之を鐵則として違ふこと無く機に觸れては之を明徵するに努め、嘉慶道光に至るの間禁令の下るもの蓋し枚擧に暇がない。

四、この中にあつて私墾私放は日一日と繁くして止る所を知らぬ爲、政者をして禁令の具文化を歎ぜしむるものも亦道理である。清朝傳統の蒙地封禁の政策は遂に失敗に終つた。併し一面蒙古の好戰的氣象を殺ぎ、御人好の親友となすことには成功した、彼等は目に一丁字なく、農耕の道を知らず、只管に佛門に歸依して、さらでだに朴訥なる彼等は遂に往年の意氣の片影だに止めなくなつた。然るに時恰も外國の勢力の四邊に迫るものあつて、實邊保境の一日も忽にすべからざる事情に立至つた、勿論彼等の現狀を以てしては邊境防衞の重任に堪へ得る筈がない、こゝに於て清朝も從來の封禁の傳統政策を一變せざるを得ないことゝなつた、取り殘された彼等を啓發すると同時に、一面漢人を蒙地に殖民して、以て邊境の急に備へんとする爲の蒙地開放の企は之より活潑となり、蓋し光緒二十八年前後からである。民國は國是として四民平等である、特殊地域の存在は行政上からも不便である、殊に開放によりて地價地租その他の收入がある、財政の窮乏に充てるは耳よりな話

である、一面漢人の蒙地進出の念願を叶へてやることにもなる、民國が殆んど强制にも近い蒙地開放をやつたのも理由なきことではない。滿洲國になつては大同元年旗地保全に關する敎令を發して、現存の合法的權利以外は、特別の事情により許可なき限り、蒙人以外の者が土地に關する新なる權利を取得することを禁止してあつた、その形に於て淸朝の初期に立歸つたやうな感がある、併し事情の相異、立國の精神に照して、その目的とする所には自ら區別の存するものがあらう。遂に蒙古は再び封禁の地となつた。之を要するに漢人の流入による蒙地の開墾は明に二つに分け得る、卽ち漢人が事實上蒙地に侵入して耕作をなす場合、勿論之は蒙古側の目を盜んでやることもあれば、王公その他蒙古側が私に招くのに應じて入る場合もあるが、何れにするも私墾私放として堅く禁ぜられてゐた所である、この點は各朝各時代を通じて、終始變りはない。併し一面公に行はれる漢人の蒙地進入がある、卽ち蒙地の開放である、而してその內容も時代と場所とによつて種々異なつた點があるので勿論一概な論は出來ない。

四、蒙古地域に漢人は何時頃から入つたか、古くは漢の武帝のそれがあり、唐の李靖のそれがある、降つて明となれば太祖朱元璋は內蒙古は勿論外蒙に迄迫つて居り、勇將藍玉は海拉爾附近迄行つてゐる、永樂帝亦錫林格勒盟を橫斷してケルロン河の中央に出てゐる。併し兵勢の波及した際限と漢人の殖民的に確保した地域とは又自ら異なる。而してその殖民側發展地域は大體に於て東は千山山脈を界として西は遼河に限られた南滿の一小地域であつた。果して然らば明代に於ても漢人の蒙古地域侵出は消極に解するより外はない。若し假に漢人の存するものありとするも、明末の大戰亂に際しては勿論太祖の治世中に於ても、漢人に對しては交戰國であるといふ外に、人種的な氣持も手傳つて、漢人と觀たら斬殺するか格別な扱としては奴隷に止めるかであつた、その爲めに漢人の避難民が大集團をなして國內に逃げ込んだといふ事實がある。淸は蒙古と結んで漢人に對したので、蒙古地域に於ける事情は又同樣若くはより以上であつたことは想像出來る、蒙地の漢人はこの時一掃された感があつた。漢人の蒙地侵入はこの時を紀元元年として始まるとも謂へよう。

五、天聰二年の喀喇沁會盟迄喀喇沁蒙古は朶顏三衞（管掌者として明國と交通しつゝあつたとも傳へられる、しかし打續く戰禍の爲滿洲は一時荒廢の姿となつた、之が復興の企として彼の有名な招民例は順治の代に公にされた。事情この樣であつたので蒙地に對する漢人の侵出も未だ放任の形であつた、されば、早く順治の代に漢人の蒙地に入るものもあつた、しかし概して言へば淸初に於ては漢人の蒙

地に關する消息は微かになつてゐた。漢人をして蒙古を理解せしめそこに横はる廣大な農耕適地に誘惑を感ぜしめたのは、康熙大帝の準噶爾征伐であつた。以來彼等は機を見ては蒙地に入つて開墾を企てた。康熙の代既に國外の蒙地に多數の漢人の耕作しつゝあるを見て。之を査出して原籍地へ歸へらしめた事がある。又乾隆十三年に政府の査出した土默特、喀喇沁兩旗内に於て、漢人の承典地は二千數百頃に昇つた事實がある。漢人の蒙地侵出が南に早く北に晩いことは更めて言ふまでもない、併しその晩い北に於ても乾隆四十九年以前に科爾沁左旗前旗卽ち賓圖王の領域、同後旗博王のそれ及び同中旗達爾漢王領地、卽ち遼河の屈折點東西並に柳條邊牆に沿つて多數の漢人の開墾するものがあり、乾隆五十六年以前に於て既に郭爾羅斯前旗の領域に漢人の侵出を見た、清朝の威令最も行はれたりとする乾隆の盛時に於て、犯禁私墾の徒の多きこと既に然り、嘉慶同光と時代が降るにつれてその數の增加して行くことは言ふまでもあるまい、何故漢人は蒙地にかく誘惑を感ずるか、勿論利益があるからである。利益は何ぜあるか、蒙地は未だ農耕に對しては處女地である、蒙古は土地の値打を知らぬ、國内は世知辛い、蒙人には多くの拔目がある、王公の生活は窮乏してゐる、土着蒙古は喫租の味を知つた、行かんとする漢人招かんとする王公、王法への挑戰はこゝに始まる、しかし封禁を潜つた彼等の行爲は何れも私墾私放である、法の適用は亦當然である、又事實法を適用してこの威嚴を示したことも一再ではなかつた。しかしその多くは彼等民人を拘禁するときは紛擾を釀し、之を驅逐するときは流離所を失ふの筆法の下に將來を戒め、その戸口を調査せしめ、その周圍に封堆を設けしめて、新來流民を防止しその地域の擴大を防ぐことゝした。金貸の活躍は相當目覺しかつた早く康熙帝はその承典地を査出して、承典者たる漢人を原籍地に追ひ返へしたことは上述した。典當も等しく法の禁ずる所であることに變りはない、之に對する解決の一例を古く乾隆十三年のものにとれば、各札薩克は價銀百圓以下で典耕の既に五年以上に及ぶものは、嗣後一年を經たならば撤回する、銀價二百圓以下のものは三年を經るを待ちて撤回すると、之れ典地回贖の資が無き蒙人の爲に利益に取扱つたものであろう。

六、蒙地封禁は清朝傳統の重要政策である。漢人の蒙地侵出は自然の勢である。この趨勢は封禁の鐵則に例外を要求した行つた。その初めに公にされたのは卓索圖盟に下されに康熙五十一年の上諭である、その内容は既に侵入せる漢人の容留である、其後乾隆十三年の上諭では康熙年間の上諭の主旨も春國を出でて種地し冬は遣回せしめる意味のものの樣に解されてゐる、果して然りとすれば早く康熙の

代に卓索圖盟に關する限りこの程度の開放はあつたと言はなければならない、尙乾隆帝の上諭は、漢人が春來冬去の主旨に悖り、留りて土地の買得承典をなすを戒め、爾後漢人を留容して増墾をなすことを嚴禁してゐる。これは唯に卓索圖盟に止まらず昭烏達盟の諸旗に對しても嚴飾されてゐる。又哲里木盟方面に於ても乾隆四十九年に種地民人の裁判籍を最寄の縣に定めた事實はあるが、未だ之を以て如何なる內容を持つ開放とも言へまい。併し嘉慶五年には郭爾羅斯前旗の一部、同七年には科爾沁左翼後旗の一部に、地域を限つての開放が行はれてゐる。同八年には科爾沁左翼中旗に封禁を弛めて漢人の開墾を許容した事實がある。漢人の流入は開放を速進し、又一面開放は漢人の流入を促して部分的、應急的な開放は光緒年代迄に引切りなしに行はれて枚擧の煩に堪へない、光緒年代以後に於けるものは一定地域を限つて開放するやうに形こそ變はつて來たが引續き行はれて建國に及んでゐる、最も新しいものとしては事變に際して、その具を抛つて去つた西科後旗地方の屯墾隊の活躍があり、民國十六年頃より始まつて事變に至るも片付かず多くの問題を殘して今日に及んでゐる科爾沁左翼中旗の西夾荒の開放等がある。

　開放といつても色々と異なる內容を持つてゐる。詳細な論をすれば限りがないが、開放地域には大體に於て先づ堡廳、設治局等が置かれ後改めて縣となつた。之等はその地域に於ける漢人の裁判その他の行政を行ふ機關である。今では劃留地中の特別な地域を除いては縣の地域内に於てはその行政は蒙漢を問はず之に及ぶ。但し舊熱河省に於ける特別な事情に就ては一言後に觸れる。今各旗の開放地域內に設定された縣を擧げて見れば、

旗名縣名	已開放面積　畝	人口
郭爾羅斯後旗		
肇東縣	四、五〇〇、四三〇・〇〇	一七一、八九四
肇州縣	六、三八九、九九〇・〇〇	二六二、四五八
依克明安旗		
依安縣	一、九一一、〇一〇・九〇	八二、六七四
克東縣	一九六、四六五・五〇	五三、六四八
克山縣	五八〇、〇〇〇・〇〇	一六三、九四六
拜泉縣	二、一一五、三五〇・九〇	二五九、五一五
杜爾伯特旗		
泰康縣	四、一一〇、六八〇・四七	一六、三二七
林甸縣	二、九〇六、二六〇・七五	七〇、四九五
安達縣	四、九七五、二〇〇・八八	一五六、一一四
札賚特旗		
景星縣	二、七四七、一九〇・〇九	四二、七〇九
泰來縣	三、一四七、六四〇・八七	一〇四、〇七五

大賚縣	三、六九八、〇〇〇・六〇	一〇七、四四四
西科後旗		
安廣縣	一、六九〇、二一〇・九〇	八五、五四九
鎭東縣	四、四三四、〇七〇・〇〇	四八、三〇四
西科中旗		
大賚縣	九七、八二〇・六二	
瞻楡縣	五、一六一、五〇〇・〇〇	四四、二〇九
突泉縣	三八三、一八〇・〇〇	七五、五一一
西科前旗		
開通縣	五、三五五、〇〇〇・〇〇	六五、七〇六
突泉縣	一、六七四、五五〇・〇〇	
洮南縣	四、二五三、五四四・九八	一六七、八〇七
東科後旗		
遼源縣	一五二、三三〇・四九	九六、六四五
法庫縣	一三、一九七・八〇	二八〇、二六九
康平縣	五七六、九六〇・四一	一七一、四三七
昌圖縣	三、三三一、四六七・七八	五三三、九一九
東科前旗		
法庫縣	三〇四、四〇七・九八	
庫平縣	四三一、九四〇・〇〇	
東科中旗		
通遼縣	三、五四七、八九九・七〇	一五二、一八二
双山縣	二、一六四、〇五〇・〇〇	六二、二五三
遼源縣	一、九七二、九五〇・五二	
懷德縣	三、七四〇、五八〇・四二	三一一、三六八
梨樹縣	四、二四三、二八九・二九	三九七、五〇八
法庫縣	二九九、二七一・六八	
康平縣	四八八、六二六・二四	
昌圖縣	三〇〇、〇三四・七八	五三三、九一九
合計	八一、八九五、一〇四・五五	五、七〇〇、八九七

以上は南省及び省外蒙旗に就てである。

翁中特左旗	赤峰縣	五〇〇、〇〇〇・〇〇畝
阿魯科爾沁旗	開魯縣	一〇〇、〇〇〇・〇〇
札魯特旗	開魯縣	二五〇、〇〇〇・〇〇
奈曼旗		八〇、〇〇〇・〇〇
巴林右翼旗	林西縣	七〇〇、〇〇〇・〇〇
合計		一、六三〇、〇〇〇・〇〇

以上は西省に就てである。

右表中一縣が二旗以上に跨つてゐるのは勿論各旗の一部づつを開放して一縣を作つたからである。尙人口の點に就ては開放地には蒙人は僅少であるから大體漢人の人口と見ていいが表中のものは蒙漢合せてのものであることを附言して置く。

七、以上の樣に漢人の侵出により、蒙地は次第に開放さ

れて旗は次第に瘠せて行つた、甚しきは蘇魯克旗の如く、全然消へて了つたものさへある。大小巴林旗の如く名稱を異にしたものもあり、喀喇沁旗の如く分れたものもあり、札魯特旗の如く合したものもある、勿論昔ながらのものもある。旗のこうした變遷には幾多の原因がある、しかし旗の境域の狹まつて行く最大の原因は、漢人の蒙地侵出である、之は舊東三省に面する旗に於て殊に甚しい、之に應じて縣の成立は次第に多くなつて行く、蓋し蒙漢の榮枯を制度に表はし地圖に見るものと言へよう。

八、以上は大體興安南西省のことであるが、熱河に於ても、その旗の成立の歷史、王公の地位等に關しては大體同じである。しかしその開放の點に關しては多少趣を異にしてゐる。熱河は長城を境に漢人と接してゐるので、漢人の侵出の早かつたことは勿論であるが、南省等に於ける樣に地域を限つて大規模の開放をなさず、侵入の事實に基き之を個々的に認めて行つてゐる、しかし時に敖漢右旗九道灣の如き、同左旗王子廟の如き、劃地的にやゝ大地段の開放を行つたこともあるが、その多くは春來て冬歸へるといふが如きもの或は國內窮民救濟の爲一時封禁を弛めたことに基いて入蒙したもの、或は短期の租地を許されて入つたもの等で、それが時の經過と事情の變化によつて根が生へて來たのである。一方封禁の法網を潜つて盛に流入すると云ふような譯で中央政府に於てもこれ等漢人の行政を行ふ爲めに縣設置の止むなきに至つたのである、其後民國九年及び民國十五年頃に經界局を設けて熱河蒙地の一般開放を行はんとしたが、その間極めて不首尾に終始して事變となり中止するに至つた。開放に關する經過はこうゆう風であり縣の設置の歷史亦右述の樣であるから結果は可なり複雜なものとなつて行政も旗縣並立して行はれてゐる樣な次第である、その漢蒙の人口は次の樣である。

旗名	面積（平方粁）	蒙人人口	縣名	漢人人口
喀喇沁左翼旗	九、〇四〇、〇〇〇	三、六〇六	凌源縣 凌南縣	三〇二、六一五 二七四、二九一
喀喇沁中旗	八、一〇七、五〇〇	四〇、四三四	寧城縣 平泉縣	二〇四、〇七二 二五七、〇〇〇
喀喇沁右翼旗	八、三二五、〇〇〇	四七、一〇〇	寧城縣 建平縣 平泉縣	二八四、六七一
敖漢左翼旗	五、七八〇、〇〇〇	八、三四七	建平縣	
敖漢右翼旗	二、七五〇、〇〇〇	三、三九七	建平縣	
敖漢南旗	二、七八〇、〇〇〇	一、八四九	建平縣	
翁牛特右翼旗	八、二九五、〇〇〇	四、〇五〇	赤峯縣	二六〇、四〇一
土默特左翼旗	五、四八七、五〇〇	六八、三〇〇	阜新縣	三三一、一三三
土默特右翼旗	九、九四五、〇〇〇	一七四、三三三	朝陽縣 凌南縣	四二八、三五〇
合計	六〇、四〇九、五〇〇	三七〇、四一六		二、二三三、五二三

旗の下に數縣あるのは一旗が數縣に跨ることを示す、その人口の割當ては不明につき右の樣に記入して置いた。

九、倚北省、東省に於ても前淸時代新巴爾虎、陳巴爾虎、索倫、額魯特の四部十七旗及び齊々哈爾、墨爾根、黑龍江(愛琿)、布特哈、通肯の五部四十旗に編成されてはゐたが王公の册封なく協領、總管を任じて副都統の下に之を統治してゐた。この地方に漢人の殖民をする場合は在來部族民に必要な土地を割留して他は漢人が買得して了つた、而してその代價は中央政府と旗とが大體八、二の割合で分配した、その開放は光緒三十二年頃行はれて民國初年から五、六年頃までに設縣された。その縣を擧げれば

縣名	面積	人口
龍江縣	一〇、〇七三、七五六	一三一、五九三
甘南縣	四、七三〇、八〇五	五六、〇八一
富裕縣	二、九五一、一四五	二四、四二八
訥河縣	六、六九九、八九七	一五三、一三四
嫩江縣	一九、六六六、二九一	一八、五五〇
德都縣	四、二二二 三三一	二三、三七五
璦琿縣	一三、七九三、六一二	三二、七二〇
呼瑪縣	八、六一九、一三八	一、七三二
呼蘭縣	三、〇一五、九五一	二六一、四七二
海倫縣	四、七三〇、八〇五	三〇四、三一〇
東興縣	七九二、六二二	二四、六五八
齊々哈爾市	六、〇〇〇	七四、三二八
合計	七九、三〇二、三五三	一、一〇六、三八一

(右表にも勿論少部分と雖も蒙古人等を含むことを附表す)

最後に一言開放地の法律上の性質にする私見、但しこうしたことを述べるには適當な場所とも思はれないので結論だけを述べて置く。

(一) 開放は國家と旗との間に行はれる移民契約にその基礎がある借地養民の本質はこゝにある。

(二) 漢人取得の權利は漢人と旗との間の契約にその基礎がある。

(三) 以上の二者を通じて共通するものは

(イ) 縣は原則としてその地域の漢蒙人の行政を行ふ但し特殊の割留地を除く。

(ロ) 漢人の取得する權利は大體に永久期限の租權である但しその内容が變化してゐるものもある。

(ハ) 所謂地局は或るものを除いては大體に於て旗の土地の管理及び租の徵收を行ふ。

(ニ) 租權の内容は土地の耕種の限度である。

何回も繰返へして言ふように開放は時と所とで異なる一概の論はできない。

(三井田重治)

Ⅷ 外蒙古を中心とする條約

始めに外蒙古に關し露支間に締結された重なる條約を列記すれば左の如くである。

一、恰克圖條約　一七二七年十月
一、同上追加條約　一七六八年十月
一、恰克圖通商及露支國境交通ニ關スル議定書　一七九二年二月
一、天津條約　一八五八年六月
一、同上追加條約（北京條約）　一八六〇年六月
一、陸路通商條約（北京）　一八六二年三月
一、塔城界約（通商議定書）　一八六四年十月
一、修正陸路通商條約（北京）　一八六九年四月
一、科布多界約　一八六九年八月
一、烏里雅蘇臺界約　一八七〇年一月
一、聖彼得堡條約　一八八一年二月
一、同上附屬陸路通商規則　一八八一年二月
一、科布多界約　一八八三年七月
一、阿列克別克界約　一八八三年八月
一、北京以北以東鐵道敷設ニ關スル露支交換公文　一八九九年六月
一、蒙古ニ關スル露國外務省ノ宣言　一九一二年一月
一、露蒙修好協定
　同附屬通商議定書　一九一二年十一月
一、蒙藏條約　一九一三年一月
一、「コッシュ、アガッチ」及「コブド」間ノ電信線架設ノ爲ノ「コンセッション」ニ關スル露蒙協約　一九一三年五月
一、露蒙軍事密約（新聞情報）　一九一三年
一、外蒙古ニ關スル露支宣言書同交換公文　一九一三年十一月
一、蒙古ニ於ケル鐵道ニ關スル露西亞國及外蒙古間ノ協定　一九一四年九月
一、「モンダ」及烏里雅蘇臺間電信線架設利權許與ニ關スル露西亞國内外蒙古間ノ協定　一九一四年九月
一、武器購入ニ關スル協定（新聞情報）　一九一四年九月
一、露蒙借款契約（新聞情報）　一九一四年
一、外蒙古ニ關スル露蒙支三國協定　一九一五年六月
一、外蒙古電信線ニ關スル露蒙支三國協定　一九一六年一月

一、露西亜國人民ニ對シ建築物設置用地區配與ニ關スル露蒙協約　一九一七年四月

一、露蒙外交關係ニ關シ露國政府が外蒙古政府ニ爲シタル聲明　一九一八年八月

一、外蒙古ノ自治取消ニ關スル大總統令　一九一八年十二月

一、露蒙修好取極　一九二一年十一月

一、露蒙修好取極ニ對スル支那外交部ノ聲明　一九二二年五月

一、露蒙合辦會社設立ニ關スル協定（支那發表）　一九二二年十月

一、露蒙密約　一九二三年二月

一、支那共和國及「ソウエート」社會主義共和國間諸問題解決ノ爲ノ大綱ニ關スル協定　一九二四年五月

一、一九二四年以後露蒙間ニ成立ヲ傳エラル條約協定

一、一九一一年以前露支間に締結せられたる條約

(1) 恰克圖條約

千七百二十七年露曆十月　十一日「ネルチンスク」ニ於テ調印

千七百二十八年六月十四日恰克圖ニ於テ批准交換

大淸國皇帝陛下ノ勅命ニ從ヒ左ノ全權委員ハ平和條約ヲ締結シ及國境劃定ノ爲集合セリ。

樞密顧問官徵戒裁判所長內務大臣參與　チャビナ

樞密顧問邊境諸省管轄裁判所長赤旗里將軍　ツゥグー

兵部次官　ツゥリチン

露西亜國全權大使「イルリア」伯爵　サヴァ・ウラジスラウィチ

右兩帝國ノ全權委員ハ「ネルチンスク」ニ會合シ平和條約締結及國境劃定ノ爲左ノ協定ヲ爲セリ。

第一條　本新協約ハ兩帝國ノ間ニ恒久ノ平和ヲ鞏固ナラシメムカ爲特ニ締結セラレタルモノニシテ爾今永久ニ兩國ハ其臣民ノ安全ヲ保持シ善ク兩國ノ和親ヲ尊重シ如何ナル反抗事件モ發生シ得サル樣嚴重ニ各自ノ臣民ヲ統轄スルモノトス

第二條　今和親ヲ更新スルニ方リ兩國ハ兩國間ニ發生シタル過去ノ事件ヲ回顧スルヲ欲セス又今日迄ニ逃亡シタル者ハ返還セラルルコトナク從來ノ儘ニ放置セラルヘシ但シ今後ハ逃亡スル者アルトキハ如何ナル形式ニ依ルモ之

ヲ防止シ兩國ハ其逃亡者ヲ熱心ニ搜索且逮捕シテ國境ノ人民ニ引渡スヘシ

第三條　露西亞國大使「イルリア」伯爵「サヴァ・ウラジスラウィチ」ハ支那國大官等ト左ノ如ク協定ス

兩帝國ノ國境ノ劃定ハ極メテ重要ナル事件ニシテ現場カ踏査セラルルニ非サレハ之ヲ行フコトハ不可能ナリ故ニ露西亞國大使「イルリヤ」伯爵「サヴァ・ウラジスラウィチ」ハ國境ニ赴キ支那侍從武官「チェルーフ」及近衞將軍「ベジュージ」及兵部次官「ツーリチン」ト協議シ兩國ノ國境ヲ左ノ如ク協定ス

恰克圖河畔ニ於ケル露西亞國衞舍ト「オロコイト」山上ニ在ル支那國石造衞舍トノ間ニ横ハル土地ハ之ヲ等分ニ兩分シ中間ニ境界標トシテ一個ノ衞舍ヲ建テ同地點ニ兩國ノ交易場ヲ設置スヘク同地點ニ國境確定ノ爲ニ兩國ヨリ委員ヲ派遣スヘシ

國境ハ前記地點ヨリ東方ニ向ヒ「ブルグテイ」山嶺ニ沿ヒ「キランスク」ノ衞舍ニ至ルヘシ「キランスク」衞舍ヨリ「チコイ」「アラ・ハダイン・ウス」ニ沿ヒ此等四個ノ衞舍ノ反對ノ側ニ在ル「チコイ」河ノ一部ヲ國境ト定ム

「アラ・ハダイン・ウス」ヨリ蒙古「ウブール・ハダイン・ウス」ノ衞舍ニ至リ「ウブール・ハダイン・ウス」ヨリ「ツァガン・オル」ノ地ナル蒙古ノ衞舍ニ至ル迄露西亞國臣民ノ占有セル土地ト支那國臣民タル蒙古ノ衞舍トノ間ノ總テノ砂漠地ハ恰克圖ニ於ケルト同樣之ヲ等分ス即チ露西亞國臣民ノ移住セル土地ニ近ク山脈、連山及河川ノ存スルトキハ之等ヲ境界標ト定メ同樣ニ蒙古衞舍ニ近ク山脈、連山及河川ノ存スルトキハ此等ヲ境界標ト定ム但シ山脈及河川ノ存セサル平坦ナル土地ニ於テハ之ヲ等分シテ境界標ヲ建設ス

兩國全權ハ所謂「ツアガンオラ」ノ衞舍ヨリ「アルグン」河ノ岸迄赴キ蒙古ノ衞舍ノ背後ニ存スル土地ヲ調査シテ國境ヲ定ムヘシ恰克圖ト「オロゴイト」トノ兩地間ノ境界トシテ建設セラレタル國境衞舍ヨリ始マリ「オロゴイト」、「チーメン・コブノフ」、「ビチクツ・ホンェグ」、「ベレソツオロ」、「クークーチェロツーイン」、「ホンゴールオボ」、「ヤンホルオラ」、「ボゴスンアマ」、「ゲンドザンオラ」、「フッガイドオラ」、「コビモウロウ」、「ブグッダバガ」、「エコウテンマオイモウロウ」、「ドントダバガ」「キシニクツダバガ」、「グルビダバガ」、「ヌクツダバガ」、「エルグクタルガク」、「ケンゼマダ」、「ホニンダバガ」、「ケムケムチックボム」、「シャビナダバガ」ノ諸山ニ沿ヒテ西方ニ向ヒ此等諸山ノ山嶺ニ沿ヒテ中央ニ分界ヲ爲シ之ヲ國境トス此等諸山ノ山嶺ノ間ニ山脈及河川ノ存スルトキハ其山脈及河川ハ之ヲ等分シ其ノ北側ハ露西亞國領トシ

南側ハ支那國領トス全權ハ分界ヲ明記シ且其ノ圖面ヲ作成シ相互ニ右文書及圖面ヲ交換シテ各自ノ大臣ノ許ニ持參セリ卑賤ノ輩ニシテ兩帝國ノ劃定セル國境ノ間ニ於テ盜賊ノ目的ヲ以テ徘徊シ土地ヲ占有シ若ハ右地域內ニ天幕小舍ヲ建設セル者ハ之ヲ搜索シ各其ノ屬スル遊牧地ニ移セリ又國境地域ヲ安寧ナラシメムカ爲國境地域ヲ徘徊スル兩國臣民モ亦之ヲ搜索シテ各其ノ屬スル天幕地ニ歸屬セシメタリ

黑貂五枚ヲ貢獻シタル兩國ノ「ウリヤンヒ」族ハ將來モ從前通リ其ノ舊首ノ管下ニ殘留スヘシ但シ黑貂一枚ヲ貢納シタルモノハ國境協定ノ成立シタル日ヨリ將來永久ニ右貢獻ヲ免除セラルヘシ右證據ノ爲ニ調書ヲ作成シ之ヲ兩國ノ間ニ交換スヘシ

第四條　兩國ノ國境劃定セラレ相互ニ逃亡者ノ生セサルニ至リタルヲ以テ露西亞國大使「イルリヤ」伯爵「サヴァ・ウラジスラウィチ」ト協定シテ兩帝國ノ間ノ自由交易ノ開始ヲ約セリ商人ノ數ハ之ヲ已ニ決定セラレタル如ク二百人ヲ超エサルモノトス右商人ハ三年ニ一回北京ニ赴クコトヲ得ヘキモ總テ商人ナルヲ以テ食量品ハ給與セラレサルモノトス但シ賣牛及買牛何レノ側ニ對シテモ一切ノ稅ヲ徵收セサルモノトス商人カ國境ニ到着シタルトキハ右到着ヲ屆出ツヘシ屆出ヲ受理シタルトキハ官吏ヲ派遣シ右官吏ハ商人ニ會ヒ交易ノ爲之ニ同行スヘシ商人カ途中ニ於テ自費ヲ以テ駱駝、馬及食糧ヲ買ヒ又ハ勞働者ヲ雇入レムト欲スルトキハ之等ヲ買ヒ及雇入ルルコトヲ得

支那國官吏若ハ隊商ノ頭領ハ右商人ヲ統轄監督シ爭議ノ發生シタル場合ニハ公正ニ和解セシムヘシ頭領若ハ嚮導者ニシテ何等カノ功績アルトキハ之ヲ褒賞スヘシ兩國皇帝ノ勅令ニ依リテ禁止セラレタル物品以外ノ物品ハ其ノ名稱ノ如何ヲ問ハス賣買スルコトヲ得

頭領ノ許可ナクシテ秘ニ滯留セムト欲スル者アルトキハ之ヲ許スヘカラス病氣ノ爲死亡シタル者アルトキハ其ノ殘留品ハ其ノ名稱ノ如何ヲ問ハス露西亞國大使「イルリヤ」伯爵「サヴァ・ウラジスラウィチ」ノ規定セル如ク之ヲ本國ノ人民ニ引渡スヘシ

兩國間ノ交易ノ外ニ交易ノ爲「ネルチンスク」、「セレグニ」及恰克圖附近ノ國境上ニ適當ナル場所ヲ選擇シ右地點ニ家屋ヲ建設シ籬若ハ柵ヲ以テ外部ヨリ見得ル樣之ヲ圍ムヘシ交易ノ爲右地點ニ赴カムト欲スル者ハ必ス眞直ナル路ヲ行クヘシ

交易ノ爲右道路ヨリ離レ又ハ他ノ地點ニ赴ク者アルトキハ其ノ物品ハ之ヲ沒收スヘシ相互ニ同數ノ官吏ヲ任命シ同級ノ將校ヲシテ之ヲ監督セシムヘシ

右將校ハ共同シテ其ノ土地ヲ守備シ相反目スヘカラス一

切ノ爭議ハ露西亞國大使「イルリヤ」伯爵「サヴァ・ウラジスラウィチ」ト協定セルトコロニ從ヒ之ヲ解決スヘシ

第五條　最近北京ニ於テ露國人ノ爲ニ設ケラレタル屋敷ハ露西亞國及今後來着スル露西亞人ノ爲ニ用ヒラルヘク右露西亞人ハ該屋敷地內ニ住ムヘシ

又露西亞國大使「イルリヤ」伯爵「サヴァ・ウラヂスラウィチ」ノ申請ニ基キ露西亞國トノ事件ニ付監督權ヲ有スル支那國大官等ノ援助ニ依リ右屋敷地內ニ一ノ敎會ヲ建設セリ

最近北京ニ來着セル一名ノ僧侶ハ右敎會內ニ住ムヘク其ノ來着豫定ノ三名ノ僧侶モ亦同居スヘシ

右僧侶ノ來着シタルトキハ從來着セル者ニ與ヘラレタルト同樣ニ食料ヲ給スヘシ

右僧侶ノ來着ノトキ敎會ハ開始セラルヘシ

右露西亞人ハ自國ノ法律ニ從ヒ自己ノ神ヲ祈禱シ禮拜スルコトヲ得ヘシ其ノ他小兒四名及露西亞語及羅典語ヲ知レル青年二名モ亦右敎會ニ住ミ之等ニ官費ヲ以テ食料ヲ給スヘシ右ノ小兒及青年ハ露西亞國大使「イルリヤ」伯爵「サヴァ・ウラジスラウィチ」カ言語研究ノ爲ニ北京ニ滯留セシメムトスル者ニシテ研究完了セル時ニハ任意ニ歸國スヘシ

第六條　兩國間ノ交通ニハ印刷セラレタル旅券ノ携帶ヲ要ス故ニ露西亞國ヨリ支那國ニ出張セシメラルル者アルトキハ元老院若ハ露西亞國法院及「トボルスク」總督ヨリ支那國邊境諸省ノ管轄法院ニ宛テタル證書ヲ下附セラルヘシ又支那國ヨリ露西亞國ニ出張セシメラルル者アルトキハ邊境諸省管轄法院長ヨリ元老院若ハ露西亞國法院及「トボルスク」總督ニ宛テタル同樣ノ印刷セラレタル證書ヲ下附スヘシ

國境及國境地方ヨリ逃亡人、盜難及其ノ他之ニ類似ノ事件ニ關シ書信ヲ發送スル場合ニハ露西亞國國境ニ駐在スル市長、支那國國境ニ駐在スル「ツーシェツーハン」、「オバンジャントルジ」、「オバンタンジントルジ」ハ相互ニ右書信ニ署名調印シテ之ヲ發送スヘシ露西亞人カ「ツーシェツーハン」、「オバンジャントルジ」、「オバンタンジントルジ」ニ對シ書信ヲ宛ツルトキハ右支那國官吏ハ之カ返信ヲ認ムヘシ右書信ヲ持參スル總テノ使者ハ必ス恰克圖ヲ經由シテ通行スヘシ重大事件ノ起レルトキハ一切ノ近道ヲ通行スルコトヲ許サルヘシ何人タルヲ問ハス故意ニ(恰克圖經由ハ遠キカ故ニ)近部ヲ通行スルトキハ露西亞國市長、衞戍司令官及支那國國境汗等ハ右趣ヲ相互ニ通報シ且犯罪ヲ調查シテ有罪者ハ之ヲ處罰スヘシ

第七條　「ウド」河及其地方ニ關シテハ露西亞國大使「フエオドル・アレキセエウィチ」ハ支那帝國內裁判所大官「サ

ムグートト協議シ「本件ノ解決ハ之ヲ留保シ他日文書若ハ使節ヲ通シテ結了スヘシ」ト言明セシヲ以テ右趣ヲ議定書ニ記載セリ之カ爲ニ支那國大官ハ露西亞國大使「イルリヤ」伯爵「サヴァ・ウラジスラウイチ」ニ對シ「卿ハ女帝ヨリ總テノ事件ヲ決定スヘキ全權ヲ與ヘラレテ派遣セラレタルニ依リ我等ハ本件ニ關シ協約ヲ締結スヘキ必要アリ何トナレハ貴國ノ人民ハ絶エス「ヒムゴンツグリ」ト稱セラルル我等ノ領域ニ侵入シ今ニシテ協約ヲ締結セサルニ於テハ國境附近ニ居住スル兩帝國ノ人民ハ相互ノ間ハ爭議若ハ不和ヲ起サムコトモ計リ難シ之極メテ平和及協調ニ反スルカ故ニ速ニ協定スルノ必要アリ」ト言明セリ

露西亞國大使「イルリヤ」伯爵「アヴァ・ウラジスラウイチ」ハ答ヘテ曰ク「此ノ極東ノ土地ニ關シ女帝ハ余ニ之カ交渉ヲ委任セサリシノミナラス余モ亦此ノ土地ニ付確然タル知識ヲ有セサルカ故ニ今ハ從來ノ儘ニ放置セサルヲ得ス然レ共何人ニテモ我等ノ領域ヨリ國境ヲ通貫シテ赴カムトスル者アルトキハ注意シテ之ヲ禁止スヘシ」ト

之ニ對シ支那國大官ハ「女帝カ卿ニ極東地方ニ關シ協定スルコトヲ委任セサリシ以上我等ハ之以上追求セサルヘシ本件ハ從來ノ儘ニ放置スヘシ然レ共卿ノ歸國セラルルニ際シ貴國人民ニシテ國境ヲ越エテ赴カムトスル者アルトキハ之ヲ逮捕シテ必ス處罰スヘシトノ旨ヲ訓令セラレヨ然レトモ卿等ハ以テ平和ヲ破壞セルモノト言フコト能ハス我國ノ人民ニシテ貴國國境ヲ通過スル者アルトキハ請フ卿等又之ヲ罰セヨ

本會議ニ於テ「ウド」河及其他ノ通商河川ニ關シテハ之カ協定ヲ爲サス從來ノ儘ニ放置スヘシ然レトモ貴國人民ハ現狀以上ニ移住シ土地ヲ占有スヘカラス」ト言明セリ

露西亞國大使「クルリヤ」伯爵「サヴァ・ウラジスラウイチ」ハ之ニ答ヘテ「此等ノ事項ハ總テ歸國後明白ニ女帝ニ伏奏スヘシ又其他ノ事項モ精密ニ踏査シテ何等カノ協定ヲ結ヒ以テ本事件ヲ處理セムカ爲當該土地ニ關シ充分ナル地理的知識ヲ有スル者ヲ右地點ニ派遣スヘキ理由ヲ說明スヘシ本事件ハ事ハ小ナリト雖モ現狀ノ儘放置セムカ必ス兩國ノ平和ニ有害ナル影響ヲ與フヘシ猶本事件ニ關シ余ハ露西亞國元老院ニ通牒セリ」ト言明セリ

第八條　兩帝國ノ國境監督官ハ猶豫ナク各自國ノ事件ヲ公正ニ處理スヘシ自國監督官一己ノ利慾ノ爲ニ遲滯ノ生シタルトキハ兩國ハ各自ノ規則ニ從ヒ右監督官吏ヲ處罰スヘシ

第九條　一方ノ帝國ヨリ他方ノ一帝國ニ公用ノ爲ニ小吏若ハ大官ノ使者ノ差遣セラルル場合ニハ右ノ者ハ國境ニ到リ自己ノ使命ト官位トニ付宣明ヲ爲シ協議セムカ爲ニ他

方國官吏ノ出張スル迄暫ク國境ニテ待ツヘキモ長ク滯留セシメサルコトヲ要ス到着後ハ住家ト食糧トヲ與フヘシ使者カ貨物ノ交易ヲ許可セサル年ニ到着シタルトキハ商品ヲ携帶スルコトヲ得ス重要ナル事件ニ關シテハ一名若ハ二名ノ使者ヲ增加スヘシ此ノ場合捺印セラレタル旅券ヲ提示シ國境ノ官吏ハ直チニ馬車ト食糧ト御者トヲ與ヘ其ノ到着ヲ妨ケサルコトヲ要ス之レ露西亞國大使「イルリヤ」伯爵「サヴァ・ウラジスラウィチ」ト協定セルトコロナリ兩國間ノ交通若ハ使者ノ派遣ハ極メテ重要ナルカ故ニ如何ナル形式ニ於テモ之ヲ遲延スヘカラス爾今文書ヲ遲延シ使者ヲ引止メ又ハ返書ヲ與ヘス又ハ徒ニ時間ヲ空費シテ返書ヲ遲延スルカ如キコトアル場合ニハ右行爲ハ平和ニ適應セサルモノナルカ故ニ紛議ノ解決セラルル迄使者及商人ノ通行ヲ禁止シ且之ヲ引止メ右紛議ノ解決後平常ノ交通ヲ開始スヘシ

第十條　爾今兩國ノ臣民ニシテ逃亡スル者アルトキハ逮捕セラレタル現場ニ於テ之ヲ處罰スヘシ武裝シタル者掠奪殺害ヲ犯シ國境ヲ越エテ逃亡スルトキハ之ヲ死刑ニ處スヘシ又武器ヲ持シ捺印セラレタル旅券ナクシテ國境ヲ越エテ逃亡セムトスル者アルトキハ假令掠奪殺害ヲ犯ササル者ト雖其ノ罪ニ準シテ之ヲ罰スヘシ官吏若ハ其他ノ者ニシテ自己ノ首長ニ對シ竊盜ヲ犯シ逃亡シタルトキハ其ノ犯罪カ露西亞國領內ニ於テ爲サレタル場合ニハ之ヲ絞殺シ支那國領內ニ於テ爲サレタル場合ニハ之ヲ逮捕シ現場ニ於テ斬首刑ニ處シ贓物ハ之ヲ其ノ首長ニ返還スヘシ國境ヲ越エテ獸類其ノ他ノ家畜ヲ盜ミタル者アルトキハ裁判ヲ受クル爲ニ右犯人ヲ當該地方裁判官ニ引渡スヘシ該裁判官ハ右犯罪カ初犯ノ場合ニハ贓物價格ノ十倍ノ罰金ヲ課シ二犯ニハ二十倍ヲ課シ三犯ニハ死刑ヲ課スヘシ國境ヨリ遠カラサル國境地方ニ於テ自己ノ利慾ノ爲ニ營業スル者アル時ハ營業貨物ハ之ヲ國庫ニ沒收シ營業者ハ裁判官ノ判決ニヨリテ之ヲ處罰スヘシ卑賤ナル人民ニシテ旅券ナクシテ國境ヲ越エタル者モ露西亞國大使「イルリヤ」伯ノ定メタルトコロニ從ヒテ之ヲ處罰スヘシ

第十一條　本平和條約ハ左ノ方法ヲ以テ之ヲ交換セリ

露西亞國大使「イルリヤ」伯爵「サヴァ・ウラジスラウィチ」ハ露西亞語及羅典語ノ本書一通ニ署名調印シテ之ヲ支那國大官ニ寄託シ支那國大官ハ滿洲語、露西亞語及羅典語ノ本書一通ニ署名調印シテ之ヲ露西亞國大使「イルリヤ」伯爵「サヴァ・ウラジスラウィチ」ニ手交セリ

本條約ハ之ヲ正確ニ印刷ニ附シ一切ノ國境官吏ニ知悉セシムル爲ニ之ヲ配布セリ

一千七百二十七年十月二十一日全露皇帝ペオトル二世ノ即位第一年

(2) 恰克圖條約追加條約

千七百六十八年露曆十月十八日

大淸國皇帝陛下ノ勅令ニ依リ左ノ人員ハ國境ニ關スル事項ヲ規定スル爲參集セリ。

氏名省略

協議ノ後左ノ如ク協定セリ。

平和條約第十一條ハ變更スルコトナク維持スルモノナルコトヲ認メラレタリト雖國境カ山嶽ノ他ノ側面ヲ通過スル爲「ブウルグゥテイ」、「ビシクトゥ」、「クホヂョオ」諸山及其ノ他ノ地點ノ近傍ヨリ露西亞國ヲ退去セシムルノ必要ヲ認メタリ但シ其ノ他一切ノ事項ハ輸入税ヲ支拂ハサル「キアクタ」及「ツォヌウイクハイトゥ」(「ツウルウクハイトゥ」)ニ於ケル兩交易場ニ在ル舊狀態ノ儘タルヘシ平和條約ノ羅典語及露西亞語ノ本文ニ於ケル誤謬並忘却セル重要ナル點ニ付テハ之ヲ訂正スルハ適當ナルコト裁決セリ尙兩國間ニ生セル紛議ハ之ヲ忘却シテ問責セス且逃亡者ハ過去ニ遡ツテ訴追セラレサルヘシ

國境ニ於ケル兩國臣民間ノ竊盜及逃亡ヲ防遏スルノ方法ニ關スル原條約第十條ノ規定ハ不明瞭ニシテ不正確ナルヲ以テ之ヲ削除シ正文トシテ他ノモノヲ以テ之ニ代ヘタリ現條約ニ從ヒ各國ハ類似ノ事件ノ再發ヲ豫防スル爲爾今其ノ臣民ヲ監視スヘキモノトス國境ニ於テ每年開カルヘキ會合ニ於テ如上ノ事項ノ發生シタル形跡ヲ認メタルトキハ接壤國指揮官ハ遲滯ナク且善意ニ之ヲ審査スヘキモノトス右指揮官カ私的利益ノ爲ニ其ノ義務ヲ缺クトキハ各國ハ法律ニ依リテ之ヲ處罰スヘシ強盜ノ搜索及逮捕並國境ヲ不法ニ通過スル者ノ處罰ニ關シテハ左ノ規定ヲ適用ス

第十條

強盜ノ目的ヲ以テ監視所ヲ避ケテ國境ヲ通過スル持兇器者ハ殺人ヲ犯セルト否トヲ問ハス之ヲ逮捕シ且何レノ監視所ヨリ來レルカ及同行者ヲ有セルカ否カヲ自白スル迄嚴重ニ留置スヘシ監視所ニ於テ嚴格ナル審問ヲ爲シタル後逮捕セラレサル強盜ノ姓名ハ之ヲ書留メ且該表ヲ一切ノ監視所特ニ「ドゥシァーサク」ノ第一首長タル「タイヂー」及露西亞國ノ指揮官ニ送付スヘシ「ドゥシァーサク」ノ諸首長ハ直ニ現場ニ來リ露西亞國ノ指揮官ト共ニ事件ヲ細心ニ審査シタル後國境事件ノ裁決セラルル地點ニ引續キ送付スヘキ報告書ヲ直ニ作成スヘシ又廉潔ニシテ人望アル者ヲ派遣シ右ノ者ハ直ニ監視所ニ赴キ且「ドゥシァーサク」ノ首長ト協同シテ第二次審査ヲ爲シ右審査後報告書ハ國境事件ノ裁決セラルル地點ニ之ヲ送付スヘシ強盜犯ヲ犯セル大淸帝國臣民ハ何人タルヲ問ハス外部諸州ヲ管轄スル裁判所ニ之ヲ引渡シ且死刑ニ處スヘシ

露西亞國民ハ同刑ニ處スル爲之ヲ元老院ニ引渡スヘシ殺

人犯ハ國境ニ之ヲ公然引致シ且處刑スヘシ强盜ノ馬、鞍、兇器及其ノ他ノ物品ハ逮捕シタル者ハ報酬トシテ之ヲ與フヘシ馬、家畜又ハ其ノ他ノモノヲ盜取シタル者ハ最初ハ贓品ノ價格ノ十倍ヲ支拂フヘシ

盜賊カ逮捕セラレサル場合ニ各監視所ノ指揮官ハ之ニ付報告書ヲ提出スル爲犯罪ヲ審査シ且死者ノ創傷及身體ヲ檢視スル爲ニ參集スヘシ監視所ノ指揮官ハ犯人ヲ遲クモ一月以內ニ逮捕スヘシ該期間內ニ犯人ヲ逮捕セサル場合ハ報告書ヲ國境事件ヲ裁決スル場所ニ送付スヘシ指揮官及兵卒カ盜取シタル馬及物品ノ搜索ニ關シ其ノ責務ヲ盡ササルトキハ處罰セラルヘク且贓品ノ價格ノ十倍ヲ支拂ハシメラルヘシ竊盜ヲ行フ爲ニ國境ヲ通過スル兇器ヲ有セサル者ヲ逮捕シタル場合ハ法律ニ依リ百打ノ笞刑ニ處スヘシ

盜賊ノ馬及鞍ハ右盜賊ヲ逮捕シタル者ニ報酬トシテ之ヲ與フヘシ贓品ハ之ヲ其所有者ニ返還スヘシ盜賊ハ第一犯ハ贓品ノ價格ノ五倍ヲ第二犯ハ十倍ヲ支拂フヘク第三犯ハ强盜トシテ取扱ハルヘシ前記盜賊ニシテ逮捕セラレサル場合ハ正確ナル報告書ヲ犯罪ノ行ハレタル場所ニ最近キ監視所ニ送付スヘク該監視所ノ指揮官並ニ兵卒ハ遲クモ一月以內ニ犯人逮捕ノ命令ヲ受クヘシ犯人カ捕ハレタル場合ハ公然之ヲ百打ノ笞刑ニ處シ且盜取セラレタル馬及贓品ハ遲滯ナク本人ニ返還スヘシ監視所ノ指揮官及兵卒カ所定ノ期間內ニ兇器ヲ有セサル盜賊ヲ發見シ逮捕スルニ至ラサル場合ニハ其ノ責務ヲ盡ササル廉ニ依リ指揮官及兵卒ハ盜取セル馬及贓品ノ五倍ヲ支拂ハセラルヘシ

馬及其ノ他ノ動物カ國境附近ニ逸走セル場合ニハ直ニ最近キ監視所ニ之ヲ連行クヘシ發見セサルトキハ說明ヲ付シタル報告書ヲ作成スヘシ

逸走セル馬及動物ハ五日以內ニ之ヲ返還スヘシ右期間後發見セル獸類ヲ返還セサル場合又ハ或ル場所ニ隱匿セル場合及該場所ヲ知レル場合ハ監視所ノ指揮官ハ之ニ付國境事件ヲ裁決スル官憲ニ報告書ヲ提出スヘシ此ノ場合ニ於テハ逸走セル獸類ノ價格ノ二倍ヲ返還セシメラルヘシ

竊盜又ハ殺人ヲ犯スコトナク國境ヲ通過スル兇器ヲ携帶シ且旅行劵ヲ携帶セサル者ハ逮捕セラルヘシ其ノ馬、鞍及其ノ他ノ物品ハ右ノ者ヲ逮捕シタル者ニ報酬トシテ之ヲ與フヘシ

狩獵ノ爲國境ヲ通過スル場合ハ法律ニ依リ百打ノ笞刑ニ處セラルヘシ其ノ獲物、武器、馬及犬ハ之ヲ逮捕シタル者ノ報酬ト爲スヘシ

兇器ヲ携帶セサル者ニシテ國境ヲ通過シタル爲逮捕セラレタル場合ハ監視所ノ指揮官ハ嚴重ニ之ヲ取調フヘシ道ヲ誤リタル場合ハ之ヲ釋放シ且他方ノ哨所ニ送還スヘシ近寄リ難キ森林又ハ山嶽ニ隱遁セル者ヲ發見シ且逮捕セ

ル場合ハ法律ニ依リ公然百打ノ笞刑ニ處スヘク其ノ馬、鞍及其ノ他ノ物品ハ右ノ者ヲ逮捕シタル者ニ報酬トシテ之ヲ與フヘシ體刑ニ處セラレタル大清帝國ノ犯人ハ鞭ヲ以テスル笞刑ニ又露西亞帝國ノ犯人ハ棒ヲ以テスル笞刑ニ夫々處セラルヘシ

本條約ハ左ノ方法ヲ以テ交換セラルヘシ

大清帝國全權委員ハ其ノ調印セル滿洲語及蒙古語ノ本文一通ヲ露西亞國全權委員ニ交付シ露西亞國全權委員ハ署名調印セル露西亞語ノ本文一通ヲ大清帝國全權委員ニ交付スヘシ

本協定ヲ周知セシムル爲兩國ノ國境ニ在ル臣民ニ印刷シタル本文ヲ配布スヘシ

「アブカイウエクヒイエクヘ」二十三年九月十九日（千七百六十八年十月十八日）

(3) 天津條約

一八五八年六月十二日天津ニ於テ調印

第九條

露清兩國間ノ國境ノ未タ劃定セサル部分ハ之ヲ遲滯ナク現場ニ於テ審査スヘシ

兩國政府ハ之カ爲委員ヲ任命シ右委員ハ境界線ヲ劃定シ且該境界劃定ニ關シ追加條款トシテ本條約ニ附屬スベキ協約ヲ締結スヘク而ル後境界ニ關スル地圖及明細書ヲ作成シ後日ノ證據書類ト爲スヘシ

第十一條

兩國政府間ノ通信並北京ニ駐在スル宗教上ノ使節ノ必要ノ爲ニ恰克圖及北京間ニ定期郵便事務ヲ設クヘシ

支那國使者ハ北京及恰克圖ヨリ毎月一回一定ノ日ニ發セラルヘク且十五日若クハ十五日以下ノ期間內ニ書狀及公ノ小包ヲ其ノ名宛地ニ遞送スルコトヲ要ス猶一年毎三月若クハ四月ニ一切ノ種類ノ發送物及證券ノ遞送ノ爲恰克圖ヨリ北京ニ及北京ヨリ恰克圖ニ遞送隊ヲ發スヘシ遞送隊ハ一月ノ期間內ニ其ノ行程ヲ全クスルコトヲ要ス此等通信ノ設置及維持ノ爲ニ生スル一切ノ經費ハ兩國政府之ヲ均分支辨スヘシ

(4) 天津條約追加條約（北京條約）

一八六〇年十一月十四日北京ニ於テ調印

第二條

從來確定セサル西方ノ國境線ハ今後山脈及大河流ノ方向並事實上支那國境衞兵ノ駐屯セル線ニ依リ之ヲ定ムヘシ即チ恰克圖條約ノ締結後千七百二十八年卽雍正六年ニ建立セラレタル沙賓達巴哈ト稱スル國境標ノ最後ノモノヲ起點トシ西方ニ向ヒ齋桑淖爾湖ニ至リ此ヨリ「イシク・クゥル」湖ノ南方ニ位スル山脈（シエレスト山脈ノ南方支脈ニシテ「テングリシャン」其ノ他ノ名アリ）ヲ經テ浩罕ノ屬領ニ至ル線

ヲ以テ境界トス

第三條

將來發生スルコトアルヘキ一切ノ國境國題ハ本條約第一條及第二條ノ規定ニ依リ之ヲ定ムヘク且東方……西方國境ヲ視察スル爲同委員會ハ「タルバガタイ」ニ於テ會合スヘシ但シ其ノ時期ハ之ヲ決定セス

前記委員ハ本條約第一條及第二條ノ定ムル基礎ニ依リ地圖及國境線ノ詳細ナル說明書四通ヲ作成スヘク右ノ中二部ハ露語ヲ以テ他ノ二部ハ支那語又ハ滿洲語ヲ以テ之ヲ作成スヘシ該委員カ前記地圖及說明書ニ署名調印シタル後兩國政府ニ其ノ保存用トシテ露語及支那語又ハ滿洲語ノ二部(各一部宛)ヲ交付スヘシ

前記地圖附國境線ノ說明書ノ交付ニ當リ委員ハ其ノ署名調印ニ依リ確定セル調書ヲ作成スヘシ該調書ハ本條約ノ追加條項ト認ム

第五條

露國商人ハ恰克圖ニ於テ貿易ヲ爲スノ外商用ノ爲同地ヨリ北京ニ至ル舊權利ヲ保有スヘク其ノ途中庫倫及張家口ニ於テ貿易ヲ行フコトモ均ク許可セラルヘシ但シ此ノ場合御賣貿易ヲ行フ義務ナキモノトス露國政府ハ庫倫ニ領事及領事館員ヲ置キ及其ノ出費ニテ右各職員ノ住宅ヲ建築スルノ權利ヲ有ス該建物ノ敷地、敷ノ地區劃及牧場ノ許與ニ關シテハ庫倫知事ト協定スルコトヲ要ス

支那國商人ニシテ貿易ノ爲露領ニ入ラントスル者ハ均ク許可セラルヘシ

露國商人ハ商用ノ爲何時タリトモ支那國内ヲ旅行スルヲ得ヘシ但シ同一場所ニ同時ニ二百人以上會合スルコトハ禁止セラル尙該商人ハ露國々境官憲ノ發給セル旅券ヲ所持スルコトヲ要ス該旅券ニハ隊商ノ隊長ノ姓名其ノ率ユル人數目的地ヲ記載スヘシ該旅行中前記商人ハ其必要トスルモノヲ賣買スルノ自由ヲ有ス旅行中一切ノ費用ハ隊商ノ負擔トス

第八條

支那國ニ在ル露國商人及露國ニ在ル支那國商人ハ兩國ノ特別ノ保護ヲ商人ヲ監督シ之ト地方住民トノ間ニ生スルコトアルヘキ誤解ヲ豫防スル爲喀什噶爾及庫倫ノ領事ヲシテ右事務ヲ執ラシムルコトヲ得ヘシ(以下略)

第九條

兩國臣民間ノ通商關係及新國境線ヲ定ムル現協定ニ依リ「ネルチンスク」恰克圖ニ於テ締結セル條約及其ノ追加條約ニ依リ定ムル舊規定ハ今後之ヲ適用セス兩國ノ國境ニ於ケル官憲ノ交涉及國境事務ノ調査ニ依リ定メラレタル規定ハ最早均ク現狀ニ適セサルモノト認メタル結果舊規定ニ替ヘ左ノ規定ヲ設ク

東方國境中庫倫及恰克圖ニ於テ恰克圖知事ト庫倫官憲トノ間又西方國境ニ於テ西部亞比利亞總督ト伊犁官憲トノ間ニ存在スル交渉ノ外今後「アムール」州及沿海州ノ衞戍總督ト黑龍江省及吉林省將軍トノ間並恰克圖國境委員ト同地部員トノ間ニ本條約第八條ノ規定ニ從ヒ國境關係ノ交渉ヲ爲スヘシ(以下略)

第十一條

兩帝國ノ國境長官間ノ公文書往復ハ國境最寄ノ官吏ノ仲介ニ依リ之ヲ行フヘク該官吏ハ右公文書ヲ受取リタルトキハ受領書ヲ交付スヘシ

東部西比利亞總督及恰克圖知事ハ其公文書ヲ恰克圖ニ於ケル國境委員ニ送達スヘク該委員ハ之ヲ部員ニ轉送スヘシ庫倫知事ハ其公文書ヲ部員ニ送達スヘク外部員ハ之ヲ恰克圖國境委員ニ轉送スヘシ(以下略)

第十二條

天津條約第十一條ノ規定ニ依リ(恰克圖北京間ノ郵便物遞送ニ關スル詳細取極)

(5) 陸路通商條約

一八六二年三月四日北京ニ於テ調印

第一條

兩國ノ境界ニ沿ヒテ其兩側百清里(三十哩)ニ亙ル地域ニ於テハ貨物ハ無稅ニテ運送スルコトヲ得且兩國ハ各其ノ國

境規則ニ從ヒ通商ヲ取締ルコトヲ得

第二條

小資本ヲ以テ商業ヲ營マントスル露國商人ハ支那ニ從屬シ支那官吏ノ駐在スル蒙古ニ於テ及其ノ官吏ノ管轄下ナル全「アイマック」ニ於テ同樣ニ無稅ニテ營業スル權利ヲ有ス

支那政府ハ露國商人カ支那國行政官廳ノ存在セサル土地ニ赴カントスルトキハ今後之ヲ阻止セサルヘク且右商人ハ自由國境官吏ノ發給セル露文支那文及蒙古文ノ證明書ヲ所持セサルヘカラス右證明書ニハ商人ノ姓名、商品ノ種類及數量、梱包駱駝及手馬ノ數ヲ記載スヘシ

商人カ前記證明書ヲ所持セサルコト發覺シタルトキハ該商人ノ貨物ハ支那政府ニ押收セラルヘク該商人ハ北京條約第十條ノ規定ニ從ヒ逃亡者ニ準シ取扱ハルヘシ蒙古ニ於ケル露國領事ハ商人カ證明書ヲ有セスシテ交易スルコトナカラム爲ニ嚴重ナル取締ヲ爲スヘシ

第三條

露國商品ヲ携帶シ天津ニ赴カントスル露國商人ハ露國監督官發給シ恰克圖部員ノ證明セル兩國語ヲ以テ記載ノ許可書ヲ所持スルコトヲ要ス該許可書ニハ隊商指揮者ノ姓名、商品ノ數量ト種類、個數ヲ記入スルモノトス該隊商ハ張家口東壩道州ヲ通過シ直路天津ニ赴カサルヘカラス(以下稅查手續省略)

第五條乃至第十九條

（イ）露國商人カ露蒙國境ヨリ張家口通州經由天津ニ貨物ヲ輸入スルトキハ普通海關例ノ三分ノ一ヲ減免セラル

（ロ）張家口ニテ露國商人カ土貨ヲ買入レ露國ニ輸出スルトキハ普通輸出稅ノ半額ヲ減免セラル

（ハ）其他一般貨物ノ運輸檢查ニ關スル手續規定

(6) 修正陸路通商條約

一八六九年四月二十七日北京ニ於テ調印

前記陸路通商條約の滿期に當り之を更新したもので內容は大體同樣である。

(7) 塔城界約（通商議定書）

一八六四年十月

第一條

「シヤピン・ダバカ」ノ境界標ヨリ始マリ境界ハ最初ハ西方ニ次ハ「サヤン」山脈ニ沿ヒテ南方ニ向ヒ唐奴山脈ノ西端ニ達シタル後南西ニ轉シ「サイルゲン」山脈ニ順セテ奎屯山ニ至リ大阿爾泰山脈ニ沿ヒテ西シ齋桑淖爾北方海留圖兩河中間ノ山（海留圖ニハ兩河アリ一ハ南流シ一ハ北流ス、其中間ノ山ハ分水嶺タリ）ニ至リ南西ニ轉シ且上記ノ山ニ從ヒ境界線ハ齋桑淖爾ノ北ニアル「チヤッキルメス」山ニ至ル次テ南東ニ折レタル後境界ハ「マニトウ・ガトウルカン」ノ標柱ニ至ル迄齋桑淖爾ニ沿ヒ且「イルティツシュ」河ノ堤防ニ沿ヒテ進ムモノトス

右地域ノ全範圍ニ亙リ河川カ東方及南方ニ貫流スル全土地ヲ支那國ニ分屬セシメ又河川カ西方及北方ニ貫流スル全土地ヲ露國ニ分屬セシメンカ爲水域ノ分界ヲ兩帝國ノ分界線ヲ指示スルノ基礎トス

(8) 聖彼得堡條約

一八八一年二月二十四日露都ニ於テ調印

第八條

一八六四年塔城ニ於テ署名シタル調書ノ定ムル國境線中齋桑湖ノ東方ニ於テ缺陷アルヲ發見シタルニ因リ該缺陷ヲ除去シ且兩國所屬ノ「キルギス」種族ノ間ニ明確ナル區分ヲ設ケシムル爲委員ヲ任命スヘシ

該委員ハ成ルヘク舊國境線ト奎峒山ヨリ黑伊爾特什河ヲ橫切リ薩烏爾嶺ニ至ル右方ノ線トノ間ニ新線ヲ設クヘシ

第十條

條約ニ依リ伊犂、塔爾巴哈臺、喀什噶爾及庫倫ニ於テ領事ヲ任命スルコトヲ承認セラレタル露國ノ權利ハ今後蘭州（嘉峪關）及吐魯番ニモ擴張セラルヘシ科布多、烏里雅蘇臺、哈密、烏魯木齊及古城ノ市邑ニ於テ露國政府ハ商業ノ發展ニ從ヒ支那國政府ト協定ノ後其ノ領事館ヲ設立スヘシ

肅州及吐魯番ノ領事ハ露國臣民ノ利益上其ノ駐在ヲ必要トスル附近ノ地ニ於テ領事ヶ務ヲ執行スヘシ（以下略）

第十三條

露國政府カ領事館ヲ設置スル權利ヲ有スル地方並張家口ニ於テ露國臣民ハ購買ニ依リ獲得ルタル土地又ハ千八百五十一年ノ伊犂條約第十三條ニ依リ伊犂及塔爾巴哈臺ニ關シ定ムル所ニ從ヒ地方官憲ニ依リ讓渡セラルヘキ土地ニ家屋、商店、倉庫及其ノ他ノ建築物ヲ建築スルコトヲ得ヘシ領事館ノ設置ナキ張家口ニ於テ露國臣民ニ許與セラレタル特權ハ一ノ例外ニシテ他ノ內地諸省ノ各地ニ之ヲ擴張スルヲ得ス

(9) 聖彼堡得條約附屬陸路通商規則

一八八一年二月二十四日

本規則は一八六九年四月北京に於て調印せられた修正陸路通商條約を踏襲して兩國の陸路に依る通商關係を規定し其の內容は前者と略同じものである。

附言　一九一四年五月露國政府は支那に對し露支國境兩側五十露里の地帶內に於ける自由通商の廢止を通告した。

(10) 北京以北及以東鐵道敷設ニ關スル露支交換公文

千八百九十九年六月一日

一、總理衙門發北京駐剳露西亞國公使宛ノ公文

以書翰致啓上候陳本官等ハ數日前閣下ト滿洲鐵道ヲ北京ニ接續セシムル鐵道問題ヲ討議シ且該提議ヲ承認スルハ支那國政府ノ困難トスル所ナルヲ說明致シ候尤モ本官等ハ如何ナル他國政府モ斯ル鐵道ヲ敷設スヘカラサルコトヲ瞭然聲明致シ候玆ニ本官等ハ最簡明ニ支那國ハ鐵道カ將來北京ヨリ北方若ハ北東方ニ露西亞國境ニ向ヒ建設セラルル場合ニハ該鐵道ヲ支那國資本ヲ以テ支那國監理ノ下ニ敷設スルノ權利ヲ保留スルモ該鐵道ノ敷設カ何レカ他國ニ依リ企劃セラルル場合ニハ右提議ハ先ツ之ヲ露西亞國財團（シンヂケート）ニ爲シテ該鐵道ヲ敷設セシメ如何ナル場合ニ於テモ一切ノ他國政府若ハ一切ノ他國國籍ヲ有スル財團（シンヂケート）ニ對シ該鐵道ノ敷設ヲ許可セサルヘキ旨ヲ承認スルモノナルコトヲ反覆聲明セムト欲スルモノニ有之候

本官等ハ閣下本通牒ヲ貴國政府ノ外交部ニ傳達セラレムコトヲ上願候　以上

二、露西亞國公使ノ回答書

千八百九十九年六月十七日

以書翰致啓上候陳者支那國政府ハ一切ノ他國政府ニ對シ北京ニ至ル鐵道ノ敷設ヲ許可セサル旨ヲ聲明シ且更ニ將來鐵道カ北京ヨリ北方若ハ北東方ニ其ノ方向ノ如何ヲ問ハス露西亞國境ニ向ヒテ建設セラルル場合ニハ支那國ハ該鐵道ヲ支那國資本ヲ以テ支那國政府ノ監理ノ下ニ敷設スルノ權

利ヲ保留スルモ該鐵道ノ敷設カ之レカ他國ニヨリ企劃セラルル場合ニハ右提議ハ先ツ之ヲ露西亞國政府若ハ露西亞國財團(シンヂケート)ニ爲シテ該鐵道ヲ敷設セシメ如何ナル場合ニ於テモ一切ノ他國政府若ハ一切ノ他國國籍ヲ有スル財團(シンヂケート)ニ對シ該鐵道ノ敷設ヲ許可セサルヘキ旨ヲ承認スルノ本年四月二十三日(西暦千八百九十九年六月一日)附貴官發公文致領承候

右聲明ハ貴官ノ要請ニ從ヒ之ヲ我國政府ニ傳達致シ本官ハ正ニ左ノ如キ回答ヲ「ムラヴィエフ」伯ヨリ致受領候

「支那國政府ノ保障ハ充分ナル尊敬ヲ以テ之ヲ致留意候露西亞國政府ハ滿洲鐵道幹線ヲ北京ニ接續セシムル鐵道ノ敷設ヲ即時要求スルモノニ非ルモ該鐵道ヲ敷設スルノ露西亞國ノ要求ハ支那國政府カ昨年六月十三日(西暦千八百九十八年七月三十一日)附公文ニ於テ承認シタル責任ニ其ノ基礎ヲ置クモノニ有之右責任ハ直接且實正ナルモノニシテ其ノ不履行ハ賠償セラルヘキモノニ候從テ右責任ハ懈怠セラルヘカラサシモノニ有之候」 以上

二、一九一二年以後露蒙支三國間に締結せられたる條約、協定並宣言

(1) 蒙古ニ關スル露國外務省ノ宣言

一九一二年一月

蒙古人カ庫倫ニ於テ獨立ヲ宣言シ、露國ニ向テ支持ヲ求メテ來ルヤ、露國政府ハ蒙古人ニ對シテ平穩ニ行動シ清國ト妥協ノ途ヲ發見スヘキ旨ノ忠告ヲ爲シ、又在庫倫露國領事ハ清國ノ電信線、銀行及官憲ヲ保護スル爲ニ盡力スル所カアツタ。其ノ後清國政府ト蒙古トノ間ニ談判カ開始セラレタ場合ニハ仲裁ノ勞ヲ取ラレ度キ旨双方カラ依頼セラレタノテ、露國政府ハ之ニ應スルコトニ決シタノテアル。而テ兩者ノ間ニ於ケル協商ハ蒙古カ其ノ固有ノ制度ヲ保持シ樣トスル目的ヲ達スルコトヲ得テ初テ成立スヘキ筈ノモノテアルト認メタノテ、露國政府ハ清國人ヲシテ之ヲ尊重セシメルコトカ必要テアルトノ見地カラ、清國政府カ蒙古ニ於テ

一、清國ノ行政ヲ施シ
一、清國正規軍ヲ駐屯セシメ
一、清國人ヲ移住セシムルコト

ハ蒙古人ノ權利ヲ無視シタモノテアルト蒙古人ニ於テ認識シテ居ル事情ヲ顧慮シ、清國ノ仲裁依賴ニ對スル回答ニ於テ、前記三點ハ兩者間ニ於ケル協定成立ノ基礎トシナケレハナラヌコトニ關シテ清國政府ノ注意ヲ喚起シタノテアル。尙露國政府ハ蒙古ノ鎭靜ヲ保持スル爲ニハ是非共蒙古人ヲシテ蒙古發達ノ爲ニ執ル所ノ措置カ滿清兩國政府ニ於テ均ク是認スル所テアリ、蒙古問題ニ關シテハ露清兩國間

ニ何等意見ノ相違ノナイコトヲ會得セシムルコトカ必要デアルト認ムルモノデアル。故ニ蒙古ノ有ラユル方面ニ於ケル發達ノ爲ニ露國カ援助ヲ與ヘルコトハ露國、清國及蒙古ノ三者ノ利益ニ適合スルモノデアツテ、此レ露國カ仲裁ニ應シタ所以ナノデアル。露國ハ在清國露國代理公使ヲ經テ前記ノ趣旨ヲ清國政府ニ通知シ、若シ清國ニシテ此ノ趣旨ヲ容認セラルルニ於テハ露國外交官ハ清國ト蒙古トノ間ノ協商ニ付テ斡旋ノ勞ヲ執リ、蒙古ヲシテ其ノ義務ヲ果サシムル爲ニ盡力スヘキ旨ヲ通告シタ。露國ハ清國國内ノ事變ニ干渉スルコトヲ欲シナイシ、又蒙古侵略ノ野心ヲ有スルモノデモナイカ、露國ノ利益ヲ害スル樣ナ恐レノアル國境地方ニ於ケル秩序ノ紊亂ハ、露國政府ノ好マナイ所デアル。此レ本件ニ關シ仲裁ノ勞ヲ執ルコトヲ承諾シタ所以デアル。然シ乍ラ露國ハ蒙古ニ於テ至大ナル利害關係ヲ有スルモノデアルカラ、事實上蒙古ニ設立セラレタ政府ヲ無視スルコトハ不可能デアルカラ、蒙古カ清國トノ關係ヲ斷絕スル樣ナ場合ニハ、已ムヲ得ス蒙古政府ト事實上ノ關係ヲ開始スル樣ナ結果ニ至ルデアラウ。

(2) 露蒙修好協定及附屬通商議定書

一九一二年十一月庫倫ニ於テ調印

協　定

蒙古人カ一致表明セル蒙古國土ノ民族的及歷史的政體ヲ

維持セムトスルノ希望ニ從ヒ支那國軍隊及官憲ハ蒙古領土ヨリ撤退スルノ餘儀ナキニ至リ哲布尊丹巴呼圖克圖ハ蒙古人民ノ民主トシテ宣言セラレタリ

蒙古及支那國間ノ舊關係ハ斯クシテ終結セリ

上記ノ事實並露西亞國國民及蒙古人民間ニ從來存在シタル相互的友誼ヲ考慮シ且露西亞國及蒙古間ノ通商ヲ規律スヘキ組織ヲ明確ニ決定スルノ必要アルニ鑑ミ茲ニ

露西亞帝國政府ヨリ之カ爲正當ナル委任ヲ受ケタル「アクチユアル・ステート・カウンシラー」、「イワン・コロストヴェツツ」及

蒙古人民ノ君主、蒙古政府及蒙古諸王ヨリ正當ナル委任ヲ受ケタル蒙古總理大臣萬教護持三音諾顏汗那木囊蘇倫

全權委員內務大臣沁蘇朱克圖親王喇嘛「ツエリン・チメット」

全權委員外務大臣額爾德呢「ダイチン」親王杭達多爾濟(汗待遇)

全權委員陸軍大臣額爾德呢達賴郡王棍布蘇倫

全權委員大藏大臣土謝圖郡王察克都爾札布及

全權委員司法大臣額爾德呢郡王那木薩賚

ハ左ノ如ク協定セリ

第一條

露西亞帝國政府ハ蒙古ヲシテ其ノ確立シタル自治制度並自

國軍隊ヲ有スルノ權利ヲ維持セシメ且其ノ版圖内ニ於ケル支那國軍隊ノ駐屯及支那人ノ殖民ヲ認許セサラシメンカ爲メ蒙古ヲ援助スヘシ

第二條

蒙古君主及蒙古政府ハ從來通リ露西亞國ノ臣民及通商ニ對シ本協定附屬議定書ニ列記セル權利及特權ノ享有ヲ許與スヘシ露西亞國臣民カ蒙古ニ於テ享有セサル特權ハ同國ニ於テ之ヲ他ノ外國臣民ニ許與セサルモノトス

第三條

蒙古政府カ支那國又ハ其ノ他ノ外國ト別個條約締結ノ必要ヲ認ムル場合ト雖モ露西亞帝國政府ノ同意有ルニ非サレハ如何ナル場合ニ於テモ右新條約ヲ以テ本協定及其ノ附屬議定書ノ條項ヲ侵犯シ又ハ之ヲ修正スルコトヲ得ス

第四條

友誼的ナル本協定ハ署名ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右證據トシテ全權委員ハ二通ヲ作成セル本協定ノ露西亞語及蒙古兩正文ヲ對照シ其ノ相一致セルヲ認メ署名調印ノ上之カ交換ヲ了セリ

千九百十二年十月二十一日卽蒙古曆共戴第二年秋末月二十四日(千九百十二年十一月三日)庫倫ニ於テ作成ス

千九百十二年十月二十一日(十一月三日)

ノ露蒙協定附屬議定書

露西亞帝國政府全權委員「アクチュアル・ステート・カウンシラー」、「イワン・コロスヴェッツ」ト蒙古君主、蒙古政府及蒙古諸王ノ全權代表トシテ蒙古總理大臣萬教護持三音諾顏汗那木囊蘇倫、全權委員內務大臣沁蘇朱克圖親王喇嘛「ツェリン・チメット」、全權委員外務大臣額爾德呢「ダイチン」親王杭達多爾濟(汗待遇)、全權委員陸軍大臣頭爾德呢達賴郡王棍布蘇倫、全權委員大藏大臣土謝圖郡王察克都爾札布及全權委員司法大臣額爾德呢郡王那木薩賚トノ間ニ本日署名セラレタル露蒙協定第二條ノ規定ニ依リ前記全權委員ハ蒙古ニ於ケル露西亞國臣民ノ權利及特權(其ノ內若干ハ同臣民既ニ之ヲ享有ス)及露西亞國ニ於ケル蒙古人民ノ權利及特權ヲ示セルモノニシテ左記條項ニ關スル協定ヲ締結セリ

第一條

露西亞國臣民ハ從來通リ蒙古內ニ於テ隨所ニ居住シ及自由ニ移轉シ商業、工業及其ノ他ノ業務ニ從事シ又露西亞國、蒙古、支那又ハ外國ノ個人、商社又ハ公私施設物ノ何レヲ問ハス之ト各種ノ契約ヲ爲スノ權利ヲ享有スヘシ

條二條

露西亞國民ハ從來通リ輸出入稅ヲ支拂フコトナク露西亞、蒙古、支那國及其ノ他ノ諸國ノ各種ノ土地生產品及製造品ヲ何時タリトモ輸出入ヲ爲スノ權利及蒙古ニ於テ何等

ノ輸出入税、税金又ハ課金ヲ支拂フコトナクシテ自由ニ商業ニ從事スルノ權利ヲ享有スヘシ

露支共同ノ事業又ハ自己ノ所有物ニ非サル商品ヲ僞リテ其ノ所有者ナリト稱スル露西亞國臣民ニ對シテハ本（第二）條規定ノ効力ヲ及ホスコトナシ

第三條

露西亞國ノ金融施設ハ蒙古ニ其ノ支店ヲ開設シ個人、施設物又ハ會社ノ何レタルヲ問ハス之ト金融上其ノ他ノ取引ヲ爲スノ權利ヲ享有スヘシ

第四條

露西亞國臣民ハ現金又ハ貨物ノ交換（物々交換）ニ依リ賣買ヲ爲シ且信用取引ヲ爲スコトヲ得各旗及蒙古國庫ハ何レモ私人ノ負債ニ對シ其ノ責ニ任セサルヘシ

第五條

蒙古官憲ハ蒙古人又ハ支那人カ露西亞國臣民ト各種ノ商取引ヲ爲シ、其ノ個人的雇人ト爲リ又ハ其ノ組織スル商工事業ニ加入スルコトニ對シ障害ヲ加フルコトナカルヘシ商業又ハ工業ニ關スル獨占權ハ之ヲ蒙古ニ於ケル公私ノ會社、施設物又ハ個人ニ對シテ許與セサルヘシ本協定締結前既ニ蒙古政府ヨリ右獨占權ヲ得タル會社及個人ハ所定期間ノ滿了迄其ノ權利及特權ハ之ヲ保持スルモノトス

第六條

露西亞國臣民ハ蒙古ノ都市又ハ旗孰レタルヲ問ハス隨所ニ商工業上ノ經營所ヲ創設シ並家屋、店舖及倉庫ヲ建設スル爲指定地ヲ賃借シ又ハ自己ノ所有物トシテ之ヲ取得スルノ權利ヲ許與セラルヘシ右ノ外露西亞國臣民ハ耕作ノ目的ヲ以テ空地ヲ賃借スルノ權利ヲ有スヘシ右ノ指定地ハ前記目的ノ爲ニ所得又ハ賃借スヘク投機ノ目的ヲ以テスヘカラス又該指定地ハ蒙古ノ現行法ニ從ヒ蒙古政府トノ協議ヲ以テ割當テラルヘシ聖地及牧場ハ此ノ限リニ在ラス

第七條

露西亞國臣民ハ礦物及木材ノ採取、漁業及其ノ他ニ關シテ蒙古政府ト協定ヲ爲スノ權利ヲ有スヘシ

第八條

露西亞國政府ハ蒙古政府ト協議ノ上其ノ必要ト認ムル蒙古各地ニ於テ領事ヲ任命スルノ權利ヲ有スヘシ

蒙古政府モ亦協議ノ上露西亞國國境上ノ必要ト認ムル各地ニ其ノ代表者ヲ置クコトヲ得

第九條

露西亞國領事館所在地並露西亞國ノ商業上樞要ナル其ノ他ノ地方ニ於テハ露西亞國領事ト蒙古政府トノ協議ヲ以テ露西亞國臣民ノ各種工業及住居ニ供スル爲特別商業地域ヲ割當ツヘシ右商業地域ハ其ノ地駐在ノ前記露西亞國領事又ハ該露西亞國領事ナキ場合ハ露西亞國商業組合長專管ノ下

ニ置カルヘシ

第十條

露西亞國臣民ハ蒙古政府ト協議ノ上蒙古各地間並持定地方ト露西亞國國境上ノ各所トノ間ニ於テ信書ノ發送及貨物ノ輸送ヲ爲サムカ爲自費ヲ以テ郵便事務ヲ開設スルノ權利ヲ保有スヘシ驛舍其ノ他必要ナル建物ヲ建設スル場合ニ於テハ本議定書第六條ニ定ムル規則ヲ遵守スヘシ

第十一條

蒙古ニ於ケル露西亞國領事ハ必要アル場合公用通信ノ發送其ノ他公務上必要ノ爲蒙古政府ノ郵便營造物及傳書使ヲ利用スルコトヲ得但シ右ノ目的ヲ以テスル無料使用ハ一個月馬百頭及駱駝三十頭ヲ超エサルモノトス傳書使ノ旅券ハ其ノ都度蒙古政府ヨリ之ヲ受クヘシ露西亞國領事及一般露西亞國官吏ハ旅行中料金ヲ支拂ヒテ右營造物ヲ利用スルコトヲ得蒙古政府ノ驛舍ヲ利用スルノ權利ハ之カ使用ニ對シテ蒙古政府ト協議決定シタル額ヲ支拂フトキハ露西亞國民タル個人ニモ之ヲ及ホスヘシ

第十二條

露西亞國臣民ハ蒙古内地ヨリ露西亞國領土ニ流ルル河川及其ノ支流ニ其ノ所有スル商船ヲ浮ヘ且其ノ沿岸住民ト通商スルノ權利ヲ有スヘシ露西亞國政府ハ前記河川ニ於ケル航行ノ改善、必要ナル水路標識ノ設置其ノ他ニ關シ蒙古政府ヲ援助スヘシ蒙古官憲ハ本議定書第六條ノ規定ニ準據シテ船舶ノ繫留、埠頭及倉庫ノ建設、薪炭ノ貯藏其ノ他ノ用ニ供スル爲右河川上ニ於テ場所ヲ割當ツヘシ

第十三條

露西亞臣民ハ貨物運搬及家畜移行ノ爲陸路及海路ヲ利用スルノ權利ヲ有スヘク且蒙古官憲ト協議ノ上自費ヲ以テ橋梁、渡船其ノ他ヲ設置シ其ノ通行人ヨリ特別料金ヲ徵收スルノ權利ヲ有スヘシ

第十四條

露西亞國臣民ノ所有スル家畜ハ移行ノ途次休養ノ爲停留スルコトヲ得滯留ノ必要アル場合地方官憲ハ家畜移行路ニ於テ且家畜市場ニ於テ適當ナル地域ノ牧場ヲ割當ツヘシ右地區ノ三月以上ノ使用ニ對シテハ使用料ヲ徵收スヘシ

第十五條

蒙古國境ヲ超エテ漁、獵及刈入(牧草ヲ)スル露西亞國國境地方ノ住民ノ從來ノ慣習ハ今後共何等變更ナク繼續セラルヘシ

第十六條

一方露西亞國臣民及公益團體ト他方蒙古人及支那人トノ間ノ契約ハ口頭又ハ書面ヲ以テ取結フコトヲ得契約當事者ハ證明ヲ受クル爲右契約ヲ地方官憲ニ呈示スルコトヲ得該官憲ハ右契約ノ證明ニ對シ異議アルトキハ直ニ之ヲ露西亞

國領事ニ通告スルコトヲ要シ誤解ハ右領事ト協議ノ上之ヲ解決スヘシ

不動産ニ關スル契約ハ書面ヲ以テ之ヲ爲シ且證明及確認ヲ受クル爲當該蒙古官憲及露西亞國領事ニ呈示スルコトヲ要ス天然資源開發ノ權利ヲ付與スル書類ニハ蒙古政府ノ確認アルコトヲ要ス

口頭又ハ書面ヲ以テ取結ヒタル契約ニ關シ爭議發生セル場合當事者ハ其ノ選定セル仲裁者ノ援助ヲ得テ事件ヲ解決スルコトヲ得此ノ方法ニ依リ解決ヲ見サルトキハ事件ハ混合法律委員會ニ依リ判決セラルヘキモノトス

常設及臨時ノ二混合委員會ヲ設ケ常設委員會ハ露西亞國領事ノ駐在スル各地ニ之ヲ置キ領事又ハ其ノ代表者及之ニ相當セル官位ヲ有スル蒙古官憲ノ代表者ヲ以テ之ヲ組織ス臨時委員會ハ事件發生ニ應シテ前記以外ノ各地ニ之ヲ置キ露西亞國領事ノ代表者及被告ノ所屬又ハ居住スル旗ノ首長ノ代表者ヲ以テ之ヲ組織ス混合委員會ハ此ノ種事件ニ關スル識者ヲ專門家トシテ露西亞國臣民、蒙古人及支那人中ヨリ招請スルコトヲ得混合法律委員會ノ判決ハ露西亞國臣民ノ場合ニ於テハ露西亞國領事ニ依リ又蒙古人及支那人ノ場合ニ於テハ被告ノ所屬又ハ居住スル旗ノ王ニ依リ遲滯ナク之ヲ執行スヘシ

第十七條

本議定書ハ署名ノ日ヨリ之ヲ實施ス

右證據トシテ各全權委員ハ二通ヲ作成セル本議定書ノ露西亞語及蒙古語ノ兩正文ヲ對照シ其ノ相一致セルヲ認メ署名調印ノ上之カ交換ヲ了セリ

千九百十二年十月二十一日卽蒙古曆共戴二年秋末月二十四日庫倫ニ於テ作成ス

エム・コロストヴェッツ　（署名）

蒙古總理大臣　三音諾顏汗那木囊蘇倫
內務大臣　沁蘇朱克圖親王喇嘛「ツェリンチメット」
外務大臣　額爾德呢「ダイチン」親王杭達多爾濟
陸軍大臣　額爾德呢達賴郡王棍布蘇倫
大藏大臣　土謝圖郡王察克都爾札布
司法大臣　額爾德呢郡王那木薩賓

（以上蒙古語ニテ署名）

(3) 蒙藏條約

千九百十二年十二月二十九日（陽曆千九百十三年一月十一日）庫倫ニ於テ締結

蒙古及西藏ハ滿洲朝廷ノ羈絆ヲ脫シ支那ト分離シ各自獨立ノ國家ヲ組織シ且兩國カ古來同一ノ宗敎ヲ信奉スルノ故ヲ以テ相互ノ歷史的親善ヲ敦厚ナラシメンカ爲蒙古政府ノ委任ヲ受ケタル外務大臣心得尼克達比里克特達喇嘛、喇布坦及同次官將軍統領兼マンライ・パアトイル・ベイゼ、達木

叢蘇倫並ニ西藏ノ君主達賴喇嘛ノ委任ヲ受ケタル「グヂル・ツァンシブ・カンチェン」、「ルブサン・アグワン」、「ドニル・アグワン・チョイザン」、西藏銀行理事「イシチヤマツォ」、書記「ゲンドゥニ・ガルザン」ハ左ノ諸條ヲ協議約定セリ

第一條

西藏ノ君主達賴喇嘛ハ蒙古獨立國ノ組織及亥歳十一月九日ヲ以テ黄教ノ主哲布尊丹巴喇嘛ヲ同國君主トシテ宣布シタルコトヲ贊成承認ス

第二條

蒙古國民ノ君主哲布尊丹巴喇嘛ハ西藏獨立國ノ組織及達賴喇嘛ヲ同國君主トシテ宣布シタルコトヲ贊成承認ス

第三條

兩國ハ協力シテ佛教ノ繁榮ヲ謀ルヘシ

第四條

兩國ハ自今永遠ニ外部及内部ノ危急ニ際シテ相互ニ援助ヲ與フヘシ

第五條

兩國ハ各自ノ領土ニ於テ教務及國務ヲ帯ヒ公用及私用ヲ以テ來往スル臣民ニ對シ相互ニ幇助ヲ與フヘシ

第六條

兩國ハ從前ノ如ク自國ノ生産物、商品及家畜等ノ相互貿易ヲ施行シ又ハ工産業ノ施設ヲ開始スヘシ

第七條

自今各人間ノ貸借ハ官衙ニ於テ許可シタル場合ニノミ之ヲ爲スコトヲ得右ノ許可ナキ貸借ニ關スル要求ハ官衙ニ於テ審理セラルヘシ

若シ貸借契約カ本條約締結前ニ行ハレ當事者間ニ於テ調和ヲ見ル能ハス多大ノ損失ヲ被ムルモノアルトキハ其ノ負債ハ官衙ニ於テ取立ツルコトヲ得但シ如何ナル場合ニ在リテモ負債ハ「シヤビナル」(郡國?)及旗ノ負擔ト爲ルコトヲ得ス

第八條

本條約ノ條項追加ノ必要アル場合ニハ蒙古政府及西藏政府ハ特ニ全權委員ヲ任命シ機宜ニ應シテ協約議定スヘシ

第九條

本條約ハ署名ノ日ヨリ之ヲ實施ス

蒙古共載二年十二月四日

西藏壬子歳同月同日

蒙古政府ノ條約締結全權委員

外務大臣心得　比里克特達喇嘛、喇布坦

外務次官　達木叢蘇倫

西藏君主達喇嘛ノ條約締結全權委員

グヂル・ツァンシブ・カンチェン

ルブサン・アグワン・チョイザン

西藏銀行理事　イシチャマツォ

(4)「コッシュ・アガッチ」及「コブド」間ノ電線架設ノ爲ノ「コンセッション」ニ關スル露蒙協約

千九百十三年五月二十五日庫倫ニ於テ署名調印

露西亞國國境ト「コブト」トノ通信ヲ容易ナラシメンカ爲蒙古政府ハ露西亞國郵便電信本局ニ下記諸條ニ依リ「コッシュ・アガッチ」及「コブド」間ニ電線ヲ架設スル爲ノ「コンセッション」ヲ許與ス

第一條

郵便電信本局ハ前記電線架設ニ關スル經費及工事ヲ負擔シ其ノ經營權及全支配權ヲ享有ス

第二條

「コッシュ・アガッチ」及「コブド」間ノ電線架設工事ハ本協約ノ調印後著手セラルヘシ蒙古政府ハ右工事ニ際シ時價相當ノ價格ヲ以テ木材伐出及必要材料ノ運搬ニ付一切ノ援助ヲ本局ニ與フヘシ

第三條

蒙古政府ハ電線ニ沿ヘル地域ニ於テ必要ト認ムル場所ニ電信局及其ノ他必要ナル建物ヲ建築スルヲ許可シ又之ニ對シ相當ノ土地ヲ供與スヘシ

第四條

蒙古政府ハ本電信線ト競爭スル電信線ヲ自己ノ資金ヲ以テ架設シ又ハ右架設權ヲ他人ニ供與セサルコトヲ約ス

第五條

蒙古政府ハ或他ノ地方ニ於テ電線ヲ架設セント欲スル場合ニハ最初ニ露西亞國郵便電信本局ニ該「コンセッシュン」ヲ提議スヘキコトヲ約ス

第六條

「コッシュ・アガッチ」ト露西亞國電信各線トノ間ニ交換セラルル電報料金ハ一語ニ付十五哥トス右ノ中十哥ハ之ヲ本局ノ收入ト爲シ五哥ハ之ヲ蒙古政府ノ收入ト爲ス

第七條

本電信線ニ使用セラルル蒙古人ハ本局ノ任命ヲ受ケ、本局ヨリ俸給ノ支給ヲ受ケ且各電報局ニ於ケル露西亞國電信官吏ノ監督ノ下ニ在ルモノトス

第八條

蒙古政府ハ三十年ノ終ニ於テ本局トノ協議ニ依リ正當價格ヲ以テ本電信線ヲ買收スルノ權利ヲ有ス五十年ノ終ニ於テ該期間中ニ買收行ハレサリシ場合ニハ本線ハ無償ニテ蒙古政府ノ所有ニ歸スルモノトス

第九條

本線ノ維持及運轉ニ關スル決算法並技術的細目ハ追加協

定ニ依リ定メラルヘシ

第十條

本協約ハ露蒙兩國語ヲ以テ二通ヲ作成シ下名ノ署名調印ニ依リ確認セラル

千九百十三年五月二十五日(露曆十二日)庫倫ニ於テ

蒙古外務大臣　ハンダ・チニ・ワン　(印)

露西亞國政府全權委員　コロストヴェッツ　(印)

(5) 露蒙軍事密約

一九一三年

一、活佛ハ蒙古人カ軍事上ノ知識乏シキニ因リ一旦他國ト開戰シタルトキハ軍事上ノ全權ヲ露國人ニ委任スルコトヲ承諾ス

二、蒙古ト他國ト開戰シタルトキハ傭聘中ノ露國武官「コロストーメ」ヲ總司令官ト爲スモノトス

三、蒙古ト他國ト開戰シタルトキハ「コロストーメ」ハ全蒙古ノ軍隊ヲ指揮スル全權ヲ有スルモノトス

四、一切ノ戰略ニハ蒙古人參與スルコトヲ得サルモノトス

五、開戰ノ場合ハ「コロストーメ」ハ自由ニ兵員ヲ募集シ得ル特權ヲ有スルモノトス

六、陸軍訓練費ハ露國政府ヨリ酌量補助スヘシ

七、「コロストーメ」已ムヲ得サル事故ニ因リテ辭職シタルトキハ別ニ露國陸軍部ヨリ推薦シタル者ヲ以テ之ニ代ラシム

八、「コロストーメ」ノ任期ハ差當リ五個年間ト定ム

九、「コロストーメ」ノ任期滿了ノ際ハ活佛ニ於テ引續キ傭聘スルコトヲ得ヘク、若シ解任スルトキハ活佛ヨリ慰勞金トシテ十萬圓ヲ贈ルヘシ

(6) 外蒙古ニ關スル露支宣言書

宣言

露西亞帝國政府ハ外蒙古ニ關シ支那トノ關係ヲ律スル爲其ノ基礎ト爲スヘキ主義ヲ提議シ支那共和國政府ハ右ノ主義ヲ認諾シタルヲ以テ兩國政府ハ左ノ通リ協定セリ

第一條

露西亞ハ外蒙古カ支那ノ宗主權ノ下ニ在ルコトヲ承認ス

第二條

支那ハ外蒙古ノ自治權ヲ承認ス

第三條

支那ハ外蒙古ニ於ケル蒙古人カ自治蒙古ノ内政ヲ自ラ行ヒ且同地ニ關スル商工業上ノ一切ノ問題ヲ自ラ處理スルノ專屬的權利ヲ承認シ此等ノ事項ニ干渉セサルヘキコトヲ約ス故ニ支那ハ外蒙古ニ軍隊ヲ派遣シ文武ノ官吏ヲ駐在セシメ又ハ移殖民スルコトナカルヘシ但シ支那政府ノ派遣スル一名ノ高官ハ必要ノ屬員及一隊ノ護衞兵ヲ隨ヘテ庫倫ニ駐在スルコトヲ得ヘク且支那政府ハ必要ノ場合ニハ其ノ人民

ノ利益ヲ保護スル爲本取極第五條ニ規定スル商議ノ際確定セラルヘキ外蒙古ノ一定ノ地方ニ事務官ヲ駐在セシムルコトヲ得ヘシ又露西亞ニ於テハ領事館護衞兵ヲ除クノ外ハ其ノ軍隊ヲ外蒙古ニ駐屯セシメ同地ノ行政上ノ事項ニ干渉シ又ハ同地ニ殖民スルコトナカルヘキコトヲ約ス

第四條

支那ハ上記ノ主義及千九百十二年十月二十一日（露暦）ノ露蒙通商議定書ノ規定ニ準據シ外蒙古トノ關係ヲ樹立スル爲露西亞ノ斡旋ヲ受諾スヘキコトヲ聲明ス

第五條

外蒙古ニ於ケル支那及露西亞ノ利益ニ關スル諸問題ニシテ同地ニ於ケル新事態ノ爲生シタルモノニ關シテハ追テ商議スヘシ

右證據トシテ之カ爲正當ノ委任ヲ受ケタル下名ハ本宣言書ニ署名調印ス

中華民國二年十一月五日

千九百十三年十月二十三日（十一月五日）

北京ニ於テ本表二通ヲ作成ス

孫寶琦　印

クルペンスキー　印

(7) 外蒙古ニ關スル露支宣告書調印當日外交總長孫寶琦ト在支露國公使「クルペンスキー」トノ間ニ交換セル公文

一、在支露西亞公使宛孫外交總長書翰

外蒙古ニ關スル本日附ノ宣言書ニ署名スルニ當リ之カ爲正當ノ委任ヲ受ケタル下名（支那共和國外交總長）ハ其ノ政府ノ名ニ於テ全露西亞國皇帝陛下ノ特命全權公使「クルペンスキー」閣下ニ對シ左ノ通リ聲明スルノ光榮ヲ有シ候

一、露西亞ハ外蒙古ノ地域カ支那領土ノ一部タルコトヲ承認ス

一、政治上及領土上ノ問題ニ關シテハ支那政府ハ商議ニ依リ露西亞政府ト協定ノ上措置スヘク該商議ニハ外蒙古官憲之ニ參加スヘシ

一、宣言書第五條ニ規定スル商議ハ關係三當事者ノ間ニ行ハルヘク之カ爲メ該當事者ハ其ノ代表委員ノ會合スヘキ地點ヲ指定スヘシ

一、自治外蒙古ハ庫倫辦事大臣、烏里雅蘇臺將軍及科布多參贊大臣ノ管轄ニ屬スル地方ヲ抱括ス但シ精密ナル蒙古地圖ナク且同地方ニ於ケル行政區劃不確實ナルヲ以テ外蒙古ノ精密ナル境域並科布多及阿爾泰間ノ境界ハ宣言書第五條ニ規定スル際追テ協定スヘシ

下名ハ茲ニ「クルペンスキー」閣下ニ向テ重ネテ敬意ヲ表シ候　敬具

中華民國二年十一月五日

於北京　孫　寶　琦

二、孫外交總長宛在支露西亞公使書翰

外蒙古ニ關スル本日附ノ宣言書ニ署名スルニ當リ之カ爲正當ノ委任ヲ受ケタル下名（全露西亞皇帝陛下ノ特命全權公使「クルペンスキー」）ハ其ノ政府ノ名ニ於テ支那共和國外交總長孫寶琦閣下ニ對シ左ノ通リ聲明スルノ光榮ヲ有シ候

一、露西亞ハ外蒙古ノ地域カ支那領土ノ一部タルコトヲ承認ス

一、政治上及領土上ノ問題ニ關シテハ支那政府ハ商議ニ依リ露西亞政府ト協定ノ上措置スヘク該商議ニハ外蒙古官憲之ニ參加スヘシ

一、宣言書第五條ニ規定スル商議ハ關係三當事者ノ間ニ行ハルヘク之カ爲メ該當事者ハ其ノ代表委員ノ會合スヘキ地點ヲ指定スヘシ

一、自治外蒙古ハ庫倫辦事大臣、烏里雅蘇臺將軍及科布多參贊大臣ノ管轄ニ屬スル地方ヲ抱括ス但シ精密ナル蒙古地圖ナク且同地方ニ於ケル行政區劃不確實ナルヲ以テ外蒙古ノ精密ナル境域並科布多及阿爾泰間ノ境界ハ宣言書第五條ニ規定スル際追テ協定スヘシ

下名ハ茲ニ孫寶琦閣下ニ向テ重ネテ敬意ヲ表シ候　敬具

千九百十三年十月二十三日

クルペンスキー

⑻ 蒙古ニ於ケル鐵道ニ關スル露西亞國及外蒙古間ノ協定

千九百十四年九月三十日恰克圖ニ於テ調印

蒙古ニ於ケル通商關係ノ發展ヲ目的トシ蒙古鐵道ト最近ノ鐵道系統間ノ連絡ヲ確保スルノ必要ヲ認メ露西亞帝國政府及蒙古政府ハ友好的精神ヲ以テ左ノ條項ヲ協定セリ

第一條　露西亞帝國政府ハ蒙古政府カ其ノ領土內ニ於テ鐵道ヲ敷設スルノ永世的權利ヲ認ム

第二條　露西亞帝國及蒙古兩政府ハ蒙古及露西亞國ノ爲ニ運轉セラルル鐵道ノ延長セラルヘキ方向並該鐵道ノ敷設ニ關シ執ラルヘキ方法ヲ共同シテ審議決定スヘシ

第三條　露西亞帝國政府ハ雙方ノ鐵道ノ敷設ヲ有効ナラシムルニハ敷設費カ露西亞帝國及蒙古兩政府ノ國家資金タルト若ハ個人ノ資本タルトヲ問ハス蒙古政府ニ對シ援助スルモノトス

第四條　露西亞國境鐵道ト連絡スル鐵道ヲ敷設スルニ付露西亞帝國及蒙古兩政府ハ露西亞國及蒙古ノ鐵道カ連絡セラルヘキ條件及該敷設國ノ權利及收入ニ關シ商議スヘシ

第五條　蒙古政府カ其ノ領土內ニ鐵道ヲ敷設スルノ權利ヲ有スルノ事實ヲ顧ミ露西亞帝國政府ハ蒙古政府カ自國ノ費用ヲ以テ有用ナル鐵道ヲ敷設セント欲スル場合ニ干涉

セサルヘシ但第三者ニ對スル鐵道利權ノ許與ニ關シテハ蒙古政府ハ隣邦大露西亞國トノ親密ナル友好關係ニ據リ利權ノ許與ニ先チ露西亞帝國政府ト會同シ計畫セラレタル鐵道線カ經濟上及戰略上ノ見解ヨリ露西亞國ニ有害ナルモノナリヤ否ヤヲ該國ト商議スヘシ

第六條　本協定ハ露西亞語及蒙古語ノ本文二通ヲ作成シ右一通ハ署名調印後蒙古ニ於ケル露西亞國總領事館ニ他ノ一通ハ蒙古外務省ニ保管セラルルモノトス

千九百十四年九月三十日(十七日)恰克圖ニ於テ

蒙古內務大臣　喇里克圖公喇嘛　達什札布印

蒙古大藏大臣　土謝圖親王　察克都爾札布印

蒙古外務次官　鎭國公　車林多爾濟印

蒙古駐在露西亞帝國外交代表者兼總領事

アー・ミルレル印

(9)「モンダ」及烏里雅蘇臺間電信線架設利權許與ニ關スル露西亞外蒙古間ノ協定

千九百十四年九月三十日恰克圖ニ於テ署名

露西亞國境及烏里雅蘇臺間並該市及蒙古國ノ首都「ウルガ」間ノ交通ヲ容易ナラシムル爲蒙古國政府ハ茲ニ左ノ規定ニ從ヒ「モンダ」及烏里雅蘇臺間電信線架設利權ヲ露西亞國中央郵便電信局ニ許與スルモノトス

第一條　**中央郵便電信局ハ該電信線ヲ敷設スルノ費用及工**事ヲ負擔シ之ニ對シ該線ノ營業權及全支配權ヲ享有スヘシ

第二條　「モンダ」及烏里雅蘇臺間ノ聯絡線ハ本協定署名後之ヲ架設シ蒙古國政府ハ右架設殊ニ木材及必要材料ノ採伐及運送ニ付現在價格ニ據リ定メラルヘキ報償ヲ受ケテ中央郵便電信局ニ對シ一切ノ可能的援助ヲ供與スルモノトス

第三條　蒙古國政府ハ該電信線全線ニ沿ヒ且必要ト認メラルル一切ノ地點ニ電信局タル建物ヲ適當ナル所要ノ敷地ヲ定メテ建設スルコトヲ許可スヘシ

第四條　蒙古國政府ハ該電信線ト競爭スル電信線ヲ自國ノ費用ヲ以テ架設シ若ハ他國ヲシテ架設セシムルコトナキヲ約ス

第五條　何レカノ他ノ方面ニ電信線ヲ架設セント欲スル場合ニハ蒙古國政府ハ右利權許與ヲ先ツ露西亞國中央郵便電信局ニ提議スヘシ

第六條　烏里雅蘇臺及露西亞國電信線間ニ交換セラルル電報一語ノ料金ヲ茲ニ十五哥ト定メ其ノ內十哥ハ中央郵便電信局ニ歸屬シ五哥ハ蒙古國政府ニ歸屬ス

第七條　蒙古國政府ハ蒙古國ニ於ケル一地點ヨリ露西亞國ヲ經由シテ他ノ地點ニ發送セラルル電報一語ニ付五哥ヲ支拂フヘシ

第八條　本電信線ニ勤務スル蒙古人タル雇員ハ中央郵便電信局ヨリ任命セラレ且俸給ヲ受ケ所屬電信局ノ電信官ノ監督下ニ在ルモノトス

第九條　三十年經過後蒙古國政府ハ中央郵便電信局ト相互協定シ且公平ナル評價ニ從ヒ該電信線ヲ買收スルノ權利ヲ有スヘシ五十年經過後未タ買收セラレサル場合ニハ該電信線ハ無償ニテ蒙古國政府ノ所有ニ歸スヘシ

第十條　該電信線ノ維持及運用ニ關スル技術事項ハ追加協定ニ於テ之ヲ規定スヘシ

第十一條　本協定ハ蒙古語及露西亞語ヲ以テ二通ヲ作成シ署名調印後各締約國ハ一通宛ヲ保管スヘシ

千九百十四年九月十七日(三十日)恰克圖ニ於テ

蒙古國内大臣　弼里充圖公喇嘛　達什札布　印

蒙古國大藏大臣　古謝圖親王　察克都爾札布　印

蒙古國外務次官　鎭國公　車林多爾界　印

蒙古駐在露西亞帝國外交代表者兼領事

ア－・ミルレル　印

(10) 武器購入ニ關スル協定

一九一四年九月

第一條　露西亞國政府ハ蒙古政府ニ對シ大砲六門此ノ砲彈三千發、機關銃四挺此ノ彈丸四十萬發、小銃二萬挺此ノ彈丸二百萬發ヲ賣渡スヘシ

第二條　蒙古政府ハ右武器ヲ專ラ露國教官ノ訓練ヲ受ケタル軍隊ノ用ニ供スヘキモノトス

第三條　右武器ハ成ル可ク速カニ庫倫ニ送付セラルヘシ

第四條　第一條ニ記載シタル武器ノ價格及恰克圖ニ送付スル運賃ノ中露西亞國貨幣四十萬留布ハ本條約調印ト同時ニ蒙古政府ヨリ露西亞國政府ニ支拂ヒ其ノ殘額ニ付テハ毎年六萬留布宛完濟ニ至ルマテ支拂フヘキモノトス

第五條　蒙古政府ハ蒙古國内ニ於ケル商業稅ヲ以テ第一條ニ記載シタル武器購入ノ價額ニ對スル擔保ニ充當スルモノトス

第六條　蒙古政府カ第一條ニ記載シタル購入武器ノ代金ヲ完濟シタル後ニ於テハ露國ハ蒙古政府ノ希望ニ從ヒ更ニ武器ヲ供給スルコトアルヘシ但シ右代金完濟ニ至ル迄ハ露西亞國ヨリタルト乃至ハ其ノ他ノ第三國ヨリスルトヲ問ハス此ノ種ノ武器ヲ購入スルコトヲ得サルモノトス

第七條　本條約ハ露西亞語及蒙古語ヲ以テ各二通ヲ作成シ之ニ調印ヲナシ双方各一通宛保有スルモノトス

共戴四年八月十一日於恰克圖

露西亞國特命在庫倫全權公使　ミルレル

蒙古國特命全權委員

内務大臣　達希札布

大藏大臣　察嘎杜爾札布

外務次官　　色楞道爾吉

(11) 露蒙借款契約

一九一四年

在庫倫露國公使「ミルレル」ハ露國全權委員トシテ恰克圖ニ於テ蒙古國全權委員內務大臣達希札布、大藏大臣察嘎杜爾札布、外務次官薩楞道爾吉トノ間ニ左ノ如キ三百萬留ノ借欵契約ヲ締結セリ

第一條　露西亞國政府ハ蒙古政府ニ三百萬留布ヲ貸付ク但シ無利息トス

第二條　蒙古政府ハ本借欵ヲ以テ財政整理、各種行政經費、各種ノ礦業並牧畜業ノ振興、軍隊教官ノ傭聘及其ノ他有益ナル事業ノ費用ニ充當スルモノトス

第三條　本借欵條約締結後一箇月ヲ經タル後每月五十萬留布宛六箇月間ニ在庫倫露西亞國公使經由蒙古政府ニ交付スルモノトス

第四條　蒙古政府ハ每期借欵金額領收ニ際シ其ノ費途ヲ明記シテ露西亞國政府ノ許可ヲ受クヘク而テ各期ノ交付金額ハ第三條所定ノ金額ヲ超過スルコトヲ得ス

(12) 外蒙古ニ關スル露蒙支三國協定

千九百十五年六月七日恰克圖ニ於テ調印

支那共和國大總統
大露西亞國皇帝陛下
外蒙古博多哲布尊丹巴呼圖克圖汗

ハ外蒙古ニ於ケル新事態ニ因リテ發生シタル各種問題ヲ相互間ノ協議ニ依リ解決セントスル眞摯ナル希望ニ促サレ此目的ヲ達スル爲左ノ如ク全權代表者ヲ任命セリ

支那共和國大總統ハ都督銜畢桂芳及墨西哥國駐劄支那國全權公使陳籙

大露西亞國皇帝陛下ハ蒙古駐劄外交官兼總領事正參議官「アレクサンドル・ミルレル」

外蒙古博克多哲布丹巴呼圖克圖汗ハ司法次官額爾德尼卓囊貝子色楞丹津及大藏大臣土謝圖親王察克都爾札布

右各委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ノ眞正ナルヲ證明シ其ノ良好妥當ナルコトヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

第一條　外蒙古ハ民國二年十一月五日（千九百十三年十月二十三日）附露支宣言及同日附支那國及露西亞國ノ交換公文ヲ承認ス

第二條　外蒙古ハ支那國ノ宗主權ヲ承認シ支那國及露西亞國ハ支那國版圖ノ一部タル外蒙古ノ自治權ヲ承認ス

第三條　自治蒙古ハ政治上及領土上ノ問題ニ關スル外國トノ國際條約ヲ締結スルノ權ヲ有セス

外蒙古ニ於ケル政治上及領土上ノ問題ニ關シテハ支那國政府ハ民國二年十一月五日（千九百十三年十月二十三日）附支那國及露西亞國間ノ交換公文第二條ニ準據スヘキコ

トヲ約ス

第四條　外蒙古博克多哲布尊丹巴呼圖克圖汗ノ稱號ハ支那共和國大總統之ヲ付與ス支那暦ハ蒙古干支記年ト共ニ公文書ニ使用セラルヘシ

第五條　支那國及露西亞國ハ民國二年十一月五日（千九百十三年十月二十三日）ノ露支宣言第二條及第三條ニ準據シ外蒙古ノ一切ノ內政ヲ處理シ且自治蒙古ニ關スル商工業上ノ一切ノ問題ニ關シ外國ト國際條約及協定ヲ締結スルノ權ハ外蒙古自治政府ニ專屬スルモノナルコトヲ承認ス

第六條　支那國及露西亞國ハ該宣言第三條ニ準據シ外蒙古現在ノ自治內政ニ干渉セサルコトヲ約ス

第七條　前記宣言第三條ニ規定スル庫倫駐在支那國大官ノ護衛軍隊ハ二百名ヲ超エサルモノトス烏里雅蘇臺、科布多及蒙古恰克圖ニ駐在スル該大官輔佐員ノ護衛軍隊ハ各五十名ヲ超エサルモノトス外蒙古自治政府トノ協議ニ依リ蒙古ノ前記以外ノ地方ニ於テ庫倫駐在支那國大官輔佐員ノ任命アリタル場合ニ於テハ其ノ護衛軍隊ハ各五十名ヲ超エサルモノトス

第八條　露西亞帝國政府ハ庫倫駐在同政府代表者ニ對シ領事護衛兵トシテ百五十名以上ヲ派遣セサルモノトス既ニ設置セラレタルカ又ハ將來外蒙古自治政府トノ協議ニ依リ設置セラルヘキ露西亞帝國領事館及副領事館ノ護衛軍隊ハ各五十名ヲ超エサルモノトス

第九條　儀式又ハ公ノ典禮ノ一切ノ場合ニ於テハ最高名譽席ハ之ヲ庫倫駐在支那國大官ニ充ツヘシ該大官ハ必要アルトキハ外蒙古博克多哲布尊丹巴呼圖克圖汗ニ私謁スルノ權ヲ有スヘシ

露西亞國皇帝代表者ハ右同樣ノ私謁權ヲ享有ス

第十條　庫倫駐在支那國大官及本協定第七條ニ規定セル外蒙古ノ各地方ニ駐在スル該大官輔佐員ハ外蒙古自治政府及其ノ隷屬官憲ノ行動カ自治蒙古ニ於ケル支那國ノ宗主權並支那國及同國人民ノ利益ヲ害スルコトナカラシムル爲一般的取締ヲ行フモノトス

第十一條　民國二年十一月五日（千九百十三年十月二十三日）附支那國及露西亞國間ノ交換公文第四條ニ準據シ自治蒙古ノ版圖ノ包括スルトコロハ庫倫辦事大臣、烏里雅蘇臺將軍及科布多參贊大臣ノ管轄ノ下ニ在リタル地方ニシテ東ハ呼倫貝爾（海拉爾）地方、南ハ內蒙古、南西ハ新彊省及西ハ阿爾泰地方ヲ以テ界トスル喀爾喀四盟ノ諸蒙旗及科布多地方ノ限界ヲ以テ支那國境ト相接ス

支那國及自治蒙古間ノ境界ノ正式劃定ハ支那國、露西亞國及自治外蒙古ノ各代表者ヨリ成ル特別委員會之ヲ行フ右委員會ハ本協定署名ノ日ヨリ二年ノ期間內ニ於テ劃定

事業ヲ開始スヘシ

第十二條　支那國商人カ自治外蒙古ニ輸入スル貨物ハ其ノ産地ノ何處タルヲ問ハス之ニ對シ關稅ヲ設定セサルモノトス尤モ支那國商人ハ自治外蒙古ニ於テ既ニ設定セラレタルカ又ハ將來同地ニ於テ設定セラルヘキモノニシテ自治外蒙古ノ蒙古人カ支拂フトコロノ內國商業ニ對スル一切ノ稅金ヲ支拂フヘシ自治外蒙古商人ハ同樣ニ其ノ地方ノ生產貨物ヲ支那國ニ輸入スルニ際シ支那內地ニ於テ既ニ設定セラレタルカ又ハ將來同地ニ於テ設定セラルヘキモノニシテ支那國商人カ支拂フトコロノ商業ニ對スル一切ノ稅金ヲ支拂フヘシ自治外蒙古ヨリ支那內地ニ輸入スル外國貨物ニ對シテハ光緒七年（千八百八十一年）ノ陸上貿易規則ニ規定セル關稅ヲ課スヘシ

第十三條　自治外蒙古ニ居住スル支那國人民間ノ民事上及刑事上ノ訴訟ハ庫倫駐在支那國大官及自治外蒙古ノ庫倫以外ノ各地ニ駐在スル該大官輔佐員之ヲ審理判決スルモノトス

第十四條　自治外蒙古ノ蒙古人ト自治外蒙古ニ居住スル支那國人民トノ間ニ起ル民事上刑事上ノ訴訟ハ庫倫駐在支那大官及自治外蒙古ノ右以外ノ各地ニ駐在スル該大官輔佐員又ハ右兩者ノ代表者及蒙古官憲共同シテ之ヲ審理判決スルモノトス被告カ支那人民ニシテ原告カ自治外蒙古ノ蒙古人ナルトキハ其ノ訴訟事件ノ共同ノ審理及判決ハ庫倫駐在支那國大官及自治外蒙古ノ右以外ニ各地ニ駐在スル該大官輔佐員ノ事務所ニ於テ行ハルヘシ被告カ自治外蒙古ノ蒙古人ニシテ原告カ支那國人民ナルトキハ其ノ訴訟事件ハ同樣ニ蒙古衙門ニ於テ審理判決セラルヘシ有罪者ハ各自國ノ法律ニ從ツテ處罰セラルヘシ關係當事者ハ各自ノ選定セル仲裁人ニ依リ其ノ爭議ヲ平和ニ解決スルノ自由ヲ有ス

第十五條　自治外蒙古ノ蒙古人ト自治外蒙古ニ居住スル露西亞國臣民トノ間ニ起ル民事上及刑事上ノ訴訟ハ千九百十二年十月二十一日附露蒙通商議定書第十六條ノ規定ニ準據シテ審理判決セラルヘキモノトス

第十六條　自治外蒙古ニ於ケル支那國人民ト露西亞國臣民トノ間ニ起ル訴訟ハ左ノ方法ニ依リ審理判決セラルヘシ卽チ原告カ露西亞國民ニシテ被告カ支那國人民タル場合ノ訴訟ニ於テハ露西亞國領事ハ庫倫駐在支那國大官若ハ其ノ代理者又ハ自治蒙古ノ庫倫以外ノ各地ニ駐在スル該大官輔佐人ト同一ナル權利ヲ享有シテ自身若ハ其ノ代表ヲ以テ其ノ裁判ニ參加スヘシ露西亞國領事若ハ其ノ代表者ハ開廷シテ原告及露西亞國證人ヲ審問シ且庫倫駐在支那國大官若ハ其ノ代表者又ハ自治外蒙古ノ庫倫以外ノ地方ニ駐在スル該大官輔佐員ノ手ヲ經テ被告及支那國證人

ヲ諮問ス露西亞國領事若ハ其ノ代表者ハ提出セラレタル證據ノ取調ヲナシ、答辯ニ對スル保障ヲ要求シ且當事者其ノ他ノ權利ヲ明ラカナラシムル爲專門家ノ意見ヲ必要ナリト認メタルトキハ右專門家ノ意見ヲ徴スルノミナラス判決及判決文ノ起草ニ參加シ尙庫倫駐在支那國大官若ハ其ノ代表者又ハ自治外蒙古ノ庫倫以外ノ各地ニ駐在スル該大官輔佐員ト共ニ右判決文ニ署名スヘシ判決ノ執行ハ支那國官憲ノ職務タルヘシ

庫倫駐在支那國大官及自治外蒙古ノ庫倫以外ノ各地ニ駐在スル該大官輔佐員ハ同樣ニ自身若ハ其ノ代表者ヲ以テ露西亞國領事館ニ於テ行ハルル被告カ露西亞國臣民ニシテ原告カ支那國人民タル場合ノ訴訟ノ審理ニ出席スルコトヲ得

判決ノ執行ハ露西亞國官憲ノ職務タルヘシ

第十七條　電信線路ノ一部恰克圖―庫倫―張家口間ハ自治外蒙古ノ版圖内ニ在ルヲ以テ該部分ハ外蒙古自治政府ノ完全ナル財產タルコトヲ協定ス電報傳送ノ爲支那國使用人及蒙古使用人ニ依リ管理セラルヘキ外蒙古及內蒙古間ノ國境上ニ於ケル電信局設置ニ關スル詳細並傳送セラレタル電報ノ料金、其ノ收入金ノ配分、其ノ他ノ問題ハ支那國、露西亞國及自治外蒙古ノ技術家代表者ヨリ成ル特別委員會之ヲ審査決定スヘシ

第十八條　庫倫及蒙古恰克圖所在ノ支那國郵便機關ハ舊規模ニ依リ存續スヘシ

第十九條　外蒙古自治政府ハ支那共和國政府ノ完全ナル財產タルヘキモノニシテ庫倫駐在支那國大官及烏里雅蘇臺、科布多及恰克圖ニ駐在スル該大官輔佐員並右兩者ノ屬僚ニ必要ナル家屋ヲ之等ノ任意使用ニ供スヘシ同樣ニ前記屬僚ノ護衞隊ニ對シ該屬僚ノ住居附近ニ於テ必要ナル土地ヲ供與スヘシ

第二十條　庫倫駐在支那國大官及自治外蒙古ノ庫倫以外ノ地方ニ駐在スル該大官輔佐員並右兩者ノ屬僚ハ千九百十三年十月二十一日ノ露蒙議定書第十一條ノ規定ニ準據シ自治蒙古政府ノ驛站ヲ使用スルノ權利ヲ享有スヘシ

第二十一條　民國二年十一月五日（千九百十三年十月二十三日）附露支宣言及同日附支那國及露西亞國間ノ交換公文ノ規定並千九百十二年十月二十一日附露蒙通商議定書ノ規定ハ引續キ完全ニ有効タルヘシ

第二十二條　支那語、露西亞語、蒙古語及佛蘭西語ヲ以テ三通ヲ作成シタル本協定ハ其ノ署名ノ日ヨリ効力ヲ發生ス適法ニ對照シ其ノ相一致スルコトヲ認メタル四國語ノ本文中佛蘭西語本文ヲ以テ本協定解釋ノ際ノ正文トス

民國四年六月七日卽千九百十五年五月二十五日（六月七日）恰克圖ニ於テ作成ス

交換公文

恰克圖三國協商露西亞國全權代表タル下名ハ恰克圖三國協商支那共和國全權代表畢桂芳閣下及陳籙閣下ヨリ本日附左記書翰ヲ以テ申越ノ趣敬承致シ候

恰克圖三國協商支那共和國全權代表ニシテ之カ爲正式ノ委任ヲ受ケタル下名ハ自治外蒙古ニ關スル本日附三國協定ニ署名セムトスルニ際シ恰克圖三國協商露西亞帝國全權代表タル「ミルレル」閣下ニ向ツテ本國政府ノ名ニ於テ左ノ如ク聲明スルノ光榮ヲ有シ候即支那共和國政府ハ本露支蒙協定署名ノ日ヨリ外蒙古自治政府ニ歸屬セル蒙古人全部ニ對シ完全ナル大赦ヲ行ヒ且外蒙古ノ蒙古人全部ニ對シ内蒙古ノ蒙古人ト均シク從來通ノ前記地方ニ於ケル居住及旅行ノ自由ヲ存置スヘシ支那共和國政府ハ外蒙古博克多哲布尊丹巴呼圖克圖汗陛下ニ對スル敬虔ノ念ヲ表證スル爲庫倫ニ巡禮スル蒙古人ニ對シ何等ノ覊束ヲモ加フルコトナカルヘシ

下名ハ此機會ニ於テ支那共和國全權代表ニ對シ重ネテ敬意ヲ表シ候　敬具

千九百十五年五月二十五日（六月七日）恰克圖ニ於テ

ア・ミルレル署名

支那國全權代表

都督銜　畢桂芳閣下

陳　籙　閣下

恰克圖三國協商露西亞帝國全權代表ニシテ之カ爲正式ニ委任セラレタル下名ハ自治外蒙古ニ關スル本日附三國協定ニ署名スルニ際シ恰克圖三國協商支那共和國全權代表タル畢桂芳閣下及陳籙閣下ニ對シ本國政府ノ名ニ於テ左ノ如ク聲明スルノ光榮ヲ有シ候

外蒙古内ニ存在シ且恰克圖協定第十七條ニ記載スル張家ロ―庫倫―恰克圖間ノ部分ニ沿ヒテ所在スル一切ノ電信局ハ前記恰克圖協定署名後最長六月ノ期間内ニ於テ支那國官吏ヨリ蒙古官吏ニ引渡サルヘキコト及支那國電信線路及露西亞國電信線路ノ接續點ハ前記第十七條ニ規定セル技術委員會ニ依リ決定セラルヘキコトヲ協定ス

上記ノ次第ハ同時ニ之ヲ外蒙古自治政府ノ全權代表ニ通知シタリ

下名ハ此機會ニ於テ支那共和國全權代表ニ對シ重ネテ敬意ヲ表シ候　敬具

千九百十五年五月二十五日（六月七日）恰克圖ニ於テ

ア・ミルレル署名

支那國全權代表

畢　桂　芳　閣下

陳　　籙　閣下

(13) 外蒙古電信線ニ關スル露蒙支三國協定

千九百十六年一月二十四日庫倫ニ於テ調印

第一條　千九百十五年五月二十五日(六月七日)(蒙古曆青兎ノ年四月二十五日)恰克圖ニ於テ調印セラレタル三國協定附屬公文ニ從ヒ自治外蒙古ノ領域ヲ通過シ且該協定第十八條ニ據リ前記ノ日ヨリ自治外蒙古ニ所屬スル電信線區上ニ建設セラレタル「チユエリン」及「ウツド」ノ電信局ハ支那國官憲ニ依リ千九百十五年十一月二十四日(十二月七日)(蒙古曆青兎ノ年十一月一日)ニ於テ之ヲ蒙古國官憲ニ引渡スモノトス

第二條　支那國政府及外蒙古自治政府ハ相互ニ張家口及恰克圖間電信線ニ付其ノ他方締結國ニ所屬スル區間ノ絕對的保全ヲ嚴守スヘキコトヲ聲明ス兩國政府ハ千九百十五年五月二十五日(六月七日)(蒙古曆青兎ノ年四月二十五日)以後相互ニ自國ノ費用ヲ以テ該電信線ノ自國所屬線區ノ秩序ヲ維持シ自國雇傭ノ職員ニ對スル俸給及經營費ヲ支拂ヒ本協定有効期間中外蒙古ヲ橫斷スル北京及張家口間ノ直通傳送ノ爲該電信線上ニ萬國電信條約所定條件ニ從ヒ亞鉛引鐵ノ直通特線ヲ庫倫經由ニテ架設シ必要ノ場合並故障ヲ生シタル場合ニハ同一線上ニ一條又ハ數條ノ他ノ直通線ヲ架設スヘキモノトス

外蒙古通過傳送ノ數夥シク增加シタル場合ニハ支那國政府及外蒙古自治政府ノ同意ヲ得テ右兩當事國ハ各自國領土ニ於テ自國ノ費用ヲ以テ恰克圖及張家口間ノ電信線區ニ追加直通線ヲ架設スルノ手續ヲ執ルヘシ

該三國協定第十一條所定ノ支那國及自治外蒙古間境界ノ正式劃定ノ行ハレサル間ハ「ウツド」南方ニ位スル電信柱ノ一ニ特別ノ(明瞭ナル)標識ヲ付シ暫定的ニ從來通リ自治政府管下ノ電信線區ノ限界ヲ標示セシムヘシ

第三條　支那國政府及外蒙古自治政府ハ終日業務(北京時午前九時ヨリ午後九時迄即チ庫倫時午前八時ヨリ午後八時迄)ノ爲「モーアス」式裝置ニ依リ庫倫及張家口間ノ直通電信ヲ開通スヘシ但シ外蒙古通過傳送用ノ爲架設セラレタル直通線業務ニ重大ナル妨害ヲ加ヘサルモノトス右ノ場合生シタルトキハ電流ハ出來ル丈之ヲ減少シ又ハ近距離間即チ「パンキアン」及庫倫間、「パンキアン」及「チユアリン」間等ノ業務ハ通過傳送直通線ノ正規業務ノ復舊セラルル迄之ヲ停止スヘシ

前記電信局ノ業務時間ハ雙方ノ協定ニ依リ之ヲ擴張ス右電信局ハ受付タル電報全部ヲ傳送シ終ル迄ハ閉局セサルモノトス

通過傳送用ノ特別線ノ秩序維持セラルルニ拘ラス發着通信用電線(露西亞國及蒙古間又ハ蒙古及露西亞國間)ニ

故障ヲ生シタル場合ニハ右發着業務ハ右特別線ニ依リ之ヲ行フヘシ

第四條　庫倫及張家口間電信線區上ノ支那國及蒙古ノ仲繼電信局ハ電信線ノ試驗ヲ毎月行フヘキモノトス

之カ爲該電信局ハ業務開始後閉局ニ至ル毎二時間ニ付十分間ノ相互通信ヲ行ヒ且事情ノ許ス場合ニハ電信局取扱ノ地方的電報ヲ傳送スル爲十分間ノ期間ヲ利用スヘシ

第五條　支那國及外蒙古電信局ニシテ直通通信ヲ取扱フモノハ毎日業務開始ニ際シ料金表ニ依リ分類セラレタル前日ノ交換語數ヲ相互ニ供與スヘキモノトス特別電報ニ關シテハ（適當ノ場合ニ）右記號ヲ附スヘシ

第六條　支那國及外蒙古電信局間ニ交換セラルル電報公用語ハ英吉利語及支那語トス

各締約國ハ郵便ニ依ル公用通信ニ支那語又ハ英吉利語ヲ使用スルノ自由ヲ有ス

第七條　電信業務及氣象電報ニ關スル電報ハ從前通リ無料ニテ之ヲ傳送スルモノトス

第八條　三國協定第十七條ニ定ムル自治外蒙古及內蒙古間境界上ニ特別取扱局設置ノ件ハ技術上ノ見地ヨリ實行シ難キカ故ニ不用ノモノト之ヲ認ム

第九條　支那國（香港ヲ含ム）及自治外蒙古間ニ交換セラルル電報一語ノ料金及右料金中ノ發着料割當ヲ左ノ如ク定ム

支　那…………九仙
外蒙古…………九仙
合　計…………十八仙

支那國ハ其ノ割當額ヲ十仙迄增加スルノ權利ヲ保留ス

前記電報ニシテ如何ナル場合ニ於テモ支那國ヲ通過スルニ付支那國政府ノ電信系統以外ノ何レカノ電信系統ヲ利用スヘキモノニ對シテハ支那國政府電信廳カ之カ爲作成シタル適當ナル地方料金表及地方名表ニ從ヒ特別料金ヲ課スヘシ

第十條　支那國政府ハ普通電報一語ニ付九山五、遲延電報一語ニ付四山七五及支那國經由外蒙古發又ハ外蒙古宛ノ至急電報一語ニ付三山六分ノ一ノ料金ヲ外蒙古自治政府ニ對シ支拂フコトヲ約ス

前記ノ通信ノ爲外蒙古電信廳カ課スル料金ハ支那語ニ於テ課セラルル料金ト同一タルヘシ

之カ爲支那國政府電信廳ハ外蒙古電信廳ニ對シ一切ノ必要ナ料金表ヲ供與スヘシ

外蒙古電信廳ハ該料金表ニ揭記セラレタル料金全額ヲ支那國政府ノ貸方ニ組入レ歐羅巴暦ニ據ル毎月ノ計算書ヲ計算月終了後二週間以內ニ作成シ之ヲ北京ニ於ケル交通部電信長官ニ送付シ以テ本協定第十三條ニ據リ定メラレ

タル一年四期ノ計算ニ組入レ上記ノ通リノ通リ自治外蒙古ノ收入トシテ將來拂戻サシムヘシ

第十一條　支那國政府ハ普通電報一語ニ付九山五、遲延電報及支那國及露西亞國間ニ交換セラルル至急電報一語ニ付四山七五、外蒙古自治政府ニ所屬スル電信線經由ノ他ノ至急電報一語ニ付三山ノ六分ノ一ノ料金ヲ千九百十五年五月二十三日(六月七日)(蒙古暦靑兎ノ年四月二十五日)ヨリ外蒙古自治政府ニ支拂フコトヲ約ス

右拂戻ノ一年總額ハ如何ナル場合ニ於テモ年十萬法ヨリ少カラサルヲ得ス十萬法ノ額ハ支那國政府カ自治政府ニ保證シ且毎三月ニ二萬五千法宛年四回ニ支拂フヘキ旨約諾シタル一年支拂ノ最少限度ヲ示ス

自治政府ニ所屬スル電信線ヲ通過シタル現實ノ語數カ毎年保證シタル金額ニ依リ代償セラレタル語數ヲ超過スヘキ場合ニハ右超過額ハ本協定第十三條所定ノ方法ニ依リ之ヲ處分スヘシ

電報カ外蒙古自治政府ニ所屬スル電信線ヲ經由シ且該國領土ヲ通過スルコトヲ妨クルヘキ一切ノ措置ハ之ヲ執ラサルモノトス

料金表カ改訂セラルヘキ種類ノ電報ニ對シ適用セラルル前記通過料金ハ露西亞國政府及支那國政府カ現行料金表ニ於ケル其ノ割當額ノ改訂ニ同意シタルトキ同時ニ且同等ノ割當ニテ外蒙古自治政府之ヲ改訂スヘシ

三締約國ノ各ハ本協定實施ノ日ヨリ三年ヲ經過シタル後本條約規定ノ修正ヲ求ムルノ權利ヲ保留ス

第十二條　支那國及自治外蒙古間ニ交換セラルル電報ノ歐羅巴暦ニ據ル毎月計算書ハ外蒙古電信廳之ヲ作成シ北京ニ於ケル交通部電信長官ニ送付シテ其ノ檢證及承認ヲ得ヘシ

決算ハ該支那國電信長官ノ計算書受領ノ日以後六週間内ニ之ヲ行フヘシ

支拂ハ北京ニ於テ墨銀若ハ爲替尻カ支那國ニ有利ナルトキハ支那銀貨ヲ以テ又ハ爲替尻カ外蒙古ニ有利ナルトキハ庫倫ニ於テ支拂日ノ爲替相場ニ依リ留貨ヲ以テ之ヲ行フ

第十三條　第十條及第十一條所掲ノ電報ニ對スル毎四期ノ計算書ハ歐羅巴暦ニ從ヒ支那國政府之ヲ作成シ毎一期終了後六週間以内ニ庫倫ニ於ケル自治外蒙古電信廳ニ送付シ其ノ檢證承認ヲ得ヘシ第十條第十一條ニ依ル右計算書ハ墨銀又ハ毎三月ノ計算期間中國際電報ニ適用セラルル料金徴收ノ爲支那國ニ於テ定メラレタル爲替相場ニ依ル支那銀貨ヲ以テ表サルル右墨銀等價ニ換算セラレタル金法ヲ以テ之ヲ作成スヘシ

右ノ方法ニ依リ計算セラレタル金額ハ毎三月ノ計算期終

了後五月以內ニ庫倫ニ於ケル該金額ノ支拂日ノ爲替相場ニ依リ留貨ヲ以テ支那國政府之ヲ外蒙古政府ニ支拂フヘシ

計算書中ノ相違又ハ誤謬ハ次ノ計算書ニ於テ之ヲ訂正シテ決算スヘシ

第十四條　本協定ノ規定セサル一切ノ事項ニ付テハ聖彼得斯堡國際電信條約及其ノ附屬規則竝千八百九十二年八月十三日ノ露支電信條約及該條約ニ適用セラルル追加聲明書ノ規定ヲ適用スヘシ

第十五條　本協定ハ露西亞語、支那語、蒙古及佛蘭西語ヲ以テ三通ヲ作成シ調印ノ日ヨリ實施セラレ千九百二十五年十二月十八日(三十一日)迄有効トス

右日後ハ締約國ノ一カ二年前ニ書面ヲ以テ本協定ノ効力ヲ終了セシムルノ決意ヲ他ノ二締約國ニ對シ宣言セサル限リ千九百三十年十二月十八日(三十一日)迄効力ヲ存續スヘシ

四國語ノ正文ハ正式ニ比較セラレ且對當トスルモノト認メラレ其ノ內本協定ノ解釋ニハ佛文ニ據ルヘシ

千九百十六年一月十一日(二十四日)フン・シン」第一年一月二十四日及蒙古曆靑兎ノ年十二月十九日庫倫ニ於テ作成ス

露西亞國全權委員　アー・ミルレル　（署名）

露西亞國專門委員　レオン・セルギエウイツチ　（署名）

パウンツクツエレヌ　（蒙古語署名）

ツエンド（蒙古語署名）

コ・チ・ジユン（支那語署名）

陳　籙　（署名）

(14) 露西亞國臣民ニ對シ建築物設置用地區配與ニ關スル露蒙協約

千九百十七年四月七日「ウルガ」ニ於テ調印

千九百十二年十月二十一日(十一月三日)即「オラン・エルグーグデクセン」王朝二年秋月二十三日締結ノ議定書第六條ヲ以テ露國臣民ニ付與スル諸權利中外蒙古ノ各市「ホーシユン」(村落?)「カラウール」(衞戍地?)ニ於テ各種商工業用建築物、家屋、店舖竝ニ倉庫等建設ノ爲メ土地定期租借又ハ所有ノ權ヲモ規定シアルカ下記署名ノ在蒙古露國外交代表者「オルロフ」及蒙古主廳外務省長官「ツエレンドルン・ツシエ・グン」ハ各本國政府ノ全權ヲ委任セラレ蒙古政府ヨリ露國臣民ニ許容スヘキ建築物設置用地區配與方ニ關シ左ノ各條ヲ協約ス

第一條　露國臣民ニシテ首都其ノ他ノ各市、僧院地、親王地、「ホーシユン」「カラウール」等ニ於テ建築物設置用

地區ヲ租借又ハ所有セントスル者ハ所屬領事館經由蒙古外務本省又ハ本件ニ關シ便宜供與保證ノ全權ヲ有スル政府ノ代辨者又ハ官廳ニ其ノ旨出願スルコトヲ要ス

露國臣民ノ出願ニ際シテハ當該蒙古官廳又ハ官憲ハ領事館ノ全權代表者ト同行立會ノ上出願ニ係ル地區ヲ區分シ其境界ニ界標ヲ建テ該地域ノ類別廣袤ヲ測定ノ上繪圖面ヲ作成シ一切ノ關係書類ハ之ヲ蒙古外務本省ニ送付スヘク然ル後該省ハ特ニ官印ヲ押捺シタル土地使用權付與ニ關スル證明書ヲ發給シ之ヲ當該領事館ニ送付スルモノトス

注意　蒙古外務本省ハ臨時露國領事館ニ對シ外蒙古各都市ニ於ケル官衙中第一條規定ノ便宜供與保證ノ全權ヲ有スル官廳名及人名ヲ通告スルモノトス

第二條　外蒙古ニ於ケル領域中租借ヲ許容スヘキ地區ヲ左ノ如ク區分ス

（甲）「ウルガ」「ウルガ・マイマチン」「ウリヤスタイ」「コブト」蒙古「キヤクタ」各市ニ於ケル地區

之ヲ三種ニ類別ス

第一類區　本通又ハ市場ニ通スル部分

第二類區　本通又ハ市場ニ通スル部分ノ兩裏通

第三類區　其餘ノ各町及市外地但シ市外地ハ市最端ノ建物ヨリ測リ直徑一露里ノ廣袤ヲ以テ其界限トス

前記各市ノ郊外地區ハ其境域ヲ七露里四百「サージエン」半圓徑圈内ト定メ其等級ハ本條（丙）ノ「ホーシユン」地ト同列トス

（乙）「ワンフール」「ツアイン・シヤビ」及「ウランコム」ニ於ケル地區

之ヲ（甲）同樣三種ニ類別ス

（丙）「ホーシユン」及「カラウール」地區

之ヲ二種ニ類別ス

第一類區　親王地及「ホーシユン」並ニ「カラウール」僧院地

第二類區　其餘ノ地區

（丁）河川其及支流ニ沿ヘル絨毛洗晒地區

之ヲ二種ニ類別ス

第一類區　土人居住地、倉庫地、軒下地及貯藏地ヲ含ム廣場

第二類區　絨毛洗晒場、絨毛干場、小溝渠ヲ含ム廣場

注意　蒙古定尺一「アルダン」ハ露國ノ二「アルシン」四「エルショーク」又八〇・七五「サージ

エン」ニ該當シ六六六・六「アルダン」ハ一露里ニ相當スルモノトス

第三條　一地區ニ對シ數人ノ租借希望者アル場合又ハ蒙古政府自ラ其地區ヲ貸下ケントスル場合ニハ蒙古外務本省又ハ其全權代表者或ハ其他ノ官廳ニ於テ一年四回左ノ期日ニ分チ租借權競賣ヲ行フ

一月一日、四月一日、六月一日、十月一日

租借料年額左ノ如シ

第二條(甲)ニ屬スル第一類區		一平方「アルダン」ニ對シ	貳拾哥
同	同	第二類區　同	拾五哥
同	同	第三類區　同	拾　哥
同	(乙)ニ屬スル	第一類區　同	拾五哥
同	同	第二類區　同	拾　哥
同	同	第三類區　同	五　哥
同	(丙)ニ屬スル	第一類區　同	拾　哥
同	同	第二類區　同	五　哥
同	(丁)ニ屬スル	第一類區　同	五　哥
同	同	第二類區　同	貳　哥

露國臣民ニ賣下クヘキ地區ノ價格ハ其所有權取得希望者ト蒙古政府間ノ商議ヲ以テ之ヲ定ム

第四條　千九百十二年十月二十一日即「オラン・エルグーグデクセン」王朝第二年秋月二十三日ニ於テ露蒙間議定書締結後建築物設置用トシテ露國臣民ノ取得所有ニ歸シタル「ウルガ」其他ノ各市「ホーシユン」地、僧院地、「カラウール」地ニ於ケル地區ハ其所有者ト見做サスシテ租借者ト定ム前記地區所有露國臣民ハ現協約調印ノ日ヨリ三箇月間ニ本協約第一條規定ノ證明書ノ書換ヲ爲スルヲ要ス租借期限及租借料金ハ證明書受領ノ日ヨリ起算決定スルモノトス而シテ所定期間内ニ新證明書ヲ受領セサル者又ハ租借料金ノ支拂ヲ爲ササル者ニ對シテハ第五條ノ規定ニ照ラシテ之ヲ處分ス

第五條　地區使用權取得ノ證明書ヲ受領シタル者ハ年二回蒙古外務本省又ハ其全權代表者或ハ其他ノ官廳ニ對シ領收證引換ニ相當租借料金ヲ納附スヘシ其納附期限ハ前半ヲ毎年一月十五日迄後半ヲ同七月十五日迄トス萬一所定期限中ニ租借料金ヲ納付セサル者アル時ハ其者ニ對シ最初ノ三箇月間毎月借料ノ半「プロセント」其後年末迄一箇月一「プロセント」ノ割ヲ以テ罰金ヲ課ス尚租借者ニシテ一年間租借料ヲ納附セサル者アル時ハ蒙古政府ノ告知ヲ俟テ當該領事館ニ於テ本人ノ建設物ヲ公賣ニ付ス公賣ニ依テ得タル金額中ヨリ租借料ヲ差引キ其殘金ハ之ヲ公賣建築物ノ原所有者ニ交付ス蒙古政府ハ前記公賣場ニ官吏ヲ出張セシム租借料不納者ノ所持スル租借權取得ニ關ス

ル證明書ハ之ヲ沒收シ租借關係ハ消滅セルモノトス而シテ該地區ハ蒙古政府ノ所有ニ復歸ス

第六條　建築物設置用トシテノ地區租借權享有ニ關スル證明書ノ有効期限ハ二十五箇年トス蒙古政府ノ代表員ハ露國領事館ト協議ノ上經濟上ノ變化ニ基キ租借地區ノ類別等級ヲ上下シ同時ニ其租借料ヲ相當額ニ上下シ特別ノ場合ニハ特別ノ類別ニ改ムルコトアルヘシ

租借者ニシテ借料値上ニ同意セサル者アル時ハ本人ニ對シ從前ノ借料ヲ納附セシメ一箇年ノ期限ヲ與ヘテ其建設場ノ取除移轉ヲ爲サシム前記期限内ニ取除ヲ履行セサル者アル時ハ本協約第五條ノ規定ニ照シテ之ヲ處分ス

注意　蒙古政府ハ租借ヲ許可シタル地區ニシテ政府ニ於テ之ヲ開掘シ又ハ其他設計上必要アリト認ムル時ハ租借期限内ト雖之カ租借ヲ取得シ得ルノ權ヲ有ス但シ其場合ニハ政府ハ當該露國領事館ト協議ノ上本人ニハ原地區ト同價格ヲ有スル他ノ地區ヲ供與シ各建築物設置ニ要スル費用ヲ辨償ス

第七條　地區租借期限滿了ニ際シテハ原租借者ハ本協約第三條及第六條所載ノ事情ナキ限リ更ニ新期限ヲ附シ租借契約繼續ヲ爲スコトヲ得該地租借希望者多數ノ場合ニハ先ツ原租借者ニ其優先權ヲ與フ租借者ニシテ租借繼續ヲ希望セサル者アル時ハ本人ニ該借地區内ノ建設物取除ノ爲六箇月ノ期限ヲ附與ス該期限内ニ其取除ヲ履行セサル時ハ本協約第五條ノ規定ニ照シテ之ヲ處分ス

第八條　證明書ヲ所持スル地區租借者ハ其全部又ハ一部ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得但シ其場合ニハ豫メ蒙古外務本省又ハ其全權代表者、官廳及當該露國領事館ノ同意ヲ要ス新租借者ニハ蒙古外務本省ヨリ舊證明書ニ記載アルト同樣ノ期限ヲ附シアル新證明書ヲ發給シ舊證明書ハ之ヲ廢棄ス

第九條　證明書記載定尺ニ反シ租借者ニシテ任意其地區ヲ取廣ケタル者ハ他人ノ所有物侵害ノ廉ヲ以テ法律ニ問ハルヘク其任意自己ノ所有ニ歸セシメタル地域ハ蒙古政府ノ有ニ復歸ス

第十條　本協約ハ露西亞語及蒙古語ニ依ル同樣ノ謄本二通ヲ作製シ蒙古政府公表ノ日ヲ以テ其實施期トス但シ卽日其旨露國總領事館ニ通知スルモノトス

千九百十七年三月二十五日（四月七日）「ウルガ」ニ於テ之ヲ作成ス

在蒙古露國外交代表者　アー・オルロフ（署名）

蒙古外務本省長官　ワエレンドルヂ・シエ・クン

（蒙古語ニテ署名）

(15) 露蒙外交關係ニ關シ露國政府カ蒙古政府ニ爲シタル聲明

一九一八年八月

露西亞國ハ蒙古ニ關スル日本國及支那國政府トノ間ニ於ケル一切ノ條約ヲ廢棄シタルヲ以テ蒙古ハ自由ニシテ何國ト雖モ其ノ内政ニ干渉スルコトヲ得ス露西亞國ハ蒙古國カ速カニ露西亞國ト外交關係ヲ結フ爲其ノ使節ヲ莫斯科ニ派遣セシコトヲ提議スルモノナリ

(16) 外蒙古ノ自治取消ニ關スル大總統令(抄)

一九一九年十一月

外蒙古ノ自治ハ之ヲ取消シ外蒙古博克多哲布尊丹巴呼圖克圖汗ノ受クヘキ尊稱及四盟沙畢等ノ享有スヘキ利益ハ一ニ舊制ノ如ク中央ハ之ヲ優待シテ共ニ無窮ニ共和ノ幸福ヲ享ケシム

(17) 露蒙修好取極

千九百二十一年十一月五日莫斯科ニ於テ調印

露西亞帝國政府ト舊蒙古自治政府トノ間ニ締結セラレタル一切ノ舊條約及取極ハ上記露西亞國政府ノ陰險ナル侵略的政策ニ基因セルモノニシテ其ノ後兩國ニ生シタル新事態ノ結果トシテ其ノ効力ヲ喪失シタルニ因リ一方ニ於テ蒙古人民政府他ノ一方ニ於テ露西亞社會主義聯邦制度勞農共和國政府ハ隣接兩國民間ノ自由ナル友誼及協力ヲ遂ケムトスルノ眞摯ナル希望ニ促サレ此ノ目的ヲ以テ會商スヘキコトニ決定シ之カ爲左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

蒙古人民政府
「ダンザン」
「スーヘ・バトール」
「ツエレン・ドルチ」
「エルデニ・チョーノン」
「ヂアン・シアルニン」
「ダムデイン」

露西亞社會主義聯邦制度勞農共和國政府
「セルヂエイ・イヴアノヴイツチ・ドウホヴスキー」
「ボリス・フイルテイノヴイツチ・ゲッツ」

因テ各委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ其ノ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

第一條　露西亞社會主義聯邦制度勞農共和國政府ハ蒙古人民政府ヲ蒙古ノ唯一ノ正當ナル政府ト認ム

第二條　蒙古人民政府ハ露西亞社會主義聯邦制度勞農共和國政府ヲ露西亞國ノ唯一ノ正當ナル政府ト認ム

第三條　兩締約國ハ相互ニ左ノ義務ヲ負フ

一　各自ノ版圖内ニ於テ他ノ當事國ニ對スル抗敵又ハ他ノ當事國ノ政府若ハ其ノ同盟國ノ政府ノ顚覆ヲ目的トスル政府、團體、集團又ハ個人ノ組織又ハ存在ヲ許ササルコト及各自ノ版圖内ニ於テ自國民タルト他國民タルトヲ問ハス之ヲ他ノ當事國ノ敵軍ニ編入ス

ル爲ニ行フ動員又ハ自由募兵ヲ許ササルコト
二　直接又ハ間接ニ當事國ノ一方ニ抗敵スル一切ノ團體ニ屬シ又ハ之ニ仕向ケラルル武器ニシテ右ノ抗敵ノ用ニ供セラルルノ虞アルモノヲ各自國ノ版圖内ノ地點及其ノ同盟國ノ版圖内ニ輸入シ又ハ右版圖ヲ經由シテ輸送スルコトヲ禁止スレコト且之ヲ防遏スル爲一切ノ措置ヲ執ルコト

第四條　露西亞社會主義聯邦制度勞農共和國政府ハ其ノ全權代表者ヲ蒙古ノ首府ニ派遣シ其ノ領事ヲ「コブト」、「ウリアスタイ」及「アルタン・ブラーク」（賣買域）ノ諸都市竝蒙古人民政府トノ取極ニ依リ其ノ他ノ都市ニ派遣ス

第五條　蒙古人民政府ハ其ノ全權代表者ヲ露西亞社會主義聯邦制度勞農共和國ノ首府ニ派遣シ處其ノ領事ヲ露西亞社會主義聯邦制度勞農共和國政府トノ取極ニ依リ露西亞ノ國境地方ニ派遣ス

第六條　露西亞蒙古間ノ國境ハ露西亞社會主義聯邦制度勞農共和國ト蒙古人民政府トノ特別取極ニ依リ任命セラルル特別委員會之ヲ決定スヘク右取極ハ成ルヘク速ニ締結セラルヘシ

第七條　他ノ一方ノ當事國ノ版圖内ニ居住スル各締約國ノ人民ハ最惠國ノ居住民ト同一ノ權利ヲ享有シ且同一ノ義務ヲ負擔ス

第八條　各締約國ノ司法上ノ權限ハ民事及刑事ニ付其ノ版圖内ニ居住スル他ノ締結國ノ人民ニ及フヘク且當事國ハ文明及人道ノ崇高ナル原則ニ從ヒ肉體的苦痛ヲ惹起シ又ハ人類ノ道義的地位ヲ墮落セシムル一切ノ刑罰的又ハ訊問的措置ヲ其ノ司法、訊問及其ノ他ノ機關ニ依リ適用スルコトヲ廢止ス

同時ニ兩締約國ハ一方當事國カ刑事管轄、司法手續又ハ判決執行ノ範圍ニ於テ第三國ノ人民ニ特權及特殊利權ヲ許與スル場合ニハ右特權及利益ハ當然他ノ締約國ノ人民ニモ均シク及フヘキコトヲ認ム

第九條　兩締約國ノ人民ハ貿易ニ仕向ケラルル貨物ヲ他ノ一國ノ領域内ニ輸入シ又ハ之ヨリ輸出スルトキハ外國ノ法律ニ依リ定メラレタル税金ヲ支拂フ尤モ右税金ハ同種ノ貨物ノ輸入及輸出ニ附最惠國人民ヨリ徴收スル同種ノ税金ヲ超エサルコトヲ要ス

第十條　蒙古勞働民衆ノ文化的發達ニ缺クヘカラサル郵便及電信交換ノ組織ニ關スル蒙古人民政府ノ賢明ナル措置ニ副ハムカ爲露西亞勞農政府ハ侵略的傾向ヲ有スル世界ノ帝國主義ニ據ルコトナク蒙古領域ニ存在スル露西亞勞農共和國所屬ノ電信局ノ建物ヲ其ノ電信設備ト共ニ無償ニテ蒙古人民ノ完全ナル所有ニ讓ル

第十一條　露蒙間ノ郵便及電信關係竝蒙古ヲ經由スル電信

ノ傳達問題ヲ處理スルノ極メテ肝要ナルニ鑑ミ且兩國人民間ニ生スル文化的及經濟的相互關係ヲ鞏固ナラシムルノ目的ヲ以テ兩當事國ハ前記ノ問題ニ關シ成ルヘク速ニ特別取極ヲ締結スルコトヲ約ス

第十二條　蒙古ニ土地又ハ建物ヲ所有スル露西亞人民ニ對シ蒙古人民政府ハ最惠國人民ニ對シ現ニ承認適用シ又ハ將來承認適用スヘキモノト同樣ノ權利ヲ建物用地區ノ所有、賃借及占有ニ付認メ且稅金、地代及其ノ他ノ支拂ニ付同一徵收手段ヲ適用スルコトヲ聲明ス

第十三條　本取極ハ露西亞語及蒙古語ヲ以テ二通ニ作成シ署名ノ時ヨリ之ヲ實施ス

西曆千九百二十一年十一月五日蒙古曆庶民首長十一年十月六日莫斯科ニ於テ之ヲ作成ス

エス・ドウホナスキー
ボーリス・ゲッツ
ダンザン
スーヘ・バトール
ワエレン・ドルヂ
エルデニ・チヨーノン
ヴアン・シアルニン
グムデイン

(18) 露蒙修好取極ニ對スル支那外交部ノ聲明

一九二二年五月

李垣中將ハ勞農露國カ蒙古ト條約ヲ締結セル旨報告セルカ駐京代表ハ最初其ノ事實ヲ否認セリ最近該代表ノ談話及新聞記事ニ現レタル處ニ據レハ右ハ事實ト認メラル、勞農代表ハ入京以來屢次支那政府ニ對シ舊露國政府其ノ他有產階級代表等ト支那トノ間ニ締結セラレタル諸條約ノ無效及支那領土ノ尊重武力侵略ニ依ル總テノ利權ヲ悉ク永久ニ支那ニ還付スル事等ヲ提議セルニモ拘ラス前言ヲ飜シ竊ニ露蒙條約ヲ締結セルハ舊露西亞帝國ノ對支政策ヲ踏襲セルモノナリ蒙古ハ永ク列國カ認メタル支那ノ領土タリ今次ノ勞農代表ノ行爲ハ其ノ信用ヲ失墜セシムルノミナラス公理ニ反シ支那政府ハ勞農政府ト蒙古トノ間ニ締結セラレタル條約並其ノ他之ニ類スル條約ヲ一切承認セス云々

(19) 露蒙合辦會社設立ニ關スル協定

一九二二年十月

一、露蒙兩國政府ハ外蒙古ニ於ケル富源ノ開發ヲ目的トスル一合辦公司ヲ組織スルコトヲ諒解ス

二、兩國政府ハ該公司ニ對シ年五分ノ配當ヲ保證ス

三、該公司ハ每年庫倫市ノ警察費若干ヲ負擔支出スルモノトス

四、蒙古政府ハ該公司ニ對シ鐵道敷設、礦山採掘、電氣事樣經營及其ノ他各般ノ有利ナル公益事業ノ獨占權ヲ附

與ス

五、該公司ノ資本額ハ二億留ト定メ株式ノ方一回拂込ハ其ノ二分ノ一トス

六、兩國政府ハ各二千五百萬留ノ株式ヲ引受ケ其ノ殘餘額ハ之ヲ兩國人民中ニ於テ募集スルモノトス

七、蒙古政府ノ持株中六百萬留ハ之ヲ圖什業圖礦山採掘公司ノ所有ト爲ス而テ其ノ現金拂込ハ蒙古政府ノ所持スル株ヲ除キ公司成立後六箇月以内ニ現金ノ拂込ヲ爲スカ又ハ公有財産ヲ擔保トシテ現金ノ拂込ニ代ユルモノトス

八、蒙古政府其ノ所持スル株式ニ付現金ヲ拂込ムコト能ハサルトキハ露西亜側ハ低利ノ借欵ヲ以テ之カ融通ヲ爲シ拂込ニ充當スルコトヲ得、但シ蒙古政府ハ相當ノ擔保ヲ提供スヘク其期限ハ五箇年トス

九、該公司ハ露西亜國ノ法律ヲ參酌シテ之ヲ設立スヘシ

一〇、該公司ノ委員ハ二十名トシ、露西亜國政府八名ヲ任命シ、蒙古國政府四人ヲ任命シ、其ノ他ノ八名ハ兩國人民ノ所持スル持株ノ多少ニ比例シテ推擧スルモノトス

一一、本公司ハ庫倫ニ設立ス

一二、職員ハ總理一名ヲ置キ露西亜國政府之ヲ任命ス協理ハ一名トシ蒙古國政府之ヲ任命スルモノトス董事ハ六名トシ、露西亜國政府四人ヲ任命シ、蒙古國政府ハ二名ヲ任命スルモノトス

(20) 露蒙密約

一九二三年二月

(華企雲著「中國邊境」參照)

一、外蒙古ノ當局ハ一切ノ森林、礦産及土地ヲ而今均テ國有ニ歸セシムルコト、並未タ何人ノ占有ニモ屬セサル土地ハ均テ之ヲ蒙古ノ貧民及「ソウエーット」露西亜農民ニ給與シテ居住耕作セシムル旨ヲ宣布スヘレ

一、外蒙古ノ天然富源ハ私有ヲ禁止シ、一切ノ礦區ハ「ソウエーット」露西亜實業家ニ於テ蒙古人ヲ雇用シ採掘スルノ權利ヲ許容スルモノトス

一、蒙古全體ノ礦業ハ「ソウエーット」露西亜ノ勞働者團體ノ請負管理ニ歸スルモノトス

一、外蒙古貴族ノ享有セル土地權ハ卽時之ヲ廢止シ「ソヴイエット」自由交易財産制度ヲ以テ之ニ代ユルモノトス

一、外蒙古ハ「ソウエーット」露西亜ノ實業家ヲ招請シテ富源ヲ開發シ、並商工業ヲ振興スヘキモノトス

一、外蒙古ハ「ソウエーット」露西亜ノ勞働者團體ニ對シ、勞働者保護制度創設事務ニ參與ヲ求メ、勞働者ノ完全ナル保護ニ便スヘキモノトス

一、外蒙古政府ハ「ソウエーツト」露西亞ノ各般ノ專門家ヲ招聘シテ顧問ニ任命シ之カ指導ヲ仰クモノトス

一、外蒙古政府ノ一切ノ職權ハ人民政府ノ行政部ノ施行ニ歸スヘク、先ツ一革命委員會及軍事委員會ヲ設立シ、再ヒ議會ヲ召集シテ憲法制定ヲ計ルヘシ

一、「ソウエーツト」露西亞ノ軍隊ハ外蒙古ニ駐屯シ蒙古人ヲ援助シテ領土ヲ保全シ、支那ヲ防衞セシムルコトヲ得ルモノトス

一、活佛及蒙古王公ノ特別ノ稱號ハ總テ之ヲ廢止シ、活佛ヲ以テ革命委員會委員長トス

(21) 支那共和國及「ソウエーツト」社會主義共和聯邦國間諸問題解決ノ爲ノ大綱ニ關スル協定

千九百二十四年五月三十一日北京ニ於テ調印

第二條　兩締約國政府ハ本協定署名後一月內ニ左ノ諸條ニ規定スル原則ニ從ヒ諸問題ニ關スル細目ノ取極ヲ締結シ且之ヲ實施スヘキ會議ヲ開催スルコトヲ約ス

右細目ノ取極ハ成ルヘク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ前項ニ規定スル會議ノ開會後六月內ニ完了セラルヘシ

第三條　兩締結國政府ハ前條ニ規定スル會議ニ於テ支那國政府ト露西亞帝國政府トノ間ニ締結セラレタル一切ノ協約、條約、協定、議定書、契約等ヲ取消シ而シテ平等、相互及正義ノ基礎ニ於テ竝千九百十九年及千九百二十年ノ「ソウエーツト」政府ノ宣言ノ精神ニ基キ新ナル條約、協定等ヲ以テ之ニ代フルコトヲ約ス

第四條　「ソウエーツト」社會主義共和聯合國政府ハ其ノ政策竝千九百十九年及千九百二十年ノ宣言ニ從ヒ前露西亞帝國政府ト第三國トノ間ニ締結セラレタル一切ノ條約、協定等ニシテ支那國ノ主權又ハ利益ニ影響スルモノハ無效ナルコトヲ宣言ス

第五條　「ソウエーツト」社會主義共和聯合國政府ハ外蒙古ノ支那共和國ノ構成部分タル事ヲ承認シ且外蒙古ニ於ケル支那ノ主權ヲ尊重ス

「ソウエーツト」社會主義共和聯合國政府ハ「ソウエーツト」社會主義共和聯合國軍隊全部ノ外蒙古撤退ニ關スル問題卽チ右軍隊撤退ノ期限及國境ノ安全ノ爲ニ執ルヘキ措置ニ關シ本協定第二條ニ規定スル會議ニ於テ協定成立スルトキハ直ニ外蒙古ヨリ「ソウエーツト」社會主義共和聯合國軍隊全部ノ完全ナル撤退ヲ實行スヘキコトヲ宣言ス

第七條　兩締約國政府ハ尙本協定第二條ニ規定スル會議ニ於テ兩國ノ境界ヲ更ニ劃定スルコト竝右劃定ニ至ル迄ハ現在ノ境界ヲ維持スルコトヲ約ス

以外省略

(22) 一九二四年以後露蒙間ニ成立ヲ傳エラル條約協定

一、經濟協定	一九二四年
一、電信協定	一九二四年十月
一、「ブリヤート」人ノ「ソ」國籍離脫及蒙古國籍取得ニ關スル協定	一九二四年十月
一、セレンガ河航行ニ關スル協約	一九二六年六月
一、露蒙共同防守密約	一九二七年十月
一、衞生ニ關スル條約	一九三〇年五月
一、獸疫豫防ニ關スル條約	一九三〇年五月
一、露蒙兩國民ノ國境通過簡易取扱ニ關スル條約	一九三〇年五月
一、露蒙通商及貿易快濟ノ爲ノ條約	一九三四年十二月

（村田孜郎）

IX 蒙古各盟部旗一覽表

外蒙古

概稱	盟部名稱	旗分名稱	俗稱	所在地 省名	所在地 縣名
科布多	三音濟雅圖右翼盟	杜爾伯特前旗			
		杜爾伯特前右旗			
		杜爾伯特中右旗			
		輝特下前旗			
		札哈沁旗			
		明阿特旗			
		額魯特旗			
		杜爾伯特汗旗			
		杜爾伯特中旗			
		杜爾伯特中左旗			
		杜爾伯特中前旗			

部	盟	旗
科布多	三音濟雅圖左翼盟	杜爾伯特中後旗
		杜爾伯特中上旗
		杜爾伯特中下旗
		杜爾伯特中前左旗
		杜爾伯特中前右旗
		杜爾伯特中後左旗
		杜爾伯特中後右旗
		輝特下後旗
唐努烏梁海部		托錦旗
		薩拉吉克旗
		庫布蘇庫諾爾旗
		唐努旗
		奇木奇克旗
		西路札薩克圖汗旗
		西路左翼後末旗

喀爾喀

畢都哩雅諾爾盟（札薩克圖汗部）

西路中左翼左旗
西路左翼中旗
西路左翼右旗
西路中左翼右旗
西路中左翼末旗
西路左翼前旗
西路左翼後旗
西路右翼右旗
西路右翼右末旗
西路左翼左旗
西路中右翼末旗
西路中右翼左旗
西路中右翼末次旗
西路右翼前旗
西路右翼後旗
西路右翼後末旗
西路輝特旗

喀爾喀

齊齊爾哩克盟（三音諾顏部）

- 中路三音諾顏旗
- 中路中左末旗
- 中路中右旗
- 中路右翼右後旗
- 中路中左旗
- 中路中前旗
- 中路額魯特前旗
- 中路額魯特旗
- 中路中末旗
- 中路中後旗
- 中路左翼左旗
- 中路右旗中左旗
- 中路右翼末旗
- 中路右翼前旗
- 中路左翼中旗
- 中路中右翼末旗
- 中路中後末旗

喀爾喀

	汗山盟（圖什業圖汗部）
中路左翼左末旗	後路圖什業圖汗旗
中路左翼右旗	後路右翼左旗
中路右翼中右旗	後路中右旗
中路右翼中末旗	後路左翼中旗
中路右翼左末旗	後路中旗
中路右翼後旗	後路左翼左後旗
中路右末旗	後路中右末旗
	後路左翼前旗
	後路左翼左中末旗

喀爾喀

後路右翼右旗
後路右翼右末旗
後路中左旗
後路中次旗
後路中左翼末旗
後路左翼中左旗
後路左翼右末旗
後路左翼末旗
後路右翼後旗
後路右翼左末旗
後路右翼右末次旗
東路車臣汗旗
東路左翼中旗
東路中右旗
東路右中翼旗
東路中左旗

喀爾喀

克魯倫巴爾城盟（車臣汗部）

東路中末旗
東路左翼前旗
東路中後旗
東路右翼中右旗
東路中前旗
東路左翼後末旗
東路中左前旗
東路中右後旗
東路中末次旗
東路中末右旗
東路左翼左旗
東路左翼後旗
東路左翼右旗
東路右翼中左旗
東路右翼中温旗
東路右翼左旗
東路右翼前旗

喀爾喀

東路右翼後旗

索倫左翼旗
索倫右翼旗
新巴爾虎左翼旗
新巴爾虎右翼旗
陳巴爾虎旗
額魯特旗
布里雅特旗
鄂倫春旗

興安北省

內蒙古

概稱	盟部名稱	旗分名稱	俗稱	所在地 省名	所在地 縣名
		伊克明安旗		龍江省	依安
		杜爾伯特旗		龍江省	武興
	哲里木盟	郭爾羅斯後旗		濱江省	肇州
		郭爾羅斯前旗		興安南省	乾安
		札賚特旗		興安南省	景興
		科爾沁右翼前旗	札薩克圖旗	興安南省	洮安
		科爾沁右翼中旗	圖什業圖旗	興安南省	突泉
		科爾沁右翼後旗	鎮國公旗	興安南省	
		科爾沁左翼前旗	賓圖旗	興安南省	彰武
		科爾沁左翼中旗	達爾罕旗	興安南省	通遼
		科爾沁左翼後旗	博王旗	興安南省	遼源

卓索圖盟	
喀喇沁右翼旗	王旗
喀喇沁中旗	馬公旗
喀喇沁左翼旗	南公旗
土默特右翼旗	
土默特左翼旗	蒙古眞旗
唐古特喀爾喀旗	
錫埒圖庫倫旗	小庫倫旗

昭烏達盟
巴林右翼旗
巴林左翼旗
克什克騰旗
翁牛特右翼旗
翁牛特左翼旗
敖漢右翼旗
敖漢左翼旗
敖漢南旗
奈曼旗

熱河省
平泉縣
凌源縣
朝陽縣
阜新縣
綏東縣
綏東縣

興安西省
林西縣
經棚縣
赤峰縣
赤峰縣
建平縣
綏東縣

錫林郭勒盟

喀爾喀左翼旗
札魯特左翼旗
札魯特右翼旗
阿魯科爾沁旗

四子部落旗
烏珠穆沁左翼旗
烏珠穆沁右翼旗
浩濟特左翼旗
浩濟特右翼旗
阿巴噶左翼旗
阿巴噶右翼旗
阿巴哈那爾右翼旗
阿巴哈那爾左翼旗
蘇尼特左翼旗
蘇尼特右翼旗

察哈爾省

綏東縣
林東
武川

烏蘭察布盟		
喀爾喀右翼旗 茂明安旗 烏喇特後旗 烏喇特中旗 烏喇特前旗	歸化土默特旗	鄂爾多斯左翼前旗 鄂爾多斯左翼中旗 鄂爾多斯左翼後旗 鄂爾多斯右翼後旗 鄂爾多斯右翼中旗
達爾罕貝勒旗 東公旗 中公旗 西公旗		準噶爾旗 郡王旗 達拉特旗 杭錦旗 鄂托克旗
綏遠省		
武川 固陽 固陽 五原 安北	歸綏 和林 清水河 拉薩齊 托克托	托克托 東勝縣 包頭縣 陶樂設治局

概稱	盟部名稱	旗分名稱	俗稱	所在地 省名	所在地 縣名
		鄂爾多斯右翼前旗	烏審旗		東勝縣
		鄂爾多斯右翼前末旗	札薩克旗		
		阿拉善霍碩特旗		寧夏省	紫湖設治局
		額濟納舊土爾扈特旗			居延設治局
		達里崗崖牧場		察哈爾	

內屬

概稱	盟部名稱	旗分名稱	俗稱	所在地 省名	所在地 縣名
	察哈爾盟	商都牧羣			
		牛羊羣			
		左翼牧羣			
		右翼牧羣			
		察哈爾左翼正藍旗			

概稱	盟部名稱	旗分名稱	俗稱	所在地 省名	所在地 縣名
		察哈爾左翼鑲白旗			張北縣
		察哈爾左翼正白旗			沽源縣
		察哈爾左翼鑲黃旗			多倫縣
		察哈爾右翼正黃旗		綏遠省	涼城
		察哈爾右翼正紅旗			陶林
		察哈爾右翼鑲紅旗			集寧縣
		察哈爾右翼鑲藍旗			豐鎮縣
					興和縣

青海

概稱	盟部名稱	旗分名稱	俗稱	所在地 省名	所在地 縣名
		霍碩特前左翼首旗	默勒王旗	青	
		綽羅斯南右翼首旗	爾什克貝勒旗		共和縣
		綽羅斯北中旗	哈爾格貝子旗（又稱水峽貝子旗）		都蘭縣
		霍碩特北右翼旗	郡貝子旗		都蘭縣

盟	旗	旗	省	縣
青海右翼盟	霍碩特前首旗	河南郡王旗	海	同仁縣
	輝特南旗	端達哈公旗		
	霍碩特東上旗	巴汗俄爾札薩克旗		都蘭縣
	霍碩特南右翼中旗	河南札薩克旗		同仁縣
	霍碩特西右翼前旗	默勒札薩克旗		都蘭縣
	霍碩特西右翼後旗	巴隆札薩克旗		都蘭縣
	喀爾喀南右翼旗	喀爾喀札薩克旗		都蘭縣
	土爾扈特南中旗	永安札薩克旗	省	都蘭縣
	霍碩特南左翼末旗	羣科札薩克旗		都蘭縣
	霍碩特西左翼後旗	宗札薩克旗		都蘭縣
	土爾扈特南前旗	河南札薩克旗		同仁縣
	察罕諾們汗旗	白佛旗		
	霍碩特西前旗	青海王旗		
	霍碩特北左翼旗	柯爾洛貝子旗		
	霍碩特西後旗	柯柯的貝勒旗		
	霍碩特北前旗	布哈公旗		都蘭縣

概稱	盟部名稱	旗分名稱	俗稱	所在地 省名	所在地 縣名
	青海左翼盟	霍碩特南右翼後旗	託莫公旗		都蘭縣
		霍碩特南左翼後旗	阿喀公旗		都蘭縣
		霍碩特北左末旗	茶卡札薩克旗		都蘭縣
		霍碩特南左翼中旗	河南薩札克旗		
		霍碩特西右翼中旗	台吉愛爾札薩克旗		
		土爾扈特西旗	託爾和札薩克旗		玉樹縣
		土爾扈南後旗	角昂札薩克旗		
		霍碩特南右翼末旗	居力格札薩克旗		
		霍碩特北右末旗	柯爾洛果札薩克旗		

新疆

概稱	盟部名稱	旗分名稱	俗稱	所在地 省名	所在地 縣名
	巴圖塞特奇勒圖部	中路霍碩特中旗		新疆省	
		中路霍碩特右旗			
		中路霍碩特左旗			

部	旗			縣
烏訥恩素珠克圖部	南路舊土爾扈特汗旗 南路舊土爾扈特中旗 南路舊土爾扈特右旗 南路舊土爾扈特左旗 東路舊土爾扈特右旗 東路舊土爾扈特左旗 西路舊土爾扈特旗 北路舊土爾扈特旗 北路舊土爾扈特右旗 北路舊土爾扈特左旗			焉耆縣 烏蘇縣 精河 和什托羅蓋縣
青塞特奇勒圖部	新土爾扈特右旗 新土爾扈特左旗 新霍碩特旗 烏梁海左翼旗 烏梁海左翼旗 烏梁海左翼旗			布爾津

烏梁海左翼旗
烏梁海右翼旗
烏梁海右翼旗
烏梁海右翼旗

F 經濟

I 資源

一、牧畜

(1) 概說

イ 內蒙古に於ける畜產

一望坦々たる千里の草原を家鄉とする蒙古人にとつて、その富たり財產たるものは家畜以外にはない。少きも數十頭、多きは數百、數千を擁し、彼等の富の程度は一に家畜の多少に依つて決定される。然るに今日まで彼等の家畜飼育の方法は極めて原始的で、殆ど何等特別の顧慮を拂つてゐない。今その家畜管理の狀態を一瞥するに、夏季は河川或は湖水等の水量豐富で、牧草の繁茂せる地帶を選び、處々に移動して放牧し、各畜群には一人か二人の牧夫が管理の任に當つてゐる。王府に於ては稅金未納者や一般平民(ハラ・フン)等を奴隸的に命令使用して監視人としてゐるやうである。又冬季は酷烈な西北風を避けて丘陵の東南麓に包を移すから、家畜もその側に放牧される。故に夏は雨季を中心に全域甘美な牧草が生い茂るけれども、酷烈な長い冬の間にすつかり枯れてしまふので、家畜は雪の下の枯草の殘骸を漁つたり、又夏の間に自己の體內に貯藏しておいた

脂肪を再び吸收しつゝ、辛うじて生命をつなぎ悉く榮養不良に陷つてゐる。而して之を直接自分等の衣食住に役立たせて之を貨幣價値に換算することがないから、ある意味からいへば頗る不合理な飼育方法で、牧畜の生產性の僅かに一部を利用しうるにすぎなかつた。冬季の嚴寒に對して何の施設をするでもなければ飼料を準備してやるでもない。全く放任してゐるが如き形で、今日錫林郭勒盟地方の家畜は王府及び廟の固定家畜を除き乾草といふものを殆ど知らぬ。從つて突然之を與へても見向きもしないといふことであつた。筆者は昨年初秋察哈爾省を旅行したが、僅かに漢民族に接近せる察哈爾盟、正黃旗の附近で乾草の山を發見したのみであつた。かくの如き放任狀態であるから、全家畜數の二五―三〇%といふものが、寒氣、饑渴、疾病、狼害等のために每年斃死する。

尤も、斯る嚴烈なる淘汰の結果、殘存するものは優秀なものであつて、體質の頑强健全なる點では確かに蒙古獨自のものがある。故に、之に對し多少の現代的施設をなし、他の優良種との交配等に依つて品質の向上を圖れば、質的にも、量的にも、今後發展の見込は充分にある。

家畜の減耗率は每年

馬	二〇%
牛	二二%

羊及山羊　二二%
駱　駝　一二%

に上り、之に每年の消費率（食料、租稅、賣却等）

馬　一〇%
牛(有角獸)　一一%
羊及山羊　一七%
駱　駝　三%

を加へて、總數の二五乃至二〇%が年々減ずる割合になるのであるが、之に對し增加率は左の如くである。

馬　三〇乃至五〇%
牛　四〇乃至五〇%
羊及山羊　四〇乃至七〇%

從つてこの平均約五〇%とすれば、增加率を差引いた自然增加率は全家畜を通じて平均約二五%、これだけが每年增加しつゝある勘定である。

錫林郭勒盟に於ける家畜は馬二〇萬、牛一五萬、緬羊三五萬と稱せられてゐるが、一方これを質的方面より觀察するときは飼育法が不備なため外國產のものに比し、頗る遜色あるを免れない。

その原因に就ては多々あらんも、管理狀況如何の如きもその有力なるものと信ぜられる。

家畜の衞生狀態は實見した處によれば、次の如くである。

（イ）多發病及び風土病、內蒙各地には傳染病と共に各種風土病あるものと考へられるが、未だその詳細を明らかにしない。

(1) 毒蠅の襲來する夏季の候に發生し、蛆の寄生に起因する寄生性皮膚炎
(2) 蠅の蝟集に原因し、夏季に發生する結膜炎
(3) 夏季蠅、蝟集に起因する惡性外傷（顆粒性皮膚炎樣疾患）
(4) 四肢下部の外傷は何れも惡性肉芽と化す傾向がある。
(5) 夏季、蛆が陰筒內に寄生し、これに依つて生ずる陰筒炎又は陰筒痲痺

（ロ）家畜に害毒を及ぼす小動物

每年五月から九月にかけて、全地方に蠅、虻、黃蜂子、馬虻、蚊等が發生するが、之等の昆蟲は何れも家畜に蝟集し、その安靜を害する。殊に蠅の害は恐るべきものがあり、これに依つて生ずる外傷は殆ど惡性肉芽となるのが普通で蠅蜈子のために結膜炎を惹起する。又黃蜂子は家畜に頗る疼痛の感を與へるらしい。

牛虻の背は牛體の背皮に小孔をうがち、皮革の利用價値を減ぜしめ、馬虻は又特に九月頃馬體に產卵するのが認められる。この結果脫肛を有する馬匹は多數にある。

（八）主なる傳染病

(1) 鼻疽　多倫附近に於ては馬屬の約三〇％がおかされてゐると稱せられ、四季を通じて散發する。昭和十一年度に於ける善隣協會並に馬政局の內蒙古馬疫工作實施の結果、得た成績によると本症の疑ひある馬三十三頭に對し「マレイン」の點眼を施行したが、二十三頭は陽性で、他は陰性反應を呈した。併乍ら放牧馬群中多數の腺疫患馬があるので本病の鑑別には愼重を要するとのことである。當地方では鼻疽、氣管枝カタル、鼻カタルを何れも鼻疽と稱し、マレッスに對しては飛鼠病或は馬癩とも云ひ、これが傳染病であることを知つてゐるものは殆どない。蓋し本症は慢性經過をとるからであらう。

(2) 腺疫　本症は各地の馬群中多數罹病せるものを認めたが、その程度は各群により著しく相違してゐる。

(3) 氣腫疽　症蒙人の言を綜合するに本症と思考し得るものが、一昨年度東浩濟特「ブリヤード」部落に約十五頭發生し、その中九頭は斃死したが、爾後同症狀を呈する病馬の發生をみないと。

(4) 疥癬　疥癬は非常に廣範圍に亘つて各家畜をおかしてゐるが、その治療法は全然知られてゐない。最も多いのはザルコプテス疥癬である。

(5) 牛疫　本症は各地に認められるが、殊に阿巴嘎及びブリヤート部落附近には毎年の如く發生しこれがため時には牛羊群の全滅することさへ稀しくはない。蒙古人は牛疫に對しては非常な恐怖心を有してゐるが施すべき術も知らず、唯戰々兢々たる有樣である。

(6) 口蹄疫　多倫附近に於ても認められるもので、內蒙一般に存するらしく、斃死率も相當多いやうである。

(7) 狂犬病　犬は蒙古に於ては各種の番犬として最も重用せられ、その數も甚だ多い。然るにこの狂犬病は甚だ多く、これがために危害をうける人畜も少くはない。

「善隣協會の蒙古家畜診療班」の報告によれば、昭和九年度（四ヶ月間）の家畜診療延數七二四頭、その內譯左の如くであつた。

畜種	病名	頭數
馬	鼻疽	55
	疥癬	140
	關節脱臼	3
	骨軟症	1
	疝痛	2
	外傷	30
	創傷性角膜炎	5
	跛行	5
	氣管支カタル	3
	榮養不良	5
羊	口蹄疫	20
	外傷	20
牛	眞性牛疫	10
	疑似牛疫	15
犢	惡性下痢	10
駱駝	疥癬	300

また、昭和十一年度に於ける西蘇呢特、阿巴哈那爾、ブ

リヤート地方に實施した診療成績は次の如くである。

(1) 西蘇呢特診療成績

月日	管理者	種類	病名	決復	經過中	斃死	治療頭數
自四月十二日至六月十五日	ヂェヘラクチー	緬羊	皮膚病	一八	二〇	七	四五
同	同	同	流行性感冒			一五	一七
同	同	牛	營養不良			三	三
同	同	同	皮膚病				一一
小計				一八	二〇	二五	七六
自四月十六日至六月十五日	舊メーリン	緬羊	皮膚病	四〇	一七		五七
同	同	牛	皮膚病	一〇	二		一二
小計				五〇	一九		六七
自四月十五日至六月十七日	王府	馬	化膿性筋肉	二	一		三
同	同	駱駝	皮膚病	六			六
同	同	牛	皮膚病		六〇		六〇
				八	六一		六九

(2) 阿巴哈那爾診療成績

月日	管理者	種類	病名	快復	經過中	斃死	治療頭數
自八月十五日至八月十六日	トソラクチー	馬	外傷性蛆病		三〇		三〇
同	同	同、	畸型性防脂腫	五			五
同	同	緬羊	羊駝	四			四
小計		同		九	三〇		三九
九月二十五日	タイラマスム	同	皮膚病	藥品給與	六〇〇		六〇〇
十一月二日	メーリン	同	皮膚病	同	三〇		三〇
自八月三十日至九月二十一日	ブリヤート總管	牛	皮膚病	同	二〇〇		二〇〇
	同	馬	皮膚病	同	二〇〇		二〇〇
			外傷性蛆病	同	一〇〇		一〇〇
總計		・			五〇〇	・	五〇〇

（三）各産馬地區の烙印

烙印により管理主並に産馬地區の判定は必ずしも的確を期し得ないが、大體に於て阿巴哈那爾附近及ブリヤート地區の烙印は次頁に掲載してあるものが多い。

（註）昭和十一年度善隣協會獸醫部調査

當地方は上述の如く凡る種類の家畜を多く産するから、獸毛、皮革等の畜産品は夥しい量に上り、殆ど無盡藏と稱され、今日では支那の主要輸出品とさへなつてゐる。China Year Book, 1921 によれば蒙古の全輸出超過額は一年一千五百萬弗の多きに上る由である。

之等牧畜に關聯して、酪農業等が行はれ、最近は毛織物、鞣皮、皮革製品等の製造工業獸肉、脂肪、臟器皮革、血液等を目的とする屠畜業が勃興しつゝある。

內蒙古に於て冬季の酷寒と夏季の炎熱が長期間繼續することはなる程一面これら産業の發達を阻害するかも知れぬ。併乍、地方から見ればこれらは生産した原料品を乾燥し、又は貯藏するのに極めて好都合であるといはれねばならぬ。例之、家畜の肉や乳はそのまま放つておきさへすれば冬季少くとも百日間は貯藏することができ羊毛や皮革は洗滌の後、夏季何等の燃料費を要せずして乾燥し得るのであるから、將來牧畜業やその附帶産業が大規模に企業化した場合には之に依つて生ずる經費の節約は蓋し馬鹿にはならないのである現地には曹達も産するし、鹽も出る。毛皮を消毒清掃し、肉を貯藏するに必要な鹽も決して他より移入する必要はない。この場合問題となるのは燃料であつて、樹木のない關係上、今日まで蒙民の使用してゐるのはアルガル(乾糞)である。

內蒙古の地は滿洲國及び北支那といふ消化力の大きい大市場を直接控へてゐるし、更に大連、天津を通じて外國市場にも連絡を有するのであるから、東洋市場を目指す泰西工業諸國に優に拮抗して、今後益々發展の可能性がある。加之、英國、米國、獨逸、日本等の蒙古畜産品に對する需要は今後增大の一途を辿るであらうと考へられる。

ロ、外蒙古に於ける畜産

外蒙古の牧畜はできる限り勞働力を少くし、「自然と偶然の成すまゝに」自然が容易に供給するものを採取するといふ簡單な經濟組織の上に立つ原始的遊牧形態である。

外蒙古は北部地方――山地にして森林地帶と草原地帶の混合地域と、中部地方――前ゴビ沙漠地方の草原地帶及び南部地方――ゴビ沙漠地方の三地域に區分することが出來此の關係から牧畜の遊牧的形態より土地の集約的利用への

推移は、一般的に見て困難な狀態におかれてゐる。北部は草類が豐富で河川も多く、又耕作を營むことが出來、中部は丈低き草及び小叢が多いが半乾燥地帶である。南部は貧弱なる植物が有るばかりで有刺植物及びゴビ沙漠特有の硬い小さい草で被はれ、氣候は暑く所謂沙漠地帶である。此の種別に依る三地域の自然の狀況に從つて各種家畜の分布區域にも影響してゐることは後述する。

土地は共用であつて旗の使用に任せ、王公もラマ僧も庶民階級も、土地に對しては同一の權利を有し各自の家畜を放牧してゐる。然し饑饉とか干魃その他の特別の理由の無い限り、又は所屬行政機關（即ち旗廳）の許可なくして一旗の家畜を他旗領域内に移すことは出來ない。

又、各世帶間或は各世帶より成る團體間に於いては强制的な割當といふものがなく、お互に他を侵すことなく自己に慣れた場所に於いて遊牧を行ふのである。

ラマ教は、青草を刈取ることを罪惡だと敎へてゐる。そして又蒙古人の間には「青草を刈取ることは穀物に降霜を來すことになる」といふ口傳が行はれてゐる。

一年を通じ家畜は野生の牧草により飼養され、草の生長狀態に從つて轉々として追はれて移行するのである。家畜小舍は無く、家畜の群は常に外氣の下に置かれ、自然力のあらゆる影響を受けると共に野獸の襲擊に遭遇することがある。然しロシヤ人及びブリヤート人の間では「追込」や小舍を建て、或は又乾草や糧秣飼育してゐるが、これは北部國境地方に限られ、此の地方の蒙古人間には、次第に此の文化的慣習に實例を以つて敎訓づけられてゐる蒙古人を散見することが出來る。

蒙古人は遊牧期を、春、夏、秋、冬の四期に區分してゐる。冬期は蒙古人は家畜を伴れて山の中で過すのであるが獸疫の爲め多數の家畜が斃死する。春になると家畜を追うて平地に、河に近い場所へ移行する。其處で家畜は牧草及び水地を求めるのである。夏は山地にして水源のある涼しい場所に移り、秋は春の場所に歸り、初霜と共に彼等は再び遠い山地へ冬の塒に歸るのである。だが、冬を越す牧地にも家畜の爲めの水飲場所は無く、蓄へられた乾草も無い。家畜は自分で雪を割り霜を破つて水を飲み草を求めるのである。だが數百年來此の困難なる條件に慣らされた家畜は比較的耐寒力があり、飢渴に對する耐久力を持つてゐるのである。

蒙古人の傳統は、彼等の牧畜業の上に二つの大きな暗影を投じてゐる。その一つは現存家畜の質的及び量的惡化を意味する早期受胎、狼等の野獸の危害、飼料不足、寒氣、吹雪、疾病及び流行病等であり、その二は、第一の缺陷の對策としての牧畜業への文化的方法の採り入れの極端なる

躊躇、即ち保守的にして迷信的なことである。

早期受胎は、發育不完全な子を生ずることに依り家畜の退化を意味し、野獸の襲擊は、一年を通じて家畜の一〇%を失ふことになるが、蒙古人は之に對して組織的防禦法を講ずることがない。

飼料不足問題は既述の如く、乾草準備が行はれず、僅かに三、四十年位以前から北部國境地帶の極小部分に於いてのみ行はれて來たものであるが、最近は政府當局の奬勵に依つて次第にその範圍が擴大されて來てゐる。

一九三〇年度には、外蒙古で四五、九三六ヘクター（一ヘクターは我が國の約一町二十五歩）の土地から三、二一五、六〇四プードの草を刈取つてゐる。即ち、

	ヘクター	プード
蒙古人	一六、八四八	一、一七九、四一六
露・支人	六、六〇〇	四六二、〇〇〇
コルホーズ	一〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇
ソフホーズ	七、五〇〇	五二五、〇〇〇
其他の國家機關	四、九八八	三四九、一八八

となつてゐる。外蒙古國民革命黨は、一九三〇年、主としてコルホーズ、ソフホーズ等の地域擴張を計畫し、一九三一年度に於いては、

	ヘクター	プード
コルホーズ	三〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇
ソフホーズ	一〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇
其他の國家機關	五、〇〇〇	三五〇、〇〇〇
蒙・露人	二三、四四八	一、六四一、四一六
合計	六八、四四八	四、七九一、四一六

となり、黨の計畫は完全に遂行せられて公共部分の割合は六五・七%に達した。

然しこれは、全體的に見て取るに足らない（將來の發展性は充分認めるが）數字である。

次に來る缺點は、寒氣、吹雪、霜氷及び獸疫等の不可避的な自然の災害である。蒙古人としてはこれ等の災害に對しては、唯々傍觀するより途がないのである。殊に吹雪及び疫病の災害は强烈であり、雪は特に山羊、羊に對し、疫病は全家畜を通じて破壞的猛威を振つてゐる。

ツエントル・ツユーズの調査隊長イ・マイスキー氏が一九一九年庫倫より科布多に至る間に於いて得たる資料は、次の如き意味を指示してゐる。

即ち、一デシヤーチンの曠原は平均八〇プードの乾草株を產することが出來、若し乾草株刈取場として五〇萬平方露里を使用する場合には、四〇億プードの乾草を得ることが出來る。この量は冬期約六千萬頭の家畜の飼料とするに充分である。

故に若し、更に燕麥を與へ、人工的灌漑等の文化的施設に依る時には、外蒙古は約一億萬頭の家畜を飼育すること

が出來ることになる。

然も將來外蒙古に鐵道或は自動車等の交通機關が發達し家畜中比較的價値の低い馬、及び駱駝の數が減少され、これに羊を以つて代へる場合、外蒙古に於ける牧畜より得る富はより增大されるであらう。

更に、牧畜業は肉類、獸毛、皮革等の畜產物を伴ふが故に、其處には必ず、鐵鑛及び石炭に伴つて製鋼業や機械工業が勃興ずる如く、羊及び牛等の畜群に附帶して鞣業、製油、石鹼製造、獸脂製造、皮革工業、罐詰工業、製絨業等の近代的工業の勃興を見るに至るであらう。

ハ、ブリヤート蒙古に於ける畜產

ブリヤート・モンゴル共和國は、元來が遊牧民、半遊牧民の棲息地域であるから、牧產は最も豐富であり、地方經濟の主要部門を占めて居た。殊に共和國西部地方は、全農產物の過般は牧畜であつた。又ブリヤート、モンゴル共和國が、舊管區制の極東シベリヤ地方(ヴオストーチノ・シビールスキー・クライ)に屬して居た一九三二年には、全地方畜產に對するブリヤート・モンゴル共和國畜產の比重(ウデエリヌイ・ヴエス)は三一・八%を占めて居た。これは極東シベリヤ地方の第一位を示すものであるが、而し一九三二年は畜產の最も不振な年であつた。其の行政管區の再組織により、ブリヤート・モンゴル共和國がクランノヤルスキー・クライに編入されてからは、共和國の全クライ(地方)に對する比重は、一層大きくなつた。以下更に內容的檢討を試みやう。

ブリヤート・モンゴル共和國の牧產は、共和國建設後の七ケ年間は、極めて順調な增產率を示したが、一九二九年を峠として、急角度の減少を示した。その減少も一九三三年度を底として、再び漸次增加の趨勢を取ることゝなつた。この關係を一覽表にすると次の通りである。比率は畜產の最高度を示した一九二九年度を百とする。

年度	頭數	一九二九年度に對する百分率
一九二三年	二、二六三・七	七〇・三%
一九二九年	三、二二〇・四	一〇〇・〇
一九三二年	二、〇二二・四	六二・八
一九三三年	一、〇六七・〇	三〇・八
一九三四年	一、一一九・七	三六・八

一九三四年の增加率は、一九三三年度を標準にすれば、漸く一割二分四厘に過ぎないが、而も其の後は確實な向上步調を取つて居るので、今や共和國の畜產も漸く軌道に復

したものと言へる。
一九三〇年から三三年に至る三ヶ年間の急激な減産には、種々な根本的原因がある。其の最も主要なものは、富農及び喇嘛階級が、外觀上特權地位を棄てゝ、勞働大衆に合流しつゝも、實際にはコルホーズ(集團農場)の內外に在つて、社會主義經濟を攪亂、妨害したゝめと說明せられる。(ベ・トグミトフ、一二二頁)然し其の外にも、例へば遊牧を主命とするブリヤート人に對し、土地革命を斷行して集團定住經濟を强制したり、其の他從來自由放任の傳統を無視し、一擧に統制經濟に乘出した等の政策上の理由から、其の過渡期に於て、畜產減少と云ふ一時的現象を惹起したものと思はれる。(善隣協會、八八—八九頁參照)

斯く過渡的な退步的現象は免れなかつたが、今やコルホーズによる畜產經營は漸く效果を現はし、一九三一年度全畜產頭數に對するコルホーズの比重は四〇・一%に過ぎなかつたものが、一九三四年には六三・二%に達した。更に第二次五ヶ年計畫によれば、一九三七年度頭數は、ソフホーズ(國營農場)を除き、共和國中で一九三二年度に對して七一・二%、一九三三年度に對して九四・三%の增率を擧げることになつて居る。牧畜用のコルホーズ農場(コルホーズナヤ・フエルマ)も、一九三二年の六百から、一九三四年の八百五十一となり、更に一九三八年一月一日には、二千百五十四に達する計畫である。(ベ・トグミトフ、一二二—一二三頁)(入江啓四郎)

ツアー時代に於ける絕えざる土地沒收と强制移民、殊に東部ブリヤートに於ける土地沒收と强制移民は、畜產業の經濟力を殺いだ爲めにその發達上非常な障害となつた。一つの證據として次の數字を擧げるならば、

	一八九七年	一九一六年	一九二三年
ブリヤート人口百人當り家畜數	一〇六六	八九三	七二〇
一八九七年に對する百分率	—	八三・八	六七・五

二十五年間にブリヤート共和國の家畜所有數は三二・五%だけ減少したのである。之等の數字は、ツアー政府の行政が畜產業を阻止した事を有力に物語つてゐるのであらう。

一九二三年、即ちブリヤート共和國の創建以來、家畜頭數は急激に增加し始め、それと關聯して、一家族の平均所有數も亦增加して來た。それは次の數字によつて明かである。

一家族當りの平均頭數

畜種＼年次	一九二三	一九二四	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	一九二三年に對する一九二九年の百分率
馬（絶對數）	二・四八	二・五〇	二・五七	二・六五	二・九〇	三・二四	三・三八	—
前年度に對する百分率	—	一〇〇・八〇	一〇二・八〇	一〇三・一〇	一〇九・四〇	一一一・七〇	一〇四・三〇	一三六・三〇
大有角獸（絶對數）	六・二五	六・五三	六・七六	七・九一	九・三〇	一〇・四六	一〇・六〇	—
前年度に對する百分率	—	一〇四・五〇	一〇三・五〇	一一七・〇〇	一一七・六〇	一一二・四〇	一〇一・三〇	一六九・六〇
緬羊及び山羊（絶對數）	五・五七	六・四八	七・三五	八・八四	一一・八四	一四・三〇	二五・一八	—
前年度に對する百分率	—	一一六・三〇	一一三・四〇	一二〇・二〇	一三三・九〇	一二〇、八〇	一〇六・一〇	二七二・五〇

上記の如く、ブリヤート共和國農業の基本的部門たる畜産業の非常なる發達にも拘らず、最近まで畜産業はその大部分が、東部の各アイマクに於いて始められた儘の原始的方法、卽ち單に夏季のみならず冬季にも家畜を牧場に放つ方法を變へなかつた。

第一次五ヶ年計畫前半期に於ける**上述の如き躍進的成果**を裏切り、その後半期は家畜數は漸減の道をたどり、後期に至つては非常な**減少**を來してゐる。

家畜頭數減少の傾向は極く最近まで續いた。それがため農業の基本的部分は一大打撃を被つてゐる。一九三〇年から始まつた家畜の減少は、一九三二年度の家畜頭數を一九二三年度水準の八五％にまで低め、而してこれを一九二九年度に比すれば、その減少率は實に六二・八％に達してゐる。

更に一九三三年七月現在の家畜頭數は、左の如き率で低下してゐる。

畜種	二九年に對する減少率	三二年に對する減少率
馬	六二・五	一六・七
大有角獸	四〇・〇	二五・四
羊・山羊	二八・〇	四七・〇

之を更に各アイマク別に觀察すれば、

1、アギンスキイ・アイマク
一九二九年に比し七八％、三二年に比し二三％の減少

2、セレンギンスキイ・アイマク
三二年中の減少二一％

3、バルグヂンスキイ・アイマク
三二年に於ける家畜頭數は三一年に比し六一・五％であるが、三三年初に於けるものは三二年のそれに比し八二・九％である。

4、エラウニンスキイ・アイマク（ソフオーズを含む）
三二年中に減少した率は三七・四％で、その內譯は左の如くである。

馬　一二・八％
大有角獸　一五・九％
羊・山羊　六九・〇％

5、ザガメンスキイ・ライオン
前年に比し四四％減少

6、其の他ボハンスキイ、キヤフチンスキイ、ホリンスキイの各アイマクも各々減少してゐる。

共和國農務人民委員ロブサノフ氏は、家畜減少の原因として次の如き諸點を指摘してゐる。

1、交尾計畫の遂行不良
三二年に於ける遂行率（計畫に對し）

馬　五五・二％
大有角獸　四二・三％
羊・山羊　三九・八％
豚　三二・八％

2、不姙率の增加
其の不姙率左の如し（三二年）

アイマク名	馬	大有角獸	羊・山羊
ボハンスキイ	八三・〇	六六・〇	―
キヤフチンスキイ	九五・五	―	五七・一
アギンスキイ	―	五八・〇	四九・五
エヒリト・ブラガツキイ	―	五四・〇	―

3、死産多きこと
コルホーズ中の或るものに於ける死産率は五一%、五八%、七〇%といふが如く頗る大である。
4、飼の不足不良
燕麥を與ふべきに與へず、二月三月の頃には枯草すら與へない狀態である。

更に、ブリヤート共和國々民經濟調査局では、家畜減少の原因として、次の數項目を掲げてゐる。

1、富農の富裕農經營による家畜の無統制的屠殺と、富農及び彼等の代辯者による集團農場内の妨害行動
2、黨及び政府の極めて峻嚴なる命令にも拘らず、地方ソウエート諸組織はあらゆる種類の甚しい家畜濫屠の事實に對して、何等ボルシエヰキ的闘爭をしなかつたこと
3、仔畜出産率の低いことゝ、家畜傳染病や斃死等による家畜の大なる損失を除去すべき方策及び術策が不充分であつたこと
4、家畜に必要なる世話と、正しく配備された飼料根據地を缺如せること

然し、如上の原因の外に、更に、ブリヤート共和國農民の本質に立ち入つた、より根本的原因を指摘する事が出來る。それは、

1、ソ聯當局はブリヤート蒙古人の家畜に對する執着心を無視して、どし／＼家畜を徴發した。
2、遊牧を生命とするブリヤート蒙古人に、ソ聯は集團農制を布いて定住を强制したが、之は彼等の天性と相容れなかつた。
3、凡そ資本主義經濟組織に緣遠いブリヤート蒙古に對して、ソ聯は一擧に統制經濟を當嵌めようとした點に無理を生じた。

前記の如き極めて大きな缺陷があるにも拘らず、畜産の問題は依然としてブリヤート蒙古に於ける農業生産の基礎的部門をなし、從つて黨及び政府は、これを農業の發展、社會主義的革新及び再建の第一目標としてゐる。卽ち一九三二年十一月十五日のソ聯人民委員會では、ブリヤート人集團農場員の個人使用に關る家畜頭數の增加を命令し、あらゆる缺陷の克服に努力してゐる。

第一次五ヶ年計畫の期間内に、家畜頭數の共有化といふ點に於いては一大躍進が行はれてゐる。卽ち、あらゆる分野の家畜頭數に對する共有化された家畜頭數の百分率は、次の如くである。

年次	全家畜	內譯				
		馬	大有角獸	緬羊	山羊	豚
一九二八	〇・五	〇・四	〇・四	〇・五	〇・六	〇・七
一九三二	五七・五	六三・八	五四・七	六〇・七	六三・二	三三・四

現在、共和國の領域はソ聯全面積の一・八五%で、其の人口は〇・三六%であるが、農業に於いてブリヤート共和國の占める地位は次の如くである。

播種面積	〇・二五%
馬 四	一・〇七%
牛	一・三九%

卽ち、耕作はソ聯中最下位に在るが、牧畜に於いては斷然第一位を占めてゐる。然し、最近に於ける牧畜頭數の連續的減少は、穀產の增加と對照して頗る興味ある問題として注目に値する。ブリヤート人が牧畜から耕作に轉じようとする傾向があるのは、將來のソ聯の農業政策の動向を決定する重要モメントであるが、或は又、從來のブリヤート產業地圖を一變するに至るやも知れず、大いに研究の必要があると思ふ。

二 家畜頭數

內蒙古、家畜の總數に就ては勿論確定數は判明しない。各方面に於ける調査推算を列擧すれば左の如くである。先づ露人 Karamisheff が全蒙古の家畜數として擧げたものに據れば、

馬…………………約	一、八五〇、〇〇〇
駱駝………………〃	三七〇、〇〇〇
牛(有角獸)……〃	一、九二五、〇〇〇
羊及山羊………〃	一一、五〇〇、〇〇〇
計	一五、四四五、〇〇〇

となつてゐる。(1)

【1】W. Karamisheff Mongolia and Western China 1925, Tiensin.

次に同じく露人 S. Darin の調査に據れば、

	外蒙	內蒙	計
牛	一一〇萬頭	二六三萬頭	二七二萬頭
馬	一一五	二三五	三五〇
駱駝	二五	六一	八六
羊	七五〇	一、四〇〇	二、一五〇
山羊	三七	六五	一〇二

で、彼は一人當り所有家畜數を基礎にして算出したといふ。(2)

【2】新光社版、世界地理風俗大系第六卷、三〇七頁に據る。

又、Chinese Economic Bulletin, March 7.1.25 が內蒙古の家畜數（熱河及び哲里木盟を含む）として擧げてゐる所に據れば、

馬	五、〇〇〇千頭
牛（有角獸）	五、五五五
羊及山羊	七、二七二
駱駝	一五

で、各種調査の數字が甚だ區々であるのは止むを得ない。その他一狹區域の數字は種々の調査が存するが、內蒙古全般に亘るものは極めて少い。何れにしても人口さへ判明しないこの地方の家畜數は推算によるの外はない。

今錫林郭勒盟の各旗に於ける家畜頭數を、諸資料によつて綜合推定すれば左表の如くである。

旗名	馬頭數	牛頭數	羊頭數
東西烏珠穆沁	一三〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
東西浩濟特	六〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
東西阿巴哈那爾	二〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
東西阿巴嘎	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	八〇、〇〇〇
東西蘇呢特	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	六〇、〇〇〇

註一、山羊はその殆ど全部が羊と混合放牧せられてあるので、其頭數は右表中羊の頭數內に含まれてゐる。

二、駱駝については資料を得ないが、其數少く十旗を通じて二〇、〇〇〇頭餘であらう。

外蒙古、最初に外蒙古の家畜調査が行はれたのは、一九一五―一七年の外蒙古自治政府附屬ロシャ財政部顧問事務所に依つて成されたものである。今一九二四年以降の家畜の動態を觀れば、

年度	全家畜數	一九二四年度に對する%	前年度に對する%
一九二四	一三、七七六、一二九	一〇〇	―
一九二五	一六、四五〇、八九七	一一九	一九・四
一九二六	一九、三二一、七二四	一三九	一六・八
一九二七	二〇、一四一、八六五	一四六	四・七
一九二八	二一、四三五、四二九	一五五	六・四
一九二九	二一、九五〇、〇五一	一五九	二・四
一九三〇	二四、五五二、七五〇	一七八	二・八
一九三一	二五、二〇五、一三〇	一八二	二・七
一九三二	二六、〇六六、九四〇	一八九	三・四

となつて居り、家畜總數は年々增加して居る。一九二七年度より一九三二年度に至る年平均增加率は五・二六%である。然し專門家の各個別の統計材料より得たる正常な年平均增加率は三・八%―四・四%（山羊、羊等の小家畜は五―

五・七%、駱駝、馬及び牛等の大家畜は二・六―三・一%)であると觀てゐる。唯此處に注意を要することは、此の増加率は現在家畜數の增加を意味してゐるもので、家畜自體の繁殖力を指示するものでないといふことである。今此の繁殖力を觀るならば、小家畜に於いては三〇%、大家畜は一八%の繁殖力を持つてゐる。だが小家畜は二五%、大家畜は一五%が食用、輸出、或は自然の猛威の爲めに倒れるのである。一九二四年から一九三二年に至る九年間に家畜は八九%の增加を來してゐる。

學術委員會及び獸疫局は、一九二四年以降全家畜を二個のグループに分類した。即ち庶民階級に屬するものと、僧侶階級に屬するものとの二つのグループである。庶民階級とは平民及び王公であり、僧侶階級に屬するものとは僧侶及び寺院に屬するものである。一九二九年までは外蒙古の家畜は凡て寺院、僧侶、王公及び平民の間に分配されてゐたのであるが、一九二九年に至り外蒙古國民革命黨及び國民大議會の決議に依り、王公及び官吏の財産の部分的沒收方法を採用した結果として、コンミユン・コルホーズ及びアルテリーの新らしい家畜所有者が出現するに至つた。今、一九二四年―九年に亘る家畜の階級別所屬數を示せば次の如くなつてゐる。

年度	庶民階級	僧侶階級
一九二四	一〇、〇六九、四五九頭	三、七〇六、六六〇頭
一九二五	一三、八七一、六八四	二、五七九、二一三
一九二六	一五、五八八、九五八	三、六三二、七六六
一九二七	一六、四九一、五二一	三、六五〇、三四四
一九二八	一七、八三七、三九四	三、五九八、〇三三
一九二九	一八、六六三、九五一	三、二八六、一〇〇

此の統計に依ると、僧侶階級に屬する家畜の增加率は、庶民階級の其れ程、大きくないことを觀ることが出來る。これは、一九二四年より一九二九年に至る期間は外蒙古國民革命の發展の第二段階の期間であり、此の期間に於ける鬪爭課題は、封建的神政分子の權力の制限と、封建主義の經濟的基礎への果敢なる攻撃であつた。だから此の社會情勢に對する僧侶階級の選んだ自己防衞の手段は、自己の所有する家畜の賣却、或は內蒙古及び新疆等への移動、又は住民への讓渡であつた。これが爲め、庶民階級のそれほどの增加率を見ることが出來ないのである。

次に、外蒙古人口の各一人當りの家畜に對する保障率を觀れば、

一九二四年　一人當り　二五・二三頭（人口　五四六、〇〇〇人
家畜　一三、七七六、二九〇

一九三〇年　一人當り　三二・三〇頭（人口　七六〇、〇〇〇人
家畜　二四、五五二、七五〇頭

となつて居り、過去六年間に於いてその保障率は非常に高くなつて居る。

外蒙古の地勢は、北より、山岳地帶、草原地帶及び沙漠地帶の凡そ三つに區分出來るが、此の自然の條件及び特質に適合するやうに一九三一年一月六日より緯度線に依り區劃され、新行政經濟區劃の十三區域が設定されたのである。それに依ると

部名	一九三二年度家畜數
東部	二、六一四、五五〇頭
ゲンテイ部	二、三四六、四二〇
中央部	二、五〇三、一七〇
農業部	一、一〇〇、五七〇
コソゴル部	二、一四三、九二〇
後ハンガイ部	三、四七五、六〇〇
前ハンガイ部	二、五六五、一一〇
ザプヒン部	一、六〇八、〇一〇
ドルベツト部	二、〇八〇、二五〇
ヨブト部	二、二〇五、二四〇
アルタイ部	一、〇八九、〇八〇
南ゴピ部	一、〇三五、九八〇
東ゴビ部	一、二八九、七七五

であり、エデル、タリム、オル河等々により濕されてゐるばかりでなく、牧草の多い後ハンガイ部を第一位とし、東部、前ハンガイ部、中央部、ゲンテイ部等の順序で、牧草の多い山地及び東ゴビ地方に多く分布して居り、アルタイ部、南ゴビ部等の植物少く、且つ乾燥せるゴビ沙漠地方には家畜の少ないことが判る。

一九三一年度は、外蒙古牧畜史の一大變革期であつた。即ち一九三〇年國民大議會の決議に基いて、全國家經濟計畫の一重大部門としての牧畜業發展の第一次五ヶ年計畫が建てられたのである。その統制數字は次の如きものである。

一九三一年	一八、三五一、〇〇〇頭
一九三二年	一九、四四七、〇〇〇
一九三三年	二一、〇三一、〇〇〇
一九三四年	二二、八六〇、〇〇〇
一九三五年	二五、〇六〇、〇〇〇

此れに依ると、一九三五年に於いて外蒙古の全家畜數は二千五百六萬頭が計畫されてゐたのである。然るに獸疫局の發表に依ると、一九三一年度の家畜數は二千五百二十萬五千百三十頭であり、五ヶ年計畫は最初の一ヶ年間に完成されて餘りあるのである。

尙本計畫には、最も有利な家畜たる羊に於いてその最大增加率が計畫され實行されたことを特記して置く。

次に外蒙古家畜の飽和度を一平方粁に付いて表はせば

部	面積	飽和度
東部	二〇二、九〇〇平方粁	一二・八頭
ゲンテイ部	七五、三〇〇	三一・一
中央部	一四九、三〇〇	一六・九
農業部	六九、一〇〇	一五・九
コソゴル部	一〇七、二〇〇	二〇・〇
後ハンガイ部	五七、四〇〇	六〇・五
前ハンガイ部	一〇七、七〇〇	二三・八
ザプヒン部	九五、二〇〇	一六・八
ドルベツト部	八四、一〇〇	二四・七
コブト部	七七、九〇〇	二八・三
アルタイ部	二〇七、一〇〇	五・三
南ゴビ部	一五五、四〇〇	六・六
東ゴビ部	一六四、九〇〇	七・八

であり、又外蒙古全體の面積一、五五三、五〇〇平方粁から計算して、一九三一年度に於ける外蒙古家畜の飽和度は一平方粁に付き一六・二頭となつて居る。即ちこれに依つて見ると、全體の平均飽和度を超こすと、後ハンガイ部の如きは四四・三頭である。

家畜の飽和度如何といふことは、即ち幾何の家畜を飼育し得るかといふことである。

一九三一年度に於ける飽和度は前記の如く一平方粁に付き一六・二頭であるが、之を九二四年度の八・九頭に比較すれば約八〇％の増加である。

而してソ聯の專門家は、牧畜に適する地域を全面積の約三分の一強と見做して居り、且つこれに適應する牧草の産出量を計算することに依つて、家畜の飽和狀態はその限界に到達したものであると結論してゐる。

果して然らば、外蒙古に於ける牧畜業の將來は？　在來の原始的遊牧法に何等の文化的方策を採り入れず、牧草の保護、貯藏及び灌漑、給水等の方法を採らないならば、外蒙古の牧畜業の將來は何等希望を持つことが出來ないであらう。だが、前記各項の諸處に於いて觸れたる如く、ソ聯の指導影響下に在る外蒙古は、次第に西歐文化を吸收或は強制されて、その牧畜業は文化的向上の途を辿りつゝあることを知ることが出來るだらう。

ブリヤート蒙古、共和國コルホーズ農業部門（一九三五年一月一日までにコルホーズ營業用牧群となれるものを含む）を通じて、あらゆる消費生産を通算して次の如く頭數を増大す。

馬	三四年一月一日	一七二、七七六頭
	三五年一月一日	一七六、四五六頭（二・六％増加）
大有角獸	三四年一月	三七九、六九三頭

三五年一月　三九九、九〇四頭（五・一％増加）

羊・山羊　三四年初　三一二、二一二頭
三四年末　三四二、〇八六頭（九・〇％増加）

豚　三四年初　六八、四二五頭
三四年末　八五、〇一二頭（二四・五％増加）

（二）共營々業用牧群は、次の如く内部的再生產により頭數を増大す。

馬　三四年初　二、二九二頭
三四年末　二、六四八頭（一五・六％増加）

大有角獸　三四年初　九二、七〇〇頭
三四年末　一〇二、〇〇〇頭（一〇％増加）

羊・山羊　三四年初　八五、二〇〇頭
三四年末　九五、五〇〇頭（一二％増加）

豚　三四年初　七、七〇〇頭
三四年末　一〇、七〇〇頭（四〇％増加）

（三）共和國内の牧畜を左の如く増大す。

馬　三四年初　四四、三二六頭
三四年末　四六、四五〇頭（四八％増加）
全家畜に對する新比較　二六・三八％

大有角獸　三四年初　一七五、六九一頭
三四年末　二〇五、三七一頭（一六・九％増加）
全家畜に對する新比率　五一・四六％

羊・山羊　三四年初　一六六、六九八頭
三四年末　二〇八、八二〇頭（三一・四％増加）
全家畜に對する新比率　六一・〇四％

豚　三四年初　一七、七八〇頭
三四年末　二一、五八八頭（二五・三％増加）
全家畜に對する新比率　二五・三九％

（四）左の交配計畫を一〇〇％實行す。

馬　牝　數　四四、三二六頭
內種馬及改良牝　四六・五％

大有角獸　牝　數　一六九、九五〇頭
內種牝及改良牝　二九・四％

羊・山羊　牝　數　二〇九、四〇二頭
內種牝及改良牝　二〇・〇％

豚　牝　數　一八、二九四頭
內種豚及改良牝　九〇・〇％

（五）家畜の飼料を一〇〇％保障せんがため、次の如く枯草苅を實行す。

面　積　七六六、五〇〇ヘクタール

噸　數　　八三四、〇〇〇噸
期　日　　六月一日より三〇日間
家畜に對し野生飼料の外多液飼料を與へんがため、三四年に穴及び草置場等の裝置を設く。
容　量　　四〇、五〇〇噸

(六) 牛を所有せざる農民の絶無を期するため、一三、五〇〇名の無牛コルホーズ農民に對し、個人農、共營農等との契約による牡犢讓渡または共營、共有家畜販賣の方法によりて牛の普及を圖り、且つ牧畜に對する興味を増加せんがため、計畫量義務量以上に頭數増加せる分は、之を其の勞働日數に應じてコルホーズ員に分與す。

(七) 種畜に對する完全なパスポート制度を施行し、同時に之に對する適切なる使役及び飼養を行はしむ。

(八) 畜産物の增大を計畫すること次の如し。

乳(一搾り)二〇%　毛　一五%　肉　一〇%

(2) 家畜各説

イ、牛

內外蒙古に產する牛は俗に蒙古牛と稱されてゐる。東部內古蒙に產する牛はすべて外貌上同一の特徵を有し、大興安嶺山脈の北及西外蒙古及呼倫貝爾地方に產する牛もこれと同樣の牛である。卽ち內外蒙古に產する牛は總て所謂蒙古牛なる一の品種に屬し、且蒙古各地に於て蒙古牛以外の家畜牛を見ることは全くない。蒙古牛は滿洲東部の山地帶に產する滿洲牛、河南、山西、山東諸省に產する山東牛とは明に外貌上の特徵を異にし、品種上これらの種類とは全く別の種類に屬する。蒙古牛の分布區域は內外蒙古及滿洲直隸等の其接壤地方であるが、これらの接壤地方に於ては其地方の土產牛と雜交し血液の混淆を來してゐる。

蒙古牛が現今の家畜牛分類學上如何なる品種に屬するものなりやについては、短頭牛 Bos Taurus Brachycepharus Wilkens(朝鮮望月瀧三氏による)に屬するもので、遠く西方裏海附近の「クロスツク」「キルギー」地方に產する牛と同種であると云ふ。

(a) 皮膚、被毛の色及性狀

I 毛色

野生に近い狀態にある家畜は其毛色、骨格等これを人工的に飼養改良された家畜に比し甚だ複雜なるが常である。蒙古牛も此例に漏れず其毛色は甚だ多種多樣である。

蒙古牛の有する毛色は大體白、黑、褐の三色である。黑色は漆黑色なること殆どなく多くは光澤なき暗黑色若しくは帶褐黑色である。個畜の體色は黑色、褐色等の單色なることもあるが、又以上の三色の色々に交雜して各種の斑若しくは複雜なる虎毛、糟毛等を現はす。蒙古牛に見る個畜の毛色と其多少の割合は大體次の通りである。

毛色	割合	備考
褐色	三八%	赤褐色最も多く、黒褐之に次ぎ、淡褐のもの少し
黒色	一八%	暗黒色及褐黒色多し
褐白斑及白褐斑	一六%	褐色の部分多き褐白斑多し
黒白斑及白黒斑	一二%	黒色の部分多き黒白斑多し
虎毛	六%	褐色の地色の間に黒若しくは暗色の條斑並行するものにして全身かくの如きは稀で多くは頭部及體の一部に現はる
糟毛（赤及黒）	八%	白色及黒色の毛一面に交雜して一見濃き灰色に見えるもの及白色と赤褐色の毛の交雜するものあり
虎毛及皮毛と白色の斑	二%	

また蒙古に見る特徴の毛列に口環、眼環及鰻線がある。口環は口の周圍を圍繞する淡色の環狀毛列で、其附近頭部の褐色よりも鮮明に區別される。眼環は同様眼の周圍に存する環狀毛列である。口環及眼斑は多く淡色であるが、時に黒又は暗色なることとあり、また口及眼の周圍全體に存せず、**其上下左右の半分**にのみ存在することがある。鰻線は五—一〇を以て肩から背線に沿ひ尾根に達する淡色または暗色の毛列である。口環及眼環は蒙古牛に常に見るところであるが、鰻線はこれをみること甚だ稀である。

II、皮膚及粘膜の色

蒙古牛に見る皮膚及粘膜の色は淡赤色、暗色若くは黒色である。尙鼻鏡の色には淡赤色の地に暗色の小斑點を數多有し、模樣あるものもある。

III、角及蹄の色

角及蹄の色も褐色と同様皮膚の色に關係あり、黒色牛の有する角は全體黒色であるか又は角根角幹褐臘色若くは白色で先端黒色である。黒色牛の蹄は黒色である。淡色毛の角は多く褐臘色若くは青白色で先端色濃きを普通とする。淡色毛の牛の蹄は多く褐色であるが、縱に黒條を有するものもある。

IIII、皮膚及被毛の性能

蒙古牛の被毛は一般に粗剛にして長く且光澤がない。寒氣嚴烈なる冬期は皮膚に密生々長し、其長さ三—四糎其量頗る多く且つ剛毛の間に一面絨毛を密生する。これらの毛は年々春季氣候溫暖なるに至れば脱落して換毛する。皮膚はかくの如く密生する多量の毛に被はれて、其表皮及眞皮は割合に薄く稍彈力に富み皮下の結締織はよく發達する。

（b）體軀の大さ

體尺測定の結果によると蒙古牛の大さは普通牝牛體高一〇五—一二五糎、體長一二〇—一四〇糎、牝牛體高一一五—一三〇糎、閹牛體高一一五—一四五糎、體長一四〇—一六五糎である。

從來調査したところによれば、內蒙古中哲里木盟南方博王、賓圖各旗及林西縣附近の牛は最も小さく、北方興安嶺山脈に近づくに從ひ牛體漸次大きく、興安嶺北方東西烏珠穆沁の產牛は最も大なり。巴爾虎地方の產牛は其南部正藍旗、正白旗等の牛最も大きく烏珠穆沁產牛に匹敵するが、其北方の牛は大きくない。海拉爾、海洲里の露西亞家畜商人の談によれば外蒙古の產牛は一般に巴爾虎產牛よりも小さいと言ふ。これによつてみれば蒙古牛は大體興安嶺山脈南北兩面山寄りの地方に產するものが最大で、これを相距ること遠きに至るほど小なるが如くである。

(c) 體型

頭

蒙古牛の頭は一般に體軀の大さに比して短小である。鬐甲高に對する頭長の百分率は、平均牝牛は三八・一〇%、牡牛は三七・六六%、閹牛は三八・二七%で、何れの牛種に比較するも短き部類に屬してゐる。閹牛の頭は牝牛及牡牛に比し稍長く狹く容貌粗野ならざるものが多い。また蒙古牛の頭は普通正規の形をなすが、稀に鼻梁穹隆の度甚だしく羊頭を呈するものがある。

角間線、角座高く、角上向するために甚だ狹く、其中央前頭骨緣の陷凹するものが多い。額、適度の長さ及幅を有し其面一般に平らであるが、下方は眼窩突出するために中央稍陷凹する。

鼻梁、一般に秀でゝ狹く僅に穹隆するが、牝牛には稀に平たく廣く容貌甚だ粗野に見ゆるものがある。

鼻鏡及鼻孔、鼻鏡は豐圓、鼻孔濶大である。その線稍下垂する。

項、平坦にして狹く短し。

頸下線、頸下緣の垂肉は一般によく發達し、牡牛に於ては下顎より胸に連續して最もよく發達し閹牛及牝牛に於ては胸垂の大なるものが多い。

軀幹

鬐甲、鬐甲は一般に狹く牝牛に於ては底きも牡牛及閹牛に於ては稍高く長きものと低く短かきものとある。一般には鬐甲部僅かに高く稀に其稍高いものがある。牡牛及閹牛に於ては鬐用部十字部より高いものの多く牝牛に於ては十字部の方高いものが多い。

胸、胸は狹くして甚だ深い。

背、長さ適度にして一般に狹く銳い。牡牛及閹牛に於て鯉背、垂背等少く背線多くは十字部まで一直線をなすが

牡牛には鯉背少くない。

腰、長さ適度にして廣く平坦である。

腹、大きく適度に張る。

臀、牡牛及閹牛に於ては適度の長さ及幅を有す

頸

蒙古牛の頸は適度の長さを有し牝牛及閹牛に於ては扁平にして牡牛に於ては甚だしく厚くない。

頸上線、牡牛に於ても頸上緣の隆起は强度ならず、閹牛に於ては殆ど垂直、牝牛に於ては眼、大さ適度にして眼瞼は厚くない。

耳、大きく厚く角根の後下方に位置し前方に向ふ。耳殼の緣及内面には長毛を密生する。

角、太さ牝牛は一二—一六糎、閹牛は一七—二五糎、長さ牝牛は二〇—三〇糎、閹牛は三〇—五〇糎である。角座高く角鞘は質緻密にして滑澤である。

角向、牝牛角

(1) 初め上稍側方に向つて出で前內下方に向つてカーブするもの。

(2) 初め上稍側方に向つて出で兩角相對して內方に向ひカーブするもの。一般に蒙古牛の角は初め上稍側方に向て出るものは甚だ稀である。牡牛の角は太く短く僅に前圓方にカーブする。

閹牛角

1、上稍側方に出で前下方に向つてカーブするもので先端は前下方に向ふ。

2、上側方に出で內方向につてカーブし捻轉して先端上內方に向ふもの。

3、上側方に出で內方にカーブし先端上方に向ふもの。

4、側上方に出で前方向し又は側前向するし、多くは平坦であるが斜尻のものもある、牝牛には斜尻割合に多く且稍短い。薦骨後方の突起高く尾推との接合部に「クビレ」あるもの多い。後方坐骨結節間の幅は一般に甚だ廣い。

尾、尾根の位置は一般に低く尾は長くして先端房毛が多い。

四肢

四肢は一般に骨纖細にして粗大ならず、筋肉の付着良好にして强健である。

肩、肩胛骨は稍長く廣くして峻立する。肩は袷肩のもの多く三枚肩は稀に肥盈牛に見るのみである。筋肉の付着は良好である。

上膊及前膊、太からざれども筋肉の付着良好である。上

膊は短く其位置水平に近い。

前膝、膝關節は大きくない。

前肢々勢、前膊骨は稍外方より下内方に向ひ管は直立しX狀脚は少いが稍狹く踏む。

繋、短くして丈夫である。

蹄、蹄は割合に硬く大きくして蹄踵低い。

後肢、前肢と同じく骨太からざるも丈夫である。上腿の筋肉付着は一般に良好でない。飛節關節並に其他の關節は粗大でない。

後肢時勢、牡牛及閹牛に於ては後管稍直立し飛節角度大きくX狀脚をなすもの少いが、一般に狹く踏む。牝牛に於ては後管斜に立ちX狀脚をなすもの多い。

（d）各種用途に對する能力若くは價値

1、肉用としての價値

肉用としての市場に賣出される蒙古牛は主として閹牛である。牝牛は原産地に長く蕃殖搾乳せられ其後に死滅せるもの多く、既に蕃殖搾乳に使用し難き老牝牛のみ市場に賣出される。又蒙古に於ては牡犢の去勢普く行はれるが故に牡牛の市場に賣出されるものは甚だ稀である。

之蒙古牛は甚だ晩熟であつて生産後滿五年を經て體軀漸く完熟し、明け四歳以下の動物は體軀矮少肉僅少で肉牛として市場に賣出すこと困難である。從つて各地方の市場に現はれる蒙古牛は普通六七歳以上若きも明け五歳である。

原産地より各場市に出廻る蒙古閹牛の生體量は普通三百瓩乃至四百八十瓩の間にあり、三三〇―四一〇瓩位のもの最も多く稀に五〇〇瓩以上に達するものがある。牝牛は一般に之より甚だ小さく一九〇―三〇〇瓩の間にある。

而して草牛と呼ばれる之等原産地より市場に出た儘の牛の屠體部合は、枝肉步止り平均五%、正肉步止り平均五%正肉步止り平均三五%位である。從つて之等の閹牛よりは一三五―二一六瓩の枝肉を得牝牛よりは八五―一三五瓩の枝肉を得る。

然るに南滿洲に於ては各地方に於て高粱酒槽を以てする牛の肥盛が行はれる。肥盛に供する牛は全て閹牛であつて且つ多くは原生體量三五〇瓩の稍大型のものである。蒙古閹牛は割合に肥盛し易は三乃至四ヶ月を以てよく生體量六〇瓩乃至一二〇瓩を増し、完全に肥盛するときは枝肉步止り五五%正肉步止り四五%内外なるに至る。從つて肥盛牛の生體量は普通四一〇瓩乃至六〇〇瓩であつて、二〇〇乃至三〇〇瓩の枝肉を得る。

之を實際例について見るに奉天、勸業公司が、大正十一年十一月より大正十四年一月迄に日本内地輸出のため滿蒙冷藏會社に賣却した(少數滿洲産牛を含む)の總頭數四千六百餘頭中、同公司に於て肥盛せるもの七八八頭の平均生體

量四八九瓩（一三〇貫六）、短期間肥膃し半肥膃の狀態にて賣却せるもの頭數五六九頭の平均四三四瓩（一一五貫八）其他のもの三二六六頭の平均三四一瓩（九一貫〇）である。尙第一類に屬するものの最大は六二九瓩（一六八貫）である。

蒙古牛の肉は鮮紅色を呈し、皮下脂肪の色は赤色又は黃色を帶び其の色濃きものと稍々稀きものとある。一般に筋肉組織内に於ける脂肪の分布は少く、肥膃牛肉の長背筋にのみ疎なる網狀沈積を見る。筋肉内脂肪の色は白色又は薄き赤色、黃色を帶びる白色である。蒙古牛の大部分は平常勞役に使用せざる放牧牛なるを以て、其の肉は水が多く堅からざるも味佳良なりとは稱し難い。卽ち一般に其肉質日本牛、朝鮮牛等に比して劣るは勿論山東牛よりも不良である。只其の肥膃せるものに於ては相當美味にして食卓用として充分之を使用する事が出來る。肥膃せざるもの之を鑵詰用とするには脂肪含有量少く頗る適當である。

是を要するに蒙古牛は、稍肥性には富むが、晩熟にして成長遲く且つ體軀矮少にして肉量少く肉質亦佳良ならずして、肉用牛として優秀なるものとは稱し難い。

蒙古牛の屠體部合に關し大正十二年三月滿鐵農事試驗場に於て施行せる屠殺試驗の結果は、三ヶ月間肥育せる蒙古騸牛八頭の平均であるが、屠殺の際尙肥膃は充分完成せざるものと認めらる。

Ⅱ、乳用としての價値

蒙古牛は無知蒙昧なる蒙古人の家畜として蒙古の草原に生育し、其の乳及肉は古くより彼等の利用せられしものに係らず、未だ曾て乳牛又は肉牛として改良を加へたる事なく、其の能力何れも劣等である。卽ち其の牝牛の泌乳量の如きも之を西洋の乳用牛種に比すべくもなく、乳房、乳頭等泌乳機關の發達は、從來全く搾乳せざる日本牛、朝鮮牛に比較するも優る處ない。

從來滿鐵沿線に於て邦人の蒙古牛を飼養して牛乳搾取營業を爲すものについて調査するに、蒙古牝牛一日の泌乳量は最高時普通五—七立最も多いものに於て九立である、泌乳期間は三ヶ月乃至九ヶ月普通六ヶ月で一ヶ年の泌乳量は七〇〇—一〇〇〇立稀に一二〇〇立である。右は蒙古牛を以て牛乳搾取販賣營業をするもの飼養牛で豆腐粕、麩等の濃厚飼料を給與し牛舍內に收容するものである。從つて之を蒙古の草原に放牧飼養するものに比し其の乳量は著しく大である。

原產地に於ける蒙古牝牛の泌乳量は泌乳最高時一日普通三、五—五立で稀に一日五立以上出すものがある。搾乳期間は普通六ヶ月であるが母牛姙娠せざる時には之より長く搾乳し得る。從つて原產地に於ける蒙古牝牛の泌乳量は三六〇立乃至五四〇立で其中犢牛に自然哺乳するもの二分之

一乃至三分之一であるから、蒙古牝牛一頭より搾取される牛乳の量は一年凡二七〇立内外である。

四、役牛としての能力

蒙古牛は純蒙古地帶に於て牛車を挽くに用ひられ、農牧混同地方に於ては農耕牛及輓曳用役牛として蒙古人並に支那人に使用される。蒙古に於て役牛として使用される牛はすべて閹牛であつて、牝牛及牡牛を役用に供されること全くない。

純蒙古地帶の蒙古人及此地方を旅行する支那人部隊は、すべて一頭曳の粗造なる蒙古牛車（モンゴルテルゲ）を使用する。其の積載量は普通五百支那斤（約二八〇瓩）一日行程凡そ六〇支里（二四―三二粁）とされる。

農業地方及農牧混同地方に於ける支那人及蒙古人の支那式農業は於ては、耕起、中耕の際共熟地には耕牛二頭を駢べて使用する。其の耕牛二頭の農耕功程は播種耕起の際は一、五―二天地（〇、九―一、二ヘクタアル）、中耕の際は一―一、五天地（〇、六―〇、九ヘクタアル）である。又此地方に於て新墾の場合には四―六頭の牛を聯繫して使用し一日普通半天地（〇、三ヘクタアル）を開墾する。開拓地方に於ける牛車には二頭乃至七、八頭の牛を聯繫して使用し車は支那式大車を使用する。其輓曳重量は普通二頭にて一千支那斤（約五六〇瓩）六、七頭の牛を使用するとき三千支那斤一六八〇瓩）である。

役牛として蒙古閹牛は性質温順にして之を使役し易きのみならず、體質强健にして粗末なる飼料及粗放なる管理に堪える長處を有するが、體軀小さきに失し輓曳力弱き缺點がある。

ロ、馬

内外蒙古に產する馬は一般に蒙古馬と稱せらる。蒙古馬は伊犂馬と共に支那に於ける二大馬種をなし、其分布區域は甚だ廣く内外蒙古及支那は勿論朝鮮及日本等の土產馬も元來此の種に屬するものと稱せらる。

蒙古馬は體軀矮小體高普通一、二一―一、三九米の間にあり一、二七―一、三〇米のもの最も多く、其の最も高いものも一、四五米を超ゆるものはない。體重は普通二六〇―二七〇瓩にして、二七〇瓩を超ゆるものは稀である。

其の型は一般に頭大きく頸礎低くして鹿頸をなし、中軀は長きも背腰の接合極めて强く尻は稍短く少しく傾斜する。胸は深く廣く四肢は骨太く頗る强健で蹄亦良好である。

かくの如く蒙古馬は體軀矮小なるのみならず、體型整はず外貌粗野にして品位に乏しい。又稟性悍威に乏しく性質鈍重にして之に敏捷輕快なる運動を要求することは出來ない。併乍蒙古馬は體の構造頑丈にして性質溫順且つ頗る持

久力に富み、其の體質は强健にして疾病に侵さるゝこと少く宜く粗放なる飼養及管理に堪える長所を有する。

内蒙古に於ては至る處馬を産するが内蒙に於ては東西烏珠穆沁旗及阿爾科爾沁旗等其頭數最も多く又呼倫貝爾及外蒙は一帶に馬産盛である。内蒙古に産する馬はすべて純粹の蒙古馬で元來一つの品種に屬するものであるが、各生産地方の氣候風土の差異より地方により稍其體型を異にするものがある。現今蒙古産馬は其の體型の上より達爾漢型、烏珠穆沁型、外蒙型とに區別される。

東支鐵道沿線の北南地方に於ては從來より露西亞馬及露蒙雜種馬を見ること少くない。

併之等は其地方に産するものすべて露西亞人及支那人により生産飼養され、蒙古内地に於ける蒙古人は其の近邊、呼倫貝爾地方に於ても斯の如き馬を飼養或は生産することは全くない。

a　**毛色**

蒙古馬は皮膚厚く被毛粗剛で外貌甚だ粗笨である。其の毛色はは蘆色、月毛、河原毛、栗毛、青毛、糟毛、駁毛等がある。右の中蘆毛は最も多く。各地方に於ける請査によるに蒙古産馬の約四五%は蘆色である。之に次ぐものは月毛及鹿毛で各一五―二〇%を占める。

川原毛及栗毛は割合に少く各七%位、其他は青毛糟毛駁毛等で何れも僅少である。

b、**體質**

蒙古馬の一般體型は凡そ次の通である。

頭は稍大きく額廣く其面平直なるものが多い。項短くして頭の付差宜しからず顎間狹く頭の屈撓自由でない。目、眼瞼粗厚であるが目は豐圓溫和の相を有する。

耳、耳朶小さく短くして尖る。

鼻孔、濶大

口、比較的小さい。

鬃毛及鬣毛、共に粗剛で甚だ多い。

頸

短厚にして鹿頸をなすもの多く頸礎低く多くは頸を水平に保ち擧揚するも其程度微弱である。

軀幹

鬐甲、低く短く厚い。多くは鬐甲部尻高よりも低い。

背、一般に長く鯉背が多い。

腰、廣く短く附着良好である。

臀、廣く短く斜尻が多い。

胸、廣く深くして强大である。前胸は胸筋より發達し肋骨は長くしてよく彎曲する。腋間は廣くして餘裕がある。

腹、一般に膨大で草腹が多い。

四肢

肩、稍峻立するも長く廣く筋肉の附着良好である。

上膊及肘、上膊は比較的長く其位置水平に近い。肘の位置は正しい。

前膊、長くして廣く厚く筋肉の附着良好である。

膝、厚く廣く垂直で緊密である。

管及腿、管は短く大く腿との離隔良好である。腿はよく緊張乾燥する。

球節、大きくよく乾燥する。

繋、太く短く斜である。

蹄、蹄冠大きく質緻密であつて平蹄多い。

後肢、前肢は同樣發育良好强大である。

脛及後膝、脛骨長く筋肉の發育良好である。後膝は肘よりも高い。

飛節、廣く厚く强くよく乾燥する。

次に蒙古產馬中達爾漢型、烏珠穆沁型、外蒙古型等の特徵は凡そ次の通である。

達爾漢型

達爾漢型の馬は體小さく體高普通牝馬一、二一―一、二七米、牡馬一、二七―一、三四米位である。頭は稍小さく附着比較的良好である。額狹く眼は大きく鼻梁眞直なるか若くは稍凹陷する。頸は扁平であるが附着良好である。鬐甲比較的高く長く。胸深く廣い。中軀比較的短く腰は短く廣くして强堅である。尻は傾斜甚だしくなく筋肉の發達良好である。肩峻立し四肢强健でよく乾燥する。蹄は小さく硬く平蹄多い。此體型に屬するものは達爾漢旗を中心として博王、札魯特、圖什業圖、札薩克圖等の各旗に產し性質敏感步樣輕快乘馬に適する。

烏珠穆沁型

烏珠穆沁型の馬は體稍大きく體高一、四〇米內外に達するものである。頭短く目大きくして稍突出し鼻孔濶大である。頸は附着低くして鹿頸多く達爾漢系の如く擧上しない。鬐甲低く鯉背多い。臀は長くして傾斜甚だしく四肢は强大である。蹄は小さくして質堅く高蹄に近いものが多い。此種の馬は烏珠穆沁を中心として內蒙阿爾科爾沁、巴爾虎等の地方は分布される。烏珠穆沁產馬は側對步法のもの割合に多く速力及持久力に富む。

外蒙型

外蒙產馬には乘馬型のものと輓馬型のものとある。

乘馬型のものは體稍大きくして一、二七―一、三九米位、頭稍長く鼻梁秀で鼻孔濶大額稍狹く眼は清澄溫和の相を有する。頭の付着は良好であつて、頸は稍長く扁平であるが其の附着も宜しく適度に擧上する。鬐甲は高く長く胴は長きも腰短く廣く臀も短くして筋肉よく發達する。肩は傾斜し胸は廣く深い。四肢は强大にしてよく乾燥する。蹄は質

緻密である。

此型のものは馬體各部の對稱宜しく性質敏感であるのみならず、肩より傾斜し前膊骨長くして速力速く天津、上海等の競馬に賞用せらる。輓馬型のものは頭大きく頸短くして付着宜しくない。鬐甲稍高く背比較的短くして腰及尻の發達は良好である。肩稍峻立するも胸は廣く深く四肢强大である。

c、能　力

蒙古馬は體軀矮小にして各種用途に對する能力必ずしも優秀でないが飼養管理容易にして持久力に富み、乘馬輓馬若くは農耕馬として廣く北方支那の各地方に於て用ひられる。殊に滿洲及蒙古の開拓地方に於ては農耕及輓曳役畜として牛、騾馬よりも遙かに馬の使用されること多く、蒙古馬は此の方面に需要せられること大きい。

速度、蒙古馬は體軀矮小なるのみならず、一般に頭及頸の付着宜しからず、肩峻立して步幅伸びず速度速くない。從來我獨立守備隊其他に於て測定せられる處によれば、蒙古馬の速度は普通一分間常步九〇米速步一九〇米驅步二九〇米である。

ハ、緬　羊

蒙古産緬羊は長尾種中の脂肪尾種に屬し、被毛より分類する時は緬毛及粗毛を混合する混毛である。

蒙古羊は頭比較的小さく且其幅狹くして長い。鼻梁は前方に彎曲し兩眼稍突隆し耳は大きく側方に垂下する。牡は普通角を有し牝はこれを有しない。體は一般に幅廣く胸深く臀部廣くして筋肉よく發達し四肢は細くして强健である。尾は特殊の形狀を呈し長からざるも廣くして多量の脂肪を沈積し、其形圓形を呈して體の後方を蔽ふ。其先端は急に細くなると共に上方に反轉し、上方の脂肪沈着部位に生ぜる凹所の中に位置する。

頭及四肢は絨毛を有せず短くして剛く光澤を有する普通の毛で蔽はれる。頭及四肢を除く其他の部分はすべて細くして長く柔かき絨毛で蔽はれるが、これに二種あり、一は長く太く波狀を呈すること少き粗毛で外表に現れ、一は短くして細く彈力に富む緬毛で體の表面に近い部分を占める。此二者は混合して體のすべての部分に存するが、頸及體の側面の下方は粗毛を混ずること多く背及腰の部分には緬毛を生ずることが多く。蒙古緬羊の毛色は一般に白色であるが、頭及四肢に黑色又は褐色を有するものが多い。

ニ、山　羊

蒙古山羊は毛色白色、黑色又は黑白の毛を交雜する灰白色で牝牡共多く角を有する。體の大きさは緬羊と略同等であるがこれよりも輕快で生體量、肉量共緬羊よりも稍少

山羊の肉は緬羊肉と同様に支那人、蒙古人に食用され、市場に於ける價格は常にこれに等しく豚肉よりも廉價にして牛肉より高値である。蒙古に於ける山羊は一年一回春季に剔毛され。山羊毛を約〇.五瓩位を生産する。別に剔毛前器具を以て抓き取る山羊絨と稱する絨毛は少量である。
山羊皮は國內に於て毛皮として使用されるものもあるが大部分優良なる製革原料として外國に輸出される。

ホ、駱　駝

蒙古に於ける駱駝は濃淡の別あるも毛色すべて褐色で毛は柔軟細美甚だ佳良である。頭は體軀に比して甚だ小さく顏を水平に保ち頸は捲頸をなす。耳、眼は小さく胸は深いが狹い。背は廣く二個の大なる隆起あり腹は著しく捲き上る。腰及尻は短く狹く後軀甚だ貧弱である。尾は短くして豚尾の如くである。四肢は長くして乾燥し關節大きく扁平にして大なる偶蹄を備へ砂漠地を歩行するに適する。被毛は長く冬期は密生するが春季には悉く脫落する。
蒙古の駱駝は背に二個の隆起を有し雙峯種に屬する。此隆起は一種營養物質貯藏機關で其內に脂を沈積する。從つて體力旺盛なる時は雙峯充實して背上に屹立するが、營養不良なる時又は老衰の動物は其內容物を費消し雙峯は弛緩して片方に垂れるに至る。蒙古産駱駝の體高は牡及牝は普通一、八〇〇－二、〇〇〇米、牝は一、六〇〇－一、八〇〇米である。

a、習　性

駱駝は性質溫順使役に容易であるが、性甚だ怯懦、雷光雷鳴等に驚くは勿論屢々些事に吃驚して狂奔する。其長所とする處は粗惡なる飼料もよくこれを利用し得ることゝ長く饑渴に堪へることにあり、一週間內外飼料を給せずして猶これを勞役に使役することが出來る。從つて外蒙の沙漠地方の如く野草に乏しく水稀なる處を通過する等の際には甚だ適當な役畜である。併駱駝は春季脫毛の時期には身體衰弱して使役することを得ず、且暑熱に弱きを以て夏期は一般に之を使役することなく休養せしめる。
駱駝の生命は他の家畜に比し甚だ長く三五－四〇年生存し斃死するまでこれを使役することが出來る。またその懷胎日數は十二月である。

b、能　力

蒙古に於て駱駝は乘用、駄用及輓用に用ひられる。乘用に使用する際には速度一時間四粁乃至五粁一日の行程四〇－五〇粁を以て長途の騎乘に使用することが出來る。馬の如く輕快敏捷でないため短時間の走行距離はこれに劣るが長途騎乘に用ふる場合には之と大差なき距離を進ましめることが出來る。

駄用として使用する際の駄載重量は二五〇瓩まで可能であるが、長途の駄用には一九〇瓩位を駄載して一日三〇―四〇粁宛進ましめる輓用に使用する際には之を牛車に繫駕し積載量は牛車と略同じく三〇〇瓩位であるが、一日行程は牛車の一倍半乃至二倍である。尙巴爾虎地方の蒙古牛車は駝駱にも繫駕せしめる關係上、內蒙に於て使用するものよりも大きく車輪の徑一六五糎、車體の幅九〇糎、車體の長さ二一〇糎轅の長さ二二五糎、幅一八本若くは一九本である。

(3) 畜産品

イ、獸毛

（a） 羊毛

蒙古羊は毛用として決して優秀なものではない。卽其產毛量少いと共に羊毛の品質劣等である。蒙古羊の產毛量一頭當り年平均二、五キログラムと發表してゐるものもあるが、恐らく過大なるべく、滿鐵の調査に據れば牝一、一二瓩、牡一八七瓩位で燕京大學敎授張印堂の計算によれば僅かに〇、六瓩に過ぎない。而してその毛は太く粗剛であり、彈力に乏しく絨毛の他に多量の粗毛を混じまたは死毛を多く夾雜する。從つて蒙古羊の毛を原料としては下等の毛織物、毛布、絨氈、フエルトの類が製造されてゐるに過なかつたが、最近これによつてホームスパンの製造研究が行はれるやうになり、その將來性もまた漸次增大しつゝある。

蒙古羊の洗毛步留は普通四五―六〇%である。羊毛は品質により市場に於て通常三分類され、之を輕毛(strictly combing)、中等毛(semi combing)、硬毛(filing or inferior)といふ。西寧毛（甘肅省西部、靑海省東境なる西寧に多く集る）は多く右の輕毛及中等毛に分類されるが、寧夏、包頭、大同、張家口、多倫諾爾等に集散されるもの卽ち普通一括して蒙古毛と稱せらるものは殆ど硬毛に屬する。之は前者の纖維長く、下生えの細毛亦細軟なるに反し、後者に在つては荒毛で緬毛少く、剪毛に際して瓦のやうになつて落ちる缺點があるからである。かゝる毛質の相異は品種の相違もあらうが、一々地形の如何によるものではなからうか。例之、甘肅、靑海等西北支那は地形の起伏複雜し、高山大洋至る處に所在し、濕度高く常時山腹の如何なる部分にも牧草を見出すことが出來る。殊に四時白雪を戴く峻嶺からは雪どけの水が絕えず平原を濕し、從つて牧草は蒙古に比し豐富でもあるし、又長期間生育してゐる。

反之、蒙古は起伏少き高原であり、濕度低く、降雨期は每年一度あるのみ。從つて牧草の成長季も頗る短期間である。故に前にも觸れた如く、家畜は一年の大部分といふものは枯草の殘骸をあさるか、一旦體內に貯藏した脂肪を自家吸收して生命を保つの外はない。家畜の飼養管理といふ

點に於ても、蒙古人は西北支那の漢回その他に比し、確かに劣つてゐる。

かくの如き狀態であるから、蒙古産羊毛は質的には確かに劣等であるが、世界の市場に於ては又夫れ相當の顧客を持つて居る。價額の低廉なものも一因であるが、厚手羅紗の原料として特徴をもつて居るといふことである。其の他絨氈又は優良羅紗の基礎材として歡迎されてゐる。

蒙古産羊毛が劣質なるまゝに相當の需要を有することは右の如くであるが、この劣質が絕對的のものではなく、種々の施設に依つて向上し得ることは、從來の實驗が雄辯に物語つてゐる以上、之に對して何等かの改善策を講ずべきは當然であつて、既に滿露支各國に於てその努力を拂ひつゝある現狀である。

滿洲國側にあるものは何れも滿鐵經營の施設であるが、大正三年滿鐵農事試驗場畜産科が一分科として設置されて以來、公主嶺農事試驗場に於て銳意緬羊改良に努力してゐる。同試驗場の業績につき、滿洲年鑑に發表されてゐる處を拔萃してみる。

「蒙古産緬羊は、よく氣候風土に慣れ、强健なる長所はあるが、毛質不良で、毛量亦少いのを著しい缺點とする。蒙古人は肉と毛皮とを目的として緬羊を飼育するも、文化の度進むに從ひ、毛皮の利用は毛織物の利用に進むべきもので、現在の毛皮用として良佳なる蒙古羊は、採毛用としては甚だ不良なるものがあるから、之を採毛用に改良する必要がある。

大正三年畜産科創設以來、蒙古羊の毛質改良、毛量增加の試驗研究に努力し、改良原種としてメリノー種（ラムブイエメリノー種）を用ひ、メリノー種の牡羊と蒙古種の牝羊とを交配して、第一回雜種をつくり、第一回雜種牝羊にメリノー種牡羊を配して第二回雜種を作るにある。斯くして生ずる第二回雜種の毛質は其半數宛メリノー種と第一回雜種に全然同質である。此第二回雜種中の半數を占むるメリノー種と同型のものは即ち固定雜種で、其の牡を以て蒙古牝羊に配するときメリノーを用ひたる場合と全く同じ改良の效果を得るものである。蒙古緬毛には纖美な緬毛少く粗剛なる毛髮多きを以て、製絨、織布用に適しないものであるが、之にメリノー種を交配して得たる第一回雜種は緬毛著しく增加し、粗毛減少する許りでなく、毛量母羊の二倍に上るを見る。而して第二回固定雜種に至れば粗毛は全く消滅して緬羊のみとなり、毛量は三倍に達する。此の雜種改良によつて肉質は影響さるゝことなく、而も毛質の向上により毛の單價は二倍半に達する。」（註）

【註】滿洲文化協會、滿洲年鑑、昭和八年、二六五頁

尙右と共に同試驗場緬羊改良試驗成績表があるから、そ

れも摘記しよう。

種類	性	年齢	頭數	産毛量（封度）	産毛量比率（%）
蒙古在來種	牝	三歳以上	八六五	二・四九	一〇〇・〇〇
メリノー蒙古在來種	同	同	二五三	四・九八	二〇〇・〇〇
メリノー蒙古在來改良種	同	同	一五	五・九七	二四〇・〇〇
メリノー種	同	同	一九六	一三・六二	五四七・〇〇
蒙古在來種	牡	同	一八	四・一〇	一〇〇・〇〇
メリノー蒙古在來雜種	同	同	三五	八・五六	二〇九・〇〇
メリノー蒙古在來改良種	同	同	九	九・九五	二四一・〇〇
メリノー種	同	同	一〇二	一七・六七	四三〇・〇〇

備考　右は六個年の試驗成績

（b）**駱駝毛**

駝駱毛の商品としての價値は極めて大なるものがある。その産出量も夥しく、駱駝そのもの〻數も莫大であるが、固より羊、山羊に比すればいふに足りない。蒙古に於ける駱駝數に就ても正確な統計は見當らないが、例の Karamisheff に據れば全蒙を通じて約三七萬頭、S. Dalin に從へば内蒙古だけで六一萬頭（全蒙古で八六萬頭）、Chinese Economic Bulletin の發表では内蒙古に於て一五萬頭（全蒙古に三六萬六千頭）Dalin の擧げてゐる數字が飛びはなれて高い處から、之を除外すれば、先づ内蒙古に於て三〇萬頭と見るのが適當ではないかと考へられる。駱駝毛年産額は甘粛省一、三三〇、〇〇〇キヤテイ、新疆省では同じく一、九九五、〇〇〇キヤテイ(10)であつて、一頭の駱駝は年平均六キヤテイの毛量を産するから、之より推算すれば前者に約二二一、六六六、後者に三三二、五〇〇の駱駝が居るわけである。從つて蒙古及び西北支那を合すれば駱駝毛年産額六〇、〇〇〇ピクルであるから、合計百萬以上の駱駝が居らねばならない。

（10）　1 catty＝1斤＝1.3 lbs.

駱駝毛は一年一回五月頃自然に脱落するのであつて、剪毛するのではない。故に夏季に於ては殆ど脫毛しつくして裸皮狀態にある。一頭平均六・五封度の毛量を産する。內約四割は長毛で、絨毛は六割內外である。暗褐色を呈してゐるが、常に自然色を保持し、漂白することができない。毛質に依つて使用する目的も異り、柔軟な下着類、精巧な毛織物、毛布等に使用されるものもあれば絨氈、敷物專用の粗毛もあり、脫毛は馬具、包用の繩の材料としても用ひられる。又生絲と織り交ぜて高級な毛織地にもつくる。

輸送用に使はれる駱駝の毛質は摩擦のため極めて粗剛と

なり、毛質もまた貧弱であつて、商品としては良好でない。從つて輸出用に充てられるのは多く、餘り輸送の經驗なき駱駝に限られる。故に之に對し些少の注意を拂ひさへすれば、駱駝毛の生産には洋々たる將來が控へてゐるのである。

今日林西附近に於ては駱駝一頭の價格四〇圓内外、絨毛は一斤二五錢内外である。

駱駝毛の輕内は十九世紀の末、露人の手に依つて農民の冬季防寒衣服原料として初めて行はれたものである。歐洲大戰以前は獨逸が最大顧客であつたが、戰後北米合衆國及び英國に多く輸出される。即ち前者は支那駱駝毛輸出總額の二五乃至三〇%、後者は實に六〇乃至六五%を購入し居り、之を絕對額で示せば、一九〇八年に二〇、八四九ピクル、一九二二年には六〇、五八二ピクルに達した。但し一九二五年度には四〇、七三二ピクルに減じ、爾來今日まで減退の一途を辿つてゐる。何れにせよ、駱駝毛が支那の重要輸出商品であることは否定し得ない。

駱駝毛年産額の過半は國内市場に於て消化される。主として敷物製造に用ひられるのであつて、敷物の外國需要が増加した結果、該製造業は從來の小規模なる家屋内手工業の範域を脫して、專門家を擁する資本家的企業に轉化しつゝある。支那絨氈は專ら西部及び北部を主産地とするが、主として天津より輸出されるので、外國では「天津絨氈」と呼ばれてゐるやうである。その最大市場は米國である。一九二六年、五月三十一日附の「北米合衆國通商報告」に據れば、絨氈敷物類の輸出總額は一九一五年の一七三、〇〇〇海關兩より、一九一六年七八一、〇〇〇海關兩に増加したる後、一九一八年には一旦三五七、〇〇〇海關兩に低落したが、その後は漸增の傾向を示し、一九二四年には五、五一六、〇〇〇海關兩に達したといふ。その後兩三年は當然減退してゐるが、何れにしても大體駱駝毛の需要は増加しつゝあるのであるから、從來輸送用にのみ駱駝を飼育してゐたものも、今後は駱駝毛採取專門に飼食するもの〻生ずるに至るべきは論を俟たない。

（c）馬毛

馬毛としては去勢馬の鬃鬣毛、幼馬の鬃鬣毛、その他死馬屠殺馬より採取するが、價格は馬尾一本三〇錢内外、馬鬃一本二〇錢内外で Karamisheff の推算に據れば年産約一、八〇〇、〇〇〇封度（西北支那を含む）に上る。何れも工業用品として加工せられ、天津を經由して海外に輸出されるものが多い。

ロ、獸肉

控へ目に見積つても内蒙古には二〇〇萬の牛と五〇〇萬の羊が居り、外蒙古には一五〇萬の牛と一、〇〇〇萬の羊

がゐる。蒙古人はこれらの牛羊に對し、全くの放任主義をとり、何らの保護施設を行はず、極めて哀れむべき狀態にあるに拘らず、露人の調査に據れば、年々三三%の牛と三九%の羊が增加しつゝある。一方寒冷、饑餓、疾病その他により牛約二一%の損耗があるから、さしひき前者に於て一一%、後者に於て一八%といふものが從來年々蒙古の原野にその數を增し來つた勘定になる。今後科學的な立場にたつて種の選擇を行ひ、冬季の飼料や越寒設備などに注意すれば、この自然增加率は必ずや飛躍上昇をみるに違ひない。又從來は冬季斃死を免れた家畜でも、每年體量の二〇%乃至二五%の減少は免れなかつたから、當然これを屠畜の對象とするを得ず、從つて春季の牛羊肉產高は激減するのが常であつた。

（a） 牛

蒙古地方で牛といへば所謂普通の牛(uher)、サルロック(sarlok)、ハイニック(hainik)、オルトム(ortom)の四種がある。

サルロック(犛牛)は一名ヤクともいひ、普通蒙古牛よりは稍々小さいが、嚴寒に對する耐久力、使役に對する忍耐力は强大である。サルロックには角のないものが多い。その毛は每年一回剪りとられて繩や投繩の製造原料となるが肉は普通牛より硬く味も劣つてゐる。但し外蒙古よりは盛にソ聯に輸出されるといふことである。

ハイニックとオルトムとは普通牛とサルロックとの混合種である。普通牡牛と牝のサルロックの間に生れたものがハイニックであり、サルロック牡と普通牝の間に生れたのをオルトムといふ。頭數が少いので屠畜の對象とすることはできない。

從つて頭數も多く、肉質も良好な關係上、屠畜業の對象となるものはこの普通牛である。（註）

【註】 滿洲牛の脂肪は所謂「大理石脂肪」で平たい層となつて肉の纖維の間に蓄積されるから、美味なのは肥滿したときに限られる。之反、蒙古牛は水滴樣の「脂肪の斑點」を生じ、纖維は極めて軟い。所謂斑點肉（マーブル）でその脂肪は殆んど肉眼に見えない小さな部分となつて纖維の間に介在してゐるので、味は頗る優秀である。

蒙古牛は筋肉の間に脂肪質の分布が平均し、迅速に飼料を吸收、これを直ちに養分として體肉中に蓄積し、極めて早く肥滿する特徵を有する外、一頭當りの產肉量はかなりに多い。

蒙古牛の屠殺步合を表記すれば左の如くである。

年齡	生體量(封度)	枝肉量封度
一歲以下	五四—一〇八	二七——五四

一—二歳	一二六—一八〇	六三——九〇
二—三歳	二一六—二八八	一〇八——一四四
四—五歳	四三二—五七六	二一六—二八八
五—六歳	五七六—七二〇	二八八—三六〇
六—七歳	六四八—八六四	三二四—四三二
七—八歳	七九二—九三六	三九六—四六八
八歳以上	九六三—一、〇八〇	四六八—五四〇（註）

【註】Y. T. Chang : The Economic Development and Prsepts of Inrer Mongolia, 1931, p. 105

次に澤田壯吉氏が鐵嶺東亞勸業株式會社屠場に於て實測された日本內地向蒙古草牛百十四頭の屠殺成績は左の通りである。

種類	生體量	生皮	血液	內臟	頭及四脚	枝肉
閹牛九八頭 平均重量	三六〇瓩	四〇・〇〇	一・〇五	三五・八八	一五・七五	一七三・七五
百分比	一〇〇	一一・〇〇	二・九一	七・一六	四・三七	四八・〇〇
牝牛一六頭 平均重量	二八九瓩	二八・五〇	八・六三	二一・〇〇	一三・五〇	一三八・七五
百分比	一〇〇	九・五〇	二・九七	七・二六	四・六七	四八・〇〇（註）

【註】澤田壯吉著、前掲書　七〇—一頁

右に於ける閹牛とは去勢牛のことであるが、牝牛生體量は前者に比しかなり小さい。枝肉の歩留りは山東牛の五五%を遙かに下まはつて右表では四八%である。併しながら肥滿した閹牛にあつては五〇乃至五五%に達するものも稀ではないといふことである。又その純脂肪量は閹牛に於て一〇封度から一二封度である。

今、市場に於ける蒙古牛の地位一斑を察知するために、滿洲の主要畜牛市場及び集散頭數を表記すれば左の如くである。

市場	出廻數	出廻時期	原産地
新京	二〇、〇〇〇頭	八—十二月	吉林、農安、洮安地方
鐵嶺	五、〇〇〇	同	鄭家屯、通遼地方
海拉爾	五〇、〇〇〇	同	外蒙及び錫盟東烏珠穆沁旗
赤峰	二〇、〇〇〇	同	林西、阿魯科爾沁旗、札魯特旗、大小巴林旗 西烏珠穆沁旗
錦州	一〇、〇〇〇	九—十一月	赤峰、小庫倫喇嘛旗
強家口	五〇、〇〇〇	同	錫盟各旗 外蒙（二〇、〇〇〇）
奉天	二〇、〇〇〇	八—十二月	鄭家屯、小庫倫等
其他	一〇、〇〇〇	同	南滿其他

蒙古牛を本邦に輸入する計畫は嘗て試みられたが失敗に終つたといふことである。

（b）羊

羊肉も亦重要産物として看過するわけにはいかない。蒙古羊の肉質は頗る良好であつて、ロシア種、キルギースの

ものに遙かに優れ、羊肉獨特の臭味も比較的に少いといふことである。本邦では羊肉は餘り食膳には供せられないが支那人殊に漢回、英國人は頗るこれを賞味する。蒙古人自身はいふまでもない。British Export Company は一九一八年、哈爾賓及び海拉爾に屠殺場を設け、專ら内蒙古北東部の羊を集め、羊肉を專ら倫敦に向け輸出してゐたが、その後廢された樣子である。緬羊改良施設としては北滿、南滿兩鐵道附屬のものがあるが、就中南滿鐵道公主嶺農事試驗場内のものを最大とする。尤もこれは緬羊の毛質改良を主たる目的とするものゝ如くであるが、從來の經驗に徵すればこれによつて本來良好なる蒙古羊肉質を損することは全くなく寧ろ向上しつゝあるとのことである。

蒙古羊の頭數は他の家畜に比し壓倒的多數を占め、その體軀も大型である。成長した牡羊は體高三〇乃至三二吋に達し、生體量七二乃至一〇八封度、枝肉量四五乃至五四封度、同じく牝羊は體高二六―二八吋、生體量五四―七二封度、枝肉量約三六封度を通常とする。

何れも尾部の脂肪だけで八―一八封度に達し、一頭の出す純脂肪は平均全枝肉量の約二〇%であるといはれてゐる。

ハ、皮毛と皮革

内蒙古に於ける皮毛及び皮革の年産額は頗る多く、毎年諸外國に輸出されるものゝ外、各種製品のために地方に於て加工消費される額は蓋し夥しきものがある。

察綏兩省の毛皮加工々場數その他要項を示せば左の如くである。

縣別	工場數	生産年額	資本金	從業者
（一）察哈爾省				
宣化	一〇餘	六、七萬件	約三萬元	四〇〇―五〇〇
蔚	二九	一〇、〇〇〇	―	四二〇
延慶	六		約三千元	三〇餘
（二）綏遠省				
歸綏	七	一三、〇〇〇		
包頭		二三、〇〇〇		
薩拉齊	八	五、〇〇〇		
五原	二〇	四、二〇〇		
武川	五	八、六〇〇		
清水河	六	一、一〇〇		
興和	五	三〇〇		
陶林	六	一〇、三〇〇		
安北		三〇〇		

（a）毛皮

毛皮(skins)は、これを先づ粗毛(Common fur) 及び細毛(Colon fur)に二大別するが前者に屬するものには山羊、

羊、犬等の皮毛があり、後者に屬するものとしては仔羊、狐、狼、栗鼠、野兎、豹等が擧げられる。之等の內でその品質、周圍の經濟關係から差當り最も商品價値を有するは粗毛に屬するものである。

Ⅰ、羊皮　各種輸移出皮毛中の最大品目であつてその商品價値も第一位にあり、一年の生産高毛皮約一〇〇萬枚、山羊皮三〇萬枚、この外に仔羊皮八〇萬枚を產するものと推算される。この內滿洲市場に出廻るものは約三分の一である。

羊皮は商品として市場で大皮、土皮の二種に分類される。大皮は蒙古人の飼育屠殺にかゝるもので、晚冬より初春にかけて多く出廻る。羊皮の品質はよいが、羊肉を賞味する關係か、刀痕の多いのを缺點とする。土皮は漢人移住者の手に依つて產出されるもので、秋から冬に多く出る。前者に比して羊毛短く且つ纖維が太いので、幾分品質はおちる。

各種羊皮のうちで最も優良品とされ、尊重されるものに「蘇羊皮」「仔羊皮」があるが、これらは特に柔軟皮毛(furs)に分類されることが多い。蘇羊皮にする羊は專ら鄂爾多斯と阿拉善沙漠中間の寧夏に近い黃河沿岸を主產地とする。羊毛は細く長く、無數の輪紋を畫いてカールし、下生えは柔軟厚層をなしてゐるので被服などには頗る好適である。その重量、保溫程度、何れも狐皮に匹敵し、價格は遙かに低廉である。仔羊皮は蘇羊皮ほど高價ではないが、尙市場の寵兒たるを失はない。蒙古產のものは厚手で光澤がある。

「原皮の殆んど全部は乾皮であつて、他に僅少の生皮と鹽乾皮とがある。取引は山羊皮の一種を除いては皆枚建となつてゐる。緬羊皮は靴甲革、手袋、椅子革、袋物その他薄革原料として用ひられるが、「脂肪分多きため品質は山羊皮につてゐる。」

察哈爾の宣化、大營鎭は山西省交城と共に羊皮の加工地として有名である。

Ⅱ、山羊皮、蒙古では木綿地より羊皮の方が寧ろ低廉であり、且つ手に入り易いので、これを衣料にするものが多い。また漢人向輸出の可能性を驗するに、山羊皮は主として巡警、兵士等の外套となり、羊皮は低廉な上つぱりとして貧民階級が愛用する。又蘇羊皮、仔羊皮等は專ら中產階級の防寒具として用ひられるが、概してこれら毛皮(粗毛)に對する漢人の需要は漸增の傾向にあるものと斷じて差支へない。

Ⅲ、細毛　以上の羊皮及び山羊皮以外に內蒙古の地にはモルモット、狐、栗鼠、浣熊(アラヒグマ)、鼬鼠、山猫、黑貂等の有用毛皮獸が頗る豐富である。今日これらの實數

を知るといふことは到底不可能であるし、又毛皮貿易も大規模なものに統一組織されてゐるわけでないから、調査は頗る困難であるが、その趨勢を知るために最近の中國輸出貿易額を見るに略々年産一、〇〇〇萬乃至一、二〇〇萬元を往來してゐることが分る。この數字と雖も現地の生産性に比較すれば決して大なるものではない。外蒙古の彼方には寒風の吹きすさぶ露國が接してゐる。從つてこの密接な地理的好條件に惠まれ、一九一七年の露國革命以前には多量の毛皮が露國に輸出された。今日に於ても外蒙古産のものは專らソ聯に出るものと考へられるが、殘念ながら正確な資料を缺いてゐる。

多少以前の露國側統計に據ればモルモットのみで、庫倫―恰克圖經由露領に入るものが年一、〇〇〇萬枚以上に上つたといふことであるが、その後革命を契機に激減して、天津より歐米に出廻るものが多くなつた。

市場では毛皮の色彩、原産地等に依つて分類するが、概して北方産のものは色澤よく、下生えの細毛も豐富である。例へば狐にしても蒙古産のものは色彩赤味強く皮毛厚層をなしてゐるが、山西、陝西産の狐皮は黄味がゝつた褐色で、毛量も貧弱である。鄂爾多斯高原と阿拉善沙漠との中間なる寧夏附近産のものは品質この中位にある。海狸（ピーヴァ）に對して「陸のビーヴァ」と稱せられるモルモットは蒙古、新疆、滿洲地方に多く産する。モルモットの毛皮は柔軟で、且つ厚層である。蒙古産の栗鼠毛皮は背部が暗褐色で、腹部白く、豪奢な感じのする柔厚な細毛を有してゐるが、內蒙産の栗鼠皮は鈍い灰色を呈し、品質も稍々落ちるのを常とする。

毛皮はその種類に從つて夫々用途を異にする。例へば狐皮は上衣、外套、婦人の襟卷等に愛用され、栗鼠、黑貂は多く帽子に作られるが、高價な外套などには好んで用ひられるやうである。その他モルモットなどは帽子や外套の襟に、浣熊の毛皮は外套のうらになる。

（b）皮革

此處に皮革（hides）といふのは專ら牛皮及び馬皮を指すのであつて、羊皮、山羊皮などを毛皮（skins）と稱するに相對する。蒙古産の皮革が商品として市場に現れたのは毛皮よりはずつと新しいことである。羊皮、馬皮共に産地に依つて區別し、張家口以西即ち西路産と同地以北の北路とに分けるが、重量、品質の點からいふと西路産の方に優良品が多い。西路産牛皮は平均二二・一―二三・四封度なるに反し、北路産のものは僅かに一六・九―一八・二封度にすぎない。斯る品質の相違は第一には地形的條件が西路に於て優り、牧草等も豐富なる外、農牧相併行して行はれる結果家畜の管理などにも一日の長があるからである。皮革はこ

の外生産季節によつて、冬物、春物、夏物と分類されてゐるが、品質から見ると冬物を最上とし、夏物が最も劣る。又皮革の品質條件によつて左の如くに三區分する場合もある。

(1) 小孔、切傷その他の缺點なきもの

(2) 多少の小孔、切傷あるもの

(3) 右の損傷頗る多きもの

蒙古産牛皮は一般に品質劣等であるといふ外はない。外國産のものに比してこの點頗る遜色がある。これは紋眼、蠓眼と稱する牛蠅による被害夥しく、「製革上最も重要なる脊線附近に多數の小孔が貫通してゐて、外觀を害し且つ局部粗弱なる一大缺陷を有する。」上、その飼養、管理に缺くる處あり、屠殺、皮剝、解體等の施設なく、技術の幼稚なるに基くものである。

右の牛蠅による被害は豫想外で、「專門家の調査によれば之れによつて蒙る損害(滿洲産牛皮を含む　著者)は一ヶ年最少六十萬圓だ」といふことである。

次に馬皮は牛皮に比し稍々産額が劣る。これは蒙古人に馬肉食用の慣習がないので、專ら斃馬皮を出すからであると思ふ。(註)

【註】 太古の蒙古族は馬肉を最も嗜好した。森谷克己著支那社會經濟史、昭和九年、二八八頁參照。

その品質も滿洲殊に北滿産のものに及ばず、切傷その他の缺點あるは遺憾である。尤も滿洲産のものは張干といつて、坪を大きくするために地面に杭をうち、皮を緊縮しつゝ乾燥するから、坪の大なるに比し斤量が少いのを缺點とするに反し、蒙古産馬皮にはかゝることがないから、寧ろ歡迎されてゐる點もある。

皮革の賣買は複雜で、馬皮、貽牛皮、犢牛皮は枚建、牛皮は普通斤建である。參考のため滿蒙産牛皮の市場別集散數量表を擧げて見よう。

地方別	集散數量	牛皮原産地
錦州	三五、〇〇〇枚	赤峰、林西、經棚、多倫等東蒙一帶
營口	五〇、〇〇〇	張家口、錦州
奉天	一〇〇、〇〇〇	滿蒙各地
安東	一八〇、〇〇〇	同右(通過貨物)
鄭家屯	三五、〇〇〇	博王旗、達爾罕旗その他
新京	一六、〇〇〇	內、蒙古産、一〇、〇〇〇枚
吉林	五、〇〇〇	內、蒙古産、一〇〇〇枚
哈爾賓	三五、〇〇〇	現地産
其他	五〇、〇〇〇	
計	二三六、〇〇〇	

馬革は食用として馬を屠殺することがないから、斃馬からとる。從つて實際用に供されることは多いが、その割に

市場に出廻らない。市場に於ける商品として牛革の方が斷然重きをなしてゐる所以である。

二、屠畜副産品

（ａ）獸骨

獸骨産業は内外市場に於ける骨材需要の増加に伴つて最近顯著な發達を示したものゝ一で、滿洲國及び支那全體からは年々約十萬噸の産出がある。この内滿洲國及び内蒙古より出るものは約二二％といはれる。家畜地帶たる同地方よりの産額が比較的少いのは斯業の發達が極めて新しいことを物語るものである。

滿洲よりの骨粉、骨屑等の重なる輸出仕向先はわが日本であるが、その最近の趨勢を表記すれば左の如くである。

仕向地	單位	昭和五年（一九三〇）		昭和六年（一九三一）	
		數量	價額（海關兩）	數量	價格（海關兩）
日本	擔	一〇〇、八三一	一八五、二八六	九二、三一三	一九一、二五三
朝鮮	〃	―	―	一、一〇〇	一、七七九
支那	〃	―	―	六二八	四、〇一三
合計	〃	一〇〇、八三一	一八五、二八六	九四、〇四一	一九七、〇四五

外國市場に於ける獸骨の需要は今後増加すべきは論を俟たぬ。從つて家畜王國たる蒙古地方に於ける本産業の發達は特に有望であると考へる。

以下簡單であるが、獸骨の用途並にその商品性について概觀しよう。

脂肪　獸骨はまづ最初に大釜に入れ熱湯を以て煮沸するかうして獸骨に附着する脂肪を抽出するのである。すべて獸骨には三―四％の脂肪分を含むものであるが、屠畜場よりまはつて來るものには一〇％位の含有量があるから、年産約一〇萬噸の獸骨からは少くとも五、〇〇〇噸の脂肪が産出される。

右の脂肪は主として石鹼、蠟燭等々の油脂製品の原料となるものである。尤も獸骨より抽出する脂肪量は極めて微々たるもので、屠殺に際し牡牛一頭當り一〇―一二封度の純脂肪分を採取し得る外、緬羊に於ては頭部四肢内臟を除去した屠殺體量の約二〇％は純脂肪分なのであるから、これに對し補充的地位にあるは論を俟たない。

骨材製品　骨は亦その形狀性質如何によつて、種々加工されると共に各種商品に仕上げられる。例之、牛骨製品としては齒刷子、頭髮刷子、小刀等々の柄、或はヘヤーピンなどがあり、箸、櫛等には牛骨を用ひ、その他糊篦、造花の芯、シガレットホルダー等には夫々各種の骨材を原料としてゐる。最近流行の麻雀牌、置物その他の美術品にも、象牙の模造品として多く用ひられることは周知の事實で、その用途は頗る廣汎である。

從來、蒙古産獸骨は支那內地に於ては漢口、上海、蘇州杭州、福州、廣東等、滿洲國側では哈爾賓等の地方市場に規はれるもの多く、加工の上各地に移輸出されてゐた。

肥料、　獸骨は單に屠畜業に附隨する副産品の一たるにすぎぬものであるが、近年に至つて中華民國輸出貿易上に獨立せる一項目となつたことは後表に示すが如く、又滿洲國より我國に輸出される數量もなか／＼少くはない、獸骨は蛋白質、カルシウム、硫酸鹽、燐、窒素等を含有してゐるので、加工することのできぬ骨屑は加熱、碎粉或ひはその他の化學的方法によつてこれを肥料とする。硫安その他の肥料に比して價格が低廉なのと用法が簡單なために需要は年々增加の傾向にある。

「世界に於て獸骨を肥料に供した最初の國は我が國であるといはれ、その嚆矢は西紀一七七二年となつてゐる。即ち永安年間薩摩藩の一商人が、獸骨を粉碎して菜種子圃に施肥を試みたのがその濫觴であると傳へられる。從つて現在に於ても鹿兒島縣の農家は獸骨肥料を盛んに使用し、これを山建と稱して居り全國の約八割に及ぶ消費を示してゐる。」（註）

【註】　澤田壯吉著、前掲書、三八一頁

從つてわが國に輸入される獸骨は加工製品に用ひられる外、骨粉とするもの多く、更に骨粉は肥料として漸次重きをなすに至り、昭和六年の肥料販賣總額一二、五〇〇萬圓內骨粉は一七九萬圓を占めてゐる。

支那に於ては骨屑は一ピクル（六〇・四五三キログラム）當り約二海關兩、加工用骨材は一六―一七元といふ相場で天津（蒙古、山西、陝西　）青島（山東産）、漢口、上海（共に長江筋産）より輸出され、滿洲國では大連がその關門である。骨屑は通常燐二〇―三〇％、地窒素一―四％を含有するものとされてゐる。支那各地より輸出される骨屑は年〇〇萬噸に達するが、その九〇％以上は本邦に來るものでその他少量が米、英、ソ聯（シベリア）に捌ける。最近の獸骨輸出額を調べれば左記の如くである。

年次	數量（ピクル）	價格（海關兩）
一九二〇	六九二、七二七	九六一、〇五一
一九二一	八四四、四四二	一、一七二、五六五
一九二二	六九三、五三二	一、〇五三、三八〇
一九二三	九六九、〇三四	一、六〇九、五二七
一九一四	―	一、五〇四、六〇五
一九二五	―	一、四九九、二八七
一九三一	一〇三、八七〇	二二〇、九七〇
一三三二	一五五、〇一八	三〇四、八六二
一九三三	五三二、九三四	一、八五四、七八一

膠　獸骨よりの副産品中貴重なものに膠がある。膠製造

の原料として最も適當なのは牛骨であるが、硫酸及び乳漿を媒介として一、一三五封度の獸骨より約九三封度の膠が生産される。

膠、ヂエラテインの用途は頗る廣く、普通の指物などを始め、醫療、寫眞、食用等種々の目的に使用される。歐洲に於ては從來膠原料たる獸骨を印度、濠洲、アルジエンチン等から輸入してゐたが、最近に至つて當地方の原料に着目するに至つたといはれてゐる。

膠の如きは化學工業の發達と共に益々需要せらるべき重要商品であり、且つ晴朗乾燥せる內蒙古の氣候は膠製造に好適であるから、その將來は刮目して俟つべきであると思ふ。

（b）血液

屠業畜に伴ふ各種副產物の內で、血液の如きも看過すべからざる重要商品である。血液からはベニヤ板の製造に缺くべからざる蛋白質が採れる。蒙古產獸血が始めて商品化されたのは極めて最近一九一九年で、この年 L. S. Skidelsky 商會が哈爾賓に獸骨乾燥工場を設立したに始まる。同年同商會は露領沿海州地方に一〇八、〇〇〇封度の製品を輸出したが、之は何れもベニヤ板製造に用ひられたものである。更に British Export Company は同年七二、二八八封度、翌二〇年三六、八〇〇封度の血粉を英米向け輸出してゐる。ベニヤ板の如きは將來各種方面に廣く利用せらるべきものであるから、この點より獸血加工業は頗る有望であるといへる。

右に擧げた諸會社は今日業務を行つて居らぬやうである。

（c）臟器

皮革、脂肪、骨材、血液と相並んで屠畜業の重要副產物たるものに內臟がある。家畜臟器に對する內外市場の需要に刺戟されて、先年組合員數一九（內、四は外國商會）を擁する臟器取扱人組合が張家口に設立された事實に徵してもその將來をトするに足る。普通屠畜場より集めた臟器――羊腸及び牛腸を主とする――は冬季の間に鹽づけとし、夏季になつて日光で燥乾する。內蒙は豐富な家畜地帶である上、鹽の供給の如きも之を外部より仰ぐの要なく、加ふるに夏季の氣候は濕度、乾燥度共に高く、獸腸加工業には最適の條件を具へてゐる。

獸腸は種々の用途を有するが、就中腸詰材料として多く用ひられる外、羊腸はヴアイオリンその他の弦、樂器の弦庭球用ラケットのガット、諸機械の張線、藥劑品等に用途頗る廣く、牛腸は更に飛行船に用ひられる。腸以外には氷囊の如きも臟器製品である。內蒙產出の獸腸は中華民國より從前は主として獨逸に送られてゐたが、最近では英米二

國に出るものが多い。一九二一年には乾燥したもの、九八六四封度、鹽漬のもの五九、九七六封度が支那から輸出されたが、米國はその後非衞生といふ理由で、この輸入を禁じたので、がた落ちの現狀である。支那政府は一九二八年その現狀に鑑み、これを回復せんがために各種屠畜商品の調査機關を設けた。

ホ、畜産品の輸出數量

（a）皮革及毛皮

蒙古各地より毎年出る毛皮及皮革は張家口、大同、包頭、歸綏、宣化に集散され、右の各地には北平、天津、上海等に本店を置く內外毛皮業者が買出しのため代表者を置いてゐる。洗滌其他加工もこの地で行はれる。輸出皮毛の九五%は天津を經由するのであるが、輸出向のものは特に形狀重量によつて分類を行ひ、特殊の加工をする。

今一九三一、二兩年度の支那皮革輸出を擧げてみる。

種類		一九三一	一九三二
羊皮	數量	一九〇、二九二	七三、一六九
（鞣を含む）	海關兩	二三九、五三一	七八、二〇九
仔羊皮	數量	一、五三五、〇〇九	一、一一一、八五七
（鞣を含む）	海關兩	三、〇八九、四一二	二、九四八、三六三
山羊皮	數量	五〇、五四八	七三、八二一
（鞣　皮）	海關兩	八五、二〇五	六一、三六四
同　右	數量	一〇〇、二四三	六、八三四 四六一※
（不鞣皮）	海關兩	六、八〇五、四九三	三、八一一、〇八〇
仔山羊皮	數量 枚）	六三五、七五九	七六〇、一六八
（鞣を含む）	海關兩	九二六、六八七	六八〇 七九〇
其　他	數量 枚）	八八六、九〇八	
	海關兩	一、三四九、一七一	九五九、二六八

China Year ook, 1935, p. 37

中華民國の對外輸出貿易表を見るに山羊皮の輸出高は一九一三年七、七九四、〇〇〇枚、一九一九年一三、八三二、〇〇〇枚、一九三一年七八〇、五五〇枚、一九三二年七、六六七、四五〇枚で、十大輸出品の一たるを失はない。內蒙古の山羊皮生産は羊皮生産に次ぐ重要性を有する。市場に於ては羊皮と同じく大皮及び土皮に分類される。蒙古各地より毎年出る山羊皮は一五、〇〇〇 〇〇〇枚、內蒙古産出のものはこの內約五五%、その他は外蒙古産とする。

今兩港の皮革貿易を比較すれば左の如くである。

年次	天　津	大　連
一九一五	六二五、五八八枚	一五六、二三四枚
一九一六	一、〇三八、五六八	一二五、九九三
一九一七	一、五九〇、九三三	八六、三三六
一九一八	九二六、七六四	二六、四八八
一九一九	八三五、八二五	四〇、四二三

一九三〇	―	一、〇七二、四一七
一九三一	―	一、四〇九、四〇八
一九三二	八、四三五、八一六	―
一九三三	九、七九二、九〇七	―

皮毛の輸出先としては歐洲大戰前には米國及び露西亞が二大需要國であつたが、右表に依つても明かな如く最近は本邦の需要が頗る增進するに至つた。最近は世界的經濟不況、支那內部の內亂のため多少減退の色を見せてゐるが、蒙古に於ける羊皮業の發達と共に從來に優る皮品を生產するに至るべきは論を俟たず、之によつて新しい需要層にも食ひこむであらうことを充分に期待し得る。

張家口は、特に細毛皮の加工地として名がある。從來在哈爾賓の毛皮業者で天津に移轉して來た者が多い。この毛皮業者は生絲、家畜を兼業とするのが普通で、毛皮買付期には多額の現金を必要とする。

最近支那の毛皮貿易の趨勢はスランプ狀態にあるを免れぬが、その輸出貿易を一瞥すれば左の如くである。

年次	海關兩	年次	海關兩
一九二二	三、五四六、五一四	一九二三	五、五九九、九五五
一九二四	六、一三六、二九一	一九二五	一、八三〇、〇二九
一九三一	三〇、九一四、二八三	一九三二	一六、三三〇、一〇三

右數額の約九〇%は天津より輸出される。

皮革は他の畜產原料品と同樣の經路方法を以て集散されるのであるが、甘粛省方面は蒙古地方に比し、その可能性は大なるに拘らず、出廻高は極めて少い。皮革の市場出廻經路は東部產のものが一部滿洲國側に出づるを除き、多くは平綏線によるもので、天津港より多く輸出してゐる。

中華民國の皮革輸出高は每年起伏あるも、概して牛革が漸減し、馬革が增加する傾向を認め得るのであつて、最近は何れも落潮にあるが、今後ある程度の可能性あるものと考へられる。

		馬革(驢、騾を含む)	牛革(水牛を含む)
一九一一	數量(ピクル)	一、六七六	三〇二、四八三
	海關兩	三六、四一九	八、七三三、八三九
一九二五	數量(ピクル)	二一、六九三	三三一、三六八
	海關兩	七六九、一八〇	七、六一六、五七八
一九三一	數量(ピクル)	三一、二九八	七八、八五七
	海關兩	一、三三五、五二五	二、六七五、四五二
一九三二	數量(ピクル)	一二、七二九	九〇、六四六
	海關兩	四七四、九三三	二、八八〇、四八八

(b)　獸毛

今、支那に於ける羊毛輸出の趨勢を見るに左表の如くである。

年次	羊毛	山羊毛	駱駝毛
一九〇八	二三二、四七一P 三、六三一、六八二H	七、四九一P 二五五、〇九二H	二〇、八四九P 六〇三、四一四H
一九〇九	三三九、三一三P 六、七三二、六二二H	一三、八二三P 四六〇、一一三H	二三、三〇八P 六三三、八一四H
一九一〇	一九七、五二八P 四、一三〇、三四四H	一一、四四九P 三八〇、七一四H	二四、二二四P 六七九、九〇五H
一九一一	三一七、五六九P 六、五八九、七八四H	九、四二八P 三〇八、四七八H	二七、五六九P 七四九、五九六H
一九一三	二六四、七三三P 五、六六二、八八五H	一九、九四六P 四四三、六七四H	二七、八四三P 七五六、三四三H
一九一八		三六八、九六〇P 一三、二三八、七三一H	
一九一九		九、四二八P 三〇八、四七八H	
一九二〇		二七、八四三P 七五六、三四三H	
一九二二	五〇七、五九七P 一三、八九二、五三四H	一五、二五八P 四九六、七七二H	六〇、五八二P 二、二四五、三三七H
一九二三	三五二、一〇九P 一〇、〇七九、一〇二H	一六、四八六P 五四一、三〇五H	五五、六一八P 二、二五九、五三二H
一九二四	四八五、三二〇P 一四、〇四〇、六七三H	三三、二七五P 一、四三九、七九八H	三七、九五〇P 一、九九〇、六三五H
一九二五	四二六、一七二P 一四、〇七六、五五〇H	三八、〇六六P 二、一六四、五三三H	四〇、七三二P 二、五七八、三五九H
一九三一	二三九、九四二P 七、五六九、九八九H	五、五六二P 五三三、三一七H	一九、三二四P 二、〇七七、六〇三H
一九三二	三四、二二二P 一、二〇九、八九〇H	一〇、三四七P 七四七、九二三H	一六、四一六P 一、三九七、二九〇H

備考　Pはピクル、六〇四キログラム。Hは海關兩、大體大洋一元が〇・六三海關兩に相當す。

右は支那全土の通計であるから、必ずしも蒙古産羊毛輸出の正確な姿ではないが、前にも一言した通り、羊毛輸出の九一％は天津より行はれ、更にその二五％は內蒙古より來るのであるから（卽ち全體に對し二二・七五％に當る）大體その趨勢は察知することが出來る。今羊毛だけについて輸出先別の金額を見るに、（單位海關兩）（註）

國別	一九三〇	一九三一	一九三二
米國	一五八、七六九	二二八、〇六二	三〇、九四九
日本	二七、四二一	九〇一	一二七
其の他	九、二〇五	一〇、九七九	三、一三六
計	一九五、三九一	二三九、九四二	三四、二一二

【註】 China Year, Pook, 1934.

と云ふ類別で、米國向に次いで、日本向を多とする。然るにこの數字が年毎に激減してゐるのは米國に於ける恐慌日支紛爭等に基くもので、當然この低調は前掲輸出額に反映して、一九三一年度並に同三二年度に見るも無殘敗退となつて現はれてゐるのである。

（c） 獸肉

元來支那本部には西北の一部を除いて、牛や羊は頗る稀で、牛はあつても主に勞牛であるので、漢人自身の牛羊肉の需要は、左まで大きくない。確かな數字ではあるまいが、民國第七次農商統計によれば、察哈爾省の屠場數九一、頭數二、〇八九、重量四五〇、四三〇斤であつた。蒙人自身の需要は獸肉商品化の契機となるものでないから當然之を考慮外におくべきで、この點から屠畜の企業化は從來稍至難の觀があつたが、最近數十年間に至つて漸く外部よりその商品價値を認識され、滿洲及び蒙古より多く輸出を見るやうになつた。この點に最初着目したのは露國であつたが、今日では日本及び英國も大なる顧客である。

露國稅關統計に據れば一九一三年より同一五年に至る各一年間の蒙古家畜（牛）輸入頭數は六、三〇〇頭、一九一六年には一七五、〇〇〇頭、一九一七年には一〇〇、〇〇〇頭であつた。但しその後一九三〇年には三、三一二頭、同三一年には僅か二九頭に激減してゐる。これらは何れも牛飼養の少い太平洋沿岸地方東部シベリヤ、トランス・バイカリヤ、サガレン、カムチヤツカ等の市場に多く出廻つてゐる。

次表は、露國側及び British Export Company の手により北滿洲並に東北蒙古より輸出された羊の頭數を示す。

輸出先	一九一三	一九一九	一九二〇	一九二一	一九二二	一九二三
沿海州	一七、五四四	一一、一六六	二七、四九七	一六、六六五	一〇、〇三八	九九、一四四
黑龍江州	三〇、五四四	四九五	三、四七五	—	—	—
外貝加爾州	一二、九四二	一三、六七〇	二、八三三	一、〇八六	—	一、一三五
英國その他	—	二〇、〇〇〇	—	—	四一、〇〇〇	一三一、三三八
計	六〇、七三〇	四五、三三一	三三、八〇五	一七、五五一	五一、〇三八	一三三、五〇七

尙、滿洲及蒙古牛の大連港經由本邦輸出高を示せば左表の如くである。

年次	頭數	肉量
一九二一（大10）	五、〇二四頭	—貫
一九二二（大11）	七、九九四	二九七、六四五
二九二三（大12）	七、四四二	三〇二、五八五
一九二四（大13）	七、九五二	三六二、二六九

一九二五（大14）	七、一七五	一九〇、九七四
一九二六（大15）	一六、四三四	三七九、三六七
一九二七（昭2）	一三、一一〇	三七九、八八〇
一九二八（昭3）	六、二四七	二一九、一〇七
一九二九（昭4）	一二、五四一	四〇五、六七九
一九三〇（昭5）	二〇、〇七一	六一五、五四五
一九三一（昭6）	二五、四五〇	八二八、〇六〇

即ち一九二七年より同三一年に至る五年間の日本への輸出高は平均年一五、五〇〇頭の多數に上つてゐる。

この外羊肉輸出業者としては、International Company があつて、天津に倉庫を有し、綏遠地方産のものを多く集め、毎年の輸出量は二〇萬頭以上に上つてゐる。

Metropolitan Octrai. の調査によれば、一九二四年（但し八月を除く）に屠殺の目的を以て北平に移入されたた牛は二二、五五八頭、羊は五二四、七〇四頭、豚は二八二、五三五頭であつたといふ。

(4) 牧畜改良施設

イ、滿洲國側

内蒙古は概して畜産の適地であるが、總體的に品質劣等であり、且つ獸疫猖獗して近年退歩の傾向すら見え、滿洲國内興安省内蒙古に於ても牛疫のみで毎年約一萬五千頭位が倒れ、これが對策として滿洲國及滿鐵では夫々家畜防疫並に改良機關を置いて施設してゐる。滿洲國政府、軍政部實業部、蒙政部で夫々行つてゐる。軍政部の馬政局は軍馬及び乘輓馬の改良を目的とする機關で馬に關しては全滿に掌り、第一期二十五箇年間に百二十萬頭、第二期二十年間に二百萬頭の改良馬を得ることを目標として昭和九年度海拉爾及洮南に國立種馬場を設立し、事業に着手してゐる。

昭和十年度よりは調査員を地方に派して馬事調査に當らしめ、財團法人善隣協會獸醫部と協力して錫林郭勒盟まで馬疫工作及調査を行つた。

蒙政部と實業部との最大獸畜施設は緬羊改良で、蒙政部は海拉爾および王爺廟に、實業部は朝陽に夫々國立種羊場を設置、これより改良種を普及せしめて十八年後に改良種緬羊千五百萬頭を保有せしめ、改良種羊毛年産額一億封度に達せしむる豫定である。また獸疫等により年々減少を來してゐる蒙政部管内の蒙古地方に羊を補充するため、昨年調査員を錫林郭勒盟に派遣して多數の種羊を購入した。

滿鐵は公主嶺農事試驗所に畜産科を置き、大正三年以來、各種の改良事業を行つてゐるが、最も主なるものは緬羊の改良で、勿論蒙古羊の改良については良好なる成績をあげ、これに基づいて、滿蒙の緬羊の改良が實施されてゐる。また牛、馬等についても相當の成果を收めてゐる。公主嶺の改良事業を實地に移して種畜の增殖を圖るべく右の

如く施設してゐる。

（一）　種羊場、黑山屯、達爾漢

（二）　種豚場、鄭家屯、鐵嶺、撫順

（三）　牛、馬試驗地王爺廟

興安西省林西縣第一區黑山頭種羊場は大正十年七月公主嶺農事試驗場より種羊としてメリー種牝一〇頭、牡一六頭を輸送し來つて、種羊場を築いてゐるが、現在に於ては年々繁殖基礎牝羊七〇〇頭をもつて種牝羊の育成に從事してゐる。場內飼養の緬羊頭數は各種成仔牝牡合計一、五〇〇乃至二、〇〇〇を適當な收容數とし、內約五五〇は預託緬羊である。同場は從來專ら蒙古羊の改良に盡力してゐる。

滿鐵はまた大正十四年以來奉天に獸疫研究所を設け、各種血清、豫防液及び診斷液の製造に當り、滿蒙に於ける獸疫驅逐及び豫防に貢獻してゐる。

ロ、支那側

次に內蒙古に於ける支那側施設の主なるものとしては左記の如くである。

(1)　門頭村家畜飼育場、北平の北西方、農商部の管轄に下にある。

(2)　北平農業大學、各種家畜の飼育交配實驗を有す。

(3)　北平燕京大學農學部、同じく各種家畜改良研究機關あり。

(4)　山西省立模範牧場（一九一八年）、種畜交配を目的とする。太原附近にあり。

(5)　靜樂縣模範牧場（一九一九年）山西省所在。

(6)　蘭州模範牧場（一九二六年）甘肅省所在。

(7)　察哈爾省監制下には左の察哈爾四牧場がある。

（a）　明安牧場（牛、羊及び山羊）

（b）　太僕寺牧場（馬）

（c）　上都牧場　（馬）

（d）　沽源模範牧場（馬）

その外個人的經營も少なくない樣子であるが、その活動狀況は判然して居らぬ。

ハ、外蒙古側

疫病に對する文化的對策は、近來ソ聯によつて輸入されでゐる。卽ちロシア獸疫調査隊が活潑に活動し、一九三二年以來外蒙古に於て獸疫豫防計畫の組織が持たれ、外蒙古を數區の獸疫區に劃ち、獸疫管理局が設けられ諸種の對策に當つてゐる。一九三三年にはウランバートル（舊庫倫）附近にサンギスカヤ・ペスト豫防所が設立されてペスト血清の製作に當つてゐる。かくの如くソ聯の文化工作が次第に擴大されて外蒙古の獸疫―家畜管理法に有效な結果が齎らされることは豫期出來るであらう。また飼料不足問題、家畜管理法欠陷等は政府當局の獎勵に依つて漸次その範圍を

狹めてゐる。

外蒙古の家畜調査が最初に行はれたのは、一九一五—一七年に、外蒙自治政府附屬ロシア財政部顧問事務所に依つて成されたものであるが、引續き同顧問事務所で調査が繼續され、後一時中止され、一九二四年再び調査が開始されて今日に至つてゐる。然し從來から學術委員會に於ても共に調査にたづさわつてゐたが、その調査は一九三〇年に至つて農務省獸疫局の手に移譲された。

二、ブリリート蒙古側

ブリヤートに於ける最初の牧畜國營農場は、一九二八年に僅かにボルゴイ、セレンが兩ライオン及びアドンチエロン(アギンスキイ、アイマク區)の二國營牧羊場が創設されたのみで、一九三〇年五月にエラウニン國營食用有角牧場が牧畜トラストの形式で創設された。一九三一年六月アギスキイ・アイマクに創設された牧馬場は、將來種馬場として計畫され、最後に一九三二年初、ウラヌ・ツダ地方にイリキン國營養豚場が建設せられた。以上が共和國內に於ける組織化された牧畜改良施設でトラスト及非トラスト(國立種馬場)の有する總頭數は、最近二年間のその增加成績は頗る遲く、全共和國內牧畜に對し國營牧場の比率が惡いことを示してゐるが、經濟建設に於いて大なる成功を收め、五ヶ年計畫の四年內實現を超過遂行した。

また種畜の飼育を純血化のため、共和國內に農務人民委員部、種畜部、國立種馬場、種羊所及び種豚場が設けられてゐる。大有角獸及馬匹の良種交配はアラールスキー、ボハンスキー、ウエルフネウジンスキー各アイマクに於て大規模に、またキヤフチンスキー、セレンギンスキー兩アイマクに於ては小規模に行はれてゐる。(齋藤有道)

二、農 業

(1) 內 蒙 古

イ、概 說

內蒙古の地に農業が行はれてゐるのは、專ら漢人移民の經營である。土地に縛られないことを以て强者たるの誇りとなし、宗教の敎義によつて土地を掘ることを禁忌する蒙古人が農業のエキスパートである筈がない。

今日滿洲國內には一定の土地に定着して、農業に從事してゐる蒙古人も見うけられるか、これは進んで之を營んだものではない。

「蒙人が定住するのは、附近に漢人移民が殺到し、自分の家畜を飼ふ餘地がなくなつてしまふからである。從つて此の場合彼の損失を蒙つたと云ふ感情は到底之を償ふことが出來ない。彼は漢人が彼を蠻人だと見下すのを、平素非常に無念だと思つて居るのに、その漢人の、生活標準にまで

「成り下ら」ざるを得ないのである。(ラテイモーア、滿洲に於ける蒙古民族)。

支那領內蒙古に於て漢人農民が蠶食しつゝある地方は察哈爾省南半、歸綏平原、豐鎭高地、鄂爾多斯東部草原、後套平原、寧夏耕地等で、米、小麥、大麥、高粱、粟、稷、玉蜀黍、鈴馬薯をはじめ各種の野菜、果物等の栽培に從事してゐる。(註)

【註】民國二三年中國經濟年鑑によれば、察綏兩省の耕作地面積は各省中寧夏、新疆につぎ最も小である。(單位一千畝)

	總作付積面	水田	畑地
察省	一六、八三九	一、八五五	一四、九八四
綏省	一八、六六九	一、四〇〇	一七、二三九

察綏兩省の主要農產物產額は左の通りである。

種類	省別	面積(千畝)	產額(千斤)	全國產額(千斤)
稻	察	一五八	一五、〇八三	八六、六三四、三〇九
	綏	—	—	
小麥	察	一、六四〇	一二四、六六七	三九、二三三、七二七
	綏	二、六七九	二三〇、八八九	
大麥	察	六六四	六〇、九七五	三、〇九四、二九四
	綏	九七四	七七、三一〇	
高粱	察	一、六五三	二六九、五五二	一四、一七四、九六五
	綏	一、九九九	二八四、五四八	
粟	察	三、三五〇	四三二、二三四	一五、四〇七、三五一
	綏	四、一〇九	五六七、七三四	
大豆	察	一、〇二五	一〇九、三六七	一四、五二四、六三八
	綏	—	—	
玉蜀黍	察	四一八	八九、五四六	一一、七三三、七七六
	綏	五一	一一、四二四	
馬鈴薯	察	九四二	七七三、八六一	三、七四九、一四八
	綏	一三六	七八、三七五	

漢人農民の進出は現狀を以てする限り、蒙古人の經濟的慘敗に結果する。例へば多倫附近に於て從來漢人は一代毎に數哩の割合を以て進出したといはれるが、これはとりもなほさず、一代毎に蒙人が數哩の割合を以てその故地を奪取され、後退しつつゐることを示すに外ならぬ。

例へば一八四四年より同四六年かけて阿拉善蒙古地方を旅行したフツクは次のやうに記している。

「漢人は、アラシャン蒙古のこの地方に十七世紀中葉に至つて侵入し始めた。當時この地方の風景は今日よりも遙に壯嚴さに充ちてゐた。山上は美しい森林で蔽はれ、蒙古人の包は河川の流域や、豐饒な牧草地の間に點在してゐた。漢人は、甚だ少額の金錢で荒地の開拓權を取得した。そして農業が進捗するに從ひ、蒙古人は己れの畜群をつれて他の場所に退かねばならなかつたが、この時代からその地方の風景はすつかり變つてしまつた。樹木といふ樹木は伐採され、山上の森林は消滅し、草地は火で燒拂はれた。そして新しい農夫は激しく土地を枯渇させて行つた。殆ど全域が漢人の手中に歸してしまつた。そして我々はこの不幸な國土を荒廢せしめた氣候の甚しい不順は彼らの剿滅的な制度に依ると考へねばならぬであらう。旱魃は殆ど毎年起つた。春の風が始まるや否やそれは土壤を乾燥させて了ふ。天は暗黑になる。そして不幸な住民は恐れ戰いて何らかの大不幸を待つ。風は次第にその力を増し、往々夏季中吹きつゞける。そこでほこりは雪のやうになつて捲き揚り、空氣は息苦しくなる。一日中夜のやうに暗黑なことも往々ある。或ひは暗夜よりも數百倍恐ろしい殆ど何物も見ることのできぬ黃昏と云へるかもしれない。これに次いで間となく暴風雨が起る。併しそれは恐るべき激流となつて流れるので、希望の對象ではなく恐怖の源泉である。天は突然その蓋を失つてそこにある濕氣を凡て投出したかのやうに、沛然と雨を降らす。これに續いて直ちに、耕地とそこにある凡ての作物とは泥濘に沒し、泥濘の大波は途中にある物を手あたり次第に押流して行く。この激流は數時間經つと流れ去つて大地が現はれる。併し作物は押流されて了ひ、何惡いことには豐饒な土地も押流されてゐる。砂に運ばれた草木の根の外何物も殘つてゐず、耕作は全くできなくなつてゐる。旱魃と洪水は何れも、全住民を追放する飢饉原因となることが多い。」

蒙古人は經濟的に弱者の立場にある。今後の農業は凡ゆる傳統や迷信を清算して蒙古人自身が經營しなければならない。

本地方における農業の現狀を語ることは漢人の進出史をひもどくことに外ならない。

この點については特に一項を設けてあるから、本文に於ては視角を變じて、內蒙古、特に南部地方の特質に鑑みて將來如何なる種類の農業が發達すべきかにつき、簡單な考察を加へたいと思ふ。（參照、蒙地解放と漢人植民）

ロ、乾地農業

內蒙古に於ける每月平均溫度については別に表記してお

いたが、次に四季の日數を示せば、春季六〇日、夏季一二〇日、秋季六〇、日冬季一二〇日といふ標準になつてゐる。（參照、氣候の項）

又年降雨は合計平均一五乃至二〇吋で、その大部分は夏季節風の齎す處であることも既述の如くである。氣候の乾燥度高きこと、夏季の降雨量、夏季の平均溫度、成長季の長き、壤土質の土壤、土地の廣大、すべてこれらの諸條件を綜合してみるのに、內蒙古の地は小麥、大麥、燕麥等並に甘蔗、蕓（あぶらな）、亞麻仁、馬鈴薯、甘藷等輪作物の乾地農業に頗る適當してゐることが分る。內蒙古に於ける乾地農業及び酪農業の條件は略々北米一部に於けると同樣であつて、北米合衆國西部山間地方並に加奈陀南部の草原地方に於ては夏季の降雨量八・四乃至一・三五吋、平均溫度六五乃至七〇度の無霜期間一〇〇日乃至一四〇日、かゝる條件を以て、一エーカー當り約二五ブッシエルの春蒔小麥を收穫してゐる。

しかも他の抵抗力の强い穀類ならば、これより更に不利の條件下に於ても尙、優に栽培しうるのである。例之、馬鈴薯の如き、その成長期間は、八〇日乃至一二日を以て足り、又乾草の如きは夏季六二度乃至七〇度の氣溫があれば立派にできる。

かゝる穀類は蒙古人自らその食用に供する外、商品として市場に出すこともでき、ルート・クロップス（砂糖大根、蕪菁、馬鈴薯、人蔘等根をとる作物をいふ）は、冬季家畜の飼料として最も好適のものである。亞麻仁や蕓等は搾油の後、殘滓は之を肥料として用ひ、又は飼料とする當地方には牛馬が多いから土地開墾の場合、動物力を利用することができる。かくして內蒙古も廣大な農地に轉換し得るのである。

之を以て見るに內蒙古に於ける乾地農業は最も自然環境に適當した農業形態たるのみならず、絕對的に必要のものと考へられる。換言すれば、蒙古人はこれによつて自己の食料を確保しうるのみならず、その家畜群に對して冬季飼料を與へ得るに至り、その結果牧畜生產は現在に數倍するであらう。カラミシエフは單に、乾草を利用するだけでも、蒙古の家畜は優に五倍しうると述べてゐる。これ筆者が內蒙古、殊にその南部を指稱して農牧曉暗地帶とする所以に外ならない。

八、商業植物

蜿蜒千里の長きに及ぶあの萬里長城が植物分布上の自然的地理的境界であるといへばかなり妙に聞えるかもしれぬが、事實ある種の植物には長城の北方竝に西北方に豐富に產しながら、同線以南には殆ど見うけることのできないものがある。例へば甘草、麻黃の如きはその代表的なもので

兩者とも漢法藥に重用されてゐるとこは周知の如くである。

甘草と麻黄とは最近著しくその商品價値を增加し、當地方出產品の主なるものと見做さるゝに至つた。

（a）甘　草

滿蒙藥用物產の大宗は何と言つても甘草である。人蔘も甘草と共に、世界に類例の少ない點に於て特殊の價値をもつてゐるが、今は產量も少く、需要も亦減じ、空しく過去の物產として史上に、其の名を止めて居るに過ぎぬのである。滿蒙物產の盛衰を繹ぬるに、兩者共に嘗ては東洋の代表的藥物として珍重されてゐたが、一は今日に至るも純藥物的の範を脫し得ず、一は藥用的より一步を進めて工業的用途を開拓し、遂に世界的商品として、歐米の市場に物產價値を確立するに至つた。

甘草は汾草ともかき、「アマキ」、「ワスレグサ」等々の別名を有する。荳科の多年生草本であつて、世界的には南歐洲を主產地とするが、蒙古及び西北支那地方には野生として見發される。あの沙漠地帶にかゝる宿根性植物が繁茂するとは一の奇蹟に近い。

三省堂新修百科辭典の「かんぞう」の項には、「莖高一米餘。羽狀複葉。花は淡紅色の蝶形で穗狀花序をなす。根に甘味がある。根莖及び匍匐根を採り、袍皮を剝離して乾燥したのは卽ち藥品の甘草である」と說明してあるが、その根は普通四―五尺、長いものは一丈に達し、根の最も太い部分は四―五寸に及ぶものがあり、かくの如きものは實に數十年の命を保つてゐるといはれてゐる。每年四月中旬に萠芽し、七月開花、九月の上旬に結實する。

甘草は學名 Glyeyrrhiza glabra Glycyrrhiza echinota と稱し、その根莖を乾燥して鎭咳劑又は賦形矯味藥（主成分グリチルリチン）として、內用する。漢法藥として如何に重用されてゐるかは每年約五百萬ピクルを生產するによつても明らかであらう。

「甘草の產地として特に擧ぐべき地方はなく、東部內蒙古一帶隨所に產出されてゐる。又甘草の繁殖に可なる土地として、一般に知られてゐるは漠南一帶、遠く黃河の上流地方にまで及んでゐる。現に大正三年、英米煙草會社の視察員が、山西、陝西、綏遠地方に於て前人未知の甘草の大產地を發見してゐる位である。蒙古甘草の產地は大體左の如く區別して見るのが適當だと思ふ。

一、一般的產地

達爾罕、圖什業圖、札薩克圖、東西札魯特、阿魯科爾沁巴林、東西翁牛特、奈曼、東西敖漢、杜爾伯特、北郭爾羅斯、札賚特、蘇鄂公、博王、克什克騰の各旗

二、現に採掘しつゝある鄂方（右各旗の內）

達爾罕、闘什業圖、東西札魯特、東西翁牛特、奈曼、東西敖漢、巴林の各旗

三、主産地(右各旗の中)

巴林、阿魯科爾沁、東西札魯特、闘什業圖の各旗

而して、滿鐵會社農務課の調査によれば、前記一、の總面積約一萬方里、此の内甘草自生地の面積約三割として三、〇〇〇方里(一四〇億坪)あり、其の最も良く繁茂せる三、の地方にては一坪當り四、五本の甘草を發見することが出來ると言ふ。尙ほ之れを全體より平均しても三十坪に一本を見ることが出來ると言ふことだ。」(田中末廣・滿蒙の産業研究)

右は何れも滿洲國内蒙古に關するものであるが、尙張教授によれば「甘草の生産地帶は熱河より西方西藏青海高地に至る牧畜地帶である。主産地は二個處に集中されるが、西方では鄂爾多斯地方、東方では、熱河西北方の臺地である。」

右兩地域の内、鄂爾多斯地方の方が産額遙かに豐富で、一九二三年には五百萬ピクル、一九一八年には八百萬ピクル以上を産してゐる。市場に於ては熱河及び東部内蒙古産産のものを東草、鄂爾多斯地方産のものを西草と稱する。各々品質並に根莖の如何に從つて、數種に分つ。

西草は山西、陝西(鄂爾多斯高原の南端)兩省の商人の手によつて買出され、東草は從來河北商人が一手にひきうけてゐたが、最近は滿洲國側に出廻るものが多く、同國政府に於て買付保護施設を行つてゐる。甘草集散地として最も重視すべきは、山西省北部の保德、鄂爾多斯高原北端なる綏遠省の包頭及び滿洲國熱河省中部の赤峰で、これを三大中心地とする。

赤峰に集まる甘草は三、四萬斤であるが、年々漸減の傾向にあるといふ。

赤峰に集まる甘草は烏丹城、小哈拉道口、小河沿等を主産地とするが、漸次北方に移動すると共に産額も減少しつゝある。これは元來が野生で、採掘が自由であるので致し方ない現象とされてゐる、田中末廣氏の調査によれば、滿洲國内蒙古の甘草總量は風乾態として約一一、六六七萬斤、この内種々の事情により採取不能のもの約三割とみて、約八、一六七萬斤が今後の産出可能量である。然るに現に一年の採取量は約五萬斤であるから、結局今後十六年で全滅すると計算してゐる。尤も年々の發芽增殖その他の事情を考慮に加へれば、この計算は過小であると考へられるが、何れにしても今後無盡藏のものではあり得ない。

各集散地には甘草買分の商人が集まつてゐるが、多くは何れもその專屬の採集人を有し、採集期間内はこれに食糧を給し、器具を貸與するが、給料を與ふることなく、採集

品を一定價額で買上げる方法をとつてゐる。
蒙古地誌(中巻一〇一一頁)に據れば甘草の採取期は年二回、陰暦三月、五月、七月に至る一期と、八月下旬、九月十月に至る一期とあり、前期に採集せるものを春草、後期に採取せるものを秋草と呼ぶ。
器具は鎬頭と稱する唐鍬を用ひ、甘草周圍の土壤五―六尺を掘りさげ草根を採取するもので、大人一日の採取高は平均一八斤乃至二三斤、砂地採掘容易な處では五〇―六〇斤を採取することも珍らしくない。
又採集人は多く漢人で、蒙古人は元來地面の開掘を宗教的な理由で喜ばぬ風習を有してゐるが、最近熱河省、興安西省邊では蒙人も亦採取に從事してゐると聞き及んでゐる。
漢人の甘草採取者の數は驚くべき程で、毎年春季の採集期にこの目的を以て陝西省北部より鄂爾多斯高原に出稼ぎする者は一萬人に近いといはれてゐる。これらの人々は採取期の終ると〻もに各々五〇元乃至一〇〇元の現金を稼いで家郷に戻るのであるが、漢人勞働者にとつては他の勞働に從事するよりも遙かに割がよいわけである。
一旦、赤峰、包頭、保德等に集つた甘草はこれより更に二大集散地たる河南省禹州及び河北省天津に集められる。天津へは多く赤峰方面のものが來るが、これらは何れも輸出品である。又保德に出廻る品物は大部分禹州に送られ、此處より更に支那國內に配分せられてゐる。
事變前、一九二八年、時の熱河省主席であつた湯玉麟は甘草の栽培採取を目的とする一大事業を企て、承德に本社をおき、北平、漢口、奉天等に支店を設けて大々的に開始したが、その後事變のために失敗に歸した。今日では滿蒙興業株式會社が大口に買占め、大連工場に於て甘草エキスを製造してゐる。
支那の甘草輸出量をみるに世界大戰の末期より北米合衆國向の輸出が激增し、その後一九二一年まで增加の一途にあつた。これらは多くチユウインガムや、煙草の味付に使用されるものである。一九二二年には一時減少したが、二三年度には米國の買付地たる土耳其よりの輸入が困難となつたので再び上昇し、更に漸減の一途を辿りつ〻本年に至つてゐる。
稅關報告により最近の輸出額を檢すれば左表の如くである。

年次	數量(ピクル)	價格(海關兩)
一九〇八	一七、一〇三	一九〇、四五五
一九〇九	一九、四七三	二〇五、二九七

一九一〇	一九、三九三	二〇一、一二八
一九一一	一八、〇九九	一八三、一七二
一九一二	一九、三三四	一七九、八二一
一九一三	三六、五六二	四四九、二九五
一九一四	三七、二八四	三六七、八四〇
一九一五	四四、九三六	四五九、八六三
一九一六	四九、四六七	四八七、九二一
一九一七	八六、六七九	七八九、九四四
一九一八	五九、三二五	六九四、〇二六
一九一九	一五七、三八三	二、二八五、一一四
一九二〇	一〇五、九五八	一、六三五、三三七
一九二一	一五五、一二四	二、三八四、四〇五
一九二二	三二、二八三	三七五、四四〇
一九二三	七五、九八七	一、〇四四、五三七
一九二四	四四、五三一	六三〇、二〇七
一九二五	四三、九六五	六七五、七七九
一九三一	六六、四九五	一、一二九、七七三
一九三二	一九、六四四	四五二、一七三

甘草の用途は前にも一言したやうに粉末はエキスとして醫療上緩和劑、鎭咳劑として用ひられる外、仁丹、淸心丹等の賣藥の甘味料、又はソース及び醬油の調味料に用ひ、更に歐米に於てはクリニッチ酸とし、卷煙草の味付又は糖菓子製造に使用される。又原產地にあつては漢法藥並に線香製造材料となる。

如斯、その用途は多種多樣であるので、如何としても濫取を免れない。既に野生のものが心細い狀態にあることは既述の如くであるから、これは是非一方に於て採取を統制するとゝもに、他方これを栽培することが必要である。この點に鑑み滿鐵鄭家屯試作農場に於ては試驗を開始してゐるが、左にその成績を摘記しよう。同所に於ては

（一）　地下莖を苗として繁殖するもの

（二）　種子により繁殖するもの

の兩者を栽培してゐるが、その內後者が良好なる成績を示してゐる。今これによる栽培概況は左の通りである。

一、甘草は播種後三年にして收穫を行ふ。更に年月を經過しても徒らに實用を增大せしむるみのであつて、收穫が之に伴はざる不利を生ずる。

一、初年度は莖丈平均一尺位となり、根は二尺五寸內外に達する。

一、第二年度は五月中旬頃根株より發芽を抽出し、莖丈

二尺五寸位に達す。

一、第三年度は草丈三尺以上に達し、六月下旬開花して九月上旬に結實する。秋季に於ける根長は三尺三—四寸、根の太き部分の直徑八分、一根の重量平均約七十匁。

一、第三年度末の一反步當生根收量百五—六十貫、其の乾根約百貫。

一、試作（供試の土地は鄭家屯附近普通の耕地に栽培するものとして）の支出は總計七三圓九一錢、收入は九〇圓〇〇錢（同此の百斤平均相場九圓）差引益金一六圓〇九錢となり、每年割收益金五圓三六錢三厘となつてゐる。

（b）麻黄

甘草と共に看過すべからざる藥用植物に麻黃がある。麻黃の分布は甘草の分布に略々一致するが、その外北支平原と山西高地とを分つ太行山附近にも極めて豐富に採取される。麻黃の莖は一見「すぎな」に似てゐて、結節がある。結節上に小形の鱗狀葉が對生し、雌雄異株である。花は黃色であつて、總狀花序をなし、夏季開花する。

莖部は高さ一米乃至二米であつて、これよりアルカロイド（窒素性有機鹽基）エフドリン及びプシウド・エフエドリン等の貴重藥を抽出し、鎭咳、發汗、解熱劑として用ひる。

麻黃は古來法藥として使用されてゐたが、これが商業植物としてみとめられるに至つたのは一九二六年八月、初めて海外に輸出されて以來のことである。

麻黃の國內市場としては天津、營口、鄭州、漢口等を擧げうるが、更に天津經由北米合衆國、英國、獨逸等に輸出されるものが多い。

麻黃の輸出については最近の統計を缺くが、一九二六年八月以後、同二八年七月に至る數字を擧げれば左表の如くである。

年次	米國		英國		獨逸		和蘭		合計	
	數量（ピルク）	價格（海關兩）	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格
一九二六 八月	四	三六	—	—	—	—	—	—	四	三六
一一月	六八三	五、七九九	—	—	—	—	—	—	六八三	五、七九九

月										
一二月	四一五	四、九八一	―	―	―	―	―	―	四一五	四、九八一
計	一、一〇二	一〇、八一六	―	―	―	―	―	―	一、一〇二	一〇、八一六
一九二七										
一月	―	―	―	―	―	―	六	七六	六	七六
三月	四〇四	八五四	―	―	三七	四四一	―	―	四四一	一、二九五
五月	四九二	七、三八六	―	―	―	―	―	―	四九二	七、三八六
六月	五七五	八、六二〇	―	―	九	一四一	―	―	五八四	八、七六一
七月	一、四四七	二〇、九四〇	―	―	―	―	―	―	一、四四七	二〇、九四〇
八月	三三六	五、〇四〇	三	四一	三三	四九四	―	―	三七二	五、五七五
九月	三七	六三一	―	―	―	―	―	―	三七	六三一
一〇月	三八	六三九	五八	九八三	―	―	―	―	九六	一、六二三
一一月	二五二	四、五三六	八二	一、三九九	―	―	―	―	三三四	五、九三五
一二月	四二二	七、六〇〇	三四	六一〇	―	―	―	―	四五六	八、二一〇
計	四、〇三三	五六、二四六	一七七	三、〇三三	七九	一、〇七六	六	七六	四、二六五	六〇、四三一
一九二八										
一月	一八六	三、〇二四	―	―	―	―	―	―	一六八	三、〇二四
二月	―	―	五九	一、〇五五	―	―	―	―	五九	一、〇五五
三月	六〇六	一〇、九〇四	―	―	―	―	―	―	六〇六	一〇、九〇四
四月	六〇二	一〇、八三七	一七	三〇六	―	―	―	―	六一九	一一、一四三
五月	三三	三九四	―	―	―	―	―	―	三三	三九四

七月	二八三	五、〇九一	―	―	―	―	―	―	二八六	五、一三九
計	一、一六八	三〇、二五〇	一六六	一、三六一	―	―	―	―	一、七六〇	二一、六五九

右の數字は The Chinese Economic Journal, November 1923. 所載のものであるが、更に Herald Tribune 紙のシユネーヴ特派員の報によれば、「支那は一九二六年度に八、三一七封度のエフドリンを輸出したが、一九二七年前半期にはこれが四七七、二一八封度に増加した」のであつた。

麻黄の採取も甘草と同樣で、今後ある程度の統制を行ひ且つ新興商品として栽培その他に注意を加へれば將來は益々有望とならう。

(2) 外蒙古

イ、概說

外蒙古では蒙古人の農業は從前は殆んど絕無で、支那人が之を行ひ、近年外蒙古共和國政府時政となつて露國人及ブリヤート人が盛んに農業を行ふやうになり、又政府の奬勵で蒙古人も農業に從事せんとするものを生ずるに至つた。

農耕地は調査未だ不充分で幾何の地積を有するか不明であるが、其の內調査濟のものはアルタンブラック及びコブト地方で、前者はセレンガ、オルホン、ハラ、イロ諸河の沿岸で、コブト區では、ブヤンツの沿岸タリヤチン、ホシユン、サハチントルゴウト、ウランコムである。

外蒙古の農業を企業者と勞働者に分てば、企業者に屬する者は個人企業、共同企業、國營企業で、個人企業は支那人之を行ひ資本主義的傾向を帶び、エリデン・グン、バツイル・グン兩旗の、庫倫に近い最も有利な地域を占めてゐる。共同企業といふのは寺院に屬するもので、エリデン・グン、アハイ・グン、ダイチン・グンの三旗內にあるもので、國營企業はハラ河タリヤチン、ウラン・コムに於ける國立農場で行はれてゐる。

勞働的のものは中產以下の自作農でセレンガ河、オルホン河沿岸の各地に散在し、耕地の面積から云へば、企業的のものより多く、又露國より移住せる露人及びブリヤート人の農業は、その農業法が在來のものに比し進步せる點に重要な意義がある。

ロ、農業奬勵策

蒙古人の農業奬勵策として政府では

一、蒙古人に對し地方官民の許可を得れば無料にて耕地を貸下げる。

二、蒙古人の農耕を營む者よりは何等の稅金も徵しな

い。

三、一九二四年の議會は支那人の農業は蒙古人を壓迫するといふ理由で支那人の借用の耕地を期限滿了後取上げ蒙古人に貸下げる事とした。

四、一九二四年の大フルダンは農業に關し左の通り決議した。

地方民の農業發達及び國立農場の設置は産業上重要なるのみならず、過去の植民的壓迫排除及び今後の外國植民豫防の意味で政治上の意義を有す。農業發達策としては左の如し。

(イ) 蒙古人の農業奬勵策

(ロ) 國立農場の設置

(ハ) 人口灌漑耕作及び施肥計畫の樹立

(ニ) 官民農業に對し合理的耕作法を行ひ、之等に對し農具供給をなす

(ホ) 從來農業發達せるコプト方面の農業に特に注意し他方農業の改善を助け、あらゆる奬勵法を講ずること

(ヘ) 國及び公共用糧秣用草の貯藏上牧草栽培の能否を研究すること

(ト) 種子用及び食用穀物のソ聯よりの輸入を容易にすること

(チ) 現在の幼稚にして不生産的なる製粉場の代りに、必要の地方に國立製粉場を設置すること

一九二五年の大フルダンは政府の執るべき手段とし左の決議をなした。

一、農業適地總面積を調査し農耕可能の地には人民に開墾を勸め、同内農業の發達改善に資すること

一、農具種子の貸附供給

一、農業講習所の開設

一、國營農場の改良及び增置、副業の開始

一、農業人民に對する特典供與

作物に就ては、中小農の蒙古人は主として山側の灌漑を要しない畑地に主に黍を播種してゐる。灌漑の出來る畑地は甚だ少ないが、若しある時は、小麥大麥燕麥等を作る。大農にあつては殆んど全部が灌漑地に主として小麥を植付け其の他の作物は極めて稀である。

(3) ブリヤート蒙古

イ、可耕地面積

ロシヤ人の侵略及びブリヤート富農、貴族のブリヤート人虐待は、必然的にブリヤート蒙古の經濟的荒廢を來し、一九一六―一七年より一九二三年に至る期間内に耕地面積は三四・五%だけ減小した。ツアー政府は一定不變のロシヤ化政策を實現するに當つて、ブリヤート人を適耕地から「畜産にしか適しない痩地」へ絶えず驅逐することにより、

農業をロシヤ人、殊にカザック人の手に移して行つた。その結果、ブリヤート人民が分散的經營狀態から集約的經營形態へ移行する爲めの凡ゆる經營的基礎は破壞され、彼等をして不可避的に遊牧的生活樣式へ追ひやつたのである。

創建以來日なほ淺きに拘らず、ブリヤート共和國は、耕地面積の擴大といふ點に於いては成功を收めたといつてよい。五ケ年計畫の全期間に亘り、耕地面積は逐年擴大し、一九二八年には既にその量に於いて一九一六―一七年度の水準を突破した。五ケ年計畫の最後の年に於いて、一般にブリヤート蒙古、特にその東部地方が、耕作方面で如何なる成果を收めたかは次表によつて明らかである。

一九二三年度の耕地面積に對する一九三二年度耕地面積の百分比率

アギンスキイ・アイマク	五八七・七
アラールスキイ・アイマク	二〇八・五
バルグヂンスキイ・アイマク	三三五・二
ボハンスキイ・アイマク	二二六・一
ウエルフネウヂンスキイ・アイマク	一四八・二
エラウニンスキイ・アイマク	七五六・二
ザガメンスキイ・アイマク	五〇一・九
カバンスキイ・アイマク	一一三・三
キヤフチンスキイ・アイマク	一九八・二
マールイ・シビルスキイ・アイマク	一五二・五
セレンギンスキイ・アイマク	四〇五・七
トウンキンスキイ・アイマク	一九〇・六
ホリンスキイ・アイマク	二八八・四
エヒリト・ブラガツキイ・アイマク	二四五・六
共和國全體について	

農業の社會主義的革新と集團農場の組織的經濟的確立との結果、耕地面積は十年間に二倍强に增大した。卽ちアギンスキイ・アイマクに於いては耕地面積は五倍餘(四八七・七%)、バルグヂンスキイ・アイマクに於いて耕地面積は三倍(二三五・二%)、エラウニンスキイ・アイマクに於いては七倍餘(六五六・二%)、ザガメンスキイ・アイヤクに於いては五倍(四〇一・九%)に增加してゐる。

集團農場の耕地面積は、第一次五ケ年計畫の期間に、一九二八年の四千百ヘクターから一九三二年の二十八萬六千三百ヘクターに增し、全耕地面積の四分の三を占むるに至つた。最近五ケ年間に於ける耕地面積に對する集團農場耕地面積の相對的比率は、次の數字によつてこれを見る事が出來る。

一九二八年―― 一・五%
一九二九年―― 五・九〃
一九三〇年―― 二四・一〃

一九三一年――五六・〇％
一九三二年――七六・一〃

各アイマクに就いて見れば、社會化された耕地面積は絕對多數を占める。即ちアラールスキイ・アイマクは八八・四％を、ボハンスキイ・アイマクは八二・九％を、ザガメンスキイ・アイマクは八七・三％を、エヒリト・ブラガツキイ・アイマクは八六・一％を占めてゐる。この事實は、今や集團農場員が、穀物の基本的生產者となつたことを立證するものである。

耕地面積の量的增大と並行して、各作物間の著しい區分變更が行はれ、價値の少い作物を減少して、小麥、燕麥、工藝用作物等の割合を益々增大させる傾向が生じた。耕作物種類別の比率變化は次表の如くである。（耕地百ヘクターにつき）

作物種類	一九一六―一七年	一九二八年	一九三二年
冬蒔裸麥	八・六	五・一	五・二
春蒔裸麥	六〇・九	五一・二	三七・三
小麥	九・八	七・九	二三・四
燕麥	一三・五	一四・四	一九・六
大麥	三・一	一・五	三・五
蕎麥	〇・七	一・四	二・九
馬鈴薯	〇・二	一・三	一・六
工藝用作物	〇・二	〇・三	〇・五
栽培草類（牧草）	―	四・三	四・六
其他の作物	三・〇	二・六	一・四

春蒔裸麥は、十六年前には全耕地の五分ノ三を占めてゐたが、第一次五ヶ年計畫の終期には、僅に三七・三％を占めるに過ぎなくなつた。春蒔裸麥の割合が少くなつた代りに、小麥が二倍半（比率に於いて）、燕麥が一倍半に增加し工藝用作物と畜產業の飼料基礎を確立せしめるところの牧草類が、絕對的にも相對的にも激增した。

ロ、收穫率の向上

共和國の土質は、榮養植物の栽培にとつては餘り有望でない個所が多い。また氣象的諸事情――氣溫の激しい變動と降雨量の不足（平均二〇〇ミリ乃至三五〇ミリ）は、穀物の平均收穫率上に非常な惡影響を及ぼしてゐる。從つて、これ等地質上及び氣象上の缺陷を補ふために、農業技術の上で相當苦心が拂はれてゐる。即ち、栽培耕作方法、種子の撰別と消毒、並行播種法の實施、草類の播種、蝗及び野

鼠の驅除、機械的收穫と打穀等々に對し非常な注意が拂はれ、右の諸方策は耕作の質的改良に逐年好影響を及ぼして來てゐる。

並行播種法は、一九二三年には耕地面積の約五%に過ぎなかつたが、一九二八年には一七%、一九三二年には五九・〇%に達した。種子の撰別も逐年發達し、一九二三年には全種子の約一五%が撰別されたのに對し、一九二八年には三四%、一九三二年には五三・四%が撰別された。

毎年實行される「農業技術最低限改良」の結果、收穫率は一九二四年以來系統的に增大し、一九二七年には一ヘクター當り八・五ツエントネルに達した。一九二八年に於いては再び七・九ツエントネルに低下したが、一九二九年以後集團農場の增加の結果、穀物の平均收穫率は著しく增大し始め、一九二三年に比して一九三〇年には五〇%、一九三一年には四六・八%の增收を示した。

蓋しこの集團農場は、個人農場に比して新しい機械的耕作方法と、より良き農業技術的諸方策とに據つたからである。一九三二年度は、春は比較的良好であつたが、穀物の成熟期に雨が降り過ぎたゝめ、穀物の成長と成熟に害を及ぼした。斯うした原因のために、一九三三年度の收穫率は一九二三年度に比較して二二・六%の超過を見せたが、前年度に對しては一六・五%だけ低下したのである。

耕地面積の增大と收穫率の增進とは、必然的に耕作總生產物の增大となつた。生產總量は過去十年間に二倍半に增加し、一九二三年度の十萬九千噸に對し、一九三二年度には二十六萬四千八百噸に達してゐる。

八、農業の機械化

共和國の創建前まではブリヤート蒙古の農業方法は極めて幼稚であり、農業經營に於ける基本的要具も鋤、耙(碎土器)、長柄の鎌、連枷等々であつて、複雜な機械は、僅に富農階級に用ひられてゐたに過ぎなかつた。一九二三年に至り、一般農民の機械所有數は稍々增加し、一九二〇年及び一九二三年の調査の統計は、鋤、耙等の外に風車、馬匹を使用する打穀機、及び稀には播種機、撰別機、圓盤式耙、刈取機等の稍々複雜な機械も出現してゐる。

第一次五ヶ年計畫の最後の二年間に於いて、機械トラクター配給所及び機械艾草機配給所が建設され、之によつて農業機械化の基礎が完成されるに至つた。

機械の所有增加率は、次の如くである。

年次	一九二三年		一九二八年		一九三二年	
機械	經營數一〇〇につき	耕地一〇〇ヘクターにつき	經營數一〇〇につき耕地	一〇〇ヘクターにつき	經營數一〇〇につき耕地	一〇〇ヘクターにつき
鋤	一一・二一	五・九四	三四・〇〇	一二・七〇	四四・一〇	一二・八一
耙	三九・一〇	二〇・八四	五三・七〇	二一・二七	四八・〇〇	一三・九五
圓盤式耙	―	―	―	―	〇・〇八	〇・〇四
播種機	〇・一〇	〇・〇六	〇・九〇	〇・三五	一・七二	〇・四五
刈取機	〇・九〇	〇・四七	一・五〇	〇・五六	二・五〇	〇・七八
馬匹を使用する打穀機	一・二〇	〇・六五	一・〇〇	〇・六二	一・七〇	〇・五〇
風車	二・五〇	〇・三〇	三・〇〇	一・三三	三・七〇	一・〇九
撰別機	〇・二〇	〇・一〇	〇・三〇	〇・一一	〇・九〇	〇・二六
トリエール	〇・〇六	〇・〇二	〇・〇二	〇・一〇	〇・四〇	〇・一一
總計	五五・五七	二八・三八	九四・四二	三七・〇四	一〇三・一〇	二九・九九

ブリヤート蒙古農業の集團化の途上に於いて、機械トラクター配給所及び機械艾草機配給所は、集團勞働の生産性を増進させるため特に重要視された。此等兩配給所の建設が始まつたのは一九三一年であつて、この一年間にトラクター八十五臺、三個所のトラクター配給所及び五個所の艾草機配給所が組織された。

更に一九三二年の終りに當つては、機械トラクター配給所の數は十一となり、トラクターの數は二百三十八臺となり、其の他の諸機械の數もこれに應じて增加した。機械艾草機配給所網は擴大して十八單位、その所有する艾草機は二千六十個に殖えた。

一九三一年には三萬一千五百ヘクターの土地が耕作されたが、其のうち、トラクターによつて耕作されたものは一萬八千六百ヘクターに達してゐる。一九三二年には開耕地七萬二千二百ヘクターのうち、トラクターの耕作によるものは五萬五千百ヘクターに達した。

機械艾草機配給所は、一九三二年に於いて既に二十九萬八千二百ヘクター、即ち國内に於いて艾草された牧草地總面積の五二・七%を占めてゐる。斯くて、一九三三年十一月には機械トラクター配給所は十四個所となり、四百七十九のコルホーズを統合し、トラクター四百三十四臺を有しその總馬力は六、七四五、即ち、三三年度計畫の四・四五を增したことになる。

然し、技術的裝備改善の大なるにも拘らず、機械艾草機配給所及び機械トラクター配給所は、現存するトラクター農具の利用といふ點に於いて甚だ不充分であると云つてよい。機械は時機を失し、或は修理の不完全結果屢々故障を惹起し、未だ充分な效果を發揮するに至つてゐない。明かに不充分なトラクター利用の例として、ムホルシビスルキイ・アイマクの機械トラクター配給所は次の如きトラクター利用率を示してゐる。（一九三三年）

五月――六三・六%

六月――六二・四%

七月――六六・六%

二、農場の集團化

第一次五ヶ年計畫の初期に於いては、村落及び部落に於ける階級分化は極めて尖銳化してをり、富農、貴族階級は生產要具及び生產手段の主要部分を占めてゐた。一九二九年に於いて四・六%を占めた富農經營は全生產手段の一四・八%、總家畜頭數の一七・五%、耕地總面積の九・八を占めてゐた。最近、階級としての富農は或る程度まで滅亡はしたが、然し未だ完全には絕滅されず、依然、社會主義化に對して頑强な抵抗を續けつゝある。一九二三―二八年度に於いて、集團農場の數が百四十三から一千百六十七に增大し、第一次五ヶ年計畫の末期に當つては、六萬六千八百十一に激增した。即ち、ブリヤート共和國の集團農場化百分率は、經營數に於いて六一・一%、人員數に於いて六〇・五%に達したのである。

集團農場化の發達した區を示せば

セレギンスキイ・アイマク　經營數　七五・四%　人員　七五・五

ホリンスキイ・アイマク〃　七三・七%　〃　七五・七%
アラールスキイ・アイマク〃　七一・四%　〃　七〇・五%

農場集團化のために國家が補助する豫算支出は、次の如く逐年增加してゐる。

投下資金（單位千ルーブル）

年次	國家豫算	ブリヤート國豫算	長期クレヂット	短期クレヂット	總計
一九二三—二四	—	二九九・二	八・一〇	二一三・〇	五九三・二
一九二四—二五	一〇四・五	四二八・九	二〇四・〇	五三三・〇	一、二七〇・四
一九二五—二六	七四・〇	四四四・六	三九〇・〇	四一〇・〇	一、三一八・六
一九二六—二七	七〇・六	五四五・八	六八一・〇	八二〇・〇	二、一一七・四
一九二七—二八	九五・九	六三四・六	一、二三〇・〇	九三三・〇	二、八九三・五
一九二八—二九	—	一、一五五・〇	二、〇九三・〇	六八九・〇	三、九三七・〇
一九二九—三〇	三〇一・三	二、〇四六・六	三、五三五・〇	九〇九・〇	六、七九一・六
一九三一	一、六三三・九	二、〇七六・三	一、六三六・〇	—	五、三四六・二
一九三二	三・九四四・二	二、四六八・四	一、六一五・〇	—	八、〇二七・六
總計	六、二二四・四	一〇、〇九九・四	一一、四六五・〇	四、五〇七・〇	三二、二九五・八

尙ほ、集團化された農民經營の諸形態の割合は次の如くである。

年次 ＼ 諸形態	コンミューン	アルテリ	トーズ及びトウス（協同耕作組合）	全集團農場
一九二三	八七・四	一二・六	—	一〇〇・〇
一九二四	七四・八	二五・二	—	一〇〇・〇
一九二五	六二・九	三七・七	—	一〇〇・〇
一九二六	五三・七	四六・三	—	一〇〇・〇
一九二七	三九・七	五二・一	八・二	一〇〇・〇
一九二八	六三・四	三二・六	四・〇	一〇〇・〇
一九二九	七五・五	一七・四	七・一	一〇〇・〇
一九三〇	七四・九	一八・六	六・五	一〇〇・〇
一九三一	二六・〇	五四・〇	一九・八	一〇〇・〇
一九三二	二二・四	六三・七	一三・九	一〇〇・〇

集團農場の最高形態たるコンミューンが、一九三〇年まで優勢な地位を占めたのは、それが確固たる組織的、物質的根據を有したからではなく、「成功のための眩惑」の結果であつた。集團農場化に於けるこの時までの誤謬が正された結果、一九三一年には既に農業アルテリが主位を占めてゐる。同時にトーズ及びトウス（協同耕作組合）の割合が増大し、コンミューンは第二位に下つた。

然し、農業生産の最も重要な諸要素の割合は、次表の如く年と共に増大してゐる。

共和國内の總計に對する播種及び養畜獸の集團農場化の

比率。

年次＼類種	耕地面積	馬匹	其內役畜	大有角獸	其內牝牛	緬羊	豚	家畜一般
一九二三	〇・二	〇・一	〇・一	〇・〇五	〇・一	〇・一	〇・二	〇・一
一九二四	〇・二	〇・〇五	〇・一	〇・〇四	〇・〇五	〇・〇四	〇・一	〇・〇五
一九二五	〇・四	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一
一九二六	〇・五	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・二	〇・一
一九二七	〇・九	〇・一	〇・二	〇・一	〇・二	〇・一	〇・二	〇・一
一九二八	一・五	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・五	〇・七	〇・五
一九二九	五・九	一・九	二・三	二・〇	一・九	二・〇	二・二	二・〇
一九三〇	二四・一	九・三	八・九	九・六	一〇・一	九・四	二一・五	九・四
一九三一	五六・〇	四五・九	四四・七	三八・四	三四・八	四〇・八	一六・四	四〇・二
一九三二	七六・一	六三・八	六三・一	三四・七	三四・七	六〇・七	三三・四	五七・五

集團農場化は、部落及び村落に於ける下層民を、個人農民經濟の水準よりも遙かに高い水準に引揚げた。一人當りに對する耕地面積の平均數字が、この狀態を次の如く明かに示してゐる。

人口一〇〇につき耕地面積（單位ヘクタール）

一九二八年	五六・八
一三二九年	八三・四

要するにブリヤート蒙古に於ける集團農業はその創始期にあり、俄かにその成果を云爲し得ぬが、從來の經路より判ずる時は大體に於て順潮な發展を遂げたものといふことができる。而して集團的農業がそれ自身の偉力を發揮するのは、その統制が完備してのち、集團化を完成してのちのことであるから、今後に於けるブリヤート蒙古の農業は刮目すべきものがあると考へられる。（後藤富男）

三、林業

(1) 支那領內蒙古

民國二十三年に南京政府實業部が發表したところによれば、所謂蒙古及び西北支那の森林面積は左の如くである。

省別	總面積(市畝)	森林地 面積(市畝)	森林地 占總面積	森林地 占林地面
青海	一、〇九二、二九七、〇〇〇	二一、八四五、九四〇	二・〇%	四・一%
甘肅	五七一、二九四、五〇〇	三四、二七七、六七〇	六・〇	二〇・六
新疆	二、四六二、三三一、〇〇〇	一二三、一一六、五五〇	五・〇	一七・二

寧　夏	四五三、六七六、五〇〇	一八、一四七、〇六〇	四・〇	一三・三
察哈爾	三八八、二三三、五〇〇	二、三三九、三三五	〇・六	一・八
綏　遠	四五六、〇八七、〇〇〇	三、六四八、六九六	〇・八	二・七
中國全體	一六、七六〇、三三七、〇〇〇	一、三六六、三一八、四一八	八・〇	二・二

この數字は正確なものとはいひ得ないが、青海、甘肅、新疆を除く他の三省に於ては、林產の豐富ならざることを充分に推察せしめる。これら三省、卽ち支那領內蒙古における森林地區としては僅かに陰山林區をあげうるのみである。

陰山林區　綏遠省土默特旗附近の陰山一帶は比較的森林豐富なる地區であつて、烏喇特前旗における烏拉山からは山楡、扁柏、カラマツ等が出る。光緖初年の頃、この地に山火事があつて、數ヶ月延燒して消えなかつたといはれてゐる位で、往昔はかなり繁茂したものである。森林調查等は全く行はれてゐないから、その詳細は知る由もないが、南北數十支里、東西數百支里と稱せられる。產業的には少しも利用されてゐない。

(2) 滿洲國領蒙古

滿洲國領蒙古に於ける森林はこれを大興安嶺地區、及び熱河省地區の兩者に分割することができる。今これら兩地區につき概觀するに左の如し。

大興安嶺地區　南は洮兒河及び索岳爾濟山から起り、北滿鐵道西部線を挾み、北は黑龍江沿岸に至る大興安嶺の本支脈をおほふ森林で、龍江道の西半部と呼倫貝爾の東部を占め、想定面積は一千四百萬町步、一町步平均四百石とすれば、立木蓄積量は約五十六億石に達する。樹種は主としてダフリカカラマツ、シラカンバで、その他シベリヤアカマツ、ヤナギ類、テウセンヤマナラシ、ハンノキ類等がある。

熱河省地區　熱河の森林は、同治元年から光緖二十八年の間に官有地は殆ど拂下げられ、圍場縣の木蘭圍場だけが開放されずにゐたが、この八十萬町步の廣面積を有する熱河省唯一の大森林も、盜伐、馬賊の蟠踞等に惱まされ、政府はこれも開拓することにして、光緖三十二年初めて木植局を設置し　西圍の開墾に著手した。當時すでに四十萬町步內外に減少し、その後年々減少し、現在では北圍（新秩以北）に僅に二十萬町步內外を殘すのみとなつた。**人工林**としては、殆どみるべきものがない。

溪流に沿ふ平坑地はテウセンヤマナラシ、ハルニレ、シラカンバ等の濶葉樹が大部分で、僅少のテウセンタウヱ、カラマツ類等の稚樹が混淆し、傾斜地にはタウヒ、カラマツ、アカマツなど針葉樹の純林をなし、その內タウヒが量も多いが、樹齡は大抵百年を出ない。平均樹高二十尺、胸高徑一尺、一町步宛の蓄積千石內外である。

濶葉樹林と針葉樹林との割合は前者が三〇%、後者が七〇%で、蓄積量は前者一千二百萬石、後者一億四千萬石、計一億五千二百萬石とみられてゐるが、矮小であるとか、品質劣等であるとか、數量僅少であるとかで、地方的需要を充すにも足らず、年々鴨綠江材、吉林材などの供給をうけ、燃料さへ木材を使用できぬ狀態にある。

滿洲國實業部は林業政策の第一着手として、臨時產業調查局において各地區の森林面積及び蓄積量を調査し、五ヶ年計畫を以てその完了を豫定してゐる。

(3) 外蒙古

外蒙古の森林は從來殆んど調査もせられず、林業に就ても共和國政府に於いて初めて注意した位の狀態で、ハルハの總面積は約一、二五〇、〇〇〇方露里であるが、既に調査せられた森林面積は一〇三、七五〇方露里と此の外に一九二五年夏、經濟省雇教官グナデベクルグの調査せるツアインシヤビ地方六四、〇〇〇方露里、コソゴル湖附近八〇、〇〇〇方露里あり、一般に森林は北部山地にあつて南部には無い。樹種は落葉松を主とし、北方には紅松を混へ、山火事のあつた處等には白樺。白楊、河谷にはポプラ、楊柳等がある。

森林の密度に就きグナデベクルグに據れば、ツアインシヤビ地方の落葉松は一デシヤーチンに三〇立方サージエンコソゴル湖附近セレン河谷には二〇立方サージエシ、ウリヤンハイ近くの方面では三五立方サージエンである。

蒙古の森林は濫伐と山火事の爲め荒廢に向つて居り、殊に針葉樹林は、一度火災に遭へばその跡には多くは樺、楊柳等木材として價値少きものが生える。森林の保護に關して一九二四年の大フルルダンは、

一、濫伐を禁止すること

二、森林の經營計畫及び國有林の拂下法を制定すること

三、燃料には石炭を建築には煉瓦及び石を使用せしめるため、石炭の採掘增加及び煉瓦工場、石切場を設置すること

等を決議したが、政府は更に支那人に對し木炭製造を嚴禁し、一九二五年より木炭製造を國家の專賣とすることとした。

(4) ブリヤート蒙古

ブリヤート蒙古自治共和國の森林は、二十八萬七千ヘクターといふ廣大な面積を有し、そのうち國有林は二十七萬九千ヘクターを占めてゐる。この森林の總面積は共和國領土の總面積の七八%を占め、ソ聯邦全體の森林面積の三・七%に及んでゐる。然して利用の點よりすれば、全森林面積中五八・八%、國有林面積中二〇・七%が卽ち產業的に伐採容易なるものであつて、この比率は全東部シベリア地

方の森林面積に對して、一四・九%の地位を保つてゐる。因みにソ聯邦全體を通じて、産業的利用容易の森林面積は平均二九・二%となつてゐる。

森林一ヘクタール當りの採木量を〇・八立方米と假定すれば、最近數年における國有林の採木量は次表の如くである。

一九三〇年	七九〇千立方米
一九三一年	一、一三〇千立方米
一九三二年	二、〇二〇千立方米

森林の主なる樹木は松と落葉松とであつて、推算によれば、前者は森林總面積の三一%、後者は同じく五〇%を占めてゐる。これにつぐ樹木としては樅、蝦夷松、杜松、ヤマナラシ、白楊等がある。

又伐採上の經濟的價値からいつて、主位にあるのは松でその數量は絶對多數を占めてゐるが、山岳地方においては落葉松が第一位となつてゐる。

森林の開發も亦五ヶ年計畫を以て努力しつゝあるが、その結果は必ずしも豫期にそつてゐない。(後藤富男)

四、礦業

(1) 概觀

元來、鑛業は工業と相俟つて發達すべきものであるに拘らず、蒙古地方にあつてはこの兩者の地域的關係が頗る疎遠で、ために工業も興らず、鑛業も不振なるまゝを以て今日に至つた。

蒙古の鑛物資源は現在のところ詳密な調査もできてゐない狀態である。それも大體の推察によればあまり豐富ではないとみられてゐる。最も重視すべきものは石炭、鐵、岩鹽等であるが、これとても土地の關係上經濟的開採が不可能であるか、若くは他の理由によつて放棄されてゐるものが多い。

(2) 石炭

イ、支那領内蒙古

諸種の統計によれば、この地方は石炭埋藏量に於ては頗る豐富であるが、地域僻遠に位し、交通不便なため、經濟的企業の成立すべき可能性が小であつて、從來は頗る稼行不振の狀態にあつた。

(a) **察哈爾省**　察哈爾省の石炭は、埋藏量五〇、四〇〇萬噸、宣化、蔚縣、懷來、張北等の諸縣を主産地とする。炭田の主なるものは長城線以南にあるものが多い。これら炭田の地質は概ね侏羅期末若くは黑侏羅世に屬し、山西の主要炭田が多く石炭紀構成なると類を異にする。

(I) 埋藏量　省内石炭礦區數は三〇、この面積一六、二一五・公畝で現在採礦しある各縣の石炭礦區面積を示せば、(單位公畝)

宣化縣	七七、一〇四・七一
蔚縣	一、七一三
懷來縣	二四、三一四・六二
張北縣	九、六五六
沽源縣	九、七一九
計	一二二、五〇七・三三

となり、更にその埋藏量の大體は次の如くである。

縣別	炭田	面積	炭層	無煙炭	有煙炭	總量
		平方粁	米	百萬噸	百萬噸	百萬噸
陽源及蔚縣	廣陵	七〇・〇	五・五		四三八	四三八
懷來	八寶山	一・二	六・〇	九		九
宣化及涿鹿	玉帶山	二・〇	三・〇		七	七
同	鷄明山	一・五	四・〇		七	七
同	糸溝	二・六	六・〇		一五	一五
同	紫坡溝	一・五	二・〇	四		四
同	武家溝		一二・〇		六	六
張北	土木溝	一・二	二・〇		四	四
同	馬蓮	二・〇	二・〇	四		四
同	四村地					
同	集沙壩					
計		八・二〇		一七	四八七	五〇四

（備考　數字不明のものは合計より除外す）

（Ⅱ）生產量　民國二十四年版申報年鑑によれば本省最近の石炭年產額は

民國二〇　一一四、五〇〇噸
民國二一　一〇〇、〇〇〇噸
民國二二　一〇〇、三五六噸

であつて、中國產炭額二八、四五五、〇〇〇噸（民國二二年）の二八三分の一弱、河北年產額六、六〇〇、〇〇〇噸（民國二二年）の約六五分の一にすぎない。

更に省內埋藏量と比較してみるに五〇四、〇〇〇、〇〇〇噸に對する開採量約一〇〇、〇〇〇噸であるから、毎年埋藏量の五、〇四〇分の一を利用するにすぎざる狀態で、資本の不足が痛感せられるのである。

次に民國二三年四月發表に係る察哈爾省建設廳調査に據れば、各縣一個月の石炭需給關係は次表の如くである。

縣名	生産量	販賣量	販賣價格
宣化	五、六三三・一三〇噸	五、一一〇・四九五噸	一八、七九七元
蔚縣	二、七二八・三三〇	同上	二一、六七六
懷來	一、〇三〇・〇六〇	同上	四、〇三五
陽原	一五・二四〇	一四・二一〇	九〇
張北	八〇六・七六〇	七七六・三三五	五、〇七七
計	一〇、二〇三・五一〇	九、六四九・四一〇	三九、六七五

本省生産石炭は一部平津地方に移出されるが、その量は極めて微々たるもので殆どいふにたりない。大部分は省内の消費に充當されてゐる。

（Ⅲ）經營及び稼行狀態　上記諸縣各炭田に稼行しある各炭礦名稱・組織・埋藏量、産額等をあげれば左表の通りである。

名稱	所在地	組織	埋藏量	礦質	年産
鷄鳴山煤礦	宣化縣下花園	平綏路局管理	三、六〇〇、〇〇〇	不良質炭炭	七〇、〇〇〇
寶興煤礦公司	同玉帶山	商辨	三、八〇〇、〇〇〇	同	四四、四〇〇
華北煤礦	同大平山	同		煙粉及塊炭	三〇、〇七〇
協豐煤礦	同黃土灣	同		同	五、〇〇〇
厚豐煤礦	同紅砂石山	同		同	五、〇一〇
中興煤礦	同玉帶山	同		無煙炭	一、五六〇
義和煤礦	同三合灣	同		塊及粉炭	三、二八三
東升煤礦	同猴兒山	同		無煙炭	二四七
天興煤礦	同武家溝	同	三、五〇〇、〇〇〇	半煙炭	二四、〇〇〇
恆升煤礦公司	張北縣土木溝			不良無煙炭	五、三二七
成平煤礦公司	同馬蓮灘			同	四、〇八四
開源煤局	同四村地			煙炭	六〇〇
協力煤礦	沽源縣古傍子			同	六〇〇
復興煤礦	同古子坊	商辨		同	
三成地煤礦	懷來縣八寶山石門溝	同		無煙炭	五八、〇〇〇
北平煤礦	同八寶山結子	同		同	一、〇〇〇
双合地煤礦	同八寶山艾家溝	同		同粉炭	三、四六〇
遠大煤礦	同八寶山	同		煙粉炭	二八〇

世合地煤礦	同八寶山紅砂溝	同	無煙粉炭	二、六五〇
永成地煤礦	同八寶山	同	同	一、五五〇
寶成地煤礦	同白岔山水窰溝	同	同	二、八四〇
張玉煤礦	同八寶山	同	半煙炭	一三〇
北正琅煤	蔚縣條子溝	同	塊炭	一七四
三順煤窰	同五岔村	同	同	一、五八〇
福祥煤窰	同蓮花山	同	同	六八
白土溝煤礦	同白土溝	商辦	塊炭	九四〇
寶明煤窰	同五岔村	同	同	二、五三〇
老虎山煤窰	同	同		
双順煤窰	同高莊村	同		一、四四〇
長勝煤窰	同雙水澗	同	塊炭	八九九
廟梁煤窰	同白草窰村	同	同	二、八四〇
張拐子溝煤窰	同張拐子溝	同		
爢子溝煤窰	同爢子溝	同		九、〇〇〇

上表の各炭礦は何れも民營である。官營事業としては民國八年張北縣集砂壩附近に試辦炭坑を經營した事實あるに

止る。乍併、同坑の成績はその後頗る不振で、産出額も多からず、販路狭く、加ふるに地方的事故が頻々として生じたゝめ、數年以前より業務を停止してゐる。礦質は褐炭で一時は年産一〇、〇〇〇噸に及んだ。同炭坑の面積は附近を合して約一二、二八八公畝に達するが、淺坑は既に採掘し終り、深坑は技術的な關係で採掘不能といふのがその現狀である。

(b)**綏遠省**　次で綏遠省に於ては、大青山一帶の山間溪谷に群小炭礦が散在してゐるが、これらの地質は大部分侏羅紀系岩石からなり、始原代系基積は片麻岩を基底としてゐる。

炭層は即ちこの侏羅紀系の砂層に含有され、その層は十層を數へ得る。一尺乃至九尺の厚さがある。

前山一帶は地殼の變動劇しく、炭層は殆ど直立形をなし、炭質は各地不同である。例へば察素齊以北産の石炭は碎末狀の無煙炭　薩拉齊北方の巴圖溝から包頭北方の大西溝に至る地方産のものはすべてコークス製造に適する有煙炭で年産は約一五萬噸に上る。

大青山炭田中最も重要なのは包頭の東北方より薩拉齊の東北なる萬家溝に及ぶもので、これより東するに從ひ炭田は漸次その規模小となり、炭層の構造もみだれてくる。

大青山炭田の西部には大同炭田の侏羅世末期層より出る

のと同質の瀝青炭（有煙炭）を産するが、この邊は概ね水平層であるから　開採には便である。

（I）**埋藏量**　省内に於ける石炭鑛區數は一一、この面積二三一、五二五・二九公畝に上り、その石炭埋藏量は四一、七〇〇萬噸といはれてゐる。

縣別	炭田	面積（平方粁）	炭層（米）	無煙炭（百萬噸）	有煙炭（百萬噸）	總量（百萬噸）
歸綏	黑牛溝	四	〇・五	三		三
同	柳樹灣	九	一	三		三
同	楊圪埮	五	一—二		二	二
同	壩口子、寬店子		一・五		三〇	三〇
同	臺格水、討子號	一五	一		（褐炭）一五	一五
薩縣	童盛茂	一〇	三		三八	三八
固陽	石拐	三九	一・五—三	二〇	八五	一〇五
同	窩心壕	二〇	二		四八	四八
安北	栓馬春	一・八	二	三		三
同	賈金灣	七	七		五九	五九
同	二分子	七・五	四		三六	三六
集寧	馬蓮灘、五原、臨河、武川	一	二五		（褐炭）二	二
其他	土城子、陶林、豐鎭			二〇	三五	五五
合計				五八	三五九	四一七

備考　一説に綏遠省の石炭埋藏量は有煙炭三三七兆噸褐炭及び無煙炭八〇兆噸といふ巨大な數字があげられてゐる。

（II）**生産量**　これら各地に散在する炭礦の民國一八年より二二年に至る五年間の年産額は次表の如くであつた。

年次	煙炭（噸）	無煙炭（噸）	褐炭（噸）	合計（噸）
民國一八	七二、六〇〇	二二、三〇〇	三、五〇〇	九八、四〇〇
民國一九	六九、一〇〇	二〇、五〇〇	三、五〇〇	九三、一〇〇
民國二〇	六四、四〇〇	二三、三〇〇	三、五〇〇	九一、二〇〇
民國二一	—	—	—	九〇、〇〇〇
民國二二	—	—	—	九〇、〇〇〇

（III）**經營**　綏遠省内で目下採掘中の炭礦は大小四

十一個所あるが、その內主なるものを表記すれば左の如くである。

縣別	種類	地點	礦區面積（アール）	資本金（元）	月產額（噸）	營業狀況
武川	有煙炭	炭窰村	—	一、〇〇〇	二〇	不振
同	無煙炭	柳子溝	一、五三六	一、〇〇〇	一〇〇	同
歸綏	同	西溝	—	二、〇〇〇	一五〇	盛況
同	同	同、後櫃	—	一、五〇〇	七〇	不振
同	同	同、福義成	—	四、〇〇〇	一三〇	盛況
同	同	東溝、四成窰	—	一、五〇〇	九〇	不振
同	同	同、六成窰	—	二、〇〇〇	八〇	同
同	同	大溝・小火燒	三、〇五九	一、五〇〇	三〇〇	同
同	同	同、萬隆窰	—	四、〇〇〇	二〇〇	同
同	同	同、珠爾溝	—	八〇〇	二〇	同
陶林	同	南腦包	六、四九〇	五〇〇	一五	同
薩	同	大榻柺柺	八、九六二	五〇〇	五〇	盛況
同	有煙炭	五當溝	二、五九二	—	一〇	同
同	同	巴圖溝	五、一九七	—	二〇	不振
同	無煙炭	雜懷溝	八、八一七	—	一五	同
同	同	水泂溝	六、六七七	—	三〇	同
同	同	大斗林沁溝	七、七八六	—	三〇	同
五原	同	萬和長	—	二〇〇	一五〇	同
同	同	烏藍腦包	五、六三六	五〇〇	五〇〇	盛況
安北	同	牷馬春	—	—	一〇	同
同	有煙炭	官井溝	—	—	五	不振
集寧	同	馬蓮灘	一、〇〇六	四〇〇	九〇	盛況
同	同	唐腦包	八、〇五三	二〇〇	一五	同
豐鎭	同	牛青山	四、九一五	—	—	不振
固陽	同	石柺溝	四、七〇七	—	三、〇〇〇	盛況
同	同	窩慶壕	—	一五	一五	同

上表の內で最も大規模なのは固陽縣石拐溝の礦區で、綏遠の漢南公司は毎年同地より包頭に三萬餘噸を輸送し、この外土着資本による經營一一個處を數へ、四、〇〇〇—五、〇〇〇噸の年產がある。同坑は包頭の東北方約六〇支里を距て、礦區面積約六〇方支里、上質の有煙炭を產出するの

で有名である。炭層は三層よりなり、各層の間に五〇尺乃至二〇〇尺の岩石の層を挾む。第一層の厚さは三—五尺、第二層は七、八尺、第三層は四—一〇尺。採掘は原始的な土俗法であるから、深部の水量の多い處は開採し得ないで放棄してある。本礦區の埋藏量は約七、八千萬噸、有煙炭以外に無煙炭も多少は產出してゐる模樣である。

（Ⅲ） 稼行狀態　本省の炭坑は何れも民營で、小資本を以てする勞力掘である。

現在採掘中の炭坑は何れも原始的なもので、普通山壁炭層の露出した個所から層の方向に從つて本坑道を開く。本坑道の高さは四—五尺、幅は五—六尺であつて、これより左右に採掘を進め、雜木を支柱として落盤を防ぐ。

採掘した石炭は坑夫が肩にかついで運びだすが、粉末は天秤とモツコで運搬してゐる。採炭量は一日平均三人で二噸餘、大きな坑で百餘名の坑夫が一日約五、六〇噸を出す。坑夫數十名乃至數名の小規模なものも少くはない。

以上の如くであるから、通風、排水の設備もなく、深坑は手のつけやうがない。從つて炭田の豐富な區域に達しても、これを中途にすて、他に別坑道を求めなければならぬことが往々ある。礦區の大きいもので六—七〇公畝である。

尙、その輸送は專ら駄載によるの外なく、交通機關のないため、良坑をみすみす放棄してゐるものが多い。炭礦より平原までの距離は珠爾溝一〇支里、大西溝一五支里、萬家溝四〇支里、水泗溝一〇支里、巴圖溝二五支里、五當溝及び石拐溝（包頭まで）夫々六〇支里となつてゐる。

例へば石拐炭坑は包頭の東北方六〇支里餘の地點にあるが、運輸はすべて大車か牛馬によるの外ないから、包頭まで往復三日を要し、この運賃が一噸につき三—四元を要する。礦區に於ける原價は一噸三—六元であつて、假に四元としても、包頭にでると原價は約八元となるので、現在の處大青山炭は大同炭に競爭することのできぬ立場にある。

（Ⅴ） 石炭稅　大青山炭が大同炭に競爭し得ぬ理由は前記の如く輸送費に存するが、尙本省に於ては採炭に對して課稅するのみならず、その移動稅を徵收し、炭業の負擔は極めて多い。

民國二十四年版中國經濟年鑑により、各地の徵稅狀態を觀るに左の如くである。

土默特煤利局

	元		元
大炭每單套車收	○・二五	加一套車加徵	○・一二五
藍炭每單套車收	○・二七	加一套車加徵	○・一三五
大炭騾駄每駄收	○・○七		
大炭駝駄每駄收	○・○八		

大炭驢駄毎駄收	○・○四
藍炭駄毎騾駄收	○・○八
藍炭駝駄毎駄收	○・○九
藍炭驢駄毎駄收	○・○四

固陽縣徵稅局

大炭毎單套車收	○・二一—○・三○元
大炭毎双套車收	○・三九六
大炭毎駝收	○・○七六五
大炭毎驢收	○・○四二七
藍炭毎單套車收	○・二四○○
藍炭毎双套車收	○・四五五○
藍炭毎駝收	○・○八六四
藍炭毎驢收	○・○四三七

固陽縣敎育局車捐

炭車單套車收銅元十二枚（約○・○三元）

炭車双頭車收銅元二十四枚（約○・○六元）

包頭財務局

炭車一輛不分双單毎車收	○・三四元
毎駝收	○・一五
毎驢收	○・二○

〔備考〕單套車は約半噸積み

薩縣煤稅

項目	正稅	車駄正稅	炭公債	附加	票費	共計
大炭單套車（五〇〇斤）	○・○六三	○・○三○	○・一○○	○・○○六三	○・○○五	○・二○四三
藍炭單套車（五〇〇斤）	○・○八四	○・○三○	○・一○○	○・○○八四	○・○○五	○・二二七四
大炭双套車（一〇〇〇斤）	○・一二五	○・○四○	○・二○○	○・○一二五	○・○○五	○・三八二五
藍炭双套車（一、〇〇〇斤）	○・一七○	○・○四○	○・二○○	○・○一七○	○・○○五	○・四三二○
大炭三套車（一、五〇〇斤）	○・一八八	○・○六○	○・三○○	○・○一八八	○・○○五	○・五七一八
藍炭三套車（一、五〇〇斤）	○・二○五	○・○六○	○・三○○	○・○二五○	○・○○五	○・五九五○
大炭駝駄（三〇〇斤）	○・○二五	○・○四○	○・○四○	○・○○二五	○・○○四	○・一一一五
藍炭駝駄（三〇〇斤）	○・○三四	○・○四○	○・○四○	○・○○三四	○・○○四	○・一二一四
大炭驢駄（五〇斤）	○・○○七	○・○一○	○・○一○	○・○○一七	○・○○四	○・○三二七

藍炭驢駄（五〇斤）	〇・〇〇八	〇・〇一〇	〇・〇一〇	〇・〇〇一八	〇・〇〇四	〇・〇三三八
大炭騾駄（一〇〇斤）	〇・〇一三	〇・〇二〇	〇・〇二〇	〇・〇〇一三	〇・〇〇四	〇・〇五八[illegible]
藍炭騾駄（一〇〇斤）	〇・〇一七	〇・〇二〇	〇・〇二〇	〇・〇〇一七	〇・〇〇四	〇・〇六二七

（Ⅵ）市場關係　産額の少いのにもよるが、工業動力となるもの少く、多くは内業の地に於て消費燃料に用ひられる。併し將來毛織、製革等々の大規模産業が勃興すれば容易にその動力となる可能性はある。

(c) **寧夏省**　本省も亦石炭の埋藏量はかなり多い見込みであるが、何分調査が行きとゞいてをらぬので數字的に之を示した資料はない。從つて現在の生産量も極めて少く、礦區數二、同面積六、二八一・三二公畝を數へるにすぎぬ。最近の年産額は左の如くである。

民國二〇　　五、〇六八噸
民國二一　　五、〇〇〇噸
民國二二　　五、〇〇〇噸

その他の稼行狀態等の詳細は不明である。

ロ、滿洲國領内蒙古

卽ち興安四省及び熱河省に於ける石炭資源は最近の調査の結果、特に後者において有望なるもの認められ、目下開採策に腐心し、近き將來において石炭王國を築かんとしてゐる。

(a) **興安四省**　四省中最大の炭礦は北省にある札賚諾爾炭礦である。この外東省内には巴彥旗に甘河炭坑あり、一時は相當の採掘をみたが現在では停止し、西省には札魯特右翼旗に炭坑あり、又索倫を中心にして東南兩省内には從來石炭の露頭が發見されてゐる。北省には舊北滿鐵道經營の札賚諾爾炭礦あり、又滿洲里の西南十八粁には察罕炭礦あるも、埋藏量少く、質不良であつて現在開採ははかばかしくない。

札賚諾爾炭礦　本礦は滿洲里の東方約二十七粁の地點に在り、舊北滿鐵道の經營であつたが、同鐵道の滿洲國讓渡と共に、滿洲國に移管された。埋藏量約七千萬瓲と稱せられ、南北に四十粁、東西に二十粁に亘る廣大なる面積を占めてゐる。一九〇一年、時の東支鐵道がその採掘權を得、當初は舊式柱房式によつたが、日露戰爭後、露天掘を併用するに至つて採炭量を增し、年額四、五萬瓲に達した。

經營は一九一〇年以降請負として露人商人を入れたが、同二四年再び會社直營となつた。然るに露支紛擾の際、杭區が破壞されて、一時廢坑にすべしとの意見も生じたが、その後小規模に露天掘を繼續した。炭量は三億と稱せられ二〇米の層厚で、三―四層よりなる褐炭である。概して燃燒不完成にして熱量少く、粘結性に乏しくして風化速度が

早いため、貯藏に耐え難いといふ缺點がある。從つて品質は不良の部類に屬するが、又燃え易いといふ長所も有してゐる。

故に北滿に於ける鶴立崗、穆稜の兩炭礦に對抗し市場を爭ふの地位に至つてゐない。殆ど北滿鐵道の需要に左右され、その他僅かに薪材の少い西部沿線地方、呼倫地方に販路を有するに止るが、鐵道沿線に位置する點に經濟的な强味をもつてゐる。

最近の出炭狀況をみるに、一九二八年二五、四二八瓲、一九二九年一八六、五〇〇瓲、一九三〇年五、八〇〇瓲、一九三一年二〇、三七三瓲となつてゐるが、將來は二〇萬瓲程度に擴張し、廣軌線用および地場供給をなす豫定である。

(b) **熱河省**　本省内にあるものとしては、朝陽縣に五家子、北票(興隆溝)、南票、東土默特旗に七家子、新邱、孫家灣トロホー、綏東縣に奥包溝、洞子溝、西土默特旗に和尙溝、大嶺崗子、その他北票(興隆溝)、南票等あるが、一、二を除いては土式採礦法を以てする小規模なもので、殆どいふに足りない。

新邱炭田　阜新縣々城一帶の地域に亘り、新邱、孫家灣烏龍溝、米家窩舖等に分れてゐる。夾炭層は侏羅白堊紀に屬し、安山岩、流紋凝灰岩を伴ふ、何れも瀝靑炭を出し、性質は撫順炭、西安炭に類似するが、稍之よりも劣る。

新邱は九枚の炭層を有し、厚さ合計七米と稱せられ、明治三十年徐某なるもの始めてこれを發見した。今世紀の初め、當時の北寧鐵道がこの開發を企てたが、一ケ年にして休止した。後大正三年、邦人が之を調査中、馬賊の兇手に斃れた椿事があつた。この事件は後に外交問題となり、わが國はこれが賠償として炭坑經營權の許可を提議し、十一礦區の合算を主張したが、交渉の結果、共に滿鐵關係たる大興公司、大新公司の兩者の名に於て六礦區を獲得した。その後この兩公司は礦區も增大し、規模も比較的大となつたが、反之、滿人側は極めて不振の狀態にあつた。

孫家灣は新邱炭田の三礦中、その質最も優良で、二枚の炭層よりなり、層厚三米乃至四米である。鑛業權は舊東北鑛務總局に屬し、同益昌それ他四商が權利を得て土法稼行してゐた。

烏龍溝では稼行中のもの一層、厚さ四米、米家窩舖は三礦中最も炭質惡く、層厚約四米といひ、新邱の西南十二支里の地にある。本礦も亦孫家灣同樣舊東北鑛務總局に屬してゐたが、交通の便に惠まれず、生産は微々たるものであつた。現在では以上の諸層を通じて滿洲炭礦會社（日滿合辦の滿洲國特殊法人、成立昭和九年五月、資本金千六百萬圓、全額拂込）經營に屬し、その所有炭田中最大のものとされてゐる。

本炭田の産出炭質は左の如くである。

區域	水分	揮發分	固定炭素	駭性	灰分	硫黄	カロリー
新邱	一〇・九七	二七・五〇	五八・二一	不粘	三・三二	〇・五七	七〇三一
烏龍溝	四・七九	三三・九二	五六・三一	不粘	四・九三	〇・九三	七三三五
孫家灣	一三・一四	三一・三三	五一・四八	不粘	五・〇五	一・二五	六〇四五

昭和十年度のボーリングの結果、埋藏量は二十二億趣で撫順の倍以上の大炭田なることが明かになり、增掘を急いでゐる。現在に地賣用に三萬趣を出炭するにすぎぬが、十一年度には三十萬趣に增加し、五年內に一〇〇萬趣に達せしむる豫定である。又新立屯—阜新間の運炭鐵道は既に完成し、將來は壺蘆島の築港と相俟つて、輸出炭として撫順炭と相竝んで重要なる地位を占むべき炭田である。

北票炭礦　朝陽縣北票は古くから採礦されてゐるが、企業の最大のものは官商合辦北票煤礦公司で事變後は片倉組と滿洲炭礦會社の投資下に之を經營してゐるのである。炭礦は東西二部に分れ、層厚は〇・六米より四・五米に及び、〇・三乃至一七・五米の間隔をおいて多くは數層に分たれる。夾炭層は侏羅紀の生成に係り、走向北五〇度東、傾斜は北西に二〇度乃至七〇度、平均四五度である。炭質は比較的良好なる瀝青炭であつて、開灤炭、撫順炭に比して孫色がない。骸炭製造に適してゐる埋藏量は滿鐵調査によれば二億五千萬噸、北票炭礦調査によれば九千萬噸となつてゐる。錦州、洮南、その他奉山鐵道沿線に販路を有してゐる。

今日まで稼行せられれば區域は興隆溝、大吉營子、岳家溝、三義棧、尖山子の五區域で、設備も優秀であり、將來撫順炭、本溪湖炭の代用品として重視せられ海邊に近い關係上輸出炭として最も有望である。壺蘆島完成後の活躍を期待されてゐる。昭和九年度出炭高は三十萬噸。

右の諸炭坑に關しては、最近の生產量統計を缺くが、その主なるものについて數年前の數字を擧げれば左の如くである。

炭坑	一九二五	一九三〇	一九三一
北票	四〇六、五二七	五〇九、八七二	六五六、〇〇〇
新邱	一〇、七七五	九・九八四	一〇、〇〇〇
孫家灣	二三、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
南票	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
計	四四五、三〇二	五四四、八五六	六九一、〇〇〇

ハ、外　蒙　古

外蒙古の石炭產地はソ聯の行つた地質調査及び探檢の結果、次の三箇所にあることが明かにされた。

(一)中央アイマクに於けるウトン・バートルから東南方三三粁のナライハ

(2)東部アイマクのバトン・トゥメニ ハンから南方一二粁の地域

(3)西部アイマクのコブト山より東南方一〇〇―一二五粁のバトゥイルハイルハン山中

ナライハ炭田　ナライハの石炭産地面積は西部はナライハ山脈より、東部はナライハ河の溪谷に至り、石炭層は東北方に延びてゐる。その内に二つの石炭層が露出してゐる。一は古くから採掘されてゐたゝめに「稼行層」といふ名稱で知られてゐる上部層と、他は、單純地層により區分されてゐる多くの石炭層からなつてゐるので「合成層」と呼ばれてゐる下部層である。

稼行層の厚さは〇・七五米乃至二〇・八〇米間を、合成層の厚さは三・五米乃至四・三米の間を上下してゐる。石炭埋藏量は稼行層約三〇〇萬プードで、合成層の尨大な厚さから推して、ナライハの全石炭埋藏量は略々三億プードと推定される。

レニングラード工藝學校の冶金實驗室で行はれれ化學分析の結果は次の表に示す如くであつた。

技術的分析

水分	八・三三	揮發物	三五・五六
無灰コークス	四八・七二	灰分	七・三九
計	一〇〇・〇〇		

發熱力は五、九四五乃至五、六六八カロリーである。

有機物分析

揮發物	四二・一九	コークス	五七・八一
計	一〇〇・〇〇		

揮發物成分

可燃性硫黄	〇・二六	水素	五・〇〇
炭素	七〇・〇〇	窒素及酸素	二三・九四
計	一〇〇・〇〇		

無灰物の發熱力は七・〇五四乃至六・七八四カロリーである。コークスは粉末樣である。

石炭採掘量の正確な計算は一九二八年に至つて漸く始められた。統計資料によれば同年の採掘量は五五七、六一三プード、原採掘地の價格は七八、〇五六銀弗で、資本金は四二、〇〇〇銀弗であつた。一九二九年度は一五〇、〇〇〇プードの採掘増加を期待してゐたが、事實計畫は實現されることなく、僅かに三〇、〇〇〇プードの増加をみたにすぎなかつた。外蒙古政府は勞働生産力増進の目的を以て、一九三〇年には炭坑の資本金を三倍に増額し、一一三、〇〇〇銀弗とした。尙出來高を支那人の請負人に引渡す制度を廢し、勞働者各自に全く獨立的になさしめ、出來高勞銀を著しく高めたが、それにも拘らず、運搬上の缺點と勞働者の浮浪性等のため、炭坑作業の生産は五七〇、〇〇〇プ

ードまで低下した。

一九三一年から一九三五年に亘る五ヶ年計畫に從へば、ナライハ炭坑の投資を六〇〇、〇〇〇銀弗まで、總生産高を三〇〇,〇〇〇銀弗まで、勞働者を二七五名まで増加し、石炭の販賣價格を一プード爲り二〇哥に低下し、その目的を以て一二〇、〇〇〇銀弗を投じて狭軌鐵道をウラン・バートルとの間に敷設することになつてゐる。

バイントゥメニハン炭田　將來多少望みのある第二の石炭産地は、滿蒙國境から西方一〇〇粁なるケルレン河岸、バイントゥメニハン市（舊名サンベイズ）附近にある。礦脈は一九二七年道路建設中偶然に發見されたもので、出炭は褐炭の部類に屬し、石炭の賦在するのは地表より五―八米の深さの所であつて、層の厚さは二六米に達してゐる。炭坑の廣さは確實には判つてゐないが、埋藏量は豐富らしい。この石炭の缺點は一八％に及ぶ相對的濕度を有することである。これは層の下部が心土水の水平線以下に横臥してゐる結果である。炭坑は市の南方一二粁の地點にあり、石炭採掘量は公表されてゐないが、私的報告によれば作業は非常に活潑であるといふ。

西部炭田　第三の石炭産地は西部蒙古のカラウス湖から南方、蒙古アルタイの西支脈内の三個所に散在してゐる。一はツアガン・チユルウ河の上流、バトウール・ハイル・ハン山脈の西南部傾斜面、二はホンゴル・トロガイ河の上流、バトウール・ハイル・ハン山脈の西側、三はツゼルギンスメから東北一四―五粁なるボロブルグ水源地附近のツゼルギンワッヅン河流域の東北部である。

外蒙古工業開發五ヶ年計畫は、尙他の場所における石炭採掘の可能性をも期待してゐるので、その踏査に對し二〇〇、〇〇〇銀弗を支出する準備を有してゐる。

二、ブリヤート蒙古共和國

(a) 概説

ブリヤート共和國の首都ウラヌ・ウダ市は、燃料問題の解決には相當苦心してゐる。尤も現在に於いては、同市の傍を流れてゐるセレンガ及びウダ河流域の森林から得る薪及びシベリヤとザバイカル鐵道沿線から得る石炭によつて燃料の需要量を充たしてゐるが、最近、市の發展、市民の増加に依り、需要量が増大すると共に、一方ソ聯政府はウラヌ・ウダ市を共和國經濟の中心、就中、大工業中心地化する計畫を立てゝゐるので、現在の惠まれた燃料需給狀態が漸く破壞されようとしてゐる。

「ウ」市の一九二四年度に於ける需要燃料總量は、最少二十三萬噸であるが、「ウ」市近郊並びにセレンガ及びウダ兩河流域の森林量積は、之が大規模の利用は直ちに濫伐に陷

る事となるので、所謂燃料を薪によつて補給する事は出來ない。又、シベリヤ及びザバイカル鐵道による移入石炭に對する期待も、兩鐵道の全般的破損等の爲めに漸次薄らぎつゝある。目下、共和國政府及び黨幹部は、この打開策に全力を傾注してゐる。

(b) 炭田

東部シベリヤ地質トラストは、一九三一―三二年の調査に基いて、「ウ」市に最も近い次の四炭田を推薦してゐる。

バイカル湖炭田　バイカル湖の東南岸、ザバイカル鐵道「タンホイ」及び「ムイソフスク」兩驛間に在り。厚さ〇・五七米の炭層二十五を有し、推定埋藏量九千萬噸。但し炭質脆弱で遠距離輸送及び頻繁な積換へに耐へぬため、消費地域が著しく制限される。本炭當半コークス化に際し、六・七五―七五・九五%のピッチを生ずるから、乾溜工業原料として價値がある。

ムーヒンスコエ炭田　「ウ」市の南方恰克圖街道に沿つて十二粁、イヂルが河谷に在り。埋藏量は僅か十萬乃至三十萬噸に過ぎず。炭質も不良である。本炭は斯く質量共に貧弱なるに加へて、産地の地理的構成と炭層狀況が採掘を極めて困難ならしめるため、産業的には殆んど無價値であるが、場合に依つては本炭田は、「ウ」市の石炭需要を一、二年間充たし得る可能性を有する。

タルバガタイスコエ炭田　「ウ」市の東方一八〇粁、ザバイカル鐵道「タルバガタイ」及び「トバルガ」兩驛間に在り。埋藏量は一億一千萬。噸炭質の點に於いてはザバイカル諸炭田中の第二位にあつて優良である。但し本炭田は、現在既に露天掘及び坑道掘によつて採炭中であるが、出炭量の大部分は將來とも鐵道輸送用に供せらるべきものであるから、「ウ」市としては之に期待し得ない。

グシノエ湖炭田　「ウ」市の南方一一八粁、恰克圖郵遞路の東南方五粁、グシノエ湖岸に在り。埋藏量一億五千萬噸七個炭層を有し、その最も厚きものは九・二五米に達する。分析によれば本炭は最も瓦斯炭に適する。此等の資料は、本炭田が「ウ」市の將來に於ける唯一の基本燃料たる事を示すものである。本炭田の根本的困難は、その距離が遠隔なる事であるが、セレンガ河による水運を利用すれば、この問題も比較的簡單に解決されるであらう。本炭田は獨り「ウ」市にとつてのみならず、「ウ」市――恰克圖間の計畫鐵道にとつても最適の燃料源たり得る關係上、共和國經濟人民委員部に於いては、試掘による最後的調査を急ぎつゝある。

(3) 鐵

イ、支那領内蒙古

支那全土に於ける鐵埋藏量はその比較的確實なるもの九

三四、五九八・〇〇〇噸、その他の見込量二四七、五〇一・〇〇〇噸、合計一、一八二、〇九九・〇〇〇噸に上るが、內、察哈爾、綏遠兩省に屬するものは左表の如くである。(單位千噸)

省別	較確數量	約計數量	合計
察哈爾	四五、六四五	四六、〇〇〇	九一、六四五
綏遠	—	一〇、七〇〇	一〇、七〇〇

尚、寧夏省に於ても多少の埋藏量を有するとみられてゐるが、何ら調査は行はれて居ない。河南省地質調査所々長張人鑑によれば、寧夏附近に存するも、埋藏量、產狀何れも不明で、今のところ本省としては產額皆無である。その他の二省に於ても土式開採を主とし、產額は極めて少い。

(3) **察哈爾省** 本省に於ける鐵鑛區數は三、その面積一四一、六四九・九二公畝と稱せられ、主として宣化縣烟筒山を始め、龍關縣辛窰、龐家々堡一帶に集中し、これが採掘權は官商合辦龍烟鐵鑛公司の獨占に歸してゐる。鑛質は甚だ佳良、含有鐵分は一〇〇分の四〇乃至六〇、頗る純良で煉製に容易である。

地名	鑛區面積	含鐵百分率			化學次數	鑛量估計	鐵路との距離(支里)
		最低	中	最高			
龍關縣辛窰	九方里 四四〇畝	四一・六〇%	五四・〇〇%	六〇・四〇%	三六	三千萬噸	宣化站より一二三里
同龐家堡	一五方支里 二九五畝	五二・八〇	五八・五〇	五二・一〇	二四	一千五百萬噸	宣化より七三里
宣化縣烟筒山	一七方支里 一〇、〇八〇畝	三五・一〇	四八・七〇	五八・七〇	六〇	一千五百萬噸	宣化より一八里

龍煙鐵鑛公司 民國七年、段祺瑞政府時代、徐緒直等發起となり、資金を募つて同公司を設立し、宣化煙筒山に製煉所を設けた。一切の設備は總て機械を採用し、規模頗る大、山上の採礦場には一六封度輕便鐵道六支里を、又山脚より水磨(宣化、城北二支里)に至る間は三〇封度、軌條、軌間六〇糎、長さ六支里の輕便鐵道を敷設し、採鑛處より山脚に至る間に坂道を設け、上部に絞車八臺を置く。建物は全部で二三個所あり、次で民國一〇年春石景山(北平城

西）製煉廠の建築を開始し、一一年夏全部の工事大部分竣工した際、時局の變動にて工事停頓して今日に至る。而してその未成の部分は給水設備、械器廠及びその他少數の材料で、米國に擱置したまゝとなつてゐる。同公司は前後を通じ五〇〇萬元を投資し、一〇〇萬元を借款し、その利息を加ふるときは現在の債務二〇〇萬元となり、總計約七〇〇萬元の額に上つてゐる。民國一二年日本側にこれを擔保として借款したゝめ、前直隷省長よりその執行を禁止せられ、遂に停止し、一七年秋國有に收め、目下鐵道部の所有に歸し、役員を派して保管してゐる。政府は屢々工事を繼續するとの説あるも未だ實現してゐない。各種の建築物は久しく使用しないため漸次破損腐朽してゐる。客年察哈爾省建設廳技師が見積つたところによれば鑛山及び製煉廠を復舊するには最少限五〇〇萬元を要するといふ。同公司製鐵原價は概畧一噸當り三四元で、今平均賣價を五〇元とし年産九〇萬噸を製鐵しうるとせばその利益僅に一、四〇〇萬元餘を得べく、若し熔鑛爐を增設すれば利益は更に增大するであらう。殊に本鐵鑛の鑛質は溶解し易く、コークスの使用少く、製錬した鐵は最上の鑄鐵に屬し、頗る高價である。又生鐵の生産以外、鐵滓の副産物がある。

最近屢々日支合辨による復活が叫ばれてゐたが、北支新政權の樹立と共に再び注目せられ、具體的交渉開始も近いことゝ思はれる。

(ト) **綏遠省**　本省に於ては武門、鄂博、固陽、薩拉齊、清水河、包頭等に産するが、就中固陽縣に七〇萬噸、武川縣白雲山に三、二〇〇萬噸の鑛脈ありといはれる。乍併、採掘は一向行はれてをらず、僅かに舊式製錬法により年産約一〇〇噸をみるにすぎない。

代表的なものとして白雲山鐵鑛をあげてみる。

白雲鄂博鐵鑛　白雲鄂博とは蒙古語のバヤン・オボの音譯で、一にバヤン・ボクドともいふ。綏遠の西北約四〇〇支里、馬で約五日間の行程である。

鑛物の主なるものは赤鐵鑛及び輝鐵鑛で、その他多少の磁鐵鑛、褐鐵鑛を産する。主要鑛床は山頂の外斜層南翼を起點とし、南斜面一帶を覆てゐる。

鑛石分析の結果は左の如くである。

鐵　六七・四〇％
燐　〇・〇六六％
硫酸　一二・二七

露出部分に於ける鑛床は長さ五〇〇米、幅六〇〇米、高さ二五米で、三角法計算によれば全面積約三二〇、〇〇〇平方米となる。鑛量は主脈に於て三、二〇〇萬噸、北部小鑛脈に於て一五〇萬噸、これに各山溝鑛々砂二〇萬噸を加へて、約三、四〇〇萬噸と稱せられてゐる。

ロ、滿洲國領蒙古

滿洲國內蒙古たる興安四省及び熱河省の地には鐵鑛ありといふことをきかない。唯索倫を中心とする東南兩省內にはその露頭が發見されたといふが、詳細を知ることができぬ。

滿鐵調査課編「巴爾虎の經濟概觀」によれば、室葦縣內の吉拉林河口、臚賓縣內の察罕敖拉及びウランブラク、その他哈烏爾及びウラン兩河間にも鐵鑛が發見されてゐるといふ。

ハ、外　蒙　古

外蒙古は鐵産に富むと推察されるのであるが、この點に關する資料を欠き全然實情不明である。唯滿鐵の調査報告に「鐵は外蒙に於て屢々發見せられ、その鑛種は磁石鐵鑛若くは格魯謨鐵鑛にして、地表に露頭を有し、餘り深からざる所に鑛床ありて、現に車臣汗部所在のもの然りといへり」とあるをみるのみである。

ニ、ブリヤート蒙古共和國

(a) 概　說

鐵鑛の產地として登記して、表面的の調査を終つたものは相當多いが、組織的研究は最近に至るまでは餘り行はれて居らず、僅に一九三〇年及び三一年に、初めて眞面目な調査がクウルビンスキイ鐵鑛地で行はれたに過ぎぬ。

ウラヌ・ウダ市は共和國の鐵鑛產地の中心であるが、その東南には舊鑛ペスチヤナヤ・ゴラ(砂山)(十八世紀にペトロフ工場の需要に應じ採鑛されたもの)その他が在り、南部花崗岩地層にはツアガン・ダバナ、東部にはムホル・タラ及びキジンガ、ポペレーチナヤ兩河畔の產地がある。また西南方にはアルセンチエワヤ(ウブクン、オロンガヤ兩河の分水嶺)西方にはムイソフスキイ、北にはオリホンスカヤ、東北にはクウルビンスキイ等がある。右の內、最も調査の行屆いてゐるものはムイソフスキイ、オリホンスキイ及びクウルビンスキイ鑛區である。

かくの如く、ウラヌ・ヴダ市が鐵鑛產地の中心に位するといふことは、この都市が工業都市として將來益々發展する事を約束するものである。

(b) 鐵　鑛

ムイソフ及びハンダガイ鑛山　ムイソフ及びハンダガイ鐵山は、ザバイカル鐵道のムイソフスク驛から十五粁ばかり距つてゐる。

ムイソフの鑛床は板狀の脈をなして居り、厚さ十一米半含鐵量は四三%に及び、鐵鑛埋藏量はA坑に於いて五萬六十餘噸、B坑に於いては十六萬八百餘噸乃至三十二萬六千六百餘噸に達すると云はれて居る。

ハンダガイ鑛床は二樣の不規則な環狀鑛脈をなしてゐる

ろ。この鑛床の鐵含有量は略〻ムイソフのそれに等しく、鑛床の埋藏量はムイソフより少なく、A坑に於いて三萬七百餘噸、B坑に於いて八萬五千餘噸である。

オリホン地方鑛山　オリホン地方には二大褐鐵鑛脈がある。その一は、エランツア部落の西北方約十五粁の地點に在るボルソイ鑛床で、これは極めて豐富な褐鐵鑛塊及び塊狀鑛巢を有する。分析の結果、生鑛の含鐵量五四%に達することが判明した。その二は、ウラン・フジル部落の西北方四粁の地點に在るトゥムイルバン鑛床である。

クウルビンスキイ鑛山　共和國中最も重要視されてゐるのは、クウルビン山嶽地方の鐵山である。クウルビン鐵鑛地區に於ける最大の鑛床はパルバガル鑛床であつて、その調査は漸く一九三一年から始められたに過ぎない。一九二六―一九二七年の調査によつて、既にバルバガル鑛床の重要な工業的意義が認められ、一九三一年以降の調査の結果、埋藏量は一億噸を下らないことが判明した。

クウルバ及びウダ河の流域には、更に幾多の鐵鑛床が見受けられ、一括して「南クウルビン鐵產地」と稱せられてゐる。

(4)　鹽

イ、蒙鹽

蒙古高原中には流出口のない多數湖沼が不規則に散在してゐるのを特徴とするが、大氣の乾燥度高く、蒸發力が頗る强いので、湖沼の水は鹽分の濃いものが多い。なかにはすつかり乾上つて厚い鹽層で被はれたツアイダムになつてしまつたものも少くはない。その結果內蒙古より新疆方面にかけて岩鹽の產出は極めて豐富で、殊に青海方面では產出が餘りに夥しいので鹽稅を課することもできない有樣であるといふ。

これらの豐富な蒙鹽も今日に於ては僅かに土民が用ひてゐるにすぎない有樣であるが、將來この地方に居畜、酪農の大規模經營が勃興すれば工業的に大に利用し得るであらう。

ロ、主なる鹽湖

內蒙諸地方に於ける主なる鹽湖を列擧すれば大略左の如くである。

a、察哈爾省北部

ダライ・ノール(達里泊諸爾)周圍約四〇哩
ダブス・ノール(大布蘇諸爾)周圍一六哩
ゴルバン・ノール(古爾板諸爾)

その外西烏珠穆沁にもあるが、あまり知られてならぬ。

b、察哈爾省中部

ダブス・マタイ・ノール(大布蘇麻黛諸爾)周圍約

一哩
東蘇呢特旗にある。數尺に及ぶ鹽層で覆れてゐる。
同地方には尙若干の鹽湖がある。

c、察哈爾省南部

ダイハ・ノール（太海）
キル・ノール（壺盧海）
何れも周圍五〇哩を超え、鹽分の濃度は頗る高い。

d、綏遠省爾多鄂斯地方

ダバスン（大治子海）
長經約八哩、短經約〇・五哩乃至二哩で、その東部には豐富な鹽層がある。この外同地方には杭錦旗及び鄂托克旗に數個所の鹽湖がある。

e、寧夏省阿拉善東部

ジヤランタイ・ノール（吉蘭泰鹽池）
チヤラタイ・ダブス・ノール（察拉臺鹽池）
この兩者は西北支那に於ける鹽湖として最も有名なものである。後者は周圍三三哩、二尺乃至六尺の美しい鹽層が湖面を被ひ、頗る偉觀である。

ハ、ダブス・ノール

察哈爾省内には上記の如く數個の産鹽湖があるが、就中最も有名なのは北部にあるダブス・ノールであつて、産鹽量最も多く、鹽質また良好である。

(a) **位置と地形**　錫林郭勒盟の西烏珠穆沁、東浩濟特兩旗の交界地方にあり、西烏珠穆沁旗王府の西北一二〇粁自動車で約三時間の地點にある。東西に長く、南北に短い楕圓形をなした漏斗狀の湖で、長徑約一〇粁、短徑約四粁周圍は約一六粁であるが、俗に一〇〇支里あるといはれ、百里湖の別名がある。湖岸から數粁を隔てゝ四方丘陵が圍繞してゐる。

(b) **産鹽の狀況**　鹽湖の水深は二尺前後で東部と南部とは幾分淺瀨となつてをり、湖内所々に圓形の凹所がある。その深さは大小不同であるが、直徑一五―二〇米で、内部には直徑二尺ばかりの鹽噴孔があつて、絶えず鹽分を含む泥水を湧出し、これが結晶してその周圍に鹽湖をなしてゐる。鹽は湖底に白く沈澱結晶してゐるが、水中に漂ふ枯草などにも眞白に浮着し、白い花が咲いたかのやうに美しい。

鹽水の湧出する原因については種々の説があるが、多分湖底深く岩鹽層があつて、泉井の湧出するときこれを溶解含有するのであらうといはれてゐる。

湖底の土質は暗青色の粘土で、鹽を滿載した牛車を引き入れてもめり込むやうなことはない。

鹽湖の南方及び東方には牛馬の往來する採鹽道があつて湖心に通じてゐる。又湖の南方約二粁離れて西烏珠穆沁、東浩齊特兩旗の徵稅所衙門があり、そのまはりに採鹽夫の

居住する包が約二〇個散在してゐる。

(c) **採鹽**　ダブス・ノールは前記兩旗の共有であるので兩旗民は自由に採鹽しうるが、他旗民の採鹽に對しては課税してゐる。又頗るこれを神聖視してゐて、漢人は湖畔に近づくことさへ禁制である。採鹽者は右兩旗民の外、克什克騰・巴林兩旗の蒙古人多く、毎年四月より九月に至る六ヶ月の採鹽時期になると、彼等は採鹽の器具、食糧、天幕等を牛馬車に積載してやつてくる。多い時には百數十名に達することがある。採鹽法は極めて簡單で、散鹽は箕箙と稱する木製の塵取やうのものでかきあつめ、塊鹽は鶴嘴で碎く。牛車一臺の積載量は三―四〇〇斤であるが、この外駄子といつて、駱駝又は驢馬の背に柳條の籠二個をつけたものもある。駱駝駄子は約三〇〇斤、驢駄子は約七〇斤を積むことができる。

前述の如く鹽湖の存在は兩旗の天惠であるといふ觀念があるのと湖内處々に深處があるので、採鹽には兩旗民たる專屬採鹽夫を雇傭せねばならぬ。七、八月の最盛期にはこれが二〇〇名位にも及ぶが、一日一人の採鹽量は多くて五、六車にすぎない。

(d) **採鹽費用**　今、牛車(三〇〇―四〇〇斤)一臺當りの鹽採費用を掲げれば左の如くである。

旗民別	採鹽料(銀子)	鹽稅(銀子)	合計
兩旗民	元 〇・〇三	〇	元 〇・〇三
他旗民	〇・一〇	元 〇・五〇	〇・六〇

從つて市場に於ける蒙鹽の價格は大部分運輸費用に左右されてゐることが分る。

(e) **產鹽量**　ダブス・ノールの產鹽量に就ては徵すべき統計が全くないし、蒙人に質問してみても到底正確なことは分らない。又推定するにしても地方治安、道路、雨量等の條件の如何によつて非常に異つて來るが、大體平年の產鹽量は約二五萬擔といふところであらう。

(f) **販路**　ダブス・ノール鹽は海鹽に比して色澤は純白ならざる憾みはあるが、鹹味強く、品質良好で、且つ廉價であるから、古來滿洲方面にまで販銷され、興安、熱河省熱河兩省地方の住民は專らこれを需要してゐる。

〇地方別輸出數量

地方別	數量	備考
熱河省	一二〇・〇〇〇擔	大同二年實績

張家口	三五、〇〇〇	牛車一萬臺（一臺三五〇斤）
多倫	二四、五〇〇	牛車七千臺、熱河省搬入を含む
與安四省及外蒙古	一七、五〇〇	五千車
察哈爾省	一三、六〇〇	使用人口八萬、一人羊使用量一七斤と假定
蒙人消費	二五、〇〇〇	各種牲畜二五〇萬頭と推定
計	二三五、六〇〇	

二、蒙鹽の種類

蒙鹽は市場に於て通常次の如く分類されてゐる。

（一）吉鹽若くは紅鹽　西套卽ち阿拉善（寧夏省）のジヤランタイ・ノール（吉蘭泰鹽池）に產するもので、黃河沿岸の定口より船で陝西・山西兩省方面に多く出廻る。

（二）鄂鹽　綏遠省鄂爾多斯北部に產するもので、純白良質である。主として省內の需要に應ずる。

（三）蘇鹽　察哈爾省中部の蘇呢特旗、ダブス・マタイ・ノールその他より出るもので、色澤品質共に良好であるが地方土民の需要を滿すにすぎない。

（四）烏鹽　青鹽ともいふ。上述の錫盟ダブス・ノール鹽の謂である。

(5)　**その他の礦產**

以上に述べた二大資源以外に種々の鑛產富源があるが、これらについては一括して述べることとする。

イ、支那領內蒙古

內蒙古に於ける天然資源中、岩鹽と共に重要なのは曹達である。曹達は察哈爾省に於ては察哈爾盟正藍旗の鑲黃諸爾（多倫諸爾附近）、同正白旗の大察罕、大達岡、白諺諸爾什路諸爾、和圖特諸爾、同廂白旗の伊吐諸爾、綏遠省に於ては伊克昭盟鄂托克旗、杭錦旗及び和林格勒縣地方に產し多くは鹽湖の變じたものである。卽ち降雨によつて地中の曹達分を溶解し、軈て水分が蒸發すると共に湖邊に白色の曹達結晶が殘る。埋藏量極めて豐富で、曹達產出區域は綏遠省のみで一、七五〇方里に上り、鄂托克旗の如き東西の二湖あり、何れも湖底に結晶し、厚さ一尺に及ぶといはれてゐる。年額は察哈爾省約七、九五〇噸、綏遠省約一、八〇〇噸（四三、二五〇、〇〇〇擔）合計約九七五〇噸に上る。前者に產するものは多く張家口より支那本部に出廻り、後者產のものは綏遠省一帶を消費地とする。張家口渡しで、一噸約六元である。

又張家口で「紫鹹」と稱するのは、前記察哈爾省東部產出の天然曹達を精製したものである。

次に硫黃は察哈爾省宣化縣王家樓、胡壯子附近より年產額一、八〇〇斤、約三〇〇元あり、硫酸火藥、肥料、製紙等に使用される。綏遠省にも固陽・武川兩縣の大青山侏羅

紀炭層中より産するが、産額その他は不明である。

石棉（アスベスト）は察哈爾省にも産するが、産狀不明であつて、綏遠省を主産地とする。卽ち武川、薩拉齊、固陽、包頭、歸綏、安北の諸縣及び設治局、察哈爾右翼部、烏蘭察布盟東公旗、薩拉特部、伊克昭盟諸旗並に察素齊一帶に産し、大青山方面の埋藏量のみで約六八萬噸と稱せられる。榮豐公司及び公益棧駐包頭分棧なるものが各地に礦坑を經營してゐるが、年産額は極めて少なく、僅かに二〇噸內外である。

その他、アンチモニーは綏遠省鄂托克旗、磁土は、固陽、清水河兩縣（年産二、〇〇〇噸）、石墨は同じく歸綏及び興和の兩縣、寶石ば華麗石（五色晶瑩）水晶等を同省、陶林武川、固陽、興和の諸縣並に察哈爾省各地より産するが、採掘狀況、年産額その他は不明である。

ロ、滿洲國領內蒙古

この地方に於ける鑛産として先づ指を屈せらるべきものは金である。金は興安北省、卽ち北滿鐵道以北と熱河省に多く産するといはれる。

前者にあつて特に砂金の産地として知られてゐるのは室葦縣城附近の吉拉林河谷、ソ聯邦のウスチ・ウロフ部落に對向する烏瑪谷地、ゴルフノフカ部落に對向するゼンギン谷地等で、旱河、得爾布爾河、哈烏爾河の所謂三河地方には砂金の盜掘盛んであるといはれてゐる。

奇乾金廠　額爾克納左翼旗にある。歷史的にその名高く事變前は廣信公司の管理に屬した。阿拉雅、額爾克納、神仙洞の三鑛區よりなり、産金額は民國三年の最盛期に於て年額一七、〇〇〇瓩（一七〇貫）を産したが、民國四年以後逐年不振を續け、民國一六年休山した。尙本金山は民國三年漠河金廠より分離したものである。

吉拉林金廠　本金廠は露國上黑龍江採金會社の開發に係るもので、後年廣信公司が繼承し、更に民國一七年より事變まで黑河逢源公司が之を租借した。過去の産金額は累計六八五貫と推算されてゐる。

余慶溝金廠（興安金廠）　宣統三年の開採で、民國四年後の盛時には年産四三〇貫に及んだが、爾後激減した。鑛區は黑龍江省と本省巴顏旗管內とに跨つてゐる。露支事變後休山してゐたが、最近は滿洲採金會社（日滿合辦特殊法人昭和九年五月成立、資本金千二百萬圓、四分の一拂込）の經營するところとなり、昭和十年自一月至八月の産金量一五三、五八一瓦、この金額四四二、〇三八圓に上つた。

次に熱河省も北滿と共に一大産金地の望ありといはれてゐるが、詳細は不明である。從來比較的著名なものは、建平縣下で、西方の霍家地、東方の選山子、北方の五龍臺等何れも鑛量豐富で、品質亦良好とみられ、その他奶林溝、

各力谷 團山子等がある。赤峯縣下では東方の鷄冠山、阜方の轉山子、紅花溝等、又阜新、朝陽地方では上謝立虎、來帽子溝、上括頭溝、太平溝、金廠溝梁・楊家溝子等、東新、朝陽、建國、赤峯を結ぶ地帶に分布し、その他承德北方の喀喇沁旗内にも長皐その他の金鑛の一群があり、豐寧縣にも老哈溝等がある。然し之等の金鑛も從來は交通と治安とに惠まれず、概ね休坑久しきに亘り、昭和八年度の省内採金量は約三、五二一兩と推定されてゐる。

その他、銀産地としてはバルガの室葦縣布列野河及び熱河省灤平縣鷄爪溝が銀と鉛とを出し、同じく熱河の隆化縣小黑溝、平泉縣煙筒山は銀專門の鑛山である。

又、バルガに於ては哈烏爾及びウラン兩河の間、吉拉林及グリヤーズナヤ兩河の沿岸、伊敏河沿岸、伊列克特及び烏奴耳附近に密實石灰岩を産し、ダライ・ノール南方六〇粁、烏爾順河沿岸には耐火粘土及石膏が發見されてゐる。

天然曹達は四洮及び洮昂線附近、北方では甘珠爾廟附近の沼澤に産するが、未だ詳細な報告はない。

ハ、外 蒙 古

主なる金産地としては三箇所をあげることができる。土謝圖汗部巴圖爾貝勒旗にはモンゴロル金坑が在り、三音諾顔汗部の南部拜達哩河盆地には埋藏量二萬―二萬五千プードと算せられ、蒙古アルタイ山麓(三音諾顏汗部)には採掘未着手の豐富なる砂金床を有してゐる。又、現在ソ聯の全産金額の約六〇%を産出するといふ金床はコソゴル湖東方のウリ河及びその支流一帶に亘つて存在してゐる。然し採金開始の時期及び採金量は、作業が大部分秘密裡に、或は外蒙古地方官憲のみの許可で行はれるので不明である。

十九世紀末ロシヤ人技師フォン・グロットは北京に於て支那政府と直接交渉を開始し、土謝圖汗部及び車臣汗部の二部に渉る鑛物の獨占的採掘許可を得た。彼は本社をペムログラード(今のレーニングラート)に、支社を庫倫(其後ツンモドに移轉)に置くモンゴル株式會社を創設したが、資金關係に依り會社は許可地の或る地域に限り單獨經營を行ひ、大部分の地域は他の露支人へ讓渡した。

其の後モンゴル株式會社の業態は沈滯し、一九一七年ロシヤ革命に依り遂に會社は採金地全地を放棄した。

舊モンゴル會社の産金地に於ける金採掘は、一九二三年再興され、作業は主にツンモド地方とトロゴイカ地方で行はれた。最初は以前の賃借人に作業の監督を行はせたが、作業條件が惡い爲め、賃借人達は産金地を放棄し、終には國外へ撤退せねばならぬ程であつた。採金業の實績に關しては何等の資料もなく又其の發表は禁じられてゐるが、僅かに外國新聞に表れてゐる斷片的報告は、採金事業が依然繼續され、金は全部ソ聯へ送られ、他國への密輸出は死刑

に依つて罰せられると述べてゐる。

現在外蒙各方面の研究を行つてゐるソヴエート科學探險隊は、昔の産金地や、採掘の調査も行ひ、例へば、バイダリカ河とエデルゴラ河の流域（中部）ツエンキリンーゴラ河流域（西部）ウリ河流域（コソゴル湖畔の北部）及びキヤフタ市の東方國境警備地域等々である。蒙古政府側からは、この調査事業に對して毎年五萬銀弗を補助支出してゐる。この事業は一九三〇年に初まり、一九三四年を以て終つた筈である。

銀は現在發見せられてゐるのは、土謝圖汗部の一箇所のみで、尙、車臣汗部及び土謝圖汗部の二箇所に銀の存在を思はしめるものがあるに過ぎない。

鉛は相當多量に含藏して居り、既に發見せられたものは土謝圖汗部に於いて二箇所．鉛鑛の大層が車臣汗部に一箇所．コソゴル湖地方の大汗領内エギンゴル河畔に一箇所計四箇所ある。

亞鉛は甚だ稀であり、僅か車臣汗部に一箇所ある。

石墨は多量に之を有し、コソゴル湖畔の達爾哈圖には全山良質の石墨よりなる山が二つある。

ニ、ブリヤート蒙古

バイカル湖の東北沿岸には、油及び地蠟のある事は昔から知られてゐた。露出油及び油瓦斯は、セレンガ河口より

バイカル湖岸に沿うて東北の方向へ七五粁に亘つて在る。油岩は、バイカル湖岸の底にも、沿岸地帶にも存在する。又、同地區には原油と共に地蠟も發見せられてゐる。一九三三年には、數個の深い坑井が掘られ、之によつてバイカル原油發掘の將來は、相當有望視されてゐるやうである。工業的意義を確證された銅山は、まだ共和國内には發見されてゐない。然し、マングチ河の上流、オロウヤンナヤ驛から二〇粁の距離にあるアギン銅山は相當重要視されてゐるやうである。その鑛床は厚さ五―七米である。

其の他アギンスハン河に沿て銅山があり、又、大サルホイ河の支流にしてチッサ河に注ぐ小サルホイ河沿岸に鑛床が在るが、それは石英脈中に含まれてゐる赤銅鑛である。

オカ河に注ぐブックソン河沿岸の銅は斑銅鑛であり、更に上アンガラ河支流ナママ河沿岸の銅山も登錄されてゐるマンガン鑛床として、最も有名な地區はオリホン地方であつて、その埋藏量は一萬六千噸である。一九三〇年の實地調査に依つて、この地區に面積一〇―一二平方粁粁の砂狀マンガン鑛が在ることが判つた。

又今日まで踏査されずにゐたジディン區に、銀、鉛、亞鉛鑛が在るといふので特に注意を惹くやうになつたが、鑛床の厚さ〇・五三米（但しこの厚さは深まるにつれて增大する）、深さ六米である、此等の鑛石は、更にアギンスキイ．

ライオンにも在るやうである。

明礬石鑛床は、グシノエ湖地方、特にその東北沿岸に多い。この地方一面に分布してゐる明礬石によつて推察するに、該鑛床は相當大きなものらしい。然し、未だ充分調査されてゐない。

共和國中最も多く金を産出する地方はバウントフスキイ・アイマクである。此の地方の金鑛床は、ツイピカン河ウイチム河流域、アマラト河の各河系に從つて數本に分れてゐる。調査はまだ殆んど行きわたつてゐないが、砂金の豐富な點から推して甚だ有望なものと思はれる。

現在に於ける最大産金地の一たるこの地區の外に、尙ほ次の如き産金地があるが、此等はまだ全然放置されてゐるか、或は極めて小規模な方法で採掘されてゐるに過ぎない。卽ちクウルビン區、ジデイン區（ジダ河上流の諸支流に沿ふ）北バイカル及びアギンスキイ・アイマク（メイケン及びモルデイヤ兩河の河系）に於けるものがそれである。

共和國内で有名な石墨の産地は、アリベロフ大鑛床である。その埋藏量は「富鑛體」が三萬三千八百噸、「貧鑛體」が五萬八千噸と推定されてゐる。石墨が在るらしい徵候はナルイン地方（ジダ河系）、オリホン地方、ムウホル・ブウルイク地方及び其の他各處にも見受けられる。

雲母の最大産出區は北バイカル地方であるが、未だ殆んど調査されてゐない。其の他、雲母の産地としてトウンキンスキイ・アイマクがある。

東部シベリヤ地方に於いて調査された唯一の石膏鑛床はトウイレチ鑛床であつて、それはトムスク鐵道のトウイレチ驛附近に位し、一部分はブリヤート共和國領土内に、他の部分は東部シベリヤ地方の他の地區になつてゐる。この鑛床の埋藏量は一千二百萬噸を超えるものと推定されてゐる。一九三〇年の地質調査によつて、トウイレチ驛からオンガラ河に至る素晴らしい石膏脈が發見された。この地域に於けるその埋藏量は畧々二億噸と推定されてゐる。

イリチル石綿鑛床は、キトイ河上流に位し、その埋藏量は十八萬噸と推定されてゐる。尙ほ一九三〇年に於ける調査によつて、更に同地方に、面積四千平方粁に亘る新しい石綿鑛區が發見された。

螢石で最も著名なのはドウルギン鑛床であらう。

耐火粘土に就いては、まだ研究が行屆いてゐないが、共和國領内から、かなり良質の耐火粘土が産出されるといふことは、一般に相當期待されてゐるやうである。此等の鑛床の中、特に重要視されてゐるものは、アラルスキイ・アイマクのザビトウイ驛に近いノート鑛床である。

所謂鹽水湖は共和國内トランス・バイカル地方に極めて多數散在してゐる。ウラヌ・ウダ市から百五十粁を距てた

II 工業

一、概說

由來蒙古に於ける工業は、全然漢人の獨占に係り、蒙古人の手に製作せられるもので僅かに工業品と目すべきものは、彼等の生活と缺くべからざる天幕の屋蓋、周圍の被覆、寢具・防寒用垂簾等に用ひらるゝ毡子と皮革、皮毛の製造等であるが、これとて漢人の技士に依頼するもの多く、その他天然曹達の産地に於ては蒙古人の手に採取製出せられた所謂土鹼と稱せられるもの、牛乳を以て製造した諸種の食料品があるに過ない。現在に於ても內蒙古は依然この舊態を脱せず僅かの加工業及び採取工業を續けてゐるが、外蒙古及びブリヤート蒙古に於てはソ聯の影響下に原始的家內工業から機械的生產樣式にまで發展し、新興工業としては煉瓦工場、機械工場、酒類蒸溜及び麥酒工場を加へ、ブリヤート蒙古共和國工業の如きは、殆ど大部分が國家經營であつて、元來農業國であつたのをソ聯當局の手によつて工業化されたもので、農業方面に未だ富農が相當の勢力を維持してゐるのに對比して工業國營と云ふことは著しい特徴と云はねばならない。

二、內蒙古の工業

內蒙古の工業は原始的家內工業で自家用毡子の製造及び酪農工業以外殆ど漢人の手にかゝり、然も漢人が經營する工業と雖も、手工業以外大規模なる工場及び機械工業は皆無であり、加へて手藝は頗る粗笨幼稚を極め、何等矚目に價すべきものはない。隨つて專門的に工業を經營するものは甚だ稀有に屬し、概ね商農者に於て工業を兼營する狀態にあるが故に、これが截然たる區劃を立つるは殆ど不可能と云はねばならぬ。今察哈爾省內の手工業實況を表示すれば次の如くである。

項別 手工業	所在地	家數	資本總額	年產額 種類	年產額 數量	年產額 總價格	年產額 仕向先	年所要原料 種類	年所要原料 數量	年所要原料 總價格	年所要原料 仕入地	職工
製	宣化縣	八	四、〇〇〇元	麻紙	三五、〇〇〇帖	六、三〇〇元	北平 本縣	古麻繩	八、〇〇〇斤	四、〇〇〇元	本縣	二〇

紙業			毛織業							製	
蔚縣	涿鹿縣	懷來縣	萬年縣	宣年縣	陽原縣	涿鹿縣	懷來縣	康保縣	寶昌縣	張家口	宣化縣
二二	一七	三	六	八	一	三	三	一	二	二八	二六
五二、〇〇〇	三、五五〇	三、五五〇	五四〇元	二、五〇〇	二〇〇	六六〇	二、〇〇〇	四〇	一〇〇	四、一〇〇元	五二、〇〇〇
麻紙	馬糞紙 白麻紙	粗紙	毛氈 毛靴 毛帽	毛織帽	毛帽 毛氈	毡帽	毡帽	毛氈の靴下	毡帽	皮靴	山羊の鞣皮
二〇〇、〇〇〇帖	一二、二〇〇帖 一、五八八帖	二、〇〇〇帖	六〇〇枚 四五五足 六三〇箇	二〇、〇〇〇	四〇〇件	三〇、〇〇〇箇	六、六〇〇箇	二〇〇件	四、〇〇〇箇	四五、〇〇〇足	三〇、〇〇〇枚
四〇、〇〇〇	一五、一二〇 三、二九二	四〇、〇〇〇	三、五〇〇元	八、〇〇〇	四〇〇	七、五〇〇	一、九八〇	四〇〇	三、〇〇〇	一八〇、〇〇〇元	九〇、〇〇〇
張家口 本縣	北平 張家口	本縣 張家口、 綏遠、 平津	本縣	本縣 平津	本縣	北平 滿洲國	本縣 龍關縣 赤城	本縣	本縣	蒙古	平津
麻繩 稻草	屑麻 廢紙	蒲草	羊毛 牛毛	羊毛	羊毛	羊毛	羊毛	羊毛	羊毛	牛皮	羊皮
四三〇、〇〇〇斤	二七、二〇〇斤	三〇〇、〇〇〇斤	二、〇〇〇斤	二〇、〇〇〇斤	一、五〇〇斤	二、二五〇斤	四、〇〇〇斤	六〇〇斤	一〇、〇〇〇斤	五、六〇〇枚	三〇、〇〇〇枚
一九、〇〇〇元	一、一二九元	三〇、〇〇〇元	四〇〇元	四、〇〇〇元	二五〇元	五、〇六二元	四〇〇元	二〇〇元	一、七〇〇元	八九、六〇〇枚	七〇、〇〇〇元
本縣	蔚縣 本縣	本縣 新保安	本縣	本縣	本縣	本縣 宣化縣	本縣 各地	本縣	本縣 蒙古	蒙古	張家口 本縣
一八四	六〇	四〇	三七	二二	七	六〇	二四	四	五	一五〇	五一〇

セレギン湖のミラビリート（硫酸鹽）含有量は八十三萬八千噸と推定されてゐる。トロイツコサツスク市の東方三十粁の地點に在るキラン湖は鹽分が少なく、はかばかしい採取量を見ることが出來ない。同湖の最善の利用方法としてはこれを海水浴場とするのが好適であると云はれてゐる。

アルギン・グッシル湖群の研究はまだ終了してゐないが、そのミラビリート含有量は十三萬噸と概算されてゐる、

ムイソフ區は石灰石の産が多い。又ウラヌ・ウダ市の西方二十七粁の地點にあるバブキン鑛床は、その埋藏量二十六萬噸　豫想埋藏量は實に千二百萬噸である。

共和國内には石英砂、石英岩が廣く分布してゐる。オリホン地方たらは硝子工業及び耐火材料に充てろだめ採鑛されてゐる。ウラヌ・ウダ市附近よりも少しは出るが、最も多量に産するのはバイカリの西南邊境地區で、石英鑛の埋藏量は數百萬噸に達してゐる。

最後に高峻なる諸山脈に水源を發してバイカル湖に注ぐ三百有餘の河川は、水力の豐富な資源をなすものである。その動力に於いて最も主要な河はセレンガ河及びスネジナヤ河で、六ヶ月間の平均動力は一、二一三、三〇〇キロワットに達してゐる。概算すると、セレンガ河は落差一〇〇米の場合百萬キロワットの發電所を建設することが出來、一ヶ年の送電八〇億キロワット時の場合、一キロワット時の價格は略〻〇・三—〇・五哥である。

スネジナヤ河の上流は非常な溪谷で、この溪谷は落差極めて大きく、從つて大規模な發電所を建設し得る個所が甚だ多い。スネジナヤ河に沿つて二十九粁に亘る概略計畫に依れば、落差一〇〇米、投資總額一千九百萬留、電力原價一キロワット時に付き一・三哥で、四五、〇〇〇電力の發電所が建設される計畫が立てられてゐる。

テムニツク河、オロンゴイ河等の動力は約五萬キロワットと推算され、一ヶ年に三億七千萬キロワット時の生産に於いて、一キロワット時の生産費は一・五—二・五哥と稱せられてゐる。

マントウリハ河、ミシハ河の動力については、現在の概算に依ると一萬—二萬キロワットの發電所を設置し、一ヶ年に三億—四億キロワット時の電力を得ることが出來る。

イルクト河は、その一ヶ所のみで保有動力一五萬—二〇萬キロワットに達する。

ビチム水系の諸河川は、三萬—三萬五千キロワットの大發電所を建設することが出來るが、その建設には幾多の困難が伴つてゐる。

それがため、先づ、ビチム及びツイパ兩河の各支流に三、〇〇〇—四、〇〇〇キロワット程度の小規模な發電所が設けられるであらう。

（後藤富男）

五、漁　業

蒙古における水産は淡水魚に限られる。しかし蒙古人自體は從來魚食する習慣を有しないのと、蒙古高原中における河川湖沼が多く高度の鹽分、曹達分を含有し、その他季節的にのみ水量を有する等 魚族の棲息に適しないために、漁業の行はれてゐるのは極めて局地的で、それも蒙古人以外のものの經營に係る。

(1) 滿洲國領蒙古

蒙古における漁區としては滿洲國に屬する呼倫貝爾湖水系に指を屈すべきである。

これは興安北省における呼倫湖、貝爾湖、並にこれに屬する烏爾順河、克魯倫河をさすもので、昭和九年度の生産概數は四、五〇〇瓲であつた。滿洲國各水系淡水魚生産高は二三、七〇〇瓲で、第一位嫩江水系の六、〇〇〇瓲につぎ第二位を占めてゐた。

呼倫湖は周圍二五〇粁、面積一、三七五平方粁の細長い湖水で、漁獲の八〇%は鯉魚である。一九三二年度における漁獲高は減水により僅に三〇萬斤餘にすぎなかつたが、翌年度は九〇〇萬斤の生産があつた。但し現在は水深淺く從つて水量少く、漁場としての價値は殆どなく、漁獲高も一部を滿洲里に搬出する外は附近に居住する露人の需要を充す程度となつた。

貝爾湖は幅四〇粁、長さ六〇粁の楕圓形をなし、呼倫湖と共に古來漁類の棲息頗る豐富であるが、本湖の源をなす哈爾哈河が最近頓に水量を減じて、時に水流が遮斷されることがあるため、魚類の棲息は急速に減じつゝあり、現在では漁業は殆ど行はれざるに至つた。兩湖に於ける漁撈は一、二漁場の特例を除き、大體冬季十一月頃にかけて、結氷を破砕して行はれたが、滿洲國政府の調査發表によれば現在では寧ろ夏季の漁獲の方が盛に行はれてゐる。烏爾順河、克魯倫河等は春季解氷時より夏季にかけて漁撈最も盛である。

(2) ブリヤート蒙古

次にブリヤート蒙古に屬するバイカル湖は南北八一〇粁東西八〇粁で、面積三三、〇〇〇方粁、ほゞわが臺灣に匹敵する大湖であるが、水溫極めて低く 且つ瀕岸部でも水面下一六米附近までの湖底を透視しうるほどの澄明さを有することを特徴とする。

バイカル湖及びこれに注ぐセレンガ、バルクジン諸河で最も多く漁獲せらるゝものは鮭であるが、これについでテフザメ、タイメン、イッテ、マス、シグ、スゞギ、ダッ、サラガ等が捕獲される。但し漁業はあまり盛に行はれてはゐないし最近の生産額等も不明である。(齋藤有道)

皮業	蔚縣	三	一八、二三五元	羊皮の衣服	四、五〇〇件	六七、五〇〇	本縣 張家口縣	羊皮	三一、〇〇〇枚	三、六三四元	本縣 張家口縣	八七
	陽原	二	一〇、〇〇〇	羊皮の衣服	三、〇〇〇件	三三、〇〇〇	平津	羊皮	一〇、〇〇〇枚	九、〇〇〇元	本縣	二六
	赤城	六	六、〇〇〇	羊皮の衣服	三〇〇件	一、五〇〇	本縣	羊皮	六五〇枚	一、〇〇〇元	沽源 寶昌	二八
	寶昌縣	二	二〇〇	羊皮の衣服	四〇〇件	二、〇〇〇	本縣	羊皮	二、〇〇〇枚	一、四〇〇元	本縣	八
製繩業	萬全縣	三五	三〇〇元	麻繩	二、五〇〇斤	四〇〇元	本縣 張家口縣	麻	二、七〇〇斤	二五〇元	本縣	六五
	宣化縣	九	三、五〇〇	麻繩	二五、〇〇〇斤	五、〇〇〇	本縣	麻	三〇、〇〇〇斤	二、〇〇〇元	本縣 蔚縣	四五
	蔚縣	三	七、八〇〇	麻繩	二五、八〇〇斤	五、一六〇	本縣	麻	二八、九〇〇斤	二、三一三元	本縣	二七
	赤城	三	一、五〇〇	麻繩	三三、〇〇〇斤	三、四〇〇	本縣 多倫縣	麻	一五、〇〇〇斤	一、八四〇元	本縣 張北	一九
	龍關縣	四	一〇〇	麻繩	一、五〇〇斤	六〇〇	本縣	麻	二、〇〇〇斤	二〇〇元	本縣	五八

工場名	場所	設立年月	營業性質	資本金額	工業種類	年產額 種類	年產額 年產額	年產額 價格	職員	工人
裕民蛋廠	宣化縣城 盧家灣	民國二十年七月	商營	一五、〇〇〇元	蛋白質及蛋黃粉製造	蛋白粉	五四、〇〇〇斤	八二、〇〇〇元	八	四五
						蛋黃粉	八〇、〇〇〇斤	二一、二〇〇元		

項目一	項目二	項目三	項目四	項目五	項目六	項目七	項目八	項目九	項目十	項目十一
宣化 新民工廠	宣化縣城觀橋西	民國十九年十月	官辦	三〇〇元	編物	蓆	一、〇〇〇枚	五〇〇元	三	二〇
						籠	一、〇〇〇箇	三六〇元		
宣化平民習藝所	宣化縣城觀橋西	民國九年八月	官辦	三、〇〇〇元	染織	張家口ラシャ	一八〇疋	一、六〇〇元	七	一五
						毛氈	一三〇枚	七二〇元		
						土布	一、二〇〇疋	二、四〇〇元		
						縱縞綿布	二五〇疋	二、三〇〇元		
蔚縣 民生工廠	縣城內城隍廟	民國十三年十月	官辦	三、五〇〇元	毛織	裁絨氈	六五枚	七〇〇元	三	四七
						土布	一、五六〇疋	一、五〇〇元		
						毛氈	二六一枚	三九〇元		
						大巾綿布	二七疋	一八〇元		
赤城縣 平民工廠	縣城內城隍廟	民國十三年十月	官辦	三、五〇〇元	毛織	毛織袋	七五〇枚	八二〇元	七	一五
						毛氈	一八〇枚	五八〇元		
						絨氈	一八〇枚	三九〇元		
						毛織靴下	一、一〇〇足	三三〇元		
						毛糸	一三〇斤	一六〇元		
						毛首卷	六八枚	一三〇元		

龍關縣 新民工廠	縣 城 西 縣	民國廿二年七月	官辦	一、三〇〇元	毛織	毛氈	四九枚	一三七元
						絨氈	五六枚	一八五元
						毛織靴	五〇足	四〇元
一	三							

以前外蒙貿易が行はれてゐた際は殷盛を極めた。外蒙相手の商賣を專門にするものを外管と稱し一千四五百軒の多きに達したこともあつた。一年輸出入貿易額は口銜（張家口稱）一萬二千兩に達したが、今は日々凋落し百軒足らずで、衰微の狀知るべきである。

(1) 羊毛皮及牛皮の製造

蒙古に於て羊毛皮は冬期の防寒衣服材料として缺くべからざるものである。各地方の蒙古人は自家生産の羊毛皮を乳酸をもつて自らこれを鞣して自家用に供するのが普通であるが、料金を拂つて支那人の鞣業者に托して製造させることも多く行はれる。卽ち著名な喇嘛廟所在地附近には蒙古貿易商人が駐在し、その中料金を徵して專ら蒙古人の羊毛皮を製鞣してゐる支那皮革業者がある。併し是等の地方でも勿論、蒙古人自ら自家用羊毛皮を製造することも行はれてゐる。蒙古人羊毛皮製造の方法は地方によつて稍異り、また一地方に於ても各種の方法が行はれる。

イ、蒙古人の毛皮鞣法

各地方に行はれる製造方法の主なるものを記載すると次の如くである。

製法(一)　原料毛皮若しくは乾皮である。原料皮を既に充分乳酸醱酵を起してゐる酸乳中に浸す。羊毛皮一枚を浸すに要する酸乳の量は四、五立であるが、一般に毛皮數枚を酸乳を容れた一つの桶又は甕中に一緒に入れ且此中に食鹽一握を加へる。此酸乳は爾後數回これを使用することが出來る。原料毛皮を酸乳中に浸す日數は、皮の大小及氣候の如何によつて異り、夏期は成羊乾皮七、八日成羊生皮五日仔羊乾皮三、四日である。

氣溫の低い夏季以外の時期にはこれより稍多くの日數を要する。蒙古包に住居する內外蒙地方では冬は全く毛皮の製造を行はない。これ室內の氣溫低きに過ぎ製造不可能のためである。

製法(二)　開拓地方の蒙古人の行ふ方法である。先づ羊皮

を乾燥し、散糜子麵及食鹽に水を加へて泥狀としたものを肉面に塗り、肉面を内にして折込んで暖所に置き日々之を反轉して三、四日の後、塗抹物を洗ひ落して乾燥し、裏すきするものである。塗抹物の分量は成羊皮一枚に對して散糜子麵四碗、食鹽一碗を要し、この外に酸乳と散糜子麵を混合して使用することもある。

製法(三) 此の方法は原料毛皮を酸乳中に漬けることなく乾皮の肉面に酸乳中の乾酪素の凝固分を塗り、地面に肉面を上にして皮を張り日光に當てるものである。此陽乾中に更に一二回酸乳の凝固分を塗りつける。右の如くすること夏季は二日で皮を取はづし、水洗乾燥の後削刀をもつ肉面を削り柔かくする。蒙古地方に於て、蒙古人の依賴によりその皮を鞣すことを業とする支那店舖を皮莊と云ひ、製造料をして蒙古人より徵集する金額は仔羊皮は大洋一角五、成羊皮は大洋二角乃至二角五である。

ロ、蒙古人の使用する牛皮製法

蒙古人の使用する牛皮は普通これを市場の支那人皮舖に賴んで製革するものであるが、時には自らこれを鞣すこともある。

其方法は先づ鎌小刀等をもつて牛皮の毛を除きこれを羊毛皮製造に使用すると同樣に乳酸中に浸す。其日數は稍長く夏季五十日を要する。乳酸に浸した皮はこれを水洗することなく日當りにて乾燥し、後皮を適宜の幅及長さに切つて種々の方法をもつてこれをたゝき、或は引伸して稍軟くして使用するものであるが、素より其製品は硬く甚だ粗末なものである。

ハ、毡子の製造

毡子は羊毛をもつて造る「フェルト」の一種である。農牧混同地帶に於て、支那人、蒙古人の間に家屋內敷物として用ひられるに過ぎないが、純蒙古地方に於ては敷物として使用する外、蒙古包冬季の周壁とし或は牛車の屋形を包み、種々の容器を造る等其用途は甚だ廣い。

趕毡子、蒙古內地に於て蒙古人の使用する毡子の製造は年々夏より秋にかけて蒙古內地を巡回作業す。支那人の毡子製造業者卽ち趕毡子によつてなされること多く、蒙古人自らこれを製造することは僻遠の一部地方に限られる。趕毡子は年々春夏の間蒙古各地を巡回し、蒙古人より原料羊毛を提供させ、製造料をとつて蒙古人の毡子を製造するものである。

趕毡子の根據地は內蒙に於ては桃南、鄭家屯、白音古來赤峰、烏丹城、林西、經棚、多倫諾兒、呼倫貝爾に於ては海拉爾であるが、何れも春五、六月頃根據地を出發、夫々蒙古地方を巡業して九、十月頃再び根據地に引揚げる。趕毡子は少きは四人多きは十二、三人をもつて一隊をなし、

製造器具類の外、天幕、食料、鍋、釜等を牛車に積載して蒙古内地に赴く。各根據地より毎年巡回する趕毡子の地域は大體一定し、彼是相侵すことなく且甚だしく遠方に至ることはない。

蒙古人より取る趕毡子の毡子製造料は地方の狀態によつて異り、農牧混同地方に於ては貨幣の外穀類、羊等の食料をも取り、巴爾虎地方では羊毛をとると云ふ。

內蒙に於ける趕毡子の毡子製造料は原料羊毛百支那斤をもつて毡子を製造するのに趕毡五元、粟一斗或は現大洋一元、羊一匹、炒米一斗等の定めであつて原料羊毛百斤より六十斤の毡子を製造して蒙古人に與へる（製造料は各地方により不定）巴爾虎地方に於ては、蒙古人より百頭分の羊毛を提供せしめ、一枚十五、六斤の毡子を四枚與へ、殘りの羊毛は趕毡子製造料としてとる。

百頭分の羊毛は約二百支那斤で製造に要する羊毛は約九十斤であるから、趕毡子のとる毛は丸百十斤である。

二、蒙古人の毡子製造法

蒙古人の毡子製造法に就ては、原料羊毛を支那人の如く大弓にて打つ等のことなくまた水洗ひ等のこともしない。剪つた儘手で千切り地上に敷ける牛皮上に平均に散布するかくして適當の大さ及厚さに擴げた羊毛の上を、細長き棒を以て打叩き稍固めた上葦の簾を載せ、その上から熱湯を散布する。次に芯棒を入れて簾、羊毛牛皮を共に捲き、棒狀として兩端を紐で括り、回轉する如く裝置して、牛車の後に付け曳き廻り地上を回轉せしめる。適度に地上を轉がした後、牛車より取外して卷き開き、地上に擴げて簾を取り、木の棒をもつて羊毛を堅く押し付け周緣を正して乾燥して製造を終る。

酪農業

蒙古人の食物中獸乳の占むる地位は絕對最大であつて、これなくして彼等は生存できぬといふも過言ではない。澤田壯吉氏著滿蒙畜產要論に據れば、「蒙古人の家畜の乾汁を飮料とし、且つこれを加工貯藏する慣習を有する。而して彼等の製造する乾製品には次の樣なものがある」（三五一頁）とて、左の如き在來乳製品の種類を擧げてゐる。

蒙古名	支那名
（1）アイラック（airak）	酸奶子

所謂酸乳で牛乳の乳酸醱酵後乾酪素が豆腐樣に凝結したもの

（2）シヤラトツソ（shara toso）	黃油

蒙古牛酪をいひ、皮乳を加熱して採取した脂油

（3）ウルム（urume）	奶皮子

乳皮、靜置乳の上層の脂肪及煮乳の上部に生じた脂肪分

（4）ハクサホ・ウルム(haksaho urume) 乾奶皮子
乾燥した乳皮

（5）ホロット (hurut) 奶豆腐
乳汁中の乾酪素を煮て、水分を蒸發させ乾燥せるもの、卽ち蒙古乾酪

（6）タルゴル・ホロット(tagon hurut) 奶餅子
乳豆腐を粉末とし、これに砂糖を加へ、餅様に乾燥したもの

（7）チヤガ(chaga or chaha) 凝奶
脫脂脫を貯藏醱酵させたもの

（8）スゥテイ・アラヒ (su'e' arahi) 奶酒
乳汁を酒精醱酵させ蒸溜採取したもので、又スアン・アリヒともいふ。馬奶酒と牛奶酒あり、前者が上質である。例のカルピスはこれに着眼して日本人の嗜好に適するやうに加工したものだといふ。

（9）アールス (archu)
奶酒蒸溜後の液汁に豆腐製造のとき生じた乳漿を加へ乾燥したもの

（10）チユゴイ (chugoi)
脫脂乳を乾燥したもの

（11）タラク (tarak)
酸の乳一種、冬季製造す

（12）ボチヤルガ (bocharga or boio)
奶豆腐の軟いとき握りつぶしたもの

（13）チヤズン・トツソ (chagan toos)
牛乳皮及び羊乳皮を混合醱酵固結させたもの

（14）スゥネイ・ボゴスソック (sunei bogorsok)
奶豆腐の柔い時、之に砂糖、米料、子粉騰、麥粉等を入れ練り固めた菓子

（15）ホロット・スブター (hurut subutu)
炒米を粉末とし砂糖を加へ、更に黃油又は奶皮子を混じて乾燥させたもの

かくの如く一見原始的なものであるとはいへ、獸乳の利用至らざるなく、水の乏しい蒙古に於ては殆ど飲料といへば獸乳である。

蒙古人が牝牛から搾乳するのは主として夏の終りから秋にかけての候で、この頃には犢をうみ終り、且牧草が豐富であるから、從つて乳量多く、弊害がない。但し舊曆の一日、十五日には宗教的な理由で搾乳しない。彼等はこの期間に搾つた乳で、上記のやうな數多くの乳製品を製造する。一見して分るやうに乾燥させたものが多く、これを長い冬

の間の食糧にあてるのである。

蒙古地誌によれば「乳牛型のものは大巴林旗以東、興安嶺山彙地帶より、平原地帶に及ぶ地方に產する」といふが固よりその他の地方にも見うけるのである。

【註】 柏原孝久、濱田純一共著、蒙古地誌中卷、六四二頁

赤褐色、黑色のものが最も多く、赤褐色白斑、黑白斑、灰色、黑簾純白に近いもの之に次ぐ。體格各部及び角の形狀は、ほゞ勞牛型に類するが、一見して判別することができる。

吾人の觀るところによれば當地方の酪農業は最も發展の可能性大なるものである。牧畜業の發展は附隨農の發展あつて始めて可能であるから、農牧の曉暗地帶たる內蒙古の進む途は自ら定つてゐると考へられる。

牧畜の企業化が實現すべき最大の條件は附隨農業の發達である。殊に酪農業の發達については農牧兩業は唇齒輔車の關係にある。以下簡單ながら內蒙古に於ける酪農業の發達の可能性に就て一層立入つた檢討を加へて見よう。

今日現存の乳牛として蒙古牛は殆ど原始的野生に委して些かの改良も加へてないので、搾乳量は極めて少い。蒙古人は牝牛が泌乳するから搾乳するといつた態度で、その利用の積極的なるに拘らず、何等の積極的方針をもつものでない。從つて一頭當り一日の搾乳量は約六・五封度にすぎぬ。蒙古地誌には興安嶺の東西を對照して、左の如く表記してゐる。

興安嶺東側地方

六月－九月、一日朝夕二回搾乳、平均約我が三升

十月－十一月、一日一回（朝又は夕）搾乳、平均約我が一升一合

興安嶺西側地方

六月－九月前半、一日朝夕搾乳、平均約我が四升五合

九月後半－十月、一日一回搾乳、平均約我が三升

同書には右に註記して曰く、「嶺西地方は、千里の曠野際崖を見ず、牧草豐かに眞に天然の好牧場たり、之に反し、嶺東地方は永き亂牧により地力の衰弱甚しく、隨つて牧草良好ならず、延いて嶺西より出す勞牛型種は、却つて嶺東の乳牛型種に屬するものに比し、遙に泌乳量多し、唯だ地域僻遠にして且つ寒氣强烈なる關係上、泌乳期間の短きを缺點とす云々」と。

【註】 柏原、濱田共著、前掲書、六四六－七頁

搾乳期は右に述べた如く略々六月より十月に至る五ヶ月間であるから、一頭年搾乳量は平均八〇〇乃至九〇〇封度（三六〇乃至四一〇キログラム）で、歐米優良種、例へばホ

ルスタイン種などの一割にも及ばない。

一頭當り搾乳量の貧弱なるに反し、乳質は極めて良好である。殊に脂肪分の豐富なのが指摘されるが、脂肪分の多少は一に牧草の豐富肥瘦如何によるものであつて、察哈爾黄油公司（Chahar Butter Company）がガーバー法を用ひて測定した結果を見ると、搾乳開始期たる五、六兩月は四・乃至四・五%、七、八兩月には五・五%、八月より十月上旬にかけては更に增加して六%となり、十一月には七乃至八%の多きに上つてゐる。

かの露人 Karamisheff の擧げてゐる數字によれば、蒙古産牛乳を分析して、

	最上品	普通品
比重	一〇、三六三	一〇、三九一
水分	八三・五二八	八六・七一一
窒素	〇・七三二	〇・六五八
蛋白質	四・六六一	四・一九〇
乾酪素	三・七六一	三・二七七
蛋白乳質	〇・九〇〇	〇・九一三
脂肪	六・七四九	三・八六五
糖分	四・三三三	四・三九一
灰分	〇・七一八	〇・八二六

備考　數字は重量を比率に換算。

【註】W Karamisheff. ibib. p. 145

蒙古牛乳の質の良好なことはその製品たる牛酪（バター）にも現れてゐるのであつて、通常バターの成分は脂肪分八四―八八%、水分一二―一六%なるに反し、蒙古製のものは前者が九九%、後者が〇・二五―一%といふすばらしい内容である。又ある露國專門家の調査によれば蒙古産牛乳中には〇・七二五―八二五%の鑛物成分を含有し、羊乳にも同じく〇・九二五%の鑛物成分があると報じ、歐米産のものに比し更に内容の豐富なことを物語つてゐる。斯く蒙古産乳には鑛物成分を含有してゐる事實は、これが乾酪（チーズ）製造に最も適してゐることを示すのである。（註）

【註】今羊乳について一言したから、W. Karamisheff の著書よりその分析表を擧げておく。數字は重量による比率である。

比重	一・〇二四八%
水分	七八・〇五六
窒素	一・一四七
蛋白質	七・三〇八
乾酪素	四・一七五
蛋白乳質	三・一三三
脂肪	九・三二一
糖分	四・三八八

灰　分　〇・九二六

N: Karamisheff. Idid.p. 145 による。

酪農業を企業化せんとする場合には一頭當りの搾乳量を増加せしむることは勿論であるがその質は上述の如く極めて良好なのであるから、一頭當り産乳量の不足は、差當り搾乳頭數の多いことで充分補ひのつくものと考へられる。内蒙産の牛約五百萬頭、その二乃至三分の一を搾乳可能牛とみても本邦の乳牛頭數約十萬頭などは殆ど足もとにもよりつけぬ。從つて如何に大規模に酪農業を企業化しても産乳に不足を生ずることは絶對にない。蒙古乳牛の一頭當り産乳量の少なきことは主として分娩期に於ける牧草狀況によるのであつて、分娩期は通常二月より四月に至る間であるが、この頃は殆ど牧草飼料皆無の時期である。從つてこれがため母牛のうける打撃は勿論、犢は時に斃死することさへ珍らしくない。飼料不足が産乳量少き最大の原因である。故にこの點につき適當の施設を講ずれば、一頭當り搾乳量を倍化し、且つ乳牛頭數の増加を圖ることは易々たるものと思考する。

尚、既述の如く飼料のない五月頃までの牛乳に含有脂肪の少いことも併せ考ふべき事柄である。何れにしても野生放牧の乳牛は春冬適當の保護を與へることは目下の急務でなければならぬ。

蒙古在來牛種と優良牛との交配その他による改良施設としては未だ大規模のものがないが、滿鐵は公主嶺農事試驗場内に種乳牛育成所を有し、又關東廳農事試驗場畜産部（金州）に於ても施設を有するが、前者は滿鐵沿線に範圍を限定し、後者亦關東州内のものを目的としてゐるのであつて、遺憾ながら興安嶺以西の内蒙古を目的とする施設は存しない。察哈爾省政府は滂江附近に模範牧場を有するが、これとて大した實績は擧つてゐない。

我が國では毎年煉乳乾酪その他の乳製品を二、〇〇〇萬圓餘も輸入してゐる。北海道、伊豆大島邊には相當の牧場もあるらしいが、是非内蒙古の牛乳は將來着目すべきであると信ずる。森永製菓會社は數年前この方面の調査を行つたといふが、その後何等積極的態度に出て居ないやうである。内蒙古に於て酪農業をはじめるには根本的調査を必要とするであらうか、本邦人としては是非これに着手する必要あることを痛感するものである。

現に察哈爾盟内には外國資本に依る酪農事業會社の設立された例がある。之は最初一九二一年年蒙漢兩人の合辨により極めて小規模に開業せるもので、始めは僅か二〇〇頭餘りの乳牛を擁するにすぎなかつたが、同年冬までには頭數倍化し、同年の牛酪製造量八、〇〇〇封度、純益三、〇〇〇元に上つた。この好機に鑑み、翌二二年には事業擴張の

議を決し、外資を輸入して威明公司並に Batourin Steffen and Company を設立した。察哈爾盟南部に酪農場合計一二あり、總面積約六千平方粁、乳牛二萬四千頭を擁してゐたが、今は一個所を除き皆閉鎖した。これらの利潤その他營業成績については據るべき材料を缺くが、現在の察哈爾黄油公司の蒙古牛乳買上價格は一キャテイ(一・三封度)平均二仙、而して二四・七封度の牛乳からバター一封度、乾酪素〇・五封度を製造し得、而して北平に於てはバター双牛牌一封度約一元二角、乾酪同じく約九角で賣るのであるから、蓋し純益はかなりのものがあると考へられる。

四圍の情況がかく酪農業の發達に頗る適してゐるのみならず、蒙古人も亦之に刺戟されて家畜の管理を積極的に行ひ、以て蒙古の牧畜業一般が向上すべきは論をまたない。現に察哈爾盟南部に於ては從來蒙古人の知る所でなかつた乾草を行ひ、家畜の越寒にそなふるに至つてゐるのである。

從來蒙古に生産されてゐるバターは滿洲産のものに比し優るとも劣ることはないと折紙をつけられてゐる。價格の低廉なことから、支那本部市場では「料理バター」と稱せれらてゐるが、これは品質の如何によるものではない。價格の低廉なことは、從來漢人が蒙古人よりバター(シヤラ・トッソ)を多量に買付け、之を石鹼製造原料に使用してゐるのでも分る。要するに經營さへよろしきを得れば、蒙古乳製品(殊にバター、チーズ)は優に世界市場に伍し、且つ之に覇を稱へうるものと信じて疑はぬのである。(註)

【註】 但し支那人自身は牛乳を飲用しないから、この方面の需要は期待できない。

三、外蒙古の工業

(1) 煉瓦工業

モンゴルストロイ會社の建設に依る煉瓦工場は一九二八年初期に經營を開始し、同年十月一日までに二〇〇萬個の煉瓦を製造する豫定であつたが、事實は七十萬個を製造したに過ぎない。一九二九年には生産額は幾分増加し、一一〇萬個に達した。但し順調に行けば三〇〇萬個までの製造は可能であつた。一九三〇年度には總生産額は一七五、〇〇〇銀弗まで増加した。從つて總生産量も半分増加したと云ふことができる。

工業發展五ヶ年計畫は煉瓦工場への投資を一〇萬弗まで、總生産高を四〇萬銀弗まで勞働者を二二五名まで増加させようと目論んでゐる。

(2) 鑄造機械工業

鑄造機械工場は一九二九年ウランバートルに設けられた。然もこの工場建設の爲めに政府は二八三、〇〇〇銀弗

を要した。然しながら蒙古人は特に鐵の必要を感ぜず、唯茶を煎煮銑鐵釜、鞍の鐙、鐵叉は銑鐵の煙突附煖爐叉は釘を要求してゐるに過ぎない。兎に角蒙古人の需要は、こんな大袈裟な工場建築物を必要とする程大きなものではない。況んや右に列擧した物品は既に有して居り、それ等自然消耗は極めて遲々たるものあるに於てである。尙其の上、外蒙古には鐵鑛が缺如し、ウランバートルには適當な燃料がない事を附け加へるなら、鑄鐵機械工場の建設は全く骨稽極まるものである事が解る。この企業は或る他の目的を念頭に入れ、人民の需要に對する奉仕は第二義的に考へられてゐた事は明かである。名目は鑄造機械工場であるが、その實、外蒙古軍及ひ外蒙古の各地に宿營してゐるソウエート軍隊の造兵廠の感がある。

工場は創設以來輸入金屬及ひ輸入燃料で事業を開始し、銑鐵と石油はソウエートから仰いだ。この原料の運搬はザバイカルの隣接地及ひ北蒙古に於ける鐵道未開通の爲め非常に高くついた事は明かである。一九二九年工場は何等の計畫も基礎もなくして操業し、價格にして僅かに七二、一四一銀弗の生產品を出したに過ぎす、結局六六、〇〇〇銀弗の損失を招いた。一九三〇年工場の固定資本を三七八、〇〇〇銀弗まで增加したが、熟練工の不足の爲め操業は圓滑を缺いた。同年の生產原價は二五二、八八五銀弗であつた。

五ケ年計畫に依れば、尙二〇〇、〇〇〇銀弗の增資を行ひ、生產原價を九五〇、〇〇〇銀弗まで昂め、勞働者を一八五名に增加する豫定である。

(3) 酒類蒸溜工業

一九二七年ウランバートルとキヤフタの中間なるハラ河畔に酒類蒸溜工場の建設が始まつた。ハラ河流域は古來農業に適するを以て有名である。この工場に原料を供給する主要源泉としてのコルホーズは全部此處に集中されてゐる。工場は一九三〇年に落成したが、經營は既に一九二九年に行はれてゐた。一九二九年の工場資本金は六七〇、〇〇〇銀弗で一〇九三年には八九、三〇〇〇銀弗まで增額された。一九二九年度の生產原價は五〇五、三三九銀弗で次年度には八一一、〇一五銀弗となつた。酒精の生產高は六、七八八、〇〇〇プード、即ち六七、八八〇ウエドロー一七八六三〇ガロンーの期待が持たれてゐた。然し斯る大きな生產力は外蒙古としては殆んど不必要であり、了解に苦しむ所である。外蒙古自身が斯樣に多量の酒精を吸收し得ない事は疑ふ餘地がない。人口は少なく又一般にヨーロッパ式の酒に對する欲求を感じてゐないのである。これ亦鑄造機械工場同樣に軍備的意義を有するものとより他に觀られないのである。

(4) 製革工場

施設場の極度に使ひ古された製革工場は人民經濟省に移管されたが、若し熟練工に不足なく、管理人に少しでも經驗があつたなら、工場は兎にかく比較的順調に操業を進め得るのだが、製革事業其ものに對しては元より、勞働及び原料調達の地方的條件に關する工場幹部の無智の爲め工場は現存全施設を利用する事は出來なかつた。この爲めに最初數年間の工場活動は僅かに可能操業率の三五―四五％に過ぎなかつた。即ち一九二八年度に工場の固定資本二〇六、〇〇〇銀弗及び運轉資金七七六、八八〇銀弗に對し總生産原價二四六、七五〇銀弗のロシヤ皮一八、八一七枚と並皮一、二七八枚とを生産した程度である。一九二九年度には工場の生産能力は二倍以上に增加し計畫規準に近づいたが一九三〇年度より再び低下し始めた。この二年間に固定資本は二五五、〇〇〇銀弗にまで增資され、勞働者は一一九名に增加された。

五ヶ年計畫に依れば、一〇〇、〇〇〇銀弗の增資を行ひ、總生産品の原價を一、〇〇〇、〇〇銀弗に引上げ、勞働者を一〇〇名に減少する豫定である。

(5) 國家工業企業の一般狀態

概して外蒙古の全國家工業企業は一九三〇年まで明かに損失を被り、專ら政府の補助金のお蔭で存續して來た。工場操業は何等豫算も立てず、無統制の中に進められた。

各工場の企業狀態を明かにするために、一九三〇年に於ける生産物の價格及び一九三一年一月までに投ぜられた資金の對照表を揭げてみる。

工場	資金	生産額
一、ナライハ炭坑	八三、九九〇銀弗	八五、〇〇〇銀弗
二、製材工場	一四九、九三五	五三、八六〇
三、煉瓦工場	二五〇、〇九五	一七五、〇〇〇
四、鑄造機械工場	四一四、一四〇	二五二、八八五
五、製革工場	八九二、三五〇	四九三、四〇〇
六、酒類蒸溜工場	一、六八六、五七〇	八二一、〇一五
計	三、三七七、〇八〇	一、八七〇、二六〇

尙、外蒙古政府は一九三一年より一九三五年に至る五ヶ年計畫事業に着手してゐるが、この計畫の主要目標は操業狀態の整理、生産方法の改良、考朽施設の更新等で、從來の舊企業の將來への發展性は、次の計畫表に依つてみることができる。

工場名	一九三〇年度固定資本	五年間の投資案	一九三五年度固定資本	總生産額		勞働者數		五年間の生産原價の低下	勞働力の増加	一箇月の勞銀	
				一九三〇年度	一九三五年度	一九三〇年度	一九三五年度			一九三〇年度	一九三五年度
一、「ナライハ」炭坑	一一三、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	六〇八、五〇〇	八五、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一一〇	二七五	二五%	一三九%	〇・六三	〇・八五
二、製材工場	六五、〇〇〇	四〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	五二、八六〇	一七五、〇〇〇	一九	四〇	一五%	一六六%	〇・四七	〇・七〇
三、煉瓦工場	二二四、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二一五、〇〇〇	一七五、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	九四	二二五	二〇%	一七七%	〇・五	〇・七〇
四、鑄造機械工場	三七八、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	三七五、〇〇〇	二五二、八八五	九五〇、〇〇〇	九三	一八五	三〇%	一五九%	〇・七三	一・〇〇
五、製革工場	二五五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二三五、〇〇〇	四九三、五〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一一九	一〇〇	一五%	一七〇%	〇・五三	〇・七〇
六、酒類蒸溜工場	八八、〇〇〇	四〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	一〇九、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一五	二五	一五%	一六五%	〇・五〇	〇・六五
計	一、一四三、〇〇〇	一、〇八〇、〇〇〇	一、五九三、五〇〇	一、一六八、二四五	三、一二五、〇〇〇	四五〇	八五〇	二〇%	一六三%	—	—

次に、同五ヶ年計畫には外蒙古國民大會決議に基いて國內原料の利用及び採掘をその主要目的の一としてゐるが、一九三一年から一九三五年の間に各三つの生產形態に細分されてゐる羊毛及び製革の大綜合工場を建設することになつてゐる。前者は羅紗工場、絨氈、毛氈靴工場と蒸汽洗毛工場の三部に、後者は皮革工場、履物及び蒙古靴工場及び羊皮外套工場の三部に分割されてゐる。

工場名	資金	總生產高		勞働者數
		弗	量	
一、羅紗工場	八四八、〇〇〇	三八〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇メートル	九〇
二、絨氈及毛氈靴工場	三〇二、〇〇〇	六八五、〇〇〇	二五、〇〇〇プード	一三〇

三、蒸汽洗毛工場	九九五、〇〇〇	二、三四六、〇〇〇	—	一一〇
四、皮革工場	一、三二三、〇〇〇	一、八七〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇プード	二〇〇
五、製靴工場	一、一六〇、〇〇〇	一、一五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇プード	一七〇
六、羊皮シューバ工場	三三六、〇〇〇	四九二、〇〇〇	一五〇、〇〇〇枚	一四〇
計	三、九二〇、〇〇〇	六、九二三、〇〇〇	—	八四〇

(6) 職業組合

從來蒙古には、職業組合として商工業勤勞者組合と衞生從業員組合の二組合あるのみであつたが、其の組織は不完全で指導者も無く(外蒙古國民黨とも聯絡がなかつた。之が爲め國民黨中央委員會を設けて調査研究せしめ、一九二六年四月二十日ソ聯に於ける組合の組織に倣つて左の決議をした。

一、職業組合は嚴格な生產單位主義に依り設立し、民族主義を排すること

二、職業組合は組織上單一主義を保つ。民族制によるセクションは文化事業に關するものに限り之を設置する事を許す

三、單位たる職業組合細胞は地方委員會を載く營造物及び企業勞働者勤勞者の團體とす。地方委員會は統一して當分方面の組織をなす。方面の聯業組合は之を共和國の單一組合に統一す。各共和國組合は諸職業組合の全蒙評議會に統轄す。

四、第一項に基き左の組合を設く

(一) 商工業勤勞者組合

(二) 國務勤勞者組合

(三) 衞生從業員組合

(四) 運輸從業員組合

(五) 牧畜小作人組合

五、職業組合設立事務の思想的指導の爲め臨時全蒙職業組合ビューローを設く

而して全蒙ビューローの事務案は大體左の通りである。

一、蒙古人の勞働者及び勤勞者を一律に其の生產單位に依り組合に加入せしむること

二、ソウエートの各機關は從前通り特別の聯合委員會に統一すること

三、職業組合には民族的セクチヤを設けざる事とせるも實際上の便宜及び組合員教育の爲め文化事務員を設くる事とし、商工場勤勞者組合には支露人一名宛、國務勤勞者組合には露人一名を置く

四、各組合とも庫倫其の附近の組合「コレクチーフ」を以て市協議會を開くこと

五、市協議會は地方に注意すること。地方に於いては人數の如何に不拘「コレクチーフ」を組織し、各「アイマク」の中心地には「アイマク」の臨時ビューローを設け庫倫よりの指示に從つて活動す

六、外蒙古全部にビューロー成立の上は全蒙職業組合大會を催し、各組合の規約を定め理事會を選任してビューローの事務を之に引繼ぐ

一九二七年國民黨中央部の認所を經て改革を實行し、全蒙ビューローは各組合の中央機關となり各組合も中央集權主義に依ることゝなり、地方委員會規則は「コレクチーフ」の業務を律するものであるが、之は既に作成せられた。各組合及び全蒙ビューローの規約も特別委員に於いて作成、同年八月創立大會たる全蒙職業組合大會を庫倫に開催した。

尚、在庫倫の支那人十八組合も商工業勤勞者組合に支那科として加入してゐるが、注目すべきは、右職業組合がプロフインテルンと密接な關係を有するといふことである。

（齋藤有道）

四、ブリヤート蒙古の工業

(1) 革命前の工業狀態

ソウエート革命以前のブリヤート・モンゴルは、其の生業は殆ど全部牧畜又は農業で、工場工業として、指摘し得るものは、全然なかつた。唯ロシア人の資本家が、半家内工業組織の下に、多少の企業を營んで居たる止まる。一九一二―一三年に於て、現在ブリヤート・モンゴル自治社會主義共和國の地域には、四十七の工場的企業あり、其の使用勞働者は、僅々一千八百から二千、其の生産額は百五十萬ルーブル乃至二百萬ルーブルに過ぎなかつた。當時ブリヤート蒙古の工業的中心地ウエルフネ・ウヂンスク（今のウラン・ウダ）には、硝子工場が一個所あつたが、これが此の方面最大の企業と言はれ、而も其の使用勞働者は、僅に五十五人だつたのである。（ベ・トグミトフ、一一九頁）

一九一二年當時の工業狀態を示すと、次の通りである。（善隣協會、一一四頁）

企業別	企業數	勞働者數	勞働者數百分率
羊毛皮革	六	二三五	一四%
食糧品	一二	三四八	二〇%
石炭	三	四五〇	二六%

建築材料	二	四五〇	二六%
硝子	一	五五	三%
製材	六	一五〇	一一%
總計	三〇	一、六八八	一〇〇%

(2) 共和國建設當初の業態

ブリヤート・モンゴル自治共和國の建設當初は、世界大戰や、革命戰で各地經濟の崩壞を招いた直後なので、工場企業數、勞働者數共に激減を來して居た。即ち一九二三年新自治共和國領內には、實際に活動して居る企業は僅に十六、勞働者數は八百五十四人に減少した。尤も其の總生産額が二百六十萬ルーブルに達して居るのを見ると、企業數の激減に反比例して、業態の質的改良進步があつた事實を示して居る。此の外金鑛企業をあつたが、既に崩壞の淵に瀕して居たので、これは物の數でもなかつた。（ベ・トグミトフ、一一九頁）

ブリヤート・モンゴル自治社會主義ソウエート共和國はロシア社會主義聯邦ソウエート共和國の一構成自治地方團體であるから、從つて其の工業も、ソウエート式を以て一貫し、最初より工業は國營とされた。政府は産業の「工業化」へ向つて、異常な努力を拂つた結果、工場能率は增進し、生産量、生産額は飛躍的發展を示した。固定資本並に投下資本も、ともに著しく增大した。一九二三年の共和國建設より、後五ヶ年間の工業的躍進を數字で示すと、次の通りである。（善隣協會、一一五—一一六頁）

年次	企業數	勞働者數	生産高（單位千留）	固定資本（單位千留）	投下資本（單位千留）
一、一九二三—二四	一六	八五四	二、六〇〇・八	一、四〇一・〇	一三八・七
二、一九二五—二六	一九	一、〇八一	四、五四六・〇	一、三五九・〇	一七〇・〇
三、一九二六—二七	一八	一、〇三二	四、六七二・〇	二、一二六・〇	二八二・四
四、一九二七—二八	二〇	一、二一五	五、九七五・〇	二、八九九・六	四〇〇・〇
（一）に對する四の百分比	一二五	一四〇	二三〇	二〇五	二九〇

(3) 第一次五ヶ年計畫期間

自治共和國建設後の五ヶ年間に於て、勞働者數は四割、生産額は三割、資本は倍に增加して居るが、其の後の五ヶ年間は、第一次五ヶ年計畫の拍車により、更に躍進の一途を辿つた。自治共和建設後十年の一九三三年には、全企業數は金工業を除き二十三其の數に於ては五年前の二つに比し、僅な增加であるが、使用勞働者數は三千六百、生産額は一千二百七十萬ルーブルで、企業內容に於て非常な進展を示した事實が判明する。卽ち十年間に勞働者數は四倍に生産額は約五倍に達して居る。

一九二八年より一九三二年に亙る第一次五ヶ年計畫期間中、企業的發展の總括的態樣として、企業投資の狀況を見ると、第一、二年度投資總額百萬ルーブルが、第三年度には百三十二萬ルーブルに、第四年度には其の約三倍の三百八十六萬ルーブルに、第一次五ヶ年計畫完了時の第五ヶ年には、更に一大飛躍一千二百九十七萬ルーブルに達して居る。而も此の間、新産業部門が續々開拓建設せられ、新規企業投資は、第一、二年度の四十九萬六千ルーブル、第三年度の五十二萬ルーブルに昇り、何れも投資總額の五割乃至四割を占め、又第四年度の新規企業投資額二百九十萬ルーブルは、總額の約七割七分、最終年度の一千百九萬ルーブルは、其の約八割五分を占めて居る。

企業投資、並に新規企業部門に關する實情を示すと、次の通りである。（善隣協會、一一七—一一九頁）

一、企業投資（單位千留）

項目	一九二八—二九	一九三〇	一九三一	一九三二	總計
投資總額	一、〇〇二・七	一、三一六・一	三、八六一・五	一二、九七〇・四	一九、一五〇・七
新規企業投資	四九六・八	五一八・一	二、九六一・八	一一、〇九八・五	一五、〇七五・二
新規企業百分率	四九・五%	三九・三%	七六・七%	八五・四%	七八・七%

二、第一次五ヶ年計畫中竣工した新施設

小機械製作工場	價格(單位一千留)	四六一
國立ブリヤート印刷所	〃	四五七
クリユウエフ製材工場	〃	四四〇
ベレグフ煉瓦工場ホノマン爐	〃	五五〇
ウラヌ・ウダ發電所	〃	二、一〇四

三、第一次五ヶ年計畫中新規着手事業

獸肉冷藏コムビナート	價格(單位千留)	二〇、六〇〇
機關車々輛修理工場	〃	三〇〇、〇〇〇
硝子工場	〃	一二、〇〇〇

(4) 第二次五ケ年計畫期間

ブリヤート・モンゴル共和國に於ける工業化(インドウーストリアリザーツイア)は、第二次五ヶ年計畫期間に入つて、更に驚異的進展を示した。先づ企業投資の方面で見ると、第一次五ヶ年計畫の最終年度に總投資合計一千九百萬ルーブルと、第一、二年度の約二倍に達したが、第二次五ヶ年計畫の初年度である一九三三年には、四千百萬ルーブル、第二年度の一九三四年度には豫定投資額約一億、第一次五ヶ年計畫以來毎年度總投資合計は、斯くて一億六千萬ルーブル、卽ち一九二八—二九年度の一千萬ルーブルに比し、實に百六十倍に達するのである。新規企業部門への投資が、投資額累增の大部分を占めて居ることは、第一次五ヶ年計畫期間の場合と同樣である。此等の數字關係を圖示すると、次の通りである。(ベ・トグミトフ、一一九頁)

	一九二八—二九	第一次五ヶ年計畫終了時	一九三三	一九三四(計畫)	總計
投資總額(單位百萬留)	一・〇	一九・四	四一・七	九九・九	一六〇・〇
新規建設投資(單位百萬留)	〇・五	一五・八	三一・六	八五・六	一三二・五

第二次五ヶ年計畫は入つて、躍進の著しい主要産業部門を擧げると、先づ第一に指を屈するのは、鐵道關係事業である。ソウエート式大工場主義に則り、ウラン・ウダに大きな蒸汽機關車車輛修理工場が設立せられ、其の能率は、重機關車一千八十臺、客車、貨車一萬八千臺の根本的改修(カピターリヌイ・レモント)が出來るのである。斯くて此の大工場は、東都シベリヤ、クラスノヤルスキー・クライ及びダリネヴオストーチヌイ・クライ(極東地方)の全鐵道

に對し、重要な役割を持つことになるのである。工場の全收容勞働者一萬四千人、そのためウラン・ウダは人口四萬五千人を擁する社會主義的勞働都市となつた。(曾てのウエルフネ・ウヂンスクは、一九三四年七月、蒙古の舊名「烏得」に赤色「ウラン」(烏蘭)を冠し、ウラン・ウダ(烏蘭烏得)と改稱、新工業都市として産業建設の中心となることゝなつたのである。)

一九三五年十二月、ソウエート聯邦の極東政策上、劃期的意義を齎したものは、シベリア鐵道の複線工事、チタ西方カリムより東部ハバロフスク間一千三百六十五哩が竣成したことであり、一九三六年二月上旬には、交通人民委員ラザリ・モイセエウイチ・カガノーヴイチ自ら、鐵道輸送能率其の他交通關係を中心に、極東方面を視察し、遠くヴラヂヴオストーク、ヴオロシーロフ(舊名ニコリスク・ウスリスク)及びハバロフスク方面まで巡視した。これはソウエート政府がシベリリヤ及び極東方面の交通關係を極めて重視して居る證據であるが、ウラン・ウダ機關車々輛修理工場は、此等地區全鐵道に取り、修理上中心的根據地となつた譯である。其の意義は唯々經濟的ばかりでなく、軍事的にも極めて重要性があるのである。

(5) 近年の新建設事業

第二次五ヶ年計畫中の新規建設で、既に述べた機關車車輛工場を除く主要なものにつき、以下列擧することゝする。(ベ・トグミトフ一二〇頁以下)

一、電力事業

ウラン・ウダの發電所は、一九三一年僅に三百キロワツトに過ぎなかつたものが、發電所の擴大建設により、一九三五年末には其の百五十倍に達する生産能率に備へるに至つた。

二、獸肉コムビナート(聯合企業)

此の生産能力は、一交代(スミエーナ)に二萬噸に達し、部内は屠殺場、冶凍場、ソーセージ製作場(コルバースヌイ・ツエヒ)鑵詰工場、廢物利用工場等に別れて居る。鑵詰工場は二萬五千鑵の製造能力を有する。

三、製粉コムビナート

製粉コンビナートは、一九三三年度、即ち第二次五ヶ年計畫中の初年度に創設された新規企業であるが　麥粉年産額三萬六千噸、挽割麥六千噸に達し、能率の大きい揚穀機を備へて居る。

四、其他の建設事業

硝子工業は第一次五ヶ年計畫期間の初め、一九二七―二八年最も顯著な發達を示した産業で、機械化硝子製造工場を持ち、立派な能率を擧げて居る。

林業開拓のためには林業コムビナートがある。ブリヤー

ト・モンゴル共和國は、二十八萬七千ヘクターの廣大な森林面積を有し、共和國全面積の約八割近くが森林區であり、而も國有林二十七萬九千ヘクターで、全森林區の九割八分近くであり、且つ樅、蝦夷松、杜松、ヤマナラシ、白楊樹等豐富に出るのだから、林業コムビナートの設立は、此の産業を發展させる上に、非常な役割を演じて居る。

其の他羅紗工場、製革工場、煉瓦工場、洋灰工場等、何れも「工業化ブリヤート・モンゴル」の主要産業である。

ブリヤート・モンゴルは又鑛産至つて豐富であるが、近年になつて漸く大規模な資源調査が行はれた。就中一九三〇年から三一年にかけ、クールビン鐵鑛地の調査が行はれたが、其の結果二億萬噸の埋藏量あることが發見された。其の他タングステン(ウオルフラム)バイカル湖岸の石油、工業的價値ある天然瓦斯及び石炭等何れも豐富である。特に石炭の埋藏量は、二億五千萬噸に達し、其の中有名なものには、バイカル湖炭田、ムーヒンスキー炭田、タルバガタイ炭田、グシノエ湖田田等がある。(ベ・トグミトフ、一二〇頁、善隣協會、一〇一頁以下)

(6) 勞働人口の激增

革命前卽ち一九一二―一三年、ブリヤート・モンゴルに於ける勞働者人口は、僅に一千八百から二千に過ぎなかつたが、共和國建設の一九二三年には既に一萬人臺に達した。其の後の産業化政策から、勞働人口は異常な增加を示し、一九二三年の一萬七百人から、五年後の一九二八年には約七割六分を增加して一萬八千八百人に、更に第一次五ヶ年計畫の終り一九三二年には、一九二三年に比べて四倍近くの四萬二千六百人に達した。第二次五ヶ年計畫に入つて、此の趨勢は益上進の一歩を辿り、一九三四年には更に約五倍の五萬二千七百人となつた。これを圖表で示すと次の通りである。

年度	勞働人口	增加率
一九二三	一〇、七〇〇	一〇〇・〇%
一九二八	一八、八〇〇	一七五・七%
一九三二	四二、六〇〇	三九八・一%
一九三四	五二、七〇〇	四九二・五%

勞働人口の增加は、産業化の發展に附隨する現象であるが、更に勞働人口中、ブリヤートモンゴル人が、その幾何を占めて居るかは、民族問題檢討の上に興味あることである。蓋しブリヤート・モンゴル共和國は、元來其の原住民は、粗朴な原始生活を營んで居るもので、遊牧、狩獵、農

業の而も至つて幼稚な段階に在つたものであり、ロシア人が之を其の勢力範圍に歸して以來も、新しい産業施設は、何れもロシア人の創意により、その資本と技術によつて營まれたのであるから、ブリヤート人自身は、企業家としては勿論、勞働者としても、これに參與することは無かつたのである。それがソウエートの民族政策により、ブリヤート人口をどし／＼新産業組織に吸收し來つたゝめ、ブリヤート人の勞働人口は、急激に增加して來た。一九三二年には、ブリヤート勞働者數は、全勞働人口の一割九分五厘に達したが、これは固有の粗朴勞働より、これだけ近代勞働に轉化したことを意味する。約二割の數字は、一見甚しく貧弱に見えるが、共和國の工業中心都市ウラン・ウダの總人口が、一九三四年七萬人に對し、ブリヤート人は九千人、卽ち全人口の一割三分に過ぎないのであるから、それに比べ勞働者人口二割は、相當な數であることが知れやう。序で乍ら一九二三年のウラン・ウダ（卽ち當時のウェルフネ・ウヂンスク）には、ブリヤート蒙古人は、僅に二十三人に過ぎなかつた。それが十年の後には、九千人と云ふ驚異的增加を示したのである。（ベ・トグミトフ、一二〇頁）

ブリヤート・モンゴル共和國に於ける勞働組合は、共和國成立以前は、極めて貧弱なものであつたが、其の後は勞働人口の增加、阿督特大衆の組織化につれ、順調な發達を遂げて居る。（詳しくは善隣協會、一三四―一四〇頁）

（入江啓四郎）

(7) 勞働組合

ブリヤート蒙古に於ける勞働組合の狀態に就いては、共和國創建以前、以後の二期に分つて考慮する必要がある。

共和國創建以前のブリヤート蒙古、卽ち沿バイカル地方に於ける勞働組合運動の發展は、一九一八年にその端を發してゐる。ウラヌ・ウダ市に最初の勞農兵代表者ソウエートが結成されると共に、各勞働組合の聯合體も初めて成立したが、それは確固たる結合とは云ひ得なかつたのである。ロシヤ社會主義聯邦ソウエート共和國のヨーロツパ地方に於ける勞働組合が、プロレタリア革命前の大きな經歷と組織的經驗とを以て專制覆滅後、忽ちその活動をプロレタリアートの間に展開し得たのに對し、組織上未だ確立してゐなかつた沿バイカル地方の勞働組合は、當時にあつてはまだプロレタリアート大衆の間に於ける活動力を持つてゐなかつた。この時代に於ける勞働組合發達の幼稚だつた原因として、次の如き諸項目を擧げることが出來る。

（1）　未だ發達せる工作が存在しなかつたこと
（2）　工場勞働者層の勢力が微弱だつたこと
（3）　ブリヤート蒙古に於ける唯一の工場地たるウラ

ヌ・ウダ市がソ聯の大工業中心地から遠く離れてゐたこと

一九二〇年までは、どの組合も皆、狹い職業的職場別に組織されてゐた。一九二〇年六月現在に於いて、三十の勞働組合が存在してゐたが、この當時は、職場別による勞働組合組織であつた。例へば小學敎員組合、稅務署職業組合、收稅局職員組合等々。

試みに一九二〇年六月現在に於いて、各組合に於いて各組合の狀態を觀るならば次の如きものである。

序列番號	組合の名稱	成立の年	組合員數
一	測地家組合	一九一八	二二
二	地方施設從業員組合	一九二〇	一四四
三	タレツキイ林業勞働者	同	五二
四	皮革生產勞働者	同	一九一
五	金屬工	同	五七八
六	印刷業	一九一七	三〇
七	製麵麭及び製菓	一九二〇	五二
八	腸詰・肉類生產	同	一九
九	オノホイスク製材勞働者	同	一二二
一〇	オホトゥイク製材勞働者	同	一三二
一一	ガラス製造勞働者	一九一七	一一一
一二	ペトロフスク銑鐵工場勞働者	同	五三二
一三	ダルバガタイスク鑛山勞働者	同	七三六
一四	「イグラ」勞働の勞働者	同	九三
一五	建築勞働者	一九二〇	二二四
一六	水上運輸	同	一三二
一七	鐵道運輸	同	一、七五〇
一八	貸馬	同	一四八
一九	交通勞働者	同	二〇〇
二〇	技藝	同	三八
二一	醫療衞生勞働	同	二〇〇
二二	小學敎員	一九一八	一三三
二三	中學敎員	同	六四
二四	自治市勞働者	一九一七	一六八
二五	稅務署職員	一九二〇	一六

二六	裁判所職員	同	三〇
二七	商工企業	一九一八	五四二
二八	收發局職員	同	三一
二九	家庭使用人	一九二〇	九三
三〇	飲食店從業員	同	二九
	總計	—	六、六一二

さて、一九二〇年から一九三〇年に至る期間に於ける勞働組合員の數字を概觀するに、當期間に於ける勞働組合員の增加に就いては、二つの基礎的段階があつた。第一は、一九二三年以前の舊沿バイカル地方に於ける勞働組合、第二は、それ以後の現代のブリヤート自治共和國に於ける勞働組合である。

一九二〇―一九三二年の各生產部門に於ける勞働組合員數の變動は、左の通りである。

部類／年次		農業	工業	國家及社會諸施設從業員	交通運輸	其他	從業員	總計
沿バイカル	一九二〇	二八	二、五九一	一、三三三	二、二三〇	一三三	二三四	六、六一三
	一九二一	三三	二、六〇〇	二、三三三	三、〇〇八	一三三	一三〇	八、三二四
	一九二二	—	一、二四七	一、四七三	二、六四七	一八〇	一九〇	五、七三七
ブリヤ	一九二三	—	一、〇二七	二、三六九	一、四〇七	二四三	二三二	五、二七八
	一九二四	五九八	一、五二六	四、六八二	一、四五七	二九六	四〇五	八、九六四
	一九二五	三、二四五	一、五六八	五、四〇六	一、五六〇	四五八	七三三	一三、九六八
	一九二六	三、六〇七	一、五三三	六、四〇九	二、〇八九	五四五	八〇二	一四、九八五

ート蒙古共和國							
一九二七	四、三七〇	一、六五六	六、八七八	三、〇四七	五四七	九三一	一七、四二九
一九二八	四、〇四六	一、八八四	七、三四五	二、九八三	六〇五	一、二六九	一八、一三三
一九二九	四、一七七	一、八六三	七、六〇九	三、三〇五	八二五	一、六九九	一九、四七八
一九三〇	四、六二〇	二、〇四二	七、九五五	三、五一二	六〇一	一、七〇〇	二〇、四三〇
一九三一	二、六一三	三、九一九	七、七六〇	四、六四五	一、一五二	二、〇七三	二二、二三三
一九三二	二、八二三	五、五三二	一〇、一九四	五、三八二	一、九一二	三、六六〇	二九、五〇二

一九二〇年に、組合員の數は六、六二〇名に達したが、そのうち最も多數を占めたのは工業部門で二、五九六名、即ち組合員總數の約四〇%に達した。

一九二三年自治共和國創建と共に行政區劃變更が行はれそれに伴ひ勞働組合の人員數も多少變化し、九%の減少を示してゐる。

一九三二年末には、二九、五〇〇名に達する勞働者が組合に加入したが、これを一九二三年に比すれば、實に五倍半の増大である。唯、こゝに注目されることは、一九三一年以後、農業部門に於ける組合員數が急激に減少したことである。これは最近に於ける牧畜頭數の減少と相並んで考察する時、ブリヤート蒙古の工業化政策か、一面農業政策に如何なる結果を招來しつゝあるかといふ事を數字的に物語つてゐるものではなからうか。

（齋藤有道）

III 商　業

一、概　說

元來蒙古人は遊牧を生業としてゐて、その生産するものは畜産品に限られる。家畜は蒙古人の衣食住に關する凡ゆる慾望を充たしてゐたのであるが、その後蒙古人が四圍の異種族と接觸を有するに及び、これらとの間に交易の生じたことは當然であつた。

「吾々は人類のごく初期の文化段階においてすでに交易を見る。しかし上述の如く交換者双方の私有財産が交換されるものであり、しかもかういふものは原始共産體の內部には知られてゐないのであるから、最初の交易も共同體または種族の內部でなく、外部で行はれ、同一種族または同一共同體の成員の間においてゞはなく、互に接觸するに至つた色々の種族や共同體の間に行はれた」(R・ルクセンブルグ、經濟學入門)

右に於ける說明は野蠻下期より中期に至る段階の原始共產制社會に對する規定であるから、勿論これをそのまゝわが蒙古の社會にあてはめることはできない。例へば今日に於ける純遊牧地帶の蒙古人と雖も、土地私有財產の制度こそなけれ、その家畜は既に個々人の、若くは一家族の長たる父(エチゲー)の私有に屬してゐる。卽ち蒙古に於ける交易はかゝる家畜の私有を基礎とするものであつて、交換の當事者は既に種族の共同體或はその首長ではなく、共同體の成員たる個々人である。

乍併、同時にその兩當事者が共に蒙古人であるが如き交換形式が未だ發生せず、凡ゆる個々の商取引に拘らず、需要供給の現象が一方的にのみ存し、この點に於て全蒙古人が漢人商人に對し同一の立場に立つてゐる事實を見ると、未だ蒙古人の社會に商品生産が普遍的に行はるゝことなく、商業は極めて幼稚な段階にあると斷ぜざるを得ないのである。

「遊牧蒙民は完全なる經濟を有して居る。彼の家畜は衣食住の凡ゆる必要品を彼に供給する。從つて貨幣を以つて賣買するものは必要品以外のものである。此の點に於て蒙人は貨幣に縛られて居る漢人農民よりも優つて居るのであつて、若し彼がその家畜の不用部分を賣却して綿布、絹布、穀物、製造品を購買したとすれば、彼の優越は一層明瞭に看取し得るであらう。」(ラテイモーア、滿洲に於ける蒙古民族)

かくて蒙古人の間には地方により又人による分業の行はれることなく、從つて一般にいふ商業卽ち貨物を再び他に讓渡する意思を以て取得し有償に之を移轉する業とする

獨立の企業は未だ蒙古人間には存してゐない。

併し今日の交易に對する蒙古人の位置又は關係は、さきにオウエン・ラテイモーアの指摘したものとは稍々相異つてゐることを看過してはならぬ。簡單にいへば、今日蒙古人はその快適品のみならず、漸次必需品までも交易に仰ぐに至つたこと、これである。換言すれば、この間に蒙古人の生活樣式が──殆んど氣づかれない程度にではあるが──變化したことが分る。この變化に依つて從來は純然たる贅澤品であつた幾多の貨物も、今日ではこれを生活必需品と看做さねばならぬ狀態に至つたのである。この結果蒙古人の商業──交易への倚存は一層その度を增したものといふことができる。この傾向は當然今後益々甚しくなるであらう。

乍併、蒙古人は今日に於ても未だ交易の能動者ではない。蒙古人間の交易は未だ發生するに至つてをらぬ。故に蒙古の商業を云爲する場合に於ても常に存在するのはその對外商業であつて、然も入るを主とし、隨つて出づる受動的なものであることを銘記せねばならぬ。

吾人は先づ蒙古に於ける商業の沿革を概觀して、その現狀に移りたいと思ふ。而してその沿革は卽ち蒙地に於ける支露商人活躍の沿革以外のものではない。

蒙古市場に於ける支那商人の活動を一言にして盡せば、古今を通じて自由放任に委せられ、單に彼等の力の及ぶ範圍で商業を營んで來たものである。故に彼等の蒙古に於ける商取引には少しも無理がなく、自然の勢に乘じて今日に至つてゐる。

蒙古との商取引關係が何時頃生じたかについては知る由もないが、今日の如き盛をなすに至つたのは清朝以後蒙古がその配下に併呑されてからのことで、今日まで三〇〇年間清朝の制度、風俗、習慣は輸入されたまゝ墨守して失はざる狀態である。自然この間蒙古に於ける支那商人の活躍は目醒しいものがあつたと解される。

由來山西地方は漢文化の發祥地とされ、古くから開けた地方で、然も蒙古と接壤して位する關係上、蒙古の商業は山西商人獨占する處であつたに違ひない。然るに蒙古に元が興つて燕京に都し、又清朝が北京に都を置くに及び、蒙古王公は屢々北京に出入し、北京はこの頃對蒙貿易の中心となり、直隸方面の商人が擡頭し始めた。爾來山西、直隸の商人は互に反目競爭し、その競爭が又蒙古に於ける支那商人の今日の地歩を築いたものといへる。故に山西商人の地歩は根抵深くして動かすべからざるものなるを知るべく反之、直隸商人は蒙古王公の北京參觀の際資金を融通し、その代償として蒙古奥地の商業特權を獲得したものであるから、派手ではあるが根抵は比較的深くない。

清朝は雍正元年(西紀一七二三年)に熱河廳を設け、翌年

理事同知を張北縣に、同十年多倫に置き、同八年には八溝廳、乾隆三年塔子溝廳(凌源、赤峰一帶)、同三九年に三坐塔廳(朝陽縣)等、續々蒙古地帶に衙門開設し、かくて對蒙古貿易市場が次第に前進し、各地方に地方的集散市場が出現したわけである。

鄭家屯が同治初年(西紀一八六二年)以來牛馬市場として發達の萠芽を生じたのよりみれば、當時既に支那商人がこの方面深く商圏を擴張してゐたことを知る。かくて道光、咸豐を經て光緒年間に至り、各地とも滔々たる移民の增加に伴ひ次第に蒙古の地は開放せられ、更に諸鐵道の開設と共に東三省方面からは西より進出する山西、直隷商人とは系統を異にした直隷商人が新たに入り込み、この結果、市場關係並に商人關係からみて、現在の蒙古地方に於ける商業取引關係は非常に變化し、複雜化するに至つた。

次に露蒙間の商業はその發達を三段階に分つことができる。

第一期—露蒙通商開始より、一八五五—六〇年の天津及び北京兩條約の締結されるまでの二〇〇餘年間、自然的放任の期間

第二期—それより一九一一年外蒙古が第一回獨立をなすまでの五〇餘年間、帝政露國の極東經營の一部として積極的に蒙古經營を策したるも意の如くならなかつた時代、蒙古探檢隊、露西銀行並に官憲の活動等注目すべきものがある。

第三期—その後今日に至る二〇餘年間、一九二一年の外蒙古獨立後全く之を屬領地としてしまつた。

この間、ネルチンスク條約(一六八九年)、露國隊商の第一回北京訪問(一六九六年)、張庫街道の開放(一八五八年)西比利亞鐵道の完成(一九世紀後半より二〇世紀初頭)等々のことあり、支那商人が自然的發展にまかせられたると異り、終始一貫政府の東方政策の重要部分として活動してゐたことが理解される。

二、蒙古人の需要商品

蒙古に於ける商業の實狀を知るには蒙古人が如何なる物資を需要するか、又その一ヶ年に於ける消費の數量及び價格の大體を知る必要がある。左表は大體露人 Maiski の調査に基き、その他各般の事情を參酌したもので、これを以て蒙古人の中流家庭(親子三人)に於ける一ヶ年の普通物資消費高がほゞ明らかになると思ふ。

品名	一箇年間消費數量	一箇年間消費價格	購入摘要			
			購入數量	使用期間	單價	購入價格
(イ)食料品						
小麥粉及其代用品	一六二斤	元 一六・二〇	一六二斤	一年	一〇	元 一六・二〇
粟	一〇斗	二〇・〇〇	一〇斗	同	二・〇〇	二〇・〇〇
炒米	五斗	七・五〇	五斗	同	一・五〇	七・五〇
鹽	二四斤	一・二〇	二四斗	同	五〇	一・二〇
羊肉	三頭	六〇・〇〇	—		—	—
牛肉	一頭	四〇・〇〇	—		—	—
獸乳及其代用品	三〇〇桶	六〇・〇〇	—		—	—
小計		二〇四・八〇	—		—	—
(ロ)嗜好品						
茶	三六枚	一七・六四	—	一年	四九	一七・六四
煙草	一五斤	六・七五	一五斤	同	四五	六・七五
嗅煙草	四斤	六・四八	四斤	同	一・六二	六・四八
酒	一五斤	六・四五	一五斤	同	四三	六・四五

砂糖	三斤	一・五〇	三斤	同	五〇	一・五〇
菓子	二包	二・〇〇	二包	同	一・〇〇	二・〇〇
計小		四〇・八二				
（八）衣服及裝身具						
戸主下着	一揃	二・〇〇	一揃	一年	—	二・〇〇
上着	一着	四・五〇	一着	一年	—	四・五〇
上着外出用	同	二・〇〇	同	六年	—	三・〇〇
袖なし	同	二・七五	同	二年	—	五・五〇
羊皮袴	同	七五	同	同	—	一・五〇
羊皮外套	同	四・〇〇	同	同	—	八・五〇
帯	一本	一・七五	一本	三年	—	三・五〇
長靴	一足	七・〇〇	一足	一年	—	七・〇〇
夏帽子	一個	五〇	一個	三年	—	一・五〇
冬帽子	同	八六	同	同	—	二・六〇
食用刀	同	五〇	同	一〇年	—	五・〇〇
梳	同	四〇	一個	二年	—	八〇
煙草入	二個	九〇	二個	同	—	一・八〇

嗅煙草入	一個	一・〇〇	一個	一〇年	—	一〇・〇〇
煙管	同	四〇	同	三年	—	一・二〇
指環	同	六〇	同	一〇年	—	六・〇〇
小計		二九・三三			—	
主婦下着	一揃	二・〇〇	一揃	一年	—	二・〇〇
上着	一着	四・五〇	一着	同	—	四・五〇
上着外出用	同	一・三〇	同	一〇年	—	一三・五〇
羊皮袴	同	三七	同	四年	—	一・五〇
羊皮外套	同	二・〇〇	一着	四年	—	八・〇〇
帶	一本	七〇	一本	五年	—	三・五〇
長靴	一足	七・〇〇	一足	一年	—	七・〇〇
夏帽子	一個	五〇	一個	三年	—	一・五〇
冬帽子	同	八六	同	同	—	二・六〇
頭に巻く布	二枚	一・〇〇	二枚	同	—	三・〇〇
頭の飾り物	一對	四〇		三五年	—	一〇・〇〇
其他頭髮用品		五〇		一年	—	五〇
耳輪	二個	二〇	二個	三五年	—	五・〇〇

指環	三個	二八	三個	同	|	七•〇〇
腕環	一對	二〇	一對	二五年	|	五•〇〇
食用刀	一個	三〇	一個	一〇年	|	三•〇〇
椀	同	四〇	同	二年	|	八〇
煙草入	同	四五	同	同	|	九〇
煙管	同	四〇	同	三年	|	一•二〇
小計		三•六六				
子供下着	二揃	二•〇〇	二揃	一年	一•〇〇	二•〇〇
上着	二着	四•五〇	二着	同	二•二五	四•五〇
帶	二本	一•〇〇	二本	三年	七五	一•五〇
靴	二足	七•〇〇	二足	一年	三•五〇	七•〇〇
夏帽子	一個	一•〇〇	一個	同	一•〇〇	一•〇〇
冬帽子	同	一•〇〇	同	同	一•〇〇	一•〇〇
羊皮外套	二着	二•〇〇	二着	四年	四•〇〇	八•〇〇
羊皮袴	同	三七	同	同	七五	一•五〇
食用刀	一個	三〇	一個	一〇年		三•〇〇
椀	同	三〇	同	二年		六〇
小計		一九•四七				

（二）住居及什器

蒙古包骨組	一組	三・〇〇	一組	一〇年	三・〇〇	三〇・〇〇
毡子	一六枚	一六・〇〇	一六枚	三年	三・〇〇	四八・〇〇
縄		一・〇〇		七年	—	七・〇〇
戸	一個	一七	一個	一〇年	—	一七・〇〇
什器						
櫃	三個	九〇	三個	同	三・〇〇	九・〇〇
戸棚	一個	五〇	一個	同	—	五・〇〇
枚床	同	三〇	同	同	—	三・〇〇
小卓	三個	三〇	三個	同	—	三・〇〇
敷物	三枚	三・〇〇	三枚	三年	三・〇〇	九・〇〇
錠	三個	四〇	三個	同	四	一・二〇
炊事用品						
鍋	二個	三・三三	二個	同	—	一〇・〇〇
杓	同	四〇	同	五年	—	二・〇〇
湯沸し	二個	一・二〇	同	同	三・〇〇	六・〇〇
湯茶入	一個	六〇	一個	同	—	三・〇〇
五徳	同	四五	同	一〇年	—	四・五〇
火箸	同	一六	同	五年	—	八〇

水槽	同	四五	同	四年	—	一・八〇
水桶	同	三五	同	一〇年	—	三・五〇
乳桶	二個	七五	二個	六年	二・二五	四・五〇
乳酒釀造用桶	一個	二四	一個	一〇年	—	二・四〇
酒籠	同	一〇	同	同	—	一・〇〇
庖丁	二本	三三	二本	六年	—	二・〇〇
大椀	三個	九〇	三個	五年	一・五〇	四・五〇
椀	五個	八〇	五個	同	八〇	四・〇〇
鋏	一個	一三	一個	同	—	六〇
斧	同	四〇	同	同	—	二・〇〇
鋸	同	四〇	同	同	—	二・〇〇
槌	同	五	同	一〇年	—	五〇
小計		三六・六〇				
（ホ）佛具						
佛像	四體	一・〇〇	四體	二〇年	—	二〇・〇〇
供物碗	九個	二七	九個	同	六〇	五・四〇
燭臺	一個	一〇	一個	同	—	二・〇〇

品目	數量	價格	數量	年數		價格
鐘	同	一八	同	同	―	三・七〇
香爐	同	八〇	同	同	―	一六・〇〇
珠數	同	八	同	五年	―	四〇
經典	二册	四〇	二册	一五年	―	六・〇〇
佛壇用布	一枚	二一	一枚	六年	―	一・三〇
儀禮用布		三・〇〇				三・〇〇
小机	一個	二七	一個	一五年	―	四・〇〇
小計		六・三一				
（八）馬具其他						
鞍	二個	五・〇〇	二個	八年	―	四〇・〇〇
鞍嚢	一個	六〇	一個	五年	―	三・〇〇
轡	三個	一・一三	三個	四年	―	四・五〇
手綱	五本	二・〇〇	五個	二年	―	四・〇〇
馬絆子	八本	四・〇〇	八本	一年	―	四・〇〇
毛製繩	五本	三・〇〇	五本	一年	―	三・〇〇
緊馬索	一個	一・五〇	一個	二年	―	三・〇〇
大鞭	一本	六〇	一本	一年	―	六〇

駱駝用荷鞍	二個	二・五〇	二個	二年	一	五・〇〇
牛車	三輛	四・五〇	三輛	同	三・〇〇	九・〇〇
小計		二四・八三				
總計		三八四・九二				

即ち、一戸當り一ヶ年の消費高は三百八十四元九十二錢を算するわけで、之を主要項目別に示せば

類別	金額	百分比
食料品	元 二〇四・九〇	五三・二
嗜好品	四〇・八二	一〇・六
戸主衣服及裝身具	二九・三三	七・七
主婦同右	二一・六六	五・六
子供同右	一九・四七	五・二
住居及什器	三六・六〇	九・五
佛具	六・三一	一・七
馬具其他	二四・八三	六・五
計	三八四・九二	一〇〇・〇

之によつてみれば蒙古人の消費の過半は食料品の占める處であつて五三・二%に當り、その次は衣服及び裝身具で一八・六%(全家族)、嗜好が一〇・六%、住居及び什器が九・五%、馬具その他が六・五%、佛具が一・七%である。

右は中流家庭の消費を示したものであるが、蒙古人の生活は我々日本人と異り上下の差異甚しからず、その樣式は略々同樣なものと見て差支へなく、殊に食料品に於ては各地方毎に大體一致してゐる。要するに上表を以て彼等の生活の大勢を察知し得るものと考へる。

次に前項の消費物資を基礎として、これらの內、彼等自ら生產するものと然らざるものとに分けねばならぬが、その大體は左の如くである。

食料品中の小麥粉、粟、炒米等全消費の　一一%
嗜好品中菓子以外のもの　一六%
衣服及び裝身具の全部　一八・五%
住居及び什器中の　九五%
佛具、馬具その他全部　八二%

即ちこれらのものが、漢人商人を通じて毎年蒙古人家族の消費しつゝある處のものである。

而して漢人を通じて蒙古人の手に渡る商品の特質をみるに、趣味樣式は極めて原始的で漢人に同化された點多く、(一)色彩の强烈鮮明なるもの(自然的環境)(二)質の强固なもの、携帶に便利なるもの(生活樣式)(三)安價なるもの(物價高)が最も喜ばれるやうである。

撥子等の漢人奥地行商人の有する商品は、食料、布匹の外次のやうなものが多い。

商品名	單位	金額	備考
角砂糖	一封度	〇・六〇 〇・五〇	昭和製菓 上海製菓
燒酒	一斤	〇・五〇	原地產
磚茶	一塊	一・〇〇	三六磚茶大貞洞 大昌印
麻油	一斤	〇・五〇	原地產
ローソク	六本入	〇・五	天津產ライオン印
懷中電燈	一本	四・五〇	支那製
嗅煙草	半斤		支那製
キザミ煙草	一斤		滿洲、支那製
葉煙草	一斤	〇・七〇	滿支製
菓子(普通品)	一斤	〇・五〇	原地產

品名	單位	價格	備考
マッチ	一包	〇・三〇	支那製
セルロイド張り眼鏡	一ケ	〇・八〇	日本製
財布（革）	一ケ	一・〇〇	支那製
ナイフ	一ケ	二・〇〇	日本製
嗅煙草入	一ケ	—	最高數十圓 最低二—三圓
線香	一ケ	〇・三〇	支那製
琺瑯製茶瓶	（小）一ケ	二・〇〇	日本製
同アルミ製	一ケ	二・五〇	同
玩具鐵砲	一ケ	〇・五〇	同 ブリキ製
クシ	一ケ	〇・五〇	支那製
ランプ	一個	五・〇〇	獨逸製
木椀	四寸 三寸	一・〇〇 〇・五〇	山東製
茶碗	六寸 四寸	一・二〇 〇・五〇	支那製
土瓶	一ケ	一・五〇	日本製
洗顔用石鹸	一ケ	〇・五〇	日本製ビクトリヤ印
夏用蒙古帽	一ケ	平均四・〇〇	原産地
鞍	一組	自五・〇〇 至八・〇〇	同
アブミ	一組	自三・〇〇 至一〇・〇〇	同
蒙古刀	一本	二・〇〇	張家口
同房	一組	二・〇〇	同
金杓子	一本	〇・八〇	支那製
煙管	一本	五・〇〇	同
珠數	一本	一・〇〇	同
赤珊瑚	一匁	五・〇〇	不明、粗惡品、帽子用婦女子用
蒙古靴	一足	六・〇〇	原地產
絨氈	二尺四方	六・〇〇	原産地

備考　原地產とは林西、多倫、經棚、張家口等對蒙貿中心地を指す。單位元。

「茶は最も需要の多い商品であつて、扇狀をなして擴がる隊商路によつて、廣く中央アジアの隅々まで大量に輸送される。牧人の要求するのは、長く輸送にたえ、かつ何時までも香氣を失はない磚茶である。磚茶は輸送方法の如何に應じて種々と形狀、包裝を異にし、二七、三六、四五、七二等と呼ぶ。この數字は駄載する場合に片側の梱包中に收容

される磚茶の個數をいふものである。例へば七二は形狀小さく、非常な壓力を加へて壓縮したもので、駒に積んで山岳険岨なブリヤート地方に輸送するのに適し、四五は駱駝に積んで遠く科布多を越え、キルギスの平原に送られ、二七と三六とはハルハ蒙古の各地に用ひられる。

磚茶の大部分は漢口地方製で、古くからの産業をなし、香氣を永く保存するためには特殊の製造技術を必要とする。蓋しリプトンの如き大會社ですら、漢口の製造法をまねたが結局失敗に終つてゐるのである。

リプトンは遂に漢口から茶を買ひ、且つ氣侯その他の條件が最も適當な、西藏國境に近いダージリンを製造地に選定したが、此處でも亦失敗してしまつたので、とう／＼廣汎な中亞市場を漢人の手に委ねて、自らは斷念してしまつた。」(Haslund; "Tents in Mongolia, Adventures among the Nomads of Central Asia" London, 1934. p. 30) わが國でも嘗て熊本及び靜岡の兩縣で磚茶の進出を企圖し、價格に於ては優に支那商品を壓倒したが、青葉臭くて蒙古人の嗜好に適せず、失敗に終つたといふことである。察哈爾兩省地方に愛用されたのは多く山西省の三六磚茶である。

煙草は滿洲國內蒙古人は葉煙草を愛用するが、奥地では刻み煙草を多く用ひる。刻み煙草としては山東省産の東生菸最も多く、蒙古人はドゥンサと訛つてゐる。帶にはさむのに都合のよい様に包裝されてゐる。嗅煙草は殆ど儀禮用だし、紙卷は未だ一般的に用ひられない。

布地としてはダリンバが最も多く使用される。ダリンバは支那語の搭連布の訛つたもので、幅約一六吋、長さその七倍の無地木綿で蒙古服の着尺にあはせてある。質の强固なことが必要條件であるが、四圍の環境上、無地物で色彩の强烈なものが大部分を占め、最も多く用ひられる色は焦茶、海老茶、青、赤、黄、紫等で、喇嘛僧の着衣はすべて黄、薄紅、暗紅色に限られる。尙、當地の住民には黑色や灰色等は喜ばれない。

右の外、金巾、キヤラコ、絹綢、綢緞、ビロード等も多いが、絹物など糊のかたい、カサ／＼した粗悪品が多い。

日本品は從來支那商人の手を通じて輸入されてはゐたがまだ／＼その量はいふに足りない。何といつても商品の過半は張家口を通じて支那本部より供給されてゐる有様で、これは同地方撥子か――假令最近は滿洲方面のものに壓迫されかゝつては來たけれども、依然――隱然たる勢力を占めてゐる結果である。

滿鐵では蒙古商品を模造、代用、改良、新商品の見地より考究してゐるといふが、何れにもせよ、今後この地方に日本品の進出を圖るには直接日本商人が進出するよりも、

林西、經棚、烏丹城方面等、滿洲國側の撥子にある程度の支援を與へて、これに取扱はしめるのが最も捷徑であると考へる。

三、內蒙古

(1) 對蒙古商業取引市場

漢人に接觸してゐる一部の蒙古人を除いて一般に就てみるのに、蒙古人の商業的知識の缺乏は殆ど意想外である。之は彼等の間に營利又は利慾の觀念がないのではない。例へば自分の畜産品を他に齎し、以て物資と交換しようとするやうな場合には千里の道も遠しとしない。しかも目的の市場に至つて、その取引價格が自分の意に滿たなければ、直ちに去つて他の市場に赴き、少しでも利益を多くしようと企てるが如きは明らかに彼等に利慾觀念の存する證左である。然るに蒙古人は自ら進んで貨殖の道を講じようとしない。之はその日常生活に於てかゝる營利の觀念を發動すべき機會がないからである。沃野を開拓することもなく、手藝工業品を作るでもなく、唯單に原始的な遊牧を人生の天職と心得、純遊牧地方に在つては婦人も尙針糸の何物であるかを解しない有樣である。故に滿、漢の婦女が洗衣、製靴、成衣に努力するに反し、蒙古人は悠々自適、その平常著用の被服類から包、天幕に至るまで生活上の必要品は大部分これを支那商人の供給に俟たねばならないのである。

對蒙古貿易市場としては大市場、中繼市場、地方集散市場の三者を區別しうるが、その三者の區別系統は左の如くである。

大市場	中繼市場	地方集散市場	出廻地方
	哈爾賓	滿洲里	呼倫貝爾
		海拉爾	呼倫貝爾、東西烏珠穆沁
		齊々哈爾	北滿一帶及札賚特、杜爾伯特
		哈爾賓	北滿一帶及滿洲里、海拉爾
		伯都訥	南北郭勒羅斯、札薩克圖、蘇鄂公

奉天	新京	伯都訥	同右
		新京	農安、伯都訥、洮南
		洮南	札薩克圖、蘇鄂公、南北郭勒羅斯、圖什業圖
	鄭家屯	洮南	東西札魯特、東烏珠穆沁
		鄭家屯	達爾罕、博王、賓圖、圖什業圖、洮南、開魯
		通遼	達爾罕、圖什業圖、開魯
		開魯	東西札魯特、阿魯科爾沁、大小巴林
	奉天	新民	賓圖、小庫倫
		奉天	鄭家屯、小庫倫、哈爾賓、吉林、新京、錦州、天津
		小庫倫	奈曼、兩喀爾喀、養息牧廠、開魯
營口	錦州	小庫倫	同右
		開魯	東西札魯特、阿魯科爾沁、大小巴林
		錦州	赤峰、喀喇沁、敖漢、小庫倫、開魯
		赤峰	東西翁牛特、南北敖漢、喀喇沁、林西、經棚、烏丹城

營口	天津		
營口	赤峰	張家口	天津

輸出港	集散地	市場	範圍
營口	營口	營口	內蒙古一帶
天津	赤峰	大板上	大小巴林、東烏珠穆沁、阿魯科爾沁、克什克騰、東西浩濟特
天津	赤峰	林西	東西烏珠穆沁、東西浩濟特、克什克騰、大小巴林
天津	赤峰	烏丹城	林西、大板上、經棚
天津	赤峰	赤峰	前出
天津	赤峰	經棚	克什克騰、東西浩濟特、阿巴噶、西烏珠穆沁
天津	張家口	經棚	同右
天津	張家口	多倫	錫林郭勒盟、察哈爾盟、克什克騰
天津	張家口	歸綏	內蒙西二盟、察哈爾西翼旗
天津	張家口	包頭	內蒙西二盟、察哈爾西翼旗
天津	張家口	大庫倫	外蒙古、現在出廻らず
天津	張家口	張家口	察哈爾盟、錫盟、西二盟、甘肅新疆
天津	天津	承德	圍場、赤峰、多倫
天津	天津	天津	內蒙一帶、西北支那一帶

更に察哈爾省錫林郭勒盟各旗の市場關係を、東亞產業協會の調査に基いて示せば左表の如くである。

北京
張家口
天津
倫
多

察哈爾左翼四旗
西蘇尼特旗
東蘇尼特旗
西阿巴噶旗
東阿巴噶旗
西阿巴哈那爾旗
東阿巴哈那爾旗
西浩濟特旗
東浩濟特旗
西烏珠穆沁旗
東烏珠穆沁旗

多倫
經棚
林西
海拉爾

承德
事變前
事變後
新京
奉天
哈爾省
齊々哈爾

張家口より北進西スニトに至り、東進してガオグスタイ・スム、ヤント・スムを經て貝子廟に至り、更に西烏珠穆沁まで到達する線、此の線が現在の對蒙貿易通商路の最大幹線である。西烏珠穆沁王府の近くにある定着包を有する商店五軒の内、二軒まで張家口の商人であり、貝子廟に於ける商人は大部分張家口より來たものである。運送徑路が何故に最長距離を選んで張家口に進むものが多いかと云ふに、滿洲國內に輸入されるものは、處理機關不完全で一少部分を地方消費とし、他はすべて開魯、又は赤峰、圍場を通じて承德に向けられ、然る後承德から國外に出る。故に運賃が割高であり、兵匪の危險、道路の不良、關稅の關係等によつて不振の狀態にある。元來蒙古貿易を語る時は、單に距離の長短は問題ではない。牲畜を買付けた場合は、その所有主である蒙人に、張家口なら張家口の近く迄放牧させて來る。だから危險の少ない。草の多い良い道路を選び〱進んで行くことになる。これが即ち大迂回の行はれる理由であり、これに反し耕地の多い滿洲國內では第一草が少なく、その上牛馬は皆穀物飼料を與へねばならぬし、牛車夫も危險防止の爲め野營を避けて宿舍に就く必要がある。又匪害の警戒上警備兵を賴むとか、色々な間接費を要する爲め運賃の高くなるのは當然の事である。

左記の運賃表はこの間の消息を物語るに充分であらう。

區間	粁數	所要日數	單位	賃錢	粁當り	備考
張家口—貝子廟	八〇〇	二七	一〇〇斤	円 二・八〇	錢 〇・三五	牛車一頭引
張家口—多倫	二五二	九	〃	二・八〇	一・一〇	〃
林西—開魯	四七五	一七	〃	三・五〇	〇・七四	〃
經棚—赤峰	二六〇	九	〃	二・〇〇	〇・七七	〃
林西—赤峰	二四〇	九	〃	二・〇〇	〇・八五	〃
赤峰—承德	二八〇	一〇	〃	二・〇〇	〇・七一	〃

張家口より大迂回して貝子廟に達するに要する運賃も、多倫より張家口迄の運賃も、同樣一車二・八〇圓と云ふ樣な事も前述したやうな理由からに他ならない。

この地方に於ける通商系統はその取引方法の如何を問はず、從來の習慣上概ね上表の如き經過をとつてゐる。卽ち蒙古需給の關門は從來天津、營口、奉天、海拉爾等である。

天津は大庫倫、歸綏、包頭、張家口、多倫、赤峰、烏丹城等の市場を勢力範圍とし、主として興安嶺以西の內外蒙古に供給し、その主なる通商路は事變前に於ては張家口、多倫を經て分進してゐたが、今日では多倫を經由せず直接張家口に集まる傾向がある。

營口は赤峰、小庫倫、奈曼等の東南部內蒙古を勢力範圍とし、錦州より義州を經て進入する。

海拉爾は北部呼倫貝爾の中心である。從來は外蒙古をも勢力範圍としてゐたが、最近は兩者の通商は全くとだえてゐる。

奉天は興安嶺以東蒙古―所謂東部內蒙古の一大中心市場となつてゐる。

蒙地の緣邊にある地方集散市場には蒙古人自ら畜產その他の特產物を携行して現はれる。彼等が市場に赴くのは、道程の遠近、地理の便否及び舊來の習慣等により、傳統的な關係を有する市場に向ふのを常とする。併乍、蒙古人は市場に出ようとするときは、先づ豫めその市場に於ける商況を探知し、この市場は今年商況が不振であるとか、通過地方が不穩であるとかいふ場合には景氣のよい別の市場に向ふから、時々意外な旗の蒙古人が意外の市場に出現することがある。

出市の季節は市場の位置や遠近等により多少の差があるが、概して初夏、初冬の二期に分たれる。卽ち初夏（陰曆三、四、五月）には越冬のために缺乏した物資を補はうとして皮革その他を携へて來て、糜子、粟、雜貨等と交易し初冬（陰曆八月より十二月まで）には家畜が青草で肥滿して交換價値が增大するので、これらを以て越冬準備の物資と交換して歸る例である。すべてこれらの場合、蒙古人は商隊を組織し、數十輛の牛車に滿載し、又は數十頭の駱駝に駄載してくる。

以上に述べた外、尚現地に於ける市場として草地取引市場がある。これは奧地に進入した撥子、販子等の漢人商人が一定の蒙地に蒙古人と會し、取引を行ふ場所で、牧草井戶、その他の地理的な關係で取引地と定められてゐる。包のある所もあり、ない所もあるが、特に取引のため設備をしてないのが普通である。今錫林郭勒盟における主なる草地取引地及びその背後の地方市場關係を示せば左の通りである。

路別	草地取引地	地方市場
東路	(1)烏珠穆沁王府—エンヂキン・スム—{ウランバー、トリチンバー、ナイリンバー}—廟	開魯 林東
中路	(1)西烏珠穆沁王府—テブシ・スム 大白廟—メススターバ 白塔子—公爾吐 (2)西烏珠穆沁王府—{ハルカ・スム、王子廟、猴頭廟}	烏丹城—赤峯 林西—赤峯
西路	(1)ウブル・オロゴロ (2)バインヂルヒ・オボ (3)大王廟 (4)オルト・タラー—バイン・メシント	經棚 同 圍場—承德 多倫—圍場— 承德—張家口
北路	(1)バイン・ホッショ・スム	景星、塔子城 突泉、圖什業圖

その他、奥地行商の撥子にとつて書き入れ時となるのは各地喇嘛廟の廟會である。廟會は大體陰暦一月、三月、六月、九月に行はれる。例へば多倫に於ては毎年六月十五日より三日間に亘つて開かれるのである。この際には蒙民の善男善女が多數各地から集つてくるので、こゝに盛大な市がたつ。又これを目指して各地より集る商人に對しても撥子はその手持商品を捌く機會をもつのである。又生畜は三月の絨毛、五月の第一回の剪毛、九月の第二回の剪毛等の關係より廟會前後、剪毛前後の三月、六月、九月頃が商況最も盛な時である。冬季は全く取引行はれず、奥地に定着せる包、又は家屋を有する撥子の內でも、主なる者は歸國し、たゞ留守番を置いておく程度に過ぎない。

(2) 商業機構及び機關

蒙地との商業は現在錫林郭勒盟東烏珠穆沁旗方面に根據をおく瓦利洋行或は張家口にある德華洋行以下の白系若くは赤系露人、西蘇尼特以西を相手とする少數の英商などある外は殆ど漢人の獨占に歸してゐる。

支那商人の商取引關係は地方により又場合により一樣でないが、大體に於て蒙古人との直接取引に從事するものは蒙古奥地に行商する撥子及び販子、並に地方集散市場に店舗を構へて蒙古人の來り交易するのを待つ雜貨舖、牛馬店等で、この背後に需要地商人或は外商が控へてゐるわけで

蒙古へ輸移入

農夫

原供給地商人

外商

老客兒

牛馬店・經記・粮店・雜貨店

雜貨店

出撥子

蒙古人

蒙古より輸移出

雜貨舖

販子

出撥子

牛馬店・經記

老客兒

需要地商人

外商

ある。この商取引關係は前頁に圖示する通りである。

蒙古人は自らその生産品を携へ、地方集散市場に出でて取引することあるは上述の如くであるが、概して之を嫌ふ。蓋し彼等は商取引に對する知識を缺き、往々乘ぜられて不慮の損害を蒙ることがあり、從つて漢人自ら奥地に出でて取引するものは、對蒙古交易上に極めて重要なる役割を演ずるに至つた。

撥子は商品を携へて、水草を追つて轉々極まりなき蒙古人の後を追つて物資を供給し、又は喇嘛廟の附近等に地を選び、商品を備へておき、蒙古人の來り交易するのをまつものであつて、その交易して得た物資を市場に搬出して賣却するを業とするのである。

撥子には、大集散市場に本據を構へた商店が店員をして所藏の商品を携帶行商せしめることもあり、又撥子自身の危險と費用を以て商品を仕入れ行商するものもあり、その規模にも亦大小がある。

又蒙古奥地に於て一地點に居を構へて蒙古人の來るを待つものと、反之、商品を携へて常に行商するものとがある。前者は假に坐莊といふ習慣であるが、これは一朝一夕でなつたものではなく數十年の經營の間に得た特權である。例へば西烏珠穆王府に於ては數代この地で撥子を營むものも未だ固定家屋を建設することを許されず、王府を去る數町

の野原の中に蒙古包の建設を許された北平撥子が僅か二戸あるのみである。比較的新しい林西邊のものは王府に近づくことも得ずして、十數町を離れ河流を距てゝ僅かに蒙古包を設けうるにすぎない。

撥子は何れもその宰領たる掌櫃的一名、これを補佐する夥計數名よりなり、大規模なものは炊事夫をも携へてゐるが、蒙古語を解し、現地の事情に通じた掌櫃的を家長とする一家のやうに働いてゐる點は、皆同一である。

その最初開業に際し準備する商品は信用借で仕入れ、これを蒙古人と交易して得た畜産品を搬出して決濟の資に當て、更に前と同一方法で商品を仕入れ行商するのを常とする。從つて仕入れのためには特別の資本を投下することはない。而して一撥子の携帶する商品數量は無限に増加しうるものではなく、又一期間の行商範圍は當然限られるから、その最大量は五、〇〇〇元位だといふが、多くは三〇〇元乃至三、〇〇〇元を普通とする由である。

基礎の鞏固な商人に在つては數個の撥子を各方面に派し、これらの撥子は蒙古奥地の主要地點に坐莊を設けて更に附近諸地方に數個の撥子を分派し、蒙古全土に亙つて行商網を張り、一大勢力を有するものがある。山西省の大盛魁等がこれで、蒙古に撥子を營むこと既に三〇〇年に近く確固たる地位を占めてゐる。

撥子の扱ふ商品は一般對蒙古貿易業者の取扱ふものと同樣であるが、各方面から蒙古奧地に入りこんで來るものであるから、夫々根據地たる地方の特殊の事情により、又地の利に應じ、各地方獨特の色彩がある。例へば林西、經棚等の撥子は烏珠穆沁一帶に麼子、粥、小麥粉、蕎麥粉等を多量に携へてくる。

蓋し林西方面は地味肥沃で作物よく實り、安價に之を仕入れうるからで、多倫その他の撥子はこれらの商品を以てしては到底敵し得ないのである。又多倫、北平等の撥子は佛畫、木椀、長靴等の商品供給に特に有利な地位にある。同樣に彼等の扱ふ移出物資にも自ら差異あり、滿洲方面のものは該地方の農耕に需要される牛馬を多く取扱ひ、北平方面は羊を、天津、錦州方面に連絡あるものは羊毛を多量に取扱ふ傾向のあるのは當然である。

撥子は、本來物々交換によつて取引するが、取引毎に互に現物を交付することは寧ろ稀で、大部分は掛賣による。双方の都合のよい時その對價として彼等の生産品を取立てその殘額は次期に殘し、かくして彼等の取引は連綿として年々繼續して行はれ、圓滑に決濟されない場合は利子に利子を生み、蒙人の負擔は意外の巨額に上ることがある。撥子は商品を久しく手持ちし、これを蒙古奧地に於て運搬保存するには至大の不便と危險を負ふものであるから、その高價なのはやむを得ない。他方蒙古人は商品に對する知識がないから、撥子の商品には公定相場といふものがない。而して商品價格は、布帛、茶等の一般的商品の外は、掌櫃的の取引の巧拙、蒙古人のその商品に認むる主觀的價値以外に規準がないのであるから、商品は質の善惡について考へられることなく、外觀が美しくて蒙古人の眼をくらますに足ればよい。要するに撥子は商品販賣に際し徹頭徹尾欺瞞を以てし、不當の利益を得るのみならず、蒙古人より受取る畜産品を非常に安價に見積り、或は蒙古人の數の觀念が貧弱なのに乘じて取引の數量をごまかし、受渡し双方より二重の利得を收むるのである。

撥子の根據地は概ね一定してゐるのであつて、例へば東部内蒙古の鄭家屯、洮南、通遼、開魯、赤峰等の撥子は附近蒙旗内に行商するもの多く、遠隔の地に進出するのは小庫倫、烏丹城、大板上、林西、經棚、多倫、張家口のものである。而して同一地を根據とする撥子はその地理的關係及び古來の取引關係より行商範圍が大體一定し、各々其處に優越せる地歩を築いて勢力範圍とするのである。それがやがて物資の集散にも影響し、蒙古貿易を研究する上に極めて重要な條件となる。

撥子の系統は前に一言した如く山西直隷系の外、滿洲系統があつて互に激しい競爭をしてゐる。前者は古くから

ついた鞏固な足場を以て、張家口、多倫方面より次第に東漸したもので、後者は逆に滿洲國内より西方に向つて勢力を伸長したものである。概して近年滿洲國内に於ける鐵道の發達と共に山西直隷系のものは次第に旗色惡く敗退のやむなきに至り、滿洲系の撥子は烏珠穆沁、浩齊特、阿巴噶方面にまで進出しつゝある如くである。

次に蒙地に於ける商業機關として看過すべからざるは販子である。販子は撥子の如く商品を携へて行商することなく、蒙古奧地に入つて畜産品の買付をなし市場に搬出するもので、對價たる商品を交付しないで蒙古人の生産品を先に受取るものであるから、蒙古人の間に信用の厚いものに限り、從つてその買付額も多額に上る。零碎な物資を廣く集めるのは撥子でなければならぬが、まとまつた數量を買出さんとするには是非信用ある販子の力にまつ外なく、販子は蒙古に於ける商取引上に極めて重要な地位を占めてゐる。

蒙古人の間に極めて勢力ある販子についてみるに、彼等は概ね蒙古王公等の債權者である場合が多い。債權者たる商人は强者の地位にあるから、彼等が貸金の決濟に王府に來るときは至れり盡せりの待遇をうけ、これに乘じて有利なる地歩を獲得して畜産物をうけとる。彼等は數年乃至數十年間に廣く信用をかち得たもので、その取引は至極容易である。之に依つてみても、蒙古に於ける商取引上の彼等の地位も知りうるわけであるが、要するに撥子よりも一歩進んだ大規模の取引を行つてゐるものである。

以上の外、對外商業機關としては地方集散市場に雜貨舖仲介業（全然商取引系統を異にせる蒙古市場とその他市場との仲繼として、取引の仲介のみを專業とするもの、蒙古人と他の商人との仲介をなすのを牛馬店、廣く一般商人の仲介をなすのを經記といふ）、粮店等がある。

四、外　蒙　古

(1) ソ聯の經濟的侵略

外蒙古の經濟狀況を述ぶるに當つてソ聯との關係を無視することは絶對に不可能である。露國の對蒙經濟侵略は歷史上首尾一貫してゐる。戰前帝制政府が抱懷せる計畫理想等は過去十年間ソ聯によつて踏襲され實行されてゐる。而してソ蒙間の關係はソウエート政權出現後一變した事になつてゐるが、裏面の勢力が依然として存續してゐるのは皮肉な現象である。二十世紀の初期に初めて對蒙事業に著手したものは露國の商人や會社ではなく帝制政府其者であつたが、ソウエート政府も亦對蒙貿易の爲めには、同樣に指導的役割を努め、その手先となつて、中央集權的の國營貿易機關が縱橫に活躍してゐる。

政治及び經濟政策の巧妙な使ひ分けは、戰前戰後を通じ露國の對蒙政策の特徴であつて、戰前戰後ともに、政治的權謀術策は經濟的支配に對する桿杆の作用をなしてゐた。

一九二一年ソ蒙間に次の如き修好條約が締結された。

一、ソ聯の對蒙輸出に對しては最惠國待遇を與ふること

二、ソ聯市民に土地賣買の權利を附與すること

三、露國の對蒙債權を抛棄すること

四、舊露國政府所屬の郵便、電信設備に對する蒙古の回收を認めること

一九二四年にはソ聯に範を採つた共和國憲法が發布せられたが、その憲法によつて、

一、一切の私有財産の否認

二、總ての天然資源の國有化

三、國家管理に依る統制經濟政策の採用

等が宣言され、外國貿易も亦漸次事情の許す限り獨占すべき旨聲明された。この外蒙古共和國とソ聯間には、カリーニン及びチチエリンその他ソ聯政治家領袖が第一回外蒙古憲法會議で名譽幹部に選擧せられた一事に見るも密接な關係ある事は明白である。然し之より先、既に兩國間にはソ聯の經濟政策遂行に有力な桿杆となつた取極めが一九二三年に締結されてゐた。右取極めによれば、

一、貴族の土地及び財産上の世襲權を廢止し、而して國家開發の爲めソウェート組織に依ること

二、無主の土地は蒙古及びソ聯の貧民に與へ耕作せしめること

三、天然資源の開發並びに産業及び貿易の發達に關する事項を、ソ聯專門家に委囑すること

四、蒙古勞働者と協同開發の爲め、鑛山を露國「コーペラテーフ」へ引渡すこと

五、ソ聯邦代表が蒙古裁判所員となり、露國人關係の事件に付ては協議裁判の權を有す

他方貿易に關しては、一九一九年以來ソ聯のシベリヤ地方消費組合同盟が外蒙古で活動してゐたが、一九二四年に至る迄の貿易は微々たるものであつた。然し同年から「シエルスチ」(羊毛輸出部)「シブ・ゴストルグ」(シベリヤ國營商業部)「ナフタ・シンヂケート」等のソ聯會社が活動を開始し、更に「モン・ツエン・コーブ」(蒙古中央消費組合)がソ聯貿易機關と同一の建前で開設された結果、ソ聯の對蒙貿易は急速な發展をなし、又同年には內外爲替業務を獨占する蒙古銀行が國立銀行と協同出資で開設された(資本の五割はモスクワ國立銀行に屬す)。

この銀行設立によつて、初めて外蒙古に通貨が現はれたのである。蒙古經濟生活の新しい試みとして制定された幣制は銀本位で、新通貨の單位は「トゥゲリク」と稱し、品位は

十八瓦の純銀を含み墨西哥一弗(露貨九十哥)に相當するものであつた。此の制度の設置に付ては、ソ聯の經濟學者が大いに盡力したが、ソ聯はこの幣制々度を以て支那人高利貸の金融束縛に對する蒙古人の解放、國家豫算の確立、金本位採用の準備等の手段であると稱して大いに之を稱讃した。外蒙古の現狀では蒙古銀行及び新通貨に關する信賴すべき情報を入手する事は頗る困難であるが、外蒙古人が右制度に依つて支那貿易商を驅逐した事は疑ひもない事實である。

かくして一九二六年以降ソ聯の商業取引は益々發展したが、之に反し、從來外蒙古で好調に貿易を營んでゐた外國商殊に支那商は、外蒙古政府の私營貿易壓迫の爲めに漸次沒落の悲運に陷つた。

其の後一九二八年外蒙古の通商代表團がモスクワを訪れ更に「モン・ツエン・コープ」との合同强化に付て商議を進め、其の結果「ナフタ・シンヂケート」を除く一切のソ聯貿易機關は「ソウ・モン」(ソ蒙會社)と稱する單一會社に合同されたが、この合同政策は覿面に效果が現はれ、ソ聯の對蒙貿易は急激な發達をなし、英米及び支那商は大打擊を受けるに至つた。卽ち一九一八年當時には支那商は四百を算し露國商は僅かに五〇に過ぎなかつたが、一九二六年―七年度に至つては、六〇の支那商が沒落し、又有力なる英

國の二商館も遂に退却を餘儀なくされ、外蒙古産羊毛の八〇パーセントはソ聯の手に歸した。その結果、外蒙古の輸出入總額に對するソ聯の割合は一九二四年の一七パーセントから一九二六年には二九パーセントに增加し、羊毛の輸入に付ても一九二四年の一八パーセントから一九二六年には七七・七パーセントに激增した。羊毛貿易に就てはソ聯は一九二八年に事實上外蒙古よりの輸出を獨占し、最大の外國羊毛會社も遂にソ聯の手に買收されて了つた。

現在支那は對蒙貿易として、唯少量の茶を輸出してゐるのみで、從人支那商が取扱つてゐた外蒙古産の羊毛、毛皮、生皮及び鞣皮等の如き委託販賣品は支那の中央市場に殆ど見受けられぬやうになつた。ソ聯貿易の增進並びに支那貿易の衰退を示す一例として、チタ駐在支那領事の報告に依れば次の如くなつてゐる。

ソ聯及び支那の對蒙貿易(單位千「トゥゲリック」)

	ソ聯邦		支那本部	
	輸出	輸入	輸出	輸入
一九二七年	四、〇〇〇	一六、九〇〇	二七、六〇〇	一三、〇八〇
一九二八年	七、100	二一、〇〇〇	二五、四〇〇	一〇、七六〇
一九二九年	二、三〇〇	二一、五〇〇	八、七〇〇	六、〇〇〇

ソ聯の對蒙輸出中、穀物及び石油産物の輸出は特に他の品物を凌ぎ、然も大戰以來年次增加を示してゐる。而して

穀類は從來滿洲產の穀物殊に稷が外蒙古市場に相當輸入されてゐたが、現在では全くその影を潛め、之に代つてソ聯邦產の大麥、燕麥、稷等が市場に幅を利かしてゐる。此のソ聯邦產の穀物の輸出増加の狀態は、露國が一九一三年以來外蒙古へ輸出した麥粉及び其他穀物に關する左記輸出統計に依つて明かである。

一九一三年	一、八〇〇噸
一九二五—二六年	三、二一〇
一九三一年	二〇、〇一二
一九三二年(自一月至十一月)	二一、五七一

同樣に石油の輸出も亦穀類と等しいカーヴを描いて激增し、一九一三年當時は僅かに九十一噸を輸出せるのみであつたが、一九三二年度には二千噸餘に增加した。此の他纖物、砂糖、セメント、電氣器具、金屬及びその製品、食料品、煙草、化學藥品、糖菓、生及び乾燥果實、マカロニ、手工細工品、香水類、石鹼、フヰルム、蓄音器、鷄卵、硝子及び陶器等の輸出も年々増加を示してゐる。在パリ「ソ聯通商代表部」は、ソ聯一九三一年度の外國貿易に關し、

『外蒙古はソ聯邦品を輸入する國家中で品目の多種たること第一である。』

と記述してゐる。統計によれば、一九二九年及び三〇年度に於けるソ聯の對蒙貿易は輸出に於ては六五パーセントの増加であつたが、他國の輸出は之に比例して減少し、又一九三一年度のソ聯邦輸出は前年度に比較すれば左の如き躍進振りを示してゐる。(單位留)

	石油及同產物	燐寸	糖菓及甘味類	セメント	化學藥品
一九三〇年	四九五、〇〇〇	二八、〇〇〇	二六六、〇〇〇	一九、〇〇〇	四九、〇〇〇
一九三一年	一、〇九〇、〇〇〇	二二一、〇〇〇	九〇一、〇〇〇	五八、〇〇〇	一三九、〇〇〇

かくの如き狀態で、外蒙古に對するソ聯の輸出總額は一九三〇年の一七、八一九、〇〇〇留から一九三一年の三七、三四三、〇〇〇留に增加し、かくて外蒙古は東方に於けるソ聯商品の最大輸出國となつた。戰前に於ては露國は對蒙貿易上常に入超であつたが、一九二九年—三〇年度に始めて狀況好轉して出超となり、爾來貿易は引續いてソ聯に有利に展開し、最近一九三二年の一月から十一月に至る期間には輸出四一、三九五、〇〇〇留、輸入一九、二七八、〇〇〇留といふ好況を呈した。

ソ聯の對蒙貿易(單位千留)

	一九二八—九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年
輸出	一六、四〇〇	一七、八一九	三七、三四三	四一、三九五
輸入	一五、二〇〇	一九、七四五	二八、八三三	一九、二七八

外蒙古は實にソ聯にとり二重に役立つてゐる。即ちソ聯は外蒙古を世界革命の重寶及び實驗室と見做し、又同時に

ソ聯へ必要な原料を供給する貯藏所と認めてゐる。過去五ヶ年間に於ける英米會社及び支那商の外蒙古に於ける慘敗の歴史を見るならば、外國の對蒙貿易が將來見込み薄く且つ困難な事を示してゐる。尙ソ聯の對蒙經濟侵略は、積極的世界革命の國際的經濟反應が何んな結果になるかを明示するものである。事實自由競爭の基礎に於いては充分確立してゐた支那貿易を斯くも短期間に驅逐する事は不可能であつたらう。

ソ聯は政變に依つて外蒙古の憲法及び經濟機關を自國の思ひ通りに改造して、强敵である支那人や羊毛及び毛皮の競爭購買者である英米商等の個人企業を非合法的なものとして貿易に從事する事が出來ぬ樣にし、自國の貿易機關に對する邪魔者を一掃し、外國競爭者の問題を解決したのである。

然し、かかるボルシエウイキ的政策は何時迄も永續して成功するものではない。支那商人の不滿は暴動勃發の機運を釀成し、ソ聯當局に於いても三ヶ條の妥協策を提出するに至つた事は上述した通りである。

又ソ聯の重壓に耐へ兼ねて滿洲里に逃亡して來たウラジ・バートル・ホタ消費組合の書記ブリヤート人タバンなるものは、外蒙古の近況に關し次の如く語つてゐる。

『昨一九三三年に於ける外蒙古の經濟狀態は窮乏のどん底にあつたが、本年に至つて漸次緩和されて來た。以前は商取引は消費組合の手によつてのみ行はれて來たが、現在では個人の自由商業が行はれて居り、市場は貿易の商品で埋つてゐる。之等ソ聯の商品は一九三三年末庫倫に設立されたソウエート・モンゴル貿易商會の手によつて各地に配給されて居り、ソ聯の商品は全商品の八〇パーセントを占めてゐて二〇パーセントは支那商品である。』

(2) 外蒙古中央コオペラチーフ

外蒙古政府は一九二一年外蒙古中央コオペラチーフ（「外蒙古中央消費組合同盟」略稱「モン・ツエン・コオプ」）を設けることゝした。その目的に就ては、財務省は外蒙古國民經濟を向上し、廉價なる良貨を購入し、原料品を直接賣却し、自國生產物を精製するため自國工業を起し、以て從來の外國資本家と戰ふべき旨をも示してゐる。然しこの中央コオペラチーフは、何れもソ聯の計畫に依るものであつて、外蒙古に於ける外國勢力の驅逐とソ聯勢力の侵入を終局に於いて目指したものであることを見逃すわけに行かない。

右の如く、外蒙古中央コオペラチーフは內外商業及び工業を營む國家的經濟機關で、憲法に規定せる內外貿易の國營は此の機關を通じて實現せんとするものである。

「モン・ツエン・コオプ」の機關としては庫倫に本店を置き

ツアインシャビ、ウリヤスタイ、コブトに支部、支店を置き、他の二十數個所にも支店を置いてゐる。其の他各族の中心百十個所に出張所を設け、又外國では、ノウォシビルスク、ウエルフネウジンスク（現名―ウラヌ・ウダ）、モスクワ、天津、張家口、海拉爾に事務所を設けてゐる。

「モン。ツエン・コオプ」の露蒙貿易上に於ける活動は一九二五年より急に增加の一途を辿つてゐるが、此處に興味ある點は、ソ聯側が露蒙貿易に關するプランを建つるに當つて「モン・ツエン・コオプ」をソ聯機關なみに取扱ひ、そのパーセンテージを定めてゐる事で、之は露蒙の經濟關係及び政治關係を見る上に於いて重要な點である。ソ聯側の「モン・ツエン・コオプ」に對する援助に關しては、極東銀行が多大の援助をなしてをり、當地方當業者の言を綜合するに二百萬留位であらうといふ。其の他蒙古銀行の融通は百萬元位と推定されてゐる。

モン・ツエン・コオプの販賣先（百分率）

	蒙古內地	ソ聯へ輸出	ソ聯經由輸出	諸外國へ輸出
一九二四―五年	六	二五	―	六九
一九二五―六年	一六	三〇	―	五四
一九二六―七年	七	四五	―	四八
一九二七―八年	八	六〇	―	三二
一九二八―九年	六	七三	一八	三
一九二九―三〇年	九	五〇	四一	―

五、ブリヤート蒙古

(1) 私營商業の凋落

ブリヤート蒙古共和國創建當初、小賣商業は殆んど私營商人の掌裡にあつた。社會化された商取引は、小賣商取引總額の僅か一八・六％を占めてゐたに過ぎない。共和國創建の第一年目は、社會化商業の發展に著しい進歩を見せ、その比率は前年度の一八・六％から一躍五七・一％となつた。

その後の數年間に小賣商取引に於ける私營商の凋落は甚しいものであり、社會化の進むに伴れて、反比例的に私營商は益々その數を減じて行つた。この凋落を促進した決定的な原因の一は、都市と農村との生産的結合である。貧、中農民大衆の集團農場化が成長した結果生じた階級的勢力關係の根本的變化、資本主義的諸要素に對する斷乎たる攻擊は、都市と農村との關係に、根本的變化を生じた。この時以來、小賣商取引に於いて急速に發展し始めつゝある社會化に重點を置いて、商品流通の計畫的統制を確立し、同時に又、私營商業を飽くまで系統的に驅逐せんことを努めた。

斯くて、私營商の漸減と共にやがてその完全な掃蕩とい

ふ問題が提起されるに至つた。一九三二年に於いて私營商人の取引の比率は、僅か一・二％になり、同年後半期には、殆んど之を掃蕩してしまつてゐる。

一九三三年より過去十ヶ年間に於ける小賣商取引の動向と、その社會化狀況は次の數字によつてこれを窺ふことが出來るだらう。

年次	取引高（單位千留）			對前年	兩分野內の比率		
	社會化分野	私營	總計	百分比	社會化	私營	總計
一九二三—二四	六、一五七	四、六三〇	一〇、七八七	—	五七・一	四二・九	一〇〇
一九二四—二五	一〇、四七九	四、九五二	一五、四三一	一四三・〇	六七・九	三二・一	一〇〇
一九二五—二六	一八、四三七	五、三九八	二三、八三五	一五四・四	七七・四	二二・六	一〇〇
一九二六—二七	一九、一一九	六、二五八	二五、三七七	一〇六・四	七五・三	二四・七	一〇〇
一九二七—二八	二五、八八六	二、二五九	二八、一四五	一一〇・九	九二・〇	八・〇	一〇〇
一九二八—二九	三四、八五七	二、二八八	三七、一四五	一三一・九	九三・八	六・二	一〇〇
一九三〇	三八、〇五八	二、〇三九	四〇、〇九七	一〇七・九	九四・九	五・一	一〇〇
一九三一	六四、六二六	一、一六八	六五、七九四	一六四・〇	九八・二	一・八	一〇〇
一九三二	一〇三、一八三	一、二七四	一〇四、四五七	二五八・八	九八・八	一・二	一〇〇

尙、商業全般に亘つての私營商企業數の比率は次の如くなつてゐる。

一九二三—二四年　七八％
一九二四—二五年　七〇％
一九二五—二六年　六五％
一九二六—二七年　六五％

一九二七—二八年　三二%

小賣商業網の展開に、最も大きい躍進を見たのは、消費組合の改造に關する黨及び政府の五月聲明(一九三二年)以後である。その結果、現在の商業組織による商業網が、「ゴルト」のブリヤート蒙古支部及び消費組合方面に向つて進められていつた。然しながら、商業網の發展といふ點に於いては相當成功もしたが、一九三二年の終りに當つてのウラヌ・ウダ市に對する商業網は未だ不完全なものであつた。各農村に就いて觀るならば、私營商人網の入り込む餘地は殆んどないほど發達してゐた。

一般に、商業網發展の遲い理由としては、

(一) 小賣店型商業區の增大と、それに伴ふ取引貨物の增大

(二) 入荷便宜の增大

(三) 一方に於いて小食料品商業を兼ね、他方に公共食堂網が發達したこと

(四) 商業上の技術が幼稚であつたこと

等が擧げられる。

(2) 買付

買付活動の形式と方法とは、過去數年間に於いて根本的に變化した。この變化は農業生産の社會化を基礎として行はれたもので、買付の發展は、廣汎な大衆的教化活動と富農及び喇嘛階級との鬪爭の結果、得られたものである。

イ 穀物買付

ブリヤート蒙古共和國の創建當初にあつては、穀物經濟は前述の如く、世戰大戰及びそれに續く革命による國內戰の結果、甚しい沈滯を來してゐた。當時レーニンの新經濟政策は、破壞された農業を或る程度まで立直すことが出來たが、この復興期の數年間に於ける穀物買付の增大は、それ自體、穀物經濟の昂揚を反映したものであらう。

新經濟政策最初の數年間に於いては、國家の買付をよそに穀物はどし〳〵私營市場へ向けて賣られてゐた。即ち最初の數年間に於いては、富農、富裕階級が過剩穀類を庫の中に藏して置き、それを私營市場へ賣出してゐたのである。

買付に於ける穀物の種類の割合は、次表の如くである。

種類　年代	總額に對する百分率				絶對數（單位千ツェントナー）			
	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二
春蒔裸麥	五七	五三	四八	四〇	二七二・四	三二三・四	四一二・六	二七五・〇

小麥	一八	一八	二〇	二三	九一・〇	一〇八・三	一八一・二	一五八・三
燕麥及び大麥	二五	二九	三三	三七	一三一・二	一七七・五	一八一・七	二五三・〇
全穀物	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四八四・六	五九八・二	八七五・五	六八六・三

一九二九—三〇年度に於いて、穀物買付は前年度に比して四六・九%だけ増加してゐる。

一九三一—三二年度が前年度と異る特徴は、穀物買付の穀種別構成樣式が著しく變つて居り、小麥及び燕麥の割合が非常に增加した事である。それと同時に農業の社會的各分野の比率關係に於いても非常な躍進振りを示してゐる。

年次	コルホーズ		個人農	
	ツエントナー	比率	ツエントナー	比率
一九三〇	一二八・九	二〇	四七九・三	八〇
一九三一	六〇三・〇	六九	二七二・四	三一
一九三二	五四八・七	八〇	一三九・六	二〇

右の表は、一九三一年に於けるコルホーズよりの買付は既に一九三〇年の買付總額を超過してゐる事を示してゐる。

ロ　畜産物買付

復興期の數年間、畜産業の商品生産は國家買付のほんの一部分を充たすに過ぎず、生産物の大分部は私營市場に於いて取引されてゐたのである。

畜産物買付の動向は、次表によつて之れを觀ることが出來る。

年次	肉類（千ツエントナー）	獸毛（トン）	脂肪（ツエントナー）	皮革原料（千個）
一九二四—二五	一四・五	一八四・七	三六六	六九・三
一九二五—二六	一〇・一	一三七・四	二六五	八一・六
一九二六—二七	七・六	一三三・六	一、一九九	四九・八
一九二七—二八	一三・八	二八八・九	一、〇〇〇	八七・四
一九二八—二九	四五・五	四七〇・〇	五四三	一六九・九
一九二九—三〇	七一・二	六〇五・五	五三六	三三八・〇
一九三二	一〇三・〇	三一二・五	二、七五六	二五五・七

第一次五ヶ年計畫の最初の二年間に比し、一九三二年度に於いて獸毛の買付が減少してゐるのは、羊の頭數が激減したのに原因してゐる。

(3) 消費組合

消費組合を發展せしめる上に重要な事は、住民の協同組合化と株式資本の集中による財政的基礎の確立とである。

消費組合の萠芽期に於いては、住民の協同組合化に基いて急テンポに成長していつた。この際注意すべきことは、共和國創建の初期數年間に於いては、株主の過半數はロシヤ人によつて占められ、ブリヤート人の株主は甚だ少なかつたことである。その後數年間の活動によつて、この缺點は幾分改善されたやうだ。

又、共和國創建の初期數年間、都市に於ける住民の協同組合化比率は、農村住民のそれを遙か凌駕してゐた。然しこれも漸次改められつゝある。既に一九二六―二七年度に於いて、農民株主は株主數總の四一%に達してゐる。農民の協同組合化に於いて重要な拍車をなすものは、利益中から特別一割基金の配當をなすことである。

一九二八年十月現在において、平均協同組合率は二六・五%、そのうち都市は四六・九%、農村地方は二五・六%であつた。

株式企業の平均數は、一九二三―二四年度に比して僅に倍したに過ぎない。

一九三三年一月現在に於いて、協同組合化の百分率は、共和國全體を通じて約九三%、そのうち都市は八三%、農村は九八%に達したといはれてゐる。

（後藤富男）

四 通貨及び金融

一、概況

對象を蒙古人に限定するかぎり、吾人はその間に通貨をこそ見出し得るが、金融を云爲することはできない。元來彼等はラテイモーアも指摘する如く自ら極めて健全な經濟を有し、生産より消費までの過程に流通手段たる貨幣の介在を絶對要件とすることがない。

「……漢人農民は猫額大の土地に束縛され、狹隘な、不安定な生活の足しとして、嚴寒でも何か仕事をしなければならぬ。彼は貨幣に縛られてゐるから、その提供するものに對しては代償をうけねばならない。然るに蒙人は若し必需品以外に何か欲しい場合には一、二回隊商の群に入つて働けばよい。かうした慾望をもたぬ限り彼は假令金錢を貰つても働かうとはしないであらう。斯る生活は一般には怠惰と呼ばれるが、實際は威嚴あり、時間的餘裕ある生活なのである。」（ラテイモーア、滿洲に於ける蒙古民族）

從つて先づ彼等の間に通貨的觀念の齎されたのはその生活に於ける必需品部面ではなく、快適品、贅澤品部面に於いてゞあつた。これ今日に於ても貨幣經濟の比較的知られてゐる部分が王公、貴族、喇嘛等の上流階級に限られてゐる證左である。それは世界各國の經濟史に於て、封建（莊園）領主が漸次商人資本に屈伏するに至る過程に似てゐる。蒙古王公は北京に參覲して、その消費部面を激增すると共に漢人商人より借欵を行つた事實は販子の項で述べた如くである。

從つて所謂貨幣に對する觀念も一般住民間には餘り發達してゐない。奥地に入ると紙幣は勿論通用せず、硬貨（現大洋）のみであるか、補助貨幣は貝子廟で銅子兒が用ひられるだけで、他處では全然見うけられない。東亞產業協會調査報告書に西烏珠穆沁旗では旗民より徵税の場合、その一部は必ず銀貨を以て納入することを要求してゐるといふ漢人の言をのせてあるが、その反面旗衙門の役人にそつと賄賂をおくつて却つて嫌な顏をされたり、包に宿泊した日本人が老婆に銀貨を與へて立去つた處、あとから追ひすがつて來て、もう一枚同じのをくれといふので、何故かと訊ねると、娘の耳飾りにするのだと答へたやうな話がよく傳へられてゐる。

然し所謂通貨が存在しないからといつて、蒙古に貨幣の存在を否定することはできない。牧人種族に於て畜群が私有財産に轉化するや否やこゝに個別的交換が生じ、それが遂には唯一の交換形態となる。この場合「牧人種族が交換においてその隣接種族に與へた主要品は、家畜であつた。

家畜はそれによつてすべての他の商品が評價され且ついたるところにおいて後者に對する交換において受取られる商品となつた。……要するに、家畜はこの段階において貨幣の職分を帶び、そして既に貨幣の役目を果したのである。」（エンゲルス、家族、私有財産及び國家の起源）

貨幣は固より商品の一種である以上、交換の尺度たり、一般的價値形態たるものがあれば當然これを貨幣とみなさなくてはならない。この意味での貨幣は家畜、鹽、曹達等に見出される。從つて物々交換といふ言葉は誤謬ではないにしても一種不正確なる概念である。

二、內　蒙　古

次に對蒙古貿易に從事する支那商人に就てみれば、勿論固有の意味での金融現象を認め得る。之を一々詳細に述べることは煩にたへないが、多倫、林西、烏丹城、經棚、張家口、歸綏、包頭、豐鎭、寧夏等に見うけられる錢莊、その他の舊式金融機關は所謂高利貸資本の利益を代表する典型的なものであり、之に對しこれら各地には巨大な商人資本が蓄積せられつゝある。而して商人資本に附隨する原始的蓄積、收奪は、かの東印度會社にも劣らぬ露骨さを以て行はれ、對蒙古貿易は蒙古人の無知に乘じて、それこそ收益一〇〇％の有利な取引をして居るのである。

所謂、舊式金融機關としては次の如きものがある。

(1) 票號（票莊）。普通山西票號と稱せらるゝが如く、票號の資本家は多く山西人であつて、各地間の爲替取扱を主業とし、預金、貸付等をも兼業としてゐる。

(2) 錢舖。錢店、錢號ともいひ、各取引市場に存し、貨幣の兩替を主業とする。傍ら爲替、預金、貸付等を營むものであるが、その資力は票莊のやうに大きくなく、少きは四―五千元、多きも數萬元を出ない。

(3) 金店。地金賣買を主とする。

(4) 錢攤子。一定の店舖をかまへず、路傍に於て少額の兩替をするものである。

(5) 錢行。一種の貨幣取引所であつて、金融機關としては看過し得ない。

三、外　蒙　古

一九一一年獨立宣言當時、外蒙古は獨自の貨幣制度を有つてゐなかつた。從來の漢堡製銀塊、馬蹄銀、米銀等が主で、又地方では磚茶、皮革等が代用貨幣となつてゐた。蒙古人民共和國政府は、外蒙古が外國の貨幣を用ふるためその金融界が外國に左右せられるばかりでなく、外蒙古の經濟上にも非常な惡影響を及ぼすことを認め、獨自の本位貨幣を制定するを必要とし、一九二四年の大ホラルダンもそ

の旨を決議した。
幣制改革の準備には人民政府組織後間もなく着手したが、その實行は遲れて一九二五年十一月初めて蒙古銀行の銀行券を發行し、銀銅貨は一九二六年三月から流通せしめた。外蒙古貨幣の本位は金本位を可とすと論ずる者もあつたが、政府は人民が銀貨に慣れてゐる事に顧み遂に銀本位を採用した。同貨幣の單位は「トゥゲリック」で一トゥゲリックは百ムングである。トゥゲリックは純銀十八瓦である。

外蒙古政府は組織當時既に自國通貨を制定する準備をなしたが、政府に資金なく紙幣發行の準備たる正貨を有しなかつたので、一九二一年ソ聯當局から紙幣發行の準備金とする條件で一百萬金留の借欵を得、契約調印と同時に外蒙古政府は二十五萬留を受取つた。其の後外蒙古政府は、一九二三年人民から三百萬兩を徴集し、之を發行準備とする事に決定し、一九二四年官吏をして各地で右資金として家畜を集めさせたが、貧困又は飢饉を理由として滯納又は納付不能を申立てる者多きため、政府は徴集を中止する事とし、既に徴收濟の一百萬兩に當る家畜は一部は露國に輸出し、債券償却に充て其の他は軍部の食料に利用し、其れより得た一百萬兩の銀は準備金として財務省に保管してあると言はれてゐる。

政府は一九二五年二月二十二日の決定で、蒙古銀行に對し銀行券發行の獨占權を與へた。右銀行券發行に關する決定には、銀行券發行の目的につき前文中に外蒙古の通貨調節及び蒙古銀行の營業資金を增加する爲めなる旨を記載してゐる。右の決定に依る銀行券の種類は一、二、五、十、二十、五十及び百トゥゲリックの七種で(第二條)、額面高の銀と兌換すべく其の旨を券面に記載してある。

右銀行券は、一九二五年末初めて發行された。

又、蒙古銀行は政府の依頼を受け、一九二五年貨幣の鑄造方をソ聯に賴み、レニングラード造幣局で鑄造し一九二六年三月から流通せしめた。硬貨の本位貨は銀貨一「トゥゲリック」及び五十「ムング」であるが、前者は純銀十八瓦、後者は九瓦で純分の目方は貨面に鑄出してある。

其の成分は銀九、銅一の割合だから一「トゥゲリック」銀貨の總重量は二十瓦、五十「ムング」は十瓦である。其の他小銀貨は二十、十五、十「ムング」の三種で、銅貨は五、二及び一「ムング」の三種である。

(後藤富男)

V 交通

一、內蒙古

(1) 概況

內蒙古地方は上述の如く資源極めて豐富なるに拘らず、依然數百年來の舊態を存し、天與の資源も敢へて開發されないのは一に運輸交通の不通の不備に起因する。運輸交通の完否が產業の開發、文化の普及に重大なる鍵關をなすは論を俟たぬ。然るに本域に於ける交通機關を見るにその最も有力な武器たる鐵道がない。僅かに平綏鐵道がその緣邊をかすめてゐるのと、滿洲國側に數條本地域に近く走つてゐるにすぎない。又舟揖を利用すべき河川も黃河の一部を擧げ得るに止まり、普遍的な水運は思ひもよらない。その他航空輸送の如きも極めて幼稚であつて、結局不完全な陸路による舊式車輛駄獸がその大部分であるから、資源の開發も亦その度に應じて未發達の段階にあるを免れない。要するに本地方の運輸交通は何ら組織を有することなき原始的なものと斷言し得るのである。

蒙古の道路はわが國に於ける道路とは頗るその槪念を異にし、極めて原始的、自然發生的なものである。例へば自動車を以て旅行する場合など次の如き交通障害を見出だす。

（1） 濕地。多いのは主として滿洲國內であるが、察哈爾省に入つても、南部の多倫附近には往々存在し、雨季などには交通を阻害すること夥しい。昭和九年九月末、錫林郭勒盟西蘇呢特旗より多倫に向ふ途中、黃旗大營子といふ部落の附近でまる二日間立往生した經驗がある。自動車等がはまりこむと荷物を全部おろして、丸太棒でかつぎ上げるより仕方がない。ジャッキなどはめりこんでしまふので殆ど役に立たぬ。

（2） 石礫。砂利のやうな生やさしいものではない。地中深く根のはつてゐる岩石が所在に尖銳な頭角を現はし、車臺の低い乘用車はクランク・ケースを破り易い。濕地は車を損傷する憂はないが、石礫でクランク・ケースを傷めると、人煙稀薄の荒野で空しく他の救援をまたねばならぬ。多倫より熱河省圍場に至る間にはかゝる道路の模範的なのがあるが、概して陰山々脈地帶に多いやうである。

（3） 峻坂。これも前記地方に多い。輕量車は牛數頭を以て牽引することができるが、重量は終始ギヤーをロゥに入れ、漸く突破しうる有樣で、操縱を誤つて斷崖より顚落した例も一再でない。

（4） 地裂。熱河省內に多いのはこの地裂である。小さいのは幅數米、大きいのは數十米に及ぶ地裂が斷崖の一端より、臺地上の平原に數米乃至數十米の長さでくひこんで

ゐる。大なるものは寧ろ危險はないが、小地裂は頗る危險で、誤つて顚落すれば生命は固り危い。錫盟阿巴噶大王府より東蘇尼特旗へ至る間にこの典型的なものがあり、これを避けんとして急カーヴを切つたため横倒しになつたが、危く助かつた經驗がある。

（5） 砂道。沙漠は勿論自動車を通じない。昭和九年東亞産業協會は錫盟阿巴噶大王廟より多倫まで一大砂丘地帶を苦心難行の結果 漸く突破した。その旅行日誌に曰く、「砂丘地帶は一體に海拔一、二〇〇―一、四〇〇米の高臺をなし、その上に比高一〇―三〇米の砂丘が重疊連亙し、炎熱の陽光をぎら〳〵と反射してゐる。

砂丘は灰白色の細砂より成り風が砂を運んで來る一側は緩傾斜をなし、一草一木をも止めないが、反面は斷崖の如き急傾斜をなし雜草及び柳、楡等の倭木が生じ、稀に徑五―六寸、高さ二丈位の楡の古木がある。掬ふことさへ出來ぬほどに熱してゐる砂中に自動車の轍は六―七寸の深さにめり込み、全力を出しての進むのであるが、登りにかゝる車輪は空轉し、機關部が左右に震動して忽ち前進不能となる。然も僅かに一、二條の牛車の轍の跡を頼つて登降曲折大部分新路を開拓しつゝ進むのである。百米進んでは車を推輓し、五百米遂んでは道を切り拓く難行に加へて、炎熱灼くが如く且つ大氣が極度に乾燥してゐるため流汗徒らに多く、心臓の鼓動は恐ろしいほど高鳴つて、水筒の水は幾干もなくて飲み干してしまふ」と。

錫林郭勒盟内部は滿洲國内に比し、稍良好で、土地概して乾燥し、人馬の交通亦頻繁でないから、路面は凹凸なく、緩傾斜をなす大波狀地で通行容易である。たゞ人煙稀薄一望千里の曠野中に迷路が縱橫に通じてゐるので、旅行者は行進の方向に迷ふ。就中、不毛の砂丘地帶には大小の砂垣子四方に起伏して道路なく、時々颶風に遭遇するやうなことがあると、黄塵萬丈眞に咫尺を辨ぜず、全く前進不能となる場合がある。

かくの如き狀態であるから、原始的な交通機關としては特殊のものが發達してゐる。

(2) 交通機關

イ 原始的交通機關

(a) 駱駝

駱駝は車行の不便な地、若くは極めて遠隔な地、牛馬畜類の利用できぬ季節に最もよく使役される。その特性として暖暑に抵抗極めて薄弱なるに反し、寒冷に耐えること強く、剰へ飲食物の包藏力は驚嘆すべきものがあり、半年間の勞役に依りて既に其の精力を消耗したる冬の終りに於てさへも、二日三日甚だしきは四日間全く飲食を絶ちて平氣に歩行を繼續し得るといはれる。

故に冬季嚴寒の候、氣溫、飼糧等の關係上、牛馬の堪え難い處をよく飢渴持久の特性を發揮するから、この期間にあつては駱駝の來往頗る頻繁するのである。

駱駝は概ね隊商をくみ、初秋より翌年五月頃まで輸送に從事するのであるが、晝間は休息放牧せしめて、黃昏に至つて行を越し、翌朝まで夜間行進する。

その積載能力は二七〇斤乃至四六〇斤に及ぶが、長距離を往く場合には三六〇斤乃至四〇〇斤を普通とし、連日行程八〇―九〇支里を突突する。六―七歲の體力最も旺盛なものは一日よく一五〇支里位に及ぶといふ。

この地方の駱駝は通常漢駝及び蒙駝の二種に分つ。これは勿論駱駝の種類を異にするのではなく、支那人の飼養使役するものと蒙古人の飼糧驅使するものとの違ひであるが前者が比較的溫暖の地に近く生育し、後者が寒烈の地に育養される關係上、その性能に幾分の差異あるは止むを得ない。例へば積載能力について見るに、漢駝は略々二八〇斤乃至三二〇斤なるに反し、蒙駝は幾分出色の感があり、三五〇斤より四〇〇斤餘を馱載しうる由である。

駱駝の來往區域は極めて廣大で、張家口を中心とし、車行の便なき近鄉は勿論、蔚州、尋與山等西北各地を始め、遠く、甘肅、西寧、寧夏、涼州、新疆方面にも往復する。これらは何れも漢駝が用ひられ、伊犁――張家口間の一往には約五ヶ月以上の長時日を要するといふ。

反之、庫倫、恰克圖、烏里雅蘇台、科布多その他の內外蒙古地方には漢駝も勿論使はれるが、概ね蒙駝の方が多い。張家口――科希多間は凡そ九〇日を要する由であるが、大部分は歸綏より出發し、張家口を起點とするものは極めて稀のやうである。

旅行者が駱駝を雇傭する場合は概ね專業の周旋業者の手を經ねばならぬ。例へば張家口に於ては駱駝を雇ふには大境門外の碎小舖に赴く。碎小舖といふのは蒙古交易に從事する傍ら駱駝雇入の周旋を兼營する山西商人である。又漢駝は下堡の駝店（約八軒ある）に就て雇ふのであつて、何れも行先に依つて夫々繩張りが違ふのである。

駝店は運送問屋たる一面、屋舍及び旅宿を兼業するものであつて、各自大庭に多數の駱駝を收容して草糧を給し、雇駝賃金、駝夫の雇用周旋、運賃の取決め等凡る附帶業務を斡旋する仲介業である。駝店の收得する手數料は通常二分で駝主が之を支拂ふこととなつてゐる。旅客賃銀は概して先拂ひであるが、貨物輸送の場合には法定運賃の八割を先拂とし、貨物到着地に至つて何らの損害故障のなかつたとき、始めてその殘額を支拂ふ。若し損害の發生したときは右の保留殘額を塡補とし、更に損害の程度が大なるときは駝店又は駝主に追求するのであるが、彼等は何れも資力が

薄弱であるから殆ど回收の見込みはない。

駝載運賃は漢駝、蒙駝兩者間に多少の差違があり、一頭につき大體左の如き標準である。

漢　駝（張家口より）

寧　夏　行	最高二〇兩	最低一〇兩
庫　倫　行	〃　三〇兩	〃　一五兩

蒙　駝（張家口より）

庫　倫　行	最高三〇兩	最低一〇兩

取扱ひ貨物の種類は各漢人都市より奥地に入るものは各種茶類、布帛類、酒類、燐寸、煙草その他一般雜貨とし、奥地よりは獸毛、皮革その他で、張家口——庫倫間の所要日數は普通三五日、急行一日乃至二〇日、その他も距離に應じ、大體これを標準とするが、路上風雪等に遭遇した場合には無論延着する。

尙、この外、轎車を駱駝に輓曳せしむるものを駝車といふ。これは内蒙各地の近距離に使用されることは稀で、多く遠隔の地に赴く場合利用する。駝頭の曳車力は最高四〇〇斤を越えぬから寢具、食料品その他の貨物を搭載するには他に駱駝の準備を必要とする。

駝車の大きさは轎車（後述）の約二倍で、就中大型なものは室內廣く、數人分の食器等炊事道具をおき、優に大人二、三名が橫臥しうる位である。嚴寒期には車の外部を厚い絨氈で覆ひ、途中旅舍のない場合には車內で充分就寢できるから、天幕は必要でない。

張家口、歸綏等を起點として烏里雅蘇台、科布多、新疆方面等の遠隔地に行商する者などは年中夫婦車中に起臥してゐる。

駝車の雇用周旋は碎小舖に於てするもの多く、駝店では餘り取扱はぬやうである。

張家口より庫倫行きの駝車運賃は、概ね最高七〇兩、最低四〇兩で、三四—四〇日を以て到着し得る。

(b)　馬

蒙古人の交通機關として馬匹が重大な地位を占めてゐるのは周知の如くであるが、主として近接地帶に限られる遠距離に用ひる場合は例へば驛傳等の制により途中何回も換馬の必要がある。

馬は之を乘用に用ひるより轎車、大車等の輓曳に使役することが多い。

轎車は主として乘客用で、その構造は二輪の車臺に蒲鋒型の蓋ひをした箱車である。普通一頭の馬に輓かせるが、この地方の道路は石頭露出して、凹凸劇しいから車臺は堅牢を旨とする。

轎車は從來張家口を起點として沿途比較的不便の少い山西省大同、歸綏方面に來往するものが多かつたが、今日で

は平綏鐵道が開通したので殆どその跡をたち、張家口、萬全、張北、宣化、多倫その他の都市への連絡に用ひられるにすぎない。なかには二頭乃至三頭曳のものもある。

所要運賃は殆ど不定であるが、大體張家口――多倫間で最高一五元、最低一〇元、急行運賃は右の二倍である。この間普通七日、急行五日を必要とする。

轎車より一層大且つ頑强なのが大車で、車臺の自量のみで五―六〇〇斤至乃一、〇〇〇斤、如何なる難路をも通過し得るから、專ら大量の貨物輸送に用ひられる。

輓馬は積荷の重量、距離の遠近等に依つて一様でないが、二頭立位のものから多いのは九頭、十頭に及ぶものがある。積載量は四―五〇〇斤乃至一、〇〇〇斤で、張家口――庫倫間最長四〇日、同じく多倫まで七日を要する。この賃金前者に在つては荷物一〇〇斤當り五―七兩、後者に在つては一、九〇〇―二、五〇〇文であるが、油類、酒類、果物類等は大體四割高と見ねばならぬ。

この外、回々車と稱するものあり、構造は一般轎車に比し稍大きく、一臺二―三〇〇斤の貨物と乘客二人を搭乘することができる。轎車よりも速度のはやいのが特徴である。

(c) 牛

牛が乘用として用ひられることは殆どない。周知の如く歩行緩慢であるが、持久力に於ては馬匹などは到底足許によれぬ程であるから、專ら牛車として用ひられる。

牛車は貨物運搬專用であつて、構造粗雜なる無蓋車である。積載量は牛一頭輓きで二〇〇―三〇〇斤、二、三頭立ではそれに倍加するが、車臺の構造粗雜なため屢々破損の憂があつて、搭載能率は頗る低い。

牛車は多倫、張家口附近では四季を通じて用ひられるが、張庫間には駝車の使用できない夏季に專ら用ひられてゐる。

牛車の輸送貨物は茶、砂糖、燐寸、布帛類、煙草、雜貨類で、奥地からは獸毛皮等の外、例のダブス・ノールの蒙鹽なども牛車を以て送りだすのである。

今、牛車運賃の大體を示せば張家口を基點として庫倫まで一〇〇斤約四兩、多兩多倫まで同約二、五〇〇文であつて、所要日數は前者五〇―六〇日、後者六―八日である。

以上畜類及び畜類を動力とする各種交通機關につき略述したが、更に各種畜類の積載斤量及び一日行程里數を一括表記すれば左の如くである。

各畜類積載斤量並に一日行程里數表(單位支里)

種類	積載斤量	日程
漠駝	二八〇――三二〇	八〇――九〇

蒙駝	三五〇—四〇〇	八〇—九〇
馬	二〇〇—二六〇	一〇〇
騾	二〇〇—二六〇	一〇〇
驢	一〇〇—一二〇	一〇〇
牛	二五〇—三〇〇	五〇—六〇

各車輛の積載量並に一日行程里數表

種類	家畜數	積載量	日程
大車	一頭	三〇〇	五〇—七〇
同	四頭	一、〇〇〇	四〇—六〇
牛車	一頭	五〇〇	四〇—五〇
驕車	同	二〇〇	八〇—九〇
同	二、三頭	三〇〇	八〇—一〇〇
駝車	一頭	四〇〇	八〇—二〇〇

荷、之等各畜類を馭する馬夫及び駝夫等の給料、食費等について記せば、

二、馬夫、駝夫の給料

支那人　一〇、〇〇〇文（銅錢）
蒙古人　三兩內外（口平）

一、同　一日食費

支那人　三〇〇文（銅錢）
蒙古人　一錢五分（口平）

といふのが普通である。

以上列擧した各交通機關にあつては、夫々一長一短を免れないけれども、蒙古地方の如く沙漠地帶多く且つ氣候嚴烈なる地域に於ては最も合理的なものといふことができる。

午併、産業の發達、經濟の進歩と共に交通機關に要求せらるべきは快速性、安全性、大量性並に低廉性の四條件である。資本主義的生産は汽車、汽船の活躍に依つて始めて可能であつた。

吾人は次に眼を轉じて蒙古地方に行はれる新式交通機關に一瞥を加へようと思ふ。

ロ　自動車輸送

內蒙古に初めて自動車輸送營業の開始されたのは民國六年十月、在庫倫の京莊商務總會と米商元和洋行とが張家口—庫倫間に定期路線網を敷いたのを嚆矢とする。

兩地の實距離は自動車里程計測定によれば一、三八〇哩當初は沿途地理の不明と道路の不完全に加ふるに機械の故

障頻々として起り、沿途亦應急修理、汽油補充、乘客止宿等の設備もないので、一往一來夫々十七日(日程八〇哩餘)を費したが、その後漸次成績良好となり、現時では直行四日、故障を豫想しても六、七日を以て到着するやうになつた。これを駱駝の三十五日、牛車の六十日に比すれば洵に雲泥の相違といはねばならぬ。

その後翌民國七年定期輸送業者として左の三者が出現した。

(1) 西北汽車公司
　經營者　交通部直轄京綏鐵路公司
　資本金　一〇萬元
　車臺數　二〇餘臺

(2) 大成汽車公司
　經營者　在天津支那商(姓王)
　資本金　不明
　車臺數　二〇臺餘

(3) 張庫汽車公司
　經營者　在庫倫京莊商務總會
　資本金　一〇萬元
　車臺數　一〇臺

右の内、西北汽車公司は經營官辦なる上、使用車が優秀であつたので斷然他を壓してゐたが、張庫汽車公司もこの地方に古い歷史と確固たる地盤を有する山西省及び北京商人の指導機關たる京莊商務總會の經營であるので、兩々相峙して下らざる形勢であつた。

これらの汽車(自動車)公司の營業成績については全く窺ふべき術がないが、左に張庫汽車公司設立當時に於ける見積書を記してその營業損益上の參考としよう。

張庫汽車公司創業見積書

項目	金額
一、資本金	一〇〇、〇〇〇元
車輛購入費(1)	三〇、〇〇〇
停留場設定費	七、〇〇〇
實地踏査費	六、〇〇〇
開業費	二、〇〇〇
設備費並諸雜費	五、〇〇〇
道路修繕費	五〇、〇〇〇
一、毎月支出	一二、三〇〇
社內諸費用	一〇〇
各停留場諸費用	九〇〇
運轉手給料	五〇〇
汽油入購費(2)	六、七二〇
車輛購入費月賦償却賞	三、〇〇〇
車輛修繕費	六〇〇
通信費並雜費	四八〇
一、毎月收入	一四、四〇〇

乘車賃收入（3）　一四、四〇〇

一、損益概算

每月純利益金　二、一〇〇

年末純利益金（4）　一二、六〇〇

備考（1）客車一〇輛、每車三、〇〇〇元

（2）每日八輛連轉に對し汽油二八罐、每罐八元の割

（3）每月往復三〇回、每次乘客四名、每客一二〇元

（4）夏秋運轉六個月計算、春冬休業

これらの諸會社は何れも旅客輸送に限り、貨物輸送を行はなかつた。蓋し貨物輸送には多數の車輛を有し、かつ市價の變動により輸送量その他に變動を來す結果、會社損益の打算上より俄に之を實施し得なかつたものと考へられる。當時わが三井も張庫間自動車定期輸送の營業權を獲得したが遂に實施するに至らなかつた。

現在張庫間自動車輸送は外蒙古に於ける政治的變革の結果、旅客を主とするものなく、何れも貨物輸送が主體である。而してその經營主體も悉く一新し、張庫貿易に任ずる赤露系商事會社の獨占に歸してゐる。

即ちその名稱を擧げれば、協和官商合資貿易公司並に德華洋行二者であつて、前者は在庫倫、外蒙政府の官商公司、後者は在張家口、前者の出張所とみるべきもので、名義は獨逸人であるが實權は赤系露人にある。

之に使用する車はドッジ・ブラザース及びシエフォード、合計九三臺、積載量は二噸、一噸半、一噸の三種があり、張家口汽車同業公會が委託をうけて運行してゐる。德華洋行は現在、一月延數にしてトラック二〇〇臺、駱駝一、〇〇〇頭、牛車八〇〇臺を活動せしめてゐるといふ。

運賃は普通貨物每一〇〇斤六〇元、旅客携帶品同四〇元、貴重品は不定である。

次に綏遠省城歸綏より新疆省城迪化までは新綏長途汽車公司があつて昨年（昭和九年）六月より輸送に任じてゐる。兩地間は距離二、〇〇〇哩（九九七邦里）、沿途武工壩、百靈廟、海雅阿馬圖、賽虎頓、黑沙圖、克々陶賴蓋、古城子、哈密を經由するものであるが、國道も漸次完成しつゝあるといふ。同社の總經理は白旭初と稱する新疆人である。その營業成績その他詳細については之を明かにすべき資料がない。最近の報道によれば平綏鐵道は同社に補助を與へ、積極的に救援して、共存共榮を圖りつゝあるといふ。

外に比較的短距離間の定期自動車路には張家口――多倫間、平地泉――滂江間、興和縣――柴溝堡、包頭――寧夏間、歸化城――百靈廟間、集寧――滂江間、五原――烏蘭

臨包間の七があり、その內、包頭——寧夏間二一六邦里(五四〇哩)は元來包寧鐵路建設の目的を以て修工されたのであるが、經費不足のため自動路としたもので、西北輸送幹線として每日自動車を運行してゐる。

以上の自動車輸送網は、察哈爾省に於て八、二二二邦里、綏遠省に於て一六、一二〇邦里、合計二四、三四二邦里に上り、之に前者一二〇臺、後者二七臺、合計一四七臺の自動車が就行してゐるのが現狀である。

ホーヴスの推算によれば、內蒙古及び西北支那に自動車輸送網を布くには同樣の鐵道建設費の五分の一で足るといふ。當地方の地形に鑑みて自動車輸送は今後益々寵用されるであらう。自動車輸送によるときは現時の隊商輸送費の二五%を節約し、これに附隨する諸關係を考慮すれば、四〇%の利益になる。

參考のため西北支那主要各地を結ぶ諸道路につき、自動車及び駱駝の輸送費用を比較すれば左の如くである。

路線	粁數	自動車運賃	駱駝運賃
哈密、肅州路	五五〇	元 一七・八九	元 四五・〇〇
肅州、甘州路	二〇〇	八・五〇	三〇・〇〇
甘州、蘭州路	四八〇	一五・六〇	三六・〇〇
蘭州、包頭路	九五〇	三〇・五七	一一八・〇〇
甘州、包頭路	九〇〇	二九・二五	一一二・〇〇
奇臺、歸綏路	二、〇〇〇	六五・〇〇	二五〇・〇〇
肅州、歸綏路	一、三〇〇	四二・二五	一八〇・〇〇

備考　運運賃は夫々一噸當り、單位元。

要之、速度、安全性、輸送費用の三條件に鑑みて、內蒙古に於ける自動車輸送は今後の經濟發展に伴つて益々發達すると確信する。

八、鐵道運輸

內蒙古に關係を有する鐵道としては、滿洲國側に數條の蒙邊植民鐵道(今ではその機能を變ふるに至つた)と北支をつなぐ平綏鐵道とがある。

平綏鐵道は北平より西北に向ひ、河北、山西、察哈爾、綏遠の四省を過ぎり、黃河々套なる包頭鎭に達するもので軌間。四五八呎、幹線八一七・八六二粁、支線五八・六六九粁、專用線二五一・八〇〇粁、その他七・三四八粁を合し、延長總計一、一二八・三三一粁で、その內、察哈爾省境內に屬する部分は八達嶺(青龍橋)より西灣堡に至る二〇〇・七五〇粁、同じく綏遠省に屬する部分は豐鎭南方察綏省境より包頭に至る三七六・七一九粁である。

本鐵道は元來、西北の幹線たり、蒙新等邊疆地方を開發し、之を經濟的に北支に從屬せしめ、かつ軍事的意圖のもとに敷設されたもので、張家口――北平間は支那自身の資本技術を以てなつた唯一の鐵道である。

今、この沿革を概觀するに一八九八年露國は京漢鐵道敷設契約に成功するや、その極東經營を完璧ならしめんがために翌年恰克圖及び庫倫を經て直隷、山西に及ぶ鐵道の敷設權を要求したので、先づ英國之に反對し、北平より張家口及び長城に至る線は清國自身の資本に依つて建設し、且つこれを他國へ擔保とせざることを勸告したのである。清朝としても邊疆政策上その必要を感じたので、一九〇五年英國の承諾によつて京奉鐵道の純益中より四年間年一〇〇萬兩宛並に關内外鐵路公司より一〇〇萬兩、合計五〇〇萬兩を借款し、同年起工、第一期計畫たる京張鐵道二一〇・一〇粁を一〇九年(光緒元年)完成した。

清國政府は第一期工事の完成を見るや、直ちに第二期計畫たる庫倫までの延長を行はんとし、まづ豐鎭、大同を經て長城を横斷し、豐鎭より綏遠城に至る線を敷設し、更に陰山々脈、蒙古沙漠を過ぎつて庫倫に北行する迂廻線を計畫したが、資金の關係で遂に畫餅に歸し、一九一八年(民國七年)漸く東亞興業會社より三〇〇萬圓の借款を得て工事を續け、一九二一年四月、綏遠まで四九一・四〇粁を新設することができた。

然るに鐵路局は更に寧夏まで延長を計畫し、先づ歸綏――包頭間一五四・三七粁の敷設を決定し、再び東亞興業會社より三百萬圓を借款して、一九二二年七月、その開通をみたのである。

而して包頭――寧夏間は同年 Société Belge d' Entreprises en Chine との契約の結果、前渡金四〇〇萬法の資金を得たのであるが、之は遂に他に流用して一粁の鐵道も敷設するに至らなかつた。

乍併、支那政府としては邊疆諸民族壓迫同化の政策上、依然同鐵道延長計畫をすてず、昨年四月南京に於ける平綏鐵道債務整理協定が成立するや、張家口、平地泉兩驛より烏得經由庫倫に達する一線と、包頭より五原、寧夏、蘭州、西寧を經由して新疆省迪化に至る一線とをしきりに畫策中である。尤も之はこゝ急速に實現するものとは思はれない。

本鐵道は植民線たると共に貨物輸送線で、輸送貨物の大宗は門頭溝、大同、下關花の石炭、察綏晋各省の粟、高粱、小麥、胡麻、甘庶蕓、西寧、その他の獸毛、蘭州の煙草、寧夏の甘草、綏察兩省の家畜、宣化の果實等々であるが、平津地方で日常需用する多量の石炭は概ね本鐵道の呑吐する處である。

又西北向輸送品としては地織木綿(高陽)、磚茶(漢口)、紙捲煙草(天津、上海)、石油、洋廣、雜貨等があり、工業と稱すべきものゝない西北地方に大量を送り出してゐる。

平綏鐵道の重なる集貨驛は張家口、豐鎭綏遠城、包頭であるが、その商業範圍は極めて廣汎に亙り、張庫路(張家口――烏得――庫倫)、晋北路(大同――晋北各縣)、綏新内外兩路(綏包――甘新青寧)は何れも本鐵道に集中するものである。

同鐵道の營業成績を見るに一九二五年度の總收入一一、七五三、二一九・六二元、總支出六、一三八、五三六・六六元であつて、資本に對する年利五%、一、二三三・一三六元を支拂つて、純益四、三八一、五五〇・九六元、投資額一〇〇元當り一九・七七元の純益を生じた。

尚、最近の報道によれば一昨年度の營業成績は頗る良好で同鐵道最近十年間の記錄を破つたといふ。即ち國民一二年(一九二三)以來最も良好な年次の純益が七七〇萬元餘、不振な年は僅に四五萬元にすぎなかつたに對し、昨年度の純益は一、〇五九萬餘元で、北支諸鐵道中の首位を占めた。斯る增收を見たといふのは同鐵道當局が業務改善、運賃低下等百方合理的經營に努力したことによるものであるが、他方最近西北地方の商路回復し、同地方の產物の北支市場に出廻るもの多く、加ふるに南京政府の西北開發策がその緒についたに基くものといはれてゐる。例之、外蒙との通商であるが、同地輸送に從事してゐる德華洋行の業務も漸次舊觀に復し、蒙古人需要の磚茶の如きも張家口經由を以てドシ／＼漢口より發送され、同洋行の庫倫向自動車は每便これらの貨物を滿載してゐる。

又新綏長途汽車公司も着々發展しつゝあるが、每車の積載量が一噸半に限定せられる結果、とかく運載能力の過少を嘆ぜられてゐる有樣である。新綏汽車公司の輸送貨物は羊腸、羊毛等を大宗とするが、平綏鐵道では特に同公司輸送貨對に對しては運賃割引を以て優待し、營業政策上同公司の業務發展を援助し、之を培養線として利用してゐる。

同鐵道は萬國車輛會社に四〇噸貨車一〇〇輛を注文し、昨年三月より增配したといふが、今後益々貨主客從の原則によつて、沿線物資の輸送に全力を注ぎ、內蒙古及び西北支那を北支市場に密接に結びつけ、以て北支廻廊とヒンターランドとの全經濟的統一に邁進するであらう。

二、河川航行

前にも一言したやうに黃河は包頭より寧夏に至る約四〇〇哩の間、航行可能なる自然水路をなしてゐる。一九二八年、甘肅省當局は寧夏より更に上流二〇〇哩の地點にゐる蘭州まで航路を通ずべく爆發、浚渫の大工事を行つたので現在では包頭――蘭州間六〇〇哩を上下し得るのである。

兩地間の重要埠頭は横城堡（寧夏）、中衞縣（同上）の二者である。

現在は未だ汽船の運航實現に至らず、次の如き該地特有の船筏を用ひてゐる。

種類	船の長さ	往復地點	所要日數
高幇船	三丈八尺—四丈	包頭—寧夏	上水二一—二日、下水七—八日間
七站船	四丈	同	
小五站	大小不同	五方—寺包頭	
牛皮筏	牛羊皮氣球一二〇個	蘭州—包頭	
羊皮筏	木編八個、氣球一二個	同	
木排	木編	同	

尙、黄河はこの地方に於て一年の內、約四ヶ月間を結氷期間とする。

ホ　航空輸送

當地方は範域廣大なる關係上、航空輸送の荷ふべき役割は極めて重視さるべきものである。乍併、現狀に於ては到底民間營業としてひきあふだけの經濟段階に達してをらず又それだけの需要もない。

ドイツ系資本による歐亞航空公司は民國二三年十月以來、北平より包頭鎭に赴き、これより寧夏經由蘭州に達する航空路を開設したが、その營業成績その他は詳細に之を知ることができない。

(3) 道路網

內蒙古地方に最近各種の新式交通機關が出現し始めたことは上述の如くであるが、大勢より見ればその勢力はまだ〳〵微弱なものて、牛、馬、駱駝等の畜類による隊商の獨り舞臺である。從つて道路も所謂歷史的な隊商路が今尙行はれてゐる。

內蒙古の中心は何といつても張家口である。

張家口は平綏鐵道の沿線にあり、直接北支市場のみならず、天津を通じて歐米市場に連り、他方外蒙古及び新疆方面にひろがる幹線道路の焦點となつてゐる。

張家口を中心とする所謂歷史的隊商若くは舊大道には左の四者があつた。

1　阿爾泰軍臺路　西北方商都縣を經て、綏遠城、寨爾烏蘇（外蒙古）、烏里雅蘇臺、科布多を通り、遠く新疆省承化等に至る。

2　張庫街道　恐らく今日の西路と稱せられるもので、張家口の西北方張北、康保二縣より綏遠省に入り、庫倫に至るもので、前者とは寨爾烏蘇に於て交叉する。

3　張多路　東北方沽源、多倫に至る。更に之より東北し、經棚その他所謂東部內蒙古の地に及ぶ。

張庫道路

1、電信路
2、官道
3、牛車路
4、郵便路
5、西路

恰克圖
倫庫
子營東
ブタハイ
トフラシ
林吹
サイウス
得烏
廟白
江滂
大烏群
城化歸
口家張
平北至
外
蒙
内
蒙
1
2
3
4
5
N

4　張綏路　興和縣、陶林縣經由、綏遠城に達する。

先づこれ等の道路中第一に指を屈すべきは張庫街道であらう。張家口、庫倫間は約一、一〇〇哩、兩者をつなぐ道路は約五線をあげることができる。

(イ)　電信路　本路は張家口を基點とし、庫倫、恰克圖に通ずる電信線路と併進するものであつて、途中滂江、烏得、吹林の三電信取次支局所在地を通過する。本路は一名商路といはれるだけあつて、一般旅行者又は商貨輸送の隊商の往來頻繁で德華洋行その他の自動車も本路によつてゐる。支那人は張庫間距離二、〇〇〇支里と稱してゐる。尤も之は正確な計算ではなく、滿鐵の調査によれば一、一二五哩、三井物產會社の測定では七〇〇哩と八〇〇哩の間であらうといひ、はつきりしたことは分らない。

(ロ)　官道　これは驛站路とも稱せられ、專ら官差專用の線路である。即ち外蒙の主要地と北平とを連絡する驛路で、約一日行程の地點毎に驛站を配置し、又之に必要な家屋、人馬、給養品等を備へ、公文書の遞送を掌り、官用旅行者の來往に資し、又沿途の治安維持に任じてゐた。

本路は北京を起點とし張家口に出で、その北方一五邦里なる廟灘より西に迂回し、察哈爾內蒙古の地を經てゴビ三二站を通り、賽爾烏蘇に達し、此處より二路に分岐し、一は北行して庫倫、恰克圖に至り、他は西北に走つて上記の阿爾泰軍臺路と稱して、遠く烏里雅蘇臺より新疆省に達するものである。

北通庫倫に至るものは張家口を頭臺として、その間四六臺站、距離四六〇邦里餘といはれてゐる。本路は既に歷史的な遺物であつて、清朝時代の各種臺站の施設等も荒廢に歸し、殆ど利用されることがない。

(ハ)　牛車路　張家口北方約二五邦里の地點大馬群より遙に東方を迂回し、道を飮用水の便多き地方にとり、庫倫の南方二一邦里なるイハタブ峠に於て電信路と合するもので、一に老梘路とも稱される。この里程約四六七邦里、沿途牧草の有無により道は常に幅員數哩の範圍に於て移動するといふ。又同樣の關係で牧草の繁茂した夏季に當つて往來最も頻繁で、牛車は五〇日乃至七〇日を費して、兩間を一來一往してゐる。

(ニ)　郵便路　これは郵便物輸送の驛遞路であつて、大馬群の稍東方、即ち電信路と牛車路との中間を一直線に西北に進み、中途滂江で前者に合し、吹林で再び分れ、東方に向ひイハタブ峠に於て再び相合する。

本路は普通東路と稱し、一般隊商がよく利用するのは、蓋し途中水草を得るの便が多いからであらう。

(ホ)　西路　沿途飮料水を得ることが困難なので、近來利用されることは殆どない。恐らく電信路の地點より分岐

し、歸綏より庫倫に直通する商路と合するものと思はれるが、概況、距離共に不明である。

以上の張庫幹線の外、張家口を基準とする第二次的道路には左の如きものがある。

(一) 張 多 路

張家口より多倫に至るもので約六五邦里、東西の兩路があるが、沿途什巴爾台、沽源を經由するものを東路と稱し里程西路に比し幾分か短いので、商旅の往來は多く東路によつてゐる。道路は陰山々脈(註)の支脈にかこまれた高原中に於け入るもので、一般に平坦、良好である。

【註】 陰山々脈はこの附近に於て高度約一、五〇〇メートル、谷底一、三〇〇メートル内外であつて比高約二〇〇メートルである。

東路の路面は概ね堅固なる上、礫石を交へてゐないから、車行は容易であるが、唯張家口北方約一里半なる營城子附近に峻坂あり、又多倫近滂に沙漠地があるので稍難行する。

本道路は卡路に於て獨石口よりくる道路と合して北進してゐるが、張家口、多倫、西烏珠穆沁、海拉爾その他と通ずる主要路であるから、交通量は比較的多い。

現在北平文林洋行があつて、隔日に定期輸送を行つてゐる。その他駱駝、馬車、牛車等で物資の運搬は頻繁であるが、最近落潮にあるを免れぬ。

沿道の住民は半農半牧で、牛馬の外穀類(特に麥)はこれを求めうるが、野菜類は僅かに自家用となる位で求めにくい。又飲料水は各部落とも殆ど井水を用ひてをり、水質良好である。

尚、張北といへば元來張家口のことであつたが、現在では什巴爾台西南方の部落を指稱し、民國二三年宋哲元軍は張家口――張北間に立派な軍用道路を完成した。

(二) 張 貝 路

現在では錫盟內部に達する通路商としては張家口より北方張北、四里崩、滂江を經て、西蘇呢特に至り、これより東進がオグスタイ・スーム、ヤント・スームを經て貝子廟、西烏珠穆沁に達するものが最も樞要の地位にある。蓋し多倫は、對蒙貿易起點としても、中斷地としても衰退し、直接張家口より奥地に向ふ傾向があるからである。張家口、貝子廟間は約一〇〇邦里である。

(三) 張 百 路

張家口より張庫路に沿ひ、四里崩に至つてこれと分れ、西行して綏遠省ダルハン地方の百靈廟に達するもので、約一〇〇邦里である。百靈廟は民國二三年來、かの內蒙自治政務委員會所在地であるので、一躍內蒙古に於ける政治的中心地となつた。從つて本道路は產業上よりも、政治的に

重要なるものである。道路概況については、詳細な資料がないので分らない。尙、百靈廟は綏遠の北方約六五邦里、陰山々脈をこえた沙漠地帶にある。

以上、張家口を中心とする各鐵道について述べたが、更に察哈爾省內蒙地を連絡する數條の地方道路が走つてゐるから、その主なるものにつき若干概說を試みる。

(四)　多倫——東阿巴噶——西烏珠穆沁王府道

この間約一三〇邦里、多倫より東阿巴噶王府附近に至るまでは殆ど沙漠地帶であつて車馬の通行頗る困難である。昭和九年東亞產業協會か自動車を以て辛うじて突破したことがあるが、それ以外この間を自動車で通行した例をきいたことがない。

同王府以北、西烏珠穆沁旗に至る間は地盤概して堅く道路良好であるが、克什克騰旗(興安西省)のオーボロよりシリン・ゴール(錫林河)の河谷に沿ふ道路には、興安嶺兩側に迫つて車輛の前進を許さぬ部分がある。

沙漠は砂の深さ尺餘、下層は少量の粘土を混じ多少の粘着性があるので砂層の深い割合には車輛を沒することが少ない。飮料水は主として河池の生水を使用し、利用すべき井水は稀である。

(五)　林西——西烏珠穆沁——東烏珠穆沁——阿魯・科爾沁王府道。

約一五〇邦里。林西より東烏珠穆沁王府に至る間は純遊牧地で、興安嶺主脈附近を除き一般に大緩斜地である。興安嶺主脈附近と雖も多くの支脈に分れ、その幅二〇里乃至三〇里であつて最高點の海拔は一、五〇〇米に達する所もあるが、比高は餘り大でない。

又、烏珠穆沁附近は一般に砂壤土よりなり處々に沙漠地はあるが岩石などは見當らない。到る所草原であつて、殊に興安嶺以北には全く耕作地を見ることができない。

道路は概ね良好で、河川の大きいものもないが、砂丘などで多少通過の困難な箇所も二、三ある。

阿魯科爾沁旗附近に至つて行進困難な砂地があるが、これは路外の草地を行けば容易に通過しうる。

林西の撥子は本道路に依つて、東、西烏珠穆沁旗並に貝子廟方面に出かけるが、事變後林西自體の經濟活動が鈍つたので、この道路も今では昔日の俤もなくさびれた。

(六)　大巴林チヨチン・スーム——西烏珠穆沁王府道

本區間の道路は概して山間の大小谷地を通じ、路質堅く車馬の行進に支障がない。

チヤガン・ムーレンの原流に沿つて、興安嶺を通り、烏珠穆沁旗と巴林旗との境に至り、これより北進すれば、漸次眼界開けて廣漠たる草原にでる。西烏珠穆沁に至るまで沿道には大部落なく、戶數四、五戶乃至二〇戶位の蒙古包

集團をみうけるにすぎない。從つて物資は家畜のみで、飲料水は河沼のものを使用する。

(七) 林西——西浩濟特——ココシアンダ道

本道は林西より大興安嶺をこえて內外蒙古接壤地域に進出する唯一の捷徑良道で、從來交通量は少ないが漸次發達するものとみられる。從つて道路の幅員等も狹いけれども、所謂大陸的な緩斜大波狀地又は高原大草地を往くもので車行は容易である。唯沿道に部落の少ないのが缺點で、宿泊、給養何れも不便である。

(八)經棚——大王廟——東阿巴噶王府道

經棚を出て兩側に迫る山脈の溪谷を縫つて八、九里西進すると達里泊平地にでる。これより更に西し、トール・スム、大王廟を經てダライ・ノールの西側に達し、北折してシリン・ゴールを渡り、東阿巴噶王府に至るもので、約六五邦里。沿道處々に濕地、砂地があるが、車行に支障はない。

經棚は將來支那領分蒙古に對する滿洲國側基點として重きをなすに至るべく、之と共に本道路は重要性をおびてくるであらう。

(九) 洮南——圖什業圖王府——東烏珠穆沁王府道

大興安嶺を橫斷するまでは所謂漢蒙混合地帶で、坂路をこえて錫盟に入ると蒙古包がその姿を現はす。概して交通容易で、奉天の白露系商人瓦利洋行はこの地方に活躍してゐる。この間約一〇〇里である。

その外、西烏珠穆沁より東浩濟特を經て外蒙古車臣汗部の哈爾哈王府に達するもの(約一四〇邦里)、西烏珠穆沁よりダブズ・ノールを通りエクジュル・スームに至るもの、東烏珠穆沁と滿洲里とをつなぐもの(約一九〇邦里)、西浩濟特より東阿巴噶、東蘇呢特經由、西蘇呢特に至るもの(約一四〇邦里)、多倫より沙嶺河を經て經棚に出るもの(約五〇邦里)等があつて、各地の連絡に任じてゐる。

次に綏遠省內には左の如き諸公路があつて、內蒙古及び平津地方と西北支那とをむすびつけてゐる。

(一) 幹線

路名	起點——終點	里數(邦里)
綏張路	歸綏、涼城、豐鎭、興和、張家口	一三五
綏蒙路	四子部落、武川、茂明安、外蒙	二二〇
綏晋路	和林、淸水河、山西省境	八五
包寧路	包頭、大奈太、五原、臨河、寧夏	二一五
包東路	包頭、東勝、楡林(陝西省)	八七

(二) 枝路

路名	起點	終點	里數(邦里)
綏托路	綏遠域	托城	
東天路	東勝	天臺	

陶涼路　陶　林　涼　城
陶隆路　陶林、占資山、集寧、隆盛舖
集滂路　集　寧　滂　江
張庫路　蘇治滂江、博羅理治
包固路　武　川　固　陽
五烏路　五　原　烏蘭腦包

國民政府はかねて西北支那の重大性に鑑みてその開發策を考究しつゝあつたが、新疆省地方離反の形勢と共に政治的必要にも迫られ、一九三三年、有名な瑞典探撿家スヴェン・ヘディン博士を首班とする大規模の調査團を派遣し（同博士は昨年二月長途の旅行を終へて南京に歸來した）、宋子文自ら視察にのり出す等のことあり、大規模の西北建設方案を發表した。同方案中、西北各省の道路建設は頗る重要な地位を占めてゐて、その面目一新を期してゐる。

尚、さしあたり豫算二、〇〇〇萬元餘を以て、包蘭路（包頭より五原、寧夏を經て甘肅省城なる蘭州に至る延長三七三邦里、現在寧夏までは改修を終り、自動車輸送路としてゐることは前述の如くである）、包塔路（包頭より外蒙古寨爾烏蘇、烏里雅蘇臺、科布多、新疆省承化寺を經て同省塔城に至る延長一、〇〇七邦里、この公路は外蒙古を通過するものであるから、恐らく實現は困難であらう）、西包路（包路より陝西省楡林、延安、延長經由、同省城西安に至る延長三一五邦里）、包庫路、包頭とは外蒙古共和國首府ウランバートル・ホタを結び一、〇〇七邦里、これも計畫倒れの憂がある）の諸幹線を改修し、以て所謂西北大公路の完成實現に努力してゐる。

4) 通信

この地方に於ける通信網は多く支那側の設設によるものであるが、何れも幼稚の域を脱してゐない。

まづ電信施設としては察、綏兩省並に蒙古地方（熱河を含む）に五、二四三粁の路線あり、左の如き電線路網がはられてゐる。

（イ）張庫自動車路に沿ふもの（張家口、滂江兩電報局）
（ロ）平綏鐵路に沿ふもの（懷來、宣化、柴溝堡、豐鎭、歸綏、薩拉齊、包頭各電報局）
（ハ）張多自動車路に沿ふもの（張北、沽源、多倫各局、但し多倫には滿洲國郵政部の電報局がある。）
（ニ）涿鹿電報局
（ホ）包寧自動車路に沿ふもの（五原、臨河兩局、大佘太仲繼所）

次に無電臺は古くより張家口及び綏遠城包頭に在つて、支那各地と通じてゐたが（註）、最近包頭のものは寧夏に移され、且つ更に一躍内蒙古の政治的中心地となつた百靈廟には近時强力な無電臺が設置された。張家口無電局の電力

は一〇〇ワット、綏遠城一五〇ワットで何れも短波長なことは分つてゐるが、その他の詳細不明である。

尙、ソ聯及び支那側に於て內蒙各要地に一、〇〇〇キロ乃至五〇〇キロのものを設置する計畫があるらしいが、未だ實現してゐない。

その他、張家口、豐鎭、歸綏、包頭に夫々民營電話公司あり、長距離電話としては察省に張家口――北平間の連絡ある外、綏遠省には左記の如く路線網をしいてゐる。

起點	終點	距離(支里)	管理機關
綏遠城	武川縣	九〇	綏遠電話局
同	托縣	一六〇	同
同	和林縣	一二〇	同
和林縣	清水河	一二〇	同
包頭	固陽縣	一二〇	同
集寧	陶林縣	一二〇	同
和林	殺虎口	一二〇	同
豐鎭	興和縣	二〇〇	綏遠電報局
同	集寧縣	一二〇	同
綏遠城	薩縣	二七〇	同
薩縣	包頭	九〇	同
包頭	安北	一四〇	同
安北	五原縣	一八〇	同
五原縣	臨河縣	一八〇	同

尙、綏遠省政府は北方武川縣、南方和林格爾、西南方托克托、清水河、西方包頭、五原縣、臨河縣、寧夏に至る長距離軍用電話を有してゐる。

次に郵便機關としては察、綏兩省に夫々左の郵便局が設置されてゐる。

（イ）察哈爾省

一等局　張家口
二等局　宣化、懷來、多倫
三等局　獨石口、新保安、西合營、陽原 懷安、延慶、涿鹿、南口、柴溝堡、赤城、張北、沙城堡、商都

（ロ）綏遠省

一等局　歸綏城
二等局　豐鎭、薩拉齊、包頭、綏遠城
三等局　興和、隆盛莊、集寧、貞資山、陶林、涼城、河口鎭、隆興長、臨河

多倫には現在滿洲國郵政が布かれ、同國郵局が設置されてゐる。

二、外蒙古

(1) 道路網

外蒙古の道路は、總て庫倫を中心として各方面に通じてゐるが、その主要なるものを擧げれば次の通りである。

1 庫倫―張家口
　倫倫―平地泉
　庫倫―歸化城
　庫倫―五原　｝一千二百キロ
2 庫倫―恰克圖（アルタンブラク）　三百二十キロ
3 恰克圖―ウエルフネウヂンスク　三百四十キロ
4 庫倫―滿洲里　九百キロ
5 庫倫―海拉爾　一千キロ
6 庫倫―烏里雅蘇臺　一千キロ
7 烏里雅蘇臺―イルクーツク　九百キロ
8 烏里雅蘇臺―ヒメンベチル　五百キロ
9 ヒメンベチル―ミヌチンスク　二百五十キロ
10 烏里雅蘇臺―古城　八百キロ
11 烏里雅蘇臺―科多布　四百キロ
12 科布多―ビイスク　五百キロ
13 科布多―セミパラチンスク　一千キロ
14 科布多―古城　六百五十キロ
15 科布多―烏蘭克穆　二百キロ

(2) 鐵道

大正十四年夏、外蒙古政府はその中央執行委員長タンバドルヂを全權として、勞農露國技術協會全權ウラムニフ及びクキスキーと恰克圖庫倫滂江鐵道條約を結んだ。

この條約に據れば、外蒙古は三期に亘り勞農露國から一億元の借款を得て、これが擔保には鐵道に屬する一切の財産を以てし、又材料の多くは露國から購入することになつてゐて、第一期には土工費二千萬金留、第二期には運轉材料代六千萬金留を借り、第三期は、第一期と同樣二千萬金留、償還期限二十年、第一回は無利息、第二、第三回は六分二厘の低利である。勿論、この借款は露國の外蒙古經營の過程であるか、その他尚多くの豫定線があつて、兩國の間に着々話が進んでゐる。

この鐵道中、庫倫、恰克圖、ウエルフネウヂンスク間は既に完成してゐるが、その他目下既に工事に着手し、又計畫を進行してゐる路線は、

1 露領ミヌシンスク（烏梁海首都）―ヒメンベチル
2 露領ビイスク科布多
3 ヒメンベチル―烏里雅蘇臺
4 科布多―烏里雅蘇臺
5 チタ若くはダウリヤ―庫倫
6 庫倫―桑貝子

鐵道政策は右の通りである、現在は從來の牛馬車、駱駝の外、自動車に據る外はない。

(3) 自働車

自動車のなかつた頃は十月初めから四月末まで七ヶ月間は駱駝、駱駝の脱毛期である夏期五ヶ月間は牛馬車を使用するのであつたが、大正六年庫倫總務總會が始めて庫倫—張家口間に自動車の運轉を始めてから、支那商人は盛んに倣つて自動車業を始め、次いで英米人の同業者も出て來た。大正七年徐樹錚の入蒙と共に支那交通部が十數臺の自動車を直營することになり、總計八十臺を運轉するに至つたが、尙旅客用に止まつてゐた。その後外蒙古の動亂となり、自動車は影をひそめ、昔の牛馬車駱駝の時代に返つた。然るに大正四年春、馮玉祥の西北國民軍が察哈爾、綏遠に入るに及び、蒙支貿易復活して張家口に自動車業十七、八、車數百五十、平地泉でも同業者二、三現はれ、十數臺の自動車を運轉したが、間もなく馮玉祥が勞農露國と結ぶやうになつて露國より供給を受ける武器を運ぶことになり、自動車を强制買收して西北汽車公司を設立した。

この外に外蒙古の購買組合所有の自動車も二百五十臺に及び、民間にも五十臺あり、一時總數五百臺と稱せられたこともあつた。

外蒙古は大正十年の革命と共に郵便制度を復興し、逐次舊態を脫して、今では到る所に郵便局があり、シベリヤ經由で外國郵便も取扱つてゐる。料金はかなり高く、外蒙古內は二十ムング、國外へは二十五ムング、新聞紙などは八ムングである。

檢閱は頗る嚴重で、開封されるところが少なくない。張家口—庫倫間は未だ郵便連絡が開けず、自動車に託送したり、隊商を利用したりしてゐる。

庫倫とウエルフネウヂンスク間には飛行便がある。

(4) 通信

電信電話も相當に出來てゐるが、料金が高いので一般公衆は殆んど使用せず、官憲の專用になつてゐる。有線電信は各都市間に設けられてゐる。

尙、ソ聯は最近南京政府を說き伏せて庫倫から察哈爾省の張家口に至る交通網を確保する爲め、平地泉から烏得に至る大自動車道路を開設、駐車場の設置連絡、無電臺の新設を計畫した。この計畫は全線に大型バス八十臺を定期運轉せしめ、裝甲自動車四輛でこれを保護せんとするのである。而して、一朝有事の際は軍用に供せんとする用意に出たもので、あるが、その後立消えとなつた形になつてゐる。

尙、無電臺並びに自動車連絡は左の如くである。

無電臺

平地泉（五百キロ一臺）烏蘭哈達（五百キロ一臺）
明安（一千キロ一臺）伊林霍羅斯（一千キロ一臺）

尙、烏得その他にソ支間の交通々信給の中心となす爲め十八の無電臺を新設

自動車路

1、烏蘭哈達より察綏省界に至る線
2、明安より察哈爾省の蘇尼特及び綏遠省の四子部落各旗に至る兩線
3、伊林霍羅斯を起點とし鄂倫治巴特を經て海山布留特に至り將來は烏珠穆沁に至る線
4、烏得より遠里崗厓に通ずる線

特に注目すべきは外蒙古自動車企業のソ聯獨占であつて到る所自動車網の發達を見つつある事上記の如くであるがその目的とする所として特異の點を列記すれば、次の如くである。

一、全蒙古の自動車の運行及び貨物輸送をソ聯人の手中に收め、以て外蒙古貨物移動及び商業狀態を精査する外、貨物輸送の利益及び優先的にソ聯商業機關の貨物を輸送供せしめる。

二、支那赤軍に對する兵器資金被服等の供給を行ひ、之を外部に秘匿する手段とする。

三、ブリヤート蒙古

(1) 概説

資源の開發、產業、工業及び商業の發展と交通網の發達とは、密接不離の關係を持つてゐる。然るにブリヤート蒙古に於ける交通運輸の現狀は、全く未開狀態にあると云つてよい。共和國々民經濟の立遲れの原因として種々なる理由を擧げ得るであらうが、就中、

(一) ブリヤート蒙古がソ聯の經濟的大中心地から遠いこと（ウラヌ・ウダ市からモスクワまでに五千五百十八粁、最も近いソ聯の港ウラヂオストックまでは三千六百五十粁）
(二) 敷設鐵道が甚だ少ないこと
(三) 水路の使用が尙ほ不充分であること
(四) 空中運輸の發達の緩漫なこと

等が要因をなしてゐる。

ブリヤート蒙古に於ける交通路網を表示すれば、左の如くである。

種類　指標	總延長（キロ）	面積千平方キロに付	人口一千に付
鐵道線路（基本幹線）	五三一	一・三五	〇・九四
水路　總延長	八、五〇〇	二一・五一	一五・〇九
水路　內譯　船舶航路內	三、五〇〇	八・八七	六・二一
水路　內譯　利用中のもの	二、〇八四	五・二五	三・七〇
道路　總延長	二一、三九〇	五四・一八	三七・九六
道路　內譯　聯邦道路	四五八	一・一六	〇・八一
道路　內譯　共和國道路	七〇九	一・八〇	一・二六
道路　內譯　州道路	七六〇	一・九三	一・三五
航空路	二二〇	〇・五六	〇・三九

(2) 鐵道運輸

ブリヤート共和國の鐵道は、總延長五百三十一粁にして、東部シベリヤに於ける鐵道總延長の七分ノ一を占めてゐる。而して、このうち三百八十七粁はシベリヤ鐵道幹線、殘りの百四十四粁は北滿洲鐵道支線で、カルイム驛附近でザバイカル鐵道と連結してゐる。

鐵道通過アイマクは次の四つに過ぎない。

アラール・アイマク（三十四粁、複線）
カパン・アイマク（百七十二粁、複線）
ウラヌ・ウダ・アイマク（百八十一粁、複線）
アギンスキイ・アイマク（百四十四粁、單線）

而して此等の鐵道は、トムスク鐵道の一部とザバイカル

鐵道の一部とから成り、延長五百三十一粁の間に二十三の驛が在る。うち三つの驛はトムスク鐵道に、他はザバイカル鐵道に屬してゐる。驛間の最短距離は八粁、最長距離は五十八粁、平均二十三粁である。

上述の鐵道本線の他に、經濟上の目的から數本の支線が敷設されてゐる。その中最も延長線の長いものは、木材運搬に使用されてゐるタレツカ支線（二十七粁）である。

共和國の貨物總取引に於いて比率の最も高いのは、ウラヌ・ウダ驛であつて、全鐵道驛の取引總額の四二・一％を占めてゐる。ウラヌ・ウダ驛の貨物取引に於いて主位を占めてゐるものは、蒙古との輸出入貨物である。

出入荷の狀態は次表の如し。（單位噸）

年次	各驛全體に亙って			ウラヌ・ウダ驛			ウラヌ・ウダ驛比率		
	總數	內譯 出荷	內譯 入荷	總數	內譯 出荷	內譯 入荷	總數	內譯 出荷	內譯 入荷
一九二七	三〇〇、一五九	一四〇、四四四	一五九、六一五	一二三、四七三	四四、〇六〇	七九、四一二	四一・一	三一・四	四九・八
一九二八	三四一、〇三二	一五七、八九〇	一八三、一四二	一四六、三七	四二、八二四	一〇三、三一三	四二・九	二七・一	五六・四
一九二九	四〇八、〇九七	一七六、四三一	二三一、六六六	一九一、〇二〇	四三、四六	一四七、九七四	四六・八	二四・四	六三・九
一九三〇	五三〇、六五一	二三六、四八九	二九四、一六二	二三四、五七	六〇、一四一	一七四、〇一六	四四・一	二五・四	五九・二
一九三一	六八五、九六二	三一四、五六一	三七三、四〇一	三〇〇、一四〇	八三、〇一六	二一七、一二四	四三・六	二六・四	五八・一
一九三二	七六九、二七二	三三二、七〇六	四三六、五六六	三〇九、一二三	七九、五四五	二二九、五七八	四〇・二	二三・九	五二・六

ウラヌ・ウダ驛に於ける主要貨物別に見た出入荷の狀態は次の如し。（單位噸）

種類 / 年次		穀物	肉類	家畜	木材	薪木	石炭	原油	鑛物性建築材料	其他の貨物	雜貨
出荷	一九二八	一七、二四九	一、五八六	一、九八七	五五、三五六	二六、三一六	四八九	三二五	四、八九九	四九、七〇一	一五七八、九〇
	一九二九	二〇、一〇五	二、二三八	三、五〇二	六四、三六四	二七、一六六	二、二七四	四七九	一三、六四九	四三、六五四	一七六、四三一
	一九三〇	二三、七三四	七、五二八	一三、四九八	六一、七二五	三七、四〇七	二、七五八	六五〇	一三、九三八	七七、二五一	二三六、四八九
	一九三一	三七、四一六	一四、五一〇	一八、三九九	九三、二五二	四八、二七〇	一、七八三	一、〇八六	二七、三〇四	七二、五四一	三一四、五六一
	一九三二	三四、四六三	一五、〇六七	一五、九四一	一三三、六九八	二八、四二一	一〇、三六〇	二、三三九	三〇、八二四	七二、六〇三	三三二、七〇六
入荷	一九二八	二九、八六八	二六一	四九	三二、四五一	一〇、四三一	四五、一八七	二、六八〇	七、二二五	五四、九九〇	一八三、一四一
	一九二九	五二、二五九	三六九	五〇五	三一、一五七	九、一〇五	六一、六九六	四、〇九五	一四、三九六	一五八、〇八五	二三一、六六六
	一九三〇	三八、四三八	六四三	一、〇〇五	二九、五二一	一七、一七八	九二、五九七	四、九八二	一三一、九六一	九六、六一三	二九四、一六三
	一九三一	五〇、八三一	六五一	八〇七	二八、九二六	二三、八三四	一四一、四四六	九、八八五	三〇、一七六	八六、八四五	三七三、四〇一
	一九三二	五八、六〇四	二八七	二、一六八	五〇、一〇六	一四、九一九	一五三、二八七	一七、九九五	三三、三一〇	一〇五、八九〇	四三三、六五六

一九三二年度各貨物出入荷の總計に對する百分率

	穀物	肉類	家畜	木材	薪木	石炭	原油	鑛物性建築材料	其の他	總貨物
出荷	一〇・四	四・五	四・八	三六・九	八・五	三・一	〇・七	九・三	二一・八	一〇〇・〇
入荷	一三・四	〇・一	〇・五	一一・五	三・四	三五・一	四・一	七・六	二四・三	一〇〇・〇

國境外への出荷に於いて第一位を占めてゐるものは、主として西方へ向ふところの木材建築材料、次に薪木、穀物、肉類及びその他の食料品である。國境外よりの入荷で第一位を占むるものは石炭及び工業製品である。木材と薪木とは、貨物總取引中最も主要な地位を占め、總取引中二八・二%に達してゐる。

ウラヌ・ウダ驛に次ぐ各驛の一九三二年度に於ける貨物取引狀況は、次の如くなつてゐる。

驛名	ムイソフ	デイヴイジオンナヤ	タリツイ	セレンガ	ブイルカ	ザイグラエヴオ	タタロヴオ	共和國全體
絕對數（噸）	九五、六一八	四三、六〇四	三八、五五六	三三、五七五	三〇、九〇四	二二四・二四	一三、三七〇	七六九、二七三
總數に對する百分率	一三・四	五・七	五・〇	四・四	四・〇	二・九	一・七	—

右表によつて觀るならば、ウラヌ・ウダ驛に次いでムイソフ驛が貨物の出入荷量に於いて第二位を占めてゐる事が分る。

(3) 水上交通運輸

ブリヤート共和國の水上運輸は、一八四五年バイカル湖に於いて初めて行はれた。セレンガ河の航行が開始されたのは一八六四年に至つてからである。革命前に於けるバイカル湖及びセレンガ河の船舶航行は、個々の商工業會社の手で行はれ、これ等諸會社にとつてこの船舶航行は商業上の利益獲得の一手段であつて、水上運輸を唯一の業とするのが目的ではなかつたのである。

汽船會社を、かかる私人資本家の手から沒收して之を國有化して以來、水路の使用はバイカル及びセレンガ船舶局によつて行はれるやうになつた。一九二二年より一九二四年に至るまで、バイカル湖航行は、國營船舶局の西シベリア支局、セレンガ河の航行はアムール支局が管理してゐたが、一九二四年末以後共和國の水上運輸事業は、全部セレンガ國營船舶局（局の所在地はウラヌ・ウダ市）の管理下に集中されることとなつた。

ブリヤート共和國に於ける水路の全延長は八千五百粁、そのうち約三千五百粁は航行可能である。然し、現在實際使用されてゐる航行路は二千八十餘粁である。

共和國創業以來十年間に、水路の增加率は二三%に達した。水路の分布狀況は比較的均等に共和國領土内に普及し從つてその利用は運輸經濟上、前途極めて有望である。

一九二四年より一九三二年に至る九年間に於ける水運貨

物取引額の增大の動向は、次の如くである。(單位千噸)

年次	總數	曳船による船船によるもの	そのうちセレンガ河によるものの總額	上のうち曳船による船舶によるもの	バイカル湖によるものの總額	上のうち曳船による船船によるもの
一九二四	二三・九	一〇・八	六・三	六・三	六・六	四・五
一九二五	一七・五	一五・二	一〇・二	一〇・一	七・三	五・一
一九二六	三一・三	一四・一	九・四	九・三	二一・九	五・八
一九二七	三五・六	二四・二	一八・五	一八・二	一七・一	六・〇
一九二八	四七・〇	二四・〇	一八・八	一八・三	二七・九	五・四
一九二九	五八・七	三〇・六	二三・一	二三・一	三四・五	七・八
一九三〇	一〇三・二	三七・八	三一・五	二八・八	七〇・四	七・八
一九三一	一六五・五	七〇・六	五九・七	五九・四	一〇三・九	九・三
一九三二	一〇三・八	七四・六	六四・三	六五・〇	三七・八	八・九

右表に於いて見るが如く、セレンガ河の水運に依る貨物輸送量は、バイカル湖の輸送量を遙かに凌駕してゐる。貨物取引額の增大率も亦セレンガ河はバイカル湖を凌いでゐる。セレンガ河の貨物輸送量の增大したのは、

(1) 此河に沿ふセレンギンスキイ、キヤフンスキイ、ザガメンスキイ各アイマクへ向けての國內輸送の增大

(2) 內外蒙古との輸出入企業の發達

以上三點が主としてその因をなしてゐる。

(4) 自働車輸送

ブリヤート共和國の運輸界に於いて、水上運輸についで重要な意義をもつてゐるものは自動車運輸である。共和國創業以來、自動車網はすばらしい發達を遂げてゐる。

輕自動車の數は一九二七年—一九三二年間に七倍になり貨物自動車も亦同期間內に百五十四倍となつてゐる。貨物

積載量に於いては實に三百倍に增加した。然し、この數的增大は過去に於いて自動車が全然無かつたためで、現在と雖も未だ尙ほ發達の餘地が充分あることは推察するに難くない。貨物自動車の約七二%は「合同運輸（サユーズ・トランス）」の管理下にその一〇%は國家工業（ゴス・プロムイシユレンノスチ）の下に在る。

無軌道陸上運輸の問題は、工業及びソフホーズ、コルホーズ建設の成長に伴つて、極めて大きな國民的經濟問題となつてゐる。自動車運輸と關聯して考察さるべき事柄は、機械トラクター配給所の增加したことである。（後藤富男）

G　蒙　古　學

I　最近に於ける蒙古史研究

古來「蒙古」の地方に興亡した諸族は、支那人によつて「北狄」と總稱され、南のかた支那における漢族と對峙し、東洋の史的變遷の上に大きな役割を演じてゐる。白鳥庫吉博士の「東洋史に於ける南北の對立」(東洋史講座)は、小篇ながらその事情を語つてゐる。彼等北狄は、いふまでもなく氈帳に住み、「畜に隨つて水草を追ひ、」畜牧、射獵を以て務となす」ものであるから、支那人その他の農耕民とは全然生活樣式を異にする。從つて「東洋」の歷史的把握のためには、支那に於ける諸事情の探究が必要であると同等の意味で、かゝる遊牧民の社會やそれから派生された一切の事情を闡明し、彼等の興亡の跡を辿ることが絕對に必要な筈である。それにも拘はらず、今日我國の東洋史學界において「蒙古」は「中央アジア」等と共に殆ど視野の外に置かれたかの如くであり、そしてアジア北族の「秘密」は依然「秘密」のまゝに閉されてゐるのは、何としたことであるか。我國—我國ばかりに限らないが—における蒙古史學の成果を顧るとき、そのあまりにも貧弱な有樣に驚かざるを得ない。

蒙古の高原に天幕の生活を營み、彎弓と騎馬とによつて縱橫に活動した北狄の諸族は、今日人種的に見ると、モンゴル族に屬するものがあり、トルコ族と認められるものがあり、またツングース系の血を混へたものもあつたらしい。白鳥博士はこの問題に關する我國唯一の權威であり、多くの業績を公表されたが、「匈奴は如何なる種族に屬するか」(史學雜誌、八編)及び「支那の北部に據つた古民族の種類に就いて」(同、十一編)はそのスタートをなした論文である。また「亞細亞北族の辮髮に就いて」(史學雜誌、卅七編)匈奴・東胡・靺鞨・鐵勒・突厥・女眞・蒙古等々の場合を攷へ、この習俗の起源・傳承などを論證された一篇もある。

さて「蒙古」といふ名稱が西曆十三世紀の初めにオノン・ケルレン兩河の畔に興つて遂に支那をも併吞した有名な部族の名に負つてゐることは、今更ら喋々を要しないが、今日の史學界では、この種族の祖先を匈奴に求めるのが普通である。白鳥博士の「蒙古民族の起原」(史學雜誌、十八編)はこの點において特に紀念さるべきである。從來西歐の東洋學者は殆んどすべてが匈奴を以てトルコ種と認めてゐた。博士もまた前揭「匈奴は如何なる種族に屬するか」において、トルコ說を採つてゐられたが、この論文に至つて漢籍に傳はつてゐる匈奴語十數語を摘出してそれらを蒙古語を以て解釋し、そして匈奴を蒙古族と斷じたのであつて、

同趣の議論は補訂されて「西域史上の新研究」（東洋學報、三卷」にも掲げられてゐる。先秦の古典に見えてゐる玁狁（獫狁）・葷粥（獯鬻）などが、匈奴の前身であるか否かの問題は姑く措いても、匈奴の名が始めて史に現はれたのは實に支那の戰國時代のことである。そして彼等の南侵は、既にその頃、支那北邊に位した燕・趙・秦の三國をして早くもそれぞれ長城を築設せしめるに至つた。秦の始皇帝の大事業として名高い萬里の長城は、それらを修理・聯結したもので、勿論現在の長城とは位置において構造において甚しく差異があるけれども、遊牧アジア北族と農耕漢族との接壤線は　こゝにほゞ具體的に示されることになつた。これについては市村瓚次郎博士の「長城の起原」（地理と歴史一卷）や橋本增吉學士「支那古代の長城に就て」（史學、五・六卷）があり、また藤田豐八博士の「烽燧につきて」（劍峯遺草）は長城の要所に設けられた亭隧（烽燧）の制を研究したものである。

秦末・漢初にあたつて、匈奴に冒頓單于が出現した頃、北狄の諸部落は匈奴を盟主とする一つの國家的組織にまで到達した。爾來漢北においては、有力部族が次々に擡頭し交替する現象が繰返されることになつた。元來氏族社會の名殘を特に强烈に留めた遊牧諸族の間に、國家的統制が如何にして形造られたか。その國家形態の考案は、社會組織の研究と共に蒙古史學者の重大な任務であらう。松田壽男の「匈奴の僮僕都尉と西域三十六國」（歴史教育、八・九卷）は未熟乍らかゝる問題に多少の關心を示しつゝ匈奴と西方との關係を取扱つたものである。更に、匈奴の歴史を案ずるに、彼等の一部が南遷して支那北邊に土着する傾向が著しかつたのを見逃せない。南匈奴はその代表的なものであり、同樣な經過は後の鮮卑においても見ることができる。かの五胡の侵入に際し、その重要な一因子となつた山西の匈奴（劉氏）やオルドスの匈奴（赫連氏）などは、孰れもかやうにして長城以南に移り住み、且つ時と共に遊牧民の本質を失ひ、農耕土着の生活に入つたものである。本來牧畜生產を基礎とする北狄が、何故にかゝる變化を見せたのであるか。彼等が支那社會に順應するに至つた事情如何。蒙古史學の大きな宿題はこゝにもある。この宿題に對して孜々たる努力をつゞけてゐるのは内田吟風學士であつて、「後漢光武帝の對南匈奴策に就て」（史林、十七卷）「後漢末期より五胡亂勃發に至る匈奴五部の狀勢に就て」（同、十九卷）「五胡亂及び北魏に於ける匈奴」（同、二十卷）の三篇によつて斯界に獨自の存在を明かにしつゝある。なほ史記や漢書に殘つてゐる匈奴の地名については駒井義明學士の「前漢匈奴地名略考」（史林、十五卷）がある。

次に前掲白鳥博士の辮髪考と共に異色ある研究として江

上波夫學士の「匈奴の飲食物に就きて」(東洋學報、二十卷)を擧げなければならない。これは、匈奴人の主食たる肉食を初めとし、乳及び乳製品などを文獻的に調査し、更に匈奴における穀食の事實を指摘した雄篇である。江上氏はまた蒙古考古學者としても大きな足跡を印してゐる。同氏と水野清一學士との協力に成つた「內蒙古・長城地帶」(東方考古學叢刊乙種第一冊)は最も注目されるべき精華である。そこに取扱はれてゐる內蒙古の細石器、また綏遠方面出土の青銅器、また支那北疆の宣化や張家口などから發見された土器の類は、歷史家に對しても無限の興味と大きな問題を提示するものであり、著者たちがそれらに關聯して有意義な暗示を與へてゐるのを閑却できない。蒙古考古學の歷史への關與を一層强調したのは江上學士の「考古學上より觀たる遊牧民と農耕民」(歷史學研究、一卷)である。歷史上およそ對蹠的な兩存在を取立てた點に將來の飛躍が待望される。但しこの一篇は同氏と駒井和愛氏との共著「東亞考古學」(平凡社、世界歷史大系二)にも結論として轉載されてゐることを附記しておく。

支那戰國時代に匈奴が陰山地方に興つたのに對して、その東方、南部興安嶺の東西には「東胡」が住んでゐた。白鳥博士の研究によると、これはモンゴル種にツングース種を混へたものである。その多數の部落は、漢代に至つて鮮卑・烏桓の二部によつて統制されたが、中でも鮮卑は匈奴瓦解の後を承けて漠北の諸部にも支配權を確立し、ついで五胡の亂に當つてその地盤を北支那に移した。陰山鮮卑の拓跋氏によつて支那北朝の基が礎かれたことも周知の事實であらう。その後、興安嶺の方面に據つた契丹や奚も同種に屬する。これらの東胡系諸族については、白鳥博士に「東胡民族考」(史學雜誌、廿一・廿二・廿三編)と題する精細な研究があり、主として比較言語學的論證が中心となつてゐるのは、博士の學風から見て當然なことである。

さて匈奴以後、突厥・回鶻時代に至る間の漠北史は、現在全く未開拓の狀態にある。拓跋氏南遷と共に蒙古に興つたのは柔然(蠕蠕)であり、オルホン・トウラ兩河の方面に勢力を樹立したが、その北に當るセレンゲ河畔には高車(勅勒・敕勒)が據つて、これと對峙するに至つた。白鳥博士はロシアのラドロフ W. W. Radloff 氏の假説にヒントを得て、前記東胡民族考において柔然の國號、可汗號、人名などを蒙古語又は滿洲語を以て解釋された。しかるにやゝ遲れて藤田豐八博士が「蠕蠕の國號及び可汗號につきて」(東洋學報、十三卷・東西交涉史の研究、西域篇)をものしそれらを全部蒙古語で解明されるに及んで、柔然が純然たるモンゴル種であることが決定的となつた。とはいへ我々が今日柔然に關して持つことのできる報告は單にこれだけ

にすぎない。しかも高車に至つては更に遺憾の念を深くする。高車は鐵勒すなはち大トルコ族の一部として古くから西北蒙古に據つてゐたものである。鐵勒は隋代の史乘によると、東はバイカル湖の南から西はアルタイ山脈を越えてアラル・カスピ兩海の附近にまで及んでゐた。從つて高車の勢力圏は必ずしも當時のトルコ族の全住域を含めてはゐなかつたが、少くとも大トルコ族の古い中心部分であり、突厥・回鶻などによつてトルコ族最初の盛時を現出する源流ともなつたものであるから、トルコ古史の研究には當然閑却できぬ大きな意義をもつのである。それにも拘はらず今日東西の學界においては、羽田亨博士や松田壽男などが他の問題に聯關して概觀を試みてゐるほか、何等取立てゝ紹介すべき業績も見當らぬ。トルコ史研究のためにも、また蒙古史（漠北史の意味である）學界のためにも惜まざるを得ない。

西暦第六世紀の中葉に、アルタイ山麓から突厥が勃興した。高車によつて漸次に昂められつゝあつたトルコ族の勢力は、これによつてアジア北部に急激なる伸展を見せることになつた。モンゴル系に屬する柔然が彼等のために滅ぼされたのみならず、西方ではアルタイ山西の鐵勒族が糾合され、エフタルが征服され、こゝに大突厥帝國が成立するに至つた。松田壽男の「鐵工としての突厥族の發展」（歷史教育、五卷）は、突厥が鍜鐵に巧みであつたといふ點からその勃興の意義を明かにし、併せて高車・鐵勒・契骨（キルギス）等との關係をも考慮したものであり、同人の「西突厥王庭考」（史學雜誌、四十編）は、西突厥の由來を案じ更にその初代の可汗が主として天山山中の大ユルドゥス溪谷に治したことを論證したものである。突厥が柔然の勢力を掃蕩したのち、蒙古は大帝國の東半をなす東突厥の統制に歸した。東突厥は一時支那唐朝の羈縻を蒙つたが、間もなく復活して、カパガン Kapagan ビルゲ Bilgä 兩可汗によ る掉尾の活躍を演じ、次いで支配下の鐵勒族のうちから回鶻（廻紇）が擡頭するに及んでこれと交替することになつた。近時外蒙古オルホン河畔から當時の突厥や回鶻の手によつて殘された數種の碑石が發見され、所謂オルホン碑文として紹介され、トムゼン V. Thomsen ラドロフ W. W. Radloff マルクアルト J. Marquart ヒルト F. Hirth 諸氏の考說も續々發表されて頗る學界の注目を惹いたことは未だに世人の耳新しい事件であらう。かゝる東洋史學史上の劃期的事業に我が白鳥博士が參與され、キュルテギン Kül-Tigin 碑のうち漢文を以て刻まれた部分を解讀して「突厥闕特勤碑銘考」（史學雜誌、八編）を公にされ、我學界のため萬丈の氣をはかれたことを記憶すべきであらう。また最近岩佐精一郎學士は「突厥碑文の Bökli 及び Aprum に

ついて」(東洋史同好會雜誌)新說を發表し、從來未解決のまゝに置かれてゐたベクリを高句麗に、アプルムを拂菻(フルム)すなはち東ローマに比して一躍才名をあげ、大いに將來を囑待されたのであるが、不幸にも夭折された。まことに惜しい人であつた。回鶻に關しては羽田亨博士の功績を忘れてならない。博士の「九姓回鶻と Toquz Oγuz との關係を論ず」(東洋學報、九卷)はその代表作ともいへよう。この論文でまづ九姓回鶻の組織が問題とされ、ついでオルホン碑文中に見えるトクズ・オウズ、またそれから轉化したと認められる九世紀以後のイスラム教徒の使用したトゥウズウズが、果して九姓回鶻と同一であるか否かが論議されてゐる。しかし博士は結論としてトクズ・オウズは九姓回鶻に非ず、むしろ九姓鐵勒に相當すべき旨を主張されたのみでなく、或は回鶻と鐵勒との關係を攷へ、或は鐵勒を以てトルコの音釋とするなど隨所に卓見を盛り、同博士の「唐故三十姓可汗貴女阿那氏之墓誌」(東洋學報、三卷)の解說と共に、漠北史に對する深い理解と蘊蓄とを示されてゐる。また同博士の「漠北の地と康國人」(支那學、三卷)は康國すなはち中央アジアのサマルカンド地方の商賈が遠く突厥や回鶻などに通商し、兩者の間に密接な關係が結ばれてゐた事實を指摘されたものであり、「回鶻文の佛典に就きて」(史學雜誌、卅五編)や「西域文明史概論」の中には、晩唐に至つて回鶻の統制が崩れ、族人の一部が西方に轉住した事件の輪廓が述べられてある。桑田六郎學士の「回紇衰亡考」(東洋學報、十七卷)にも、やはり回鶻西移が取扱つてあり、併せて遼史・金史・宋史などに見える回鶻についての解說が試みられてゐる。

次にいよいよ蒙古帝國時代に就いて紹介の筆を進めるに當つて、一言しておきたいことがある。それは世人往々にして蒙古といへば蒙古帝國史の意味と解し、蒙古帝國の支配の及んだ所ならば、支那であらうと、滿洲であらうと、朝鮮であらうと、またイラン地方であらうと、すべて「蒙古史」の中に含めてしまう場合があり、またチンギス汗の出現以前の蒙古地方の歷史は蒙古史でないかの如く遇するもののあることである。筆者はこゝで事新しく蒙古史の定義を述べようとは思はぬ。しかし蒙古史は決して蒙古帝國史(又は元朝史)と一致するものではなく、また蒙古部族の發展史でもない。それは太古以來、興安嶺の西、アルタイ山脈に及ぶ地方の情勢を取扱ふものでなければならないのである。さて西暦第十三世紀の初頭にかのチンギス汗の出世によつて導かれた新興蒙古部の勢力は、忽ち漠北・漠南の諸部落の統一となり、西は中央アジアから南ロシアやイランに進み、東は滿洲を含め朝鮮を隷下に置き、南は支那をも服屬させたのである。外蒙古の一隅に起つた旋風の

偉大なる成長は、まさに刮目すべきものがあり、農耕國家や都市生活者に對する蒙古遊牧民の支配は、歴史家に様々の興味ある問題を提供するに充分であつた。從つてこの時代の研究に精進した學者が極めて多數に上つたのも無理ならぬ次第で、箭内亙博士の遺稿集「蒙古史研究」の卷末に附載されてゐる「元史研究資料並に參考書目略」を一見したものは、誰しも二百篇（それにはなほ箭内博士による四十篇が除かれてある）にも達する日本人の著作に接して一驚を喫するであらう。しかし乍ら繰返していふ。蒙古史は蒙古帝國史或は元朝史（元史）と同一であつてはならない。蒙古帝國史或は元朝史の各部門に亙つて二百四十を數へる成果を持つ日本においても、蒙古帝國時代の蒙古地方の事情に關して果して何程の研究が殘されてあるか。心細いことである。

蒙古帝國の創業を傳へた記錄としてモンゴルン・ニウチア・トブチァアンの名はあまりに名高い。これは元來ウイグル（回鶻）文字を以て書記されたものであるが、のち漢譯されて「元朝秘史」と名付けられた。我國東洋史學の先達となつた那珂通世博士は、蒙文の秘史を基礎として、それを流麗なる和文體に譯出され「成吉思汗實錄」をものし我國蒙古史學のために一大光明を投ぜられた。この書の序論には「元朝秘史の來歴」について詳しい考證が載せてあり、また本文中には割註を以て蒙古の地理・慣習・制度などに關する博士の該博な知識のエッセンスが組込まれてゐるし、「那珂通世遺書」の中にも同趣の研究を見出すことができる。那珂博士が元史研究に傾倒されつゝあつた頃、内藤虎次郎博士もまたこの方面に注意を向けられてゐた。「蒙文元朝秘史」（史學雜誌、十三編）の紹介は、その片鱗を示すものといへよう。更に同博士には「蒙古開國の傳説」（藝文、四卷、また讀史叢錄）の考證がある。かの「蒼き狼」と「慘白き牝鹿」との交配傳説や阿蘭媛が「男無きに三人の子を生め」る説が取上げられ、その様な傳説が決して蒙古族のみに限らず、且つ蒙古の傳説には突厥の影響の多い點を論じてある。同趣の論文として一層の注意を要するのは羽田亨博士の「元朝秘史に見ゆる蒙古の文化」（藝文、八卷）である。それは、蒙古の文化に突厥や回鶻などのトルコ系のそれを傳承した部分が少なくない事實を、その開國傳説、十二支紀年、或は言語などの點から證明したもので、次に述べる蒙古驛傳に關する研究と共に博士の元史に對する深い關心を窺ふことができる。羽田博士には「蒙古驛傳考」（東洋協會調査部學術報告）と「元朝驛傳雜考」（東洋文庫叢刊、第一）の二篇が數へられる。後者は昭和五年に東洋文庫で永樂大典の站赤に關する部分を複印するに因んで上梓され、右の史料を用ゐて前著を補正されたものと見るべく

驛站に關する資料の紹介と解説に初まつて、驛站の管理、站官、急遞鋪、海青牌などに及んでゐる。

元史研究者の必ず忘れることのできない大きな存在は、那珂博士の高弟箭内亙博士である。博士の殘された四十篇に近い論文のうち、直接蒙古本部と關係あるものを選んで紹介する。まづ「韃靼考」(滿鮮地理歷史研究報告、五、この論文は遺著蒙古史研究にも收められてゐる、以下同樣)である。唐の頃興安嶺西に遊牧し、三十姓を數へたタタル族は、元來モンゴル系に屬するが、唐末には陰山方面にもタタルが現はれ、これはトルコ系である。後者はすなはち白達達と呼ばれたオングートで、沙陀の後裔であり、遼・宋・元三朝の史に見える賀蘭山方面のタタルも同樣に沙陀の後裔である。これは宋人の所謂白韃靼であつて、黑韃靼といはれたものこそモンゴル系の蒙古に他ならない。以上が博士論旨の大要であるが、博士は滿洲朝鮮方面に對する歷史地理的考證を多數に發表されたにも拘はらず、蒙古方面については殆どこの一篇を殘されたのみであつた。それは博士の研究の主點が元朝制度史に置かれてゐたためのやうである。從つて例へば、チンギス汗がナイマン國を征する際に創設したといはれる宿衞・侍衞の制度すなはち怯薛(ケシク)(番士)を對象とした「元朝怯薛考」(東洋學報、六卷)、また行帳の制を究明した「元朝斡耳朶考」(東洋學報、十卷)、更に前述羽田博士の調査された驛傳制に聯關した「元朝牌符考」(滿鮮地理歷史研究報告、九)や「蒙古の國會卽ちクリルタイに就いて」(史學雜誌、廿八編)などが主要業績の大半を占めてゐる。なほ博士には「元代の東蒙古」(滿鮮地理歷史研究報告、六)の闡明や「海都の叛いた年次」(東洋學報、八卷)の考定、または「蒙古の詐馬宴と只孫宴」(白鳥博士還曆記念東洋史論叢)に關するものもあるが、漠北史研究上、最も重大な問題であり、またそれだけに數多い論文中出色のものと認めたいのは、クリルタイについての意見である。クリルタイとは聚會の意味である。那珂博士の言を拜借すると、それは「遊牧の諸部落には大抵有れども其の部落大きくなるに隨ひて、聚會の勢力衰ふるは常の事なるに、蒙古にては、國はいやが上に太りたれども聚會は中中廢れずして永くその勢力を保ち」支那に君臨するに至つた後と雖もなほ形式的ながら存續してゐる。しかも「牛飼羊飼どもの寄り聚ひたる平民の相談會は王侯將相の列れる威儀堂堂たる貴族議院とな」つたのである。博士はその精緻な頭腦によつてクリルタイの一々の場合を詮索究明し、またかゝる合議制の存在が決して蒙古部にのみ限らず、古來漠北諸族の間に嚴として行はれてゐたことを指摘された。これは確かに蒙古史學にとつて最上の贈り物であつたが、慾をいへば、大人(部落長)選出の合

議制が如何にして蒙古國會の如く變じたかの説明を、一層詳しく知りたかつた。

上述諸博士の業績のほか、なほ若干の名篇を紹介する必要がある。その第一は蒙古語の知識による元史への寄與であつて、白鳥庫吉博士の「高麗史に現はれたる蒙古語の解釋」(東洋學報、十八卷)と鴛淵一學士の「成吉思汗の挽歌に就いて」(史林、十一卷)とである。前者は高麗史から四十數語を摘出してその由來を述べ、後者は「蒙古源流」に見える挽歌を蒙文から邦譯し、漢譯蒙古源流やシュミッド氏のドイツ譯を補正したものである。ついで箭内・羽田兩博士に見られた如き元朝諸制度の研究を繼承した新進の著作として秋貞實造學士の「元朝札魯忽赤考」(桑原博士還暦記念東洋史論叢)が擧げられる。蒙古帝國初期の行政機關としての斷事官について詳攷を得たのは大きな喜びでなければならない。また石田幹之助學士も「モンゴルの西侵に關する二三の疑問」(史學雜誌、廿五編)「蒙古文字の起源と沿革」(東亞研究、三卷)などによつて屢々その博識の一端を提供され「歐人の支那研究」の中にも豐富な指示と暗示とが含まれてゐるのを忘れることができない。

元の時代を過ぎて明代の漠北・漠南に就いてながめてみると、古く原田淑人學士によつて「明代の蒙古」(東亞同文會報告)が研究されてゐるが、その後は殆ど和田清學士の獨壇場の觀があり、かの「內蒙古諸部落の起源」一冊は氏の學的地位を決定した大作である。以下和田學士の近業について紹介しよう。

元朝を仆した明が、北方の殘元に對して特別な注意と努力とを拂つたことはいふまでもないが、明朝の方略はそれを東西南の三方から壓迫するにあつた。そこで、東方では滿洲女直の住域を征略し、また進んでは興安嶺東の地を收めて、そこに泰寧・福餘・朶顏の三外衞を設けた。これが所謂兀良哈三衞である。三衞の地は、古く東胡の住地であり蒙古・滿洲間の中間地帶として注意さるべく、明の征服した頃は、すでに住民は遊牧をすてゝ農業に從事してゐたと傳へられる。和田學士の研究はまづ「兀良哈三衞の本據について」(史學雜誌、四十編)開始され、三衞が元末の臺州・灰亦兒・朶因三千戶所の後で、それぞれ今の洮南・齊々哈爾及び洮兒河の上源地方に當ることを明かにし、次いで「兀良哈三衞に關する研究」(滿鮮地理歷史研究報告、十二・十三)においてはこれら三衞と蒙古との關係を主として取扱ひ、成化・弘治の間に蒙古を統一した有名な達延汗の際にまで及んでゐる。また「正統九年の兀良哈征伐について」(東洋學報、十八編)の考察も行はれてゐる。かやうに明朝は、東方經略によつて蒙古の左臂を斷つたのであるが、同時に西方においては青海・河西方面の經營を行つて

その右臂を斷ち、その間には、屢々中間（正面）から勁兵を以て北のかた蒙古の本據を衝くことに努力した。「明初の蒙古經略」（滿鮮地理歴史研究報告、十三）は、かゝる明軍の行動を觀察したものであるが、「特にその地理的研究」とサブタイトルが付けられてゐる如く、明軍の蹂躙した地域を歴史地理的に調べることによつて、明代蒙古の情勢を窺はうとした用意を認めるべきであらう。學士の論文は一體に極めて地味である。氏の研究が專ら歴史地理的であるのは氏自身「筆者の嗜好」と告白して居られる通りであるがそれだけに他の方面に未だ多くの宿題を殘してあるにせよ何等危なげのない歩みを示して居られる。從來不詳のまゝにおかれてゐた「豐州天徳軍の位置について」（史林　十六卷）豐州を歸化城東に、天徳軍を包頭の西に比定された一篇の如き、また明の中葉に甘肅邊外の部族として知られた乜克力（メクリ）を唐代の畢離（メクリ）とし、天山の東端哈密の北山地方に宛てた「乜克力考」（桑原博士還暦記念東洋史論叢）の如き、正に氏の學風の一面を代表するものといへよう。「明末清初に於ける蒙古族の西征」（東洋學報、十一卷）は、蒙古オルドス部の酋長クトゥクタイ・セッツェン・クングタイヂの二弟が中央アジアに威を張つてゐたアクザル汗を討つた事件を初めとして、蒙古族の中央アジア侵入が蒙古帝國時代以後においても屢々見られたことを指摘紹介されたものであり、「土默特趙城の戰に就いて」（東洋學報、八卷）は歸化城方面にあつた土默特 Tümed 部と清朝との關係を論じ、前著内蒙古諸部落の起源に對する補正の一つと見られる。なほ同學士の「明代の蒙古と滿洲」（世界歴史大系、東洋中世史第四篇所收）は學士の數多い研究のエッセンスが盛られてゐるから、甚だ便利である。

清朝の時代に入ると、蒙古の情勢も次第に變化を來した。支那人の蒙地への進出と開墾が顯著となり、清朝の植民實邊策が力強く作用し始めた。世襲の牧王の繩張りであつた旗（ホシュン）は全く清朝の統制下に置かれ、牧畜の民は無氣力化されてしまつた。しかるにロシアの勢力がこの地に加はつて來るに及んで、蒙古は露清間の爼上に置かれ、急轉して最近における外蒙古共和國の成立に至る。これらの事情を傳へたものとして矢野仁一博士の「近代蒙古史研究」を擧げなければならない。固より近世蒙古は、氏族的遺制の濃厚な社會と、資本主義・帝國主義・共産主義との複雜なる關係において幾多の未開拓の問題を殘してゐる。また矢野博士の著書以外にも若干の研究書乃至報告書も數へられよう。しかしそれらを一切省略すると共に、蒙古史研究の紹介をも、この邊で打切りたいと思ふ。

最初、筆者は筆を執るに當つて、必ずしも目錄學的に周到な準備をしなかつた。從つていま氣付いてみると、東胡

や兀良哈の如き東蒙古の事情に立入り乍ら、同じくこの地に勃興した契丹に關する松井等學士の幾多貴重なる研究を擧げず、また中島竦氏の苦心に成つた「蒙古通志」も詳しく紹介できなかつた。更に付言しておきたいのは、この一兩年來、平凡社が「世界歷史大系」を刊行し、誠文堂新光社においても「世界文化史大系」が續々上梓されつゝあることである。普及を目的とするこれらの叢書のお蔭で、從來やゝもすれば特殊の研究に偏つてゐるかの如くに見られて敬遠され勝ちであつた東洋史に概說時代が出現した。特に見透しをつけるのに甚で困難であつた蒙古・滿洲・中央アジアなどに關する知識が、平易に提供されるに至つたのは特筆に價しよう。勿論概論のことであるから、精細を望み得ないが、當面の蒙古史關係のみに限つてみても、それらは何れも單なる概觀の程度に止まらず、宛かも大部の著述を壓縮したかの如きものであつて、新研究や新說は隨所に見出すことができよう。筆者もその或部分を受持つたものであるから手前味噌の嫌ひがあるかも知れないが、それは容赦して頂きたい。嚮に和田清學士のものを紹介したが、一々の氏名や題名は煩を厭らまゝにこゝでは述べない。讀者の宜しく原著について一見の勞を賜はらんことを望む次第である。

（松田壽男）

Ⅱ 各國に於ける蒙古語研究

佛國ではルイ十四世が東洋研究に注目し、宣教師中の俊秀を選んで支那に送つて以來その資料の多いことその報告研究の類の多かつたことは他國の追隨を許さず、隨つて東洋研究の學者も多く、殊に佛國には天才的な言語學者が輩出して蒙古語に關する研究は尠くはないがそれは蒙古語の研究と云ふよりは寧ろ言語學の一部として研究が多く、何と云つても露國は地理的にも密接な關係にありシュミット I. J. Schmidt の昔より專賣物の觀があり、ゴルスツンスキー Golstsunskii, コワレフスキー Kovalevskii, ポズネフ Pozdniev, ルードネフ Rudnev, ツイビコフ Tsybikov (ブリヤート出身)等の大家が踵を接して輩出して最近ではウラヂミルツオフ Vladimirtsov の如き俊秀が活躍し依然として斯界のリーダーシップを握つてゐる觀があつたが、先年ウラヂミルツオフを失ひ、芬蘭に一大脅威を感ずるに至つた。芬蘭の學者は母國人の祖先及びその原住地であると思はれるアルタイ、ウラル地方を研究する事が熱狂的と云へる程盛であり、元來この國の人々は人種が複雜である爲言語に對しては特別な興味を有してゐる。芬蘭の生んだ偉大なる蒙古學者ラムステツト博士は之等の學者を引率ひて宛然露國の一大敵國の觀がある。

顧みて我國を見れば恂に寥然たるものがあり僅かに嘗ては東京帝大の宮崎道三郎博士、藤岡勝二博士、陸軍大學の鈴江萬太郎氏、滿鐵の大藪鉦太郎氏、東京外語の出村良一先生によつて現在服部四郎氏、大阪外語の棈松源一氏、東京外語の神谷衡平先生により代表されてゐる情態である。

歐人の蒙古語研究は隨分古く、邦人の想像以上に進歩してゐる。シュミットは「蒙古源流」の蒙古本を校正し獨譯を加へ時のザー・ニコラス一世に奉つて有名であるが此の書の卷首の上表に特に莊嚴の文字を撰み、露國が蒙古の覊絆を脱し壓抑を離れて隆々勢威あるを頌し此の書を獻ずとしてある。此の書出でて百年現時露國の優勝の位置にあるを見れば、シュミットは恐く地下に微笑してゐることであらう。

歐洲に最も早く出版された蒙古語文法書はテヴノー Thévenot の「蒙古語文法精萃」(一六七二年)である。當時の文法書が如何なるものであるか研究したら面白いことであらう。蒙古文法を基礎づけたのは上述のシュミットであつて「蒙古文法」(一八三一年)があり、又ボブロヴニコフ A. Bobrovnikov があつて彼には「蒙古・カルムック文法」(一八四九年)の著がある。兩者共今から見れば發音の取方等に缺點もあらうが、今でも優れた著であると云ひ得やう。倘古くはガベレンツ Gabelentz の「三合便覽」による「滿

蒙語文法」(一八三七年)、ユイユ K. Jülle, スタリブラス Stalybrass のものがある。

蒙古語研究には大體二通りの系統があつて、その一はシユミツトの一派でヒール L. Feer, プイニ C. Puini, ブデンツ J. Budenz 等これに屬し、その二はポブロヴニコフの學統でポズニエフ、カトヴイチ Kotwicz が居つた。

カトヴイチやルードネフ、コヴレツスキーの近著に至つてはズツと學術的な研鑽を經て非常に進歩した。ルードネフの「蒙古語文典」は山口茂一氏により邦譯され我々も直に之を利用できる。以上の兩者はフォネチックに於て舊套を遙かに脱し優れたものである。フォネチック研究で興味のあるのは古くはあるが、トルコ學の大家ラドロフ翁 W. Radloff の「北方トルコ語の比較文典」とシユミツトの「滿蒙語の音韻變化」とがある。

芬蘭のラムステツト博士は前に駐日代理公使として我國にも却々知己が多い。その蒙古語研究は種々の角度より進められ、蒙古の言語學史を綜合し、現代最も功績の多い人である。その研究は彼の主宰するフイノ・ウグル協會の雜誌に載せられてゐる。今その二三を擧げれば「蒙古文語と庫倫方言の發音の比較」或は「喀爾喀蒙古語の動詞變化に就て」其他アフガニスタンの蒙古語を論じたかと思ふと、蒙古語の代名詞を研究し、又は或方言の比較研究に迄論及し、最近ではアルタイ諸語と朝鮮語や日本語との比較迄論及し「朝鮮及日本語の二單語に就て」を發表してゐる。

二十世紀に入つて言語學は益々科學的になり、比較言語學は頗る進歩して方言・土語或は他の言語との比較研究の領域迄入つた。蒙古語の方言土語の研究は幾多の困難を伴ふことは蒙古語の「方言」の所で述べたが、隨つてその研究は未だ資料蒐集の域を出でず而もその得たる材料は僅かであつて未だ知られない所が多く、到底印歐諸語の如く華々しい科學的研究には進めない。今玆に今迄調査された方言の大體に就て述べよう。

先ブリヤート語に就てシベリア研究の權威カストレン M. A. Castrén, が一八五七年に書いたのを始めとして、バリント G. Bálint, オルロフ A. Orlov, ヴオロシノフ N. A. Voloshinov, ルードネフ、ツビオフ等により書かれたものがあるが、新らしくはポツペ N. N. Poppe の諸研究、サンジエフ G. Sanjev の「南ブリヤート語の發聲」、等が見えて此地方の言語の研究は次の喀爾喀語と共に最も研究されてゐる。

普通蒙古語の研究と云へば從來喀爾喀方言を主としてゐたやうである。特に喀爾喀語として早くヴイタル Vitale とセルセー de Sercey の簡易文法書、ラムステツトのもの(上述)、ウラヂミルツオフの「庫倫、肯特地方の土語の研究」

(一九二七年)は新しく興味あるものだ。

西方蒙古のカルムック語に就て古くボブロヴニコフのものは蒙古文法と比較したもの(上述)で、次にツウイック N. A. Zwick の「西方蒙古語文法」(一八五一年)、或はカトウイチのものが見える。

其他餘り推賞出來ないがスーリエ Soulié の南部蒙古のオルドスの方言を書いたもの、北滿の達乎爾(ダフル)族の言語に關しポツペとイワノヴスキーが簡單な研究を發表してゐる。モステルト Mastaert のオルドス方言の研究は簡單であるが敎へる所が多い。最近に於て最も價値ある研究はウラヂミルツオフの「蒙古文語とハルハ語の比較研究」(一九二九年)で蒙古語の學術的研究は彼を中心として新しく生れ出ると見えて、先年忽焉として亡くなつてしまつたのは惜しみても尙餘りあることであつた。

我國に於ては蒙古語研究は殆ど實用一點張りで大研究はない。文法書では村田清平氏の「蒙古語獨習」(明治四十一年)が一番古く、次に橘瑞超氏の「蒙古語研究」、佐藤富江氏の「蒙古語」其他で、比較的要を約した神谷先生の「蒙古語入門」がある。

蒙古語の研究では大籔鉦太郎氏の「日本語と蒙古語」は日蒙對照文法で興味ある研究である。伊德鈞氏の蒙古語の動詞語尾の研究は矢張り文法的研究の中に入るものであらう。方言の研究として松岡、伊藤兩氏共著の「東部蒙古俗語集」及び宮崎吉藏氏の「蒙古語旅行用會話」は殆ど唯一のものと云ふべく、下永憲次氏の察哈爾語に關しての研究とが僅かに此方面を代表してゐる。學術的研究としては我國史學界の最大權威たる白鳥庫吉先生の「朝鮮語とウラル・アルタイ語との比較研究」(大正三年)及び出村先生の「滿洲語及び通古斯語に於ける動詞轉化の接尾語に就いて」の中に蒙古語との比較研究を發表し、我國のため氣を吐いてゐる。

我國は滿蒙との交渉が繁くなつて蒙古に關心を有するものが多くなつたが、扨て蒙古語を研究したくも良書が却々手に入らない。實用を主とした會話書は篠崎軍吉氏の「日華蒙」、韓穆精阿氏の「蒙古語初步」、其他があるが之又却々入手が出來ない。僅かに上述の神谷先生、下永憲次氏のもの、竹内の小著「實用蒙古語會話」が市上に散見し、外書ではワイマント Whymant の「蒙古文典」、施雲卿氏の「蒙古語會話篇」等が入手出來るだけである。

次に蒙古語と所屬のアルタイ諸語との關係に就て十九世紀の後半にショット W. Schott, バン W. Bang, ウインクラー H. Winkler, グルンツエル J. Grunzel, ミューラー F. Müller 等が研究を發表してゐるが、何れも不完全な基礎の上に比較した結果今から見れば不十分な點が多い。最

近では寧ろその基礎となる音韻の比較研究がラムステットネメット J. N meth ポッペ等により促進された。我國に於ては上述の白島、出村兩先生の研究の外、東京帝大の小倉進平先生がアルタイ諸語と朝鮮語に就て研究されてゐる。

最近ドニー Deny が蒙古語の言語の系統に就て「世界の言語」といふ叢書の中に極めて要領よく説明してゐる。我國では石濱純太郎の「滿蒙語の系統」の中に詳細に述べてゐる。

蒙古語と其他の言語の關係に就て特にアーリア語とに就てムンカーシ Munkasci, ブユネルホフ Bünerhof の研究がある。或は粟特語の影響に就て米國の偉大なる唯一の東洋學者だつたラウフエル B. Laufer,ウラヂミルツオフ、倘ラウフエルはイラン語の蒙古語への影響を述べてゐる。ミリオランスキー P. Milioranskii はアラビア語の影響を考へた。其他古く影響したスキーテン、干闐其他の諸言語のことは省略し、玆に我が出村先生の「アルタイ語に及ぼせる支那語の影響」を御紹介し次に移らう。

蒙古辭書の歐洲に於ける最古のものは瑞典のストラレンベルヒ Stralenberg の「蒙古・カルムツク字彙」(一七三〇年)、次に前述したシユミツトの辭典が一八三五年に出てゐる。次に最近影印版として普及してゐるコワレヴスキーの「蒙露佛辭典」(一八四四年)が出た。此の辭書は佛教用語を入れ、西藏語、梵語を對照してゐてシユミツトのものと共に現在でも最も良いものである。浩瀚ゴルツンスキーの蒙露辭典」は完全なものであるが石版刷で見難い。其他古くはツウイツクの「西方蒙古語彙」(一八五三年)、或は近時のものとしてはポドゴルブンスキー J. L. Podgorbunskii の「露蒙ブリヤート語辭典」、ビムバエフ R. Bimbaev の露蒙及び蒙露の辭典、ポズニエフの「カルムツク露語辭典」等がある。最近ではモステルトの「甘肅の蒙古方言辭典」の大著の刊行を見た。

支那の一番古いものは明代の「華夷譯語」の中に蒐められた蒙古語の語彙、淸代に入つては可成澤山の辭書が出た。その主なるものを擧げれば「蒙文彙書」「蒙文總彙」「三合便覽」或は蒙藏滿漢回五體合璧の辭書や漢音引きの「五方元音」等が見える。最近出たもので我々が容易に入手できるのは「五方元音」又は「蒙古分類辭典」、「蒙漢辭典」であらう。

我國では東京外語の「蒙和辭典」を最初として大阪外語の「蒙和辭典」が出て、最今では鈴江萬太郎氏苦心の大著「蒙古語大辭典」が氏の中逝後は下永憲次氏の努力により出版された。その語彙の豐富の點全くコワレヴスキーのそれに優り蒙和、和蒙三册の大本は洵に誇るに足るものであらう。鮮語對譯の「蒙語類解」は李朝の朝鮮より出てゐて珍

らしいものである。

文集に編まれた蒙古文獻の多くは露國より出版されてゐた。支那では十八世紀已に木版のものが出されてゐる。歐洲で一番古いのはポポフ A. Popov の「蒙古文集」(一八三六年)とコワレヴスキーの「蒙古文集」(同年)で、コワレヴスキーのものはポズニエフの「蒙古文集」(一九〇〇年)と共に貴重な文獻を含み、內容は佛教、歷史、法令の各部に亘り、兩者共簡單な解說が付してある。カルムツク文集ではポズニエフのもの、ホンホ Khonkho のものが見え、ポズニエフのものは非常に浩瀚で御伽話風のものを集め對譯が附されてゐる。ブリヤート語のものではトルコフのものが見える。我國では鈴木萬太郎氏の「蒙古文範」は諸種の文例を擧げ專ら蒙古語學習で便利である。玆では其他教科書、公文集、會話書の類を省略する。

蒙古では大體三種の文字を使用した。

第一、回紇文字。チンギス汗一二〇四年より。

第二、八思巴文字。フビライ汗一二六九年(至元六年)より。

第三、現行蒙古文字。一三一一年(元の至大四年)より。

尙今でも蒙古のラマ僧は文學語として西藏語を使用してゐる。

第二の八思巴文字は言の成生の個所で大體述べたやうにSa-skya 族の h phags-pa b Lo-gros rgyal-mchan が元の世祖フビライ汗の時招聘され、西藏文字より蒙古新文字を製作した。これは敕書により公用文字として使用され、その新文字の教育のための學校が開かれ、大都の翰林院に於て此の字によつて支那の文書が澤山飜譯されてゐる。

回紇文字に書かれたもので現存してゐる最古のものはオノン河の支流ハルヒラ河で發見されたものでチンギス汗石とか、ハルヒラ石とか云はれてゐるものでシユミツト、ブリヤート出身の學者バンザロフ D. Banzarov の研究がある。碑文は當時の競馬に就て書いたものである。

十三世紀に十字軍が聖地脫還を試みた時それに應じた伊兒汗國のアルグンとウルヂエイト兩可汗の歐洲と交通した蒙古文書が殘つてゐる。之は最初佛のアベル・レミユザ Abél-Rémusat により飜譯され、シユミツトが新らしい蒙古文字に書き直して出版したのを最近露のクリユーキン I. A. Klyukin が之を研究した。

同じく回紇文字で認めてある銀牌がダニユーブ河の近くで發見された。之は欽察汗 Abdulla-xan のものでバンザロフが之を讀解した。又欽察汗 Toxtamës の一三九三年の敕書が發見されてゐる。

最近熱河で至元年間の回紇文字の碑文を京都帝大の羽田亨先生等により學界に齎された。

八思巴文字で書かれたものには一二八三年の藏漢と合璧の安西王の碑、二個の至元年間の碑、至大三年の武宗の敕書の碑等の外居庸關碑が有名である。「蒙古字韻」等にその文字が傳へられてゐて寺本婉雅氏がそれに就て書いたことがある。西人の研究にはワイリー A. Wylie やユットG. Huth 其他がある。

蒙古開國の歴史として貴重なる文獻「元朝秘史」mongol-un niucha topchanは チンギス汗の時撰せられ太宗エゲディ汗の時に續集が撰せられ、現在殘つてゐるのは漢字で蒙古語の發音を取つたもので明代の譯が附してある。之は恐らく明代に蒙古語研究に用ひられたものであらうと云はれてゐる。之は我國では東洋史の鼻祖那珂通世先生により校註邦譯され「成吉思汗實錄」として出版されその文獻價値を發見した不朽の名著がある。「蒙古源流」は蒙古の緣起より蒙古の世系に就て並びに元明の帝王の事蹟を書いたもので、蒙文のものは一六六二年の編で當時の蒙古語を窺ふことが出來る。又同じ頃の蒙文史書 Altan topchi（黃金の書）が見える。蒙文の文法書に Jürkän-ü to'a と云ふのが傳られてゐる。清代の erdeni-erihe（寶の數珠）と云ふ淸朝の活佛史、或は「ゲセル汗物語」、「英雄ヂャンギル」等は蒙文の文獻として屢〻利用されてゐる。其他多くの佛敎經典があつて蒙古文學は殆ど總べて佛教的なものより成ると云はれても過言でない。其他醫學、天文、言語に關するものがあり、稀には歷史、物語、詩話等がある。

尙玆に附言して置かねばならぬのは朝鮮に於て高麗朝より李朝の末期まで蒙古語學が研究された。元朝が朝鮮に大きな影響を與へたことは今更云ふ迄もないが、元朝が高麗の恭愍王の時に滅亡したにも拘らず、蒙古語學の研究は依然として續けられてゐたのは隣接の滿洲で蒙滿漢三族が常に其後も三つの大きな勢力であつたからであらう。而かも朝鮮文字諺文の制定は滿洲文字と共に多分に蒙古文字の影響を蒙つてゐると之はれてゐる。李朝の外國語の機關として司譯院は漢、倭（日本）、女眞と共に蒙古を併せて四學と稱し研究させ譯官を養成させてゐた。該蒙學譯官の採用試驗には「王可汗」以下十六種の讀本が使用され、辭書として「蒙語類解」があり、「蒙漢韻要」や「捷辭蒙語」なる書もあつて蒙古語の要素が朝鮮語にも大分見える。

最近言語學界では比較言語學が頗る進歩し、從來のやうに蒙古語研究と云へば文章の分解研究或は文語的文法や方言の獨立的研究は舊式となつて、古い文獻的研究や方言土語の比較研究の領域迄進んだが、蒙古語の古文獻は上述したやうに印歐語のやうに古くより明瞭には殘されてゐないし、方言、土語には澤山の外來語の分子があり、而かも調査未完のものが多いので充分なる活躍を示してはゐない。

随て共通原語の研究は全く將來の課題として殘され、現在ではその資料の研究、調査等が主たるものである。

今茲に最近に於ける研究に主なるものに就て擧げれば、

A、ウラヂミルツオフ「庫倫、肯特（ケンテイ）地方の土語の研究」（一九二七年）

B、同「古代トルコ語及び古代蒙古語の接尾語」（一九二九年）

C、同「蒙古、土耳古の古代語の母音に關して」（一九二四年）

D、同「蒙古文語と喀爾喀語との比較文法」（一九二九年）

E、ポツペ「チユワシユ語と蒙土語との關係」（一九二五年）

F、同「アキンスキー地方のブリヤート語」（一九三二年）

G、同「達乎爾方言」（一九三〇年）

H、同「蒙古語の數詞に就て」（一九二七年）

I、クリユーキン「チンギス汗」の石碑に刻せられたる古代蒙古文字に就て」（一九二七年）

J、サンジエフ「蒙古語と滿洲語の類似に就て」（一九三〇年）

K、ラウフエル「女眞語と蒙古語の數詞」（ソーマ回教經典第一卷中）（一九二五年）

L、ラムステツト「アルタイ語の蓋口音化に就て」

M、サウヴジヨ Sauvageot「ウラル・アルタイ語の語彙に關する研究（一九三〇年）

N、シロコゴロフ S. Shirokogorov「人種學及び言語學上より見たるウラル・アルタイ語の傳說」（一九三一年）

O、ウラヂミルツオフ「十四世紀のグルヂヤ人の蒙古語に關する著述」（一九一七年）

P、ペリオ Pelliot「蒙土語に表はれたる動物名」（一九三一年）

Q、モステルト「甘肅省の蒙古人とその言語」（一九三一年）

以上はその一斑を示したに過ぎない。

最近蒙古語研究に就て最も活動してゐる研究機關は露國ではレーニングラードの學士院で、その報告 Izvestsiya Akademii Nauk には多くの論文が載つてゐる。次に浦鹽の極東大學の東洋學部で種々の單行本、論纂 Trudy を出してゐる。又イルクーツクの國立大學では論叢 Sbornik trudov が出てゐて、教授の研究が澤山發表されてゐる。以上の機關に對して大きな對立的存在は芬蘭のヘルシンキのフイノ・ウグル協會で、その雜誌にはラムステツト博士等の多くの研究を發表してゐる。最後に我國に於ける最近の興味ある蒙古語研究に關する著作では、東京外語の千葉勉氏の音聲學上の研究 蒙古語」（「實驗音聲學上より見たるアクセントの研究」七三—八〇頁、一九三五年）及び航空研究所の小幡重一博士の矢張り聲音學上の物理的研究が發表されてゐる。

（竹内幾之助）

三 蒙古考古學

一、緒言

蒙古は興安嶺によつて、東方の現在滿洲國に屬する熱河蒙古と、西方の内外蒙古の高原とに二大別される。而して古來蒙古民族は蒙古高原を中心に勃興した場合と、熱河興安嶺地方を根據として興起した場合とあつて、その各々の場合の民族的特質に稍々相違が認められる。卽ち寧ろ地理的歷史的に觀る時、熱河蒙古と高原と北支那との中間地帶として認識さるべきものである。また考古學上より見ても、古代文化に於いて熱河蒙古のそれと蒙古高原のそれとの間にはかなり相違した點が存する。然し廣く東亞全體より論ずれば、蒙古には蒙古全域に共通な特異な文化卽ち遊牧民の文化が古代より主流をなし、支那本部及び南滿洲の農耕民の文化とも、東部並びに北部滿洲及び西比利亞の狩獵民の文化とも異つた事實が窺知されるのである。以下、私は主として考古學上の遺蹟遺物により、また文獻によつてその缺を補ひつゝ、蒙古の古代文化を略說しようと思ふ。

二、蒙古の新石器時代文化

興安嶺以西、陰山以北、サーヤン、ヤブロノイ山脈以南、アルタイ山脈以東の廣漠たる蒙古高原は殆ど一面に沙漠草原的地貌を呈し、其處には河川沃野地帶たる支那中原、南滿洲とは全然異り、森林河川地帶たる北滿、西比利亞とも稍々趣を異した新石器時代文化が存した。

その蒙古高地の新石器時代文化の探査は一九〇六年（明治三九年）より同八年に亘る我國の鳥居博士のそれを始として、一九二〇年以降内外の學者探檢家によつて競つて行はれ、今や殆どその第一期の豫備的調査を完了した狀態に在る。而してその結果は略々全蒙古高原が共通な、然かも頗る單純な新石器時代文化の普遍した地であることを推測せしめた。

蒙古の新石器時代遺蹟は所謂砂丘遺蹟で、多くは砂丘表面に遺物が散布してゐる純然たる散布地である。而してかくの如き砂丘遺蹟は蒙古高地上至る處に弘布してゐるやうであるが、就中湖畔、河邊、或は往時の湖畔、河邊に沿つて濃密な分布を示してゐる。恐らく蒙古の新石器時代人も水草豐なオアシスの如き水邊を選んで居住したのであらう。例へば外蒙古のシャバラク・ウス谿谷や、内蒙古錫林郭勒のフールチャガン・ノール、シャラ・ノール湖畔等の遺蹟は新石器時代人住居址の顯著な例である。其處には谿谷に沿ひ、湖畔をめぐる砂丘上の風蝕窪地に常に夥しく彼等の殘した土器石器類の散布が見出される。また錫林郭勒のチャ

イダム・ノール遺蹟の如きには、石皿を利用して作られた爐址もあり、その周圍から伸展葬の人骨も發見されてゐる。これら蒙古高原より出土する石器は、滿洲支那方面のそれと異り、細石器と云はれるものが主體をなしてゐる。それは瑪瑙、碧玉、玉髓等を材料として製作された極めて小形の石器で、その形式の種類として石刃(lame)、尖石(pointe)石匙(grattoir et racloir)、石核(nucleus)等があり、石刃の如き小なるものは長さ一、二糎、大なるものでも五、六糎程に過ぎない。(1圖)かゝる細石器の分布こそは蒙古高原に於ける新石器文化の特色をなすものであるが、その分布區域は獨り蒙古の高地に限らず、實はその西方に連る支那領トルキスタン、續いて露領トルキスタンにも、更にペルシャ各地からメソポタミア、パレスチナ、エジプト、サハラ沙漠に至るまで弘布してゐる。また北は蒙古高原の北方に連るシベリア一帶の地方に發見され、更にウラル山脈を越えて中露、南露、ポーランド、ハンガリーに分布する。かくて細石器の分布區域はユーラシア、アフラシアの極めて廣大な地域を掩ひ、その中には森林地帶及び沃野地帶の一部をも包含してはゐるが、その中心地がユーラシア、アフラシアに楔形に横はる彼の大沙漠草原地帶にあり、細石器の見出される森林及び沃野地帶がその大沙漠草原地帶に隣接した地域であることも容易に觀取出來るのである。かくて細石器は地理的には沙漠草原地帶に、歷史的には遊牧民の居住移動した一帶の地域に分布するものであつて、要するに蒙古高原の細石器文化は實にそれら沙漠草原地帶を馳驅した遊牧民族によつて構成された一種の新石器文化の最東端に當るものに外ならない。かくしてこの細石器は恐らく牛馬羊等の大群を飼ひ、羚羊鹿兎狼等を狩つて食用に供した遊牧民が、その食事の際獸類の肉を割き、皮を剝ぎ、骨を切るのに主用したものであらう。石刃の如きは骨或は木の柄に一列に嵌入されて、鋸、ナイフ等に使用されたことが既に西南蒙古に近い甘肅省西寧縣朱家寨に於いてアンダーソン氏によつてその例が發見されてゐるのである。

次に細石器に伴出するものに石皿、環石、石棒等の磨製大形石器がある。これらの磨製石器もユーラシア、アフリカの沙漠草原地域に多い磨石器類であり、こゝでも細石器と共に同一文化圈の東端に屬することを物語つてゐる。土器には三種類ある。一は粗質で種々の線紋ある赤褐色、黒褐色の土器、二は漢式土器或は漢式類似の硬質土器、三は櫛目紋土器である。第一類に屬する粗質土器は細石器に伴ふ本來の土器で、蒙古高地に廣布してゐる。第二類の漢式土器、硬質土器と云ふのは普通の漢式鼠色土器、或は六朝時代の所産と思はれる土器と甚だ類似したもので、屢々押型紋が施されてゐる。かゝる土器の出土は蒙古高原の細石

器文化が一つには甚だ古い時代から、漢、六朝時代までも續いてゐたことを示すものであり、また一つには漢代に至つて支那文化の影響を受けたことを示すものに他ならない。更にシャラ・ノールからは少數の鬲形土器片が出土する。この鬲形土器は支那先秦時代の特色ある所産であるが、それが蒙古高原から出土することは早くも漢式土器の蒙古高原に入る以前に、鬲形土器を主體とする支那文化が入つてゐたものと見ることが出來る。然しながら蒙古高原から出土する鬲形土器の紋樣は支那から發見されるそれと趣を異にし、寧ろ北方的な要素をもつてをり、これは器形を支那から得たにしても、尙ほ紋樣に於いて彼等獨特の北方的要素を加へたものと認められる。第三類の櫛目紋土器とは、土器表面に櫛目樣の平行點線の幾何學紋樣がつけられてゐる土器で、この種の土器はロシアを中心に西は北歐、東は中露よりシベリアに及んで、その新石器時代、靑銅器時代の初期を特色づけてゐた土器であるが、蒙古に散布する櫛目紋土器もこの系統に屬することは明瞭である。かくする時には蒙古の新石器時代文化には支那文化の波及と等しく、シベリアを經由しての北方ユーラシア文化の流入も認められるのである。

さて、以上述べたところを綜合すれば、蒙古高原の新石器文化は古代東方(オリエント)に起原を有ち、それより東方メソポタミア、ペルシヤ、トルキスタンと沙漠草原地帶に行はれて來た細石器文化の東端に位し、獨特の遊牧民的新石器文化を形成してゐる。然しながら地域的に支那、滿洲、シベリアと隣接した蒙古の文化は純粹に細石器文化のみではなく、多くの外文化が入り込んで特殊な新石器文化を構成したのである。卽ち南に連る支那內地文化の影響は鬲形土器、漢式土器の廣布で知ることが出來、また北方文化の影響は櫛目紋土器の伴出で明白である。而して蒙古高原に於ける細石器文化の年代の上限は何時頃であらうか。一體細石器の發現は歐洲では舊石器後期に屬し、所謂中石器時代に至つて極盛したが、東移するに從つて次第に年代を新しくしたやうである。蒙古高地に於ける細石器文化年代の上限は露領トルキスタンのアナウの遺蹟に於ける細石器文化が、その層位的研究の結果、前十世紀とされてゐるのを參考とし、それよりも若干遲れるものと見なければならぬ。然しながら、この細石器文化が土器を伴ふようになつたのは、伴出する粗質土器の性質から見て、大體支那の新石器時代に相當るものであらう。而して蒙古の細石器文化は近隣諸地方の文化の發達を他所にその後も依然として繼續した。かの漢代或は六朝時代のものとも考へられる土器片が細石器に伴出するのは、この頃までも一般には細石器の使用が行はれてゐたと見るべきである。もとより、この間、後述する

如く内蒙古綏遠地方を中心に、蒙古高原と黄河流域平原との中間地帯、所謂長城地帯に於いてスキート・シベリア式青銅器の使用が起り、また匈奴の貴族は前漢末後漢初頃 即ち西暦紀元前後既に鐵器を主用し、漢文化と西域文化との粋を受入享樂して自ら別天地を作つてゐたことは、かのノイン・ウラの匈奴の墳墓發掘の結果闡明されたところであるが、一般遊牧民には王族の示すやうな豪奢な生活はもとより、青銅器の使用も行き渡らず、依然として遊牧生活に便利な細石器を生活の主要な用具としてゐたものであらう。

一方興安嶺以東の熱河の新石器時代文化は如何なるものであつたか。その考古學的調査は鳥居博士によつて初められて以來、リサン師・テラール師等による林西の遺跡の調査濱田博士主宰のもとに行はれた東亞考古學會の赤峰の遺跡の調査等があつて今日稍々闡明された。而してその結果、熱河には蒙古高原よりの細石器文化の波及と共に、早くより北支那及び南滿洲の磨石器文化の直接的影響が濃厚で、其處に前者の遊牧的な文化と後者の農耕的な文化との錯雑した特殊な文化相を現出したのである。然かも細石器文化の遺跡が比較的低い砂丘上に多く見出され、磨石器文化の遺跡が比較的高い黄土の堆積した丘陵上に普通發見されることは、兩文化の享有者の住居地に相違があることを暗示するものとして注目に値する。私は私自身が少しく調査した林西の遺跡によつて、熱河の兩石器文化の様相を略説しよう。

林西の新石器時代遺跡は、リサン師とテラール師によつて發見され、其處の示現する文化に農耕的なもののあることは夙にその「支那新石器時代の二の農具に關する紀要」(Note sur deux instruments agricole du Neolithiques de Chine, l' Anthropologie, tome XXXV)に於いても論じられ、其處より出土した特異な形式の大形石器を擧げて、それが鋤犂の用途を有つた耕具であると考説した。私が調査した限り、林西には砂丘上の遺跡と黄土の堆積した丘の上の遺跡との二種類の遺跡が存し、その出土遺物にも互に相違があるやうである。即ち林西城南の砂丘遺跡に於いては細石器その他の打製石器が多數存在するのに對して、城西の黄土丘上の遺跡に於いては不思議に細石器が稀少で、之に反して磨製石器或は半磨製石器が大形打製石器と共に極めて豐富に發見され、そのうちにリサン師・テラール師等が認めて耕具となした鋤犂用石器も存するのである。斯くて林西の隣接した二遺跡に於いて、互に異つた遊牧文化的な遺跡と農耕文化的な遺跡とを觀ることが出來、然かも兩遺跡よりは共通した遺物も出土してをり、兩者が或る年代併存したことは明瞭である。而して農耕文化的遺跡よりは前述の鋤犂用大形石器の他石庖丁、石斧等農耕用具と認

められる多くの石器を出土し、而してこれらは支那本部・南滿洲に於ける新石器時代文化と林西のそれとの間の密接な關係を指示してゐる。かくて林西は興安嶺の東側中腹にあり、熱河蒙古の最奧地に位置してゐるに拘らず、其處に堆積した黄土の丘の上には、蒙古高地上の沙漠草原地帶の遊牧文化とは其の本質を異にし、寧ろ北支那・南滿洲の新石器時代の農耕文化と連絡ある文化が存在した事實を示してゐるのである。而してそこより出土する土器はその事實を一層明確にするものがある。即ち第一に彩色土器が出土する。その量は比較的少いが、多くは碗形土器で、上緣部を赤色の紋帶で飾つたもの、黄橙色の地色に黑色で平行斜線の畫かれたもの等があり、またこれ等と共に赤色を土器面に施したのみのものも出土する。而してそれらの彩色土器が赤峰の紅山、錦州の沙鍋屯、山西の萬泉縣、西陰村、河南の仰韶、秦王寨等出土のそれと同類で、遠く古代東方の農耕文化に起源するものであることは論を俟たないのである。然しながら、林西の彩色土器が比較的簡單な紋樣を有ち、その色彩も美麗でないのは、その發達の北支那に於ける程著るしくなかつたことを示めし、その點朝鮮雄基貝塚出土の彩色土器に近い。第二にこの彩色土器に伴つて黑褐色或は黄褐色の粗質手揑製の土器が出土するが、それらは多くは鉢形、甕形、筒形の土器で、その文様は繩文系統の

文様を示めし、そのうちに沙鍋屯發見の彩色土器伴出の粗質土器の紋樣と全く一致したものがあつて、林西の農耕文化的遺蹟の示現する新石器時代文化が北支那及び南滿洲のそれと近似して、寧ろ後者の新石器時代文化圏の一分派と認むべきことを明示する。一方沙丘上に見出された遊牧文化的遺蹟は蒙古高原上のそれと全く同似して、熱河に於いては農耕的遺蹟と遊牧的遺蹟とが、宛かも今日その黄土地域に於いて漢人が耕作し、その砂丘地域に於いては蒙古人が牧畜し、農耕地と遊牧地とが相並存錯綜してゐるが如き狀態が古くより存した事實を示めすのである。而してシラ・ムレン河以南の熱河の蒙古に於いては益々北支那・南滿洲のそれと同似した新石器時代文化が優勢になり、其處に彩色土器のみならず、鬲形土器の夥多な存在が認識され、かくてシラ・ムレン河、殊にラオ・ホ河以南の熱河蒙古は殆ど全く北支那及び南滿洲の農耕的新石器時代文化圏に屬するものゝやうである。然し、その處々に於ける細石器の存在は蒙古高原よりの遊牧的新石器文化の波及を示めし、その南端は今日知られてゐる限り北平附近まで及んでゐるのである。一方その東端は未だ明白でないが、少くとも鄭家屯附近までは蒙古高地の細石器文化が東漸してゐた確證があるのである。

なほ呼倫貝爾の新石器時代遺蹟に就いては、海拉爾附近

その他に於いてトルマチョーフ氏、ルカシェキン氏、駒井和愛氏、水野清一氏、三上次男氏等の調査があり、其處に細石器文化の繁榮した事實を闡明したが、同時に蒙古高原に於いては全く見出されず、西比利亞に於いては寧ろ普通な骨角器類(骨針、骨銛等)の夥多な併出は、其の使用者が牧畜と共に魚獵に從事したことを示めし、その文化系統が寧ろ西比利亞の新石器時代文化と親緣な關係にあることを思はせるのである。

要するに蒙古の新石器時代文化は遊牧的な細石器文化を基本とするが、その純粹な樣相は蒙古高原に於いてのみ見出され、熱河或は呼倫貝爾等にあつては隣接した地域よりの異質的文化の流入混在が認められ、其處に民族としても恐らく單一でない、卽ち遊牧民族と農耕民族、或は遊牧民族と魚獵民族との雜居の狀態が既に古く新石器時代に溯ることを推測せしめるのである。

参考文獻

1、R. Torii ; Populations primitives de la Mongolie Oriental, Tokyo 1914.

2、N. C. Nelson ; The Dune dwellers of the Gobi (Natural History, vol. XXVI, no. 3,) 1926.

3、R. Ch, Andrews ; The New Conquest of Central Asia (Natural History of Central Asia, vol. 1) New York 1932.

4、E. Licent ; Les Collections neolithiques dn Musee Hoang ho Pai ho, Tien Tsin 1932.

5、Sven Hedin ; Rätsel der Gobi, Leipzig 1931.

6、B. Petri ; Altertümer am Kosogol in der Mongolei, Irkutsk 1926.

7、V. G. Tolmatcheff ; Ruins of Neolithic Age in the Vicinity of Harlar, Harbin 1928.

8、水野清一氏江上波夫「蒙古細石器文化」(內蒙古長城地帶第一篇) 昭和十年。

9、小牧實繁氏、水野清一氏、駒井和愛氏、江上波夫「蒙古多倫淖爾に於ける新石器時代の遺蹟」(人類學雜誌第四十六卷第八號)

10、江上波夫「石器時代の東南蒙古」(考古學雜誌第二十二卷第四・五號)

11、水野清一氏「鄭家屯西北砂丘地帶の一遺蹟」(人類學雜誌第四十七卷第八號)

12、八幡一郎氏「熱河省南部の先史時代遺跡及び遺物」(第一次滿蒙學術調査研究團報告) 昭和十年刊

13、原田淑人氏「滿蒙の文化」(岩波講座東洋思潮所收) 昭和十年刊。

14、水野淸一氏「滿蒙新石器時代要論」(考古學增刊)昭和十年刊。

右の原田、水野兩氏の著作は蒙古の新石器時代文化を要領よく說述したものとして最も擧ぐべきもので拙稿も多くそれに據つた。記して謝意を表す。

三、綏遠長城地帶・熱河の青銅器文化

蒙古高原を中心に、かくの如くその住民の間に新石器の使用が未だ盛行してゐた頃、一部では青銅器の生産、使用が始められた。その青銅器文化は綏遠を中心に長城地帶に弘布し、熱河に及んでゐた。かくてその文化に綏遠(式 青銅器文化なる名稱が與へられてゐる。而してその青銅器文化は支那古代の青銅器文化とは本質的に異り、所謂スキート・シベリア文化の系統に屬するもので、その器形、意匠、鑄造等に甚だ顯著な特異性を具有してゐる。

先づその青銅器の主なる種類を擧げると、刀子、劍、斧、鏃、馬具、飾金具、鏡、容器等で、何れもスキート・シベリヤ文化的特色を示し、次の如きものである。(2圖)

刀子。刀子は全青銅利器のうちでその數最も多く、大部分は刃部が內ぞりになつてゐるが。なかには刃部の先端のみが急激に外曲してゐるものもある。柄頭には多く圓環がつき、然らざるものには孔が穿たれて懸垂に便となつてゐる。この柄の部分及び柄頭には獨特の紋樣が附され、それに動物紋と幾何學紋とがある。而して柄頭には寫實的 動物形、或はその頭部の形をつけた優秀品がある。

劍。兩刃の短劍で、その鍔・柄及び柄頭には小刀より一層複雜美麗な裝飾があつて、柄には透彫りのものがあり、柄頭には特に寫實的な動物紋がつけられ、時には二匹の動物が對稱的に置かれてゐる場合もある。かく綏遠青銅器の劍は形式・紋樣何れも獨特であるが、なほ支那の銅劍と類似した樣式を有つたものもあつて、綏遠青銅器文化と支那青銅器文化との間に交渉連絡の存在した事實を暗示してゐる。而してこれらの劍は幾何學的透彫紋樣のある特異な劍鞘を有つてゐる。

斧。斧は袋穗のある矩形のそれで、大體幅の廣い厚手のものと、細長い薄手のものと二種ある。斧の上緣部は屢々幾何學形紋樣で飾られてゐる。

鏃。鏃は三角錐形の所謂スキタイ式鏃が大部分を占め、その他に柳葉形鏃、三角形鏃等の古式の鏃がある。

馬具。馬具は馬面・轡・鐸鈴・革金具等種類極めて多い。而して革金具としては筒形金具、辻金具、釦等があつて、綏遠青銅器獨特の形式と紋樣とを有ち、何れも馬具の革紐を裝飾したものであり、かくの如く馬具類の豐富なことは、この文化の享有者が馬匹と最も緣の深い遊

牧民たることを明證するものである。

飾金具。飾金具は非常に多く、そのうちには藝術的作品として頗る高く評價さるべきものを含んでゐる。馬、馴鹿、駱駝、羊、山羊、牛、猪、食肉獸等の動物の姿態がそこに或は生き生きと自然に表出され、或は巧妙に圖案化されて鑄出されてゐる。殊に、動物の爭闘を現はした特異な圖紋、例へば猛禽が四足獸を襲擊してその腹部に喰ひついてゐたり、或は食肉獸が野馬を嚙み殺してゐたりする圖紋はスキート・シベリヤ系藝術に特有なもので、如何にこの藝術の創造者が動物の生活に興味を有つてゐたかを示めすものである。而してこれらの飾金具には何れも革具その他に縫ひつける爲に鈕座がついてゐる。

鏡。鏡には素紋の平板鏡と漢式鏡の仿製鏡とがある。何れも緣が高くなつてゐないのが特色である。

容器。銅容器の銅質は著しく粗惡であり、特に鑄造技術は拙劣で鑄損じの孔を上から不細工に修理してゐる。器は專ら深鉢形のものが多いが、稀には支那の銅器即ち爵、盉等の形式を模倣したものも見られる。これらの銅容器は圓環或は方形、兩耳を有ち、圈足のついたものもある。表面の裝飾は何れも幾何學紋で、二條の浮線を以て胴部を飾つてゐるのは北方式土器の紋樣と類似してゐる。この形式の銅器のうち圓環耳のものは南露からシベリヤを經由して綏遠に流傳したものであり、方形耳のものは逆に綏遠からシベリヤ、露西亞を經由して、シレジア、ハンガリーに及んだもので、ユーラシアに於ける民族の東西移動を暗示してゐる。

以上の如く、綏遠を中心に長城地帶一帶、更に熱河に及んでゐる所謂綏遠(式)青銅器は概して器形が小さく、薄手の製作であり、紋樣に非常に巧みに動物を使つてゐるのが特色である。然しこの動物意匠の施された青銅器の使用は決して綏遠に於いて始められたものではなく、最初南俄に住したスキタイ人等によつて好んで用ひられ、その後シベリアの曠野に入るに及んで、イェニセイ河上流のミヌシンスク附近を中心に益々發展し、所謂スキート・シベリア文なるユーラシアの遊牧民の金屬文化を構成するに至り、綏遠青銅器文化は實にミヌシンスクを經由して蒙古南邊に波及したその文化の東端を示すものに外ならないのである。然し、綏遠青銅器文化は決してミヌシンスク文化の單なる模倣ではなく、そこには前者と異つた地方的特色が存し、また支那の青銅器文化との交涉によつて幾分その影響をうけてゐる點も認められる。然らばかゝるスキート・シベリア青銅器文化を將來し、また綏遠・長城地帶に於いて之を發展せしめたものは何民族かと云へば戰國漢代蒙古に强盛を

誇つた匈奴族であつたらうと考へられる。また熱河に於けるこの系統の青銅器文化は匈奴と對立した東胡の所産と推測される。而して綏遠青銅器の盛行した年代はミメシンスク或は支那の青銅器等との比較研究によつて、大體西紀前五〇〇年から一〇〇年頃までの間と思はれる。

　また一方ではこれらの銅器の研究によつて、その所有者たる匈奴或は東胡等の日常生活も窺はれる。卽ち彼等が銅斧、短劍、鏃などの利器を盛んに使用したことは、卽ち武器として飛兵と短兵とを主用したことを示し、彼等が弓矢を主とする騎戰の巧者であつたことを物語る。然も馬具類の豐富なことは、益々彼等が騎馬の民族であつたことを裏書きし、殊に各遺物の顯著な磨滅は馬上常用の器具として適はしい。また内反りの刀子の夥しい發見は肉食の遊牧生活を想はせ、その革金具の豐富なことから遊牧民らしい皮革細工の發達を推測することも出來よう。容器としても雙耳の銅鍑のみが流行したことは確かに携帶に便で、彼等の遊牧的移動生活に適したからと解せられる。動物意匠の隆盛――殊に多く現れて來る馬の圖紋は彼等が如何に馬匹に深い關係を有つてゐたかと云ふことを示し、その他牛、羊、山羊等が紋樣として普通に見られるのは、これらの諸動物が當時家畜として飼育されてゐたことを物語るものに外ならない。また動物爭鬪紋の如きは彼等が日常見聞したことの如實な反映であり、鷹鷲が野獸を襲擊してゐる構圖の如きは、後世漠北一帶に盛行した鷹狩と考へ合されて興味をそゝるものである。また綏遠青銅器文化が本質的に北方ユーラシアに廣布した文化と同似してゐることは、その所有者たる匈奴或は東胡の文化乃至生活樣式がユーラシアの他の遊牧諸民族のそれと根本に於いて大差なかつたことを肯定せしめるのである。然しながらこの青銅器文化が蒙古高原一般に行はれてゐたのではなく、高原一帶の地では依然として細石器使用の文化が主として行はれてゐたことは前述した如くである。

参考文献

1、J. G. Andersson; Hunting Magic in the Animal Style (The Museum of Far Eastern Antiquities, Stockholm, Bulletin no. 4) 1929.

2、M. Rostovtzeff; Le Centre de l'Asie, la Russie, la Chine et le Style animal, Prague 1929.

3、A. Salmony; Sino-Siberian Art in the Collection of C. T. Loo, Paris 1933. 但しこの書は綏遠青銅器の圖錄として見るべきもので、その所說は誤謬に滿ちてゐる。江上波夫「ザルモニー氏、支那西比利亞美術」（東洋學報第二十三卷第二號）參照。

4、J. Werner; Zur Stellung der Ordosbronyen (Eurasia Septentrionalis Antiqua IX) Helsinki 1934.

5、水野清一氏江上波夫「綏遠青銅器」(內蒙古長城地帶第二篇) 昭和十年。

三、漢代匈奴の貴族文化

北狄の雄として東亞に最初の大勢力を形成し、漢民族と對立して或は抗爭し或は和平し、常にその大患となつた遊牧民は卽ち匈奴である。彼等は戰國の世より蒙古高原の南邊を中心に漸く興起し、秦が六國を滅して中國を統一する頃、頭曼單于出でて諸部を總帥し、その子冒頓單于に至つて、東は熱河に據つた東胡を討ちてその王を殺し、西は祁連、敦煌の邊に蟠居した月氏を征してこれを破り、南はオルドス附近に居た樓煩、白羊、河南の王等を服し、北は渾庾、屈射、丁靈、鬲昆、薪犂等の地卽ちオルコン河畔よりイエニセイ流域地方一帶を服屬し、更に南のかた燕、代の地に侵入して之を反擊せんとした漢の高祖を平城に圍み、大いに漢軍を苦しめた。ついで文帝前元六年に彼が死んで老上單于が嗣立し月氏を擊滅して之を遠く西方に追ひ、河西卽ち甘肅地方を經略し、匈奴と羌(西藏族)とが聯合して漢を犯す機緣を作つた。斯く戰國末より漢の初めに亘つて匈奴の勢力は大いに伸張し、東は熱河蒙古より、南は山西北部を含めた長城地帶及び河套地方、北は外蒙古・シベリアの一部、西は甘肅地方までも掩有し、西域諸國もその隷屬下に立つに至つたのである。實に前述の綏遠青銅器文化の極盛期を歷史的に見れば、この頭曼、冒頓、老上三單于時代に相當するものと思はれる。

然るに斯く興隆に赴いた匈奴を挫き、その頽勢を致したものは武帝の外征であつた。實に武帝は北邊の宿敵匈奴の討滅を以て畢生の大事業となした。固よりこの事は一朝にして就らなかつたが、元朔元狩年間に衞青・霍去病等をして匈奴の左翼を斷ち、河南・河西の地を殆ど漢の領有に歸せしめ、單于庭をして遠く漠北に轉移せしめたことは、獨り匈奴の威力に大打擊を與へたのみならず、その文化にも一大轉機を與へる結果となつた。卽ち、それまで綏遠地方に繁榮した匈奴の青銅器文化が今や凋落衰微の運命となつた。而して單于庭が漠北に移つてから漠南、漠北の匈奴諸部族の間に漸次分解分離の傾向が現はれ、宣帝の時呼韓邪、郅支兩單于が對立抗爭したのを劃期として、漠南の匈奴は漢に稍々歸服し、その文化を享受しようとする趨勢になつた。そしてこの趨勢は間接に漠北の匈奴にも影響したやうである。卽ちこれより以後の匈奴間に漢文化が浸滲することになつた。一方匈奴は東方の烏桓鮮卑——東胡の後裔——から毛皮類を徵稅し、西方の西域諸國から馬畜旃罽の

類を得て、斯くて前漢中期より後漢光武帝の時南北匈奴の分裂に至るまでの匈奴はその物質的文化に於いて外國の所産を多く享樂し、その風は彼等の貴族階級に於いて特に顯著であつた。而して北蒙古ノイン・ウラに於ける匈奴の墳墓よりの出土品は當時の彼等の貴族文化を遺憾なく窺知せしめる。

この古墳の所在地は庫倫の北方百粁ばかりのノイン山脈中に在つて、古墳は三つの古墳群に分れ、その總數二百餘基に及んでゐる。而してカズロフ氏に率ゐられた蒙古西藏探檢隊は一九二四年そのうち約十基を發掘して、その木槨木棺の構造を明にすると共に、其處より絨氈、毛織物、絹布、漆器、玉器、銅器、黄金飾板等頗る貴重珍稀なる遺物を多數採取した。墳墓は丘陵の中腹を三十五尺乃至五十尺掘り下げ、その墓壙の下部に木槨を安置し、その中に木棺及び副葬品を入れたものである。木槨は漢式のそれに類似すると共に、シベリアの大丘墳の木槨とも同似し、その形式の系統を何れとも決し難いが、木棺は全く漢制に出でてゐる。卽ち木棺は木材を組合はせて、その合目を千切で留め、外面に漆塗したもので、この種の漆棺は朝鮮に於ける漢代の遺蹟卽ち平壤樂浪の古墳に於いても見られるが、ノイン・ウラ發見のもの丶如きは表面に飛禽等の漆畫すら畫かれてゐる。また槨内には種々な副葬品が入つてゐたが、この副葬品こそ當時匈奴の貴族が如何なる物質文化を享受してゐたかを如實に現示するものである。以下これら古墳出土の遺物に就いて略説しよう。(3圖)

先づ第一に顯著なものは織物類である。それに絹布と毛織物との二種があり、何れも多くは美しい刺繡、或は織出紋様が施され、これらの紋様或は織法等によつて、それが當時の何れの地方の所産であつたかゞ明確にされる。卽ち絹布は明かに漢代の支那製品で、當時繡、錦、羅、刺繡等と呼ばれたものに相違なく、就中繡は多彩にて山雲鳥獸神僊等の複雜な紋様を織出したものであり、刺繡は同様の紋様を多彩の糸で刺施したものである。而して、そのうちかの流雲神僊の織出紋様の間に「新神靈廣成壽萬年」の銘文が織出された繡は殊に著名で、銘文によつてこの絹布が新の王莽によつて匈奴の王廷へ贈遣されたものであることが推測され、同時に出土した漢の漆器に建平五年の銘のある事實と相俟つて、ノイン・ウラ古墳及び出土遺物の年代が大體前漢末後漢初　卽ち西暦紀元前後に在ることを想はせるのである。一方毛織物にはイラン式の植物文・鳥獸文・人物文等が刺繡によつて表現され、それが西域の所産たることが明瞭である。かくて織物類によつても漢の所産と西域の製品とが匈奴の貴族の間に愛用された一端が窺ひ知られるのである。

第二に絨氈及びフェルト(旃)の類がある。これは何れも匈奴自身の作品で、前者には渦卷文と動物鬪爭文とが表出され、その動物鬪爭文の一は二頭の怪獸が正面より抗爭してゐる圖文であり、他は山猫の如き有翼の怪獸が背後から疾驅逃走してゐる馴鹿に咬みついてゐる圖文で、これは前述した綏遠青銅器の飾金具に見るものと等しく、匈奴自身が愛好した意匠である。

第三に青銅器がある。然しそこには最早や青銅の利器は見出されず、各種の銅壺、三脚附燭臺、銅鏡、馬面、車軸頭、傘骨先端の飾具等で、殆ど皆支那製器である。

第四に金銀器の類があり、その主なるものは棺を飾つた飾金具で、それには動物文が槌起によつて浮出され、匈奴の製品たること明瞭である。

第五、馬の轡その他の鐵製品がある。それには恐らく支那製品と匈奴の作品との兩者があらう。

第六、木器。それに木獸、飾金具の木座、發火器等があるが、何れも匈奴の所作である。

第七、漆器、玉器。前者に漆案、漆杯、漆盤等があり、何れも明瞭な漢の漆器で、漆杯には「建平五年」或は「上林」等の銘文が見出される。後者には双龍の相對した圖紋を透彫にした飾玉等がある。支那製品。

第八、なほこの墓よりは匈奴の衣服卽ち所謂袴褶服の實物、帽子、靴、彼等の辮髪等も出土してゐる。

斯くて紀元前後にノイン・ウラの墳墓を築造した匈奴の貴族が如何に豐富に外國の文化的所産を享樂したか、然かも一方彼等自身の遊牧民的特色ある文化もなほ若干保持してゐたことが明瞭にされたのである。換言すれば、彼等は遊牧生活のうちにも、南方からは漢文化を取入れ、西方よりは西域のイラン文化を受入し、更に北方のスキート・シベリア系統の文化も前代の匈奴に引續いて享受したのであつた。彼等はかく豪奢なる物質生活を營んでゐたが、後漢初明帝の時竇固・耿忠等の討伐に會つて匈奴の勢漸く衰へ、和帝の時竇憲等が深く北匈奴の本地を衝くに及んで遂に全く瓦解し、一部は遠く西方に逃がれ、その餘衆は鮮卑に服屬することになつて、匈奴の貴族文化も自然消滅した。卽ちかゝる匈奴の貴族文化は匈奴の暴力によつて周圍より略奪搾取して構成された特殊な文化であつて、その勢力の衰亡と遂に運命を共にしたのも自然である。

參考文獻

1、P. K. Kozlov; Comtes rendus des expéditions pour l'exloration du Nord de la Mongolie, Leningrad 1925.
2、W. P. Yetts; Discovery of the Kozlov Expedi-

tion (The Burlingtion Magazin April 1926.)

3、梅原末治氏「北蒙古ノイン・ウラの遺蹟」(史學第八卷第四號)

四、六朝、隋、唐代の蒙古の文化

匈奴衰亡の後、後漢末三國の頃、蒙古には鮮卑の力が强大となつた。鮮卑は烏桓と同じく東胡の後である。而して西晉末その內亂に乘じて五胡(匈、奴羯、鮮卑、氐、羌)が南下し、江北の各地に割據して所謂十六國の隆替を見、それが鮮卑の拓跋珪によつて統一せられ、後魏の建國、道武帝の卽位となつた。この頃蒙古には新に蠕蠕興り、西はカラシヤールにより北はバイカル湖に至り、南はゴビに臨む大領土を開拓し、塞を距てゝ、後魏と對立することになつた。ついでアルタイ山南麓に住した突厥が、その部長土門に率ひられて鐵勒を破つてからは次第に漠北に勢力を占め遂に蠕蠕との主阿那瓌を討つて彼を自殺せしめ、土門の子木可汗に至つて全く蠕蠕を滅絕し、西は嚈噠を擊破し、東は契丹を走らし、北は契骨を併合して、東は遼東より西は遠く裏海にまで及ぶ大疆執を掩有した。その後突厥は東西に分離して、東突厥は隋に歸屬したが、隋の滅亡と共に再び突厥の勢力囘復し、兵を送つて唐の創業を援けた程であつた。ところが太宗の時東西突厥の間に內紛を生じ、加ふに

東突厥は北方から薛延陀(鐵勒の一部)の進出を蒙つて內蒙古の方面に移り、太宗はこれに乘じて貞觀四年(六三〇)李靖李世勣等に命じて、東突厥の頡利可汗を討たしめ、これを破り、次いで顯慶二年(六五七)には高宗蘇定方を派して西突厥の沙鉢羅可汗を擒にしたので、これより突厥の勢力は全く衰ふるに至つた。

突厥につゞいて漠北に威を張つたのは鐵勒の一部囘紇である。囘紇は初め獨樂水(土拉河)上に居り、同部薛延陀と共に東突厥を攻めたが、部長に吐迷度出るに及んで鐵勒諸部を合せ、ついで玄宗の頃その酋長懷仁可汗は黑龍江岸よりアルタイに至る東突厥の故地を併呑した。更に玄宗の末年安史の亂には兵を出して唐室を助け、その後婚を通じてその勢大いに振つたが、唐末、吐蕃、黠戞斯等に破られてその餘衆は河西或は天山方面に逃がれ、甘肅囘鶻或は西州囘鶻となり全く昔日の俤を失つてしまつた。

偖て、以上の如く魏晉南北朝時代より唐代に至る間に蒙古を中心に興亡した遊牧諸民族には鮮卑、蠕蠕、突厥、囘紇等があるが、彼等の遺蹟遺物は未だ充分闡明されてゐない。殊に南北朝時代の蒙古の文化は殆ど不明である。唯だ一九二五年バロフカ氏がトラ河畔のナインテ・スムに於いて發掘した所謂馬の副葬された墳墓からは鐵製の刀子、鏃轡、鐙等と共に漢鏡斷片、支那=ササン朝式圖紋ある絹布

等が出さして、それらが四、五世紀頃に屬することが明確で、蠕蠕の遺物ではないかと推測され、また立石を周圍に繞らした墳墓しその立石には屢々鹿その他の動物子、稀には辮髮した人物像が陰刻されてゐるが(4圖)西蒙古のウリヤスタイ地方を中心に處々に見出されて突厥所築の古墳ではないかと謂はれ、今日までに蒙古に於て見出された南北朝頃の遺蹟遺物と云へば右の如きものに過ぎない。これに比較すれば唐代の突厥、回紇の遺蹟は稍々學問的に調査されてゐる。卽ち所謂オルコン碑文の發見によつて企劃された、露芬兩國の北蒙古探査の結果である。(5圖)

オルコン碑文とは一八八九年オルコン河畔に於いてヤドリンツエフ氏によつて最初發見され、ついでラドロフ氏を主班とする露西亞學士院調査隊、ハイケル氏を主班とする芬蘭考古學會派遣隊によつて調査され、その結果が前者の「蒙古考古圖譜」、後者の「一八九〇年芬蘭探檢隊によつて探訪されたるオルコン碑文」等となつて詳細に報告されたオルコン河域流に存在する數個のトルコ碑文である。そのうち特に著名なのはキュル・テギンの碑でオルコン河の右岸コショ・ツテイダムに在る古墳の傍に建てられてゐる。キュルーテギン(闕特勤)とは突厥の苾伽(ビルゲ)可汗の弟で、兄弟相扶けて東突厥を統率し唐朝の藩屏として大功あつた人である。碑石は緻密な石灰岩で、高さ三・三〇米、正面の幅一・二二米、東面には突厥文、西面には漢文で碑文が刻されてゐる。このうち漢文面に「故闕特勤碑御製御書」以下「大唐開元廿年云々」に至る十四行の刻銘があり、その內容は唐朝が闕特勤の死を悼み、またその生前の勳功を表頌したものである。碑陰の突厥文の方は發見された當初には全く解讀不可能であり、世の東洋學研究家を擧げてこれが闡明に沒頭した結果、一八九年に至つてデンマークのトムゼン氏によつてまづ讀解の鍵が見出され、氏處ラウドロフ氏の努力で遂に解明された。而してその文面によれば、これは闕特勤の兄苾伽可汗が特勤の武功を臣下に告ぐる形式で物語つたものである。而して一方苾伽可汗の碑文も同所から出てゐるが、これは不幸にして斷片しか見出されてゐない。

突厥碑文に次いで擧げられるものは回紇の毗伽可汗の碑である。この碑文はオルコン河左岸なるカラ・バルガスンに於いて發見されたもので、碑文の漢文の部分に「(九)姓廻紇登里囉汨沒密施合毗伽可汗聖文神武碑」と書かれてゐる。而してこの碑文の存在によつてこの土城址が回紇の都カラコルムの遺址に相違ないことが確證された。

以上の如くオルコン河畔に突厥及び回紇の遺蹟の現存することが知られ、それによつて唐代の突厥及び回紇の失はれた史實が拾綴されたのみならず、突厥文の解明は、實に

十八世紀以來イェニセイ河谷にその存在の知られた古代トルコ文字の讀解に鍵を與へ、アルタイ語族研究に重要な資料を提供したものとして重大な意義があつた。數個の碑文の發見が當時の東洋學者に最大の關心事となつた所以も實にこゝにあるのである。

參考文獻

1、G. Borovka; Arkheologicheskoe obsledovanie Srednewo techeniya r Toly (Severnaga Mongoliya) Leningrad 1927.

2、A. Pozdneyeb; Mongoliya i Mongoly, St. Peterburg 1896, 1898. A. von Le Coq; Steine mit Menschen und Tier Darstellurgen aus der Mongole (Ostasiatische Zeitschrift, 6 Helt 1929)

3、A. O. Heikel; Inscriptions de l'orkhon recueillies par l'expédtion finnoise 1890 et publiés par la Societe Finno-Ougrienne, Helsinki 1892.
W. Radloff; Atlas der Alltertümer der Mongolei, St. Peterburg 1892-96.

五、遼の文化

興安嶺以東の熱河の蒙古には古くより契丹族が住し、遊牧の生活を送つてゐたが、中原に於いて唐突が衰へ、漠北に於いて回紇の勢力が失墜するに及んで、契丹族は漸く勃興の機會に惠まれた。卽ち耶律旗保機なるもの出で契丹族の酋長となり、武力を以て諸部を併せ、唐哀宗天祐四年（九〇七）には遂に契丹族統一の業を成就したのである。彼はその後、近隣の室韋、女眞等に勢力を伸長して版圖を擴張し、九一六年には自ら帝位に卽いて國號を遼と定め、神冊を建文した。卽ち遼の太祖である。かくて彼は河熱の地方を席卷し、神冊四年（九一九）都城を今の林東縣に築いたのみならず、天顯三年（九二六）には兵を東隣の盛圖游海に出して忽ちこれを討滅し、遂に滿洲をも遼の版圖に加へたのである。その後遼の勢力は一時衰へたが、聖宗出づるに及んで南は宋を征して境を擴め、また東方の高麗、女眞、西方の吐谷渾をも討服して、その疆域は東は日本海より西は天山にまで及び、北は外蒙古に、南は河北、山西二省の北半を掩有して遼代に於ける黃金時代を現出した。然し聖宗に繼いだ興宗の時代には遼の勢力も漸く傾き初め、その後をついだ道宗・天祚帝の頃には北邊の諸部背叛するもの多く、天祚帝の天慶四年生女眞叛するに及んで、遼軍は敗れ、保大五年（一一二五）天祚帝は天山の西方で女眞軍に捕へられて、こゝに遼の社稷は亡んだのである。

さて遼代の遺蹟として、まづ擧ぐべきものは都城址であ

る。それらは東蒙古の各地に現在もなほ多く殘存してゐるが、就中顯著なものは上京臨潢府址、中京大定府址、慶州治址等である。そのうち上京臨潢府は永く遼の國都であつたのであるが、その遺蹟は今の興安西分省林東縣に在る。こゝは興安嶺中の一盆地で、都城址は盆地の南邊に位し、土壁を以て圍まれ、ほゞ正方形をなし、一邊の長さは約十八町である。土城壁は總て土塼を積み上げて造つたものであるが、現在では高さ約五間、厚さ約三間あり、各壁とも外側に向つて約一丁の間隔を以て突出部が作られてゐる。城內の中央部及び兩壁に沿つた高臺に宮殿址と思はれる遺蹟があり、其處に礎石、龜趺、綠色の釉藥のかゝつた瓦片等が散在してゐる。なほ土城外には北方と東方とに磚塔が遺存し、なほ石製の巨大な觀音像等があつて、往時の繁榮を物語つてゐる。

中京大定府址は老哈河の上流、現在の熱河省大名城にあり、土城は廣い平原中に殘り、老哈河によつて東部及び南部が洗はれてある。この城址は內外二城に分れ、外城はほゞ正方形、その南壁は老哈河に對して居り、城壁は土煉瓦を積み上げ、高さ約三間、厚さ一間弱ある。內城は東西十七、八町、南北十二、三町の東西に長い長方形の土壁に圍まれ、壁の高さは現在高低不一でゐるが、大體五間——二間半である。城壁には約三十間毎に外方に向つて突出部があり、城門址は悉くは認められないが、東門址はよく殘り甕城の跡も見られる。この內城內には石獅子及び礎石が諸所に殘存して宮殿のあつた事が推知される。この內城の東北、西北及び南方には各一基の八角佛塔があり、往時の佛敎盛行の俤を殘してゐるが、この內東北に存する十三層塔は最も立派であり、高さ三十二丈、周廻百二十尺と稱される。而してこれらの佛塔の各面には、中央に佛陀、その左右に脇士、上部に天人等の浮彫がはめこまれてゐる。

最後に慶州治址は遼の皇陵たる慶陵の守陵の邑として著名な遺蹟であるが、今興安西分省林西縣白塔子にあり、一邊約十二町位の方形の土城で、その西北隅に、七層塼塔が巍然として周圍を壓して屹立し、附近に往時の堂宇の礎石や佛蹟等も散在してゐる。而してこの城址が近時殊に世今に注目された所以は、この遺蹟の西北山中に遼の皇陵の發見された處である。卽ちワーリ・マンハにある聖宗、興宗、道宗三帝の陵墓がそれで、何れも山腹を坑鑿して地下に構築されてをり、內部は齊整な甎築にて、玄室の平面は圓形或は八角形をなし、その天井部は穹窿形に造られてゐる。今日では三陵のうち東陵を除いて他は甚しく盜掘破壞され原狀を窺ひ難いが、東陵はその遺構を略々完存し、殊にそこに遼代の壁畫が現存してゐるのは驚嘆すべき事實である。（6圖）

その壁畫は中央圓室の四壁には春夏秋冬の四季の風景を描き、副室及び廊下の壁面には文武官の肖像畫を表はし、入口より玄室に續く廊下の正面の穹窿壁面には双龍を繪いてゐる。而してその山水双龍等の畫が五代、宋時代の支那畫この比較研究資料としてゐたその人物像が遼の服飾風俗等の研究資料として貴重なことは言ふまでもないことである。然し、この遼三帝の墓陵に關し一層重大な關心を世界の東洋學者に惹起したのは、實に其處より遼の皇帝皇后等の哀冊文が出さして、それに契丹文のものゝあることが世に紹介された結果である。この墓石は總計十五個で、その篆蓋及び哀冊は漢文のもの十一と契丹文のもの四の二種あり、漢文のものは文武大孝宣皇帝（聖宗）、仁德皇后（聖宗の后）欽愛皇后（聖宗の后）、仁懿皇后（興宗の后）、仁聖大孝文皇帝（道宗）及び宣懿皇后（道宗の后）に屬するものであるが、契丹文のものは道宗、宣懿皇后の兩哀冊以外はその所屬が明瞭ではない。然しこの契丹文哀冊が漢文のそれと對比して將來契冊文解讀の秘鍵となり得る可能性があるので、今日その發見が東洋學上の大事件と謂はれ所以である。而してこの學術上頗る貴重な資料は既に一九三〇年頃までに遼の陵墓より搬出されて湯玉麟氏有に歸し、後奉天商埠地の湯佐榮氏邸内に秘藏されてゐたが、滿洲國成立と共に昭和七年春秋貞實造氏によつて見出され、今日奉天國

立博物館に收藏陳列されるに至つたのは、眞に學界の一大慶と言はなければならない。

参考文獻

1、A. Pozdneb; Monglia i Mongoly. 1898.
2、I. Mullie; Les anciennes oilles de l'empire des grand Leao au royaume Mongole de Barin(Tonny Pao 1922)
3、J. Mullie; des sepultures de King des Leao (To'nng Pao 1933)
4、P. Keroyn; Le tonbeau de l'Empereur Tao-tsonny (1101), Une decouvérte interessante (Le Bulletin catholigue de Pékin 1923)
5、鳥居博士「蒙古旅行」
6、桑原博士「東蒙古旅行報告書」（歴史地理第十八卷第三〇號）
7、鳥居博士「遼代の壁畫に就いて」（國華第四一編九——一二號）
8、滿洲國奉天國立圖書館刊「遼陵石刻集錄」

六、西夏の文化

斯くの如く熱河地方を中心に契丹が起つて蒙古の東部を

領有し、宋と對立してゐた頃、西方では内蒙古オルドス地方に住した黨項(タングート)族が擡頭して西夏の國を建て、オルドス、甘肅、旗拉善等の西南蒙古を領土として、勢を振ふに至つた。黨項は唐の中葉に吐蕃に壓迫されてオルドス地方に移り住んだもので、初めは遼に服屬してゐたが、宋、遼抗爭の機會に乘じて、首領李元昊はその羈絆を脱して獨立し、興慶(寧夏省寧夏)に都して自ら大夏皇帝と號した。彼はこれより頻りに宋の西北方面を侵略して、漸く慶曆四年宋より毎年多額の銀絹藥等を受けることを約して兵を收めた。その後遼亡び金興るに及んで西夏は金に同盟して疆域を擴めたが、後國内亂れ、蒙古に成吉思汗出るに及んで一度これに蹂躙され、遂に大宗窩濶台の時に滅亡して、その故地は悉く之に併合された。時に西夏建國より百九十六年のことである。然かもかくの如く西南蒙古の一隅に存在した西夏の文化は、カズロフ氏、スタイン氏等によつてなされた西夏の一都城址――カラ・ホトの遺跡の調査によつて稍々闡明された。カラ・ホト(黒城)の遺跡はエチン・ゴル下流域にあり、無人の沙漠に廢墟となつてゐたのを一九〇八年カズロフ氏によつて發見されたもので、氏は其處より佛畫・佛像・古文書等を夥しく發掘した。かくてこの遺跡は世に宣傳されるに至り、後、スタイン・ヘディン氏等も此處を搜査して、多數の佛畫・古寫本・古版本を得、西夏の有した文明が始めて沙土中より蘇つたのであつた。このカラ・ホトの土城は東西に稍々長い方形をなし、東西の二邊には甕城を有つた城門址があり、城壁には外方に向つて約六十米の間隔にて方形の突出部が附され、四隅は圓形の突出部を以て特に强固に築造されてゐる。而してこの土城の內外には寺院址その他の建築址が多數遺存し、道路はその間を縫つて、東西南北に街區を作つて走つてゐる舊狀が認められる。出土した遺物のうちに佛畫に佛像の多いことは西夏に於いて佛教が盛行したことを示めし、然かもその佛畫に宋畫と共に、西藏佛教の色彩濃厚なものゝ存することは、西夏が民族的に吐蕃と親緣で、西藏より文化的影響の深甚であつたことを實證してゐるのである。また西夏文字で記され文書類が夥しく發見されたが、その大部分は佛典で、なほ西夏字漢字對譯の辭書蕃漢合 掌中珠等があり、それによつて今や西夏文字も、殆ど讀解されるに至つたのである。要するに、西夏の文化は宋代の支那文化を多く吸收してゐながら、その地理的位置、民族的關係から西方文化、殊に西藏文化の影響を强度に受けてゐたのである。(7圖)

參考文獻

1、P. K. Kozlow; Mongolei, Amdo und Die tote Stadt Chara Choto, Berlin 1925

2、A. Stein; Innermost Asia oxford 1928.
3、Sven Hedin; Across the Gobi Desert
4、王靜如氏「西夏研究」
5、北平國立圖書館刊「西夏文專號」

七、大元帝國並びに明代蒙古の文化

蒙古高原、オノン・ケルレン上流域に室韋の一部なる蒙兀室韋が居住してゐたが、この蒙古部はその東南に遊牧せる塔塔兒(タタール)などと共に契丹、女眞の勢力圈内にあつた。然るに合不勒(ハブル)汗の時始めて稍々興り、その曾孫鐵木眞(ムチン)出づるに及んで、蒙古諸部統合して、一二〇六年クリルタイの推擧によつて大元可汗(元太祖)の位に卽き、成吉思汗と號するに至た。ついで一二一〇年(金大安二年)には大擧して南下して金を攻め、その時蒙古軍は、居庸關を拔いて燕京に迫り、東は南滿洲の遼陽を陥れ、西は大同を圍んだが、次いで金が都を汴京に遷したのに乘じて燕京を陥れ、滿洲及び北支那の一部をも蒙古領に加へた。その後太宗窩濶台汗は父の遺志を繼いで北支那に親征して各地を席卷し、遂に汴京を屠つて金の撃滅を成就し、西夏をも滅ぼし、南宋をも亦討滅するに至つた。その間、元の勢力は朝鮮半島にも及び、かくして日本を除く東亞の主疆域がこゝに一支配者元の掌中に歸したのである。元の國都は窩濶台汗の時彼等の

發祥の地に近い外蒙古和林(カラコルム)に奠へられたが、世祖忽必烈が位を繼ぐに及んで、首都を金の都であつた燕京(今の北平)に遷し、大規模な都城を營み大都と號した。卽ちマルコ・ポーロの傳へたカンバリク Khanbalik である。忽必烈の死後には早くも支那内地に於ける元の勢力は動搖し始めた。卽ち支那に於ける元の未曾有の壓制は漢人の深い憤怨を買ひ、遂に順宗の代に至つて反亂相次いで興り、更に明の太祖朱元璋出でて明軍は隨所に勝利を博し、支那に於ける元の勢力は地を拂つて盡きた。時に世祖が支那に建國してより僅かに九八年の後であつた。

蒙古族は勿論純粹の遊牧民であつたが、元帝國を興すに至り、彼等も亦都城を建設した。元代に於ける都城址として蒙古高原に殘る主なるものは都和林の遺址、上都址、應昌城址、淨治址等であるが、オルコン河東岸の今の額爾德(エルデ)尼招(ニヂアオ)にある和林の遺址は充分調査されてゐないので暫く措き、元の上都址、應昌城址、淨州治址等に就いて略説しよう。

元の上都の遺蹟はドロン・ノールの西北約十里の地、閃電河の北岸形勝の地に位置してゐる。土人が此所を呼んで Chao Naiman Sume Khoton (百八伽藍の町)と云つてゐるのは、この遺蹟に建築物址が多いためである。この城は世祖の代に築かれて開平府と呼ばれ、更に上都と改稱され

て元室の避暑地となつた。

マルコ・ポーロの Shanda 、オドリックの Sandu は皆この地を指したものである。城址は內外二城よりなり、外城は略方形をなしてをり、その一邊略十三町、石を積んで城壁となしてゐる。この城壁は現在ほゞ完存し、高さは三、四間、厚さは三間餘である。外城には南北各一門、東西は各二門、合計六個の城門があつて、城門各々甕城を以て堅められてゐる。この外城の中央より北邊に當つて內城があるが、內城もまた略々正方形で一邊は五町餘である。この內東西南の三壁には各々城門があるが南門は特に完全に殘つてゐる。城內には宮殿址、寺院址と思はれる建築物址が夥しくそこに礎石、瓦甎類が散布してをり、石獅子等も見出される。その間「皇元勅賜大司徒筠軒長老壽公之碑」と篆書せられた元碑の題額もある。尙ほ上都の西北二面には高さ二間强の土壁がめぐらされた廣大な一劃があるが、これは世祖が盛んに放鷹等のことをなして遊樂した禁苑の跡と謂はれる。

次に應昌城址はドロン・ノールの東方、ダライ・ノールの西南にあつて、城址は略々正方形であり、その一邊は約六、七町、壁の高さは三間、その基底の厚さは四間餘である。城門には甕城の跡が見られる。城內には諸所に宮殿址と思はれる高臺が殘り、その間礎石、石獸、龜趺、瓦甎等が散在して、元時の榮盛を物語つてゐる。當時この地は重要な地點であり、元の最後の帝順宗もまたこゝで歿してゐる。

最後に淨州治址は百靈廟北東六里の地點にあり、土人は其の遺址をオロンスム(多くの寺院)と呼んでゐる。東南に面し、東西土城の長さ〇・三五哩、南北壁の長さ〇・六五哩の長方形の城址である。城壁は土塼を積み、高さ二・七米、址壁西壁最も完存し、東壁も稍々舊態を遺すが、南壁は殆ど現存してゐないやうである。土城內に多數の建築址が並列し、何れも灰色或は鼠色の塼築で、綠色褐色或ば略色の彩瓦か葺かれてゐたものらしく、それが崩壞して瓦塼の山となつてゐるものもあるが、尙ほ圓蓋形の屋根、矩形の塼壁の原狀をとゞめてゐる場合も少くない。而してそれらの建築　附近には屢々礎石、石碑、石臼その他の石造品が散亂し、殊に興味を惹くのは土城の中央、北壁に近く存する一建築址の周圍に多數の十字石が並列してゐることで、一見其處が春教寺院址たることは明瞭である。(8圖)なほこの土城內に遺存してゐる碑文によつて、土城の設置されたのが元武宗の至大元年(一三〇八)のことであり、最初汪古部の阿剌兀思剔忽里の子孫馬札罕の子八都帖木兒の王府であつたことが知られるのである。因みに阿剌兀思剔吉忽里の子孫には熱烈なる教徒多く、就中濶里吉思(Georges)、主安

(Ĵan)の如き基督教名を有つたものさへあつて、この一族の王府に景教寺院址が存したことは當然と思考される。なほこの土城の東壁外三町ばかりの地點に石人、石獸各一對、龜趺一が遺存してゐる。而してこれらの石人石獸を列し、石碑を備へた墳墓の主は蓋し相當有力な貴人で、土城内に居住した人に相違なく、一方この土城に明代に於ける蒙古の英傑俺答汗の功業を頌した蒙文碑の存在を考慮に入れゝば、その墳墓が彼の王陵であり、俺答汗の眞の根據地が通說の如く歸化城附近にあつたのではなくして――此處にあつたことを想像せしめるのである。從つてこの土城は元中期より明代に亘つて、先きには汪古部、後には土默特部の中心地であつたと推測される。

蒙古に遺存する元代及び明代の遺跡の主なるものは以上の如くであるが、これらは都城の制に於いても、また建築その他の遺物に於いても固より支那の影響を受けたものである。また元は單に滿蒙支鮮等の東方諸國を掩有したのみならず、遙か西方の歐露、波斯方面の蒙古帝國とも近親の關係にあつたのであるから、これらの地より集まつた珍奇な品物は、恐らく元室の諸宮殿、禁苑に山積されたことであらう。然かも蒙古も自己本來の優秀な文化を有せざる遊牧民であつたから、彼等の文化は要するに漢文化の影響下に成り立つたに過ぎないのである。

參考文獻

1、A. Pozdneyeb; op. Cit.
2、W. Radloff. of Cit.
3、鳥居博士、桑原博士前揭著書。

八、結　論

以上は遺蹟遺物より見た蒙古の文化の大略を述べたものである。これを要するに蒙古高原に於いて興起したものに匈奴、突厥、回紇等があり、熱河或は興安嶺地方を中心に勃興したものに鮮卑、契丹、蒙古等があつた。而して、この兩系の遊牧民のうち、前者が非常に勢力を伸張しながらも敢て支那中原の覇者とならうとせず、あくまで蒙古中原を中心として活躍したのに對し、後者が何れも北支那の主となつて東亞に大王朝を確立した相違が認識されねばならない。これは前述の如く新石器時代以來蒙古高原の文化が支那のそれと截然と區別されるのに對して、熱河は興安嶺地方の文化が蒙古高原の文化と支那のそれとの融合混和したものであつて、前者が純然たる遊牧文化であるのに對して、後者が半遊牧的である相違に相應ずるものであらう。而して文化の本質より見ても匈奴・突厥・回紇の文化は彼等本來の文化を多分に保有してゐるに對し、鮮卑・契丹・蒙古等の文化は寧ろ支那文化の一分派として認められるのである。

（江上波夫）

H　蒙古人物往來

（配列A・B・C順）

阿克棟阿

多羅郡王、錫盟東阿巴哈那爾旗札薩克。

阿拉木斯圖呼（有常）

敖漢旗、元北平國會參議院議員。五十九歲。

阿拉坦瓦齊爾（新甫）

哲里木盟科爾沁左翼後旗、旅平蒙古救濟會副委員長、前清鎭國公貝子民國に至つて郡王に昇進。五十五歲

阿勒坦鄂齊爾（阿王）

綏境蒙政會副委員長、伊盟副盟長、杭錦旗札薩克、親王、百靈廟蒙古地方自治委員會委員なるも雲王、德王と兩立せず、沙王等と共に綏境蒙政會を組織す。

アモル

蒙古人民共和國、小ホラルダン議長、國民黨幹事、外蒙政府における新人として知らる。

阿穆爾麗格勒圖（樂安）

哲里木盟郭爾羅斯前旗、北平にあり、かつて參議院議員に歷任す。六十五歲。

阿要喜

興安北省索倫旗、ロシア通、一八八五年シベリア商業銀行支配人、その他協會會社の重役を兼ねた。六十六歲。

阿由勒烏貴（憲亭）

卓索圖盟喀喇沁旗、卓索圖盟副盟長、蒙藏院總務處長、百靈廟蒙古地方自治委員會委員。六十八歲。

札嘎爾

巴林右旗、興安西分省々長、世襲本旗多羅郡王爵。六十歲。

章嘉呼圖克圖

俗名桑結札布、內蒙古に於ける活佛として教界の重鎭をなす、一九三二年十二月撫蒙宣化使に任ぜられ今日に至る、現在の章嘉は第二十二代で累代夏期は概ね多倫に冬期は北京に住する習しであつたが民國二年頃より兵亂相繼ぎ多倫に住する能はず難を山西五臺山に避けたが一九三五年秋山を下つて北平に現はれた、章嘉呼圖克圖の本山とも目すべきは多倫の二大廟で所屬喇嘛廟には北京の雍和宮、嵩祝寺を初め凡そ三十六ヶ寺、熱河の八大寺、甘肅の二十一ヶ寺その他內蒙各地に散在してゐるが、これらを合計すれば一百十六ヶ寺喇嘛の數は十二萬八千人の多數に達すといはれる。四十六歲。

昌都稜（海明）

哲里木盟科左後旗、章嘉呼圖克圖駐南京辦事處編纂員、日本留學生。三十五歳。

陳效藩（チエンシアオファン）（伯承）

卓索圖盟喀拉沁旗、蒙藏委員會祕書、北平蒙藏學校卒業。四十一歳。

奇倫（チールン）

呼倫貝爾副總管。五十一歳。

齊默特色木丕勒（チムトソムチヨンロ）（齊王）

郭爾羅斯前旗、蒙政部大臣、本旗札薩克輔國公哲里木盟正副盟長に歴任す、多羅貝子貝勒多羅郡王親王等爵。六十歳。

金把（チンパ）

札賚特旗、本旗左翼東八座旗長。

奇普森額（チプセンオ）

呼倫貝爾克魯倫河人（巴爾虎族）元蒙古政廳呼倫貝爾副統公署右廳長、新巴爾虎右翼總管公署書記、同副總管を經て一九一七年任同總管、一九二八年任蒙古政廳呼倫貝爾副都統公署右廳長。七十一歳。

金永昌（チンユンチヤン）

字勉卿、内蒙古喀拉沁人。中國國民黨内蒙指導委員會委員、曾て汪濟黃等と共に喀拉沁旗第一回留學生として日本に赴き東京帝國大學農學部實科を卒業す。一九二六年馮玉祥の諮議たり。其後内蒙國民黨の組織に參與して活躍せるが現に中國々民黨内蒙指導委員會中派流遣委員たり。五十二歳。

奇普森額（チプセンオ）（靜山）

呼倫貝爾新巴南虎正黃旗、興安北省公署民政廳長、新巴爾虎右翼總管。六十六歳。

吉爾嘎朗（チルガラン）

長崎高商出身、東布特哈正白旗、東分省公署總務科長。二十九歳。

チヨイバルサン

蒙古人民共和國第一副總理、國民黨幹事。

卓仁札布（チヨレンチヤブ）

西布特哈旗、巴彦旗々長。三十五歳。

綽克巴圖爾（チヨクバトル）

東布特哈正白旗、興安東省公署勸業科長、京南中央政治學校卒業後日本に留學日本大學に學ぶ、歸國後建國運動に奔走し蒙古自治第三軍宣傳處々長に任ず。三十一歳。

正珠爾札布（チヨンチユルチヤブ）

現滿洲國蒙政部事務官で大正十四年東京府立第六中學校を經て陸軍士官學校に入り、昭和三年滿鐵に入り、滿洲建國後蒙政部に入り現在に至つた、當年三十一歳の蒙古青年志士で、日本語、支那語、蒙古語に巧みである。這

次滿洲里會議には滿洲國側政府代表隨員として主として兩國代表の通譯の任に當り、わが代表を助けた。氏は大の親日家で先年日本婦人と結婚多幸な將來を期待されたが不幸昭和九年死別した。

成德字（チョントトウ）（靜山）

呼倫貝爾東布特哈人（達呼爾族）元蒙古政廳呼倫貝爾副都統公署左廳長（親露派）前淸末年庫倫に於ける外蒙古政府の外務次官たり。民國成立後蒙古政廳呼倫貝爾都統公署左廳長となり傍ら皮毛公司及蒙旗銀行を經營し滿洲事變前に至る。

卓特巴察布（チョトバチャップ）（詩海）

察哈爾盟々長、同保安長官、元蒙藏委員會駐平辦事處副處長、德王、李守信と共に內蒙の將來に囑目さる人物である。五十七歲。

達密凌蘇龍（ダミリンスロン）

察哈爾盟右翼正黃旗總管、綏遠省政府委員、綏東四旗剿匪司令。

廸魯瓦胡圖克圖（デロワコトクト）

外蒙活佛、外蒙札薩克圖汗部アビシャ公旗の一平民の子として生れたが、哲布尊丹巴胡圖克圖の敎命により遂に發し、或は西藏に或は內蒙に轉生し最近數代は外蒙に出現し、現代は第十六代に相當す、若くして哲布尊丹巴胡圖克圖に近侍し、サンミツトバクシの印號を賜はり、又烏里雅蘇臺將軍の榮職に任ぜられ幾度か軍に將として南部國境方面に轉載して功あり、滿洲皇帝（淸朝）よりサンミツドバクシの禪號を賜ふ、然るに外蒙において偶々共和政府の出現に遇ひ、庫倫に蟄居すること十有餘年、遂に意を決して憂國の士と相謀り僅か四人の從者と共に國境を越えて外蒙を脫出避難した、現在五十二歲、烏蘭察布、四子部落に居住し、專ら外蒙奪回の意圖をめぐらして居る。

デミド

蒙古人民共和國第二副總理兼軍務大臣兼總司令、一九〇〇年生、スツヘバトルの麾下に活動し、赤軍の庫倫占領後ブインデルギル（軍政治部長にして一九三〇年ウランコム反亂鎭定の際戰死）の下にあつてケルレン方面にウンゲルン軍を逐ふて名聲をあげた、一九二三年末騎兵學校副長、二五年校長、二六年末ロシアに留學、二九年歸國し聯合軍學校長兼コムミサルとなり三〇年軍事會議々長、三二年以來現職に在り。

ヅインドイツプ

蒙古人民共和國、司法大臣。

ドブチン

蒙古人民共和國、牧畜農務大臣。

ドムバドルチ

蒙古人民共和國、國民革命黨首領、勞働組合長。

ドイツチユマン

蒙古人民共和國、國立銀行總裁。

額勒春（樂田）

內蒙古東布特哈正白旗人、興安東分省長、前清末年東布特哈文案處總辦たり。民國成立後任東布特哈總管一九二五年兼任黑龍江督辦公署諮議。一九三二年滿洲建國後任現職。五十八歲。

額爾登

齊々哈爾、布特哈右翼旗々長。三十四歲。

額爾德呢畢勒格

科左後旗々長、本旗事務協理。五十六歲。

恩克巴圖（子榮）

察哈爾旗人、北平蒙藏院學校卒業、中央委員、百靈廟蒙古地方自治委員會委員、一九二九年より三一年まで立法院委員、三二年一月より國民政府參議に任ず、國民黨員。四十七歲。

恩明

呼倫貝爾索倫正黃旗、索倫右翼旗々長、索倫右翼總管。五十歲。

爾恒巴圖

東布特哈旗、阿榮旗々長、札蘭遊擊隊々長。四十七歲。

潘弟恭札布（潘王）

烏蘭察布盟四子部落旗、多羅、達爾罕、卓里克圖郡王、一九三四年百靈廟に蒙古地方自治委員會成立するや推されて委員となつたが、雲王一派と兩立せず、半載に及ばずして辭表を呈出、脫退した、一九三六年新に沙王を首班とする、綏境委員會が成立するや、その副委員長となる。

福齡

呼倫貝爾索倫正黃旗、鄂魯特旗々長、呼倫貝爾恢復に當つて蒙旗騎兵前線指揮官に任じ、共產黨が呼倫を侵犯するあたり前線督戰司令に任ず。一九三六年、興安北省長凌陞の通ソ事件に連座し同年四月二十四日死刑せらる。四十七歲。

富凌阿（劍潭）

賓圖旗、興安南省公署總務廳長。三十八歲。

富齡阿

察哈爾盟右翼正紅旗總管、同盟副盟長に擬せらる。

ゲンツン

蒙古人民共和國總理大臣兼外務大臣、一九三五年三月、バカホラルダンにより任命さる、建國以來國民黨幹事の要職にある。一九三五年十一月、陸相デミト以下外蒙政府要人と共にモスコーを訪問、ソ蒙互相援助條約を締結した。

哈欽蘇榮（博良）
依克明安旗々長、世襲依克明安旗固山貝子爵。二十四歲。

華霖泰（澤吾）
呼倫貝爾索倫正黃旗、興安北省公署祕書官、早稻田大學出身。一九三六年、興安北省長凌陞と通ソ事件に連座し、滿洲國軍法會議により死刑を宣告さる。三十九歲。

伊德欽
卓索圖盟喀喇沁右翼旗王公。

音德賀
察哈爾盟左翼正藍旗總管。

榮安（錦堂）
內蒙古達呼爾人、元蒙古政廳呼倫貝爾副都統公署會辦（貴福の弟）多年呼倫貝爾に在り。民國成立後呼倫貝爾特別政廳右廳長兼巡警總辦たり。一九二〇年呼倫貝爾自治取消と共に輔國公に封ぜられ蒙古政廳呼倫貝爾副都統公署會辦として滿洲事變前に至る。

榮祿
呼倫貝爾、索倫左翼旗々長。六十四歲。

榮祥
土默特代理總管、百靈廟蒙古地方自治委員會委員であつたが、一九三六年新に綏境蒙政會が成立するに及び百靈廟を離れてこれに歸屬し、教育處長となる。

ジヤツムバ
蒙古人民共和國經濟指導者、國營農場長。

嘎拉桑拉瑪旺吉勒札木蘇（世勳）
伊克昭盟鄂陀克旗、世襲札薩克郡王。三十七歲。

甘珠爾札布
蘇魯克、興安南分省警察局々長、東京振武學校、早稻田第一高等學院、東京陸軍士官學校卒業。三十一歲。

康達多爾濟（康王）
綏遠達拉特旗札薩克兼綏遠蒙政會委員、綏境蒙政會成立と同時に伊克昭盟三旗聯軍總指揮、及び達旗剿匪區司令に就任せり。

根丕勒札木蘇
圖什業圖旗々長、本旗公署協理。五十歲。

克鄂齊爾
察哈爾盟右翼廂藍旗總管。

克興額（指南）
卓索圖盟出身、中央委員兼蒙藏委員、百靈廟蒙政會委員、革命黨員にして孫文の忠實なる同志として知らる。四十六歲。

貢楚克拉什
察哈爾盟左翼廂白旗總管、百靈廟蒙古地方自治委員會委員。

郭興元

東布特哈旗、興安東分省保安司令、南京中央政治學校、日本士官學校、蒙古自治軍統領に歷任す。三十歲。

郭道甫名摩西
（字を通用す）蒙古名、黑爾色（Meruse）呼倫貝爾札拉木德人（達呼爾人）元內蒙國民黨祕書長（榮祿の子）齊々哈爾中學校卒業後北京俄文法政專門學校に學ぶ。海拉爾蒙旗學校長、北平蒙藏專門學校教員、馮玉祥の西北督辦署諮議等に歷任し一九二六年內蒙國民黨祕書長となり一九二七年內蒙國民代表大會籌備副委員長たりしが、其後內蒙國民黨の淸黨に際し共產派として除名せらる、一九二八年呼倫貝爾事件の「リーダー」にして事件後保安總司令部祕書となり又奉天蒙旗師範學校長たり。著書－「新蒙古」其他。四十一歲。

郭爾卓爾札布
蘇尼特閑散王、達爾罕郡王。

郭文林
呼倫貝爾、翊衞軍上校團長、日本陸軍士官學校卒業。二十九歲。

拉哈穆札布
科爾沁右翼前旗々長、本旗一等臺吉。二十二歲。

李守信（子忠）
卓索圖盟東土默特旗、內蒙第一軍司令官陸軍中將、熱河朝陽縣出身、大同元年八月手兵三千名を率ゐて吉鴻昌軍を破り朔北を平定したが滿洲國建國後、察東特別自治區行政長官となり、よく困苦を忍び、治安の維持、平和の確保に努めると共に內政に心を盡して民心を收攬し善政を布いた、資性溫厚にしてかつ豪放、天性の人德を備へ、恬淡にしてよく部下の心服を得て居り、將來の內蒙問題における重要なる存在として知られる。四十四歲。

林沁旺都特
親王、東蘇呢特旗札薩克

林沁旺濟勒
靑海右翼盟々長。

林心僧格
綏境蒙政會委員、中公旗札薩克。

凌陞（雲志）
呼倫貝爾、索倫正黃旗達呼爾人、呼倫貝爾副都統公署左右兩廳會辦、東三省保安總司令部及蒙古宣撫使顧問、呼倫貝爾副郡統公署左廳長等に歷任し一九三二年滿洲國成立と共に任興安北省長、一九三五年六月滿洲里會議首席代表として出席したがその際ロシア側に通謀したること判明、いはゆる通ソ事件の首魁として一九三六年四月滿洲國軍法會議にて死刑を宣告さる。

羅布桑林沁

卓索圖盟錫埒圖庫旗々長。

達里札雅

阿拉善札薩克

穆克登寶

察哈爾盟左翼廂黄旗。

モンホ

蒙古人民共和國、教育保健大臣。

那木吉勒色楞

哲里木盟科沁左翼中旗、前達爾漢薩克親王、哲里木盟副盟長、百靈廟蒙古地方自治委員會委員。五十七歲。

ナムサライ

蒙古人民共和國内防處長（オ・ゲ・ペ・ウ）、國民黨幹事、かつてハルビンにおいて蒙文新聞の主筆として活躍し、その後外蒙に歸つて蒙古史の編纂に携はつた。人物溫厚で文筆に優れその學識庫倫における第一人者といはる。支那語、露語に巧みにして日本に關する知識も深い。

那彦圖（延齡）

外蒙喀爾喀、前清多羅郡王民國に至つて親王爵に昇任、前清時代より北平に住し參議院議員、國民會議代表に歷任す。六十八歲。

尼瑪鄂特索爾

察哈爾明安總管。

訥青額

科爾沁左翼前旗々長、輔國公銜和碩梅倫。四十六歲。

諾爾佈札那

察哈爾右翼牧群騸馬群翼長、軍政部兩翼重牧場副場長。

オニシュチエンコ

蒙古人民共和國商業協同組合「ストルモング」會長。

巴金保

東布特哈旗、興安東分省公署總務廳長、廂黄旗佐領、東布特哈青年教育促進會々長に歷任、江省蒙旗教育會委員、八旗籌辨處文牘員。四十三歲。

巴嘎巴廸（傑三）

新巴爾虎正黄旗、新巴爾虎右翼、同旗々長、新巴爾虎右翼總管兼副都統署印務處長、輔國公に任ぜらる。五十九歲。

巴勒貢札布

察爾哈盟右翼廂白旗總管。

巴寶多爾濟

烏蘭察布盟烏喇特中旗々長、兼烏盟副盟長、鎮國公、百靈廟蒙古地方自治委員會委員。

巴薩爾

錫林郭勒盟東阿巴哈那爾旗協理、臺台。

巴達瑪拉布坦（經堂）

札賚特旗、興安南分省警備軍司令、世襲札賚特旗多羅郡王爵、王爺廟興安軍官學校々長。三十五歲。

巴圖（バト）

東布特哈旗、那文旗々長、北平蒙藏學校、南京政治學校卒業、江省衞隊團上尉團附、日本留學　三十一歲。

巴文峻（バウエンシユン）（維崧）

內蒙古昭烏達盟人。國民政府蒙藏委員會參事、佛國「カーン」大學卒業。歸國後「ネパール」特派員、國民政府蒙藏委員會蒙事處第三科長を經て任現職。三十四歲。

鵬楚克（パンチユク）

呼倫貝爾陳巴爾虎廂白旗、陳巴爾虎旗々長、外蒙政府帝政時代の稅務局長、撫綏西路軍全軍指揮官。五十歲。

包和（バオホ）

鄭爾羅斯後旗、本旗巡防騎兵統領、北京候補參議。六十一歲。

包國樑（パオクオリヤン）

札賚特旗、黑龍江省蒙旗師範訓育主任、日本大阪高等工業卒業。二十九歲。

包善一（パオシヤンイー）

現住內蒙古大耕子、興安警備第一軍長、一九三一年滿洲事變後直ちに獨立宣言を發し新國家建設運動に努め一九三二年滿洲國成立するに及び任現職。

包喜（パオシー）

科左中旗、本旗保安隊中路統領部日文繙譯、蒙古自治軍第二軍司令部副官。三十一歲。

包文明（パオウエンミン）（福亭）

克什克騰旗々長、奉天省公署諮議。四十三歲。

包悅卿（バオユエチン）（賽音巴雅爾）（サインバヤル）

哲里木盟科左後旗、中央軍事參議院參事、蒙藏委員會專門委員、一九三四年百靈廟に蒙政會成立するや、その財政課長となり後、錫盟駐平辦事處長となる。四十歲。

貝齊米特林沁高爾羅（ベーチミトリンシンカオーラ）

茂明安部一旗札薩克。頭等臺吉。

白瑞岐（ボールイチー）（鳳鳴）

卓索圖盟喀拉沁旗、蒙藏週報社編譯員、北平蒙藏學校卒業。四十歲。

白雲梯（ボーユンテイ）（巨川）

現住南京。國民黨中央執行委員會執行委員、北京蒙藏學校卒業。一九一八年任廣東非常國會議員。一九二四年任第一次國民黨中央執行委員。一九二八年任國民黨中央政治會議委員。同年任國民政府委員。同年任國民政府蒙藏委員會委員。一九二八年任寧夏省政府委員。一九三一年國民黨第四次中央執行委員會全體會議に於て任現職。

佈特伯勒（ブトボル）

多羅卓里克圖親王、錫盟東阿巴噶旗札薩克。

布彦和什克圖

齊々哈爾、喜札扎爾旗々長、江省督軍署征兵委員、蒙旗敎育委員會委員龍江縣第三區農會幹事長。四十歳。

補英達賴（福海）

內蒙古旗人、察哈爾省政府參議一九三四年公安局長、蒙政會立法部委員、一九三四年立法院委員となる。五十一歳。

薩穆端隆魯普（成齊）

內蒙古太樸寺人、國民政府蒙藏委員會委員（杭金壽の異母弟）曾て察哈爾記名副都統、察哈爾右翼牧場總管兼寶昌縣墾務會辦たり、一九二八年任察哈爾省政府委員次で任現職。五十一歳。

桑達克多爾濟

多羅郡王、錫盟西浩濟特旗札薩克。

色爾固楞

興安北分省新巴爾虎左旗、輔國公銜佐領、一九一一年外蒙管長となり、蒙支戰爭に功績を立てた。四十六歳。

色旺多爾濟（相廷）

杜爾伯特旗、旗長、世襲固山貝子爵。二十八歳。

索寶

東布特哈旗、布特哈右翼旗々長。四十一歳。

沙克都爾札布（沙王字魁占）

伊克昭盟札薩克旗、伊克昭盟々長、本旗札薩克多羅郡王、一九二八年漢蒙人聯絡機關として綏遠省政府委員に任ぜらる。一九三四年百靈廟に蒙政會成立するやこれが副委員長に擧げられたるも就任せず、その後、德王に反對し潘王その他と共に同會を脫退した。爾來傳作義と接近し德王と對立關係にあつたが、一九三六年二月新に綏境蒙政會が成立するに及び推されて委員長となる　六十二歳。

石拉布多爾濟（石王）

綏遠烏蘭察布盟西公旗札薩克、西公旗老王逝世後その後を繼いで王位に就いたが、近族依錫喇嘛との折合惡しく、彼を繞つて西公旗は紛糾絕えざる有樣なるため一九三五年八月、蒙政會委員長雲王は烏盟々長の權限を以て石王を札薩克の後裔に非ずとの理由命罷免したが、石王は札薩克職は世襲によるものであるとて命に服せず、援を傳作義に乞ふてこれに反抗したので、蒙政會は軍隊を派して石王を監視し、これに對して傳作義は王靖國の軍隊を動かして對立するなど端なくも內蒙の紛爭を惹起したが中央の調停により、石王を八ヶ月間解職することにして事件は落着した。かくの如き經緯から百靈廟蒙政會とは全然反對の立場にあり、今日では綏境蒙政會と合作して居る。

徐和壽（シユイホーイー）
卓索圖盟喀喇沁旗、元東北政務委員會蒙旗處副處長。四十九歳。

勝鈎（ションコウ）
呼倫貝爾索倫正黄旗、鄂倫春旗長。六十一歳。

索諾木喇布坦（ソノムラブタン）
和碩車臣親王、錫盟西烏珠穆沁旗札薩克、錫林郭勒盟々長、一九二八年察哈爾省政府委員、同三〇年辭任、同三四年內蒙自治政務委員會副委員長に就任したが、同三六年委員長雲王辭職するに及び委員長に陞任。

松津旺綽克（ソンチンワンチヤク）
多羅額爾多尼郡王、錫盟東浩濟特旗札薩克。

松諾棟魯布（スンノトンルブ）
頭等臺吉、輔國公、錫盟西阿巴噶旗札薩克。

索特那木諾爾布（ソトナムノルブ）
多羅貝勒、錫盟西阿巴哈那爾旗札薩克。

蘇魯岱（スルタイ）
歸化城土默特旗、旅平蒙藏委員會臺站管理局々長。六十四歳。

戴淸廉（タイチンレン）（溪泉）
卓索圖盟東土默特旗、蒙藏委員會蒙事處科長、駐南京蒙古代表。四十二歳。

定寶（ティンパイ）（潤宇）
呼倫貝爾索倫正黄旗、興安北分省額爾克訥左翼旗々長。四十歳。

托克托胡（トクトフ）
錫林郭勒盟協理、阿巴噶右旗閑散王、輔國公。

圖勒巴圖（トルバト）
察哈爾盟左翼正白旗總管。

圖們濟達胡（トメンヂタフ）（生春）
札賚特旗、本旗々長。五十三歳。

德穆楚克棟魯布（ドムチユクトンロブ）（德王）
錫林郭勒盟副盟長、蘇尼特右旗札薩克、多羅都楞郡王、百靈廟蒙政會副委員長、內蒙自治運動の中心人物にして內蒙青年の間に頗る信望あり、一九三三年七月、內蒙各盟旗王公代表三十餘名を綏遠省百靈廟に招集し「蒙古民族の結束」、「蒙古の復興」を叫んで內蒙自治政府の組織について討論した結果、南京政府に向つて「高度自治」要求の呈文をつきつけた、次いで紆餘曲折の後、一九三四年、中央監政の下に百靈廟に蒙古地方自治委員會なるものが成立し、雲王を委員長に、德王を祕書長（後に副委員長）に推し委員二十四名が選定された。同自治委員會は雲王を委員長とするものであるが、實權は德王の把握するところで爾來專ら內蒙自治の發展、內蒙古の建設

に邁進したが、南京政府は德王一派の主張する蒙民自決主義を喜ばず、事毎に壓迫を加へ自治政府の破壞消滅を企て、その間には王の祕書格たる韓鳳林を拉致暗殺するなどの事あり、かれて蒙政會内部における西蒙派と東蒙派の暗闘激化し、かつ一方共產派介入して蒙政會の赤化を圖るなどあらゆる攪亂策があつて、蒙政會の前途日に危ふく、德王亦身邊の危險を慮つて百靈廟を去つて西蘇尼特に返旗、窃かに保身の途を講ずることゝなつた。王は今年三十五歳、若冠北京の蒙藏院に學び、その後旗に返つて家庭教師を容れて泰西の事情を研究した。常に政治、外交科學に關する書籍を涉獵し、内外の新聞を閲讀し、世界の大勢に通曉する内蒙切つての新知識として有名である。

圖布陞巴雅爾（トブシンバヤル）（圖王）
額濟納土爾扈特札薩克、綏境蒙政會建設委員會常任委員。

多爾濟（トルヂ）
郡王、錫盟東烏珠穆沁旗札旗克。

德斯來圖佈（トスライトフ）（松平）
敖漢旗々長、元北京國會參議院議員。六十歲。

ワチルダラ呼畢爾罕（外蒙活佛）
外蒙三音諾顏汗部ヨソトベール旗、東分省の臺吉の第二子として生る、三歲の時哲布尊丹巴胡圖克圖の指令によりワチルダラ呼畢爾罕の位についた。若くして庫倫に學び、十七歳ヨソトベール旗に歸りて教務を司り旗王を援けて旗政に參與し共和政府出現後も旗王と共に共產思想撲滅に努力したが、暴露して縛につき「共和政府反抗罪」の名の下に五年間の投獄を命ぜられた、然し獄に服すること一年にして許され、四年間を寺廟に謹慎することゝなつたが、夜陰に乘じて一弟子と共に脱走した、本年四十歲、目下烏蘭察布盟達爾罕貝勒旗に住す。

王慶三（ワンチンサン）（輯唐）
蘇魯克、實業部調査科長、日本北大土木工科卒業、農場々長に歷任。四十歲。

汪　喜（ワンシン）（潤齋）
龍華佛教會名譽會長、世界大同佛教會總會長、その他蒙古慈善病院創立委員會、滿洲協和佛教會々長等の多數名譽職に任ず。

汪滄黃（ワンツンホアン）
現住北平　內蒙古喀拉沁人、北平蒙文學社主（蒙古活字の創始者）曾て金永昌等と共に喀拉沁旗第一回留學生として日本に赴き振武學校を經て慈惠醫學專門學校に學ぶ歸國後北京政府蒙藏院飜譯官及典禮司員となり蒙藏專門學校教授を兼ぬ。其後蒙古活字を作成し北京に蒙文學者を經營して蒙古書籍の印行に從事し現在に至る。四十八

歳。

蘊棟旺楚克（吉農）

内蒙古喀爾喀旗人、烏蘭察布盟長、綏遠省政府委員（蒙古世襲貴族喀爾喀旗親王銜郡王）一九二八年以來綏遠省政府委員たり。五十五歳。

ウイブイペトー

蒙古人民共和國、商工郵電大臣。

烏恩和（冠卿）

卓索圖盟喀拉沁旗、章嘉呼圖克圖駐南京辦事處主任、蒙藏學校々長。四十八歳。

呉鶴齢（梅軒）

内蒙古喀拉沁人、國民政府蒙藏委員會參事、夙に國民黨に加入し曾て北京蒙藏學校教授、國民政府蒙藏委員會蒙事處長等に歴任す。一九二八年内蒙國民黨に反對して内蒙代表團を組織し國民政府の援助を求めて南京に赴く。一九三三年任現職。

烏爾金

布里雅特左旗、布里雅特旗々長、チタ蒙ソ文學校卒業、ブリヤート部總管。四十五歳。

呉樹森（嚴林）

東土默特旗、本旗公署協理、本旗外交辦事員礦務局經理、五十三歳。

烏雲達賚

卓索圖盟土默特旗、興安南省視學、早稻田大學卒業、蒙古自治軍第三軍教導隊長、同第三軍第七團長、興安南警備軍第二聯隊長。三十三歳。

雅楞丞勒（戍齊）

青海浩濟特旗、蒙藏學校々長、青海駐南京代表。五十歳。

楊桑

前錫林郭勒盟々長、阿巴噶右旗閑散王公、多羅郡王、百靈廟蒙古地方自治委員會委員。

陽倉札布

科左中旗、科左中旗々長、前多羅溫都爾郡王。六十二歳。

楊續紛（旭東）

卓索圖盟喀喇沁旗、蒙藏學校教務主任、本旗管旗章京。五十九歳。

業喜海順（劍泉）

圖什業圖旗、興安南省々長、世襲圖什業圖旗和碩親王爵。四十二歳。

袁慶恩（碩峯）

黒龍江正黄旗、元東北政務委員會蒙處旗々長。五十五歳。

雲丹桑寶（玉麟）

卓索圖盟東土默特旗、世襲札薩克、多羅郡王爵、綏靖公署顧問に歴任す。三十五歳。

I　蒙古重要時事日誌　自昭和十一年一月 至昭和十二年三月

一月

二日

◇新巴爾虎左翼旗附近において左翼旗民一名、所有の馬匹四十三頭を不法越境せる二名の外蒙兵に拉致さる、被拉致者はタムスクに監禁され種々訊問を受けたる後十三日馬匹とともにシャルリツ附近において釋放さる。

八日

◇外蒙古部隊は新巴爾虎左翼旗チャルリーヅ河南方地區に侵入、武力をもつて滿洲國監視哨を攻擊せり。

十日

◇在奉天の獨商ガルウエイテイン氏は在奉同國人を糾合して、南蒙古に進出を企圖してゐる。その計畫に依れば各蒙旗と連絡をとり、該方面に種馬場を設置し優良馬種の普及を圖る一方、皮革軍需品工場等を設立せんとするものであるが、恐らく實現は困難であらうといはれてゐる。

十二日

◇馬鴻逵軍駐平辦事處長白瑞麟は歐亞公司旅客機により歸化城に飛來したが、同氏談によれば寧夏省は今年より省令を以て阿片吸飲を禁止した。尙雲停水道は目下寒冷のため工事を中止してゐるが、本年四月には完成の豫定。

十五日

◇北平情報によれば蒙政會は資本金二百五十萬元を以て察哈爾に實業公司設立の計畫を進め、牧畜、牛羊肉罐詰製造、羊毛積出等の事業に當らしめ、尙資本金中百萬元は十二年契約を以て英米資本家の投資にまつことゝした。目下南京政府に許可出願中であるが、その成行は各方面より注目されてゐる。

十六日

◇南京政府は察哈爾省教育改善費として每年十萬元を支出することゝなつたが、右は昨年十月蔣介石が同地方巡視の際決定せるもので、同省では右資金を以て各縣並に設治局管內に民衆教育區を設置する。又張北縣に巡回民衆教育館を設け、館備付の圖書は自動車を以て各縣局に巡回して民衆の閱覽に供する。尙崇禮設治局管內に省立鄉村師範一校を設け教育の普及を圖る筈である。

十八日

◇關東軍は滿洲國領土侵入の宋哲元軍を斷乎掃蕩する旨の聲明を發表す。

十八日——二月二日

◇北滿において外蒙古兵のハルハ國境不法越境問題が叫ばれてゐる折柄、熱河省においても宋哲元軍との間に同樣の

紛擾が勃發した。

卽ち問題は同軍麾下の一旅、劉自珍に屬する歩騎兵の大部隊が、昭和九年以來不法にも滿洲國熱河省豐寧縣大灘、察省沽源東方約二十キロの地點に侵入し、數次に亘る關東軍の撤退要求に應ぜず、本年に入るや却つて部隊を增加し、不法行爲を頻發したに存する。

こゝに於て關東軍は一月十八日午後最後通牒を支那側に通告すると共に在熱河省兵團の主力並に飛行隊に出動準備を命じた。これ卽ち日滿兩國共同防衞の責任を果したものに外ならない。

問題の經過　一月十八日關東軍は日支停戰協定の精神により滿支國境を越えて支那領に進擊するの意思なきを明白にするとゝもに左の如き聲明を發した。

「軍は近く在熱河省兵團の主力及び軍飛行隊の一部を以て滿洲國豐寧縣下にある宋哲元軍を掃蕩するの止むを得ざるに至つた。抑々大灘（沽源東方約二〇キロ）附近は關東軍の熱河肅淸以來滿洲國の王道的行政をうけて人民は安居樂業の幸福にひたつてゐたが、昭和九年後半期より宋哲元はその部下歩騎兵の大部隊を以て該地方の要點を占領せしめ更にその前方に多數の保衞團を出しこれに行政機關を隨行せしめ、以て豐寧縣の行政を不可能ならしむるに至つた。よつて軍は出先機關及熱河兵團をして支那側に對し極めて穩健なる手段により數次にわたりその撤退を要望せしめたるところ、支那側もつひにその非を悟り支那駐屯軍を介し十二月三十一日限りこれ等侵入軍及びその他の機關を一律に撤退する旨を宣言し、我方の寬恕を乞ふに至つたので、軍は支那側の誠意に信賴しその實行を監視し來つたが支那側はその約束を守らざるのみか、却つて一月十二、三日頃長梁（大灘西方約一〇キロ）附近に騎兵隊及び迫擊砲隊を增加し、その他各地の保衞團を增員し、十五日には約一連の支那騎兵は更に烏泥附近に進出して我自衞團員約四十名を襲擊しこれを省境に拉致するの暴擧を敢行するに至つた。以上の狀況に鑑み軍は日滿共同防衞の精神に則り、滿洲國領内より宋哲元軍を驅逐し滿洲國行政を常態に復せしむるを急務とし軍事行動をとるの止むなきに至つた。」

右の强硬聲明に接するや國民政府は頗る狼狽し蔣介石は十九日午前外交部次長唐有任を急遽その善後處置のため北上せしめると共に、直ちに楊永泰、楊杰、汪兆銘、孫科等の要人を軍官學校總司令邸に招集し、十九日朝着京の黄郛を加へ、黄氏より現地狀況を詳細に聽取、鳩首その對策を協議するところあり、とりあへず北京の何應欽に對しその善後處置を命ずると共にその後の成行を至急報告すべく訓令を發した。同時に北平に於てはわが駐在武官高橋少佐を通じて何應欽に撤退方を要求しつゝあつたが、同氏は出先

部隊の獨斷行爲なりとして有耶無耶に葬り去らんとし誠意の認むべきものがなかつたので、更に北支駐屯軍松井中佐は折柄滯平中の宋哲元と膝詰談判を行ひ嚴重抗議したので何、宋兩氏は協議の上わが軍の同地區進出と同地に撤退することを承諾し、十九日午後七時半高橋、宋の最後的會見の結果、宋は急ぎ北平發、察省に歸り部隊の撤收に當ることとなつた。その後國民政府は北平軍事委員會に宋軍をして直ちに張家口に撤退を命じ、小廠の騎兵團は速かに長城以南に、東柵子の歩兵連は獨石口に撤退、長梁における一切の民團養成機關に悉く撤退を命ずると共に關東軍との衝突を極力避け、問題は至極簡單に片附くかの感を與へた。

然るに問題は再び緊張した。卽ち先日出動命令をうけてゐたわが永見部隊は二十三日までに長梁、烏泥河の線を出發し、小廠東柵子の線に前進、午前十一時半紅泥灘北側を占據した處、同地點に於て果然宋軍の逆襲に遭遇し、交戰の結果午後三時これを撃退したが、この戰鬪に我軍は死者特務曹長一、兵一、傷者大尉一、少尉一、兵四を出した。

茲に於て形勢は急速に惡化し、わが部隊は翌二十四日當面の責任者たる劉自珍の所在地に進撃すると共に同日午前同軍の根據地に爆撃を加へ、關東軍では支那側のあくなき不信行爲に極度に憤激し徹底的膺懲を決意し、事態如斯なる以上紛糾擴大するもこれが全責任は支那側に歸せらるべきものと確信する旨の重大聲明を發した。同時にわが外務當局は二十五日事件發生の經緯に關し在外大公使にあて帝國政府の所信を左の如く傳達した。

「宋軍との局地的衝突は支那側の撤退命令が出先支那部隊に徹底せざるに起因するものであり、宋軍熱河省外に撤退し支那側に於て抵抗せざる以上關東軍に於てはこれ以上事件を擴大せしむる意思なきこと明確である」と。

一方何應欽はわが軍の強硬態度に頗る狼狽し、在北平高橋武官、在張家口松井武官に對し極力攻撃中止を懇願する一方至急宋軍を滿洲國領外に撤退せしめ、こゝに長城線に於て一時暗澹たる戰雲を豫想させた今次作戰も二十六日に至つて完全に終熄し、松井武官は二十六日午後北平着、支那側各方面と懇談の結果、今回の紛擾の善後會議開催の運びに至り、大體大灘を以て右開催地とすることゝなつた。この間現地に於ては、永見部隊は一部を以て紅泥灘（長城東側東柵子北方約四キロ）南側高地を占據して獨石口方面の宋軍を監視し、主力を以て小廠附近に集結し行動の自由を保持し、又南園子（大灘南方約五キロ）にある谷部隊は滿洲領内恢復地區の宣撫工作並に治安工作に從事しつゝある。

南園子會議　さてこの問題の善後處理に關し、我が軍は

谷少將、支那側は宋軍張參謀長を代表とし、二月二日午前十一時半より大灘の南方約五キロなる南園子に於て會見を遂げ、兩者の誠意ある折衝により遂に正午、僅かに三十分間の會商で平和的な解決を遂げた。同會議において谷代表は今次事件發生の經緯とその非が支那側にあることを述べたる後左の如き諸項を要求した。

一、支那側は將來誓つて兵を滿洲國内に入れ若くは滿洲國に脅威を與へ日本軍を刺戟する等の行爲を嚴禁すること、現に支那側が密偵などして關東軍の行動を偵察せしめてゐる如きは一切中止せしめること。

二、支那側にして將來右誓約に反したる場合には日本軍は斷乎として自主的行動をとることあるべきもその責任は支那側の負ふべきものなり、日本軍は支那側が兵力を增加し、或は陣地の增强を企圖するが如きは日本軍に對する挑戰行爲と認定す。

三、支那側がさきに押收せし滿洲國民團の武器全部は沽源縣長携行の上二月七日までに南園子において日本軍に返還すること。

右の要求に對して張代表は陳謝の意を表し將來この種の不法行爲を繰り返さゞることを誓ふと共に右第一項乃至第三項を直ちに實行すべき旨を回答した。その後宋軍が滿洲國民團から徵發した武器彈藥その他は大灘會議協定に從ひ七日支那側から全部返還された他、支那側では獨石口附近の陣地構築等の軍事工作等を一切中止した、尙大灘、東柵子附近の住民は一時他に避難しつゝあつたが續々現住地に歸還し、治安は全く回復し此處に宋哲元の不法越境事件は右會議と共に圓滿解決を遂げたのである。

十九日

◇北平の我武官室發表、南京政府高橋武官に對し、宋哲元軍に撤退を命じた旨通牒した。

二十一日

◇新疆省蘇聯と提携し、國民政府よりの獨立を宣言し以後公文書一切受け付けず入疆者は四川より以外は禁止する旨發表す。

二十三日

◇不法越境の宋軍我永見部隊に逆襲、我飛行隊出動、關東軍は聲明發表した。

二十四日

◇バイカル湖北端ハルハ廟附近に於いて蘇聯國境監視兵滿洲國軍に不法射擊、關東軍聲明書發表。

二十四日

◇興安北警備軍某少佐一行はハルハ廟チヤリーヅ河南方地區の現地視察中に出張せるところ、外蒙古部隊はハルハ廟より不法射擊を加へ某中尉外一名戰死を遂ぐ、滿洲國政府

ば領土確保のため同二十八日〇〇部隊を派遣し先遣の北警備軍を合せて指揮せしめ三十一日外蒙兵を掃蕩せり。

二十六日

◇宋軍完全に撤退し我出先武官と支那側代表會見。

二十八日

◇關東軍宋軍の滿洲國領土撤退完了の旨發表。

◇滿洲國領內越境外蒙兵は滿洲國の撤退要求書を突返す。

二十九日

◇關東軍司令部ボイル湖北端のハルハ廟の外蒙兵不法越境の眞相發表。

三十一日

◇關東軍外蒙軍侵入に關し武力占領持續せば斷乎掃蕩する旨發表、日滿聯合軍和田部隊ハルハ占據。

◇海拉爾駐屯軍司令部外蒙兵侵入問題に關して意見を發表

二月

一日

◇駐滿大使館ハルハ廟外蒙兵侵入事件に關し在外公官に眞相を通電。

◇外務省ハルハ事件に關して在外使臣に訓電を發す。

◇熱河西境衝突事件の大灘會議圓滿解決。

三日

滿洲國熱河省の西部地方、支那の察哈爾省東部地方に於ける支那軍の不法越境に基く紛爭は、單なる地方問題であつたにも拘らず、世界的に反響を惹き起した。問題は實は去年の暮れに關東軍から支那當局に注意が喚起され、熱河省境に入つて來た武裝支那兵を撤兵せよと要求し、支那がこれを約しながら、實行せず、遂に實力をもつて掃蕩したといふ簡單な問題である。一月二十二日夕軍事行動を起した第〇師團の一部は、二十三日までに完全に任務を遂行した。しかも、一歩たりとも支那側領域には進入してゐない。そして支那側の和平解決希望を容れて、即時和平會議を開いた一事に徵しても、わが軍事行動の正當なことが諒解出來よう。同和平會議は二月二日大灘において行はれた。日本側代表、谷少將、永見大佐、松井中佐、支那側代表、張參謀長、郭沽源縣長、張察哈爾省政府科長。會議は約一時間で終了。關東軍並びに支那側は口頭約定の形式によつて解決された辨法を公表したが、特に支那側で公表したものを紹介する。支那では北平軍事分會の名をもつて次の如く公布した。

『察東事件は元來誤解に出づ、現に雙方和平解決の見地から、日軍は卽ち原防地に歸り、二十九軍も亦石頭城子、南石柱子　東柵子（長城東側の村落）の線及びその以東の地域に侵入せず、二十九軍がさきに收めたところの熱河民團

の歩兵銃三十七、彈丸一千五百發は二月七日沽源縣長から數の如く大灘に送り、熱河民團に返還す』

これによつて直ちに諒解出來るやうに、熱河と察哈爾との省境、嚴密にいへば、滿洲國と支那との國境が、地名をもつて、明白に規定された譯である。實は同方面の國境線に關する見解が滿支双方共に明瞭を缺いてゐたといことがこのやうな事件を惹き起した原因ともいふことか出來よう。それが、この大灘會議において、はつきりと決定されたのである。從つて今度この方面の滿支關係が非常にはつきりとして來ると同時に、再びこのやうな紛糾が生ずる可能性がなくなつたと見ることが出來よう。いはゆる雨降つて地固まるといふところであらう。

四日

◇關東軍司令部、大灘會議の交渉經過並に今後の方針に就き意見を發表。

◇外蒙政府、外蒙侵領事件に關して滿洲國政府のハルハ廟和平交渉開催提議を快諾。

五日

◇外蒙政府、ハルハ廟事件に關して聲明を發表。

◇滿洲國と外蒙との國境特にボイル湖方面では昨年來屢々外蒙兵の不法越境あり　滿洲國住民の拉致又は殺傷されるもの少なからず、タラリン廟北方の喇嘛僧拉致事件、邦人石澤澄氏等の拉致事件、その他ハロンオボ附近におけるホルンベルス國境監視員の不法射殺事件等外蒙兵の暴戾行爲續出し、遂に一月八日ソ蒙兵十數名がボイル湖東側地區からウルシュン河に沿ふて越境し、ハルハ廟附近の滿洲國自衞軍を驅逐して九日オミリヤトオボ附近まで占領し、ウルシュン、ハルハ、チヤリーリヅ河の三角地帶を殆んど完全に占領したので、滿洲國興安警備軍では事情調査のため一部隊を派遣し、撤退方交渉を求めたが應ぜず却つて攻擊を受け次いで更に使者を派して交渉せしめんとしたが回答せず、しかもソ蒙兵はその後增派されつゝあつたので、關東軍ではこれが眞相を左の如く公表すると共に、不法越境軍を擊退することゝなり、和田部隊長の率ゆる日滿聯合軍は一月三十一日朝行動を起してハルハ廟を占領、同日午後にいたりハルハ河以北に於けるソ蒙兵全部を掃蕩し、久しく外蒙兵に占領されてゐた滿洲國領土を恢復した。一月二十九日關東軍司令部の發表した蒙古兵不法越境の眞相左の如し。「かねてボイルノール東側において滿洲國と外蒙古の境をなしてゐるハルハ河（他の地は兎も角その方面は境界明確にして何れの國の地圖にもハルハ河とあり）を越えて外蒙兵侵入しありしが、最近不法にも實に一層深く侵入し來りしとの報に接したる興安北警備軍はその後の情況調査のため、一月二十三日軍事顧問本多少佐を現地に派遣せり、

同少佐はアルシヤンスム（新巴爾虎左翼旗公署所在地）において二十一日ハルハ廟附近を偵察せる瀬尾中尉より同地に外蒙兵を見ずとの報告に接し、二十四日瀬尾中尉の率ゆる九名の蒙古とともにハルハ廟に向ひ前進し、途中ハルハ廟北方二キロのフンドラン監視所にいたり確かめたるに、ハルハ廟の外蒙兵有無は確かならずとのことにて前進を續行したるに、先遣斥候はハルハ廟を距る約二百米にいたり廟内に外蒙兵あるを發見せり。よつて先づ旗公署より同行せる無武裝の蒙古人を派遣し、交渉を求めたるも應ぜざるをもつて瀬尾中尉は兵一名を伴ひ挺身交渉のため、ハルハ廟に近づくや俄然十數名の外蒙兵より射撃を受くるにいたれり。このとき更に二十數名の外蒙兵は南方シヤナハルハ河南方四里より增加し迫れるを目擊す。なほ同地方は七、八十名の外蒙兵ありとの情報を受く、偵察隊は　應戰鬪を中止しアルシヤンスムに引揚げ直ちに警備司令部に報告せり。よつて省長はなるべく局地的交渉によつて外蒙兵を撤退せしめんがため旗長を通じ二十六日交渉委員を派遣せり。右交渉委員は同日午後五時ハルハ廟より來れる先方の使者に滿外蒙境界即ちハルハ河以南に撤退方を要求せる書類を送附せるに、先方は二十七日同地において回答する旨を約し別れたり。二十七日の會見において、先方は右書類はタムスクスム（上官の所在地ならん）に送附せるにつき回答し得ずといひ且つ威嚇的言辭を弄したり、ハルハ廟附近の外蒙兵は依然撤退せざるのみならず寧ろ增加の模樣なり。かくして三十一日日滿聯合軍により滿洲國領内から外蒙兵を驅逐して後、駐滿大使館では南大使の名をもつて左の如く闡明した。

今次の日滿聯合軍のとつた處置は全く外蒙側の不誠意にあつたもので、今日まで數次の滿洲國側の滿洲領撤退要求に應ぜざるのみか、不法侵略、不法射擊等々の不祥事の頻發により遂に日滿側の實力を以つてハルハ河以北の外蒙兵を一掃し終つたもので、目下日滿軍はハルハ河を越えず北岸で監視中である。

なほ滿洲國興安北警備軍ではこの種の事件を今後繰り返さざらんがため、地方的交渉により將來の保證を獲得すべく、三十一日滿洲領を恢復するとともに外蒙側に對し左の如き勸告文を手交した。

一、貴軍は滿洲國領土より速かに撤退し先づハルハ河以南に撤退すべし。
一、滿洲國はハルハ河以南に進出せざることを約す。
一、貴軍撤退後シヤナー東側においてハルハ河を隔て、細部の交渉を行ふをもつて同所に使者を派遣すべし。
一、貴軍は爾今ハルハ河以北に進出せざることを約すべし。若しこれに應ぜざるときは已むを得ず武力を行使

するもその責は全く貴軍側にあり。

一、滿洲國軍は本交渉中戰闘行動を執らざることを約す

朱德、毛澤東共產軍渡江に成功し屛山を占領、北上を開始。

七　日

◇外蒙政府代表、ハルハ事件に關する滿洲國の勸告文に對する回答文を滿洲國代表に手交。

十二日

◇我南京總領事國民政府に對し四川共產軍討伐の支那軍隊輸送に我船舶七隻貸與する旨通達。

十三日

◇滿洲國政府、外蒙政府のハルハ廟事件解決交渉提議に對し回答文を手交。

十四日

◇我支那駐屯軍司令官梅津中將內蒙視察の爲め天津出發。

十五日

◇モドンハシャド監視所に外蒙古兵侵入、同監視所の撤退を要求した。

◇蒙邊徵稅機關設置問題で內蒙對綏遠當局間に紛爭を續けてゐたが、內蒙側は二月中旬綏遠側の烏蘭察布盟護及伊克昭盟護にある稅關に對抗して徵稅機關を設置すると共に、同機關保護の爲め蒙兵五百餘名を派遣した。依つて綏遠省

は第七十師王靖國の步兵一ヶ團と趙承總部下騎兵一ヶ團を同地に送り蒙兵に對峙せしめた爲、兩者間の形勢緊張し解決を危ぶまれてゐたが、今回北平軍事分會の調停に依り、綏遠側は稅收の一部を蒙古政務委員會の經費に充當すべく略々決定を見たので、同會がこれ以上頑張り徵稅機關を固執することはあるまいと觀られてゐる。

三　月

七　日

◇滿蒙國境交渉に關し外蒙側の交渉地ハルハ廟提議要求を滿洲國側拒絕、尙外蒙側は興安北警備司令官烏爾金氏の交渉參加を拒絕。

十　日

◇四川に移動中の中國共產軍の實力及びコース左の如し。

(一)　**共產軍の實力**

(甲)　第一軍團　兵數八千餘人、步騎兵銃五千餘、拳銃及び自働步兵銃二百餘、機關銃百五十挺、梭標(槍)千八百桿、步兵砲六門、平射砲四門

(乙)　第三軍團　兵數九千餘、步騎兵銃五千餘、拳銃及び自働步兵銃七十餘、機關銃八十餘、梭標千桿、山砲二門、追擊砲六門

(丙)　第五軍團　兵數九千餘、步騎兵銃三千五百、機

關銃五十

（丁）第八軍團　兵數六千、歩騎兵銃三千、機關銃二三十

（戊）第九軍團　兵數二千六七百、歩騎兵銃三千餘、機關銃十餘

（二）共産軍の行動

一、第三、五、八、九軍團は先づ汝城に進出、會合した後再び兩路に分れて西遷、宜章、良田の線に於て暫く停頓してゐたが、又三路に分れて西進を續けた。その中央各機關は南北兩路の中間地區を行進したものゝ如し。

二、第一、三軍團及び第三軍團の主力は相次いで道を延壽、文明、赤石にとり良田に到着後、第一軍團の大部と第八軍團は宜章より西進、その他の部隊は桂陽南部より嘉禾、寧遠を經て西進し共産軍の北路となつたが更に北方に一部隊を分派し右衞となした。

三、第九軍團及び第八軍團の一部は兩路の左側を稍々遲れて行進し、城口沙木洄より茶陵、蔚蘭關、塘村抒、坪石、宜章、梅田、臨武、籃山を經て西進、共産軍の南路となつてゐた。

四、中央各機關及び傷病兵等の無戰鬪能力部隊は第五軍團及び第一軍團の殘部これを掩護して、宜章、臨武兩部隊の中央を行進、これは共産軍の中央隊と見做されるものである。

五、沿道に殘留した少數部隊を中堅幹部が引卒し、落伍者を收容併合して擾亂を擴めてゐるものを除いて現在共産軍の大部分は既に寧遠以南、江華、道興以東の地區中に到達してゐる。

十四日

◇外蒙古兵は同樣オランホトカ監視所に侵入し之を撤退をしめた。

二十二日

◇外蒙古とホロンバイルとの國境線は元來ボイル湖の中間を通過しハルハ河に出てゐたが、河川の變更を見るや外蒙側はシャランゴールを以て國境線なりとして越境し、その領域を擴大したのみならず、兵を配置し附近漁場を完全に其手に收めた。

四　月

十八日

◇歸化よりの急電によれば烏蘭察布盟の蒙民は突如盟長に對して武裝蜂起した。暴動の原因は同盟烏拉特前旗に於て蒙古側が徵稅機關を設置する計畫なりしに基くものといはれる。然るにこの計畫は盟長雲王の許可するところとなら

なかつたので、旗民等は四月十八日突如盟長王府に襲撃を行つた。

◇綏遠省主席傅作義は急報に接し、王靖國軍を派して、とりあへず治安の回復に當らしめた。

二十五日

◇ハルハ廟事件に關して、滿洲國政府は過般來外蒙共和國政府と接衝中であつたが、先般滿洲國側から本件交渉地を庫倫、海拉爾、新京の三個所の內、適當なる地點を選擇されたき旨、外蒙古側に提議してゐたところ、四月二十五日外蒙古官憲は滿洲里を交渉地としたき旨の回答をなし來つた。よつて滿洲國側に於ても右提議を考慮の結果應諾を表明し、五月末滿洲里に於て會議開催の運びに至るものと見られる。尙、兩國交渉委員は左の如くである。

外蒙側指名委員

共和蒙古民國軍政部次長　サンボー氏
東邊軍長　ダンバ氏
東部衙門(左翼公署)代表　ハトントボタシー氏
政府地方司事務官　ドクスー氏

滿洲側指名委員

興安北省長　凌陞氏
興安北省警備司令官　烏爾金氏
外交部政務司長　神吉正一氏
軍政部員　齋藤正利氏

◇哈爾賓地方國境問題に關し外蒙側は交渉地を滿洲里に希望する旨滿洲國に通達

◇石青陽の後任として今回蒙藏會委員長に就任した黃慕松は四月二十五日午前蒙藏委員會に登廳職員を召集して訓話を行つた後、記念週を擧行し、邊政の重要性について演說した。尙許、與各委員と會談して職員の人事異動を發表したが、新たに岑學呂が總務處長、池中寬、熊公夫が秘書に任ぜられた。又かねて辭任を傳へられてゐた趙丕廉は改めて今回これを否認した。

二十七日

◇某方面の情報によれば蒙綏稅關問題は益々錯綜し、內蒙自治政務委員會側が一千名の增兵を爲すに至り、兩者の空氣頓に尖銳化し、事件の擴大を傳へられ、北平軍事分會は蔣、汪巨頭にこれが解決法に就き訓令を仰ぐと共に一方極地の詳細なる報告旁々綏遠省主席傅作義の來平を求めたので、近く傅主席の入平を見る筈である。

五月

一日

◇滿洲國外交部哈爾哈事件に伴ふ對外蒙交渉經過發表

四日

◇滿洲國政府國境警備統一の爲め新に守備隊長任命。

十二日

◇外蒙政府は哈爾哈事件に關する滿蒙會商を來る二十六日より開始する件に應諾の旨滿洲國政府に正式回答した。

三十日

◇滿蒙會議外蒙代表一行滿洲里到着。

◇我北支駐屯軍の强硬通告に對し何應欽氏我態度緩和を嘆願、酒井參謀長拒絶。

◇察哈爾省において絶えず反滿抗日行爲を重ねて來た宋哲元部隊は昭和九年十月二十六日張北において我が松井、川口兩中佐及び池田外務書記生一行八名に對する第百三十二師の侮辱事件を惹起し當時我方の抗議に對し以後かゝる事件を發生せしめずと公約したにも拘らず今回再び同樣の事件を繰返し遂に第二張北事件を惹起した。事件は三十日善隣協會のトラックで多倫より張家口に向つて出發した某特務機關の大月桂、山本信親、及び善隣協會の余村實、大井久四氏が六月五日午後四時張北の南門において宋軍部下第百三十二師の衞兵に停車を命ぜられたので多倫機關の身分證明書を示したがかくの如きものは無効であるとて取合はず、第百三十二師司令部に連行され次で軍法處内禁兵室に投ぜられ荷物全部を取上げた上、一行は物置に監禁され步哨は一行の談話を禁じ、青龍刀、銃劍を擬する等脅迫を敢てし食糧寢具さへ與へず六日午前十一時に至つて漸く釋放されたものである。

右に對し關東軍では極度に激昂し宋軍の處分と共に察哈爾省の肅淸を期し、北支問題とは別個に察哈爾問題を解決することゝなり中央政府に對して

一、宋哲元の察哈爾省主席並に第二十九軍長の職を解く
一、張北事件を惹起した趙登禹麾下の第百三十二師を西南省境方面に移駐す
一　張北事件の直接責任者たる第百三十二軍參謀長、軍法處長を罷免する
一、張北事件に關しては陳謝の意を表明する
一、再び省内に排日、侮日行爲を惹起せしめざるやう保障する
一、熱河省境に沿ひ多倫、沽源、獨石口、懷來一帶並に延慶一帶地區の軍隊を全部西南省境方面に移駐せしめ右一定地域内に將來駐兵せしめず
一、省内における排日、抗日團體を解散今後この種團體の組織を禁止する
一、省内における日本人の旅行の安全並に自由を保障する
一、省内國民黨部を解散する

等の覺書を提示し關東軍代表土肥原少將、松井中佐は北

維持をはかる

◇外蒙古代表は五月三十日に滿洲里に到着した、翌三十一日に滿洲里代理領事後藤氏を訪問して、種々懇談を遂げた。日本及び外蒙古の正式會商はこれが有史以來始めての事で席上後藤氏はハルハ事件が解決することは、日蒙間の友好關係を確立することであり、將來ともわが東亞民族が永遠の平和を保つことを希望する旨を述べたるに對し、外蒙代表は外蒙古健國の精神により、何れの國家とも均しく親善關係の結ばれんことを希望し、ハルハ廟事件が圓滿解決せば日本との友好を增進し、東亞民族の提携を實現するだらう云々と答へた。

因に、外蒙代表一行は蘇聯關係を顧慮し、日滿兩國の盛大なる歡迎招待にも、一步も外出せず、蘇聯にて準備した汽車內に避けて起居してゐた。

三十一日

◇滿洲里滿蒙豫備會商開催、外蒙代表平和的解決意向を表明。

◇關東軍幕僚談の形式で北支問題に關する支那側の態度遺憾の旨聲明を發表。

◇我北平武官室酒井參謀長談の形式で北支問題に關する聲明を發表。

◇南京駐在武官雨宮少佐南京政府外交部唐次長と會見、北平において支那側代表秦德純と數回に亘つて折衝を行つた結果、六月二十七日に至り支那側は日本側の要求全部を承認する文書交付を承諾する旨回答し來り秦德純は覺書を土肥原少將に手交し併せて察哈爾事件發生に對する陳謝の意を表し察哈爾問題は全く解決した。

覺書內容大要左の如し

張北事件の善後處理

一、直接責任者第百三十二師參謀長並に軍法處長を罷免し、第百三十二師を陽高に移駐する。

一、事件につき陳謝の意を表明し、宋哲元は察哈爾省政府主席並に第二十九軍長の職を解く

察哈爾省肅正の處置

一、今後省內において排日行爲の再發を防止する旨保障する

一、省內國民黨部を解散する、その他排日團體を解散しこの種團體の組織を絕對に禁止する

新非武裝地帶の設定

一、沽源から南方獨石口、赤城を連ねる一線を畫し、昌平、延慶の線に結び、延慶において塘沽停戰協定に基く非武裝地區と接結、この一線と國境線より成る三角地帶より察哈爾軍等を撤廢する

一、右地帶には今後駐兵せず、新に保安隊を以て治安の

支問題に關して我强硬意向を通告。

六　月

二　日

◇滿蒙滿洲里會商開催外蒙側本會議の議事進行に關する七箇條より成る要求を提出。

◇北平軍事分會委員長何應欽氏は高橋駐平武官並酒井參謀長に蔣氏の回答未着を理由に我通告に對する回答猶豫を要請尙南京政府外交部亞細亞司長高宗武氏須磨總領事を訪問北支問題の平和的解決を懇請。

◇蒙政會秘書長德王何王欽と會見、內蒙自治指導長官就任方を懇請

三　日

◇ハルハ事件交涉の滿洲里正式第一次會商は六月一日北鐵第六中學校に於て開催されたが、第一次第二次會商は何等の決定も見ず第三日は四日開かれ右會議に於て外蒙代表は

『今次の會商に於て我代表部はハルハ廟事件の善後處理のみの權限を與へられ會議に臨んだものであるから滿蒙兩國の親善策等の問題を討議することは出來ぬ』

との意志表示を爲し之に對し滿洲國側は

『兩國間の根本對策を樹立せざる限りハルハ事件の處理に當るも決して本會議の目的達成は不可能であるから全般的問題の討議にも及ぶべきが當然である』

との希望を開陳した所外蒙側は滿洲國側の意を諒とし直に本國政府に對し代表部の權限擴大を請訓するに決し之が回訓には數日を要するので次回會議に延ばされた。

◇筆者に最も困難と云はれて居る蒙古文字のタイプライターが日本青年事務官の手によつて發明され、蒙古人行政の總本山蒙政部では毛筆を揮つて漫々的な公文書作成に多大の時間と勞力を使つて居た事務上に一大光明を齎らした。その發明は同部文書課長で大阪外語蒙古語部第五回出身の淺野良三氏で、かねて蒙古文タイプライターを作成して事務の能率を高め、且難解の蒙古文字の鮮明化をはからうと昨年末種々研究を積んでゐたが今春漸く成功、菅沼タイプライター製作所で試作せしめた所、好成績を收め、愈々これを實用に供することゝなり、管下各廳で蒙古人のタイピストの募集を行つた所、忽ち百十八名の應募者があり、その中から選拔された妙齡の蒙古婦人二名が六月三日新京着、四日から早速敎習を始めた。この二人は興安總務科長薩噶拉布氏の妹鄭淑靜さん(二〇)と同署地方科長の夫人苞秀芬さん(二五)である。

◇陸軍省北支問題解決遷延しあるに鑑み當局談を發表。

◇北平軍事分會委員長何應欽氏北支問題の責任者として于學忠氏に辭職を强要、于學忠氏拒絕。

八　日

◇關東軍は去る五月二十三日武裝露兵約四十名滿洲國東南國境大鳥蛇溝を渡つて不法越境し掠奪占領した旨發表。

十一日

◇關東軍宋哲元軍の不法事件に對し何應欽氏に抗議を發し尙その眞相を發表。

◇滿露國境日露兵衝突事件に關して外務省非公式當局談で事件の眞相を發表。

十三日

◇第四次滿洲里會商外蒙政府の回訓到着し開催。

◇宋哲元軍の不法事件に對する關東軍の態度強硬による北支懸念再燃し上海市場大混亂に陷る。

十四日

◇宋哲元軍の不法行爲に關して我天津軍首腦部會議開催。

十五日

◇關東軍司令部察哈爾省肅正工作案に關する訓令を土肥原少將に發す。

◇宋哲元氏代表秦德純氏酒井參謀長松井武官と會見、宋軍の不法事件解決を交涉開始、宋氏松井武官に第二張北事件の責任を負ひ今後一切排日滿行動中止し、又如何なる要求にも應ずる旨陳謝を表明。

◇將來南滿と拓け行く內蒙古を繫ぐ交通路の先驅として意義深い海拉爾―ハロン・アルシヤン溫泉間二八五粁の貨客運輸は鐵路局直營の下に六月十五日バス(二〇名乘り)トラツク(二噸積載)の二縱列で初運轉を開始、從來トラツクで二日、馬車で數日の行程を要した神祕溫泉境アルシヤン迄、海拉爾を朝の七時に出發、警乘兵乘組の安全裡に快いクツシヨンの中に搖られ、途中ハンダガヤに停車川一筋向ふには謎の國外蒙古の山野を望みながら夕刻六時には萬病卓効のアルシヤンでいで湯につかりキヤンプホテルでくつろげると云ふ便利化を見るに到り、今後三日目毎に貨客車一往復運轉の實現に依り蒙古の產業人文開發上に劃期的貢獻が豫想されてゐる。

尙旅客運賃は左の如し。

ハロン・アルシヤン――海拉爾間
(二八五粁)　拾七元七角

ハンダガヤ――海拉爾間
(一九九粁)　拾元九角五分

貨物運賃は噸一粁當り

一級品　五角五分

二級品　四角五分

十六日

◇察哈爾問題善後策決定の黃、汪、何三巨頭會議開催。

◇察哈爾問題に關して南京政府最高首腦部緊急會議開催、

我要求全部容認に決定。

十七日

◇關東軍並現地駐屯最高參謀會議開催、河北問題の善後策並に察哈爾對策問題を協議。

◇關東軍司令部に察哈爾省肅正工作に關する全幕僚會議開催、關東軍の根本方針を決定。聲明發表。

◇南京政府外交部唐次長磯谷武官と會見、察哈爾事件につき日本軍の意見を聽取、北支新政局につき意見を交換。

十八日

◇南京政府行政院北平政務整理委員長黃郛の北上不可能の爲め王克敏氏を代理に任命、察哈爾省政府主席宋哲元氏の免職を正式に決定、尙宋哲元氏の罷免、第三十二師の自發的移駐等松井中佐の第一回現地要求を全部容認した旨秦德純代表に電命

十九日

◇滿洲里會議文書作成、討議範圍等で意見一致を見ず休會となる。

◇第二張北事件に關し天津駐屯軍首腦部會議を開催、張北事件交涉は北支問題と切離し土肥原少將折衝するに決定。

◇察哈爾省主席宋哲元氏二十九軍長辭職し第三十八師長張自忠氏に引繼ぐ。

二十二日

◇宋哲元氏土肥原少將に特使を派し今回の事件に關し陳謝の意を表し軍事區域設定を申出ず。

二十三日

◇ハイラステンゴール附近において外蒙兵は不法越境をなし作業中の關東軍測量手及びロシア人一名その他機材を拉致す、我軍は○○搜索隊を現地に派遣し搜索せしめ軍は滿洲里會議を通じ外蒙古政府に抗議せり。

◇秦察哈爾省主席汪行政院長に辭任電報を發す。土肥原少將、松井中佐、秦主席と察哈爾問題解決交涉開始、原則的諒解成立、但し協定文書確認を秦氏承認せず。

二十五日

◇關東軍測量班外蒙兵に襲擊され二名拉致さる。

◇舊宋哲元軍晃振聲部隊約六百名獨石口北滿洲國境を侵犯國境警備警察隊に發砲日滿聯合軍出動交戰狀況に入る、關東軍緊急會議開催土肥原少將より抗議せしむるに決定。

◇土肥原少將雷壽榮、陳覺生氏と第二張北事件交涉開始、土肥原少將我要求全部承認と正式覺書交換を主張し最後的決定に至らず。

二十六日

◇ハルハ事件に關する滿洲里會議第九次會議は六月二十六日午後一時より開會、本論たるハルハ廟事件の折衝に入つた。開會劈頭滿洲國側はかねて堅持する提案を基礎とし討

議に入り外蒙側は自國側より見たハルハ事件につき述ぶると共にハルハ廟及び附近の土地は外蒙のものであると唱へ滿洲國側委員は特に土地問題について各角度よりこれを反駁應酬し、結局何等決定せずして散會した。

次いで第十二次滿蒙會議は七月六日午後一時より開會されたが、外蒙側は地圖によりハルハ廟附近の歸屬問題を飽迄外蒙領域と主張して譲らず、滿洲側はこれに對し不完全なる地圖による國境歸屬の決定は妥當ならずと反駁し論爭二時間の後午後三時散會した。

◇舊宋軍の再三の不法行爲に關して關東軍關係幕僚、滿洲國軍政部代表緊急會議開催、滿支國境を斷乎實力を以つて封鎖するに決す、尚察哈爾軍の長城以南撤退要求を土肥原少將へ訓令。

◇駐日ユレーネフ大使日滿露國境衝突事件善後處置に關して廣田外相と會見、外相日滿露國境紛爭委員會設置を提議ユ大使本國へ請訓を約す。

◇滿洲里會議で外蒙代表拉致關東軍測量班員の身柄引渡し手配方を快諾。

◇秦察哈爾省主席舊宋軍吳振聲軍の後退を嚴命。

二十七日

◇支那側代表秦德純氏土肥原少將を訪問、察哈爾問題解決の覺書を手交。

◇察哈爾問題解決　支那側我要求事項全部承認、文書調印を受諾。

二十九日

◇關東軍察哈爾協定實行を松井武官監視するに正式決定。

◇土肥原少將、宋哲元氏と第二張北事件に關して會見。

三十日

◇察哈爾省主席宋哲元氏は最近滿洲國幣の使用を强制的に禁止し若し違反するものあらば、銃殺する旨嚴命したが、國境密雲方面では滿洲國々幣が唯一の通貨として使用されてゐる關係から、金融大恐慌を來し人心極度に動搖してゐる。

七月

一日

◇外蒙兵に拉致された犬養測量手海拉爾歸着。

二日

◇駐日ソ聯ユレニエフ大使ソ聯側の虛報に依る我軍の越境事件に關し外務省に抗議書を提出。

三日

◇第十一回滿洲里會商開催、境界問題で意見對立。

◇外務省滿ソ國境に於ける越境並領水侵犯に關するソ聯抗議覺書に關して南駐滿大使並太田大使に調査方を訓電。

五日

◇南駐滿大使ソ聯抗議の日滿兵越境事件は事實無根でソ聯側の宣傳工作の旨外務省に報告。

駐日ソ聯ユレニエフ大使廣田外相と日滿ソ國境紛爭處理委員會設置に關して會見。

午前十時關東軍測量隊はハイラステンゴール（甘珠爾廟東南約八十キロ、ジヤンジユ廟の西南、約五十キロ）東南方約十キロの山上を測量中、外蒙兵四名、ハルハ河を渡つて滿洲領內に侵入し來り一齊射擊を加へ測量中の犬養慶及びロシヤ人馬夫一名を拉致し測量機械一組、荷馬車一臺、馬二頭を奪ひ去つた。右に對し關東軍では二十六日海拉爾特務機關長齋藤中佐をして目下滿洲里會議のため滿洲里に滯在中の外蒙代表に抗議せしめ犬養測量手ほか一名の身柄を引渡を要求したところ、外蒙代表は外蒙側の不法を認めて衷心遺憾の意を表し直に自國政府に對し拉致者身柄引渡しを手配したが、次で二十八日犬養測量手は遠路を目隱しされたまゝハルハ廟國境附近に引ずられ來つて甘珠爾警察署に引渡された測量機械等は未だ返還されてゐないのみならず、引渡し直前外蒙兵は言語不通の犬養氏を脅迫し內容不明の蒙古文字の書面に署名せしめられたが、恐らく犬養測量班が外蒙領に侵入し測量したことを强要して外蒙側の不法行爲を誤魔化さん心組みと推測される。

右に就き關東軍司令部及び滿洲國外交部は七月四日在滿洲里代表を通じ、外蒙政府に對し正式抗議を提出した。

抗議の內容は

今次の事件は固より將來に亘りこの種紛爭の發生並に擴大豫防の見地より滿蒙兩國が常に友好的關係を保持せんことを重要視したもので、外蒙政府にして誠意を有するならば容易に解決せられるものと信ぜられる。

右抗議の要項は

一、日本人に對する不法拉致

二、日本國旗に對する侮辱

三、强制的に犬養測量手に對し文書に署名をなさしめながら僞つて測量器材を持つて逃げたこと。等を列記してゐる。

六日

◇滿洲國外交部發表、關東軍司令部及滿洲國外交部七月四日在滿洲里外蒙代表を通じ外蒙政府に犬養測量手拉致事件に伴ふ外蒙兵の滿洲國領內不法侵入並日本軍侮辱事件に對して正式抗議を提出、外蒙政府滿蒙國境事件の虛構聲明書を發表。

九日

十日

◇滿洲里會商で神吉滿洲國代表外交代表の交換を再提議。

◇關東軍外蒙兵の大養測量手拉致事件に關する外蒙側の申出を發表、關東軍直に我要求回答を催促。

◇ソ聯政府最近新疆省督辦盛世才を使嗾し外蒙兵ウリヤスタイ地方を爆擊東方進出を計畫中の旨入電。

十五日

◇外蒙代表測量班拉致事件に關し滿洲里關東軍代表及外交部代表に九日同樣の不誠意なる回答文を手交、問題益に重大化。

◇「ハルビンスコエ・ウレミヤ」紙の報ずるところによると最近ソヴエート聯邦政府はイルクーツク市より二十臺の爆擊機を差向けて外蒙北部の行政市ウリヤスタイ（新名ジブハランツ）を爆破し、その城壁、寺院、倉庫、商店等を根底より破壞し死者だけでも二千名に達し夥しい負傷者を出した。住民は大恐慌を來して科布多、庫倫、張家口方面へ逃走した。飛行機に續いて派遣せられたソヴエート・ロシアの騎兵隊がウリヤスタイ地方の反ロシア分子に對して徹底的斷壓を加へて居り、目下ウリヤスタイは外部との連絡を絶たれてゐるとのことである。原因はこの地方の蒙古人間には、ロシアの干渉を受けない純蒙古獨立國の建設を願つて居るところへ、近來ソヴエート式の牧農政策に對する不滿が高まり、遂にコルホーズやソフホーズから脫退する者多く、それがためウリヤスタイ蒙古官憲とソヴエート政府の監督官との間の關係がとみに尖銳化したゝめだといふ。ウリヤスタイとは漢譯で多楊柳の義で楊柳の多いところから附けた名稱で三音諾顏部の西隅、杭愛山脈の南麓に位し、庫倫（ウラン・バートル・ホト）と科布多を結ぶ庫倫站道に當り、庫倫の西一千キロ、露蒙國境より約二一三乃至二六六キロ南方チヤガスト・ゴルとボグドイン・ゴルの會流點にあり、內蒙の歸化城や長城西券の嘉峪關より露領セミパラチンスクへ通ずる要衝で、將來の外蒙大横斷鐵道はこの市を通ることになつてゐて、庫倫、科布多と並んで行政上商業上重要な都市である。今より二百年前、清の雍正年間に北路の大軍を科布多經由でこの地に移駐屯田せしめて築城し、準噶爾部を控制すること三十年に及んだ。乾隆帝の時準噶爾部を平定してからこゝに定邊左副將軍を置いて、互に增築して喀爾喀四盟と烏梁海部とを管轄せしめてから漠北政治の樞紐となつた。民國二年ロシアの干渉で舊制は廢せられた。

城は周圍五百丈、木柵張の土壁を繞らし、城內には寺廟二棟の外に武庫、糧株庫がある。咸豐年間東干の亂で兵燹に罹つたが、その後修築を加へて今日に及んでゐる。今より五十年の光緒七年、露淸兩國間に伊犂條約を訂結した際、露淸通商改定章程が出來てから、ロシアの商人の入込む者が多くなり、人口三千餘を算へ、ロシア人の方が蒙古

人よりも多いといふ有樣である。

商業市場は城西一里程の所にあつて地方旗民の商業市場となり庫倫に次ぎ畜産木材の取引が盛である。ソヴェート政府は新疆省方面への自國商品をこの都市を經て運んでゐた。

十七日

◇察哈爾省境保安隊設置問題原則的諒解成る。

十八日

◇ハイラステンゴール事件に關し關東軍、外交部の第二次要求を共同要求として全面的に支持する旨外蒙側に通告。

二十二日

◇五月二十五日以來二十四回の會商を開催した滿蒙會議當分解決の見込なく神吉代表近く引揚げる旨外務省に入電。

二十三日

◇滿洲國政府外交部は滿蘇國境紛爭根絕に滿蘇國境調査班を設置に決定した旨入電。

二十四日

◇英國下院に於て外蒙古及び西部中國の情勢に關する報告を得るため保守黨モーリング議員及びアルフレッド・クツクス卿等一齊に政府に質問を發したが、ホアー外相はこれに對し左の如く應答した。

外蒙及び內蒙の政治的關係に就いては判然しない。日本がウルガに軍の代表機關設置を要求したといふ情報に關しても未だ公式通牒に接して居ない。

と述べ更に他の質問に答へて該地方に於ける政府的情勢に關する報告書提案方を旣に出先官憲へ訓令したと說明し尙外蒙古承認問題に就いては次の如く語つた。

外蒙共和國が何れかの國に依つて承認せられたといふことは未だ聞へてゐない。亦英國代表者を外蒙に駐在せしめることも不必要であるが、蘇聯の外蒙勢力扶植　大の結果英國商人に利害關係ある天津、外蒙間の隊商貿易衰微に關しては調査する。陝西、四川兩省共產軍掠奪に關して何等公式通牒に接してゐない。

三十日

◇マンチエスター・ガーヂヤン紙記者でジョーンズ氏及びドイツ通信社々長ハーバートミュラー博士は內蒙旅行中寶昌の東北地點で土匪に拉致され身代金十萬元を要求されて居たが、その後の報に依ればミュラー博士のみは七月三十日夜釋放された模樣で、同博士は今日中に張家口到着詳細が判明する事となつた。この釋放は恐らく身代金督促のためと見られるが土匪の身代金の外自動式ピストル二百挺を要求して居ると傳へられて居る。

八月

七日

◇烏珠穆沁よりハロンアルシャンに向け旅行中のブリヤート蒙古人二人ハロンアルシャン西方ノーメルゲ附近に於て外蒙兵に拉致せらる。

十一日

◇綏遠省主席傅作義氏北支建設提携を誓約。

◇〇〇司令部附松井大尉は八月十一日新巴爾虎左翼旗伊哈布爾慣廟對岸滿洲國領視察中外蒙監視哨より不法射撃を受け自衛上之に應戰撃退す。

十二日

◇わが集團司令部〇〇隊が國境視察に赴きたるところ新巴爾虎左翼旗滿蒙國境附近において外蒙古監視哨は不法射撃を加へたり。〇〇隊は自衛上應戰撃退滿洲里會議を通じ外蒙古政府に抗議せり。

十四日

◇蒙古人デルボンはバインホーロイ附近に於て狩獵中、外蒙古軍のため拉致され、タムスク司令部に監禁された。

◇滿洲里會商外蒙代表引揚ぐ。

二十七日

◇滿洲國政府郵便夫の拉致事件に關しソ聯に抗議を提出。

二十八日

◇ハルハ活佛は外蒙兵の爲め拉致された。

九月

六日

◇蒙藏會西公旗紛糾事件を調査。

◇秦德純氏察哈爾省主席に就任。

八日

◇蒙藏委員柯三到氏、西公旗事件の調停に赴くべく北平到着。

二十五日

◇察哈爾事件に於ける察哈爾省の治安維持問題に就き、張家口にて土肥原少將、省主席秦德純氏と會見し、全く該問題解決。

二十七日

◇趙丕廉西公旗紛爭調停經過報告の爲め歸京。

二十九日

◇雲王、西公旗紛糾經過を蔣介石、王精衞兩氏に打電報告。

◇新巴爾虎左翼旗オーネオボゴルに放牧中の邦人所有馬匹九十八頭不法越境せる四名の武裝外蒙兵に拉致され、たま〳〵國境地方視察中のわが〇〇少佐は滿洲國國境警備隊長を指揮し外蒙古政府に嚴重なる抗議を提出す。その結果十一日にいたり馬匹九十三頭を返還されたり。

十月

四日

◇内蒙西公旗紛爭問題解決の駐平辦事處設置さる。

五日

◇綏遠省防共會議開催。伊盟各旗聯防辦方を定め、傳作義より伊盟盟長沙王宛、防共の通電を發す。

六日

◇綏遠河北方にて露兵滿洲國軍監視兵不法射擊。

◇綏遠省防共會議終了。

◇惹起せる滿ソ兵衝突事件に伴ふ善後處置に萬遺憾なきを期するため現地調査の目的を以て派遣せられた我調査隊綏遠河憲兵隊根本伍長以下三名、領事館警察隊員一名及び該方面の地理に精通せる國境警察隊太田原巡官の五名は衝突に關係ある滿洲國軍將校二名及び掩護隊として滿洲國國境監視隊三十名を帶同し十二日午後三時頃綏遠河北方約二十キロの事件發生地に到り地上に標識を設置中重機關銃四門乃至五門を有する約五十名のソ騎兵より突如無警告に猛烈なる射擊を受けたるを以て我が調査隊もやむなくこれに應戰せり、この戰鬪における我が損害戰死憲兵一名（日本人憲兵）道案內日本人一名、國境監視隊員滿人四名、負傷者國境監視隊員五名、綏遠河特務機關長は綏遠河警備隊中村大佐を現地に急派し狀況を調査中。

◇綏遠河北方約二十キロ國境附近の滿領內を巡察中の滿洲國軍監視兵に對するソ聯軍巡察兵の不法射擊事件に相次いで又十二日午後三時頃右地點においてさきにソ聯の不法越境を實地調査中の滿洲國軍調査隊は重輕機關銃を有する約五十名より成るソ聯騎馬隊より突然三方より包圍の隊形で計畫的射擊を受けたので、直ちに應戰ソ騎兵を擊退した。目下兩者の損害は不明であるが度重なるソ聯兵の完全な計畫に基く不法越境及び挑戰的態度に對し當局は今回こそ固い決心をなし、あくまでソ聯の反省を促す筈でソ聯側の出方によつては重大化する模樣である。なほ十二日の露滿國境におけるソ聯騎兵の越境襲擊による戰鬪行爲につき、ソ聯側は十二日夜深更我軍當局に嚴重なる抗議を提出し來たりたるも我方は直ちに、これを一蹴し、右衝突の原因はソ聯正規兵の不法越境にありとして彼の不法を指摘し軍當局において對策協議中である。

十二日

◇綏遠河北支國境にて滿洲國軍調査隊露兵に射擊さる。

十三日

◇滿洲國綏遠河外交辦事十二日の露兵不法射擊に關して露國領事館に强硬抗議を發す。

十四日

◇ユレニエフ駐日大使廣田外相と會見、綏遠河に於ける滿洲國境衝突事件に關し正式抗議し來る尙日、滿、露三國混合調査委員會案を提議。

二十一日

◇蒙政會第三次大會百靈廟で開會。

二十二日

◇關東軍、滿露國境紛爭に關して態度闡明。

◇滿洲國外交部滿、露國境紛爭處理混合委員會案に關して談話を發表。

三十一日

◇綏遠西公旗紛糾事件につき、蒙政會第三次大會終了後、各委員は百靈廟において意見の交換を行つた。調停員吳鶴齡は十月三十一日、綏遠に來着問題の石王も包頭より綏遠城に來つて吳鶴齡と面會した。石王夫人は最近包頭において急逝したがこれは西公旗の最初の事件と關係ありとして重大視されてゐる。なほ石王は綏遠にて傅作義と會見し、十一月九日返旗したが、この事件は蒙政會側の讓步により無形に解決するのではないかと見られてゐる。右解決辦法として傳へられるところによれば左の如し。

（一）中央政府は蒙政會委員長雲王に請ふて西公旗石王罷免令を撤回せしめ、改めて暫時停職の形式とす、その間別に代理を派して旗務をとらしめ相當期間後、石王復職せしむ。

（二）綏蒙稅收問題は稅收を二分の一を特別稅として綏遠省主席と蒙政會とを平分することゝし、他を百貨稅として中央より辦理し、若干の補助を支給して蒙古の建設費に充つ。

（三）綏遠省は蒙政會に對し建設費として每月一萬餘元を協助する。

尙綏遠の報道によれば西公旗紛糾事件は行政院より解決方法として左の三項を指定し綏遠省主席傅作義及び蒙政會双方に提議した。

一、中央は命令を以て、石王の札薩克職務八ヶ月を停止す。停職期間內に於ける札薩克の職務は西公旗記名の協理、薩克都爾札布より代理せしむ。

二、蒙政會が西公旗に指し向けた軍隊は即日百靈廟に撤回せしむ。

三、大喇嘛依喜達克登爾根の生命、財產は西公旗署より保障を與ふ。

右の解決方法に依り數ヶ月間に亘る內蒙の紛糾事件も一先づ終熄するものと觀察さる。

◇烏盟西公旗の石王氏が蒙政會より免職された事に端を發し內蒙方面の紛糾は擴大されんとする形勢にあり、これがため蒙政會では已に百三十名の軍隊を同旗方面に派遣し石

王の反抗に備へてゐるが、これに對し石王は綏遠省政府に應援を求めてゐる。一方烏盟長雲王は飽迄石王を札薩克の後裔にあらずとしてこれが罷免方を强調してゐる。又伊盟王の病氣を中心にこれが後任をめぐり奇文、英奇の兩人の抗爭があり內蒙の前途は益々紛糾せんとするに至つた。

石王被免を決した百靈廟內蒙自治委員會では實力を以て石王を驅逐せんとし已に軍隊三百名の護衞下に後任者と西公旗に向け出發せしめた。右に對し石王側でも附近各盟旗に檄を飛ばして應援を依頼し猛烈な戰鬪が開始される模樣である。尙ほ內蒙烏盟西公旗石王の罷免問題が更に紛糾の傾があるので、綏遠省主席傅作義氏は中央に對し指示を請ふところあつたが、行政院は蒙藏委員會をしてこれを處理せしむることゝなり、近く張家口臺站鄂臺長を綏遠に派し、更に西公旗にも入境せしめ事態擴大を防止せしめることゝなつた。

十一月

二日

◇毛皮商と稱し一名の外蒙人新巴爾虎右翼旗偵察の任務を有し越境侵入せるを滿洲國々境監視隊アッスル部隊に逮捕せらる。

四日

ボルンデス監視所は撤退させられた。

六日

◇ソクトスムブル監視哨隊所屬外蒙兵二名不法越境し樹木伐採に從事せる滿洲國國境監視隊に逮捕されたるがその際外蒙古後方部隊は監視隊に對し射擊を加へたるをもつて國境監視隊は應戰擊退せり。

十一日

◇毛皮商と稱する二名の外蒙古人が新巴爾右翼旗に偵察の任務を帶びてバイカル湖西岸地區に越境侵入し來り滿洲國國境監視隊阿期理部隊に逮捕さる。

十六日

◇午前九時十分ハイラステンゴール哈爾哈河合流點上流約三十粁附近ハルハ河中洲に於て外蒙兵二名雜木林中にて柳の伐採をなしあるを發見し滿洲國々境監視隊之を逮捕す。

十九日

◇滿洲國外交部、國境方面の露國の不法行爲抗議。

二十日

◇察哈爾省政府主席蕭振瀛氏、行政院に辭表提出。

二十一日

◇滿蒙會議、國境紛爭處理のため代表者駐在地點に關し意見不一致危機に直面。

二十四日

◇河北、察哈爾兩省主腦部自治委員會組織につき協議最後的決定を見る。

二十五日

◇滿蒙會議の最終的會議は十一月二十五日午後一時より滿洲國代表宿舍ニキチンホテルにおいて開かれ、會議席上外蒙代表は、外蒙政府の意向は前回同樣なる旨の本國政府の回訓を固執して讓らず、滿蒙會議は遂に決裂するに至つた。

二十六日

◇某方面の情報に依れば最近國民政府當局は駐支ソ聯大使ボゴモロフ氏と外蒙問題に關し重要折衝を進めてゐる模樣である。詳細不明であるが右折衝內容は外蒙の獨立承認に伴ふ境界決定、交通通商問題を中心に政府軍事問題をも或程度包含するものでソ聯側では、外蒙の正式獨立承認を目標にその前提たる諸事項に關する意見交換を繼續してゐるものゝ如く刻々進展しつゝある外蒙古の軍事政治的變化に刺戟され折衝は順調に進行中だと言はれてゐる。

◇ハイラステンゴールに於ける外蒙兵の關東軍測量班員拉致事件を初とし、外蒙兵の不法越境事件は頻々たるものあり、滿蒙兩國間に於てはこれ等國境に於ける紛爭を除去の爲め兩國委員より成る共同委員會の設置を協議中であるが、又もやジャンジュン廟西方約三キロ哈爾哈河北方約十二キロの附近で外蒙武裝兵四名が越境し來り放牧中の馬九十八頭を掠奪し引揚げて事件を惹起し、外蒙側の紛爭處理に對する誠意の程度を疑はしむるものあり、同事件に關し興安警備軍警察當局は目下實情調査中である。

十二月

三日

◇外交部督電に依ればハイラステンゴール北方に於ける外蒙兵の不法越境事件はその後現地を調査した結果、ハイラステンゴール北方に外蒙兵二名を認めた滿洲國軍はこれを逮捕せんとしたところ外蒙兵の後方に約一個小隊と思しき外蒙兵を發見したので、自衞手段として右一個小隊と應戰遂に敵を擊退せしめて二名の外蒙兵を逮捕せるものである。右の如く再三、再四の外蒙兵不法越境は日滿外蒙の間に前途面白からざる事態を生ずるものとして滿洲國當局では考慮して居る。

四日

◇興安西省公署民政廳長より蒙政部への報告によれば、突如外蒙騎兵二十餘名が浩濟特旗北方及音地拉地方に侵入し住民色楞札布の馬五頭を掠奪逃走したと、右に對し滿洲國當局では外蒙側に對し抗議をなす筈。

十二日

◇宋哲元河北省主席に、張自忠察哈爾省主席に任命さる。

十三日

◇大川駐ソ大使より外務省への報告によれば、外蒙共和國總理ゲンドン氏は陸軍大臣、內閣書記官長、外務省局長等を帶同、十一日モスクワに到着した。而してソ聯外蒙首腦部今次の會談內容は、目下のところ、嚴祕に付されてゐるが、滿洲里會議が決裂した一方ソ聯の支那進出の一幹線である外蒙、內蒙、北支の赤化防衛協定の成立を目前に控へ重大時期に直面しつゝある事實に見て日本側に於ても重大關心を拂ふべき必要があると見られてゐる。

◇午前十時頃、滿人韓陽同(六七年)、孫申琴(一七年)、楊生文(三七年)、他二名は十月下旬頃以來西口子東方アルグン河滿側氷上に於て漁撈に從事し居たる處十二月十三日午前十時頃ソ聯國境監視騎馬兵二名突如襲來し右三名を不法拉致しジェルケトーチヤ及ボクロフカに抑留訊問の上二十二日夜十時頃ソ領ボクロフカ村附近アルグン河畔にて追放せり。

十四日

◇外蒙古代表ゲンドン首相、デミド陸相はモスクワ駐箚ダリザップ代表の案內で十二月十四日午前クレムリン宮にソヴエート聯邦人民委員會議長モロトフ氏を訪問、長時間に亘り重要懇談を遂げた。右會見にゲンドン首相は滿洲里會議の決裂經過を報告、指示を仰ぐと共に蘇蒙兩國關係の强化、日滿兩國に對する方策等を協議したと解せられる。會見後モロトフ議長招待の午餐會に臨んだが外蒙古代表としては更にメンデ商工相、ナムサライ國防軍總司令等出席、スターリン黨書記長、ウオロシロフ國防人民委員、リトヴイノフ外務人民委員、カガノヴイツチ交通人民委員、オルジヨニセギ重工業人民委員、ローゼンゴリツツ貿易人民委員等蘇聯の首腦が悉く出席して交驩を遂げて居る。

十七日

十九日

◇滿洲國境監視隊はボイルノール西方の滿洲國內に不法侵入中の外蒙兵と衝突し、同地域附近調査中の關東軍部隊と協力して之を驅逐し國境を回復した。

◇滿洲國々境監視隊長大山上校は九日午前アッスル廟附近に在りし小隊を指揮し前進中オラホドカ附近に侵入し在りし機關銃を有する約七十名の外蒙兵と衝突せり。折柄該地方兵要地理調査の爲派遣中の(中川大尉の指揮する約三十名)は此の情況を知り直に大山監視隊を增援し其の戰闘に參加し之を國境外に驅逐せり敵は小銃十二、彈藥約六千捕虜十(內負傷者二)死體二を遺棄し南方に潰走す。我損害なし。

◇機關銃を整備せる外蒙古部隊七十名がオラホドカ及びボ

ルシテル附近において不法越境し來りて、たま／＼監視哨を配置しつゝありし滿洲國々境監視隊と衝突恰も該地附近調査のため赴きありし我が部隊〇〇名は滿洲國監視隊を支援外蒙兵を撃退せり。

二十一日

◇蘇聯　外蒙のモスコウ會議は兩國の軍事同盟締結に赴くものとして各方面の注目を惹いてゐるが、ベルリナー・ターゲ・ブラット紙はデリーテレグラフ北平特派員特電を轉載し外蒙に於ける兩國の軍事提携の事實を確言、最近蘇聯は外蒙に於いて軍事上の大動員を敢行し、蘇聯航空指揮官の指導下に首府ウランバートルに外蒙赤軍・師團はその機械裝備を誇り、滿蒙國境地帶には機械化兵團數ケ師が駐屯し蘇聯飛行機二百臺が之と共同動作を取り、モスコウ・ウランバートル・ハバロフスク四重要都市間の軍事的連絡は緊密に完了したと報じつゝある。なほ北滿現地よりの報告にも同樣外蒙軍は最近ボイル湖の南岸を東部に移動しつゝあり、蘇聯外蒙聯合軍の工作は愈々事實となり來つたとあり、滿蒙國境は何となく不安に蔽はれつゝある。一方蘇聯はモスコウ軍事會議の合理性を强調し、日本の大陸進出阻止の方策こそ世界平和の實現に寄與する大眼目なりと大見得を切り、更に日獨軍事同盟說を捏造し英佛兩國の神經を刺戟しつゝ日本の華北防共工作を阻止せんとの宣傳に大童である。斯の如くソヴエートが華北に於ける日滿華三國防共工作進捗を目の敵として凡ゆる術策を弄してこれを中斷し大陸の赤化に邁進せんとしてゐることは重大な意味がある。

二十二日

◇ボイル湖西方に發生せる滿蒙國境の衝突事件に關し、外蒙側滿洲國に對し謝罪要求し來る。

◇標識不明の飛行機(外蒙機なるや蘇聯機なるや不明)は滿蒙國境ミヤラチヤレより約一粁の地點(滿領)上空を約一千米の高度を以て飛翔し警備狀況を偵察せり

二十四日

◇午前十一時頃オラホドカ前面に外蒙兵五、六十(自動車を有す)越境侵入し同地監視隊を攻撃す。中田調査隊は調査任務を終り歸路連絡の爲同地に至り之を目撃し直に戰鬪に參加し交戰約三十分の後之を南方國外に撃退せり。本戰鬪に於て監視隊戰死一、中田調査隊負傷三、敵の損害不明。

◇オラホドカ・ボルシテルス附近において自動車に搭乘せる外蒙兵五六十名が越境し來りさらに同夜外蒙兵乘馬隊不法越境し來り滿洲國監視隊を襲撃折柄該地附近調査中のわが〇〇部隊協力して撃退せり。

二十八日

◇滿洲國外交部、二十四日外蒙兵不法越境射撃事件に對

し、外交部大臣の名の下に外蒙首相に對し抗議通電。

三十日

◇外蒙ゲンドン首相蒙露提携提唱。

一月

二日

◇內蒙喇嘛僧數名が外蒙古兵のため拉致された。

六日

◇宋軍の不法發砲に我出先當局嚴重抗議を提出。

◇雲王等內蒙十二王名で內蒙統一擁護、分裂反對を南京政府に通電。

◇張北事件の眞相調査並に善後處理のため滂江にて德王と會見せる蒙政會駐平辦公處長包悅卿歸平し、宋哲元に詳細報告す。

七日

◇宋軍不法發砲事件の正式抗議書を提出。

◇河北、察哈爾、山東三省の國境收入整理のため財政部各稅務局長を新に任命、稅收の確保を期するに決す。

◇綏遠省の陝北共產軍を討伐中であつた第八十六師の動搖に乘じ毛澤東の共匪は遂に長城線を突破して、綏遠省に侵入、先發隊約百五十名は包頭西南方八十支里の地點に出現、傅作義氏は急報に依り步砲聯合の自動車隊を派遣して討伐中である。

八日

◇外蒙兵、滿洲國境を越へ部落を不法占據、地雷火を敷設。

◇最近外蒙兵の滿洲國領侵入事件が頻發しつゝある折柄またまたボイル湖西方ホラホトク（滿洲國領）にわが國境警備隊が步哨配置のため赴いたところ意外にも外蒙兵十數名が同部落を不法占據し駐屯せるを發見、更にその後方に三十名の外蒙兵が越境侵入してゐたので警備隊は直ちに外蒙兵を國境外に驅逐し同部落を奪還したが双方の損害はなかつた。なほ同地附近を搜査したところ外蒙兵によつて滿洲國領內に多數の地雷を敷設しあるを發見、この計畫的國境侵犯を重大視し嚴重警戒中である。

◇ポラカンカ監視所に外蒙兵が侵入した。

九日

◇外蒙兵は自衞團を驅逐しオリミア東方を占領した。

十日

◇關東軍露國の捏造宣傳を全面的に否定。

◇駐日露大使外相訪問、日本飛行機越境せる旨抗議、尙國境割定問題で意見交換。

十一日

◇宋哲元氏宋軍不法發砲事件に陳謝。

十二日

◇蘇聯戰鬪機一臺饒河縣第三區七里沁子東北方約十五支里の地點に着陸し該機（マキシムMG四、彈藥四〇〇〇發を有す）は既に燒却しあるも、骨の殘骸は完全に存し飛行士及マキシムMG四、彈藥四〇〇〇發は孟嘗君匪約廿名の爲拉致さる。

◇午後饒縣七里沁子東北約十粁の地點に蘇聯軍用機一臺（複葉驅逐機N—一五型、番號二五九〇五）着陸し操從蘇聯兵は附近に在りたる約二十名、匪賊に對し搭載せる機關銃器及彈藥八連（約二千發）を與へ自ら飛行機を燒却せる上匪賊に對し機關銃の操作を敎示する約束を爲し相共に現場を去りたるが實見者の談によれば匪賊の操從士に對する態度は極めて慇懃なるものありたりと伺操從士の行衞は判明せざるも匪賊の嚮導によりソ領內に歸還せるものと推測せらる。

十五日

◇蒙政會を改組し沙王、德王を正副委員長に任命の件を國民政府より發表。

◇午後一時四十分同江縣城北約七粁三江方面上空より蘇聯飛行機一機飛來、同江縣城上の空場一粁の高度を通過し南方富錦縣境方面に飛去せり。

◇滿洲里西方ペルモト國境監視所に越境外蒙兵襲擊。

十七日

◇外蒙兵、滿領ヘルムトに侵入し哨兵等を拉致

◇外蒙紙、國境紛爭問題の責任を滿洲國に轉嫁の暴論を發表。

十八日

◇露國と新疆省兩政府間に五千萬元借款成立。

二十日

◇滿洲國、外蒙の不法越境に對し嚴重抗議を發す。

二十一日

◇外蒙兵越境、發砲に對し滿洲國々境監視隊交戰。

二十二日

◇滿洲國々境監視隊、不法越境外蒙兵と衝突。

◇蒙古人側の語るところに據れば、察哈爾省境內の蒙古八旗は、淸朝時代には北京政府內務部の直轄下にあつて、八旗所屬の蒙古人は凡て奴隷の如く使役されてゐたが、近年になつて蒙民間に改盟要求の運動發生し、これが實現を度々要請したが、察哈盟直政府及國民政府は容易に彼等の要求を容れなかつたゝめに事態は漸次複雜となり、最近に至つて四圍の狀況に適應せしむる見地より、蒙政會の名に於て一月二十二日改盟を宣布して「察哈爾盟」と改稱し、元の蒙古保安隊長卓什海を盟長に選び、蒙古保安隊を八旗地方（所謂八旗卽ち現在の張北六縣）に分駐せしむることゝなつた。目下のところ同地方は一般に平穩で、國民政府は

省内各盟旗の地方的事業を促進せしむる見地より、察哈爾哈境内各盟旗地方自治政務委員會の組織を命じたが、該會は百靈廟の蒙政會と同一性質のものでその權限も全く同樣である。

二十三日

◇滿洲國張外交部大臣、外蒙外相代理チョイバルサン氏宛最後的警告通達。

二十四日

◇滿蒙兩軍國境に對峙、ヘルムト事件惡化。

◇外蒙古共和國政府 滿洲國外交部宛正式「日滿兩國軍越境」と逆襲的抗議提出。

◇ヤルリーズ河南方地區の現地視察に出張せる本田少佐に對し外蒙側は哈爾哈廟より不法射擊をなし 日系瀨尾中尉外一名射殺せらる、軍は領土確保の爲二十八日〇〇部隊を派遣し先遣の午警備軍を指揮せしめ三十一日外蒙兵の掃蕩を終る爾後迂餘曲折を經て滿洲里會議となる。

◇滿洲國軍警備隊本田少佐がハルハ廟附近に赴いた際外蒙古兵は不法射擊をなし、更に外蒙古側はシヤナよりハルハに增援隊を出した。

二十五日

◇外蒙政府より滿洲國に不法越境の逆襲抗議來る。

◇國民政府は 綏遠省境内蒙古各盟旗の地方的事業振興の見地より、綏遠省境内蒙古各盟旗地方自治政務委員會を設立して、烏蘭察布・伊克昭兩盟所屬各旗、歸化土默特旗、綏東五縣(綏遠省東部の豐鎮、集寧、陶林、涼城、興和の五縣)及び察哈爾右翼四旗(正黃、廂藍・廂紅、正紅の四右翼旗)の自治的事務を處理せしむるに決し、一月二十五日暫行組織大綱を公布すると同時に、沙克都爾札布を該委員長に、巴寶多爾濟 阿拉坦鄂齊爾、潘策恭察布の三名を副委員長に、齊色特巴勒珠爾等十五名を委員に任命した。なほ該委員會は國民政府行政院に直屬し、會の所在地は伊金霍洛に定め、毎月一回委員會を開催するもので、委員會の下に秘書、參事、民治、實業、敎育、保安、衞生等各處を設置することになつてゐる。

◇南京政府國府命令を以つて綏遠省内蒙古各盟旗地方自治政務委員會を組織、沙克都爾札布を委員長とする二十一名の委員を任命すると共に同委員會の組織條令公布。

二十六日

◇滿洲國オラホトが監視哨を外蒙兵再び占據。

二十七日

◇蔣介石蒙古各盟旗駐京代表より蒙古事情を聽取す。

◇午前十一時二十分、瑷琿駐屯步兵第十八團附日系軍官二名(中尉一、少尉一)は瑷琿上流約一、五粁の黑龍江氷上調査中滿岸より約四〇〇米の對岸より突如蘇聯兵三名に小銃

の一齊射撃を受けたり、兩名は何等反撃行動に出でず難を避けて右岸に向へたが蘇聯兵は右兩名が江岸に過する迄射撃を續けたり（射撃彈藥數約二〇、被害無し）

二十八日

◇關東軍發表、約二週間前ロシア機大和鎭、饒河附近に侵領不時着。

二十九日

◇滿洲國軍兵變を起し露領に遁入武裝解除さる。

◇越境外蒙兵驅逐に滿洲國軍出動。

◇金廠溝滿軍國境監察隊は兵變を起し蘇領に遁入せるが翌三十日及二月一日現地に至りたる日滿部隊に對し蘇領より蘇騎兵を交えて逆襲し來り露式小銃、彈藥盒二、手榴彈一帶劍一、防毒面一、蘇聯兵死體一を殘して蘇聯內に退却せり。

三十日

◇露滿東部國境に於いて國境警備隊の日滿軍に露騎馬兵を中心とする部隊擊退さる。

二　月

二日

◇大灘附近に於ける宋哲元軍侵入事件の善後處理に關し、日支兩國代表は午前十一時半より南圍子（大灘南方約五キロ）に於て會見を遂げ、兩者の誠意ある折衝により正午平和的に解決した。先づ日本代表谷少將は、今次事件發生の經緯と共の非が支那側にあることを述べたる後、左の諸項を要求した。

一、支那側は將來誓つて兵を滿洲國內に入れ、若くは滿洲國に脅威を與へ、日本軍を刺戟する等の行爲を嚴禁すること。現に支那側が密偵などをして關東軍の行動を偵察せしめてゐる如きは一切中止せしめること。

二、支那側にして將來右誓約に反したる場合には日本軍は斷乎として自主的行動をとることあるべきも、其の責任は支那側の負ふべきものなり。日本軍は支那側が兵力を增加し、或は陣地の增强を企圖するが如きは日本軍に對する挑戰的行爲と認定す。

三、支那側がさきに抑收せし滿洲國民團の武器全部は沽源縣長同行の上、二月七日までに南圍子に於て日本軍に返還すること。

右に對し宋哲元代表張參謀長は陳謝の意を表し、將來此の種不法行爲を繰り返へさゞることを誓ふと共に、右第一項乃至第三項の要求を是認し、且つ速に第三項を實行すべき旨を回答した。以上により熱河省境の肅淸工作を終了せるを以て關東軍は、支那側の誠意ある實行を監視すると共に此の不幸なる事件を機として日支兩國間の友好關係の恢

復に一歩を進めんことを希望する旨公表した。

三　日

◇新巴左旗居住蒙古人ベンパ(年齢不明)はニューハホドク西方約四十粁の地點に於て放牧中隣家約八十粁地點に所用ありて出向途中突如外蒙兵現はれ本名及馬四共拉致し去りたり。

◇午前十時卅分、東寧東方舊税關より蘇聯兵(將校一、兵十二)は東高安村園山子南端に至り同地より越境すること約三〇〇米約八分間に亘り附近を偵察の後ボルルタフカ西北方四粁方面に引返したり。

四　日

◇午前九時頃蘇領バラバーシ東方よりソ聯飛行機二臺越境飛來し一機は小站上空を、一機(機體黒色、兩翼下に白色にてローマ字の二三八(「以下四字不明」)は密山縣二人班滿軍兵舎上空を一回旋回し飛來コースをソ領に向け飛去せり。

五　日

◇外蒙兵ウオンホトク附近に又も越境、國境監視員に撃退さる。

◇午前一時頃外蒙兵數名はオラホトが監視哨に對し三方より包圍攻撃を開始し滿洲國々境監視隊これに應戰、激戰卅分の後これを南方に撃退した。

◇午前五時頃趙書奎(三五)、武淩言(六二)、蘆和林(四一)の三名は薪採取の爲綏芬河北方約三十領五支里の國境より約一支里の滿内を通行中約三十名より成る蘇聯兵不法越境し來り右三名を荷馬車二臺馬四頭諸共蘇領内に向け拉去せり。

六　日

◇饒河縣義順號駐屯增田少尉よりの報告に依れば李學萬匪中には蘇聯青年將校イオスホ(廿五歳)顧問兼參謀として出動匪賊を操從しありと。

◇勃利縣内に於てソ聯諜報者白殿旗外五名は民政部警務官の爲逮捕せられたるが、彼等は無電調節器一、打拔器一を所持せり。

八　日

◇最近頻發する外蒙兵の越境事件に滿洲國西部國境を脅かすのみならず、外蒙側は日毎に增兵を行ひつゝあり、國境の空氣はます〳〵險惡を加へつゝある折柄、八日恰もヘルモト付近を偵察中のわが將校斥候めがけ突如約六〇〇名の外蒙兵襲來し、やむを得ずわが軍はこれに應戰激烈なる交戰の結果双方相當損害あつた模樣だが詳細不明、急報に接し、ハイラルの笠井〇團、熊野〇兵第〇〇〇隊及び〇〇部隊並に蒙古部隊が九日午前三時ハイラルを出動ヘルモト附近に救援に急行した、今回の如く大兵を擁して不法に襲撃し來つたことははじめてゞ外蒙側が日滿軍の警備薄に乘じ

て一擧に實力をもつた國境線を擴大し側面より滿洲國を脅威せんと策せるものでこの背後にロシアの積極的援助なるはもとより明かであり、今や外蒙側は日滿兩軍との全面的衝突を覺悟し全力をあげてわれに侵攻し來らんとする前哨戰ともいふべく本事件を契機として日滿對外蒙、露國の關係は俄然重大化を免かれざるに至つた。

十日

◇午前六時四十分、小黑河附近の滿岸に蘇聯兵二名渡來し何等か調査しありたるを當國小黑河監視兵發見し誰何したるもソ聯兵は之に應ぜず、猶も不法行爲を續行せるを以て止むなく威嚇射擊せる處右蘇聯兵二名は武市貯炭所附近に姿を沒せり。

十一日

◇國民政府行政院は二月十一日前院長蔣介石氏出席の下に會議を開催、綏遠省内蒙古人問題並びに華北衞戍司令部改組問題に關し左の重大決議をした。

一、太原綏靖公署主任閻錫山氏を綏遠省内蒙古各盟地旗方自治指導長官に任命す。

一、平津衞戍司令及び津海保安司令部を取消し新に天津保安司令部を設置右司令に劉家灣氏を任命す。

而して閻錫山氏は二十四日午前大原綏靖公署において綏遠蒙古政務委員會指導長官就任式を擧行した。

十二日

◇我國領内ジヤミンホドクは一月下旬以來再び外蒙部隊の占據に歸したるが二月十二日之が驅逐の爲同地に出動したる日滿軍に對し外蒙部隊は飛行機及タンクの援護の下に攻擊を開始し一旦之を擊退したるも日滿部隊が同地を引揚るや再び之に侵入占據せり。

◇午後十時關東軍司令部への入電によれば日滿兩國軍は十二日拂曉オラホトが監視哨を不法占據せる外蒙古軍二百と衝突、激戰數時間の後多大の損害を與へて外蒙軍を擊退した。右オラホトがにおける日滿軍と外蒙軍の衝突につき關東軍は十二午後左の如く發表した。

「〇〇駐屯杉本部隊並に滿洲國軍〇〇名はかねて外蒙兵の不法占據せる國境地帶警備のため呼倫貝爾南内方面に出動してゐたが、十二日朝オラホトが附近にかけて同地に侵入しありし約二百の外蒙古兵と衝突、擊破の上同地を奪還す。外蒙古軍は砲二門、機關銃若干を裝備せるが日滿兩國軍の攻擊に多大の損害を蒙りたるものゝ如く軍は砲一門。重機一、蒙古包八個を鹵獲す。この戰鬪において日本軍鏡山中尉、以下下士官二名兵五名は戰死をとげ鈴木大尉外兵三名は負傷し滿洲國軍もまた七名の負傷を出せり。」

十三日

◇國民政府は閻錫山を綏遠省境内蒙古各盟内地方自治指導

長官に任命した。

十五日

外蒙兵凡そ一千名ボイルノール北端アッスルスム西方より大擧越境進擊し來る。

◇午後三時、楊木林子南方國境線附近にて、薪採中の滿人六、馬車四、馬四一三はソ軍に拉致さる。

◇半截河南方約二十粁滿蘇國境線老頭山に柴を取りに赴きたる滿人三名は不正越境し來れる蘇兵の爲馬車二臺、牛五頭と共に不正拉致さる。

十六日

◇ボイル湖一帶外蒙占據に對し滿洲國嚴重抗議。

◇午後一時卅分、黑河國境監視隊附森本中尉外兵四名、通譯一名が黑河附近卡倫山前面黑龍江上の島内側グロデコーヴォ村北端對岸に差掛るや蘇聯兵八名は突如右一行に向け發砲せるに右一行は暫時之を監視しありたるも依然として停止せざるに付止むを得ず之に應射約五分にして蘇聯兵は射擊を中止せり。

十八日

◇午後四時頃、蘇聯兵約四十名は黑河附近卡倫山前面黑龍江上の中の島を占據せり。

十九日

◇午前十一時、虎林縣南開其南方十支里の江上島にて薪採中の滿人一名はソ軍騎馬兵七名のため拉致さる。

二十日

◇午前十一時虎林縣南開其南方約十五支里の滿領側江畔にて薪採中の滿人五、馬四三、橇一はソ軍騎馬兵十名に威嚇拉致されたり。

二十三日

◇綏境蒙政會は、午前十時綏遠公共會堂に於て成立大會を開いた。傅作義、徐永昌(閻錫山代表)、綏遠日本駐在武官羽山喜郎少佐等之に參列し祝詞を述べた。同蒙政會の成立宣言文左の如し。

「綏境各盟旗は北に外蒙を控へ、南に山西、陝西に隣す、今や陝北共產黨北竄を企圖し、國際路線を打回せんとし、外蒙の赤化、又時に活動せんとする秋に當り、各盟旗地域の遼濶、居民の散漫、居所相距る數十百里、移遷定まらざるを以て稽査極めて困難にして、共同有の組織に就き嚴密の連絡を加ふるに非ざれば赤色宣傳を防止するに足らず、利害相同じうするの盟旗をして團結强化せしむるに非ばざれ共匪の侵擾を防壓するに足らず、たま〳〵この必要に基き既に中央の命令を經て成立を見た次第である。本會は中央が寄託の重を承け、蒙民擁護の誠を受く、誓ってこの意旨に基き、睦隣防共の方策の下蒙民生活の向上、蒙旗文化の發展、及び一切の建設を以

て實力を濃厚し、防共の目標に向つて努力邁進し、以て邊防を强固にせんことを期せんとする。」

二十五日

◇滿洲國外交部、外蒙共和國政府に對し國境問題に關し重要申入れ。

二十九日

◇蒙古國民共和國政府、去る二十五日滿洲國外交部の通牒に對し回答を發す。外蒙側混合委員會設置提議。

三　月

九　日

◇馮玉祥は南京にて白雲梯を訪ひ、内蒙問題について商談した。

十　日

◇蒙政部では管下興安四省の各旗より十二名の旗長を選拔し陽春四月頃日本見學視察に派遣することゝなり目下人選中であるが、まづ撫順、大連を視察の上、大連より乘船大阪、京都、東京等の各方面に亘り見學視察する筈である。

十三日

◇李服膺は綏遠に來り傅作義と會見し、德王の綏境蒙政會成立に對する祝電を報告した。

◇蒙古國民共和國陸相デミッド將軍國民議會（フランダン）に於て國防計畫發表（東部國境線强化）

十四日

◇南京行政院は百靈廟を脫走せる叛軍に對し、そのまゝ命令を待つべき旨通達した。

◇蒙古國民共和國首相兼外相ゲンドン氏去る三月六日の滿蒙國境紛爭に關する回答を滿洲國外交部大臣張燕卿氏宛發送。

◇大田駐露大使、ストモニャコフ外務次長訪問、滿蒙國境紛爭に關し、露の斡旋提議拒否を言明。

昭和十一年五月十五日　印刷
昭和十一年五月二十日　發行

蒙古年鑑

定價貳圓

編者　財團法人善隣協會調査部

發行者　財團法人善隣協會
代表者　村田孜郎
東京市小石川區久堅町一〇八

印刷者　君島潔
東京市小石川區久堅町一〇八

印刷所　共同印刷株式會社

財團法人　善隣協會

目的

本會ハ人道的見地ヨリ比隣諸民族ノ融和親善ヲ圖リ相互文化ノ向上ニ寄與スルヲ以テ目的トス

事業

本會ハ前條ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ事業ヲ行フ

一、蒙古民族ノ現狀ニ鑑ミ主トシテ蒙古各地ニ文化的施設ヲ行フ
二、蒙古ノ產業開發ヲ助成シ之カ通商ノ促進ヲ圖ル
三、相互事情ノ紹介宣傳
四、附屬研究並ニ圖書館ノ經營
五、蒙古留學生ノ指導援助
六、比隣諸邦ノ文化產業ノ開發指導ニ從事スル人材ヲ養成スル學校ノ經營
七、蒙古ニ關スル調査、研究ノ發表
八、診療所ノ開設並ニ巡回診療ノ實施
九、蒙古人子弟ノ教育
一〇、蒙古ノ資源及物資ノ調査
一一、其ノ他本會ノ目的達成ニ必要ト認ムル事業ニシテ理事ノ議決ヲ經タル事項

編成

顧問　陸軍大將　林　銑十郎
會長　公爵　一條實孝
副會長　陸軍中將　楠山又助
理事長　井上　璞
監事　法學博士　松本烝治
同　豐田利三郎
常任理事　大島　豐
理事　楠山又助
同　齋藤　貢
同　古仁所豐
同　佐島啓助
同　依田四郎
同　醫學博士　日影　董

東京本部（東京市淀橋區西大久保四ノ一七〇）
新京事務所（新京興亞胡同天慶路）
內蒙支部
多倫事務所（察哈爾省察東特別自治行政區多倫）
阿巴噶班（察哈爾省錫林郭勒盟貝子廟）
蘇呢特班（察哈爾省錫林郭勒盟西蘇呢特旗）
察哈爾班（察哈爾省察哈爾盟廂黃旗ボルトロガイスム）
烏蘭察布班（綏遠省四子部落旗）
善隣協會專門學校（東京市淀橋西大久保四ノ一七〇）
善隣學寮（同右）
蒙古學生部（同右）
錫盟第一初級小學校（察哈爾省錫林郭勒盟貝子廟）
錫盟第一高等小學校（察哈爾省錫林郭勒盟西蘇呢特旗）

善隣協會調査部編纂書目

書名	定價	送料
◆満洲に於ける蒙古民族（オ・ラティモーア原著）	一、〇〇	、一〇
◆外蒙古の現勢	一、〇〇	、一〇
◆ブリヤート蒙古の全貌	一、〇〇	、一〇
◆内蒙古＝地理・産業・文化	三、五〇	、一四
◆赤化線上の蒙古と新疆＝支那邊疆の諸問題	二、五〇	、一〇

東京市淀橋區西大久保四丁目一七〇
發行所　財團法人　善隣協會
電話四谷（35）二二八三番
振替東京九六二二六番

鐵路總局

奉天鐵路局

吉林鐵路局

哈爾賓鐵路局

齊々哈爾鐵路局

哈爾賓水運局